明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　参議院会議録附録（その一）

○質問主意書及び答弁書
米国対日援助費及び終戦処理費の処理に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和二十八年十二月十日　一松　政二
参議院議長河井彌八殿

米国対日援助費及び終戦処理費の処理に関する質問主意書
政府は約二十億ドルに達すると称せられる米国対日援助費をわが国の債務と認めている趣であるが、対日援助が、占領下わが国は何等の自主性を認められず、一方著しい社会不安の存在せる異常なる環境において行われたこと、又対日援助費に関する当初よりの経理事情（援助物資の受渡数量は日本側においてチエックすることを許されず専ら米国側の通告によつて決定されてきた伝えられる）、将又対日援助は米国国民及び米国政府の理解と好意によるものとして機会ある毎に挙国深甚なる感謝の意を表明し来つた事情を考えるとき、対日援助費を単なる債務と同様に取扱うことは極めて妥当性を欠くものと思う。一方わが国が七年の長期間に亘り支出した終戦処理費は実に総額約五千百億円（軍換算率により約四十七億ドル）に達し、敗戦の結果極度に疲弊したわが国経済の非常な重荷であつたことはわれわれの骨身に徹して体験したところである。
これは、わが国がポツダム宣言受諾後一日も早く国家の自主性を回復して世界平和に寄与することを念願し、ポツダム宣言の誠実な履行に努力を重ねたにも拘らず、複雑なる国際情勢のため不幸にも講和が世界史上その例を見ない程甚しく遅延し、終戦後実に七年の歳月を要したことによるものである。
従つて、わが国が如何んともなし難い理由により異常に長びいた占領のため巨額に達した終戦処理費の全額を、日本が負担するのは条理に合わないといわなければならない。且又、わが国が被占領国として負担すべき占領費は、日本における占領政策の実施に必要な経費に限定さるべきであつて、これと直接関係のない国連軍としての軍事施設及び軍事活動のための経費等は終戦処理費によつて賄わるべき性質のものでない。
之を要するにかくの如き終戦処理費約四十七億ドルを全額わが国が負担し、更に又前述の如く単なる債務として認め難い約二十億ドルの対日援助費を弁済せんとするが如きは国民感情としても全く納得し難いところである。
従つて対日援助費及び終戦処理費に関するかくの如き特殊事情に鑑み、対日援助費二十億ドルは勘くとも終戦処理費四十七億ドルと相殺されることとなるように処理することが国民感情を納得させる途であると思うが如何。
又政府においてこれと見解を異にする場合その理由を問う。
内閣参質第一号
昭和二十八年十二月十九日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長河井彌八殿

参議院議員一松政二君提出米国対日援助費及び終戦処理費の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
参議院議員一松政二君の「米国対日援助費及び終戦処理費の処理」に関する質問に対する答弁書
一、終戦後アメリカから与えられた経済援助は、当時困窮状態に陥つたわが国経済の救済のために、政府が連合国総司令部に強く要請した結果与えられることになつたものであつて、政府としては、当初からこれを一応債務であると心得ておる次第である。
ただ終戦直後においては対日援助の管理が一切占領軍当局によつて行われた経緯もあり、また約二十億ドルと報ぜられる対日援助費の中には、わが国の債務と認められるか否かについて充分検討を加えた上で決定すべき性質のものもあるから、今後の交渉によつて債務として認むることの適当なものを国会の承認を経て確定する所存である。
二、終戦処理費は、占領下に置かれたわが国の占領行政に必要な経費である。占領行政費は、被占領国が負担することは、国際法並びに慣例上通常認められるところである。
三、以上のとおり、両経費は、それぞれ別個のものであり、両者を相殺するとか、差別余剰分を返済するとかいうべき筋合のものではないと考えられる。
恩給受給に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和二十九年二月五日　大和　與一
参議院議長河井彌八殿

恩給受給に関する質問主意書
一、公務員の恩給については、国家公務員の場合は、恩給法により退職時の俸給をその算定の基礎とする制度であるが、地方公務員の場合は、地方公務員法により国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように定めることが規定されている。而して実情としては全国都道府県において国家公務員と同様にすべて退職時の俸給を算定の基礎としている。
然るに群馬県においては、従来取扱つてきた右の措置を、昭和二十二年四月一日以降昭和二十三年三月三十一日までの間の退職者に限つて別扱いとする意向があるときくが、かかる特別措置は不当であると思うが、これに対する政府の解釈を問う。
内閣参質第二号
昭和二十九年二月十六日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長河井彌八殿
参議院議員大和與一君提出恩給受給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
参議院議員大和與一君提出恩給受給に関する質問に対する答弁書
群馬県恩給関係条例の適用を受ける職員については、御質問の如き事例はありません。
恩給法の準用を受ける職員については、昭和二十一年七月一日以降昭和二十二年六月三十日までの間の退職者に係る従前の裁定において恩給法第五十九条ノ二第一項に規定する退職当時の俸給年額の計算に誤があり、昭和二十九年二月これを訂正した事例がありますが、別段違法な取扱ではないものと思われます。
東京水産大学の東京移転についての質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和二十九年二月十日　青山　正一
参議院議長河井彌八殿

東京水産大学の東京移転についての質問主意書
一、東京水産大学の東京移転については、昨年七月十三日の次官会議において、一部は本年四月、残部は明年四月に完了のことに決定、関係者に言明せられた所であるにもかかわらず、移転先には、未だ架橋工事にすら着手されていない現状より見て、既定の時期には移転実行不可能と認めざるを得ない。かくては、明年四月全部の移転完了にも疑惑なきを得ないのである。
政府は、この際、本件処理の経過と現状とを明示し、併せて本件既定計画実行について不安なきよう急速適切の措置を採るべきであると考えるが、これに対して所見を承りたい。
内閣参質第三号
昭和二十九年二月十九日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長河井彌八殿
参議院議員青山正一君提出東京水産大学の東京移転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
参議院議員青山正一君提出東京水産大学の東京移転に関する質問に対する答弁書
東京水産大学の東京移転については、昨年七月十三日の次官会議了解の線に沿い、既定計画どおり実現可能なよう鋭意努力中であるが、現況はおおむね次のようである。
一、米軍用代替施設の建設については、建設省の手でその完成を急いでいるので、予定どおり三月末までにはおおむね完成の見込みである。
二、解除地域に通ずるための架橋工事については、かねてからその実

現方を急いでいたのであるが、本年一月その予算が確定した。この橋の架設については道路敷地等種々困難な事情もあるが、工事の完成を急いでいる。

三、久里浜の残存部分の東京移転については、品川の米軍東京補給本部の施設の全面解除は目下のところ予測し得ない状況にある。しかしながら現に保安庁が使用中の越中島校舎については、これを明け渡すために保安庁において昭和二十八年度に本庁舎建設の予算を確保し、霞ケ関に最近その敷地を内定し、近く建設工事に着手する予定であるのでこの本庁舎の完成次第越中島校舎は東京水産大学に返還されることになつている。

漁業協同組合に対する課税上の疑義についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年二月十日

青山　正一

参議院議長河井彌八殿

漁業協同組合に対する課税上の疑義についての質問主意書

一、昭和二十八年十二月七日附国税庁長官通牒中、事業分量に応ずる分配金についての事項中、特別分配金の源泉となる剰余金の項は、水産業協同組合法により設立された漁業協同組合が、漁業自営を行つた場合、それによつて生じた剰余金を、事業分量に応じて配当するときは、事業分量に応ずる分配金に該当しないことにより、課税の対象となる様、一応解せられるけれども、水産業協同組合法並びに漁業法との関連において、重大なる疑義を生じ、当然改正せらるべきものと考えるのである。

（一）、水産業協同組合法との関係

水産業協同組合法第八条には、「組合の所得のうち組合の事業を利用した割合又は組合の事業に従事した割合に応じて組合が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当然組合には、租税を課さない」旨規定されており、同法第五十六条第二項には、剰余金の配当方法として「剰余金の配当は、定款の定めるところにより、出資組合にあつては年五分をこえない範囲内において、払込んだ出資額に応じてこれをし、なお剰余があるときは、組合事業の利用者にその事業の利用分量の割合に応じて（非出資組合にあつては、組合事業の利用分量の割合に応じて）これをしなければならない。」

なおもしこの漁業自営により生じた剰余金を事業分量配当することが、事業分量配当とみなされない場合は、本法（水産業協同組合法）上、年五分の出資配当及び漁業自営事業以外の事業により生じた剰余金を、事業分量配当とするだけで、漁業自営により生じた剰余金は全然配当できないことになり、これを同法第十七条（協同組合における漁業自営）に反するのみならず、自営漁業協同組合の組合員は、漁業自営事業により生ずる剰余金の分配金を唯一の生活財源としており、この配当が許されないとすれば、全く生活の根拠を失う結果により、本法が零細漁民の生活向上のために定められた趣旨より見て、反つて権利を剝奪される結果となるのではないか。

（二）、漁業法との関係

（イ）、漁業法第十五条には、漁業の優先順位が定められており、これによれば、漁業協同組合における漁業自営が第一順位になつており又行政庁においては、漁業協同組合における漁業自営を強力に指導しており、漁業法の制定即ち漁業制度改革は、漁業協同組合の漁業自営を促進するために行われたものと解せられているのである。しかるに、課税上の取扱においてこれと矛盾するものあるは不当ではないか。

（ロ）、更に、漁業協同組合が、漁業自営を行うことは、これによつて、零細漁民が、資本漁業に対抗して、生活権を維持するためのものであり、漁業協同組法が前記の如く、漁業協同組合の漁業自営に優先順位を与えた所以でなくてはならない。然るにこの漁業自営の剰余金に対して、もし営利法人の場合と同様の取扱を為すが如きは、零細漁民を窮地に逐うの結果となり不当の甚だしいものではないか。

これを要するに、水産業協同組合法による漁業協同組合が、漁業自営を行う場合における課税問題の国税庁長官の通牒には疑義を生じ、多数の漁業自営をなす漁業協同組合に対し、不当の課税をなすなきを保し難いので、この際、かかる不当を一掃する適当の措置を採るべきものと考えるが、これに対する政府の所見を承りたい。

内閣参質第四号

昭和二十九年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員青山正一君提出漁業協同組合に対する課税上の疑義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出漁業協同組合に対する課税上の疑義に関する質問に対する答弁書

法人税法においては、法人のすべての所得に対し原則としてその発生原因のいかんを問わず課税しているのである。

しかし、組合員の相互扶助を目的とし、その協同仕入、協同販売等をなす漁業協同組合、農業協同組合等のようないわゆる特別法人の所得については、その構成員たる組合員との取引から生ずるものを含んでおり、通常事業年度終了後においてこれを個々の組合員の組合との取引量に応じ特別配当の形で還元しているのであるが、かかる特別配当は、税法上の損益計算の立場から見れば、実質は一種の割戻と考えられるため、組合が利益処分の形式をとつているにもかかわらず、特に事業分量に応ずる分配を特別法人の所得の計算上損金に算入しているのである。

以上の趣旨は、特別配当を損金に算入することを始めて定めた昭和十五年の創設に係る特別法人税法第四条についての国会における政府委員の理由説明などその審議の経過に徴しても明らかであつて、現行法人税法第九条は昭和二十三年に特別法人税法を法人税法に統合した際、特別法人税法第四条の規定をそのまま踏襲したもので、以上の趣旨は何等変らないのである。

水産業協同組合法第八条においては、この事業分量について非課税とする規定が設けられているが、すでに法人税法、地方税法において非課税の規定が存する以上、これと異る内容をもつ規定を設けているのではなく、組合法自体において一見してその措置を知ることができるようにしているに過ぎないのである。

これに反して自営事業から生じた所得は、組合と組合員との取引から生じたものでないので、本来事業分量の分配の対象となり得ないものであるから、組合がこれを分配しても法人税法上は損金に算入されないのである。

砂糖輸入及び精製に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年二月二十三日

栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

砂糖輸入及び精製に関する質問主意書

戦前におけるわが国砂糖消費量の六〇%が「黄双」又は「粗糖」のままで食糧として国民に親しまれ、また戦後、食糧不足のときには米の代替として配給されていたにもかかわらず、政府はこれをダニがいるとか大腸菌がいるから食用に供せないという理由で食糧とせず「生産資材」として取扱い、国民の生活水準が未だ戦前の八〇%前後にしか達していない現在、砂糖のみは年間需給計画量一〇〇万トンの殆んど全量が精白されているときく。

粗糖（赤ザラ、黄ザラ）を調味料に使用すると一〇〇匁で間に合うものが精白糖なら一二〇匁を必要とするというが、このことは、国民に耐乏生活を強いる「緊縮財政」を立前とする政府が、国民に贅沢な高価な砂糖を多量に使用させることになると考える。

又年間需給計画は一〇〇万トンであるにもかかわらず精糖能力は二〇〇万トンを超えるという。これは政府の原糖割当が精糖能力によつて行われているために、精糖会社は「ドルの枠」をとるために不必要な増設を行つたものであると考えられる。

その他、世界の標準価格を設定する役割をしている「米国ニューヨーク、コーヒー砂糖取引所」の相場に比べ、現在の国内の消費価格は約四倍に当り高率な利潤がうかがわれ、その間に精白糖にする工程においての目減り、歩止り率のゴマカシ、脱税（公表歩止り率以上の実質歩止り）等の疑義を生じる。

国民生活に関係の深い諸予算が削減されんとしている時、政府は国民の生活を圧迫し大資本を擁護して多額な利得を与えていると考えるので、下記一、二（イ）（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）（ヘ）（ト）三、について回答せられたい。

一、終戦後より現在に至る原糖、粗糖、精製糖の輸入状況について左の事項

ドル割当、バーター、スイッチ貿易別、相手国別、糖種別、年次別に、商社又は加工業社の輸入申請の内訳（量、単価等）及び輸入実績（量、単価等）。

二、終戦後より現在に至る間において精糖会社別について左の各項

（イ）全国各精糖会社の創業（終戦後の再開を含む）年次、及

び各年次別の生産設備増強及び資本金増加の実状。

(ニ) 右設備増強資金の内訳を自己資本、他人資本（社債、金融機関のときは借入先別）の別として具体的金額別。

(ホ) 各社の役員（監査役を含む）、相談役、顧問、嘱託について終戦後今日までその職に在つた者、又は現にその職に在る者についての氏名、職名、略歴。

(ヘ) 現在において政府が公正妥当と考える原価計算書を提出せられたい。

なお右計算書には原価の基礎となる諸経費（資本費を含む）の主なるものを項目別として

(イ) 現有設備その儘の状況におけるもの、

(ロ) 設備の稼動率を一〇〇％としたときの仮定計算のものと二通にせられたい。

三、今後の砂糖に対する政府の価格引下げ方策及び需給安定策について具体的に伺いたい。

内閣参質第五号

昭和二十九年三月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員栗山良夫君提出砂糖輸入及び精製に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員栗山良夫君提出の砂糖輸入及び精製に関する質問に対する答弁書

一、別表1　参照

但し、糖蜜については、工業用の廃糖蜜以外は輸入していないため、別表の資料には掲載されていない。

二、(一)　別表2　参照

(二)　現在調査中であり、若干時日を要するので、追つて提出する。

(三)　現在調査中であり、追つて提出する。

(ヘ) 経営内容の調査権限なきため、公正妥当な原価計算の作成は困難であるので、取り敢えず、日本精糖工業会の推算による標準原価計算を提出する。

別表3　参照

三、現在の高価格の抑制については、次の如き措置をとることとしたい。

(1) 政府所有糖、甜菜糖の放出

三月二日約一万トンの入札を実施したが、北海道よりの緊急輸送を行い、更に残量について入札を行う予定である。

(2) 昭和二十八年度既定外貨予算外に、可及的早期に現物到着の見込まれる台湾等の地域よりの輸入について具体的に検討中である。

(3) 昭和二十九年度外貨予算は目下検討中であるが、輸入量の確保、輸入の時期的平均化につとめるものとし、なお、糖価が異常な高騰を続ける場合においては、輸入方式につき慎重に検討したい。

別表一

輸入砂糖調査表

（一九四六～一九五四、二月末日）

一、一九四六年～一九五二年砂糖輸入実績表

二、一九五一年～一九五四年輸入砂糖（原料）予算別地域別需要者別資金割当表（No.1・No.2・No.3）

三、昭和二七年度（一～一二）原料糖輸入実績表（含輸入CIF価格）

四、昭和二八年度（一～一二）

五、貿易業者による二八年度糖種別原料輸入高及金額

六、バター制品目別輸入業者資金割当表

七、二八年度一〇～三期リンク制輸入業者資金割当表（ブラジル O/A を含む）

（昭和二八年三月一日調）

1946～1952砂糖輸入実績表

単位　メトリックトン
単価　弗　CIF　当り

国別＼年度別	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952
米国	精 2,236	精 37,680				$ 175.50 精 11,361	$ 175.50 精 3,639
キューバ		粗 51,846	粗 444,779	粗 59,451	$ 159.90 粗 89,471	$ 149.40 粗 300,894	$ 148.00 粗 47,802
台湾		精 367	精 45,184	精 168,813	$ 133.75 精 245,012	$ 182.00 精 160,995	$ 186.00 精 20,000
ジャワ	精 199		粗 15,000				
ペルー			粗 36,122			$ 205.00 粗 10,450	$ 204.00 粗 19,095
メキシコ			精 16,632		$ 137.39 精 18,788		
香港							
コロンビア					$ 127.00 精 3,284	$ 173.00 精 10,538	
ベルギー						$ 179.00 精 11,721	
ペルトリコ						$ 148.50 粗 19,347	
フイリツピン						$ 155.75 粗 4,992	
キューバ					$ 137.39 精 3,135	$ 219.50 精 1,927	$ 170.00 精 4,200
計	2,435	86,263	523,003	224,102	353,427	508,727	90,053
台湾赤糖				5,472	9,904		
〃好上糖					541		
大東島	246						
計	246			5,472	10,445		

備考 (1) 粗糖は精糖に換算の上（歩留93％）合計を算出してある。
(2) 輸入単価は算術平均価格である。
(3) 1952年は1月～3月迄の輸入実績にして4月以降は統制撤廃となつたため精糖会社割当となるので本表には記載していない。
(4) 1949年迄は連合国総司令部買付による GARIOA. EROA. ESCROW 等援助物資としての輸入であるため価格の詳細は不明である。

1951～1954輸入砂糖（原料）予算別・地域別・需要者別資金割当表　（その1）

（29. 3. 1 調）

期別	26. 10～12	(26. 10～3) 27. 1～3	27. 4～9	27. 4～9	27. 4～9	27. 10～3	27. 10～3	27. 10～3	27. 4～9	26. 10～3	26. 10～3
仕入地域	ドル （キューバ）	ドル （キューバ）	ドル	（スウイッチ） インドネシヤ	（スウイッチ） オランダ	（スウイッチ） スエデン	（スウイッチ） 西独	（スウイッチ） フランス	ベル	台湾	台湾
予算額	$ 16,500,000	$ 2,902,500	$ 12,250,000	cif $ 117 $ 7,932,600	cif $ 134 $ 489,100	cif $ 117 $ 1,415,700	cif $ 113 $ 1,017,000	cif $ 110 $ 5,566,000	cif $ 118 $ 4,222,020	cif $ 150 $ 10,500,000	cif $ 140 $ 10,800,000
製糖業者別	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額
	$	$	$	$	$	$	$	$	$	$	$
芝浦製糖(株)	602,000	47,500	432,235	257,400		58,500	226,000			412,500	441,000
東洋 〃	545,000	105,500	488,909	257,400				275,000		490,500	522,200
日新 〃	1,579,000	305,500	1,098,981	468,000	268,000		542,400	121,000	1,285,200	874,500	933,800
名古屋 〃	2,978,000	557,000	2,315,381	842,400				924,000	714,000	1,924,500	2,053,800
横浜 〃	671,000	123,500	667,310	339,300				396,000	119,000	412,500	441,000
日本 〃	356,000	65,500	234,508	81,900				88,000		223,500	249,400
大日本 〃	2,404,000	464,000	1,944,419	842,400				968,000		1,548,000	1,650,600
明治 〃	1,118,000	209,500	753,412	842,400		140,400		792,000	446,250	840,000	896,000
大阪 〃	1,309,000	234,500	810,773	374,400	87,100			418,000	725,700	645,000	686,000
富士 〃	948,000	180,500	663,075	292,500				319,000		574,500	611,800
中日本氷糖(株)	135,000	25,000	78,978	46,800				44,000		91,500	96,600
東海製糖(株)	286,000	62,000	300,849	163,800				187,000		300,000	336,000
新光 〃	272,000	49,000	214,539	81,900	134,000			110,000	59,000	225,000	238,000
塩水港 〃	1,315,000	117,500	1,029,006	631,800		479,700	248,600			748,500	798,000
九州 〃	478,000	87,000	268,201	117,000				154,000		252,000	235,600
台湾(株)	1,504,000	269,000	949,424	631,800		737,100				924,000	985,600
大平製糖(株)											
日本甜菜糖(株)				468,000				462,000	766,670		
東京製糖(株)											
宮本 〃											
再製糖組合				351,000				308,000	106,200		
備考									発注書付 輸入業者割当		

1951～1954輸入砂糖（原料）予算別・地域別・需要者別資金割当表　（その2）

（29. 3. 1調）

期別	27. 10～3	27. 10～3	28. 4～9	28. 4～9	28. 10～3	28. 10～3	28. 10～3	28. 10～3	28. 10～3	28. 10～3	28. 10～3
仕入地域	台湾	ドル	台湾	インドネシヤ	台湾	ドル	インドネシヤ	インドネシヤ	ブラジル	ドル	ブラジル
予算額	cif $ 150 $ 1,650,000	cif $ 115 $ 11,500,000	cif $ 115 $ 23,000,000	cif $ 118 $ 719,000	cif $ 115 $ 8,050,000	cif $ 84 $ 8,400,000	cif $ 129 $ 1,290,000	cif $ 118 $ 1,652,000	F. A. S $ 90 $ 3,600,000	F. A. S $ 88 $ 3,520,000	cif $ 108 $ 2,160,000
製糖業者別	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額	割当額
	$	$	$	$	$	$	$	$	$	$	$
芝浦製糖(株)	375,000	656,515	575,000		722,890	470,413	(安部幸) 322,500	97,384	201,600	192,984	118,368
東洋〃		625,965	2,300,000			379,561		78,576	162,630	155,672	95,580
日新〃		362,615	1,552,500		1,127,690	553,293		114,541	237,150	226,952	139,320
名古屋〃		1,329,305	805,000		575,000	733,538		151,855	314,370	300,872	184,680
横浜〃		587,440	805,000		609,960	292,834		60,622	125,460	120,120	73,764
日本〃		219,210	575,000		63,250	108,592		22,480	46,530	44,528	27,324
大日本〃	750,000	1,888,205		(日綿) 719,000	629,395	1,071,522		221,824	459,180	483,560	269,784
明治〃		1,176,240	1,725,000		1,641,970	847,420		175,431	363,150	347,600	213,300
大阪〃		468,990	2,760,000		695,750	597,814	(加商) 129,000	123,758	256,230	245,256	150,444
富士〃		647,010	2,300,000		173,650	433,378		89,717	185,760	177,760	109,080
中日本氷糖(株)		100,185	172,500		192,970	70,415		14,577	30,150	288,640	17,712
東海製糖(株)		399,980	977,500		609,615	240,030		49,691	102,870	98,472	60,372
新光〃		273,375	862,500		131,905	243,733		50,457	104,490	99,968	61,344
塩水港〃	375,000	968,550	575,000		403,305	470,860	(安部幸) 322,500	97,476	201,780	193,160	118,476
九州〃		344,565	1,725,000			279,811	(加商) 96,750	57,926	119,880	114,752	70,416
台湾(株)		1,156,690	2,760,000			638,480		132,177	273,600	261,888	160,704
大平製糖(株)		171,370	1,725,000			203,394		42,106	87,210	83,424	51,192
日本甜菜糖(株)		344,565	690,000		472,650	287,456		59,508	123,210	117,920	72,360
東京製糖(株)		46,100	115,000								
宮本〃						57,456	(加商) 96,750	11,894	24,660	23,584	14,472
再製糖組合	150,000					420,000	(加商) 322,500		180,000	246,400	151,200
備考	当時A/Aであつたが28. 4～9で調整した		A/A								

昭和27年度粗糖輸入実績（含輸入CIF単価）

単位　数量kg　単価屯当りCIF弗価格

原産地	割当期別及決済別	単価	数量	金額
キューバ	26.10～3（ドル）	125.49	158,154,644	19,847,069
	27. 4～9（ドル）	116.26	120,674,912	14,029,759
	27. 4～9 インドネシヤ(スウイッチ)	116.64	50,711,240	5,914,959
	27. 4～9 オランダ(標準外)	133.45	3,591,479	479,283
	27.10～3 スエーデン(スウイッチ)	116.55	1,255,320	146,308
	27. 4～9 ペルー(スターリング)	118.65	5,872,771	696,804
	計	120.83	340,260,366	41,114,182
台湾	26.10～3（SAA）	146.94	157,890,962	23,199,743
	27.10～3（SAA）	150.40	12,422,484	1,868,342
	計	147.19	170,313,446	25,068,085
ペルー	27. 4～9（スターリング）	110.20	16,189,821	1,784,044
	27. 4～9（ドル）	108.77	7,877,450	856,830
	計	109.73	24,067,271	2,640,874
ペエルトリコ	26.10～3（ドル）	125.47	6,822,617	846,034
其の他	政府手持	146.60	20,747,848	3,041,533
合計		128.33	562,211,548	72,710,708

註　単価は関税徴収額よりCIF価格を逆算

昭和28年糖種別・ソース別原料受高及原料価格

（昭和29年2月19日）

単位、屯当りCIF弗

糖種別	ソース別	単価	数量	金額
		弗	屯	弗
キューバ	27年4～9期　ドル	106.47	2,157,961	229,760
	27年4～9期(インドネシヤスイッチ)	116.64	12,959,437	1,511,588
	27年10～3期(3国スイッチ) スエーデン	116.55	9,628,602	1,122,213
	27年10～3期(3国スイッチ) 西独	112.45	9,307,677	1,046,649
	27年10～3期(3国スイッチ) フランス	110.00	49,112,220	5,402,344
	振興外貨	112.25	87,499,547	9,821,466
	バーター	118.57	173,476,808	20,569,145
	27年10～3期　ドル	94.59	123,221,314	11,656,054
	28年10～3期　ドル	85.86	2,000,000	171,720
	小計	109.71	469,363,566	51,530,939
台湾	27年10～3期（S. A. A）	115.00	92,159,399	10,598,332
	28年4～9期(O/A資金割当)	〃	174,717,835	20,092,552
	28年10～3期(〃)	〃	23,019,327	2,647,222
	27年10～3期(スターリング香港経由)	107.55	23,383,821	2,514,930
	小計	114.44	313,280,382	35,853,036
ペルー	27年10～3期スターリング	110.50	12,922,137	1,427,896
	27年10～3期　ドル	90.35	9,615,602	868,737
	28年10～3期　ドル	82.86	7,009,838	580,835
	振興外貨	107.31	4,516,291	484,628
	バーター	118.05	18,709,666	2,208,735
	27年10～3期(スターリング香港経由)	125.29	38,479,700	4,820,947
	小計	113.88	91,253,234	10,391,778
レーユニオン	O/A	126.00	30,697,304	3,867,861
仏領西印度	スターリング O/A	125.00	4,737,367	592,171
インドネシヤ	28年4～9期　O/A	118.00	6,092,174	718,877
	28年10～3期　O/A	128.51	2,033,138	261,279
ブラジル	27年4～9期　O/A	134.86	47,079,517	6,348,931
其の他		113.80	9,924,939	1,129,412
合計		113.57	974,461,621	110,694,284

バ　ー　タ　ー　割・当　期　別・品　目　別・砂　糖　輸　入　実　績　（含精糖工場買入ＣＩＦ価額）　（その1）

（昭　和　29　年　2　月　19　日）

単位、単価屯当りＣＩＦ$ 価格、数量kg

区分＼期別・輸出品目	昭和27年10～3期第1次										計	
	硫安		鯨油		ニツケル		レーヨン		大豆油			
	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量
1月							122.43	1,119,997			122.43	1,119,997
2月												
3月	126.01	9,157,404					121.42	998,666			125.56	10,156,070
4月	122.88	27,921,134	132.00	7,545,491			118.32	4,467,124			124.09	39,933,749
5月	122.52	5,553,194	125.86	6,290,807			121.00	2,318,624			123.75	14,162,625
6月	123.28	18,728,051	133.00	2,300,000	110.00	399,000	118.48	962,000			123.74	22,389,051
7月												
8月							115.43	925,000			115.43	925,000
9月	129.00	240,000			110.00	2,155,000					111.90	2,395,000
10月					110.00	9,262,755					110.00	9,262,755
11月					110.00	173,000			132.00	1,913,000	130.18	2,086,000
12月												
合計	123.46	61,599,783	129.61	16,136,298	110.00	11,989,755	119.38	10,791,411	132.00	1,913,000	122.58	102,430,247

バ　ー　タ　ー　割・当　期　別・品　目　別・砂　糖　輸　入　実　績　（含精糖工場買入ＣＩＦ価格）　（その2）

（昭　和　29　年　2　月　19　日）

単位、単価屯当りＣＩＦ$ 価格、数量kg

区分＼期別・輸出品目	昭和27年10～3期第2次						計		昭和28年4～9期		合計	
	鯨油		敷物		鉄板				鯨油			
	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量
1月											122.43	1,119,997
2月												
3月											125.56	10,156,070
4月			124.53	5,203,450			124.53	5,203,450			124.14	45,137,199
5月	113.00	8,971,143					113.00	8,971,143	110.00	1,000,000	119.19	24,133,768
6月											123.74	22,389,051
7月	111.08	26,533,059			114.55	1,022,946	111.21	27,566,005			111.21	27,556,005
8月	110.00	9,724,778	108.07	1,994,414	114.18	1,226,799	110.10	12,945,991			110.45	13,870,991
9月	112.94	9,604,339					112.94	9,604,339	117.50	4,809,242	114.10	16,808,581
10月					114.42	2,693,328	114.42	2,693,323			111.00	11,956,083
11月									117.50	9,490,729	119.78	11,576,729
12月									117.50	7,482,000	117.50	7,482,000
合計	111.53	54,833,319	119.97	7,197,864	114.39	4,943,073	112.65	66,974,256	117.17	22,781,971	118.48	192,136,474

28. 年度糖種別原料輸入高及金額

単位屯　CIF弗

糖種別	ソース別	単価	数量	金額	備考
キューバ	振興外貨	弗 112.25	87,499	弗 9,821,762.00	様式上小口申請であるから商社別の記載は行わない。
ペルー	〃	107.31	4,516	484,611.00	
台湾	28年10～3期スターリング	107.55	23,383	2,514,841.00	丸紅・東新産業
ペルー	〃	125.00	38,000	4,750,000.00	〃・〃
仏領西印度	スターリング	125.00	4,737	592,125.00	日商・加商等
ブラジル	27年4～9期自動承認	135.00	47,079	6,355,665.00	東京貿易・新野村貿易・日商・大倉商事・第一物産・明治商事・第一通商
レユニオン	〃	126.00	30,697	3,867,822.00	東京貿易・丸紅・不二商事
キューバ	バーター	別表			
キューバ	28年10～3期リンク	FAS 85.00			砂糖到着は29年4月以降と推定される。
ブラジル	28年10～3期	FAS 81.17			

バーター品目別砂糖輸入業者資金割当

(29. 3. 1調)

輸入業者＼期別・輸出品名	昭和27年10～3月期第一次 硫安	鯨油	ニッケル	レーヨン	大豆油	昭和27年10～3月期第二次 鯨油	敷物	鉄板	28年4～9月期 鯨油	合計
	$ 5,639,562	$ 1,516,812	$ 992,062	$ 459,378	$ 179,822	$ 4,493,531	$ 609,000	$ 1,136,160	$ 2,244,000	$17,270,327
不二商事(株)	1,346,278	1,516,812	992,062		179,822	2,417,961				6,452,935
第一通商(〃)	124,000							189,038		313,038
アンドリーウエアー	825,000									825,000
住友商事(株)	520,000									520,000
第一物産(〃)	958,026							183,895	2,244,000	3,385,921
新東亜交易(〃)	164,520									164,520
東洋綿花(〃)	131,250			87,838						219,088
三洋貿易(〃)	464,975									464,975
井川貿易(〃)	489,888									489,888
南洋物産(〃)	615,625									615,625
丸栄(〃)				15,750						15,750
日商(〃)				25,000						25,000
伊藤忠(〃)				105,000				176,890		281,890
湯浅貿易(〃)				110,250						110,250
白洋貿易(〃)				115,540						115,540
東京貿易(〃)						2,075,570				2,075,570
東福物産(〃)							609,000			609,000
光和商事(〃)								180,363		180,363
日綿実業(〃)								218,493		218,493
安部幸(〃)								187,481		187,481

備考　別表「昭和28年糖種別、ソース別原料受高及原料価格」に於けるバーター分と本表との差額金$5,507,553は補償金相当額

28年度10～3期リンク制輸入業者資金割当（含ブラジル O/A）

1. リ　ン　ク

輸入業者	仕向地	輸出品	数量	砂糖輸入量	単価	金額
丸紅	インドネシア	機関車	75輛	16,540	FAS 85.00	$ 1,405,900
〃	フィリッピン	平炉	1基	1,012	〃	86,020
岩井産業	〃	機関車	50輛	6,685	〃	568,225
〃	〃	〃	25 〃	3,343	〃	284,155
安部幸商事	イギリス	輪軸	3,000対	1,764	〃	149,940
〃	〃	〃	78.5屯	680	〃	57,800
相互貿易	〃	鉄度	59. 〃	512	〃	43,520
白洋貿易	〃	〃	23.25 〃	202	〃	17,170
笠井商事	〃	〃	3.5 〃	30	〃	2,550
中外貿易	ブラジル	製麻工場機械	1式	1,589	〃	135,065
日江商商	インドネシア	機関車	10輛	980	〃	83,300
東西交易	ベルギー	かん詰	2,000函	47	〃	3,995
〃	フィリッピン	〃	1,000 〃	23	〃	1,955
丸紅	アメリカ	〃	3,000 〃	70	〃	5,950
アンドリュー・ウェア	アメリカ、フィリッピン	〃	45,000 〃	1,050	〃	89,250
〃	アメリカ、ベルー、ボリビヤ、メキシコ	〃	5,000 〃	117	〃	9,945
松忠	〃	〃	10,000 〃	233	〃	19,805
伊藤食品	アメリカ其の他	〃	20,000 〃	467	〃	39,695
東京不二商事	アメリカ	〃	80,000 〃	1,867	〃	158,695
〃	ベルギー其の他	〃	7,700 〃	181	〃	15,385
第一物産	アメリカ	〃	20,000 〃	467	〃	39,695
〃	〃	〃	7,500 〃	175	〃	14,875
第一通商	アメリカ、フィリッピン	〃	30,000 〃	700	〃	59,500
野崎産業	リベリア、ヤラ、イタリー、ネゼ	〃	3,000 〃	70	〃	5,950
太平洋貿易	〃	〃	〃	〃	〃	〃

2. ブ　ラ　ジ　ル

輸入業者	数量	単価	金額
第一物産	3,610M/T	FAS 81.17	322,327 $
丸紅	2,665 〃	〃	237,950
安部幸商事	1,425 〃	〃	127,234
東大新倉商事	1,350 〃	〃	120,537
	950 〃	〃	84,822

別表 2　　精糖工場能力推移（旧原料処理能力）　　（単位 屯）

	昭和24年7月	昭和25年5月	昭和26年3月	昭和27年3月	昭和28年3月	昭和28年9月
芝浦精糖	20	25	25	65	475	475
東洋〃			30	80	415	415
日新製糖			80	160	345	345
名古屋精糖	50	65	305	355	415	415
横浜〃	25	35	55	115	215	215
日本〃	25	25	30	35	35	35
大日本製糖	100	100	130	280	605	855
明治〃				155	840	840
大阪〃	55	60	90	115	555	555
フジ〃	10	10	60	90	390	390
宮本〃					10	10
中日本氷糖		8	5	15	15	15
東海精糖				45	195	195
新光製糖	20	25	20	35	190	190
塩水港精糖			85	135	375	375
台糖		40	105	170	425	450
大平製糖					170	170
日本甜菜糖					255	255
九州製〃	35	40	35	35	190	230
東京〃					15	15
計	340	385	1,020	1,885	6,130	6,445

精糖会社資本金推移及創立年月

単位千円

	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	創立年月
芝浦精糖					3,000	3,000	15,000	15,000	300,000	昭和24. 2. 5
東洋精糖						10,000	10,000	80,000	250,000	〃 24.11.29
日新製糖						4,500	50,000	100,000	100,000	〃 25. 6. 1
名古屋精糖				500	3,000	23,000	150,000	300,000	600,000	〃 23. 8. 5
横浜精糖			195	2,000	4,000	8,000	12,000	60,000	120,000	〃 22. 9. 4
日本精糖						15,000	15,000	15,000	15,000	〃 24. 7.19
大日本製糖						120,000	240,000	240,000	720,000	〃 25. 4. 7
明治製糖						36,600	36,600	250,000	500,000	〃 25. 8. 1
大阪製糖			980	2,930	15,000	30,000	65,000	250,000	500,000	〃 15. 4.12
フジ製糖			1,000	1,000	1,000	10,000	15,000	15,000	40,000	〃 22. 5. 2
宮本製糖								10,000	10,000	〃 27.10.27
中日本氷糖						5,000	10,000	20,000	30,000	〃 25. 2.11
東海精糖							10,000	10,000	30,000	〃 26. 4.23
新光製糖	350	350	350	5,000	3,500	13,000	20,000	50,000	150,000	〃 19. 6.10
塩水港精糖						7,500	7,500	30,000	30,000	〃 25. 7. 1
台糖						30,000	90,000	200,000	200,000	〃 25. 5.23
大平製糖								200,000	200,000	〃 27.10.10
日本甜菜製糖	12,000	12,000	12,000	30,000	30,000	30,000	120,000	120,000	300,000	大正 8. 6.11
九州製糖					5,000	5,000	22,500	30,000	100,000	昭和24. 9.23
合計	12,350	12,350	14,525	41,490	74,500	341,600	883,600	2,130,000	4,195,000	

別表3　　粗糖精製に要する経費（100斤当）

	算式	cif 115弗/屯の場合 金額（円）	備考
原料代	A	2,492.97	115弗×361.30円/弗×0.06=2,492.97
関税	0.2A	496.80	115×360×0.06×0.2=496.80
小計	1.2A	2,989.77	
諸掛	111.935+0.046A	228.292	陸上費 66.443、輸入金利及 L/C 開設手数料 55.618、貿易業者手数料 24.93、保管料 41.365(4期)、その他 39.936
加工費	510.573	510.573	薬品費 147.60、労務費 56.572、電力費 10.90、金利 10.38、燃料費 126.00、包装費 75.888、消耗品費 13.77、減価償却費 13.593、その他 55.87
糖蜜収入	(−) 64.80	(−) 64.80	担当(100斤当) 720円×0.09(歩留)=64.80円
小計	557.708+0.046A	674.065	
累計	557.708+1,246A	3,663.835	(i)
製品担当製造原価	599.686+1,340A	3,939.607	(i) ÷0.93(歩留)
販売費及び一般管理費	285.680	285.680	
製品平均販売原価	885.366+1,340A	4,255.287	

備考　1)　本表は23年7月25日，日本精糖工業会調査による。

2)　算式と具体的数字との誤差は四捨五入の関係である。

建設省職員の定数に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年三月十五日

田中一

参議院議長河井彌八殿

建設省職員の定数に関する質問主意書

政府は昭和二十九年一月二十日の閣議において建設省の定数を七四九名減員するよう決定した。しかるに二十六年の行政機関定員法改正以来、事業量は増加の一途をたどり、特に二十五年以来の保安隊工事、駐留軍工事の施行は著しく定数の不足を招来している。

そのため、現在定数一〇、七八〇名に対し、これと全く同一勤務に服し、長期に雇傭されている常勤労務者（準職員）は、六、〇〇三名、常勤的非常勤職員は二十八年五月一日現在の調査によつても八、七〇二名と開いている。

これらの事実は明らかに建設省の職員の定数が絶対的に不足していることを物語つており、且つ政府がこれらの実体を無視していることを意味している。

国民の与論が「水害から郷土を守れ」「公共事業の円滑なる遂行」を要望している折柄、七四九名の減員を行うが如きは、まつたく当を得たものではないと考える。よつて次の諸点について回答いたされたい。

一、地方建設局所管の公共事業費の中、直轄直営施工の額、直轄請負施工の額および国庫補助金による施工の額を二十六年以降、年度別に示されたい。

二、この額にもとづいての二十六年以降の一人当り、消化予算額はどれだけ増大しているか。

三、準職員、補助員であつて直接功程に関係しない事務、技術系の職種にあるものは、部費でまかなうのが原則だと思うがどうか。

四、保安隊、駐留軍工事を実施するに当り、職員の定数に関し、どう処置したか。

五、大蔵当局、行政管理庁および政府は、七四九名を減員するに当つて、どういう配慮を行つたか、又その減員した根拠は何によつたか。

内閣参質第六号

昭和二十九年三月二十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

地方建設局事業費

年度	土木事業費	営繕事業費
昭和二十六年度	直営 一四、二一〇、八五〇千円	六四五、〇〇〇千円
	請負 二、八八四、〇〇〇	
昭和二十七年度	直営 一七、二九六、三四五	九〇五、〇〇〇
	請負 四、六八〇、〇一三	

国庫補助金額

年度	都道府県分	市町村分
昭和二十六年度	二六、八九二、三四九千円	三、六三〇、三六千円
昭和二十七年度	三三、三五八、九三	一六、四七五、五八八

参議院議員田中一君提出建設省職員の定数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中一君提出建設省職員の定数に関する質問に対する答弁書

一　地方建設局所管の公共事業費の中、直轄直営施工の額、直轄請負施工の額及び国庫補助金による施工の額は、次のとおりである。

二　地方建設局における一人当り消化予算額は、昭和二十六年度土木職員百七十四万七千円、営繕職員五百五十万八千円、昭和二十七年度土木職員百九十六万二千円、営繕職員五百六十一万円である。

本省職員（営繕関係職員を除く。）一人当り消化予算額は、昭和二十六年度四千二百三十六万円、昭和二十七年度五千八百七十六万七千円である。

三　直接功程に関係しない事務、技術系の職種にある職員を原則として部費でまかなうことについては、御趣旨は御尤もであるが、従来の経緯等もあるので今後十分研究いたしたい。

四　駐留軍及び保安庁の営舎、宿舎等の建設工事の増加に伴い、その業務を急速に実施するため一三〇人の増員が認められ、内一〇人を本省に、一一〇人を地方建設局に配分した。なお、地方建設局の配分については、関東地方建設局九〇人、中部地方建設局二〇人とした。

五　今回の人員整理においては、行政事務の実情に応じ、その整理合理化を予定して行つたものであつて、別段形式的な一率の基準によつたものではない。事務の簡素化、能率向上について一段の工夫と努力を払うと共に、それによつて生ずる余剰人員を整理することを主眼とした。したがつてかかる事務運営上の工夫を加える余地の少い部分特に第一線の現場要員については、極力その整理を避けることとした。

西日本大水害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年三月三十日

木村禧八郎

参議院議長河井彌八殿

西日本大水害に関する質問主意書

筑豊炭田地帯の石炭らん掘によつて、この地方一帯の地盤の沈下を生じ、民家をはじめとして各種の公共施設に被害を与えていることは政府もこれを認め、石炭鉱害復旧法によつて処理されている。

昨年六月の西日本大水害にさいし、遠賀川の本堤が植木町において決潰し、同町を中心に飯町、中間町、古月村、遠賀村等に大被害を与えたが、この原因は石炭らん掘による地盤沈下に起因すると認められるが、政府の見解如何。

政府は遠賀川の上述の被害状況図と、鉱業法の規定による三菱新入六坑、七坑並びに鞍手炭鉱等の坑内実測図（平面図、断面図）を添え、これに基き、具体的に答えられたい。

内閣参質第七号

昭和二十九年四月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員木村禧八郎君提出西日本大水害に関する質問に対する答弁書

遠賀川は、明治三十九年度から大正八年度までの間に国直轄で改修工事を施行したものであるが、その後年月の経過に伴い、流域の状況が変化するとともに地盤沈下の影響により堤防が沈下し、昭和二十年度から改修工事に着手している。

しかして、昨年の西日本大水害に際し破堤した植木町地内の別添図面（一）の当該箇所は、大正年間に上記の改修工事の一環として河川敷地に堤防を新設した箇所であり、当該地区の石炭採掘状況は、別添図面（二）および（三）の通りであつて、地下約五〇〇米の炭層を採掘し、これによる特別鉱害認定工事は、昭和二十四年度に完了している。

水害後の調査によると、破堤点の現在地盤より地下四乃至五米程度の箇所に厚さ一・二米乃至一・七米程度の砂層があり、被災時の異常な出水によりその砂層を伝つて堤防ののりじりに漏水し、不可抗力により破堤するに至つたものと推定される。

（図面は印刷を省略）

対中共並びに韓国漁業問題についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年四月十二日

青山　正一

参議院議長河井彌八殿

対中共並びに韓国漁業問題についての質問主意書

一、所謂李ライン宣言に端を発した韓国政府のわが漁船に対する弾圧は、依然として理不尽を極めている。例えば済州島の南西百二十海里を航行中の漁船をさえ拿捕せるが如き、保安庁所属公船に対して、今後李ライン内に立入らぬとの念書の提出を強要した如き、全く看過し難いものではないか。

二、李ライン宣言は、国防上の必要を有力な理由としていたが、既に戦乱が終結した今日においては、宣言公布の根拠は消滅したと断んずべきではないか。

三、韓国産の海苔が、わが国において輸入を禁止されたとの口実から、韓国政府は日本からのセンイ製品等の輸入を禁止せんとし、遂

には経済断交に発展するにあらずやと憂慮せられている。

四、米国の斡旋に期待していた日韓会談は、停頓状態にあることは甚だ遺憾ではあるが、この局面打開に如何なる用意がなされているか。

五、中共貿易については、非公式の交渉が行われているが、漁業問題の解決についても、この種の非公式交渉の途を開くべきではないか。

六、対中共の漁業問題につき、第三国の斡旋に期待し得るものがないか。かかる方面の対策についても考慮すべきではないか。

七、中共の日本漁船に対する拿捕又は釈放には、何等かの計画的意図に基づくと解せられるものがあるが、この点につき何等かの情報は得られないか。

八、中共では、青島方面の漁船二隻と乗組員二十五人とが釈放せられ、次いで一二隻の漁船が釈放せられるのではないかと伝えられているが、その真相を確認する方法はないか。

九、中共港湾に出入する日本商船に拿捕を見ないのは、事前の打合わせがあつた如き特殊の事情があるためとしても、中共本土から遠い公海上に行動する漁船が、常に拿捕の対象となつているのは不可解である。機密の保持その他の関係から漁船の行動につき何等かの誤解をもつているのではないか。

十、中共、韓国方面の公海に行動する漁船の安全確保につき、現に採られ又今後採られんとする対策は如何なるものか。

十一、ジュネーブにおいて開かれる極東平和会議は、本件解決の契機を作り得る絶好の機会と信ずるが、政府はこれに参加せざる場合においても、オブザーバーを派遣して、積極的に利用すべきではないか。

十二、中共並びに韓国の相次ぐ不法行為により、わが関係業者の受けた損害は甚大なものがあると考えるが、これに対する補償その他の救済につき、如何なる対策が準備せられていたか。

以上の各項目は、わが漁業界にとつて、何れも緊急な問題であるから、この機会において、政府の所見につき、具体的にして詳細なる明示を切望するものである。

内閣参質第八号
昭和二十九年四月二十日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員青山正一君提出対中共並びに韓国漁業問題についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出対中共並びに韓国漁業問題についての質問に対する答弁書

一、いわゆる李承晩ラインは公海自由の原則を建前とする確立された国際法並びに国際慣習を無視したものであるので、その宣言当時すでにわが国はこれを認め得ぬ所以を韓国側に申入れてあるほか、韓国艦船の本邦漁船に対する不法拿捕その他の不祥事件が発当する都度、在京韓国代表部を通じて韓国政府に厳重抗議し、先方の反省を求めている。韓国側の不法拿捕がいわゆる李ライン外で行われ、また、単に同ライン内を通航中の船舶について行われた事例については、すでに正式文書をもつてその不法なる所以を強く抗議したところであり、さらに、わが政府公船第二京丸及び「さど」を拿捕したことに対しても、それが公海自由の国際法上の原則を無視するものであることは勿論、一国の公船が公海においては完全に本国の法権の下に立ち、外国の干渉を受けるものでないとする国際慣例を無視した重大な不法措置として厳重申入れを行つた。強制をもつて李ライン侵犯の自認書を徴し、また今後李ライン内に立入らぬ旨の念書を提出させることきは全く無法な所為というほかなく、わが方がこれに何ら拘束されるものでないこと勿論である。

二、李大統領のいわゆる海洋主権宣言は、国防上の必要をその宣言の根拠の一としているふしもあるが、実際にはむしろ天然資源を確保しようとするのがその有力な根拠であるように考えられる。しかし、いずれにせよ、かかる広汎な公海上に一方的に国の主権を及ぼすようなことが国際法上到底認められないという点が問題なのであつて、これは戦乱の継続とか終結とかに本来何ら関係を有しないことである。

三、日韓間の貿易は、わが方の著しい出超であり、その改善のため出来うる限り韓国品の輸入を行うべきであると考えている。海苔の輸入についても、目下関係庁間で協議中である。

四、わが国としては引続き米国のあつせんにより日韓会談を再開するため鋭意努力を続けて行く所存である。従来米国が好意あるあつせんの労をとつてくれたにもかかわらず、韓国側は未だに前回会談におけるわが方代表の発言にこだわり会談再開の運びに至つていないが、わが方としては、いわゆる久保田発言をめぐる韓国側の誤解をとき、早急に会談を再開して、互譲の精神にもとづき会談を妥結にもたらすよう努力している次第である。

五、目下の中共政府との関係ならびに先方の態度などからみて公式にも非公式にも、政府間の話合の途を開くことは困難である。

六、

(1)　中共側の漁船拿捕は是非中止せしめ、何等か話合をつけたいと存じ一昨年インド政府に対し中共との間のあつせんを依頼したが、具体化するに至らなかつた経緯もあり、なお検討中である。

(2)　本件は何等かの方法があれば出来得る限り早く解決致したいが目下の所適当な方法もないので已むを得ず出漁船の現地における監督と保護とに力を注いでいる現状である。

七、種々臆測せられるが特別の情報はない。

八、最近青島から門司へ二隻二十五名の帰還をみた、右二隻のもたらした情報によれば更に二隻に対し帰還の許可があつたが修理を要するので多少遅れるだろうとのことであるが、その他については別段の情報を入手していないし確認の方法もない。

九、漁船の出漁に当つては漁業者も注意しておりまた現地においても監視船をもつて監督しているので中共領海侵犯等の事実はなく、又中共本土から相当離れた明白な公海上で操業しているので別段誤解を招く理由はないはずであり、前述第七項同様その真意は明白でない。

一〇、現在、朝鮮近海及び東海々域に常時海上保安庁巡視船四隻と水産庁漁業監視船二隻を派遣行動せしめ、日本漁船のだ捕、襲撃等の危険防止にあたらしめているのであるが、最近においては、韓国は海洋警察隊を逐次増強し、同隊警備船によりいわゆる「李ライン」の警備、取締を強化し、又東海方面においては武装漁船を含む中共漁船団の進出操業が著しくなり、だ捕襲撃事件がひん発している状況にかんがみ、去る三月一日より水産庁と海上保安庁は、第七管区海上保安本部（門司）内にだ捕事件対策本部を設け、それぞれ現地機関の協力、連携を一段と緊密にし通信の運用並びに監視船及び巡視船の運航等について、その総合的運用を計り、現場におけるだ捕防止対策を更に一層有効適切に実施するよう努めている。

又本年に入り朝鮮東岸における本格的操業は行われていなかつたのであるが、最近以東底曳漁船三隻がだ捕されたとの情報があるので、その事実の調査、確認に努めるとともに、済州島周辺海域のサバ漁期ともなるので、これらの海域における日本漁船の操業状況を勘案して近く更に巡視船及び監視船の増派を考慮し、日本漁船の操業の安全維持とだ捕、襲撃等の危険防止に努力する所存である。

一一、今般のジュネーヴ会議は開催の経緯から見て朝鮮問題については、政治会議を基本とする諸問題の国際的解決方式を討議することが主眼となつているので日韓間の問題解決のため利用するには不適当と認められる。なお政府として、同会議に対してオブザーヴアーの派遣は考慮していないが、同会議の推移には深甚な関心を有しているので、関係在外公館長をして同会議に関する報告に遺漏なからしめるよう措置している。

一二、

(1)　韓国側の不法行為によつてわが国関係者の蒙つた一切の損害は当然韓国側においてこれが賠償の責に任ずべきであり、わが方としては、事件発生の都度文書をもつて先方に対し、右損害の賠償を要求する権利を留保するものなる旨を申し入れてある。

(2)　又公海における中共の不法行為によつて本邦漁業関係者が蒙る損害の賠償要求の可能性については目下、研究中である。

しかし中共との間に国交がなく、かつ複雑な現在の国際情勢の下では中共に対してその賠償要求を行うことは遺憾ながら不可能である。

(3)　中共又は韓国による不法な拿捕又は抑留の被害を蒙つた漁業者に対する国内措置としては、被拿捕船の代船建造については漁船の特殊保険制度の活用、抑留中の乗組員の給与の保証については、漁船乗組員給与保険の措置を講じているのであるが、昨秋いわゆる李ライン問題に関連して不測の抑留を蒙つた零細漁業者に対する応急措置としては「指定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別

措置法」に基き農林漁業金融公庫に特別の資金枠を設定して代船建造を促進し、更に特定の期間、韓国によつて不法に抑留された乗組員に対しては救済のための補助金を支給した。

なお今後においては右の特殊保険並びに漁船乗組員給与保険への加入を極力奨励し、それぞれの保険制度による救済を行うこととしている。

「君ケ代」及び「日の丸」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年四月十九日

須藤　五郎

参議院議長河井彌八殿

「君ケ代」及び「日の丸」に関する質問主意書

一、「君ケ代」及び「日の丸」はそれぞれ国歌、国旗なりや。若しそうであるとすれば、その理由、法的根拠を明示せよ。（なお旧憲法下における両者の法的根拠についても）

一、「君ケ代」及び「日の丸」をうたい、掲げる国民の義務ありや。若し義務があるとすれば、その理由を明示せよ。

内閣参質第九号

昭和二十九年四月二十七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員須藤五郎君提出「君ケ代」及び「日の丸」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員須藤五郎君提出「君ケ代」及び「日の丸」に関する質問に対する答弁書

一、「君か代」について

「君か代」を国歌とするという法令の直接の規定はないが、「君か代」は、法令上においても、また公文書上においても、国歌としての取り扱いがされていた。すなわち小学校または国民学校においては、一月一日、紀元節、天長節、及び明治節には、儀式を行い、「君か代」を合唱すべきことを規定していた。（旧小学校令施行規則第二十八条、国民学校令施行規則第四十七条）また、終戦後、国民の祝日等の行事の際は、国歌を齊唱することは望ましい旨の文部大臣談があり、全国の教育関係者にこれを通達した。（昭和二十五年十月十七日）

二、「日の丸」について

法令上国旗に関し、一般的に様式を定めたものはないが、明治三年に太政官布告第五十七号により、「日の丸」を日本船舶に掲げる国旗の様式として規定した。

明治五、六年頃から国民も祝日等においてこの国旗にならい掲揚するようになつた。また大正元年閣令第一号をもつて大喪中の国旗掲揚図式を規定した。

この布告及び閣令に基いて、昭和五年内閣において国旗に関する一般準則を定めた。（昭和五年十二月十五日内閣文甲二〇号）終戦後においても連合国軍は、「日の丸」を国旗として取り扱つていた。

三、齊唱及び掲揚の義務について

法令上の義務はない。しかし、国民の祝日等においては「君か代」を齊唱し、「日の丸」を掲揚することが望ましい。

水爆実験のわが国漁業に及ぼす影響についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年四月二十六日

青山　正一

参議院議長河井彌八殿

水爆実験のわが国漁業に及ぼす影響についての質問主意書

一、本年三月一日米国の信託領たるビキニ環礁において行われた水爆実験は、当時明かに危険告示区域外において行動していたわが漁船に甚だ悲惨なる影響を与え、これに関連して種々な問題を生じ、一般国民にまで大きな衝撃を与えたことは、周知の如くであるが、予め一定の危険区域を定めて、これを告示したと否とにかかわらず、公海にかかる区域を設定すること自体が、現行国際法上の公海自由の原則を侵犯するものではないか。

二、水爆実験が、領土領海内において行われたものであり、唯その結果が近接の公海にわたり或影響があつたとしても止むを得ないであろうとの見解があり得るにせよ、それが既に他国の正当な漁業に重大な危害を及ぼすに至つた場合に、容認され得べきであろうか。

三、若し本件が、国際法上の公海自由の原則を侵犯するものとせば、李承晩ライン宣言、アラフラ海海棚領有宣言等の場合と同様の態度をもつて、断乎抗議すべきではなかつたか。

四、或は説を為して、本件の場合は、李承晩ライン宣言等の場合と異なり、単に特定国家の利害に基くものとは性格を異にするが故に、大局的見地から同一視し得ないものがあると。然しながら本件が国際法上その根本法理を異にするものと考えられないばかりか、かくては遂に李承晩ライン宣言等に対する従来のわが主張の正当性をも自ら否定するに至るの恐はないか。

五、水爆実験が、米国関係科学者すら予想しなかつたほどの猛威を示したと称せられていることから推論して、仮りに広汎な危険区域を設定したからとて、危険そのものを局限し得ると能く保障し得るや疑うべく、実験そのものを中止する以外に、対策があり得ないのではないか。

六、若しそれ危険区域の拡大に至つては、そのこと自体に問題があるのみならず、わが国にとつての重要漁場が益々制限されることとなり、例えば中型マグロ漁船は事実上出漁不能となり、大型漁船の場合も、迂回コースを採らざるを得ない為め、経営上の不利不便甚しきものがあるのであるが、米国政府はかかる事情を重大視していないのではないか。

七、水爆実験に因り、特定の漁船及びその従業員が、直接蒙つた有形無形の損害、損失は勿論、水産物の生産流通両面にわたり、わが業界の受けた損害損失は、蓋し莫大な額に達するものであるが、今後実験が継続する限り一層増大すべきは必至である。これらは当然、米国側の責任に帰すべきものと信ずるが、この点につき政府は如何なる見解を有し又その遂行につき如何なる対策が準備せられているか。

八、漁船の帰航にあたり、これまで実施せられた処置には、遺憾な点が少なくなかつた。殊に例えば、一尾の魚体に百カウント以上の放射能が検出せられたことを理由として、当該漁船の漁獲物の全部又は殆ど大部分を遺棄せしめた如きは、果して適当の措置といい得るであろうか。今後この種の処置に万全を期する為め、如何なることが用意せられているか。

九、無害の魚類についてすら、一般に過度の警戒心がもたれていることは、畢竟無理解のいたす所であるにせよ、それが生活必需品たる魚類一般の需給に影響を及ぼすことは、単に関係業者の利害問題に止まらず、さらでだに動物性蛋白質の摂取量の過少を憂慮せられているわが国民の保健栄養上看過し難いところである。この際、不安除去というが如き消極姑息の態度からではなく、寧ろ進んで魚食の啓蒙的対策を強力に推進すべきではないか。

十、今回の事件に関連して、わが国の科学研究施設殊に水産関係の方面において、種々の不備欠陥が指摘せられているのであるが、この機会にこれらの施設に検討を加えて、原子力時代に対応して遺憾なくその機能を発揮し得る様、拡充強化すべきではないか。

以上は、最近わが国が当面した重大案件がわが水産業界に極めて深刻な不安を与えているのであるから、この際、政府の所信、対策を、詳細且つ具体的に示せられんことを切望するものである。

内閣参質第一〇号

昭和二十九年五月七日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員青山正一君提出水爆実験のわが国漁業に及ぼす影響についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出水爆実験のわが国漁業に及ぼす影響についての質問に対する答弁書

一、米国政府が設定している危険区域は、立入禁止区域とは異なり、同区域内における漁撈又は船舶の航行を積極的に禁止しているものではないので、当該危険区域の設定そのものが直ちに公海自由の原則と背馳するものとは考えられない。

二、米国の水爆実験により近海の航行に影響が及び、例えばそのためにわが国の漁業に重大な損害乃至危害が及ぶ結果となつた場合は米国政府に対し、わが方が蒙つた損害の補償を要求する所存である。

三、危険区域の設定及び水爆の実験が直ちに公海自由の原則を侵すものではなく、この点李ラインの宣言、アラフラ海海棚領有宣言と同一視することはできない。

四、危険区域の設定及び水爆の実験と李ラインの宣言等とは性格を異にするので従来の李ラインの宣言等に対するわが方の主張を否定するものではない。

五、危険区域の拡大によつて危険そのものを局限し得ると能く保障し得るや否やについては近く、原爆被害について政府の調査船が現

地に派遣されることとなつているのでその調査結果に基いて検討いたしたい。

六、わが国の漁船の操業の困難についての米国政府の認識は、必ずしも十分とは思われないので、危険区域拡大に伴う出漁漁船の航行の安全を図り、操業上の被害をなしうる限り、減少させるため米国政府に対し、次の申し入れを行つた。

(1)　実験実施期間を短縮すること。

(2)　危険区域を縮小すること。

(3)　実験実施に間隙を設けて被害の影響を軽減すること。

七、米国の水爆実験によりわが国の正当な漁業が蒙つた損害については今後とも米国政府にその補償を要求する所存である。

八、魚体検査に関しては、全品検査を行うことを原則としており、自然放射能（バックグラウンド）の二倍から三倍以上のカウントがあり、放射性物質による汚せんが確認され、若しくはその疑が極めて大きいものについてこれを食用不適として処理している。

従つて一尾又は若干の魚体に一〇〇カウント以上のものがあつたからという理由で当該漁船の全部の魚を廃棄せしめたことはない。

なおこの処理方法は、専門学者の意見を徴して定めたものである。

九、魚類その他水産物の食用の向上普及の問題は、ひとり漁業の発展のためのみならず、わが国民保健上の重要問題であることは、御趣旨の通りであつて、現在の国民の摂取量は戦前を上廻るに至つてはいるものの、なおたん白質の摂取量は十分とはいいがたく、今後より一層多くこれを豊富な魚介類をもつて補給するように食生活の一環としても普及宣伝に力を尽すこととしたい。

なお、今回関係海域に出漁した漁船の漁獲物については、入港毎に厳格な検査を行い、絶対に国民に被害を及ぼすことのないよう措置し、国民の不安を除去して魚食の恢復を図るとともに併せてその普及宣伝に努力している。

十、わが国の水産関係の科学研究施設については、その拡充強化について努力してきたのであるが未だ十分であるとはいいがたいので今後も御趣旨にそつて十分努力したい。

対中共並びに韓国漁業問題についての再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年四月二十八日

青山　正一

参議院議長河井彌八殿

対中共並びに韓国漁業問題についての再質問主意書

さきに、本件につき提出した質問主意書に対して、一応の答弁を受領したが、大日本水産会、日本遠洋底曳網漁業協会等と協議した結果、なお満足し難いので、ここに重ねて次の諸点につき、政府の所信を明らかにせられんことを切望する。

一、政府の答弁には「厳重抗議し先方の反省を求めている」とか「わが方がこれに何等拘束されるものでない」とか述べられているにとどまり、漁業問題の実際的な解決について、如何なる方策を探らんとするか明らかでない。この点について具体的に示されたい。

二、日韓会談の再開についても、例えば政府高官が韓国を訪問する等の方法により、大局的に打開するが如き措置を講ずべきではないか。

三、政府が進んで中共政府と話合いを行うが如きことは困難であるとしても、関係漁業団体が代表者を派遣して、中共政府と交渉することが可能ではないか。かかる場合に、これら代表者の渡航申請のあつた場合に、政府は旅券を交付する考はないか。

四、民間代表者が、中共政府と何らかの話合いを行つた場合、その結果が妥当なものであれば、これに必要なる法制的措置を講ずる用意はないか。

五、対中共並びに韓国何れの場合も、賠償を要求するの権利を留保しているとのことであるが、その解決は将来に期するの他はないであろう。従つて、一応国内的措置として、何等か早期の補償その他の手続を講ずべきではないか。また、「特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法」の如きも、その適用範囲を拡大し且つ恒久的な措置とするが如き考はないか。

六、漁船の特殊保険制度並びに漁船乗組員給与保険制度を再検討し、料率の引下げ、あるいは保険料の一部を国庫負担とする考はないか。

七、漁業団体等の主唱の下に、ソ連、中共、韓国等を含めたアジア漁業会議の開催が計画せられた場合、これにあらゆる便宜を与え、漁業問題解決を期すべきであると信ずるが、政府はこれらに関し、如何なる用意があるか。

内閣参質第一一号

昭和二十九年五月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員青山正一君提出対中共並びに韓国漁業問題についての再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出対中共並びに韓国漁業問題についての再質問に対する答弁書

一、問題を真に解決するには韓国との間に話合いをつける以外に方法がないわけであつて、政府としては会談再開のため折角努力している次第であり、かつ、再開の暁には早急にこれが妥結をはかるため、魚族保護又は漁業規制等の見地から双方の満足し得る措置を話合う用意をしている。

二、会談再開のためには現在は主として友好第三国たる米国を通じて努力している。現在の韓国側の空気から見て例示のような措置を取ることは寧ろ適当でないと考えられる。

三、旅券発給を適当とするや否やは具体的場合により異るが主管大臣において、漁業関係の団体から代表者を派遣して中共政府と交渉することを適当と認め、文書による推薦がある場合は、外務省は例外として、旅券の発給を考慮し得る。

四、民間代表者の話合は政府の立場を拘束するものではない。しかしその内容が政府としても適当であると考えられる場合にはこれを実施するための国内的措置（法制的措置を含め）を取ることとしたい。

五、中共又は韓国による不法な捕抑留の被害を蒙つた漁業者に対する国内措置としては、前回回答いたしたとおり漁船の特殊保険制度及び漁船乗組員給与保険制度の活用を図る外融資のあつ旋に努めることとしたい。

なお、法の適用範囲を拡大し、且つ、恒久的な措置とすることについては同法が特殊な事態に処する臨時措置であるため今これの適用を拡大し、又は恒久法化することは困難であるが併し、代船建造融資の円滑化の方策については慎重に検討することといたしたい。

六、漁船の特殊保険及び漁船乗組員給与保険の保険料率の引下げあるいは保険料の一部の国庫負担の点は、現在においてはこれらの保険は、いずれも相当な支払超過となつており、その超過部分を国庫で補てんしている実状であるので、今後の問題として慎重に検討するが、その早急な実施は困難であると考えられる。

七、政府としてわが国民当面の重大関心事である漁業問題の解決のため、従来努力を続けて来た次第であり又これが打開のためには、関係諸外国の理解と協力を得ることが必要であると認められ、今後とも適当なあらゆる機会を利用し、問題の解決を計りたいと考えている。しかしながら目下の国際情勢にあつては本件のごとき計画が問題解決策となるや否や疑問があるのみならず本計画の実現についても困難ではないかと思われる。

保安隊演習地に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年五月二十一日

成瀬　幡治

参議院議長河井彌八殿

保安隊演習地に関する質問主意書

一、保安隊の演習場として計画中の所は、愛媛県温泉郡小野村、長野県有明村、東京都駒沢、岩手県一本木村、青森県新城村、岡山県横井村が問題になつているが、これらの接収予定面積はどの位か。

二、右以外に保安隊演習場として新設又は拡張計画があるならば、地名及び接収面積を明示してもらいたい。

三、日本国とアメリカ合衆国との間の行政協定によつて接収された土地の買収価格、賃貸料、損害補償は、何を基準にして算定するか。

四、保安隊の演習地については従来しばしば木村保安庁長官は米軍の演習地と共同使用すると言明してきたが、この方針は最近の自衛軍増強によつて変つてきたかどうか。

以上各項別に明確な回答を要求する。

内閣参質第一二号

昭和二十九年五月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員成瀬幡治君提出保安隊演習地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一　参議院議員成瀬幡治君提出保安隊演習場に関する質問に対する答弁書

(1)　愛媛県温泉郡小野村北吉井村　約三〇万坪

(2)　長野県安曇郡有明村　約四〇万坪

(3)　岡山県御津郡横井村（半田山周辺）　約三〇万坪

なお

1　岩手県岩手郡滝沢村一本木原は旧陸軍演習場であつた地区であり、保安庁の演習場として取得するか否かについて目下調査中であるが、未だ計画は確定していない。

2　青森県東津軽郡新城村には新たに演習場として取得する計画はない。

3　東京都世田ヶ谷区三宿（旧駒沢練兵場）は演習場としてではなく、保安庁の病院、衛生学校、技術研究所施設の建設敷地として計画してをりその面積は約六万坪である。

4　岡山県御津郡横井村は演習場の外営舎敷地として約一〇万坪（国有地を含む）を計画している。

二　保安庁演習場として昭和二十八年度の計画以外に新設又は拡張を予定している地区は次のとおりである。

(一)　新設予定地

1　北海道空知郡滝川町　約二五万坪

2　北海道虻田郡倶知安町　約二五万坪

(二)　拡張予定地は現在のところはない。

三　昭和二十七年七月四日閣議了解した「駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱」によつて算出している。

四　米軍の演習地を保安隊が出来るだけ共同使用するという方針は保安隊が増強されても変りはない。

指揮権発動、外遊問題並びに乱闘国会の善後処置等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年六月十五日

八木　幸吉

参議院議長河井彌八殿

指揮権発動、外遊問題並びに乱闘国会の善後処置等に関する質問主意書

指揮権発動の問題について

加藤法務大臣は六月九日佐藤検事総長に対して、佐藤自由党幹事長の逮捕請求を延期させた犬養前法相の指示は第十九国会閉会中を前提としたものであるから、国会閉会と同時に自然消滅するものである旨」の通知をしたとのことであるが、この問題はこれをもつて打切りとなつたのではなくして国民の心の奥底にも尚納得し得ないものがあるので、次の三点について政府の所見を伺いたい。

一　閣僚以上の重責たる与党幹事長が国会に対し収賄容疑をもつて逮捕許諾の申請をなされたという事実に対して何等責任を感じないかどうか。

二　吉田総理は基本的人権を尊重する建前から佐藤幹事長の場合逮捕せずして捜査は継続できるものと政府は考えるとの国会における答弁であるが、井本刑事局長は参議院議院運営委員会において瀆職罪は身柄の拘束なくして取調は殆んど不可能と述べており、又加藤法相の指揮権発動中止声明に対し佐藤検事総長は適当な機会に逮捕できなかつたために捜査は極めて困難となつたと述べている。

政府は指揮権の発動が捜査の困難を来したという事実を認めるかどうか。

三　指揮権発動に関する参議院の警告決議は事実上無視されたこの事実を認めるかどうか。

戸塚建設大臣の長期欠勤について

戸塚建設大臣は三月上旬から病気のため欠勤せられている。そのため国務の渋滞を来す惧あり、何故に速やかにその更迭を行わないのであるか。

次に総理の外遊問題について

一　総理は何のために外遊せられんとしたか、その目的如何。

二　外遊目的の発表を五月三十一日若しくは六月三日と国会の最終日を予定した理由如何。外遊の目的を逸早く発表して国会を通じて国民の希望を聞き、これを体して外遊するのが本筋と思うが如何。

三　外遊の突然の中止は諸外国に相当の影響を与えたものと思うが如何。更に諸外国に対して如何なる釈明をなしたか、これを詳細に承りたし。

四　総理の外遊は中止であるか、時的延期であるか、延期であるとすれば今後出発の予定は何時頃であるか。

乱闘国会の善後処置について

今回の衆議院における乱闘事件に関与した国会議員の責めらるべきは勿論であるが、かかる険悪なる政治情勢を馴致したる一半の責は政府が指揮権の発動並びにこれに関連する参議院警告決議の無視、外遊目的に関する答弁の拒否等一連の内閣の独善的態度にあると思うが、これを認めるかどうか。

延長国会の無効問題について

六月四日以降の延長国会に対し社会党においてはこれを無効と主張しているが、六月七日に成立した警察法につき各都市において無効決議をしているところがある。万一本法無効の訴訟が提起せられ政府が敗訴となつた場合、その政治的責任は如何にしてとるか。

政府は速やかに臨時国会を開いて各党出席の下に国会の運営を常道に戻し本法律をいささかの疑義も残さないよう成立せしめるの考えはないかどうか。

内閣参質第一三号

昭和二十九年六月十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員八木幸吉君提出指揮権発動、外遊問題並びに乱闘国会の善後処置等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員八木幸吉君提出指揮権発動、外遊問題並びに乱闘国会の善後処置等に関する質問に対する答弁書

指揮権発動の問題について

指揮権の発動は、重要法案審議及びこれに関する各党折衝の必要上やむをえず行つたものであり、参議院の決議については趣旨を尊重している。

戸塚建設大臣の長期欠勤について

建設大臣の更迭は、国会終了の翌日たる六月十六日行つた。

総理の外遊問題について

外遊の目的は、諸外国首脳部と各般の問題について親しく話し合うことであり、出発の日どりについては、諸外国の都合並びに国会の会期等をあわせ考えた。

外遊中止については、遺憾に考えておりその旨、連絡済である。又今後の外遊については、今の所未定である。

乱闘国会の善後処理について

今回の乱闘事件におけるが如き暴力は如何なる場合にも、断乎排除すべきである。

延長国会の無効問題について

会期の延長及び警察法の成立については、何れも衆議院議長から正式の通知を受けているので、有効と考える。

○審査報告書

〔継続審査〕

審査報告書

勤労青年教育振興法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十二月十日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

谷口弥三郎　須藤　五郎
剣木　亨弘　長谷部ひろ
高橋　道男　高田なほ子
荒木正三郎　安部キミ子
深川タマエ

閉会期間が一日だけであつたので審査は行わなかつた。

審査報告書

けい肺法案（継続審査事件）

労働基準法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、未だ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十二月十日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

吉田　法晴　阿具根　登
田中　啓一　市川　房枝
寺本　廣作　田畑　金光
吉野　信次

本委員会は、第十八回国会閉会中の期間が極めて短かつたので、表記の両法案について審査を行うに至らなかつた。

審査報告書

協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十二月十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　青柳　秀夫
成瀬　幡治　松永　義雄
菊川　孝夫　藤野　繁雄
堀木　鎌三　苫米地英一
安井　謙　木内　四郎
小林　政夫　三木與吉郎
土田国太郎

表記の件に関し、去る第十八回国会末に継続審査について議院の議決を得たが、閉会期間が極めて短期であつたため、審査に着手し得なかつた。

審査報告書

臨時硫安需給安定法案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、未だ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十二月十日

農林委員長代理理事　宮本　邦彦

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白井　勇　清澤　俊英
河合　義一　北　勝太郎
鈴木　一　雨森　常夫
森田　豊壽　関根　久藏
佐藤清一郎　松浦　定義
上林　忠次

臨時硫安需給安定法案に関しては、閉会中の期間が極めて短かつたため、特に取上げるべき審査を行うことができなかつた。

審査報告書

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、未だ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十八年十二月十日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

三輪　貞治　藤田　進
海野　三朗　加藤　正人
小松　正雄　酒井　利雄
豊田　雅孝　西川弥平治
武藤　常介　石原幹市郎
西田　隆男　黒川　武雄

閉会期間が一日であつたので審査を行うに至らなかつた。

〔第十三号参照〕

審査報告書

日本銀行券預入令等を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年二月二十三日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　岡崎　眞一
安井　謙　藤野　繁雄
松永　義雄　菊川　孝夫
三木與吉郎　土田国太郎
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本銀行券預入令等を廃止すると同時に、経過措置として引揚者及び今後の引揚者の携帯した旧日本銀行券の引換について所要の規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

日本銀行券預入令等の法令を整理するとともに、引揚者の携帯した旧日本銀行券を新日本銀行券に引換えることができる等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年二月二十五日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　成瀬　幡治
土田国太郎　小林　政夫
山本　米治　木内　四郎
平林　太一　三木與吉郎
青柳　秀夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における経済の実情にかんがみ、所謂宝くじについて政府による発行を取り止め、都道府県、五大都市及び戦災都市による発売のみにするとともに、これに伴つて所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

最近における経済の正常化に即応して所謂宝くじの発売の縮減を図り得る利益がある。

三、費用

この法律の施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

右を審査した結果、全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十九年二月二十三日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　三木與吉郎
土田国太郎　小林　政夫
岡崎　眞一　藤野　繁雄
平林　太一　木内　四郎
野溝　勝

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、昭和二十八年度予算をもつて、新に建築する正倉院保存修理室を皇室用財産として取得することについて、国有財産法第十三条第二項の規定により、国会の議決を求めたものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

正倉院宝庫に収蔵してある宝物を完全な管理のもとに修理し得る利益がある。

三、費用

本件の修理室に要する費用は六百五十七万余円であつて昭和二十八年度予算に計上済である。

〔第十四号参照〕

審査報告書

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年二月二十六日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木下　源吾　秋山俊一郎
森　八三一　青山　正一
千田　正　野田　俊作
菊田　七平

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和二十七年四月二十八日から、この法律施行の日の前日までの間に、政令で定める海域において、漁船が、捕獲、だ捕又は抑留されたため、当該漁船の所有者たる漁業者が、必要とする代船建造等の資金を農林漁業金融公庫から融資することを促進しようとするもので、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

代船建造資金を農林漁業金融公庫から低利で融資することにより、特定海域において被害を蒙つた漁業者の経営の安定に資する利益がある。

三、費用

農林漁業金融公庫から融資を要する資金は、二億九千万円余である。

〔第十五号参照〕

審査報告書

国際労働機関の総会がその第二十八回までの会期において採択した諸条約により国際連盟事務総長に委任された一定の書記的任務を将来において遂行することに関し規定を設けることと、国際連盟の解体及び国際労働機関憲章の改正に伴つて必要とされる補充的改正をこれらの条約に加えることとを目的とするこれらの条約の一部改正に関する条約（第八十号）の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月四日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高良　とみ　佐多　忠隆
加藤シヅエ　曾祢　益
羽生　三七　鶴見　祐輔
團　伊能

要領書

一、委員会決定の理由

この条約は国際連盟が解体した結果、国際連盟の存在中に採択された諸条約（七十六条約）の最終条項を改正するとともに、それらの条約に対して国際労働機関憲章の規定と合致させるために必要な改正を加えることを規定したものであつて、わが国は右の諸条約のうち十四条約を批准しているので、これら十四条約については本条約に規定する改正が必要であり、更に今後この種の条約でわが国が未批准のものを批准する場合にも本条約による改正を認めておく必要があるので、その批准は適切且つ妥当なる措置と認める。

二、事件の利害得失

わが国の批准した十四条約は連盟解体の結果実施不可能の規定を含んでおり、事実上改正されたと同様の取扱を受けていたので、本条約を批准することにより、このような事実上の関係を成文法上のものとすることができる。わが国が今後批准するこの種の条約につ

いても同様のことがいえる。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

国際労働機関憲章の改正に関する文書の受諾について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと決議した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月四日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高良　とみ　　佐多　忠隆
加藤シヅエ　　曾祢　益
羽生　三七　　鶴見　祐輔
團　伊能

要領書

一、委員会決定の理由
この文書は、現行の憲章の一部を改正して、理事会の構成員三十二人を四十人に増加し、このうち政府代表十六人を二十人に、使用者代表八人を十人に、労働者代表八人を十人に増加しようとするもので、最近におけるI・L・Oの加盟国増加の事実からみて、できるだけ広く利害関係者を参加させるために理事会の代表を増加しようとするこの文書を受諾することは、妥当にして時宜に適した措置と認める。
二、事件の利害得失
わが国がこの改正文書を受諾すると、来る六月に開催を予定されるI・L・O総会においてドイツと共に主要産業国として常任理事国に加えられる可能性がある。
三、費用
別に費用を要しない

大蔵委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三九号　群馬県藤原ダム建設に伴う補償費免税の請願
第四三三号　葉たばこの冷害対策に関する請願
第五四〇号　東南アジア諸国の水産物輸入関税軽減に関する請願
第五八五号　中小企業金融機関の資金源強化充実に関する請願
第六六三号　政府資金融資に関する請願
第一一二三号　水産業協同組合共済会の法人税減免に関する請願
第一三五〇号　公共企業体職員共済組合に関する請願
第一四〇四号　局納みつまたの納入数量確保等に関する請願
第一四一〇号　引揚者の送金小切手支払促進等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年三月四日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会請願特別報告第一号

群馬県藤原ダム建設に伴う補償費免税の請願

第一三九号　群馬県利根郡水上町大字藤原藤原ダム対策期成同盟
同盟内　林賢二提出

葉たばこの冷害対策に関する請願

第四三三号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

東南アジア諸国の水産物輸入関税軽減に関する請願

第五四〇号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

中小企業金融機関の資金源強化充実に関する請願

第五八五号　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎提出

政府資金融資に関する請願

第六六三号　島根県議会議長　中島竜一提出

水産業協同組合共済会の法人税減免に関する請願

第一一二三号　東京都千代田区麹町一ノ一二全国水産業協同組合共済会内　横田象三郎提出
公共企業体職員共済組合に関する請願

第一三五〇号　岩手県盛岡市木伏日本国有鉄道機関車労働組合盛岡市支部内　井上正一提出

局納みつまたの納入数量確保等に関する請願

第一四〇四号　松山市南堀端町一一　川原盛行提出

引揚者の送金小切手支払促進等に関する請願

第一四一〇号　長崎県庁社会課内　島崎辰美提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年三月四日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

意見書案

群馬県藤原ダム建設に伴う補償費免税の請願

請願者　群馬県利根郡水上町大字藤原藤原ダム対策期成同盟内　林賢二（第一三九号）

右の請願は、群馬県藤原ダム建設工事のため犠牲となる地元民千五百名の移転補償費は、最少限の更生資金であるから、これに対しては、当然補償費免税の処置を講じ、犠牲者の不安動揺を防止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は、妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

葉たばこの冷害対策に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第四三三号）

右の請願は、福島県は、葉たばこ生産において全国第一位を占め、その収納金額は約三十億円を予想されたが、耕作期間中の不良天候、特に冷害による減収は予想以上のものがあり、農家経済に及ぼす影響はまことに憂慮すべきものがあるから、すみやかに専売法の改正による災害補償の即時実施と耕作団体活動費助成増額等について格別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東南アジア諸国の水産物輸入関税軽減に関する請願

請願者　北海道議会議長　蒔田余吉（第五四〇号）

右の請願は、タイ国およびインドネシア国等の東南アジア諸国において最近設定した北海道特産塩干魚、貝類に対する輸入関税の引き上げは、本道貿易産業の振興を阻害するものであるから、すみやかに軽減されるよう適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業金融機関の資金源強化充実に関する請願

請願者　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎（第五八五号）

右の請願は、中小企業者の専門的金融機関（信用金庫、相互銀行、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）に対してその資金源の強化充実を図るため、国および県の財政資金を大幅に導入して現下の資金繰緩和を図るとともに、一般普通銀行と比較して高金利の現状にあるこれら金融機関の金利の引き下げと融資手続の敏速簡素化についてすみやかにその改善策を樹立して中小企業の振興を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

政府資金融資に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第六六三号）

右の請願は、島根県は、農林漁業等原始産業を主体とするので、一般中小企業も商工中央金庫、国民金融公庫等の金融機関を通じて金融の恩恵を受けている中央企業が多いだけに、本年度また明年度において政府が企図している国家予算の大幅縮減による政府資金融資が制約された場合には地方産業、中小企業におよぼす影響がじん大であるから昭和二十八年度ならびに昭和二十九年度においては、商工中央金庫、国民金融公庫、中小企業金融公庫、農林中央金庫、農林漁業金融公庫を通じて充分に政府資金の融通を受けられるよう特に配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産業協同組合共済会の法人税減免に関する請願

請願者　東京都千代田区麹町一ノ一二全国水産業協同組合共済会内　横田象三郎（第一一二三号）

右の請願は、水産業協同組合共済会は、水産業協同組合法第六章の二の規定により、水産業協同組合が災害によつて受けることのある損害を相互に救済することを目的として設立する団体であるから、他の災害共済

事業団体に対して認められている法人税減免措置を本共済会にも適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公共企業体職員共済組合に関する請願

請願者　岩手県盛岡市木伏日本国有鉄道機関車労働組合盛岡市支部内　井上正一（第一三五〇号）

右の請願は、国鉄機関車乗務員の作業実体は、現にその勤務において昼夜の区別なく、石炭燃焼による有毒ガスの危険にさらされ、あるいは高速度運転による複雑な機械頭激を全身にうけ、視覚及び聴覚は騒音の中から四囲の安全注視を続けるなど作業は実に間断のないものであり、このことの直接人体に及ぼす影響は不健康業務として他に類を見ないから、今次国会に提案される予定の公共企業体職員共済組合法案の審議に際しこれらの事情を考慮して退職年齢の支給年齢を現行通り五十歳とし、加算年を前の恩給法通り実務一年を換算一年半とすること等に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

局納みつまたの納入数量確保等に関する請願

請願者　松山市南堀端町一一　川原盛行（第一四〇四号）

右の請願は、愛媛県山間地帯における最大の現金収入源であるみつまたは、ここ数年来政府ならびに県の指導育成によつて本県の主要農産物としての重要性をましつつあるが、特に昭和二十七年度の奨励にひきかえ二十八年に至り、局納みつまたの納入数量は台湾産の輸入増加とともに急速に減少し、萎いみつまた価格の急速度の大暴落をきたしている。しかも昨年度局納数量はなお多数の貯蔵を有し、本年度の買入れ量についての不安は大きく、これに便乗する中間商人のばつこと相まつて山間地帯生産農民に大きな動揺と経済的困窮を与えているから、国産原料愛護ならびにがん造紙幣防止の観点から局納数量の増大と価格安定に対する適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

引揚者の送金小金手支払促進等に関する請願

請願者　長崎県庁社会課内　島崎辰美（第一四一〇号）

右の請願は、今国会に提出を予定される金融機関の再建整備の処理促進に関する法律の案によると、大都市に本店を有する三井、三菱、富士、住友、三和、大和等の大銀行のみ終戦前の内地送金小切手の調整確定の終結的処理ができることになつているが、これら大銀行ばかりでなく地方銀行への送金小切手も相当な金額であるから、これら地方銀行へも公平に支払いできるよう処置せられるとともに終戦前に到着して交換レート未決定のため支払い保留になつている送金のレートを決定して支払い、かつ現在本店は閉鎖されたが現東京銀行本店の場所にあつた旧横浜正金銀行海外支店発行の内地正金や地方銀行発行の送金小切手も当然今回同時に支払われるよう処理せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大蔵委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第九二号　政府指定預金増額に関する陳情

第二〇一号　貿易金融の正常化に関する陳情

第二一七号　元関東州における郵便貯金払戻しに関する陳情

第二三二号　在外公館借入金支払に関する陳情

第二六六号　企業の自己資本強化に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年三月四日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会陳情特別報告第一号

政府指定預金増額に関する陳情

第九二号　長野県議会議長　下平四（第九二号）

右の陳情は、戦後、わが国大企業の資本蓄積傾向に加えて、昨今の金融引締めのしわ寄せを受け、中小企業は極端な資金不足を招来し、経営難は日を追つて深刻化しつつある。幸い政府においてはさきに五十五億円の政府指定預金を実施せられ中小企業の救済と育成に多大の光明を与えたのであるが、中小企業の直面する未曾有の深刻なる危局に対処し、更に相当額の新規預託を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

貿易金融の正常化に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ一四　東京商工会議所会頭　藤山愛一郎（第二〇一号）

右の陳情は、最近金融当局においてインフレ抑圧方策の一環として輸入金融抑制を中心とする引き締め措置が強化されつつあるが、これが単に量的規制にのみ終るならばかえつて混乱と退歩とを生ずる虞があるから、観念的な金融引締の強行に終ることなく、根本において金融方式を正常に戻し、商社、生産者および金融機関の間の金融分業方式を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元関東州における郵便貯金払戻しに関する陳情

陳情者　神奈川県横浜市戸塚区新橋一二　石川章（第二一七号）

右の陳情は、元関東州在住民の内地引揚げは昭和二十二年の一月から開始されたため朝鮮、台湾、満洲国その他の地域とくらべて一年以上遅れており帰国後における貯金の支払いを受けることは不能であつたが、これは昭和二十一年五月十八日の大蔵省告示第三百四十三号に基くものであつて、各地の引揚者とは、実質的に引揚げ後において異つていると考えられるから、各国に対する賠償問題も関係があるものと思われるが、特別の詮議をもつて元関東州における郵便貯金の支払を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在外公館借入金支払に関する陳情

陳情者　熊本市紺屋町二ノ一　白石保喜外一名（第二三二号）

右の陳情は、在外同胞は、敗戦によつて総ての私有財産を強制接収されて故国に引き揚げてきたのである。しかるにこの在外公館借入金の支払いとして公館への立て替え金の百分の一が支払われただけであるが、旧軍人には恩給制度が復活し支給され、在外公館に立て替え払いをした引き揚げ者がそのまま放置されるということは、誠に承服できないことであるから、在外公館借入金の支払いについて善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。こ

こに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

企業の自己資本強化に関する陳情

陳情者　東京都中央区日本橋兜町一ノ六日本証券業協会連合会内　小池厚之助（第二六六号）

右の陳情は、大蔵省においては企業の自己資本強化策を立案されている由であるが、これと併行して金融並びに証券に対する諸施策が講ぜられて初めて所期の効果を収め得るものであるから、（一）資産評価及びこれに伴う減価却については税制その他企業経理の面から優遇措置を講ずることによつて最大限に実現されるような措置をとること、（二）再評価積立金の資本組入れと併して株式払込に関する金融を円滑にするとともに株式配当金については投資者に対し少くとも銀行預金利子と同様な課税上の優遇措置をとること、等の諸施策を考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

〔第十六号参照〕

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月八日
水産委員長　森崎　隆
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
秋山俊一郎　千田　正
菊田　七平　青山　正一
野田　俊作　森　八三一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、水産業協同組合共済会が災害によつて生ずる損失てん補に充てるため現在準備金として剰余金の一部を積立てているが、新たに責任準備金の制度を設け事業年度末において存する共済責任を果たし、また異常な災害の発生に備え、もつて事業の健全な発達に資せんとするもので妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
水産業協同組合共済会が行う事業の安定を図り健全な発展に寄与する利益がある。
三、費用
本法律施行のために別段の費用を必要としない。

審査報告書

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月九日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
西川弥平治　西田　隆男
大谷　贇雄　加藤　正人
豊田　雅孝　岸　良一
海野　三朗　石原幹市郎
武藤　常介　三輪　貞治
酒井　利雄　高橋　衛
白川　一雄　松平　勇雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正案は、戦時中の強行出炭により石炭鉱業権者のあたえた鉱害を復旧することを目的とする特別鉱害復旧臨時措置法が五年間の臨時立法であり、法律施行後における物価の変動は、その期間内に復旧を完了することが困難になつたため、同法の有効期間を二ケ年延長すると共に、鉱業権者の納付金を五割増強するよう改正せんとするもので現下適切な措置と認める。
二、本件の利害得失
本法の施行により、特別鉱害の復旧工事の促進をはかり、もつて公共の福祉を増進する利益がある。
三、費用
本改正により二ケ年間に総額約十五億円の国庫補助金の増加が見込まれる。

審査報告書

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月九日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
岡崎　眞一　青柳　秀夫
木内　四郎　小林　政夫
野溝　勝　菊川　孝夫
前田　久吉　藤野　繁雄
三木與吉郎　東　隆

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国債の元金償還のための資金の繰入に関する現行制度について、最近における財政状況等にかんがみ、昭和二十九年度においても、引続き同様の繰入の特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
国債整理基金特別会計の経理の簡素化を図り得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

開拓者資金融通特別会計において、貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月九日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
岡崎　眞一　青柳　秀夫
木内　四郎　小林　政夫
菊川　孝夫　野溝　勝
前田　久吉　藤野　繁雄
三木與吉郎　東　隆

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、開拓者資金融通特別会計において、開拓者資金融通法に基く、貸付金の財源に充てるため、昭和二十九年度において一般会計から繰入金をしようとするものであつて適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
開拓者資金融通特別会計の運営を円滑ならしめ得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度においては、一般会計から開拓者資金融通特別会計に十四億八千五百五十六万五千円を繰入れることとなる。

審査報告書

緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月九日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
野溝　勝　小林　政夫
木内　四郎　青柳　秀夫
岡崎　眞一　東　隆
三木與吉郎　藤野　繁雄
前田　久吉　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、緊要物資の需給の実状にかんがみ、昭和二十八年度限り緊要物資輸入基金特別会計を廃止し、これに属する現金を産業投資特別会計に、その他の資産及び負債を一般会計にそれぞれ帰属させる等所要の規定を設けようとするものであつて、適当な措置を認める。
二、事件の利害得失
緊要物資輸入基金特別会計を整理し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度特別会計予算中産業投資特別会計に、緊要物資輸入基金特別会計整理残余金受入れとして二十五億円が歳入に計上されている。

審査報告書

昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月九日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
小林　政夫　木内　四郎
青柳　秀夫　岡崎　眞一
東　隆　三木與吉郎
藤野　繁雄　菊川　孝夫
野溝　勝

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及

び九月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十五号）及び昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百七十五号）の規定により、被害農家に対し米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするために、昭和二十八年度及び昭和二十九年度において一般会計から食糧管理特別会計へ繰入金をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

食糧管理特別会計の運営を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十八年度特別会計予算中食糧管理特別会計に、既に被害農家主要食糧特別価格売渡損失補塡金として一般会計からの受入れ二億四千四百六十九万七千円が計上されているが、このほか昭和二十八年度一般会計予算災害予備費から八千百二十一万二千円を受入れることとなり、更に、昭和二十九年度特別会計予算中食糧管理特別会計に、被害農家主要食糧特別売渡価格損失補塡金財源の一般会計よりの受入れとして、五億九千六百六十万七千円が計上されている。

〔第十七号参照〕

審査報告書

港域法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月十一日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡田　信次　　高木　正夫
森田　義衛　　仁田　竹一
木島　虎藏　　大和　與一
入交　太藏　　植竹　春彦
村尾　重雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、港湾事情の変化に伴い、港域法別表に定める港域の一部を変更し、若しくは新たに定めようとするものであつて、適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失

港湾事情の現状に則した港域を定める利益がある。

三、費用

本法律の実施には別に費用を要しない。

審査報告書

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月十一日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡田　信次　　高木　正夫
入交　太藏　　森田　義衛
仁田　竹一　　木島　虎藏
重盛　壽治　　植竹　春彦
大和　與一　　村尾　重雄
天田　勝正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、遠洋かつお・まぐろ漁業の急激な発展に伴い、これらの漁業の用に供する船舶に乗り組む船舶職員の資格について、船舶職員法の臨時特例を定めようとするものであつて、適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失

適法の船舶職員を乗組ましめて甲区域において漁業をなし得る利益がある。

三、費用

本法律の実施には別に費用を要しない。

〔第十八号参照〕

審査報告書

交通事件即決裁判手続法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月十一日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

上原　正吉　　一松　定吉
宮城タマヨ　　三橋八次郎
棚橋　小虎　　小野　義夫
楠見　義男　　加藤　武徳

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、交通に関する刑事事件（道路交通取締法又はこれに基く命令に違反する罪にあたる事件）の迅速適正な処理を図るために、公判前の手続として、口頭主義、公開主義に基く即決裁判手続を定めるものであつて、交通の現状にかんがみ適切である。

二、事件の利害得失

本法の施行により、事件の処理が、一層迅速適正を期し得るの利益がある。

三、費用

本法の施行について、差し当つては、費用は要しない。

〔第十九号参照〕

審査報告書

日本国とインドネシア共和国との間の沈没船引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月十五日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西郷吉之助　　鶴見　祐輔
加藤シヅエ　　曾祢　益
杉原　荒太　　園　伊能
羽生　三七

要領書

一、委員会の決定の理由

インドネシアに対する中間賠償として、沈船引揚を行うものであり、日本の誠意を示す一助としてこれを承認するのは妥当である。

二、事件の利害得失

インドネシアとの正常な外交関係樹立を促進し、かつその実現に重大な障害となつていた賠償問題の早期解決に資する利益がある。

三、費用

引揚に要する費用として、二十三億四千万円が必要である。（平和関係善後処理費より支出する）

審査報告書

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月十五日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西郷吉之助　　梶原　茂嘉
鶴見　祐輔　　曾祢　益
杉原　荒太　　園　伊能
羽生　三七　　加藤シヅエ

要領書

一、委員会の決定の理由

第二次世界大戦とこれに続く日本の連合国による占領のため、約十年間は日本、デンマーク間の通信連絡が異常状態に置かれ、両国は相互に工業所有権を保護するための措置ができなかつた。この協定は工業所有権の特許又は登録のための優先期間の延長、並びに消滅した工業所有権の回復及び無効となつた特許出願又は登録出願の効力回復を内容としているもので承認することは妥当と認めた。

二、事件の利害得失

この協定の締結は両国間の友好関係及び技術提携の増進に役立つ。

三、費用

別に要しない。

審査報告書

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月十五日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西郷吉之助　　梶原　茂嘉
古池　信三　　加藤シヅエ
曾祢　益　　杉原　荒太
園　伊能　　羽生　三七

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国は未だ国際連合の加盟国ではないが、現在の国際情勢にみても、早急に国際司法裁判所規程の当事国となることが望ましいので、国連憲章第九十三条の2の規定による手続を経てその当事国となろうとするもので、国際連合総会の定めた条件も妥当であるので、本件を承認することに決定した。

二、事件の利害得失

国際司法裁判所規程の当事国となることにより、今後わが国と諸外国との間の国際紛争を平和的に解決する途が開かれる。

三、費用

分担金（約一万ドルと推定される）を負担する必要がある。

審査報告書

外務省設置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月十五日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

羽生　三七　　園　　伊能

杉原　荒太　　曾祢　益

加藤シヅエ　　古池　信三

鶴見　祐輔　　梶原　茂嘉

西郷吉之助

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、（一）ニューヨークに国際連合日本政府代表部の設置、名誉総領事及び名誉領事に関する制度の合理化（二）在エジプト日本国公使館の大使館昇格及び十二公館の新設（三）大使及び公使の現行号俸三段階を四段階に改訂（四）新設公館に勤務する職員の在勤俸を定めるもので、それぞれ適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

現在の世界情勢に即して、わが国の外交活動を促進させることができる。

三、費用

本法律案の成立に伴う費用は、昭和二十九年度予算に計上ずみである。

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月十六日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

大野木秀次郎　　村上　義一

深水　六郎　　滝井治三郎

最上　英子　　永岡　光治

三木　治朗

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における経済事情の推移にかんがみ保険金の最高制限額を引き上げ加入者の保険的保護を厚くするものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

簡易保険契約の募集に資し、保険制度本来の機能を発揮し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別段費用を要しない。

〔第二十号参照〕

審査報告書

輸出保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月十六日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川弥平治　　大谷　贇雄

小林　英三　　白川　一雄

海野　三朗　　豊田　雅孝

岸　　良一　　石原幹市郎

高橋　衛　　酒井　利雄

武藤　常介　　小松　正雄

三輪　貞治　　藤田　進

松平　勇雄　　西田　隆男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、輸出貿易の振興を助成する必要上、海外の受託者による委託販売の輸出について生ずる危険を担保する保険制度を新設する等の措置を講ずるもので現状に即した妥当な方策と認められる。

二、事件の利害得失

委託販売輸出保険は、海外の需要者が直接邦品を見て、直ちに現物を入手できるような販売体制を安心して採れるようにする仕組であり、輸出の促進に寄与する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

〔第二十二号参照〕

審査報告書

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十三日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

横山　フク　　西岡　ハル

竹中　勝男　　堂森　芳夫

湯山　勇　　藤原　道子

廣瀬　久忠　　中山　壽彦

有馬　英二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、身体障害者に対する福祉の措置として、更生医療の給付を行い、身体障害者更生援護施設にろうあ者更生施設を加え、身体障害者の範囲につき不均衡を調整する等のため改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

身体障害者福祉増進を図ることができる利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十九年度予算に約二千万円を計上している。

審査報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十二日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

湯山　勇　　堂森　芳夫

藤原　道子　　西岡　ハル

有馬　英二　　大谷　贇雄

中山　壽彦　　廣瀬　久忠

横山　フク

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、身体に障害ある児童に対し、その福祉を図るため、その障害を除去し、又は軽減して、生活の能力を得させるために必要な育成医療を給付することができるようにするため改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

身体障害の児童の福祉増進を図り得る利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十九年度予算において三千百一万五千円を計上している。

審査報告書

医療法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十二日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

藤原　道子　　湯山　勇

堂森　芳夫　　西岡　ハル

有馬　英二　　廣瀬　久忠

谷口弥三郎　　中山　壽彦

大谷　贇雄　　横山　フク

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、わが国における医療機関の分布の現状からみて、診療所における同一患者の収容時間の制限を緩和するため改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

診療所における同一患者の収容時間制限を緩和することにより患者の医療上益する処が多い。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

関税法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十二日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　　堀木　鎌三

野溝　勝　　山本　米治

小林　政夫　　土田国太郎

白井　勇　　岡崎　眞一

青柳　秀夫　　藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、内外の諸情勢の推移に即応せしめるため、関税の賦課徴収に関する規定を整備し、税関手続を簡素化し、保税制度の活用を図る等のため関税法を全文改正しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

関税法規を整備し、貿易の振興に資し得る等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

外国為替銀行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十三日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

野溝　勝　　山本　米治

菊川　孝夫　　安井　謙

木内　四郎　小林　政夫
堀木　鎌三　藤野　繁雄
青柳　秀夫　白井　勇

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近の諸情勢にかんがみ、わが国経済の自立と発展を期するため、業務の主力を外国為替取引及び貿易金融におき、これに専念する外国為替銀行の制度を新たに確立しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
外国為替取引及び貿易金融の円滑化を図り得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月十九日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
堀木　鎌三　土田国太郎
安井　謙　小林　政夫
木内　四郎　青柳　秀夫
平林　太一　藤野　繁雄
白井　勇

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、株式会社以外の法人について、再評価積立金の資本への組入の方法及び手続等について必要な事項を定めようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
株式会社以外の法人について、その資本を充実せしめるとともに、企業経営の安定と経理の健全化に資し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十三日
運輸委員長　前田　穰
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
一松　政二　入交　太藏
植竹　春彦　大倉　精一
仁田　竹一　宮本　正夫
木島　虎藏　森田　義衛
大和　與一　岡田　信次

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一・二等普通旅客運賃を通行税額を外枠としてそれぞれ三等の四倍・二倍とし、又一等航路普通旅客運賃及び一・二等急行料金等についても通行税額を外枠とした運賃、料金に改め約二割の値上げをしようとするものである。委員会は審議の結果、日本国有鉄道の経理状態よりみてやむを得ない措置と認めた。
二、事件の利害得失
日本国有鉄道の健全なる経営に寄与する。
三、費用
本法の施行については、費用を要しない。

審査報告書

郵便為替法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十三日
郵政委員長　池田宇右衛門
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
深水　六郎　村上　義一
最上　英子　三木　治朗
永岡　光治

要領書

一、委員会の決定の理由
わが国と米国、カナダ及び英国との各為替条約にその料金を定める根拠規定を設けるとともに、奄美群島の復帰に伴い必要な改正を行つたものであつて、妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
郵便為替業務運営の適正をはかる利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十三日
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
深水　六郎　村上　義一
最上　英子　三木　治朗
永岡　光治

要領書

一、委員会の決定の理由
郵便切手類及び印紙の売さばき人に支払う売さばき手数料の料率を引き上げるとともに、業務運営の規定を整備するものであつて妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
郵便切手類及び印紙売さばき業務の運営を円滑にし、その適正化に資する利益がある。
三、費用
この法律施行によつて、年間約一億三千万円の経費を必要とする。

〔第二十三号参照〕

審査報告書

統計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十三日
内閣委員長　小酒井義男
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
矢嶋　三義　白波瀬米吉
井野　碩哉　野本　品吉
長島　銀藏　竹下　豐次
寺本　廣作　井上　知治

要領書

一、委員会の決定の理由
行政事務の簡素化に伴い、国勢調査の実施間隔を延長するとともに、国勢調査の中間において簡易な国勢調査を行うことは妥当であると認めた。
二、事件の利害得失
国勢調査と次期国勢調査との間には、その中間をつなぐ標本調査が発達し、かつ終戦直後のような激しい人口移動も行われなくなつている今日、厖大な金額にのぼる国費をもつて、五年ごとに国勢調査を行うことを改め、その実施の間隔を十年ごととし、国勢調査を行つた年から五年目に当る年に簡易な方法による国勢調査を行うこととすれば、行政簡素化の見地からも、なお近年の統計の国際比較性の点からも当を得たものと認めた。
三、費用
本法施行に伴い昭和三十年に行う簡易なる国勢調査に要する費用はおよそ十三四億円であり、国勢調査を行う場合の約半額の国費の節約となる。

審査報告書

商品取引所法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十五日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
小林　英三　松平　勇雄
加藤　正人　豊田　雅孝
海野　三朗　小松　正雄
西川弥平治　酒井　利雄
大谷　贇雄

要領書

一、委員会の決定の理由
商品取引所の乱立を防止し、かつその運営の合理化をはかるため、当該取引所の設立を主務大臣の許可制とし、定款の変更及び業務規程のうち重要事項の変更は主務大臣の認可制とし、二以上の商品市場または他の取引所で売買取引する会員または商品仲買人の純資産額を他の会員または商品仲買人の純資産額の最低額より多い額となるように定款で定めることが出来るようにし、且つ会員信認金等に充用できる有価証券の範囲を拡張する等の措置は本法施行後の経験に鑑み、妥当な方策と認められる。
二、事件の利害得失
本法改正により商品取引所が投機市場化するおそれを防止し、公正な相場の形成及び委託者の保護などを助成する等、その運営の合理化をもたらす利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

〔第二十四号参照〕

審査報告書

昭和二十八年度一般会計予算補正（第3号）
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十六日
予算委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
小野　義夫　高橋進太郎
白波瀬米吉　石坂　豊一
小林　武治　小林　英三
大谷　贇雄　泉山　三六
中川　幸平　鹿島守之助

宮本　邦彦　西岡　ハル
高橋　衛　滝井治三郎
佐藤清一郎　森　八三一
吉田　萬次　横山　フク
岸　良一　田村　文吉
新谷寅三郎　井野　碩哉
高木　正夫　中山　福藏
堀木　鎌三　加藤　正人
三浦　義男

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和二十八年度一般会計予算補正（第3号は）、義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案が不成立に終り、富裕都府県に対する昭和二十八年十二月以降の給与費負担金控除額相当分が不足することとなつたので、その所要額を補正追加するために編成されたものであつて、やむをえない措置と認める。

二、事件の利害得失
この予算補正により義務教育費国庫負担金の不足を補うことができる。

三、費用
補正追加額は二十七億八千万円であるが、所要財源のすべてを既定経費の不用見込額をもつて賄うこととしているので昭和二十八年度一般会計予算の規模は、この補正前の一兆二百七十二億五千六十八万六千円と変らない。

審査報告書

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十六日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高瀬荘太郎　山下　義信
矢嶋　三義　竹下　豐次
寺本　廣作　白波瀬米吉
野本　品吉

要領書

一、委員会の決定理由
公務員の在職年に対する加算制度は、旧軍人恩給との均衡上、原則として廃止されたが、蒸気機関車の乗務員等の如く不健康且つ危険な業務に従事する職員は、永年勤続が不可能に近いばかりでなく、多く短命に終つている実情なので、その実情に即する措置のとられるまで、従前の加算制度を適用する期間を更に一年間延長することは妥当の措置と認めた。

二、事件の利害得失
この措置により不健康業務に従事する職員の恩給加算制度を延長することができる。

三、費用
本法施行のために要する費用は極めて僅少である。

審査報告書

外国人登録法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十五日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　中山　福藏
棚橋　小虎　楠見　義男
小野　義夫　青木　一男
亀田　得治　上原　正吉
一松　定吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は外国人登録法中、指紋の押なつに関する規定の施行を、更に一年間猶予せんとするものであり、予算その他現在の諸情勢に鑑み適切である。

二、事件の利害得失
本法の実施により、指紋押なつの制度が、結局円滑に行くものと思われる。

三、費用
本法の実施により、別に費用を要しない。

審査報告書

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十五日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　中山　福藏
棚橋　小虎　楠見　義男
小野　義夫　青木　一男
亀田　得治　上原　正吉
一松　定吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、一般公務員の恩給の増額に応じ、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた執行吏の恩給について、昭和二十八年十月分以降その年額を改定増額せんとするもので、均衡上適切である。

二、事件の利害得失
本法の実施により、執行吏の恩給が一般情勢に応じ適切となる。

三、費用
本法の実施により、年間約五十二万五千四百四十八円を要する。

審査報告書

犯罪者予防更正法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十五日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　中山　福藏
棚橋　小虎　楠見　義男
小野　義夫　青木　一男
亀田　得治　上原　正吉
一松　定吉

要領書

一、委員会の決定の理由
戦犯者の釈放の勧告に当つて、関係各国は、個別的に精細な資料の添附を要求する実情に在る。本法案は、これに対応する為め、中央更生保護審査会の委員を三人より五人に増加せんとするものであり、戦犯処理が迅速に行われることを要する現状に鑑み適切である。

二、事件の利害得失
本法案の実施により、戦犯者に対する釈放等の処理が迅速に行われるの利益がある。

三、費用
本法の実施により、年間約百三万二千円を要する。

審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十六日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

荒木正三郎　相馬　助治
高田なほ子　安部キミ子
杉山　昌作　加賀山之雄
田中　啓一　須藤　五郎
剱木　亨弘　横川　信夫
永井純一郎　中川　幸平
雨森　常夫　吉田　萬次
木村　守江

要領書

一、委員会の決定の理由
大学における医学又は歯学の教育の円滑な実施を図るため、昭和三十年度から医学又は歯学の学部の履修の課程を改善し、並びに盲学校及びろう学校の小学部の就学義務の制度実施の完了に伴い、これらの学校の中学部の就学義務の制度を、昭和二十九年度から逐年実施するために改正しようとするものであつて適切な措置と認めた。

二、事件の利害得失
大学における医学又は歯学の学部の履修の課程を改善すると共に、盲学校及びろう学校中学部の義務制を実施することができる。

三、費用
本法施行に伴い別に費用を要しない。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十六日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

杉山　昌作　加賀山之雄
田中　啓一　剱木　亨弘
横川　信夫　中川　幸平
雨森　常夫　吉田　萬次
木村　守江

要領書

一、委員会の決定の理由
国立大学の学部の分離、公立大学の国立大学への移管、国立大学に夜間の短期大学部の併設、国立大学の附置研究所の整備統合及び国立大学に包摂された旧制学校の廃止等について規定すると共に、各国立学校の職員の定員は、政令で定めることとする等の改正をしようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失
国立学校の充実をはかると共に法令の整備簡素化をすることができる。

三、費用
本法施行に伴う経費として、昭和二十九年度予算に約三十億円計上済みである。

審査報告書

公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を

附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十六日
文部委員長　川村　松助
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
荒木正三郎　相馬　助治
高田なほ子　安部キミ子
杉山　昌作　加賀山之雄
田中　啓一　鍛木　亨弘
横川　信夫　永井純一郎
中川　幸平　吉田　萬次
雨森　常夫　木村　守江

要領書

一、委員会の決定の理由
政府の改正案によると、従来、義務教育の年限延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の算定基準となる児童及び生徒一人当りの基準坪数等は、法律で定められていたのであるが、これを災害復旧及び戦災復旧の場合と同様に、政令で定めようとする改正であったが、衆議院において修正され、一基準坪数を、一・〇八坪に引き上げると共に、これに関する事項は、従来通り法律において定めておくこととされた。
当委員会においては、衆議院修正を妥当なる措置と認めたが、なお次の附帯決議をした。
（一）将来の生徒数の激増に対処するため、義務教育年限の延長に伴う中学校の施設の建設に要する経費を算定する場合において、基準坪数に乗ずる生徒数の算定方法を政令で定めるにあたっては、当該建設を行う年度の当初現在生徒数を基礎とすること。
（二）今後、数ケ年のうちに児童生徒数が急激に増加するに伴って生ずべき小中学校の校舎の不足に対しては、あらかじめ合理的な年次計画によって、その対策の確立を図ると共に、他方戦災校の復旧、中学校への転用による小学校の不足校舎の補充、不正常授業の解消等を早急に解決しうるよう大幅の予算措置を講ずること。
（三）公立中学校の屋内運動場建築費の補助については、屋内運動場のもつ教育的重要性にかんがみ予算措置に際して、その地域制限を可及的に緩和し、かつ、小学校についても補助の措置を講ずること。
二、事件の利害得失
中学校における最低基準坪数を中間的基準坪数に引上げ、且つこれを法律で定めることにより、義務教育学校施設の充実に要する経費を確保することができる。
三、費用
本法施行に要する経費は、昭和二十九年度予算に差しあたりの応急的措置として、約十四億円を計上済みである。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十六日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
西川弥平治　岸　良一
豊田　雅孝　大谷　贇雄
加藤　正人　白川　一雄
三輪　貞治　海野　三朗
酒井　利雄　小林　英三
高橋　衛

要領書

一、委員会の決定の理由
中小企業信用保険法施行後の経過にかんがみ、中小企業者の融資難を緩和するため、当該業者が受ける手形割引に対して信用保証協会が与える保証を政府が保険すること、小企業者に対して小口保証保険制度を新設すること、消費生活協同組合を中小企業者と認めること等の措置を講ずるものであつて妥当なものと認める。
二、事件の利害得失
小口保証保険を創設し、手形割引に対する保証を付保すること等は、中小企業者が当面している融資難を緩和し、中小企業金融の円滑化に資する利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十六日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
西川弥平治　岸　良一
大谷　贇雄　高橋　衛
加藤　正人　小林　英三
白川　一雄　三輪　貞治
海野　三朗　酒井　利雄
豊田　雅孝

要領書

一、委員会の決定の理由
現在の経済情勢に鑑みて、国際的に供給が不足している物資（ニツケル、モリブデン等）の需給調整の措置を継続する必要があるので現行法の有効期限を更に明年三月末日まで一年間延長するとともにこの際本法の適用品目を整理し、需給の均衡がとれたコバルト、タングステン及び白金の三品目に就て付表より削除し、需給調整措置から外すことにしたもので妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
本法の施行により、国民経済の健全な発展をもたらし、且つ、国際経済の円滑なる運行に寄与する利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十六日
農林委員長　片柳　眞吉
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
清澤　俊英　江田　三郎
河合　義一　河野　謙三
北　勝太郎　戸叶　武
佐藤清一郎　宮本　邦彦
関根　久藏　重政　庸徳

要領書

一、委員会の決定の理由
現行法においては、公庫の資本金は、一般会計からの出資金二百五十億九千三百万円と農林漁業資金融通特別会計が廃止された際におけるその資産の価額から負債の金額を差し引いた額と米国対日援助見返資金特別会計に関係する出資金との合計額ということになつているが、昭和二十九年度において新たに一般会計から九十五億円を出資し、又、農林漁業資金融通特別会計の廃止の際の資産から負債の差引額が百五十五億一千四百万円と確定したので、この際、右現在の出資金、新規出資金及び確定額の三者を合計し、政府の出資金四百五十六億七百万円と改正しようとするものであつて、妥当の措置と認める。
二、事件の利害得失
長期且つ低利な農林漁業資金を充足し、農林漁業の生産力を維持増進することに寄与する。
三、費用
昭和二十九年度一般会計予算に九十五億円が計上されている。

審査報告書

開拓融資保証法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十六日
農林委員長　片柳　眞吉
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
森田　豊壽　清澤　俊英
江田　三郎　河合　義一
河野　謙三　川口爲之助
北　勝太郎　戸叶　武
佐藤清一郎　宮本　邦彦
関根　久藏　重政　庸徳

領要書

一、委員会の決定の理由
現行法に基き、政府は、中央開拓融資保証協会に一億円出資しているが、資金需要の増大に伴い、保証力を拡大するため、昭和二十九年度更に政府の出資額を五千万円増額しようとするものであつて、妥当の措置と認める。
二、事件の利害得失
開拓者に対する短期営農資金の疎通に寄与する。
三、費用
昭和二十九年度一般会計予算に五千万円が計上されている。

審査報告書

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十五日
郵政委員長　池田宇右衛門
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
滝井治三郎　村上　義一
深水　六郎　最上　英子

要領書

一、委員会の決定の理由
郵便振替の料金を調整して、事業収支の均衡をはかると共に、新たに業務取扱の迅速化をはかつたものであつて、妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
郵便振替業務の健全なる発達を

はかり、利用の促進に資する利益がある。

三、費用

この法律施行によつて、本年度約三億九千万円の増収が見込まれる。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　中川　幸平
藤野　繁雄　白井　勇
岡崎　眞一　青柳　秀夫
安井　謙　三木與吉郎
前田　久吉　山本　米治
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、所得税について、基礎控除額扶養控除額、生命保険料控除限度額及び退職所得の控除額の引き上げ並びに青色申告者の専従者控除の範囲の拡張及び控除限度額の引き上げを行い、山林所得について租税負担を軽減するとともに、予定申告制度を予定納税制度に改めて事務手続の簡素化を図る等の改正を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

低額所得者の租税負担を軽減するとともに、資本蓄積の促進を図り得る等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度所得税収入予算額は二千八百七十六億三千二百万円である。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　小林　政夫
中川　幸平　藤野　繁雄
白井　勇　岡崎　眞一
青柳　秀夫　安井　謙
三木與吉郎　前田　久吉
山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、法人税について積立金に対する累積課税を廃止して、同族会社についてのみ当該事業年度において留保した一定の金額について一回限りの特別課税を行うこととする外、同族会社の範囲を縮少する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

同族会社の租税負担を軽減し得る等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度法人税収入予算額は一千八百七十六億一千七百万円である。

審査報告書

酒税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　山本　米治
三木與吉郎　安井　謙
青柳　秀夫　岡崎　眞一
白井　勇　藤野　繁雄
中川　幸平　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、酒税の負担の実情等にかんがみ、清酒特級及び第一級、ビール、並びに雑種特級について、その税率を五分ないし一割程度引き上げようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

酒税収入の増徴を図り、財政の基礎を堅実ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度酒税収入予算額は、千四百七億七千七百万円である。

審査報告書

印紙税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　小林　政夫
中川　幸平　藤野　繁雄
白井　勇　岡崎　眞一
青柳　秀夫　安井　謙
三木與吉郎　山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、印紙税の税率及び受取書等の課税最低限を引き上げようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

印紙税の負担の調整を図るとともに、印紙税収入の増徴を図り財政の基礎を堅実ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度印紙収入予算額は二百二十九億六千八百万円である。

審査報告書

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　小林　政夫
中川　幸平　藤野　繁雄
白井　勇　岡崎　眞一
青柳　秀夫　安井　謙
三木與吉郎　山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、砂糖の消費状況にかんがみ、その税率を二割程度引き上げようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

砂糖価格の値上りを招来する損失もあるが、砂糖消費税収入の増徴を図り財政の基礎を堅実ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度砂糖消費税収入予算額は三百八十一億二千四百万円である。

審査報告書

揮発油税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　小林　政夫
中川　幸平　藤野　繁雄
白井　勇　岡崎　眞一
青柳　秀夫　安井　謙
三木與吉郎　山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、揮発油税の負担の実情等にかんがみ、その税率を二割程度引き上げ、一キロリットルにつき一万三千円としようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

揮発油税収入の増徴を図り、財政の基礎を堅実ならしめ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度揮発油税収入予算額は、二百三十七億六千七百万円である。

審査報告書

米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　中川　幸平
藤野　繁雄　白井　勇
岡崎　眞一　青柳　秀夫
安井　謙　三木與吉郎
前田　久吉　山本　米治
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、米国対日援助物資等処理特別会計は現在清算段階にあり、この会計設置の目的も完了したので、昭和二十八年度限り廃止し、同会計の資産及び負債を一般会計に帰属させる等所要の規定を設けるとともに、これに伴い不要となる関係法律を廃止する等法規を整理しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

米国対日援助物資等の処理を整理し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　　中川　幸平
藤野　繁雄　　白井　勇
平林　太一　　岡崎　眞一
青柳　秀夫　　安井　謙
堀木　鎌三　　三木與吉郎
前田　久吉　　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、両切紙巻たばこ「ピース」の最高価格十本当り四十円を四十五円に改定しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

直接税の軽減のための財源の一部を確保し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度において、ピース及び光により四十五億円の専売益金の増加が見込まれている。

審査報告書

財政法第四十二条の特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　　小林　政夫
中川　幸平　　藤野　繁雄
白井　勇　　岡崎　眞一
青柳　秀夫　　安井　謙
三木與吉郎　　堀木　鎌三
前田　久吉　　山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十七年度一般会計予算における安全保障諸費及び連合国財産補償費で昭和二十八年度に繰り越されたもののうち、当該年度内に支出を終らないものについては、これを昭和二十九年度に繰り越して使用することができることとしようとするものであつて、止むを得ない措置と認めた。

なお、次のような附帯決議を行つた。

附帯決議

本法案は、昭和二十七年度一般会計予算における安全保障諸費及び連合国財産補償費で昭和二十八年度に繰り越されたもののうち、当該年度内に支出を終らないものについて更にこれを翌年度に繰り越し使用することの特例を設けようとするものであるが、この措置は財政法の建前からみて好ましからぬものと考える。政府の説明によつて、今回の措置は万止むを得ない諸事情によるものと認められるのでこれを容認するものであるが、昭和三十年度以降はこの種特例を設けることは厳に慎まれたい。

二、事件の利害得失

安全保障諸費及び連合国財産補償費の効率的使用に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

関税定率法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　　小林　政夫
藤野　繁雄　　白井　勇
岡崎　眞一　　青柳　秀夫
安井　謙　　前田　久吉
三木與吉郎　　成瀬　幡治
東　隆　　山本　米治
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現下の諸情勢にかんがみ、復関税制度の規定を設け、免税規定を分類整備し、製造用原材料等に関する減免税規定を拡大合理化し、違約品返送の場合の戻税制度を設ける等、関税制度について規定を整備するため、輸入税表を除き全文改正し、併せて、重要機械類、児童給食用ミルク等について減免税措置を一年間延期する等関税率の暫定的な調節を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

関税行政の運営を円滑にし、ひいて貿易の振興に寄与し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

相続税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　　小林　政夫
藤野　繁雄　　白井　勇
岡崎　眞一　　青柳　秀夫
安井　謙　　前田　久吉
三木與吉郎　　成瀬　幡治
東　隆　　山本　米治
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、主として相続財産等の価額が低額である場合の負担の軽減を図るため、税率の引き下げを行う外、死亡保険金及び死亡退職金控除を引き上げる等所要の規定の整備を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

主として中間資産層に対する租税負担を軽減し得る等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度相続税収入予算額は三十一億六千二百万円である。

審査報告書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　　小林　政夫
中川　幸平　　藤野　繁雄
白井　勇　　岡崎　眞一
青柳　秀夫　　安井　謙
前田　久吉　　成瀬　幡治
東　隆　　山本　米治
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律実施の状況にかんがみ、酒類業組合等の定めようとする協定の内容が、当該組合等が直接又は間接の構成員となつている連合会又は中央会が大蔵大臣の認可を受けて定めている協定の内容と同一であるときは、あらためて大蔵大臣の認可を要せず、届出をもつて足りるものとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

酒類業組合等の実情に即した運営を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国税徴収法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　　小林　政夫
藤野　繁雄　　中川　幸平
白井　勇　　岡崎　眞一
青柳　秀夫　　安井　謙
三木與吉郎　　前田　久吉
東　隆　　成瀬　幡治
山本　米治　　菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、収税官吏が納税者から歳入の納付に使用できる証券以外の有価証券の提供を受け、これによる納税の委託を受けることができる制度を設けるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

納税の便宜並びに事務の簡素化を図り得る等の利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
木内　四郎　中川　幸平
藤野　繁雄　白井　勇
岡崎　眞一　青柳　秀夫
安井　謙　三木與吉郎
前田　久吉　東　隆
成瀬　幡治　菊川　孝夫
山本　米治　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、郵便貯金特別会計の歳入不足を補てんするため、資金運用部特別会計から直接郵便貯金特別会計に繰入金をすることができることとし、経理の簡素化を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
一般会計、資金運用部特別会計及び郵便貯金特別会計の間における経理の簡素化に資し得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度特別会計予算中郵便貯金特別会計に、資金運用部特別会計より受入として四十億二千五百六十一万六千円が計上されている。

審査報告書

国税収納金整理資金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
木内　四郎　小林　政夫
藤野　繁雄　白井　勇
岡崎　眞一　青柳　秀夫
安井　謙　三木與吉郎
前田　久吉　東　隆
成瀬　幡治　山本　米治
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、新たに国税収納金整理資金を設置し、国税収納金等はこれを本資金に受け入れ、過誤納等に因る還付金は、本資金から直ちにこれを支払うことができるようにし、当該還付金相当額を歳入に引いた国税収納金等の額を歳入に組み入れることとする他、所要の規定を定めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
国税収納に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図り得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

人事委員会請願審査報告書第一号

一議員の会議に付するを要するもの。

第二号　北海道稚内市等の地域給に関する請願
第三号　岡山県赤坂町の地域給に関する請願
第四号　岐阜県萩原町の地域給に関する請願
第五号　岐阜県釜戸村の地域給に関する請願
第六号　福岡県神興村の地域給に関する請願
第七号　埼玉県金子村の地域給に関する請願
第八号　兵庫県飾磨郡の地域給に関する請願
第九号　兵庫県芳田村の地域給に関する請願
第一〇号　兵庫県多加野村の地域給に関する請願
第一一号　兵庫県在田村の地域給に関する請願
第一二号　兵庫県富合村の地域給に関する請願
第一三号　兵庫県西在田村の地域給に関する請願
第一四号　兵庫県大和村の地域給に関する請願
第一五号　兵庫県九会村の地域給に関する請願
第一六号　兵庫県下里村の地域給に関する請願
第一七号　兵庫県賀茂村の地域給に関する請願
第一八号、第一〇〇号　兵庫県小野町の地域給に関する請願
第一九号　兵庫県富田村の地域給に関する請願
第二〇号　栃木県北郷村の地域給に関する請願
第二一号　栃木県足利市の地域給に関する請願
第二二号　千葉県大原町の地域給に関する請願
第二三号　千葉県成東町の地域給に関する請願
第二四号　静岡県網代町の地域給に関する請願
第二五号　岐阜県明知町の地域給に関する請願
第二六号　岐阜県静波村の地域給に関する請願
第二七号　岐阜県吉田村の地域給に関する請願
第二八号　岐阜県陶町の地域給に関する請願
第二九号　岐阜県土岐津町等の地域給に関する請願
第三〇号　岐阜県鶴岡村の地域給に関する請願
第三一号　岐阜県肥田村の地域給に関する請願
第三二号　長野県木曾地区の地域給に関する請願
第三三号　岐阜県明世村の地域給に関する請願
第三四号　岐阜県稲津村の地域給に関する請願
第三五号　岐阜県下石町の地域給に関する請願
第三六号　岐阜県御嵩町の地域給に関する請願
第三七号　岐阜県瑞浪土岐町の地域給に関する請願
第三九号　和歌山県串本町の地域給に関する請願
第四〇号　埼玉県東金子村の地域給に関する請願
第四二号　福井県東十郷村の地域給に関する請願
第四三号　福井県細呂木村の地域給に関する請願
第四四号　福井県長畝村の地域給に関する請願
第四五号　福井県の地域給に関する請願
第四六号　福井県北日野村の地域給に関する請願
第四七号　福井県村岡村の地域給に関する請願
第四八号　福井県和田村の地域給に関する請願
第四九号　福井県高椋村の地域給に関する請願
第五〇号　福井県中郷村の地域給に関する請願
第五七号　福井県雄島村の地域給に関する請願
第五八号　福井県大関村の地域給に関する請願
第五九号　福井県新保村の地域給に関する請願
第六〇号　福井県乾側村の地域給等に関する請願
第六一号　福井県志比谷、下志比両村の地域給に関する請願
第六二号　福井県城崎村の地域給に関する請願
第六三号　福井県岡本村の地域給に関する請願
第六四号　福井県粟野村の地域給に関する請願
第六五号　福井県三宅村の地域給に関する請願
第六六号　愛知県志段味村の地域給に関する請願
第六七号　愛知県長久手村の地域給に関する請願
第六八号　愛知県幡山村の地域給に関する請願
第六九号　北海道千歳町の地域給に関する請願
第七〇号　北海道江別町の地域給に関する請願
第七一号　長野県下諏訪町の地域給に関する請願
第七二号、第一一〇七号　新潟県小出町の地域給に関する請願
第七三号　静岡県沼津市の地域給に関する請願
第七四号　三重県名張町の地域給に関する請願
第七五号　岡山県西大寺市の地域給に関する請願
第七六号　福岡県太宰府町の地域給に関する請願
第七七号　栃木県鹿沼市の地域給に関する請願
第七八号　埼玉県仁手村の地域給に関する請願
第七九号　埼玉県秋平村の地域給に関する請願
第八〇号　埼玉県七本木村の地域給に関する請願
第八一号　埼玉県大沢村の地域給に関する請願
第八二号　埼玉県神保原村の地域給に関する請願
第八三号　埼玉県波瀬村の地域給に関する請願
第八四号　埼玉県阿久原村の地域給に関する請願
第八五号　埼玉県松久村の地域給に関する請願
第八六号　埼玉県本泉村の地域給に関する請願
第八七号　埼玉県丹荘村の地域給に関する請願
第八八号　埼玉県本庄町の地域給に関する請願
第八九号　埼玉県金屋村の地域給に関する請願
第九〇号　埼玉県藤田村の地域給に関する請願
第九一号　埼玉県青柳村の地域給に関する請願
第九二号　埼玉県賀美村の地域給に関する請願
第九三号　埼玉県長幡村の地域給に関する請願
第九四号　埼玉県北泉村の地域給に関する請願
第九五号　埼玉県共和村の地域給に関する請願
第九六号　埼玉県児玉町の地域給に関する請願
第九七号　埼玉県東児玉村の地域給に関する請願
第九八号　埼玉県豊岡町の地域給に関する請願

第九九号　鹿児島市等の地域給に関する請願
第一〇〇号　鹿児島県川内市の地域給に関する請願
第一五七号　地域給増額に関する請願
第一五八号　愛知県豊橋市の地域給に関する請願
第一五九号　茨城県石岡町の地域給に関する請願
第一六〇号　茨城県小川町の地域給に関する請願
第一六一号　栃木県小俣町の地域給に関する請願
第一六二号　栃木県山前村の地域給に関する請願
第一六三号　栃木県三和村の地域給に関する請願
第一六四号　栃木県菱村の地域給に関する請願
第一六五号　栃木県三重村の地域給に関する請願
第一六六号　岡山県浅口郡の地域給に関する請願
第一六七号　岡山県北房町の地域給に関する請願
第一六八号　岡山県妹尾町の地域給に関する請願
第一六九号　岡山県倉敷市の地域給に関する請願
第一七〇号　岡山県井原市の地域給に関する請願
第一七一号　岡山県笠岡市編入地区の地域給に関する請願
第一七二号　埼玉県御正村の地域給に関する請願
第一七三号　埼玉県吉見村の地域給に関する請願
第一七四号　埼玉県鉢形村の地域給に関する請願
第一七五号　埼玉県本畠村の地域給に関する請願
第一七六号　埼玉県三尻村の地域給に関する請願
第一七七号　埼玉県長井村の地域給に関する請願
第一七八号　埼玉県秦村の地域給に関する請願
第一七九号　埼玉県太田村の地域給に関する請願
第一八〇号　埼玉県奈良村の地域給に関する請願
第一八一号　埼玉県市田村の地域給に関する請願
第一八二号　埼玉県大寄村の地域給に関する請願
第一八三号　埼玉県明戸村の地域給に関する請願
第一八四号　埼玉県花園村の地域給に関する請願
第一八五号　埼玉県折原村の地域給に関する請願
第一八六号　埼玉県用土村の地域給に関する請願
第一八七号　埼玉県妻沼町の地域給に関する請願
第一八八号　埼玉県小原村の地域給に関する請願
第一八九号　埼玉県新会村の地域給に関する請願
第一九〇号　埼玉県岡部村の地域給に関する請願
第一九一号　埼玉県幡羅村の地域給に関する請願
第一九二号　埼玉県深谷町の地域給に関する請願
第一九三号　埼玉県八基村の地域給に関する請願
第一九四号　埼玉県中瀬村の地域給に関する請願
第一九五号　埼玉県榛沢村の地域給に関する請願
第一九六号　埼玉県本郷村の地域給に関する請願
第一九七号　埼玉県別府村の地域給に関する請願
第一九八号　埼玉県男沼村の地域給に関する請願
第一九九号　栃木県葉鹿町の地域給に関する請願
第二〇三号　香川県庵治村国立療養所大島青松園の地域給に関する請願
第二〇四号　熊本県宮地、内牧両町の地域給に関する請願
第二〇五号　岡山県金光町の地域給に関する請願
第二〇七号　福井県武生市の地域給に関する請願
第二〇八号　福井県丸岡町の地域給に関する請願
第二〇九号　福井県本荘村の地域給に関する請願
第二一〇号　福井県瓜生村の地域給に関する請願
第二一一号　福井県鳥羽村の地域給に関する請願
第二一二号　福井県熊川村の地域給に関する請願
第二一三号　熊井県遥羽村の地域給に関する請願
第二一四号　福井県小山村の地域給に関する請願
第二一五号　福井県本郷村の地域給に関する請願
第二一六号　福井県加斗村の地域給に関する請願
第二一七号　福井県宮崎村の地域給に関する請願
第二一八号　福井県東郷村の地域給に関する請願
第二一九号　福井県今庄村の地域給に関する請願
第二二〇号　福井県北新庄村の地域給に関する請願
第二二一号　秋田県増田町の地域給に関する請願
第二二二号　福島県郡山市の地域給に関する請願
第二二三号　埼玉県越ヶ谷、大沢両町の地域給に関する請願
第二二四号　千葉県勝浦町の地域給に関する請願
第二二五号　群馬県金島村国立療養所大日向荘の地域給に関する請願
第二二三号　茨城県大子町の地域給に関する請願
第二二四号　群馬県安中町の地域給に関する請願
第二二四五号、第一三二〇号　長崎県時津町、長与村の地域給に関する請願
第二二四六号　熊本県人吉市の地域給に関する請願
第二二五二号　徳島県西尾村国立徳島療養所の地域給に関する請願
第二二五六号、第一三二一号　岡山県作東町の地域給に関する請願
第二二五七号　岡山県玉島市の地域給に関する請願
第二二五八号　愛知県品野町の地域給に関する請願
第二二三号　岡山県美山、堺両村の地域給に関する請願
第二二三三号　兵庫県浜坂町の地域給に関する請願
第二二三五号　兵庫県八鹿町の地域給に関する請願
第二二三六号　兵庫県出石町の地域給に関する請願
第二三五〇号　埼玉県上尾町の地域給に関する請願
第二三五一号　埼玉県安行村の地域給に関する請願
第二三五二号　埼玉県宗岡村外二箇村の地域給に関する請願
第二三五三号　千葉県保田町の地域給に関する請願
第二三五四号　秋田県の地域給等に関する請願
第二三五五号　秋田県横手市の地域給に関する請願
第二三五六号　岡山県真備町の地域給に関する請願
第二三五七号　茨城県水戸市の地域給に関する請願
第二三六七号　秋田市の地域給に関する請願
第二三六八号　秋田県能代市の地域給に関する請願
第二三六九号　秋田県大館市の地域給に関する請願
第二三七〇号　秋田県小坂町の地域給に関する請願
第二三七一号　秋田県花輪町の地域給に関する請願
第二三七二号　秋田県角間川町の地域給に関する請願
第二三七三号　秋田県浅舞町の地域給に関する請願
第二三七四号　秋田県船川港町の地域給に関する請願
第二三七五号　秋田県昭和町の地域給に関する請願
第二三七六号　秋田県飯田川町の地域給に関する請願
第二三一六号　兵庫県鶴居村の地域給に関する請願
第二三一七号　兵庫県甘地村の地域給に関する請願
第二三一八号　兵庫県川辺村の地域給に関する請願
第二二三号　岡山県玉島市の地域給に関する請願
第二二三三号　兵庫県浜坂町の地域給に関する請願
第二二三五号　兵庫県八鹿町の地域給に関する請願
第二二三六号　兵庫県出石町の地域給に関する請願
第二三五〇号　埼玉県上尾町の地域給に関する請願
第二三五一号　埼玉県安行村の地域給に関する請願
第二三五二号　埼玉県宗岡村外二箇村の地域給に関する請願
第二三五三号　千葉県保田町の地域給に関する請願
第二三五四号　秋田県の地域給等に関する請願
第二三五五号　秋田県横手市の地域給に関する請願
第二三五六号　岡山県真備町の地域給に関する請願
第二三五七号　茨城県水戸市の地域給に関する請願
第二三六七号　秋田市の地域給に関する請願
第二三六八号　秋田県能代市の地域給に関する請願
第二三六九号　秋田県大館市の地域給に関する請願
第二三七〇号　秋田県小坂町の地域給に関する請願
第二三七一号　秋田県花輪町の地域給に関する請願
第二三七二号　秋田県角間川町の地域給に関する請願
第二三七三号　秋田県浅舞町の地域給に関する請願
第二三七四号　秋田県船川港町の地域給に関する請願
第二三七五号　秋田県昭和町の地域給に関する請願
第二三七六号　秋田県飯田川町の地域給に関する請願
第三〇四号　岡山県荘内村の地域給に関する請願
第三〇五号　岡山県胸上村の地域給に関する請願

第三七七号　秋田県扇田町の地域給に関する請願
第三七八号　秋田県十二所町の地域給に関する請願
第三七九号　秋田県浜田村の地域給に関する請願
第三八〇号　秋田県仁井田村の地域給に関する請願
第三八一号　秋田県神宮寺町の地域給に関する請願
第三八二号　秋田県金浦町の地域給に関する請願
第三八三号　北海道宗谷村の地域給に関する請願
第三八四号　茨城県笠間町の地域給に関する請願
第三八五号　長野県松代町の地域給に関する請願
第三八六号　長野県戸倉、上山田両町の地域給に関する請願
第三八七号　岡山県牛窓町の地域給に関する請願
第四一九号　岡山県昭和町の地域給に関する請願
第四二〇号　岡山県吉備町の地域給に関する請願
第四二一号　岡山県庄村の地域給に関する請願
第四三六号　秋田県矢島村の地域級に関する請願
第四三七号　秋田県毛馬内町の地域給に関する請願
第四三八号　秋田県鎗木村の地域給に関する請願
第四四四号　兵庫県村岡町の地域給に関する請願
第四五七号　福岡県杷木町の地域給に関する請願
第四五八号　秋田県十文字町の地域給に関する請願
第四七六号　栃木県烏山町の地域給に関する請願
第四七七号　栃木県藤原町の地域給に関する請願
第四七八号　茨城県潮来町の地域給に関する請願
第四七九号　千葉県浦安町外二箇町の地域給に関する請願
第四八〇号　三重県四日市市の地域給に関する請願
第四八一号、第一二二四号　岡山県福田村の地域給に関する請願
第四八二号　香川県本山村の地域給に関する請願
第四八三号　香川県財田大野村の地域給に関する請願
第四八四号　香川県大野原村の地域給に関する請願
第四八五号　香川県粟井村の地域給に関する請願
第四八六号　香川県豊田村の地域給に関する請願
第四八七号　香川県坂出市の地域給に関する請願
第四八八号　香川県内海町の地域給に関する請願
第四八九号　香川県辻村の地域給に関する請願
第四九〇号　香川県上高瀬村の地域給に関する請願
第四九一号　福岡県大牟田市の地域給に関する請願
第四九二号　大分県竹田町の地域給に関する請願
第四九三号　熊本県八代市の地域給に関する請願
第四九四号　熊本県三角町の地域給に関する請願
第四九五号　熊本県隈府町の地域給に関する請願
第四九六号　熊本県松橋町の地域給に関する請願
第四九七号　熊本県宮地町の地域給に関する請願
第五三五号　岡山県神島外町の地域給に関する請願
第五三六号　岡山県真鍋島村の地域給に関する請願
第五三七号　茨城県石塚町の地域給に関する請願
第五五二号　奈良県宇太町の地域給に関する請願
第六〇七号　岡山県山陽町の地域給に関する請願
第六一七号　福島県勿来町の地域給に関する請願
第六一八号　岐阜県笠松町の地域給に関する請願
第六一九号　岐阜県関市の地域給に関する請願
第六二〇号　岐阜県鏡島村の地域給に関する請願
第六二一号　茨城県麻生町の地域給に関する請願
第六三六号　大分県緒方町の地域給に関する請願
第六三七号、第九六五号　香川県榎井村の地域給に関する請願
第六三八号、第一六〇六号　岡山県邑久町の地域給に関する請願
第六三九号　山形県天童町の地域給に関する請願
第六六〇号　京都府綾部市の地域給に関する請願
第六六一号　大阪府矢田村の地域給に関する請願
第六六二号　岡山県早島町の地域給に関する請願
第六八五号　三重県船津、三野瀬両村の地域給に関する請願
第六八六号　岡山県新見、上市両町の地域給に関する請願
第六八七号　福岡県築城、八津田両村の地域給に関する請願
第六八八号　埼玉県坂戸町の地域給に関する請願
第六八九号　青森県三本木町の地域給に関する請願
第六九〇号　山形市の地域給に関する請願
第七六二号　福岡県採銅所村の地域給に関する請願
第七六三号　鹿児島県串木野市の地域給に関する請願
第七七二号　北海道上川町の地域給に関する請願
第八三〇号　埼玉県南古谷村の地域給に関する請願
第八三一号　埼玉県霞ケ関村の地域給に関する請願
第八三二号　埼玉県芳野村の地域給に関する請願
第八三三号　埼玉県古谷村の地域給に関する請願
第八三四号　埼玉県大東村の地域給に関する請願
第八三五号　埼玉県山田村の地域給に関する請願
第八三六号　埼玉県高階村の地域給に関する請願
第八三七号　埼玉県名細村の地域給に関する請願
第八三八号　埼玉県福原村の地域給に関する請願
第八四八号　愛媛県宇和島市の地域給に関する請願
第八五九号　秋田県本荘町の地域給に関する請願
第八六四号　埼玉県笠原村の地域給に関する請願
第八六五号　埼玉県須賀村の地域給に関する請願
第八六六号　埼玉県太井村の地域給に関する請願
第八六七号　埼玉県荒木村の地域給に関する請願
第八六八号　埼玉県星宮村の地域給に関する請願
第八六九号　埼玉県太田村の地域給に関する請願
第八七〇号　埼玉県埼玉村の地域給に関する請願
第八七一号　埼玉県南河原村の地域給に関する請願
第八七二号　埼玉県広田村の地域給に関する請願
第八七三号　埼玉県屈巣村の地域給に関する請願
第八七四号　埼玉県下忍村の地域給に関する請願
第八九一号　愛知県刈谷市の地域給に関する請願
第八九二号　愛知県赤羽根村の地域給に関する請願
第八九一九号　福岡県黒木町の地域給に関する請願
第九二〇号　福岡県羽犬塚町の地域給に関する請願
第九二一号　福岡県東山村の地域給に関する請願
第九三九号　埼玉県福岡村の地域給に関する請願
第九四〇号　兵庫県長谷村外二箇村の地域給に関する請願
第九五六号　福岡県吉武村の地域給に関する請願
第九五七号　福岡県田島村の地域給に関する請願
第九五九号　福岡県上西郷村の地域給に関する請願
第九六〇号　福岡県勝浦村の地域給に関する請願
第九六一号　新潟県地蔵堂町の地域給に関する請願
第九六二号　山梨県船津村の地域給に関する請願
第九六三号　滋賀県金田村の地域給に関する請願
第九六四号　岡山県三石町の地域給に関する請願
第一〇〇四号　秋田県大曲町、花館村の地域給に関する請願
第一〇〇五号、第一六九二号　宮城県山下村の地域給に関する請願
第一〇〇六号　千葉県片貝町の地域給に関する請願
第一〇〇八号　福岡県御笠村の地域給に関する請願
第一〇〇九号　青森県弘前市の地域給に関する請願
第一〇一七号　新潟県見附町の地域給に関する請願
第一〇一七二号　岡山県美作町の地域給に関する請願
第一〇一八号　熊本県佐敷町の地域給に関する請願
第一〇八二号　福岡県宗像郡の地域給に関する請願（七通）
第一一〇三号　埼玉県中条村の地域給に関する請願
第一一〇四号　埼玉県竹沢村の地域給に関する請願
第一一〇五号　埼玉県山口村の地域給に関する請願
第一一〇六号　埼玉県上吉田村の地域給に関する請願
第一一〇七号　埼玉県下吉田村の地域給に関する請願
第一一〇八号　埼玉県秩父町の地域給に関する請願
第一一〇九号　埼玉県大野村の地域給に関する請願
第一一一〇号　埼玉県小鹿野町の地域給に関する請願
第一一一一号　埼玉県両神村の地域給に関する請願
第一一一二号　埼玉県薄村の地域給に関する請願
第一一一三号　埼玉県荒川村の地域給に関する請願
第一一一四号　埼玉県寄居町の地域給に関する請願
第一一一五号　埼玉県用土村の地域給に関する請願
第一一一六号　埼玉県花園村の地域給に関する請願
第一一一七号　埼玉県本庄市の地域給に関する請願
第一一一八号　埼玉県児玉町の地域給に関する請願
第一一一九号　埼玉県美里村の地域給に関する請願
第一一二〇号　埼玉県神泉村の地域給に関する請願
第一一二一号　埼玉県上里村の地域給に関する請願
第一一二二号　埼玉県大寄村の地域給に関する請願
第一一二三号　埼玉県豊里村の地域給に関する請願
第一一二四号　埼玉県北川辺町の地域給に関する請願
第一一二五号　埼玉県大利根町の地域給に関する請願
第一一二六号　埼玉県騎西町の地域給に関する請願
第一一二七号　埼玉県北埼玉村の地域給に関する請願
第一一二八号　埼玉県南河原村の地域給に関する請願
第一一二九号　埼玉県菖蒲町の地域給に関する請願
第一一三〇号　埼玉県栗橋町の地域給に関する請願
第一一三一号　埼玉県鷲宮町の地域給に関する請願
第一一三二号　埼玉県久喜町の地域給に関する請願
第一一三三号　埼玉県白岡村の地域給に関する請願
第一一三四号　埼玉県宮代町の地域給に関する請願
第一一三五号　埼玉県杉戸町の地域給に関する請願
第一一三六号　埼玉県高野村の地域給に関する請願
第一一三七号　埼玉県幸手町の地域給に関する請願
第一一三八号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一一三九号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一一四〇号　埼玉県八潮町の地域給に関する請願
第一一四一号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一一四二号　埼玉県瀬戸加村の地域給に関する請願
第一一四三号　埼玉県山口村の地域給に関する請願
第一一四四号　埼玉県川口市の地域給に関する請願
第一一四五号　埼玉県蕨町の地域給に関する請願
第一一四六号　埼玉県戸田町の地域給に関する請願
第一一四七号　埼玉県浦和市の地域給に関する請願
第一一四八号　埼玉県与野町の地域給に関する請願
第一一四九号　埼玉県大宮市の地域給に関する請願
第一一五〇号　埼玉県上尾町の地域給に関する請願
第一一五一号　埼玉県伊奈町の地域給に関する請願
第一一五二号　埼玉県桶川町の地域給に関する請願
第一一五三号　埼玉県北本町の地域給に関する請願
第一一五四号　埼玉県鴻巣町の地域給に関する請願
第一一五五号　埼玉県吹上町の地域給に関する請願
第一一五六号　埼玉県川里村の地域給に関する請願
第一一五七号　埼玉県岩槻町の地域給に関する請願
第一一五八号　埼玉県大門村の地域給に関する請願
第一一五九号　埼玉県春日部町の地域給に関する請願
第一一六〇号　埼玉県庄和町の地域給に関する請願
第一一六一号　埼玉県宮代村の地域給に関する請願
第一一六二号　埼玉県杉戸町の地域給に関する請願
第一一六三号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一一六四号　埼玉県八潮町の地域給に関する請願
第一一六五号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一一六六号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一一六七号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一一六八号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一一六九号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一一七〇号　埼玉県八潮町の地域給に関する請願
第一一七一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一一七二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一一七三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一一七四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一一七五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一一七六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一一七七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一一七八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一一七九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一一八〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一一八一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一一八二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一一八三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一一八四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一一八五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一一八六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一一八七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一一八八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一一八九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一一九〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一一九一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一一九二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一一九三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一一九四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一一九五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一一九六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一一九七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一一九八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一一九九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二〇〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二〇一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二〇二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二〇三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二〇四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二〇五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二〇六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二〇七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二〇八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二〇九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二一〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二一一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二一二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二一三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二一四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二一五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二一六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二一七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二一八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二一九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二二〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二二一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二二二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二二三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二二四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二二五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二二六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二二七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二二八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二二九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二三〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二三一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二三二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二三三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二三四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二三五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二三六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二三七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二三八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二三九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二四〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二四一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二四二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二四三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二四四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二四五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二四六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二四七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二四八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二四九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二五〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二五一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二五二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二五三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二五四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二五五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二五六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二五七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二五八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二五九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二六〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二六一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二六二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二六三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二六四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二六五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二六六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二六七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二六八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二六九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二七〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二七一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二七二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二七三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二七四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二七五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二七六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二七七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二七八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二七九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二八〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二八一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二八二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二八三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二八四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二八五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二八六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二八七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二八八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二八九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二九〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二九一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二九二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二九三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二九四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一二九五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一二九六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一二九七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一二九八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一二九九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三〇〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三〇一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三〇二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三〇三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三〇四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三〇五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三〇六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三〇七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三〇八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三〇九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三一〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三一一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三一二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三一三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三一四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三一五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三一六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三一七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三一八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三一九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三二〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三二一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三二二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三二三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三二四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三二五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三二六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三二七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三二八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三二九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三三〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三三一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三三二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三三三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三三四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三三五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三三六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三三七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三三八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三三九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三四〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三四一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三四二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三四三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三四四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三四五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三四六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三四七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三四八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三四九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三五〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三五一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三五二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三五三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三五四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三五五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三五六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三五七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三五八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三五九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三六〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三六一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三六二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三六三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三六四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三六五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三六六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三六七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三六八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三六九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三七〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三七一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三七二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三七三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三七四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三七五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三七六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三七七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三七八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三七九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三八〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三八一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三八二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三八三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三八四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三八五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三八六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三八七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三八八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三八九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三九〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三九一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三九二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三九三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三九四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一三九五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一三九六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一三九七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一三九八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一三九九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四〇〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四〇一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四〇二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四〇三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四〇四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四〇五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四〇六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四〇七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四〇八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四〇九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四一〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四一一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四一二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四一三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四一四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四一五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四一六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四一七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四一八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四一九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四二〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四二一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四二二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四二三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四二四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四二五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四二六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四二七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四二八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四二九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四三〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四三一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四三二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四三三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四三四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四三五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四三六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四三七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四三八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四三九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四四〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四四一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四四二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四四三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四四四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四四五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四四六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四四七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四四八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四四九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四五〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四五一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四五二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四五三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四五四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四五五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四五六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四五七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四五八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四五九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四六〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四六一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四六二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四六三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四六四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四六五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四六六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四六七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四六八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四六九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四七〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四七一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四七二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四七三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四七四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四七五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四七六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四七七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四七八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四七九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四八〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四八一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四八二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四八三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四八四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四八五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四八六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四八七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四八八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四八九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四九〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四九一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四九二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四九三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四九四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一四九五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一四九六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一四九七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一四九八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一四九九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五〇〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五〇一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五〇二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五〇三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五〇四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五〇五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五〇六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五〇七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五〇八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五〇九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五一〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五一一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五一二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五一三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五一四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五一五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五一六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五一七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五一八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五一九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五二〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五二一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五二二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五二三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五二四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五二五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五二六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五二七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五二八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五二九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五三〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五三一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五三二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五三三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五三四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五三五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五三六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五三七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五三八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五三九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五四〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五四一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五四二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五四三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五四四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五四五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五四六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五四七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五四八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五四九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五五〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五五一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五五二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五五三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五五四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五五五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五五六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五五七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五五八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五五九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五六〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五六一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五六二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五六三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五六四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五六五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五六六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五六七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五六八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五六九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五七〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五七一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五七二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五七三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五七四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五七五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五七六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五七七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五七八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五七九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五八〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五八一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五八二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五八三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五八四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五八五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五八六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五八七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五八八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五八九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五九〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五九一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五九二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五九三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五九四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一五九五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一五九六号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一五九七号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一五九八号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一五九九号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一六〇〇号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一六〇一号　埼玉県三郷町の地域給に関する請願
第一六〇二号　埼玉県草加町の地域給に関する請願
第一六〇三号　埼玉県越谷町の地域給に関する請願
第一六〇四号　埼玉県吉川町の地域給に関する請願
第一六〇五号　埼玉県松伏村の地域給に関する請願
第一六〇六号　

第一一〇五号　群馬県中之条、原両町の地域給に関する請願
第一一〇六号　新潟県吉田町の地域給に関する請願
第一一二二号　山形県酒田市の地域給に関する請願
第一一八〇号　愛知県蒲郡、三谷両町の地域給に関する請願
第一二〇九号　茨城県取手町の地域給に関する請願
第一二一〇号　埼玉県戸塚村の地域給に関する請願
第一二一一号　埼玉県大袋村の地域給に関する請願
第一二一二号　京都府福知山市の地域給に関する請願
第一二一五号　埼玉県飯能市の地域給に関する請願
第一二三八号　愛媛県金生、上分両町の地域給に関する請願
第一二三九号　北海道神楽村の地域給に関する請願
第一二六五号　埼玉県松山町の地域給に関する請願
第一二六六号　埼玉県柏原村の地域給に関する請願
第一二六七号　埼玉県水富村の地域給に関する請願
第一二六八号　埼玉県堀兼村の地域給に関する請願
第一二六九号　埼玉県奥富村の地域給に関する請願
第一三〇六号　岡山県落合町の地域給に関する請願
第一三〇七号　長崎県茂木町の地域給に関する請願
第一三〇八号　長崎県小浜町の地域給に関する請願
第一三一五号　栃木県馬頭町の地域給に関する請願
第一三一六号　愛媛県郡中町の地域給に関する請願
第一三一七号　愛媛県中山町の地域給に関する請願
第一三三五号　栃木県矢板町の地域給に関する請願
第一三三六号　愛媛県松前町の地域給に関する請願
第一三三七号　愛媛県南伊予村の地域給に関する請願
第一三五四号　福岡県草野町の地域給に関する請願
第一三六九号　埼玉県吹上町の地域給に関する請願
第一三七〇号　埼玉県片柳村の地域給に関する請願
第一三七五号　秋田県鷹巣町の地域給に関する請願
第一三七六号　埼玉県伊草村の地域給に関する請願
第一三七七号　埼玉県三保谷村の地域給に関する請願
第一三七八号　埼玉県小見野村の地域給に関する請願
第一三七九号　埼玉県八ツ保村の地域給に関する請願
第一三八〇号　埼玉県出丸村の地域給に関する請願
第一三八一号　埼玉県中山村の地域給に関する請願
第一三九五号　兵庫県赤穂市の地域給に関する請願
第一四二四号　山形県上山町の地域給に関する請願
第一四二五号　三重県桑名市の地域給に関する請願
第一四二六号　東京都五日市町の地域給に関する請願
第一四二九号　香川県琴平町の地域給に関する請願
第一四三〇号　北海道紋別町の地域給に関する請願
第一四四三号　福島県若松市の地域給に関する請願
第一四五九号　長崎県崎戸町の地域給に関する請願
第一四七五号　福岡県中広川村の地域給に関する請願
第一四八七号　川県金沢市等の地域給に関する請願
第二四八八号　石川県押野村の地域給に関する請願
第一四九九号　愛知県豊川市の地域給に関する請願
第一五二八号　京都府井手町の地域給に関する請願
第一五二九号　京都府田辺町の地域給に関する請願
第一五三〇号　京都府長岡町の地域給に関する請願
第一五三一号　京都府向日町の地域給に関する請願
第一五三二号　京都府大原野村の地域給に関する請願
第一五三三号　京都府多賀村の地域給に関する請願
第一五四八号　茨城県土浦市の地域給に関する請願
第一五七一号　高知県赤岡町の地域給に関する請願
第一五八〇号　宮崎県中郷村の地域給に関する請願
第一五八一号　宮崎県北郷村の地域給に関する請願
第一五八二号、第一七〇七号　宮崎県八代村の地域給に関する請願
第一五八三号　宮崎県鵜戸村の地域給に関する請願
第一五八四号　宮崎県日南市の地域給に関する請願
第一五九一号　高知県野市町の地域給に関する請願
第一五九二号　石川県小松市の地域給に関する請願
第一六〇一号　茨城県宍戸町の地域給に関する請願
第一六〇七号　静岡県の地域給に関する請願
第一六〇八号　香川県善通寺町の地域給に関する請願
第一六五二号　群馬県沼田町の地域給に関する請願
第一六八九号　北海道北村の地域給に関する請願
第一六九〇号　北海道森町の地域給に関する請願
第一六九一号　北海道秩父別村の地域給に関する請願
第一六九八号　北海道長沼町の地域給に関する請願
第一六九九号　北海道喜茂別町の地域給に関する請願
第一七〇〇号　京都府精華村の地域給に関する請願
第一七〇九号　埼玉県八和田村の地域給に関する請願
第一七二六号　滋賀県日野町等の地域給に関する請願
第三八号　大分県飯田村の寒冷地手当に関する請願
第三三四号　兵庫県浜坂町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第八九七号　愛知県下山村の寒冷地手当に関する請願
第二〇六号　薪炭手当制度化に関する請願（六十一通）
第一四七二号　薪炭手当制度化に関する請願
第一五一〇号　薪炭手当に関する請願
第一二九一号、第一三六〇号　国立病院等の職員の特別手当に関する請願
第一五五八号　北海道利尻、礼文両島のへき地手当に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年三月二十七日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

人事委員会請願特別報告第一号

北海道稚内市等の地域給に関する請願

第二号　札幌市北三、西六北海道開発局職員組合内　二ッ森初夫提出
岡山県赤坂町の地域給に関する請願
第三号　岡山県赤磐郡赤坂町町苅田六五二　福井潔夫提出
岐阜県萩原町の地域給に関する請願
第四号　岐阜県益田郡萩原町長　水谷忠成外十名提出
岐阜県釜戸村の地域に関する請願
第五号　岐阜県土岐郡釜戸村長　溝口掬提出
福岡県神興村の地域給に関する請願
第六号　福岡県宗像郡神興村長　大底米造提出
埼玉県金子村の地域給に関する請願
第七号　埼玉県入間郡金子村長　中島幸太郎外五名提出
兵庫県飾磨郡の地域給に関する請願
第八号　兵庫県飾磨郡置塩村杉之内　堀君純一提出
兵庫県芳田村の地域給に関する請願
第九号　兵庫県加西郡芳田村長　今村潔外三名提出
兵庫県多加野村の地域給に関する請願
第一〇号　兵庫県加西郡多加野村長　神田幸平外五名提出
兵庫県在田村の地域給に関する請願
第一一号　兵庫県加西郡在田村長　長田忠治外四名提出
兵庫県富合村の地域給に関する請願
第一二号　兵庫県加西郡富合村長　森田松次外三名提出
兵庫県西在田村の地域給に関する請願
第一三号　兵庫県加西郡西在田村長　小池純一外四名提出
兵庫県大和村の地域給に関する請願
第一四号　兵庫県加西郡大和村長　常見勝次外四名提出
兵庫県九会村の地域給に関する請願
第一五号　兵庫県加西郡九会村長　河井真治外四名提出
兵庫県下里村の地域給に関する請願
第一六号　兵庫県加西郡下里村長代理助役　玉田勇外四名提出
兵庫県賀茂村の地域給に関する請願
第一七号　兵庫県加西郡賀茂村長　中安儀太郎外五名提出
兵庫県小野町の地域給に関する請願
第一八号　兵庫県加東郡小野町長　藤原雄次外七名提出
第二〇〇号　兵庫県加東郡小野町長　藤原雄次外七名提出
兵庫県富田村の地域給に関する請願

第一九号　兵庫県加西郡富田村
長　藤岡今次外二名提出
栃木県北郷村の地域給に関する請願
第二〇号　栃木県足利郡北郷村
長　中島滝造外十七名提出
栃木県足利市の地域給に関する請願
第二一号　栃木県足利市長　木村浅七外十名提出
千葉県大原町の地域給に関する請願
第二二号　千葉県夷隅郡大原町
長　土屋幸正提出
千葉県成東町の地域給に関する請願
第二三号　千葉県山武郡成東町
長　小出安栄昌提出
静岡県網代町の地域給に関する請願
第二四号　静岡県田方郡網代町
長　向笠長作外六名提出
岐阜県明知町の地域給に関する請願
第二五号　岐阜県恵那郡明知町
長　村上道保外十名提出
岐阜県静波村の地域給に関する請願
第二六号　岐阜県恵那郡静波村
長　梅村好提出
岐阜県吉田村の地域給に関する請願
第二七号　岐阜県恵那郡吉田村
長　阿部廉平提出
岐阜県陶町の地域給に関する請願
第二八号　岐阜県恵那郡陶町
長　加藤快三外四名提出
岐阜県土岐津町等の地域給に関する請願
第二九号　岐阜県土岐郡土岐津
町長　鈴木捨次郎外一名提出
岐阜県鶴岡村の地域給に関する請願
第三〇号　岐阜県恵那郡鶴岡村
長　西尾茂重外五名提出
岐阜県肥田村の地域給に関する請願
第三一号　岐阜県土岐郡肥田村
長　鈴木甲子郎提出
長野県木曾地区の地域給に関する請願
第三二号　長野県西筑摩郡福島町長　平田源重外三十一名提出
岐阜県明世村の地域給に関する請願
第三三号　岐阜県土岐郡明世村
長　須藤治兵衛外三名提出
岐阜県稲津村の地域給に関する請願
第三四号　岐阜県土岐郡稲津村
長　和田利通外四名提出
岐阜県下石町の地域給に関する請願
第三五号　岐阜県土岐郡下石町
長　伊藤修一外五名提出
岐阜県御嵩町の地域給に関する請願
第三六号　岐阜県可児郡御嵩町
長　須田太郎外十四名提出
岐阜県瑞浪土岐町の地域給に関する請願
第三七号　岐阜県土岐郡瑞浪土岐町長　清水快遵外九名提出
和歌山県串本町の地域給に関する請願
第三九号　和歌山県西牟婁郡串本町長　北野順吉外二十五名提出
埼玉県東金子村の地域給に関する請願
第四〇号　埼玉県入間郡東金子村長　吉田善平外五名提出
福井県東十郷村の地域給に関する請願
第四二号　福井県坂井郡東十郷村長　宮川治雄外百五十名提出
福井県細呂木村の地域給に関する請願
第四三号　福井県坂井郡細呂木村長　佐藤繁夫外四名提出
福井県長畝村の地域給に関する請願
第四四号　福井県坂井郡長畝村長　奥野寛提出
福井県の地域給に関する請願
第四五号　福井県知事　小幡治和提出
福井県北日野村の地域給に関する請願
第四六号　福井県今立郡北日野村長　服部与兵衛提出
福井県村岡村の地域給に関する請願
第四七号　福井県大野郡村岡村長　田中茂外二名提出
福井県和田村の地域給に関する請願
第四八号　福井県大飯郡和田村長　芝原道信外二名提出
福井県高浜村の地域給に関する請願
第四九号　福井県坂井郡高浜村長　柳九平提出
福井県中郷村の地域給に関する請願
第五〇号　福井県敦賀郡中郷村長　岸立蔵外五名提出
福井県雄島村の地域給に関する請願
第五七号　福井県坂井郡雄島村長　小坂七右エ門提出
福井県大関村の地域給に関する請願
第五八号　福井県坂井郡大関村長　伊藤長三外四名提出
福井県新保村の地域給に関する請願
第五九号　福井県坂井郡新保村長代理助役　竹内孫作外二名提出
福井県乾側村の地域給等に関する請願
第六〇号　福井県大野郡乾側村長　小林仁右エ門外一名提出
福井県志比谷、下志比両村の地域給に関する請願
第六一号　福井県吉田郡下志比村長　河合清太郎外九名提出
福井県城崎村の地域給に関する請願
第六二号　福井県丹生郡城崎村長　仙石勇治外五名提出
福井県岡本村の地域給に関する請願
第六三号　福井県今立郡岡本村長　吉田利蔵外二名提出
福井県粟野村の地域給に関する請願
第六四号　福井県敦賀郡粟野村長　網沢嘉一外七名提出
福井県三宅村の地域給に関する請願
第六五号　福井県遠敷郡三宅村長　田中弥七外五名提出
愛知県志段味村の地域給に関する請願
第六六号　愛知県東春日井郡志段味村長　柴田隆外十名提出
愛知県長久手村の地域給に関する請願
第六七号　愛知県愛知郡長久手村長　伊藤浜一外五名提出
愛知県幡山村の地域給に関する請願
第六八号　愛知県愛知郡幡山村長　丹羽寅泰外十一名提出
北海道千歳町の地域給に関する請願
第六九号　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外三名提出
北海道江別町の地域給に関する請願
第七〇号　北海道札幌郡江別町長　古田島薫平外二十三名提出
長野県下諏訪町の地域給に関する請願
第七一号　長野県諏訪郡下諏訪町長　永田昌一外八名提出
新潟県小出町の地域給に関する請願
第七二号　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門提出
第一一〇七号　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門提出
静岡県沼津市の地域給に関する請願
第七三号　静岡県沼津市長　高木恵太郎外二名提出
三重県名張町の地域給に関する請願
第七四号　三重県名賀郡名張町名張中学校内　道浦一夫提出
岡山県西大寺市の地域給に関する請願
第七五号　岡山県西大寺市長　家野猛之外十五名提出
福岡県太宰府町の地域給に関する請願
第七六号　福岡県筑紫郡太宰府町長　中村久二提出
栃木県鹿沼市の地域給に関する請願
第七七号　栃木県鹿沼市長　鈴木金一郎外二名提出
埼玉県仁手村の地域給に関する請願
第七八号　埼玉県児玉郡仁手村長　島田一郎外八名提出
埼玉県秩平村の地域給に関する請願
第七九号　埼玉県児玉郡秩平村役場内　田中正一外二名提出
埼玉県七本木村の地域給に関する請願
第八〇号　埼玉県児玉郡七本木村役場内　金井守治外二名提出
埼玉県大沢村の地域給に関する請願
第八一号　埼玉県児玉郡大沢村役場内　小林庄三郎外三名提出
埼玉県神保原村の地域給に関する請願
第八二号　埼玉県児玉郡神保原村長　松下孝守外四名提出
埼玉県渡瀬村の地域給に関する請願
第八三号　埼玉県児玉郡渡瀬村長　福島知次郎外五名提出
埼玉県阿久原村の地域給に関する請願
第八四号　埼玉県児玉郡阿久原村長　貫井清蔵外五名提出
埼玉県松久村の地域給に関する請
第八五号　埼玉県児玉郡松久村役場内　高田文作外四名提出
埼玉県本泉村の地域給に関する請願
第八六号　埼玉県児玉郡本泉村長　中里善三郎外五十六名提出

埼玉県舟荘村の地域給に関する請願
第八七号　埼玉県児玉郡丹荘村長　川野平治外五名提出
埼玉県本庄町の地域給に関する請願
第八八号　埼玉県児玉郡本庄町長　中島一十郎外二十三名提出
埼玉県金屋村の地域給に関する請願
第八九号　埼玉県児玉郡金屋村長　清水米太郎外二名提出
埼玉県藤田村の地域給に関する請願
第九〇号　埼玉県児玉郡藤田村長　松本正嘉外六名提出
埼玉県青柳村の地域給に関する請願
第九一号　埼玉県児玉郡青柳村長　関根玉作外四十六名提出
埼玉県賀美村の地域給に関する請願
第九二号　埼玉県児玉郡賀美村長　伊藤浜五郎外九名提出
埼玉県長幡村の地域給に関する請願
第九三号　埼玉県児玉郡長幡村役場内　相川甚外二名提出
埼玉県北泉村の地域給に関する請願
第九四号　埼玉県児玉郡北泉村長　井上寿郎外六名提出
埼玉県共和村の地域給に関する請願
第九五号　埼玉県児玉郡共和村長　岡芹友治外五名提出
埼玉県児玉町の地域給に関する請願
第九六号　埼玉県児玉郡児玉町長　筑紫権四郎外二百二十七名提出
埼玉県東児玉村の地域給に関する請願
第九七号　埼玉県児玉郡東児玉村役場内　細村徳重外三名提出
埼玉県豊岡町の地域給に関する請願
第九八号　埼玉県入間郡豊岡町長　田代七郎外十六名提出
鹿児島市等の地域給に関する請願
第九九号　鹿児島県知事　重成格提出
鹿児島県川内市の地域給に関する請願
第一〇〇号　鹿児島県川内市長　岩満重提出
地域給増額に関する請願
第一五七号　愛媛県宇摩郡豊岡村大字大町二六九　大西素之外五名提出
愛知県豊橋市の地域給に関する請願
第一五八号　愛知県豊橋市長　大野佐長外十名提出
茨城県石岡町の地域給に関する請願
第一五九号　茨城県新治町石岡町長　川並要提出
茨城県小川町の地域給に関する請願
第一六〇号　茨城県東茨城郡小川町長　沼田藤四郎提出
栃木県小俣町の地域給に関する請願
第一六一号　栃木県足利郡小俣町長　大川才二郎外十名提出
栃木県山前村の地域給に関する請願
第一六二号　栃木県足利郡山前村長　武藤滝象外七名提出
栃木県三和村の地域給に関する請願
第一六三号　栃木県足利郡三和村長　池森長三郎外九名提出
栃木県菱村の地域給に関する請願
第一六四号　栃木県足利郡菱村長　小堀庄三外八名提出
栃木県三重村の地域給に関する請願
第一六五号　栃木県足利郡三重村長　岩下亀三郎外七名提出
岡山県浅口郡の地域給に関する請願
第一六六号　岡山県浅口郡寄島町長　高渕吉五郎外三十八名提出
岡山県北房町の地域給に関する請願
第一六七号　岡山県上房郡北房町長　横上若六郎外二十二名提出
岡山県妹尾町の地域給に関する請願
第一六八号　岡山県都窪郡妹尾町長　岡前才治外百六十名提出
岡山県倉敷市の地域給に関する請願
第一六九号　岡山県倉敷市長　高橋勇雄提出
岡山県井原市の地域給に関する請願
第一七〇号　岡山県井原市長　大山文雄外六名提出
岡山県笠岡市編入地区の地域給に関する請願
第一七一号　岡山県笠岡市長　小野博外五十二名提出
埼玉県御正村の地域給に関する請願
第一七二号　埼玉県大里郡御正村長　福田専助外十一名提出
埼玉県吉見村の地域給に関する請願
第一七三号　埼玉県大里郡吉見村長　柿沼良平外四十名提出
埼玉県鉢形村の地域給に関する請願
第一七四号　埼玉県大里郡鉢形村長　鳥塚仁外九名提出
埼玉県本畠村の地域給に関する請願
第一七五号　埼玉県大里郡本畠村長　大沢正保外十一名提出
埼玉県三尻村の地域給に関する請願
第一七六号　埼玉県大里郡三尻村長　細見大観外十名提出
埼玉県長井村の地域給に関する請願
第一七七号　埼玉県大里郡長井村長　大熊五郎外四名提出
埼玉県秦村の地域給に関する請願
第一七八号　埼玉県大里郡秦村長　増田恵一提出
埼玉県太田村の地域給に関する請願
第一七九号　埼玉県大里郡太田村長　岩崎貞作外七名提出
埼玉県奈良村の地域給に関する請願
第一八〇号　埼玉県大里郡奈良村長　福田市郎提出
埼玉県市田村の地域給に関する請願
第一八一号　埼玉県大里郡市田村長　武田一好外三十四名提出
埼玉県大寄村の地域給に関する請願
第一八二号　埼玉県大里郡大寄村長　塚越潔外六十二名提出
埼玉県明戸村の地域給に関する請願
第一八三号　埼玉県大里郡明戸村長　倉上源次郎提出
埼玉県花園村の地域給に関する請願
第一八四号　埼玉県大里郡花園村長　須藤利一外十一名提出
埼玉県折原村の地域給に関する請願
第一八五号　埼玉県大里郡折原村長　川島米作外二十九名提出
埼玉県用土村の地域給に関する請願
第一八六号　埼玉県大里郡用土村長　鈴木熊吉外六名提出
埼玉県妻沼町の地域給に関する請願
第一八七号　埼玉県大里郡妻沼町長　橋本粂茂提出
埼玉県小原村の地域給に関する請願
第一八八号　埼玉県大里郡小原村長　笠原義信外五名提出
埼玉県新会村の地域給に関する請願
第一八九号　埼玉県大里郡新会村長　笹井護衛外五名提出
埼玉県岡部村の地域給に関する請願
第一九〇号　埼玉県大里郡岡部村長　田島一二外五名提出
埼玉県幡羅村の地域給に関する請願
第一九一号　埼玉県大里郡幡羅村長　栗原元一外十名提出
埼玉県深谷町の地域給に関する請願
第一九二号　埼玉県大里郡深谷町長　安部彦平提出
埼玉県八基村の地域給に関する請願
第一九三号　埼玉県大里郡八基村長　尾高浩一外三名提出
埼玉県中瀬村の地域給に関する請願
第一九四号　埼玉県大里郡中瀬村長　石川五郎平提出
埼玉県櫟沢村の地域給に関する請願
第一九五号　埼玉県大里郡櫟沢村長　武政郁三外二名提出
埼玉県本郷村の地域給に関する請願
第一九六号　埼玉県大里郡本郷村長　小林恒治外三名提出
埼玉県別府村の地域給に関する請願
第一九七号　埼玉県大里郡別府村長　高橋恵七外六名提出
埼玉県男沼村の地域給に関する請願
第一九八号　埼玉県大里郡男沼村長　横倉喜久郎外七名提出
栃木県葉鹿町の地域給に関する請願
第一九九号　栃木県足利郡葉鹿町長　山口善三外八名提出
香川県庵治村国立療養所大島青松園の地域給に関する請願
第二〇三号　香川県木田郡庵治村六、〇三四ノ一国立療養所大島青松園内　野島泰治提出
熊本県宮地、内牧両町の地域給に関する請願
第二〇四号　熊本県阿蘇郡宮地町阿蘇地方事務所内　林田孔生外千七十九名提出
岡山県金光町の地域給に関する請願
第二〇五号　岡山県浅口郡金光町長　工藤純之助提出

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会 参議院会議録附録（その二）

福井県武生市の地域給に関する請願 第二〇七号 福井県武生市長 森広三郎提出
福井県丸岡町の地域給に関する請願 第二〇八号 福井県坂井郡丸岡町長 友影賢世外百三名提出
福井県本荘村の地域給に関する請願 第二〇九号 福井県坂井郡本荘村長 藤野真一外三名提出
福井県瓜生村の地域給等に関する請願 第二一〇号 福井県遠敷郡瓜生村長 田辺安蔵外二名提出
福井県鳥羽村の地域給に関する請願 第二一一号 福井県遠敷郡鳥羽村長 竹内小左エ門提出
福井県熊川村の地域給に関する請願 第二一二号 福井県遠敷郡熊川村長 内藤英正提出
福井県遅羽村の地域給に関する請願 第二一三号 福井県大野郡遅羽村長 仲村利章提出
福井県小山村の地域給に関する請願 第二一四号 福井県大野郡小山村長 安井金弥提出
福井県本郷村の地域給に関する請願 第二一五号 福井県大飯郡本郷村長 吉岡四郎右エ門外三名提出
福井県加斗村の地域給に関する請願 第二一六号 福井県大飯郡加斗村長 竹中憲二提出
福井県宮崎村の地域給に関する請願 第二一七号 福井県丹生郡宮崎村長 田中一之提出
福井県東郷村の地域給に関する請願 第二一八号 福井県敦賀郡東郷村長 山本助左エ門提出
福井県今庄村の地域給に関する請願 第二一九号 福井県南条郡今庄村長 福島伊平提出
福井県北新庄村の地域給に関する請願 第二二〇号 福井県今立郡北新庄村長 田中一二提出
秋田県増田町の地域給に関する請願 第二二一号 秋田県平鹿郡増田町長 石田喜兵衛外四名提出
福島県郡山市の地域給に関する請願 第二二二号 福島県郡山市長 丹治盛重外十三名提出
埼玉県越ケ谷、大沢両町の地域給に関する請願 第二二三号 埼玉県南埼玉郡越ケ谷町長 大塚伴鹿外十九名提出
千葉県勝浦町の地域給に関する請願 第二二四号 千葉県夷隅郡勝浦町長 富田好三提出
群馬県金島村国立療養所大日向荘の地域給に関する請願 第二二五号 群馬県北群馬郡金島村国立療養所大日向荘内 西野龍吉外一名提出
茨城県大子町の地域給に関する請願 第二二六号 茨城県久慈郡大子町役場内 八代保提出
群馬県安中町の地域給に関する請願 第二二四号 群馬県碓氷郡安中町碓氷地方事務所内 柳沢千太外十九名提出
長崎県時津町、長与村の地域給に関する請願 第二二五号 長崎県西彼杵郡時津町立時津小学校内 山田幾太郎外六名提出
第一三二〇号 長崎県西彼杵郡時津町長 横山貞雄外六名提出
熊本県人吉市の地域給に関する請願 第二二六号 熊本県人吉市長 黒木儀寿圭提出
徳島県西尾村国立徳島療養所の地域給に関する請願 第二二二号 徳島県麻植郡西岡村一、三五四国立徳島療養所内 神山南海男提出
岡山県作東町の地域給に関する請願 第二二六号 岡山県英田郡作東町長 江見秀夫提出
第一三二一号 岡山県英田郡作東町長 江見秀夫提出
岡山県玉島市の地域給に関する請願 第二二七号 岡山県玉島市長 堀口功提出
愛知県品野町の地域給に関する請願 第二二八号 愛知県東春日井郡品野町長 柴田要助外五名提出
群馬県木瀬村の地域給に関する請願 第二二九号 群馬県勢多郡木瀬村長 北瓜喜太郎外九名提出
兵庫県加古川市の地域給に関する請願 第二六〇号 兵庫県加古川市長 浅見久夫提出
福井県加戸村の地域給に関する請願 第二六二号 福井県坂井郡加戸村長 山口市之助提出
福井県上中地区の地域給に関する請願 第二六三号 福井県遠敷郡三宅村上中中学校内 乾末男外一名提出
北海道栗沢町の地域給に関する請願 第二七〇号 北海道空知郡栗沢町長 山田利忠外八名提出
静岡県三島市の地域給に関する請願 第二七一号 静岡県三島市木町三島電報電話局内 中村節子外六十一名提出
岐阜県関ケ原町の地域給に関する請願 第二七二号 岐阜県不破郡関ケ原町長 高井昌一外一名提出
岐阜県垂井町の地域給に関する請願 第二七三号 岐阜県不破郡垂井町長 立川鉄雄外一名提出
岐阜県神戸町の地域給に関する請願 第二七四号 岐阜県安八郡神戸町長 河出義一外五名提出
岐阜県那加町の地域給に関する請願 第二七五号 岐阜県稲葉郡那加町長 松岡太助外二名提出
岐阜県大八賀村の地域給に関する請願 第二七六号 岐阜県大野郡大八賀村長 瀬ノ上市郎右エ門外三名提出
岐阜県久々野村の地域給に関する請願 第二七七号 岐阜県大野郡久々野村長 相山敏男提出
愛知県東浦町の地域給に関する請願 第二七八号 愛知県知多郡東浦町長 水野新外一名提出
愛媛県妻鳥村の地域給に関する請願 第二七九号 愛媛県宇摩郡妻鳥村一、三八三ノ一 仙波頼薫外七名提出
第五七四号 愛媛県宇摩郡妻鳥村立妻鳥中学校内 大西文夫外十一名提出
鹿児島市の地域給に関する請願 第二八〇号 鹿児島市長 勝目清提出
鹿児島県鹿屋市の地域給に関する請願 第二八一号 鹿児島県 鹿屋市長 児島勝男提出
鹿児島県鹿児島郡の地域給に関する請願 第二八二号 鹿児島県鹿児島郡谷山町鹿児島郡町村会内 桑鶴実提出
岩手県黒沢尻町の地域給に関する請願 第二〇三号 岩手県和賀郡黒沢尻町長 及川顕司提出
第三二四号 岩手県和賀郡黒沢尻町長 及川顕司提出
岡山県荘内村の地域給に関する請願 第二〇四号 岡山県児島郡荘内村長 大賀卓外七名提出
岡山県胸上村の地域給に関する請願 第二〇五号 岡山県児島郡胸上村長 高畑国武外三名提出
兵庫県鶴居村の地域給に関する請願 第二一六号 兵庫県神崎郡鶴居村長 羽岡一治外四名提出
兵庫県甘地村の地域給に関する請願 第二一七号 兵庫県神崎郡甘地村長 永良政市外四名提出
兵庫県川辺村の地域給に関する請願

第三一八号　兵庫県神崎郡川辺村長　山本与一郎外五名提出
岡山県美山、堺両村の地域給に関する請願
第三一九号　岡山県小田郡美山村美山小学校内　片岡軍二外八名提出
兵庫県浜坂町の地域給に関する請願
第三二三号　兵庫県美方郡浜坂町長　仲山茂義外十六名提出
兵庫県八鹿町の地域給に関する請願
第三二五号　兵庫県養父郡八鹿町長　武村太右衛門提出
兵庫県出石町の地域給に関する請願
第三二六号　兵庫県出石郡出石町長　加藤由蔵外二名提出
埼玉県上尾町の地域給に関する請願
第三五〇号　埼玉県北足立郡上尾町長　下里金太郎外十五名提出
埼玉県安行村の地域給に関する請願
第三五一号　埼玉県北足立郡安行村大字原一、六二九　石川義雄外五十八名提出
埼玉県宗岡村外二箇村の地域給に関する請願
第三五二号　埼玉県北足立郡宗岡村長　金子栄吉外百二十六名提出
千葉県保田町の地域給に関する請願
第三五三号　千葉県安房郡保田町長　福原実外二百四名提出
秋田県の地域給等に関する請願
第三五四号　秋田県知事　池田徳治外三名提出
秋田県横手市の地域給に関する請願
第三五五号　秋田県横手市長　佐々木一郎外三名提出
岡山県真備町の地域給に関する請願
第三五六号　岡山県吉備郡真備町長　妹尾恵喜雄外六十八名提出

茨城県水戸市の地域給に関する請願
第三五七号　茨城県議会議長　鈴木一司提出
秋田市の地域給に関する請願
第三六七号　秋田市長　武塙祐吉外一名提出
秋田県能代市の地域給に関する請願
第三六八号　秋田県能代市長　柳谷清三郎外二名提出
秋田県大館市の地域給に関する請願
第三六九号　秋田県大館市長　佐藤敬治外五名提出
秋田県小坂町の地域給に関する請願
第三七〇号　秋田県鹿角郡小坂町長　山田孝蔵外二名提出
秋田県花輪町の地域給に関する請願
第三七一号　秋田県鹿角郡花輪町長　大里周蔵外一名提出
秋田県角間川町の地域給に関する請願
第三七二号　秋田県平鹿郡角間川町長　平野正市外二名提出
秋田県浅舞町の地域給に関する請願
第三七三号　秋田県平鹿郡浅舞町長　大和谷久雄外二名提出
秋田県船川港町の地域給に関する請願
第三七四号　秋田県南秋田郡船川港町長　中川重利外二名提出
秋田県昭和町の地域給に関する請願
第三七五号　秋田県南秋田郡昭和町長　高橋清一外五名提出
秋田県飯田川町の地域給に関する請願
第三七六号　秋田県南秋田郡飯田川町長　淡路巌龍外五名提出
秋田県扇田町の地域給に関する請願
第三七七号　秋田県北秋田郡扇田町長　和田己蔵外十二名提出
秋田県十二所町の地域給に関する請願

第三七八号　秋田県北秋田郡十二所町長　野口弘外一名提出
秋田県浜田村の地域給に関する請願
第三七九号　秋田県河辺郡浜田村長　相原利助外一名提出
秋田県仁井田村の地域給に関する請願
第三八〇号　秋田県河辺郡仁井田村議会議長　相場千代一外三名提出
秋田県神宮寺町の地域給に関する請願
第三八一号　秋田県仙北郡神宮寺町長　藤井久松外八名提出
秋田県金浦町の地域給に関する請願
第三八二号　秋田県由利郡金浦町長　三浦庚子郎外十一名提出
北海道宗谷村の地域給に関する請願
第三八三号　北海道宗谷郡宗谷村長　沢内精治外八名提出
茨城県笠間町の地域給に関する請願
第三八四号　茨城県西茨城郡笠間町笠間営林署内　秋山正造外四百六十三名提出
長野県松代町の地域給に関する請願
第三八五号　長野県埴科郡松代町長　八田恭平外五名提出
長野県戸倉、上山田両町の地域給に関する請願
第三八六号　長野県埴科郡戸倉町戸倉郵便局内　柳沢勝三提出
岡山県牛窓町の地域給に関する請願
第三八七号　岡山県邑久郡牛窓町役場内　宮本一郎外二百三十名提出
岡山県昭和町の地域給に関する請願
第四一九号　岡山県吉備郡昭和町長　浅沼暉男外五名提出
岡山県吉備町の地域給に関する請願

第四二〇号　岡山県都窪郡吉備町長　高木潤外六名提出
岡山県庄村の地域給に関する請願
第四二一号　岡山県都窪郡庄村長　雛波晴太郎外五名提出
秋田県毛馬内町の地域給に関する請願
第四三七号　秋田県鹿角郡毛馬内町長　大里清三外二名提出
秋田県錦木村の地域給に関する請願
第四三八号　秋田県鹿角郡錦木村長　佐々木鉄蔵外五名提出
兵庫県村岡町の地域給に関する請願
第四四四号　兵庫県美方郡村岡町長　松崎保治外二十名提出
福岡県杷木町の地域給に関する請願
第四五七号　福岡県朝倉郡杷木町長　飯田鉄次提出
秋田県十文字町の地域給に関する請願
第四五八号　秋田県平鹿郡十文字町長　伊藤悌輔外二名提出
栃木県鳥山町の地域給に関する請願
第四七六号　栃木県那須郡鳥山町長　龍福磯治外二十九名提出
栃木県藤原町の地域給に関する請願
第四七七号　栃木県塩谷郡藤原町長　石川通正外十七名提出
茨城県潮来町の地域給に関する請願
第四七八号　茨城県行方郡潮来町長　塚本勝利外十二名提出
千葉県浦安町外二箇町の地域給に関する請願
第四七九号　千葉県東葛飾郡浦安町長内　田成美外二名提出
三重県四日市市の地域給に関する請願
第四八〇号　三重県四日市市日永追分前田町二三八　白石博外一名提出

岡山県福田村の地域給に関する請願
第四八一号　岡山県都窪郡福田村長　増田敏郎外三名提出
第一二二四号　岡山県都窪郡福田村長　増田敏郎外三名提出
香川県本山村の地域給に関する請願
第四八二号　香川県三豊郡本山村官公署労働組合協議会内　橋田藤雄提出
香川県財田郡大野村の地域給に関する請願
第四八三号　香川県三豊郡財田大野村長　長谷川量道外七名提出
香川県大野原村の地域給に関する請願
第四八四号　香川県三豊郡大野原村長　大西由雄外六名提出
香川県粟井村の地域給に関する請願
第四八五号　香川県三豊郡粟井村長　西山芳一外五名提出
香川県豊田村の地域給に関する請願
第四八六号　香川県三豊郡豊田村長　富田歳外八名提出
香川県坂出市の地域給に関する請願
第四八七号　香川県坂出市長　島田恭平外二十名提出
香川県内海町の地域給に関する請願
第四八八号　香川県小豆郡内海町長　水野正義外二十二名提出
香川県辻村の地域給に関する請願
第四八九号　香川県三豊郡辻村長　原数栄外五名提出
香川県上高瀬村の地域給に関する請願
第九〇四号　香川県三豊郡上高瀬村長　詫田俊一外十三名提出
福岡県大牟田市の地域給に関する請願
第四九一号　福岡県大牟田市笹林二六笠林小学校内　坂井魁外六名提出

大分県竹田町の地域給に関する請願
第四九二号　大分県直入郡竹田町長　国友正文外二十九名提出
熊本県八代市の地域給に関する請願
第四九三号　熊本県八代市長古閑清紀外三名提出
熊本県三角町の地域給に関する請願
第四九四号　熊本県宇土郡三角町長　石見隆之外二名提出
熊本県隈府町の地域給に関する請願
第四九五号　熊本県菊池郡隈府町長　隈田辰平外二十四名提出
熊本県松橋町の地域給に関する請願
第四九六号　熊本県下益城郡松橋町松橋町地区地域給対策協議会内　浜田政雄提出
熊本県宮地町の地域給に関する請願
第四九七号　熊本県阿蘇郡宮地町役場内　緒方重吉外四名提出
岡山県神島外町の地域給に関する請願
第五三五号　岡山県小田郡神島外町長　渡辺重治郎外六名提出
岡山県真鍋島村の地域給に関する請願
第五三六号　岡山県小田郡真鍋島村長　山本代吉外八名提出
茨城県石塚町の地域給に関する請願
第五三七号　茨城県東茨城郡石塚町長　瀬谷芳朗外八十五名提出
奈良県宇太町の地域給に関する請願
第五五二号　奈良県宇陀郡太町役場内　上野作治郎外十名提出
岡山県山陽町の地域給に関する請願
第六〇七号　岡山県赤磐郡山陽町字下市三四四　生本三五提出
福島県勿来町の地域給に関する請願
第六一七号　福島県石城郡勿来町長　青天目信治郎外九名提出
岐阜県笠松町の地域給に関する請願
第六一八号　岐阜県羽島郡笠松町長　梅田啓一提出
岐阜県関市の地域給に関する請願
第六一九号　岐阜県関市長　亀山一二提出
岐阜県鏡島村の地域給に関する請願
第六二〇号　岐阜県稲葉郡鏡島村長　服部為三郎外三名提出
茨城県麻生町の地域給に関する請願
第六二一号　茨城県行方郡麻生町長　永作実提出
大分県緒方町の地域給に関する請願
第六三六号　大分県大野郡緒方町長　西進外十名提出
香川県榎井村の地域給に関する請願
第六三七号　香川県仲多度郡榎井村長　篠原義孝外百十一名提出
香川県仲多度郡琴平町国鉄琴平駅内　大野正夫外百十二名提出
岡山県邑久町の地域給に関する請願
第六三八号　岡山県邑久郡邑久町長　奥田真須二外十四名提出
第一六〇六号　岡山県邑久郡邑久町長　奥田真須二外十四名提出
山形県天童町の地域給に関する請願
第六三九号　山形県東村山郡天童町長　山本惣治郎提出
京都市綾部市の地域給に関する請願
第六六〇号　京都府綾部市長　長岡誠外一名提出
大阪府矢田村の地域給に関する請願
第六六一号　大阪府中河内郡矢田村長　川本谷一外三名提出
岡山県早島町の地域給に関する請願
第六六二号　岡山県都窪郡早島町長　妹尾利男外八名提出
三重県船津、三野瀬両村の地域給に関する請願
第六六五号　三重県北牟婁郡船津村中里一一五　野呂一郎外十三名提出
岡山県新見、上市両町の地域給に関する請願
第六六六号　岡山県　阿哲郡新見町新見地方事務所内　羽場恵四郎外十六名提出
福岡県筑城、八津田両村の地域給に関する請願
第六八七号　福岡県筑上郡筑城村大字筑城　原一男提出
埼玉県坂戸町の地域給に関する請願
第六八八号　埼玉県入間郡坂戸町長　御厨利夫外十四名提出
青森県三本木町の地域給に関する請願
第六八九号　青森県上北郡三本木町長　水野喚好外一名提出
山形市の地域給に関する請願
第六九〇号　山形県庁内地域給対策協議会内　鈴木重屹提出
福岡県採銅所村の地域給に関する請願
第七六二号　福岡県田川郡採銅所村長　宮本克己外四名提出
鹿児島県串木野市の地域給に関する請願
第七六三号　鹿児島県串木野市長　橘口行彦外六百十五名提出
北海道上川町の地域給に関する請願
第七七二号　北海道上川郡上川町長　野田晴周外九名提出
埼玉県南古谷村の地域給に関する請願
第八三〇号　埼玉県入間郡南古谷村長　細田一平外八名提出
埼玉県霞ヶ関村の地域給に関する請願
第八三一号　埼玉県入間郡霞関村長　幡宥秀外五十七名提出
埼玉県芳野村の地域給に関する請願
第八三二号　埼玉県入間郡芳野村長　金子武兵衛外六名提出
埼玉県古谷村の地域給に関する請願
第八三三号　埼玉県入間郡古谷村長　小池平重郎外十名提出
埼玉県大東村の地域給に関する請願
第八三四号　埼玉県入間郡大東村長　橋本高次外十二名提出
埼玉県山田村の地域給に関する請願
第八三五号　埼玉県入間郡山田村長　帯津工十郎外六名提出
埼玉県高階村の地域給に関する請願
第八三六号　埼玉県入間郡高階村長　小金井要蔵外七名提出
埼玉県名細村の地域給に関する請願
第八三七号　埼玉県入間郡名細村長　数野牧太提出
埼玉県福原村の地域給に関する請願
第八三八号　埼玉県入間郡福原村長　加藤百太郎外五名提出
愛媛県宇和島市の地域給に関する請願
第八四八号　愛媛県宇和島市住吉町住吉小学校内　国村三郎提出
秋田県本荘町の地域給に関する請願
第八五九号　秋田県由利郡本荘町長　猪股謙二郎外一名提出
埼玉県笠原村の地域給に関する請願
第八六四号　埼玉県北埼玉郡笠原村長　野崎幸香外八名提出
埼玉県須賀村の地域給に関する請願
第八六五号　埼玉県北埼玉郡須賀村長　藤野高輔外六名提出
埼玉県太井村の地域給に関する請願
第八六六号　埼玉県北埼玉郡太井村長　栗原利兵ヱ外十一名提出
埼玉県荒木村の地域給に関する請願
第八六七号　玉県埼北埼玉郡荒木村長　峰川清次郎提出
埼玉県星宮村の地域給に関する請願
第八六八号　埼玉県北埼玉郡星宮村長　寺田愛三外七名提出
埼玉県太田村の地域給に関する請願
第八六九号　埼玉県北埼玉郡太田村長　柴崎梓外九名提出
埼玉県埼玉村の地域給に関する請願
第八七〇号　埼玉県北埼玉郡埼玉村長　関口七三外十四名提出
埼玉県南河原村の地域給に関する請願
第八七一号　埼玉県北埼玉郡南河原村長　加藤甚弥外十二名提出
埼玉県広田村の地域給に関する請願
第八七二号　埼玉県北埼玉郡広田村長　新井義外九名提出
埼玉県屈巣村の地域給に関する請願
第八七三号　埼玉県北埼玉郡屈巣村長　藤村篤治外三名提出
埼玉県下忍村の地域給に関する請願
第八七四号　埼玉県北埼玉郡下忍村長　荒井賢一外二名提出
愛知県刈谷市の地域給に関する請願
第八九一号　愛知県刈谷市長　岡本謹一外一名提出
愛知県赤羽根村の地域給に関する請願
第八九二号　愛知県渥美郡赤羽根村長　光部弥一外八名提出
福岡県黒木町の地域給に関する請願
第九一九号　福岡県八女郡黒木

町長　原秀次郎外十三名提出
福岡県羽犬塚町の地域給に関する請願
第九二〇号　福岡県八女郡羽犬塚町羽犬塚財務事務所内　大石時次郎外四百九十四名提出
福岡県東山村の地域給に関する請願
第九二一号　福岡県山門郡東山村長　梅野茂芳提出
埼玉県福岡村の地域給に関する請願
第九三九号　埼玉県入間郡福岡村長　富田英章外七名提出
兵庫県長谷村外二箇村の地域給に関する請願
第九四〇号　兵庫県神崎郡長谷村長　小路利雄外二名提出
福岡県吉武村の地域給に関する請願
第九五六号　福岡県宗像郡吉武村長　立石昇提出
福岡県田島村の地域給に関する請願
第九五七号　福岡県宗像郡田島村長　力丸義雄外一名提出
福岡県岬村の地域給に関する請願
第九五八号　福岡県宗像郡岬村長　権田太平提出
福岡県上西郷村の地域給に関する請願
第九五九号　福岡県宗像郡上西郷村長　伊東与十郎提出
福岡県勝浦村の地域給に関する請願
第九六〇号　福岡県宗像郡勝浦村長　永島計七提出
新潟県地蔵堂町の地域給に関する請願
第九六一号　新潟県西蒲原郡地蔵堂町長　小川虎五郎提出
山梨県船津村の地域給に関する請願
第九六二号　山梨県南都留郡船津村長　渡辺真外二名提出
滋賀県金田村の地域給に関する請願
第九六三号　滋賀県蒲生郡金田村長　松原五百蔵提出

岡山県三石町の地域給に関する請願
第九六四号　岡山県和気郡三石町長　桑原弥寿治外十名提出
秋田県大曲町花館村の地域給に関する請願
第一〇〇四号　秋田県仙北郡大曲町長　福原定吉外二名提出
宮城県山下村の地域給に関する請願
第一〇〇五号　宮城県亘理郡山下村国立宮城療養所内　畠山辰夫外十三名提出
第一六九二号　宮城県亘理郡山下村長　橋元義雄外十三名提出
千葉県片貝町の地域給に関する請願
第一〇〇六号　千葉県山武郡片貝町地域給協議会内　大塚半治外百三十七名提出
山口県徳山市南陽町の地域給に関する請願
第一〇二六号　山口県徳山市長　黒神直久外一名提出
栃木県氏家町の地域給に関する請願
第一〇二七号　栃木県塩谷郡氏家町長　矢沢高佳外二十一名提出
群馬県国立療養所長寿園の地域給に関する請願
第一〇三七号　群馬県吾妻郡坂上村大字本宿三、二九七の四国立療養所長寿園内　橋爪藤光提出
兵庫県瀬加村の地域給に関する請願
第一〇四二号　兵庫県神崎郡瀬加村長　斎藤潤三郎外四名提出
福岡県山口村の地域給に関する請願
第一〇四三号　福岡県筑紫郡山口村長　山座三郎外六名提出
福岡県御笠村の地域給に関する請願
第一〇四四号　福岡県筑紫郡御笠村長　井上隆助提出

青森県弘前市の地域給に関する請願
第一〇四五号　青森県弘前市弘前大学内　富野壮子路提出
新潟県見附町の地域給に関する請願
第一〇七一号　新潟県南蒲原郡見附町長　斎藤為次郎提出
岡山県美作町の地域給に関する請願
第一〇七二号　岡山県英田郡美作町全官公職員組合協議会内　水嶋計次郎提出
熊本県佐敷町の地域給に関する請願
第一〇八一号　熊本県芦北郡佐敷町長　山本岩男提出
福岡県宗像郡の地域給に関する請願
第一〇八二号　福岡県宗像郡福岡町長　池浦豊次郎外六名提出
埼玉県中条村の地域給に関する請願
第一一〇三号　埼玉県北埼玉郡中条町長　中村宏平外二十四名提出
埼玉県竹沢村の地域給に関する請願
第一一〇四号　埼玉県比企郡竹沢村長　吉田信俊外六十七名提出
群馬県中之条、原両町の地域給に関する請願
第一一〇五号　群馬県吾妻郡中之条町伊勢町九八七群馬県中之条町原町官公庁職員連絡協議会内　塚田政民提出
新潟県吉田町の地域給に関する請願
第一一〇六号　新潟県西蒲原郡吉田町長　幸田重郎提出
山形県酒田市の地域給に関する請願
第一一二二号　山形県酒田市秋田町四〇　佐々木良治提出
愛知県蒲郡、三谷両町の地域給に関する請願
第一一八〇号　愛知県宝飯郡蒲郡町長　竹内司外一名提出

茨城県取手町の地域給に関する請願
第一一二〇九号　茨城県北相馬郡取手町北相馬郡地方事務所内　塚本信外十七名提出
埼玉県戸塚村の地域給に関する請願
第一二一〇号　埼玉県北足立郡戸塚村長　藤波久治外五十名提出
埼玉県大袋村の地域給に関する請願
第一二一一号　埼玉県南埼玉郡大袋村長　島村平市郎外十名提出
京都府福知山市の地域給に関する請願
第一二一二号　京都府福知山市長　牧野源太郎提出
埼玉県飯能市の地域給に関する請願
第一二二五号　埼玉県飯能市長　小林貞治外三十名提出
愛媛県金生、上分両町の地域給に関する請願
第一二三八号　愛媛県宇摩郡上分町六二七上分町役場内金生町上分町地域給協議会内　森田奨提出
北海道神楽村の地域給に関する請願
第一二三九号　北海道上川郡神楽村長　村上一郎外二十名提出
埼玉県松山町の地域給に関する請願
第一二六五号　埼玉県比企郡松山町比企地方事務所内　長島林平外二十四名提出
埼玉県柏原村の地域給に関する請願
第一二六六号　埼玉県入間郡柏原村長　増田壌提出
埼玉県水富村の地域給に関する請願
第一二六七号　埼玉県入間川郡水富村長　久下恭次提出
埼玉県堀兼村の地域給に関する請願
第一二六八号　埼玉県入間郡堀兼村長　栗原藤蔵外四名提出
埼玉県奥富村の地域給に関する請願
第一二六九号　埼玉県入間郡奥富村長　平本金十郎外三名提出
岡山県落合町の地域給に関する請願
第一三〇六号　岡山県真庭郡落合町長　福島董一外九名提出
長崎県茂木町の地域給に関する請願
第一三〇七号　長崎県西彼杵郡芳木町　森崎柱市提出
長崎県小浜町の地域給に関する請願
第一三〇八号　長崎県南高来郡小浜町長　本多大一提出
栃木県馬頭町の地域給に関する請願
第一三二五号　栃木県那須郡馬頭町馬頭馬頭小学校内　上野俊男外二十一名提出
愛媛県郡中町の地域給に関する請願
第一三三三号　愛媛県伊予郡郡中町米湊　城戸豊吉外三十二名提出
愛媛県中山町の地域給に関する請願
第一三三四号　愛媛県伊予郡中山町長　亀本好恵外六名提出
栃木県矢板町の地域給に関する請願
第一三三五号　栃木県塩谷郡矢板町長　高橋保平外十九名提出
愛媛県松前町の地域給に関する請願
第一三三六号　愛媛県伊予郡松前町新立　兵頭貞雄外九名提出
愛媛県南伊予村の地域給に関する請願
第一三三七号　愛媛県南伊予村長　重松峯行外八名提出
福岡県草野町の地域給に関する請願
第一三五四号　福岡県三井郡草野町長　吉木光男外三名提出

埼玉県吹上町の地域給に関する請願
第一三六九号　埼玉県北足立郡吹上町長　清水六郎提出
埼玉県片柳村の地域給に関する請願
第一三七〇号　埼玉県北足立郡片柳村長　坂東貞市外四名提出
秋田県鷹巣町の地域給に関する請願
第一三七五号　秋田県北秋田郡鷹巣町長　成田喜八外一名提出
埼玉県伊草村の地域給に関する請願
第一三七六号　埼玉県比企郡伊草村立伊草小学校内　林与三次外二名提出
埼玉県三保谷村の地域給に関する請願
第一三七七号　埼玉県比企郡三保谷村　鈴木達三外三名提出
埼玉県小見野村の地域給に関する請願
第一三七八号　埼玉県比企郡小見野村立小見野中学校内　柴生一太郎外二名提出
埼玉県八ッ保村の地域給に関する請願
第一三七九号　埼玉県比企郡八ッ保村八ッ保中学校内　渋谷誠衛外二名提出
埼玉県出丸村の地域給に関する請願
第一三八〇号　埼玉県比企郡出丸村長　長沢亀寿外二名提出
埼玉県中山村の地域給に関する請願
第一三八一号　埼玉県比企郡中山村立中山小学校内　関口政治外六名提出
兵庫県赤穂市の地域給に関する請願
第一三九五号　兵庫県赤穂市長　小幡栄亮外一名提出
山形県上山町の地域給に関する請願
第一四二四号　山形県南村山郡上山町上山地区官公労協議会内　佐藤庄蔵提出
三重県桑名市の地域給に関する請願
第一四二五号　三重県桑名市上之輪新田　片桐勝己提出
東京都五日市町の地域給に関する請願
第一四二六号　東京都西多摩郡五日市町長　星野良一外八名提出
香川県琴平町の地域給に関する請願
第一四二九号　香川県仲多度郡琴平町長　細川秀雄外十五名提出
北海道紋別町の地域給に関する請願
第一四三〇号　北海道紋別郡紋別町長　大西真平提出
福島県若松市の地域給に関する請願
第一四四三号　福島県若松市議会議長　五十嵐豊作外二名提出
長崎県崎戸町の地域給に関する請願
第一四五九号　長崎県西彼杵郡崎戸町　立部時雄外十名提出
福岡県中広川村の地域給に関する請願
第一四七五号　福岡県八女郡中広川村長　藤島儀市外四名提出
石川県金沢市等の地域給に関する請願
第一四八七号　石川県金沢市広坂通り一二　窪谷栄嗣外一名提出
石川県押野村の地域給に関する請願
第一四八八号　石川県石川郡押野村長　南市太郎外六名提出
愛知県豊川市の地域給に関する請願
第一四九九号　愛知県豊川市長　福山政一提出
京都府井手町の地域給に関する請願
第一五二八号　京都府綴喜郡井手町長　山川熊次郎提出
京都府田辺町の地域給に関する請願
第一五二九号　京都府綴喜郡田辺町長　北川楢太郎外二十二名提出
京都府長岡町の地域給に関する請願
第一五三〇号　京都府乙訓郡長岡町長　西村勝太郎外八名提出
京都府向日町の地域給に関する請願
第一五三一号　京都府乙訓郡向日町長　和田伊一提出
京都府大原野村の地域給に関する請願
第一五三二号　京都府乙訓郡大原野村長　畑三右衛門外一名提出
京都府多賀村の地域給に関する請願
第一五三三号　京都府綴喜郡多賀村長　下村喜平外三名提出
茨城県土浦市の地域給に関する請願
第一五四八号　茨城県土浦市長　天谷虎之助外四十七名提出
高知県赤岡町の地域給に関する請願
第一五七一号　高知県香美郡赤岡町長　志磨村治外十二名提出
宮崎県中郷村の地域給に関する請願
第一五八〇号　宮崎県北諸県郡中郷村長　谷口進外一名提出
宮崎県北郷村の地域給に関する請願
第一五八一号　宮崎県南那珂郡北郷村長　黒木一郎提出
宮崎県八代村の地域給に関する請願
第一五八二号　宮崎県東諸県郡八代村長　小川比農夫外十四名提出
第一七〇七号　宮崎県東諸県郡八代村議会議長　緒方実盛外十四名提出
宮崎県鵜戸村の地域給に関する請願
第一五八三号　宮崎県南那珂郡鵜戸村長　福田広次外一名提出
宮崎県日南市の地域給に関する請願
第一五八四号　宮崎県日南市長　井戸川一提出
高知県野市町の地域給に関する請願
第一五九一号　高知県香美郡野市町長　村上正吉外八名提出
石川県小松市の地域給に関する請願
第一五九二号　石川県小松市長　和田伝四郎外二十五名提出
茨城県宍戸町の地域給に関する請願
第一六〇一号　茨城県西茨城郡宍戸町　深沢喜一郎提出
静岡県の地域給に関する請願
第一六〇七号　静岡市御幸通り町労働会館内　勝沢芳雄提出
香川県善通寺町の地域給に関する請願
第一六〇八号　香川県仲多度郡善通寺町長　三好泰三外三十八名提出
群馬県沼田町の地域給に関する請願
第一六五二号　群馬県利根郡沼田町長　細谷浅松外十三名提出
北海道北村の地域給に関する請願
第一六八九号　北海道空知郡北村長　小木曽孝義外三名提出
北海道森町の地域給に関する請願
第一六九〇号　北海道茅部郡森町長　中野仁吉外十二名提出
北海道秩父別村の地域給に関する請願
第一六九一号　北海道雨龍郡秩父別村長　柴田清富外十四名提出
北海道長沼町の地域給に関する請願
第一六九八号　北海道夕張郡長沼町長　阿達忍提出
北海道喜茂別町の地域給に関する請願
第一六九九号　北海道虻田郡喜茂別町長　菊地久治外十二名提出
京都府精華村の地域給に関する請願
第一七〇〇号　京都府相楽郡精華村長　高田熊三郎提出
埼玉県八和田村の地域給に関する請願
第一七〇九号　埼玉県比企郡八和田村長　千野幸三郎外三十六名提出
滋賀県日野町等の地域給に関する請願
第一七二六号　滋賀県蒲生郡日野町長　吉田武雄外十五名提出
大分県飯田村の寒冷地手当に関する請願
第三八号　大分県玖珠郡飯田村長　時松亀久提出
兵庫県浜坂町外二箇村の寒冷地手当に関する請願
第三三四号　兵庫県美方郡浜坂町長　仲山茂義外二十三名提出
愛知県下山村の寒冷地手当に関する請願
第八九七号　愛知県東加茂郡下山村役場内　浅井五三夫提出
新炭手当制度化に関する請願
第二〇六号　岩手県岩手郡滝民村長　福田幾一郎外七十二名提出（六十一通）
第一四七二号　青森市長　横山実外百八十一名提出
新炭手当に関する請願
第一五一〇号　山形市役所内地域給寒冷地給対策協議会内　鈴木重蛇提出
国立病院等の職員の特別手当に関する請願
第一二九一号　東京都中野区新井町五一四全日本国立医療労働組合内　井上五郎提出
北海道利尻、礼文両島のへき地手当に関する請願
第一三六〇号　右同
第一五八号　北海道利尻郡沓形村　松谷信広提出

右四百二十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年三月二十七日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

北海道稚内市等の地域給に関する請願

請願者　札幌市北三、西六北海道開発局職員組合内　二ッ森初夫（第二号）

右の請願は、北海道は、地理的関係から諸物価が常にいちじるしく高価であるから、稚内市、神楽町、神楽村、岩内町、奥尻村、焼尻村、天売村、広尾村を地域給四級地に、弟子屈町、斜里町、天塩町、瀬棚町、浜益村、宗谷村を三級地に、中川村を二級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県赤坂町の地域給に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡赤坂町町苅田六五二　福井潔夫（第三号）

右の請願は、岡山県赤坂町は、岡山市の経済圏内に属しすべての経済生活は同市を離れては考えられない密接な関係にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県萩原町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県益田郡萩原町長　水谷忠成外十名（第四号）

右の請願は、岐阜県萩原町は、南飛騨の政治、文化、教育、交通の中心地であるが、魚介類およびそ菜類等は他地方に比し二割ないし五割高を示しており、ことに昨年末から中部電力株式会社東上田発電所建設工事にともない労務者等の増加のため、物価ならびに家賃はますます高騰を続け、本町公務員の生活は困窮をきわめているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県釜戸村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡釜戸村長　溝口掬（第五号）

右の請願は、岐阜県釜戸村は、土岐郡の東端部に位置し地域給二級地瑞浪土岐町、大井町および長島町に隣接し、中央線釜戸駅所在地である。従つて本村と他市町村との交通は至便であり日常生活物資は大井および瑞浪地区から移入している。また村内から品質優良の陶磁器原料の主産地となつている関係上、名古屋、四日市および東京方面の陶磁製造業者との商取引が繁盛を極めているため、本村の生活指数および物価は極度に上昇をきたし、勤労者階級特に公務員の生活は他市町村に比し困窮の現状であるから、本村の地域給を是非二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県金子村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡金子村長　中島幸太郎外五名（第七号）

右の請願は、埼玉県金子村は、青梅市、瑞穂町、飯能町、豊岡町、所沢市及び福生町等の地域給二、三級地に囲まれ、しかも物価はむしろ高いにもかかわらず、ひとり本村のみ一級地となつているから、本村を地域級四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県飾磨郡の地域給に関する請願

請願者　兵庫県飾磨郡置塩村杉之内　堀尾純一（第八号）

右の請願は、兵庫県飾磨郡は、姫路市に接続しこれを取り囲んだ状態にあり同一経済圏内におかれているから、姫路市に接続する花田、御国野、八木、糸引、四郷の五箇村の地域給を三級地に、家島町、谷外谷内、余部、曽佐、置塩、菅野、廻谷等一町七箇村を二級地にそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県芳田村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡芳田村長　今村潔外三名（第九号）

右の請願は、兵庫県芳田村は、西脇市の経済圏に含まれ、生活必需品のすべては全国的高物価の同市を経て供給されるため、諸物価の高騰はなはだしく、本村公務員の生活は窮迫を極めているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県多加野村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡多加野村長　神田幸平外五名（第一〇号）

右の請願は、兵庫県多加野村は、地域給二級地の北条町、滝野町および三級地の西脇市と隣接して経済的事情等を等しくしているばかりでなく、工業村として物資の生産多く、物価指数は北条町よりもまえて高い実情にあるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県在田村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡在田村長　長田忠治外四名（第一一号）

右の請願は、兵庫県在田村は、織物業を主とする工場が多くその従業員は二千名をこえ、従つて商人の往来しげく物価高であるから、本村の地域給を北条町同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県富合村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡富合村長　森田松次外三名（第一二号）

右の請願は、兵庫県富合村は、小都市の郊外的な存在で必需物資は姫路、加古川両市方面に依存するため物価高で公務員の生活が窮迫しているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県西在田村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡西在田村長　小池純一外四名（第一三号）

右の請願は、兵庫県西在田村は、二級地北条町に隣接し近年農産加工業の発達とともに商人の往来も多く村民の生活水準も高くその生活実態は同町と何ら変りがないから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県大和村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡大和村長　常見勝次外四名（第一四号）

右の請願は、兵庫県大和村は、播州機業の中心地西脇市の影響を受けて村内に工場が増設されバス交通もますます便利となり経済事情においても生活、文化においても二級地の北条町と何ら変るところがないから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県九会村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡九会村長　河合真治外四名（第一五号）

右の請願は、兵庫県九会村は、二級地北条町、青野原、滝野町に隣接し、住民の経済生活はこれらの町村と少しも変るところがないから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県下里村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡下里村長代理助役　玉田勇外四名（第一六号）

右の請願は、兵庫県下里村は、南西に姫路市、南に加古川市を控えて住民はその経済的影響を受けてその生活状態はこれらの都市と大差のない実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県賀茂村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡賀茂村長　中安儀太郎外五名（第一七号）

右の請願は、兵庫県賀茂村は、二級地北条町に接して経済的には同一圏内におかれ、また生活水準、文化の程度においても同町と何ら変らぬ実情であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県小野町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加東郡小野町長　藤原雄次外七名（第一八号）

請願者　兵庫県加東郡小野町長　藤原雄次外七名（第二〇号）

右の請願は、兵庫県小野町は、神戸電鉄の延長によつて直接阪神地区と結ばれその影響を受けるところが大きく、近接の二級地社、滝野、北条、中町等とは比較にならぬ経済状態となつたから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県富田村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加西郡富田村長　藤岡今次外二名（第一九号）

右の請願は、兵庫県富田村は、東は二級地北条町に、西は田原村、福崎町に連らなり同一経済圏内におかれているから同村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県北郷村の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利郡北郷村長　中島滝造外十七名（第二〇号）

右の請願は、栃木県北郷村は、足利市に隣接してその経済圏内にあり文化および流行等も同市の影響を直接受けているが、同市附近の御厨、三輪、三和、山前、小俣、菱の各町村が地域給一級地に指定されているにもかかわらず、本村のみが取り残されていることは本村在勤公務員に重大な精神的、物資的圧迫を加えているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県足利市の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利市長　木村浅七外十名（第二一号）

右の請願は、栃木県足利市は、古来から機業地として近隣地域との商取引はもち論県外との商取引が盛んであつて、一般の生活水準は高度のものがあり、昭和二十四、二十五両年にわたるCPSにおいても北関東随一を示しており、さらに昭和二十八年度自治庁の指示による都市別宅地平均価格においても本市の価格は上位を示している実情であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県大原町の地域給に関する請願

請願者　千葉県夷隅郡大原町長　土屋幸正（第二二号）

右の請願は、千葉県大原町の消費物価水準は、県下主要都市をしのぐ実情にあり、とくに待遇を制約されている官公庁職員の生活はまことに同情に値するものがあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県成東町の地域給に関する請願

請願者　千葉県山武郡成東町長　小出安栄昌（第二三号）

右の請願は、千葉県成東町は、本県東総地方における行政、文化、経済、交通上の中心地であり、附近は農、漁村によつて囲まれているため物資の集散地とし商業も盛んであるが、近年は漁業不振と買出し等のため物価は上昇し県内他の都市よりも高価で公務員の家庭経済は窮迫しているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県網代町の地域給に関する請願

請願者　静岡県田方郡網代町長　向笠長作外六名（第二四号）

右の請願は、静岡県網代町は、熱海市及び伊東市の中間に位し、わけても熱海市とは僅かに境界標によつてその行政上の区画を判別する程近接し、生活物資の大半は、この両市並びに京浜方面から求め、生活事情はほとんど両市と同様の実情にあるから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に

努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県明知町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡明知町長　村上道保外十名（第二五号）

右の請願は、岐阜県明知町は、野菜類をはじめ生活必需品のほとんどを名古屋方面から移入しており、かつ物価高の陶町に接している関係上、物価は都市以上に高いため、本町公務員の生活ならびに人事の交流は困難をきわめているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県静波村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡静波村長　梅村好（第二六号）

右の請願は、岐阜県静波村は、現在地域給一級地の明知町および遠山村に接しており、かつ生活必需品はすべて明知町に依存しているため、物価ならびに生活様態等はこれらの町村と何等異るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県吉田村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡吉田村長　阿部廉平（第二七号）

右の請願は、岐阜県吉田村は、地域給一級地の明知町と二級地である陶町の中間に位し、かつ、主食並らびに野菜類をはじめ生活必需品のほとんどを名古屋方面から移入しているため、諸物価が高く、本村公務員の生活は隣接両町に比し、まことに苦しい実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県陶町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡陶町長　加藤快三外四名（第二八号）

右の請願は、岐阜県陶町は、北米向け高級ディナーセットおよび南方向輸出陶磁器製造の盛んな町で、労力と生計費がいちじるしく高い特殊な町であるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県土岐津町等の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡土岐津町長　鈴木捨次郎外一名（第二九号）

右の請願は、岐阜県土岐津、泉両地区は、陶磁器商工業の最も盛んな地区で、購買力の旺盛なのに反し農産はわずか一箇月の食糧を支えるにすぎず、他は移入にまつ外なく従つて物価は高く、加うるに陶磁器商工業の隆盛により民間給与は常に公務員の給与を上回り公務員は生活に困難を極めているから、両町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県鵜岡村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡鵜岡村長　西尾茂重外五名（第三〇号）

右の請願は、岐阜県鵜岡村は、恵那郡の南部に位し、良質陶土の産地として知られまた寒天の生産地であつて、一般の生活水準と公務員の生活水準に大きなへだたりがあり、附近町村の給地指定との間にすこぶる不均衡不合理がある上、人事交流上の支障もはなはだしいから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県肥田村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡肥田村長　鈴木甲子郎（第三一号）

右の請願は、岐阜県土岐郡地方は、多治見市を中心として美濃焼を主産とする窯業をもつて生活の根拠としているため、窯業関係の町村は、経済状態が一率一体であるにもかかわらず駄知町、土岐津町、泉町、下石町の地域給が二級地に引き上げられ、同様に窯業を主産業とする肥田村が先回の地域給引き上げから落ちたことは遺憾であるから、肥田村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県木曾地区の地域給に関する請願

請願者　長野県西筑摩郡福島町長　平田源重外三十一名（第三二号）

右の請願は、長野県木曾地区は、生活物資の大部分を他都市他府県からの移入にまたなければならない県下第一の消費郡で、あまつさえ山岳地のため交通事情がとくに悪く、物価の高いことは全国他の都市と同程度であるから、当地区の福島、上松両町を地域給三級地に、楢川、木祖、新開、日義、開田、三岳、王滝、大桑、読書、吾妻、田立、山口、神坂の各村を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県明世村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡明世村長　須藤治兵衛外三名（第三三号）

右の請願は、岐阜県明世村は、土岐郡一帯および多治見市を中心とした陶磁器工業地帯と不可分の関係にあり、諸物価の高いことは四囲の地域給指定地町村と変るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県稲津村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡稲津村長　和田利通外四名（第三四号）

右の請願は、岐阜県稲津村は、土岐郡、多治見市を一環とする陶磁器工業地帯の内にあつて生活、文化程度が高く、諸物価の高いことは全国的に見ても上位にあり、加うるに窯磁器工業の隆盛に伴つて民間諸賃金はいちじるしく高額であるばかりでなくなお増額の勢にあるため、公務員の生計はいちじるしく困難な状態におかれているから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県下石町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡下石町長　伊藤修一外五名（第三五号）

右の請願は、岐阜県下石町は、名古屋市の経済圏内に位置し、しかも生活必需物資を名屋市および多治見市を経由して入手しているため、物価は多治見市ならびに近接町村よりも常に高く、公務員の生活は困窮を極めているから、本町を多治見市と同等の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県御嵩町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県可児郡御嵩町長　須田太郎外十四名（第三六号）

右の請願は、岐阜県御嵩町は、可児郡の中心よりやや東寄りに位し、往時の宿場であつた関係から明治以来可児郡の政治、文教の中心地として盛えており、また本町および附近一帯は郡内第一の亜炭生産地であるため、亜炭関係労務者が増加するにつれて物価も騰貴し、在勤公務員の生活を困窮させている実情にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県瑞浪土岐町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県土岐郡瑞浪土岐町長　清水快導外九名（第三七号）

右の請願は、岐阜県瑞浪土岐町は、土岐郡第一の人口を擁し、美濃焼と亜炭の名をもつて全国に知られている商工都市であるが、食糧の生産が僅少であるため大部分を移入し、一面必需品は需要に対して供給が伴わないため物価がとくに高く、加うるに名古屋市の経済圏に属し住く都市的様相を呈し、愛知県瀬戸市および隣接多治見市とすべての部面が同一の条件にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

和歌山県串本町の地域給に関する請願

請願者　和歌山県西牟婁郡串本町長　北野順吉外二十五名（第三九号）

右の請願は、和歌山県串本町は、漁業、商業が盛んであり、近年は観光地として熊野国立公園の一翼を荷い、いちじるしい発展を遂げつつあるが、生活諸物資を他市町村に依存する消費地であるため物価が高く生活状態は大都市をしのぐものがあるから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県東金子村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡東金子村長　吉田善平外五名（第四〇号）

右の請願は、埼玉県東金子村の村民の多くは豊岡、横田の米軍基地をはじめ所沢、田無、保谷、練馬等、武蔵野沿線および都内に職をもつているため、村民の生活は全く近隣都市と同様であり、しかも消費物資を豊岡、飯能、入間川等の近隣町村から仕入れているためこれらの町村に比し物価が高く、地域給一級地であることはなはだ不合理であるから、本村を四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県東十郷村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡東十郷村長　宮川治雄外百五十名（第四二号）

右の請願は、福井県東十郷村は、北陸線の交通の要衝に当り、学校、農林省調査統計事務所、郵便局等があつて他町村よりも多くの公務員が勤務しているが、生活必需物資は移入によるため福井市を上回り、公務員の生活は窮迫していると、坂井農業高等学校は県立十五高等学校中唯一の地域給の支給を受けない高校となつているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県細呂木村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡細呂木村長　佐藤繁夫外四名（第四三号）

右の請願は、福井県細呂木村は、芦原温泉、県立九頭龍公園等に取り囲まれているためにこれら周辺からの強い経済的影響を受け村内の物価は高騰し、公務員の生活は困窮しているから、当村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県長畝村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡長畝村長　奥野寛（第四四号）

右の請願は、福井県長畝村は、丸岡町を三方から囲んで隣接ししかも生活様式、風習教育環境等ほとんど丸岡町と同様であるから、本村を丸岡町と同等の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県の地域給に関する請願

請願者　福井県知事　小幡治和（第四五号）

右の請願は、福井県は、地域給指定において他府県に比して非常に小範囲の指定にとどまつているから、本県下の地域給を福井市四級地、敦賀、武生、小浜三市及び大野、芦原両町を三級地に、三国、勝山、丸岡、金津、鯖江、神明、森田、春江、松岡、高浜各町を二級地に、三方町外六十村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　弥八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県北日野村の地域給に関する請願

請願者　福井県今立郡北日野村長　服部与兵衛（第四六号）

右の請願は、福井県北日野村は、武生市編入の気運が村内に浸透し近時都市的傾向が強まりつつあり、物価等は武生市と何等異なるところがない状態であるから、本村を武生市と同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県村岡村の地域給に関する請願

請願者　福井県大野郡村岡村長　田中茂外二名（第四七号）

右の請願は、福井県村岡村は、勝山町に隣接し、地理的に歴史的に古来から関係深く、殊に同一経済圏内にあつて村の一部は市街地を形成し、勝山町の都市計画中に加えられている。しかも生活様式が同一であり、生活程度も変らない本村がきわめて不利な待遇におかれていることは遺憾であるから、本村を地域給支給地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県和田村の地域給に関する請願

請願者　福井県大飯郡和田村長　芝原道信外二名（第四八号）

右の請願は、福井県和田村は、耕地面積少く主食は村内需要の半分しか生産できず、観光客および海水浴客が多数滞在しており、従つて消費地としての生活に及ぼす影響は特に深刻であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県高椋村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡高椋村長　柳九平（第四九号）

右の請願は、福井県高椋村は、丸岡町に接続してその一部のような観を呈し都市形態で形成し、交通も便利で物資の交流もひんぱんである反面消費物資の価格は福井市と変りのない実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県中郷村の地域給に関する請願

請願者　福井県敦賀郡中郷村長　岸立蔵外五名（第五〇号）

右の請願は、福井県中郷村は、敦賀市の中心点から本村の中心点まで約三キロの近距離にあり、敦賀市における最大の東洋紡績株式会社敦賀工場をはじめ敦賀窯業工場、前田化学工場等が本村に所在している関係から、生活、文化、経済等すべての面において同市と密接な関係にあり、生活程度は敦賀市と全く同様であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県雄島村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡雄島村長　小坂七右エ門（第五七号）

右の請願は、福井県雄島村は、天下の名勝地東尋坊をはじめ雄前、松島、北陸の十国峠といわれる禅ヶ岡平等名勝旧せき多く、県立九頭龍公園の中心をなしており、芦原温泉まで三キロ、一度びこの温泉地に遊ぶものは必ず本村の観光に一日を費すので、これらの観光客は一箇年を通じて約三十万人以上といわれ、これらの人々の購買力もなお莫大なため、物価は高騰し在勤公務員は生活苦境にあえいでいる現状であるから、すみやかに本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県大関村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡大関村長　伊藤長三外四名（第五八号）

右の請願は、福井県大関村は、民間産業従業員の給与、物価指数等から考えて当然地域給支給地に指定せられる条件を具備しているものと思われるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県新保村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡新保村長代理助役　竹内孫作外二名（第五九号）

右の請願は、福井県新保村地区は、芦原、東尋坊等を含む九頭龍公園の中心部に位置するため、四季を通じて観光客が殺到し、春は花見、夏は海水浴のため人出も数万に上る現況で、生活水準も石川県の大聖寺を中心とする温泉地帯と全く同様であるから、本地区を地域給二級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県乾側村の地域給等に関する請願

請願者　福井県大野郡乾側村長　小林仁右エ門外一名（第六〇号）

右の請願は、福井県乾側村は、大野町および下庄町に隣接して生活程度ならびに物価において差異がなく、また大野郡内は上下穴馬、西谷方面を除いては積雪寒冷の度に差が認められないから、本村を地域給支給地に指定せられるとともに寒冷地手当を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県志比谷、下志比両村の地域給に関する請願

請願者　福井県吉田郡下志比村長　河合清太郎外九名（第六一号）

右の請願は、福井県下志比、志比谷両村は、曹洞宗大本山永平寺を村内に有しているため、全国からの観光客は年々その数を増し、永平寺駅の乗降客は年約二十五万人で、永平寺の玄関に当る電車の交さ点東古市駅も年約四十二万人であり、しかも両村の機業は戸数、機台数、従業員数において郡内森田町、松岡町（ともに一級地）をしのぎ、村部としては福井県内の第一位である。従つて日常必需品の物価は福井市や松岡町より高いので生計費はかさみ俸給生活者の窮状はまことに深刻であるから、両村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県城崎村の地域給に関する請願

請願者　福井県丹生郡城崎村長　仙石勇治外五名（第六二号）

右の請願は、福井県城崎村は、主食をはじめ生活必需品の大部分を武生市、福井市方面から購入している関係上、物価はこれらの都市より高く、加うるに最近厨海水浴場の盛況により都市の風俗生活が次第にしん透して生活程度、物価はいちじるしく上昇し俸給生活者の生活は困難を極めているから、本村を武生市、四ケ浦町同様の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県岡本村の地域給に関する請願

請願者　福井県今立郡岡本村長　吉田利蔵外二名（第六三号）

右の請願は、福井県岡本村は、商工業地で商取引のための業者の往来がひん繁を極め、自然物価指数は上昇し生活程度は都市なみであつて、俸給生活者の生活は困難な実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県粟野村の地域給に関する請願

請願者　福井県敦賀郡粟野村長　綱沢嘉一外七名（第六四号）

右の請願は、福県粟野村は、北を敦賀市に接している関係上、民情、風俗および平均物価指数は同市と全く同様であり、また生活程度も敦賀市街地と何等異るところがないから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福井県三宅村の地域給に関する請願

請願者　福井県遠敷郡三宅村長　田中弥七外五名（第六五号）

右の請願は、福井県三宅村は、二級地新小浜市に隣接し、同市および隣接地域とは人情風俗はもとより、経済的状態など何ら異なるところがない実状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意

これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県志段味村の地域給に関する請願

請願者　愛知県東春日井郡志段味村長　柴田隆外十名（第六六号）

右の請願は、愛知県志段味村は、名古屋市に自転車でわずか三十分の距離にありながら、交通不便のため経費がかさみ、地域給の低いことが本村の教育、地方自治の円満な運営をはばんでいる実情であるから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県長久手村の地域給に関する請願

請願者　愛知県愛知郡長久手村長　伊藤浜一外五名（第六七号）

右の請願は、愛知県長久手村は、名古屋、瀬戸両市の中間にあつてその郊外村であるため両市の影響はきわめて強く、その上亜炭鉱業は本村の特殊産業であり商人の往来もしげく物価高で公務員の生活は困窮をきわめているから、本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県幡山村の地域給に関する請願

請願者　愛知県愛知郡幡山村長　丹羽重泰外十一名（第六八号）

右の請願は、愛知県幡山村は、瀬戸市に接続して製陶工場が多く同市との境は区別することができない現状で、住民の生活程度、文化水準および物価において差異がない実情であるから、本村の地域給を隣接の上級地と同等に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道千歳町の地域給に関する請願

請願者　北海道千歳郡千歳町長　山崎友吉外三名（第六九号）

右の請願は、北海道千歳町の特殊事情を考慮して、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道江別町の地域給に関する請願

請願者　北海道札幌郡江別町長　古田島薫平外二十三名（第七〇号）

右の請願は、北海道江別町は、札幌市の隣接地として同市と同一の経済圏内にあり、消費価格は東京都に匹敵している現状に鑑み、地域給を札幌市と同一の四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県下諏訪町の地域給に関する請願

請願者　長野県諏訪郡下諏訪町長　永田昌一外八名（第七一号）

右の請願は、長野県下諏訪町は、観光都市諏訪市と、工業都市岡谷市の中間にあつて地理的にも、経済的にも密接不離の関係にあり町民の文化、生活程度も高く物価高であるから当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県小出町の地域給に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門（第七二号）

右の請願は、新潟県小出町は、南北魚沼郡の中心地で上越線の要衝に位し、只見線の分岐点で小出郷二町九箇村、人口七万余を擁する経済圏をもつ純消費地であり、加うるに只見川電源開発事業に伴う輸送基地として、さらに観光地として大湯、栃尾又温泉、奥只見、銀山平、日光への縦走コースの関門にあるため必然的に諸物価に大きな変動を与え日常生活は困難を極めているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県沼津市の地域給に関する請願

請願者　静岡県沼津市長　高木恵太郎外二名（第七三号）

右の請願は、静岡県沼津市は、本県の東部を代表する都市で、最近の交通機関の発達は東京にわずか二時間余で達する近距離となり、その消費生活の形態は大都市と少しも変るところなくその物価指数の高いことはさきの県地域給調査会の調査および昨年十二月と本年一月の消費者価格調査結果によつても明らかであるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県名張町の地域給に関する請願

請願者　三重県名賀郡名張町名張中学校内　道浦一夫（第七四号）

右の請願は、三重県名張町は、大阪市に近接しているため、諸物価は同市の影響を受けて非常に高く、総理府統計局の特別消費者費価格地域差指数および生活改善資料に基く諸統計にもあらわれている通り県内七市に比し、あるいは他府県との比較においても当然三級地としての条件を具備しているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県西大寺市の地域給に関する請願

請願者　岡山県西大寺市長　家野猛之外十五名（第七五号）

右の請願は、岡山県西大寺市は、岡山市と隣接し、同市の衛星都市として物価、生計費指数は、同市と大差ない実情であるから、本市の地域給を同市同様四級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県太宰府町の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡太宰府町長　中村久二（第七六号）

右の請願は、福岡県太宰府町は、福岡市に近く一大観光地として町民の生活水準は同市と差異がない実情で

あるから、当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県鹿沼市の地域給に関する請願

請願者　栃木県鹿沼市長　鈴木金一郎外二名（第七七号）

右の請願は、栃木県鹿沼市は、観光地として表日光の開発事業、上水道の起工およびガスその他文化生活様式への切替等を実施しつつあるので、宇都宮、足利両市と都市条件を全く同一にしているばかりでなく、諸物価は輸送その他の関係でかえつて両市より二、三割高い実情にあるから、本市の地域給を宇都宮、足利両市と同様に三級地以上に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県仁手村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡仁手村長　島田一郎外八名（第七八号）

右の請願は、埼玉県仁手村は、本庄町に隣接して村民の生活、状況や経済的条件は同市と同様であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

埼玉県仁手村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡仁手村場内　田中正一外二名（第七九号）

右の請願は、埼玉県秩平村は、一級地児玉町に隣接し、諸物価はいうまでもなく生活水準も何ら変りなく、あらゆる点において緊密な関係にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県秩平村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡秩平村役場内　金井守治外二名（第八〇号）

右の請願は、埼玉県七本木村は、最近一級地に指定された本庄町、旭村、神保原村に近接し、生活水準もこれらの町村と何等変りなく、あらゆる点において緊密なる関係にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県七本木村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡七本木村役場内　金井守治外二名（第八〇号）

右の請願は、埼玉県七本木村は、最近一級地に指定された本庄町、旭村、神保原村に近接し、生活水準もこれらの町村と何等変りなく、あらゆる点において緊密なる関係にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大沢村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡大沢村役場内　小林庄三郎外三名（第八一号）

右の請願は、埼玉県大沢村は、地域給一級地の寄居町、野上町及び児玉町に近接し、生活水準はこれらの町と何等変りなくあらゆる点においても緊密なる関係にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県阿久原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡阿久原村長　貫井清憲外五名（第八四号）

右の請願は、埼玉県阿久原村は、交通不便のため移入物資は都市よりも高価であり、村内産米はその需要をみたすことができず生活費がかさみ公務員の生活は困難をきわめているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県松久村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡松久村役場内　高田文作外四名（第八五号）

右の請願は、埼玉県松久村は一級地本庄町、旭村、神保原村および児玉町に近接し、生活水準も何ら変りなく、あらゆる点において緊密な関係にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県渡瀬村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡渡瀬村長　福島知次郎外五名（第八三号）

右の請願は、埼玉県渡瀬村は、村内に日本ニッケル、日本マイカ、太田無線その他の工場が多く、これ等の工場の従業員が本村構成の大半を占めているため消費地的傾向が強く物価高であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県秩父市の地域給に関する請願

請願者　埼玉県秩父市長　金子伝次郎外一名（第八四号）

右の請願は、埼玉県秩父市は、人口、戸数においては本庄町および児玉町に次ぐ郡下第三位の大村であるが、へき地であるため一部の野菜類を除く外一般諸物資は運賃が加算される関係上高物価となり、殊に繊維品、日用品、魚肉類等は隣接の児玉町ならびに藤田町に比較し高価格であるのに、隣接の神保原村および旭村が一級地として指定され同一条件にある当村が指定されたいのは不合理であるから、すみやかに当村を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県丹荘村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡丹荘村長川　野平治外五名（第八七号）

右の請願は、埼玉県丹荘村は、人口、戸数においては本庄町および児玉町に次ぐ郡下第三位の大村であるが、へき地であるため一部の野菜類を除く外一般諸物資は運賃が加算される関係上高物価となり、殊に繊維品、日用品、魚肉類等は隣接の児玉町ならびに藤田町に比較し高価格であるのに、隣接の神保原村および旭村が一級地として指定され同一条件にある当村が指定されたいのは不合理であるから、すみやかに当村を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県阿久原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡阿久原村長　貫井清憲外五名（第八四号）

右の請願は、埼玉県阿久原村は、交通不便のため移入物資は都市よりも高価であり、村内産米はその需要をみたすことができず生活費がかさみ公務員の生活は困難をきわめているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県松久村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡松久村役場内　高田文作外四名（第八五号）

右の請願は、埼玉県松久村は一級地本庄町、旭村、神保原村および児玉町に近接し、生活水準も何ら変りなく、あらゆる点において緊密な関係にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県本泉村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡本泉村長　中里善三郎外五十六名（第八六号）

右の請願は、埼玉県本泉村は、児玉町から秩父市に通ずる極度のへき地に位置し、耕地のほとんどが山の斜面を利用した段々畑である関係から村内に土地、または工場等がないので自由労務者の多くは山の賃仕事に従事する実状にある貧弱村である。また日常生活物資の大部分は行商人によつて運ばれ、物価は運賃を加算された値となり、近接の児玉町よりも物価高を示す実状で、当村の公務員の日常生活は極めて窮迫の状態にあるから、当村を地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県丹荘村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡丹荘村長川　野平治外五名（第八七号）

右の請願は、埼玉県丹荘村は、人口、戸数においては本庄町および児玉町に次ぐ郡下第三位の大村であるが、へき地であるため一部の野菜類を除く外一般諸物資は運賃が加算される関係上高物価となり、殊に繊維品、日用品、魚肉類等は隣接の児玉町ならびに藤田町に北較し高価格であるのに、隣接の神保原村および旭村が一級地として指定され同一条件にある当村が指定されたいのは不合理であるから、すみやかに当村を地域給二級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県本庄町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡本庄町長　中島一十郎外二十三名（第八八号）

右の請願は、埼玉県本庄町は、県西北部における行政、経済、教育上の

中心地で地域給三級地の熊谷市、二級地の伊勢崎市および群馬県藤岡町と何等異るところがなく物価も全く変りなく、むしろ衣料品、日用雑貨、魚類等は東京、川越、高崎方面から輸入されており運賃等の関係で高価を示している実情であるから、本町を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県金屋村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡金屋村長　清水米太郎外二名（第八九号）

右の請願は、埼玉県金屋村は、最近一級地に指定された児玉町に近接して生活水準も同町と何等変るところがなく、あらゆる点において緊密なる関係があるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県藤田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡藤田村長　松本正嘉外六名（第九〇号）

右の請願は、埼玉県藤田村は、一級地本庄町および岡部村に近接し生活水準も何ら変るところがなくあらゆる点において緊密な関係にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県青柳村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡青柳村長　関根玉作外四十六名（第九一号）

右の請願は、埼玉県青柳村は、村内を縦貫する県道一本に依存する交通不便の村で、しかも日用品、衣料品、食肉類等は児玉町、鬼石町、藤岡町、本庄町等からより購入し、加うるに当村の一部は観光地であるため四季の観光客の出入が多く、諸物価は一段と上昇を極め生活は極めて困難な実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県賀美村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡賀美村長　伊藤浜五郎外九名（第九二号）

右の請願は、埼玉県賀美村は、隣接一級地旭村および神保原村と比較して消費物価その他地域的差異はむしろ悪条件下にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県長幡村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡長幡村役場内　相川甚外二名（第九三号）

右の請願は、埼玉県長幡村は、地域給一級地の本庄町、旭村、神保原村及び二級地の群馬県藤岡町及び新町に接続ないしは近接し、生活水準等も何等変りない実情であるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県北泉村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡北泉村長　井上寿郎外六名（第九四号）

右の請願は、埼玉県北泉村は、一級地指定地本庄町に近接し産業物資の取引、生活用務の交渉が極めて密接な関係上同町と生活水準は何等異なるところがないから、是非本村を地域給一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県共和村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡共和村長　岡芹友治外五名（第九五号）

右の請願は、埼玉県共和村は、本庄町と児玉町との中間に位置し、生活並びに文化的水準は何等異なるところがなく一部を除いては消費物価はむしろ高値を示す等何等の地域的差異を認め得ない実情であるから、本村を両町と同一の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県児玉郡児玉町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡児玉町長　筑紫権四郎外二百二十七名（第九六号）

右の請願は、埼玉県児玉町は、県西北部のへき地で、しかも物価は生活物資を他地方より移入し現地の農産物は東京への売り込み等によつて常に東京周辺都市と同様であるため当地勤務希望者はほとんどなく本町発展を阻害されているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県東児玉村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県児玉郡東児玉村役場内　細村徳重外三名（第九七号）

右の請願は、埼玉県東児玉村は、地域給指定地の本庄町、旭村、神保原村及び児玉町に近接し、生活水準は何等変るところがなく、あらゆる点において緊密なる関係にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県豊岡町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡豊岡町長　田代七郎外十六名（第九八号）

右の請願は、埼玉県豊岡町は、東京都に隣接し、所沢市、川崎市、飯能町に近接する丘陵地帯に発展した町で、東京都の衛星都市としてその実態は所沢市、川崎市に比較してなんら劣るところがなく、むしろ米軍ジョンソン航空基地の大施設を有する関係で諸物価はいちじるしく高騰し地域給三級地の地域以上の状態であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島市等の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県知事　重成格（第九九号）

右の請願は、鹿児島県は、主要食糧をはじめ生活用品の大部分を阪神、北九州その他県外からの移入に仰いでいるため、物価は運賃等の加算により他県より高く地域給においていちじるしく均衡を失しているから、鹿児島市四級地、鹿児島郡外四市一町を三級地、阿久根市外四十二町五村一島を二級地、三笠町外五町十六村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県川内市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県川内市長　岩満重（第一〇〇号）

右の請願は、鹿児島県川内市は、鹿児島市に次ぐ県下第二の商業都市であり、現三級地である鹿児島市、熊本市、佐賀市及び四級地である広島市、長崎市等にも決して劣らない物価および消費水準を示し、二級地としては他の都市を大きく引離す如き環境にあるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地域給増額に関する請願

請願者　愛媛県宇摩郡豊岡村大字大町二六九　大西素之外五名（第一五七号）

右の請願は、地域給が設定されて以来消費物価の指数が高くなり、消費地に勤務する教員の生活が一段と深刻化しつつあるから地域給を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊橋市の地域給に関する請願

請願者　愛知県豊橋市長　大野佐長外十名（第一五八号）

右の請願は、愛知県豊橋市は、中部地方で名古屋市に次ぐ都市であつて交通、文化、産業をはじめ経済的情勢等いずれの点においても一宮市ならびに静岡市と比較して何等そん色を見出せない実状であるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県石岡町の地域給に関する請願

請願者　茨城県新治郡石岡町長　川並要（第一五九号）

右の請願は、茨城県石岡町は、水戸、土浦両市の中間に位し、交通の便きわめてよく、早朝から深夜に至るまで国鉄、私鉄、バスの発着繁く、一方商店街は県下随一の整備充実をほこり、常磐線の電化を間近にひかえて東京都の衛星都市として一大発展を遂げんとしつつある結果、物価は必然的に高騰して土浦、水戸両市を上回る実情であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県小川町の地域給に関する請願

請願者　茨城県東茨城郡小川町長　沼田藤四郎（第一六〇号）

右の請願は、茨城県小川町は、東茨城郡の南端、常磐線石岡駅から鹿島参宮鉄道にて約十五分、高浜駅からバスにて約二十分の霞ケ浦湖岸にあり、東町の南端新治郡田余村と接する地点に参宮線小川駅があつて東京へは二時間余りでつき、また水戸、石岡両市発着の小川町経由水郷潮来往復の鹿島参宮バスの連絡もあつて観光地や大都市との交通も便利で、諸物価も都市なみに高騰している現状であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県小俣町の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利郡小俣町長　大川才二郎外十名（第一六一号）

右の請願は、栃木県小俣町は、桐生市に隣接し、東は足利市に近く、住民は機業に従事する者が多く、従つて一般生活水準は県下諸都市に比していちじるしく高い実情であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県山前村の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利郡山前村長　武藤滝衆外七名（第一六二号）

右の請願は、栃木県山前村は、足利、桐生両市の中間に位する機業地として両市との相互関係きわめて深く、物価、生活水準等両市と大差ない実情であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県三和村の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利郡三和村長　池森長三郎外九名（第一六三号）

右の請願は、栃木県三和村は、足利、桐生両市の間に位して、足利郡下最大の機業地として産業関係はもち論その他足利、桐生両市との相互関係きわめて深く、一般生活水準等両市と大差ない実情であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県菱村の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利郡菱村長　小堀庄三外八名（第一六四号）

右の請願は、栃木県菱村は、桐生市に隣接して同一経済条件下にあるから、本村の地域給を同市と同等に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県三重村の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利郡三重村長　岩下亀三郎外七名（第一六五号）

右の請願は、栃木県三重村は、足利市に隣接して同一経済条件下にあるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県北房町の地域給に関する請願

請願者　岡山県上房郡北房町長　横上若太郎外二十二名（第一六六号）

右の請願は、岡山県北房町は、現在二級地指定の高梁町、新見町等と比較して人口において、都市的性格において何ら差異ない実情であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県浅口郡の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡寄島町長　高淵吉五郎外三十八名（第一六六号）

右の請願は、岡山県浅口郡寄島町、鴨方町、船穂町、里庄町、六条院町、大島村の六箇町村は、玉島、笠岡両市に隣接し、生活物価指数は両市と大差ない実情であるから、右町村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県妹尾町の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡妹尾町長　岡前才治外百六十名（第一六八号）

右の請願は、岡山県妹尾町は、都窪郡の政治、経済、交通、文化の枢要地であつて、本県特産花むしろ、畳表の集荷地として商店街は繁栄をきわめ、経済的諸条件も同一経済圏内にある岡山、倉敷両市と同様な実情にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県倉敷市の地域給に関する請願

請願者　岡山県倉敷市長　高橋勇雄（第一六九号）

右の請願は、岡山県倉敷市は、岡山市と同一経済圏内にあつて物価、生計費等同市と全く同様であるから、本市の全市域を地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県井原市の地域給に関する請願

請願者　岡山県井原市長　大山文雄外六名（第一七〇号）

右の請願は、岡山県井原市は、本年四月一日隣接九箇町村を合併して都市的形態を充実した上に、物価においても福山、倉敷、笠岡三市と大差がない実情であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県笠岡市編入地区の地域給に関する請願

請願者　岡山県笠岡市長　小野博外五十二名（第一七一号）

右の請願は、岡山県笠岡市に編入された隣接六箇村（旧城見、陶山、大井、吉田、新山、神島内各村）の地域給を旧笠岡市と同様に三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県御正村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡御正村長　福田専助外十一名（第一七二号）

右の請願は、埼玉県御正村は、三級地熊谷市に隣接しバスによる交通が至便であり、一般生活程度は同市と異るところがないにもかかわらず、いまだに地域給の指定を受けていない現情で三尻村、藤沢村の指定をみた現在いちじるしい不合理不均衡を生じたため、三級地への転勤希望者が続出して本村教育に重大な悪影響を及ぼしているから、本村を地域級二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県吉見村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡吉見村長　柿沼良平外四十名（第一七三号）

右の請願は、埼玉県吉見村は、三級地熊谷市、二級地松山町、一級地吹上町に囲まれている経済的不利のため、学校教職員の補充および優秀教員の確保に困難をきわめている実情であるから、この経済的不利を除去するため本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県鉢形村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡鉢形村長　鳥塚仁外九名（第一七四号）

右の請願は、埼玉県鉢形村は、寄居町と荒川を隔て相対し、政治、経済、産業、文化等あらゆる面において不離の関係にあるにもかかわらず同町との間に地域給差があるため、本村公務員ことに小中学校に優秀な教員を確保するに極めて困難な状態におかれているから、本村を寄居町と同様の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県本畠村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡本畠村長　大沢正保外十一名（第一七五号）

右の請願は、埼玉県本畠村は、秩父山ろく地帯にあつて養蚕業の盛んな地域であるが、近来周辺都市への通勤者も増加して生活水準も向上している上、上級地への教職員の転出希望者が多く村教育上支障をきたしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県三尻村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡三尻村長　細見大観外十名（第一七六号）

右の請願は、埼玉県三尻村は、東南北の三方面を熊谷市に包囲されている上に、村内に米軍キャンプが所在しこれに附随してC・I・C、航空標識所、労務管理事務所その他の機関が設置されるに及んで物価は急激に上昇し隣接都市を上回る実状であるから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県長井村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡長井村長　大熊五郎外四名（第一七七号）

右の請願は、埼玉県長井村は、熊谷市、深谷、妻沼町にかこまれた地域を占める村であるが、物価はこれ等の市町と変りがなく、勤務地も交錯して人事交流上の支障も大きいから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県秦村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡秦村長　増田意一（第一七八号）

右の請願は、埼玉県秦村は、熊谷市および妻沼町に近接して生活形態生活水準等これらの都市と何等変りなく、物価の方面においても鉄道沿線より離れているため、むしろ運賃等を加算して両者よりすべてにおいて高価の現状にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県太田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡太田村長　岩崎貞作外七名（第一七九号）

右の請願は、埼玉県太田村は、一級地妻沼町に隣接する農村であるが、近時交通の便がきわめてよくなり、文化水準、生活水準ともに妻沼町と何等変るところがなく、日用品等は同町よりむしろ高価な実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県奈良村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡奈良村長　福田市郎（第一八〇号）

右の請願は、埼玉県奈良村は、熊谷市に隣接して同市と全く同様な経済条件下にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県市田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡市田村長　武田一好外三十四名（第一八一号）

右の請願は、埼玉県市田村は、熊谷市に隣接しほとんど同市の延長地域の観を呈し、物価指数、生活水準、文化の程度等同市と大差ない実状にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大寄村の地域給に関する請願

請願者、埼玉県大里郡大寄村長　塚越潔外六十二名（第一八二号）

右の請願は、埼玉県大寄村は、深谷町に隣接してその同一経済圏内にあり農村でありながらかわら、れんがの製造が盛んで人口の三十三パーセントに農業以外の生産に従事している現状で附近諸都市との往来もしげしげ、生活水準も高いため公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県明戸村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡明戸村長　倉上源次郎（第一八三号）

右の請願は、埼玉県明戸村は、大里郡の北部に位し、当地方交通、経済、文化の重要地点であるが、現在地域給の指定なく隣接の深谷町および幡羅、大寄両村は支給地であつて、本村はこれらの町村に比してそん色なく、しかも日常の必需物価は非常に高いので公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県花園村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡花園村長　須藤利一外十一名（第一八四号）

右の請願は、埼玉県花園村は、東北に深谷町、藤沢村に接し、西部は寄居町に囲まれ、物価指数は寄居町以上であるにもかかわらず地域給差があるため公務員の待遇に大きな差を生じ、ことに教員確保に極めて困難をきたしているから、本村を深谷町、藤沢村、寄居町と同様の地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県折原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡折原村長　川島米作外二十九名（第一八五号）

右の請願は、埼玉県折原村は、寄居町と荒川を隔てて相対し、同町とは政治、経済、産業、文化等あらゆる面において不離一体の関係にあるから、本村の地域給を同町と同様の支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県用土村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡用土村長　鈴木熊吉外六名（第一八六号）

右の請願は、埼玉県用土村は、東部を深谷町および藤沢村に、南部を寄居町に接して国鉄八高線は村内中央を貫通し、村の中央に用土駅があり県道またこれに並行して児玉町、熊谷市に至り、一方寄居町、児玉町への県道も走り東武バスの運転もされ、藤沢村、寄居町と同様文化交通の中心となり、物価指数においても隣村の寄居町を上回る実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県妻沼町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡妻沼町長　橋本桑茂（第一八七号）

右の請願は、埼玉県妻沼町は、本県北部における行政、経済、教育等の中心地であるが、消費物価は近接の二、三級地と差異がない実情であるから、人事交流上の支障も考慮の上、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県小原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡小原村長　笠原義信外五名（第一八八号）

右の請願は、埼玉県小原村は、熊谷市に近接しているため、本村の産業経済文化等は同市の大きな影響を受けているが、最近本村に埼玉県種畜場および県立結核療養所が設置せられ、その職員住宅の建築により、かつての森林、原野地帯は文化住宅地帯と変り、本村の生活水準も急激に上昇している上、人事交流上の支障も大きいから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県新会村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡新会村長　笹井護衛外五名（第一八九号）

右の請願は、埼玉県新会村は、大利根川と小山川の両堤防にはさまれた戸数六百六十余の小農村であるが、河川改修のため、百二十町歩の耕地が買収されたので、村民の食糧自給が困難となり、農業の形態が半農半商に移行し、都市との交流がひんぱんとなるにつれて自然生活程度も上昇し、物価も都会地に劣らぬ位い高騰を続けており、在勤公務員の生活を苦しめているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県岡部村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡岡部村長　田島一二外五名（第一九〇号）

右の請願は、埼玉県岡部村は、深谷、本庄の間にはさまれ近年工場住宅等の建設がめざましく両地域と経済生活において何ら変らぬ実情となつたから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県幡羅村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡幡羅村長　栗原元一外十名（第一九一号）

右の請願は、埼玉県幡羅村は、東部を熊谷市、西部を深谷町に接し、高崎線籠原駅を中心に目覚しい発展を続け全く都市の様相を呈し、生活状態も熊谷市と何等異るところがない実情にあるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県深谷町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡深谷町長　安部彦平（第一九二号）

右の請願は、埼玉県深谷町は、かわら、ねぎの生産地として知られているとともに観光地としても有名であるが、近来大消費地と生産地帯との間に生じていつて生計費の差異が平均化されたにもかかわらず、熊谷市の三級地に対する本町の一級地は公務員の生活をおびやかしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県八基村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡八基村長　尾高浩一外三名（第一九三号）

右の請願は、埼玉八基村は、野菜の特産地として東京市場と直結しており、都市への出入がひん繁なため、村民の生活および文化の水準もすこぶる上昇し、隣接一級指定地に対比し全くそん色ない実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県中瀬村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡中瀬村長　石川五郎平（第一九四号）

右の請願は、埼玉県中瀬村は、北は利根川を隔て群馬県に隣接し、南は小山川を経て深谷町に至る小農村であるが、古来交通不便な頃は利根川船で江戸との交通による船着場として諸物資の集散地であつた関係で、部落も軒を並べて市街地を形作つており、村内にてあらゆる物資が間に合うと云う準市街地的な小農村である。従つて生活程度も上昇しており、また他の市街地にも遠隔であるため、諸物価も上りぎみであるから、本村を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県榛沢村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡榛沢村長　武政郁三外二名（第一九五号）

右の請願は、埼玉県榛沢村は、四囲を深谷町、本庄町、児玉町、岡部村、東児玉村等の町村に囲まれ、これらの町村がことごとく一級地であるのに、本村のみ取り残されて無級地に放置されていることは不合理であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年月日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県本郷村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡本郷村長　小林恒治外三名（第一九六号）

右の請願は、埼玉県本郷村は、深谷町、岡部村、藤沢村に接し近時交通の発達に伴い近代的都市の性格を帯びるに至り、とくに岡部駅を中心とする地帯の急激な発展は本村の経済に猛烈な刺激を与え半農半商を主体とせる都市移行の過渡期的な様相を呈するに至つている。しかして本村を囲む隣村がことごとく地域給一級地に指定されている中にあつてひとり本村のみ取残されている現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県別府村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡別府村長　高橋恵七外六名（第一九七号）

右の請願は、埼玉県別府村は、熊谷市に地続きで同市の外かく農村部と何等変るところがなく、ことに生活水準、物価等において熊谷市、幡羅、深谷等に比して何等差異がないから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県男沼村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県大里郡男沼村長　横倉喜久郎外七名（第一九八号）

右の請願は、埼玉県男沼村は、妻沼町および太田市に隣接して物価、生活水準は同町と差異ない現状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県葉鹿町の地域給に関する請願

請願者　栃木県足利郡葉鹿町長　山口善三外八名（第一九九号）

右の請願は、栃木県葉鹿町は、足利、桐生両市にはさまれ両市と密接不離の関係におかれ生活水準も高度であるから、地域給を足利市同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県庵治村国立療養所大島青松園の地域給に関する請願

請願者　香川県木田郡庵治村六、〇三四ノ一国立療養所大島青松園内　野島泰治（第二〇三号）

右の請願は、香川県庵治村国立療養所大島青松園の所在地庵治村は現在一級地であるが、当青松園は官署別指定によつて二級地に指定されている。しかしその実態は隣接都市高松に比較して生活必需物資の価格はるかに高いから、この特殊事情を賢察の上、当所地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県宮地、内牧両町の地域給に関する請願

請願者　熊本県阿蘇郡宮地町阿蘇地方事務所内　林田孔生外千七十九名（第二〇四号）

右の請願は、熊本県宮地、内牧両町は、阿蘇山ろくの寒冷地で平均気温は仙台市と同じ位で、燃料費がかさむ上、物価は輸送の関係上熊本市を上回つている実情であるから、両町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力

せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県金光町の地域給に関する請願

請願者　岡山県浅口郡金光町長　工藤純之介（第二〇五号）

右の請願は、岡山県金光町は、宗教都市としての消費地であり、その上生活必需物資は阪神、岡山から玉島、笠岡に移入されたものがさらに本町に移入される実情できわめて物価高であるから、当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県武生市の地域給に関する請願

請願者　福井県武生市長　森広三郎（第二〇七号）

右の請願は、福井県武生市は、福井市に次ぐ商業都市としての面目を整えつつあつて、東京、大阪、名古屋等大都市経済界の影響を受けることが敏感であるため諸物価は福井、金沢、富山を上回る実情であるから、当市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県丸岡町の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡丸岡町長　友影賢世外百三名（第二〇八号）

右の請願は、福井県丸岡町は、さらに二級地に指定された三国地区と隣接して経済的諸条件を等しくしているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県本荘村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡本荘村長　藤野真一外三名（第二〇九号）

右の請願は、福井県本荘村は、東に金津、北に三国町を控え、さらに芦原温泉を近くにもち、物価は日増しに高く、公務員の生活は困窮しているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県瓜生村の地域給等に関する請願

請願者　福井県遠敷郡瓜生村長　田辺安蔵外二名（第二一〇号）

右の請願は、福井県瓜生村は、交通不便に加えて冬季の降雪多くすでに地域給二級地の指定を受けている近接小浜市に比し諸物価は高く生活はるかに困難を極めているから、本村を地域給支給地に指定し、寒冷地手当も引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県鳥羽村の地域給に関する請願

請願者　福井県遠敷郡鳥羽村長　竹内小左エ門（第二一一号）

右の請願は、福井県鳥羽村は、積雪寒冷地帯であり、また県内若狭地帯における唯一の機業地として好景気に恵まれているため、生活程度は隣接の小浜市と全く同様であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県熊川村の地域給に関する請願

請願者　福井県遠敷郡熊川村長　内藤英正（第二一二号）

右の請願は、福井県熊川村は、二級地小浜市に隣接し、同市および隣接地域とは人情風俗はもとより経済状態など何ら異るところがない実情であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県遅羽村の地域給に関する請願

請願者　福井県大野郡遅羽村長　仲村利章（第二一三号）

右の請願は、福井県遅羽村は、勝山町に隣接して、同町に職場を持つ者多く経済圏は同町の町内に包含せられ文化、生活水準においても差異がない実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県小山村の地域給に関する請願

請願者　福井県大野郡小山村長　安川金弥（第二一四号）

右の請願は、福井県小山村は、大野町に隣接し生活状態は同町と同様であり、加うるに深井鉱泉、黒谷観音があつて湯治、参詣客が絶えず、とくに夏期はバスの交通もあつて遊興客が多く、物価はこれらの影響によつて高い実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県本郷村の地域給に関する請願

請願者　福井県大飯郡本郷村長　吉岡四郎右エ門外三名（第二一五号）

右の請願は、福井県本郷村は、水陸交通の要路として佐分利川流域の物資の集散地であり半農半商によつてなりたつている村であるが、近年鉱山の復活によつて消費地化したため物価が高く附近給地の指定を受けている町村と均衡がとれないから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県加斗村の地域給に関する請願

請願者　福井県大飯郡加斗村長　竹中憲二（第二一六号）

右の請願は、福井県加斗村は、小浜市の中心市街地に近接し生活万般にわたつて密接不離の関係にあり、生活程度、物価は比較的高い実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県宮崎村の地域給に関する請願

請願者　福井県丹生郡宮崎村長　田中一之（第二一七号）

右の請願は、福井県宮崎村は、県立窯業試験場、村田製作所、福井耐火煉瓦株式会社、その他農産物加工場、機業等の発展および交通の利便により人口は年々増加し、また観光地として生活程度が高く、全村活気を呈している実情であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて

内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県東郷村の地域給に関する請願

請願者　福井県敦賀郡東郷村長　山本助右エ門（第二一八号）

右の請願は、福井県東郷村は、敦賀市に隣接してその境がわからぬ程であり、同市の住宅街として発展する傾向を示し、経済上はいうまでもなくその他においても同市と不離一体の関係にある実情考慮の上、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県今庄村の地域給に関する請願

請願者　福井県南条郡今庄村長　福島伊平（第二一九号）

右の請願は、福井県今庄村は、南条郡の商業の中心地をなし、地形上農耕地に乏しいため主食はもちろんその他の生活必需品は、すべて武生市、敦賀市、福井市に求めており、従つて物価はこれら諸都市より一割ないし一割五分高となつているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県北新庄村の地域給に関する請願

請願者　福井県今立郡北新庄村長　田中一二（第二二〇号）

右の請願は、福井県北新庄村は、武生市、鯖江町、粟田部町に隣接し、しかも交通が便利であるため、生産程度も高く生活費は増大する傾向にあり、すでに武生市に編入された国高、吉野、大虫の各町と何等変りがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県増田町の地域給に関する請願

請願者　秋田県平鹿郡増田町長　石田喜兵衛外四名（第二二一号）

右の請願は、秋田県増田町は、県南東部ブロックの経済的中心地であつて、近接地に吉乃、宍戸、来田、須川等の鉱山地帯をひかえているため、物価の高いことは全国でも有数で秋田市、横手市等を上回る実状であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県郡山市の地域給に関する請願

請願者　福島県郡山市長　丹治盛重外十三名（第二二二号）

右の請願は、福島県郡山市は、消費地であるに加えて生活必需物資は遠い土地から移入するため、他都市に比してはるかに物価高を示しているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県越ケ谷、大沢両町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡越ケ谷町長　大塚伴鹿外十九名（第二二三号）

右の請願は、埼玉県越ケ谷、大沢両町は、橋一つをもつて結びつき形態は大なる一町であり、埼葛地方南部における行政、教育、産業上の中心地をなしており、東京都には東武越ケ谷駅からわずか十五分にて達し、生活水準も近接の草加町と大差ないから、右両町の地域給を草加町同様に三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県勝浦町の地域給に関する請願

請願者　千葉県夷隅郡勝浦町長　富田好三（第二二四号）

右の請願は、千葉県勝浦町は、柏町、八街町とすべての点において同一条件下におかれているにもかかわらず、地域給が低いために優秀な公務員および青年男女は東京方面への転出希望者が多い実情であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県大子町の地域給に関する請願

請願者　茨城県久慈郡大子町役場内　八代保（第二二五号）

右の請願は、茨城県大子町は、福島県境の「保内郷」と称する山間の一小都であるが、行政、産業、教育、交通の中心地であり、地理的特殊事情と移入物資の高価格は公務員の生活をきわめて苦しい条件下においているから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県安中町の地域給に関する請願

請願者　群馬県碓氷郡安中町碓氷地方事務所内　柳沢千太外十九名（第二二六号）

右の請願は、群馬県安中町は、碓氷郡の中心地であるとともに高崎、前橋両市に近く土地が狭いため生活必需品は常に不足がちで、従つて物価高であり公務員の生活は窮迫しているから、本町の地域給をすみやかに二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県時津町、長与村の地域給に関する請願

請願者　長崎県西彼杵郡時津町立時津小学校内　山田幾太郎外六名（第二二七号）

請願者　長崎県西彼杵郡時津町長　横山貞雄外六名（第二二八号）

右の請願は、長崎県時津町、長与村は、西彼杵半島の入口に位置し長崎、大村、佐世保に近く、生活必需物資はこの三市から移入されその価格はこれらの都市を上回る現況であつて、公務員の生活はきわめて窮迫しているから、時津町、長与村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県人吉市の地域給に関する請願

請願者　熊本県人吉市長　黒木儀寿圭（第二二九号）

右の請願は、熊本県人吉市は、球磨

川と温泉を背景とした観光都市であるため生活必需物資の価格は運賃の増高および観光客の激増とともに上昇の一途をたどりつつあるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県西尾村国立徳島療養所の地域給に関する請願

請願者　徳島県麻植郡西尾村一、三五四国立徳島療養所内　神山南海男（第二五二号）

右の請願は、徳島県国立徳島療養所の地域給支給については格別の配慮によつて昨年一級地に指定せられたが、最近の生計費の状況や当地の実情は到底これによつて公務員の生活を安定させるものでないから、本所の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県作東町の地域給に関する請願

請願者　岡山県英田郡作東町長　江見秀夫（第二五六号）

請願者　岡山県英田郡作東町長　江見秀夫（第二三一号）

右の請願は、岡山県作東町は、姫津線の要駅であるが、生活必需品は遠く阪神および近接諸都市からの移入によるため高物価であつて新見、勝間田、林野、作用等を上回る実情であるから、当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県玉島市の地域給に関する請願

請願者　岡山県玉島市長　堀口功（第二五七号）

右の請願は、岡山県玉島市は、岡山市、倉敷市、琴浦町等の近接都市と地理的にも、また生活物価等においても何等異るところがなく、むしろ一部のものは相当高価を来している状態であるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県品野町の地域給に関する請願

請願者　愛知県東春日井郡品野町長　柴田要助外五名（第二五八号）

右の請願は、愛知県品野町は、瀬戸市とは行政上の区分こそあれ最近では経済、文化においても、町民の生活、人家の配置、さらに陶業上においても同市と一体不離の関係におかれている現状であるから、当町の地域給指定に当つては特に配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県木瀬村の地域給に関する請願

請願者　群馬県勢多郡木瀬村長　北瓜喜太郎外九名（第二五九号）

右の請願は、群馬県木瀬村は、前橋市の東南部に隣接し、その東部は伊勢崎市に達しているが、特に前橋市との関係は密接で同市の諸施設で本村内に所在するものが多く、公務員の勤務状況も相交錯する現状であり物価、生活水準も差異がない実情であるから、本村の地域給を三級地に追加指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県加古川市の地域給に関する請願

請願者　兵庫県加古川市長　浅見久夫（第二六〇号）

右の請願は、兵庫県加古川市は、明石、姫路両市の中間にあつて播州産業経済の中枢であるのはいうまでもなく政治、文化、交通等の中心地であつて、市民の生活水準はきわめて高く明姫両都市と比較して何ら差異がないから、当市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県加戸村の地域給に関する請願

請願者　福井県坂井郡加戸村長　山口市之助（第二六一号）

右の請願は、福井県加戸村は、芦原町と芦原町に挟まれている一連の地域で文化的にも経済的にも両町と変るところがなく、生活程度はかえつて町部を上廻る状態であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県上中地区の地域給に関する請願

請願者　福井県遠敷郡三宅村上中中学校内　乾末男外一名（第二六二号）

右の請願は、福井県上中地区の鳥羽、瓜生、熊川、三宅、野木、宮川の各村と、小浜市に合併した今富、国富、内外海、遠敷、松永、口名田、中名田の各村とは風俗、生業、生活程度等全く異るところがなくむしろ生活必需品については小浜市より高い現状にあるから、当上中地区を小浜市と同等の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道栗沢町の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡栗沢町長　山田利忠外八名（第二七〇号）

右の請願は、北海道栗沢町は、岩見沢市、江別町及び夕張市に隣接し鉱、工商及び農業を主産業とする郊外都市的性格を有する地域であつて文化的にもこれら各都市と同様の地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県三島市の地域給に関する請願

請願者　静岡県三島市大町三島電報電話局内　中村節子外六十一名（第二七一号）

右の請願は、静岡県三島市は、箱根をはじめ長岡、古奈、熱海、伊東等の観光温泉地の影響を受けて物価が極めて高くしかも隣接沼津市、箱根町、元箱根村等の地域給三級地の中にあつて依然本市は二級地のままに放置されていることはまことに不合理であるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県関ケ原町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県不破郡関ケ原町長　高井昌一外一名（第二七二号）

右の請願は、岐阜県関ケ原町は、本県の最も西都市大垣の衛生町として岐垣を一連とする一大群落を形成し、岐阜、大垣に対し物資源を供給すべき所でありながら事実は全くこれに反し、岐垣、隣県の愛知県一宮、木曽川、稲沢方面から供給される実情であつて、物価、生活程度等都市に勝るとも劣らぬものがあるから、本町を地域給新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと

思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県垂井町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県不破郡垂井町長　立川鉄雄外一名（第二七三号）

右の請願は、岐阜県垂井町は、食料品および生活必需品の大部分を大垣、岐阜方面に仰ぐ反面、隣接町村から買出しに殺到するため、必然的に物価は都市以上の高値を示している実情であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県神戸町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県安八郡神戸町長　河出義一外五名（第二七四号）

右の請願は、岐阜県神戸町は、大垣市に連接し、経済、交通、通信、産業等一切同市と同様で、生活はむし一段困難な悪条件下にあるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県那加町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県稲葉郡那加町長　松岡太助外二名（第二七五号）

右の請願は、岐阜県那加町は、終戦直後に三千名内外の黒人部隊が駐留していたが、朝鮮事変以後は千名程度に減少していたところ、去る八月末日以来米軍第三海兵隊の移駐によつてにわかに一万名以上の駐留となり、従つて人口二万の小さな本町はたちまち基地特有の状態に陥り、異国調の市街地にはん濫する米兵と例の接客婦達の大量進出に伴い、今まで予想もしなかつた新らしい事態と物価の急激な高騰を見、一般公務員達の生活費を極度に困難の状態に陥らせている実情であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県大八賀村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県大野郡大八賀村長　瀬ノ上市郎右エ門外三名（第二七六号）

右の請願は、岐阜県大八賀村は、高山市に接続と、経済的あるいはその他の条件において全く同市と差異ない実情であるから、本村の地域給を同市と同率に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県久々野村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県大野郡久々野村長　相山敏男（第二七七号）

右の請願は、岐阜県久々野村は、朝日ダムの建設着手と久々野発電所建設測量等のため、狭い地域に投入せられるばく大な資本は必然的に経済、文化の両面に大飛躍をきたし、需要供給のバランスを失した日常生活は、公務員に大きな苦痛を与えその生活を窮乏させているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県東浦町の地域給に関する請願

請願者　愛知県知多郡東浦町長　水野新外一名（第二七八号）

右の請願は、愛知県東浦町は、全国一の木綿産地として大小数多くの工場を有する関係上、本町の生活必需品は大工場の大量需要によりその大部分を名古屋市に依存しており、価格も同市以上の高騰を示している現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県妻鳥村の地域給に関する請願

請願者　愛媛県宇摩郡妻鳥村一、三八三ノ一　仙波頼薫外七名（第二七九号）

請願者　愛媛県宇摩郡妻鳥村立妻鳥中学校内　大西文夫外十一名（第五七四号）

右の請願は、愛媛県妻鳥村は、二級地の川之江町と松柏村にはさまれ、しかも村の幅がわずか五百メートルないし七百メートルである関係上、物価はこれらの町村と少しも変らないから、本村を松柏村および川之江町と同様に地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島市長　勝目清（第二八〇号）

右の請願は、鹿児島市は人口二十五万余のわが国南端の雄都として政治、経済、文化、その他海、陸、空交通の要衝であり、特に奄美大島の日本復帰も実現の運びとなり、沖縄等を含む南西諸島との貿易の拠点となつており、また観光資源の豊富さから観光客の来往多く、純然とした消費都市であるばかりでなく、物価および賃金と生計費との関係は、きわめて不均衡な状態であり、北九州各都市の級地に比し格段の差異があるから、本市の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県鹿屋市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県鹿屋市長　児島静男（第二八一号）

右の請願は、鹿児島県鹿屋市は、大隅地方の政治、経済、文化の中心都市で人口六万四千を数え、都市計画の進出とともに都市形態も整備し、市民の生活様式は鹿児島市と差異がなく、純然とした消費都市であつて物価高であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県鹿児島郡の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県鹿児島郡谷山町鹿児島郡町村会内　桑鶴実（第二八二号）

右の請願は、鹿児島県鹿児島郡谷山町、吉田村、西桜島村は、鹿児島市と政治、経済、教育、文化等あらゆる面において何ら異なる点はなく密接不離の関係におかれ、同市への合併実現も時期の問題となつている現状であるから、行政面、人事交流の支障を考慮の上、鹿児島郡（一町二箇村）の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県黒沢尻町の地域給に関する請願

請願者　岩手県和賀郡黒沢尻町長　及川顕司（第三〇三号）

請願者　岩手県和賀郡黒沢尻町長　及川顕司（第三二四号）

右の請願は、岩手県黒沢尻町は、市制実施を目前にひかえて物価の高騰もいちじるしく公務の生活は困窮の実情にあるから、当町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。こ

こに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県荘内村の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島郡荘内村長　大賀卓外七名（第三〇四号）

右の請願は、岡山県荘内村は、岡山、倉敷、玉野各市および琴浦町等によつて取り囲まれた地域を占め、これ等市町と密接不可分の関係におかれているため物価高で公務員の生活は窮迫しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県胸上村の地域給に関する請願

請願者　岡山県児島郡胸上村長　高畑国武外三名（第三〇五号）

右の請願は、岡山県胸上村は、児島半島の特色である荒廃山林が多く農水産はその需要をみたすことができない上、生活必需物資は岡山、玉野、高松市等からの移入にまつため物価高で公務員の生活は窮迫しているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県鶴居村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡鶴居村長　羽岡一治外四名（第三一六号）

右の請願は、兵庫県鶴居村は、姫路市ならびに阪神地区と同一経済圏を形成していて本村の生産物資は国鉄播但線および播但産業道路によつて都市に運ばれる反面村民の生活必需品は同一ルートによつて移入する関係上、物価は姫路市に比して高い実状にあるから、本村の地域給を新一級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県甘地村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡甘地村長　永良政市外四名（第三一七号）

右の請願は、兵庫県甘地村は、福崎、田原とともに神崎郡の中心地であり、従つて経済的にも全く同一圏内におかれている上、早くから乙地として同待遇を受けたにもかかわらず現在級地に差があるため種々の不合理が生じているから、本村の地域給を福崎、田原同等の二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県川辺村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡川辺村長　山本与一郎外五名（第三一八号）

右の請願は、兵庫県川辺村は、福崎町、田原村とともに神崎郡の中心地であり、従つて経済的にも全く同一圏内におかれている上、早くから乙地として同待遇を受けたにもかかわらず、現在級地に差があるため種々の不合理が生じているから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県美山、堺両村の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡美山村美山小学校内　片岡軍二外八名（第三一三号）

右の請願は、岡山県美山、堺両村は、高原地帯にある純農村であるが、倉敷、笠岡、井原市総社町等附近都市から日常生活物資を移入する関係上物価はこれ等の都市を上回つている上に、山林伐採等のため入村者も多く、公務員は地方的インフレに悩まされているから、美山、堺両村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県浜坂町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県美方郡浜坂町長　仲山茂義外十六名（第三三三号）

右の請願は、兵庫県浜坂町は、さきに乙地として一割の勤務地手当を支給されていたところ、その後地域給に対する新しい法律が制定せられ暫定的に一級地に指定されたが昭和二十八年一月の級地是正において当町と同一条件にある当地区の香住町、日高町、和田山町、八鹿町等が二級地に引き上げられたにもかかわらず本町のみが一級地にとどまつていることはまことに実情に即しないものであるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県八鹿町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県養父郡八鹿町長　武村太右衛門（第三三五号）

右の請願は、兵庫県八鹿町は、附近に明延、中瀬の両鉱山を有し、また観光的価値も高く、近く附近数箇村を合併して市制施行の気運にもある状況であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県出石町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県出石郡出石町長　加藤由蔵外二名（第三三六号）

右の請願は、兵庫県出石町は、但馬地方における文化、産業の一大中心地で町勢もますます進展の一途をたどつている実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県上郡町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県北足立郡上郡町長　下里金太郎外十五名（第三五〇号）

右の請願は、兵庫県上郡町は、北足立郡の中部に位し、県立農業試験場、県立玉埼学園および浦和法務局上尾出張所等の諸官公庁をはじめ、横浜ゴム製造株式会社上尾工場、昭和産業株式会社上尾工場および新東洋時計株式会社等多数の大小工場が所在する当地方の行政、産業、文化の中心地であつて、物価は大宮市と大差なく、また生活水準も現在三級地の指定をうけている与野町と全く同一の実情にあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県安行村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡安行村大字原一、六二九　石川義雄外五十八名（第三五一号）

右の請願は、埼玉県安行村は、本県の南部に位し、四級地の川口市、三級地の鳩ケ谷町および草加町、二級地の谷塚町に囲まれ、かつ東京都にも僅か六キロメートルの距離にある関係上、物価はこれらの都市と比較して何等異なるところがないから、本村の地域給を四級地に引き上げら

れたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県宗岡村外二箇村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡宗岡村長　金子栄吉外百二十六名（第三五二号）

右の請願は、埼玉県宗岡村、水谷村、内間木村は、近接町村である志木町および朝霞町、大和町等の三級地と比較しても交通、経済、教育その他諸般の事情に差異なく、しかも志木町とは昭和二十三年まで同じ行政地区であつて物価ならびに生活水準は同町と何等異なるところがないから、宗岡村外二箇村の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県保田町の地域給に関する請願

請願者　千葉県安房郡保田町長　鴨原実外二百四名（第三五三号）

右の請願は、千葉県保田町は、観光地避暑地としての価値は高く世人に評価されているところであるが、いまだ地域給の支給を受けていないため公務員の困窮ははなはだしい上に、人事交流上の支障が大きいから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県の地域給等に関する請願

請願者　秋田県知事　池田徳治外三名（第三五四号）

右の請願は、秋田県秋田市外三市三箇村の地域給を三級地に、花輪町外四十四町、十四箇村を二級地に引き上げるとともに、秋田市外一市十五町、六十七箇村の寒冷地手当を五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県横手市の地域給に関する請願

請願者　秋田県横手市長　佐々木一郎外三名（第三五五号）

右の請願は、秋田県横手市は、物価においても、文化方面においても秋田、大館両市と何ら異なるところがないから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条より別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県真備町の地域給に関する請願

請願者　岡山県吉備郡真備町長　妹尾恵喜雄外六十八名（第三五六号）

右の請願は、岡山県真備町は、昭和二十七年地域給一級地の指定を受けたが、その後の物価の上昇はいちじるしいから、本町を新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県水戸市の地域給に関する請願

請願者　茨城県議会議長　鈴木一司（第三五七号）

右の請願は、茨城県における政治、文化、交通の中心地である水戸市は、純然たる消費都市の性格をもち、かつ東京に近接し、物価は急速度に高騰を示しつつあり、公務員の生活は窮迫の一途をたどりつつある現況であるから、本市を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田市の地域給に関する請願

請願者　秋田市長　武塙祐吉外一名（第三六七号）

右の請願は、秋田市の地域給は、今回「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が制定され新一級地となつたが、地域給制定の本来の意味からみても、諸調査による他都市との比較からみても、物価高の当秋田市は当然新二級地に指定されるべきものと考えられるから、今次地域給の改訂の際はぜひ新二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県能代市の地域給に関する請願

請願者　秋田県能代市長　柳谷清三郎外二名（第三六八号）

右の請願は、秋田県能代市は、木材の集散ならびに加工生産地として知られ、日本海北部海岸における商取引の中心地であるが、最近木材の需要の増大とともに製材業はいちじるしく発展し、これが物価の高騰の要因となつて諸物価は秋田、大館両市と同様であるから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県大館市の地域給等に関する請願

請願者　秋田県大館市長　佐藤敬治外五名（第三六九号）

右の請願は、秋田県大館市に在勤する二千五百余名の公務員は、最近における諸物価の高騰と、地域の特異性からくる生活事情のため収支の均衡を失い、事務能率、勤務成績にもいちじるしい影響を与え、行政の円滑をかくおそれがあるから、本市の地域給を新二級地に指定するとともに、寒冷地手当一箇月分および薪炭手当をすみやかに支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県小坂町の地域給に関する請願

請願者　秋田県鹿角郡小坂町長　山田孝蔵外二名（第三七〇号）

右の請願は、秋田県小坂町は、鉱山町として大発展する半面耕地、山林は荒廃してその資源を失い、現在は特殊消費地となつているため諸物価が異常に高く公務員の生活は窮迫しているから、本町の地域給を新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県花輪町の地域給に関する請願

請願者　秋田県鹿角郡花輪町長　大里周蔵外一名（第三七一号）

右の請願は、秋田県花輪町は、鹿角郡の政治、経済等の中心都市であるとともに観光都市であるため、本町在住公務員は物価高、住宅難等によつて一般町民との生活程度の較差がいちじるしくその生活は窮乏にあえいでいるから、本町の地域給を新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県角間川町の地域給に関する請願

請願者　秋田県平鹿郡角間川町長　平野正市外二名（第三七二号）

右の請願は、秋田県角間川町は、横

手盆地の中央、雄物川にそい発達した諸事業場、文化施設等において県内で特色のある町であるが、交通不便のため横手市以上に物価高であり、その上雄物川改修工事の進むにつれて人口も急増し公務員の経済生活はいちじるしく圧迫されているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県浅舞町の地域給に関する請願

請願者　秋田県平鹿郡浅舞町長　七和谷久雄外二名（第三七三号）

右の請願は、秋田県浅舞町は、半農半商の地方小都市であるが日常生活必需品はいちじるしく高価で、とくに薪炭、衣料品、魚類等は他の大都市よりも高く、加うるに冬期間は積雪により交通不通の場合も多く傷病生活者の生活はいちじるしく脅威を感じているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県船川港町の地域給に関する請願

請願者　秋田県南秋田郡船川港町長　中川重利外二名（第三七四号）

右の請願は、秋田県船川港町は、日本海における天然の良港をもつ港都として、また県立公園男鹿半島の玄関に当る観光地としての発展しているが、反面物価は異常な高位を示し公務員の生活は困難を極めているから、本町を秋田市と同等の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県昭和町の地域給に関する請願

請願者　秋田県南秋田郡昭和町長　高橋清一外五名（第三七五号）

右の請願は、秋田県昭和町は、秋田市の衛星都市的性格をもち生活程度及び様式等は全く秋田市の場合と異るところがなく、むしろ物価において上回りの状態であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県飯田川町の地域給に関する請願

請願者　秋田県南秋田郡飯田川町長　淡路巌龍外五名（第三七六号）

右の請願は、秋田県飯田川町は、秋田市から二十キロの近距離にあり、また一日市町、五城目町にも近く、昭和町に隣接する都市的形態を整えた町であるが、汽車、バスによる交通が至便であつて近時秋田市との往来がいよいよしげく、日用品等は同市を上回る実情であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県扇田町の地域給に関する請願

請願者　秋田県北秋田郡扇田町長　和田已蔵外十二名（第三七七号）

右の請願は、秋田県扇田町は、附近に尾去沢、花岡、小坂その他大小の鉱山を控えている関係上米価をはじめ諸物価の高騰いちじるしく、しかも生活水準は近接の大館市に勝る現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県北秋田郡十二所町の地域給に関する請願

請願者　秋田県北秋田郡十二所町長　野口弘外一名（第三七八号）

右の請願は、秋田県十二所町は、元来生産物が少く、加うるに大滝温泉、労災病院等の消費地を有しているため日常の必需物価は日増しに高騰し、一般町民の生活はもちろんとくに傷病生活者の生活は困難を極めつつあるから、本町の地域給を新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県浜田村の地域給に関する請願

請願者　秋田県河辺郡浜田村長　相原利助外一名（第三七九号）

右の請願は、秋田県浜田村は、秋田市に隣接しむしろ同市は包含された状態の村でありしかも現在まで同市と同様の地域給級地の指定を受けていたのであるから、今回秋田市において新二級地の請願をするに際し一切の事情を同じくする本村をさらに新二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県仁井田村の地域給に関する請願

請願者　秋田県河辺郡仁井田村議会議長　相場千代一外三名（第三八〇号）

右の請願は、秋田県仁井田村は、住宅の密集した都市的形態をなした秋田市の接続地で、経済環境並びに生活水準等すべて秋田市と異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県神宮寺町の地域給に関する請願

請願者　秋田県仙北郡神宮寺町長　藤井久松外八名（第三八一号）

右の請願は、秋田県神宮寺町は、経済的事情その他種々な条件においてすでに地域給支給地に指定されている近接大曲地区、刈和野地区と何等異るところがないにもかかわらず、未だに指定より除外されていることは不合理かつ不均衡であるから、すみやかに本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県金浦町の地域給に関する請願

請願者　秋田県由利郡金浦町長　三浦庚子郎外十一名（第三八二号）

右の請願は、秋田県金浦町は、羽越沿線及び国道七号線の要路に当る半農半漁商の地方小都市であるが、消費地的性格を示し物価がいちじるしく高いため公務員の生活は困難な状態にあるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道宗谷村の地域給に関する請願

請願者　北海道宗谷郡宗谷村長　沢内精治外八名（第三八三号）

右の請願は、北海道宗谷村は、交通がきわめて不便であり、殊に冬季は馬ソリの外物資の輸送ができないため、生活必需品の全部を他地方からの移入にたよる本村の物価高は想像以上で、公務員の窮状はきわめては

なはだしいから、本村の地域給を新三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県笠間町の地域給に関する請願

請願者　茨城県西茨城郡笠間町笠間営林署内　秋山正造外四百六十三名（第三八四号）

右の請願は、茨城県笠間町は、西茨城郡の行政、文化、経済、交通の中心地であるとともに、観光地（笠間、稲荷）として年間の遊客百五十万に達し、遊覧客を相手とする商売は盛況を呈している反面、公務員は物価高にあえいでいる実情であるから、本町の地域給を新二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県松代町の地域給に関する請願

請願者　長野県埴科郡松代町長　八田恭平外五名（第三八五号）

右の請願は、長野県松代町は、耕地はきわめて少く主食の自給は九日間に過ぎず、その上、生活費の全部を他から移入する実情のため、公務員の生活苦は長野、上田両市と同様であるから、本町の地域給を新二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県戸倉、上山田両町の地域給に関する請願

請願者　長野県埴科郡戸倉町戸倉郵便局内　柳沢勝三（第三八六号）

右の請願は、長野県戸倉、上山田両町は、観光温泉郷のため、生計費がいちじるしく高いので地域給を新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県牛窓町の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡牛窓町役場内　宮本一郎外二百三十名（第三八七号）

右の請願は、岡山県牛窓町は、水陸交通の便にめぐまれ岡山市、西大寺市にも近く文化、生活水準ともに両市に比して大差ない実情に達しているが、主食をはじめとする生活必需物資は移入によるため物価は岡山市と同等で公務員の生活はきわめて窮迫しているから、本町の地域給を新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県昭和町の地域給に関する請願

請願者　岡山県吉備郡昭和町長　浅沼輝男外五名（第四一九号）

右の請願は、岡山県昭和町の商工業態ならびに営農規模はきわめて少く他に見るべき産業がないため、岡山、倉敷両市への通勤者の多い町で、従つて生活必需物資は移入に依存する関係上物価高であるにもかかわらず、地域給二級地の総社町、高梁町の中間にありながら一級地として取り残されている現状であるから、これら附近の都市との均衡上新一級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県吉備町の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡吉備町長　高木潤外六名（第四二〇号）

右の請願は、岡山県吉備町は、岡山、倉敷両市の中間にはさまれた地域を占め今回地域給の改訂によつて無給地となつたが、さきに岡山、倉敷両市に編入された新地域との間に地域給の大差のあることは不合理不平衡であり、公務員の勤務意欲にも影響するところが大きいから、本町を地域給新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県庄村の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡庄村長　難波晴太郎外五名（第四二一号）

右の請願は、岡山県庄村は、岡山、倉敷両市の中間にはさまれた地域を占め旧一級地として指定されていたが、今回の地域給の改訂によつて無給地となり、さきに岡山、倉敷両市に編入された農村と生活、経済状態に何らの差異がないにもかかわらず地域給に大差のあることははなはだ不合理不均衡であるから、本村を地域給新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県矢島町の地域給に関する請願

請願者　秋田県由利郡矢島町長　佐藤直太郎外一名（第四三六号）

右の請願は、秋田県矢島町は、城下町として発展した消費都市的性格の町で、その高物価は県下まれに見る存在であつて加うるに矢島線の全通によつて急激な人口増加、官公庁、学校、諸種の工場、発電所の誘致、更に観光客等の去来するに及んで物価は高騰し俸給生活者の生産をおびやかしているから、本町を地域給新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県毛馬内町の地域給に関する請願

請願者　秋田県鹿角郡毛馬内町長　大里清三外二名（第四三七号）

右の請願は、秋田県毛馬内町は、北に小坂、南に尾去沢の両鉱山を控え、東は国立公園十和田湖および大湯温泉に囲まれているためその影響を受けて物価高であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県錦木村の地域給に関する請願

請願者　秋田県鹿角郡錦木村長　佐々木鉄蔵外五名（第四三八号）

右の請願は、秋田県錦木村は、毛馬内町、花輪町、尾去沢町、大湯町の間にはさまれて位置し、諸物価はこれらの町よりむしろ高い実情にあるから、本村を地域給新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県村岡町の地域給に関する請願

請願者　兵庫県美方郡村岡町長　松岡保治外二十名（第四四号）

右の請願は、兵庫県村岡町は、美方郡東部における行政、経済の中心地で、特に森林地帯のため木材、木炭の生産地であり、また但馬牛産地でもあつて物資の交流、商取引、交通等但馬における山間部随一の小都市を形成し諸物価、生活費指数等より地

域給二級地指定地域としての条件を備えているから、本町を地域給新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県杷木町の地域給に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡杷木町長　飯田鉄次（第四五七号）

右の請願は、福岡県杷木町は、交通、教育、経済その他あらゆる面において当地方の中心地であり、原鶴温泉を擁し、純然たる消費地であるため、生活必需品は隣接地あるいは久留米市、福岡市から移入している関係上、二級地の甘木町、吉井町、田主丸町より物価は高い実情にあるから、本町を地域給新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県十文字町の地域給に関する請願

請願者　秋田県平鹿郡十文字町長　伊藤悌輔外二名（第四五八号）

右の請願は、秋田県十文字町は、雄勝、平鹿二郡の中央に位し、十八箇町村の交通、経済、政治、文化の中心地である関係上、日常の生活程度は本県としても最高位にあり、本町公務員の生活は困難をきわめているから、本町を地域給新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県十文字町の地域給に関する請願

請願者　秋田県平鹿郡十文字町長　伊藤悌輔外二名（第四五九号）

右の請願は、秋田県十文字町は、雄勝、平鹿二郡の中央に位し、十八箇町村の交通、経済、政治、文化の中心地である関係上、日常の生活程度は本県としても最高位にあり、本町公務員の生活は困難をきわめているから、本町を地域給新一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県烏山町の地域給に関する請願

請願者　栃木県那須郡烏山町長　龍福磯治外二十九名（第四七六号）

右の請願は、栃木県烏山町は、茨城県境の山峡部にある特殊地帯であり、零細商業者の数が多く、附近農家経営規模は県内でもつとも小さく、従つて販売数量も少くほんの自給農家に過ぎない。従つて物価は県内各都市に比較して日光町、足尾町と同程度に高く、県内小売物価指数に比較して約二割高であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県藤原町の地域給に関する請願

請願者　栃木県塩谷郡藤原町長　石川通正外十七名（第四七七号）

右の請願は、栃木県藤原町は、世界的観光地日光を控え、鬼怒川、川治両温泉郷を主とした観光地であり、さらに日本鉱業木戸ヶ沢鉱山、東京電力発電所、建設省五十里ダム工事場および県営川治発電所等を管内にもつ工業地でもあるのでその生活物資はすべて他から移入しているため、最近における諸物価の高騰は当町の俸給生活者の生活を極度に不安におとしいれている現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県潮来町の地域給に関する請願

請願者　茨城県行方郡潮来町長　塚本勝利外十二名（第四七八号）

右の請願は、茨城県潮来町は、観光地水郷の中心地として来遊客多く、物価は千葉県佐原市を上回る現状であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県浦安町外二箇町の地域給に関する請願

請願者　千葉県東葛飾郡浦安町長　内田成美外二名（第四七九号）

右の請願は、千葉県浦安、南行徳、行徳の三町は、東京都に接続し市川、船橋、松戸三市と同一生活水準を保ち、住民の勤務先も東京都およびこれらの都市と相交錯している現状であるから、浦安町外二町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが努力に実現せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県四日市市の地域給に関する請願

請願者　三重県四日市市日永追分前田町二三八　白石博外一名（第四八〇号）

右の請願は、三重県四日市市の実情は、昨秋旧海軍燃料しようの石油会社転用問題の決定をはじめ市勢は急激に活況を呈し、これらの問題に起因する商品物資の流通も増加し消費物価も高騰を示しているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県福田村の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡福田村長　増田敏郎外三名（第四八一号）

請願者　岡山県都窪郡福田村長　増田敏郎外三名（第一二二四号）

右の請願は、岡山県福田村は、岡山市と倉敷市との中間にあるが日常諸物価は両市を上回りその上、両市に編入された地域との不均衡はまことにはなはだしいから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県本山村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡本山村官公署労働組合協議会内　橋田藤雄（第四八二号）

右の請願は、香川県本山村は、地理的、人文的特殊事情と急速なる村の発展のため、附近の一級地を上回る物価高であるから本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県財田大野村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡財田大野村長　長谷川量道外七名（第四八三号）

右の請願は、香川県財田大野村は、三豊郡の中心にあつて交通が便利なためやみ商人の横行はなはだしく、観音寺町を上回る物価高を示しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県大野原村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡大野原村長　大西由雄外六名（第四八四号）

右の請願は、香川県大野原村は、最近村の急速な躍進と地理的、人文的特殊事情によつて一級地を上回る物価高であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県粟井村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡粟井村長　西山芳一外五名（第四八五号）

右の請願は、香川県粟井村は、三豊郡の主都観音寺町から一里半離れた西南部にあり、国営、民営のバスが縦横に通じ、また愛媛県と本県とを連絡する県道が村の中心部を横断する交通の要衝地であるため生活必需品の騰貴ははなだしく、公務員の生活は困窮を極めているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県豊田村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡豊田村長　富田巌外八名（第四八六号）

右の請願は、香川県豊田村は、観音寺町に近く同町を上回る物価高の現状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県坂出市の地域給に関する請願

請願者　香川県坂出市長　島田恭平外二十名（第四八七号）

右の請願は、香川県坂出市は、本県における最も発展的な貿易港であり、工場地帯として阪神および岡山、広島との交通もひん繁である関係上、物価高のため公務員の生活は窮乏しているから、本市の地域給を高松市同等に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県内海町の地域給に関する請願

請願者　香川県小豆郡内海町長　水野正義外二十二名（第四八八号）

右の請願は、香川県内海町は、活気のあふれた工業の町で、生産されるしょう油は阪神はもち論遠く東京にまで発送され、文化、生活水準ともに高く、その経済力は市をしのぐ現状であるから、当地の特殊事情による物価高を考慮の上、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県辻村の地域給に関する請願

請願者　香川県三豊郡辻村長原数栄外五名（第四八九号）

右の請願は、香川県辻村は、観音寺町とともに三豊郡内の、文化、政治、経済の中心地であり、交通もまた便利で官公署、学校も多く商業も盛んであるが、耕地面積が狭いため農産物の生産は少く公務員の生活は窮乏しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県大牟田市の地域給に関する請願

請願者　福岡県大牟田市笹林二六笹林小学校内　坂井魁外六名（第四九一号）

右の請願は、福岡県大牟田市は、福岡市ならびに北九州五市と比較して地域給の差異のあることは不均衡であり、今回の大水害の被害もきわめて大きく、公務員のこうむつた損害もじん大であつたから、救済の方途として本市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県竹田町の地域給に関する請願

請願者　大分県直入郡竹田町長　国友正文外二十九名（第四九二号）

右の請願は、大分県竹田町は、本県西南部の政治、経済、文化、交通の中心地で活気のある商業都市であるとともに最近は観光的価値を高めてきているが、今回魚住ダムの建設によつて人口は急増し消費物価の急騰をきたし公務員の生活はいちじるしく圧迫されているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県八代市の地域給に関する請願

請願者　熊本県八代市長　古閑清紀外三名（第四九三号）

右の請願は、熊本県八代市は、十条製紙をはじめ五つの大規模工場を控えた南九州第一の近代工業都市であり、これ等民間産業従事者と官公署勤労者の所得はいちじるしいアンバランスを示し、これが他市に比較して消費物資の一般的物価高を決定づけ、官公署勤労者の消費生活を強く圧迫している実状であるから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県三角町の地域給に関する請願

請願者　熊本県宇土郡三角町長　石見隆之外二名（第四九四号）

右の請願は、熊本県三角町は、県内唯一の重要港である三角港を擁している上に周辺に風光明びの地を控えているため、観光地的色彩を有し、来往の内外要人等きわめて多くこれ等のためおよび出入船舶の航行に要する諸物資の大量購入等により窮乏に拍車をかけ諸物価の高騰をきたしている実状であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県隈府町の地域給に関する請願

請願者　熊本県菊池郡隈府町長　隈田辰平外二十四名（第四九五号）

右の請願は、熊本県隈府町は、菊池郡の行政、経済、政治、文化、教育等の中心地として物価、生活指数等熊本市を上回る実情であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県松橋町の地域給に関する請願

請願者　熊本県下益城郡松橋町松橋町地区地域給対策協議会内　浜田政雄（第四九六号）

右の請願は、昭和二十八年一月より松橋地区の勤務地手当二級地引き上げについては既に請願書を提出し全官公庁あげて要望してきたが、その後未ぞうの大水害とともに当町の物価は日を追うて高騰の一途をたどり、これがために公務員の生活は極度に窮迫の度を加えつつある現状であるから、すみやかに級地引き上げを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県宮地町の地域給に関する請願

請願者　熊本県阿蘇郡宮地町役場内　緒方重吉外四名（第四九七号）

右の請願は、熊本県宮地町は、阿蘇山岳に囲まれた寒冷地であり、平均気温も仙台市にほぼ同じ状態で平地の熊本市より冬期も前後二箇月は長い上に、生活必需物資はすべて熊本市を通じて供給されているため、近時交通運搬費等の大幅値上げにより当地の諸物価は急激に高騰し熊本市より平均三割高の実状であるから、本町の地域給を限府、山鹿町と同様に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県神島外町の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡神島外町長　渡辺重治郎外六名（第五三五号）

右の請願は、岡山県神島外町は、笠岡、福山両市と同一経済圏内に属し、物価指数も両市と同一であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県真鍋島村の地域給に関する請願

請願者　岡山県小田郡真島鍋村長　山本代吉外八名（第五三六号）

右の請願は、岡山県真鍋島村は、小田郡の最西南端に位し、人口三千六十一人を有する二島一村で、ほとんど入荷物資によつて生計をたてている状態にある。主食はもち論のこと他の食糧品その他日用雑貨類もほとんど笠岡市または多度津町から移入しているため、物価事情は笠岡市を上回つている実情であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県石塚町の地域給に関する請願

請願者　茨城県東茨城郡石塚町長　瀬谷芳朗外八十五名（第五三七号）

右の請願は、茨城県石塚町は、東茨城北部の中心都市として水戸市の北方十二キロの地点にあり、那珂郡、西茨城郡一帯の政治、経済、文化の中枢地として生活環境は水戸、土浦、日立等の諸都市と同様であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県宇太町の地域給に関する請願

請願者　奈良県宇陀郡宇太町役場内　上野作治郎外十名（第五五二号）

右の請願は、奈良県宇太町は、宇陀郡のほぼ南東に位し大宇陀、榛原町の両町とてい立し、三重、大和高田、大阪を貫く二級国道をもつ交通の要地の商工業地であるため大宇陀、榛原町以上に物価が高く、殊に今次の給与改訂により無級地となつたため、本町公務員の生活保持は困窮の状態にあるから、本町を大宇陀、榛原両町と同様一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県山陽町の地域給に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡山陽町字下市三四四　生本三五（第六〇七号）

右の請願は、岡山県山陽町は、岡山市に隣接してその経済圏内にふくまれた農商工の町であるが、物価は主食を除く外岡山市を上回り、その上果実の収益による農家経済とのバランスもとれず公務員の生活は窮迫しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県勿来町の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡勿来町長　青天目信治郎外九名（第六一七号）

右の請願は、福島県勿来町は、常盤炭鉱地帯にあつて消費世帯が全戸数の八十二パーセントを占め、給与面で好条件にある炭鉱関係従業員の集団購買力が本町の物価をつり上げる結果となり、公務員の生活は窮迫しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県笠松町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県羽島郡笠松町長　梅田啓一（第六一八号）

右の請願は、岐阜県笠松町は、岐阜市と一宮市の中にはさまれた交通の要衝に当り、物資の集散地であるとともに東海有数の機業地であるが、物価は近隣の上級地を上回る実情にあつて交錯している上、既に笠松刑務所、岐阜大学工学部は官署指定を受けている現状から、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県関市の地域給に関する請願

請願者　岐阜県関市長　亀山一二（第六一九号）

右の請願は、岐阜県関市は、県下有数の商工都市であるが、近来特需景気の影響を受け貿易品特に利器工業の活況は物価高を招来し大都市に比して何ら変らぬ生計費を必要とする実情であるから、本市の地域給を岐阜市同様に二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県鏡島村の地域給に関する請願

請願者　岐阜県稲葉郡鏡島村長　服部為三郎外三名（第六二〇号）

右の請願は、岐阜県鏡村は、岐阜市に接続してその枢要地域の一部とする充分な産業、経済、交通その他あらゆる面の形態を具備しているから、本村の地域給を岐阜市同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県麻生町の地域給に関する請願

請願者　茨城県行方郡麻生町長　永作実（第六二一号）

右の請願は、茨城県麻生町は、県南部における行政、産業、教育文化の中心地であるが、生活必需物資は直接東京から移入するため物価は常に東京の物価に左右され、またやみ米の移動も激しく、生活必需品の値上りは特にはなはだしく住宅難と相まつて公務員の生活は極度に圧迫されているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県緒方町の地域給に関する請願

請願者　大分県大野郡緒方町長　西進外十名（第六三六号）

右の請願は、大分県緒方町は、大野郡における政治、教育、文化、経済、産業の中心地であり、最近近郷七箇村を合併して市制施行の機運も強くまた観光地としての価値も高く評価され多くの発展性を持つているが、物価はきわめて高く千円の買物は二百円の交通費をかけても大分市に行く実情であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県榎井村の地域給に関する請願

請願者　香川県仲多度郡榎井村長　篠原義孝外百十一名（第六三七号）

請願者　香川県仲多度郡琴平町国鉄琴平駅内　大野正夫外百十二名（第九六五号）

右の請願は、香川県榎井村は、琴平町に接続して国鉄琴平駅および同町玄関繁華街も榎井村の一部であり、国鉄、電産等は地域給一級地の指定を受けているとのことであるから本村の地域給を琴平町同等級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県邑久町の地域給に関する請願

請願者　岡山県邑久郡邑久町長　奥田真須二外十四名（第六三八号）

請願者　岡山県邑久郡邑久町長　奥田真須二外十四名（第一六〇六号）

右の請願は、岡山県邑久町は、邑久郡の中央部に位し当地方の交通、文化、産業の中心地であるが、最近住民の生活水準は急に上昇して隣接の西大寺市と比較して生活程度も物価指数も差異がないばかりでなく、物資によつては、一、二割高値のものさえある現状であつて民間給与に及ばぬ公務員の生活は窮迫しているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県天童町の地域給に関する請願

請願者　山形県東村山郡天童町長　山本惣治郎（第六二九号）

右の請願は、山形県天童町は、山形市に近く天童温泉もまた接続し、さらに神町駐留軍キャンプ街を控えている関係で、物価が高く本町在勤の公務員の生活はいちじるしい圧迫を受けているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府綾部市の地域給に関する請願

請願者　京都府綾部市長　長岡誠外一名（第六六〇号）

右の請願は、京都府綾部市は、本府北部の中心都市で山陰線と舞鶴線の分岐点に位し、東北に舞鶴市、西に福知山市と隣接し両市とは気候風土はもとより経済的発展経過においても同一であり、密接不離の接続関係にあつて三市は本府北部の交通経済の要衝として同格の重要性と環境のもとにおかれているから、本市の地域給を舞鶴市、福知山市同等の三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府矢田村の地域給に関する請願

請願者　大阪府中河内郡矢田村長　川本谷一外三名（第六六一号）

右の請願は、大阪府矢田村は、大阪市に三方を囲まれ生活、文化水準は最高位に達し完全に消費都市となり物価は毘町、加美村および柏原町等より一割余も高い現状であるから、本村の地域給を加美村及び八尾市と同等四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県早島町の地域給に関する請願

請願者　岡山県都窪郡早島町長　妹尾利男外八名（第六六二号）

右の請願は、岡山県早島町は、岡山市と倉敷市との間にはさまれ県南部地区の政治、経済、交通、文化の一大中心地であるとともに、花むしろ、畳表の集荷地であつて大工場、諸官庁、病院等一大消費機関があり、商店街も繁栄をきわめているが、隣接する倉敷、岡山両市の新編入地域よりも地域給がひくく本町の前途に暗影を投げかけているばかりでなく公務員の生活は窮乏にあえいでいるから、本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県船津、三野瀬両村の地域給に関する請願

請願者　三重県北牟婁郡船津村中里一一五　野呂一郎外十三名（第六八五号）

右の請願は、三重県船津、三野瀬両村は二級地の尾鷲町、山田、松坂両市より生活必需品が交通費と人件費がかさむだけ高いことはどの角度から調査しても立証され、公務員の生活はきわめて困難で村民と同程度の文化生活ができない実情にあるから、両村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県新見、上市両町の地域給に関する請願

請願者　岡山県阿哲郡新見町新見地方事務所内　羽場恵四郎外六名（第六八六号）

右の請願は、岡山県新見、上市両町は、今回地域給無級地となつたが、これは、物価と生活水準に逆行して実質的給与の減額となり公務員は苦しい生活に拍車をかける結果となつているから、両町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県築城、八津田両村の地域給に関する請願

請願者　福岡県築上郡築城村大字築城　原一男（第六八七号）

右の請願は、福岡県築城、八津田両村の地域給は一級地であるが、地域内には米軍飛行基地および射撃演習場があり県内においては米軍施設のある周辺市町村の地域給は旧四級地以上であり、他府県においても県庁所在地と同格であるから、築城、八

津田両村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県坂戸町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡坂戸町長　御厨利夫外十四名（第六八八号）

右の請願は、埼玉県坂戸町は、県西部の経済、政治、交通、文化の要衝であり、諸官庁の出先機関をはじめ学校、駐留軍無線施設等があつて、坂戸市実現も近く発展途上の町であるにもかかわらず、今回無級地となり公務員の生活はなはだしい混乱をきたしているが、松山、入間川、豊岡、志木各町に比してその構成および規模においても大同小異であり、物価はむしろこれらの各町を上回つている実情にかんがみ、当町の地域給をぜひとも一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県三本木町の地域給に関する請願

請願者　青森県上北郡三本木町長　水野陳好外一名（第六八九号）

右の請願は、青森県三本木町は、上北郡の中心地として都市計画の進むとともに一農村としての形態を脱し、本県第四位の消費都市としての存在を示し、その地理的、経済的諸条件は交通の発達に伴い八戸市、大三沢町とは何らの差異をみとめられず、物価はむしろこれらの市町を上回る現状であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形市の地域給に関する請願

請願者　山形県庁内地域給対策協議会内　鈴木重屹（第六九〇号）

右の請願は、山形県内の政治、経済、文化等は、山形市が中心地であるが、一方後進県であつて経済的にも文化的にも他県よりははるかに低くなかでも工業の発展の遅延は日常生活用品のほとんどを他県に依存しなければならない結果となり、さらに県都である山形市への来訪者等の増加ということとも関連あり常に物価は高く、公務員は実質給与の低下という現象に苦しい生活を続けている実状であるから、山形市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県採銅所村の地域給に関する請願

請願者　福岡県田川郡採銅所村長　宮本克己外四名（第七六二号）

右の請願は、福岡県採銅所村は、北九州五市および近接田川市の近郊住居地の様相を呈し、かつ消費経済の割高と住宅難によりかえつて村全体の生活指数は逐年上昇している。従つて地域給の現階はいちじるしく現実から遊離した旧態依然たるもので時代の推移から取り残された感があるように思われるから、本村の地域給を引き上げ、近接する田川全体の経済生活上から地域給の不均衡を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県串木野市の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外六百十五名（第七六三号）

右の請願は、鹿児島県串木野市は、鹿児島本線に沿う鹿児島市、川内市の中間に位し、この三市を結ぶ線は県下最高の文化地帯であり、経済の中枢部として生計費ならびに物価のいちじるしく高い地域として県下の定評を帯びている実状で、さらに本市の物価および消費水準は現二級地である鹿児島、熊本、佐賀、唐津、今治、大津等の各市を大きく引離し、また現三級都市をも上回るとも下回ることのない実態を示している。本年度の地域給五分本給組入れの処置は益々実質的には引下げとなるため、いまや当市の公務員の生活は低収入に加えて物価高のアフリを喰つて経済的塗炭の苦しみにあえいでいるから、当市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道上川町の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡上川町長　野田晴男外九名（第七七二号）

右の請願は、北海道上川町は、本道の中央に位する海抜二千二百九十メートルの大雪山のふもとにあつて、寒冷な気候のため農耕に適さず、従つて農産物は他の生活必需品とともに旭川市および近接町村から移入する関係上、物価は同市より二、三割高く、加えて本町は大雪山国立公園雲渓温泉所在地および森林電源開発地であつて遊覧客ならびに出かせぎ人の来往により物価は上昇の一途をたどつているから、本町の地域給を旭川と同様二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県南古谷村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡南古谷村長　細田一平外八名（第八三〇号）

右の請願は、埼玉県南古谷村は、川越市に隣接し、また川越線によつて大宮市にも近く経済上、交通上の影響を受けることがきわめて多く村民の生活状態は両市、特に川越市と異なるところがなく消費価格においてはむしろ高い現状であるため地域給上級地への転勤者が続出する実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県霞ケ関村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡霞ケ関村長　轡宥秀外五十七名（第八三一号）

右の請願は、埼玉県霞ケ関村は、川越市に隣接して交通便利で村内には給与水準の高い工場事業場が多くその上東京ゴルフ場等もあつて生活水準はきわめて高く公務員の生活は窮迫しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県芳野村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡芳野村長　金子武兵衛外六名（第八三二号）

右の請願は、埼玉県芳野村は、川越市に接続して生活必需物資のほとんどは同市に依存する状況であるため生活水準も大差なく、米の凶作によつて諸物価の高騰もはなはだしい折柄、特に物価の地方差額の縮小と相まつて公務員の生活は苦境に陥つているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県古谷村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡古谷村
長　小池平重郎外十名（第八三三号）

右の請願は、埼玉県古谷村は、川越、大宮両市にはさまれた国鉄川越線の沿線に位置し、川越市の経済圏内におかれ生活水準も同市と大差なく、特に本村地内の建設省古谷出張所、同古谷工作出張所および豊多摩刑務所、古谷作業場はそれぞれ二級、三級の官署指定を受けている現状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大東村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡大東村
長　橋本高次外十二名（第八三四号）

右の請願は、埼玉県大東村は、川越市に近接しているため政治、文化、経済、交通上あらゆる影響を受け村民の生活様式も向上の一途をたどり、飯能市、所沢市に包含されている部落よりは進歩であるため公務員の生活はきわめて苦境に陥つているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県山田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡山田村
長　帯津工十郎外六名（第八三五号）

右の請願は、埼玉県山田村は、川越市に隣接して経済的、文化的生活程度は同市とほとんど差異がなく、同市への合併も強力に推進されている上、本村内建設省山田出張所は二級地に指定されている現状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県高階村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡高階村
長　小金井要蔵外七名（第八三六号）

右の請願は、埼玉県高階村は、川越市に隣接し実質的には同市との境界は考えられず市の延長のような状況にあつて人口密度も高く県下有数の機業地帯であり生活水準も高いから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県名細村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡名細村
長　数野牧太（第八三七号）

右の請願は、埼玉県名細村は、川越市に隣接して、産業、教育、交通等密接不離の関係におかれているが、同市との間に地域給において大きな差があるため公務員の転出希望者が多く教育、行政、産業に及ぼす影響がきわめて大きいから、同村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県福原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡福原村
長　加藤百太郎外五名（第八三八号）

右の請願は、埼玉県福原村は、川越、所沢両市の間にはさまれた野菜、花類の栽培を主とする農村であるが、東京都および附近都市との取引往来がひん繁であるため村民の生活水準も高く日常必需品も川越市に依存するため同市を上回る現状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県宇和島市の地域給に関する請願

請願者　愛媛県宇和島市住吉町
住吉小学校内　国村三郎（第八四八号）

右の請願は、愛媛県宇和島市は、四国西南部開発の中心地であり、また当地方における物資の集散地であつて九州と同一条件の経済圏内にある純消費都市であるため物価は高く、また全国他諸都市に比して地域給が低く公務員の生活は困窮しているから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県本荘町の地域給等に関する請願

請願者　秋田県由利郡本荘町
長　猪股謙二郎外一名（第八五九号）

右の請願は、秋田県本荘町は、四市を除いては県内第一の都市であり、本年三月には市制施行を決定している現状で純然とした消費都市であるにかかわらず今回の地域給廃止は適正を欠くものであるから、本町を地域給支給地に指定の上寒冷地手当についても本町における風速について充分検討の上その引き上げについて特に詮議せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県笠原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡笠原村
長　野崎幸香外八名（第八六四号）

右の請願は、埼玉県笠原村は、北埼玉郡の最南端に位置し、北足立郡鴻巣町（現級地）とわずか二キロメートルしか離れておらず、当村の消費経済面は鴻巣町と密接な関係にあり、何等異るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県太井村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡太井村
長　栗原利兵ェ外十一名（第八六六号）

右の請願は、埼玉県太井村は、南西に熊谷市、東北に行田市、東南に吹上町に接し、経済生活の大部分は熊谷及び行田の両市と吹上町に依存しているため、両市及び吹上町の物価が直に本村に波及する現状で本村に居住する公務員はこれら市、町に職を希望する者が多く行政上誠に憂慮すべき実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県須加村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡須加村
長　藤野高輔外六名（第八六五号）

右の請願は、埼玉県須加村は、熊谷市に十キロメートル、羽生、館林両町には四キロメートル、行田市には接続しているため、日常物資の購入は、大部分がこの隣接市町から買い入れている現状であつて、村内で購入すると更に高額の運賃が加わつているので、隣接市町村の地域給支給地より物価高の実状である。このため本村の公務員はこれら地域給支給地に転出を希望するものが多く、本村の行政上誠に憂慮に堪えないから、すみやかに須加村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県荒木村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡荒木村長　峰川清次郎外八名（第八六七号）

右の請願は、埼玉県荒木村は、西部が全面的に行田市に接続しているため、行田市の足袋工場、官庁、銀行、会社、商店街等に職を求めているものが高率を示しており、行田市とは密接不離な関係にある。また生活必需品等も同市から依存しているので、本村は、結局高物価の品物により生計をたてることとなり、俸給生活者は最低生活すら困難な実情にあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県星宮村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡星宮村長　寺田愛三外七名（第八六八号）

右の請願は、埼玉県星宮村は、二級地である熊谷市と一級地である行田市に隣接し、諸物価は両市に等しいか、むしろ運賃諸経費だけ高い実情であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県太田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡太田村長　柴崎梓外九名（第八六九号）

右の請願は、埼玉県太田村は、農村地帯であるが、中央を貫通する県道によつて高崎線東武線と連絡し東京からの便があり、人事の往来、物資の動きが多く、ために諸物価は非常に高い実状にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県埼玉村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡埼玉村長　関口七三外十四名（第八七〇号）

右の請願は、埼玉県埼玉村は、熊谷市を隔たること約六キロメートルの地点に位し、かつ本村の商店街は行田市の商店街に接続しており、また諸物資を物価高の行田市から移入している関係上、物価はまことに高く、本村の人事面に大なる影響を与えているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県南河原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡南河原村長　加藤甚弥外十二名（第八七一号）

右の請願は、埼玉県南河原村は、熊谷および行田両市内に一里半の近距離にある関係上、主食購入等は両市のやみ値と何等異るところがなく、かえつて野菜、魚類、日用品等は市価より高い実状にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県広田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡広田村長　新井義外九名（第八七二号）

右の請願は、埼玉県広田村は、行田市、騎西町、加須町、羽生町、鴻巣町の中間地帯に位し、生活必需品はこれらの市町から移入するため、物価は市価より高く、かつ本村の小学校、中学校教員の半数は地域給を受けている行田市等の出身者である関係上、近年本村公務員の転任希望者が続出し、本村の教育ならびに行政に大なる支障をきたしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県巣村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡巣村長　藤村篤治外三名（第八七三号）

右の請願は、埼玉県巣村は、行田市とは一里の距離にあり、また元荒川を隔てて鴻巣町に接続しているが、最近行田市および鴻巣町を囲む隣接農村が地域給支給区域に指定されたにもかかわらず本村が支給地に指定されないことはまことに不均衡で本村の人事面に大なる影響を及ぼしているから、本村を近接町村と同様に地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県下忍村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡下忍村長　荒井賢一外二名（第八七四号）

右の請願は、埼玉県下忍村は、熊谷市を隔たること六キロメートルの地点に位し、かつ行田市、吹上町と隣接しており、特に本村の鎌塚、佐賀両部落の如きは吹上町と同一町内を形造り全く同町の観を呈している関係上、本村の生活水準は両市同町とほとんど異るところがないから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県刈谷市の地域給に関する請願

請願者　愛知県刈谷市長　岡本謹平外一名（第八九一号）

右の請願は、愛知県刈谷市は、名古屋市に近接する工業都市であつて、日本の工業都市としても十指の中に算えられるに至つており、工業従事者の数は全人口の六割六分を占め、その給与ベースも人事院勧告ベースを相当上回つている。しかして諸物価の騰貴と民間給与との差がはなはだしいため公務員の生活は極度に困窮しているから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県赤羽根村の地域給に関する請願

請願者　愛知県渥美郡赤羽根村長　光部弥一外八名（第八九二号）

右の請願は、愛知県赤羽根村は、地域給既給地の田原町および豊橋市に接し、政治、経済、産業、交通、文化等すべての面で豊橋市、田原町の影響を受け、ここに田原町との交流がしげくあらゆる面で同一の状態の下におかれているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　参議院会議録附録（その三）

意見書案

福岡県黒木町の地域給に関する請願

請願者　福岡県八女郡黒木町長　原秀次郎外十三名（第九一九号）

右の請願は、福岡県黒木町は八女郡東部の交通、産業、経済、政治、教育、文化の中心地であるが、観光地と最近の木材景気のため町は活況を呈しているのに反し、物価高のため公務員の生活は窮乏して転出希望者が続出する実情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県羽犬塚町の地域給に関する請願

請願者　福岡県八女郡羽犬塚町羽犬塚財務事務所内　大石時次郎外四百九十四名（第九二〇号）

右の請願は、福岡県羽犬塚町は、久留米、大牟田両市の中間にある鹿児島本線の急行停車駅として交通の要衝に当つている関係上人口の移動がはなはだしく新興都市的要素を多分に有し従つて物価の上昇もいちじるしい上、隣接福島町との地域給の級差も不合理不均衡であるから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県東山村の地域給に関する請願

請願者　福岡県山門郡東山村長　梅野茂芳（第九二一号）

右の請願は、福岡県東山村は、地域給三級地の大牟田市、久留米と経済上同一圏内におかれており、また近接の瀬高町、高田村、三橋町が一級地で、本村が無級地であることは不均衡であり、人事交流上の支障もはなはだしいから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県福岡村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡福岡村長　富田英章外七名（第九三九号）

右の請願は、埼玉県福岡村は川越市と志木町の中間にあつて、国際電信電話会社、関東兵器および中央火工兵器会社等大会社が多く、建設省から福岡都市計画実施の許可を得てからは村内の状勢は急激に発展して小売物価、生計費等各方面において川越市、志木町と変りない実情となつたから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県長谷村外二箇村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡長谷村長　小路利雄外二名（第九四〇号）

右の請願は、兵庫県長谷、大山、越知谷三箇村は神崎郡の北部を占めているが北は一級地生野町に隣接し、南は一級地福崎町、田原村に近くその同一経済圏内にあつて物価も何ら変りなく汽車、バスによる交通も至極便利で公務員、学校職員の勤務地も相交錯している現状であるから、長谷村外二箇村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県吉武村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡吉武村長　立石昇（第九五六号）

右の請願は、福岡県吉武村は、地域給二、三級地の笠松村、西川村および岡垣村と境を接し、村内にも炭坑があつて物価高のため公務員の生活が苦しく、上級地への転出者が続出する現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県田島村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡田島村長　力丸義雄外一名（第九五七号）

右の請願は、福岡県田島村は、近隣の北九州諸都市の影響を最も敏感に受けている農村であるが、宗像神社、鎮国寺等の春秋の大祭には来村者数十万に及ぶ上、本村が玄海水上公園地域に編入されたため遊覧客も年とともに増加し諸物価は上昇の一途をたどり公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県岬村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡岬村長　梅田太平（第九五八号）

右の請願は、福岡県岬村は、筑前海随一の漁港であるとともに名勝観光地として来遊客多く従つて日用諸物価は福岡、北九州を上回る実情であり隣村岡垣村が三級地の地域給を支給せられている現状からも、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県上西郷村の地域給に関する請願

請願者　福岡県宗像郡上西郷村長　伊東与十郎（第九五九号）

右の請願は、福岡県上西郷村は、北九州関門の商工業都市と福博商業文化都市ならびに直方、飯塚両市を中心とする筑豊鉱業地帯とこの三者てい立の中間地に位していずれも一時間内外で到着する地点にあり、東は若宮町、西は福間町、南は古賀町の新興都市にはさまれて交通、文化、経済生活等すべて都市的影響の強い地域であるから、本村を地域給支給地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県勝浦村の地域給に関する請願

請願者　福島県宗像郡勝浦村長　永島計七（第九六〇号）

右の請願は、福島県勝浦村は、福岡市の近郊都市と北九州各都市並びに筑尊方面炭都との中間に位置し、本村生産のそ菜、鮮魚等はほとんど大

半を都市向けに出荷されるため一般大衆向の生活物資の価格は都市よりも高価なものを消費している現状にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県地蔵堂町の地域給に関する請願

請願者　新潟県西蒲原郡地蔵堂町長　小川虎五郎（第九六一号）

右の請願は、新潟県地蔵堂町は、物価指数が新潟市と同様であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山梨県船津村の地域給に関する請願

請願者　山梨県南都留郡船津村長　渡辺真外二名（第九六二号）

右の請願は、山梨県船津村は、富士五湖のうちもつともいんしんをきわめる河口湖の東南岸に位し、昭和二十五年八月河口湖線の開通により東京方面と短時間にて連絡できるようになつたため、村内における経済面の動きは異常な様相を呈し、消費生活者の困窮は日とともに高まつている実状であるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県金田村の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡金田村長　松原五百蔵（第九六三号）

右の請願は、滋賀県金田村は、県下大津、彦根に次ぐ乗降客の多い東海道線近江八幡駅を中心として発展しつつある地域で本年四月には本村中心の近江八幡市も実現する運びとなつており、京阪神の大商工業大消費地にも近く物価水準も変らぬ現状であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県三石町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡三石町長　桑原弥寿治外十名（第九六四号）

右の請願は、岡山県三石町は、山に囲まれた狭い土地に発達した特殊の工場、こう山を主体として、生産消費の経済面に技術と生活の文化面に異色ある小都市を形成し、いよいよその発達の速度を加えている。その中にあつて公務員は生活と体面の維持に努力しながら他産業との給与差が、いちじるしいためその生活は苦しく破局の寸前に追いつめられている実情であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県大曲町、花館村の地域給に関する請願

請願者　秋田県仙北郡大曲町長　福原定吉外二名（第一〇〇四号）

右の請願は、秋田県大曲町、花館村は、秋田市に次ぐ商都であるが、最近は一般物価の上昇によつて公務員の生活は苦しくなつている上、当地区中心の大曲市制実現のあかつきは文化経済生活は一段と飛躍するものと考えられるから、本地区の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県山下村の地域給に関する請願

請願者　宮城県亘理郡山下村国立宮城療養所内　畠山辰夫外十三名（第一〇〇五号）

請願者　宮城県亘理郡山下村長　橋元義雄外十三名（第一六九二号）

右の請願は、宮城県山下村は、山林が多く耕地面積が狭く農産物は少く漁獲も減少の一途をたどつている際国立宮城療養所の設立によつて一大消費地となつたため高物価を招来している上、多数の仙台市への通勤者によつて生活水準も高められ、公務員の生活は困窮し転出希望者が続してその補充に苦慮している実情であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県徳山市、南陽町の地域給に関する請願

請願者　山口県徳山市長　黒神直久外一名（第一〇二六号）

右の請願は、山口県徳山市、南陽町は、戦災の復興めざましくはるかに戦前をしのぐ生産をあげ、従つて各会社、工場の民間給与は公務員の給与をはるかに上回つている上物価は上昇の一途をたどり公務員の生活は困難をきわめているから、本地区の地域給を三級地に引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県氏家町の地域給に関する請願

請願者　栃木県塩谷郡氏家町長　矢沢高佳外二十一名（第一〇二七号）

右の請願は、栃木県氏家町は、東北本線氏家駅をひかえ国道、県道による交通もすこぶる便利で本地方の経済、文化の中心地であつて、商工業も発展の一途をたどる新興都市である半面、農業は単作地帯であるため物価は宇都宮にも劣らない現状であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県国立療養所長寿園の地域給に関する請願

請願者　群馬県吾妻郡坂上村大字本宿三、二九七の四国立療養所長寿園内　橋爪藤光（第一〇三七号）

右の請願は、群馬県国立療養所長寿園は、人家を離れた交通不便な非文化的地域にあるため、物資の購入が困難であり、子弟の教育費が倍加され、教養、娯楽の機関もなく職員の採用も困難であるから、当園の地域給について官署個別指定の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県瀬加村の地域給に関する請願

請願者　兵庫県神崎郡瀬加村長　斎藤潤三郎外四名（第一〇四二号）

右の請願は、兵庫県瀬加村は、一級

地田原村に隣接し、経済圏は福崎、田原とともに同一圏内におかれ、従つて物価において同様もしくは上回つているにもかかわらず地域給に差異があるため人事交流上の支障も大きいから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県山口村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡山口村長　山座三郎外六名（第一〇四三号）

右の請願は、福岡県山口村は福岡市郊外住宅の指定地でありまた九州縦貫鉄道、国道の要衝であるためあらゆる物資は福岡市より高く公務員の生活はきわめて困難を加えている現状であり、人事交流上の支障も大きいから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県御笠村の地域給に関する請願

請願者　福岡県筑紫郡御笠村長　井上隆助（第一〇四四号）

右の請願は、福岡県三笠村は、地域給三級地、二級地、一級地の中にただ一つ残された無給地として小学校教職員の確保上ここ数年来村費によつて五パーセントを支出している状況であるが、昨年の大水害の復旧に多額の村費を支出して財政状態はきわめて困難であるから、本村の教育行政上はいうまでもなく一般行政向上のため、さらに過去の不均衡是正の意味において本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県弘前市の地域給に関する請願

請願者　青森県弘前市弘前大学内　富野壮子路（第一〇四五号）

右の請願は、青森県弘前市は学都、観光都となつているため、中央大都市にも劣らぬ高物価であり、現実に他地方の中、小都市とは比較できぬ実情にあつて公務員の生活は極度におびやかされ優秀な人材の誘致に支障をきたしているから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県見附町の地域給に関する請願

請願者　新潟県南蒲原郡見附町長　斎藤為次郎（第一〇七一号）

右の請願は、新潟県見附町は、長岡市と三条市の中間に位し主食関係の物資はこれらの消費地に流れ、主食以外の生活物資は両市、新潟市から仕入れるため高価格であり、また本町は県下随一の織物の産地としてすこぶる盛況を呈し、工場地帯の拡張、人口の増加もいちじるしく市制の施行も近い現状であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県美作町の地域給に関する請願

請願者　岡山県英田郡美作町全官公職員組合協議会内　水鳴計次郎（第一〇七二号）

右の請願は、岡山県美作町は姫津線沿線の消費都市であるが、一般世活必需品は遠く阪神地方あるいは岡山、津山市に依存するため、物価は、輸送費等によつて阪神地方、附近諸都市を上回り、公務員は一般的生活水準以下の苦しい生活を続けているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県佐敷町の地域給に関する請願

請願者　熊本県芦北郡佐敷町長　山本岩男（第一〇八一号）

右の請願は、熊本県佐敷町は、芦北郡の行政、経済、文化、交通の中心地であるが、町内の石炭岩の開発工業等民間企業の発展によつてその給与は公務員給与をはるかに上回つている上、佐敷温泉への観光客の来遊は必然的に物価高を招来し公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県宗像郡の地域給に関する請願（七通）

請願者　福岡県宗像郡福岡町長　池浦豊次郎外六名（第一〇八二号）

右の請願は、福岡県宗像郡は、博多商工地区と北九州大工業地区の経済的連帯性の緊密化によつてその中間地区である本郡は現在では両地区と等質化するようになり、その上観光地区として北九州中最も多くの人出がある現状であるにもかかわらず郡内には無級地が多い実情であるから、本郡内の無級地を東郷町の線まで引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県中条村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北埼玉郡中条村長　中村宏平外二十四名（第一一〇三号）

右の請願は、埼玉県中条村は、熊谷市に接続してその南西部は同市の市街地に包含されている現状で物価はむしろ同市を上回り、学校職員は地域給の上級地へ転出を希望し本村の教育、学校経営に重大な支障をきたしている実情であるから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県竹沢村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡竹沢村長　吉田信俊外六十七名（第一一〇四号）

右の請願は、埼玉県竹沢村は、大河村とともに小川町と同一経済圏にあつて、耕地は少く主食は四箇月しか自給ができず工業地として発展しているため、物価は小川町よりむしろ上回つている実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県中之条、原町の地域給に関する請願

請願者　群馬県吾妻郡中之条町伊勢町九八七群馬県中之条町原町官公庁職員連絡協議会内　塚田政民（第一一〇五号）

右の請願は、群馬県中之条、原町は相より相たすけて吾妻郡の政治、交通、文化、産業の中心となつているが、都心間の距離わずかに二キロであり両町の公務員、会社員は戸数の約三十六パーセントを占め消費地的性格が非常に強く、また経済の中心地から遠く離れているため物価高であるから、中之条、原両町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県吉田町の地域給に関する請願

請願者　新潟県西蒲原郡吉田町長　幸田重郎（第一一〇六号）

右の請願は、新潟県吉田町は、産業的発展がいちじるしい上に、五万坪の都市計画敷地がほとんど埋め立てられ建築も盛んに行われているため建築資材、人件費の高騰は一般物資の上昇をよび、公務員の勤勉地も新潟、三条、長岡市と交錯している関係もあり、本町在住の公務員の生活はきわめて苦しいから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県酒田市の地域給に関する請願

請願者　山形県酒田市秋田町四〇　佐々木良治（第一一二二号）

右の請願は、山形県酒田市は、商工業の飛躍的発展振興とこれに伴う人口急増のために家賃、地価その他の諸物価の高騰を招来し、東北都市中最高を示す消費都市になつた。しかも新興工業都市としての当市内における民間給与の実態は官公給与をはるかに上回り、当市在勤公務員の生活はいよいよ苦況にあえいでいる現状であるから、当市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県蒲郡、三谷両町の地域給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡蒲郡町長　竹内司外一名（第一一八〇号）

右の請願は、愛知県蒲郡、三谷両町は、県内一宮、津島両地方の毛織物と並び称せられる全国屈指の綿織物生産地であり、かつ県立公園指定地として観光客の往来も繁しく、東海地方における高物価地帯として一般生計指数はきわめて高位を示している特殊地帯であるから、地域給の引き上げを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県取手町の地域給に関する請願

請願者　茨城県北相馬郡取手町北相馬郡地方事務所内　塚本信外十七名（第一一〇九号）

右の請願は、茨城県取手町は、常磐電車の終着地であつて都心まで僅々五十分で達する東京都の郊外都市となり、従つて住宅地としての発展は急激であり増加する人口のほとんど全部が都への通勤者であるため生活水準、物価の上昇いちじるしい上、近接の松戸市、柏町との地域給差も大きく、さらに民間会社との給与差もはなはだしく公務員の生活は困窮し転出、転職者が続出する現情であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県戸塚村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡戸塚村長　藤波久治外五十名（第一二一〇号）

右の請願は、埼玉県戸塚村は、植木、苗木をもつて知られた安行の一環を形成している文化、消費生活水準の高い村であるが、道路一本を隔てた川口市との地域給差は物価差の平均化された現在としては余りに大きいために有能な公務員の離村者が続出する事実は地方自治運営に暗影を投じているから、当村の地域給是正について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県大袋村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県南埼玉郡大袋村長　島村平市郎外十名（第一二一一号）

右の請願は、埼玉県大袋村は、隣接の越ケ谷町、大沢町をへて東京都に近接し交通機関の発達はますます東京都との距離を短縮して人と物との交流を盛んにし物価ならびに生活水準は越ケ谷、大沢両町と何ら変るところがなく、本村在住の公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府福知山市の地域給に関する請願

請願者　京都府福知山市長　牧野源太郎（第一二一二号）

右の請願は、京都府福知山市は、山陰の門戸として京阪神と裏日本を結ぶ交通の要衝に当り、物価は京阪神経済圏内にあるため京阪神と差異がなく、その上勤労者他都市に比してきわめて多い消費都市であるため保安隊の設置とともにその生活は一層苦しくなつたから、本市の地域給引き上げに関して善処せられるとともに前回級地引き上げにもれた周囲部の引き上げについて特に考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県飯能市の地域給に関する請願

請願者　埼玉県飯能市長　小林貞治外十三名（第一二一五号）

右の請願は、埼玉県飯能市は本年一月一日から市制を施行したが、その規模、文化的施設および商工業の進展等において所沢、青梅、川越市等となんら異るところなく、また物価、生活程度等は二級都市以上であるから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県金生、上分両町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県宇摩郡上分町六二七上分町役場内　金生町上分町地域給陳議会内　森田奨（第一二三八号）

右の請願は、愛媛県金生、上分両町は、高知、徳島、香川三県に接する交通の要所であり製紙の町として知られ商業においても東予第一の盛況を呈し、近接の川之江町および附近町村を合併して市制施行の計画もある現状で、川之江、三島両町と全く同格であるから、両町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道神楽村の地域給に関する請願

請願者　北海道上川郡神楽村長　村上一郎外二十名（第一二三九号）

右の請願は、北海道神楽村は、忠別橋によつて旭川市に接続して既にその都市拡大計画中に入り、生活条件も同一であり公務員の勤務状況も相交錯して密接不離の関係におかれているから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県松山町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡松山町比企地方事務所内　長島林平外二十四名（第一二六五号）

右の請願は、埼玉県松山町は比企郡の政治、経済、文化および交通の中心地であつて各種の都市計画事業の進行とともに最近の発展いちじるしく市制施行も準備中であり、従つて物価も川越市、志木、朝霞町を上回る事情であるから、本町の現況検討の上、地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県柏原村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡柏原村長　増田壌（第一二六六号）

右の請願は、埼玉県柏原村は、入間川を隔てて入間川町に接し農村ではあるが耕地が少いため弟妹を勤めに出すものが多く、また附近にゴルフ場、米軍基地等があるために都会風となり生活水準も向上して公務員は苦しい生活を続けているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県水富村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間川郡水富村長　久下恭次（第一二六七号）

右の請願は、埼玉県水富村は、飯能市に隣接し、豊岡、入間川両町に近く、交通も便利であるため、都市の銀行、会社工場への通勤者も多く文化、生活水準ともこれら市町と変るところがないばかりか物価は日常生活者においてはむしろ高価格を示している実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県堀兼村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡堀兼村長　栗原藤蔵外四名（第一二六八号）

右の請願は、埼玉県堀兼村は所沢市、入間川町に近い関係からジョンソン基地に勤務する者が多く半農、半商、半給料生活者によつて構成された村であるが、近接都市の影響を受けて農村とはいえ生活水準も高く、物価はジョンソン基地を標準とするため所沢市、入間川町を上回る実情であるから、本村の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県奥富村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡奥富村長　平本金十郎外三名（第一二六九号）

右の請願は、埼玉県奥富村は、所沢市、入間川町に近く、また霞関ゴルフ場、ジョンソン基地を控えているために、かつての純農村は急激な人口増加とともに都会風に一変し農業から商工業に移りつつある状態で生活水準も向上し、物価も附近都市を上回る実情であるが、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県落合町の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡落合町長　福島薫一外九名（第一三〇六号）

右の請願は、岡山県落合町は、西美作商業文化の中心地で、南は目下建設中の旭川ダム北部起点であり、北は目下建設中の湯原ダムに近く両ダム地域からの移住者が多い上に出入の人口がはげしいために物価は周辺の町村に比し非常に高く当町内に在勤する公務員の生活は窮乏して転任希望者が多い現状であるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県茂木町の地域給に関する請願

請願者　長崎県西彼杵郡茂木町　森崎柱市（第一三〇七号）

右の請願は、長崎県茂木町は、長崎市の隣接町として地形、経済、交通、教育、文化等あらゆる点において同市と不可分の関係におかれ、経済的実情においては消費地としてはむしろ物価は長崎市より高価であつて公務員の生活に困窮しているから、本町の地域給を深堀、香焼両村と同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県小浜町の地域給に関する請願

請願者　長崎県南高来郡小浜町長　本多大一（第一三〇八号）

右の請願は、長崎県小浜町は、町内に雲仙、小浜の両温泉を擁した国際的観光地であるためすべての生活様式が都市同様であるが、鉄道沿線から遠く離れた純消費地であり、ほとんどの生活物資は長崎、諫早、島原市から移入するため物価はこれらの諸都市を上回り、生活苦から転出を希望する公務員が続出している現状であるから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県馬頭町の地域給に関する請願

請願者　栃木県那須郡馬頭町馬頭馬頭小学校内　上野俊男外二十一名（第一三一五号）

右の請願は、栃木県馬頭町は、茨城県に接する栃木県の東北部那須郡の中部にあり、当地方の政治、経済、文化の中心地として発達してきたが、交通に恵まれないため総ての物資の交流は貨物自動車に依存する事情で、生活に必要な諸物資は必然的に高価となり、公務員の生活は日々困難な状態にあるから、本町の地域給を一級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県郡中町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県伊予郡郡中町米湊　城戸豊吉外三十二名（第一三一三号）

右の請願は、愛媛県郡中町は、伊予郡内の政治、経済、産業、文化、交通の中心地でことに隣接松山市とは交通、経済、産業上密接不離な関係にあり、また郡中港を通じて阪神及び各地とも取引されている関係上文化、生活水準が高く、すでに地域給二級地に指定されている南伊予村大字宮ノ下よりあらゆる面から見ても優位の地位にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県中山町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県伊予郡中山町長　亀本好恵外六名（第一三三四号）

右の請願は、愛媛県中山町は、県立中山高等学校をはじめ各種官庁の出張所も存在し林産物、鉱産物も多く本地方の中心地であるが、耕地の少い小盆地の当町は生活物資はトラック便によつて松山、八幡浜等から移入するためこれらの都市を上回る高価を示し、公務員の生活は困窮し有

級地への転勤希望者も多い実情であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県矢板町の地域給に関する請願

請願者　栃木県塩谷郡矢板町長　高橋保平外十九名（第一三三五号）

右の請願は、栃木県矢板町は、木工品の集散地として京浜地区と直結し、農産物供給地としても重要な役割をもち、さらに多くの観光地を控えているため大都市消費市場に依存する従属的都市として発展している傾向があつて町民は大都市なみの生活水準を要求される現状であるから、本町の地域給を最低二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県松前町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県伊予郡松前町新立　兵頭貞雄外九名（第一三三六号）

右の請願は、愛媛県松前町は、県下最大の東洋レーヨン愛媛工場を有し、松山市周辺における大工場地帯として近年飛躍的発展をとげつつあり、松山市ならびに近接の三島町、川之江町と比して経済的、産業的に優越しているばかりでなく、生活水準ならびに文化程度もこれらの市町と全く同一水準にあり、かつ、生活必需品はほとんど他市町村から移入している関係上、物価は同市より高い実情にあるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県南伊予村の地域給に関する請願

請願者　愛媛県伊予郡南伊予村長　重松峯行外八名（第一三三七号）

右の請願は、愛媛県南伊予村は、松前町、郡中町に隣接して今後その合併も考慮されるとともに松山市に近く経済的にも交通運輸の面からも同一圏内にあつて物価は同市を上回つている上、村内にある日本電信電話公社松山搬送通信部および松山統制電話中継所はともに二級地の特別指定を受けている状況であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県草野町の地域給に関する請願

請願者　福岡県三井郡草野町長　吉木光男外三名（第一三五四号）

右の請願は、福岡県草野町は、昭和二十五年県立筑後川公園の指定地域に編入されたため、福岡、大牟田、久留米市等からの遊覧客はあとをたたない上に、隣接する久留米市の発展につれて勤労者の住居も急増しつつある結果、諸物価は暴騰し、公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県吹上町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡吹上町長　清水六郎（第一三六九号）

右の請願は、埼玉県吹上町は、高崎線吹上駅を中心とした町であつて、行田市の表玄関にあたり、高崎線の電化によつて交通の便はますます好くなつているが、それに伴い自然生活水準は高くなり公務員の生活状態は困難をきわめているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県片柳村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡片柳村長　坂東貞市外四名（第一三七〇号）

右の請願は、埼玉県片柳村は、大宮市ならびに浦和市に接続し、交通が便利なため同市の郊外住宅地となつており、かつ全人口の三十三パーセントは東京都および周辺都市への通勤通学者で占めている関係から、経済的にはもち論あらゆる面で両市と同一条件下におかれているから、本村の地域給を両市と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県鷹巣町の地域給に関する請願

請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町長　成田喜八外一名（第一三七五号）

右の請願は、秋田県鷹巣町は、北秋田郡における行政・文化・交通ならびに経済の中心地であるが、主食および野菜類の生産に乏しく、その大半を他の生活必需品とともに他町村から移入している関係上、物価はいちじるしく高騰しており、かつ本町は積雪寒冷地帯にあるため、冬期間の燃料および衣料の消費が大きく、本町公務員の生活費はすでに地域給を支給されている都市をはるかに上回る実情にあるから、本町も地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県伊草村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡伊草村立伊草小学校内　林与三次外二名（第一三七六号）

右の請願は、埼玉県伊草村は、川越市に近接し、あらゆる点において密接不離の関係におかれ、物価は同市を上回るものさえあり、給地の指定がないために人材の確保も困難であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県三保谷村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡三保谷村　鈴木達三外三名（第一三七七号）

右の請願は、埼玉県三保谷村は、川越市に近接して往来がひん繁であり人と物との交流も多く産業、教育、経済等すべて密接不離の関係におかれ従つて村民の生活水準も高くなつている反面、優秀な人材は都会地に走り、村行政、教育上憂慮される状況にあるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県小見野村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡小見野村立小見野中学校内　柴生一太郎外二名（第一三七八号）

右の請願は、埼玉県小見野村は、四囲に一級地があり最近バス交通の便利さが一層加つたため大都市との交通がひん繁となり生活水準も地域給受給地と同等となつた上、一方において優秀な公務員の確保に困難さを加えてきたから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県八ッ保村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡八ッ保村八ッ保中学校内　渋谷誠衛外二名（第一三七九号）

右の請願は、埼玉県八ッ保村は、川越市、大宮市に近くバスによる交通が便利なため村民の往復もしげく従つて村民の生活も都会風に変り生活水準も高まつているが、一方において優秀な公務員は級地の高い都市方面に転出を希望して村自治行政および教育上憂慮される状況におかれているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県出丸村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡出丸村長　長沢亀寿外二名（第一三八〇号）

右の請願は、埼玉県出丸村は、川越市および大宮市に近接し村民の生活はすべて両市の影響と供給によつて維持設計せられている実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県中山村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡中山村立中山小学校内　関口政治外六名（第一三八一号）

右の請願は、埼玉県中山村は、川越市と松山町の中間に位し村民の文化、生活程度物価の面より考えて地域給一級地の資格十分具備しているものと考えられる上、公務員の優秀者を得ることに困難さを感じている現状であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県赤穂市の地域給に関する請願

請願者　兵庫県赤穂市長　小幡栄亮外一名（第一三九五号）

右の請願は、現在兵庫県赤穂市の地域給は、旧赤穂町域は二級地に、旧坂越町および高雄村地域は一級地に指定されているが、市内の経済環境はほとんど同一である上、同一行政区域内において級地に差異のあることは人事の交流ならびに事務的に支障をきたしているから、赤穂市全域を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県上山町の地域給に関する請願

請願者　山形県南村山郡上山町上山地区官公労協議会内　佐藤庄蔵（第一四二四号）

右の請願は、山形県上山町は、山形市から十二キロメートル南方に位置し、東北第一の温泉観光地であるとともに、各種団体の全国大会、東北大会等もひんぱんに開催され、山形市同様、山形県の政治、経済、文化、教育、交通等すべての面において中心地であるが、完全な消費都市であるため、公務員の生計は常に圧迫をうけて、子弟の教育も意のごとくできない実情であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県桑名市の地域給に関する請願

請願者　三重県桑名市上之輪新田　片桐勝己（第一四二五号）

右の請願は、三重県桑名市は、名古屋市の純然たる衛星都市であつて、物価指数においても、生計費においても、県内七市はもち論、大名古屋市に比較してもそん色ないほど高いため、本市公務員約千五百名とその家族七千名の生活は、ますます困窮をきわめているから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都五日市町の地域給に関する請願

請願者　東京都西多摩郡五日市町長　星野良一外八名（第一四二六号）

右の請願は、東京都五日市町は、四級地である隣接の立川市、八王子市、国立町、国分寺町に比較すると、山間に近接しているため、運賃その他の関係上、とくに日常衣料品のごときは、はるかに高価であつて、公務員の生活費はかさみ困窮をきわめているから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県琴平町の地域給に関する請願

請願者　香川県仲多度郡琴平町長　細川秀雄外十五名（第一四二九号）

右の請願は、香川県琴平町は、年間参拝客四百万人を数える「さぬきのこんぴらさま」の所在地であるに、近年は電通、電産、国鉄、造船、学校等職員の全国的大会も開催されるために、全国からの旅客はますます増加し、従つて諸物価は日常生活必需品にいたるまで、四国地方他地域はもち論、京阪神都市に比較して、著しく高く、俸給給料にのみ依存している公務員の生活は、困窮をきわめているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道紋別町の地域給に関する請願

請願者　北海道紋別郡紋別町長　大西真平（第一四三〇号）

右の請願は、北海道紋別町は、オホーツク海に面する寒冷積雪の厳しい地であり、とくに気象環境においては、全国有数の最悪地であるため、燃料、被服、保健衛生等に要する費用は、他都市に比較して増大している上に、鴻之舞鉱山の生産額及び水産物の生産額はともに全国第一位であり、従つて出かせぎ人の数はおびただしく、衣食住の需要額は高度であり、主食の値段は高騰し、これに伴う諸物価の上昇は札幌市、旭川市と変るところなく、むしろ高い実情であるため、公務員の生活は窮乏をきわめているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県若松市の地域給に関する請願

請願者　福島県若松市議会議長　五十嵐豊作外二名（第一四四三号）

右の請願は、福島県若松市は、会津地方の政治、経済、学術、産業、文化の中心地であるが、電源地帯を後に控え、奥会津の資源を持つために事業所、官公会社も増加し、さらに只見川電源開発に伴う当市の発展充実とともに人口の増加は、消費量の増大物価高を招来し消費生活に不安定感を与えているから、当市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県崎戸町の地域給に関する請願

請願者　長崎県西彼杵郡崎戸町立部時雄外十名（第一四五九号）

右の請願は、長崎県崎戸町は、西彼杵半島の北端長崎市から三十海里、佐世保市からは十七海里をへだたる一離島にあるが、県下最大の石炭鉱山三菱崎戸鉱業所を持ち、人口二万三千人の八割は炭坑関係者であつて、石炭以外になんの生産もなく、飲料水はじめ食糧その他すべての生活必需物資は長崎市、佐世保市等からの移入に依存しなければならないため、物価は両市より一、二割高く、さらに公務員の俸給は炭坑従業員の給与に比較するとはるかに低いため、公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を長崎、佐世保両市同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県中広川村の地域給に関する請願

請願者　福岡県八女郡中広川村長　藤島儀市外四名（第一四七五号）

右の請願は、福岡県中広川村は、久留米市に隣接し、久留米がすり及びしまの特産地であつて、交通もひん繁であり、物資の交流またすこぶる盛んであるため、物価はむしろ久留米市、福島町、岡山村等より高く、公務員の生活はきわめて困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県金沢市等の地域給に関する請願

請願者　石川県金沢市広坂通り一二　宗谷栄嗣外一名（第一四八七号）

右の請願は、石川県金沢市は、北陸第一の大都会で各種官公庁、工場、事業場等も多く、物価事情、生活程度において現在三級地に指定ずみの各都市と大差ない実状にあるから、本市の地域給を三級地に指定されるとともに、小松、七尾両市を二級地に、津幡、羽咋、飯田、野々市、寺井野、根上、美川、鶴来、宇出津、穴水の十箇町および中条、上戸、押野、山上の四箇村をそれぞれ一級地に追加指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県押野村の地域給に関する請願

請願者　石川県石川郡押野村長　南市太郎外六名（第一四八八号）

右の請願は、石川県押野村は、金沢市に隣接して国鉄西金沢駅を擁し、同市西側の門戸として経済的諸条件は同市と変るところがないから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊川市の地域給に関する請願

請願者　愛知県豊川市長　福山政一（第一四九九号）

右の請願は、愛知県豊川市は、旧豊川町が三級地、官署指定によつて全地域の国家公務員が三級地の手当、旧豊川町以外の地方公務員中教職員二百八十名県職員二百二十名合計五百名は二級地手当、という地域差給が実施されているため、人事の交流等に重大な支障をきたしているから、豊川市の地域差給を全地域三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府井手町の地域給にする関請願

請願者　京都府綴喜郡井手町長　山川熊次郎（第一五二八号）

右の請願は、京都府井手町は、京都、大阪、奈良等から近距離にあるため、諸物資の交流きわめてひん繁であり、その価格も大都市となんら異なるところなく、むしろ日常雑貨や食料品等は、はるかに高価である上に、過般の水害以来まつたく消費の町となり、物価はますます高騰を続けているため、公務員二百名の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府田辺町の地域給に関する請願

請願者　京都府綴喜郡田辺町長　北川橋太郎外二十二名（第一五二九号）

右の請願は、京都府田辺町は、京都、大阪、奈良三都市の中間に位置し、人口一万五千余を有する京都府下屈指の町であつて、公務員数も六百余人を数える現状であるが、さらにアメリカ軍火薬しようの設置とともに通勤者はますます増加し、従つて諸物価は高騰を続けているため、公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府長岡町の地域給に関する請願

請願者　京都府乙訓郡長岡町長　西村勝太郎外八名（第一五三〇号）

右の請願は、京都府乙訓郡は現在二箇町三箇村でほとんどその実態は同様であり、日常生活必需品は京都市で購入する関係上市内居住者より交通費だけ生活費が高くなる現状である。また、郡内わずか五箇町村の地域給が三段階に指定されていることは、地方自治運営上はなはだしい不合理と矛盾があるから、五箇村が同一級地となるよう引き上げ指定をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府向日町の地域給に関する請願

請願者　京都府乙訓郡向日町長　和田伊一（第一五三一号）

右の請願は、京都府向日町は、京都、大阪両市の中間にあつて、東海道本線及び京阪神急行電鉄の二線に沿う一条の密集した市街地形態を具備した町であるが、給与生活者の数はすこぶる多く、その生活様式及び生活程度は都市と変らない実状であり、なお本町の物価高は驚く程のものがあるため、公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府大原野村の地域給に関する請願

請願者　京都府乙訓郡大原野村長　畑三右衛門外一名（第一五三二号）

右の請願は、京都府大原野村は、京都市に近接し、山城たけのこの名産地として知られているが、近年工業方面においても製材、醤油、製粉、各工場、油加工所、竹材加工場等が急激な発展を遂げつつあり、物価は高騰し、隣接する向日町（三級地）と匹敵して物によつてはむしろ同町を上回る現状であるため、公務員の生活は日々困難を加えているから、本村の地域給を向日町同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府多賀村の地域給に関する請願

請願者　京都府綴喜郡多賀村長　下村喜平外三名（第一五三三号）

右の請願は、京都府多賀村は、京都市、城陽町、宇治市、井手町及び奈良市等に近接し、通勤者、一般人の交通ひん繁であつて、経済的にはまつたく京都、大阪、奈良各市の経済圏内に入り、生活費はこれら大都市となんら異なるところなく、品物によつては上回るものも数多い現状であるため、公務員の生活は困窮をきわめているから、本村の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県土浦市の地域給に関する請願

請願者　茨城県土浦市長　天谷虎之助外四十七名（第一五四八号）

右の請願は、茨城県土浦市は、東京都から六十キロメートルの圏内にあつて衛星都市的色彩が日とともに濃化している上に、旧霞浦海軍施設を利用した保安隊がますます拡充され、今年に入つてからも、武器補給廠のような新設があつて約一千名の隊員が増加移駐している現状であり住宅は払底し、物価も上昇状態を続けているため、公務員二千二百名の生活は困窮をきわめているから、本市の地域給を松戸、市川、船橋、川口等と同様三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県赤岡町の地域給に関する請願

請願者　高知県香美郡赤岡町長　志磨村治外十二名（第一五七一号）

右の請願は、高知県赤岡町は、耕地面積に比し人口多く、衣料雑貨その他の生活必需品はほとんど高知市や阪神地方からの移入に依存しているため、物価事情は高知市を上回る実情であり、在勤公務員の生活は極度に困窮しているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県中郷村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県北諸県郡中郷村長　谷口準外一名（第一五八〇号）

右の請願は、宮崎県中郷村は、都城市に接続してその一部の観を呈し経済、交通、文化、娯楽等すべて同市と交流し、従つて日常生活物資はほとんど同市に依存する現状であり、また都城市、末吉町に通勤する者が多く、本村居住の公務員との給与差が大きくその生活は窮迫しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県北郷村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県南那珂郡北郷村長　黒木一郎（第一五八一号）

右の請願は、宮崎県北郷村は、宮崎市と日南市との間にはさまれ向背に山間へき地を控えた交通不便な農山村であつて輸送の関係で物価が高い上、活況を呈するパルプ景気は物価の高騰に拍車をかけ公務員の生活は困窮しているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県八代村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県東諸県郡八代村長　小川比農夫外十四名（第一五八二号）

請願者　宮崎県東諸県郡八代村議会議長　緒方実盛外十四名（第一七〇七号）

右の請願は、宮崎県八代村は、山林、原野の多い地勢で交通不便のため物資の輸送費がかさみ主食、専売品以外は宮崎市、綾町、本庄町よりも高価であつて都市居住者以上の生活費を要する実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県鵜戸村の地域給に関する請願

請願者　宮崎県南那珂郡鵜戸村長　福田広次外一名（第一五八三号）

右の請願は、宮崎県鵜戸村は、宮崎、日南両市の間にはさまれた南北二十七キロに及ぶ帯状に十数箇の部落をもつ観光農漁村であるが、山林が総面積の九十パーセントを占めているため農漁産物少く主食をはじめすべての生活必需品は両市に依存して経済圏は全く同一であつて本村居住の公務員の生活は困窮をきわめているから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県日南市の地域給に関する請願

請願者　宮崎県日南市長　井戸川一（第一五八四号）

右の請願は、宮崎県日南市は、九州の最南端に位置し、向背に山間へき地をひかえて陸の孤島と呼ばれているが、日本パルプ工場の所在地であつて工業都市として南九州に重きをなしている反面物価は県の最高であるため、公務員の生活は窮迫をきわめているから、本市の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県野市町の地域給に関する請願

請願者　高知県香美郡野市町長　村上正吉外八名（第一五九一号）

右の請願は、高知県野市町は、官公署、県の出先機関および工場民間企業施設が多く、これ等の職員、従業員は本町人口に対して大きな比率となつており、また附近農村の中心地として一消費地を形成しているが、日常生活必需品はほとんど高知市から移入するため高価となり、公務員の生活は困窮して転出を希望する者が多い実情であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県小松市の地域給に関する請願

請願者　石川県小松市長　和田伝四郎外二十五名（第一五九二号）

右の請願は、石川県小松市は、本県第二の都会で加南地区の中心地として消費都市的性格が強い上、直接京阪神地方と密接な経済関係をもつているためその影響を受けることが大きく物価は高騰し、公務員の給与は民間企業の給与にはるかに及ばぬため、その生活は窮迫しているから、当市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県宍戸町の地域給に関する請願

請願者　茨城県西茨城郡宍戸町　深沢喜一郎（第一六〇一号）

右の請願は、茨城県宍戸町は、水戸、下館、石岡の三都市に近く、その環状の中心地点にあつて都市計画実行途上におかれているため生活水準物価とも三都市と変らぬばかりか生活必需品等においては下館、石岡を上回る現状で公務員の生活費はか

さみその生活は困窮しているから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県の地域給に関する請願

請願者　静岡市御幸通り町労働会館内　勝沢芳雄（第一六〇七号）

右の請願は、静岡県の地域給を静岡市外二市を四級地に、浜松市外四市一町を三級地に、焼津市外三市三十町七箇村を二級地に、鷹岡町外十八町七十七箇村を一級地にそれぞれ引き上げ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県善通寺町の地域給に関する請願

請願者　香川県仲多度郡善通寺町長　三好泰三外三十八名（第一六〇八号）

右の請願は、香川県善通寺町は、高松、坂出、丸亀の三市に次ぐ県下最大の町で保安隊、簡易保険局をはじめ三十有余の諸官庁、学校等の勤務者およびその家族は七千余人に及び、本町を中心にその周辺に生活の本拠を置いているが、主食を除く外の生活必需品は東京、大阪と少しも変らず生活費は高松市と同様であるから、当町の地域給を高松市同等に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県沼田町の地域給に関する請願

請願者　群馬県利根郡沼田町長　細谷浅松外十三名（第一六五二号）

右の請願は、群馬県沼田町は、利根郡の政治、経済、産業、文化の中心地で、また附近は水上、宝川、湯檜曽、谷川、上牧、法師、猿ケ京、湯宿等の温泉地を控え四季を通じて全国各地からの観光浴客の往来が繁く、さらに最近は利根総合開発事業の実施により電源開発事業として発電工事及び治山治水事業としてのダム工事の着工に伴い諸物価の高騰いちじるしく館林、渋川、富岡、藤岡各町を上回る実状であるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道北村の地域給に関する請願

請願者　北海道空知郡北村長　小木曾孝義外三名（第一六八九号）

右の請願は、北海道北村は、岩見沢市、美唄市、江別町等にとり囲まれた純農村であるが、これら隣接市町との交渉は極めて密接で、さらに札幌市の影響を強く受けて生活程度は格段の向上を示している反面、交通不便に加えて、越冬準備、交通費の増大等経済的条件が極めて悪く公務員の生活は困難な実情にあるから、本村を隣接市町と同様の地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道森町の地域給に関する請願

請願者　北海道茅部郡森町長　中野仁吉外十二名（第一六九〇号）

右の請願は、北海道森町は、道南地域における最大の町で人口も二万五千を数え、都市計画も進み市制施行もすすめ進行中であるが、産業、経済はまだ発展の一途をたどり、文化水準も他の都市に比して変りなく、物価指数は近隣の都市を上回る状態であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道秩父別村の地域給に関する請願

請願者　北海道雨龍郡秩父別村長　柴田清高外十四名（第一六九一号）

右の請願は、北海道秩父別村は、石狩平野の北端部に位置するため気象環境においても地勢の関係から非常に条件が悪く極寒地として知られ被服、燃料、保健衛生等に要する費用は他都市に比し多額を費し、物価も遠隔の地からの移入にまつため高価となり、村民の担税額も企業体がなく過重となつているため、公務員の生活は困窮しているから本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道長沼町の地域給に関する請願

請願者　北海道夕張郡長沼町長　阿達忍（第一六九八号）

右の請願は、北海道長沼町は、私設鉄道が北端をよぎるに過ぎず、農産物の販売等住民の利用するものはトラック、バスがあるばかりでこれも冬期間は積雪のためと絶するところがあつて、生活物資は周辺都市を上回り、その上交通費に対する余分の支出が生活の脅威となつて公務員生活は困窮しているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道喜茂別町の地域給に関する請願

請願者　北海道虻田郡喜茂別町長　菊地久治外十二名（第一六九九号）

右の請願は、北海道喜茂別町は、後志支庁管内山ろく地区の辺境にあり、地勢的に恵まれないため主食をはじめ生活必需物資はすべて他地方から移入している関係上物価が高く、給与生活者の生活は窮迫の度を加えつつあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府精華村の地域給に関する請願

請願者　京都府相楽郡精華村長　高田熊三郎（第一七〇〇号）

右の請願は、京都府精華村は、木津、田辺両町の中間に位置し、東は木津川が流れ、南は奈良市に接する府下最大の村であり、文化産業経済上における京都市と奈良市、奈良市と大阪市、大阪市、大阪市間の中継地でもあるため、消費生活は都市と何等変りがないから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県八和田村の地域給に関する請願

請願者　埼玉県比企郡八和田村長　千野幸三郎外三十六名（第一七〇九号）

右の請願は、埼玉県八和田村は、小川町、大河村とともにいわゆる小川盆地を形成する地域として、行政上、産業経済上全く軌を一にし、その生活水準等も小川町と同様であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県日野町等の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡日野町長　吉田武雄外十五名（第一七二六号）

右の請願は、滋賀県日野町は、隣接水口町へ十分、八日市町へ二十分、八幡町へ三十五分で電車が直結し、生活条件はむしろ三町より高い状況にあるにもかかわらず三町との間に地域給において差があるため人事交流等に支障をきたしているから、本町及び本町と差異のない北比都佐村大字内池、里口、山本、小御門、三十坪、西大路村大字西大路を前記三町と同一の地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県飯田村の寒冷地手当に関する請願

請願者　大分県玖珠郡飯田村長　時松亀久（第三八号）

右の請願は、大分県飯田村は、熊本県境に位置し、阿蘇国立公園九重地区の久住山（千七百八十七メートル）が南にそびえ、これから西に星生、沓掛、湧蓋等の高山が峯をつらね、東は三俣山（千七百四十五メートル）に始まり本年九月一日あらたに国立公園特別地区に拡張指定された崩平山に至る陵線等大自然の三面鏡に囲まれ、北はひらけて絶景九酔渓となる海抜八百から千七百メートルの間にある南高北低の高原台地で、冬期間における積雪量、寒冷度等寒冷地四級地として指定され得る状態にあるから、本村を寒冷地手当四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県浜坂町外二箇村の寒冷地手当に関する請願

請願者　兵庫県美方郡浜坂町長　仲山茂義外二十三名（第三三四号）

右の請願は、兵庫県浜坂町は現在寒冷地手当二級地に指定せられているが、同級地の他地方に比して積雪寒冷度もはるかに高い実情であるから、薪炭の消費量、衣食糧品のロス等考慮の上、本町の寒冷地手当を四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県下山村の寒冷地手当に関する請願

請願者　愛知県東加茂郡下山村役場内　浅井五三夫（第八九七号）

右の請願は、愛知県下山村は、赤石山脈の一端を占める東加茂郡中標高の極めて高い山岳地帯に位置し、北設楽郡と併せて愛知県の北海道といわれる積雪寒冷地であるから、本村を寒冷地手当支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

薪炭手当制度化に関する請願

請願者　岩手県岩手郡渋民村長　福田幾一郎外七十二名（六十一通）（第一〇六号）

請願者　青森市長　横山実外百八十一名（第一四七二号）

右の請願は、岩手県に勤務する公務員の冬季間における生活実態は、寒冷かつ相当なる積雪の悪気象条件下にあつて、生活費は増高し、現行の寒冷地手当の支給をもつてしては、誠に不充分な実情にあるから、現行の寒冷地手当支給金額を十割に改訂するとともに、本県の生活実態から石炭手当に準じた薪炭手当を支給するよう制度化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

薪炭手当に関する請願

請願者　山形市役所内地域給寒冷地給対策協議会内　鈴木重屹（第一五一〇号）

右の請願は、山形市は、積雪寒冷地帯であるため、山形市民の越冬準備費はまことに大きく、その金額は年々増額の一途をたどり、とくに最近の経済事情等により本市公務員の生活は極度に困窮しているから、本市の公務員に対し、石炭手当に準ずる薪炭手当を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立病院等の職員の特別手当に関する請願

請願者　東京都中野区新井町五一四全日本国立医療労働組合内　井上五郎（第一二九一号）

請願者　東京都中野区新井町五一四全日本国立医療労働組合内　井上五郎（第一三六〇号）

右の請願は国立病院並びに国立療養所に勤務する職員のうち、特に危険な業務、けん悪度の多い業務、並びに労苦を伴う業務に従事する職員については特別業務手当を支給するよう厚生省ならびに人事院と折衝してきた結果、昭和二十八年十二月人事院においては特別業務手当の方針を決定されたが、大蔵省は新規要求は一切認めないという理由で右の人事院案実施に必要な予算を承認しないため、昭和二十九年度からの実現が不可能の状態にあるから、これらの業務に当る職員の実情を考慮してすみやかに特別業務手当制度を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道利尻、礼文両島のへき地手当に関する請願

請願者　北海道利尻郡沓形村松谷信広（第一五五八号）

右の請願は、北海道利尻島（一町三箇村）及び礼文島（二箇村）は、わが国最北端の孤島であつて現在へき地手当は三級地を支給されているが、しけ、吹雪、霧、交通と絶等の悪条件に加えて多額な燃料費を要する外、経済的にも非常に恵まれず、日常生活費は本道各都市以上に高価であるため、公務員百数十名（主として郵政職員と警察官）は物心両面に苦汁をなめ、生活にあえいでいる実状であるから、利尻、礼文両島のへき地手当を最高級の五級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号　埼玉県野田村の地域給に関する陳情

第二号　埼玉県草加町の地域給に関する陳情

第三号　埼玉県新田村の地域給に関する陳情

第四号　埼玉県谷塚町の地域給に関する陳情

第九号　宮城県佐沼町の地域給に関する陳情

第一〇号　静岡県三島市の地域給に関する陳情（五通）

第一一号　愛知県東浦町の地域給に関する陳情

第四三号　岩手県黒沢尻町の地域給に関する陳情

第六〇号　石川県七尾市の地域給に関する陳情

第八一号　埼玉県手子林村の地域給に関する陳情

第八二号　愛知県大和町の地域給に関する陳情

第一一〇号　奈良県の地域給に関する陳情

第一五八号　秋田県一日市町の地域給に関する陳情

第一五九号　静岡県興津町の地域給に関する陳情

第一七七号　長崎県島原市の地域給に関する陳情

第二〇二号　鹿児島県宮之城町の地域給に関する陳情（四通）

第二一七号　鹿児島県宮之城町の地域給に関する陳情（二通）

第二〇八号　北海道大津村の地域給に関する陳情

第二三五号　青森県弘前市の地域給に関する陳情
第二九五号　兵庫県粟賀村の地域給に関する陳情
第三八八号　広島県上黒瀬村国立賀茂療養所の地域給に関する陳情
第四六号　郵政部内の公労法適用職員と非適用職員との給与調整に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年三月二十七日
人事委員会委員長　松浦　清一
参議院議長河井彌八殿

人事委員会陳情特別報告第一号
埼玉県野田村の地域給に関する陳情
第一号　埼玉県北足立郡野田村長　厚沢雄太郎外七名提出
埼玉県草加町の地域給に関する陳情
第二号　埼玉県北足立郡草加町長　牛山信吉外六名提出
埼玉県新田村の地域給に関する陳情
第三号　埼玉県北足立郡新田村長　中山清提出
埼玉県谷塚町の地域給に関する陳情
第四号　埼玉県北足立郡谷塚町長　並木信治外六名提出
宮城県佐沼町の地域給に関する陳情
第九号　宮城県登米郡佐沼町鍛治一郎提出
静岡県三島市の地域給に関する陳情（五通）
第一〇号　静岡県三島市営林寺後四〇九ノ二、三島保健所内　戸塚留男外百四十八名提出
愛知県東浦町の地域給に関する陳情
第一一号　愛知県知多郡東浦町長　水野新外一名提出
岩手県黒沢尻町の地域給に関する陳情
第四三号　岩手県和賀郡黒沢尻町長　及川顕司外十一名提出
石川県七尾市の地域給に関する陳情
第六〇号　石川県七尾市長　神野亮二提出
埼玉県手子林村の地域給に関する陳情
第八一号　埼玉県北埼玉郡手子林村長　山崎忠一外四十八名提出
愛知県大和町の地域給に関する陳情
第八二号　愛知県中島郡大和町長　上田栄提出
奈良県の地域給に関する陳情
第一一〇号　奈良市登大路町奈良県人事委員会事務局内　岸勇一提出
秋田県一日市町の地域給に関する陳情
第一五八号　秋田県南秋田郡一日市町長　三戸富治外二名提出
静岡県興津町の地域給に関する陳情
第一五九号　静岡県庵原郡興津町長　田中辰治郎外十一名提出
長崎県島原市の地域給に関する陳情
第一七七号　長崎県島原市長　中岡秀蔵提出
鹿児島県宮之城町の地域給に関する陳情
第二〇二号　鹿児島県薩摩郡宮之城町湯田　市来捷雄外百二十六名提出（四通）
第二一七号　鹿児島県薩摩郡宮之城町長　手塚城外六十三名提出（二通）
北海道大津村の地域給に関する陳情
第二〇八号　北海道十勝郡大津村長　水沢一郎提出
青森県弘前市の地域給に関する陳情
第二三五号　青森県弘前市弘前市大学内　富野壮子路提出
兵庫県粟賀村の地域給に関する陳情
第二九五号　兵庫県神崎郡粟賀村長　藤本政治外三名提出
広島県上黒瀬村国立賀茂療養所の地域給に関する陳情
第三八八号　広島県賀茂郡上黒瀬村大字南方字池之上　吉田実外一名提出
郵政部内の公労法適用職員と非適用職員との給与調整に関する陳情
第四六号　佐賀県東松浦郡相知町相知郵便局内　佐伯玄洞提出
右二十二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年三月二十七日
人事委員長　松浦　清一
参議院議長河井彌八殿

意見書案
埼玉県野田村の地域給に関する陳情
陳情者　埼玉県北足立郡野田村長　厚沢雄太郎外七名（第一号）
右の陳情は、埼玉県野田村は、北足立郡の南部にあつてその南部は浦和市に接し、東部は大門村を隔てて川口市に、西北部は片柳村を隔てて大宮市に連なり、しかも交通至便の関係上これら消費都市の影響を受けるところが多く、物価は常に高い実情にあるから、本村の地域給級地を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県草加町の地域給に関する陳情
陳情者　埼玉県北足立郡草加町長　中山清（第三号）
右の陳情は、埼玉県草加町は、東京都から僅か二キロの北方に位置する東武地域第一の都市であり、隣接地の地域給四級地川口市新郷および五級地東京都足立区舎人町等と何等異なるところがないから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県新田村の地域給に関する陳情
陳情者　埼玉県北足立郡新田村長　中山清（第三号）
右の陳情は、埼玉県新田村は、草加町に隣接する農村であるが生活状態は草加町と何等異なるところがないにもかかわらず現在地域給において差があるため教職員の確保等に憂慮すべきものがあるから、本村を草加町と同等の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県谷塚町の地域給に関する陳情
陳情者　埼玉県北足立郡谷塚町長　並木信治外六名（第四号）
右の陳情は、埼玉県谷塚町は、四号国道沿線の県最南端に位置し、南は毛長堀一筋を隔てて地域給五級地の東京都足立区に接し、西は四級地川口市新郷地区、北は三級地北足立郡草加町に隣接しており、生活状態及び諸物価等はこれらの地区と何等異なるところがない状態であるから、本町を地域給四級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
宮城県佐沼町の地域給に関する陳情
陳情者　宮城県登米郡佐沼町鍛治一郎（第九号）
右の陳情は、宮城県佐沼町は、交通の関係上物価高で、県人事委員会が人事院へ提出した勤務地手当支給地域改訂に関する内申書によると、その総合指数が九十七・四となり僅かに〇・一の差で二級地の筆頭となつているが、わずかな差によつて二級、三級地の区分をすることは不合理であり、かつ物価調査の際の当町各商店の申告も所得税の基礎調査と誤解し正確を失している点もあるから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県三島市の地域給に関する陳情
陳情者　静岡県三島市常林寺後四〇九ノ二三島保健所内　戸塚留男外百四十八名（五通）（第一〇号）
右の陳情は、静岡県三島市は、沼津市とともに県東部における中心都市として活発なる動きを示しているが、生産物資の不足に加うるに附近に観光温泉地帯を控えている関係上諸物価は特異な高騰を示している実情

にあるから、本市を地域給四級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県東浦町の地域給に関する陳情

陳情者　愛知県知多郡東浦町長　水野新外一名（第一一号）

右の陳情は、愛知県東浦町は、全国一の木綿産地として大小数多くの工場を有する関係上、本町の生活必需品は大工場の大量需要によりその大部分を名古屋市に依存しており、価格も同市以上の高騰を示している現状であるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県黒沢尻町の地域給に関する陳情

陳情者　岩手県和賀郡黒沢尻町長　及川顕司外十一名（第四三号）

右の陳情は、岩手県黒沢尻町は、現在地域給一級地に指定されているが、近時市制施行の準備が急速に進展し明年四月一日を期して実現される状勢にあるから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石川県七尾市の地域給に関する陳情

陳情者　石川県七尾市長　神野亮二（第六〇号）

右の陳情は、石川県七尾市は、半分は海面に半分は山岳地帯に囲まれているため、主食ならびに野菜類の生産量が少く、その不足分を他の生活必需品とともに他地域から移入している関係上、物価は高く、加えて和倉温泉を有しているため物価の高騰がはなはだしく本市の公務員の生活は困難をきわめているから、本市の地域給を新二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県手子林村の地域給に関する陳情

陳情者　埼玉県北埼玉郡手子林村長　山崎忠一外四十八名（第八一号）

右の陳情は、埼玉県手子林村は、羽生町と不動岡町の中間に位し、農村工業地帯として発展しているが、物価の面においては両町と何ら差異が認められない現況であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県大和町の地域給に関する陳情

陳情者　愛知県中島郡大和町長　上田栄（第八二号）

右の陳情は、愛知県大和町は、地域給四級地一宮市に隣接してその一部のような観を呈し、また南は四級地稲沢町、西から北にかけては三級地起、奥、今伊勢の三町に連つているが現状であるのに、本町の一部（馬引）のみが三級地で他は二級地となつているのは不均衡もはなはだしいから、本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県の地域給に関する陳情

陳情者　奈良市登大路町奈良県人事委員会事務局内　岸勇一（第一一〇号）

右の陳情は、奈良県奈良市を地域給新四級地に、大和高田市および大和郡山市を新三級地に、丹波市町外十二町を新二級地に、辰市村外二町四箇村および生駒、磯崎、高市、北葛城、南葛城各郡（新二級地を除く町村）を新一級地にそれぞれ引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県一日市町の地域給に関する陳情

陳情者　秋田県南秋田郡一日市町長　三戸富治外二名（第一五八号）

右の陳情は、秋田県一日市町は、秋田市、能代市からそれぞれ三十二キロメートル離れた中間に位置するため、米以外の殆んどの物資は両市から荷受する関係上、物価は常に両市より二、三割高を示す実情にあるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県興津町の地域給に関する陳情

陳情者　静岡県庵原郡興津町長　田中辰治郎外十一名（第一五九号）

右の陳情は、静岡県興津町は、清水港湾区内に所在しているので、交通機関は清水、静岡両市と直結し、通信網は清水市と同局管内に在つて両市と密接な関係にあり、また経済物価事情も何等異るところがないから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県島原市の地域給に関する陳情

陳情者　長崎県島原市長　中岡秀蔵（第一七七号）

右の陳情は、長崎県島原市は、観光地として来遊者は激増の一途をたどり、経済事情は全国の観光都市と同様に物価高であり、加えて生産物資に乏しい実情、ならびに私営交通機関の運賃高等考慮の上、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県宮之城町の地域給に関する陳情

陳情者　鹿児島県薩摩郡宮之城町湯田　市来捷雄外百二十六名（四通）（第一〇一号）

陳情者　鹿児島県薩摩郡宮之城町長　手塚城外六十三名（二通）（第一一七号）

右の陳情は、鹿児島県宮之城町は、薩摩郡二十箇町村の政治、経済、文化、交通の中心地であり、川内市は本郡の玄関口的存在で本町とは人的にも物的にも密接不離で車の両輪のような関係におかれているから、本町の地域給を川内市同等に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道大津村の地域給に関する陳情

陳情者　北海道十勝郡大津村長　水沢一郎（第二〇八号）

右の陳情は、北海道大津村は、消費物資のすべてを帯広市に依存しているため交通費、輸送費に多額を要し公務員の生活が苦しいから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せら

れたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県弘前市の地域給に関する陳情

陳情者　青森県弘前市弘前大学内　冨野　壮子路（第二一三五号）

右の陳情は、青森県弘前市は、東北のへき遠の地にありながらも学都、観光都市となつているため、中央大都市同様に高物価地で、他の地方中小都市とは比較にならず、一般公務員の生活安定は極度におびやかされ、優秀公務員の誘致に支障をきたしている実情であるから、当市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県粟賀村の地域給に関する陳情

陳情者　兵庫県神崎郡粟賀村長　藤本政治外三名（第二九五号）

右の陳情は、兵庫県粟賀村は、城下町として発達してきた関係上郡北部の雄村として知られ、播但線、神姫バス等によつて姫路方面との交通がひんぱんで生活水準は姫路市と大差ない実状であるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県上黒瀬村国立賀茂療養所の地域給に関する陳情

陳情者　広島県賀茂郡上黒瀬村大字南方字池之上　吉田実外一名（第三八八号）

右の陳情は、広島県上黒瀬村国立賀茂療養所は、賀茂郡の中部に位置し、呉市、西条町及び安浦町に近接しているが、日常生活必需品のすべてを阪神、広島市方面から呉市を経て移入している上に、住居は借家、公務員宿舎がないため、農家の座敷を間借して下宿同様の生活をし、家族を呉、西条、安浦及び広島方面に別居させて、二重生活の苦しみをなめ、さらに子弟の教育及び技官の研究等においても、多額の経費支弁を余儀なくされている現状であるため、勤務者二百余名の生活は、ますます困窮をきわめているから、本療養所の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郵政部内の公労法適用職員と非適用職員との給与調整に関する陳情

陳情者　佐賀県東松浦郡相知町相知郵便局内　佐伯玄洞（第四六号）

右の陳情は、郵政部内における公労法適用職員は本年に至つて約二号俸を増俸されたが、その間公労法非適用者たる管理者に対してはこれに応じた増俸、進級等がなく、その結果上級者と下級者の給与が逆になるような奇現象を生じ従来の給与体系を乱したことは、管理者の諒解し難い実情でこれに基因する事業運営の影響は深憂に堪えないものがあるから、すみやかに適当な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二三二号　愛知県豊橋市の名古屋保護観察所支部設置の請願

第二六六号、第六九六号　保護観察制度の強化に関する請願

第二六七号　法務省保護局等の拡充に関する請願

第二八三号　山口拘置所船木支所拡張に関する請願

第三二五号　北海道旭川地方法務局羽幌出張所庁舎改築に関する請願

第三四九号、第五三八号　岡山県湯野村に岡山地方法務局出張所設置の請願

第七一四号　大分地方法務局長洲出張所存置に関する請願

第七五七号　新潟地方法務局松代出張所存置に関する請願

第一一四八号　新潟地方法務局須原出張所存置に関する請願

第一一六四号　戦犯者の釈放に関する請願

第一二四二号　愛媛県松山地方法務局日吉出張所存置に関する請願

第一二九七号　保護観察所の強化充実等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年三月二十三日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

法務委員会請願特別報告第一号

愛知県豊橋市に名古屋保護観察所支部設置の請願

第二三二号　愛知県豊橋市前田南町豊橋市役所内名古屋保護観察制度の強化に関する請願

第二六六号　東京都港区麻布霞町五全国保護司連盟内　殖田俊吉提出

第六九六号　香川県高松市内町高松家庭裁判所内香川県八地区保護司会内　北村正巳提出

法務省保護局等の拡充に関する請願

第二六七号　東京都港区麻布霞町五全国保護司連盟内　殖田俊吉提出

第二八三号　山口県厚狭郡船木町長　長谷川辛助外二名提出

北海道旭川地方法務局羽幌出張所庁舎改築に関する請願

第三二五号　北海道苫前郡羽幌町長　渡部賢次郎外一名提出

岡山県湯野村に岡山地方法務局出張所設置の請願

第三四九号　岡山県川上郡湯野村長　田村冨一外五名提出

第五三八号　岡山県川上郡平川村長　武並陽一外五名提出

大分地方法務局長洲出張所存置に関する請願

第七一四号　大分県宇佐郡長洲町長　高橋常市外五名提出

新潟地方法務局松代出張所存置に関する請願

第七五七号　新潟県東頸城郡松代村長　柳宗一郎外十名提出

新潟地方法務局須原出張所存置に関する請願

第一一四八号　新潟県北魚沼郡須原村長　内山源治外五名提出

戦犯者の釈放に関する請願

第一一六四号　愛知県豊橋市関屋町五三　林真一外九名提出

愛媛県松山地方法務局日吉出張所存置に関する請願

第一二四二号　愛媛県北宇和郡日吉村長　渡辺鋼雄外七名提出

保護観察所の強化充実等に関する請願

第一二九七号　大分市荷揚町教育会館内　青少年更生保護会内小野平六外五名提出

右十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年三月二十三日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

愛知県豊橋市に名古屋保護観察所支部設置の請願

請願者　愛知県豊橋市前田南町豊橋市役所内名古屋保護観察所豊橋支部設置促進委員会内　大野佐長（第二三二号）

右の請願は、名古屋保護観察所は、本庁を名古屋に置き愛知県一円を管轄区域としているが、保護観察所の業務は国家公務員のみで運営するものではなく広く民間有志の絶大なる協力と援助を得て初めて所期の使命を達成するものであつて常時地域社会の各機関と密接なる連絡提携を必要とするものであるから、名古屋とは地理的に遠隔である豊橋を中心とする東三地方に名古屋保護観察所豊橋支部を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保護観察制度の強化に関する請願

請願者　東京都港区麻布霞町五全国保護司連盟内　殖田俊吉（第二六六号）

右の請願は、第十六国会において成人の刑の執行猶予者に対する保護観察制度が実施されることになつたことは保護司にとつて喜びにたえないが、国会の審議中に政府が修正され

た結果刑事政策の動向に反し極めて制限された形において実施されることとなつたことは遺憾であるから、すみやかに成人に対する保護観察制度を全面的に実施する法的措置を講ずるとともに、保護観察所支部を地方裁判所の支部毎に設置し、保護観察官を増員し、保護観察に必要な経費を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保護観察制度の強化に関する請願

請願者　香川県高松市内町高松家庭裁判所内香川県八地区保護司会内　北村正巳（第六九六号）

右の請願は、行政機構改革に伴い保護司制度ならびに保護観察等保護官庁の機構縮小が伝えられるが、保護観察制度は犯罪者を更生させるためにその罪質及び性格環境等に照しできる限り刑の執行を避けて一般社会の中に生活させながら改過遷善を図る刑事政策的見地から創設されたもので、今後さらに刑の執行猶予者に対する保護観察が実施されようとするとき本機構の縮小には反対であるから、むしろ本機構の充実を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

法務省保護局等の拡充に関する請願

請願者　東京都港区麻布霞町五全国保護司連盟内　殖田俊吉（第二六七号）

右の請願は、成人の執行猶予者に対する保護観察制度の実施の確定している現在今般政府が計画している行政改革に関連して、保護局と矯正局との併合、地方更正保護委員会および保護観察所の縮少の如き風評が流布されることは、誠に遺憾である。この際、国民の要望に答え、保護観察制度の組織と運営とを強化するため、保護局、地方更正保護委員会および保護観察所の強化拡充をすみやかに実施し、特に保護観察所については保護観察の開始の的確を期するため、地方裁判所の支部所在地に必ず保護観察所の支部を設置するとともに、保護観察官の増員を図るなど保護観察制度の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口拘置所船木支所拡張に関する請願

請願者　山口県厚狭郡船木町長　長谷川卒助外二名（第二八三号）

右の請願は山口拘置所船木支所は、大正八年九月のしゆん工によるものであるが時勢の変遷とともに収容人員が次第に増加し、現在では定員の三倍の収容をみており人権じゆうりんのそしりをまぬかれぬ状態であるため、小野田市署、国警厚狭東地区警察署および同西地区警察署の三箇所に代用監獄を設置してこの難関を切り抜けている有様でありかつ建造物もすでに老朽の域に達しているから、山口拘置所船木支所を拡張せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道旭川地方法務局羽幌出張所庁舎改築に関する請願

請願者　北海道苫前郡羽幌町長　渡部賢次郎外一名（第三二五号）

右の請願は、北海道旭川地方法務局羽幌出張所庁舎は、大正十二年移転改築した木造平屋建三十七坪で、しかもその大部分は旧庁舎の材料を使用して完成したものであるため、近時その腐朽度がはなはだしく、降雨時には執務にさえ支障をきたす実情にあるから、すみやかに改築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県湯野村に岡山地方法務局出張所設置の請願

請願者　岡山県川上郡湯野村長　田村冨一外五名（第三四九号）

請願者　岡山県川上郡平川村長　武並陽一外五名（第五三八号）

右の請願は、岡山地方法務局吹屋出張所は、川上郡吹屋町、湯野村、平川村、宇治村、中村大字布寄を管轄しているが、現所在地は平川村中央部から五里、湯野村中央部から四里、両村の最遠距離からは五里ないし六里であるため登記出願には中途に一泊するという不便があり、ことに山上に位置しているため二十町の坂路を登る状態であるから、岡山地方法務局出張所を川上郡北部の要衝地湯野村大字東油野字田原に新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分地方法務局長洲出張所存置に関する請願

請願者　大分県宇佐郡長洲町長　高橋常市外五名（第七一四号）

右の請願は、大分地方法務局長洲出張所は、長洲町、柳浦町、和間村、三箇町村を管内とし、その事件取扱件数も年々増加しつつあるとき本出張所を廃止して四日市法務局出張所に包含される場合は、住民の交通費の増大等の利害に重大なる影響を与えることとなるから、将来町村合併の際においても長洲町は柳浦町、和間村の中間に位し両者の利便に大なるものがあるから、本出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟地方法務局松代出張所存置に関する請願

請願者　新潟県東頸城郡松代村長　柳宗一郎外十名（第七五七号）

右の請願は、今回の行政機構改革に当つては、廃止により支障をきたさぬ地域或は事務取り扱い件数が比較的僅少で閑散な個所の官庁事務及び人員の整理を行うとのことであるが、新潟県松代村は、東頸城郡の東部に位し、本部中最もへき遠の地にあり、特に冬季は十一月下旬から五月までの六箇月余りも雪に埋まり交通がと絶するという状態にあるため、本村にある新潟地方法務局松代出張所が廃止されるときは、同地方民は全く利用することができず、登記事務にも少なからず支障をきたすことは明らかであるから、本村にある同法務局出張所は存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟地方法務局須原出張所存置に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡須原村長　内山源治外五名（第一一四八号）

右の請願は、行政機構改革に伴い一部登記所の事務停止と統合が実施される由であるが、新潟地方法務局須原出張所管内地方は、本邦第一とも称せられる豪雪地帯で十二月から翌年四月に至る間はあらゆる交通機関がと絶し穴居に等しい生活を余儀なくされる特殊地帯であり、加うるに只見川、黒又川の電源開発工事に伴う広範な地域にわたる地権の移動、地目の変更、家屋の増築等がひん繁に行われ当出張所の事務量の激増を予想されるから、当出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟地方法務局須原出張所存置に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡須原村長　内山源治外五名（第一一四八号）

右の請願は、行政機構改革に伴い一部登記所の事務停止と統合が実施される由であるが、新潟地方法務局須原出張所管内地方は、本邦第一とも称せられる豪雪地帯で十二月から翌年四月に至る間はあらゆる交通機関がと絶し穴居に等しい生活を余儀なくされる特殊地帯であり、加うるに只見川、黒又川の電源開発工事に伴う広範な地域にわたる地権の移動、地目の変更、家屋の増築等がひん繁に行われ当出張所の事務量の激増を予想されるから、当出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する請願

請願者　愛知県豊橋市関屋町五三　林真一外九名（第一一六四号）

右の請願は、戦犯者の釈放が即時実施されるよう取り計らわれたいとの趣

旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県松山地方法務局日吉出張所存置に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡日吉村長　渡辺綱雄外七名（第一二四二号）

右の請願は、今次の行政改革に伴い地方出先機関の廃合が実施されるようであるが、松山法務局日吉出張所は、地理的関係と地方民の利益のために当局がその重要性を認識せられて設置されたものであつて、もし本出張所が廃止される場合は地方民の登記申請に不便と経済的負担を加えるものであるから、本出張所を従来通り存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保護観察所の強化充実等に関する請願

請願者　大分市荷揚町教育会館内青少年更生保護会内　小野平六外五名（第一二九七号）

右の請願は、政府は、国家財政の立場から行政改革により国費の節約を図り、かつ均衡予算の編成をもつて財政の立直しを計られるようであるが、今日、比較的順調に進みつつある更生保護事業を等閑に付したり軽視するが如き施策は厳に慎み、むしろその助長を計るべきであるから、保護観察所の強化充実を計るとともに法務省矯正保護局および地方保護委員会を現状のまま存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一四号　戦犯者の釈放に関する陳情

第五〇号　戦犯者の釈放等に関する陳情

第八〇号　岡山県湯野村に岡山地方法務局出張所設置の陳情

第一〇六号　保護官庁機構縮少案反対に関する陳情（二通）

第一一一号　戦犯者の釈放等促進に関する陳情

第一八二号　台湾省人戦犯者の釈放促進に関する陳情

第一九一号　高知地方法務局檮原出張所存置に関する陳情

第二〇五号　津地方法務局荻原出張所存置に関する陳情

第二三七号　山口地方法務局奈古出張所存置に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年三月二十三日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

法務委員会陳情特別報告第一号

戦犯者の釈放に関する陳情

第一四号　京都市上京区堀川通花屋町下ル浄土真宗本願寺内　佐々木正淵提出

右の陳情は、終戦後すでに八年を経過し、講和条約も結ばれた現在、なお戦犯の名をもつて国の内外に拘留されている同胞の少くないのはまことに遺憾であるから、戦犯者全員の速時釈放に努力せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者　京都市上京区堀川通花屋町下ル浄土真宗本願寺内　佐々木正淵（第一四号）

右の陳情は、平和条約発効後既に一年を経過しているが、いまだに戦犯者全面釈放ならびに在外抑留同胞完全救出等国民的悲願である幾多の重大問題が未解決の状態にあることは遺憾の極みであるから、世界平和と正義人道を擁護する上に欠くことのできない喫緊事なることに想をもつて本問題完全解決のため万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する陳情

陳情者　愛媛県松山市萱町二ノ八九社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会内　久松定武（第五〇号）

右の陳情は、平和条約発効後既に一年を経過しているが、いまだに戦犯者全面釈放ならびに在外抑留同胞完全救出等国民的悲願である幾多の重大問題が未解決の状態にあることは遺憾の極みであるから、世界平和と正義人道を擁護する上に欠くことのできない喫緊事なることに想をもつて本問題完全解決のため万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保護官庁機構縮小反対に関する陳情（二通）

第一〇六号　香川県高松市中野町香川県保護司連盟会内　国東照吉外二名提出

戦犯者の釈放等促進に関する陳情

第一一一号　愛知県庁内愛知県町村議会議長会内　伊東豊太郎提出

台湾省人戦犯者の釈放促進に関する陳情

第一八二号　東京都中央区銀座七ノ三財団法人台湾協会長　藤山愛一郎提出

高知地方法務局檮原出張所存置に関する陳情

第一九一号　高知県高岡郡檮原村長　崎村義郎提出

津地方法務局荻原出張所存置に関する陳情

第二〇五号　三重県多気郡三瀬谷町長　前納脩三外三名提出

山口地方法務局奈古出張所存置に関する陳情

第二三七号　山口県阿武郡奈古町長　小野博盛外七名提出

右九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年三月二十三日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

岡山県湯野村に岡山地方法務局出張所設置の陳情

陳情者　岡山県川上郡湯野村長　田村冨一外五名（第八〇号）

右の陳情は、岡山地方法務局吹屋出張所は、川上郡吹屋町、湯野村、平川村、宇治村、中村大字布寄を管轄しているが、現所在地は平川村中央部から四里、両村の最遠距離からは五里ないし六里であるため登記出願には中途に一泊するという不便があり、ことに山上に位置しているため二十町の坂路を登る状態であるから、岡山地方法務局出張所を川上郡北部の要衝地湯野村大字東油野字田原に新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保護官庁機構縮小反対に関する陳情（二通）

第一〇六号　香川県高松市中野町香川県保護司連盟会内　国東照吉外二名（第一〇六号）

右の陳情は、保護観察制度の実施によつて国費を節約していること四十億の多きに及んでいる現状に鑑み、刑の執行猶予者全部に対する保護観察が実施されようとしているとき保護司制度ならびに保護観察等保護官庁機構はむしろ充実されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦犯者の釈放等促進に関する陳情

陳情者　愛知県庁内愛知県町村議会議長会内　伊東豊太郎（第一一一号）

右の陳情は、終戦後八年有余を経過する今日、いまなお巣鴨の獄窓に戦犯者として拘禁され、またソ連には幾多の同胞が苦悩の日を送りつつあることは、まことに同情に堪えないものがあるから、すみやかに戦犯者の赦免ならびにソ連残留同胞の引揚げを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台湾省人戦犯者の釈放促進に関する陳情

陳情者　東京都中央区銀座七の三財団法人台湾協会長　藤山愛一郎（第一八二号）

右の陳情は、各級戦犯者の全面的早期釈放は祈つてやまぬところであるが、特に台湾出身者の釈放促進については、皇民化の強い支配下におかれた事実ならびに将来の日台関係の重要性にかんがみ、政府において積極的に考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知地方法務局檮原出張所存置に関する陳情

陳情者　高知県高岡郡檮原村長　崎村義郎（第一九一号）

右の陳情は、高知県檮原村は、日本屈指の面積を有する広山村であつて、法務局出張所から各部落人家までは最遠距離八里半に及び現在でも登記のため村民は宿泊を要する状態で、若し当村の法務局出張所が廃止されるようなこととなれば村民の不利不便ははかり知れないものがあるから、檮原出張所は存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

津地方法務局荻原出張所存置に関する陳情

陳情者　三重県多気郡三瀬谷町長　前納脩三外三名（第二〇五号）

右の陳情は、行政改革に伴い、津地方法務局荻原出張所が廃止される由であるが、本出張所は、三瀬谷町、荻原村、領内村、大杉谷村の東西実に十五里南北二里余に及ぶ山岳重畳県下まれなへき地を管轄区域としており、既往の取扱件数の多少を基礎として廃止するならば当地方一般民衆のこうむる有形無形の損失はじん大であるから、本出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口地方法務局奈古出張所存置に関する陳情

陳情者　山口県阿武郡奈古町長　小野博盛外七名（第二三七号）

右の陳情は、聞くところによると、今回政府の行政整理方針により山口地方法務局奈古出張所が廃止の対象となるよしであるが、該出張所は管内の中間に位し、地理的時間的にすこぶる便益を得ているばかりでなく、近時農地の交換分合等が行われその利用度も増加の一途をたどつている状況でこれを廃止することは民意にそむき実情に反するものであるから、該出張所は現在のまま存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一三四号　北海道紋別町に測候所設置の請願
第一三五号　北海道紋別町に警備救難署設置等の請願
第一三六号　北海道紋別町に電波標識施設設置の請願
第一五五号　熊本県合津港しゆんせつ促進に関する請願
第二三六号　鹿児島県根占港修築工事施行に関する請願
第二四一号　朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第三〇二号　宮城県塩釜港の一万トン岸壁工事促進に関する請願
第三一三号、第四四二号、第四七〇号、第五七一号、第六〇〇号、第六二二号、第六二三号、第七〇三号、第七七六号、第九八六号、第九八七号、第九八八号、第一〇一〇号、第一〇八九号、第一一七七号、第一一七八号、第一三〇一号、第一三四七号　自動車運送事業の免許制度廃止反対に関する請願
第三三〇号　北海道羽幌港修築工事促進に関する請願
第三三一号　北海道羽幌町に燈台設置の請願
第三四一号　早岐、道尾両駅間鉄道敷設に関する請願
第三六四号　常磐、東北両線の鉄道電化促進に関する請願
第四九九号　京都、草津両駅間電車運転に関する請願
第七〇二号　山形県酒田港しゆんせつ工事施行に関する請願
第八九八号　石勝線鉄道敷設促進に関する請願
第八九九号　宮崎港修築工事促進に関する請願
第九〇〇号　宮崎県延岡港修築工事施行に関する請願
第九一三号　大白川駅、福島県只見間鉄道敷設促進に関する請願
第一〇一三号　小出、只見線鉄道全通に関する請願
第一〇二一号　京都、草津両駅間電車運行促進に関する請願
第一〇七七号　赤穂線鉄道全通促進に関する請願
第一〇七八号　国鉄自動車窪川線増発運行に関する請願
第一一九九号　豊富、浜頓別両駅間鉄道敷設に関する請願
第一四一六号　四国循環鉄道開通促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年三月二十六日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会請願特別報告第一号

北海道紋別町に測候所設置の請願
第一三四号　北海道紋別郡紋別町長　大西真平提出

北海道紋別町に警備救難署設置等の請願
第一三五号　北海道紋別郡紋別町長　大西真平提出

北海道紋別町に電波標識施設設置の請願
第一三六号　北海道紋別郡紋別町長　大西真平提出

熊本県合津港しゆんせつ促進に関する請願
第一五五号　熊本県天草郡今津村長　石兼武雄外四名提出

鹿児島県根占港修築工事施行に関する請願
第二三六号　鹿児島県肝属郡根占町長　坂口逸己外二名提出

朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第二四一号　北海道雨龍郡幌加内村長　青木哲雄外二名提出

宮城県塩釜港の一万トン岸壁工事促進に関する請願
第三〇二号　宮城県塩釜市長　桜井辰治外一名提出

自動車運送事業の免許制度廃止反対に関する請願
第三一三号　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　小野哲提出
第四四二号　静岡県清水市入船町三ノ四鈴与自動車運送株式会社取締役社長　鈴木要二外七名提出
第四七〇号　鳥取市今町二ノ二七日ノ丸運送株式会社取締役社長　由谷義治提出
第五七一号　愛媛県松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内　島本友次郎提出
第六〇〇号　岐阜県大野郡久々野村大字久々野二、一六二久々野運輸株式会社取締役社長　高井斉外四名提出
第六二二号　岐阜県武儀郡洞戸村岐北トラック運輸株式会社取締役社長　林武提出
第六二三号　高知市駅前町二四高知県貨物自動車協会内　上田統造提出
第七〇三号　岐阜市高野町八丁目第一合同運輸株式会社代表取締役　高橋理三郎提出
第七七六号　山口市大字上宇野令第三七四ノ四　市木万四提出
第九八六号　静岡県沼津市我入道江川町一九ノ一大一トラック急送株式会社社長　鈴木万吉外六名提出
第九八七号　千葉市要町一七日本通運株式会社千葉支店内田谷一提出
第九八八号　静岡市栄町二ノ四日本通運株式会社静岡支店内　伊東三男外五名提出
第一〇一〇号　茨城県水戸市泉町茨城県公益トラック協会内　島津三郎提出
第一〇八九号　福島市清明町三二福島運送株式会社専務取締役　亀谷栄治提出
第一一七七号　和歌山市友田町五の四和歌山運送株式会社取締役社長　平井俊吉提出
第一一七八号　福島県耶麻郡猪苗代町字堤五〇〇八耶麻貨物自動車株式会社取締役社長　津金春雄提出
第一三〇一号　福島県平市字鍛治町九磐城貨物自動車株式会社取締役社長　渡辺重三郎提出

第一三四七号　福島県伊達郡梁川町字中町四二東北運送株式会社取締役社長　宍戸喜七提出
北海道羽幌港修築工事促進に関する請願
第三三〇号　北海道苫前郡羽幌町長　渡部賢次郎外二名提出
北海道羽幌町に燈台設置の請願
第三三一号　北海道苫前郡羽幌町長　渡辺賢次郎外二名提出
早岐、道尾両駅間鉄道敷設に関する請願
第三四一号　長崎県西彼杵郡高島町役場内長崎佐世保線鉄道建設期成同盟会　福崎俊多提出
常磐、東北両線の鉄道電化促進に関する請願
第三六四号　茨城県議会議長　鈴木一司提出
京都、草津両駅間電車運転に関する請願
第四九九号　滋賀県大津市東浦一番町滋賀県鉄道電化促進期成同盟会内　吉川孫右衛門提出
山形県酒田港しゅんせつ工事施行に関する請願
第七〇二号　山形県知事　村山道雄提出
石勝線鉄道敷設促進に関する請願
第八九八号　北海道夕張市役所内石勝線新設促進期成連合会内　北島光盛提出
宮崎港修築工事促進に関する請願
第八九九号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
宮崎県延岡港修築工事施行に関する請願
第九〇〇号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
大白川駅、福島県只見間鉄道敷設促進に関する請願
第九一三号　新潟県北魚沼郡入広瀬村議会議長　住安嘉一外六名提出
小出、只見線鉄道全通に関する請願
第一〇一三号　新潟県北魚沼郡小出町役場内小出只見線全通期成同盟会内　西川弥平治提出
京都、草津両駅間電車運行促進に関する請願（三通）
第一〇二一号　滋賀県大津市松幡町大津商工会議所会頭　岩崎定次郎外三十五名提出
赤穂線鉄道全通促進に関する請願
第一〇七七号　岡山県知事　三木行治提出
国鉄自動車窪川線増発運行に関する請願
第一〇八八号　愛媛県北宇和郡吉野生村長　布末光提出
豊富、浜頓別両駅間鉄道敷設に関する請願
第一一九九号　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外一名提出
四国循環鉄道開通促進に関する請願
第一四一六号　愛媛県知事　久松定武外一名提出

右四十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年三月二十六日
運輸委員長　前田穰
参議院議長河井彌八殿

意見書案

北海道紋別町に測候所設置の請願
請願者　北海道紋別郡紋別町長　大西真平（第一三四号）

右の請願は、紋別郡内の漁農家は、測候所が四十里を距てる網走にある関係で天気予報を有効に利用することができないため、不慮の事故により生命を失う者も多く、かつ、外国船による漁船のだ捕事件も諸警報があつたら未然に防止できたと思われるものも少くないから、紋別郡の中心地であり産業、経済、文化の中枢をなす紋別町に測候所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道紋別町に警備救難署設置等の請願
請願者　北海道紋別郡紋別町長　大西真平（第一三五号）

右の請願は、オホーツク海沿岸における警備救難署は、稚内・網走の二箇所のみで、この間の百五十浬に及ぶ海岸線には何等の施設、一隻の監視船もない現状で、遭難事故発生の際応急の万全は期し得ないから、オホーツク海沿岸の中心地である紋別町に警備救難署を設置して大型監視船を常置配属されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道紋別町に電波標識施設設置の請願
請願者　北海道紋別郡紋別町長　大西真平（第一三六号）

右の請願は、オホーツク海沿岸の中心地であり、最良の港湾を有する紋別町に電波標識施設（ラジオビーコン）を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県合津港しゅんせつ促進に関する請願
請願者　熊本県天草郡今津村長　石兼武雄外四名（第一五五号）

右の請願は、熊本県合津港は、天草島の最東端に位し、古来から商港として旅客の乗降、産業物資の集散、連絡寄港地として利用度の高い港であるが、海深浅く、船舶の荷役、陸揚げ、乗降客の不便、船舶の発着等に至つては支障この上もない現況であるから、すみやかに本港のしゅんせつ工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県根占港修築工事施行に関する請願
請願者　鹿児島県肝属郡根占町長　坂口逸己外二名（第二三六号）

右の請願は、鹿児島県根占港は、年次別紙十開発計画の進ちよくに伴う産出物資の搬出増加及び開発に必要な原材料の搬入増加に反し、累年にわたる風水害による港湾の荒廃はとみにいちじるしく、満潮時においてすら船舶の出入に支障をきたし、貨物の荷役輸送等に及ぼす影響は増大しつつあり町民の経済的損失も年間三百万円に及ぶ状態にあるから、本港の修築工事を昭和二十九年度から着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県塩釜港の一万トン岸壁工事促進に関する請願
請願者　宮城県塩釜市長　桜井辰治外一名（第三〇二号）

右の請願は、宮城県塩釜港は、戦後海運界の復興とともにいちじるしく活発化し、大型船の入港トン数は年々増加の一途をたどつているが、これら大型船舶入港の状況は航路が浅く、かつ、一万トン級の岸壁の設備のないため外港にて積荷の一部をはしけによつて荷役し、内港に入港しているが現況であり、航路水深も七メートルに過ぎないので三千トン岸壁に接岸するのも危険であり、さらに着船の至難なことは入港の都度深刻に痛感され、以上の状態を永続すれば開発途上にある東北産業全般に重大なる支障をきたすから、当港の一万トン岸壁工事を昭和二十九年度から緊急施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

請願者　北海道雨龍郡幌加内村長　青木哲雄外二名（第二四一号）

右の請願は、名羽線は、北海道上川郡名寄町を起点として苫前郡羽幌町に至る全長八十六キロ三百メートルを指すものであるが、この間朱鞠内までは昭和十六年十月十日開通を見たまま朱鞠内から羽幌に至る四十三キロ三百メートルが未建設であるから、急速に全線の開通を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
自動車運送事業の免許制度廃止反対に関する請願
請願者　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　小野哲（第三一三号）
請願者　静岡県清水市入船町三ノ四鈴与自動車運送株式会社取締役社長　鈴木要二外七名（第四四二号）
請願者　鳥取市今町二ノ二七日ノ丸運送株式会社取締役社長　由谷義治（第四七〇号）
請願者　愛媛県松山市宮田町宇北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内　島本友次郎（第五七一号）
請願者　岐阜県大野郡久々野村大字久々野二、一六二久々野運輸株式会社取締役社長　高井斉外四名（第六〇〇号）
請願者　岐阜県武儀郡洞戸村岐北トラック運輸株式会社取締役社長　林武（第六二二号）
請願者　高知市駅前町二四高知県貨物自動車協会内　上田統造（第六二三号）
請願者　岐阜市高野町八丁目第一合同運輸株式会社代表取締役　高橋理三郎（第七〇三号）
請願者　山口市大字上宇野令第三七四ノ四　市木万四（第七七六号）
請願者　静岡県沼津市我入道江川町一九ノ一大一トラック急送株式会社社長　鈴木万吉外六名（第九八六名）
請願者　千葉市要町一七日本通運株式会社千葉支店内　田谷一（第九八七号）
請願者　静岡市栄町二ノ四日本通運株式会社静岡支店内　伊東三男外五名（第九八八号）
請願者　茨城県水戸市泉町茨城県公益トラック協会内　島津三郎（第一〇一〇号）
請願者　福島市清明町三二福島運送株式会社専務取締役　亀谷栄治（第一〇八九号）
請願者　和歌山市友田町五の四和歌山運送株式会社取締役社長　平井俊吉（第一一七七号）
請願者　福島県耶麻郡猪苗代町字堤五〇〇八耶麻貨物自動車株式会社取締役社長　津金春雄（第一一七八号）
請願者　福島県平市字鍛治町九磐城貨物自動車株式会社取締役社長　渡辺重三郎（第一三〇一号）
請願者　福島県伊達郡梁川町字中町四二東北運送株式会社取締役社長　宍戸喜七（第一三四七号）

右の請願は、政府は、行政機構改革並びに人員整理を企図せられ、これと関連して自動車運送事業の規正を廃止し人員整理の給源にするかに聞くが、これが事実とすれば自動車運送事業を無秩序状態に置かんとするものであり、自動車運送事業の公共性にかんがみ免許制は絶対必要であるから、自動車運送事業の免許制度廃止に反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道羽幌港修築工事促進に関する請願
請願者　北海道苫前郡羽幌町長　渡部賢次郎外二名（第三三〇号）

右の請願は、現在の羽幌港は砂の移動たい積がはなはだしくかつ恒風に対する施設が不充分なため、船舶の出入に危険を伴い極度に利用価値を減じている実情にあるから、すみやかに防波堤ならびに島堤を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道羽幌町に燈台設置の請願
請願者　北海道苫前郡羽幌町長　渡辺賢次郎外二名（第三三一号）

右の請願は、北海道苫前郡羽幌町は日本海に面し、地方港湾羽幌港を起点に船舶の航行が盛んで海上交通の要路となつている。しかるに沿岸は岩礁多きに加えて風波が高く年々相当な海難事故が発生して尊い人命を失いあるいはばく大な損害をこうむつている実情であるから、本町に是非とも燈台を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
早岐、道尾両駅間鉄道敷設に関する請願
請願者　長崎県西杵彼杵郡高島町役場内長崎佐世保線鉄道建設期成同盟内　福崎俊多（第三四一号）

右の請願は、長崎県西彼杵郡は、本県の二大中心地である長崎市、佐世保市に最も近接し、かつ両市の背後地であるにもかかわらず、今日まで小型の海上交通機関に依存してきた外、ほとんど陸上交通に恵まれず交通不便な地域として取り残されてきたが、早岐、道尾両駅間に鉄道を敷設すると、現状の鉄道より八キロメートル余の短縮となり交通輸送力の強化に最も役立ちうることはもち論のこと、高熱量の粘結炭を始め永産ならびに農林産資源等の開発を、効果的に推進することができるから、本線を鉄道敷設法予定線として指定しすみやかに建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
常磐、東北西線の鉄道電化促進に関する請願
請願者　茨城県議会議長　鈴木一司（第三六四号）

右の請願は、国鉄幹線常磐ならびに東北本線の電化促進については、従来しばしば茨城県議会の議決をもつて意見具申をしてきたところであるが、昭和二十九年度には必ず着工の運びとなるよう特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都、草津両駅間電車運転に関する請願
請願者　滋賀県大津市東浦一番町滋賀県鉄道電化促進期成同盟会内　吉川孫右衛門（第四九九号）

右の請願は、京都、滋賀両地区における交通地獄解消の緊急性と国鉄経営の合理化にかんがみ東海道線電化に先行して、しかもその一環として京都、草津間、もしこれが困難の場合は京都、大津間を即刻電化するよう、昭和二十九年度予算に計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山形県酒田港しゅんせつ工事施行に関する請願
請願者　山形県知事　村山道雄（第七〇一号）

右の請願は、山形県酒田港は、水深不足のため大型船舶の入港はほとんど回避されはなはだしき場合は入港予定計画の船舶すら入港を見合わせなければならない事例もあり本県産業経済に及ぼす影響はじん大なるものがあるから、本港の航路水深九メートルのしゅんせつ工事を国庫補助によつて実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
石勝線鉄道敷設促進に関する請願
請願者　北海道夕張市役所内石勝線新設促進期成連合会内　北島光盛（第八九八号）

右の請願は、根室本線新得から占冠、紅葉山を経て追分、千歳を結ぶ石勝線鉄道を敷設することによつて、十勝、上川、日高、空知、胆振各支庁管内の豊富な未開発資源を開発することができ、苫小牧、室蘭両港をはじめ札幌、小樽方面及び旭川、稚内方面への連絡距離を短縮する等本道総合開発上極めて重要かつ緊急な施策であるから、本鉄道の敷設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎港修築工事促進に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第八九九号）

右の請願は、宮崎県宮崎港は、後方に広大な宮崎平野と山林地帯とを控え、その豊富な資源を抱容し、その開発上枢要なる地位を占めている。とくに豊富な水力発電事業の開発に伴い工業生産がまさにぼつ興しようとする今日本港の修築、さらに大淀川改修による河口整備の根本的修築工事は喫緊事となつているから、本工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県延岡港修築工事施行に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第九〇〇号）

右の請願は、宮崎県延岡港は、近代的港湾整備のため修築工事を施行中で未だ充分な機能を発揮できないが、本港後方地域は近代化学工場が多数所在し、さらに五ヵ瀬川、北川、祝川、耳川等の流域には無尽蔵の森林資源を抱容する広大な地域を控えており、本港の修築整備の促進は地方的利益よりも国家的見地より必要であるから、本港修築工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大白川駅、福島県只見間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村議会議長　住安嘉一外六名（第九一三号）

右の請願は、鉄道只見線中大白川駅から福島県南会津郡只見村大字只見に至る区間が開通すれば、沿線の木材、鉱物等豊富な天然資源が開発され、また同地区は只見電源開発の中心地帯であるため、将来の電源開発事業の輸送路として重要な役割を果すことは明らかであるから、すみやかに只見線大白川駅から只見村に至る未開通区間鉄道敷設の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小出、只見線鉄道全通に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡小出町役場内小出只見線全通期成同盟会内　西川弥平治（第一〇一三号）

右の請願は、只見川電源開発事業促進上もつとも不可分の関係にある鉄道小出、只見線をすみやかに全通せしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都、草津両駅間電車運行促進に関する請願（三通）

請願者　滋賀県大津市松幡町大津商工会議所会頭　岩崎定次郎外三十五名（第一〇二一号）

右の請願は、京都、草津両駅間は、交通量の増大に加えて、東山、逢坂山間トンネルを有しているため旅客の苦悩は言語に絶する状況であるから、名古屋、大阪間の電化施工に当つては京都、草津両駅間の工事を優先的に実施せられるとともに本線電化完成に先行して電車を運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

赤穂線鉄道全通促進に関する請願

請願者　岡山県知事　三木行治（第一〇七七号）

右の請願は、国鉄赤穂線の建設は地元民多年の要望であり、その建設効果は全国幾多の建設線に優越するものであるから、昭和二十九年度以降継続施工とし、一日もすみやかに全線の開通を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄自動車窪川線増発運行に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡吉野生村長　布末光（第一〇七八号）

右の請願は、高知県窪川町と愛媛県宇和島市を結ぶ国鉄自動車窪川線中「窪川―宇和島」直通便は昨年三月二十六日国鉄江川崎線の吉野生、江川崎間の開通以来運転数回が削減されたために地元民の受ける不便はきわめて大きいから、国鉄自動車窪川線の増発運行を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

豊富、浜頓別両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外一名（第一一九九号）

右の請願は、豊富、浜頓別両駅間に鉄道を敷設すれば、道北地方における日本海方面からオホツク海方面に通ずる交通路となり国土保全上重要であること、及びオホツク海方面各町村の文化、経済、産業開発に役だち両駅間にある農耕適地、森林および地下資源（石炭）の開発を容易にする等の利益があるから、両駅間に鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

四国循環鉄道開通促進に関する請願

請願者　愛媛県知事　久松定武外一名（第一四一六号）

右の請願は、四国循環鉄道は単に愛媛、高知両県の問題だけでなく、四国全体の交通運輸上の重大問題であり、本鉄道の開通は、鉱、水、林産資源の開発はいうまでもなく文化の向上を促し地方民の利益向上に資すること多大であるから、高知県江川崎、窪川間の急速なる開通実現方につき格別に善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八号　大阪環状線鉄道敷設に関する陳情

第一七八号　密漁船取締に関する陳情

第一九〇号　杉安、湯前両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第一九三号　宮崎県延岡港修築工事促進に関する陳情

第一九四号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

第二四四号　京都、草津両駅間電車運行促進に関する陳情

第二四四号　滋賀県大津市松幡町大津商工会議所内滋賀県中小企業振興会内　加藤貞蔵提出

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八号　大阪環状線鉄道敷設に関する陳情

第一七八号　密漁船取締に関する陳情

第一九〇号　杉安、湯前両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第一九三号　宮崎県延岡港修築工事促進に関する陳情

第一九四号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

第二四四号　京都、草津両駅間電車運行促進に関する陳情

第二四四号　滋賀県大津市松幡町大津商工会議所内滋賀県中小企業振興会内　加藤貞蔵提出

昭和二十九年六月十五日　参議院会議録附録（その三）　審査報告書（第二十四号参照）

運輸委員会陳情特別報告第一号

大阪環状線鉄道敷設に関する陳情

第八号　大阪市長　中井光次提出

密漁船取締に関する陳情

第一七八号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

杉安、湯前両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第一九〇号　宮崎県児湯郡妻町長　桐山脩外三十二名提出

宮崎県延岡港修築工事促進に関する陳情

第一九三号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

宮崎港修築工事促進に関する陳情

第一九四号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

京都、草津両駅間電車運行促進に関する陳情

第二四四号　滋賀県大津市松幡町大津商工会議所内滋賀県中小企業振興会内　加藤貞蔵提出

運輸委員会陳情特別報告第一号

大阪環状線鉄道敷設に関する陳情

第八号　大阪市長　中井光次提出

昭和二十九年三月二十六日

運輸委員長　前田穰

参議院議長河井彌八殿

右の通り審査決定した。よつて報告する。

京都、草津両駅間電車運行促進に関する陳情
第三四〇号　滋賀県大津市議会議長　西田与一郎提出

右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年三月二十六日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

意見書案

大阪環状線鉄道敷設に関する陳情
陳情者　大阪市長　中井光次
（第八号）

右の陳情は、大阪市は、近時のいちじるしい産業経済の復興と、戦後周辺地区に集中した人口分布の変化および大阪市の年々十四、五万の人口増加によつて、常時流動人口は激増の一途をたどりつつあり、随処に交通混乱状態を露呈しているが、僅かな市営高速度鉄道と、一貫性のない国鉄西成線、関西線、城東線では到底本市の交通難を根本的に打開できない。しかるに国鉄西成線と関西線を西大阪で結ぶことは距離にしてわずか二キロメートルに過ぎず城東線と相互連絡することによつて、容易に環状線が実現されると同時に、西成線西九条駅と臨港線浪速貨物駅との短絡も実現し、大阪市交通難解決の根本対策となるから、大阪環状線の計画を国鉄事業として、昭和二十九年度から一部着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

密漁船取締に関する陳情
陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第一七八号）

右の陳情は、終戦後漁民人口の増加と漁民生活の不安定とにより、漁業秩序の混乱に便乗して漁業に関する法令、規則を無視する傾向にあり、悪質侵犯、反道義的操業が日常茶飯事として繰り返されているために漁場の資源は年々減少しているばかりでなく、禁止区域の侵犯は日夜の別なく沿岸漁船ならびにその漁具に多大の被害を及ぼし時には人命をさえ危険に陥し入れるような暴挙を行いつつあつて、沿岸零細漁民の窮乏はその極に達しているから、宮崎県日向市細島港ならびに有明湾内福島港に警備救難所設置および監視船の増加配置の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

杉安、湯前両駅間鉄道敷設促進に関する陳情
陳情者　宮崎県児湯郡妻町長　桐山脩外三十二名（第一九〇号）

右の陳情は、日豊線広瀬駅から分岐して杉安駅を経て湯前駅に至る妻線の完成によつて宮崎県と中央との距離を短縮し、県政の振興をはじめ、一ツ瀬川総合開発、地元市町村民の福祉等国家復興と再建に寄与するところが大きいから、すみやかに本線の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県延岡港修築工事促進に関する陳情
陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第一九三号）

右の陳情は、宮崎県延岡港は、近代的港湾整備のため修築工事を施行中で、未だ充分な機能を発揮できないが、本港後方地域は近代化学工場が多数所在し、さらに五ヶ瀬川、北川、祝川、耳川等の流域には無尽蔵の森林資源を抱容する広大な地域を控えており、本港の修築整備の促進は地方的利益よりも国家的見地より必要であるから、本港修築工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎港修築工事促進に関する陳情
陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第一九四号）

右の陳情は、宮崎県宮崎港は、後方に広大な宮崎平野と山林地帯とを控え、その豊富なる資源を抱容し、その開発上枢要なる地位を占め、とくに豊富なる水力発電事業の開発に伴い工業生産がまさにぼつ興しようとする今日本港の修築、さらに大淀川改修による河口整備の根本的修築工事は喫緊事となつているから、本工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都、草津両駅間電車運行促進に関する陳情
陳情者　滋賀県大津市議会議長　西田与一郎（第二四〇号）

右の陳情は、東山及び逢坂山両トンネルを持ち、更に近時交通量の増大せる東海道本線京都、草津間の鉄道交通の実状は全く地獄絵巻に等しく、これが改善は電化以外に方法はないから、本線の電化完成に先行して同区間の電化工事を優先実施しすみやかに国鉄電車を運行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第二十五号参照〕

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十九日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　　梶原　茂嘉
鹿島守之助　　加藤シヅエ
羽生　三七　　杉原　荒太
西郷吉之助

要領書

一、委員会の決定の理由

日米間の郵便為替業務に関しては、明治十八年以来両国間に協定があり、戦後は平和条約の想定によつて、これが復活した。ただ現在の事態に適合するよう若干の改正を施したのが本約定であるので、承認することを妥当と認めた。

二、事件の利害得失

日米両国間の郵便為替業務が現状に即して相互に便利に行われる利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月二十九日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小林　英三　　豊田　雅孝
加藤　正人　　海野　三朗
酒井　利雄　　高橋　衛
西川弥平治　　白川　一雄
岸　良一　　三輪　貞治
黒川　武雄

要領書

一、委員会の決定の理由

中小企業金融公庫法施行後の経過にかんがみ、同公庫の資金をふやすため政府の出資金を追加し、且つその貸付対象の範囲を拡張して塩業組合と消費生活協同組合を追加する等の措置を講ずるもので妥当な方策と認められる。

二、事件の利害得失

中小企業金融公庫への出資金を増加し、また塩業組合と消費生活協同組合を貸付の対象とすることは、中小企業者の設備資金と長期運転資金を助成する利益がある。

三、費用
昭和二十九年度一般会計予算に政府出資金として二十五億円を計上している。

審査報告書
農産物検査法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十九日
農林委員長　片柳　眞吉
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
江田　三郎　清澤　俊英
上林　忠次　河合　義一
北　勝太郎　河野　謙三
川口爲之助　佐藤清一郎
関根　久藏　重政　庸徳
戸叶　武

要領書
一、委員会の決定の理由
現行農産物検査法においては、検査手数料は収入印紙をもつて納付することになつているが、これを農林大臣が発行する農産物検査印紙をもつてすることに改め、これに伴う農産物検査印紙の製造、発行及び売さばきに関し規定しようとするものであつて、妥当の措置と認める。
二、事件の利害得失
農産物検査手数料の納付を容易丹つ確実にし、併せて検査に対する不正行為の防止に資する。
三、費用
特に費用を要しない。

審査報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十九日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
小林　政夫　青柳　秀夫
木内　四郎　藤野　繁雄
岡崎　眞一　白井　勇
堀木　鎌三　安井　謙
東　隆　成瀬　幡治
前田　久吉　三木與吉郎
土田國太郎　野溝　勝

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、食糧管理特別会計の食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額を二百億引上げ二千六百億円とするとともに、農産物検査手数料を農産物検査印紙をもつて納付させることとなるに伴い、所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
食糧管理特別会計の運営を円滑ならしめ得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月二十九日
電気通信委員長　左藤　義詮
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
島津　忠彦　久保　等
石黒　忠篤　新谷寅三郎
津島　壽一　石原幹市郎
山田　節男

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、放送法第三十七条の規定に基き、日本放送協会の昭和二十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めんとするものであつて、その内容には受信料の引上げを含んでいる。受信料の引上げは時節柄好ましくないが、放送施設の老朽、職員給与の低位、諸経費のやむを得ざる増加等の状況に鑑みて、他に収入の途のない日本放送協会をして、その目的を達成させるためには、やむを得ない措置であり、本件は概ね妥当なものと認め委員会は別紙の附帯決議を附して、承認すべきものと決定した。
二、事件の利害得失
日本放送協会が放送受信契約者から徴収する受信料の月額は、ラジオにおいては現行五〇円から六七円（三箇月につき二〇〇円）、テレビジョンにおいては二〇〇円から三〇〇円に引上げられることによつて協会の経営の基礎を確実にすることができる。
三、費用
日本放送協会昭和二十九年度収支予算は
ラジオ
収入一〇〇億二、二五〇万二千円
支出一〇〇億二、二五〇万二千円
テレビジョン
収入一二億二、三〇〇万円
支出一二億二、三〇〇万円
である。

附帯決議
政府並びに日本放送協会は、左の事項の達成に努むべきである。
一、放送事業の現況にかんがみ、速やかに放送法の根本的改正をはかること。
二、日本放送協会は、その事業運営の合理化並びに経理の堅実化につき格段の努力をなすこと。
三、難聴地域の速やかなる解消につき具体的計画をたてこれを実施すること。
四、技術研究の公開、成果の一般利用につき一層の配意をなすこと。

審査報告書
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月三十日
厚生委員長　上條　愛一
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
谷口弥三郎　西岡　ハル
横山　フク　大谷　瑩潤
高野　一夫　常岡　一郎
堂森　芳夫　有馬　英二
湯山　勇　藤原　道子
中山　壽彦

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、日雇労働者健康保険における保険給付の内容を改善するため、療養の給付期間を六箇月に延長するため改正しようとするものであつて妥当な措置であるが別紙の通り附帯決議を附した。
二、事件の利害得失
保険給付期間の延長により日雇労働者の健康増進及び負担の減少を図ることができる利益がある。
三、費用
本法施行のため昭和二十九年度予算に二十一億五千万円を計上している。

附帯決議
日雇労働者健康保険は他の社会保険に比し、著しく内容が劣る実状に鑑み、政府は更に国庫負担を大幅に増額し、その給付内容の充実改善を図ること。
特に傷病手当金の制度を欠くことは本保険の最大の欠点であるから速やかにこれを実施することを強く要望する。

審査報告書
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月三十日
厚生委員長　上條　愛一
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
中山　壽彦　横山　フク
大谷　瑩潤　高野　一夫
常岡　一郎　堂森　芳夫
有馬　英二　湯山　勇
藤原　道子

第三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第五条第二項を次のように改める。
2　修学資金の貸付金は、無利子とし、その他の貸付金については、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年三分とする。
附則第一項に次の但書を加える。
但し、改正後の第五条第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、父母のない児童に対しても、その独立自活の促進を図るため、修学資金及び修業資金の貸付を行うよう改正しようとするものであつて妥当な措置であるが、別紙の通り修正した。
二、事件の利害得失
本法の施行によつて児童福祉の徹底を図り得る利益がある。
三、費用
本法施行のため昭和二十九年度予算に二千万円を増加計上している。

審査報告書
骨牌税法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月三十日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
木内　四郎　小林　政夫
藤野　繁雄　青柳　秀夫
大谷　贇雄　白井　勇
西川弥平治　岡崎　眞一
堀木　鎌三　東　隆
成瀬　幡治　菊川　孝夫

土田国太郎　前田　久吉
山本　米治

第四条の改正規定中「二千五百円」を「四千円」に、「千八百円」を「二千円」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、今次税制改正の一環として、骨ばいについて素材の区分により、その税率にそれぞれ差異を設けて引き上げようとするものであり衆議院において第一種麻雀のうち、牛骨を用いたるものにつき四千円を二千五百円に、その他のものにつき（象牙及び牛骨以外のもの）二千円を千八百円に引き下げる修正を加えたものであるが、骨ばいの使用状況等にかんがみ、牛骨を用いたるものを四千円に、その他のものを二千円にそれぞれ修正し、政府原案の通りとすることを適当と認めた。

二、事件の利害得失
骨ばい税収入の増徴を図り、しゃし的消費の抑制に資する利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度における骨ばい税収入予算額は、一億九千二十五万円である。

審査報告書

物品税法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月三十日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
木内　四郎　　前田　久吉
成瀬　幡治　　土田国太郎
堀木　鎌三　　東　隆
岡崎　眞一
西川弥平治　　白井　勇
大谷　贇雄　　青柳　秀夫

藤野　繁雄　　小林　政夫
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、今次税制改正の一環として最近における課税物品等の消費の状況にかんがみ、一部の物品についてその税率の引上げ及び調整を行うとともに、課税物品を追加し、又高級毛皮製品について小売課税の方法を採用しようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失
しゃし品等に対する課税を増強し、しゃし的消費の抑制等を図り得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度物品税収入予算額は二百四十三億九千八百万円である。

審査報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月三十日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
木内　四郎　　小林　政夫
藤野　繁雄　　青柳　秀夫
大谷　贇雄　　白井　勇
西川弥平治　　岡崎　眞一
堀木　鎌三　　東　隆
成瀬　幡治　　菊川　孝夫
前田　久吉　　米治
野溝　勝

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和二十八年度における風水害、冷害等の異常な発生により、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金支払財源の不足を補てんするため、昭和二十九年度において、一般会計から繰入金をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
農業共済再保険特別会計の運営円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度において一般会計より農業共済再保険特別会計の農業勘定に五十五億円を繰り入れることとなる。

審査報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月三十日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
木内　四郎　　山本　米治
土田国太郎　　成瀬　幡治
東　隆　　三木與吉郎
堀木　鎌三　　野溝　勝
岡崎　眞一　　西川弥平治
白井　勇　　青柳　秀夫
藤野　繁雄
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国民金融公庫の資本金百七十五億円を百九十五億円に二十億円増加するとともに、国民金融審議会の委員に中小企業庁を代表する者を加えようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
国民金融公庫の貸出業務の円滑なる遂行を図り得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第二十六号参照〕

審査報告書

ガス事業法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月三十一日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
豊田　雅孝　　加藤　正人
海野　三朗　　岸　良一
石原幹市郎　　武藤　常介
小林　英三　　黒川　武雄
酒井　利雄　　白川　一雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、従来公益事業令によつて、電気事業と同一規制を受けていたガス事業をその性格上から電気事業と切離し立案されたもので、ガス事業の運営を調整し、ガスの使用者の利益を保護すると同時に、ガスの製造及び供給に伴う危険を防止しようとするもので、現下適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失
本法案の施行により、ガス事業の健全な発達に資するとともに、ガスの取扱上の危険を防止し公共の安全と福祉増進に寄与する利益がある。

三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

航空法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月三十一日
運輸委員長　前田　穣
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
岡田　信次　　入交　太蔵
植竹　春彦　　重盛　壽治
大和　與一　　井村　徳二
森田　義衛　　高木　正夫
山口　重彦　　木島　虎藏

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は航空法施行後の経験に鑑み、航空機の耐空証明、航空従事者、飛行場等に関する規定を整備するとともに、外国人国際航空運送事業の規制について必要な規定を設けようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
滑空機検査の簡易化及び航空の安全性の確保に資するとともに、外国人国際航空運送事業について必要な規制をなし得る等の利益がある。

三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年三月三十一日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
木内　四郎　　藤野　繁雄
白井　勇　　大谷　贇雄
青柳　秀夫　　岡崎　眞一
西川弥平治　　小林　政夫
土田国太郎　　三木與吉郎
山本　米治　　前田　久吉
堀木　鎌三

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、今次税制改正の一環として、長期の定期性預貯金等の利子所得に対する所得税を軽減し、配当所得に対する源泉徴収税率を引き下げ、価格変動準備金制度の合理化を図り、法人の支出する交際費等について課税上の特例を設け、法人が増資を行つた場合における配当につき一定額を限度として法人税を免除することとする外、輸出所得の控除制度の拡充合理化を図り、探鉱用の機械設備等についての特別償却制度、及び消費生活協同組合等に対

する特別免税制度を設ける等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認めた。

なお、次のような附帯決議を行つた。

附帯決議

政府は、中小企業等協同組合（事業協同組合）の実情にかんがみ、右に対しても消費生活協同組合等に対すると同様な減税措置をなし得るよう、速かに検討の上、成案を得て、国会に提案することを要望する。

右決議する。

二、事件の利害得失

資本蓄積及び資本構成の是正、輸出の振興、採鉱の奨励等に資し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第二十七号参照〕

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月三十一日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

上原　正吉　　宮城タマヨ
楠見　義男　　小林　亦治
棚橋　小虎　　三橋八次郎
中山　福藏　　加藤　武德
一松　定吉　　亀田　得治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国外に在る日本航空機内の犯罪に対し、刑法を適用すること及び初度目の執行猶予者に対し、これを保護観察に付することが出来るようにするものであつて、航空事業の現状に照し且つは、保護観察制度の持つ意義に鑑み、適切である。

二、事件の利害得失

本法の実施により、刑法の適用範囲が航空事業の実情に合致するとともに、保護観察制度の全面的採用により、犯罪者の健全な社会への復帰について、有力な方途が開かれる。

三、費用

本法の施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

執行猶予者保護観察法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月三十一日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

上原　正吉　　宮城タマヨ
楠見　義男　　小林　亦治
棚橋　小虎　　三橋八次郎
中山　福藏　　加藤　武德
一松　定吉　　亀田　得治

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、今般保護観察制度を全面的に採用したことに伴い、執行猶予者に対する保護観察の運用、手続等を定めるものであり、現下の情勢上適切である。

二、事件の利害得失

本法の施行により、執行猶予者に対する保護観察制度が適切に運用される。

三、費用

本法施行のために、年間二千九百八十二万六千円を要し、昭和二十九年度一般会計予算に計上済である。

審査報告書

刑事訴訟法第百九十四条に基く懲戒処分に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月三十一日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

上原　正吉　　楠見　義男
宮城タマヨ　　小林　亦治
棚橋　小虎　　三橋八次郎
中山　福藏　　加藤　武德
一松　定吉　　亀田　得治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、刑事訴訟法第百九十四条に基く司法警察職員の懲戒手続についての規定を整備するものであつて、現下の情勢に鑑み適切な措置である。

二、事件の利害得失

本法施行により、各捜査機関の権限を調整し、犯罪捜査の実効を挙げ得る。

三、費用

本法施行のために、別段の費用を要しない。

審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年三月三十一日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

上原　正吉　　楠見　義男
宮城タマヨ　　小林　亦治
棚橋　小虎　　三橋八次郎
中山　福藏　　加藤　武德
一松　定吉　　亀田　得治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、土地の状況又は行政区画の変更により、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄区域を変更し、奄美群島の復帰に伴い、設立される名瀬簡易裁判所及び徳之島簡易裁判所を、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により、設立される裁判所とするものであつて、現下の情勢に鑑み妥当である。

二、事件の利害得失

本法施行により、地方住民に便益を与えることができる。

三、費用

本法施行のため別段の費用を要しない。

審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する等の法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月一日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

重宗　雄三　　矢嶋　三義
高瀬荘太郎　　山下　義信
竹下　豐次　　井上　知治
八木　幸吉　　白波瀬米吉
秋山俊一郎　　長島　銀藏

要領書

一、委員会の決定の理由

運輸省の附属機関として、新たに航空大学校及び口之津海員学校を設置し、宮崎海員学校を廃止し、水先審議会を海上航行安全審議会に改めることが衆議院送付案の内容となつているが、宮崎海員学校を廃止し口之津海員学校を新設せんとする経緯を見るに極めて妥当ならざる点もあり、又国会の審議権を制約するおそれもありと認めたので、全会一致で別紙の通り附帯決議をなし本案を可決した。

二、事件の利害得失

この措置により世界にたち遅れたわが国の航空技術を改善し、民間航空の速やかな振興を図り、又船舶航行の安全を確保する等のため機構を整備することができるが、宮崎海員学校を廃止し、口之津海員学校を新設することは学校分布の公平を欠き宮崎海員学校の歴史と南九州の海運に関する地位を軽視する措置であり、且つ本法律案の提出に先立ち口之津海員学校の新設のため民間に対して多額の負担をなさしめ又校舎の建築をなすが如き措置を講じたのは、国会の審議権を制約するおそれがあると認めた。

三、費用

本法施行のため要する費用は、約一億七千万円である。

附帯決議

一、宮崎海員学校は昭和十七年に開校され、大分、宮崎、鹿児島及び熊本の四県即ち南九州地域における海運に関する唯一の海員養成機関である。然るに終戦後米軍に接収され今尚再開の運びに到らず休校しているのであるが、政府は今回これを廃止し、新たに長崎県口之津に新設せんとするものである。本改正案は明かに学校分布の公平を欠き宮崎海員学校の歴史と南九州の海運に関する地位を軽視する措置である。政府は速かに宮崎海員学校の復活をなすべきことを要望する。

二、政府は口之津海員学校を新設するに当り、予算措置を講ずると共に速かに運輸省設置法の改正法律案を国会に提出し、その法律案の成立を待つべきに拘わらず、三月十六日に至り漸く改正法律案を国会に提出し、これら法律案の提出に先立ち民間に対して多額の負担をなさしめ、又校舎の建築をなすが如き措置を講じたる如きは国会の審議権を制約するおそれあり、この点まことに遺憾といわざるを得ない。

政府はかかる措置を繰返さざるよう厳に自戒すべきことを要望する。

〔第三十号参照〕

経済安定委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二三四号　奄美大島復帰後の振興対策に関する請願

第五二九号　離島航路整備に関する請願

第七六一号　兵庫県沼島の離島振興対策実施地域指定に関する請願

第一九七四号　鹿児島県大島郡の復興促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年四月六日

経済安定委員長　早川　慎一

参議院議長河井彌八殿

経済安定委員会請願特別報告第一号

奄美大島復帰後の振興対策に関する請願

第二三四号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

離島航路整備に関する請願

第五二九号　香川県小豆郡豊島村長　藤原長八外十七名提出

兵庫県沼島の離島振興対策実施地域指定に関する請願

第七六一号　兵庫県三原郡沼島村長　中元政吉外一名提出

鹿児島県大島郡の復興促進に関する請願

第一九七四号　鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年四月六日

経済安定委員長　早川　慎一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

奄美大島復帰後の振興対策に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第二三四号）

右の請願は、奄美大島復帰による受入対策については、鹿児島県としても万全の計画を進めているが、何分にも八年間の無惨なる空白状態が続けられていたため、あたかも危篤の病人の如き症状を呈しており、これが復興にはかねて赤字財政に悩む本県としては容易ならざるものがあるから、島民の生活を少くとも内地なみに建て直すため全額補助をもつてする復興事業の外、民生安定をはかるための施策につきすみやかに特別措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

離島航路整備に関する請願

請願者　香川県小豆郡豊島村長　藤原長八外十七名（第五二九号）

右の請願は、香川県豊島村は、海上交通がきわめて不便であるため、島民の生活が極度に貧困化しているが、海上交通を改善することにより本島の産業、経済、政治、文化等あらゆる方面にわたり飛躍的に向上し、かつ民生の安定を得ることが明らかであるから、本島に対し離島振興法を適用して国費による船舶確保と自主的航路の運営ならびに定期便の増発、船足の増強、運賃の減額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県沼島の離島振興対策実施地域指定に関する請願

請願者　兵庫県三原郡沼島村長　中元政吉外一名（第七一六号）

右の請願は、兵庫県沼島は、淡路島から南四キロ、徳島から三十二キロ、和歌山から三十七キロの太平洋に直面する離島であるが、本島は離島振興法第一条に該当するものと考えられるから同法第二条によつて離島振興対策実施地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県沼島の離島振興対策実施地域指定に関する請願

請願者　兵庫県三原郡沼島村長　中元政吉外一名（第七一六号）

右の請願は、兵庫県沼島は、淡路島から南四キロ、徳島から三十二キロの太平洋に直面する離島であるが、本島は離島振興法第一条に該当するものと考えられるから同法第二条によつて離島振興対策実施地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県沼島の離島振興対策実施地域指定に関する請願

請願者　兵庫県三原郡沼島村長　中元政吉外一名（第七一六号）

右の請願は、兵庫県沼島は、淡路島から南四キロ、徳島から三十二キロの太平洋に直面する離島であるが、本島は離島振興法第一条に該当するものと考えられるから同法第二条によつて離島振興対策実施地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県沼島の離島振興対策実施地域指定に関する請願

請願者　兵庫県三原郡沼島村長　中元政吉外一名（第七一六号）

右の請願は、兵庫県沼島は、淡路島から南四キロ、徳島から三十二キロの太平洋に直面する離島であるが、本島は離島振興法第一条に該当するものと考えられるから同法第二条によつて離島振興対策実施地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県大島郡の復興促進に関する請願

請願者　鹿児島県鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県町村議会議長

内　高野季信（第一九七四号）

右の請願は、終戦とともに祖国を離れ、今日まで全く放置されてきた大島郡の現状は、荒廃その極に達し、港湾、道路、学校、通信施設、交通機関等すみやかに対策を必要とする問題が山積しているから、国の責任において万全の復興対策を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二九二号　兵庫県灘村の離島振興対策実施地域指定に関する陳情

第三一三号　電源開発に伴う総合開発事業の推進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年四月六日

経済安定委員長　早川　慎一

参議院議長河井彌八殿

経済安定委員会陳情特別報告第一号

兵庫県灘村の離島振興対策実施地域指定に関する陳情

第二九二号　兵庫県三原郡灘村長　増田卓弥提出

電源開発に伴う総合開発事業の推進に関する陳情

第三一三号　福井県議会議長　長谷川清提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年四月六日

経済安定委員長　早川　慎一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

兵庫県灘村の離島振興対策実施地域指定に関する陳情

陳情者　兵庫県三原郡灘村長　増田卓弥（第二九二号）

右の陳情は、兵庫県灘村は、淡路島の最南端に位置し、北は鶴羽山系によつて隣接町村と隔絶し、南は沼島とともに太平洋に直面しており、さらに村内の大部分はかつて要塞地帯内にあつたため開拓施設の改修等について極端な制約を受けていたこと相まつて交通、産業、文化等いずれの面においても島内他町村と比べ比較にならない低劣な現状であるから、本村を離島振興対策実施地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電源開発に伴う総合開発事業の推進に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第三一三号）

右の陳情は、産業の根幹をなす電源開発は現今における緊要事であるから、北陸、近畿を通じての地勢的条件ならびに電源の分配状態等を再認識して、福井県真名川上流、滋賀県琵琶湖、三重県宮川上流、和歌山県熊野川上流における各総合開発事業の早期完成ならびに着工について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第三十二号参照〕

審査報告書

国際砂糖協定の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月十日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西郷吉之助　園　伊能

羽生　三七　佐多　忠隆

鹿島守之助　梶原　茂嘉

杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は砂糖の輸出入国の立場を相互に調整し、世界自由市場の砂糖価格を安定せしめることを目的としておるもので、砂糖輸入国であるわが国にとつては有利であるので承認すべきものと認めた。

二、事件の利害得失

この協定の当事国となることによつて、砂糖輸入国としての立場が確保され、且つ、自由市場の砂糖需給計画策定に積極的な役割を演ずることができる。

三、費用

分担金を支出する必要がある。但し、分担金算定の基礎となる加入国の票数が未確定であるため、いまのところその額は未定である。

〔第三十三号参照〕

審査報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月十三日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

堀　末治　石村　幸作

伊能　芳雄　高橋進太郎

伊能繁次郎　加瀬　完
館　哲二　小林　武治
秋山　長造　若木　勝藏
笹森　順造　島村　軍次

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における公務員の給与の改訂、物価の変動等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に交付するものの基準等を改正しようとするものであつて、その内容は大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失
この法律の施行によつて、国会議員の選挙等の執行経費の基準の適正化と円滑な執行を期することができる。

三、費用
本改正法の施行によつて算定された費用は、既に昭和二十九年度予算に計上されており、その額は十三億四千五百万円であつて、現行法によるものよりも四千九百十八万円の増加となつている。

審査報告書

一、昭和二十八年度一般会計予備費使用総調書（その1）
一、昭和二十八年度一般会計災害対策予備費使用総調書（その1）
一、昭和二十八年度特別会計予備費使用総調書（その1）
一、昭和二十八年度特別会計予算総則第九条に基く使用総調書（その1）

右全会一致をもつて承諾を与うべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月九日
決算委員長　小林　亦治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
飯島連次郎　大倉　精一
岡　三郎　木村　守江
長谷山行毅　植竹　春彦

平林　太一　鈴木　强平
八木　幸吉　谷口弥三郎
菊田　七平　木下　源吾
東　隆　宮田　重文
石川　榮一　雨森　常夫
青柳　秀夫　山田　節男
島村　軍次　高田なほ子

要領書

委員会の決定の理由
一、昭和二十八年度一般会計予備費の予算額は三十億円であつて、このうち、昭和二十八年四月二十五日から同年十二月二十八日までの間において使用した金額は八億二千九百余万円である。

二、昭和二十八年度一般会計災害対策予備費の予算額は百四十五億円であつて、このうち、昭和二十八年五月三十日から同年十二月二十五日までの間において使用した金額は百十五億千五百余万円である。

三、昭和二十八年度各特別会計予備費の予算総額は四百十億八千九百余万円であつて、このうち、昭和二十八年七月三十一日から同年十二月二十五日までの間において使用した金額は四十六億八千六百余万円である。

四、昭和二十八年度特別会計予算総則第九条の規定に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは一件であつて、その金額は五億八千二百余万円である。

以上四件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認め全会一致をもつて承諾を与うべきものと議決した。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

議員加藤武徳君の逮捕について許諾を求めるの件

右全会一致をもつて許諾を与うべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十九年四月十四日
議院運営委員長　寺尾　豊

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
小笠原二三男　藤田　進
矢嶋　三義　阿具根　登
田畑　金光　松浦　定義
鈴木　一　赤木　正雄
天田　勝正　松浦　清一
松岡　平市　長谷山行毅
石村　幸作　上原　正吉
榊原　亨　西川弥平治
横川　信夫　杉山　昌作

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は議員加藤武徳君に対する収賄の被疑事実に基き、成規の手続を経て同君の逮捕について本院の許諾を求められたものであるが、本委員会は本件要求の理由及び被疑事実に関し、国会議員の活動の自由を保障する憲法の精神に照し慎重に検討した結果、許諾を与うべきものと認めた。

〔第三十五号参照〕

審査報告書

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月十五日
通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
海野　三朗　三輪　貞治
天田　勝正　西川弥平治
西田　隆男　酒井　利雄
白川　一雄　松平　勇雄
岸　良一　加藤　正人
武藤　常介　石原幹市郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正案は、日本製鉄株式会社が、企業再建整備法の規定による決定整備計画に従い、昭和二十五年三月三十一日解散して清算事務に入つたのにともない、日本製鉄株式会社法を廃止するとともにその経過措置を規定した日本製鉄株式会社法廃止法の経過措置の規定中（一）日本製鉄株式会社の第二会社である八幡、富士両製鉄株式会社の社債発行期限を二年延長するとともに社債の効力をも二年延長し、（二）日本開発銀行の貸付金にかかわる担保の効力をも二年延長することを内容とするものである。

当委員会は企業担保制度の制定までの間社債発行その他に支障のないようにしようとする本改正を妥当なものと認める。

二、事件の利害得失
本改正により、当該企業経理の健全化に資し、もつてわが国産業発展に寄与する利益がある。

三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要順書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月十五日
通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
海野　三朗　三輪　貞治
天田　勝正　西川弥平治
西田　隆男　酒井　利雄
白川　一雄　松平　勇雄
岸　良一　加藤　正人
武藤　常介　石原幹市郎

要領書

一、委員会の決定の理由
繊維製品検査所は、輸出絹、人絹織物の検査表示を実施する国の機関として京都外七ケ所に本所、東京外二十三ケ所に支所及び出張所が設置されている。然し、現在鹿児島地方には検査所が設置されていないので、同地方における輸出絹、人絹織物の検査表示は、すべて神戸繊維製品検査所鹿児島支所から出張して行つている実情であるが、昨今鹿児島地方における検査数量は急激に増加している現状に鑑み、検査申請者の便宜を図るとともに、検査業務の円滑且つ迅速な運営を行うため、鹿児島市に神戸繊維製品検査所の出張所を新設しようとするもので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
神戸繊維製品検査所鹿児島出張所の設置により、鹿児島市に常時検査員を駐在せしめることになり、検査業務の能率的運営を図り、品質の改善と海外における声価の向上に資し得る利益がある。

三、費用
別に費用を要しない。

〔第三十七号参照〕

審査報告書

町村合併促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月十九日
地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
堀　末治　石村　幸作
伊能　芳雄　長谷山行毅
伊能繁次郎　秋山　長造
若木　勝藏　松澤　兼人
笹森　順造　小林　武治
館　哲二

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、今後の町村合併の円滑な実施を期するため現行法の一部を改正するものであつて、その内容は、（一）新町村建設計画に定むべき事項の中に、土地改良に関する事項を挿入したこと、（二）教育委員会及び農業委員会の委員の任期及び定数についても

特例を設けたこと及び農業委員会法の一部を附則をもつて改正したこと、（三）都道府県の境界にわたる市町村の境界変更に関する特例を設けて、町村の一部の区域の住民が他の都道府県に属する町村に入りたいという場合の手続を規定したこと、（四）市町村の境界変更に関し都道府県知事の勧告を受けた町村が、四ヶ月を経過しても何等議決をしないときにも住民投票によることができることとしたこと、（五）住民投票により市町村の分村を行うことができる特例を拡張したこと、（六）一部事務組合及び事務委託の特例に関する規定を設け、合併前に関係町村の間でその事務の引継について協議がつかないときは、一応合併後もその関係が継続するものとしたこと、（七）合併町村で、その一部の区域について国民健康保険事業を行つているものには、その実施区域を逐次拡張してゆくことを認め、又一部の区域で国民健康保険を行い得る特例中社団法人で国民健康保険事業を行つているものを加えたこと、（八）現行規定の議員の任期に関する特例によつて従前の町村会の議員がそのまま市議会の議員となる場合には、その任期中に限り、国鉄の職員をやめなくてもよい特例を認めたこと、（九）町村を市へ編入する場合における議会の議員の任期及び定数に関する特例を拡めたこと、（十）都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例を本法の適用又は準用のない郡市の区域の変更の場合にも準用するものとしたこと、等であつて、妥当なものと認めるが別紙の通り附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

この措置によつて、町村合併を円滑に進めることができる。

三、費用

本改正法案の施行によつては、別段の費用を要しないが、町村合併促進費として、昭和二十九年度予算に十九億円計上されている。

附帯決議

昨年十月一日町村合併促進法が施行せられて以来去る四月一日までに実に合併件数三四〇、合併関係町村一、三〇〇以上に達する合併の実現を見たのである。

政府がこれら新合併市町村の育成、なかんずくその新市町村の建設計画の実現のために優先的に援助すべきことは同法の精神とするところであり、これら合併町村に対する政府の措置は、今後の町村合併の促進に至大の影響があるのみならず、実に地方自治の将来を決するものであることに深く思いを致し、政府各省はよろしく一体となり、各種補助金の交付起債の許可国有林野の払下等新市町村の建設に対する援助を積極的に行いもつて、町村合併の促進と地方自治の確立を期せられたい。

右要望する。

審査報告書

自治庁関係法令の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

堀　末治　　石村　幸作
高橋進太郎　　長谷山行毅
伊能繁次郎　　加瀬　完
伊能　芳雄　　松澤　兼人
若木　勝蔵　　秋山　長造
館　哲二　　島村　軍次
小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自治庁関係法令のうち、すでに実効を喪失している「北海道三県協議費怠納者処分及同費に関し不服者出訴の件」外三十六件を廃止しようとするものであつて、妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて不要の法令の整理を行うことができる。

三、費用

本法の施行には別段の費用を要しない。

審査報告書

昭和二十九年度分の市町村民税の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

堀　末治　　石村　幸作
高橋進太郎　　長谷山行毅
伊能繁次郎　　加瀬　完
伊能　芳雄　　松澤　兼人
若木　勝蔵　　秋山　長造
館　哲二　　小林　武治
島村　軍次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は市町村民税の特別徴収税額の通知期限を五月三十一日までとするとともに六月から翌年三月までの間において特別徴収を行うように改正するものであつて、今期国会において審議中の地方税法の一部を改正する法律案の成立するまでの間の特例措置としてやむを得ないものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて市町村民税の特別徴収手続を円滑ならしめることができる。

三、費用

本法の施行には別に費用を要しない。

審査報告書

狂犬病予防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月十九日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

湯山　勇　　竹中　勝男
有馬　英二　　廣瀬　久忠
大谷　瀅潤　　谷口弥三郎
高野　一夫　　横山　フク

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、野犬の増加を防止するため、狂犬病予防員は、犬の所有者から求められたときは、犬を引き取つてこれを処分しなければならないこととするとともに、狂犬病のまん延防止及び撲滅をはかるため、都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、区域及び期間を定めてけい留されていない犬を薬殺させることができるよう改正しようとするものであつて妥当な措置であるが別紙の通り附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

狂犬病まん延防止及び撲滅を図り得る利益がある。

三、費用

本法案施行のため特に費用を要しない。

附帯決議

けい留されていない犬の薬殺については、狂犬病予防のため緊急止むを得ず、且つ他に代るべき捕獲方法のない場合に限り、これを実施するものとする。而してこれが薬殺の実施については、場所及び日時を指定し、他に不測の災害を及ぼさざるよう周知徹底せしめると共に、犠牲動物の苦痛を軽減し、社会人心に与える影響を顧慮して慎重に措置すべきことを要望する。

審査報告書

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月十九日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

湯山　勇　　竹中　勝男
有馬　英二　　横山　フク
大谷　瀅潤　　大谷　瀅潤
廣瀬　久忠　　高野　一夫
谷口弥三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、消費生活協同組合の健全な発達を促すため、消費生活協同組合に対する監督助長等について改善を図るため改正しようとするものであつて妥当な措置であるが別紙の通り附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

消費生活協同組合の健全な発展を図り得る利益がある。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議

わが国消費生活協同組合の実態にかんがみ政府の融資額を増額すると共に、その指導監督に当つては慎重適正な配慮を以て之に当り、特に名義貸による解散権の実施に関しては、真に已むを得ない場合に止め、その育成発展を図ることを要望する。

審査報告書

らい予防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

湯山　勇　　常岡　一郎
有馬　英二　　廣瀬　久忠
大谷　瀅潤　　谷口弥三郎
竹中　勝男

一、要領書
委員会の決定の理由
本法律案は、国立療養所の入所患者の親族で、生計困難のため援護を要する状況にあるものに対して、らい予防法により援護を行うとともに、厚生省の附属機関として、国立らい研究所を設置しようとするものであつて妥当な措置である。
二、事件の利害得失
らい患者の親族の援護並びに患者治療上の徹底を期し得る利益がある。
三、費用
本法施行のため昭和二十九年度予算に七千七百十三万二千六百余円を計上している。

審査報告書
船舶職員法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年四月二十日
運輸委員長　前田　穰
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
岡田　信次　入交　太藏
仁田　竹一　高木　正夫
木島　虎藏　森田　義衞
大倉　精一　重盛　壽治
村尾　重雄

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、船舶職員法等に定める特例措置の適用期間を延期しようとするものであるが、船舶職員需給の現状に鑑み止むを得ない措置と認め、委員会は別紙の附帯決議を附して可決すべきものと決定した。
二、事件の利害得失
船舶職員の充足を図る利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

附帯決議
現下船舶職員の需給状況に鑑み、船舶職員法等に定める特例措置の適用期間を延期するは止むを得ないことと認められるが、政府は今後においてかかる特別措置を再び繰り返す必要のないよう、船舶職員の充足について万全の施策を講ずべきである。
よつて政府は、この特別措置の周知徹底を図るとともに、速やかに船舶職員の講習、試験実施方法などについて適切なる方策を決定の上これを実施すべきである。

審査報告書
農林省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年四月二十日
内閣委員長　小酒井義男
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
矢嶋　三義　井野　碩哉
植竹　春彦　重宗　雄三
白波瀬米吉　八木　幸吉
井上　知治　竹下　豐次
山下　義信

要領書
一、委員会の決定の理由
長野営林局の現在の所在地である木曾福島町は、国有林野の管理経営及び対外的交渉等諸般の事情から不適当であるから、これを長野市に移転させることは妥当な措置と認めた。
二、事件の利害得失
長野営林局を、県都として地方の行政及び経済の中心地であり、且つ、広闊な敷地に恵まれている長野市に移すことによつて、現所在地における不便を解消し、国有林野事業の合理的経営と事務能率の向上を図ることができる。
三、費用
本法の施行に関しては三千万円の予算が昭和二十九年度分として組まれている。

運輸委員会請願審査報告書第二号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一一四号　磐田、天龍川両駅間に停車場設置の請願
第一三三号、第二九〇号　定点観測業務続行に関する請願
第三〇八号　瀬戸、西大寺両駅間に新駅設置の請願
第三一四号　宇都宮駅南方石井街道東北本線ガード改築に関する請願
第四七四号　モーターボート競走の国庫納付金に関する請願
第五二七号　定点観測業務継続に関する請願
第五二八号　青函航路貨物運賃是正に関する請願
第五五六号　篠山口、古市両駅間にジーゼルカー乗降場設置の請願
第五九九号　東北本線鉄道複線化促進に関する請願
第六七四号　石見江津駅舎増改築に関する請願書
第八五四号　高知、佐川両駅間にガソリンカー運転開始の請願
第九一四号　白石、北白川両駅間に新駅設置の請願
第一〇二二号　久大、甘木両線にジーゼルカー運転開始の請願
第一二五五号　枕崎線知覧町内の停車場に関する請願
第一二五六号　義務教育生徒通学乗車船賃割引に関する請願
第一三一六号、第一三四六号、第一三六七号、第一三八九号、第一四〇九号、第一四六四号　傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年四月十六日
運輸委員長　前田　穰
参議院議長河井彌八殿

運輸委員会請願特別報告第二号
磐田、天龍川両駅間に停車場設置の請願
第一一四号　静岡県磐田郡井通村長　我妻善雄外一名提出
久大、甘木両線にジーゼルカー運転開始の請願
第一〇二二号　福岡県三井郡宮の陣村三井郡町村議会議長会合内　赤司彦一提出
枕崎線知覧町内の停車場に関する請願
第一二五五号　鹿児島県川辺郡知覧町松ケ浦部落内　中村伝之丞外七名提出
義務教育生徒通学乗車船賃割引に関する請願
第一二五六号　東京都千代田区一ツ橋通リ教育会館内全日本中学校長会内　野口彰提出
傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願
第一三一六号　福井市館町傷痍軍人会内　真田清一郎提出
第一三四六号　福井市館町福井県傷い軍人会内　真田清一郎提出
第一三六七号　東京都中央区明石町二八傷い軍人会内　馬場轍提出
第一三八九号　甲府市古府中町二八　米倉政則提出
第一四〇九号　埼玉県浦和市常盤町四ノ四四　磯田正則提出
第一四六四号　京都市中京区夷川通東洞院西入　山科喜一提出
右二十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年四月十六日
運輸委員長　前田　穰
参議院議長河井彌八殿

意見書案
磐田、天龍川両駅間に停車場設置の請願
請願者　静岡県磐田郡井通村長　伊藤左一外七名（第一一四号）
右の請願は、静岡県井通村は、磐田郡南部の主要都市として発展の気運

にあり、磐田、天龍川両駅間に停車場が設置されることにより井通、池田、富岡、岩田の各村及び掛塚町、十束、柚浦、長野の各村の開発を促し、ことに天龍川東岸廃川敷地には製材工場その他諸工場が集中し、天龍東岸の商、工、農都市建設は疑いなく貨客の集散も多大であると思われるから、本区間に是非とも停車場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定点観測業務続行に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町一ノ七中央気象台職員組合内　大和順一（第一三三号）

請願者　東京都目黒区中目黒二　横川正市外百九十二名（第二九〇号）

右の請願は、海洋上の標準気象観測を廃止することは、予報、警報、その他関連の気象技術の低下をもたらし、特に台風の進路予想、北日本の冷害の早期発見等に困難をきたすから、定点観測業務を従前通り中央気象台で続行するよう適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

瀬戸、西大寺両駅間に新駅設置の請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第三〇八号）

右の請願は、山陽本線瀬戸駅と西大寺駅の区間は八、一三キロであつて、この沿線にある関係町村はいずれも備前雄町米として名声を誇る酒米の産地であるとともに、地味、気候等自然の恵を受けた果樹の適地であり、特に白桃、ぶどうに至つては全国に優たるもので、その産額は県下の首位を占め、全国的に搬出されているが、現在瀬戸、西大寺両駅までの輸送にすこぶる不便を感じている実状であるから、両駅の中間に新駅を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宇都宮駅南方石井街道東北本線ガード改築に関する請願

請願者　栃木県塩谷郡北高根沢村大字上高根沢二、三九三　阿久津武義外四十名（第三一四号）

右の請願は、宇都宮駅南方石井街道東北本線ガードは、五十余年前日本鉄道株式会社時代に架設せられたため、極めて狭少にしてわずかに高さ三メートル、幅三メートル半に止まり、しかも茨城県水戸市、下館地方に通ずる唯一の主要路線であるため近隣一帯にまたがる人員、貨物の交通路線としては、その交通量に比し、まことに狭あいにしてかつ交通を阻害している実状であるから、一日も早く本ガードを改築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

モーターボート競走の国庫納付金に関する請願

請願者　三重県津市長　堀川美哉（第四七四号）

右の請願は、現行モーターボート競走法の定める国庫納付金の賦課率は舟券売上額の多少にかかわらず一率に三パーセントとなつているが、舟券売上額の少い場合は国庫納付金の負担に堪えない実情であるから、競輪およびオートレースと同様特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定点観測業務継続に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町一の七中央気象台職員組合内　大和順一外千二百二十名（第五二七号）

右の請願は、洋上の気象観測を廃止することは、気象事業を健全に継続して行く上から技術的に全く無謀であるから、定点観測業務を従来通り中央気象台で続行するよう適切なる処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青函航路貨物運賃是正に関する請願

請願者　北海道議会議長　薛田余吉（第五二八号）

右の請願は、現行の青函航路の貨物運賃制度は、実キロ程百十三キロメートルに対し、その約四倍である四百五十キロ程をもつて算する高率料金制度を採用していることは、はなはだ不合理なものであり、かつ開発途上にある北海道の産業、経済の伸展に重大なる制約を加えるものであるから、現行の高率料金制度をすみやかに廃止し実距離百十三キロ程による合理的運賃制度に是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

篠山口、古市両駅間にジーゼルカー乗降場設置の請願

請願者　兵庫県多紀郡古市村長　西山貫三郎外一名（第五五六号）

右の請願は、近く福知山線にジーゼルカーが運転される由であるが、福知山線中篠山口駅、古市駅間の距離は四キロメートル余もあり、その中間の南矢代部落には小学校分校、巡査駐在等設置され人口も多く、現在篠山口駅及び古市駅から篠山、阪神方面に通勤しているものが相当多数あるから、福知山線にジーゼルカーが運転される時は篠山口駅と古市駅の中間南矢代地内にジーゼルカー乗降場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北本線鉄道復線化促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第五九九号）

右の請願は、東北地方が未開発のままに放置され産業経済の後進性を脱却し得ないのは輸送施設容量ならびに速度の乏困に基因している、特に北上特定地域総合開発計画は、閣議で決定され、昭和二十八年度から実施され支線の鉄道および横断幹線道路は、順次建設或は改良されつつあるが、貨物の出貨は年々二パーセント以上の増加を見ている現状であるから、政府は他の関連施設とのタイミングの調整による効果をも重視し、昭和三十年度を期し、東北本線の復線化が実現するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石見江津駅舎増改築に関する請願

請願者　島根県那賀郡江津町長　飯田豊外一名（第六七四号）

右の請願は、山陰線石見江津駅舎は、旅客数三千人を対象として建設されたものであり、現在六千人を扱う駅舎として極めて狭小であるため、降雨時における旅客の混雑は惨憺たる状況を呈しているから、すみやかに石見江津駅舎を増改築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知、佐川両駅間にガソリンカー運転開始の請願

請願者　高知県高岡郡佐川町長　森田茂亀外四十六名（第八五四号）

右の請願は、十讃線は高知市を中心として東西に高知県の中枢交通を担当しているが、高知市以西には列車の運転回数が少く、またガソリン

カー運転もなく本県の中北部の中心地佐川町間の列車の混雑は特にはなはだしいものがあるから、高知、佐川両駅間にガソリンカーの運転を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

白石、北白川両駅間に新駅設置の請願

請願者　宮城県刈田郡宮村長我妻善雄外一名（第九一四号）

右の請願は、東北本線中白石、北白川両駅間は、白石川、松川の合流点にあり一大平坦地をなしているため、米の産額をはじめ、林産物、果樹生産額及び鉱産額において刈田郡の大半を占めるか、或は大部分を占めている実情であるから、農業経済の確立、高原地開拓のために東北本線中白石、北白川両駅間に新駅を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

久大、甘木両線にジーゼルカー運転開始の請願

請願者　福岡県三井郡宮の陣村三井郡町村議会議長会内　赤司彦一（第一〇二二号）

右の請願は、久大、甘木両線の客車改善ならびに施設の充実に対するジーゼルカーの配車に関しては、既に再三関係市町村から請願しているが、いまだこれが実現されず地元民は多大の不便を感じているから、すみやかに本両線にジーゼルカーを配車せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

枕崎線知覧町内の停車場に関する請願

請願者　鹿児島県川辺郡知覧町松ケ浦部落内　中村伝之丞外七名（第一二五号）

右の請願は、南薩地区住民の多年の宿願であつた枕崎線はいよいよ起工の運びとなつたが、知覧町内における停車場については、乗客ならびに物資の集散を考慮して、本町の中央を南北に貫通し町内交通の幹線である県道との交差点に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

義務教育生徒通学乗車船賃割引に関する請願

請願者　東京都千代田区一ツ橋通り教育会館内全日本中学校長会内　野口彰（第一二五六号）

右の請願は、通学定期券の料金は、義務教育、非義務教育の区別なく現に大学生、高校生と同一の大人並で同割引率であるのは不合理であるから、義務教育生徒の鉄道、バス、船等の定期券及び乗車賃の計算は、義務教育児童と同額にせられるとともに義務教育生徒の通学交通費を漸次無償に近づけるよう努められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願

請願者　福井市館町傷痍軍人会内　真田清一郎（第一三一六号）

請願者　福井市館町福井県傷い軍人会内　真田清一郎（第一三四六号）

請願者　東京都中央区明石町二八傷い軍人会内　馬場轍（第一三六七号）

請願者　甲府市古府中町二八米倉政則（第一三八九号）

請願者　埼玉県浦和市常盤町四ノ四四　磯田正則（第一四〇九号）

請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入　山科喜一（第一四六四号）

右の請願は、傷い軍人に対しては、昭和二十二年頃まで国有鉄道の無賃乗車証が交付されていたが、終戦後ポ勅令第六十八号の発布とともに解消せられ今日に至つている。傷い軍人の祖国愛を確認せられ国家の理解ある恩恵によつてこれを復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二一号　遠江二俣、西鹿島両駅間に白糸駅設置の陳情

第一五〇号　北陸線増強に関する陳情

第二〇七号　定点観測業務継続に関する陳情

第二二四号　定点観測業務継続に関する陳情

第二二八号　遠江二俣、西鹿島両駅間に白糸駅設置の陳情

第二三八号　静岡県磐田郡二俣町長　包坂佐一外三名提出

北陸線増強に関する陳情

第一五〇号　福井市長　館谷太三郎外十四名提出

定点観測業務継続に関する陳情

第二〇七号　東京都千代田区丸の内二ノ二社団法人大日本水産会長　平塚常次郎提出

定点観測業務継続に関する陳情

第二二四号　宮崎市栗山町一ノ一宮崎県農業共済組合連合会長　原田十郎提出

遠江二俣、西鹿島両駅間に乗降場設置の陳情

第二二八号　静岡県磐田郡二俣町長　包坂佐一外三名提出

東郷、赤間両駅間に新駅設置の陳情

第二五八号　福岡県宗像郡東郷町長　安部幸兵衛外十九名提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年四月十六日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

意見書案

遠江二俣、西鹿島両駅間に白糸駅設置の陳情

陳情者　静岡県磐田郡二俣町長　包坂佐一外三名（第二一号）

右の陳情は、国鉄二俣線中、遠江二俣、西鹿島両駅間二俣町白糸地区は、県立二俣高等学校、天龍林業高等学校、東洋紡績二俣工場等の所在地で本町の最中心地であるから、本地区に白糸乗降ホームを新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北陸線増強に関する陳情

陳情者　福井市長　熊谷太三郎外十四名（第一五〇号）

右の陳情は、北陸線増強のために、（一）上野、大阪間急行を増発すること、（二）大阪発米原経由北陸行列車を一部短路または神戸始発とすること、（三）名古屋発米原経由北陸行列車を増発すること、（四）名古屋発岐阜富山経由福井行列車を新設すること、（五）湯の国号を毎日運転すること、（六）全客車をジーゼル機関車にすること、（七）ローカル貨物列車を増発すること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定点観測業務継続に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸の内二ノ二社団法人大日本水産会長　平塚常次郎（第二〇七号）

右の陳情は、今回、政府は昨年十一月をもつて太平洋上における北方定点観測を廃止し、南方定点観測を夏期六ケ月間に縮小したが、本措置は、単にわが国気象事業の運営に支障をきたすばかりでなく、海上を最

大の職場とする水産業に与える影響は計り知れない程じん大な損失であるから、これを廃止したり縮小したりすることなく、すやかに定点観測業務の継続と維持強化のため善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定点観測業務続行に関する陳情

陳情者　宮崎市栗山町一ノ一宮崎県農業共済組合連合会長　原田十郎（第二二四号）

右の陳情は、今回財政上の理由により定点観測業務が中止されいちじるしく定点観測業務が中止されるように聞くが、農業災害の軽減と対策の確立のため本業務が存続強化されるよう善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

遠江二俣、西鹿島両駅間に乗降場設置の陳情

陳情者　静岡県磐田郡二俣町長　包坂佐一外三名（第二二八号）

右の陳情は、静岡県天龍川総合開発に伴い地方産業の発展を促進し二俣線の利用は日とともに活況を示してきたから、遠江二俣、西鹿島両駅間に臨時乗降場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東郷、赤間両駅間に新駅設置の陳情

陳情者　福岡県宗像郡東郷町長　安部幸兵衛外十九名（第二二五八号）

右の陳情は、鹿児島本線東郷、赤間両駅間の新駅設置に関しては、関係町村とともに再三請願してきたがいまだこれが実現されず地元民は多大の不便を感じているから、すみやかに東郷、赤間両駅間に新駅を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年四月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第三十八号参照〕

審査報告書

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十三日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石原幹市郎　武藤　常介
大谷　贇雄　酒井　利雄
西川弥平治　黒川　武雄
白川　一雄　三輪　貞治
岸　良一　海野　三朗
西田　隆男　豊田　雅孝

要領書

一、委員会の決定の理由

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の施行後の経験にかんがみ、これを改正せんとするものであつてその主な内容は次の通りである。

（一）探鉱又は二次採取法に対する補助金の後払制度を廃止したこと。

（二）探鉱又は二次採取法補助金の交付を受けた者の当該探鉱等を完了した場合の届出義務について規定し、これに対する違反について罰則を設けたこと。

（三）探鉱又は二次採取法補助金の交付に係る納付金の限度を廃止したこと。

（四）補助金の後払制度の廃止に伴い、補助金の適確な使用を確保するために、補助金の交付を受けた者に対しては経理の状況についても報告を徴し、又は立入検査をすることができるようにしたこと。

等であつて、当委員会は石油及び可燃性天然ガス資源開発に対する補助金交付及び納付金等の実情より妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

本改正案実施により、石油及び可燃性天然ガス資源開発に関する資金の円滑なる融通に寄与すると共に国家財政の合理的運用に貢献する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

石油資源探鉱促進臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十三日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石原幹市郎　武藤　常介
大谷　贇雄　西川弥平治
酒井　利雄　黒川　武雄
白川　一雄　三輪　貞治
岸　良一　海野　三朗
西田　隆男　豊田　雅孝

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、石油資源の開発を図るため、地域を指定して石油を目的とする試掘権に関する制度について鉱業法の臨時特例を設ける措置を講じたものであつて、その内容とするところは

（一）石油資源の探鉱を急速に実施する地域を指定したこと。

（二）指定地域内に存する石油に関する試掘権者の施業案の変更の勧告、命令存続期間及び試掘権の譲渡等について鉱業法の特例を設けたこと。

（三）指定地域内に存する石油に関する鉱業権者に対し、石油の探鉱を急速に実施するため、特に必要があると認めるときは、事務又は経理の改善について勧告が出来る旨の規定をしていること。

（四）指定地域内に存する石油に関する鉱業権者の施業案の変更の勧告、命令存続期間及び試掘権の譲渡等について鉱業法の特例を設けたこと。

（一）石油資源の探鉱を急速に実施する地域を指定したこと。

（二）指定地域内に存する石油に関する試掘権者の施業案の変更の勧告、命令存続期間及び試掘権の譲渡等について鉱業法の特例を設けたこと。

（三）指定地域内に存する石油に関する鉱業権者に対し、石油の探鉱を急速に実施するため、特に必要があると認めるときは、事務又は経理の改善について勧告が出来る旨の規定をしていること。

（四）指定地域内に存する石油に関する鉱業権者に対する業務又は経理に関する検査等の規定を設けていること

等である。

なお本法案は十年以内に廃止する臨時立法である。

当委員会としては、現今の石油資源開発の重要性にかんがみ、本法案を妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

本法案施行により石油の探鉱を急速に実施することが可能となり我が国石油資源の開発に寄与する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

〔第三十九号参照〕

審査報告書

国有林野法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十三日

農林委員長代理理事　森田　豊壽

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

横川　信夫　清澤　俊英
河合　義一　河野　謙三
佐藤清一郎　鈴木　強平
北　勝太郎　川口爲之助
戸叶　武

要領書

一、委員会の決定の理由

（イ）本法律案は、国有林野の所在する地方の住民の農林漁業経営の安定等に資するため、国有林野を農林漁業の共同利用等の用途に供する場合において、その対価の減免の範囲を拡張するために国有財産法の特例を定めたこと。

（ロ）国有林野整備臨時措置法は、来る六月二十三日で失効することになつているが、売払業務の進捗の状況等にかんがみ、同法の有効期限を昭和三十年三月三十一日まで延長するもので、妥当の措置と認め別紙の附帯決議を附して可決した。

二、事件の利害得失

農林漁業経営の安定に資すると共に国有林野整備を円滑に進捗するに寄与する。

三、費用

特に必要としない。

附帯決議

国有林野整備臨時措置法の実施に当つて政府は、左記事項に注意して運用すべきである。

記

地方公共団体が売り払いを受けた林野は、その地上立木の転売による一時の利益を図るような目的に利用されることなく、地方公共団体の永久の利益となるよう適正な経営がなさるべきで、これがため政府は、地方公共団体の財政事情その他林野の経営能力を充分勘案して適正な売り払いがなされるよう今後厳に留意のこと。

〔第四十号参照〕

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十七日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

梶原　茂嘉　　鹿島守之助
杉原　荒太　　西郷吉之助
團　伊能　　宮澤　喜一
古池　信三　　鶴見　祐輔

要領書

一、委員会の決定の理由

本協定は、わが国自衛力漸増の方針に従い、装備その他の援助をM・S・Aに基いて受けようとするもので、その大綱において、米国が各国との間に結んだ同種の協定の内容及び形式と同様のものであり、殊にわが国の特殊事情を考慮して、わが国が条約上負つている軍事的義務が日米安全保障条約に基く義務を出ないこと、協定の実施が憲法上の規定に従うべきこと、わが国防衛力増強にとつて経済の安定が不可欠であること等が明かにされているので、その措置は妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この協定の締結によつて、日米両国の関係はより鞏固になり、独立国としての自衛能力の増大を図ることによつて、世界平和の維持に貢献することができると共に、米国のわが国における域外買付の増大による経済的利益は、わが国産業の発展に資することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十七日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

梶原　茂嘉　　鹿島守之助
杉原　荒太　　西郷吉之助
團　伊能　　宮澤　喜一
古池　信三　　鶴見　祐輔

要領書

一、委員会の決定の理由

その協定は、M・S・A五百五十条に基き余剰農産物を購入しようとするもので、わが国の食糧等の需給計画の上からみても、又その支払代価の円による積立金の運用による経済的利益の上からみても適切であり、殊にこの協定の実施が米国及び他の友好国の通常の市場取引を排除又は代替しないことが了解されているので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この協定の実施によつて、わが国は円をもつて購入することになる結果、輸入外貨を節約することができ、又積みたてられる円資金の使途については別途の協定により、その一部が贈与としてわが国に供与されることになる。

三、費用

この協定の実施によつて、米国政府が支出するドルと等価額の円を日本銀行における米国政府勘定に積みたてる必要があるが、これに伴う経費は、本年度既定予算から支出される。

審査報告書

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十七日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

杉原　荒太　　西郷吉之助
宮澤　喜一　　團　伊能
鶴見　祐輔　　古池　信三
梶原　茂嘉　　鹿島守之助

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、農産物の購入に関する日米両国間の協定に基いて、積みたてられる円資金の運用により、わが国の工業生産及び潜在的経済力の発展に寄与しようとするもので行う私的投資の促進もまた同様の目的に資することを述べているので、この措置は妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

本協定の実施により一千万ドル相当分がわが国工業の援助及び経済力の増強のため贈与され、又四千万ドル相当分が米国の軍事援助計画のためにわが国における域外買付に使用されることになるので、わが国経済の発展に資する所が少くない。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十七日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

杉原　荒太　　西郷吉之助
宮澤　喜一　　團　伊能
鶴見　祐輔　　古池　信三
梶原　茂嘉　　鹿島守之助

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、米国民の私的投資に対して、米国政府が保証を与え、その効果がわが国に及ぶことを日本政府が認めるという趣旨のもので、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本協定の実施により、米国の対日民間投資が促進され、わが国の産業の発展に貢献する利益が少くない。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十九年度特別会計予算補正（特第1号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十九年四月二十六日

予算委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高橋進太郎　　小野　義夫
泉山　三六　　小林　武治
伊能　芳雄　　小林　英三
中川　幸平　　白井　勇
白波瀬米吉　　伊能繁次郎
鹿島守之助　　西岡　ハル
森　八三一　　吉田　萬次
堀木　鎌三　　佐藤清一郎
岸　良一　　西川弥平治
井野　碩哉　　田村　文吉
高木　正夫　　中山　福藏
村上　義一　　武藤　常介
高橋　衛　　苫米地義三

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十九年度特別会計予算補正（特第1号）は、いわゆるMSA関係協定に基くアメリカ合衆国の余剰農産物の購入に伴い同国政府からわが国政府に贈与される円資金を一般会計と区分して経理するため、経済援助資金特別会計を設置して編成されたものであつて、概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

経済援助資金の経理の適正を期することができる。

三、費用

経済援助資金特別会計の予算額は、歳入歳出共に三十六億三千三百万一千円であつて、この予算補正により昭和二十九年度特別会計予算の合計額は、歳入一兆六千九百七十九億八千三百八十八万一千円、歳出一兆六千百四十四億二千二百六十八万二千円となる。

審査報告書

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月二十七日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森田　義衛　　仁田　竹一
入交　太藏　　村尾　重雄
木島　虎藏　　岡田　信次
一松　政二　　高木　正夫
大和　與一

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正法案は、北海道開発のためにする公共用港湾施設用地の工事費用についての国の負担、国の直轄工事によつて生じた土地又は工作物及び港湾管理者設立の際における国有港湾施設を港湾管理者に対し譲渡すること等に関して港湾法の特例を定めようとするものであつて、概ね適切な措置と認めた。

二、利害得失

北海道における港湾の整備に資するとともに港湾管理の円滑化を図る利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　参議院会議録附録（その四）

昭和二十九年四月二十七日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
堀木　鎌三　藤野　繁雄
白井　勇　木内　四郎
岡崎　眞一　三木與吉郎
前田　久吉　山本　米治
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の締結に伴い、これらの協定に基いて国際連合の軍隊又はアメリカ合衆国政府の特定の職員の需要に応じて行う物及び役務の調達についても、特別調達資金において行わせることとするとともに、アメリカ合衆国政府等からの受入金の同資金への受入等の事務を都道府県の職員に取り扱わせることができることとし、更に、これに伴う労務者の給与の支払事務について銀行に委託して取り扱わせ得ることとする等の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
特別調達資金の運営に関する事務の簡素化を図るとともに、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基く国内調達等の円滑化を図り得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
財政法等の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年四月二十七日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
堀木　鎌三　藤野　繁雄
白井　勇　木内　四郎
岡崎　眞一　三木與吉郎
東　隆　土田国太郎
前田　久吉　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、繰越明許費について翌年度にわたる債務の負担をすることができることとするとともに、繰越の手続を円滑に行うことができるようにし、また、あらたに分任支出負担行為担当官の制度を設ける等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
財政、会計制度の合理化及び簡素化を図り得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年四月二十七日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
山本　米治　小林　政夫
前田　久吉　東　隆
藤野　繁雄　白井　勇
木内　四郎　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国有林野事業特別会計に森林資源の維持増強のため森林基金を設けることとするとともに、これに伴い損失補てんのための積立金等の規定について所要の改正に行い、あわせて保安林整備臨時措置法の制定に伴い国土保全上必要な森林等の買入等をこの特別会計の負担においてなし得ることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
森林資源を維持し、国土保全に資し得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度特別会計予算中、国有林野事業特別会計に、森林の買入等の経費として三十三億千百六十六万三千円が計上されている。

審査報告書
国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年四月二十七日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
堀木　鎌三　藤野　繁雄
白井　勇　木内　四郎
岡崎　眞一　三木與吉郎
東　隆　前田　久吉
小林　政夫　山本　米治
成瀬　幡治

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における恩給受給者等に対する金融の必要性にかんがみ、恩給又は遺族年金等を担保とする場合の担保の効力に関する規定を設けるとともに、国民金融公庫の業務範囲を拡張する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
恩給受給者等の恩給担保金融を円滑ならしめ得る等の利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
法務省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年四月二十八日
内閣委員長　小酒井義男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
長島　銀蔵　植竹　春彦
山下　義信　矢嶋　三義
三浦　義男　八木　幸吉
井野　碩哉　竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由
関門港における出入国管理業務を能率的に処理するため福岡入国管理事務所の管轄区域の一部を下関入国管理事務所の管轄区域に移すとともに、最近外国船の出入が激増した出入国港における出入国管理業務を有効適切に処理するため新たに入国管理事務所の出張所

審査報告書
運輸省関係法令の整理に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年四月二十七日
運輸委員長　前田　穣
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
森田　義衛　仁田　竹一
入交　太蔵　村尾　重雄
木島　虎蔵　岡田　信次
高木　正夫　大和　與一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、海図刊行に付新に穏州を発見し港湾を測量する者に海軍省水路寮に開申せしむる件外二十二件はそれぞれ立法の目的を達成し、存続させる必要がなくなつたので廃止しようとするものであつて、委員会は適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失
法令の整理に寄与する。

三、費用
本法律の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書
特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

を増設することは妥当な措置と認めた。
二、事件の利害得失
この措置によつて、関門港一帯の出入国管理業務を更に統一的に且つ能率的に処理せしめ、新潟港、伏木富山港及名瀬港における入国審査官の出張審査或は出張駐在による審査の不便を除き出入国管理業務の徹底を図ることができる。
三、費用
本法律の施行に伴い別に予算の増はない。

（第四十一号参照）

審査報告書

建設機械抵当法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月三十日

建設委員長　深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石坂　豊一　三浦　辰雄
田中　一一　小澤久太郎
石井　桂　島津　忠彦
石川　榮一　赤木　正雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、建設業法に規定する建設機械について動産抵当制度を確立し、その動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図らんとするものであつて、概ね妥当な立法と認める。
二、事件の利害得失
本法の施行によつて、建設業者が建設工事の機械化を促進することができる。
三、費用
本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月三十日

建設委員長　深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石坂　豊一　三浦　辰雄
田中　一一　赤木　正雄
小澤久太郎　石井　桂
島津　忠彦　石川　榮一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国、地方公共団体等が、公共工事の用に供することを目的とする建設機械の製造代価を前払する際に、現行の公共工事における と同様に保証事業会社が保証を行い得るようにするとともに、建設業者が建設機械購入の資金を金融機関から借入れる場合その債務を保証することを保証事業会社に兼業させようとするものであつて、概ね妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
本法の施行によつて、公共工事の適正な施工と建設工事の機械化に寄与することができる。
三、費用
本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

建設省関係法令の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年四月三十日

建設委員長　深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石坂　豊一　三浦　辰雄
田中　一一　赤木　正雄
小澤久太郎　石井　桂
島津　忠彦　石川　榮一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、建設省関係法令のうち、既に死文化し又は存在意義の消滅している「水利土功及学事に関する会議存続の件」外二法令を廃止するとともに、「水防法」及び「建築基準法」の一部を改正して事務の簡素化を図らんとするものであつて、妥当なものと認める。
二、事件の利害得失
この措置によつて、不要となつた法令を整理し且つ事務の簡素化を行うことができる。
三、費用
本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

利息制限法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月一日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小林　亦治　楠見　義男
宮城タマヨ　宮本　邦彦
青木　一男　一松　定吉
三橋八次郎　上原　正吉
中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、現行の利息制限法を廃し、新たなものを制定せんとするものであり、利息の最高限を引上げるとともに、天引利息及び遅延利息に関する現行の弊害を改める等現下の経済情勢に対処して適切である。
二、事件の利害得失
本法の施行により、金銭消費貸借が、経済情勢に対応して円滑に行われる。
三、費用
本法の施行に伴い、別に費用を要しない。

人事委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一七四四号　高知県山田町の地域給に関する請願
第一七八〇号　福岡県泉村の地域給に関する請願
第一七九七号　愛知県塩津村の地域給に関する請願
第一七九八号　岩手県黒沢尻町の地域給に関する請願
第一八二七号　鳥取県六日市町の地域給に関する請願
第一八五六号　山口県小野田市の地域給に関する請願
第一八六二号　新潟県青海町の地域給に関する請願
第一八六三号　新潟県糸魚川町外五箇町村の地域給に関する請願
第一八六四号　茨城県石岡市の地域給に関する請願
第一八六五号、第一九〇〇号　岐阜県神戸町の地域給に関する請願
第一八七五号　福井県の地域給に関する請願
第一八八七号　岡山県香登町の地域給に関する請願
第一九〇八号　高知県後免地区の地域給に関する請願
第一九二六号　山口県深川、仙崎両町の地域給に関する請願
第一九六〇号　千葉県木更津市の地域給に関する請願
第一九六六号　愛媛県吉田町の地域給に関する請願
第一九七六号　埼玉県鳩ケ谷町の地域給に関する請願
第一九八九号　三重県名張町の地域給に関する請願
第一九九〇号　静岡県磐田市の地域給に関する請願
第二〇七五号　栃木県黒磯町の地域給に関する請願
第二一三〇号　岡山県勝山町の地域給に関する請願
第二一七七号　愛媛県興居島村の地域給に関する請願
第二一九三号　兵庫県飾磨郡の地域給に関する請願
第二一九四号　愛知県形原、西浦両町の地域給に関する請願
第二二〇八号　滋賀県近江八幡市合併地域の地域給に関する請願
第二二四〇号　三重県津市の地域給に関する請願
第二二四一号　北海道三石町の地域給に関する請願
第二二九〇号　栃木県宇都宮市等の地域給に関する請願
第二二九九号　合併市町村の地域給に関する請願
第二三〇〇号　島根県江津市の地域給に関する請願
第二三五四号　富山県古里村国立療養所古里保養園の地域給に関する請願
第二三九一号　新潟県安塚村の地域給に関する請願
第一七四八号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願
第一八八九号　石炭手当の免税措置立法化に関する請願
第一八八五号　国立病院等の職員の特別手当に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年四月二十八日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

人事委員会請願特別報告第二号

高知県山田町の地域給に関する請願

第一七四四号　高知県香美郡山田町長　町先提出

福岡県泉村の地域給に関する請願

第一七八〇号　福岡県京都郡泉村長　前原泰次郎提出

愛知県塩津村の地域給に関する請願
第一七九七号　愛知県宝飯郡塩津村長　福井穣外七名提出
岩手県黒沢尻町の地域給に関する請願
第一七九八号　岩手県和賀郡黒沢尻町長　及川顕司外十七名提出
島根県六日市町の地域給に関する請願
第一八二七号　島根県鹿足郡六日市町長　藤永武夫外十九名提出
山口県小野田市の地域給に関する請願
第一八五六号　山口県小野田市長　姫井伊介外一名提出
新潟県青海町の地域給に関する請願
第一八六二号　新潟県西頸城郡青海町長　柳沢新太郎外十一名提出
新潟県糸魚川町五箇町村の地域給に関する請願
第一八六三号　新潟県西頸城郡糸魚川町長　磯野九一郎外四名提出
茨城県石岡市の地域給に関する請願
第一八六四号　茨城県石岡市長　川並要提出
岐阜県神戸町の地域給に関する請願
第一八六五号　岐阜県安八郡神戸町　小林和士夫外五名提出
第一九〇〇号　岐阜県安八郡神戸町神戸郵便局内　後藤亦一外五名提出
福井県の地域給に関する請願
第一八七五号　福井県知事　小幡治和提出
岡山県香登町の地域給に関する請願
第一八八七号　岡山県和気郡香登町長　柴部寿男外七名提出
高知県後免地区の地域給に関する請願
第一九〇八号　高知県長岡郡後免町野田村組合長　細川益喪外三十二名提出
山口県深川、仙崎両町の地域給に関する請願
第一九二六号　山口県大津郡深川町仙崎町地区全官公庁協議会内　三輪武夫提出
千葉県木更津市の地域給に関する請願
第一九六〇号　千葉県木更津市長　山崎直外三十名提出
愛媛県吉田町の地域給に関する請願
第一九六六号　愛媛県北宇和郡吉田町長　赤松則義提出
埼玉県鳩ケ谷町の地域給に関する請願
第一九七六号　埼玉県北足立郡鳩ケ谷町長　名倉弥三郎提出
三重県名張町の地域給に関する請願
第一九八九号　三重県名賀郡名張町丸ノ内　道浦一夫提出
静岡県磐田市の地域給に関する請願
第一九九〇号　静岡県磐田市長　赤松照彦提出
栃木県黒磯町の地域給に関する請願
第二〇七五号　栃木県那須郡黒磯町長　真島親外二十名提出
岡山県勝山町の地域給に関する請願
第二一三〇号　岡山県真庭郡勝山町長　人見茂三郎提出
愛媛県興居島村の地域給に関する請願
第二一七七号　愛媛県松山市長　黒田政一提出
兵庫県飾磨郡の地域給に関する請願
第二一九三号　兵庫県飾磨郡置塩村立置塩小学校内　小西農夫提出
愛知県形原、西浦両町の地域給に関する請願
第二一九四号　愛知県宝飯郡形原町長　吉見正男外二百七名提出
滋賀県近江八幡市合併地域の地域給に関する請願
第二二〇八号　滋賀県蒲生郡馬渕村長　岡本秀康外三名提出
三重県津市の地域給に関する請願
第二二四〇号　三重県津市斎屋町一、七九五　荻原暁村提出
北海道三石町の地域給に関する請願
第二二四一号　北海道三石郡三石町長　広田時治外四名提出
栃木県宇都宮市等の地域給に関する請願
第二二九〇号　栃木県宇都宮市長　佐藤和三郎外三十八名提出
合併市町村の地域給に関する請願
第二二九九号　岡山県議会議長　峰谷初四郎提出
島根県江津市の地域給に関する請願
第二三〇〇号　島根県江津市江津町県立江津工業高等学校内　山本樹夫外四十名提出
富山県古里村国立療養所古里保養園の地域給に関する請願
第二三五四号　富山県婦負郡古里村新町三、一四五国立療養所古屋保養園内　上坂竹茂提出
新潟県安塚村の地域給に関する請願
第二三九一号　新潟県東頸城郡安塚村長　増田秀雄提出
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願
第一七四八号　東京都千代田区神田一橋教育会館内　大井今朝治提出
石炭手当の免税措置立法化に関する請願
第一八八九号　札幌市北二条西一札幌営林局内　山田国正提出
国立病院等の職員の特別手当に関する請願
第一八八五号　東京都中野区新井町五一四　井上五郎提出

右三十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年四月二十八日
人事委員長　松浦　清一
参議院議長河井彌八殿

意見書案
高知県山田町の地域給に関する請願
請願者　高知県香美郡山田町長　町先（第一七四四号）
右の請願は、高知県山田町は、高知市の北東約十六キロメートルに位置し香美郡の政治、経済、文化の中心地であるが、民間企業者の経済的優位に反し公務員の生活は困窮をきわめているから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
福岡県泉村の地域給に関する請願
請願者、福岡県京都郡泉村長　前原泰次郎（第一七八〇号）
右の請願は、福岡県泉村は、隣接する行橋町とともに北九州重工業地帯の衛星都市であつて京都郡の政治、経済、教育、文化の中心地をなしているが、北九州方面への通勤者も相当数にのぼりこれら通勤者は高額の給与を受けて比較的裕福な生活を営んでいるに反し公務員の生活は窮迫しているから、本村の地域給を行橋町と同様二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
愛知県塩津村の地域給に関する請願
請願者　愛知県宝飯郡塩津村長　福井穣外七名（第一七九七号）
右の請願は、愛知県塩津村は、今回の勤務地手当支給地域の改訂によつて、経済圏を同一にする西宝地区中、本村だけが無給地として取り残されることとなつたが、蒲郡町との合併による市制施行も目前に控えた現在、附近町村と均衡のとれるよう本村の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岩手県黒沢尻町の地域給に関する請願
請願者　岩手県和賀郡黒沢尻町長　及川顕司外十七名（第一七九八号）
右の請願は、岩手県の中央部に位置して交通の中心地である黒沢尻町外六箇村は、本年四月一日から合併して北上市として市制を実施することとなつているが、北上特定地域の総合開発の拠点としてまた文化、観光都市としての特殊事情等によつて公務員の生活は予想以上に困窮しているから、本市（現在黒沢尻町）の地域給指定に関して特別の取り計いをせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
島根県六日市町の地域給に関する請願
請願者　島根県鹿足郡六日市町

長　藤永武夫外十九名（第一八二七号）

右の請願は、島根県六日市町は、島根、山口両県境陰陽交通の要衝に位置して、昔から附近八箇町村の政治、産業、経済、文化の中心であり、主食をはじめ生活必需品の物価は、他のいずれの都市に比較してもむしろ常に高価であり、その上近年あいつぐ風水害のため、高津川、錦川等の災害復旧土木事業に従事の労働者の往来ひん繁をきたしめいちじるしく生活費の高騰をきたしている実情であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県小野田市の地域給に関する請願

請願者　山口県小野田市長　姫井伊介外一名（第一八五六号）

右の請願は、山口県小野田市の生活水準は下関、北九州と同等で、生活必需品は広島、下関、北九州方面からの移入によるため高物価であり、その上昭和二十七年十一月の下関市を除く県下各市の地域給一級引き上げの際にも当市はすえおきとなつてはなはだしい不均衡を生じている現状であるから、当市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県青海町の地域給に関する請願

請願者　新潟県西頸城郡青海町長　柳沢新太郎外十一名（第一八六二号）

右の請願は、新潟県青海町は、従業員四千人を有する全国有数の石灰窒素工場の所在地であり、加えて昨年から姫川流域に建設中の姫川第七発電所工事が本格化し、大糸線全通工事も活発に行われている関係上、これらの工事に従事する外来移住者は約七千人に達し、従つて本町周辺の消費物資は需給調整の限界をはるかに越えた想像以上の物価高を招来しているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県糸魚川町外五箇町村の地域給に関する請願

請願者　新潟県西頸城郡糸魚川町長　磯野九一郎外四名（第一八六三号）

右の請願は、新潟県糸魚川地区（六町村）は、さきに直面する経済的特殊事情の理由を付して請願書を提出し、それぞれ勤務地手当の引上げ並びに新指定方を強く要望してきたのであるが、その後の当地区間における経済事情は、当初予想の限界をはるかにこえた極度の混乱をきたすに至り、従つて県下市町村との不均衡が著しくなつてきているから、糸魚川、青海両町を二級地に、大和川、西海、大野、今井の四箇村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県石岡市の地域給に関する請願

請願者　茨城県石岡市長　川並要（第一八六四号）

右の請願は、石岡市は、水戸市、土浦市の中間に位置する茨城県の三大都市の一つとして交通は四通八達し、一方商店街は県下随一の整備充実をほこり常磐線の電化を目前に控えて東京都の衛星都市として一大発展を遂げつつあるため、物価は必然的に高騰して土浦、水戸をしのぐ状況であり、公務員の生活は極度に圧迫されている現状であるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県神戸町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県安八郡神戸町小林和士夫外五名（第一八六五号）

請願者　岐阜県安八郡神戸町神戸郵便局内　後藤亦一外五名（第一九〇〇号）

右の請願は、岐阜県神戸町は、大垣市（二級地）に連接し、東邦レーヨン大垣工場、岡本自転車大垣工場等各種の工場、企業会社を有する工業都市として県下にその類を見ない大発展をなしており、かつ本町の生活必需品はほとんど大垣市から移入している関係上、物価は同市より高い実情にあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県香登町の地域給に関する請願

請願者　岡山県和気郡香登町長　柴部寿男外七名（第一八八七号）

右の請願は、岡山県香登町は、東に備前町、西に岡山市、南に西大寺市、北に和気町があつて、これらの都市との交通がひん繁で文化の発達した土地であるが、耕地は少く主食の自給ができず生活必需品は遠隔の地から移入されるため物価高であり、公務員の給与ははるかに民間給与に及ばないため公務員の生活は困窮している上、近く備前町その他との合併によつて一大市制実施の気運にある点等考慮の上、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県後免地区の地域給に関する請願

請願者　高知県長岡郡後免町野田村組合長　細川益義外三十二名（第一九〇八号）

右の請願は、高知県後免地区（後免町、長岡村、野田村、大津村、日章村（大学を除く））は、高知市に隣接して香長平野の中に位置しているため交通は至便であり官公庁および民間会社も多く高知市と同一経済圏内にあつてすべてにその影響を受け従つて文化水準も高く市内以上の物価高に公務員の生活は困窮しているから、当地区の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県深川、仙崎両町の地域給に関する請願

請願者　山口県大津郡深川町仙崎町地区全官公庁協議会内　三輪武夫（第一九二六号）

右の請願は、山口県深川、仙崎両町は、附近町村の合併によつて市制施行を目前に控えた山陰唯一の要地であつて、北九州、下関、宇部、小野田各市に近く産業、交通その他密接不離の関係にあるためその影響を受けることが多い上、観光地として遊覧客も年々増大し、ために物価騰貴もはなはだしく公務員の生活は困窮しているから、両町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県木更津市の地域給に関する請願

請願者　千葉県木更津市長　山崎直外三十名（第一九六〇号）

右の請願は、千葉県木更津市は、東京都から汽車で約二時間十分程の位置にあり、当地方の交通、産業、政治、教育等の中心都市であるため、一般市民の生活水準はきわめて高く、また生活必需品はすべて東京、横浜方面から移入している等の関係上、物価は現在地域給三級地である千葉、市川、船橋、松戸の諸都市と何等差異がないばかりかむしろ日毎にこれらの都市より高くなつていく傾向にあるから、すみやかに本市を地域給三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県吉田町の地域給に関する請願

請願者　愛媛県北宇和郡吉田町長　赤松則義（第一九六六号）

右の請願は、愛媛県吉田町は、宇和島市に近接する北宇和郡第一の商工業都市で生活、文化水準ならびに物価とも同市と差異がなく合併機運も高まつている現状であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県鳩ケ谷町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県北足立郡鳩ケ谷町長　名倉弥三郎（第一九七六号）

右の請願は、埼玉県鳩ケ谷町は、川口市に囲囲をかこまれ純然とした市街地を形成し川口市の農村地帯より も生活水準も高く生活費もかさむ上、勤務地は相交錯しバスによる交通費も多額を要する実情考慮の上、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県名張町の地域給に関する請願

請願者　三重県名賀郡名張町丸ノ内　道浦一夫（第一九八九号）

右の請願は、三重県名張町は、本年四月から市制実施の運びにあり、また大阪、京都、奈良の諸都市の郊外的存在として観光都市計画も進められている一方、商取引はすべて直接大阪市と行われている関係上、物価は非常に高く県内七箇市と何等異なるところがないから、本町を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県磐田市の地域給に関する請願

請願者　静岡県磐田市長　赤松照彦（第一九九〇号）

右の請願は、静岡県磐田市は、天龍川を隔てて浜松市に隣接し消費実態において同市と地域差は全く見当らない現状であり、人口増加によつて消費物資の値上りがはなはだしく公務員の生活は困窮しているから、本市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県黒磯町の地域給に関する請願

請願者　栃木県那須郡黒磯町長　真島純外二十名（第二〇七五号）

右の請願は、栃木県黒磯町は、那須北部の政治、経済、文化の中心地として近年急に発展した新興都市で、交通の便に恵まれているために、諸物価は東京方面の影響を受けることが強く、また那須温泉を近くに控えてその影響によつて高物価を呼ぶ結果となり、公務員の生活は困窮しているから本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県勝山町の地域給に関する請願

請願者　岡山県真庭郡勝山町長　人見茂三郎（第二一三〇号）

右の請願は、岡山県勝山町は、美作地方の政治、経済、交通、教育、文化の中心地であるが、積雪寒冷単作地域で主食が農家において自給できる外は、全部の生活物資を移入に依存している上、湯原地区における一大ダム建設工事に従事する労務者は五千を数え、一方民間企業の活況と相まつて物価騰貴を招来し公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県興居島村の地域給に関する請願

請願者　愛媛県松山市長　黒田政一（第二一七七号）

右の請願は、愛媛県松山市と合併した興居島村は、松山港の自然外港として着々その計画を進め、又国際観光温泉文化都市としての一観光地としても大いに将来の発展を期待しているが、旧市内と地域給に不均衡があるためこれらの計画の進展に多大の不安があり、すでに現在公立学校職員の人事等に支障をきたしているから、本村を旧松山市と同等の地域給級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県飾磨郡の地域給に関する請願

請願者　兵庫県飾磨郡置塩村立置塩小学校内　小西農夫（第二一九三号）

右の請願は、兵庫県飾磨郡は、姫路市を取り囲み同市と一環の経済的特殊事情にあり、物価においては副食物、日用雑貨等は同市を上回る実情にあつて公務員の生活は困窮しているから、八木、糸引、四郷、御国野、花田各村を地域級二級地に、家島、余部、曾左、鹿谷、置塩、谷外、谷内、菅野各町村を一級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県形原、西浦両町の地域給に関する請願

請願者　愛知県宝飯郡形原町長　吉見正男外二百七名（第二一九四号）

右の請願は、愛知県形原、西浦両町は、蒲郡、三谷、塩津各町村とともに西宝市として合併の日も近く、蒲郡中心の経済圏内におかれ生活必需品は附近都市からの移入にまつため高物価であり、民間給与は公務員給与を上回つているため公務員の生活は窮迫しているから、両町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀県近江八幡市合併地域の地域給に関する請願

請願者　滋賀県蒲生郡馬渕村長　岡本秀康外三名（第二一二〇八号）

右の請願は、近江八幡市発足に伴う合併地域は、都市計画にも見られる通りに、交通、通信、文化等の発展は必定であり、生活水準は全く都市と同等になつた反面、僻邑な人材は都市に走り合併地域の行政は困難さを加えてきたから当地域の地域給を

一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

三重県津市の地域給に関する請願

請願者　三重県津市釜屋町一、七九五　萩原暁村（第二二四〇号）

右の請願は、三重県津市は、県庁の所在地であり、同県の文化、交通の中心地であるが、戦災及び台風の被害によりはなはだしい物価高を招来しているにもかかわらず、給与ベースの改訂に伴い地域給が三級地から二級地に引き下げられたことは、公務員の生活困窮に拍車をかけることになつているから本町の地域給を三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道三石町の地域給に関する請願

請願者　北海道三石郡三石町長　広田時治外四名（第二二四一号）

右の請願は、北海道三石町は、浦河、静内の両一級地に近接しているため、その影響を受けて物価は、両地より割高となつている上、地理的悪条件も加わり公務員の生活は極度の困難状態におちいりつつあるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県宇都宮市等の地域給に関する請願

請願者　栃木県宇都宮市長　佐藤和三郎外三十八名（第二二九〇号）

右の請願は、栃木県宇都宮市は、首都の衛星都市として或いは首都と東北、北海道を結ぶ枢要の地として最近急激に膨脹し大都市的様相を呈しており諸物価も急激に上昇しているから、本市を地域給三級地に指定せられたい。なお県下大田原町を一級地、兼原町を一級地、赤見町を一級地、足利市を三級地、黒磯町を一級地、馬頭町を二級地、大宮村を一級地、日光市を二級地、烏山町を一級地、佐野市を三級地にそれぞれ指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

合併市町村の地域給に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二二九九号）

右の請願は、市町村の合併は、現下最も緊要な施策として、全国的に広範に推進されているが、これに伴い、いちじるしく級地の異なる地域の合併もまた多数実施を見ているため、同一市町村でありながら級地の不均衡を招来し、公務員等の人事管理にはなはだしい不合理を生じ、合併市町村の円満な発展と育成に支障をきたしている実情であるから、すみやかに合併市町村における地域給の不均衡を是正する措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県古里村国立療養所古里保養園の地域給に関する請願

請願者　富山県婦負郡古里村新町三、一四五国立療養所古里保養園内　上坂竹茂（第二二五四号）

右の請願は、富山県古里村国立療養所古里保養園は結核療養所であり、患者及び職員等六百三十名を擁しているのであるが、その性質上都心から隔離され経済、政治、教育、文化等総てを富山市（二級地）に依存している関係で、諸物価は富山市よりも高く、職員の文化、娯楽の享受及び子弟の教育等による交通費は相当額に達するため生活は苦境に陥つているから同保養園を地域給支給地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県江津市の地域給に関する請願

請願者　島根県江津市江津町県立江津工業高等学校内　山本樹夫外四十名（第二二〇〇号）

右の請願は、島根県江津市は、市制施行とともに益々発展の途上にあるが、中国山脈と日本海にはさまれ、耕地に恵まれず食糧は殆ど他地域からの供給を必要とするため、極度の高価を呼び官公署職員の生活は窮迫しているから江津市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県安塚村の地域給に関する請願

請願者　新潟県東頸城郡安塚村長　増田秀雄（第二二九一号）

右の請願は、新潟県安塚村は、昭和二十八年十二月末日から地域給無給地となつたが、本村における生計費は他の町村に比していちじるしく高く、また行政諸官公庁、学校がある関係上公務員の生活に及ぼす影響がきわめて大きくこのことが行政諸般にわたつてじん大な支障をきたしているから、木村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願

請願者　東京都千代田区神田一橋教育会館内　大井今朝治（第一七四八号）

右の請願は、昭和二十四年に施行せられた、寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律による寒冷地手当及び石炭手当は、国民の生活水準が向上しつつある現在、あまりにきん少であるから、これを増額するとともに薪炭手当についても制度化するよう、すみやかに本法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石炭手当の免税措置立法化に関する請願

請願者　札幌市北二条西一札幌営林局内　山田国正（第一八八九号）

右の請願は、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当に関する法律のうち石炭手当支給の本旨は、北海道の地域的な気象条件の特殊差によつて必然的に要請される石炭購入のための生計費の増加を給与面で調整しようとするものであつて、これに多額の税を徴収することは本手当の本旨に適合しないから、石炭手当の支給額を所得税の課税基準としないよう特別法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立病院等の職員の特別手当に関する請願

請願者　東京都中野区新井町五一四　井上五郎（第一八八五号）

右の請願は、国立病院及び療養所に勤務する職員は、国営医療の発展、国民大衆の健康を守るため努力を続けているが、これらのうちとくに危険な業務、嫌悪度の多い業務、特別労苦を伴う業務に従事する職員については伝染病患者取扱手当、放射線取扱手当、ライ患者治療看護手当、精神患者治療看護手当、労苦作業（大手術の業務）手当等の特別手当を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなり

と思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五一一号　熊本県天草郡牛深町の地域給に関する陳情

第五一七号　岐阜県神戸町の地域給に関する陳情

第六三六号　群馬県水上町の地域給に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年四月二十八日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

人事委員会陳情特別報告第二号

熊本県牛深町の地域給に関する陳情

第五一一号　熊本県天草郡牛深町長　高橋貢博外二十一名提出

岐阜県神戸町の地域給に関する陳情

第五一七号　岐阜県安八郡神戸町長　河出義一外五名提出

群馬県水上町の地域給に関する陳情

第六三六号　群馬県利根郡水上町長　高橋三郎外一名提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年四月二十八日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

熊本県牛深町の地域給に関する陳情

陳情者　熊本県天草郡牛深町長　高橋重博外二十一名（第五一一号）

右の陳情は、熊本県牛深町は、離島天草の最南端に位する全国まれに見る人口密度の大なる漁業都市で、しかも日常生活必需物資はすべてこれを他に依存しなければならず、加うるに昭和二十八年後半期以来の漁を契機として物価の高騰に一層の拍車をかけ、ために公務員の生活は困窮をきわめているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県神戸町の地域給に関する陳情

陳情者　岐阜県安八郡神戸町長　河出　義一外五名（第五一七号）

右の陳情は、岐阜県神戸町は現在地域給二級地の大垣市に連接し、東邦レーヨン大垣工場、岡本自転車大垣工場等各種の工場企業会社を有する工業都市として県下にその類を見ない大発展をなしており、かつ本町の生活必需品はほとんど大垣市から移入している関係上、物価は同市より高い実情にあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県水上町の地域給に関する陳情

陳情者　群馬県利根郡水上町長　高橋三郎外一名（第六三六号）

右の陳情は、群馬県水上町は、観光行楽の地である上に奥利根電源開発藤原ダム工事等の建設事業が着手されたため生産物資の少い本町の諸物価は必然的に高騰し、公務員の生活は困難をきわめているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第四十二号参照〕

審査報告書

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　　平林　太一

藤野　繁雄　　白井　勇

岡崎　眞一　　青柳　秀夫

菊川　孝夫　　東　隆

成瀬　幡治　　三木與吉郎

土田国太郎　　小林　政夫

山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、当せん金附証票を拾得し、その後その所有権を取得した者等が、当該当せん金附証票の当せん金品を受取ることができるようにしようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

当せん金附証票の拾得者に対し法律上の保護を与え得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

入場税法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月六日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小林　政夫　　木内　四郎

山本　米治　　土田国太郎

三木與吉郎　　前田　久吉

堀木　鎌三　　青柳　秀夫

岡崎　眞一　　白井　勇

藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次税制改正の一環として、地方財源の偏在を是正する等のため、地方税たる入場税を国において徴収することとし、課税範囲の調整、税率の引下げ等を行おうとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

地方財源の偏在を是正するほか、租税負担の軽減を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行に伴い、昭和二十九年度一般会計予算に徴税費として二億三千八百万円が計上されている。

郵政委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一五号　宮城県石巻市山下に無集配特定郵便局設置の請願

第一三七号　広島県和田村に無集配郵便局設置の請願

第五三〇号　福島県富成郵便局の集配事務開始に関する請願

第六七五号　熊本県芳野郵便局の集配事務開始に関する請願

第七〇四号　青森県小湊町に郵政省結核療養所設置の請願

第九三〇号　東京都西品川に特定郵便局設置の請願

第一一七〇号　岡山市平井地区に特定郵便局設置の請願

第一六六五号、第二〇六〇号　福島県中村町西部地区に特定郵便局設置の請願

第二〇六一号　長崎県下原簡易郵便局の無集配特定局昇格に関する請願

第二三〇八号　合併市町村の郵便局等の統合整理促進に関する請願

第二三七九号　長崎県西有家郵便局の集配局昇格に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月一日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

郵政委員会請願特別報告第一号

宮城県石巻市山下に無集配特定郵便局設置の請願

第一一五号　宮城県石巻市山下字鍋倉前一　手島栄四郎外六名提出

広島県和田村に無集配郵便局設置の請願

第一三七号　広島県双三郡和田村長　石田竺郎外三十四名提出

福島県富成郵便局の集配事務開始に関する請願

第五三〇号　福島県伊達郡富成村長　井上敬三郎外一名提出

熊本県芳野郵便局の集配事務開始に関する請願

第六七五号　熊本県鹿託郡芳野村一芳野郵便局内　中村重実提出

青森県小湊町に郵政省結核療養所設置の請願

第七〇四号　青森県東津軽郡小湊町役場内小湊結核療養所設立期成同盟内　辻村秀雄提出

東京都西品川に特定郵便局設置の請願

第九三〇号　東京都品川区西品川三ノ八七〇　原田武司外二名提出

岡山市平井地区に特定郵便局設置の請願

第一一七〇号　岡山市平井一、四九一　田面寛外五十三名提出

福島県中村町西部地区に特定郵便局設置の請願

第一六六五号　福島県相馬郡中村町中村字北町一三九　馬場重蔵外二十二名提出

第二〇六〇号　福島県相馬郡山上村大字山上字横川一八七　佐藤直人提出

長崎県下原簡易郵便局の無集配特定局昇格に関する請願

第二〇六一号　長崎県下県郡佐須村長　井田秀夫提出

合併市町村の郵便局等の統合整理促進に関する請願

第二三〇八号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

長崎県西有家郵便局の集配局昇格に関する請願

第二三七九号　長崎県南高来郡西有家町長　本多重三提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よって別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月一日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

意見書案

宮城県石巻市山下に無集配特定郵便局設置の請願

請願者　宮城県石巻市山下字鍋倉前一　手島栄四郎外六名（第一一五号）

右の請願は、宮城県石巻市山下地区は、古くから郵便局の設置を希望してきたが私財を投じてまでも設置する篤志家もなくただ必要性をさけつつ現今に至っている。しかしてこの度宿年の念願達成のため土地並に当局設計にかかる基準局舎及び附帯施設一切を建築し国家に提供しても設置の実現を期したいから、当地区に無集配特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県和田村に無集配郵便局設置の請願

請願者　広島県双三郡和田村長　石田笠郎外三十四名（第一三七号）

右の請願は、広島県双三郡和田村および十日市町、比婆郡山内西村の住民は、従来往復半日または一日を要する相当の距離にある山内西、八次、塩町の各郵便局を利用せねばならず不便と不自由を続けていたので、当時国の財政等の都合により取りあえず昭和二十五年に和田村に簡易郵便局を開設したが、前記七百戸の住民の要望に応ずる郵政事業は、少くとも無集配郵便局の設置によらねば完全を期し難いから、本県和田村に無集配郵便局を設置せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県富成郵便局の集配事務開始に関する請願

請願者　福島県伊達郡富成村長　井上敬三郎外一名（第五三〇号）

右の請願は、福島県富成村は、終戦後主産業を果樹に転向し最近隣村柱沢村とともにかき、もの主産地として全国に優位を占めるに至った関係上郵便物も急増してきており、一方生果の取引きは敏速な処置を要するのであるが、富成郵便局は無集配局であるため、すべての郵便は保原郵便局の集配にまたなければならず、また発信には二里の道を同局まで往復する等本村民の不便はまことに大なるものがあるから、すみやかに本郵便局に対し柱沢、富成二箇村を区域とする集配事務の開始ができるよう措置を講ぜられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県芳野郵便局の集配事務開始に関する請願

請願者　熊本県飽託郡芳野村一芳野郵便局内　中村重実（第六七五号）

右の請願は、熊本県芳野郵便局は、昭和十三年四月十六日無集配局として設置されて以来郵便、為替、貯金、保険、年金、電信、電話等の業務を拡張し今日に至っているが、肝心の集配事務のみいまだに他局の管内に属し不利不便がいちじるしいから、すみやかに本局に集配事務を開始されたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青森県小湊町に郵政省結核療養所設置の請願

請願者　青森県東津軽郡小湊町役場内小湊結核療養所設立期成同盟会内　辻村秀雄（第七〇四号）

右の請願は、青森県は、気象的特殊事情等によって結核患者数が全国でも上位にあるが、これに対する結核病床は国立療養所のほか全部で千八百四十二床のみにて、患者数に比していちじるしく不足している実状である。残に郵政従業員にあってはその生活実態からり病率が高く多年これが解決のため専用療養所の設立を希求していたが、幸い今般本県小湊町当局がこれ対し諒解と支持を与え進んで最良の敷地を提供することに決定したから、本町に郵政省結核療養所を設置せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都西品川に特定郵便局設置の請願

請願者　東京都品川区西品川三ノ八七〇　原田武司外二名（第九三〇号）

右の請願は、東京都西品川三丁目は百反坂の名をもって多くの人々に知られ、大井町、荏原町、大崎町に接する高名の住宅地で、国鉄山手線大崎駅に接し地域内の人口は一万以上で戦前をしのぐ有様であり、商店も日増にその数を増し通信事業の必要性も急迫せる実状にあるから、すみやかに本地区に特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山市平井地区に特定郵便局設置の請願

請願者　岡山市平井一、四九一　田面寛外五十三名（第一一七〇号）

右の請願は、岡山市平井地区は、人口四千四百八十二名を有し、小学校二校、中学校一校を持つ田園都市であるが、金融機関として農業協同組合があるのみで、しかも門田、網浜地域とは兵陵地帯で相隔たるため、金融機関ならびに通信機関に不便を感じているから、本地区に郵便局を設置せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県中村町西部地区に特定郵便局設置の請願

請願者　福島県相馬郡中村町中村字北町一三九　馬場重蔵外二十二名（第一六六五号）

請願者　福島県相馬郡山上村大字山上字横川一八七　佐藤直人（第二〇六〇号）

右の請願は、福島県中村町は、県北東部に位置し人口二万有余、近来ますます発展をつづけているが、本町の心臓部に当る西南部には地方事務所、地方裁判所相馬支部等重要機関がほとんど集まっているにもかかわらず、一箇所の郵便局もないため、住民及び諸官公署会社工場寺院等は多大の不便を感じているから、中村町西部地区に特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であって参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よって内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県下原簡易郵便局の無集配特定局昇格に関する請願

請願者　長崎県下県郡佐須村長　井田秀夫（第二〇六一号）

右の請願は、長崎県下原簡易郵便局は昭和二十六年五月開局以来逐年相当の成果を収めているが、最近対州鉱業所の飛躍的発展に伴い人口、戸

数はいちじるしく増加し今後ますます激増する情勢にあつて、簡易郵便局の限られた小範囲の一部窓口事務だけでは不便が多い上、本郵便局経統運営の困難な事情もあることとて対州鉱業所、同従業員および附近農村民一同の便益のため、本郵便局を無集配特定局に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

合併市町村の郵便局等の統合整理促進に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二三〇八号）

右の請願は、市町村の合併は現下緊急の要請として全国的に広範に推進されているが、合併の進展に伴い、郵便局及び電報電話局の管轄を異にする市町村の合併を余儀なくされているものが多数生れつつあり、これがために合併により同一行政区画となつて通信需要は激増しながらも、管轄局を異にするがために、かえつて郵便物集配の遅延、電報電話連絡の不便が増大し、合併の趣旨に反する事態を招いている現状であるから、合併市町村育成のため、すみやかに合併市町村内の管轄を異にする郵便局及び電報電話局を統合整理し、住民福祉増進のための施策を断行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県西有家郵便局の集配局昇格に関する請願

請願者　長崎県南高来郡西有家町長　本多重三（第二三七九号）

右の請願は、長崎県西有家町は、人口一万五千で島原に次ぐ繁華街であるばかりでなく、県下においても首位を争う大町である上、諸官公庁、商工会社工場諸事業団体等が林立し交通網も発達しているが、通信施設については無集配局の西有家局のみであるため、当町民のこうむる物心両面の損失は計り知れないものがあるから、西有家局を集配局に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会陳情審査報告書第一号

参議院議長河井彌八殿

郵政委員会陳情特別報告第一号

北海道占冠郵便局電報配達員増員に関する陳情

第二二九号　北海道勇払郡占冠村長　吉田益雄外一名提出

特定郵便局事務の請負化反対に関する陳情

第六一三号　福岡県鞍手郡古月村大字木月　梶栗直枝外五十八名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月一日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

郵政委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二二九号　北海道占冠郵便局電報配達員増員に関する陳情

第六一三号　特定郵便局事務の請負化反対に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月一日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

昭和二十九年五月一日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井　彌八殿

郵政委員会陳情審査報告書第一号

北海道占冠郵便局電報配達員増員に関する陳情

陳情者　北海道勇払郡占冠村長　吉田益雄外一名（第二二九号）

右の陳情は、北海道占冠郵便局の電報配達要員は一名であるため勤務時間外は郵便集配人が配達に従事しているが、郵便配達と電報配達を昼夜間従事することは健康保持上にも重大な支障を及ぼすから、本局の電報配達要員をすみやかに増員せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特定郵便局事務の請負化反対に関する陳情

陳情者　福岡県鞍手郡古月村大字木月　梶栗直枝外五十八名（第六一三号）

右の陳情は、特定郵便局は普通郵便局に較べて最も経済的に運営されているにもかかわらず、自由党の行政機構改革特別委員会においては、行政整理のため、三等郵便局を民間の請負事務として郵政省の所管から外すと言う方針を決めて、その具体策を急いでいるとのことであるが、これは、特定郵便局長の深く憂慮するところであるから実情調査の上現機構を改変することのないように考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第四十三号参照〕

審査報告書

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月七日

参議院議長河井彌八殿

外務委員長　佐藤　尚武

多数意見者署名

佐多　忠隆　園　伊能

西郷吉之助　宮澤　喜一

羽生　三七　中田　吉雄

梶原　茂嘉　中田　宇亮

杉原　荒太　鶴見　祐輔

要領書

一、委員会の決定の理由

万国農事協会は千九百五年ローマで作製された「万国農事協会に関する条約」で設立された機関であるが、その任務は千九百四十五年に設立された国際連合食糧農事機関に吸収されたため、「万国農事協会に関する条約」は千九百四十八年一月失効し、同時に同協会も解散された。よつてこの議定書に加入することによつて、今なおその加盟国である不合理を是正しようとするもので、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

既に失効した「万国農事協会に関する条約」から脱退して、わが国の法律上の地位を明らかにする利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とスエーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月七日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　園　伊能

西郷吉之助　宮澤　喜一

羽生　三七　中田　吉雄

曾祢　益　梶原　茂嘉

鶴見　祐輔　杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、工業所有権の特許又は登録のための優先期間の延長並びに消滅した工業所有権の回復又は更新及び無効となつた特許出願の効力回復を内容とするもので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本協定の締結によつて、両国間の友好関係及び技術提携関係を増進させるに役立つことができる。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　藤野　繁雄

白井　勇　青柳　秀夫

岡崎　眞一　東　隆

前田　久吉　土田国太郎

山本　米治　菊川　孝夫

小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、災害による被害者等で応急救助を要するものに生活必需品を無償又は低額で貸し付けることができるみちを開くとともに、国有林野の所在する地方の地

方公共団体又は住民が災害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、災害救助又は施設の応急復旧の用に供するため必要な当該林野の産物等を低額で譲渡することができることとする等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

物品の管理処分の適正を期し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国の所有に属する自動車の交換に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月七日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

前田　久吉　木内　四郎
山本　米治　小林　政夫
成瀬　幡治　土田國太郎
東　　隆　菊川　孝夫
白井　勇　岡崎　眞一
藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、当分の間各省各庁の長は、国の所有に属する自動車を、国以外の者が所有する自動車と交換することができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国の所有に属する自動車の効率的な活用を図るとともに、予算の節減等に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

労働基準法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月七日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

田村　文吉　阿具根　登
市川　房枝　吉田　法晴
寺本　廣作　吉野　信次
井上　清一　田畑　金光

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、酸、燐、ひ素その他の化学薬品又は鉛、水銀その他の一定の工業原料を多量に使用する一定の事業について、使用者をして、労働者の雇入の際及び定期に、医師の外、歯科医師にも健康診断をさせようとするもので、労働者の健康の維持、及び作業能率上、妥当な立法と認める。

二、事件の利害得失

本法の施行により、当該作業に従事する労働者の口くう内の損傷又は中毒症状の早期発見及び早期治療の全きを期し、労働者の健康の維持及び作業能率の向上を図ることが出来る。

三、費用

特に費用を要しない。

労働委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五三号　事業附属寄宿舎規程第二十七条改正に関する請願
第四七一号　労働者供給事業の禁止措置に関する請願
第四七二号　事業附属寄宿舎規程中一部改正に関する請願
第五八六号　失業対策事業費国庫補助増額等に関する請願
第七〇号　労働基準局等の地方移譲反対等に関する請願
第九二六号　労働基準局等の地方移譲反対等に関する請願
第一九〇号　失業対策事業費増額等に関する請願
第一三六号　労働基準局等の地方移譲反対等に関する請願
第一四一八号　労働基準局等の地方移譲反対等に関する請願
第一四一九号　技能者共同養成費国庫補助継続に関する請願
第一五〇六号　けい肺法制定に関する請願
第一五〇九号　労働基準行政機構改革等反対に関する請願
第一五二五号　労働基準局等の地方移譲反対に関する請願
第一八〇三号　けい肺法制定促進に関する請願（二通）
第一八四〇号　労働基準局等の地方移譲反対等に関する請願
第一九六一号　けい肺法制定促進に関する請願
第二一四六号　映写技術者資格免許制度の一元化に関する請願
第二二五三号　傷い軍人の雇用割当に関する請願
第二二六三号　地方労働委員会事務局存置に関する請願
第二五一三号　高等学校卒業者の就職促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月七日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

労働委員会請願特別報告第一号

事業附属寄宿舎規程第二十七条改正に関する請願

第五三号　東京都港区芝三田四国町二ノ六全国繊維産業労働組合同盟会内　滝田実提出
第四七一号　福岡県八幡市大門町五　八幡製鉄現業労働組合内　栗山弥六提出
第四七二号　東京都港区芝三田四国町二ノ六全国繊維産業労働組合同盟会内　滝田実提出
第五八六号　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎提出
第七〇号　名古屋市昭和区白金町三ノ一五全基準労働組合愛知支部内　松本茂樹外五百四十三名提出
第九二六号　広島市空鞘町九広島県菓子協同組合連合会理事長　住田綱吉外一名提出
第一九〇号　東京都品川区東大崎三ノ二三九全都日産共同闘争委員会談内　馬場大静提出
第一三六号　山形市宮町二、八二三山形労働基準局内山形労働基準行政労働組合内　鈴木徳翁提出
第一四一八号　東京都千代田区大手町一ノ七労働省内　吉田健太郎提出
第一四一九号　京都市中京区四条通坊城東入京都友禅協同組合技能者養成所内　宅間敬太郎外十四名提出
第一五〇六号　秋田県鹿角郡尾去沢町尾去沢鉱山労働組合内　頓所佐一提出
第一五〇九号　名古屋市中区南外堀町六ノ一　松本茂樹外二名提出
第一五二五号　東京都港区芝三田四国町二ノ六　滝田実提出
第一八〇三号　岡山県和気郡備前町西片上　居樹文三郎外一提出
第一八四〇号　名古屋市昭和区鶴舞町四三ノ一　寺門博提出
第一九六一号　岡山県久米郡吉岡村藤原社宅　吉川浩二外千九百六十五名提出
第二一四六号　東京都中央区京橋三ノ四社団法人全日本映写技術者連盟会長　永田雅一提出
第二二五三号　埼玉県熊谷市佐谷田三、〇六二　鈴木保太郎提出
第二二六三号　長野県議会議長　下平駒四提出
第二五一三号　宮城県議会議長　粟野豊助提出

右二十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月七日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

事業附属寄宿舎規程第二十七条改正に関する請願

請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ六全国繊維産業労働組合同盟会内　滝田実（第五三号）

右の請願は、わが国繊維産業の民主化、興隆の促進の女子を主体とす

る寄宿舎居住者の充分な健康維持並びに教養の向上は、寄宿舎施設の如何によるところが大きい。中でも寄宿舎浴場は、一日の労苦を慰し、明日への健康を維持するに必要欠くことができない施設である。しかるにその浴場施設に対する衛生並びに風紀上の措置に関する基準は、事業附属寄宿舎規程第二十七条の四項目に律されているに過ぎず、一般浴場（無料の社宅浴場、学校浴場を含む）に適用されている公衆浴場法並びにそれに基く各都道府県の衛生措置に比較してはなはだしい差があるから、寄宿舎浴場に関する一事業附属寄宿舎規程一中第二十七条をすみやかに改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労働者供給事業の禁止措置に関する請願

請願者　福岡県八幡市大門町五八幡製鉄現業労働組合内　栗山弥六（第四七一号）

右の請願は、職業安定法の実施による労働者供給事業の禁止ならびに同法施行規則第四条の請負作業の規制は、長く封建的な隷属関係と劣悪な労働条件の下にしんぎんしてきた関係労働者を解放して正常な雇用関係に入れさせるための画期的措置であつたが、平和条約締結以来、占領政策の緩和という名目の下に労働者供給事業の排除なかでも請負事業の規則は実際の運営方面において職業安定法施行以前の状態に復しつつある現状であるから、昭和二十七年二月に改変された施行規則をすみやかに旧にかえし同時に認定基準をも復活させて改変後続出しつつある偽装請負の根をたち、規則制定当時の精神に立戻り、封建的な雇用隷属関係と劣悪な労働条件より関係労働者を解放せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

事業附属寄宿舎規程中一部改正に関する請願

請願者　東京都港区芝三田四国町二ノ六全国繊維産業労働組合同盟会内　滝田実（第四七二号）

右の請願は、わが国繊維産業の民主的発展の促進と、女子を主体とする事業附属寄宿舎居住者の生活諸条件の向上ならびに保健衛生確保のため、（一）現行第十六条を寄宿舎には三室に一箇の割合で、適当な場所にたんつぼを備えなければならない、（二）第十九条第一号を一室の居住面積は床の間および押入れを除き一人について四平方メートル以上とし一室居住人員は四人以下とすること、（三）第三十九条第四号を各室に寝具その他雑品を収納するため適当な押入れまたは個別の戸棚を設け、和室の場合は床の間を設けること等の改正を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎（第五八六号）

右の請願は、現行の失業対策事業は、職業安定法の実施にかんがみ、職業安定所管轄内の登録失業者を職業安定所所在の事業主体において就労させる関係から、他市町村在住の失業者を該事業主体の負担において就労させる矛盾を生じ、これがため事業主体である公共団体は増大せる財政負担にあえぎ累増せる赤字財政にしんぎんしている実状であるから、緊急失業対策法の一部を改正して本事業の事業主体を国および都道府県とせられるとともにこれが施行までの暫定措置として現行資材費補助基本額を増額し補助率を三分の一から三分の二に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労働基準局等の地方移譲反対等に関する請願

請願者　名古屋市昭和区白金町三ノ一五全基準労働組合愛知支部内　松本茂樹外五百四十三名（第七〇六号）

右の請願は、目下伝えられる行政機構改革案によると、労働基準局ならびに労働基準監督署の地方移譲が決定をみているよしであるが、もしこれが地方移譲の場合においては地方議会ならびに地方ボスの制約を受けることとなるのは必至であり上に、地方事情により法実施に緩厳を生ずる外企業経営条件に不公平を生じ、法の公正なる実施は到底望まれないから、労働基準局等の地方移譲には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労働基準法改正に関する請願

請願者　広島市空鞘町九四広島県菓子協同組合連合会理事長　住田綱吉外一名（第九二六号）

右の請願は、わが国経済及び企業の実態を考慮するとき、労働基準法が労働条件の基準を一挙に世界水準にまで引上げようと企図するあまり、企業とくに中小企業、弱小家内工業には極めて過重な負担を負わしつつあり、このまま今後とも運用せられるとすれば企業経営はますます苦境に追い込まれ、ひいてはわが国経済の自立達成を阻む結果を招くことも考えられるから、本法を業種業態に即して適用するよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業費増額等に関する請願

請願者　東京都品川区東大崎三ノ二三九全都日産共同闘争委員会議内　馬場大静（第一一九〇号）

右の請願は、失業対策事業は、国土復興の一翼として大きな役割を占めているが、今後の事業の円滑な運営と事業効果を挙げるためには現在の労働条件を改善する必要があるから、（一）失業対策事業費は全国平均労力費予算単価を三百一十円月収八千円、東京都の場合は最低四百円月収一万円とするとともに対象人員を大幅に増加すること、（二）失業保険法第三十八条の八による失業保険金の日額を第一級は三百円、第二級は二百円とするとともに第三十八条の九による待機期間を撤廃すること等を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労働基準局等の地方移譲反対等に関する請願

請願者　東京都千代田区大手町一ノ七労働省内　吉田賢太郎（第一四一八号）

右の請願は、労働基準行政の地方移譲は、国際労働条約に反するばかりでなく、各企業間の公正競争を促進せず国際水準の労働条件の確保をも不可能にするから、絶対反対であるとともにこれが移譲に伴う人員整理にも反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労働基準局等の地方移譲反対に関する請願

請願者　山形市宮町二、八二三山形労働基準局内山形労働基準行政労働組合内　鈴木徳翁（第一三六五号）

右の請願は、行政機構改革に伴い労働基準局並びに労働基準監督署の都道府県への移譲が伝えられるが、これは例え機関委任の形式をとるにしても労働基準監督機関の自主独行性をはく奪するものであり、また国際労働条約に違反するものであつて、しかも地方自治体の地域的、経済的事情並びに政治事情に制約されて労働基準法の公正な運営が阻害され労働条件の最低基準すら保障できない結果となるから現機構を改変することのないようにせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
技能者共同養成費国庫補助継続に関する請願
請願者　京都市中京区四条通坊城東入京都友禅協同組合技能者養成所内　宅間敬太郎外十四名（第一四一九号）
右の請願は、中小企業の技能者養成発展のため昭和二十八年度から技能者共同養成費補助金交付規程が施行せられいよいよ本格的養成に従事しようとその決意を強めた際、昭和二十九年度においては緊縮予算のため本補助金は中絶するよしであるが、わが国中小企業の育成のため昭和二十九年度以降においても技能者共同養成費補助金の交付を継続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
けい肺法制定に関する請願
請願者　秋田県鹿角郡尾去沢町尾去沢鉱山労働組合内　頓所佐一（第一五〇六号）
右の請願は、けい肺病は、業務上に起因する疾病で、一度かかれば絶対に治らない宿命を有し、また現行の保護法規の不備のため予防も不充分で労働者とその家族を生命の危険と生活の不安に陥れているから、特別法を制定してこれが根本的救済措置を講じられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
労働基準行政機構改革等反対に関する請願
請願者　名古屋市中区南外堀町六ノ一　松本茂樹外二名（第一五〇九号）
右の請願は、労働基準行政の現状は、三年間に三割以上も仕事が増加しているにもかかわらず、職員は、三年間に三割以上も減員されている実情にある。しかるに、今回の行政機構改革に伴いさらに人員の整理を行うことは全く不当であり、さらに労働基準行政の地方移譲は国際労働条約に違反するものである等の観点から、今回の機構改革と行政整理に対しては反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
労働基準局等の地方移譲反対に関する請願
請願者　東京都港区芝三田四国町二の六　滝田実（第一五二五号）
右の請願は、行政機構改革に伴い労働基準局並びに労働基準監督署の都道府県への移譲が伝えられるが、これは例え機関委任の形式をとるにしても労働基準監督機関の自主独立性をはく奪するものであり、また国際労働条約に違反するものであつて、しかも地方自治体の地域的、経済的事情並びに政治事情に制約されて労働基準法の公正な運営が阻害され、労働条件の最低基準すら保障できない結果となるから、現機構を改変することのないようにせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
けい肺法制定促進に関する請願（二通）
請願者　岡山県和気郡備前町西片上　居樹文三郎外一名（第一八〇三号）
右の請願は、けい肺は耐火煉瓦製造に従事する労働者間にも多数発生し、和気労働基準監督署管内だけでも百三十三名の患者があるが、この不治にして悲惨な職業病より労働者を保護するためけい肺法を制定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
労働基準局等の地方移譲反対等に関する請願
請願者　名古屋市昭和区鶴舞町四三ノ一　寺門博（第一八四〇号）
右の請願は、労働基準行政の地方移譲は、国際労働条約に反するばかりでなく、各企業間の公正競争を促進せず国際水準の労働条件の確保をも不可能にするから、絶対反対であるとともにこれが移譲に伴う人員整理にも反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
けい肺法制定促進に関する請願
請願者　岡山県久米郡吉岡村藤原社宅　吉川清二外千九百六十五名（第一九六一号）
右の請願は、けい肺患者は約一万名を数えるが、現行の保護法規の不備のため予防も不十分で労働者とその家族は生命の危険と生活の不安に悩んでおり、過去数世紀にわたつて死亡したけい肺患者の悲惨な状態はなお続けられており、まさに社会人道上放置すべき問題ではない。また、この疾病は現在の一般公傷病を対象とした労働法令ではその特殊性が充分認められず、特別法の制定による国家救済をまたなければ解決できない実状にあるから、り患労働者ら悲惨な実体を察しけい肺法の成立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
映写技術者資格免許制度の一元化に関する請願
請願者　東京都中央区京橋三ノ四社団法人全日本映写技術者連盟会長　永田雅一（第二一四六号）
右の請願は、映写技術者資格免許の試験は、労働基準法に基く労働安全衛生規則によつて行われる一方、消防法に基く市町村条例（危険物取締条例）によつて行われるという二重の試験規定になつているため、あらたに資格を得ようとする者に不便であるばかりでなく、既に資格を有している者、または現に就職している有資格者にとつても種種な不便があるから、現行二重の試験制度を統合一元化し、全国共通の資格制度とするよう法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
傷い軍人の雇用割当に関する請願
請願者　埼玉県熊谷市佐谷田三、〇六一　鈴木保太郎（第二二五三号）
右の請願は、傷い軍人の雇用は現在優先雇用として企業体の道義心に訴えて処理するように指導されているが、一般に傷い軍人に対する関心が乏しいばかりでなく、情実雇用に傾いている関係上、その就職更正は非常に困難な実情にあるから、傷い軍人の雇用に関し、公務員たると民間企業従業員たるを問わず企業の実状に則して比率により雇用を割当てるよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
地方労働委員会事務局存置に関する請願
請願者　長野県議会議長　下平脈四（第二二六三号）
右の請願は、行政改革に関する地方制度調査会の答申案によると、労働委員会と表裏一体の関係にある専属事務局を廃止して職員を兼任制とし、現行制度を簡素化しようとしているが、労働委員会の準司法的性格からみて、政治的中立性を堅持し、法に規定される権限を完全独立して行使するためには専属事務局を現行通り存置し、専任の職員による独自の事務処理機構を附置することが必要条件であるから、地方労働委員会事務局は現行法通り存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校卒業者の就職促進に関する請願

請願者　宮城県議会議長　栗野豊助（第二五一三号）

右の請願は、今春、宮城県下の高等学校を卒業した者の就職率は就職を希望した者の五割以下という現状であつて、就労を阻止された五割以上の者は徒食を余儀なくされているのであるが、経済的その他の家庭の事情等で進学を断念し、就職することによつて家計の一助にしようとする者はもち論、その他の者についても閑居徒食することの及ぼす影響は、経済的にも又思想的にもはなはだ憂慮されるものがあるから、高校卒業者を健全な社会人として育成指導することの重要性にかんがみ、これらの者に対して雇用促進を図るため施策を強力に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二五号　地方労働委員会専属事務局存置に関する陳情

第六五号　労働基準行政機構に関する陳情

第二七一号　福井県に労災病院設置の陳情

第三二四号　労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情

第三四一号　労働基準法中一部改正に関する陳情

第三四三号　労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情（二通）

第三五三号（二通）、第三七五号（三通）、第三八六号、第三九五号　労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情

第四一〇号、第四三八号　労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情

第四二四号　技能者養成費国庫補助増額に関する陳情

第四二五号　労働組合の自立的団体交渉権確立に関する陳情

第四四四号　労働基準法改正反対に関する陳情

第四八七号　労働基準局等の地方移譲反対等に関する陳情

第五五七号　公共職業安定所経費増額に関する陳情

第六二六号、第六三三号　けい肺法制定促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月七日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

労働委員会陳情特別報告第一号

地方労働委員会専属事務局存置に関する陳情

第二五号　新潟市医学町二番町　新潟県地方労働委員会内　笠原貞造提出

労働基準行政機構に関する陳情

第六五号　金沢市仙石町三七石川地方労働基準審議会内　笠森伝繁提出

福井県に労災病院設置の陳情

第二七一号　福井市宝永下町一三五福井地方労働基準審議会内　藤井剛士提出

労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情

第三二四号　岐阜市美江寺町五八ノ六中部電力労働組合岐阜支部内　富田忠三提出

労働基準法中一部改正に関する陳情

第三四一号　東京都中央区日本橋横山町七社団法人東京実業連合会長　黒川武雄提出

労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情（二通）

第三四三号　岐阜県郡上郡八幡町新栄町　郡上労働基準協会内　中島源吾外七名提出

労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情

第三五三号　岐阜市青柳町一ノ二八岐阜労働基準局内　水野俊八外一名提出（二通）

第三七五号　岐阜県土岐郡日吉村　北村国太郎外百四十七名提出（三通）

第三八六号　名古屋市中区南外堀町六ノ一　大山幸夫提出

第三九五号　宮城県仙台市光禅寺通四七　河村仲二提出

労働基準局等の地方移譲反対等に関する陳情

第四一〇号　新潟市川岸町一ノ五六新潟労働基準局内　笠原政雄提出

第四三八号　東京都港区麻布市兵衛町二四全日本海員組合内　滝田実外二名提出（三通）

技能者養成費国庫補助増額に関する陳情

第四二四号　山口市大字上宇野令字多賀第一、八〇三山口労働基準局内　潮見実提出

労働組合の自主的団体交渉権確立に関する陳情

第四二五号　岡山市島田国鉄機関車労働組合岡山支部内　柿原一士提出

労働基準法改正反対に関する陳情

第四四四号　東京都港区芝赤羽町一済生会内日本看護協会東京都支部会内　三浦貞外一名提出

労働基準局等の地方移譲反対等に関する陳情

第四八七号　岐阜県大垣市笠縫町一〇〇若林製糸紡績株式会社大垣工場内　西川富蔵提出

公共職業安定所経費増額に関する陳情

第五五七号　愛知県議会議長　池田駒平提出

けい肺法制定促進に関する陳情

第六二六号、第六三三号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

右十九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月七日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

地方労働委員会専属事務局存置に関する陳情

陳情者　新潟市医学町二番町新潟県地方労働委員会内　笠原貞造（第二五号）

右の陳情は、政府は、地方制度調査会の答申案に基き、労働委員会はその特殊性を認めて現行通り存続させ、労働委員会と不可分の関係にある専属事務局を廃止して、その職員を兼任制となし、現行制度を簡素化しようとしているが、複雑多岐にわたる労働問題を使命とする労働委員会の重責遂行を便ならしめるためには専属事務局職員による独立の事務処理機構を附置しておくことが必要かつ欠くことができないものであるから、地方労働委員会専属事務局を現行通り存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労働基準行政機構に関する陳情

陳情者　金沢市仙石町三七石川地方労働基準審議会内　笠森伝繁（第六五号）

右の陳情は、現在の労働基準行政の機構は、戦後内外のこれに関する沿革実況を参考とし慎重に考慮されてできたものであつて、その後次第に所期の機能を発揮しつつあり任務はますます拡大され相当人員の不足が痛感されているにもかかわらず、今回本機構が変更され人員の整理が企図されていることは、これら関係職員に過重な労働を負担させることとなり、かつわが国の産業の円満な発達を阻害するものであるから、労働基準行政の機構は現状を維持し、さらにその機能を発揮しうるように人員、予算等の充実を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福井県に労災病院設置の陳情

陳情者　福井市宝永下町一三五福井地方労働基準審議会内　藤井剛士（第二七一号）

右の陳情は、福井県の労働災害は、災害防止にあらゆる施策と努力が払われているにかかわらず減少の徴を見ないばかりか増加の傾向すら見られる状況にあり、しかもこれらの災害者の収容施設にさえ事欠く状況にあるため救われる生命すら失うごとき危険にさらされることがしばしばであるから、本県に労災病院を設置せられ労働者保護の完璧をきせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情

陳情者　岐阜市美江寺町五八ノ六中部電力労働組合岐阜支部内　富田忠三（第三二四号）

右の陳情は、労働基準行政の地方移譲は、国際労働条約に反するばかりでなく、各企業間の公正競争を促進せず国際水準の労働条件の確保をも不可能にするから、絶対反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
労働基準法中一部改正に関する陳情

陳情者　東京都中央区日本橋横山町七社団法人東京実業連合会長　黒川武雄（第三四一号）

右の陳情は、現行労働基準法は、中小企業における日常業務の実態等にそわぬ点が多いため、(一)許可制により年少者の一斉休憩を交代制にすること、(二)五十人未満の事業所における年少者の労働時間を一日九時間、週五十四時間とすること、(三)成年女子の休日労働は本人の希望ならびに協定によつてでき得るよう途を開くこと、(四)有給休暇の残り日数次年度繰越しを廃し一年毎に打ち切ること、(五)成年女子の時間外労働は週六時間として一日の制限なく協定できるようにすること等の実現を図られたいとの趣旨であつて具体的内容の細部に亙つては妥当なものと認め難いが中小企業の業種業態に応じて労働基準法を適用されたいとの願意に解して参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
労働基準局等の地方移譲反対に関する陳情（二通）

陳情者　岐阜県郡上郡八幡町新栄町郡上労働基準協会内　中島源吾外七名（第三四三号）

右の陳情は、目下伝えられる行政機構改革案によると、労働基準局ならびに労働基準監督署の地方移譲が決定をみているよしであるが、もしこれが地方移譲の場合においては地方議会ならびに地方ボスの制約を受けることとなるのは必至である上に、地方事情により法実施に幾厳を生ずる外企業経営条件に不公平を生じ、法の公正なる実施は到底望まれないから、労働基準局等の地方移譲には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
労働基準局等の地方移譲反対等に関する陳情

陳情者　岐阜市青柳町一ノ二八岐阜労働基準局内　水野俊八外一名（第三五三号）（二通）

陳情者　岐阜県土岐郡日吉村北村国太郎外百四十七名（第三七五号）（三通）

陳情者　名古屋市中区南外堀町六ノ一　大山幸夫（第三八六号）

陳情者　宮城県仙台市光禅寺通四七　河村仲二（第三九五号）

右の陳情は、政府においては行政機構改革並びに人員整理の一環として、労働省の地方支分部局である都道府県労働基準局、労働基準監督署、婦人少年室を地方に移譲（移管）し、かつ関係職員の整理を断行しようとしているが、労働基準行政の地方移譲は、国際労働条約、国際信義に背反するばかりでなく、企業間の労働条件の確保を不可能ならしめ、かつ労働者の権利の救済、産業災害の撲滅、技能者養成の促進助長、災害補償等に関する適正じん速なる業務の運営を不可能ならしめるから、労働基準局等の地方移譲ならびにこれらの人員整理には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
労働基準局等の地方移譲反対等に関する陳情

陳情者　新潟県市川岸町一ノ五六新潟労働基準局内　笠原政雄（第四一〇号）

陳情者　東京都港区麻布市兵衛町二四全日本海員組合内　滝田実外二名（第四三八号）（三通）

右の陳情は、政府は機構改革の一端として都道府県労働基準局、監督署および婦人少年室の地方移管とこれに併せて人員整理を策定しているが、もしこれが実現した場合には、地方ボスの制約を受けることとなる上に、地方事情による法実施に困難を生ずる外、悪質事業主の合頭となり法の適正なる実施は望まれないから、労働基準局等の地方移管ならびに人員整理には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
技能者養成費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　山口市大字上宇野令字多賀第一、八〇三山口労働基準局内　潮見実（第四二四号）

右の陳情は、技能者養成認可事業場は年々増加しており、その実質的内容も部分的には改善せられつつあるが、これを全般的に見れば設備、教材、講師その他教習に必要な施設に欠けており、これが充実を図るべき資金に行き悩んでいる実状であつて、このまま放置すれば優秀な熟練労働者の育成はほとんど不可能となるばかりでなく、わが国経済自立体制の確立にも多大の支障をきたすであるから、昭和二十九年度において技能者養成費国庫補助額を増額せられたいとの趣旨であるが参議院は、技能者養成費国庫補助を継続並びに増額されたいとの趣旨と解して願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
労働組合の自主的団体交渉権確立に関する陳情

陳情者　岡山市島田国鉄機関車労働組合岡山支部内　柿原一士（第四二五号）

右の請願は、公共企業体等労働関係法は、わが国の国情に合わない点が多く今日まで諸種の問題と紛争が繰り返され、とりわけ同法の特色である交渉単位問題は、労働組合の組織とは別個に団体交渉が行われるため労働組合の自主権をいちじるしく圧迫し、今日に至るまで満足な交渉態勢が確立されていないばかりでなく、公労法第一条の目的である友好的解決の方向とはおよそ反対の方向に進められている実情であるから、自主的団体交渉権を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
労働基準法改正反対に関する請願

陳情者　東京都港区芝赤羽町一済生会内日本看護協会東京都支部会内　三浦貞外一名（第四四四号）

右の陳情は、最近伝えられるところによると、医療従業員を労働基準法に適用されることは妥当でないという考えのもとに法の改正が進められているよしであるが、万一看護婦が本法の適用外に置かれることになれば、大病院をはじめ小規模な医療施設においては、それを理由に勤務時間の延長を要求することは必至であり、看護婦の過労は患者の看護上また人間関係において好ましくない影響を及ぼすことは明らかであるから、看護婦の労働基準法確保について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
労働基準局等の地方移譲反対等に関する陳情

陳情者　岐阜県大垣市笠縫町一〇〇若林製糸紡績株式会社大垣工場内　西川富蔵（第四八七号）

右の陳情は、政府においては行政機構改革並びに人員整理の一環として、労働省の地方支分部局である都道府県労働基準局、労働基準監督署、婦人少年室を地方に移譲（移管）し、かつ関係職員の整理を断行しようとしているが、労働基準行政の地方移譲は、国際労働条約、国際信義に背反するばかりでなく、企業間の不当な競争を助長し、国際的水準の労働条件の確保を不可能ならしめ、かつ労働者の権利の救済、産業災害の撲滅、技能者養成の促進助長、災害補償等に関する適正迅速なる業務の運営を不可能ならしめるから、労働基準局等の地方移譲並びにこれらの人員整理には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
公共職業安定所経費増額に関する陳情

陳情者　愛知県議会議長　池田駒平（第五五七号）

右の陳情は、国家予算緊縮の一般方針に従い、公共職業安定所の経費は極度に圧縮されているため、関係職員の熱意と努力にもかかわらず、公共職業安定所の活動はいちじるしく制約され、その本来の業務である職業生活の安定を図ることは到底不可能な実情にあるから、公共職業安定所の経費を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
けい肺法制定促進に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第六二六号）、（第六三三号）

右の陳情は、北海道の地下資源開発事業に従事する労務者及び関連産業労務者間においては近時現代医学の粋をもつてしても不治と断定されるけい肺病に罹される患者が続出し、安んじて労働力を発揮できない現状にある。しかるにこれらけい肺病患者に対しては健康保険、けい肺措置要綱等による救済措置がとられているに過ぎず、り患予防及びり患後における救済措置等について根本的対策が何等講ぜられていないことはまことに遺憾であるから、すみやかにけい肺法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

〔第四十四号参照〕

審査報告書
土地区画整理法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月八日
建設委員長　深川タマエ
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
田中　一　三浦　辰雄
小瀧　彬　近藤　倉一
小笠原二三男　石坂　豊一
石川　榮一　小澤久太郎
石井　桂　飯島連次郎
赤木　正雄

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、都市計画区域内において公共施設の整理改善及び宅地の利用増進を図るため現行の都市計画法、特別都市計画法並びに旧耕地整理法を統合整備して新たに土地区画整理事業に関する単独法を制定し、施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定せんとするものであつて、妥当なるものと認める。
なお、委員会は本法律案の実施に対して、別紙のような附帯決議を行つた。
二、事件の利害得失
健全な市街地の造成を図り、公共の福祉の増進に資することができる。
三、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
本「土地区画整理法案」は旧制度に比し一歩前進せるものとは認められるが、農耕地と市街地との調整に関しての審議の経過に鑑み本法の実施に際し、政府に於て左の点に充分留意すべきである。
一、耕作者の諸権利を不当に侵害するが如き事態を生ぜしめないよう努めること。
二、農地との調整に関する政令立案に当りては建設・農林両省に於て充分なる連絡をとり前記の趣旨実現方につき特段の配慮をなすこと。
右決議する。

審査報告書
国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案
右の承認を与えることに決定した。
よつて国立国会図書館法第十一条により報告する。
昭和二十九年五月六日
図書館運営委員長　高橋　道男
参議院議長河井彌八殿

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程（案）
国立国会図書館職員定員規程の一部を次のように規定する。
第五号を次のように改める。
五　主事　専任　百三十五人
附　則
1　この規程は、昭和二十九年四月日から適用する。
2　国立国会図書館の職員の数は、昭和三十年四月一日において、この定員をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に整理されるものとし、それまでの間は、この定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

審査報告書
国立国会図書館の経過に関する報告
右の件は異議がないと決定した。よつて国立国会図書館法第十一条により報告する。
昭和二十九年五月六日
図書館運営委員長　高橋　道男
参議院議長河井彌八殿

国立国会図書館の経過に関する報告（昭和二十八年十月―二十九年三月）

一、組　織
法制局図書館及び工業技術院図書館が昭和二十八年十二月一日付で支部図書館となつたほか組織の変更はなく、従つて昭和二十九年三月三十一日現在の組織は一局六部一分館、三十支部図書館、部局の分課は、調査及び立法考査局の三部の十課を含めて四十課二室である。

二、人　事
1　職員の定員及び現在員（資料A・B）
前回報告後、定員の変更はなく館長以下五六六名で、三月三十一日現在員は左の通りである。

館長以下　五五九名
上大倉　東山　静嘉洋　中央館　四二七名
野　一　五名　五名　七名　五名

2　定員縮減及び特別待命
政府職員の人員整理に準じ、本館においても昭和二十九年度の職員の定員を前年度より九名を減じ、館長以下五五七名と決定した。
これに関連して政府職員と同様に特別待命の制度を実施して一月三十一日付をもつて三名、二月十五日付をもつて六名の特別待命を承認した。

3　主要な人事
A
二月五日、建築部長武内時之助病気のため急せいしたので、同日付支部図書館部長酉水孜郎に部長事務代理を命じた。
二月十五日、静嘉堂文庫長諸橋徹次人員整理に伴う特別待命の承認を求めたのでこれを承認し、文庫長を免じ静嘉堂文庫勤務とし、同日付支部図書館部長酉水孜郎に文庫長事務代理を命じた。
B
行政及び司法各部門支部図書館長の異動（資料C）
法政局・工業技術院図書館設置に依る館長の任命二件、本職の異動に伴う更迭が四件あつた。

三、国会への奉仕
1　調査及び立法考査局の考査件数　一、六五一件　（資料　1）
2　同局で刊行した調査資料　一九件　（〃　2）
3　国会分館における図書閲覧状況
貸出を受けた者の数　六、〇〇五人　（〃　3）
貸出図書数　一〇、六〇七冊

4　国会巡回文庫の利用状況（資料4）

巡回箇所		
衆・議員宿舎	三	
同　議員会館	三	
参・議員宿舎	二	
同　議員会館	一	
九箇所		

貸出を受けた者の数　四、五一五人
貸出図書数　五、一〇一冊
四、行政司法各部門への奉仕
1　図書閲覧・貸出状況
閲覧者数　五二、二四〇人
閲覧図書数　一五七、八二一冊
貸出を受けた者の数　六三、一五九人
貸出図書数　八二、五五四冊
2　考査件数　三四、六七九件（資料5、11）
目録カード作成数　四、八九三枚（〃16）
3　中央館及び支部図書館相互間の図書貸借数　延べ　五、一八四冊（〃6）
4　巡回文庫利用状況
中央館からの配置図書数　三〇、三九七冊（〃7）
利用者数（一人一冊）　二八、六一一人（〃8）
5　行政司法各部門支部図書館から中央館へ納入された官庁資料数　二二、〇八〇部（一、四〇四種）（資料21）
6　五、一般の図書館及び一般公衆への奉仕
1　閲覧状況
A　中央館（法律政治図書館を含む）

	閲覧者数	閲覧図書数
上野図書館	一八一、六四一人	三〇三、四三五冊
静嘉堂文庫	六三七人	一〇、六五四冊
東洋文庫	一、六九八人	二五、三六四冊
大倉山分室	一〇、二四一人	二二、七六七冊（資料14、15）

B　支部図書館

	閲覧者数	閲覧図書数
上野図書館	八六、五八四人	一八一、三八五冊
静嘉堂文庫		
東洋文庫		
大倉山分室		

（資料11）
2　貸出状況（中央館）
A　個人貸出
貸出を取けた者の数　四、三二八人
貸出図書数　五、八〇五冊
B　利用機関数七〇、貸出図書数一三〇冊
3　考査状況
A　中央館　七、六一〇件（国会分館、法律政治図書館を含む）（資料16）
B　支部図書館
上野図書館　九、一九一件
静嘉堂文庫　五三件
東洋文庫　一八〇件
大倉山分室　五六五件
4　刊行資料　（資料17）
国内出版物目録等　一〇種
5　総合目録編さん状況　（資料18）

カード作成数
繰込数　二三、一一八枚
二三、四九六枚（資料19）
6　印刷カード作成
製品数　五七九、九五一枚（七、〇七三冊分）（資料20）
7　写真複製業務
マイクロフイルム（ネガ　四八、六六五コマ　プリント　三一二コマ）
印画焼付　一〇、二六八枚
記録写真　三枚
8　行事
A　レコード・コンサート（毎月第三土曜日）　一二、九五四冊（資料22）
9　都道府県議会図書室への資料配布　一二、九五四冊（資料22）
10　専門図書館協議会への資料配布　一、八一四冊（資料23）
六、国際交換業務
1　国際交換のため外国に送付した資料数
図書（雑誌を含む）　一〇、七七七冊（資料24）
印刷カード　九、七九五枚
2　国際交換により受理した資料数
図書（雑誌を含む）　一九、三〇八冊（資料25）
3　国際交換あつ旋状況
外国からの依頼により国内に配布した図書　六、四八七包（資料26）
国内からの依頼により外国へ発送した図書　三二、三五五冊
七、図書館資料の収集及び整理
1　中央館及び支部上野図書館
A　受理状況
図書　三九、九七二冊（資料27、30）
特殊資料　一、六八九点
雑誌　一、五五八種
新聞通信　七四三部　もつとも多い月（資料27）
B　登録状況
図書　三〇、六五二冊（資料27、29）
C　整理状況
図書　三六、三九二冊（資料27、29）
D　増加排架状況
中央　三二、三一五冊
上野図書館　七、七五九冊（資料32）
支部
2　行政司法各部門支部図書館

増加図書数	二〇、九八〇冊	和漢書　一六、七五八冊（資料9、10）
		洋書　四、二二二冊
整理図書数	二九、〇〇九冊	和漢書　二二、五一〇冊
		洋書　六、四九九冊

（資料A）

職別定数表　昭和二十九年三月三十一日現在

区分	本館	上野	計
職名			
館長	一		一
副館長	一		一

運輸委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一四八一号、第二一七九号
日の影、高森両駅間鉄道敷設に関する請願

第一五二一号　北海道様似駅、幌泉村間鉄道敷設に関する請願

第一六二一号、第一六六九号、第一六七二号、第一六八一号、第一九四一号、第一九九八号、第二一一〇号、第二一五一号、第二三〇六号、第二三一三号、第二三一九号、第二三五二号、第二三五七号、第二三七〇号、第二四一八号、第二四二二号、第二四四六号、第二五〇四号、第二六〇七号　傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願

第一六七三号　茨城県大子町、栃木県藤原町間に国鉄バス運行開始の請願

第一六八〇号　日田線鉄道敷設工事継続に関する請願

第一六九四号　大糸線鉄道全通促進に関する請願

第一六九七号　中村、上ノ山両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第一八一〇号　国鉄関門トンネル通過の貨物運賃加算率撤廃に関する請願

第一九六二号　出目駅庁舎移転拡張等に関する請願

第一九七七号、第二三二〇号　二俣駅、佐久間村間鉄道敷設に関する請願

第一九九九号　神奈川県西部地区国鉄輸送力増強促進に関する請願

第二〇三三号、第二二二三号　定点観測業務継続に関する請願

第二〇四〇号　金津、芦原両駅間にジーゼルカー運転開始の請願

第二一〇五号　江迎、臼ノ浦両駅間鉄道敷設に関する請願

第二一一七号　貨物運賃特別割引制度存続に関する請願

第二一四二号　大阪、宮崎両市間定期航空路開設促進に関する請願

第二一八七号　飯山線鉄道運輸改善に関する請願

第二二六二号　中央線、篠ノ井線及び信越線鉄道電化に関する請願

第二三六六号　野岩羽鉄道道加路線敷設促進に関する請願

第二三九四号　熊本県阿村ソベ瀬に燈台設置等の請願

第二四七一号　新潟県長岡市に測候所設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月六日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会請願特別報告第三号

日の影、高森両駅間鉄道敷設に関する請願

第一四八一号　宮崎県西臼杵郡高千穂町長　佐藤寿外十四名提出

第二一七九号　熊本県議会議長　瀬口龍之介提出

北海道様似駅、幌泉村間鉄道敷設に関する請願

第一五二一号　北海道幌泉郡泉村長　小西善代人外三名提出

傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願

第一六二一号　長野市南県町六九五ノ六　三石利十郎提出

第一六六九号　長野市南県町六九五ノ六　川合忠夫提出

第一六七二号　長野市南県町六九五ノ六　下里兵治提出

第一六八一号　福井市館町　真田清一郎提出

第一九四一号　千葉市吾妻町千葉県傷い軍人連合会内　河野治平提出

第一九九八号　岐阜市神室町四ノ三六　加藤亮一提出

第二一一〇号　新潟市寄居町七〇八　水倉新作提出

第二一五一号　埼玉県館谷市佐谷田三、〇六二　鈴木保太郎外一名提出

第二三〇六号　熊本市千葉城町　笠時乗提出

第二三一三号　大阪市南区田島町二　西岡巌提出

第二三一九号　奈良市小西町一八　井倉金造提出

第二三三〇号　静岡市御幸町一ノ一〇　陰山七五郎外二名提出

第二三五二号　大分市中島五条三　米谷三雄提出

第二三五七号　鳥取市東町仁風閣内　山形長太郎提出

第二三七〇号　島根県松江市殿町一　小川全勝提出

第二四一八号　長崎市桜町一九　佐々野達提出

第二四二二号　三重県宇治山田市一ノ木町三四八　真島三平提出

職別・部局別職員現員表

（昭和二十九年三月三十一日現在）

（資料B）

部局	職名	館長	副館長	専門調査員	司書	調査員	参事	主事	主事補	用人	計
庶務部	管理人		次席								
	経理課										
	調査一般										
	支部図書整理										
	受付										
	国際										
計		一	一	八	二五	二	一	一	一	一	六
建築課				一							一
分館				九	五	二	一	一	一	一	三
静堂				七	一	一	一	一	一	一	三
嘉洋				一	〇	一	三	一	一	一	三
東山				三	七	一	一	一	一	一	四
大倉				三	三	一	五	一	一	一	二
上野				四	四	一	一	一	一	一	二
計		一	一	四	九	六	三	三	三	三	一八

行政及び司法各部門支部図書館長の異動表

（二八・一〇・一―二九・三・三一）

（資料C）

異動年月日	旧任	新任
二八、一一、一	調達庁図書館長	総理府事務官　橋爪友五郎
二八、一二、一	法制局図書館長	法制局次長　林　修三（新設）
二八、一二、一	工業技術院図書館長	通商産業技官　堀　純郎（新設）
二八、一二、一	会計検査院図書館長	会計検査院事務官　小田　進
二八、一二、二五	経済審議庁図書館長	総理府事務官　石井　秀雄
二九、一、三一	郵政省図書館長	郵政事務官　佐方　信博
二九、二、一五	会計検査院事務官　小沢　定司	
	経済安定事務官　石川　長寿	
	郵政事務官　西村　尚治	

第二四四六号　富山市泉町三
森田忠平提出
第二五〇四号　鹿児島市山下町
一　川越守二提出
第二六〇七号　和歌山市小松原
通一　遠北久提出
茨城県大子町、栃木県藤原町間に
国鉄バス運行開始の請願
第一六七三号　栃木県塩谷郡矢
板町長　高橋保平外三十八名
提出
日田線鉄道敷設工事継続に関する
請願
第一六八〇号　福岡県小倉市
長　浜田良祐外六名提出
大糸線鉄道全通促進に関する請願
第一六九四号　新潟県西頸城郡
小滝村長　北山才十郎外二十
一名提出
中村、上ノ山両駅間鉄道敷設促進
に関する請願
第一六九七号　宮城県刈田郡白
石町長　麻生寛道提出
国鉄関門トンネル通過の貨物運賃
加算率撤廃に関する請願
第一八一〇号　山口県下関市
長　福田泰三外二名提出
出目駅庁舎移転拡張等に関する請
願
第一九六二号　高知県高岡郡佐
原村長　崎村義郎外十九名提
出
二俣駅、佐久間村間鉄道敷設に関
する請願
第一九七七号　静岡県庁内国鉄
未成線二俣佐久間線敷設期成
会内　斉藤寿夫提出
第二三二〇号　静岡県掛川市
長　鈴木理一郎外七名提出
神奈川県西部地区国鉄輸送力増強
促進に関する請願
第一九九九号　神奈川県小田原
市緑一ノ二四　徳原太郎外三
名提出
定点観測業務継続に関する請願
第二〇三三号　山梨県甲府市橘
町一八　天野久提出
第二二二三号　岩手県議会議
長　中野吉郎提出

金津、芦原両駅間にジーゼルカー
運転開始の請願
第二〇四〇号　福井県坂井郡金
津町水口八七ノ二九　古木庄
次郎外八百七十一名提出
江迎、臼ノ浦両駅間鉄道敷設に関
する請願
第二一〇五号　長崎市尊後町長
崎県町村議会議長会内　浦口
淳一提出
貨物運賃特別割引制度存続に関す
る請願
第二一一七号　島根県議会議
長　中島龍一提出
大阪、宮崎両市間定期航空路開設
促進に関する請願
第二一四二号　宮崎県議会議
長　日高弥一提出
飯山線鉄道運輸改善に関する請願
第二一八七号　新潟県中魚沼郡
水沢村長　井口清一外百五十
二名提出
中央線、篠ノ井線及び信越線鉄道
電化に関する請願
第二二六二号　長野県議会議
長　下平晒四提出
野岩羽鉄道道加路線敷設促進に関
する請願
第二三六六号　栃木県塩谷郡塩
原町長　坂内四郎外二十一名
提出
熊本県阿村ソベ瀬に燈台設置等の
請願
第二三九四号　熊本県天草郡阿
村長　岩崎秀之助外二名提出
新潟県長岡市に測候所設置の請願
第二四七一号　新潟県長岡市
長　松田弘俊外三名提出
右四十三件の請願は内閣に送付す
を要するものと審査決定した。よつ
て別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年五月六日
運輸委員長　前田
穣
参議院議長河井彌八殿

意見書案
日の影、高森両駅間鉄道敷設に関
する請願
請願者　宮崎県西臼杵郡高千穂
町長　佐藤寿外十四名（第一
四八一号）

請願者　熊本県議会議長　瀬口
龍之介（第二一七九号）
右の請願は、九州中央部横断鉄道の
早急完成は、地元関係市町村民の五
十余年にわたる宿願であるが、熊本
県高森、宮崎県日の影間わずかに十
余里が未完成のため、沿道一帯に埋
蔵されている千四百万トンに及ぶ硫
化鉱をはじめ、銀、銅、すず、亜鉛、
アンチモニー、マンガン、石灰石、
ダンビューライト等の採掘は、きわ
めて微々たる量にとどまり、一方六
千万石に及ぶ森林資源も輸送のあい
路にはばまれ、一般産業もまた同様
の結果を招いている実情である。こ
の鉄道の開通によつて阿蘇国立公園
と祖母山系の山岳、及び高千穂狭を
中心とする五ケ瀬川流域を一環とす
る観光コースが完成する結果ともな
るのであるから、すみやかに日の
影、高森両駅間鉄道の貫通実現を図
られたいとの趣旨であつて参議院
は、願意の大体は妥当なものなりと
思う。よつて内閣は鋭意これが実現
に努力せられたい。ここに国会法第八十一
条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道様似駅、幌泉村間鉄道敷設
に関する請願
請願者　北海道幌泉郡幌泉村
長　小西喜代人外三名（第一
五二一号）
右の請願は、北海道幌泉村から広尾
町に至る地域は、豊富な水産、林
産、鉱産等各種資源に恵まれている
が、鉄道が敷設されていないため、
これ等の資源の大半が未開発のまま
に放置されている実情である。しか
るに日勝鉄道の様似駅から幌泉を経
て広尾に至る七十四・三キロの海岸
線は、早くから鉄道敷設予定線とな
つているのであるから、その第一期
工事として様似、幌泉間の二十三キ
ロを結ぶ線を昭和二十九年及び三十
年において現地調査の上着工せられ
たいとの趣旨であつて参議院は、願
意の大体は妥当なものなりと思う。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復
活の請願
請願者　長野市南県町六九五ノ
六　三石利十郎（第一六二一
号）
意見書案
北海道様似駅、幌泉村間鉄道敷設
に関する請願
請願者　北海道幌泉郡幌泉村
長　小西喜代人外三名（第一
五二一号）
右の請願は、北海道幌泉村から広尾
町に至る地域は、豊富な水産、林
産、鉱産等各種資源に恵まれている
が、鉄道が敷設されていないため、
これ等の資源の大半が未開発のまま
に放置されている実情である。しか
るに日勝鉄道の様似駅から幌泉を経
て広尾に至る七十四・三キロの海岸
線は、早くから鉄道敷設予定線とな
つているのであるから、その第一期
工事として様似、幌泉間の二十三キ
ロを結ぶ線を昭和二十九年及び三十
年において現地調査の上着工せられ
たいとの趣旨であつて参議院は、願
意の大体は妥当なものなりと思う。
よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
茨城県大子町、栃木県藤原町間に
国鉄バス運行開始の請願
請願者　栃木県塩谷郡矢板町
長　高橋保平外三十八名（第
一六七三号）
右の請願は、茨城県大子町から栃木
県矢板町を経て藤原町にいたる国鉄
バスの実現は、地元全町村民が昭和
二十二年以来願望しているところで
あるがいまだに開通されないため、
茨城県北部と栃木県北部との交流は
いちじるしく困難であつて両県民の
不便と不利益はばく大なものがある
から、大子―矢板―藤原間直通の国
鉄バス運行をすみやかに実現せられ
たいとの趣旨であつて参議院は、願
意の大体は妥当なものなりと思う。
よつて内閣は鋭意これが実現に努力
せられたい。ここに国会法第八十一
条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

請願者　鹿児島市山下町一　川
越守二（第二五〇四号）
請願者　和歌山市小松原通一
遠北久（第二六〇七号）
右の請願は、傷い軍人に対しては、
昭和二十二年頃まで、国有鉄道の無
賃乗車証が交付されていたが、終戦
後ポ勅令第六十八号の発令とともに
解消され今日に至つている。しかし
て傷い軍人は、旧憲法の下で、生命
を祖国にささげた結果、不ぐはい疾
となつたのであるから、傷い軍人の
祖国愛を確認せられ、国家の理解あ
る恩恵によつて、国鉄無賃乗車証の
交付を復活せられたいとの趣旨であ
つて参議院は、願意の大体は妥当な
ものなりと思う。よつて内閣は鋭意
これが実現に努力せられたい。ここ
に国会法第八十一条により別冊を送
付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日田線鉄道敷設工事継続に関する請願

請願者　福岡県小倉市長　浜田良祐外六名（第一六八〇号）

右の請願は、日田線（福岡県小倉市―大分県日田市）は、わが国最大の鉱工業地帯である北九州と木材の集散地である日田市を結ぶ重要線路で本路線四十キロ中未着手の部分はわずか一キロを残すだけとなつた今日、明年度の緊縮予算のためあるいは工事が中止されることがあるかも知れないよしであるが、全通を目前に控えた現在、工事を中止すれば地元一帯の損失ばかりでなく国家経済再建上の損失も大きいから、明年度も当初計画通り本工事を継続実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大糸線鉄道全通促進に関する請願

請願者　新潟県西頸城郡小滝村長　北山才十郎外二十一名（第一六九四号）

右の請願は、大糸線はほとんど完成しているが、わずか中土、小滝間十七キロが未開通のまま放置されているため沿線地帯の資源開発に支障をきたしている。本路線は、中部日本を横断して表日本と裏日本を結ぶ最短距離であるため国策上からも必要欠くことのできないものであるから、すみやかに本路線の完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中村、上ノ山両駅間鉄道敷設促進に関する請願

請願者　宮城県刈田郡白石町長　麻生寛道第（一六九七号）

右の請願は、中村、白石、上ノ山間の鉄道建設は、日本国有鉄道予定線路に決定されてから年久しきに及ぶにもかかわらずいまだにその実現を見るに至らないが、本鉄道の建設は現在における交通運輸上の不便を除去するに止まらず東北本線および常磐、奥羽の三線を結び、表日本と裏日本との交流を容易ならしめるとともに福島、宮城、山形三県の文化の交流、産業経済の発展上必要欠くことのできないものとして、関係町村民多年の要望切なるものがあるから、本鉄道建設のすみやかなる実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国鉄関門トンネル通過の貨物運賃加算率撤廃に関する請願

請願者　山口県下関市長　福田泰三外二名（第一八一〇号）

右の請願は、国鉄関門トンネルを通過する貨物運賃は、下関、門司両駅間の実距離六・三キロに対し三十キロという実に四・七倍に当る営業キロが開通以来適用されており、これが運賃加算は同トンネルの維持費並びに建設費の償却に充当されているものと思われるが、開通以来十余年に及ぶ今日、年間二万四千両余も通過する貨物に対し未だかかる営業キロを適用することは不合理であるから、同トンネル通過の貨物運賃加算率を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

出目駅庁舎移転拡張等に関する請願

請願者　高知県高岡郡檮原村長　崎村義郎外十九名（第一九六二号）

右の請願は、国鉄目出駅は、当地方の森林資源、地下資源の集散駅であり、また附近に国立出目結核療養所、公立近永病院等がある関係上、本駅を乗降する旅客数は宇和島線諸駅の最上位にあるが、現在の本駅は庁舎がきわめて狭く、特に駅前の乗込道路の便が悪いため、国鉄バスの出入等にはなはだ危険であるから、本駅庁舎の移転拡張、駅前広場の拡張及び乗込道路の新設を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

二俣駅、佐久間村間鉄道敷設に関する請願

請願者　静岡県庁内国鉄未成線二俣佐久間線敷設期成会内　斉藤寿夫（第一九七七号）

請願者　静岡県掛川市長　鈴木理一郎外七名（第二二一〇号）

右の請願は、天龍川中下流流域に沿い静岡県西部を南北に結ぶ国鉄未成線建設計画地域一帯は、無尽蔵の森林資源及び地下資源を有する未開発地域であるが、二俣駅から、佐久間ダム建設に伴う飯田線付替路線に接続し、佐久間村に至る間に鉄道が敷設されるところこれらの未利用資源を開発することができるばかりでなく、佐久間秋葉地点における電源開発の円滑なる促進を図り得ることができるから、すみやかに本鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

神奈川県西部地区国鉄輸送力増強促進に関する請願

請願者　神奈川県小田原市緑一ノ二四　原徳太郎外三名（第一九九九号）

右の請願は、神奈川県西部地区は、わが国でも有数の健康地区として富士箱根国立公園の主要部分を形成し、一面、東京に対する西方通勤距離圏として逐年定着人口の激増を示しているから、わが国の鉄道幹線輸送力を増大し、同時に神奈川県西部地区の産業経済文化民生の開発向上を図るため、平塚、国府津間の貨物線路敷設工事を施工せられるとともに御殿場線の複線復活と気動車を運転せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定点観測業務継続に関する請願

請願者　山梨県甲府市橘町一八　天野久（第二〇三三号）

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第二二二三号）

右の請願は、海上定点観測が予算の関係上から中止されていることは、まことに遺憾のきわみであり、とくに近年気象状態危険率増大の折柄、一層適確なる予報を必要とする際、その資料提供を不可能ならしめることとなり、不測の災害を社会並びに農民にこうむらせて、海上定点観測の予算の何十倍にも達する損害を与える危険性があるから、海上定点観測を継続するとともに、一段と気象観測の拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

金津、芦原両駅間にジーゼルカー運転開始の請願

請願者　福井県坂井郡金津町水口八七ノ二九　古木庄次郎外八百七十一名（第二〇四〇号）

右の請願は、国鉄三国線は、終戦後八年有半になる今日まだ戦前の域に復元するにいたつていないから、本地方交通、経済の発展ひいては大衆の福祉増進のためその第一段階として金津、芦原間の現行蒸気列車をジーゼルカーに変更し、運転回数の増加、終始発時刻の拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

江迎、臼ノ浦両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　長崎市豊後町長崎県町村議会議長会内　浦口淳一（第二一〇五号）

右の請願は、国鉄松浦線江迎駅から、鹿町、小佐々両海岸に沿い臼ノ浦線臼ノ浦駅に達する沿線は、わが国唯一の強粘結炭埋蔵地域で可採炭量一億三千万トンに及ぶものがあるが、交通不便なため生産原価高となり毎年外炭に制圧されている現状であり、江迎、臼ノ浦両駅間の鉄道敷設

は、わが国産業経済の向上からも、また鹿町、小佐々町を中心とする西海国立公園の代表的景観、沿岸漁場の水産資源の開発からも必要であるから、本鉄道の敷設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

貨物運賃特別割引制度存続に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島龍一（第二一一七号）

右の請願は、国鉄当局では近く貨物運賃特別割引制度を廃止するよしであるが、この特別割引の対象になつている貨物は主として農林、水産等の生活必需物資であり、この制度の廃止によつて運賃値上げをきたすときは、農山漁村等における生産が打撃をうけるばかりでなく、すぐに国民の日常生活をおびやかす結果となり、第一次産業を主軸とする島根県の受ける影響は深刻なものがあるから、本制度を今後も引き続き存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪、宮崎両市間定期航空路開設促進に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第二一四二号）

右の請願は、宮崎県は、本邦南端にあり、中央ときわめて遠隔のため、常に時流に遅れる状態にあるので、昭和二十六年の民間航空許可の発表当時から、航空路開設促進に努力を続けてきた。今回宮崎市内赤江飛行場に航空大学が設置されることになり、当飛行場の諸施設も完備されることになつたのであるから、この時機において、本県と、経済、文化の中心地との時間的距離を短縮するため、特に本県と経済的結びつきの多い、京阪神方面との航空路開設の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

飯山線鉄道運輸改善に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡水沢村長　井口清一外百五十二名（第二一八七号）

右の請願は、飯山線は、上越線と信越線とを結び改善次第で重要幹線となるものであるから、沿線地方の文化向上の見地から、（一）始発駅又は終着駅を長岡駅と長野駅とにすること、（二）列車の増発を計ること、（三）客車と貨車の分離運行をすること、（四）中間駅停車時間の短縮をすること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中央線、篠ノ井線及び信越線鉄道電化に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平肭四（第二二六二号）

右の請願は、中央線、篠ノ井線及び信越線は、何れも表日本と裏日本とを結ぶ主要路線として貨客の輸送は逐年増加の一途をたどり、これを電化することによつてもたらす政治、経済、産業、文化の伸長発展に寄与貢献するところしん大であり、しかも沿線には数多くの観光地と豊富な電源を有し、木材その他の資材の充足等電化に欠くことのできない条件を幾多具備しているから、すみやかに中央線、篠ノ井線（甲府、長野間）及び信越線（高崎、横川間及び軽井沢、長野間）の電化を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

野岩羽鉄道追加路線敷設促進に関する請願

請願者　栃木県塩谷郡塩原町長　坂内四郎外二十一名（第二三六六号）

右の請願は、東北本線西那須野駅から塩原町に至る西塩線を延長して現在福島、栃木の県境滝の原まで工事の進んでいる野岩羽鉄道の何処かに接続するときは、栃木県北一帯から会津、若松を経て新潟に至る至近距離となり、また現在の西那須野駅から黒羽町に至つている東野鉄道をさらに南東に延長し水郡線太子駅に結ぶときは新潟、水戸間の最短距離ともなり、沿道地方の産業開発に資すること実にばく大なものがあるから、野岩羽鉄道建設の追加路線として西塩線の建設延長と東野鉄道の延長を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

熊本県阿村ソベ瀬に燈台設置等の請願

請願者　熊本県天草郡阿村長岩崎秀之助外二名（第二三九四号）

右の請願は、熊本県阿村のソベ瀬において遭難する船舶が多いため、過去数十年来、十三回に及び乙標識を架設してきたが、昭和二十五年に新設したものは、二十六年冬半潰漁船が激突して破壊してしまい、緊迫した村財政をもつてしては、再建の見通しがつかない現状である。しかしてソベ瀬の突出している大戸鼻は、不知火海と長崎方面を結ぶ重要な航路であるため、同所からの南の高地金比羅神社の山頂に本村が木柱、百ワットの照明を設置して鹿児島、八代、長崎を結ぶ夜の航路を助けている実情であるから、暗夜の航路の危険を防止するためにすみやかにソベ瀬に標識を兼ねた燈台並びに助八瀬に浮標を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県長岡市に測候所設置の請願

請願者　新潟県長岡市長　松田弘俊外三名（第二四七一号）

右の請願は、新潟県の面積と人口は、富山、石川、福井の三県を合計したものに匹敵しているが、この広い面積の端と端に測候所があつて、中央部の信濃川流域にはないために、種々なる不便不利益が生ずるので、長岡市としては、積雪科学館創設以来、ここで気象を観測し天気予報を実施してきたのであるが、それも気象業務法によつてできなくなつた現状であるから、早急に長岡市に国立測候所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四〇五号　越美北線鉄道開通促進に関する陳情

第四三七号、第四七〇号、第四八一号、第五〇〇号、第五二三号、第五七六号　定点観測業務継続に関する陳情書（二通）

第四六七号　乾めん類の鉄道貨物運賃等級是正に関する陳情

第四七三号　西岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

第四八九号　山川、枕崎両駅間等鉄道敷設促進に関する陳情

第五〇八号　山陽本線横川駅地区の鉄道高架線等に関する陳情

第五四二号　台風被害予防措置に関する陳情

第五四六号　農産物等の鉄道貨物運賃特別割引継続に関する陳情

第五五一号　裏日本定期航空路線開設促進に関する陳情

第五七二号　鍋田操車場建設促進等に関する陳情

第五九一号　北陸定期航空路線開設に関する陳情

第六二〇号　日豊線急行列車を鹿児島駅まで延長する等の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月六日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会陳情報告第三号

越美北線鉄道開通促進に関する陳情

第四〇五号　福井県議会議長

長谷川清提出

定点観測業務継続に関する陳情（二通）

第四三七号　佐賀県知事　鍋島直紹外一名提出

第四七〇号　和歌山県知事　小野真次提出

第四八一号　甲府市穴切町五九ノ二山梨県農業共済組合連合会長　清水三郎提出
第五〇〇号　山梨県甲府市穴切町七〇〇山梨県養蚕販売農業協同組合連合会長　若杉好平提出
第五二三号　大分県津久見市役所内津久見市遠洋漁業協同組合連合会長　古手川忠助提出
第五七六号　宮崎県知事　田中長茂提出
乾めん類の鉄道貨物運賃等級是正に関する陳情
第四六七号　香川県高松市天神前六二香川県製粉製めん協同組合理事長　横田柳助提出
西岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する陳情
第四七三号　山口県議会議長　二木謙吾提出
山川、枕崎両駅間等鉄道敷設促進に関する陳情
第四八九号　鹿児島市長　勝目清提出
山陽本線横川駅地区の鉄道高架線等に関する陳情
第五〇八号　広島市三滝町一、二二八　佐々木司三外二名提出
台風被害予防措置に関する陳情
第五四二号　宮城県石巻市本町五　喜多川歓次外二名提出
農産物等の鉄道貨物運賃特別割引継続に関する陳情
第五四六号　北海道議会議長　蒔田余吉提出
裏日本定期航空路線開設促進に関する陳情
第五五一号　石川県小松市議会議長　藤井栄次提出
鍋田操車場建設促進等に関する陳情
第五七二号　富山県議会議長　湊栄吉提出
北陸定期航空路線開設に関する陳情
第五九一号　石川県知事　柴野和喜夫外一名提出
日豊線急行列車を鹿児島駅まで延長する等の陳情
第六二〇号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

右十七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月六日

運輸委員長　前田穰

参議院議長河井彌八殿

意見書案

越美北線鉄道開通促進に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第四〇五号）

右の陳情は、福井市から大野町を経て、岐阜県美濃太田駅に通じ、さらに名古屋方面に連絡する越美北線の建設工事は、昭和九年路床工事が施行され、戦時中は工事中絶となつていたが、漸く昨年再開されたにもかかわらず、きくところによると昭和二十九年度の緊縮予算に伴いまたまた工事一時中止の模様であることは、まことに遺憾のきわみであるから、本線のごとき継続事業に対しては計画通りの予算を投じ、すみやかに開通実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定点観測業務継続に関する陳情（二通）

陳情者　佐賀県知事　鍋島直紹外一名（第四三七号）

陳情者　和歌山県知事　小野真次（第四七〇号）

陳情者　山梨県甲府市穴切町五九ノ二山梨県農業共済組合連合会長　清水三郎（第四八一号）

陳情者　山梨県甲府市穴切町七〇〇山梨県養蚕販売農業協同組合連合会長　若杉好平（第五〇〇号）

陳情者　大分県津久見市役所内津久見市遠洋漁業協同組合連合会長　古手川忠助（第五二三号）

陳情者　宮崎県知事　田中長茂（第五七六号）

右の陳情は、今般政府は財政上の理由に基き北方定点観測を打切り、南方定点は夏期六箇月間に縮小されたが、これら設備は気象観測の触手として絶対不可欠のものであり、さらに農業水産業のためには被害を未然に防止し、また、民生の安定を図るものであるから、定点観測業務が続行できるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

乾めん類の鉄道貨物運賃等級是正に関する陳情

陳情者　香川県高松市天神前六二香川県製粉製めん協同組合理事長　横田柳助（第四六七号）

右の陳情は、乾めん類は統制中は米、麦、小麦粉とともに主食としても運賃においても同一等級であつたにもかかわらず麦類の統制撤廃と同時に米、麦、小麦粉は二十三級の低率となり、ひとり乾めん類が二十一級の高率を課せられているが、食糧事情の窮迫している際、その流通過程においてこのような不平等な運賃が如何ほどその出荷を阻害しているかを賢察の上、乾めん類の鉄道貨物運賃等級を米、麦、小麦粉同様二十三級に是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

西岩国、日原両駅間鉄道敷設促進に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第四七三号）

右の陳情は、岩徳線西岩国駅から山口線日原駅に通ずる鉄道の実現は、過去数十年にわたり全県民が願望していたところであるが、去る一月十六日起工式挙行をみ、ようやく敷設工事の第一歩をふみ出したところであるから、本路線の重要性にかんがみ、鉄道建設予算から削除して工事を中絶する等のことなくすみやかに本路線の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山川、枕崎両駅間等鉄道敷設促進に関する陳情

陳情者　鹿児島市長　勝目清（第四八九号）

右の陳情は、国鉄山川枕崎、古江国分両線は、鉄道敷設の緊急性を認められ昭和二十九年度から着工することに決定されていたが、緊縮予算編成のため建設工事費を削減され着工保留になろうとしていることはまことに遺憾であり南進基地としての鹿児島県の発展を阻害するはもち論いまで交通不便のために経済進歩をさまたげられてきた地元住民にとつてまことに重大問題であるから、両線の早急建設を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山陽本線横川駅地区の鉄道高架線等に関する陳情

陳情者　広島県三滝町一、二二八　佐々木司三外二名（第五〇八号）

右の陳情は、国鉄の昭和三十年度計画案によれば、大田川改修工事の進ちよくに伴い山陽本線横川駅を中心とする三篠橋、放水路間の鉄道路線を土盛式の高架線とし、従来の貨物取扱いを廃止するとのことであるが、横川駅は広島市の北玄関として枢要な位置にあるから、その実施に当つては三篠橋、放水路間を是非ともコンクリート式の高架線にせられるとともに貨物の取扱いを従来通りとし、現在の可部線終点を横川駅に導入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風被害予防措置に関する陳情

陳情者　宮城県石巻市本町五　喜多川歓次外二名（第五四二号）

右の陳情は、わが国における一箇年間の船舶海難事故件数は、千六百四十九隻余に上り、この原因の大部分が台風による浸水、てん覆、機関故障等であり、これが予防対策については、気象機関の整備、海上保安施設の充実等見るべきものがあるにもかかわらず、なお毎年相当件数の事故発生を招来していることは遺憾であるから、さらに海難予防の万全を期するため、気象観測の高度の科学性と機動性を採り入れ、通報の的確、迅速性、特に従来やや緩慢のうらみがあつた本土通過後の台風について、東方海上における情報をひん繁に提供するとともに、救助業務の能率化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実

現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農産物等の鉄道貨物運賃特別割引継続に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第五四六号）

右の陳情は、北海道産業経済の伸展を図るため、現在農産物、わら工品、木材、鮮魚介および建築用ブロック等に対し、本年三月末日までを期限として実施されている鉄道貨物運賃特別割引制度を今後も引き続き実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

裏日本定期航空路線開設促進に関する陳情

陳情者　石川県小松市議会議長　藤井栄次（第五五一号）

右の陳情は、さきに待望の民間航空が開設されたにもかかわらず、裏日本航空路線即ち北陸地方と東京、大阪地区を連絡する定期航空路が未だ開設されないことははなはだ遺憾にたえない。民間航空開設と共に全国にさきがけて航空機使用事業の免許をうけた北陸航空輸送株式会社は、小松飛行場を拠点とする定期航空開設を前提として、いまや万端の準備を整え、裏日本住民もまた挙げてこれが実現を待望しているから、すみやかに裏日本に定期航空路を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鍋田操車場建設促進等に関する陳情

陳情者　富山県議会議長　湊栄吉（第五七二号）

右の陳情は、富山、泊間は、北陸本線の長距離線のみにより輸送が行われ、他に国鉄ローカル線及び地方鉄道の輸送施設がないため、沿線関係者は不便を感じているばかりでなく、富山県の産業振興に、ひいてはわが国経済再建上多大の影響を及ぼしているから、これが輸送緩和のため鍋田操車場の早期完成と北陸線電化及び複線化にさきがけた富山、泊間に気動車の運行を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北陸定期航空路線開設に関する陳情

陳情者　石川県知事　柴野和喜夫外一名（第五九一号）

右の陳情は、北陸航空輸送株式会社は、北陸地方における交通輸送を確立強化するとともに、関東、関西両圏との密接不可分の関連を維持振興する目的をもつて、昭和二十七年十二月設立と同時に、当地方と東京、大阪両地区に対する定期航空路線の開設を申請したが、国家予算等の面からいまだ実現を見るに至らないことは、北陸地方民の総意に背ちし、その受ける影響がきわめて大きいから、北陸交通輸送条件の特異性と、北陸産業圏の特質に即応して定期航路の開設について、特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日豊線急行列車を鹿児島駅まで延長する等の陳情

陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第六二〇号）

右の陳情は、東九州を縦貫する唯一の日豊線急行五〇一列車を鹿児島駅まで延長し、日豊線準急三五〇七列車並びに吉都線一三三列車を宮崎駅まで延長すれば、実質的な交通網の充実となり、東九州の政治、経済、文化に寄与するところまことに大なるものがあるから、本路線の延長について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第四十六号参照〕

審査報告書

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十四日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高橋　道男　　杉山　昌作

加賀山之雄　　松原　一彦

長谷部ひろ　　永井純一郎

相馬　助治　　須藤　五郎

野本　品吉　　荒木正三郎

高田なほ子　　岡　三郎

第三条中「反対させるための教育」を「反対させる教育」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は教育基本法の精神に基き、義務教育諸学校における教育を党派的努力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保することを目的とするものであるが、衆議院において本法案を、一、臨時措置法とし、二、第三条第一項中「反対させる教育」を「反対させるための教育」に改め、同条第二項を削り、三、附則中「施行する」を「起算して十日を経過した日から施行し、当分の間その効力を有する。」の三点につき修正を加えた。

本委員会は概ね妥当な措置と認めたが、犯罪の構成要件を明確にして、拡大解釈若くは濫用のおそれをなくするために、更に修正を行つた。

二、事件の利害得失

義務教育諸学校における教育の中立性を保持し、これに従事する教職員の自主性を擁護することができる。

三、費用

本法施行により、別に費用を要しない。

審査報告書

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十四日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

相馬　助治　　高橋　道男

杉山　昌作　　加賀山之雄

松原　一彦　　野本　品吉

長谷部ひろ　　須藤　五郎

永井純一郎　　高田なほ子

岡　三郎　　荒木正三郎

第二十一条の二の次に一条を加える改正規定のうち第二十一条の三の見出し中「制限等」を「制限」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法第百十条第一項の例によるべき旨を含むものと解してはならない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、教育が国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものであるという教育基本法の定めるところにより、特に国立学校の教育公務員の例によることとするものであるが、衆議院においては、これを臨時措置的なものとする点につき修正を加えた。

本委員会は、概ね妥当な措置と認めたが、憲法が国民の政治的活動の自由を原則的に認めている限り、教員の政治的行為の制限についても可及的に軽くすること、並びに教育の自主性尊重の立場からして、問題を教育行政の枠内において解決することが望ましいという点から、修正を行つた。

二、事件の利害得失

公立学校教育の公事な運営を確保することができる。

三、費用

本法施行により別に費用を要しない。

審査報告書

けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　　羽生　三七

高良　とみ　　曾祢　益

宮澤　喜一　　西郷吉之助

團　伊能　　杉原　荒太

一、要領書
委員会の決定の理由
この議定書は、すでにわが国が当事国となつている一連の麻薬条約を更に推進し、けし及びあへんの部門における害毒流行の取締を強化しようとするもので、これに協力することは妥当と認めた。
二、事件の利害得失
けしの栽培、あへんの生産、使用、取引等の取締に国際的に協力することによつて、麻薬の害毒の流入を防ぐことができる。
三、費用
要しない。

審査報告書
通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十一日
外務委員長　佐藤　尚武
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
佐多　忠隆　羽生　三七
梶原　茂嘉　高良　とみ
曾祢　益　加藤シヅエ
杉原　荒太　鶴見　祐輔
園　　伊能

要領書
一、委員会の決定の理由
昭和十七年七月以来、無条約状態が続いてきた日加間の関税関係は、この協定によつて正常関係に入り、関税上わが国は有利な取扱を受けるのであるから妥当と認めた。
二、事件の利害得失
この協定により、わが国産品は、カナダにおいては最恵国税率を適用されるので、今後輸出の大幅増進が期待される。
三、費用
要しない。

審査報告書
交付税及び譲与税配付金特別会計法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
小林　政夫　三木與吉郎
岡崎　眞一　青柳　秀夫
藤野　繁雄　木内　四郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、地方交付税及び入場譲与税に関する制度の創設並びに昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する措置に伴い、新たに交付税及び譲与税配付金特別会計を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
交付税及び譲与税の配付に関する経理を明確にする利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度本特別会計予算は、歳入歳出とも千四百八十七億三千八百万円となつている。

審査報告書
経済援助資金特別会計法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十一日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
木内　四郎　藤野　繁雄
白井　勇　青柳　秀夫
岡崎　眞一　安井　謙
山本　米治　土田国太郎
小林　政夫

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、政府がアメリカ合衆国政府から経済援助に関する協定に基いて贈与される円資金をもつて経済援助資金を置き、資金に関する経理を一般会計と区分して行うため、新たに特別会計を設置することとし、歳入歳出及び資金の運用等について所要の規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
経済援助資金の経理を明確にし得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度特別会計予算補正に、経済援助資金特別会計の歳入歳出として三十六億三千三百万一千円が計上されている。

審査報告書
閉鎖機関令の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十一日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
木内　四郎　白井　勇
藤野　繁雄　岡田　信次
安井　謙　三木與吉郎
東　　隆　菊川　孝夫
小林　政夫
前田　久吉　野溝　勝

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、未払送金為替、外地預金等に係る債権債務につき、これを処理するみちを開くとともに、特殊清算人は、特に必要があると認められる場合においては在外財産についても、その管理、処分等の職務を行い得ることとする等、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
閉鎖機関の清算を促進し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十一日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
木内　四郎　山本　米治
安井　謙　小林　政夫
東　　隆　三木與吉郎
岡田　信次　藤野　繁雄
白井　勇　菊川　孝夫
野溝　勝

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、在外会社である金融機関が、従来特殊整理の対象から除外されていた未払送金為替に係る債務及び預金等に係る債務等を支払い得ることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
在外会社である金融機関の特殊整理を促進し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
金融機関再建整備法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十二日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
木内　四郎　藤野　繁雄
白井　勇　岡崎　眞一
東　　隆　菊川　孝夫
戸瀬　幡治　土田国太郎
小林　政夫　前田　久吉
青柳　秀夫　山本　米治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、金融機関再建整備法施行後の事態の進展に対処する規定を設け、併せて同法の適用を除外された在外店舗に係る資産及び負債の取扱に関する規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
金融機関の再建整備を促進し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
大蔵省関係法令の整理に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十一日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
木内　四郎　藤野　繁雄
白井　勇　岡崎　眞一
山本　米治　菊川　孝夫
土田国太郎　小林　政夫
東　　隆

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、明治時代以来制定された大蔵省関係諸法令のうち、実効性がなくなつたもの等を廃止し、併せてたばこ専売法等を改正しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
法令を整理するとともに、事務手続を簡素化し得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
農林省関係法令の整理に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十一日
農林委員長　片柳　眞吉
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
江田　三郎　河野　謙三
河合　義一　北勝太郎
松浦　定義　北村　一男
関根　久藏　横川　信夫
川口爲之助　重政　庸徳
宮本　邦彦　戸叶　武

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、農林省関係の法令中既に死文化している八法令を廃止し、且つ不要化した制度を廃止するため、二法令についてその改正を行わんとするものであつて、妥当な措置と認められる。
二、事件の利害得失
行政事務の改善簡素化に資する。
三、費用
本法実施のため特に費用を要しない。

審査報告書
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十一日
農林委員長　片柳　眞吉
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
江田　三郎　河野　謙三
河合　義一　上林　忠次
北　勝太郎　北村　一男
横川　信夫　佐藤清一郎
川口爲之助　戸叶　武

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は農林水産業施設の災害復旧について、現行法においては、復旧事業を行う個々の者に対して国が直接に補助していたのであるが、これを改めて、都道府県をして自ら或いはその補助によつて復旧事業を行わしめ、国はこれに対し補助と監督をなすことにしようとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
農林水産業施設の災害復旧事業について、国の補助の適正且つ効率的な実施に寄与する。
三、費用
本法実施のため特に費用を要しない。

審査報告書
国務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十四日
内閣委員長　小酒井義男
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
山下　義信　岡田　宗司
堀　眞琴　井野　碩哉
八木　幸吉　三浦　義男
白波瀬米吉　竹下　豐次
高瀬荘太郎　石原幹市郎
西郷吉之助　植竹　春彦
長島　銀藏

題名中「国務大臣等」を「国務大臣」に改める。
本則中「、内閣官房長官及び政務次官」を削る。

要領書
一、委員会の決定の理由
わが国の行政府において最も重要な職にある内閣総理大臣その他の国務大臣が、私企業等へ関与することは、その公正なる職務を遂行する上に支障を来すと認めた。
二、事件の利害得失
この措置により、内閣総理大臣その他の国務大臣のような要職にある人が、世上の疑惑を招くが如き虞をなからしめ、その行動の公正を期せしめることができる。
三、費用
本法の施行によつて別に経費を要しない。

審査報告書
軍事郵便貯金等特別処理法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十一日
郵政委員長　池田宇右衛門
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
柏木　庫治　滝井治三郎
村上　義一　永岡　光治
三木　治朗　深水　六郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、軍事郵便貯金等の整理の促進を図るため、その特別処理に関する規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、「本法律実施に伴い支払いに要した資金については将来政府は一般会計よりこの全額を補塡すべきである。」との附帯決議をした。
二、事件の利害得失
軍事郵便貯金等について支払いの制限を撤廃することによつて、預金者並びに受取人に一定の換算率によつて支払いをなすものであつて、その保護を図る利益がある。
三、費用
本法施行によつて約四億二千万円の費用を要する。

〔第四十七号参照〕

審査報告書
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件
右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十七日
外務委員長　佐藤　尚武
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
梶原　茂嘉　曾祢　益
加藤シヅエ　重宗　雄三
宮澤　喜一　鶴見　祐輔
園　伊能　杉原　荒太

要領書
一、委員会の決定の理由
本協定は、日本における国連軍の地位を在日米軍と均等待遇のもとに明確化するものであつて妥当なものと認めた。
二、事件の利害得失
刑事裁判権は、わが方の主張したNATOの方式に、財政経済関係も米軍と均等に定められ明確になり、労務が間接雇用化されると共に、呉、広地区の相当数の施設が返還される利益がある。
三、費用
特に費用を要しない。

審査報告書
日本国における合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の共同の作為又は不作為から生ずる請求権に関する議定書の締結について承認を求めるの件
右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十七日
外務委員長　佐藤　尚武
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
梶原　茂嘉　曾祢　益
加藤シヅエ　重宗　雄三
宮澤　喜一　鶴見　祐輔
園　伊能　杉原　荒太

要領書
一、委員会の決定の理由
国連軍と駐日米軍の共同の作為不作為から生ずる請求権の処理を規定したもので、必要適切なものと認めた。
二、事件の利害得失
この協定により国連軍と米軍との共同行為から生ずる請求権を処理する基準が明らかになり、事件を適切に処理することが出来る。
三、費用
特に費用を要しない。

〔第四十八号参照〕

審査報告書
通商産業省関係法令の整理に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十一日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
西川弥平治　大谷　贇雄
海野　三朗　松平　勇雄
小松　正雄　武藤　常介
酒井　利雄　岸　良一
豊田　雅孝　白川　一雄

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、通商産業省関係法令のうち、既に実効を失つているもの十三件を廃止するとともに、行政事務を簡素化するため輸出品取締法など四法律の一部を改正するものであり、実情にかんがみ妥当なものと認める。
二、事件の利害得失
関係法令の整理改廃により、通商産業省の事務簡捷に役立つ利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
公職選挙法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十二日
地方行政委員長　内村　清次
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
堀　末治　石村　幸作

伊能　芳雄　伊能繁次郎
松澤　兼人　加瀬　完
笹森　順造　秋山　長造
館　哲二　小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正法律案は、公明選挙の運動を常時且つ組織的に行うため、(一)主として選挙管理委員会をして、選挙に関し常時啓発に当らしめるとともに(二)これに対する費用は、国において財政上必要な措置を講ずるものとする旨を規定したものであつて、その内容は大体妥当なものと認める。

二、事件の利害得失
この措置によつて、選挙の公明化を期することができる。

三、費用
本法律の施行に要する費用は、昭和二十九年度においては、国の費用として予算に七百万円が計上ずみであり、地方の費用としては約一億円が地方財政平衡交付金により賄われる。

審査報告書

日本放送協会昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第一　日本放送協会昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は放送法第四十条の規定により国会に提出されたものであつて、その内容の概要は左の通りである。

1　資産
昭和二十八年三月三十一日における資産総額は四十七億八千五十三万三千円であつて、これを昭和二十六年度末の資産総額四十億七千百七十万六千円に比較すると七億八百八十二万七千円の増加となつている。
その内訳は
ラジオ関係　四億五千九百六十一万四千円増加
テレビジョン関係　二億四千九百二十一万三千円が新たな資産である。

2　負債
昭和二十八年三月三十一日における負債総額は二十三億三千八百八十万三千円であつて、これを昭和二十六年度末の負債総額十六億六千四百六万二千円に比較すると六億七千四百七十四万一千円の増加となつている。
その内訳は
ラジオ関係　四億五千四百七十四万一千円増加
テレビジョン関係　二億二千万円が新たな負債である。

3　損益
昭和二十七年度の損益は事業収入総額六十三億七千二百十八万九千円
事業支出総額六十二億四千六百五十三万一千円で
総差引剰余は一億二千五百六十五万八千円であつて、
その内訳は
ラジオ関係　差引剰余一億六千四百七十四万九千円
テレビジョン関係　差引欠損三千九百九万一千円
となつている。

第二　本件を審査した結果異議がない。
右の通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。
昭和二十九年五月十三日
電気通信委員長　左藤　義詮
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
久保　等　島津　忠彦
山田　節男　新谷寅三郎
石黒　忠篤　津島　壽一

審査報告書

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月一日
法務委員長　郡　祐一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
小林　亦治　楠見　義男
宮城タマヨ　中山　福藏
木村篤太郎　上原　正吉
宮本　邦彦　青木　一男
一松　定吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和二十九年二月十九日署名された「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」の実施に伴う国内手続を定めるもので、その内容は、日米安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法と殆ど同趣旨の刑事手続を規定するものであつて、現下の国際情勢に鑑み適切である。

二、事件の利害得失
本法の実施により、国際連合の軍隊にして日本国に在る間におけるものに関し、刑事手続が適切に行われる。

三、費用
本法の施行に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十二日
法務委員長　郡　祐一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
上原　正吉　宮城タマヨ
一松　定吉　棚橋　小虎
青木　一男　小野　義夫
中山　福藏　楠見　義男

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国際連合の軍隊の地位に関する協定」及び「日本国における合衆国軍隊の地位に関する議定書」の発効に伴い、民事に関する必要な措置を定めるものであり、妥当である。

二、事件の利害得失
本法の施行により、国際連合の軍隊による、国内における不法行為に対する救済等が適正に行われる。

三、費用
本法の施行について、別に費用を要しない。

審査報告書

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十七日
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
田中　一　小笠原二三男
小澤久太郎　赤木　正雄
石坂　豊一　石井　桂
石川　榮一

要領書

一、委員会決定の理由
本法律案は、特定有料道路の建設状況に鑑み、その道路の新設又は改築について、特定道路整備特別会計から地方公共団体に対して貸付けることの出来る期間を昭和三十年度以降更に三ケ年を延長しようとするものであつて妥当なる措置と認める。

二、事件の利害得失
特別道路整備事業による道路整備を遂行することができる。

三、費用
本法施行のためには、昭和二十九年度は別に費用を要しない。

審査報告書

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月十八日
運輸委員長　前田　穰
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
入交　太藏　岡田　信次
高木　正夫　重盛　壽治
森田　義衛　井村　徳二
木島　虎藏

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正法案は、勝舟投票券購入に関し法の盲点を利用し悪質な仲介を行うものに対し罰則を設け、これを取締ろうとするものであつて、委員会は適切な措置と認めた。

二、事件の利害得失
モーターボート競走施行者の収入を確保し、もつて地方財政の改善に寄与する利益がある。

三、費用
別に費用を要しない。

大蔵委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二一一五号　旧海仁会等の施設及び附属物の転換処理に関する請願
第二三七五号　農山漁村の農業協同組合等の法人税減免に関する請願
第二三八二号　国有地の地上権確認に関する請願
第二五九五号　旧軍用財産の防衛諸施設使用計画に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年五月十日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会請願特別報告第二号

旧海仁会等の施設及び附属物の転換処理に関する請願

第二一一五号　神奈川県横須賀市大津町井田二、二六〇　大岩義一提出

農山漁村の農業協同組合等の法人税減免に関する請願
第二三七五号　島根県議会議長　中島龍一提出
国有地の地上権確認に関する請願
第二三八二号　東京都港区赤坂溜池町一社団法人大日本農会理事長　佐藤寛次外二名提出
旧軍用財産の防衛諸施設使用計画に関する請願
第二五九五号　神奈川県横須賀市長　梅津芳三外三名提出
右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年五月十日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

意見書案

旧海仁会等の施設及び附属物の転換処理に関する請願
請願者　神奈川県横須賀市大津町井田二、二六〇大岩義一（第二一一五号）
右の請願は、旧海仁会並びに海友社の施設及び附属物は、過去半世紀以前から旧海軍々人の零細なきよ金を根基として造営してきたものであり、以来報国の誠意に燃えた純情の幾十万の青年軍人がここを唯一の修養道場として、また激しい訓練後の憩いの場所として鋭気を養い責任遂行にまい進した歴史的伝統に輝く意義深い聖堂であるから、旧海仁会並びに海友社の施設及び附属物の今後の転換処理に際しては、絶対に営利団体または個人的利得の対象としない処理方法を実施するよう特別の考慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農山漁村の農業協同組合等の法人税減免に関する請願
請願者　島根県議会議長　中島龍一（第二三七五号）
右の請願は、農山漁村における産業経済団体である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合はいずれも農山漁村民を組合員としてその生産と生活安定のため組合員に対して最大の奉仕と非営利とを目的として組織せられ、その性格は多分に公益性を有しているにもかかわらず、組合に対する法人税が一般営利企業と大差のない取扱いをうけていることは公益的産業経済団体の育成の見地から妥当を欠くものと考えられるから、農山漁村の生産と経済機関であるこれ等組合の育成強化のため、これに対する法人税減免の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有地の地上権確認に関する請願
請願者　東京都港区赤坂溜池町一社団法人大日本農会理事長　佐藤寛次外二名（第二三八二号）
右の請願は、請願者社団法人大日本農会、同大日本山林会、同大日本水産会の三会は、尊業奨励助成の目的をもつて、明治二十三年九月十六日赤坂溜池所在の御料地五千二百四十一坪余を五十箇年間無料で借用したが、該地は大部分沼沢地であつたものを三会が埋立工事を施行して現在のような市街住宅地を形成したものであり、その後大正八年七月二十九日該地の内三千八百七十四坪余が御料局から内務省に所管換えとなり、さらに大正十一年四月一日内務省から大蔵省に所管換えとなつた。しかして昭和十五年九月十五日をもつて一応該地の契約期間が満了したのであるが、右期間満了後も引き続き三会は本件土地の使用を継続しており、国もまた右期間満了当時何らの異議もなく、その使用を三会に許容してきたのであるから、右国有地は、請願者等が地上権者であることを確認せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧軍用財産の防衛諸施設使用計画に関する請願
請願者　神奈川県横須賀市長　梅津芳三外三名（二一五九五号）
右の請願は、旧軍用財産を国において使用される計画については、従来旧軍港市転換法の趣旨に基いてあらかじめ協議を受けていたのであるが、今後政府においてあらたに防衛諸施設のため旧軍用財産を使用する計画を樹てられる場合は、従前同様その都度事前に関係市と緊密なる連絡をとられるとともに、内協議されるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第二号

大蔵委員会陳情審査報告書第二号
一議院の会議に付するを要するもの。
第五二七号　農林漁業金融公庫出資金のわく拡大等に関する陳情
第五九八号　中小企業の金融難打開に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年五月十日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会陳情特別報告第二号

農林漁業金融公庫出資金のわく拡大等に関する陳情
陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第五二七号）
右の陳情は、農林漁業金融公庫法は、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融資しているので広汎多岐にわたる事業体の貸付金としては真に政府の意図する目的を達成せしむることは困難であるから、農林漁業金融公庫政府出資金のわくを拡大せられると共に年八分ないし四分五厘の利子を政府において補給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

農林漁業金融公庫出資金のわく拡大等に関する陳情
陳情者　札幌市議会議長　斎藤忠雄提出
右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年五月十日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿

意見書案

農林漁業金融公庫出資金のわく拡大等に関する陳情
陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第五二七号）
右の陳情は、農林漁業金融公庫法は、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融資しているので広汎多岐にわたる事業体の貸付金としては真に政府の意図する目的を達成せしむることは困難であるから、農林漁業金融公庫政府出資金のわくを拡大せられると共に年八分ないし四分五厘の利子を政府において補給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

中小企業の金融難打開に関する陳情
陳情者　札幌市議会議長　斎藤忠雄（第五九八号）
右の陳情は、わが国の経済機構の大部分を占める中小企業は、現在、市中銀行をはじめ商工中央金庫、中小企業金融公庫等の金融機関からの融資がきわめて困難であるため、その苦境はますます深刻化し、倒産続出の実情にあるから、商工中央金庫に対する資金運用部資金の貸付に当つては、商工債券引受わくの大幅拡大を認めるとともに、これらの利率を極力引下げ、長期かつ低利の貸付を可能にすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第一号

建設委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一四四五号　岩手県上閉伊郡遠野町上猿ケ石川漁業協同組合長理事　村上順弥外三名提出
右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年三月三十日
建設委員長　深川タマエ
参議院議長河井彌八殿

建設委員会請願審査報告書第一号

建設委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一四四五号　岩手県田瀬ダム建設に伴う漁業権補償の請願
請願者　岩手県上閉伊郡遠野町上猿ケ石川漁業協同組合長理事　村上順弥外三名（第一四四五号）
右の請願は岩手県田瀬ダムは近く完成の運びになるが、猿ケ石川の分断によつて河川漁場の様相が一変し、永久に漁業利益が失われることにな

意見書案

岩手県田瀬ダム建設に伴う漁業権補償の請願
請願者　岩手県上閉伊郡遠野町上猿ケ石川漁業協同組合長理事　村上順弥外三名（第一四四五号）

り、これによつて生計をたてていた漁民を窮地に陥れているから、これに対する補償または改善措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年三月三十日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五四号　兵庫県猪名川改修工事施行に関する請願

第一四〇号　群馬県藤原ダム建設に伴う補償等の請願

第一四一号　群馬県藤原ダム建設に伴う補償道路等確定の請願

第一四五号　災害復旧費国庫補助概算交付に関する請願

第三三九号　兵庫県円山川改修工事促進に関する請願

第六七六号　高知県物部川東岸改修工事促進に関する請願

第七一七号　岡山県粟谷川砂防工事施行に関する請願

第七一八号　岡山県湯船川砂防工事施行に関する請願

第七一九号　岡山県野土路川砂防工事施行に関する請願

第七二〇号　岡山県中谷川砂防工事施行に関する請願

第七二一号　岡山県山乗川砂防工事施行に関する請願

第七二二号　岡山県西谷川砂防工事施行に関する請願

第七二三号　岡山県皆畑川砂防工事施行に関する請願

第七二四号　岡山県旦土川砂防工事施行に関する請願

第七二五号　岡山県西河内川砂防工事施行に関する請願

第七二六号　岡山県高野川砂防工事施行に関する請願

第七二七号　岡山県引谷川砂防工事施行に関する請願

第七二八号　岡山県塩谷川砂防工事施行に関する請願

第七三〇号　岡山県中谷川砂防工事施行に関する請願

第七三一号　岡山県羽出西谷川砂防工事施行に関する請願

第七三二号　岡山県下り芳川砂防工事施行に関する請願

第七三三号　岡山県舟山川砂防工事施行に関する請願

第七三四号　岡山県鵜の羽川砂防工事施行に関する請願

第七三五号　岡山県阿波川砂防工事施行に関する請願

第七三六号　岡山県加茂町公郷地内砂防工事施行に関する請願

第七三七号　岡山県中田川砂防工事施行に関する請願

第七三八号　岡山県五番川砂防工事施行に関する請願

第七三九号　岡山県岸谷川砂防工事施行に関する請願

第七四〇号　岡山県栃谷川砂防工事施行に関する請願

第七四一号　岡山県大井町宮部上地内砂防工事施行に関する請願

第七四二号　岡山県宮地川砂防工事施行に関する請願

第七四三号　岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願

第七四四号　岡山県寺部川砂防工事施行に関する請願

第七四五号　岡山県末谷川砂防工事施行に関する請願

第七四六号　岡山県細田川砂防工事施行に関する請願

第七四七号　岡山県小坂部川砂防工事施行に関する請願

第七四八号　岡山県井原川砂防工事施行に関する請願

第七四九号　岡山県三室川砂防工事施行に関する請願

第七五〇号　岡山県高野川砂防工事施行に関する請願

第七五一号　岡山県井原川砂防工事施行に関する請願

第七五二号　岡山県高梁川砂防工事施行に関する請願

第七五三号　岡山県後門川砂防工事施行に関する請願

第七五四号　岡山県東谷川砂防工事施行に関する請願

第七五五号　岡山県梶並川砂防工事施行に関する請願

第七五六号　岡山県那岐、成松両河川砂防工事施行に関する請願

第七七七号　岡山県和田谷川砂防工事施行に関する請願

第七七八号　岡山県入江谷川砂防工事施行に関する請願

第七七九号　岡山県津和川砂防工事施行に関する請願

第七八〇号　岡山県河内谷川砂防工事施行に関する請願

第七八一号　岡山県小高下谷川砂防工事施行に関する請願

第七八二号　岡山県清常川砂防工事施行に関する請願

第七八三号　岡山県興法寺川砂防工事施行に関する請願

第七八四号　岡山県尾原川砂防工事施行に関する請願

第七八五号　岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願

第七八六号　岡山県下郷川砂防工事施行に関する請願

第七八七号　岡山県坂本川砂防工事施行に関する請願

第七八八号　岡山県島木川砂防工事施行に関する請願

第七八九号　岡山県井谷川砂防工事施行に関する請願

第七九〇号　岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願

第七九一号　岡山県横谷川砂防工事施行に関する請願

第七九二号　岡山県血吸川砂防工事施行に関する請願

第七九三号　岡山県新本川砂防工事施行に関する請願

第七九四号　岡山県滝山川砂防工事施行に関する請願

第七九五号　岡山県大武谷川砂防工事施行に関する請願

第七九六号　岡山県牛神谷川砂防工事施行に関する請願

第七九七号　岡山県高梁川砂防工事施行に関する請願

第八〇一号　岡山県八塔寺川砂防工事施行に関する請願

第八〇二号　岡山県三谷川砂防工事施行に関する請願

第八〇三号　岡山県馬屋下村地内山林砂防工事施行に関する請願

第八〇〇号　岡山県龍王川砂防工事施行に関する請願

第八〇一号　岡山県正ヶ谷川砂防工事施行に関する請願

第八〇二号　岡山県豊浦川砂防工事施行に関する請願

第八〇三号　岡山県鳴滝川砂防工事施行に関する請願

第八〇四号　岡山県鳩岡川砂防工事施行に関する請願

第八〇五号　岡山県本庄川砂防工事施行に関する請願

第八〇六号　岡山県鴨川砂防工事施行に関する請願

第八〇七号　岡山県簗瀬川砂防工事施行に関する請願

第八〇八号　岡山県保々呂川砂防工事施行に関する請願

第八〇九号　岡山県水尻川砂防工事施行に関する請願

第八一〇号　岡山県山王、清迫両河川砂防工事施行に関する請願

第八一一号　岡山県金上川砂防工事施行に関する請願

第八一二号　岡山県玉原川外二河川砂防工事施行に関する請願

第八一三号　岡山県小田川上流砂防工事施行に関する請願

第八一四号　岡山県塩木川砂防工事施行に関する請願

第八一五号　岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願

第八一六号　岡山県谷山川砂防工事施行に関する請願

第八一七号　岡山県砂川支流砂防工事施行に関する請願

第八一八号　岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願

第八一九号　岡山県西宝伝川砂防工事施行に関する請願

第八二〇号　岡山県平田川砂防工事施行に関する請願

第九七号　岡山県早川改修工事施行に関する請願

第一〇三〇号　災害復旧対策に関する請願

第一一九一号　北海道頓別川等治水工事促進に関する請願

第一一九三号　北海道頓別町市街地海岸防災工事施行に関する請願

第一三〇三号　埼玉県小山川改修工事施行に関する請願

第一四二一号　大阪府淀川補修工事促進に関する請願

第一七二〇号　兵庫県矢田川一部改修工事施行に関する請願

第一九四四号　京都府不動川等改修工事促進に関する請願

第一九七五号　災害復旧事業促進等に関する請願

第二〇七三号　岩手県田瀬ダム建設に伴う漁業権補償の請願

第二一八八号　長野県上滝川改修工事施行に関する請願

第二二一一号　湯田ダム建設に伴う早期補償に関する請願

第二四五五号　広島県上蒲刈島村梶屋谷砂防工事施行に関する請願

第一四四号　佐久間ダム建設に伴う天龍川西岸湖畔道路新設の請願

第二四二号　北海道夕張市紅葉山、占冠村間等に道路新設の請願

第三三七号　国道二十九号線改良工事促進に関する請願

第三三八号　国道二十九号線中一部改良工事促進に関する請願

第七〇五号　鹿児島県串木野市内国道舗装工事施行に関する請願

第八五五号　二級国道宮崎福山線中一部改良工事施行に関する請願
第九一五号　県道小出只見線中一部改良工事促進に関する請願
第一〇三八号　道路整備費の財源等に関する臨時措置法の励行に関する請願
第一二〇八号　北海道日勝道路開設に関する請願
第一一〇四号　北海道洞爺湖、虻田駅間道路舗装工事施行に関する請願
第一一九二号　北海道二股、上猿払間産業開発道路新設に関する請願
第一三〇二号　関門国道トンネル工事促進に関する請願
第一三一七号　一級国道十七号線中三国峠開さく工事施行に関する請願
第一三一九号　岡山県道周匝弓削線改修工事施行に関する請願
第一四二〇号　道路整備費確保に関する請願
第一四六七号　道路整備費確保に関する請願
第一八二三号　静岡県清水市、新潟県直江津町間道路改良工事促進に関する請願
第一八五五号　静岡県清水市、新潟県直江津町間道路改良工事促進に関する請願
第二二四六号　国道三十三号線中高知県大崎村寺村橋架替促進に関する請願
第二二六八号　府県道等の除雪費国庫補助に関する請願
第二二七〇号　国道一号線中箱根道路改修工事施行に関する請願
第二二九三号　大分県久住町、嬬岳村間に自動車道路開設の請願
第二三七八号　県道後免佐古線を東佐古まで延長するの請願
第二四五四号　広島県道隠地天応停車場線復旧改良工事促進に関する請願
第二五一六号　国道四号線中広瀬橋の幅員拡張に関する請願
第二五八三号　京津国道中京都市山科ガード下に歩道設置の請願
第五七五号　都市計画法等改正に関する請願
第六二九号　東京都国立町周辺排水幹線路建設に関する請願
第二五八八号　住宅建設増加促進に関する請願
第二五八九号　公営住宅建設財源確保に関する請願
第二五九一号　住宅金融公庫融資の賃貸共同住宅重点化に関する請願
第二五九二号　首都圏の住宅供給対策に関する請願
第二五九三号　産業労働者給与住宅融資の一元化に関する請願
第二五九四号　第二期公営住宅建設計画に関する請願
第二二二七号　建設省補助員の身分保障に関する請願
第一五二四号　国連軍の演習場使用に伴う損害補償等の請願
第二二三九号　駐留軍労働者の退職手当に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月八日

建設委員長　深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

建設委員会請願特別報告第二号

兵庫県猪名川改修工事施行に関する請願

第五四号　兵庫県尼崎市長　阪本勝外十九名提出

群馬県藤原ダム建設に伴う補償等の請願

第一四〇号　群馬県利根郡水上町大字藤原藤原ダム対策期成同盟内　林賢二提出

群馬県藤原ダム建設に伴う補償道路等確定の請願

第一四一号　群馬県利根郡水上町大字藤原藤原ダム対策期成同盟内　林賢二提出

災害復旧費国庫補助概算交付に関する請願

第一四五号　京都府相楽郡棚倉村長　森村米吉外二十五名提出

兵庫県円山川改修工事促進に関する請願

第三三九号　兵庫県豊岡市長　佐川辰夫外十二名提出

高知県物部川東岸改修工事促進に関する請願

第六七六号　高知県香美郡佐吉村長　吉永貞吉外百十二名提出

岡山県粟谷川砂防工事施行に関する請願

第七一七号　岡山県真庭郡二川村長　飯田峰一郎提出

岡山県湯船川砂防工事施行に関する請願

第七一八号　岡山県真庭郡川上村長　亀山乾外一名提出

岡山県野土路川砂防工事施行に関する請願

第七一九号　岡山県真庭郡新庄村長　佐藤峰一郎外一名提出

岡山県中谷川砂防工事施行に関する請願

第七二〇号　岡山県真庭郡八束村長　池田帝外一名提出

岡山県山乗川砂防工事施行に関する請願

第七二一号　岡山県真庭郡中和村長　中島視外一名提出

岡山県西谷川砂防工事施行に関する請願

第七二二号　岡山県真庭郡河内村長　宮本精一外一名提出

岡山県皆畑川砂防工事施行に関する請願

第七二三号　岡山県真庭郡美和村長　平田謙三郎外一名提出

岡山県旦土川砂防工事施行に関する請願

第七二四号　岡山県真庭郡津田村長　二枝照雄外一名提出

岡山県西河内川砂防工事施行に関する請願

第七二五号　岡山県真庭郡落合町長　松田貢外一名提出

岡山県行者川砂防工事施行に関する請願

第七二六号　岡山県英田郡東粟倉村長　井上良太郎外一名提出

岡山県引谷川砂防工事施行に関する請願

第七二七号　岡山県英田郡西粟倉村長　青木作太郎外一名提出

岡山県塩谷川砂防工事施行に関する請願

第七二八号　岡山県英田郡西粟倉村長　青木作太郎外一名提出

岡山県中谷川砂防工事施行に関する請願

第七二九号　岡山県英田郡東粟倉村長　井上良太郎外一名提出

岡山県道仙寺川砂防工事施行に関する請願

第七三〇号　岡山県英田郡東粟倉村長　井上良太郎外一名提出

岡山県羽出西谷川砂防工事施行に関する請願

第七三一号　岡山県苫田郡羽生村長　伊丹哲男外一名提出

岡山県下り芳川砂防工事施行に関する請願

第七三二号　岡山県苫田郡高田村長　片岡元武外一名提出

岡山県舟山川砂防工事施行に関する請願

第七三三号　岡山県苫田郡上加茂村長　成田規一外一名提出

岡山県鵜の羽川砂防工事施行に関する請願

第七三四号　岡山県苫田郡一宮村長　妹尾太郎外一名提出

岡山県阿波川砂防工事施行に関する請願

第七三五号　岡山県苫田郡阿波村長　岡田茂穂外一名提出

岡山県加茂町公郷地内砂防工事施行に関する請願

第七三六号　岡山県苫田郡加茂町長　川嶋貞二外一名提出

岡山県中田川砂防工事施行に関する請願

第七三七号　岡山県久米郡神目村長　光延豊外一名提出

岡山県五番川砂防工事施行に関する請願

第七三八号　岡山県久米郡旭町長　杉山朋一外一名提出

岡山県岸谷川砂防工事施行に関する請願

第七三九号　岡山県久米郡旭町長　杉山朋一外一名提出

岡山県栃谷川砂防工事施行に関する請願

第七四〇号　岡山県久米郡吉岡村長　杉本義夫外一提出

岡山県大井町宮部上地内砂防工事施行に関する請願

第七四一号　岡山県久米郡大井町長　岡田孝子外一名提出

岡山県宮地川砂防工事施行に関する請願

第七四二号　岡山県久米郡弓削町長　在里三芳外一名提出

岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願

第七四三号　岡山県御津郡御津町長　荒木伊三二外一名提出

岡山県寺部川砂防工事施行に関する請願

第七四四号　岡山県御津郡御津町長　荒木伊三二外一名提出

岡山県末谷川砂防工事施行に関する請願

第七四五号　岡山県御津郡丹城村長　山本衛雄外三名提出

岡山県細田川砂防工事施行に関する請願

第七四六号　岡山県御津郡長田村長　石伊利雄外一名提出

岡山県小坂部川砂防工事施行に関する請願

第七四七号　岡山県阿哲郡上刑部村長　宮本武外一名提出

岡山県井原川砂防工事施行に関する請願

第七四八号　岡山県阿哲郡万歳村長　吉岡義夫外一名提出
第七五一号　岡山県阿哲郡千屋村長　真壁常磐外一名提出
岡山県三室川砂防工事施行に関する請願
第七四九号　岡山県阿哲郡神代村長　西川登美外一名提出
岡山県高野川砂防工事施行に関する請願
第七五〇号　岡山県阿哲郡野馳村長　名越廉外一名提出
岡山県高尾川砂防工事施行に関する請願
第七五二号　岡山県阿哲郡新見町長　太池貞治外一名提出
岡山県後門川砂防工事施行に関する請願
第七五三号　岡山県勝田郡勝田町長　鷹取静男外一名提出
岡山県東谷川砂防工事施行に関する請願
第七五四号　岡山県勝田郡梶並村長　熊谷治一郎外一名提出
岡山県梶並川砂防工事施行に関する請願
第七五五号　岡山県勝田郡梶並村長　熊谷治一郎外一名提出
岡山県那岐、成松両河川砂防工事施行に関する請願
第七五六号　岡山県勝田郡豊田村長　須一源平外一名提出
岡山県和田谷川砂防工事施行に関する請願
第七七七号　岡山県上房郡中井村長　横山和雄外一名提出
岡山県入江谷川砂防工事施行に関する請願
第七七八号　岡山県上房郡中井村長　横山和雄外一名提出
岡山県津和谷川砂防工事施行に関する請願
第七七九号　岡山県上房郡川面村長　山川則英外一名提出
岡山県河内谷川砂防工事施行に関する請願
第七八〇号　岡山県上房郡高梁町長　大河寅蔵外一名提出
岡山県小高下谷川砂防工事施行に関する請願
第七八一号　岡山県上房郡高梁町長　大河寅蔵外一名提出
岡山県清常川砂防工事施行に関する請願
第七八二号　岡山県上房郡北房町長　横山若太郎外一名提出
岡山県興法寺川砂防工事施行に関する請願
第七八三号　岡山県上房郡北房町長　横山若太郎外一名提出
岡山県尾原川砂防工事施行に関する請願
第七八四号　岡山県上房郡巨瀬村長　上森真市外一名提出
岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願
第七八五号　岡山県川上郡玉川村長　川上一夫外一名提出
岡山県下郷川砂防工事施行に関する請願
第七八六号　岡山県川上郡平川村長　武並陽一外一名提出
岡山県坂本川砂防工事施行に関する請願
第七八七号　岡山県川上郡吹屋町長　片山浅治郎外一名提出
岡山県島木川砂防工事施行に関する請願
第七八八号　岡山県川上郡成羽町長　平松幹章外一名提出
岡山県井谷川砂防工事施行に関する請願
第七八九号　岡山県川上郡落合村長　山口民二外一名提出
岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願
第七九〇号　岡山県川上郡富家村長　原田角太郎外一名提出
岡山県槇谷川砂防工事施行に関する請願
第七九一号　岡山県吉備郡池田村長　角征夫外一名提出
岡山県血吸川砂防工事施行に関する請願
第七九二号　岡山県吉備郡生石村長　大角嘉夫外三名提出
岡山県新本川砂防工事施行に関する請願
第七九三号　岡山県吉備郡新本村長　鎌田賤夫外一名提出
岡山県滝山川砂防工事施行に関する請願
第七九四号　岡山県吉備郡昭和町長　浅沼輝男外一名提出
岡山県大武谷川砂防工事施行に関する請願
第七九五号　岡山県吉備郡真備町長　妹尾恵喜雄外一名提出
岡山県牛神谷川砂防工事施行に関する請願
第七九六号　岡山県和気郡吉永町長　山田健治外一名提出
岡山県八塔寺川砂防工事施行に関する請願
第七九七号　岡山県和気郡神根村長　中川菅男外一名提出
岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願
第七九八号　岡山県和気郡三石町長　桑原彌寿治外一名提出
岡山県奥山川砂防工事施行に関する請願
第七七九号　岡山県和気郡和気町長　日笠政治外一名提出
岡山県龍王川砂防工事施行に関する請願
第八〇〇号　岡山県小田郡北川村長　蔵本恒之外三名提出
岡山県正ブ谷川砂防工事施行に関する請願
第八〇一号　岡山県小田郡神島外町長　渡辺重治郎外一名提出
岡山県豊浦川砂防工事施行に関する請願
第八〇二号　岡山県小田郡北木島町長　奥野茂喜外一名提出
岡山県鳴滝川砂防工事施行に関する請願
第八〇三号　岡山県浅口郡寄島町長　高渕吉五郎外一名提出
岡山県鴨岡川砂防工事施行に関する請願
第八〇四号　岡山県浅口郡六条院町長　清水和一外一名提出
岡山県本庄川砂防工事施行に関する請願
第八〇五号　岡山県浅口郡鴨方町長　杣治三一外一名提出
岡山県鴨川砂防工事施行に関する請願
第八〇六号　岡山県後月郡共和村長　妹尾正雄外一名提出
岡山県栗瀬川砂防工事施行に関する請願
第八〇七号　岡山県後月郡芳井町長　三宅太郎外一名提出
岡山県保々呂川砂防工事施行に関する請願
第八〇八号　岡山県赤盤郡熊山町長　金光謙一外一名提出
岡山県水尻川砂防工事施行に関する請願
第八〇九号　岡山県児島市長　中塚元太郎外三名提出
岡山県山王、清迫両河川砂防工事施行に関する請願
第八一〇号　岡山県井原市長　大山文雄外一名提出
岡山県金上川砂防工事施行に関する請願
第八一一号　岡山市長　横山昊太外一名提出
岡山県玉原川外二河川砂防工事施行に関する請願
第八一二号　岡山県玉野市長　太田尚衛提出
岡山県小田川上流砂防工事施行に関する請願
第八一三号　岡山県児島市長　中塚元太郎外一名提出
岡山県塩木川砂防工事施行に関する請願
第八一四号　岡山県赤磐郡仁堀村長　戸川恒雄外一名提出
岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願
第八一五号　岡山県赤磐郡山陽町長　生本三五外一名提出
岡山県谷山川砂防工事施行に関する請願
第八一六号　岡山県赤磐郡佐伯村長　森浩一外一名提出
岡山県砂川支流砂防工事施行に関する請願
第八一七号　岡山県赤磐郡赤坂町長　福井潔夫外一名提出
岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願
第八一八号　岡山県邑久郡邑久町長　奥田真須二外一名提出
岡山県西宝伝川砂防工事施行に関する請願
第八一九号　岡山県邑久郡朝日村長　吉永勝美外一名提出
岡山県平田川砂防工事施行に関する請願
第八二〇号　岡山県児島郡荘内村長　大賀卓外一名提出
岡山県高梁川砂防工事施行に関する請願
第八二一号　岡山県阿哲郡上市町長　白神寿吉外三名提出
岡山県三谷川砂防工事施行に関する請願
第八二二号　岡山県真庭郡美甘村長　広岡美寅外一名提出
岡山県馬屋下村地内山林砂防工事施行に関する請願
第八二三号　岡山県御津郡馬屋下村長　岸静夫外一名提出
新潟県早川改修工事施行に関する請願
第九二七号　新潟県西頸城郡上早川村早川村早川治水期成同盟会内　斉藤清治提出
災害復旧対策に関する請願
第一〇三〇号　福岡県三井郡宮の陣村三井郡町村議会議長会内　赤司彦一提出
北海道頓別川等治水工事促進に関する請願
第一一九一号　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外一名提出
北海道頓別町市街地海岸防災工事施行に関する請願
第一一九三号　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外二名提出
埼玉県小山川改修工事施行に関する請願
第一三〇三号　埼玉県大里郡深谷町長　安部彦平外十五名提出
大阪府淀川補修工事促進に関する請願

第一四二一号　大阪府守口市阪本通二の七二淀川左岸堤防補強促進委員会内　熊野勇提出
兵庫県豊川一部改修工事施行に関する請願
第一七二〇号　兵庫県加古川市長　浅見久夫提出
京都府不動川等改修工事促進に関する請願
第一九四四号　京都府相楽郡棚倉村長　森村米吉外百十六名提出
災害復旧事業促進等に関する請願
第一九七五号　鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出
岩手県田瀬ダム建設に伴う漁業権補償の請願
第二〇七三号　岩手県和賀郡土沢町大字十二ケ二五ノ一七二　猿舘久四郎提出
長野県三滝川改修工事施行に関する請願
第二一八八号　長野県塩科郡倉科村長　塩入喜雄提出
湯田ダム建設に伴う早期補償に関する請願
第二二一号　岩手県議会議長　中野吉郎提出
広島県上蒲刈島村榧屋谷砂防工事施行に関する請願
第二四五五号　広島県安芸郡上蒲刈島村長　平松琢雄外四百二十名提出
佐久間ダム建設に伴う天龍川西岸湖畔道路新設の請願
第一四四号　愛知県北設楽郡豊根村大字坂宇猪古里三六　田辺秀世外六名提出
北海道夕張市紅葉山、占冠村間に道路新設の請願
第二四二号　北海道夕張市長　北島光盛外三名提出
国道二十九号線改良工事促進に関する請願
第二三七号　兵庫県姫路市長　石見元秀外十二名提出
国道二十九号線中一部改良工事促進に関する請願
第三三八号　兵庫県揖保郡林田村長　弁吹宣提出
鹿児島県串木野市内国道舗装工事施行に関する請願
第七〇五号　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外一名提出
二級国道宮崎福山線中一部改良工事施行に関する請願
第八五五号　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名提出
県道小出只見線中一部改良工事促進に関する請願
第九一五号　新潟県北魚沼郡入広瀬村議会議長　住安嘉一外七名提出
道路整備費の財源等に関する臨時措置法の励行に関する請願
第一〇三八号　東京都千代田区三年町一尚友会館内全国道路利用者会議会内　本多市郎提出
北海道洞爺湖、虻田駅間道路舗装工事施行に関する請願
第一一一四号　北海道虻田郡虻田町長　黒木竹一提出
北海道二股、上猿払間産業開発道路新設に関する請願
第一一九二号　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外一名提出
北海道日勝道路開設に関する請願
第一二〇八号　北海道上川郡清水町長　西川与三外一名提出
関門国道トンネル工事促進に関する請願
第一三〇二号　山口県下関市長　福田泰三外二十三名提出
一級国道十七号線中三国峠開さく工事促進に関する請願
第一三一七号　新潟県知事　岡田正平外三名提出
岡山県道周匝弓削線改修工事施行に関する請願
第一三一九号　岡山県赤磐郡山方村長　直原恒外一名提出
道路整備費確保に関する請願
第一四二〇号　松江市殿町　木佐徳之助提出
第一四六七号　京都市上京区下立売通新町西　山崎平次提出
第五七五号　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎提出
東京都国立町周辺排水幹線路建設に関する請願
第六二九号　東京都北多摩郡国立町長　佐藤康胤外二十七名提出
住宅建設増加促進に関する請願
第二五八八号　東京都港区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎提出
公営住宅建設財源確保に関する請願
第二五八九号　東京都港区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎提出
住宅修理費国庫助成に関する請願
第二五九〇号　東京都港区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎提出
住宅金融公庫融資の賃貸共同住宅重点化に関する請願
第二五九一号　東京都港区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎提出
首都圏の住宅供給対策に関する請願
第二五九二号　東京都港区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎提出
産業労働者給与住宅融資の一元化に関する請願
第二五九三号　東京都港区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎提出
第二期公営住宅建設計画に関する請願
第二五九四号　東京都港区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎提出
建設省補助員の身分保障に関する請願
第二二二七号　東京都港区芝海岸通リ一ノ二五　伊藤喜一提出
国連軍の演習場使用に伴う損害補償等の請願
第一五二四号　広島県加茂郡原村長　黒川宗曹提出
静岡県清水市、新潟県直江津町間道路改良工事促進に関する請願
第一八二三号　山梨県知事　天野久提出
第一八五五号　静岡県知事　斎藤寿夫外三名提出
宮城県道白沢長町停車場線改良工事促進に関する請願
第一九四三号　宮城県名取郡秋保村長　伊藤甚右衛門外二名提出
国道三十三号線中高知県大崎村寺村橋架替促進に関する請願
第二二四六号　高知県吾川郡大崎村長　井上三房外十四名提出
府県道等の除雪費国庫補助に関する請願
第二二六八号　福島県南会津郡田島町甲三、四五九　児山忠一提出
国道一号線中箱根道路改修工事施行に関する請願
第二二七〇号　神奈川県小田原市幸町足柄下地方事務所内　間島源太郎外七名提出
大分県久住町、嫗岳村間に自動車道路開設の請願
第二二九三号　大分県直入郡荻村長　森助彦外七名提出
県道後免佐古線を東佐古まで延長するの請願
第二三七八号　高知県長岡郡後免町議会議長　山岡八郎外十五名提出
広島県道隠地天応停車場線復旧改良工事促進に関する請願
第二四五四号　広島県安芸郡天応町長　友井太一郎外五名提出
国道四号線中広瀬橋の幅員拡張に関する請願
第二五一六号　宮城県議会議長　粟野尊助提出
京津国道中京都市山科ガード下に歩道設置の請願
第二五八三号　京都市東山区本町一六ノ三一〇　島田延治外二百九十八名提出
都市計画法等改正に関する請願
駐留軍労働者の退職手当に関する請願
第二二三九号　東京都港区三田四国町二ノ六　市川誠提出
右百四十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年五月八日
建設委員長　深川タマエ
参議院議長河井彌八殿

意見書案
兵庫県猪名川改修工事施行に関する請願
請願者　兵庫県尼崎市長　阪本勝外十九名（第五四号）
右の請願は、大阪府、兵庫県界を流れる猪名川は、その源を摂津、丹波の国境大野山に発し、南下して大阪湾にそそぐ流路延長四十五キロ、流域四百平方キロの重要河川であるが、堤防薄弱に加えて河身もう曲はなはだしく古来しばしば破堤のやくに遭遇したため、昭和十五年度から国直轄施行河川として取り上げられたのであるが、その後大東亜戦争に突入するに及んで工事中止となり、昭和二十四年再び総工事費二十億円十箇年継続事業として復活着工されて以来、今月まで五箇年を経過したが事業費合計は総額の一割弱で、この状態で進むと全工事の完成にはなお二十数年を要することになり、沿岸住民は常にこう水の脅威にさらされている実状であるから、予算を増加して本川改修工事の早期完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
群馬県藤原ダム建設に伴う補償等の請願
請願者　群馬県利根郡水上町大字藤原藤原ダム対策期成同盟会内　林賢二（第一四〇号）

右の請願は、群馬県藤原ダム建設工事は、着々として進んでいるにもかかわらず補償並びに更生費について何等の予算措置のないことは関係犠牲者としてまことに憂慮に堪えないから、すみやかに補償並びに更生費を昭和二十九年度予算として計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県藤原ダム建設に伴う補償道路等確定の請願

請願者　群馬県利根郡水上町大字藤原藤原ダム対策期成同盟

内　林賢二（第一四一号）

右の請願は、群馬県藤原ダム建設工事に伴う水没補償付替道路並びに更生のための湖岸道路、山林道の敷設増設をすみやかに決定し、目前に迫る水没者の移転に対して一貫した更生計画を樹立するならば停滞している折衝が急速に解決されるから、本工事による犠牲者の早急な更生を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧費国庫補助概算交付に関する請願

請願者　京都府相楽郡棚倉村長　森村米吉外二十五名（第一四五号）

右の請願は、京都府相楽郡下の豪雨による災害並びに台風第十三号による風水害については、さきの九州、和歌山両地方の水害に準じて災害復旧諸特例法を適用せられ、罹災地は全力を挙げ災害復旧に挺身しているのであるが、復旧工事の進ちよくとともに資金が続かなくなり、このまま推移すれば復旧工事は三箇年は愚か数年を費すとも望み得ないから、国庫から支出される災害復旧費補助金の概算交付により復旧工事促進の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県円山川改修工事促進に関する請願

請願者　兵庫県豊岡市長　佐川辰夫外十二名（第三三九号）

右の請願は、国直轄事業として昭和十年完成をみた円山川下流部は、その後大戦を経て水源山地の荒廃と降雨量の増加などによつて、近時こう水量が増大し出水時においては正にいつ流寸前の緊迫せる状態にて、このまま推移するときは大水害をじやく起することは必定で人心の不安焦慮の程は計り知れないものがあるから、本川下流増補工事を国の直轄事業としてすみやかに完工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県物部川東岸改修工事促進に関する請願

請願者　高知県香美郡佐吉村長　吉永貞吉外百十二名（第六七六号）

右の請願は、高知県物部川東岸の堤防は、五十余年の昔地方民により結成された水防組合が修築管理していたまことに貧弱なものである上に、多年の水害による破損と老朽のため、一朝大水害にあう時はたちまちに決壊、流出する危険を多分に蔵しているから、目下施行中の本川西岸堤防補強工事の完成を待たずに早急にこの不完全な東岸堤防の改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県粟谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡二川村長　飯田峰一郎（第七一七号）

右の請願は、岡山県粟谷川は、二川村を東西に縦貫しており、かんがい用水、飲用水等の重要河川であるが、数度のこう水により河床その他を損傷しているため、一たびはん濫の際は沿岸地区にじん大な被害を及ぼすことになるから、すみやかに本村大字粟谷地内における本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県中谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡八束村長　池田帝外一名（第七二〇号）

右の請願は、岡山県旭川支流中谷川の一部旭川本流に接する一帯の地点は、しばしばの出水はん濫により流失崩壊し土砂の堆積による河床埋没はなはだしく浸水流失の危険にあるから、本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県湯船川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡川上村長　亀山乾外一名（第七一八号）

右の請願は、岡山県湯船川は、風水害による水源山岳の崩壊おびただしく、河水のはん濫とともに土砂が流出し、かつ河床の露出がはなはだしいため、今後増水の場合農地ならびに人家、橋等に及ぼす被害はまことに大きいものと思われるから、昭和二十九年度において本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県山乗川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡中和村長　中島祝外一名（第七二一号）

右の請願は、岡山県山乗川は、水源地山地の崩壊おびただしく、河川のはん濫とともに土砂が流出し、昭和二十年九月の風水害以来河床の岩石の露出がはなはだしいため、今後増水の場合は沿岸地区に及ぼす被害はまことに大きいものと思われるから、昭和二十九年度において本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県新庄川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡新庄村長　佐藤峯一郎外一名（第七一九号）

右の請願は、岡山県新庄川は、下流に旭川ダムの完成を間近に控え上流からの土砂の流出を防止することは緊急かつ重要な施策であるから、本川の支流野土路川の水源から約五キロの下流、高下川の合流点から百メートル下流の地点に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県野土路川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡新庄村長　宮本精一外一名（第七二二号）

右の請願は、岡山県西谷川は、河床が急こう配のため、出水の度ごとに土砂の流出がおびただしく、附近の耕地および下流の河川にじん大な被害を及ぼしているから、すみやかに本川のけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県西谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡河内村長　平田謙三郎外一名（第七二三号）

右の請願は、岡山県旭川支流皆畑川は、こう配が急である上に崩壊し易いせん緑片岩地帯であるため、降雨出水の度毎に多量の土砂を流出し主流流域一帯の災害発生原因となつているから、すみやかに本川の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県旦土川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県　真庭郡津田村　長　二枝照雄外一名（第七二四号）

右の請願は、岡山県旭川支流旦土川は、昭和二十年以来引き続くこう水によつて護岸ならびに川床はことごとく破壊され流域の耕地にも多大の損害を与え、ことに山林濫伐による森林の荒廃は多量の土砂を流出し完成の域に達している下流の旭川ダム保存上憂慮にたえないから、本川に二箇ないし三箇の砂防えん堤工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県西河内川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡落合町　長　松田貢外一名（第七二五号）

右の請願は、岡山県旭川支流備中川小支流西河内川は、水源山地の荒廃による土石の流出がおびただしく、加うるに上、下流部共に川幅が狭く、曲折が多いため護岸等の被害は実にじん大であるから、本川に砂防えん堤工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県行者川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県英田郡東粟倉村　長　井上良太郎外一名（第七二六号）

右の請願は、岡山県行者川は、山地の荒廃はなはだしく、かつ急流のため豪雨の都度山腹の崩壊土砂の流出はなはだしく下流の護岸、えん堤の崩壊、耕地の流失等流域の被害は実にじん大であるから、本川が後山川に至る延長約一、六キロの区間にえん堤を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県引谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県英田郡西粟倉村　長　青木作太郎外一名（第七二七号）

右の請願は、岡山県引谷川流域の護岸、耕地は、昭和十八年以来引き続く豪雨出水によりじん大なる被害を受け、その後砂防工事を継続施工しているが、これが完成にはなほ前途程遠い感があるから、昭和二十九年度においても本工事を継続施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県塩谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県英田郡西粟倉村　長　青木作太郎外一名（第七二八号）

右の請願は、岡山県塩谷川流域の護岸、耕地は、昭和十八年以来引き続く豪雨出水によりじん大なる被害を受け、その後砂防工事を継続施工しているが、これが完成にはなお前途程遠い感があるから、昭和二十九年度においても本工事を継続して施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県中谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県英田郡東粟倉村　長　井上良太郎外一名（第七二九号）

右の請願は、岡山県中谷川は屈曲多くかつ河床こう配が急なため、出水の都度山腹の崩壊および土砂の流出がはなはだしく、従つて下流における護岸、えん堤はまことに危険な状態にあるから、昭和二十九年度において本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県道仙寺川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県英田郡東粟倉村　長　井上良太郎外一名（第七三〇号）

右の請願は、岡山県道仙寺川は屈曲多くかつ河床こう配が急なため、出水の都度、山腹の崩壊ならびに土砂の流出がはなはだしく、従つて下流における護岸はまことに危険な状態にあるから、昭和二十九年度において本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県羽出西谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県苫田郡羽生村　長　伊丹哲男外一名（第七三一号）

右の請願は、岡山県羽出西谷川は、昭和二十三年度から砂防工事を実施せられているが、引続き昭和二十九年度においても本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県下り芳川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県苫田郡高田村　長　片岡元武外一名（第七三二号）

右の請願は、岡山県下り芳川は、近年打ち続く水害のため、河床が荒廃し、かつ土砂の流出がはなはだしく、流域の住民に一大脅威を与えているから、すみやかに下り芳川口から上流二千三百メートルにわたる区間の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県舟山川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県苫田郡上加茂村　長　成田規一外一名（第七三三号）

右の請願は、岡山県舟山川は、水源山地の荒廃によつて土石の流出はなはだしく、加うるに急流かつ川幅が狭いため護岸、耕地、道路を浸しよくし、このままに放置すれば一朝豪雨の際の被害はじん大であるから、本川の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県鵜の羽川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県苫田郡一宮村　長　妹尾太郎外一名（第七三四号）

右の請願は、岡山県鵜の羽川は、毎年の出水に護岸の崩壊、山崩れ等により土砂を流出して河床を埋没し、耕地に及ぼす被害がはなはだしいから、昭和二十九年度において本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　参議院会議録附録（その五）

意見書案

岡山県阿波川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県苫田郡阿波村　長　岡田茂穂外一名（第七三五号）

右の請願、岡山県阿波川は、流域が大体砂質土である上に急流であるため、出水毎に土砂の流出がはなはだしく時には土石流となつて流れ護岸耕地等にじん大なる被害を及ぼしているから、昭和二十九年度において本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県加茂町公郷地内砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県苫田郡加茂町　長　川嶋貞二外一名（第七三六号）

右の請願は、岡山県沖田川流域の地勢がけわしい上に土質が砂土のため川床の浸蝕がはなはだしく護岸、耕地の損失もじん大であるから、加茂町公郷地内に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県中田川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県久米郡神目村　長　光延豊外一名（第七三七号）

右の請願は、岡山県中田川砂防ダムは目下第一期工事中であるが、昭和二十九年度もぜひ継続実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県五番川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県久米郡旭町長　杉山朋一外一名（第七三八号）

右の請願は、岡山県五番川砂防工事は昭和二十七年起工目下工事中であるが、地元民の犠牲的協力も考慮の上、二十九年度において完成するよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県岸谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県久米郡旭町長　杉山朋一外一名（第七三九号）

右の請願は、岡山県岸谷川は延長六十キロ余の小川であるが、川幅狭く屈曲が多く大雨のあるたびに流域一体にじん大な被害を与えているから本川流域災害対策として砂防工事を昭和二十九年度において実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県栃谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県久米郡吉岡村　長　杉本義夫外一名（第七四〇号）

右の請願は、岡山県栃谷川流域は戦時中以来立木の濫伐のため荒廃し土砂の流出がはなはだしく農地、住宅、道路等に毎年被害を及ぼしているから、栃谷川左岸三五五番地、右岸四一一番地、上流筆境栃谷橋から下流吉井川にいたる区間の砂防工事を昭和二十九年度において実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県宮地川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県久米郡弓削町　長　在里三芳外一名（第七四二号）

右の請願は、岡山県宮地川は昭和二十年七月の大こう水をはじめとして毎年のように流域一体の耕地ならびに人畜に被害を及ぼしている実情であるから、弓削町地内宮地川に対し災害対策砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県御津郡御津町　長　荒木伊三二外一名（第七四三号）

右の請願は、岡山県大谷川は、豪雨の度毎に土砂を流出して下流の河床に堆積し、又流域耕地の被害がじん大であるから、昭和二十九年度において本川の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県大井町宮部上地内砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県久米郡大井町　長　岡田幸子外一名（第七四一号）

右の請願は、岡山県大井町宮部上地内に実施中の砂防工事は前年度からの継続事業として認定の上、昭和二十九年度において完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県寺部川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県御津郡御津町　長　荒木伊三二外一名（第七四四号）

右の請願は、岡山県寺部川は豪雨のたびに土砂の流出がはなはだしく流域耕地への被害がじん大であるから、二十九年度において本川に砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県末谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県御津郡丹城村　長　山本徹雄外三名（第七四五号）

右の請願は、岡山県末谷川は水源地帯伐採によつて降雨毎におびただしい砂れきをおし流し県営発電所の取水口をふさぐばかりでなく、耕地の水源をたつため、大きな損害を与えているからこの対策として砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県細田川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県御津郡長田村長　石伊利雄外一名（第七四六号）

右の請願は、岡山県細田川は、上流の森林濫伐と松根油採取等のため毎年こう水のたびに流域一体にじん大な被害を与えているから、上流筆境から宇甘川合流点にいたる区間に砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県小坂部川流域砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県阿哲郡上刑部村長　宮本武外一名（第七四七号）

右の請願は、岡山県小坂部川流域大井野地内に建設中の砂防ダムは昭和二十九年度においても継続事業として実施せられるとともに、さらに上流に一箇所砂防ダム建設を昭和二十九年度において実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県井原川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県井原市　外一名（第七四八号）

右の請願は、岡山県井原川は、一たび豪雨の襲うところとなればたちまち氾濫して土砂の流出、耕地、道路等にじん大なる被害をこうむり、これが復旧には多大の経費を要し村財政を脅かしているから、砂防事業としてさきに継続施工中のダム工事の完成を促進せられるとともに土砂流出防止工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県三室川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県阿哲郡神代村長　西川豊美外一名（第七四九号）

右の請願は、岡山県三室川は、川幅狭く夏期の渇水期には川床が露出し、その反面僅かな降雨にも予想外のこう水となり道路、護岸、耕地に被害を及ぼしているから、本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県高野川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県阿哲郡野馳村長　名越廉一外一名（第七五〇号）

右の請願は、岡山県高野川は、山林の荒廃に加えて急流であるため土砂の流出はなはだしく、下流耕地に及ぼす被害は日増に増大しつつあるから、本川のけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県井原川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県阿哲郡千屋村長　真壁常磐外一名（第七五一号）

右の請願は、岡山県井原川は降雨出水毎に多量の土砂を流下するため、荒廃はなはだしく下流の民家、耕地等は常に危険の状態にあるから本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県高尾川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県阿哲郡新見町長　太池貞治外一名（第七五二号）

右の請願は、岡山県高尾川は、急斜な流れであるため出水毎に約七キロが激流となりしかも岩石を運ぶため川床が洗掘され、とくに下流部に根石の露出はなはだしく流域の耕地、人家は被害のおそれを感じているから、川床の底下防止、上流床上えん堤等の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県後門川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県勝田郡勝田町長　鷹取静男外一名（第七五三号）

右の請願は、岡山県勝田郡に位置する後門川（大字真加部字田井ケ原一七八三番地、字天田井一七八四番地梶並川合流点から、字十二ケ谷九四三番地、字鰻田九四五番地に至る区間）は、急こう配の地域で豪雨の都度山地、地はだは荒廃し土砂りの流出はたはだしく過年のルースおよび十三号たい風による水禍はその極に達し、護岸の決潰、沿岸の農耕地および人家の被害は毎年増大している。豪雨こう水時は元より一時的雷雨の際も耕地人家の浸水防止の警戒に部落総動員で当つても被害をこうむつている状態であるから、昭和二十九年度においては砂防事業の一環として当河川砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県東谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県勝田郡梶並村長　熊谷治一郎外一名（第七五四号）

右の請願は、岡山県吉井川水系吉野川支流梶並川支流東谷川流域は、昭和十八年の大こう水により山地の崩壊、道路、橋、護岸、耕地等にじん大なる被害を受け、その後復旧工事も進みつつあるが、河床は未だ多量の砂れきに埋れ年々の出水時には土石の流出はなはだしく、ことに当地帯は水源地帯に位するため下流に及ぼす影響は計り知れないから、本川に砂防えん堤を構築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県梶並川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県勝田郡梶並村長　熊谷治一郎外一名（第七五五号）

右の請願は、岡山県吉井川水系吉野川支流梶並川流域は、昭和十八年及び二十年の大こう水により山地の崩壊、道路、橋、護岸、耕地等にじん大なる被害を受け、その後復旧工事も進みつつあるが、河床は未だ多量の砂れきに埋れ年々の出水時には土石の流出はなはだしく下流に及ぼす影響は計り知れないものがあるから、本川に砂防えん堤を構築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県那岐、成松両河川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県勝田郡豊田村長　須一源平外一名（第七五六号）

右の請願は、岡山県那岐、成松の両川は、標高千二百四十米の那岐山腹に源を発し山ろく草原を急こう配に流下するため土石の流失多く、一度出水すれば災害は実にじん大である。これが防止には下流部の復旧も必要であるが水禍の根源である上流地域の砂防工事こそ緊要の急務であり唯一の対策と思われるから、すみやかに両川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一

条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県和田谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県上房郡中井村
長　横山和雄外一名（第七七七号）
右の請願は、岡山県和田谷川は、流路の急なる小さい流であつてこれを囲む山林耕地から流れ出る水は多年にわたり川岸河床を浸蝕し、これに起因して山林土砂の崩壊となりひいては下流の耕地護岸の流出決壊はなはだしく毎年多大な被害を受けている実状であるから、すみやかにかいい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県入江谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県上房郡中井村
長　横山和雄外一名（第七七八号）
右の請願は、岡山県入江谷川は、高梁川に注ぐ急流な小さいで、昭和九年の大水害後復旧工事として護岸えん堤工事を施行されたが、上流にこの水をせき止める工事が施行されていないため、流出する砂れきによつて施設した護岸並びにえん堤を崩壊する実情にあるから、すみやかに本川けい流の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県津和谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県上房郡川面村
長　山川則英外一名（第七七九号）
右の請願は、戦時中の濫伐と終戦後のインフレに依る木材の高騰に伴う森林の伐採は、岡山県津和谷川上流の山林を荒廃させ、土砂の流出を促し、護岸の崩壊、沿岸耕地の埋没等じん大なる損害を与えている。しかし本個所は終戦直後砂防工事施工候補地と決定されているのであるから、すみやかに上房郡川面村地内高梁川支けい津和谷川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県河内谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県上房郡高梁町
長　大河寅蔵外一名（第七八〇号）
右の請願は、岡山県河内谷川は、上房郡高梁町の南端に位し、源を当町橋井、玉坂部落から発し、高梁川に流入する急流区域で、毎年雨期には戦時中の水源山林伐採の影響を受けて両岸の田畑に出水し、潰滅に等しい災害を与えている実情であるから、すみやかに河内谷部落東端一キロメートル間の河内谷川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県清常川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県上房郡北房町
長　横上若太郎外一名（第七八二号）
右の請願は、岡山県清常川は、水源山地の荒廃による土砂の流失およびたびしく、中、下流部は幅員狭少に加えて曲折多きため、その被害は累年倍加の傾向にあるから、すみやかに災害防止砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県興法寺川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県上房郡北房町
長　横上若太郎外一名（第七八三号）
右の請願は、岡山県興法寺川は、水源山地の荒廃による土砂の流失およびたびしく中、下流部は幅員狭少に加えて曲折多きため、その被害は累年倍加の傾向にあるから、すみやかに災害防止砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県尾原川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県上房郡巨瀬村
長　上森真市外一名（第七八四号）
右の請願は、岡山県尾原川は、水源山地の荒廃によつて土石の流失がいちじるしく一朝出水の際は驚くべき被害をこうむることは必至であるから、水患防除のため、砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県川上郡玉川村
長　川上一夫外一名（第七八五号）
右の請願は、岡山県大谷川は、水源山地の荒廃による土砂の流失がおびただしい上に、中、下流部は、幅員狭少に加えて曲折多きため、その被害はじん大なものがあるから、災害防除のため、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県下郷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県川上郡平川村
長　武並陽一外一名（第七八六号）
右の請願は、岡山県下郷川は、流路が曲折している上に急流であるため、再度のこう水による護岸の浸触や決壊がはなはだしく危険な状況にあるから、水害防除のため、すみやかにかけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県坂本川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県川上郡吹屋町
長　片山浅治郎外一名（第七八七号）
右の請願は、岡山県坂本川は、約一千町歩の流域を有し、流路屈曲はなはだしくかつ戦時中の過伐により山林荒廃し、出水毎に多量の土砂を流出し耕地や本流に及ぼす影響が大きく、なお過去数回の大こう水に際しては護岸、川床ことごとく破壊され最近の町村財政によつては到底復旧は覚つかなく年々荒廃に委せるのやむなき現状であるから、すみやかにけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県島木川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県川上郡成羽町　長　平松幹章外一名（第七八八号）

右の請願は、岡山県島木川は、急流なため降雨出水毎に土砂を流出し下流の成羽川河床を上昇させこう水毎に市街地および沿岸耕地を危険にさらしている現状であるから、すみやかにけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県井谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県川上郡落合村　長　山口民二外一名（第七八九号）

右の請願は、岡山県井谷川は、水源山地の荒廃に加えて河床広く急流のため、一時の降雨にてもこう水となり、さらにえん堤間距離が長過ぎて年々水害の度に崩壊、はん濫を繰り返している実状で、中間にえん堤護岸を是非とも必要としこれを築造することによつて下流のかんがい五十町歩、滅産防止二十町歩の効果を得ることができるから、是非ともこれが実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県川上郡富家村　長　原田角太郎外一名（第七九〇号）

右の請願は、岡山県長谷川は、曲折が多く川幅に比し水量が多量でこう水の度毎に流域に被害を与え、出水時に沿岸住民のうける経済上の損失、精神的な打撃はきわめてじん大であるから、すみやかに本川に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県槇谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡本県吉備郡池田村　長　角柾夫外一名（第七九一号）

右の請願は、岡山県池田村の中央を南北に貫流する槇谷川は、急流であるため年々災害が発生し、これが復旧費は巨額に上り貧弱なる本村財政では復旧不可能な現状であるから、本川にけい流砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県血吸川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県吉備郡生石村　長　大角嘉夫外三名（第七九二号）

右の請願は、岡山県血吸川は、堤防河床ともにいちじるしく高い砂川で七、八十ミリ以上の降雨でたちまち増水し、毎年数回にわたる出水の度に河床及び堤防の内腹の土砂が流出して侵しよく損傷はなはだしく沿岸住民は堤防決潰の危機に直面しているから、本川全線にわたる護岸並びにえん堤工事を施工しとくに血吸橋から田中橋に至る区間をすみやかに施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県新本川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県吉備郡新本村　長　鎌田賤夫外一名（第七九三号）

右の請願は、岡山県新本村の中央を東西に流れる新本川は、近年下流のしゅんせつ改修工事に伴い一雨ごとに川底が沈下し、両岸の護岸は各所に破壊し、このままに放置すれば堤防は決壊し、本村の耕地は多大の損害を受けることとなるから、本村観世より下流市場までの区間の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県滝山川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県吉備郡昭和町　長　浅沼輝男外一名（第七九四号）

右の請願は、岡山県滝山川は、急流であるため年々災害を発生し、これが復旧費は巨額に上り昭和町の財政にも一大支障をきたしているから、本川にけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県大武谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県吉備郡真備町　長　妹尾恵喜雄外一名（第七九五号）

右の請願は、岡山県大武谷川は、降雨のあるたびに急流はん濫し、常に災害を発生し、これが復旧費は年々多額に上り真備町の財政上に一大支障をきたしているから、本川にけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県牛神谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県和気郡吉永町　長　山田健治外一名（第七九六号）

右の請願は、岡山県牛神谷川の水源山地は、荒廃その極に達しているため、土砂の流出によつて川床は上昇し、加えて川幅が僅かに十メートルに過ぎないため降雨の際はしばしばはん濫し耕地等に被害を受けているから、本川をけい流砂防指定地に指定せられるとともにすみやかにこれが工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県八塔寺川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県和気郡神根村　長　中川菅男外一名（第七九七号）

右の請願は、岡山県八塔寺川は、水源山林が荒廃しているため土砂の流出により川床の上昇をきたし、一朝豪雨の際はその被害のじん大なることが憂慮される状況にあるから、本川流域に砂止めえん堤を築造せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願
請願者　岡山県和気郡三石町　長　桑原弥寿治外一名（第七九八号）

右の請願は、岡山県長谷川は、急こう配のため豪雨の都度護岸、井せきを決壊、流失し、あるいは、耕地に土砂を侵入せしめる外家屋等にじん大なる被害を与えている。近年は川床の上昇によつて僅かの降雨にもはん濫し、被害は年々増大しつつあるから、昭和二十七年五月以来施工中の砂防工事を継続施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県奥山川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県和気郡和気町　長　日笠政治外一名（第七九九号）

右の請願は、岡山県奥山川は、急流に加えて山林の荒廃はなはだしく降雨の都度多量の出水を見、砂れきの流出、流路工の決壊によつて、じん大な被害を流域に及ぼしているから、本川に砂防えん堤及び流路工工事を昭和二十九年度において施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県龍王川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県小田郡北川村　長　蔵本恒之外三名（第八〇〇号）

右の請願は、岡山県龍王川流域は、年々じん大なる被害をこうむり、ことに下流の被害はいちじるしいものがあるから、さきに施工せられたけい流砂防工事を引き続き下流まで施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県正ブ谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県小田郡神島外町　長　渡辺重治郎外一名（第八〇一号）

右の請願は、岡山県正ブ谷川は、上流山地の荒廃により砂れきの流出はなはだしく、流域の護岸は数十箇所にわたり崩壊し、川底の埋没、耕地、家屋の崩壊流失、港湾の埋没等をきたし、これが復旧に年々多額の経費を要しているから、昭和二十九年度において本川の通常砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県豊浦川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県小田郡北木島町　長　奥野茂喜外一名（第八〇二号）

右の請願は、岡山県豊浦川は、急流に加えて上流山地の荒廃と土砂質の表土であるため砂れきの流出はなはだしく、両護岸は数十箇所にわたり崩壊し、耕地ならびに家屋の浸水および港湾の埋没、河川敷の土砂堆積をきたし、この復旧工事に年々多額の経費を要し町財政では維持困難な実情にあるから、本川上流の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県鳴滝川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県浅口郡寄島町　長　高渕吉五郎外一名（第八〇三号）

右の請願は、岡山県鳴滝川は、平素は流水皆無のけい流であるが一度降雨があればたちまちにして激流となり、また土砂の流出はなはだしく瞬時にはん濫して河岸、人家、農地にじん大な被害を及ぼしているから、昭和二十九年度において本川の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県鳩岡川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県浅口郡六条院町　長　清水和一外一名（第八〇四号）

右の請願は、岡山県鳩岡川上流は、多数の急斜農地及び荒廃山林を擁しているため降雨の都度多量の土砂を流出して下流河川並びに多数のため池及び農地に流送し年々じん大な被害を与えているから、本川上流に土砂止えん堤を築造せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県本庄川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県浅口郡鴨方町　長　柚治三一外一名（第八〇五号）

右の請願は、岡山県本庄川は、上流山地の荒廃はなはだしく、加うるに流域一帯は風化土地帯であるため土砂の流出が年々増大し、下流は土砂が堆積して降雨毎に護岸の崩壊、田畑の流失埋没等の被害をこうむつているから、本川のけい流砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県築瀬川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県後月郡芳井町　長　三宅太郎外一名（第八〇七号）

右の請願は、岡山県築瀬川は芳井町内を流れるけい流であるが、その流失土砂のため年々こうむる被害はじん大であるから、砂防法第二条によつて砂防指定地に編入の上、本川に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県鴨川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県後月郡共和村　長　妹尾正雄外一名（第八〇六号）

右の請願は、岡山県鴨川は、昭和二十八年度通常砂防工事にて床止工二箇所を施行せられたが、本川の根本的な復旧工事は貧困な地方財政をもつてしては到底不可能であるから、昭和二十九年度においても引き続き土砂止めえん堤および床止工ならびに流路工を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県保々呂川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡熊山町　長　金光謙一外一名（第八〇八号）

右の請願は、岡山県保々呂川は、流出土砂の量がじん大であるため土砂止えん堤はことごとく埋没し、本流吉井町に押し流す土砂の量ははかり知れない状態であるから、これを防止するために保々呂谷最上流部に砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県水尻川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県児島市長　中塚元太郎外三名（第八〇九号）

右の請願は、岡山県児島市宇野津地内と倉敷市呼松地内にある水尻川は急流であつて年々災害が発生し、これに要する復旧費は巨額に上り市財政ではその復旧工事の施行が困難であるから、本川に対しけい流砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県山王、清迫両河川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県井原市長　大山文雄外一名（第八一〇号）

右の請願は、岡山県山王、清迫両河川は、水源地帯の山岳が急傾斜のため、砂れきの流下おびただしく出

水による被害は累年倍加の状態にあるから、水害防除のため、両川水源に土砂止のえん堤を築造せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県金上川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山市長　横山昊太外一名（第八一一号）

右の請願は、岡山県金上川は、上流一帯が花こう岩の風化した不安定な粗粒のはげ山で極めて山相が悪いため、降雨時は、一時に流出し流部の河床を洗掘し、ばく大な土砂流となつて下流に土砂たい積するので、堤防は欠潰の危険状態にあるから、本川けい流の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県玉原川外二河川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県玉野市長　太田尚衛（第八一二号）

右の請願は、岡山県玉野市周辺は、花こう岩のはげ山で囲まれているため、降雨時には玉原川、追間谷川、清水川に多量の土砂を流出し、市民の飲料水及びかんがい用水源であるため池をはじめ、河川、港湾等を埋没し、これらの土砂のしゆんせつには年々多大の労力と経費を要している実状であるから、玉原川外二川のけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県玉原川外二河川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県玉野市長　太田尚衛（第八一二号）

右の請願は、岡山県玉野市周辺は、花こう岩のはげ山で囲まれているため、降雨時には玉原川、追間谷川、清水川に多量の土砂を流出し、市民の飲料水及びかんがい用水源であるため池をはじめ、河川、港湾等を埋没し、これらの土砂のしゆんせつには年々多大の労力と経費を要している実状であるから、玉原川外二川のけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県　赤磐郡山陽町　長　生本三五外一名（第八一五号）

右の請願は、岡山県大谷川は、けい流地の山林荒廃のため、降雨出水毎におびただしい土砂、砂れきを流送し道路、田畑、家屋等に及ぼす影響がじん大で流域附近の民家は出水毎におびえ夜も眠れぬ現状であるから、これが防止策としてけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県谷山川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県　赤磐郡佐伯村　長　森浩一外一名（第八一六号）

右の請願は、岡山県谷山川は、平均こう配三十五分の一程度の急流河川に加えて水源山地の荒廃によつて年々流出する土石は下流地帯におびただしくたい積し連担地四十八町歩、家屋百二十戸は災害の危機にさらされている現状であるから、これが災害防除のため、砂防えん堤を築造せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県砂川支流砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県　赤磐郡赤坂町　長　福井潔夫外一名（第八一七号）

右の請願は、岡山県砂川の支流地帯は、山林の荒廃により土砂の流出ははなはだしく、ために下流は天上川の姿態をなし、出水に際しては流域耕地並びに人家にはんらんし、下流住民の不安は降雨のたびごとに増大しているから、本支流の上流部にえん堤を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県　邑久郡邑久町　長　奥田真須二外一名（第八一八号）

右の請願は、岡山県邑久町は、千町平野と称する県下まれに見る広大な美田を有しているが、同平野を東西に流れる用排水路千町川は、上流ことに長谷川から流出する多量の土砂によつて埋没し、数回にわたるしゆんせつも及ばず毎年数回にわたり冠水被害を受けている現状であるから、長谷川上流部に土砂えん堤を構築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県西宝伝川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県　邑久郡朝日村　長　吉永勝美外一名（第八一九号）

右の請願は、岡山県西宝伝川は、山地の荒廃に加えて地質が花こう岩風化土であるため、少量の降雨にも出水し砂れきを流出して道路、堤防を決潰し、さらに漁民が生命を託している西宝伝港をしばしば埋没する等、その及ぼす被害はじん大であるから、すみやかに本川の砂防工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県平田川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県　児島郡荘内村　長　大賀卓外一名（第八二〇号）

右の請願は、岡山県平田川上流は、荒廃林で囲まれているため大雨のたびに土砂の流失がはなはだしく治水および下流地域の水防上憂慮せられるばかりでなく耕地の被害も大きいから、本河川上流にけい流砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県高梁川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県　阿哲郡上市町　長　白神寿吉外三名（第八二一号）

右の請願は、岡山県高梁川上流の阿哲郡上市町字坂本、同菅生村地内は、昭和二十七年度からけい流砂防工事が施行されているが、当地区は地勢急しゆん、森林濫伐により水勢が急で、年々両岸が浸しよくされ、土石が下流にたい積して莫大な損害を受けているから、本地区の砂防工事は延期或は中止等することなく計画達成まで工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられ

たい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県三谷川砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県真庭郡美甘村長　広岡美寅外一名（第八二二号）

右の請願は、岡山県三谷川は、急傾斜山林で有名な三谷牧野に端を発し三谷部落の中央を流れているが、この三谷川は急流であるため毎年降雨期には下流に多大の土砂を流出し、水量が急増するので、下流家屋に浸水ばく大な損害を与えているから、三谷川けい流の砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県馬屋下村地内山林砂防工事施行に関する請願

請願者　岡山県御津郡馬屋下村長　岸静夫外一名（第八二三号）

右の請願は、岡山県砂川の上流馬屋下村地内山林は、昭和二十五年四月の大火災により三百十五町歩に及ぶ被害を受けて荒廃し、これに対し、昭和二十七年以来水害防災工事施工並びに砂防ダム工事を施工中であるが、降雨毎にはん濫、土砂流出の危険を阻止することができず、下流は不安な状態に置かれているから、すみやかに砂防工事の完成と根本的山地の荒廃防止策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県早川改修工事施行に関する請願

請願者　新潟県西頸城郡上早川村早川治水期成同盟会内　斉藤清治（第九二七号）

右の請願は、新潟県早川は、遠く焼山、火打山を水源とし途中放山鉾ケ岳を水源とする前川で合流し上早川村、下早川村、大和川村の早川郷と称する低地を流下して日本海にそそいでいる延長約一万二千メートルの急流河川であるが、戦後からうち続いた災害により堤防はほとんど流失荒廃そのままで全く荒れ放題という実状であるから、根本的改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧対策に関する請願

請願者　福岡県三井郡宮の陣村三井郡町村議会議長会内　赤司彦一（第一〇三〇号）

右の請願は、昨年六、七月にわたつて北九州を襲つた大豪雨により大被害をこうむつた、福岡県三井郡を中心とした地方の災害救助並びに復旧対策は、政府の絶大なる支援のもとに着々と進ちよくしているがこの上とも一段の援助を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道頓別川等治水工事促進に関する請願

請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外一名（第一一九一号）

右の請願は、北海道浜頓別及び中頓別両町の中心を貫通する地方費河川頓別川及びその支流である宇曾丹川の根本的な治水工事は昭和二十六年度から施行されるようになつたが、特に頓別川の治水は、両町のこの水を除去するばかりでなく、本川川口を利用する頓別漁港の維持にも重要な影響を与えるから昭和二十九年度には頓別川及び宇曾丹川の完成を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道頓別町市街地海岸防災工事施行に関する請願

請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外二名（第一一九三号）

右の請願は、北海道頓別町の市街地は、頓別漁港に面した砂丘地帯にあるため、大暴風に際しては波浪により再度にわたり町道の欠壊等の被害を受けており暴風雨毎に市街地の危険度が増して住民に不安を与え、また頓別漁港の維持にも支障をきたしている実情であるから、頓別漁港から南方被害箇所約六百メートルの区間に海岸防災突堤を施設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県小山川改修工事施行に関する請願

請願者　埼玉県大里郡深谷町長　安部彦平外十五名（第一三〇三号）

右の請願は、昭和二十六年度以降五箇年継続事業として施工されつつある埼玉県小山川の改修工事は、現在の財政上から基因する工事量をもつてしては、今後十余年のしゆん工期間を要するから、昭和二十九年度においてその工事費八千万円を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府淀川補修工事促進に関する請願

請願者　大阪府守口市阪本通二ノ七二淀川左岸堤防補強促進委員会内　熊野勇（第一四二一号）

右の請願は、全国において最も危険な河の一つであるといわれる淀川の堤防は、戦時戦後の維持不足等が災いして荒廃の極にあつた矢先台風十三号に伴う豪雨によつてその流量は、補修工事の基本計画高水流量毎秒六千九百五十立方メートルをはるかに突破する八千立方メートルを示し、ここに淀川治水計画の根本的再検討と工事の飛躍的促進を図らなければ沿岸地区を水禍から護り得ない実情に至つたから、淀川の災害箇所の復旧を本年の出水期までに完了すること、及び本補修工事の画期的促進を期すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県豊川一部改修工事施行に関する請願

請願者　兵庫県加古川市長　浅見久夫（第一七二〇号）

右の請願は、兵庫県豊川は、毎年の雨期や台風期にはきまつてはん濫し、加古川市内各地にじん大な被害をもたらしているため、昭和二十五年度から継続して流路の更改あるいは堤防の改築等約千六百二十メートルにわたる一部改修工事が施行されたが、該改修地点から放出ひ門までの間になお七百五十メートル余の未改修区域を残しているため、当該地域の被害は依然として解消されていないから、昭和二十九年度においても継続事業として少くとも豊川水路改修工事の残部施行とともに、特に豊川ひ門の増設による放水能力の強化ならびにポンプ排水設備の設置等によつて下流地域の災害排除について早急の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府不動川等改修工事促進に関する請願

請願者　京都府相楽郡棚倉村長　森村米吉外百十六名（第一九四四号）

右の請願は、京都府不動川、鳴子川、天神川、渋川は、河底が高く天井川を形成しており、昭和二十八年八月十五日及び九月二十五日の十三号台風の際は未曾有の被害を沿岸に及ぼし沿岸民は被害復旧に苦闘を続けつつあるが、これらの天井川を根本的に改修しない限り、これまでの復旧の努力は空しく、雨期には再び

惨禍をもたらすことは必至であるから、右四川の改修工事を早急に施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧事業促進等に関する請願

請願者　鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県町村議会議長会　内　高野季信（第一九七五号）

右の請願は、過年度災害は、累増の一途をたどりこれがもととなつて更に大きな災害をひき起しつつある事実はさきの北九州災害において万人の認めたところであり、治山治水の抜本的恒久的対策の必要は今日より大なるときはないのであるが、窮乏せる地方財政の現状では如何ともしがたいから、国としても早急に万全の対策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県田瀬ダム建設に伴う漁業権補償の請願

請願者　岩手県和賀郡土沢町大字十二ケ二五ノ一七二　猿舘久四郎（第二〇七三号）

右の請願は、岩手県田瀬ダムは近く完成の運びになるが、猿ケ石川の分断によつて河川漁場の様相が一変し、永久に漁業利益が失われることになり、これによつて生計をたてていた漁民を窮地に陥れるから、これに対する補償または改善措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県三滝川改修工事施行に関する請願

請願者　長野県埴科郡倉科村長　塩入喜雄（第二一八八号）

右の請願は、長野県三滝川は、源を高遠山に発し、埴科郡倉科村を縦貫して千曲川に注ぐ延長約五キロメートルの河川であるが、上流山地は全面的に四十五度以上の急傾斜のため、降雨の際は、いわゆる鉄砲水となり上流部約二キロメートルは河床を洗い、多量の土石を押し流し、下流部においてはん濫して住居床上浸水、耕地流失、かんがい水路の破壊等の被害を与えており、従つてもしこのまま放置するならば、倉科村、森村及び雨宮県村の人家並びに水田耕地等に及ぼす被害は予測をゆるさないものがあるから、本河川の全面的改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

湯田ダム建設に伴う早期補償に関する請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第二二一一号）

右の請願は、国土総合開発に基く北上特定地域総合開発の一環であるは五大ダムの建設、石淵、田瀬両ダムの完成をみるようになり、さらにまた湯田ダムの早期完成は県民の待望するところであるが、湯田ダム建設に伴い水没する住民に対し、工事着工前に補償問題を解決し犠牲者の生業に万全の対策を講じなければ水没する多くの人々に深刻な不安を与え社会問題を引きおこすばかりでなく、工事着工にも影響することが憂慮されるから、この補償問題を早期に措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県上浦刈島村梶屋谷砂防工事施行に関する請願

請願者　広島県安芸郡上蒲刈島村長　平松琢雄外四百二十名（第二四五五号）

右の請願は、広島県上浦刈島村は、戦時中薪炭材の大量供出を行つた結果、山林は極度に荒廃して豪雨の度毎に土砂の流失、はん濫いちじるしく、田畑、家屋等の被害が少くない実情に加えて、そのかん流する港湾は年々埋没し、村民の不利、不便がはなはだしいから、本村大字大浦字梶屋谷に砂防えん堤を築造せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

佐久間ダム建設に伴う天龍川西岸湖畔道路新設の請願

請願者　愛知県北設楽郡豊根村大字坂宇場字猪古里三六　田辺秀世外六名（第一四四号）

右の請願は、佐久間ダム建設に伴う天龍川湖畔道路新設（起点、愛知県北設楽郡豊根村終点、長野県下伊那郡神原村福島早木戸および支線、附随線）については、ばく大な費用と種々の困難が予想されるが、関係地元民の熱願達成と、天龍林業の飛躍的発展のため、また国鉄飯田線代替の代償としてぜひ本道路の建設を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道夕張市紅葉山、占冠村間等に道路新設の請願

請願者　北海道夕張市長　北島光盛外三名（第二四二号）

右の請願は、北海道夕張市紅葉山を経て新登川を起点とし占冠村に至る約二十四キロ及び千歳町を起点とし追分町に至る約十五キロの道路の新設は、沿線に包蔵する各種資源の開発道として、また石狩平野とを結ぶ最短の連絡道として、さらに本道の防衛道として極めて重要なものと考えられるから、本道路をすみやかに新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道二十九号線改良工事促進に関する請願

請願者　兵庫県姫路市長　石見元秀外十二名（第三三七号）

右の請願は、兵庫、鳥取両県を連けいする動脈である国道二十九号線改良工事を建設省直轄工事として早急に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道二十九号線中一部改良工事促進に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡林田村長　弁吹宜（第三三八号）

右の請願は、兵庫、鳥取両県を連けいする動脈である国道二十九号線改良工事（赤坂峠、追分峠切下げ工事）を建設省直轄工事として早急に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道二十九号線中一部改良工事促進に関する請願

請願者　兵庫県揖保郡林田村長　弁吹宜（第三三八号）

右の請願は、兵庫、鳥取両県を連けいする動脈である国道二十九号線改良工事（赤坂峠、追分峠切下げ工事）を建設省直轄工事として早急に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県串木野市内国道舗装工事施行に関する請願

請願者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外一名（第七〇五号）

右の請願は、鹿児島県串木野市は、遠洋漁業基地としての串木野港を有するとともにこれに附帯する造船所、造機工場、製氷工場、水産加工場等各種生産事業所の陸上輸送を始め、鹿児島、串木野、川内間のバス運行等交通は逐年ひんぱんの度を加えているが、市街地を通過する国道は舗装してないため荒廃の度がはなはだしい実情にあるから、躍進途上にある本市の実情にかんがみ、昭和二十九年度において国道の舗装工事を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

二級国道宮崎福山線中一部改良工事施行に関する請願

請願者　鹿児島県鹿屋市長　児島静男外一名（第八五五号）

右の請願は、国道宮崎福山線は、大隅半島の大動脈ともいうべき主要幹線道路である点から、政府においては二級国道に決定したが、その現状は幅員三メートル六十の部分も多く橋もほとんど木橋であるため風水害のたびに交通が全く絶し輸送にはなはだしい支障をきたしている上、福山、志布志間は大型車の運行も特に多いから、すみやかに本路線の拡張改良工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

県道小出只見線中一部改良工事促進に関する請願

請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村議会議長　住安嘉一外七名（第九一五号）

右の請願は、当局においては、県道小出只見線中新潟県北魚沼郡入広瀬村大字大日川、新田字米沢から福島県南会津郡只見村字田子倉に通ずる道路を県道に編入するとともに、昭和二十八年度から本道路の改良工事に着工したが、本改良工事完成の暁は、本沿線に産するぼう大な林産資源、地下資源等を開発できるばかりでなく、只見川電源開発の輸送路として重要な役割を果すことは明らかであるから、本道路の未改良区間を早急に自動車運行可能な道路に改良せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の励行に関する請願

請願者　東京都千代田区三年町一尚友会館内全国道路利用者会議会内　本多市郎（第一〇三八号）

右の請願は、道路整備の重要性に鑑み、昨年道路整備費の財源等に関する臨時措置法が制定されたが、政府は昭和二十九年度の予算案編成に当り、ガソリン税収にはるか満たない道路費を計上して、道路事業量を圧縮しようとしているが、これは明らかに前記法律の主旨をじゅうりんするものであるから、本法を遵守する予算措置を講ずるとともに、本法の精神に反するすべての法案を拒否せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道日勝道路開設に関する請願

請願者　北海道上川郡清水町長　西川与三外一名（第一二〇八号）

右の請願は、十勝国上川郡清水町から日高国沙流郡日高村に通ずる延長約四十キロにわたる十勝、日高を結ぶいわゆる日勝産業幹線道路の開設は、幾多の未開発資源を包蔵し、これが資源の開発と経済交流を必要とする日高、十勝の産業開発促進のためにも日勝道路の開設は北海道総合開発上もつとも緊急な施設の一つであるから、これがすみやかなる完成について特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道洞爺湖、虻田駅間道路舗装工事施行に関する請願

請願者　北海道虻田郡虻田町長　黒木竹一（第一一一四号）

右の請願は、支笏洞爺国立公園の関門で景勝地として知られている洞爺湖から虻田駅間に至る約八キロメートルの道路は、観光客の自動車の往来が激しい上に未舗装であるため、自動車によるじん煙は乗客に不愉快な感じを与えているばかりでなく、沿道の住民は、窓を開くこともできず衛生、観光上誠に憂慮に堪えない実情にあるから、すみやかに洞爺湖、虻田駅間道路の舗装工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道二股、上猿払間産業開発道路新設に関する請願

請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外一名（第一一九二号）

右の請願は、北海道二股、上猿払間の産業開発道路を新設することによつて道北地方、オホック海方面各町村の文化、経済、産業が、日本海方面と相通ずることができ、仁達内、上猿払間の仁達内原野及び石炭、森林の開発が容易となるばかりでなく、国土保安の見地からも必要であるから、昭和二十九年度において、二股、上猿払間の産業開発幹線道路を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

関門国道トンネル工事促進に関する請願

請願者　山口県下関市長　福田泰三外二十三名（第一三〇二号）

右の請願は、一時中断せられていた関門国道トンネル工事は、昭和二十七年度から五箇年継続の特別道路整備事業として再開せられているが、工事費が昭和二十六年春当時の物価によつて編成せられたものであるため既定年度割予算で予定の工程を完了することは不可能であり、かつすでに切り拡げを開始している今日、工期を延長することは岩盤のち緩を生じ、施工上危険であるから、既定年度割予算を増額し、当初の計画通り五箇年で完成するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

一級国道十七号線中三国峠開さく工事促進に関する請願

請願者　新潟県知事　岡田正平外三名（第一三一七号）

右の請願は、一級国道十七号線は、東京都と新潟市を結ぶ本邦横断最短路であつて、本路線開通の暁は表裏日本を結ぶ陸上交通に画期的一大変革をもたらし、国土の開発、産業経済の振興に重大な利益を与えるものであるから、三国峠未開さく区間改良工事の早期完成をはかり、併せて「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」を完全施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、衷願の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県周匝弓削線改修工事施行に関する請願

請願者　岡山県赤磐郡山方村長　直原恒外一名（第一三一九号）

右の請願は、岡山県赤磐郡周匝村を起点として山方村を縦貫して久米郡弓削町に通ずる県道周匝弓削線は、国鉄姫津線林野駅と津山線弓削駅を結ぶ横の連絡道路であり、また吉井、旭両川水系を結ぶ唯一の産業開発道路であるが、本路線は全線にわたり未改修区間が多く、県下でも例を見ない悪路であるから、すみやかに建設省国庫補助対象路線に認定の上改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路整備費確保に関する請願

請願者　島根県松江市殿町　木佐徳之助（第一四二〇号）

右の請願は、道路整備五箇年計画によつて、昭和二十九年度に都道府県に交付される地方交付金九十七億円の交付方法について、各省庁の間に相当の食い違いがあるようであるが、島根県では物資の輸送ならびに一般交通は道路のみに依存している現状であつて道路の機能を失うことはあらゆる産業経済および県民の日常生活に重大な悪影響があるから、本問題の重要性にかんがみ道路整備費の確保について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路整備費確保に関する請願

請願者　京都市上京区下立売通新町西　山崎平次（第一四六七号）

右の請願は、政府は昨年「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」を制定し、毎年度揮発油税収入相当額を道路五箇年計画の国の負担金または補助金の財源に充てなければならない旨を定めたが、昭和二十九年度予算編成に当つては揮発油税収にはるかに満たない道路費を計上して道路事業量を圧縮しようとしていることは、前記法律の主旨に反するものであるから、国会の審議に際してはこれに違反せぬよう予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県清水市、新潟県直江津町間道路改良工事促進に関する請願

請願者　山梨県知事　天野久（第一八二三号）

右の請願は、静岡県清水市、新潟県直江津町間の中部日本横断道路は、静岡、山梨、長野、新潟の四県にわたり表日本と裏日本を結ぶ幹線で、豊富な林産資源の開発に、物資の交流にきわめて重要な使命をもつものであるが、国道とは名のみで、その半ば以上の百八十キロ余が未改修のためその機能はいちじるしく減殺されているから、明年度から実施される道路整備五箇年計画に本道路を採択の上改良工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県清水市、新潟県直江津町間道路改良工事促進に関する請願

請願者　静岡県知事　斉藤寿夫外三名（第一八五五号）

右の請願は、静岡県清水市、新潟県直江津町間の中部日本横断道路は、静岡、山梨、長野、新潟の四県にわたり表日本と裏日本を結ぶ幹線で、豊富な林産資源の開発に、物資の交流にきわめて重要な使命をもつものであるが、国道とは名のみで、その半ば以上の百八十キロ余が未改修のためその機能はいちじるしく減殺されているから、明年度から実施される道路整備五箇年計画に本道路を採択の上改良工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮城県県道白沢長町停車場線改良工事促進に関する請願

請願者　宮城県名取郡秋保村長　伊藤甚右衛門外二名（第一九四三号）

右の請願は、宮城県県道白沢長町停車場線は、現在拡張改良工事を実施中であるが、本道路の早期完成は沿線関係市町村の産業振興、森林資源の開発はもち論観光道路としても重大な役割を果すものであるから、五箇年計画を三箇年に短縮実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道三十三号線中高知県大崎村寺村橋架替促進に関する請願

請願者　高知県吾川郡大崎村長　井上三房外十四名（第二二四六号）

右の請願は、国道三十三号線中高知県大崎村寺村橋は、大正九年六月に架設された木材を主材としたつり橋であるが、今日の如く特に発達した各種自動車によるひん繁にしてかつ重量物資の運搬には堪えがたく、またその損耗は実にはなはだしく架設以来大修繕を施行すること八回に及び、その都度沿線町村並びに各種交通業者の受ける経済的損失は大なるものがあるから、本橋をすみやかに架け替えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

府県道等の除雪費国庫補助に関する請願

請願者　福島県南会津郡田島町甲三、四五九　児山忠一（第二二六八号）

右の請願は、府県道及び市町村道の除雪に要する経費は、府県費又は市町村費と地元住民の寄附によるため負担容易ならないものがありこの事業の永続性に対して地方財政上も相当の重圧を感じている状態にあるから、政府は災害復旧として除雪費の全額を国庫で負担するように考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道一号線中箱根道路改修工事施行に関する請願

請願者　神奈川県小田原市幸町　足柄下地方事務所内　間島源太郎外七名（第二二七〇号）

右の請願は、国道一号線中箱根道路は、戦後日本の代表的観光地として年間五百万人の内外観光客と一日数千台にのぼる観光自動車の往来を見ている国立公園箱根温泉郷の幹線道路であり、また関東関西を結ぶ唯一の産業道路であるが、近時交通量の激増により路面の破損がはなはだしく、湯本から静岡県境まで七十余箇所のき裂陥没等を記録しており、これがため交通事故は年々増加し、神奈川県下の自動車による交通事故の三割が本道路上で起きていると言われ一般観光客の一大脅威となつているばかりでなく、もしこのまま推移するならば全面的な交通途絶の危機を招来することになるから、すみやかに本道路の抜本的改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大分県久住町、瓠岳村間に自動車道路開設の請願

請願者　大分県直入郡荻村長　森助彦外七名（第二二九三号）

右の請願は、大分県直入郡は、竹田町を中心として道路網ができているが久住、白丹、宮城、菅生、荻、柏原、宮砥、瓠岳各村は隣村との連絡には竹田町及び玉来町を経由する以外に完全な道路がないから、この不便を除去するとともに産業、観光あらゆる面からも阿蘇地区総合開発事業として久住町を起点に白丹、宮城、菅生、荻各村を経て柏原、宮砥、瓠岳各村に通ずるいわゆる高原地帯を縦断連絡する自動車道路を開設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県県道隠地天応停車場線復旧改良工事促進に関する請願

請願者　広島県安芸郡天応町長　友井太一郎外五名（第二四五四号）

右の請願は、広島県加茂郡と安芸郡を結ぶ一級国道三十一号線に連絡する地方的重要路線県道隠地天応停車場線は、昭和二十五年以降十六箇所に及ぶ災害を受け交通に一大支障をきたしているが、これが復旧に当つては近時交通機関の高速化大型化しつつある現況と大屋川流域の災害防止上、並びに海岸線と奥地竹原、西条、呉、広島への重要最短路線としての交通網保全上その価値はきわめて大なるものがある点を考慮して、本路線の災害復旧工事を促進せられ

たいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道四号線中広瀬橋の幅員拡張に関する請願

請願者　宮城県議会議長　粟野豊助（第二五一六号）

右の請願は、大正十一年仙台市の都市計画が実施された際、国道四号線の幅員も九メートルから二十三メートル拡張されたが、市内を貫流する広瀬川にかけられた広瀬橋の橋幅が拡張されなかつたため、道路と橋の幅は、十二メートルも差を生じ、仙台市の発展に伴う交通量の増大によつて多大の不便と交通事故のひん発を招いている現状であるから、この橋の幅をすみやかに拡張せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京津国道中京都市山科ガード下に歩道設置の請願

請願者　京都市東山区本町一六ノ三一〇　島田延治外二百九十八名（第二五八三号）

右の請願は、京津国道が京都市東山区山科地点で東海道本線と交さしている箇所は、いわゆるガードになつており、その箇所だけが線路を支えるため、国道上に一部突出して工事が施行された関係上、ガード下の道幅が著しく狭くなつているため、前方の見通しが全然きかず、最近は特に乗用車、トラック、バス等の往来がきわめてひん繁であつて鏡山小学校へ通学する児童はもち論、一般市民の通行は全く危険な状態にあるから、当該突出部を早急に取り除くとともに本ガード下に歩道を設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市計画法等改正に関する請願

請願者　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎（第五七五号）

右の請願は、都市計画法及び同施行令は、大正八年に制定されたものであり、その内容や事務の委任方法は地方自治法の制定された現在、はなはだしく地方自治の原則に則していない面があるから、すみやかに同法及び同施行令を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都国立町周辺排水幹線路建設に関する請願

請願者　東京都北多摩郡国立町長　佐藤康胤外二十七名（第六二九号）

右の請願は、東京都国立町を中心とする附近一帯は、広範囲にわたる立川市、国分寺町、西府村、砂川村等の一連の台地からの排水が流入し、家屋、道路はたえず浸水をまぬがれず衛生、交通、保安、警備、救急等よりまことに憂うべき現状であるから、これが根本解決策としてさきに東京都が計画を進めてきた国立周辺排水幹線路の建設をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅建設増加促進に関する請願

請願者　東京都港区芝虎ノ門八

社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎（第二五八八号）

右の請願は、最近数箇年における年間住宅建設戸数は、わずかに二十数万戸であつて、これでは終戦以来八年を経ていまなお不足している三百数十万戸を少しも解消し得ないばかりでなく、ますます住宅難を激化し、その将来はまことに容易でない事態を予測されるから、住宅建設を国策の重点において、財政、資金、資材、土地、労務、工法、建設機構、あるいは税の減免措置等各面にわたつて再検討を加えて建設計画を樹立し、すくなくとも年間四十万戸（内訳、民間自力二十万戸、公庫融資十万戸、公営住宅十万戸）の建設を実現するよう抜本的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公営住宅建設財源確保に関する請願

請願者　東京都港区芝虎ノ門八

社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎（第二五八九号）

右の請願は、公営住宅建設のための財源は、国庫補助金、起債及び地方一般財源から構成されているが、一般に財政の窮乏のため、漸次その遂行が制約されている実情であるから、公営住宅事業の特殊性にかんがみ、起債については特別わくを考慮し、又地方一般財源については、国営宝くじの取止めの機会を利用し、住宅くじの発行を考慮する等の措置を講じて公営住宅建設の財源を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅金融公庫融資の賃貸共同住宅重点化に関する請願

請願者　東京都港区芝虎ノ門八

社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎（第二五九一号）

右の請願は、住宅金融公庫の資金計画は、現在融資金のほぼ七割を自己住宅を建設する個人に貸付け、残りを賃貸共同住宅建設を計画する公益法人に貸付けてきたが、最近建築費及び地価の値上りによつて自己住宅建設希望の融資利用者は次第に富有層に上昇の傾向でいまや自己住宅を増加するよりは賃貸住宅の増加が喫緊の政策であると考えられるから、賃貸共同住宅等不燃高層の建設に対する資金融資わくの比率を高めるとともに公益法人のわくを外して借家需要を満たすよう適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

首都圏の住宅供給対策に関する請願

請願者　東京都港区芝虎ノ門八

社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎（第二五九二号）

右の請願は、首都圏における住宅の建設は、人口の激増に伴わず住宅難はますます深刻をきわめているので、まずその充足供給を図るため特別の機関を設置する等の措置が必要と考えられる。また建設される住宅の大半は木造平家建であるため、市域はいちじるしく拡大され、通勤に伴う非能率、不経済はばく大なものであるから、この際、都心部は住宅の多層共同化による大量建設が望ましく、また適当の位置に住宅衛生都市が配置せられるよう、隣接県の交通至便の未利用地を開拓する等、行政地域を超越した措置を講じ、首都圏に於ける住宅建設を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産業労働者給与住宅融資の一元化に関する請願

請願者　東京都港区芝虎ノ門八

社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎（第二五九三号）

右の請願は、現在、産業労働者住宅に対する助成融資は、産業労働者住宅資金融通法によつて住宅金融公庫で取り扱われており、これに併行して厚生年金積立金の還元融資による労働者住宅建設が厚生省から都道府県の転貸によつて行われているが、この両者は、それぞれの条件、窓口を異にしているため、借入希望の事業体は双方に手続して重複利用し、あるいは不利な一方を辞退している例が少くなく、他面事務の混乱と資金の効率を阻害している実情にあるから、産業労働者給与住宅融資の一元化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
第二期公営住宅建設計画に関する請願
請願者　東京都港区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会長　藤山愛一郎（第二五九四号）

右の請願は、今日住宅問題の焦点は、借家階層に集約されているが、現在低家賃の住宅は、公営住宅に求める以外に途がなく、需給の不均衡は入居に著しい競争をきたし益々深刻な生活不安定をかもしだしている現状である。さきに計画された第一期公営住宅三箇年十八万戸建設計画は今年度で終了するが、政府予算の裏付を欠き又、地方公共団体の財政難から遂に完全遂行をみなかつたことは、誠に遺憾であるから、本年度の第二期計画は、建設戸数を、少くとも年間十万戸以上にするとともに第一期のてつを踏まぬよう特に、政府財政資金を最優先的に確保して、これが完ぺきを期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
建設省補助員の身分保障に関する請願
請願者　東京都港区芝海岸通り一ノ二五　伊藤喜一（第二二二七号）

右の請願は、建設省に勤務する補助員は、定員内職員と同様の勤務時間で同様の職務の内容と責任をもつて継続勤務を行つているにもかかわらず、身分保障はきわめて劣悪であり、工事の円滑なる遂行の上での障害となつているから、工事の遂行を円滑に、事務能率をあげるために、最小限、定員外の常勤職員とし、その地位と待遇の向上を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国連軍の演習場使用に伴う損害補償等の請願
請願者　広島県加茂郡原村長　黒川宗曹（第一五二四号）

右の請願は、広島県原村は、終戦後から進駐連合軍の各種銃砲による実弾射撃場、地雷爆破演習場及び各種車輪の機動演習場として実戦的訓練のため昼夜の別なく使用され、その音響は附近町村民の安眠を害するばかりでなく約十キロ隔てた国立療養所入院患者の安静をも乱し、また演習地に隣接する山林、道路、河川、橋、ていとう、ため池、農地、毛上、建造物等の被害もじん大であるから、これが直接間接の被害に対する救済対策を早急に樹立されるとともに損失補償及び被害軽減措置等を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
駐留軍労働者の退職手当に関する請願
請願者　東京都港区三田四国町二ノ六　市川誠（第二二三九号）

右の請願は、駐留軍労働者は、占領時代は国家公務員特別職員として、また独立後は法律第百七十四号の制定によつて一般産業労働者同様の取扱いを受けることになつたが、雇用関係は何ら変りなく政府が雇用主となつている上、軍の一方的あいまいな解雇理由で、何らの失業対策も講じられないままに職場を去つていかねばならぬきわめて不安定な状態で働いている実情であるから、駐留軍労働者が人員整理等によつて解雇される場合の救済措置として、現行退職手当支給規程の八十パーセント相当額を特別退職手当として支給する立法措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第一号

一、議院の会議に付するを要するもの。
第二三号　信濃川水系砂防工事促進に関する陳情
第二四号　岩手県伊手川上流に砂防ダム構築の陳情
第五七号　静岡県瀬戸川改修工事施行に関する陳情
第一五二号　災害復旧費の施行年割額繰延べ反対に関する陳情
第二四〇号　山口県有帆川等改修工事施行に関する陳情
第二五六号　埼玉県二瀬多目的ダム建設促進に関する陳情
第三五七号　静岡県桃沢川砂防工事施行に関する陳情
第四二七号　過年度災害復旧促進に関する陳情
第五九〇号石川県浅野川改修工事施行に関する陳情
第六〇〇号　準用河川厚別川改修工事施行に関する陳情
第一五三号　砂利道補修等の公共事業費国庫補助復活に関する陳情
第三二五号　一級国道八号線改良工事促進に関する陳情
第三二六号　道路整備費の財源等に関する臨時措置法の実施等に関する陳情
第三四二号　国道一号線中瀬田川の架橋に関する陳情
第四二六号　道路整備費の財源等に関する臨時措置法の励行に関する陳情（二通）
第四三五号　道路整備費の財源等に関する臨時措置法の励行に関する陳情
第六〇二号　道道札幌稚内線中一部舗装工事等施行に関する陳情
第七〇号　都市計画促進に関する陳情
第五二号　住宅難解決促進に関する陳情
第五五八号　国連軍の土地施設取用に伴う特別損失立法化の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月八日
建設委員長　深川タマエ
参議院議長河井彌八殿

建設委員会陳情特別報告第一号

信濃川水系砂防工事促進に関する陳情
第二三号　長野県議会内　小林繼太郎外二十六名提出
岩手県伊手川上流に砂防ダム構築の陳情
第二四号　岩手県江刺郡伊手村長　亀井清見外十七名提出
静岡県瀬戸川改修工事施行に関する陳情
第五七号　静岡県議会議長　吉野倫将提出
災害復旧費の施行年割額繰延べ反対に関する陳情
第一五二号　東京都議会議長　佐々木恆司提出
山口県有帆川等改修工事施行に関する陳情
第二四〇号　山口県知事　小沢太郎提出
埼玉県二瀬多目的ダム建設促進に関する陳情
第二五六号　埼玉県議会議長　染谷清四郎提出
静岡県桃沢川砂防工事施行に関する陳情
第三五七号　静岡県志太郡徳山村長　竹中節雄外二名提出
過年度災害復旧促進に関する陳情
第四二七号　山口県議会議長　二木謙吾提出
石川県浅野川改修工事施行に関する陳情
第五九〇号　石川県議会議長　宮永盛雄提出
準用河川厚別川改修工事施行に関する陳情
第六〇〇号　札幌市議会議長　斎藤忠雄提出
砂利道補修等の公共事業費国庫補助復活に関する陳情
第一五三号　愛知県議会議長　池田駒平提出
一級国道八号線改良工事促進に関する陳情
第三二五号　福井県議会議長　長谷川清提出
道路整備費の財源等に関する臨時措置法の実施等に関する陳情
第三二六号　福井県議会議長　長谷川清提出
国道一号線中瀬田川の架橋に関する陳情
第三四二号　滋賀県大津市議会議長　西田与一郎提出
道路整備費の財源等に関する臨時措置法の励行に関する陳情（二通）
第四二六号　東京都千代田区三年町一尚友会館内　本多市郎外一名提出
道路整備費の財源等に関する臨時措置法の励行に関する陳情
第四三五号　三重県庁土木部道路課内道路整備促進協力会　天春元太郎提出
道道札幌稚内線中一部舗装工事等施行に関する陳情
第六〇二号　札幌市議会議長　斎藤忠雄提出
都市計画促進に関する陳情
第七〇号　東京都千代田区霞ケ関一ノ二建設省内財団法人都市計画協会理事長　飯沼一省外三名提出
住宅難解決促進に関する陳情
第五二号　大阪市東区大手前之町二大阪府建築部住宅課内大阪住宅復興促進協議会内　小田原大造提出

国連軍の土地施設収用に伴う特別損失立法化の陳情
第五五八号　広島県呉市長　鈴木術外一名提出
右二十件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年五月八日
建設委員長　深川タマエ
参議院議長河井彌八殿

意見書案
信濃川水系砂防工事促進に関する陳情
陳情者　長野県議会内　小林継太郎外二十六名（第二三号）
右の陳情は、犀川上流梓川および高瀬川は、信濃川の上流に位し、けんしゅんなる山岳重畳せるいわゆる北アルプス連峰に水源を発する県内有数の急流に荒廃河川であつて、これら水源一帯は火山帯のため温泉作用と高山特有の寒気等により地質が弱いため崩壊地はますます拡大し、流下土石は近年激じんをきわめている実状であるから、すみやかに砂防工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岩手県伊手川上流に砂防ダム構築の陳情
陳情者　岩手県江刺郡伊手村長　亀井清見外十七名（第二四号）
右の陳情は、岩手県伊手村は、毎年雨季になると、伊手川上流水源地帯の崩壊により、田畑が大被害をこうむつている。ことに、赤金鉱業所の沈でんダムも完全な砂防処置でなく出水の際このダムの欠壊も予想されるから伊手川上流に砂防ダムを構築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県瀬戸川改修工事施行に関する陳情
陳情者　静岡県議会議長　吉野倫将（第五七号）
右の陳情は、静岡県瀬戸川は、堤防の老朽化とともに土地累積し、少量出水の際にも両岸いずれかの箇所において堤防損壊し、きわめて危険な状態に陥るのが常であり、このままでは一たび大雨出水でもあれば大惨害をひきおこすことは必至であるから、本川の改修事業を国及び県の治水計画に編入の上すみやかに改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
災害復旧費の施行年割額繰延べ反対に関する陳情
陳情者　東京都議会議長　佐々木恆司（第一五二号）
右の陳情は、政府は、昭和二十九年度予算編成に当り、災害復旧費の施行年割額を繰り延べ、その国庫補助額を大幅に削減しようとする方針と聞くが、このような措置は被害地住民の悲惨と困苦の実状に目を覆い災害復旧の緊要性を無視するものであるから、昭和二十九年度災害復旧費予算に既定方針に基く年次割に相当する国庫補助額を絶対に削減することなく災害事業を急速に施行せしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県有帆川等改修工事施行に関する陳情
陳情者　山口県知事　小沢太郎（第二四〇号）
右の陳情は、山口県有帆川、厚狭川、木屋川、厚東川の各河川改修工事は実施の段階となつていたにもかかわらず明年度国家予算の節減によつてこれら一連の河川の改修工事は実施困難のようであるが、このまま推移すれば本年もまた連続被災のおそれが多く民生安定上の悪影響も大きいから、中小河川改修工事特に有帆川、厚狭川の明年度改修計画実施のため、予算の復活要求について特に配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県二瀬多目的ダム建設促進に関する陳情
陳情者　埼玉県議会議長　染谷清四郎（第二五六号）
右の陳情は、埼玉県荒川総合開発の根幹施設である二瀬多目的ダムの早期完成は、荒川のこう水を防止するとともに流域のかんがい事業による食糧増産ならびに発電所の建設による工業の発展をはかるものであるから、昭和二十九年度における本ダム建設費を九億五千万円確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
静岡県桃沢川砂防工事施行に関する陳情
陳情者　静岡県志太郡徳山村長　竹中節雄外二名（第三五七号）
右の陳情は、静岡県桃沢川の砂防工事は、国庫補助を得て昭和二十五年以来三箇年間継続して施行したため一応上流部は安定をみたが、下流部においては累積した土砂のために降雨ごとにこうむる災禍はじん大であるから、この災禍を除去するため本川に砂防工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
過年度災害復旧促進に関する陳情
陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第四二七号）
右の陳情は、過年度災害の早期復旧は目下の急務であるから、昭和二十九年度予算は既定計画に基き実施せられるとともに、現年度の国庫補助金等を早急に交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
石川県浅野川改修工事施行に関する陳情
陳情者　石川県議会議長　宮永盛雄（第五九〇号）
右の陳情は、昨年八月、九月の再度の大豪雨のため、石川県浅野川の水源地帯である医王山附近の山腹が崩壊し、流失した土砂によつて堤防、橋及び道路等に言語に絶する惨害をこうむつたから、恒久的対策として、上流部の砂防工事の強化、下流部の河積拡張、用水えん堤の改善等を含む根本的な河川改修工事を国庫補助事業として着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
準用河川厚別川改修工事施行に関する陳情
陳情者　札幌市議会議長　斎藤忠雄（第六〇〇号）
右の陳情は、河川法準用河川厚別川は、上流が荒廃している上、屈曲が多く、不時の出水時には災害を防止することができない現状であつて、流域内住民の営農上の支障も大きいから、総合開発の一環として本河川の改修を国費によつてすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
砂利道補修等の公共事業費国庫補助復活に関する陳情
陳情者　愛知県議会議長　池田駒平（第一五三号）
右の陳情は、昭和二十八年度予算において砂利道補修事業、橋、塗装事業は公共事業から削除せられたが、近時大型高速の車両が激増、その交通量も倍加しその補修費もまた増大する傾向にかんがみ、これ等の経費を全額地方費負担とすることは地方財政が許さないから、政府はすみやかに砂利道補修等の公共事業費国庫補助の復活を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意こ

れが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

一級国道八号線改良工事促進に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第三二五号）

右の陳情は、北陸三県を縦貫する一級国道八号線は、福井県最大の動脈であるとともに裏日本における産業開発の血管ともいうべき要路であるが、本路線中福井市以北については輸送量のおびただしい現状からみて舗装工事の緊急施行が要望されており、また同市から敦賀市に至る区間は幅員が狭少で急こう配でありしかも六百メートル余のカーブを有し、交通上常に危険と困難をきたし輸送上多大の支障となつているから、右区間の早期改良に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の実施等に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第三二六号）

右の陳情は、今般公布施行されたガソリン消費税を道路費財源とする臨時措置法は、多年の念願であつた道路行政上画期的な制度の確立となつたのであるが、今そく聞するにガソリン消費税についてはその一部のみを地方に還元するとのことであるが、道路整備計画遂行上その財源はあくまでガソリン消費税とし、その道路整備財源の配付であり、また府県道については、財源を全額起債に求めるようこれが認証措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国道一号線中瀬田川の架橋に関する陳情

陳情者　滋賀県大津市議会議長　西田与一郎（第三四二号）

右の陳情は、滋賀県内における国道一号線の改良工事はほぼ完成に近いが、瀬田川の架橋がまだ実現しないため、毎日約三千台に及ぶ自動車、附近の大工場に通勤する工員の自転車等は旧国道瀬田の唐橋にう回せねばならないため、はなはだ不便である上に、瀬田の唐橋の重量的制限は約九トンであるが、現在の交通量から見ると二十トンの荷重に堪え得る新橋が必要である。新橋架設によつて距離は八百米短縮され、自動車用ガソリンは一箇年約千五百万円程度の節約となるから昭和二十九年度工事として早急に着工実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の励行に関する陳情

陳情者　東京都千代田区三年町一尚友会館内　本多市郎外一名（第四二六号）

陳情者　三重県庁土木部道路課内道路整備促進協力会内　天春元太郎（第四三五号）

右の陳情は、道路整備費の財源等に関する臨時措置法には、毎年度揮発油税収入相当額を道路整備五箇年計画の国の負担金又は補助金の財源に充てなければならないと規定しているにもかかわらず、昭和二十九年度の予算案編成に当りガソリン税収にはるかに満たない道路費を計上して道路事業量を圧迫しようとしていることは明らかに本法の主旨をじゆうりんするものであるから、本法の主旨を励行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道道札幌稚内線中一部舗装工事等施行に関する陳情

陳情者　札幌市議会議長　斎藤忠雄（第六〇二号）

右の陳情は、札幌市内道道札幌、稚内線は、その一部を舗装されているが、同線中東一丁目以東はまだ舗装工事が実施されていないため、ますます激増する機動的交通に一層の困難性が加わり、あわせて市民の保健衛生上蒙る損害もきわめて大きく、また一方創成川にかけられた橋、北三条橋は現在道路の幅員二十七メートルに対し、わずかに十メートルしかなく、その中央部を幅員六メートルの電車軌道に占有され車馬、歩行者の通行は困難をきわめている実情であるから、昭和二十九年度中に本道路の舗装完成ならびに本橋の幅員二十七メートル拡幅工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市計画促進に関する陳情

陳情者　東京都千代田区霞ケ関一ノ二建設省内財団法人都市計画協会理事長　飯沼一省外三名（第七〇号）

右の陳情は、都市計画および都市計画事業の推進は、全国各都市にとつて大なる重要関心事であるが、いまだに所期の効果を現し得ないことはまことに遺憾であるから、これが促進を期するため、(一)都市計画法ならびに土地整理法および公園法を早急に制定すること、(二)都市計画事業の財源確保を図ること、(三)戦災復興事業に対する起債額の増加等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

住宅難解決促進に関する陳情

陳情者　大阪市東区大手前之町二大阪府建築部住宅課内大阪住宅復興促進協議会内　小田原大造（第五二号）

右の陳情は、以宅難のすみやかな解決をはかるため、(一)来年度の公営住宅は少くとも十万戸を建設すること、(二)住宅金融公庫資金ならびに産業労働者住宅建設資金の増額と貸出し条件の緩和を図ること、(三)民間貸家建設促進のため資金を融通し、関係諸税を減免すること、(四)都市および都市周辺における宅地取得難解消を早急に図ること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国連軍の土地施設収用に伴う特別損失立法化の陳情

陳情者　広島県呉市長　鈴木術外一名（第五五八号）

右の陳情は、広島県呉市は、今日なおぼう大な土地施設が国連軍に使用されているため、幾多の障害をきたしており、特に農業用施設及び海上施設等の農林、水産関係の被害はまことにじん大であるにもかかわらず、講和発効後はこれらの特別損失による補償は放置されているが、もしこのまま推移すれば多数市民の死活問題ともなり、民生経済の安定上憂慮すべき事態にあるから、国連軍の土地施設収用に伴う特別損失による補償の立法化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

【第四十九号参照】

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十九日

外務委員長　佐藤尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　羽生　三七
梶原　茂嘉　中田　吉雄
加藤シヅエ　宮澤　喜一
團　伊能　杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

本条約は日米両国の税法の相違から所得に対する租税について生ずる二重課税の事実及び脱税の可能性を防止し、両国民の利

益を相互に擁護するもので妥当なものと認めた。

二、事件の利害得失

本条約の実施により両国間における二重課税及び脱税の問題が有効適切に処理され、日米両国民は安心して経済上、文化上の活動ができ、ひいては両国の経済協力も一層円滑になる利益がある。

三、費用

特に費用を要しない。

審査報告書

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十九日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　羽生　三七
梶原　茂嘉　中田　吉雄
加藤シヅエ　宮澤　喜一
園　伊能　杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

本条約は、日米両国の税法の相違から、遺産、相続及び贈与について生ずる二重課税の事実及び脱税の可能性を防止し、両国民の利益を相互に擁護しようとするもので妥当なものと認めた。

二、事件の利害得失

本条約の実施により、両国間における二重課税及び脱税の問題が有効適切に処理され、日米両国民は安心して経済上、文化上の活動ができ、ひいては両国の経済協力も一層円滑になる利益がある。

三、費用

特に費用を要しない。

審査報告書

外務省関係法律の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十九日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

羽生　三七　梶原　茂嘉
中田　吉雄　加藤シヅエ
鶴見　祐輔　宮澤　喜一
杉原　荒太　園　伊能

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、既に死文化している「清国及び朝鮮国在留帝国臣民取締法」と「居留民団法」を整理するものであるから、適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

現に必要のない既存法律を整理、簡素化することになる。

三、費用

要しない。

審査報告書

地方財政法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十九日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

館　哲二　島村　軍次
石村　幸作　長谷山行毅
伊能　芳雄　酒井　利雄
田中　啓一　笹森　順造

第十二条の改正規定を削る。

第三十六条の改正規定中第三十六条に次の但書を加える。

但し、補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第　号）施行前に国がその一部を負担すべきこととなつた経費については、この限りでない。

附則第一項中項番号を削り、「、第十条の四及び第三十六条」を「及び第十条の四」に改める。

附則第二項を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案及び補助金等の臨時特例等に関する法律案等に関連して、所要の改正を加えたものであつて、その内容は、㈠地方交付税法の制定に伴い、地方公共団体の一般財源が基準財政需要額を著しく超過する場合においては、災害その他やむを得ない事由がある場合を除く外、当該地方公共団体において超過額の一部を積立てる等の年度間の財源調整の措置を講ずるものとすること㈡補助金等の臨時特例等に関する法律の制定に伴い、国庫負担金に関する規定を整備すること㈢地方債の流通確保のため、商法準用規定を整備すること等を規定したものであつたところ、衆議院において、補助金等の臨時特例等に関する法律案の修正に伴いこれを修正したが、本委員会においては、本院における右特例法案の修正に伴う修正等をなし、その他は大体において妥当なものと認めた。

二、事件の利害得失

この措置によつて、地方財政の改善を図ることができる。

三、費用

本法の施行によつて、別に費用を要しない。

審査報告書

公認会計士法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十九日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　藤野　繁雄
白井　勇　岡崎　眞一
土田國太郎　東　隆

三木與吉郎　薬川　孝夫
野溝　勝　小林　政夫

第三十五条の改正規定の前に次のように加える。

第九条中「学位」を「博士の学位」に改める。

第五十七条第二項の改正規定中『「左の各号に掲げる職」』を『「商学に属する科目に関する研究により学位を授与された者及び左の各号に掲げる職」』に改める。

第五十七条の二の改正規定中「第五十七条の二を次のように改める。」を『第五十七条の二中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、「試験科目」を「検定科目」に改め、「受験者が前条」を「検定を受けた者が第五十七条」に改め、同条を第五十七条の三とし、第五十七条の次に次の一条を加える。』に改める。

第五十九条の改正規定の次に次のように加える。

第六十条を次のように改める。

第六十条　昭和三十二年七月三十一日までに商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者及び同日までに第五十七条第二項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその職にあつた年数を通算して十四年以上になつた者に対しては、検定を免除する。

2　前項の規定により検定を免除された者は、第十一条の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、特別公認会計士試験制度が昭和二十九年七月三十一日で廃止されることとなるに伴い、新たに暫定的措置として、公認会計士第三次試験受験資格検定制度を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められるが、検定の合格者を定める場合に、在職年数をしんしやくして定めることができることとし、また、特定の者については、検定を免除することが適当と認め、修正を加えた。

なお、次の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府は、特に左記事項を厳守し、改正法の趣旨を達成するに遺憾なきを期せられたい。

一、第三次試験の試験問題は、試験の本旨を達成すれば足りるので、徒らに奇異に陥らざるよう配慮すること。

二、公認会計士審査会が公認会計士のギルド化を図るとの非難を払拭するため、委員の人選についても此の際検討すること。

二、事件の利害得失

特別公認会計士試験の受験資格者に対し、公認会計士試験の第一次及び第二次試験を経ることなく、第三次試験を受ける資格を与える利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　白井　勇
岡崎　眞一　青柳　秀夫
堀木　鎌三　東　隆
三木與吉郎　小林　政夫
土田國太郎　前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴い、国際連合の軍隊等に関し、所得税法、関税法、国税犯則取締法、たばこ専売法等の適用の特例を設けようとするものであ

つて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の円滑なる運営を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　前田　久吉
土田国太郎　小林　政夫
三木與吉郎　東　隆
青柳　秀夫　岡崎　眞一
白井　勇

附則に次の一項を加える。

4　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の六中「利子で、」を「利子のうち、」に改め、「到来するもの」の下に「及び当該利子について所得税を課さない旨若しくは当該利子支払の際所得税の徴収がなされない旨の特約があり、又は特約により当該利子につき課される所得税が国の負担となるもので当該六箇月を経過した日後に支払期日の到来するもの」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を実施するため、利子、使用料等に対する所得税の税率及び相続税に関する未成年者控除の特例等を定めようとするものであつて、おおむね適当な措置と認めるが、戦前発行された免税約款附外貨債の利子等に所得税を課さない旨の法律上の規定を設けることが適当と認められるので、附則において租税特別措置法の一部を改正する修正を加えた。

二、事件の利害得失

日米所得税条約及び日米相続税条約の円滑なる運営を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

へき地教育振興法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山縣　勝見　相馬　助治
荒木正三郎　高田なほ子
長谷部ひろ　野本　品吉
松原　一彦　中川　幸平
木村　守江　吉田　萬次
高橋　道男　加賀山之雄
劍木　亨弘

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにするとともに、国がへき地における教育の振興のために行う援助について規定するものであつて、適切なる措置と認めたが、別紙の附帯決議をした。

二、事件の利害得失

へき地における公立の小中学校の教育を振興することができる。

三、費用

本法施行に伴う経費は、約一億九千三百万円を必要とするが、昭和二十九年度予算に計上済みである。

附帯決議

一、政府は、へき地における教育の実情を精確に調査把握すると共に、中央教育審議会等の適切な機関に諮問し、へき地教育に対する総合的恒久的振興策を樹立すること。

二、政府は、へき地学校に勤務する教員及び職員の特殊勤務手当の増額その他必要な優遇措置を、可及的速かに実施し得るよう努力すること。

三、政府は、教育効果の向上を図るために、へき地の小規模学校を本校に統合する際は、その本校施設について、これを国庫補助の対象とする途を開くように措置すること。

四、政府は、市町村がへき地における学校健康管理の適正な実施のための巡廻診療並に学校給食等を行い、児童及び生徒の通学を容易にするため事業を行うときは、必要な国庫補助をなし得るよう努力すること。

五、政府は、へき地における教育の特殊事情並びにへき地学校の所在する地方公共団体の財政事情にかんがみ、集会室の建設のみならず、へき地の事情に即応するように、校舎・寄宿舎の施設、設備についても、速かにその内容を整備するため、特別な基準を設け、且つ国庫補助、起債等についても特別な措置を講ずること。

六、政府は、へき地における学校が教育課程として実地見学を行う場合、児童・生徒の負担する費用について、その一部を国が負担し得るよう考慮すること。

審査報告書

文化財保護法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

相馬　助治　高田なほ子
須藤　五郎　長谷部ひろ
松原　一彦　木村　守江
野本　品吉　中川　幸平
高橋　道男　加賀山之雄
劍木　亨弘　荒木正三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正法律案は、民俗資料に関する制度を有形文化財に関する制度から切り離して規定し、重要文化財及び重要民俗資料について管理団体に管理等をさせることができるものとし、無形文化財について重要無形文化財の指定制度を採り、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分等に対する異議の申立を認める等の改正を行おうとするものであつて妥当なる措置と認めた。

二、事件の利害得失

文化財の保護を適正ならしめることができる。

三、費用

本法施行に伴い別に経費を要しない。

人事委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四〇二号　香川県直島町の地域給に関する請願

第二四〇三号　香川県多度津町の地域給に関する請願

第二四〇四号　鹿児島県志布志町の地域給に関する請願

第二四〇五号　鹿児島県末吉町の地域給に関する請願

第二四一一号　茨城県高萩町の地域給に関する請願

第二四二三号　香川県香西町の地域給に関する請願

第二四五一号、第二五一九号　岩手県前沢町の地域給に関する請願

第二四五二号　愛知県豊明村の地域給に関する請願

第二五一一号　島根県掛合町の地域給に関する請願

第二五七八号　大阪府河内長野市の地域給に関する請願

第二五八四号　静岡県鷹岡町の地域給に関する請願

第二五九九号　愛知県常滑市の地域給に関する請願

第二六一九号　福島県日和田町の地域給に関する請願

第二六二〇号　福島県好間村の地域給に関する請願

第二六二一号　岐阜県陶町の地域給に関する請願

第二六二九号　茨城県相馬町の地域給に関する請願

第二六三〇号　高知県吾桑村の地域給に関する請願

第二六三六号　鹿児島県上屋久村の地域給に関する請願

第二六四二号　群馬県太田市の地域給に関する請願

第二六四三号、第二六四四号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

人事委員会請願特別報告第三号

香川県直島町の地域給に関する請願

第二四〇二号　香川県香川郡直島町長　宮本道衛外十名提出

香川県多度津町の地域給に関する請願

第二四〇三号　香川県仲多度郡多度津町長　山崎祐一外二十八名提出

鹿児島県志布志町の地域給に関する請願

第二四〇四号　鹿児島県囎唹郡志布志町長　貴島平外五十三名提出
鹿児島県末吉町の地域給に関する請願
第二四〇五号　鹿児島県囎唹郡末吉町長　松下七二提出
茨城県高萩町の地域給に関する請願
第二四一一号　茨城県多賀郡高萩町多賀地方事務所内　桜井茂男外二十四名提出
香川県香西町の地域給に関する請願
第二四二三号　香川県香川郡香西町地域給対策連絡協議会内　本田忠雄提出
岩手県前沢町の地域給に関する請願
第二四五一号　岩手県胆沢郡前沢町長　菊池陽一外八名提出
第二五一九号　岩手県胆沢郡前沢町前沢郵便局内　佐藤保太郎外八名提出
愛知県豊明村の地域給に関する請願
第二四五二号　愛知県愛知郡豊明村長　平野増平提出
島根県掛合町の地域給に関する請願
第二五一一号　島根県飯石郡掛合町長　帯刀育郎提出
大阪府河内長野市の地域給に関する請願
第二五七八号　大阪府河内長野市長職務執行者　山田憲三提出
静岡県鷹岡町の地域給に関する請願
第二五八四号　静岡県富士郡鷹岡町長　長橋徳太郎外九名提出
愛知県常滑市の地域給に関する請願
第二五九九号　愛知県常滑市長　伊奈長三郎外五十一名提出
福島県日和田町の地域給に関する請願
第二六一九号　福島県安積郡日和田町長　伊藤亀三郎外百七名提出
福島県好間村の地域給に関する請願
第二六二〇号　福島県石城郡好間村長　鈴木栄一外二百八十九名提出
岐阜県陶町の地域給に関する請願
第二六二一号　岐阜県恵那郡陶町長　加藤快三外四名提出
茨城県相馬町の地域給に関する請願
第二六二九号　茨城県北相馬郡相馬町役場内　川村静外八十七名提出
高知県吾桑村の地域給に関する請願
第二六三〇号　高知県高岡郡吾桑村長　島崎秀則外六名提出
鹿児島県上屋久村の地域給に関する請願
第二六三六号　鹿児島県熊毛郡上屋久村長　深田直彦提出
群馬県太田市の地域給に関する請願
第二六四二号　群馬県太田市長　堀越節義外五十九名提出
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願
第二六四三四号　長野県北安曇郡大町長　松田正人外二十名提出
第二六四一号　長野県北安曇郡大町議会議長　伊藤半二外二十名提出

右二十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十九年五月二十日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

香川県直島町の地域給に関する請願

請願者　香川県香川郡直島町長　宮本道衛外十名（第二四〇二号）

右の請願は、香川県直島町は、人口の七割が給与生活者であり、生活必需物資は高松市、玉野市から移入している関係上、物価はこれらの都市を上回る実情であるため本町在住公務員の生活は困窮しているから、本町の地域給を両市なみの二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県多度津町の地域給に関する請願

請願者　香川県仲多度郡多度津町長　山崎祐一外二十八名（第二四〇三号）

右の請願は、香川県多度津町は、瀬戸内海沿岸の海陸交通の要地であり、阪神、中国、瀬戸内海諸島との交通網が発達し、又、予讃、土讃の二大鉄道幹線の分岐点で観光客の流動が激しく隣接の丸亀、板出両市と共に一連の都市密集地帯を形成しており、特に阪神地方の下請工場並びに日本国有鉄道多度津工場等の影響により生活必需物資は益々高くなり諸物価は京阪神各都市よりも高価で当地に居住する諸官庁職員の困窮は並々ならぬものがあるから本町の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県志布志町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県囎唹郡志布志町長　貴島平外五十三名（第二四〇四号）

右の請願は、鹿児島県志布志町は、大隅地区の要地として数多くの官公署が所在して大隅開発の一大拠点として重大な意義を持ち、上水道施設をはじめとして市制実現への諸施設の準備中であるが、生産物は少く移入物資は鹿児島市を上回る物価高のため公務員の生活は困窮しているから本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県末吉町の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県囎唹郡末吉町長　松下七二（第二四〇五号）

右の請願は、鹿児島県末吉町は、都城市に隣接し、同市の経済圏内にあつて生活水準、文化水準を同じくしているが、生活必需品のほとんどを鹿児島市および都城市から移入している関係上、物価はこれらの都市より一割以上高く、加えて最近片倉製糸末吉工場の拡張工事ならびに大淀川河川工事に伴いこれに関係する多数の従業員が転入してきたため、物価はますます高騰しているから本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県高萩町の地域給に関する請願

請願者　茨城県多賀郡高萩町多賀地方事務所内　桜井茂男外二十四名（第二四一一号）

右の請願は、茨城県高萩町は、多賀郡の中枢地であり、炭鉱地帯の重要な地点にあるため、野菜その他、すべての物資は、他町村から導入しなければならず、また日用品の大半も遠く、東京都から求める関係上、諸物価は、日々高騰する実情にあり、当町に生活する公務員の生活は、ますます窮迫の状態にあるから、当町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県香西町の地域給に関する請願

請願者　香川県香川郡香西町地域給対策連絡協議会内　本田忠雄（第二四二三号）

右の請願は、香川県香西町は高松市の衛生都市の一つとしてその西部四・八キロメートルに位置し、交通、文化、経済の交流がはなはだしく高松市内の感があるのであるが、あらゆる生活必需物資の買入れ、子弟の上級学校進学、病院等衛生方面の機関の殆んどが高松市に直結しているため交通費が多額になり当地の公務員の生活は困窮をきわめているから本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県前沢町の地域給に関する請願

請願者　岩手県胆沢郡前沢町長　菊池陽一外八名（第二四五一号）

請願者　岩手県胆沢郡前浜町前沢郵便局内　佐藤保太郎外八名（第二五一九号）

右の請願は、岩手県前沢町は、胆沢郡南部における政治、経済、文化の中心地であるが、一ノ関市及び水沢市に近接しているため、両市への通勤者が多く、かつ県立高等学校、私立女学園等が設置されているので町民の生活水準は高く、物価は一ノ関市とほとんど差異を認められない程であつて、公務員の生活は日増しに困難をきわめている現状であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院に送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊明村の地域給に関する請願

請願者　愛知県愛知郡豊明村長　平野増平（第二四五二号）

右の請願は、愛知県豊明村は、大都市名古屋に近接し、国営中京競馬場の所在地でもある関係上、村民の生活程度は名古屋市と類似しており、物価は物によつて高騰をみている実状であるから、地域給は名古屋市と同様の指定がなされるべきであつて、現に本村内に位置する国立豊ヶ岡豊工学院（法務省所管）は、二級地の指定を受けているのであるから、本村の地域給も同学院同様すくなくとも二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

島根県掛合町の地域給に関する請願

請願者　島根県飯石郡掛合町長　帯刀育郎（第二五一一号）

右の請願は、島根県掛合町は、従来地域給一級地であつたところ昨年末関係法の改正により無級地になつたが、本町は飯田郡の中心に位し、地方事務所をはじめ郡の枢要機関が集中設置されつつある関係上、一般消費者の増加がはなはだしく、また電源開発事業並びに災害復旧事業等に伴い労務者が千数百名も転入してきたため、物価は最近いちじるしく高騰しているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府河内長野市の地域給に関する請願

請願者　大阪府河内長野市長職務執行者　山田憲三（第二五七八号）

右の請願は、大阪府河内長野市は、昭和二十九年四月一日、旧長野町、川上、三日市、加賀田、高向各町村が合併して新しく河内長野市となつた都市であるが、富田林市に隣接している府下有数の郊外住宅観光都市であり、物価においては大阪市、富田林市を上回る実情であるから、当市の地域給を富田林市同等に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県鷹岡町の地域給に関する請願

請願者　静岡県富士郡鷹岡町長　長橋徳太郎外九名（第二五八四号）

右の請願は、静岡県鷹岡町は、機械製紙工業の発祥地として、古くから人文の交流多く、諸物価の高いことも、また定評のあるところで、産業の発達は地の利を得て年とともに隆盛し、製紙工場大小あわせて二十四、これに附随する鉄工場大小二十六、その他の工場も四十二を数え、紙と機械に生きる当地の経済は常に活発な動きを示し、これらの諸工場に勤務する従業員の生活は豊かに擁護されているのに比べ、町内官公署職員の給与はいちじるしく低下しているため、その生活は非常に困難な実情であるから、本町を地域給一級地として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県常滑市の地域給に関する請願

請願者　愛知県常滑市長　伊奈長三郎外五十一名（第二五九九号）

右の請願は、愛知県常滑市は、窯業、繊維工業都市として人員の去来、物資の集散が非常に多く必然的に生活物資は高騰しており、勤労階級の八割はこれらの生産事業に従事する労働条件にめぐまれない従業員で、その消費生活はすこぶる盛んであり、その中に生活する公務員の生活は困窮をきわめているから、本市の地域給を三級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県陶町の地域給に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡陶町長　加藤快三外四名（第二六二一号）

右の請願は、岐阜県陶町は、北米向高級ディナーセット及び南方向輸出陶磁器の製造が盛んであるため、労賃と生計費がいちじるしく高く、また生活必需品を名古屋市から移入している関係上、物価は近隣の町村に比し二、三割高い実情にあり、従つて本町の公務員の生計に及ぼす影響はまことに大きく、人事の運営面に大なる支障をきたしているから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県好間村の地域給に関する請願

請願者　福島県石城郡好間村長　鈴木栄一外二百八十九名（第二六二一〇号）

右の請願は、福島県好間村は、平市、常磐市、内郷町に隣接する常磐炭田地帯の中心地で人口二万三千余を有し、全国一の大村で市にも匹敵する要素を持つているが、現在無級地であるため、炭鉱勤労者に比して待遇上大きな差のある公務員の生活はきわめて困難な実情であるから、本村の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県相馬町の地域給に関する請願

請願者　茨城県北相馬郡相馬町役場内　川村静外八十七名（第二六二九号）

右の請願は、茨城県相馬町は、東京都心から一時間にして達し、取手町に次ぐ北相馬郡第二の文化町であり、特に取手駅までの常磐線電化に伴い急速に郊外都市的色彩を帯び、東京に通勤する者及び移住してくる者等が急激に増加し、その様相と性格は既に勤務地手当を支給されている取手町、我孫子町と何ら変らない状態となつてきた。そのため本町の公務員の中から東京方面に職場替えを希望する者が続出し、現在の公務員の志気に悪影響を与えている実情であるから、本町の地域給を一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県吾桑村の地域給に関する請願

請願者　高知県高岡郡吾桑村長　島崎秀則外六名（第二六三〇号）

右の請願は、高知県吾桑村は、県下第二の都市である須崎町を離れる四キロの北に位置し、東北部は険しゆんな山岳にかこまれ、南西部だけに平野がひらけて須崎湾にのぞんでいる。このような地理的環境によつて文化経済は須崎町、多ノ郷村と一体的共同関係にあり、村民の日常必需物資はほとんど須崎町より購入しているため、物価は須崎町より高価となり、加うるに村民一般の生活および文化程度は非常に高いので在勤公務員の生活費はかさむ一方となり、地域給のある須崎町や多ノ郷村に通勤する俸給生活者や高賃金の民間企業従業員との間にあつて、不均衡な待遇の下に苦しい経済生活を営んでいる実状であるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県上屋久村の地域給に関する請願

請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長　深田直彦（第二六三六号）

右の請願は、鹿児島県上屋久村は、人口一万三千余を有する屋久島の中心地で、村民の生活様式は消費形態をとり、しかも消費物資は鹿児島及び北九州から移入しているため販売価格は高騰を見る結果となり、消費生活に困難をもたらしているから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬県太田市の地域給に関する請願

請願者　群馬県太田市長　堀越節蔵外五十九名（第二六四二号）

右の請願は、群馬県太田市は、旧中島飛行機製作所の所在地として戦前、戦時を通じて従業員三万余を擁した航空工業都市であつたが、終戦により二万余の失業者を数え、その多くは米麦等のやみ商人に化する等不健全極まる都市に変り、加えて本市には問屋、大商店がなく小資本の商人だけである関係上、生活必需品のほとんどを足利市、伊勢崎市、桐生市等から移入するのと相まつて、物価は県下主要都市の最高位を示し、本市の公務員の生活は破たんにひんしているから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願

請願者　長野県北安曇郡大町長　松田正人外二十名（第二四三四号）

請願者　長野県北安曇郡大町議会議長　伊藤半二外二十名（第二六四一号）

右の請願は、寒冷地、石炭手当については、寒冷地在勤公務員の実態を充分に理解されて、（一）寒冷地手当の現行五級地八割、以下の五段階を五級地十割とし、以下二割きざみの五段階とすること、（二）新炭手当の制度化を行い、北海道に準ずる地域にも支給すること、（三）石炭手当の所要量を三・七トンに増加し、現行の頭打ちを打破すること等の改正措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六五四号　佐賀県北多久町の地域給に関する陳情
第六七二号　鹿児島県三笠町の地域給に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十日
人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

人事委員会陳情特別報告第三号

佐賀県北多久町の地域給に関する陳情

第六五四号　佐賀県小城郡北多久町長　東郷嘉八外十名提出
鹿児島県三笠町の地域給に関する陳情

第六七二号　鹿児島県出水郡三笠町　枇山澄良外二名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十日
人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

佐賀県北多久町の地域給に関する陳情

陳情者　佐賀県小城郡北多久町長　東郷嘉八外十名（第六五四号）

右の陳情は、佐賀県北多久町は、県の中央、小城郡多久盆地にあり、国鉄唐津線（佐賀市―唐津市間）及び国道佐賀、呼子線の中央に位置し、県道多久、武雄線は本町から分岐している外、商港伊万里町へも通じている等交通の要衝であるが、とくに最近本町において十数箇所の炭鉱が開発され、三菱、明治鉱業系の大手筋鉱山多く、いよいよ本格的出炭の段階に進み、これに伴う各種関連産業と商店街の発展が活発となり、従つて人口も飛躍的に増加しており、第二の筑豊地区と言われている程であつて、前途は大鉱工業都市を約束されているが、必然的に物価、家賃等の高騰は、はなはだしいものがあるため、公務員の生活は極度に困窮しているから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県三笠町の地域給に関する陳情

陳情者　鹿児島県出水郡三笠町　枇山澄良外二名（第六七二号）

右の陳情は、鹿児島県三笠町は、阿久根市の西北方に位し、同市へ十五分、出水町へ二十分、川内市へ四十分、熊本県水俣市へ四十分の距離にありこれら都市を結ぶバス網の要地であるが、本町の大部分は零細農家であり生活必需物資はこれらの市から移入するためその影響は極めて大きく、総ての物価は上昇し、本町の公務員の生活は困窮を極めているから、三笠町の地域給を一級地に指定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

参議院議員請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二一〇七号、第二一一四号、第二三六〇号、第二五一五号　太平洋水域における原爆実験阻止等に関する請願
第四四五号　ソ連・中共両地域の抑留同胞救出等に関する請願
第一六三四号、第一七四三号、第一九〇一号、第一九三一号、第二〇一八号　海外抑留同胞引揚促進に関する請願
第一五一三号、第二一八九号　駐留軍単独身兵舎建設反対に関する請願
第二一一六五号　米軍人による事故防止等に関する請願
第四六二号、第七一五号　北海道大津村に駐留軍演習場設定反対の請願
第一〇一九号　大阪市立大学杉本町校舎返還に関する請願
第一一二九号　京都市若狭湾の軍事基地化反対等に関する請願
第一八四六号　鹿児島県鹿屋市に米軍演習場設定反対の請願
第二六〇〇号　国連軍協定締結に伴う救済措置の請願
第五四二号　日中貿易協定承認に関する請願
第二五一二号　海外移民送出に関する請願
第二〇七〇号　社会保障の最低基準条約の批准に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十日
外務委員長　伊能　繁次郎
参議院議長河井彌八殿

外務委員会請願特別報告第一号
太平洋水域における原爆実験阻止等に関する請願
第二二〇七号　神奈川県三浦郡三崎町長　草場林太郎外一名提出
第二二一四号　神奈川県三浦郡三崎町小網代一、五〇〇　小菅喜久男外一名提出
第二三六〇号　高知県安芸郡室戸町議会議長　上田喜次郎提出
第二五一五号　宮城県議会議長　粟野豊助提出
ソ連・中共両地域の抑留同胞救出等に関する請願
第四四五号　長野県議会議長　下平躬四提出
海外抑留同胞引揚促進に関する請願
第一六三四号　東京都千代田区神田二ノ二東方学会ビル内　島立広次提出
第一七四三号　福島県庁世話課内留守家族連合会内　鈴木質提出
第一九〇一号　佐賀市赤松町佐賀県在外同胞引揚促進会内　安永沢太提出
第一九三一号　滋賀県栗太郡瀬田町南大萱　松田はる提出
第二〇一八号　宮城県仙台市勾当台通二七　門間正寿提出
駐留軍単独身兵舎建設反対に関する請願
第一五一三号　東京都渋谷区代々木山谷町一二九　曾我直嗣提出
米軍人による事故防止等に関する請願
第二一六五号　東京都世田谷区弦巻町三ノ五七七　永井育三提出
北海道大津村に駐留軍演習場設定反対の請願
第四六二号　北海道十勝郡大津村長　水沢一郎外二名提出
第七一五号　北海道十勝郡大津村議会議長　大坂岩吉外一名提出
大阪市立大学杉本町校舎返還に関する請願
第一〇一九号　大阪市西成区鶴見橋通六ノ二　岡田修提出
京都府若狭湾の軍事基地化反対等に関する請願（二通）
第一二一九号　京都府舞鶴市立高野小学校内　岩泉岩雄外十五名提出
鹿児島県鹿屋市に米軍演習場設定反対の請願
第一八四六号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出
国連軍協定締結に伴う救済措置の請願
第二六〇〇号　広島県呉市長　松本賢一外一名提出
日中貿易協定承認に関する請願
第五四二号　北海道議会議長　蒔田余吉提出
海外移民送出に関する請願
第二五一二号　宮城県議会議長　粟野豊助提出
社会保障の最低基準条約の批准に関する請願
第二〇七〇号　東京都港区麻布市兵衛町二ノ四　滝田実提出

右二十二件の請願は、内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十日

外務委員長　園　伊能

参議院議長河井彌八殿

意見書案

太平洋水域における原爆実験阻止等に関する請願

請願者　神奈川県三浦郡三崎町長　草場林太郎外一名（第二二〇七号）

請願者　神奈川県三浦郡三崎町小網代一、五〇〇　小菅喜久男外一名（第二二一四号）

請願者　高知県安芸郡室戸町議会議長　上田喜次郎（第二三六〇号）

請願者　宮城県議会議長　粟野豊助（第二五一五号）

右の請願は、日本の遠洋まぐろ漁船が、米国の原爆実験に遭遇して受けた被害及び漁業者を始め全国民の受けた大きな衝動をすみやかに解決し、更に日本遠洋漁船の将来の不安を除き、水産日本の発展と漁業に関係する従業者の生活安定を図るため、太平洋水域における原子爆発実験の停止に努力するとともに、原爆実験により被つた経済的損害の補償並びに緊急融資等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連、中共両地域の抑留同胞救出等に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平躬四（第四五号）

右の請願は、今日なおソ連、中共両地域における生存残留者の完全救出、生死不明者の安否調査、死亡者の遺骨遺品の送還等、国民悲願である幾多の重大問題が未解決の状態にあることは誠に遺憾であるから、(一)抑留者、戦犯両問題完全解決のため具体的外交施策を有効適切に推進すること、(二)調査機関を一元化し、かつ必要充分なる予算措置を講じ、徹底的調査究明を実施すること、(三)未帰還者留守家族等援護及び戦犯者留守家族援護に関しては、未帰還者と同様とせられること、(四)国会は両問題に関し、従前なされた決議の趣旨に徹しすみやかに実効を収めるよう政府の施策を強力に促進すること、等の施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海外抑留同胞引揚促進に関する請願

請願者　東京都千代田区神田二ノ二東方学会ビル内　島立広次（第一六三四号）

請願者　福島県庁世話課内留守家族連合会内　鈴木質（第一七四三号）

請願者　佐賀市赤松町佐賀県在外同胞引揚促進会内　安永沢太（第一九〇一号）

請願者　滋賀県栗太郡瀬田町南大萱　松田はる（第一九三一号）

請願者　宮城県仙台市勾当台通二七　門間正寿（第二〇一八号）

右の請願は、引揚問題の全面的解決を図るため独立国としての当然の責任において抑留当事国に対し具体的引揚交渉を実施されるとともに一方的に打ち切られた中共からの引揚再開のため当面の措置として中国紅十字会代表の招請、(二)調査究明業務の強化及びこれに伴う必要経費の確保、(四)政府の一方的推定に基く死亡処理の中止撤回、(五)南方各地区及び南朝鮮等における残留者の調査、引揚推進等抜本的努力を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駐留軍単独身兵舎建設反対に関する請願

請願者　東京都渋谷区代々木山谷町一二九　曾我直嗣（第一五一三号）

請願者　東京都渋谷区代々木山谷婦人の会内　天瀬千鶴外一名（第一五一三号）

右の請願は、日本の遠洋まぐろ漁船が、米国の原爆実験に遭遇して受けた被害及び漁業者を始め全国民の受けた大きな衝動をすみやかに解決し、更に日本遠洋漁船の将来の不安を除き、水産日本の発展と漁業に関係する従業者の生活安定を図るため、太平洋水域における原子爆発実験の停止に努力するとともに、原爆実験により被つた経済的損害の補償並びに緊急融資等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米軍人による事故防止等に関する請願

請願者　東京都世田谷区弦巻町三ノ五七七　永井育三（第二一六五号）

右の請願は、昭和薬科大学は、隣接する国立衛生試験所の一部を米軍が使用しているため、水、ガス、電気等の不足を生じて実験に支障をきたしており、当大学学生の大半が女子学生であるため、米軍人による暴行事件が発生する等幾多の弊害を受けている実情であり。なお当大学の所在地である世田谷区弦巻町地区は、文教地区でもあるから、この地に学ぶ学生をかかる弊害から護るために、万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

右の請願は、代々木山谷町を中心とする明治神宮周辺地区は、昨年来いわゆる温泉ホテルの濫立に対する教育上、生活上の見地からの研究批判に端を発し、住専地区に指定されたが、最近意外にも右住専地区と接続するワシントンハイツ北側の地に駐留軍独身兵宿舎の建設が企図され、将に工事が進行されようとしており、しかも該計画は四階建鉄筋コンクリート十五むねにして建坪一万二千七百四十坪に及ぶ大建築と聞えて右住専地区住民は、教育上の見地からはもとより、折角住専地区指定をみたる当地区の生活上の不安、特に風紀維持の点から、深刻な不安の念にとざされているから、右建設計画を取り止めるよう有効適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月十五日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駐留軍単独身兵舎建設反対に関する請願

請願者　東京都渋谷区代々木山谷町一二九　曾我直嗣（第一五一三号）

請願者　東京都渋谷区代々木山谷婦人の会内　天瀬千鶴外一名（第一五一三号）

請願者　東京都渋谷区代々木山谷町一二九　曾我直嗣（第二一八九号）

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道大津村に駐留軍演習場設定反対の請願
請願者　北海道十勝郡大津村長　水沢一郎外二名（第四六二号）
請願者　北海道十勝郡大津村議会議長　大坂岩吉外一名（第七一五号）

右の請願は、今般政府は、北海道大津村に在日駐留軍の陸海総合演習場を設置する意向を明らかにしたが、このことは本村における水産、農産、畜産、林産等に致命的な打撃を与えるばかりでなく、学校教育、社会教育に及ぼす影響も計りしれないものがあり、かつ本村の産業総合振興計画ならびに百有余年の歴史をもつ文化と平和を攪乱して本村を重大な事態に陥らせることになるから、本村に駐留軍演習場を設置することには絶対反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
大阪市立大学杉本町校舎返還に関する請願
請願者　大阪市西成区鶴見橋通六の二　岡田修（第一〇一九号）

右の請願は、大阪市立大学は、現在杉本町校舎を駐留米軍病院として接収されているため、やむなく五箇所に分散して授業を続けている有様で、教職員、学生の時間的経済的損失がいちじるしいが、最近大阪近辺の駐留軍が金岡方面に移動することになり、これに伴つて日赤病院や浜寺公園がこの二月中に返還されることになつたが、これと同じ運命にさらされていた本校のみいまだに返還の見通しすらつかないということはまことに遺憾であるから、これがすみやかに返還されるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
京都府若狭湾の軍事基地化反対等に関する請願（二通）
請願者　京都府舞鶴市立高野小学校内　岩泉岩雄外十五名（第一一一九号）

右の請願は、京都府若狭湾の米軍演習場は、舞鶴市を軍事基地化するとともに、同市並びにその周辺の教育にじん大な悪影響を与えることとなるから、若狭湾の軍事基地化には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
鹿児島県鹿屋市に米軍演習場設定反対の請願
請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第一八四六号）

右の請願は、米軍演習場が設定されようとしている鹿児島県鹿屋市高須海岸の水域は、高須漁業海区の大部分をしめこれに続く西方海域一帯とともに鹿児島湾内枢要の沿岸漁場であつて、地引網、八田網、一本つり等によつて多数の漁民が生計を営んでいる重要な地域であるため、ここに演習場が設定されると漁民は極度の混乱に陥り民心の動揺もまたはかり知れないものがある。なお損害補償等について見ても従来何等顧みられていない上に、小中学校児童の教育上に及ぼす悪影響も憂慮に堪えないものがあるから、米軍演習場設定に反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国連軍協定締結に伴う救済措置の請願
請願者　広島県呉市長　松本賢一外一名（第二六〇〇号）

右の請願は、国連軍協定の締結に際し、接収施設の返還については一部施設の返還が約されたが、呉市としては旧軍港市転換法の目的の達成にはなお不充分であり、所期の計画達成が阻害するに至つており、また地方税法の適用については日米行政協定に準じてその適用が除外されることになつた関係上、地方自治の健全なる発達に併行する自主税源の確保が不能になつたことはまことに遺憾である。米軍の駐留する地域については、安全保障諸費によつてそれぞれの補償あるいは代替施設がなされている点を考慮されて、適切なる救済措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
日中貿易協定承認に関する請願
請願者　北海道議会議長　蒔田余吉（第五四二号）

右の請願は、北海道産業経済の発展は、中国との正常なる貿易関係の増進によるところが大きいから、過般中国通商視察議員団によつて締結された「日中貿易協定」及び中国政治協商会議代表の招請を承認するとともに、今後の友好密接なる日中貿易の促進を図る両国間相互の自由渡航等につき、すみやかなる実現の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
海外移民送出に関する請願
請願者　宮城県議会議長　粟野豊助（第二五一二号）

右の請願は、終戦後わが国の人口は、海外からの帰還とその後の自然増によつて八千有余万のぼう大な数となつたため、国民は狭少な国土と乏しい資源に依存して自立しなければならない現状であつて、人口政策こそ最も緊急を要するものであるが、幸い近時、南米移民の道がひらかれ、政府においてもその重要性にかんがみ、外務省に新たに海外移民局を設置する等の施策を講じ、逐次移民送出の運びに至つているけれども、現下の国情から見るに、なお一層の強力なる措置が必要であるから、移民送出機構並びに経済的援助等につき適切かつ恒久的な一連の移民政策を確立し、これを積極的に推進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
社会保障の最低基準条約の批准に関する請願
請願者　東京都港区麻布市兵衛町二ノ四　滝田実（第二〇七〇号）

右の請願は、千九百五十二年ゼネバで開かれた第三十五回国際労働総会が採択した、社会保障の最低基準に関する条約は、世界の主要各国政府、使用者、労働者の各代表が同意した、社会保障についての現代的観念から、保護を受けるものの範囲、保護される事故、受給資格条件、給付率、給付の内容などに関する国際的基準を示したものとして、わが国も早晩これを批准する道義的責任を免れることはできない。しかして、現在わが国は憲法で規定された文化的最低生活を保障する方法の一として、広範な社会保障制度の確立を当面の緊急問題としており、この条約を批准することが国内的立法措置にほとんど何等の困難をも生ずるものでないことは明らかであるから、すみやかに本条約の批准措置を講じられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

外務委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五七一号、第五八三号、第五九六号、第六二二号、第六二三号、第六二七号、第六五〇号、第六六六号　太平洋水域における原爆実験阻止に関する陳情
第一五号、第五七三号　ソ連、中共両地域の抑留同胞完全救出等に関する陳情
第四六〇号、第六〇八号、第六一九号　海外抑留同胞引揚等に関する陳情
第六〇三号　中国紅十字代表李徳全女史来日要請に関する陳情
第六九号　東京都用賀旧陸軍衛生材料しよう跡接収反対に関する陳情

第五八四号、第五九七号　北海道大樟村に駐留軍演習場設定反対の陳情
第九〇号　広島県海田市町地区に米軍弾薬陸揚場設置反対の陳情
第五七四号　山口県岩国市沖合姫小島周辺の国連軍演習中止等に関する陳情
第八九号　国連軍協定に関する陳情
第五六号、第一八九号　日中貿易協定承認に関する陳情
第六四二号　海外移民送出に関する陳情
第八八号　領土返還促進等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十日

外務委員長代理理事　圜　伊能

参議院議長河井彌八殿

外務委員会陳情特別報告第一号

太平洋水域における原爆実験阻止に関する陳情

第五七一号　宮城県石巻市議会議長　稲井三治提出
第五八三号　神奈川県三浦郡三崎町長　草場林太郎外一名提出
第五九六号　宮城県気仙沼市長　宮井誠三郎外一名提出（二通）
第六二二号　宮城県牡鹿郡鮎川町長　鈴木良吉外一名提出
第六二三号　静岡県議会議長吉野倫将外二名提出（二通）
第六二七号　岩手県釜石市議会議長　菊池吉太郎提出
第六五〇号　東京都千代田区麹町一ノ一二全国漁業協同組合連合会長理事　木下辰雄提出
第六六六号　神戸市生田区海岸通一神戸商工会議所会頭　宮崎彦一郎提出

ソ連、中共両地域の抑留同胞完全救出等に関する陳情

第一五号　長野県議会議長　下平脇四提出
第五七三号　山梨県議会議長　小林昌治提出

海外抑留同胞引揚等に関する陳情

第四六〇号　東京都議会議長　佐々木恒司提出
第六〇八号　兵庫県会議長　有沢与七提出
第六一九号　岐阜県議会議長　松野幸泰提出

中国紅十字代表李徳全女子来日要請に関する陳情

第六〇三号　山口県下関市議会議長　小要鏑一提出
東京都用賀旧陸軍衛生材料しよう跡接収反対に関する陳情
第六九号　東京都世田ケ谷区弦巻町二ノ三二三世田ケ谷基地同盟内　加藤宣幸提出
北海道大津村に駐留軍演習場設定反対の陳情
第五八四号　北海道十勝郡大津村長　水沢一郎外十一名提出
第五九七号　北海道広尾郡広尾町長　真岩栄松提出

広島県海田市町地区に米軍弾薬陸揚場設置反対の陳情

第九〇号　広島県議会議長　檜山袖四郎提出
山口県岩国市沖合姫小島周辺の国連軍演習中止等に関する陳情
第五七四号　山口県議会議長　二木謙吾提出

国連軍協定に関する陳情

第八九号　広島県議会議長　檜山袖四郎提出

日中貿易協定承認に関する陳情

第五六号　静岡県議会議長　吉野倫将提出
第一八九号　岡山市議会議長　片山直八提出

海外移民送出に関する陳情

第六四二号　三重県議会議長　高倉朝次郎提出

領土返還促進等に関する陳情

第八八号　大阪市生野区中川町一ノ三〇　井出文蔵提出

右二十四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十日

外務委員長代理理事　圜　伊能

参議院議長河井彌八殿

意見書案

太平洋水域における原爆実験阻止に関する陳情

陳情者　宮城県石巻市議会議長　稲井三治（第五七一号）
陳情者　神奈川県三浦郡三崎町長　草葉林太郎外一名（第五八三号）
陳情者　宮城県気仙沼市長　宮井誠三郎外一名（二通）（第五九六号）
陳情者　宮城県牡鹿郡鮎川町長　鈴木良吉外一名（第六二二号）
陳情者　静岡県議会議長　吉野倫将外二名（二通）（第六二三号）
陳情者　岩手県釜石市議会議長　菊池吉太郎（第六二七号）
陳情者　東京都千代田区麹町一ノ一二全国漁業協同組合連合会長理事　木下辰雄（第六五〇号）
陳情者　神戸市生田区海岸通一神戸商工会議所会頭　宮崎彦一郎（第六六六号）

右の陳情は、過般ビキニ環礁で実施された原爆実験により、日本国の平和産業及び国民の食生活に戦りつすべき結果をもたらしたことは誠に遺憾であるから、再び国民のたん白補給源である魚類の確保に脅威とならないように、また世界的漁業躍進を阻止することのないように太平洋水域を原爆等の実験場としないよう適切な処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ソ連、中共両地域の抑留同胞完全救出等に関する陳情

陳情者　長野県議会議長　下平脇四（第一五号）
陳情者　山梨県議会議長　小林昌治（第五七三号）

右の陳情は、平和条約が発効し、わが国が独立を回復して一年有半の今日なおソ連、中共地域抑留同胞の救出、巣鴨戦犯者の釈放等国民悲願の重大問題が未解決の状態にあることはまことに遺憾であるから、（一）抑留者、戦犯両問題完全解決のため具体的外交施策を有効適切に推進すること、（二）すみやかに調査機構を一元強化しかつ必要充分な予算措置を講じ徹底的調査究明を実施すること、（三）未帰還者留守家族等援護及び戦犯者留守家族援護に関しては、未帰還者と同様国家補償の精神に基きすみやかに改正すること、等の施策を強力に促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海外抑留同胞引揚等に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　佐々木恒司（第四六〇号）
陳情者　兵庫県会議長　有沢与七（第六〇八号）
陳情者　岐阜県議会議長　松野幸泰（第六一九号）

右の陳情は、終戦後九年に及ばんとしている今日、いまなお異郷に抑留せられ、あるいは戦争受刑者としていいごこちにしん吟する同胞があり留守家族の不安動揺も深刻であることは、日本国民として一日も忍ぶことができず、人道からもまことに遺憾のきわみであるから、政府ならびに国会におかれては、さらに関係各国に対する折衝を密にし、その理解と同情に訴え、すみやかに抑留同胞の完全帰還と戦争受刑者の全面釈放の実現方について特段の努力を傾注せられるとともに留守家族の援護についても十分の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中国紅十字代表李徳全女史来日要請に関する陳情

陳情者　山口県下関市議会議長　小西鏑一（第六〇三号）

右の陳情は、わが国の自立経済確立と、たん白資源供給確保のために、以西地区東海、黄海における漁業は最も重要であるが、この海域での操業は、中国艦船の日本漁船だ捕続出によつて日増しに困難性を加えている現状である。この打開策として、日中漁業協定の促進を図り漁場を確保するとともに、日中友好関係を推進してだ捕漁船の釈放及び抑留船員の早期帰還等を実現させるための一大国民運動を展開しているのであつて、日赤代表島津団長の中国訪問、国会通商使節団の通商協定等一歩一歩両国の友好関係は好転しつつあるのであるが、この際一層の成果を上げる方法として、国会並びに政府においては、中国紅十字代表李徳全女史の来日と、この随員の中に中国漁業関係者を加えられるよう併せて要請せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
東京都用賀旧陸軍衛生材料しよう跡接収反対に関する陳情
陳情者　東京都世田ケ谷区弦巻町二ノ三二三世田ケ谷基地同盟内　加藤宣幸（第六九号）
右の陳情は、東京都用賀旧陸軍衛生材料しよう跡が近く在日米軍の基地となろうとしているが、用賀附近は学校、幼稚園等六十を数え文教地区であるから、これが基地化には絶対反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月五日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道大津村に駐留軍演習場設定反対の陳情
陳情者　北海道十勝郡大津村長　水沢一郎外十一名（第五八四号）
陳情者　北海道広尾郡広尾町長　真岩栄松（第五九七号）
右の陳情は、北海道大津村に駐留軍演習場設定の件については、昨年十一月以来、関係漁業者一同から絶対反対の陳情が続けられてきたにもかかわらず、現地の意図を全然無視して、引き続き具体的決定の方向に着着進められつつあることは、まことに遺憾のきわみであり、十勝、釧路地区関係漁民の最も憂慮するところであるから、すみやかに実情精査の上、これが決定阻止につき善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
広島県海田市町地区に米軍弾薬陸揚場設置反対の陳情
陳情者　広島県議会議長　檜山柚四郎（第九〇号）
右の陳情は、昭和二十八年十二月一日付内閣総理大臣からの在日合衆国軍土地使用要求に関する通達によれば、広島県海田市町地区に米軍弾薬陸揚場が設置されることになつているが、これは当該地住民の生命財産の脅かし、かつ当地は企業誘致上最も適切な立地条件を具備し将来を期待されている地区であつて、かかる不生産的施設に使用することは反対であるから、すみやかに本要求を撤回せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
山口県岩国市沖合姫小島周辺の国連軍演習中止等に関する陳情
陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第五七四号）
右の陳情は、岩国市沖合姫小島周辺は、自然的条件に恵まれ、有益魚介も類の繁殖に適し、魚族のかい遊特に繁く、本県周防東部漁民は、祖先伝来の生活をこの小島周辺に依存してきたのであるが、終戦後旧日本海軍の所有であつた岩国飛行場が、連合国軍の航空基地として接収されて以来、飛行場沖合四千メートルの位置にある姫小島を目標とする砲爆撃等の演習は、現在なお、何らの措置を講ずることなく、しかも、予告もなしに、英濠軍を主とする連合国軍によつて続行され、漁民の生命財産の危険は、経済の破局とともにますます増大しつつある実情であるから、この演習を即時中止せしめるとともに、現在までにこうむつた漁業上の損失を、漁民に対して早急に補償するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国連軍協定に関する陳情
陳情者　広島県議会議長　檜山柚四郎（第八九号）
右の陳情は、旧軍港市転換法の施行以来、広島県及び呉市は一体となり鋭意旧軍港施設を転換活用をはかり、呉市の産業港湾都市としての建設と広島県産業の再建に努力してきたが、いまなおこう大な土地、施設が占用されその進展を阻んでいるから、近く締結されんとする国連軍協定において、(一)国連軍及び駐留軍の使用施設は極力必要最少限度に止め余剰施設はすみやかに返還すること、(二)英連邦軍関係労務者の労務管理方式を米軍労務者と同様に取り扱うこと、(三)国連軍に対し地方税を適用できる措置を行うこと、等の事項を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
日中貿易協定承認に関する陳情
陳情者　静岡県議会議長　吉野倫将（第五六号）
陳情者　岡山市議会議長　片山直八（第一八九号）
右の陳情は、わが国の産業、経済の発展を図る途は、隣邦中華人民共和国との間に正常なる貿易関係増進を図ることにかかるところが大であり、産業経済界はじめほとんど国民の与論として熱望しているから、過般、衆参両院の全会派代表と産業界代表よりなる中国通商視察議員団によつて締結された「日中貿易協定」を政府はすみやかに承認し、また同協定が実施され取引が円滑に進行するよう万般の適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年五月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一〇九号、第一一〇号、第一一一号　消費者米価すえ置に関する請願
第一一二号、第一三〇号　消費者米価すえ置等に関する請願
第一一三号　生産者米価引上げ等に関する請願
第一三一号　生産者米価引上げに関する請願
第一四三号　群馬県藤原ダム建設に伴う国有林払下げの請願
第一五二号　食糧自給促進法制定に関する請願
第一五四号　配給米増配に関する請願
第二三五号　宮崎県宮崎原地区畑地かんがい事業費国庫補助増額に関する請願
第二五四号　岩手山ろく水田開発事業促進に関する請願
第二五五号　岩手県小友村地先公有水面干拓工事施行に関する請願
第二八九号　消費者米価すえ置に関する請願
第三〇〇号　農業共済制度の確立に関する請願
第三二六号　北海道上川地方の治山事業促進に関する請願
第三二七号　北海道檜山地方の治山事業施行に関する請願
第三二八号　北海道日高地方の治山事業促進に関する請願
第三二九号　北海道宗谷地方の治山事業施行に関する請願
第三四六号　岩手県九戸高原開拓道路開設に関する請願
第三六二号　食糧自給促進法制定に関する請願

第三六三号　積雪寒冷単作地帯の農業振興に関する請願
第五一六号　未墾地買収反対に関する請願
第五一七号　岡山県児島湾干拓工事促進に関する請願
第五一八号　京都府綴喜郡西部地区の土地改良事業施行に関する請願
第六七八号　災害農家救済に関する請願
第七〇〇号　消費者米価等引上げ反対等に関する請願
第七〇一号　消費者米価等引上げ反対等に関する請願
第七五八号　積雪寒冷単作地帯振興事業予算増額に関する請願
第七五九号　栃木県那須山ろくの集約酪農地域選定に関する請願
第八六三号　林道開設費国庫補助に関する請願
第八八〇号　林道開設事業施行に関する請願
第一〇一一号　新潟県安野川農業水利事業に関する請願
第一〇一二号　新潟県安野川農業水利事業に関する請願
第一〇六七号　岡山県秋芳川沿岸地盤沈下地帯対策事業施行に関する請願
第一一〇〇号　保温折衷苗代温床紙全額補助等に関する請願
第一一〇二号　耕地災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願
第一一一号　積雪寒冷単作地帯振興事業予算増額に関する請願
第一一九六号　北海道頓別、仁達内両原野開発促進に関する請願
第一二八五号　農林予算削減反対に関する請願
第一三六二号　農業改良普及員増員等に関する請願
第一四〇五号　農産物価格安定法の予算に関する請願
第一四〇六号　農作物病害虫防除助成費増額に関する請願
第一四〇七号　急傾斜地帯農業振興臨時措置法の予算に関する請願
第一四三一号　昭和二十八年産米減収加算額追加払に関する請願
第一五一二号　土地改良事業予算削減反対に関する請願
第一五六七号　急傾斜地帯農業振興臨時措置法の予算に関する請願
第一五六八号　農業改良普及員増員等に関する請願
第一六二六号、第一六二七号、第一六七一号　農業改良普及員増員等に関する請願
第一七一三号　新潟県小粟田原地域のかんがい用水路開さく予備調査実施に関する請願
第一七二四号　岩手県和賀西部用水改良事業促進に関する請願
第一七二七号　積雪寒冷単作地帯振興事業予算増額に関する請願
第一七九九号　農業施設復旧工事費国庫補助早期交付等に関する請願
第一八四三号　農地局の災害復旧事業関係職員の定員増員に関する請願
第一八四四号　地方農地事務局事業所職員の定員増員等に関する請願
第一八九五号　中小企業菓子製造業者の危機打開に関する請願
第一九二〇号　農業改良普及事業費国庫補助増額等に関する請願
第二〇二三号、第二〇二四号、第二〇二五号　木炭公営検査強化の立法措置に関する請願
第二〇五〇号　地方農地事務局事業所職員の定員増員等に関する請願
第二一五号　岩手県大津保村所在津谷川山国有林払下げに関する請願
第二一七〇号、第二一二六号　木炭公営検査強化の立法措置に関する請願
第二一七三号、第二二〇〇号、第二二〇二号　購繭資金に関する請願
第二一八〇号　秋田県八郎潟干拓事業促進に関する請願
第二一九九号　新潟県下越十箇町村の集約酪農団地指定等に関する請願
第二二一六号　地方農地事務局事業所職員の定員増員等に関する請願
第二二二五号　国有林野払下げ等に関する請願
第二二四三号、第二二六七号　木炭公営検査強化の立法措置に関する請願
第二二四五号　国有林払下げに関する請願
第二二五四号　購繭資金に関する請願
第二二五七号　保温折衷苗代温床紙購入費国庫補助に関する請願
第二二七八号　国有林野払下げに関する請願
第二三〇九号、第二三六七号　木炭公営検査強化の立法措置に関する請願
第二三一一号、第二三一二号、第二三二八号、第二三三一号、第二三三六号、第二三五九号、第二三六三号、第二三七七号、第二四〇六号、第二五〇七号、第二五一二号、第二五八一号、第二五八二号、第二六〇六号　玉糸を繭糸価格安定法中に包含するの請願
第二三八九号　農業災害復旧事業に関する請願
第二三九七号　中央競馬の益金の一部を共同募金会に交付するの請願
第二三九八号、第二四一六号　木炭公営検査強化の立法措置に関する請願
第二四一五号　長崎県の畑地を畑地農業改良促進法の畑地地域に指定するの請願
第二四三〇号　国有林払下げに関する請願
第二五〇八号　国有林生産材払下げに関する請願
第二五八〇号　高知県大崎村農道開設工事促進に関する請願
第二六一八号　未墾地買収価格算定基準引上げ等に関する請願
第二六四〇号、第二六四七号、第二六四八号　桑園の凍霜害対策に関する請願

右の通り審査決定した。よって報告する。

昭和二十九年五月二十日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

農林委員会請願特別報告第一号

消費者米価すえ置に関する請願
第一〇九号　山形県最上郡大蔵村清水　佐藤忠良外二百四十七名提出
第一一〇号　東京都世田谷区玄巻町二ノ三二三　名木橋忠男外三百六名提出
第一一一号　愛媛県宇摩郡長津村　潮見泰外八十五名提出
消費者米価すえ置等に関する請願
第一一二号　北海道旭川市宮下通六　本多光男提出
第一三〇号　山形市八日町七六五　馬淵とよ提出
生産者米価引上げ等に関する請願
第一三号　愛媛県宇摩郡土居村大字畑野　加地次郎外三十六名提出
生産者米価引上げに関する請願
第一三一号　愛媛県宇摩郡三島町　幸田貫一外十七名提出
群馬県藤原ダム建設に伴う国有林払下げの請願
第一四三号　群馬県利根郡水上町大字藤原藤原ダム対策期成同盟内　林賢二外二名提出
食糧自給促進法制定に関する請願
第一五二号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
配給米増配に関する請願
第一五四号　神奈川県川崎市木月一　松永宗晴外九万六千五百三十九名提出
宮崎県宮崎原地区畑地かんがい事業費国庫補助増額に関する請願
第二三五号　宮崎県都城市長　曾木重貴外五名提出
岩手山ろく水田開発事業促進に関する請願
第二五四号　岩手県盛岡市仁王小路　柳村兼吉外三名提出
岩手県小友村地先公有水面干拓工事施行に関する請願
第二五五号　岩手県気仙郡小友村長　及川隆平外二名提出
消費者米価すえ置に関する請願
第二八九号　東京都世田谷区大蔵町一、五五三食糧対策国民連絡会議事務局内　木下保雄外三十四万五千名提出
農業共済制度の確立に関する請願
第三〇〇号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出
北海道上川地方の治山事業促進に関する請願
第三二六号　北海道旭川市九条十三丁目上川治山協会内　田中勝次郎提出
北海道檜山地方の治山事業施行に関する請願
第三二七号　北海道檜山郡江差町檜山支庁内北海道檜山治山治水協会内　小島政直提出
北海道日高地方の治山事業促進に関する請願
第三二八号　北海道浦河郡浦河町日高支庁内日高治山協会内　広田時治提出
北海道宗谷地方の治山事業施行に関する請願
第三二九号　北海道稚内市宗谷支庁内宗谷治山協会内　田中孝市提出
岩手県九戸高原開拓道路開設に関する請願

第三四六号　岩手県下閉伊郡田老町下閉伊郡町村会内　久保利七外七名提出
食糧自給促進法制定に関する請願
第三六二号　福島市杉妻町県会事務局内　大竹作摩提出
積雪寒冷単作地帯の農業振興に関する請願
第三六三号　東京都新宿区信濃町二九ノ一　二十六道府県積雪寒冷地帯知事会内　岡田正平提出
未墾地買収反対に関する請願
第五一六号　茨城県行方郡太田村大字石神八八一　山野健一外十一名提出
岡山県児島湾干拓工事促進に関する請願
第五一七号　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三外三名提出
京都府綴喜郡西部地区の土地改良事業施行に関する請願
第五一八号　京都府綴喜郡田辺町　上田勉外四名提出
災害農家救済に関する請願
第六七八号　滋賀県大津市境川町二一滋賀県指導農業協同組合連合会長　谷口久次郎外一名提出
消費者米価等引上げ反対等に関する請願
第七〇〇号　山形市香澄町木ノ実小路二〇一ノ一　本間末蔵外二万名提出
消費者米価等引上げ反対に関する請願
第七〇一号　東京都港区芝白金志田町三〇　前田みつ提出
積雪寒冷単作地帯振興事業予算増額に関する請願
第七五八号　栃木県庁農政課内積雪寒冷単作地帯振興期成同盟会内　益子万吉提出
栃木県那須山ろくの集約酪農地域選定に関する請願
第七五九号　栃木県議会議長　小田垣健一郎提出
林道開設費国庫補助に関する請願
第八六三号　福岡県庁内福岡県林道協会内　中島茂喜提出
林道開設事業施行に関する請願
第八八〇号　長野県東筑摩郡塩尻町林道協会松筑支部内　中村環提出
新潟県安野川農業水利事業に関する請願
第一〇一一号　新潟県北蒲原郡水原町大字下条　加藤徳次郎外二百二十一名提出
新潟県安野川農業水利事業に関する請願
第一〇一二号　新潟県北蒲原郡堀越村長　前田信次郎外三名提出
岡山県秋芳川沿岸地盤沈下地帯対策事業施行に関する請願
第一〇六七号　岡山県上道郡雄神村長　斎藤岐外一名提出
保温折衷苗代温床紙全額補助等に関する請願
第一一〇〇号　長野県東筑摩郡和田村字衣外　赤羽国夫外八千二百二十三名提出
耕地災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願
第一一〇二号　新潟県議会議長　児玉竜太郎提出
積雪寒冷単作地帯振興事業予算増額に関する請願
第一一一一号　山口県阿武郡明木村積雪寒冷地帯振興促進連盟会内　滝口純提出
北海道頓別、仁達内両原野開発促進に関する請願
第一一九六号　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外一名提出
農林予算削減反対に関する請願
第一二八五号　大分市荷揚町大分県農政会議内　波多野政男提出
農業改良普及員増員等に関する請願
第一三六二号　東京都港区芝三田小山町三　秋山要提出
農産物価格安定法の予算に関する請願
第一四〇五号　松山市南堀端町愛媛県連合農村青壮年会議内　川原盛行提出
農作物病害虫防除助成費増額に関する請願
第一四〇六号　松山市南堀端町一一　愛媛県農村青壮年会議内　川原盛行提出
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の予算に関する請願
第一四〇七号　松山市南堀端町一一　川原盛行提出
昭和二十八年産米減収加算額追加払に関する請願
第一四三一号　愛媛県松山市南堀端町一一　愛媛県連合農村青壮年会議内　川原盛行提出
土地改良事業予算削減反対に関する請願
第一五一二号　東京都渋谷区上通り二ノ二七宮益坂ビル三階内社団法人全国土地改良協会内　原田改三提出
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の予算に関する請願
第一五六七号　愛媛県宇和島市長　中平常太郎提出
農業改良普及員増員等に関する請願
第一五六八号　宮城県児湯郡都農町大字川北二〇、六〇三　黒木成実外七百三十一名提出
農業改良普及員増員等に関する請願
第一六二六号　岡山県阿哲郡新見町　宮崎斌平提出
第一六二七号　岡山県赤磐郡加真村　松田忠義提出
第一六七一号　岡山県真庭郡富原村長　松尾智猛外十二名提出
新潟県小粟田原地域のかんがい用水路開さく予備調査実施に関する請願
第一七一三号　新潟県三島郡片貝町長　佐藤国二郎外四名
岩手県和賀西部用水改良事業促進に関する請願
第一七二四号　岩手県和賀郡沢内村長　石川包外二名提出
積雪寒冷単作地帯振興事業予算増額に関する請願
第一七二七号　山梨県甲府市百石町二一八山梨自治会館内　秋山真男提出
農業施設復旧工業費国庫補助早期交付等に関する請願
第一七九九号　福岡県三井郡北野村大字今山八五七　赤司彦一提出
農地局の災害復旧事業関係職員の定員増員に関する請願
第一八四三号　東京都千代田区霞ケ関二ノ一　福井芳朗提出
地方農地事務局事業所職員の定員増員等に関する請願
第一八四四号　東京都千代田区霞ケ関二ノ一　福井芳朗提出
中小企業菓子製造業者の危機打開に関する請願
第一八九五号　山形市吹張町山形県菓子工業協同組合理事長　鈴木伝六提出
農業改良普及事業費国庫補助増額等に関する請願
第一九二〇号　新潟市上大川前通農業改良協会内　田辺孫市提出
木炭公営検査強化の立法措置に関する請願
第二〇二三号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
第二〇二四号　長野県議会議長　下平脇四提出
第二〇五九号　福島市杉妻町　高田重作提出
地方農地事務局事業所職員の定員増員等に関する請願
第二〇五〇号　新潟県中魚沼郡田沢村上干溝　小林豊政提出
岩手県大津保村所在津谷川山国有林払下げに関する請願
第二一五五号　岩手県東磐井郡大津保村長　畠山孟外一名提出
木炭公営検査強化の立法措置に関する請願
第二一七〇号　熊本県議会議長　瀬口龍之介提出
第二二二六号　岩手県議会議長　中野吉郎提出
購繭資金に関する請願
第二一七三号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
第二二〇〇号　福島市杉妻町一五福島県議会事務局内　高田重作提出
第二二〇二号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
秋田県八郎潟干拓事業促進に関する請願
第二一八〇号　秋田県南秋田郡船川港町議会議長　秋山東久治提出
新潟県下越十箇町村の集約酪農団地指定等に関する請願
第二一九九号　新潟県北蒲原郡安田村長　広田伝治郎外八名提出
地方農地事務局事業所職員の定員増員等に関する請願
第二二一六号　青森県北津軽郡五所川原町字下平井町　桜井勉提出
国有林野払下げ等に関する請願
第二二二五号　岩手県議会議長　中野吉郎提出
木炭公営検査強化の立法措置に関する請願
第二二四三号　長野県議会議長　下平脇四提出
第二二六七号　栃木県議会議長　小田垣健一郎提出
国有林払下げに関する請願
第二二四五号　島根県安来市長　大井修一提出
購繭資金に関する請願
第二二五四号　福島市杉妻町一五　田原徳提出
保温折衷苗代温床紙購入費国庫補助に関する請願
第二二五七号　長野県議会議長　下平脇四提出
国有林野払下げに関する請願
第二二七八号　青森県東津軽郡西平内村大字茂浦　豊島卯之丈提出
木炭公営検査強化の立法措置に関する請願
第二三〇九号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

第二三六七号　島根県議会議長　中島龍一提出
玉糸を繭糸価格安定法中に包含するの請願
第二三一一号　群馬県前橋市細ケ沢六六群馬県玉糸生糸協同組合理事長　金古吉治外三名提出
第二三一二号　長野県飯田市長　高田茂外四十二名提出
第二三一八号　岩手県胆沢郡水沢町社団法人水沢商工会議所会頭　松本武男提出
第二三三一号　群馬県前橋市長　関口志行外八名提出
第二三五九号　新潟県北魚沼郡堀之内町長　佐藤栄太郎外五名提出
第二三六三号　岩手県江刺郡羽田村羽田養蚕農業協同組合長　佐藤一雄外三名提出
第二三六五号　長野県諏訪郡茅野町茅野　味沢松七外一名提出
第二三七七号　群馬県渋川市長　職務執行者　佐藤力外二名提出
第二三八一号　山梨県南都留郡船津村山梨玉糸生糸協同組合長　中村源太郎外三名提出
第二四〇六号　岩手県江刺郡愛宕村字東下川原一四五下川原養蚕農業協同組合長　佐々木太郎提出
第二五〇七号　岡山県津山市長　中島琢之外十名提出
第二五八一号　宮城県白石市長　職務執行者　成沢国吉外三名提出
第二五八二号　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門外一名提出
第二五八六号　埼玉県大里郡藤沢村長　塚越艶松外四名提出
第二六〇六号　埼玉県大里郡深谷町座繰生糸玉糸協同組合理事長　木村一郎提出
農業災害復旧事業に関する請願
第二三八九号　和歌山市小松原通一ノ一　久保田芳造外四名提出
中央競馬の益金の一部を共同募金会に交付するの請願
第二三九七号　東京都渋谷区原宿三ノ二六六社会福祉法人中央共同募金会長　中川望提出
木炭公営検査強化の立法措置に関する請願
第二三九八号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
第二四一六号　長崎県議会議長　岡本直行提出
長崎県の畑地を畑地農業改良促進法の畑地地域に指定するの請願
第二四一五号　長崎県議会議長　岡本直行提出
国有林払下げに関する請願
第二四三〇号　宮城県本吉郡戸倉村長　小山徳蔵外九十三名提出
国有林生産材払下げに関する請願
第二五〇八号　宮城県議会議長　粟原豊助提出
高知県大崎村農道開設工事促進に関する請願
第二五八〇号　高知県吾川郡大崎村長　井上三房外一名提出
未墾地買収価格算定基準引上げ等に関する請願
第二六一八号　福島県安達郡二本松町字久保丁一ノ五三　遊佐一郎外一名提出
桑園の凍霜害対策に関する請願
第二六四〇号　長野市南県町一、四一五長野県養蚕販売農業協同組合連合会内　鈴木覚太郎提出
第二六四七号　長野市南県町一、四一五長野県養蚕販売農業協同組合連合会長　北原金平外一名提出
第二六四八号　長野市南県町一、四一五長野県養蚕販売農業協同組合連合会内　小平瀬左衛門提出
右百八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十日
農林委員長　片柳　眞吉
参議院議長河井彌八殿

意見書案
消費者米価すえ置に関する請願
請願者　山形県最上郡大蔵村清水　佐藤忠良外二百四十七名（第一〇九号）
請願者　東京都世田谷区弦巻町二ノ三二三　名木橋忠男外三百六名（第一一〇号）
請願者　愛媛県宇摩郡長津村潮見泰外八十五名（第一一一号）

右の請願は、生活の基本である消費者米価の値上げは、直接間接に諸物価の値上りをきたし、庶民大衆の生活はいよいよ窮迫することとなるから、消費者米価は現行通りすえ置かれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
消費者米価すえ置等に関する請願
請願者　北海道旭川市宮下通六　本多光男（第一一二号）
請願者　山形市八日町七六五　馬淵とよ（第一三〇号）

右の請願は、政府は、二十八年産米の消費者米価の値上げを意図しているが、消費者米価の値上げは、諸物価が高騰し、国民大衆の消費生活を圧迫し、必然的に賃金値上げの争議が起り、中小企業の倒産、失業者の発生等が予想されて、日本経済の再建に阻害となることは明らかであるから、現行消費者米価をすえ置かれるとともに、米食率の全国平均化、二重米価の完全実施等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
生産者米価引上げ等に関する請願
（二通）
請願者　愛媛県宇摩郡土居村大字畑野　加地次郎外三十六名（第一一三号）

右の請願は、諸物価と比較して現行生産者米価格は、はなはだしく低く、このままでは農家の生活が窮迫するばかりであるから、生産者米価を一石当り一万二千五百円に引き上げ、消費者米価は現行通りすえ置かれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
生産者米価引上げに関する請願
（四通）
請願者　愛媛県宇摩郡三島町幸田貫一外十七名（第一三一号）

右の請願は、稲作のみの収入をもつて、生計を立てる農村の疲弊状況は誠に忍び難い実情であるから、生産者米価を一石当り一万二千百円とし二重米価制をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
群馬県藤原ダム建設に伴う国有林払下げの請願
請願者　群馬県利根郡水上町大字藤原藤原ダム対策期成同盟会内　林賢二外二名（第一四三号）

右の請願は、群馬県藤原ダム工事に関係する水上町藤原部落は、耕地に乏しく農業による更生は至難であるが、広大な国有林の払い下げによつて林業による更生は、最も適切であるから、全被害戸数三百戸に対し、一戸最低十町歩当を十箇年分割払により払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
食糧自給促進法制定に関する請願
請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一五二号）

右の請願は、食糧の自給強化は、わが国の経済自立との関連において緊急かつ重要なる事項に属し、特に本年の凶作にかんがみその要きわめて緊切なるを痛感されるから、すみやかに食糧自給促進法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
配給米増配に関する請願
請願者　神奈川県川崎市木月一　松永宗晴外九万六千五百三十九名（第一五四号）

右の請願は、ヤミ米に頼らない明るい生活を望むためには、米の配給量が少くとも一箇月二十日は絶対に必要であるから、内地米を一箇月二十日分配給されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
宮崎県営蓑原地区畑地かんがい事業費国庫補助増額に関する請願
請願者　宮崎県都城市長　曾木重貴外五名（第二三五号）

右の請願は、宮崎県蓑原地区の農業改善のため、畑地かんがい事業が県営事業として昭和二十七年度から着工されているが、国庫補助が四割、県の補助が二割で、地元負担四割ということでは地元支出の方法が立たないから、せめて国庫補助率を六割に引き上げるとともに地元負担は十五年年賦の無利息の特別融資を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岩手山ろく水田開発事業促進に関する請願
請願者　岩手県盛岡市仁王小路　柳村兼吉外三名（第二五四号）

右の請願は、岩手山ろく水田開発事業の実現が極めて困難なる状況が報ぜられているが、開田計画を目標に今日まで幾多の困難と斗い続けてきた入植農民は現状のまま畑作経営を続ける場合、自作農とは名ばかりの零細農家千二百戸を生じ、かつ三百数十戸に及ぶ強制離農は免れない状態にさらされるから、当地帯の開田事業の急速なる実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岩手県小友村地先公有水面干拓工事施行に関する請願
請願者　岩手県気仙郡小友村長　及川隆平外二名（第二五五号）

右の請願は、岩手県小友村は、村の西南に入江が喰い入り干潮時には十数町歩にわたり浸水し、しかも常に高潮の被害を受けこれが対策に腐心しているから、この入江に公有水面干拓工事を施工し常に被害を受ける沿岸住宅地帯の保全と相まつて食糧増産を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
消費者米価すえ置に関する請願
請願者　東京都世田谷区大蔵町一、五五三食糧対策国民連絡会議事務局内　木下保雄外三十四万五千名（第二八九号）

右の請願は、過去における米価の値上りは、電気料金、ガス料金、運賃を始め、あらゆる生活必需品の値上りとなつている事実から、国民経済を混乱させ、勤労者生活の圧迫となる米価の値上げは、現行通りすえ置かれるとともに、(一)生産者米価は、生産を保障する価格で決すること、(二)二重価額による差額は国家で保証すること、(三)一箇月二十日分の米の配給をすること等善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
農業共済制度の確立に関する請願
請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第三〇〇号）

右の請願は、地理的関係から、毎年襲来する台風の通路となるため、農作物に対する被害はまことに大きく、かつ農業経営形態の零細と相まつて農家経済は極度に窮迫し、いまや再生産さえ困難視されているから、(一)共済掛金の農家負担軽減、(二)無事戻し金の国庫支出、(三)農業共済団体事務費の国庫負担増額、(四)農業基金に対する国庫の増資、(五)特殊共済事業の再保険制度の確立、(六)本年産麦の異常災害に対する救済等の農業共済制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道上川地方の治山事業促進に関する請願
請願者　北海道旭川市九条十三丁目上川治山協会内　田中勝次郎（第三二六号）

右の請願は、北海道上川地方は、農業の中枢地帯であるが、山林の荒廃はその極に達し、農耕地の水源地としてはその効力も少く、しかも崩壊し易い土壌のため土壌の侵しよくがはなはだしく毎年農地の放棄されるものが相当ある現状であるから、年次計画樹立による上川地方治山事業実施のための予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道檜山地方の治山事業施行に関する請願
請願者　北海道檜山郡江差町檜山支庁内北海道檜山治山治水協会内　小島政直（第三二七号）

右の請願は、北海道檜山地方の民有林は、高岳地多く平地に乏しくかつ部落に接近し経済的に優位の位置にあるため、過去久しきにわたる伐採の結果、裸地荒廃林地の増加と造林未済地の累積とに起因して各所に荒廃不良地および崩壊地が続出し、従つて林産物の生産は減少の一途をたどつている。また管内南北海岸の砂丘地帯は北西の風にあおられる毎に飛砂がはなはだしく、農耕地、人家に及ぼす影響もじん大であるため、檜山支庁においても林野保全十箇年計画を樹立してこれが防止の対策を樹てているから、本計画遂行に特別の配慮をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道日高地方の治山事業促進に関する請願
請願者　北海道浦河郡浦河町日高支庁内日高治山協会内　広田時治（第三二八号）

右の請願は、北海道日高地方は、高岳地が多く河川のことごとくは日高山脈の高峰に源を発し、海岸線にはほぼ直角に管内数箇所を貫流しているのでその流域に部落および農耕地が点在し、諸産業が発達しているが、その両側林地は急しゅんかつぜい弱な基岩の上に組織されているのに加えて比較的部落に接近し経済的に優位の位置にあるため、過濫伐が続行され、これがため各所に崩壊地および荒廃林地を続出したことに起因し各河川は荒廃の一途をたどり、河床は高まり営々築かれた護岸堤防等の施設も次の出水を護り得ない現情にあるから、災害防除のために本地方の治山事業を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたいと。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道宗谷地方の治山事業施行に関する請願
請願者　北海道稚内市宗谷支庁内宗谷治山協会内　田中孝市（第三二九号）

右の請願は、宗谷地方は、樺太島を指呼の間にみるわが国最北端の位置にあり、利尻、礼文両島を含みそのほとんどは海成段丘が海岸線に突出し、四季を通し西南方より吹く主風ならびに潮風が災いし、加うるに明治四十三年以降数次の山火事のため、管内北部はほとんどがはげ山となり荒廃はその極に達している実情であるから、海岸防風林、内陸防風林、防火林、水害防備林、海岸砂地造林、雪崩防止林等の造成事業および荒廃防止事業、崩壊地復旧事業等の防災事業をすみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
岩手県九戸高原開拓道路開設に関する請願
請願者　岩手県下閉伊郡田老町下閉伊郡町村会内　久保利七外七名（第三四六号）

右の請願は、岩手県九戸高原開発計画地の下閉伊地帯は、東京、神奈川、大阪、香川、佐賀の都府県の面

積より広大で開拓地ならびに適地以外にばく大な地下資源、林業資源、水産資源あるいは酪農用の草地等を有し、すでに終戦後開拓団が入植して食糧増産その他開拓事業を実施しているが、当地方はいわゆる未開発地に属する関係上、開拓地と開拓地あるいは開拓地と既存部落ならびに他町村との連絡道路が少いため、開拓地の効果を充分発揮できず開拓者はもち論のこと一般町村民の困難はまことにはかりしれないものがあるから、本地帯に大牛内線他八線の開拓道路を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧自給促進法制定に関する請願

請願者　福島市杉妻町県会事務局内　大竹作摩（第三二六二号）

右の請願は、食糧の自給強化は、わが国の経済自立との関連において緊急かつ重要なる事項に属し、特に本年の凶作にかんがみその要きわめて緊切なるを痛感されるから、すみやかに食糧自給促進法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯の農業振興に関する請願

請願者　東京都新宿区信濃町二九ノ一　二十六道府県積雪寒冷地帯知事会内　岡田正平（第三六三号）

右の請願は、わが国自立経済達成のため、食糧の飛躍的増産が強く要望されている今日、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法施行後三年にわたる施策の実情と、今次冷害に当り積寒事業が冷害防止上きわめて有効な成果を挙げた事情とに鑑み、昭和二十九年度予算編成に当つて、（一）土地改良事業の促進を図るため、土地改良事業国庫補助予算および農林漁業長期融資予算を大幅に増額すること、（二）積寒事業補助対象面積規準を三町歩まで引下げて小団地土地改良の促進を図ること、（三）土地改良事業の補助率を引き上げること、（四）総合助成施設を拡充強化すること、（五）営農改善施設に対する助成措置を継続拡充すること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未墾地買収反対に関する請願（八通）

請願者　茨城県行方郡太田村大字石神八八一　山野健一外十一名（第五一六号）

右の請願は、茨城県庁は、昭和二十八年十月十五日行方郡太田村及び麻生町所在の山野健一外十一名がそれぞれ所有する山林を未墾買収適地として処分することを決定したが、これらの山林は採草地、薪炭林として、零細農家の農業経営に欠くことのできないものであるから、本買収処分を撤回するよう取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県児島湾干拓工事促進に関する請願

請願者　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三外三名（第五一七号）

右の請願は、児島湾干拓第七区事業は、年間予算僅少のため事業効果があがらず、漁場を失つた漁民の生活苦は日とともはなはだしく干拓地の完成をまつて農村民として更生する日を待ちわびている実情であり、入植者の中には工事の遅々した進行と負担過重のため脱落一歩手前の者も生じている現状であるから、本事業の早期完成を図るため、昭和二十九年度建設工事予算として三億一千五百万円を計上するとともに、干拓地公共施設事業費二千万円に対する半額の国庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

京都府綴喜郡西部地区の土地改良事業施行に関する請願

請願者　京都府綴喜郡田辺町上田勉外四名（第五一八号）

右の請願は、京都市南方木津川の左岸に位し米麦の主産地として著名な京都府綴喜郡西部地区は、戦時これが改良により食糧増産を図るため、昭和十八年度より六箇年間の日時を費し延長一万メートルの排水路とポンプ四台が増設されたが、近年山林伐採、降雨量の増大等のため、出水時には五日ないし七日間の排水日時を要し、耕地五百町歩に滞水することしばしばあり、稲の改植も三度にわたるのみならず人畜にも多大の被害を与え、これが関係町村民の物心両面に及ぼす影響はまことに深刻なものがあるから、本対策にポンプの増設を計画されている府営事業をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害農家救済に関する請願

請願者　滋賀県大津市境川町二一　滋賀県指導農業協同組合連合会長　谷口久次郎外一名（第六七八号）

右の請願は、昨年の水害並びに風水害により滋賀県の農耕地と農作物は未ぞうの被害を受け、り災農家の経済を急激に悪化させるとともに国民生活にも重大な影響を与えている、経済自立の基盤をなす食糧問題の解決、民生の安定を図る上からすみやかな災害農民が安じて復旧に従事できるよう、（一）災害復旧資金の貸し付け額を高めるとともに事務手続を簡易化すること、（二）災害復旧補助金は早期に交付すること、（三）土砂排除の事業完成確認方法は被災地現況写真と工事設計者の認定によつて工事完成を認めること、等格別の配慮を払われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消費者米価等引上げ反対等に関する請願

請願者　山形市香登町木ノ実小路二〇一ノ一　本間末蔵外二万名（第七〇〇号）

右の請願は、政府は消費者米価、鉄道運賃及び郵便料金の値上げを準備中とのことであるが、これは、諸物価の高騰をもたらし、インフレを促進させるから、消費者米価、鉄道運賃及び郵便料金の値上げに反対するとともに勤労所得税および住民税を引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消費者米価等引上げ反対に関する請願

請願者　東京都港区芝白金志田町三〇　前田みつ（第七〇一号）

右の請願は、政府は、本月から公務員のベースアップをしたその補てん策として、米価ならびに電力料金、国鉄運賃、郵便料等の値上げを準備中とのことであるが、これは、諸物価の高騰をもたらし、国民の生活をますます窮迫せしめることになるから、米価ならびに国鉄運賃、郵便料金、電力料金等の値上げには絶対反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興事業予算増額に関する請願

請願者　栃木県庁農政課内積雪寒冷単作地帯振興期成同盟会　益子万吉（第七五八号）

右の請願は、政府は、緊縮財政実現のため昭和二十九年度予算編成にあたつて、食糧増産対策費を大幅に削減したが、食糧増産は、わが国経済自立の達成、国際収支の均衡を図る上に最も緊要事である。しかして積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による振興事業は、農業経営の遅れた山

間地帯に対して増産並びに経営改善に大いに貢献してきているから、積雪寒冷地帯振興事業計画が完全に遂行できるよう万全の予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

栃木県那須山ろくの集約酪農地域選定に関する請願

請願者　栃木県議会議長　小田垣健一郎（第七五九号）

右の請願は、栃木県那須山ろくは、気候、風土、交通条件等集約酪農地域に適しているので、酪農業経営を中心に県独自の諸施策を実施してきたが、今後の酪農生産の経済化と営農の安定化を早急に図ることは、県単独事業としては至難な状況であるから、昭和二十九年度において那須山ろく地域を農林省酪農振興計画に採り上げ、集約酪農地域に選定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林道開設費国庫補助に関する請願

請願者　福岡県庁内福岡県林道協会内　中島茂喜（第八六三号）

右の請願は、福岡県内民有林十九万町歩のうち約六十八パーセントの十三万町歩は林道による開発を必要とするが、地元森林所有者は圧倒的に零細経営者であり財政的に貧困微弱なため、これが実現を阻んでいるから、昭和二十九年度に林道開設費国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林道開設事業施行に関する請願

請願者　長野県東筑摩郡塩尻町林道協会松筑支部内　中村環（第八八〇号）

右の請願は、昭和二十九年度の長野県における林道開発計画は、多数線路中から厳正な選択によつて奥地四路線（延長四千メートル、工事費二千三百万円）一般二路線（延長二千メートル、工事費六百五十万円）と決定したが、この施行については毎々請願を続けている通りの継続事業であり、かつまた絶対必要路線であつて、万一これを中断するようなことがあれば奥地森林の開発はもち論森林の維持管理と森林資源の培養等は危たいにひんする虞があるから、これら計画路線が完全に施行されるよう格別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県安野川農業水利事業に関する請願

請願者　新潟県北蒲原郡水原町大字下条　加藤徳次郎外二百二十一名（第一〇一一号）

右の請願は、国営阿賀野川沿岸農業水利改良事業計画中、安野川地区工事施行に関し、今回新発田市農林省阿賀野川農業水利事務所長名義「阿発第四二一号」をもつて立入測量の公示を見るに至つたが、今回の計画は真に安野川自体の改修計画工事ではなく、旧河川の存在を無視したずらに美田を壊滅せしめるものであるから、現在の花立川流域の河状整理によつて処理するよう本計画を変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県安野川農業水利事業に関する請願

請願者　新潟県北蒲原郡堀越村長　前田信次郎外三名（第一〇一二号）

右の請願は、農林省阿賀野川右岸水利改良事務所前所長坂部氏と地元堀越村との協定による安野川改修工事設計を変更し、堀越村、水原町、京ケ瀬村を通し、直接阿賀野川に放流する設計のもとに立案施行するよしであるが、これが実現するときは本村の受ける損害はじん大で当該大字部落民の生活を脅かし将来疲弊困ばいに陥れる虞があるから、支線計画を中止して一日も早く前協定案により安野川改修工事を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県秋芳川沿岸地盤沈下地帯対策事業施行に関する請願

請願者　岡山県上道郡雄神村長　斎藤岐外一名（第一〇六七号）

右の請願は、岡山県秋芳川沿岸の西大寺市の一部と上道町、雄神村、浮田村及び瀬戸村一帯は、備前米の産地として重きをなしているが、昭和二十一年の南海大震災に基因して逐年地帯沈下を見るに至り平均標高約三十センチの低下をきたしたため排水不良となり、毎夏降雨期には四百六十七町歩の耕地は一面泥海と化し農作物の被害はじん大であるから、地盤沈下対策事業として排水門、伏越、水路護岸等の排水諸施設の改廃を施工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保温折衷苗代温床紙全額補助等に関する請願

請願者　長野県東筑摩郡和田村字衣外　赤羽国夫外八千二百二十三名（第一〇〇号）

右の請願は、二、三年来大いに普及されてきた折衷苗代もこれが実施に当つては多額の資金を要し、とくに凶作地においては自己資金を投ずる余地がないから、保温折衷苗代温床紙を全額補助せられるとともに、救農国会において営農資金の融資額一農家十五万ないし十八万という額が示されたが、末端農家に配分されようとしている額は一万円内外で凶作農民を救う営農資金としては少額に過ぎるから、長期営農低利資金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

耕地災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎（第一〇二号）

右の請願は、年々繰返す水害及び雪害により新潟県における耕地関係の災害復旧額は巨額に達し、被災農家においては国庫補助金を見返りとして資金の借入等により復旧の促進を図つているが、国庫補助金は一部交付が行われているに過ぎないため農家経済は困窮しているから、国庫補助金の増額を図られるとともに、昭和二十五年度災害については同二十九年度上半期までに、昭和二十六年度災害については同二十九年度下半期までに、同二十七年度二十八年度災害については被害発生後三年間に交付を完了せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興事業予算増額に関する請願

請願者　山口県阿武郡明木村積雪寒冷地帯振興強化連盟会内　滝口純（第一一一一号）

右の請願は、積雪寒冷単作地帯臨時措置法による振興事業は、農業経営の遅れた積雪地帯農村に対して、増産並びに経営改善に大いに貢献してきたが昭和二十九年度予算において食糧増産費が大幅に削減されたことは、誠に遺憾に堪えないから、積雪寒冷単作地帯振興事業実施に必要な万全の予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道頓別、仁達内両原野開発促進に関する請願

請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外一名（第一一九六号）

右の請願は、北海道頓別原野及び仁達内原野は、地味が肥よくな上に気候良好であるが、その大半が湿地帯であるため未開のまま放置されているから、すみやかに幹線排水、開拓道路、客土事業等の開発基本施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林予算削減反対に関する請願

請願者　大分市荷揚町大分県農政会議内　波多野政男（第一二八五号）

右の請願は、日本経済の自立は農林業の振興による食糧の増産確保が前提であるが、今次政府決定の農林予算は、国民生活安定のための食糧増産態勢、災害の根源である山林荒廃の復旧態勢等の重大な農業諸政策を政府自ら放棄し、一方的に農民に犠牲を強要するものであつて、万一このような措置が実現すれば、農村唯一の経済基盤である農業協同組合を始め農業委員会等農業団体の諸機能は停止し、農業改良事業、養蚕、畜産、酪農、開拓等もまた不振に陥り、結果は農民の増産意欲をそ喪させ農家経済を破壊し、食糧政策にじん大な影響を及ぼすことは明らかであるから、国民生活安定、食糧確保の見地から、昭和二十九年度農林予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及員増員等に関する請願

請願者　東京都港区芝三田小山町三　秋山要（第一三六二号）

右の請願は、政府は昭和二十九年度予算編成に当り各種補助金の打切りおよび削減を断行したが、農業改良ならびに生活改良普及発展推進の重要性にかんがみ、（一）改良普及員の増員を行うこと、（二）普及事業に対する補助率を従来通り復活し、補助金を増額すること、及び農林省改良局の普及部、研究部を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農産物価格安定法の予算に関する請願

請願者　松山市南堀端町愛媛県連合農村青壮年会議内　川原盛行（第一四〇五号）

右の請願は、昭和二十九年度予算案によれば、農産物価格安定法の裏付予算が全額削除されているが、農産物の価格安定はここ数年来外国食糧の大量輸入と相まつて急速にたかまり生産農民の一大関心事となつており、現に本年度においても前年度を大幅に上回る食糧輸入量が計上されているときこれが予算の削除は本年度産かんしよの需給調整に多分の暗影を投じているから、農産物価格安定法の裏付予算を当初要求額通り復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農作物病害虫防除助成費増額に関する請願

請願者　松山市南堀端町一一愛媛県農村青壮年会議内　川原盛行（第一四〇六号）

右の請願は、昭和二十九年度予算案によると、農作物病害虫防除助成費は、大幅に削減されたが、これは、全国農民の期待を裏切り、かつ食糧生産の低下にますます拍車をかけるものであるから、昭和二十九年度予算案に農作物病害虫防除助成費を大幅に計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の予算に関する請願

請願者　松山市南堀端町一一　川原盛行（第一四〇七号）

右の請願は、昭和二十七年に急傾斜地帯農業振興臨時措置法が制定されたことは急傾斜地農業の前途に光明を与えていたが、本年度予算においてはこれに対する予算措置がとられていないための当該地帯農民の失望がまことに大きいから、農林省当初の要求予算を復活するとともに、当該地帯農業に対する抜本的救済策を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十八年産米減収加算額追加払に関する請願

請願者　愛媛県松山市南堀端町一一愛媛県速合農村青壮年会議内　川原盛行（第一四三一号）

右の請願は、昭和二十八年産米価に対する凶作加算額として、米価審議会は四百三十二円を追加答申したが、昭和二十九年度予算案をみると、この答申を無視して、五百円以外の追加払は一切認めないことになつている。かくのごとき措置は答申機関である米価審議会の存在意義を無意味にするばかりでなく、適正米価への農民の辛苦な要求を真向から否定するものであつて、かくては、現存の食糧管理制度に対する農民の不信をかもし、供出等も頭打ちの状態をきたして、国民生活安定の大前提である食糧確保に一大危機を到来する危険があるから、米価審議会の答申にそう凶作加算額の早急決定を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業予算削減反対に関する請願

請願者　東京都渋谷区上通り二ノ二七宮益坂ビル三階内社団法人全国土地改良協会内　原田改三（第一五一二号）

右の請願は、昭和二十九年度予算案によると食糧増産対策費の中でも小規模土地改良等の団体営事業費及び昭和二十七年度までのいわゆる過年度災害復旧事業費等に要する予算が大きく削減されているが、中国および四国地方は一、二年量の小規模土地改良等団体営事業地区が多くまた災害地区の大半は過年度災害地区に該当しているから、これに要する事業費が削減され、また新規事業が停止されると、同地方の土地改良事業はほとんど消滅にひんすることになり、過年度災害復旧事業費を大幅に削減すれば各県における災害復旧事業は停止することになり、国家再建のため一大損失を招くことになるから、土地改良事業費、災害復旧事業費の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及員増員等に関する請願（二通）

請願者　宮崎県児湯郡都農町大字川北二〇、六〇三　黒木成実外七百三十一名（第一五六八号）

右の請願は、政府は、昭和二十九年度予算編成に当り、各種補助金の打ち切り及び削減を断行したが、農業改良並びに生活改良普及発展推進の重要性にかんがみ、（一）改良普及員の増員を行うこと、（二）普及事業に対する補助率を従来通り復活し、補

助金を増額すること、及び農林省改良局の普及部、研究部を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及員増員等に関する請願

請願者　岡山県阿哲郡新見町宮崎虓平（第一六二六号）

請願者　岡山県赤磐郡加真村松田忠義（第一六二七号）

請願者　岡山県真庭郡富原村長　松尾智猛外十二名（第一六七一号）

右の請願は、農業の改良普及事業は、農村および農家の地位を向上させるためだけではなく、国家再建の前提条件としてきわめて重要なものであるが、昭和二十九年度予算案において従来の農業改良普及員設置補助額三分の二が半減に減じられたことは農村社会に大なる影響を及ぼすものであるから、（一）本普及員の人件費を従来通り三分の二に増額すること、（二）普及員を増員すること、（三）普及所運営費を交付すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県小粟田原地域のかんがい用水路開さく予備調査実施に関する請願

請願者　新潟県三島郡片貝町長　佐藤国二郎外四名（第一七一三号）

右の請願は、新潟県三島郡片貝町の南端及び北魚沼郡千田村の北端を中核とする通称小粟田原一帯の丘りよう地を開田することは、現在食糧増産の国策上最も緊急な課題であり、さらに現地住民の福祉を増進するものであるから、現地実測経費を昭和二十九年度予算に計上し、開さく予備調査をすみやかに実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県和賀西部用水改良事業促進に関する請願

請願者　岩手県和賀郡沢内村長　石川包外二名（第一七二四号）

右の請願は、岩手県和賀西部用水改良事業は、県営かんがい排水事業として昭和二十七年度から工事の着工をみたが、二十八年度における事業費は冷害対策事業分を含めても三千八十四万円で本事業全体から見ればきわめて少額であり、現在県営事業と並行しての団体営事業も着々進ちよくし県営事業の進展によつて直ちに生産効果をみる段階に至つているから、すみやかに本事業が完成せられるよう二十九年度事業費予算を配分せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興事業予算増額に関する請願

請願者　山梨県甲府市百石町二一八山梨自治会館内　秋山真男（第一七二七号）

右の請願は、政府は、緊急財政実現のため昭和二十九年度予算編成にあたつて、食糧増産対策費を大幅に削減したが、食糧増産は、わが国経済自立の達成、国際収支の均衡を図る上に最も緊要事である。しかして積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による振興事業は、農業経営の遅れた山間地帯に対して増産並びに経営改善に大いに貢献してきているから、積雪寒冷地帯振興事業計画が完全に遂行できるよう万全の予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業施設復旧工事費国庫補助早期交付等に関する請願

請願者　福岡県三井郡北野村大字今山八五七　赤司彦一（第一七九九号）

右の請願は、福岡県三井郡は、筑後平野の一角に位し、地味肥よくであらゆる農作物の栽培に好適している純農村地帯であるが、昨年六、七月に亙つて北九州を襲つた大豪雨により人畜の被害はもち論のこと堤防、道路の決壊ならびに農耕地、橋、家屋の流失等じん大な被害を被り、今後の農業経営に重大なる支障をきたしているから、（一）復旧工事費国庫補助の早期交付と補助交付率の増額を計ること、（二）災害復旧資金に対する低利資金融資のわくを拡大することともにその利子補給の措置を講ずること、（三）筑後川ならびにその支派川の改修工事および思案橋川、大刀洗川、陣屋川の排水施設工事の促進を図ること等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農地局の災害復旧事業関係職員の定員増員に関する請願

請願者　東京都千代田区霞ヶ関二ノ一　福井芳朗（第一八四三号）

右の請願は、農地局の業務のうち、災害復旧事業は一つの重要な部門をなしているが、災害の発生が毎年常態化している現実があるにもかかわらずこれに対処して動員できるような技術者の数は極めて少く、また適切迅速な処理ができるような行政機構も人員もなく、今後定員の飛躍的増大がない限り災害復旧事業は混乱におちいるから、農地局の災害復旧事業関係職員の定員を増員せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方農地事務局事業所職員の定員増員等に関する請願

請願者　東京都千代田区霞ヶ関二ノ一　福井芳朗（第一八四四号）

右の請願は、地方農地事務局事業所における職員の定員不足と労働条件の劣悪さから食糧増産、農業問題の根底である諸事業の遂行を阻害しているから、（一）地方農地事務局事業所職員を天引人員整理から除外すること、（二）わく外、わくわく外職員を解消して正規職員に補充して行くこと、（三）未払い超過勤務手当を即時支給するとともに人事院勧告を忠実に守る予算を組むこと、等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業菓子製造業者の危機打開に関する請願

請願者　山形市吹張町山形県菓子工業協同組合理事長　鈴木伝六（第一八九五号）

右の請願は、全国弱小企業菓子製造業者の危機対策として（一）一―三月分政府発表の生ドル四万トンの内一万トン及び緊急輸入の台湾糖四万トンの内一万トンの割当を実施すること、（二）てん菜糖政府手持の内三月二千トン、四月二千トンの随意契約による払下げを差当り実施することの二項を緊急措置として実現せられるとともに、恒久対策として現行粗糖輸入外貨資金割当方式を改正し、中小菓子製造業者にも割当られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者　新潟市上大川前通農業改良協会内　田辺孫市（第一九二〇号）

右の請願は、政府は、緊縮予算政策の一環として農業改良普及事業費の補助率を二分の一に切り下げ、また本事業にたずさわる普及職員の数についても一割程度の整理を企図しているようであるが、これらのことは農業改良普及事業に致命的打撃を与え、ひいてはわが国の農業に重大な支障をきたすことになるから、農業改良普及事業費の補助率を現行通り三分の二とし、かつ普及職員の整

理を取り止めるとともに、さらに強化、拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査強化の立法措置に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼　龍輔（第二〇二三号）

請願者　長野県議会議長　下平　躬四（第二〇四五号）

請願者　福島市杉妻町　高田重作（第二〇五九号）

右の請願は、木炭の検査事業は、各都道府県が主体となつて実施し、生産技術の改善による森林資源利用の合理化を図り、山村経済の確保向上に資し、かつ、格付けによる流通取引きの単純、公正化を推進する等、消費生活の安定、福祉を増進する国家的要請を持つているが、この所要経費は、ことごとく、生産者並びに生産県の負担となつているため、現在の県財政の現状から木炭県営検査は、存廃の岐路に直面している実情である。しかして木炭は、わが国の家庭燃料の王座を占め、山村における経済の基盤をなすと同時に、一般国民消費生活に至大の関連を持つものであるから、すみやかに、木炭公営検査強化に関する立法措置の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方農地事務局事業所職員の定員増員等に関する請願

請願者　新潟県中魚沼郡田沢村上干溝　小林豊政（第二〇五〇号）

右の請願は、地方農地事務局事業所は、日本全体の食糧問題及び農民の幸福や農業生産のため、最高の技術と熱意をもつて事業の完成に努力しているが、現場事業所における職員の定員不足と労働条件の劣悪さによつて、その任務遂行上に、幾多の不合理と矛盾をきたしているから、(一)この度の天引人員整理から除外すること、(二)わく外、わくわく外職員を解消して、正規職員に補充して行くこと、(三)未払い超過勤務手当を即時支給するとともに、人事院規則の定める予算を組むこと、等地方農地事務局事業所における労働条件の改善について実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手県大津保村所在津谷川山国有林払下げに関する請願

請願者　岩手県東磐井郡大津保村長　畠山孟外一名（第二一五五号）

右の請願は、岩手県大津保村は、大峯、安道の連山併立して自然に分割された元大籠、津谷川、保呂羽の三箇村を町村制実施の際合併発足したものであるが、現在も各部落ごとに小、中学校六学校が設立され対立感情が強い上、村財政は一般町村水準に達することができぬ困難な状況にあるから、最も重要な本村の財源として、さらに村政円満運営のために、津谷川山国有林を大津保村有林として払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査強化の立法措置に関する請願

請願者　熊本県議会議長　瀬口　鵜之介（第二一七〇号）

請願者　岩手県議会議長　中野　吉郎（第二二二六号）

右の請願は、木炭公営検査の実情は、検査手数料を徴することによつて、かろうじて検査を実施しているのであるが、現在の手数料では検査の万全を期し難く、さればといつて手数料を値上げすれば生産者は過重負担となり、ひいては一般消費者の生活を脅かす結果となるから、木炭公営検査の重要性にかんがみ、木炭公営検査の強化を図るため、すみやかに国庫助成に関する特別法制定の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

購繭資金に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼　龍輔（第二一七三号）

請願者　福島市杉妻町一五福島県議会事務局内　高田重作（第二二〇〇号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼　龍輔（第二二〇二号）

右の請願は、昭和二十九年度において政府は、健全財政確立のため資金政策の一環として、スタンプ手形によつて毎年貸出していた購繭資金の融資までも、強力に引き締める由であるが、購繭資金は農村金融としてかくことのできないものである関係上、繭代金が円滑に支払われなければ、養蚕農家のこうむる打撃は深刻であるばかりでなく、養蚕意欲が阻害され、繭取引も混乱する結果となるから、昨年度同様購繭資金を優先的に貸出すよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県八郎潟干拓事業促進に関する請願

請願者　秋田県南秋田郡船川港町議会議長　秋山東久治（第二一八〇号）

右の請願は、食糧増産五箇年計画の一環として調査研究中の秋田県八郎潟の干拓事業は、昭和二十九年度は緊縮予算にもかかわらずさらに千七百万円の調査費を計上して明年度から工事に着手せられるよしであるが、県民として本事業の実施は喜びに堪えないところであるから、すみやかに本事業を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県下越十箇町村の集約酪農団地指定等に関する請願

請願者　新潟県北蒲原郡安田村長　広田伝治郎外八名（第二一九九号）

右の請願は、新潟県安田村を中心とする下越十箇町村は、自然的、経済的立地条件を具備する酪農最適地で、本地域の農民は三箇年計画百五十石を目標に強力なる統一団体を結成してその目的達成と集約酪農の発展を期しているから、本地域を集団酪農団地に指定せられるとともに乳製品工場を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方農地事務局事業所職員の定員増員等に関する請願

請願者　青森県北津軽郡五所川原町字下平井町　桜井勉（第二二一六号）

右の請願は、地方農地事務局事業所は、日本全体の食糧問題及び農民の幸福や農業生産のため、最高の技術と熱意をもつて事業の完成に努力しているが、現場事業所における職員の安定不足と労働条件の劣悪さによつて、その任務遂行上に、幾多の不合理と矛盾をきたしているから、(一)この度の天引人員整理から除外すること、(二)わく外、わくわく外職員に補充して行くこと、(三)未払い超過勤務手当を即時支給するとともに、人事院規則の定める予算を組むこと、等地方農地事務局事業所における労働条件の改善について実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　参議院会議録附録（その六）

意見書案

国有林野払下げ等に関する請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第二二二五号）

右の請願は、岩手県は、県の基本財産の造成を図るため県有林造成四十年計画をたてその実現を期しているが、造林用地として一部既存の県有地を転用する外一部を民有地に求める予定であるが大部分は国有地の払下げによらなければならない状態であるから、昭和二十九年六月で有効期限の満了する国有林野整備臨時措置法の期限を延長するとともにその適用範囲を払大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査強化の立法措置に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平肭四（第二二四三号）

請願者　栃木県議会議長　小田垣健一郎（第二二六七号）

右の請願は、県営木炭検査の費用は、大部分検査を受ける生産者の負担になつているが、零細なる製炭者からこれ以上増徴することは不可能であり、県財政からの増額支出も困難であるから、木炭公営検査の重要性にかんがみ、検査費の一部に対し国庫から、補助し得る立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林払下げに関する請願

請願者　島根県安来市長職務執行者　大井修一（第二二四五号）

右の請願は、島根県安来市上吉田町字吉田千二百一二十四番地外十一筒所の国有林は、元吉田部落有林であつたが、後澤主松平氏の所有になり、その後更に国有林になつたもので、歴史的にも経済的にも住民ときわめて密接な関係があり、また本国有林の関係町村内に相当数の農家があつて、その農業経営は耕地復旧、山草採取による自給肥の生産、放牧等林野経営と密接不可分の関係にあるから、本国有林を払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

購繭資金に関する請願

請願者　福島市杉妻町一五　田原徳（第二二五四号）

右の請願は、昭和二十九年度において政府は、健全財政確立のため、資金政策の一環として、購繭資金として毎年貸出していたスタンプ手形による貸出を強力に引き締めるようにきくが、購繭資金は農村金融であるから、昨年度同様購繭資金を円滑に貸し出すよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保温折衷苗代温床紙購入費国庫補助に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平肭四（第二二五七号）

右の請願は、近時次第に普及しつつある保温折衷苗代が、水稲の冷害対策及び二毛作化促進、労力調整等に、もたらす効果が実に絶大であることは、過去の事実が立証しているから、食糧増産施設を強力に推進して、国内食糧の自給度を高めるために、昭和二十九年度以降においても、引き続き保温折衷苗代設置に要する温床紙購入費に対して、国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

本炭公営検査強化の立法措置に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二三〇九号）

請願者　島根県議会議長　中島龍一（第二三六七号）

右の請願は、木炭公営検査の強化励行は、千差万別の生産条件下にある木炭を適正に商品化するばかりでなく、生産技術の改良を推進し又その生産を通じて、伐採抑制並びに取引の単純公正化をきたし、ひいては国民生活安定を図る上に必要かつ重要なことであつて、各府県における公営検査事業の実施強化に対する必要性はますます高まり、さらに進んで国営検査制度の樹立までも叫ばれているのであるが、その実態は、逐年弱体化し、崩壊の危機に直面している状況であるため、木炭業界のみならず広く林業界の将来に非常な不安をかもしている実情であるから、木炭検査制度について早急に公営検査強化の立法措置並びに助成の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

玉糸を繭糸価格安定法中に包含するの請願

請願者　群馬県前橋市細ケ沢六群馬県玉糸生糸協同組合理事長　金古吉治外三名（第二三一一号）

請願者　長野県飯田市長　高田茂外四十二名（第二三二二号）

請願者　岩手県胆沢郡水沢町社団法人水沢商工会議所会頭松本武男（第二三二八号）

請願者　群馬県前橋市長　関口志行外八名（第二三三一号）

請願者　新潟県北魚沼郡堀之内町長　佐藤栄太郎外五名（第二三五九号）

請願者　岩手県江刺郡羽田村羽田養蚕農業協同組合長　佐藤一雄外三名（第二三六三号）

請願者　長野県諏訪郡茅野町茅野　味沢松七外一名（第二三六五号）

請願者　群馬県渋川市長職務執行者　佐藤力外二名（第二三七七号）

請願者　山梨県南都留郡船津村山梨玉糸生糸協同組合長　中村源太郎外三名（第二三八一号）

請願者　岩手県江刺郡愛宕村字東下川原一四五下川原養蚕農業協同組合長　佐々木太郎（第二四〇六号）

請願者　岡山県津山市長　中島琢之外十名（第二五〇七号）

請願者　宮城県白石市長職務執行者　成沢国吉外三名（第二五八一号）
請願者　新潟県北魚沼郡小出町長　桜井又衛門外一名（第二五八二号）
請願者　埼玉県大里郡深谷町座繰生糸玉糸協同組合理事長　塚越艶松外四名（第二五八六号）

右の請願は、生糸は、繭糸価格安定法に基いて、政府の買上げ対象となつているが、玉糸は、最高禁止価格によつて、最高価格のみ指定され、最低価格を制定されず、しかも政府買上げの対象となつていないため、玉糸の輸出振興が阻害されているだけでなく、玉糸製糸界の安定性を欠くこととなつて、本業を衰退させる結果となつているから、玉糸を繭糸価格安定法中に包含せしめ、政府買上げの対象とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害復旧事業に関する請願

請願者　和歌山市小松原通一ノ一　久保田芳造外四名（第二三八九号）

右の請願は、政府においては、災害復旧事業に対する政策を、特別立法の精神と相反する意図のもとに計画を進めているようであるが、これについては、復旧の進ちよくを阻止することのないよう充分留意せられるとともに、災害復旧事業暫定措置法の改正に当つては、(一)地方公共団体に義務負担を課さないこと、(二)一箇所の補助対象事業は従前通りとすること、(三)特に必要と認められるものを認定し得る規定を制定すること、(四)小災害の査定総額を認証すること、(五)二十九年度補助割当額を増額すること、(六)井せきに関する査定基準の差別的取り扱いを廃止すること、(七)ため池保全事業の救済策を講ずること、(八)地盤変動対策事業の予算化を促進すること、(九)地方事務費を増額すること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中央競馬の益金の一部を共同募金会に交付するの請願

請願者　東京都渋谷区原宿三ノ二六六社会福祉法人中央共同募金会長　中川望（第二三九七号）

右の請願は、今回政府は、日本中央競馬会法案を提案し、国営競馬を廃止して民間に移管しようとしているが、この際本法案を修正して、益金の一部を中央共同募金会に交付し、本会を通じて資金の枯渇に悩んでいる全国の民間社会事業のために使用し、社会福祉事業の経営を安定せしめ、国民の福祉増進に寄与し得るよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査強化の立法措置に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第二三九八号）
請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第二四一六号）

右の請願は、木炭公営検査は、木炭生産の改良及び森林資源の利用合理化を推進し、さらにその取引と消費の公正簡便を図るものであるが、零細なる生産者と窮乏せる地方財政によつて検査事業費を負担している関係上、逐年衰微しつつあるため、製品の乱造、品質の低下、需給の混乱をきたしており、ひいては治山治水にも悪影響を招来するものと思料されるから、木炭公営検査事業の強化策としてその経費の一部を国庫負担とする立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に務力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県の畑地を畑地農業改良促進法の畑地地域に指定するの請願

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第二四一五号）

右の請願は、長崎県の農業は昔から畑作を主体としており、食糧生産上並びに農業経営安定上畑地は重要な比重を占めているが、これら畑地は一般にかんがい施設がないためしばしばかん害をこうむり農業生産力をいちじるしく阻害しており、従つて本県における農業の振興を図るためには積極的な土地改良事業の実施と農業技術の普及改善を推進するとともに、他方畑地かんがい施設を設けて土地利用の高度化を図ることが必要であるから、本県全域を畑地農業改良促進法の畑地地域に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林払下げに関する請願

請願者　宮城県本吉郡戸倉村長　小山徳蔵外九十三名（第二四三〇号）

右の請願は、宮城県戸倉村は、南北両側が国有林に狭まれ、耕地が非常に狭少な部落であるため、村民は、耕作にのみ頼つては生活ができず、養蚕や製炭をも行つて、やつと生活を維持することができるという状態である上に、終戦後は、海外及び都会から帰郷してきた者が多く、同村全戸数の約八割が耕地を持たないという実情で、村民のみじめな生活は、到底他に比を見ることができない状態である。かかる村民の窮状打解は、国有林の払下げによつて開墾を促進し、桑園を増反して養蚕の発展を図るとともに、家畜を導入して酪農経営の振興を図り、農家経営の合理化を図る以外に方途はないから、本村の周囲に連なる国有林を払い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国有林生産材払下げに関する請願

請願者　宮城県議会議長　粟野豊助（第二五〇八号）

右の請願は、宮城県における製材原木は、消費量に対し年々いちじるしい不足をきたしており、この不足量は、県外からの移入にまたなければならないが、製材原木入手難のため、県内製材工場中非かん働工場が漸増の傾向にあり、また先年通産省から木工業振興重要地域として指定された県内家具、木工業も、製材部面の原木難に基因して不振の状況にある。この反面県内営林署生産材の一部が、県外に移出されつつあることは、まことに遺憾であるから、本県内各営林署の生産材は、全面的に県内関係者に払い下げられるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未墾地買収価格算定基準引上げ等に関する請願

請願者　福島県安達郡二本松町字久保丁一ノ五三　遊佐一郎外一名（第二六一八号）

右の請願は、現行の農地法ならびに農地法施行令に基く、政府の未墾地買収価格は、時価自由売買価格に比し格段の低価格であり、殊に田畑は既に解放済みであるため、最近においては各方面とも未墾地買収の動きが激しくなつている。この際このような低廉な価格で買収することは、余りにも林野の所有者にだけ大なる犠牲を負わさせるものであり、現行法のように低い価格の買収では、所有者も全面協力は困難であり、このような現状では未墾地の買収が数多く支障を生ずることが予想されるから、未墾地

買収価格算定基準の大幅な引き上げを実施し、さらに買収価格引き上げによつてその売渡し価格を開拓者に負担させることなく、これが差額補償はあくまで国で負担し、開拓者の開墾意欲を減殺せしめないように二重価格制を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園の凍霜害対策に関する請願

請願者　長野市南県町一、四一

五長野県養蚕販売農業協同組合連合会内　小平瀬左衛門

（第二六四八号）

右の請願は、去る四月二十一日、二十八日の二回にわたる凍霜害によつて、長野県下の養蚕農家の被害見積金額は五億四千余万円にのぼり、養蚕農民の力のみでは到底立ち直ることはでき得ない事態となつているから、被害救済策として(一)桑樹再発芽促進用追肥（硫安）購入費を助成すること、(二)桑樹病虫害防除用薬剤購入費を全額助成すること、(三)掃立不能となつた蚕種代金を全額助成すること、(四)町村技術員の特別指導に対し超過勤務手当を交付すること、(五)被害農家に対し低利資金を融資すること等の措置を早急に講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四〇号　パン食推進に関する陳情

第九五号　食糧自給促進法制定に関する陳情

第九七号　農業災害補償法改正に関する陳情

第一三〇号　消費者米価引上げ反対等に関する陳情

第一四八号　農林、農地関係予算削減反対に関する陳情

第二二二号　消費者米価引上げ反対等に関する陳情

第二三三号　農林予算確保に関する陳情

第三一〇号　食糧増産対策費増額等に関する陳情

第三六〇号　昭和二十八年産米減収加算額追加払に関する陳情

第三八七号　農業改良普及員増員等に関する陳情

第四三一号　農業災害復旧促進に関する陳情

第四四六号　耕地災害復旧事業費国庫補助増額に関する陳情

第四五五号　農業改良普及事業費国庫補助に関する陳情

第四九五号　北海道開発事業費国庫補助増額に関する陳情

第四九八号　米価凶作加算金の予算化等に関する陳情

第五二九号　農業改良普及事業費国庫補助増額に関する陳情

第五五五号　購繭資金に関する陳情

第五六〇号　木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情

第五八六号　食糧自給確保に関する陳情

第五八七号　木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情

第六一〇号、第六一五号　木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情

第六二二号　北海道の開拓新規事業等実施に関する陳情

第六二八号　繭検定制度改善に関する陳情

第六三五号　蚕糸業の振興に関する陳情

第六四三号　鹿児島市に動物検疫所出張所設置の陳情

第六六七号　購繭資金に関する陳情

第六六八号　桑園の凍霜害対策に関する陳情

第六八一号　日本中央競馬会法案に関する陳情

第六八三号　桑園の凍霜害対策に関する陳情

第六八五号　桑園等の凍霜害対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

農林委員会陳情特別報告第一号

パン食推進に関する陳情

第四〇号　東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ六四〇パン食推進期成同盟会

同会内　浅香忠雄外七十二名提出

食糧自給促進法制定に関する陳情

第九五号　大分県議会議長　岩崎貢外二名提出

農業災害補償法改正に関する陳情

第九七号　新潟県西頸城郡名立町大字名立大町字家添一七五ノ二　竹内太門外三千三百四十一名提出

消費者米価引上げ反対等に関する陳情

第一三〇号　広島県三原市円一町一、八三四帝人三原工場労働組合内　三浦篤男提出

農林、農地関係予算削減反対に関する陳情

第一四八号　千葉県議会議長　浮谷元吉提出

消費者米価引上げ反対等に関する陳情

第二二二号　佐賀県神埼郡城田村姉　田中文太郎外二百九十四名提出

農業災害復旧促進に関する陳情

第四三一号　京都府舞鶴市議会議長　嶋田七蔵提出

耕地災害復旧事業費国庫補助増額に関する陳情

第四四六号　東京都議会議長　佐々木恒司外九名提出

農業改良普及事業費国庫補助に関する陳情

第四五五号　岡山県吉備郡大和村　大月哲一提出

北海道開発事業費国庫補助増額に関する陳情

第四九五号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

米価凶作加算金の予算化等に関する陳情

第四九八号　宮崎県南那珂郡南郷町大字津屋野　隈本寅次郎外四百九十四名提出

農業改良普及事業費国庫補助増額に関する陳情

第五二九号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

購繭資金に関する陳情

第五五五号　福島県知事　大竹作摩外一名提出

木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情

第五六〇号　愛媛県議会議長　井部栄治提出

食糧自給確保に関する陳情

第五八六号　石川県議会議長　宮永盛雄提出

木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情

第五八七号　静岡県議会議長　吉野倫将外一名提出

木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情

第六一〇号　山梨県議会議長　小林昌治提出

第六一五号　秋田県議会議長　渋谷倉蔵提出

北海道の開拓新規事業等実施に関する陳情

第六二四号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

繭検定制度改善に関する陳情

第六二八号　埼玉県議会議長　染谷清四郎提出

蚕糸業の振興に関する陳情

第六三五号　岩手県議会議長　中野吉郎外十三名提出

鹿児島市に動物検疫所出張所設置の陳情

第六四三号　鹿児島市塩屋町六八　三和原皮協同組合理事長　巡田忠義外十名提出

購繭資金に関する陳情

第六六七号　群馬県前橋市南曲輪町七〇群馬県養蚕農業協同組合連合会長　近藤好一提出

桑園の凍霜害対策に関する陳情

第六六八号　群馬県前橋市南曲輪町七〇群馬県養蚕農業協同組合連合会長　近藤好一提出

日本中央競馬会法案に関する陳情

第六八一号　名古屋市中区伊勢町一ノ三名古屋競馬株式会社取締役社長　桑原幹根提出

桑園の凍霜害対策に関する陳情

第六八三号　東京都千代田区有楽町蚕糸会館内全国養蚕販売

農業協同組合連合会長　北原金平外一名提出

桑園等の凍霜害対策に関する陳情　第六八五号　群馬県議会議長　金子金八外一名提出

右三十一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

意見書案

パン食推進に関する陳情

陳情者　東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ六四〇パン食推進期成同盟内　浅香忠雄外七十一名（第四〇号）

右の陳情は、本年度の食糧事情は水害、冷害等のため相当困難なる実状にあり、これを克服するにはパン食等粉食の普及徹底による食生活改善による外途なきことは周知の事実であるから、パン食推進のために、(一)外米輸入を抑制して小麦輸入を図ること、(二)学校給食の拡大普及、(三)粉食審議会の設置等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧自給促進法制定に関する陳情（三通）

陳情者　大分県議会議長　岩崎貢外二名（第九五号）

右の陳情は、食糧自給促進法の成立は食糧増産の基幹となるものであり、食糧増産対策を強力に推進するため真に適切なるものと思われるから、これがすみやかなる法制化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消費者米価引上げ反対等に関する陳情

陳情者　広島県三原市円一町一、八三四帝人三原工場労働組合内　三浦範男（第一三〇号）

右の陳情は、消費者米価の引き上げはインフレへの危険を助長し窮乏化しつつある国民生活を危機に陥れるものであるから、(一)米麦の二重価格制を採用し消費者米価は現行通りすえ置くこと、(二)月間完全配給、配給量、配給率を引き下げないこと、(三)米価審議会答申案の尊重、民主的運営の実施、(四)消費対策の改善、高級酒造米の節減、(五)供出対策、集荷、配給対策の改善等の措置を講じて勤労者大衆の生活を擁護し生産意欲を向上せしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害補償法改正に関する陳情（二通）

陳情者　新潟県西頸城郡名立町大字名立大町字家添一七五ノ二　竹内太門外三千三百四十一名（第九七号）

右の陳情は、農業災害補償制度を再生産の確保に充分役立つように強化確立するために、農業災害補償法を改正して、(一)災害に対しては充分な補償のできるようにすること、(二)共済の農家負担は大幅に軽減すること、(三)損害評価は農村の実情にそい早期に決定し、共済金はすみやかに支払うこと、(四)災害防除は共済事業に一元化し、費用の大部分を国庫負担とすること、(五)農民の意思が十分に発揮できるように共済制度のしくみを改めること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林、農地関係予算削減反対に関する陳情

陳情者　千葉県議会議長　浮谷元吉（第一四八号）

右の陳情は、昭和二十九年度予算において農林予算を大幅に削減するように聞くが、食糧増産の確保は現下もつとも緊急な問題であり、これが事実とすればその前途はまことに憂慮に堪えないものがあるから、農林関係予算の削減に反対するとともに農地改良、農業経営改善対策ならびに災害復旧、治山治水事業等の経費の大幅な復活ならびに増額の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

消費者米価引上げ反対等に関する陳情

陳情者　佐賀市神野町八二〇大和紡績労働組合佐賀支部内　池田太一（第二二二号）

右の陳情は、政府は米価審議会の答申を無視して消費者米価の値上げを断行したが、これは、インフレへの危険を助長し諸物価の高騰を促進することになるから、本年一月から実施している消費者米価をすみやかに撤回するとともに米麦二重価格を採用し消費者米価は昨年同様にすえ置くこと、及び一月間完全配給の実施と配給量、配給わくを引き下げないこと等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農林予算確保に関する陳情

陳情者　宮崎市旭通二ノ一一宮崎県農業会議事務局内　温水三郎（第二三三号）

右の陳情は、政府は、昭和二十九年度予算編成に当り、均衡財政を堅持するため、そのしわ寄せとして農林予算を大幅に削減する由であるが、これは、経済自立、国民生活安定の前提である農林水産業の重要性を全く無視したものであるから、農林予算は、農林省当初要求を最低限として確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

食糧増産対策費増額等に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第三一〇号）

右の陳情は、昭和二十九年度の農林予算に関しては、開拓ならびに土地改良費、病虫害防除費、災害復旧費等の食糧増産対策費を増額するとともに、農産物価格対策費および飼料需給対策費等は昭和二十八年度予算以上に計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及員増員等に関する陳情

陳情者　佐賀県神埼郡城田村姉　田中文太郎外二百九十四名（第三八七号）

右の陳情は、農業改良並びに生活改良普及発展推進の重要性にかんがみ、(一)普及事業費に対する補助率を削減しないこと、(二)補助金の平衡交付金組入れをしないこと、(三)機構改革による改良局の部制を廃止しないこと、(四)生活改良普及員の早急増員等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業災害復旧促進に関する陳情

陳情者　京都府舞鶴市議会議長　鴨田七蔵（第四三一号）

右の陳情は、昭和二十八年九月の台風十三号により京都府舞鶴市のこうむつた被害は実に五十七億円に達し、これが復旧に全力を傾注しているが、災害中最も広域にわたりかつ最大の被害をこうむつた農業災害の復興は遅々として進まず、これが復旧をきさなければ本市の復興は到底きしえないから、（一）農業災害実施査定の促進、（二）国家予算の災害復旧費大幅増額確保、（三）農業災害復旧資金の融資の円滑化等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

耕地災害復旧事業費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　佐々木恒司外九名（第四四六号）

右の陳情は、年々くり返す水害及び雪害により耕地関係の災害復旧費は巨額に達しているので、被害農家においては国庫補助金の見返りとして資金の借入等によつて復旧の促進を図つているが、工事完了にもかかわらず国庫補助金は一部交付が行われているにすぎず、交付遅延のため借入金利子の支払に窮し、ことに本年度は冷害のため農家経済はきわめて窮迫しているから、政府においては耕地災害復旧事業に対する国庫補助金の増額を図るとともに、昭和二十五年度災害については、昭和二十六年度災害及び昭和二十七年度及び昭和二十八年度災害については、被害発生後三年間に、それぞれ国庫補助金の交付を完了せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業費国庫補助に関する陳情

陳情者　岡山県吉備郡大和村大月哲一（第四五五号）

右の陳情は、昭和二十九年度予算案によると、府県への農業改良普及事業費国庫補助額は、従来三分の二であつたのが二分の一に削減されているが、これでは食糧問題はもち論のこと各般にわたり大なる支障をきたし、国勢の源泉である農村を破局に陥れることになるから、昭和二十九年度予算における農業改良普及事業費国庫補助額を前年度同様三分の二に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道開発事業費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第四九五号）

右の陳情は、昭和二十九年度の北海道開発事業国庫補助率を府県並に引下げようとする傾向にあるが、北海道の農業開拓についても一戸当りの農耕面積は府県の四倍であり、かつ開拓途上にある農業経営には各種の施設と投資を必要とし、しかも補助事業実施の末端である個々の農家は同一人が幾種もの補助事業の対象となつているため、実際の農家一戸当りの資金持出しは府県農家に比し数倍の負担となつており、またこれ以外の各開発事業費の補助率についても同様の事情にあるから、本道に対する補助率については特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

米価凶作加算金の予算化等に関する陳情

陳情者　宮崎県南那珂郡南郷町大字津屋野　隅本寅次郎外四百九十四名（第四九八号）

右の陳情は、昭和二十九年度予算においては農業関係予算は特に圧縮せられ農林省要求額が半減されたよしであるが、耕地は戦時中の荒廃にかえて重なる災害に対する復旧費助成が不足し農民は農業運営の途を失いその前途はまことに憂慮されるものがあるから、政府は米価凶作加算金をすみやかに予算化し、農業関係予算はすみやかに要求額を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農業改良普及事業費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第五二九号）

右の陳情は、昭和二十九年度予算において、農業改良普及事業の国庫補助率が三分の二から二分の一に減額されたことは、農業改良普及事業の前途をあやうくするものであり、ひいては、日本農業の後退を招来し、日本経済を破たんに導くものであるから、農業改良普及事業の国庫補助率は従来通り三分の二を堅持されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

購繭資金に関する陳情

陳情者　福島県知事　大竹作摩外一名（第五五五号）

右の陳情は、昭和二十九年度において政府は、健全財政確立のため資金政策の一環として、購繭資金として毎年貸出していたスタンプ手形による貸出を強力に引き緊めるように聞くが、購繭資金は農村金融である関係上、蚕代金が円滑に支払われなければ、養蚕農家の被る影響は深刻であるばかりでなく、養蚕意欲が阻害され、繭取引も混乱する結果となるから、昨年度同様購繭資金を円滑に貸出すよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情

陳情者　愛媛県議会議長　井部栄治（第五六〇号）

右の陳情は、木炭検査の重要性にかんがみ、木炭公営検査の強化を図るため、すみやかに国庫助成に関する特別法制定の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情（二通）

陳情者　静岡県議会議長　吉野倫将外一名（第五五七号）

右の陳情は、木炭に対する公正な検査の実施によつて、品質の改善と商品的価値を向上させ、適正な流通による消費生活の合理化を図ることは、生産者並びに消費者の利益をまもる上から必要であるにもかかわらず、現下地方財政の窮迫せる実状と零細なる生産者への負担過重等によつて、現行の検査機構は逐日弱体化の一途をたどりつつあることは、まことに遺憾のきわみであるから、すみやかに木炭公営検査強化に関し法制化を図ると共に、国費によつて検査事業の助成を行い、本事業の健全な発展を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情（二通）

陳情者　石川県議会議長　宮永盛雄（第五八六号）

右の陳情は、わが国の食糧事情は、ますます悪化する傾向にあるから、自立経済達成のため、需要の調節と減収防止への施策として食糧増産、食生活の改善、家族設計、移民等を推進し、併せて生産者、消費者が共にこの促進運動を実施し、食糧の自給自足体制を確立するよう考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情（二通）

陳情者　静岡県議会議長　吉野倫将外一名（第五五七号）

右の陳情は、木炭に対する公正な検査の実施によつて、品質の改善と商品的価値を向上させ、適正な流通による消費生活の合理化を図ることは、生産者並びに消費者の利益をまもる上から必要であるにもかかわらず、現下地方財政の窮迫せる実状と零細なる生産者への負担過重等によつて、現行の検査機構は逐日弱体化の一途をたどりつつあることは、まことに遺憾のきわみであるから、すみやかに木炭公営検査強化に関し法制化を図ると共に、国費によつて検査事業の助成を行い、本事業の健全な発展を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情

陳情者　山梨県議会議長　小林昌治（第六一〇号）

陳情者　秋田県議会議長　渋谷倉蔵（第六一五号）

右の陳情は、木炭公営検査の重要性にかんがみ、県営木炭検査費の一部に対し国庫から補助し得る立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道の開拓新規事業等実施に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第六二四号）

右の陳情は、食糧増産の重要性と北海道の特殊事情にかんがみ、本道における昭和二十九年度開拓並びに土地改良事業の推進を図るため、これが新規事業地区を指示してすみやかに事業の実施を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

繭検定制度改善に関する陳情

陳情者　埼玉県議会議長　染谷清四郎（第六二八号）

右の陳情は、養蚕農家に検定成績の向上を図るため、繭の出荷に当つては、玉繭及び屑繭等の選除には特に意を注いでいるが、現在の段階では混在をなくすことは至難であり、繭検定所において検定供用繭についてさらに選除する場合、若干の玉繭、屑繭等の混在することはやむを得ないところである。しかしてこれを価格に換算するならばきわめてばく大な金額に及ぶのであるが、現行の繭取引においては、この選除繭の評価は適正に実施されず、選除繭を製糸業者に対し無償で引き渡している実状であるから、養蚕農家の正当な利益を確保するため、選除繭が適正に評価されるよう、すみやかに繭検定制度を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

蚕糸業の振興に関する陳情

陳情者　岩手県議会議長　中野吉郎外十三名（第六三五号）

右の陳情は、蚕糸業の振興を図るため、繭糸価格安定制度を強化するため、国内的対策としては、(一)購繭資金及び製糸施設に対して円滑なる金融を図ること、(二)蚕業技術の普及、優良桑苗の確保等を含む養蚕経営合理化促進施設を強化拡充すると共に、さらに一歩を進め蚕糸振興に関する基本法を制定すること、(三)繭検定所経費の半額を国庫負担とすること、(四)養蚕とたばこ栽培との紛争を防止するため、たばこの栽培を農林省所管として農業総合経営の指導体制を一元化すること、(五)府県における蚕糸に関する試験研究機関等を整備拡充すること等の有効適切なる措置を講じ、対外策としては、米国の可燃性繊物輸入禁止措置に対し早急解決策を樹立する等の努力を払つて、生糸輸出の振興を図ると共に蚕糸業の振興を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島市に動物検疫所出張所設置の陳情（四通）

陳情者　鹿児島市塩屋町六八三　和原皮協同組合理事長　巡田忠義外十名（第六四三号）

右の陳情は、鹿児島港は、本邦最南端の貿易港として地理的条件において特殊の重要性を有し、貿易振興の国策遂行上その任務の一端を担うべき重大拠点であるが、従来本港に動物検疫所出張所の設置されていないため動物性諸物資の輸出入に多大の不便をきたしているから、本港に動物検疫所出張所をすみやかに設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

購繭資金に関する陳情

陳情者　群馬県前橋市南曲輪町七〇群馬県養蚕農業協同組合連合会長　近藤好一（第六六七号）

右の陳情は、製糸、養蚕各業者に対し円滑なる金融を実施して、繭四千万貫増産計画を完全に遂行するため、(一)購繭手形に対し従前の優遇措置を継続すること、(二)蚕糸債券発行の如き強力なる緊急金融措置をとること等の施策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園の凍霜害対策に関する陳情

陳情者　群馬県前橋市南曲輪町七〇群馬県養蚕農業協同組合連合会長　近藤好一（第六六八号）

右の陳情は、群馬県の桑園約八千町歩は、四月二十一日の大降霜により地帯によつては掃立の延期はもち論、相当多量の掃立減が予想され、目下これが被害桑園の技術的善後策によつて損害を最少限度に停め得るよう鋭意指導に当つてはいるが、養蚕農家は昨年の凍霜害と冷湿による違作のためその経済的痛手が未だにいえないとき今日又も災害を受けますます再起困難な事態に陥りつつあるから、すみやかな救済措置と恒久的抜本的施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本中央競馬会法案に関する陳情

陳情者　名古屋市中区伊勢町一ノ三名古屋競馬株式会社取締役社長　桑原幹根（第六八一号）

右の陳情は、日本中央競馬会法案が、今国会で審議されているが、中京競馬場は、多年の愛知県民の熱望が反映して、民間資本として設立されたものであり、競馬場設備の賃貸をもつて業務の主とする実情であるため、本法による競馬機構変遷に伴う賃貸料の決定は、中京競馬場（名古屋競馬株式会社）にとつて重大関心事であるから、日本中央競馬法案が成立して、中央競馬会が施行する競馬の場合も、農林省と同様の方式が採られ借上料は現在の賃貸料を最低限とするように本法案の審議に当つては格段の配慮をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園の凍霜害対策に関する陳情（二通）

陳情者　東京都千代田区有楽町蚕糸会館内全国養蚕販売農業協同組合連合会長　北原金平外一名（第六八三号）

右の陳情は、春蚕掃立を前にして、さる四月二十一日、二十八日の両日にわたり全国的に襲来した気候急変は、又も広範囲にわたる農作物の凍霜被害をもたらし、特に桑園の被害はじん大であつて、このため養蚕農家は再起不能の事態をも憂慮される窮状であるから、被害救助対策として(一)病虫害防除薬剤を無償交付すること、(二)速効性窒素質肥料を無償交付すること、(三)掃立不能蚕種代金を助成すること、(四)夏秋蚕種購入代金を助成すること、(五)蚕繭共済保険金緊急概算払を実施すること、(六)被害農家に対する課税を減免すること等の措置を早急に講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園等の凍霜害対策に関する陳情

陳情者　群馬県議会議長　金子金八外一名（第六八五号）

右の陳情は、去る四月二十一日、二十八日の両日における大降霜のため、群馬県下の桑園、麦、馬鈴薯、果

樹等の被害はじん大であつて、養蚕農家等は再起困難な事態に陥りつつあり、まことに憂慮に堪えないものがあるから、これら被害救済対策として（一）桑樹病害虫防除薬剤購入費を助成すること、（二）桑樹勢回復速効性肥料購入費を助成すること、（三）一般農作物に対する病害虫防除費を助成すること、（四）営農資金償還延期及びその利子を全額補給すること、（五）営農資金の特別融資を実施すること、（六）農業共済保険金の即時仮払を実施すること、（七）被害農家に対する所得税を減免すること、（八）蚕業技術指導強化費を助成すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第五十号参照〕

審査報告書

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十一日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡田　信次　　木島　虎藏

仁田　竹一　　高木　正夫

入交　太藏　　森田　義衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（以下「国連軍協定」という。）の実施に伴い、さきに合衆国軍隊に対して認めた道路運送法、道路運送車両法、水先法及び航空法の規定中適用除外の特例と同様の特例を国連軍に対し認めることとし、所要の改正を講じようとするもので、委員会は国連軍協定履行のため必要なる措置と認める。

二、事件の利害得失

国連軍協定の円滑なる実施に寄与する

三、費用

本法の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

裁判所法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十二日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

大谷　贇雄　　上原　正吉

宮城タマヨ　　羽仁　五郎

三橋八次郎　　楠見　義男

青木　一男　　一松　定吉

小野　義夫　　亀田　得治

棚橋　小虎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、裁判所の権限を適正に分配するため、簡易裁判所の事物管轄の範囲を拡張し、家庭裁判所における家事事件及び少年事件を適正迅速に処理するため、家事調査官と少年調査官とを統合して、家庭裁判所調査官と改めようとするもので、時宜に適した措置である。

二、事件の利害得失

本法施行により、簡易裁判所の事物管轄が適正になるとともに、家庭裁判所の事務を合理的に処理することが出来る。

三、費用

本法施行のために、別段の費用を要しない。

審査報告書

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十二日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

大谷　贇雄　　上原　正吉

宮城タマヨ　　羽仁　五郎

三橋八次郎　　楠見　義男

青木　一男　　一松　定吉

小野　義夫　　亀田　得治

棚橋　小虎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」が、昭和二十九年六月一日から効力を失うので、民事上告手続等に関し、所要の改正を加えようとするものであつて、現下の情勢に鑑み、適切妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法施行により、最高裁判所の事務量を軽減する実益がある。

三、費用

本法施行のために、別段の費用を要しない。

審査報告書

民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十二日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

大谷　贇雄　　上原　正吉

宮城タマヨ　　羽仁　五郎

三橋八次郎　　楠見　義男

青木　一男　　一松　定吉

小野　義夫　　亀田　得治

棚橋　小虎

一、要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済事情の変動特に物価上昇等に鑑み、民事訴訟の審級に貼用すべき印紙の額及びその算定基準を改めようとするものであつて、現下の経済事情に鑑み妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法施行により、訴訟費用及び国の収入が、現在の経済情勢に適合する。

三、費用

本法施行のために、別段の費用を要しない。

水産委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六九号　李承晩ライン撤廃等に関する請願

第三四七号　日本近海のオットセイ猟獲事業許可に関する請願

第一一二号　北海道虻田漁港築設工事促進に関する請願

第一九七号　北海道斜内港の第一種漁港指定等に関する請願

第一九八号　北海道頓別漁港の第三種漁港指定等に関する請願

第一三一五号、第一三二八号　漁港修築予算増額に関する請願

第一三六四号　千葉県東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する請願

第一五四六号　駐留米国軍実弾射撃演習による損害補償の請願

第一五九八号　沈没徴用かつお、まぐろ漁船の船主に漁業の免許等の請願

第一七一四号　東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する請願

第二〇一二号　下関漁港修築費全額国庫負担に関する請願

第二一六三号　高知県の魚礁設置費国庫助成に関する請願

第二一七一号　南千島及び根室近海における漁業の安全操業に関する請願

第二二四八号　太平洋水域の原爆実験による損害補償等の請願

第二三九〇号　太平洋水域の原爆実験による損害補償等の請願

第二四七〇号　駐留軍演習による漁業特別損失補償の請願

第二六〇三号　静岡県狩野川汚水毒物放流防止等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

水産委員会請願特別報告第一号

李承晩ライン撤廃等に関する請願

第二六九号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

日本近海のオットセイ猟獲事業許可に関する請願

第三四七号　岩手県上閉伊郡大槌町海獣猟獲組合連合会長　川口鶴松外六名提出

北海道虻田漁港築設工事促進に関する請願

第一一二号　北海道虻田郡虻田町長　黒木竹一提出

北海道斜内港の第一種漁港指定等に関する請願

第一一九七号　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外二名提出

北海道頓別漁港の第三種漁港指定等に関する請願

第一一九八号　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外二名提出

漁港修築予算増額に関する請願

第一三一五号　東京都千代田区丸ノ内二ノ一四社団法人漁港協会長　井手正孝外四十名提出

第一三二八号　岩手県盛岡市内丸七二ノ一岩手県漁港協会内　鈴木善幸提出

千葉県東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する請願
第一三六四号　千葉市通町六八
漁業協同組合連合会長　佐久間竹松外四十名提出
駐留米国軍実弾射撃演習による損害補償の請願
第一五四六号　千葉県山武郡鳴浜村九十九里地曳網漁業協同組合長　斎藤仲吉提出
沈没徴用かつお・まぐろ漁船の船主に漁業の免許等の請願
第一五九八号　盛岡市内丸一岩手県鰹鮪漁業者協会内　佐々木大三郎提出
東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する請願
第一七一四号　東京都中央区築地五ノ一東京都漁業協同組合連合会長　大野房太郎外十四名提出
下関漁港修築費全額国庫負担に関する請願
第二〇一二号　山口県知事　小沢太郎提出
高知県の魚礁設置費国庫助成に関する請願
第二一六三号　高知県知事　川村和嘉治提出
南千島及び根室近海における漁業の安全操業に関する請願
第二一七一号　北海道根室郡根室町字本町三ノ一七　富樫衛提出
太平洋水域の原爆実験による損害補償等の請願
第二二四八号　千葉県銚子市長　島田隆外一名提出
太平洋水域の原爆実験による損害補償等の請願
第二三九〇号　東京都中央区築地五ノ一　寺田省一外三名提出
駐留軍演習による漁業特別損失補償の請願
第二四七〇号　福岡市箱崎町福岡県駐留軍演習補償対策協議会内　太田清作外十三名提出
静岡県狩野川汚水毒物放流防止等に関する請願
第二六〇三号　静岡県田方郡大仁町狩野川漁業協同組合長　飯塚利八提出

右十八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書案

李承晩ライン撤廃等に関する請願
請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第二六九号）

右の請願は、国際法による公海自由の原則を無視し、操業漁船の不法だ捕をあえてする李承晩ラインの設定は、わが国水産界に致命的損失を与えているから、即時李ラインの撤廃と、だ捕漁船ならびに漁業の損害に対し、その賠償について政府当局は早急に措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本近海のオットセイ猟獲事業許可に関する請願
請願者　岩手県上閉伊郡大槌町海獣猟獲組合連合会長　川口鶴松外六名（第三四七号）

右の請願は、今年度は、例年にない冷害による不漁で、このまま推移せんか三陸漁民の由々しき社会問題を起すやに思われるから、三陸沿岸を中心に日本海に回遊するオットセイの海上猟獲を解禁し、冷害対策の一環として漁民救済に特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道虻田漁港築設工事促進に関する請願
請願者　北海道虻田郡虻田町長　黒木竹一（第一一二二号）

右の請願は、最近の漁業は科学的に機械化され、大型動力船による近海出漁によつて漁業の生産増強を図らなければならない時代となつている。北海道虻田町も四隻の大型船を建造して相当の成績を上げているが、当町には大型漁船のけい留基地がないため、非常な不便と難儀をしている実情であるから、すみやかに虻田漁港を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道斜内港の第一種漁港指定等に関する請願
請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外二名（第一一九七号）

右の請願は、北海道斜内地方に漁港を新設する計画は二十数年来の地元民の要望であるが、本地方は頓別、枝幸漁港よりそれぞれ十一キロ、二十五キロの距離によつて目前に豊富な漁田を控えながら漁港がないため、動力船によつてその沖合漁業ができない現状であるから、斜内漁港を昭和二十九年度において農林省第一種漁港に指定の上、漁港施設工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道頓別漁港の第三種漁港指定等に関する請願
請願者　北海道枝幸郡浜頓別町長　佐々木熊吉外二名（第一一九八号）

右の請願は、北海道頓別漁港は、右岸導水堤の完成によつてオホック漁田開発に大きな役割を果している外、稚内港から枝幸港間唯一の避難港としての重要な位置にあるから、昭和二十九年度において本港を第三種漁港に指定せられるとともに漁港施設の完備を促進されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港修築予算増額に関する請願
請願者　東京都千代田区丸ノ内二ノ一四社団法人漁港協会長　井出正孝外四十名（第一三一五号）

請願者　岩手県盛岡市内丸七二ノ一岩手県漁港協会内　鈴木善幸（第一三二八号）

右の請願は、政府は二十九年度漁港修築予算を極端に節減したが、このような予算では、せつかく確立した漁港整備計画に基く漁港の計画的完成に重大な支障をきたすばかりでなく、既に着手した漁港についてもその規模を縮小せねばならぬこととなり本来の機能を全く発揮できないこととなり、わが国漁業水産に及ぼす影響はすこぶる大きいから、主管省当初要求額に基き、漁港予算の画期的増額を期して、漁港整備の円滑な推進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する請願
請願者　千葉市通町六八　佐久間竹松外四十名

右の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書案

駐留米国軍実弾射撃演習による損害補償の請願
請願者　千葉県山武郡鳴浜村九十九里地曳網漁業協同組合長　斎藤仲吉

右の請願は、千葉県東京内湾沿岸浅海は、あさり、はまぐり、浅草のり等の良好な漁場を形成しており、沿岸一万戸漁家はこれによつて生計のすべてを賄つてきたのであるが、昨年十一月頃から浦安地区をはじめ重要漁場一帯にヒトデが爆発的に発生し、漁民の懸命なる駆除作業にもかかわらずますます増加しつつあるため、貝類は全滅の危機にひんし従つて漁民の生活はまことに憂慮すべき事態となつているから、（一）駆除所要経費総額四千万円の援助交付及び駆除技術指導、（二）稚貝購入まき付費一億五千万円の長期融資及びこれに対する利子補給千五百万円の交付、（三）貝類害敵及びその駆除予防方法の徹底的研究調査の実施等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駐留米国軍実弾射撃演習による損害補償の請願
請願者　千葉県山武郡鳴浜村九十九里地曳網漁業協同組合長　斎藤仲吉（第一五四六号）

右の請願は、昭和二十八年九月十六日付東京調達局通達によつて、同年五月一日から漁業権等行使制限が解除され、同年六月以降の米駐留軍実

弾射撃演習によつてこうむる損失に対する補償金が打ち切られる模様であるが、演習範囲が縮小されたといつても実弾射撃は依然として耳をろうするばかりのごう音にて続けられており、これがため魚の習性として音響に驚き逸散するのは当然であり、昨二十八年度の如きは近年まれな不漁であつて地びき網漁業者は倒産の一歩手前まで追い込まれ、このまま米駐留軍の実弾射撃演習が継続され、しかもその損失に対する完全なる補償金の交付がなされない時は九十九里浜数万の地びき網業者は倒産、廃業のやむなき事態に立ち至ることは必然であるから、すみやかにこれが補償措置を講じられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

沈没徴用かつお、まぐろ漁船の船主に漁業の免許等の請願

請願者　盛岡市内丸一岩手県鰹鮪漁業者協会内　佐々木大三郎（第一五九八号）

右の請願は、大東亜戦争に徴用されて沈没したかつお、まぐろ漁船の船主に対しては、戦後一定期間その復旧のための漁船建造が認められたがあまりにも船主の損害が大きかつたため、そのほとんどが復旧しておらず、その後復旧建造しようとしても漁業権を得る途がなく、また資金の借り入れにも困難な状況であるから、これら船主に対し漁業の免許をし、かつ建造資金を貸与せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する請願

請願者　東京都中央区築地五ノ一東京都漁業協同組合連合会長　大野房太郎外十四名（第一七一四号）

右の請願は、東京内湾沿岸浅海は、あさり、はまぐり、浅草のり等の良好な漁場であるが、昨年十月に葛西浦沖及び羽田洲にヒトデの出現を見てから数箇月にしてその繁殖区域は爆発的増大を示し漁民の懸命な駆除作業にもかかわらずますます増大しつつあるため貝類は全滅の危機にひんしているから、（一）駆除所要経費三千七十九万円の援助交付及び駆除技術の指導、（二）稚貝購入まき付費一千万円の長期融資及びこれに対する利子補給百万円の交付、（三）貝類害敵及びその駆除予防方法の徹底的研究調査の実施、等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

下関漁港修築費全額国庫負担に関する請願

請願者　山口県知事　小沢太郎（第二一〇二一号）

右の請願は、下関漁港の修築工事は県営として昭和三年の計画によつて現在もなおその工事を継続中であるが、戦禍をまぬがれた当地に集まる出入漁船は戦後いちじるしく増加し、特に講和以来当漁港を基地とする海洋漁業は南支那海、印度洋、南海諸海域にまでその歩をのばし、これに伴つて漁船数の漸増をみるようになり、当漁港の現状とわが国水産業の将来各種母船式海洋漁業化をあわせ考える時、これらの大船団を包容することのできる大漁港としての拡築計画が必要であるから、漁港法の規定に基いて国営とし、全額国費によつて本漁港の拡築工事を早期に完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高知県の魚礁設置費国庫助成に関する請願

請願者　高知県知事　川村和嘉治（第二一六三号）

右の請願は、高知県沿岸漁業の特異性は、魚礁を利用することであつて、戦前においても、毎年少くとも五、六十箇所の魚礁の維持、新設を国庫助成によつて行つてきたものであるが、戦後、漁船数の増加と漁具、漁法の発達に伴い、沿岸漁族資源量は急激に減少し、加えて機船底びき網漁船の禁止区域侵犯はこれに拍車をかけ、沿岸漁民の生活は極度に困窮をきたしたため、高知県は、全国にさきがけて、昭和二十四年度から年間約六百二十万円（中補助金二百五十万円）程度の魚礁設置事業を実施して大なる成果を見ている。しかしながら魚礁設置を必要とする漁場は年々増加し、底びき網漁船の禁止区域侵入もますます増加しているため、魚礁の規模も単に沈船等によるものでなくコンクリート製ケーソン等を使用する必要を生じ、従つて事業費も数千万円を要し、県費だけでは到底実現困難であるから、本年度瀬戸内海漁業に対し魚礁設置費として国庫助成したと同様、本県にも強力なる国庫助成の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

南千島及び根室近海における漁業の安全操業に関する請願

請願者　北海道根室郡根室町字本町三ノ一七　富樫衛（第二一七一号）

右の請願は、北海道根室地方の近海沿岸漁業者は、戦後千島、歯舞諸島の豊富な漁田を失つた上、これらの島から引揚げた同胞を迎え、きわめて狭い海域で操業するため、漁業資源の枯渇がはなはだしく、加うるに漁船のだ捕事件が絶えないので、沿岸漁業の衰退はもとより、経済的破局を見ることも必然的な実情にあるから、根室近海沿岸漁業者が、安んじて漁業の操業ができるよう、（一）南千島及び色丹、歯舞諸島周辺海域における、安全操業、（二）だ捕船の早期帰還等実現の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

太平洋水域の原爆実験による損害補償等の請願

請願者　千葉県銚子市長　島田隆外一名（第二二四八号）

右の請願は、第五福龍丸の被爆被害の影響は意外に大きく全国的に波及し、何ら関係がないと認められる銚子市近海漁業によつて水揚げされた一般魚類の価格および水産製品にまで及び、その暴落、出荷製品の返品等による損害はもち論出漁停止の状況にまで発展し、本市水産関係業者にじん大な損害を与えているから、すみやかにこの悪影響の早急解消ならびに損害の補償方について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

太平洋水域の原爆実験による損害補償等の請願

請願者　東京都中央区築地五ノ一寺田省一外三名（第二三九〇号）

右の請願は、今般の水爆実験は、水産物全般にはなはだしい影響を与え、生産者及び市場関係業者の被つた物心両面の損害は、ばく大なものがあるから、（一）被爆魚処理費、（二）入荷魚類の衛生検査費、（三）運搬処理費及び冷蔵庫保管料、（四）入荷減少、価格低落等による損失に対し損害補償の措置を講ぜられるとともに、水産物に対する消費者の不安を一掃するよう、格段の啓もう宣伝の方策をするを講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駐留軍演習による漁業特別損失補償の請願

請願者　福岡市箱崎町福岡県駐留軍演習補償対策協議会内　太田清作外十三名（第二四七〇号）

右の請願は、駐留軍の演習等による漁業の特別損失については、昭和二十八年の「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律」によつて、補償されることになつているが、福岡県内岸壁射撃演習場、築城高射砲射撃演習場並びに博多湾における水上機の離着水による特別損失は、相当の巨額に達する見込みであり、特に

芦屋地区は、広大な魚付林の伐採、飛行場の汚毒水の流入、朝鮮戦乱中帰還飛行機の残弾投入等により、漁場の荒廃がはなはだしく、漁獲も殆どない現状のところ、たまたま昭和二十七年七月から制限漁区が縮小されて補償対象額が半減されることになり、漁家の窮乏は著しいものがある。また他の漁区も同様漁場が荒廃して、漁業経営が困難な事態に追い込まれている実情であるから、すみやかなる特別損失補償金交付の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県狩野川汚水毒物放流防止等に関する請願

請願者　静岡県田方郡大仁町狩野川漁業協同組合長　飯塚利八（第二六〇三号）

右の請願は、去る二月十六日東洋醸造株式会社工場から放流された毒物のため、同工場汚水放出口である大仁町田京地先下流の狩野川の全魚類は完全に死滅してしまつた。これは狩野川漁業協同組合員にとつて、今後数年間にわたる死活の重大事であるばかりでなく、沿岸住民はもとより伊豆観光上からもじん大なる損失であるから、県ならびに関係当局は、今後このようなことが再び繰り返されることのないよう、東洋醸造株式会社をして、汚水や毒物放流を防止する施設を行わしめるとともに、今回の毒物放流による魚族全滅によつて狩野川漁業協同組合ならび組合員がうけた全損害を補償せしめるよう責任をもつて善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四一号　漁港修築予算増額等に関する陳情

第六八号、第一二三号、第一二五号　李承晩ラインによる漁船損害補償等の陳情

第七九号　兵庫県釜口漁港修築に関する陳情

第九九号　漁業災害補償法制定に関する陳情

第一三三号　茨城県日立港修築工事促進に関する陳情

第一二五号　山口県萩漁港修築費予算増額に関する陳情

第二八〇号　指定中型まき網漁業の大型漁業転換に関する陳情

第三五四号　長崎県豆酘漁港に米軍ＬＳＴ利用施設設置の陳情

第三六二号　水産資源保護法の拡充等に関する陳情

第三六三号　水産保護と産業排水等の調整に関する法律制定の陳情

第四三四号　宮崎県都濃漁港修築工事継続等に関する陳情

第四三六号　千葉県東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する陳情

第五二一号　陸奥湾内の魚礁設置費国庫補助に関する陳情

第五七五号　漁業協同組合育成強化等に関する陳情

第六〇四号　漁業生産力増強等に関する陳情

第六四六号　東京内湾のヒトデ被害対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

水産委員会陳情特別報告第一号

漁港修築予算増額等に関する陳情

第四一号　千葉市通町六八社団法人千葉県漁港協会長　小谷三之助外十一名提出

李承晩ラインによる漁船損害補償等の陳情

第六八号　山口県下関市議会議長　小西鰪一外十一名提出

第一二三号　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外一名提出

第一二五号　千葉県銚子市議会議長　吉原隆治提出

兵庫県釜石漁港修築に関する陳情

第七九号　兵庫県津名郡釜口村長　古賀種三郎外五名提出

茨城県日立港修築工事促進に関する陳情

第一三三号　茨城県日立市長　高嶋秀吉提出

山口県萩漁港修築費予算増額に関する陳情

第二二五号　山口県萩市長　安村正人提出

指定中型まき網漁業の大型漁業転換に関する陳情

第二八〇号　山口県下関市名池町一、六六七　天野郡治外二十三名提出

長崎県豆酘漁港に米軍ＬＳＴ利用施設設置の陳情

第三五四号　長崎県下県郡豆酘村長　本石惣作提出

宮崎県都濃漁港修築工事継続等に関する陳情

第四三四号　宮崎県庁経済部水産課内漁港協会内　川上善次提出

千葉県東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する陳情

第四三六号　千葉県東葛飾郡浦安町長　内田成夫外二名提出

陸奥湾内の魚礁設置費国庫補助に関する陳情

第五二一号　青森県議会議長　中島清助提出

漁業協同組合育成強化等に関する陳情

第五七五号　長崎県南松浦郡崎山村漁業協同組合長理事　才津新造外二名提出

漁業生産力増強等に関する陳情

第六〇四号　東京都千代田区麹町一ノ一二全国漁業協同組合連合会長理事　木下辰雄提出

東京内湾のヒトデ被害対策に関する陳情

第六四六号　千葉県議会議長　浮谷元吉提出

右十五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書案

漁港修築予算増額等に関する陳情

陳情者　千葉市通町六八社団法人千葉県漁港協会会長　小谷三之助外十一名（第四一号）

右の陳情は、現下わが国水産業の進展が一にかかつて漁港施設の急速なる整備拡充にあることは、沿岸、遠洋を通ずる全漁業者ならびに水産加工業、取引業等関係業界のひとしく痛感するところであるから、漁港整備の画期的促進を図るため、（一）漁港修築費予算の大幅増額、（二）漁港整備計画の拡充、（三）漁港修築事業に伴う府県ならびに市町村その他の所要資金確保等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

李承晩ラインによる漁船損害補償等の陳情

陳情者　山口県下関市議会議長　小西鰪一外十一名（第六八号）

陳情者　鹿児島県串木野市長　橋口行彦外一名（第一二三号）

陳情者　千葉県銚子市議会議長　吉原隆治（第一二五号）

右の陳情は、李承晩ラインの制約に基因して生じた漁業の行詰りを救済するため、（一）だ捕によつて生じた漁船損害の国家補償、（二）だ捕抑留漁船船員家族の救済、（三）漁業救済の緊急融資等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県釜口漁港修築に関する陳情

陳情者　兵庫県津名郡釜口村長　古賀種三郎外五名（第七九号）

右の陳情は、兵庫県釜口漁港は、第一種漁港とは名のみで、港湾施設が皆無のため、漁船は常に不安定な状態の下に置かれ、漁業生産力の発展と経営および生活の安定が計り得ない実情にあるから、すみやかに本漁港の修築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県日立港修築工事促進に関する陳情

陳情者　茨城県日立市長　高嶋秀吉（第一三三号）

右の陳情は、茨城県日立港の修築を完成することによつて近年不振の一途をたどつている当地漁業も隆盛の一路をたどり、また鉱工業界にとつても海上運輸の途を得られることに

なり、本市将来の飛躍上一大貢献をなすものと期待し、当地元としてもあらゆる努力をかたむけているから、当港修築が一両年中に完成されるよう特に本事業の促進について格別に御配慮なされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山口県萩漁港修築費予算増額に関する陳情

陳情者　山口県萩市長　安村正人（第二二五号）

右の陳情は、山口県萩漁港は第一次漁港整備計画に編入され目下その工事実施中であるが、昭和二十九年度予算を大蔵省査定通り極端に減額する場合は、本漁港の施設は不完備なものとなり、日本海における重要漁港としての使命を発揮することができなくなるから、昭和二十九年度において第三種漁港修築工事に対する指令と修築予算の増額について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

指定中型まき網漁業の大型漁業転換に関する陳情

陳情者　山口県下関市名池町一、六六七　天野郡治外二十三名（第二八〇号）

右の陳情は、指定中型まき網漁業は、本漁業の安定、沿岸漁業との円満調整を期する観点から、減統必至の現状下にあるから、減統該当者を大型まぐろ漁業に転換せしめるよう格段の配慮をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎県豆酘漁港に米軍ＬＳＴ利用施設設置の陳情

陳情者　長崎県下県郡豆酘村長　本石惣作（第三五四号）

右の陳情は、今回、運輸省港湾局計画課から長崎県当局を通じ、従来米軍において物資の補給その他のために利用されてきた本県豆酘港について当該米軍のＬＳＴ利用状況の調査を照会してきたので、早速本港にＬＳＴ専用の個所をあらたに設置する計画図ならびに所要工費の計算書を作製し提出しておいたが、本件は安全保障費をもつて修築工事を施行するものであり、国家防衛の見地からしてその実現は絶対に必要であるから、すみやかに本施設を完備するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県都濃漁港修築工事継続等に関する陳情

陳情者　宮崎県庁経済部水産課内漁港協会内　川上善次（第四三四号）

右の陳情は、宮崎県都濃漁港は、昭和二十八年度において修築工事に着工したが、政府は昭和二十九年度漁港予算の編成に当り、緊縮予算のしわ寄せのためか予算に大節減を加え、新期着工は一切認めないばかりでなく都濃漁港の工事を打ち切り、かつ第二次整備計画として工事継続中の島野浦、土々呂、富田、目井津、宮之浦、福島、高松の七港についても将来予算を削減せられるやに伝えられているが、かようなことは漁港に恵まれない本県の期待を裏切るばかりでなく、水産業の進展を阻むものであるから、昭和二十八年度着工の都濃漁港修築工事を継続せられるとともに漁港予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

千葉県東京内湾沿岸のヒトデ被害対策に関する陳情

陳情者　千葉県東葛飾郡浦安町長　内田成夫外二名（第四三六号）

右の陳情は、千葉県浦安町をはじめ内湾沿岸漁民の経済を危機におとしいれ、ますます暴威をたくましくしているヒトデの被害推定額は、浦安町のみにてもはまぐり、あさり等四十八万たる（一たるは一斗）、稚貝二十九万たる、計七十七万たる、金額にして約一億百五十万円に及ぶ惨状であつて、このまま推移すると実に重大なる結果をきたすこととなるから、早急に現地を視察し万全の防除対策を図られるとともに、（一）ヒトデ駆除並びに漁場復興経費の国庫補助、（二）ヒトデ災害による漁業者の援護資金長期融資及び国庫補助金による利子補給、（三）貝類養殖場の復興に対する国庫助成等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

陸奥湾内の魚礁設置費国庫補助に関する陳情

陳情者　青森県議会議長　中島清助（第五二一号）

右の陳情は、青森県漁業生産物の大宗であるいわし、たら等の回遊性魚族は、海況の変化等により年年その漁獲が減少し、ことに陸奥湾沿岸における七千漁家の一漁家当りのとる収入は平均十四万円程度に過ぎないため、これら漁村は窮乏の一途をたどつているから、これが対策として昭和二十九年度において実施を計画している陸奥湾沿岸の漁礁設置に対し国庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業協同組合育成強化等に関する陳情

陳情者　長崎県南松浦郡崎山村造才津新漁業協同組合長理事　（第五七五号）

右の陳情は、沿岸漁業振興のため、（一）漁業協同組合を強化し、共販事業を確立すること、（二）漁業用燃油を確保すること、（三）組合に対する諸税を全廃すること、（四）不正漁業の取締を強化すること、（五）漁業災害補償制度を確立すること、（六）漁港修築国庫助成金を増額すること、（七）季ライン設定に伴う転業資金を交付すること、（八）小型機船底びき網漁業者の転業資金を増額すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁業生産力増強等に関する陳情

陳情者　東京都千代田区麹町一ノ一二全国漁業協同組合連合会長理事　木下辰雄（第六〇四号）

右の陳情は、全国漁民にとつて、今日ほど、内外の難問が累積して、その生活権を脅かされるに急なることはなく、これらの諸問題のすみやかなる解決こそ、民生の安定にとつて最も必要であるから、（一）漁業災害補償制度を確立すること、（二）南方海域における漁船の前進根拠地を設置すること、（三）漁業用燃油を確保すること、（四）水産物の価格安定及び流通秩序確立を図ること、（五）中央卸売市場法を改正すること、（六）水産物輸出振興に対する助成及び市場開拓に努力すること、（七）漁業金融対策として特融水産わくの増大及び漁業信用基金制度の整備拡充を図ること、（八）漁民課税の軽減を図ること、（九）漁業協同組合を育成強化すること、（一〇）北洋漁業の操業海域を拡張すること、（十一）漁業生産に支障する爆撃演習を即時中止すること、（十二）近代漁具への転換を助成すること、（十三）国会及び地方議会の水産常任委員会を存置すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京内湾のヒトデ被害対策に関する陳情

陳情者　千葉県議会議長　浮谷元吉（第六四六号）

右の陳情は、東京内湾沿岸漁民の経済を危機におとしいれますます暴威をたくましくしているヒトデの被害推定額はまぐり、あさり等二億円に近い程の惨状であつて、このまま

推移すれば、全国一を誇る三千万坪の貝類養殖場は壊滅することになり、実に重大なる結果をきたすことになるから、早急にこれが施策の確立と被害補償とを具体化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会陳情特別報告第二号

漁業災害補償法制定に関する陳情

第九九号　福岡市議会議長　高丘稔提出

水産資源保護法の拡充等に関する陳情

第三六二号　東京都千代田区丸ノ内二ノ二丸ビル六階六二六区全国内水面漁業協同組合連合会長　森幸太郎提出

水産保護と産業排水等の調整に関する法律制定の陳情

第三六三号　東京都千代田区丸ノ内二ノ二丸ビル六階六二六区全国内水面漁業協同組合連合会長　森幸太郎提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十九年五月二十一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書

漁業災害補償法制定に関する陳情

陳情者　福岡市議会議長　高丘稔（第九九号）

右の陳情は、公海の自由を一方的にじゅうりんし、横暴をきわめている中共ならびに韓国の脅威は、福岡市を拠点とする以西底びき網業者ならびに家族を死活の状態におとしいれており、現下の状勢においては対中共、対韓国交渉も急速には打開の見透しもつかず、該業者等の災害は水害、冷害と同様いわば不可抗力に等しいものであつて、その救済補償はわが国水産行政の緊急にして重大な問題であるから、すみやかに以西漁業災害補償法を制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十九年五月二十一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書

水産資源保護法の拡充等に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内二ノ二丸ビル六階六二六区全国内水面漁業協同組合連合会長　森幸太郎（第三六二号）

右の陳情は、水産資源保護法は、第十二回国会において成立して以来、内水面及び浅海の増殖事業の振興はもとより、広く沿岸公海の水産資源培養に資するところ大であり、国際関係にも、至大の好感をもつて迎えられているが、本法の積極的活用は、ますます緊要の度を加えつつあるから、国会並びに政府においては、本法の内容を拡充するとともに、漁業法を本法に吸収して、水産業発展の諸政策の基本法とせられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十九年五月二十一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書

水産保護と産業排水等の調整に関する法律制定の陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内二ノ二丸ビル六階六二六区全国内水面漁業協同組合連合会長　森幸太郎（第三六三号）

右の陳情は、水産界の繁栄だけではなく、日本経済の一環をなす工場鉱山事業場の繁栄をも考慮し両者の共存共栄と両全を図るため、(一)河川、湖沼及び浅海の中とくに重要なる漁場を限り、鉱工業の廃水を、経営能力と現代科学の限度において、水質を保護するため、両者を調整すること、(二)除外装置と除外作業について、鉱工業者の負担を軽減するため、租税に特別の措置を講ずること等を内容とする調整法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十九年五月二十一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

〔第五十一号参照〕

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十一日

地方行政委員長　内村　清次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石村　幸作　伊能　芳雄

伊能繁次郎　高橋進太郎

館　哲二　小林　武治

堀　末治　笹森　順造

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、教育委員会制度発足以来の運用の実情にかんがみ、又地方財政上の負担軽減の一助ともなることを考慮して制定せられるものであつて、その内容は、(一)教育委員会の委員の半数改選の制度を廃止して四年ごとに一せいに改選することとし、又これに伴い所要の技術的な規定を整備したこと(二)経過的に、現在の教育委員のうち任期満了が早く到来する半数の委員の任期を二年延長して、任期満了を同一時期となるようにしたこと等であつて、大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、教育委員会制度をその実情に即せしめることができる。

三、費用

本法を施行することによつて、国は別に費用を要しないが、地方は二年ごとの選挙が四年に一度となるから、選挙費用は略半減し、約十六億円の節約となる。

審査報告書

中小企業安定法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十五日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川弥平治　高橋　衛

松平　勇雄　黒川　武雄

西田　隆男　小松　正雄

三輪　貞治　海野　三朗

井上　知治　豊田　雅孝

酒井　利雄　白川　一雄

小林　英三　武藤　常介

要領書

一、委員会の決定の理由

最近における経済事情の変化と、本法施行後の実情に鑑み、アウトサイダーの規制に関する規定を整備し総合調整計画等を参しやくして調整命令を出すこと、及び一定の条件の下に調整組合の調整規程に従うべきことの命令を出すこととする等の措置を講じたものであつて、概ね妥当な方策と認めたが、なお別紙の附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

調整組合を活用して、当該事業者による自主的な需給を確実に行い得るよう定めること等によつて、当該中小工業の経営安定に資する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府が本法に基く命令を発する場合は、左記事項に関し特に慎重を期すべきである。

(一)　当該業種に属する事業者の技術向上と合理化促進とを積極的に指導すると共に、企業努力への意慾を失墜せしめざること

(二)　輸出の振興を阻害せざる場合に限定すること

(三)　第二十九条第二項による命令については、命令の公平なる執行を重視し、同項第一号の調整組合又は連合会の資格要件につき厳正を期すること

審査報告書

壱岐対馬電報料の件を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十五日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

島津　忠彦　久保　等

新谷寅三郎　石黒　忠篤

山田　節男

要領書

一、委員会の決定の理由

本件明治二十三年法律第十六号は「本年四月以降ニ於テ壱岐対馬ニ発着スル電報ノ料金ハ内国普通ノ納額ニ依ルヘシ」というのが全文であるが、爾来電報料金は全国均一制となつており、既に実効を失つているこの法律を廃止しようとするもので妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

法令整理の趣旨に合する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を

附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十五日
電気通信委員長　左藤　義詮
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
島津　忠彦　新谷寅三郎
石黒　忠篤
要領書
一、委員会の決定の理由
「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」の締結に伴い、国際連合の軍隊に係る電信電話の料金、電話設備の設置及び使用について日米安全保障条約に基くアメリカ合衆国の軍隊に対する取扱と同等の取扱をすることとしようとするもので妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
国際連合の軍隊に係る電気通信利用の法律関係を明らかにする利益がある
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
臘虎膃肭獣獲取縮法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十五日
水産委員長代理理事　秋山俊一郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
森　八三一　青山　正一
千田　正　菊田　七平
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、第六条中に「没収ス」とあるのを「没収スルコトヲ得」に、「追徴ス」とあるのを「追徴スルコトヲ得」に改めるもので、苛酷にすぎる罰則を緩和するものであつて妥当な措置と認める。
二、事件の利害得失
本法律案を施行することによつて他の漁業関係法規との均衡を保つことができる。
三、費用
本法律施行のために別段の費用を必要としない。

審査報告書
盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十五日
文部委員長　川村　松助
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
相馬　助治　高田なほ子
安部キミ子　須藤　五郎
長谷部ひろ　松原　一彦
野本　品吉　中川　幸平
吉田　萬次　加賀山之雄
劒木　亨弘
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、教育の機会均等の趣旨に則り、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がこれらの学校に就学する学齢児童生徒について必要な援助を行うもので、妥当なる措置と認めたが、養護学校については速かに義務制度化を実施する等の附帯決議を別紙の通り附した。
二、事件の利害得失
教育の機会均等実現の理想を進展せしめ、義務教育の普及向上に資することができる。
三、費用
本法施行に要する経費は、昭和二十九年度予算に約四千八百万円計上済みである。
附帯決議
一、盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部についても将来義務学年に準じて就学奨励の措置を講ずること。
二、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学の特殊事情にかんがみ、これらの学校への就学による保護者の経済的負担を軽減し義務教育の充実をはかるため、国又は都道府県が支弁し及び負担する経費の範囲を将来速かに学用品及び通学用品の購入費並びに実験実習見学費にまで及ぼし、更に寄宿舎居住に伴う食費その他援助費目全体について予算的措置の拡充をはかること。
三、盲者ろう者以外の心身に故障のある者に対する義務教育の現状にかんがみ、これが充実を図るため、関係法令及び養護学校、特殊学級等の教育施設の整備其の他必要な措置を速かに講ずること。

審査報告書
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十六日
法務委員長　郡　祐一
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
小野　義夫　上原　正吉
大谷　贇雄　宮城タマヨ
一松　定吉　楠見　義男
中山　福藏　青木　一男
第一条第三項第一号及び第二号中「供与される」を「供与された」に改める。
第三条第一項第二号を次のように改める。
二　わが国の安全を害する目的をもつて、防衛秘密を他人に漏らした者
第三条第一項第三号中「業務により」を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により」に、「漏らした者」を「漏らしたもの」に改める。
第三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　前項第二号又は第三号に該当する者を除き、防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。
第四条中「業務により」を「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により」に、「漏らした者」を「漏らしたもの」に改め、同条に次の一項を加える。
2　前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。
第五条第二項中「せん動した者」を「せん動した者も、前項と同様とする。」を「せん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。
第六条中「第二項」を「第三項」に改め、「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。
（この法律の解釈適用）
第七条　この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。
要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された秘密の装備品又は情報等について、相互間に防衛上秘とくを必要とする事項について、その秘密の漏せつ又は漏せつの危険を防止するため、必要な措置を講じようとするものであつて、現下の国際情勢から見て、適当な立法である。但し、当委員会においては、法案中字句の不明確な点、拡張解釈のおそれある点及び訓示規定の新設等について若干の修正を行うとともに、「防衛秘密の保持と矛盾しない範囲において、防衛秘密の保護の趣旨を一般国民に周知させることに努め、いやしくも一般国民をして不注意のうちにこの法律に定める罪を犯すに至らしめ、又は不当に一般国民の言論、出版その他の表現の自由を抑圧するが如き事態を招来せしめないように、特段の考慮を払うことを要望する。」との附帯決議をなし、もつて本法の運用に遺憾なきを期した。
二、事件の利害得失
本法の施行により、アメリカ合衆国政府から供与された秘密の装備品又は情報の漏せつを防遏し、国際信義を高揚する利益がある。
三、費用
本法の施行については、別段の費用を要しない。

運輸委員会請願審査報告書第四号
一　議院の会議に付するを要するもの。
第一九七三号　鹿児島県大島郡の航路補助に関する請願
第二三九五号　第十次造船計画促進に関する請願
第二五七六号　財団法人日本海員会館に元日本海運報国団財団資産無償譲与に関する請願
第二六一六号　傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願
第二六二三号　大飯線鉄道を秩父市に延長するの請願
第二六三五号　輸出用黄板紙の鉄道貨物運賃引下げに関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年五月二十五日
運輸委員長　前田　穰
参議院議長河井彌八殿

運輸委員会請願審査特別報告第四号
鹿児島県大島郡の航路補助に関する請願
第一九七三号　鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

第十次造船計画促進に関する請願
第二三九五号　長崎県議会議長　岡本直行提出
傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願
第二六一六号　滋賀県大津市白玉町二一　大藤吉助提出
大飯線鉄道を秩父市に延長するの請願
第二六二三号　埼玉県飯能市長　町田右之亮外二百九十八名提出
輸出用黄板紙の鉄道貨物運賃引下げに関する請願
第二六三五号　東京都中央区銀座東三ノ四紙パルプ会館内板紙連合会内　神山広提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十五日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

意見書案

鹿児島県大島郡の航路補助に関する請願
請願者　鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第一九七三号）

右の請願は、鹿児島県大島郡は、復帰に伴つて世界的にその例をみない物価高にあえいでいる実情であるが、これは物資輸送のかさを握る航路問題に起因しているためであるから、同郡がわが国最南端に位置する特殊事情にかんがみ、航路補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

右の請願は、政府は、昭和二十九年度緊縮予算の実施に伴い、商船の建造に対する国家資金融資のわくをいちじるしく縮減し、本年度においては建造総トン数を十三万トン程度に減ずるものと見られ、また鋼材補給金、利子補給等の助成策も近く打ち切られようとする状況にあり、加えて本年二月政界はいわゆる造船疑獄事件の発生により全く混乱の状態に陥り、これがため第十次造船計画のわくの決定も、着工の時期も目下全然見透しがつかず、もしこのまま推移するならば六月頃には全国各造船所の船台がほとんど空白の状態になり、ひいては日本経済の根本的な破たんさえ生ずることになるから、すみやかに第十次造船計画を樹立するとともに、各造船所への建造割当を決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願
請願者　滋賀県大津市白玉町二一　大藤吉助（第二六一六号）

右の請願は、傷い軍人に対しては、昭和二十二年頃まで国有鉄道の無賃乗車証が交付されていたが、終戦後ポ勅令第六十八号の発布とともに解消せられ今日に至つている。傷い軍人の祖国愛を確認せられ、国家の理解ある恩恵によつてこれを復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大飯線鉄道を秩父市に延長するの請願
請願者　埼玉県飯能市長　町田右之亮外二百九十八名（第二六二三号）

右の請願は、大飯線の基点飯能市から原市場村、名栗村を経て秩父市に通ずる鉄道路線を延長すれば、原市場、名栗、秩父地方の住民が交通文化の恩典を享受するだけでなく西武蔵の森林資源や沿道に点在する石灰岩を開発することができ、又東京都から奥秩父国立公園地帯への観光路線としての使命を果すことになるから、すみやかに本線の延長建設を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

輸出用黄板紙の鉄道貨物運賃引下げに関する請願
請願者　東京都中央区銀座東三ノ四紙パルプ会館内板紙連合会内　神山広（第二六三五号）

右の請願は、黄板紙輸出の現状は、業界の総意を結集して広大な東南亜市場を確保するため出血輸出価格によつてようやく月千トンの線に達したが、何らかの援助措置が講ぜられない限り、これ以上の輸出を期待することは困難な実状にあるから、輸出振興の国策的見地から一般紙類の輸送費の二・五四倍となつている輸出用黄板紙の国内鉄道運賃を三十パーセント引き下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査特別報告第五号
財団法人日本海員会館に元日本海運報国団財団資産無償譲与に関する請願
第二五七六号　神戸市生田区海岸通三ノ二六全日本海員組合内　陰山寿（第二五七七六号）

右一件の請願は内閣に送付するを要しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十九年五月二十五日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

意見書

財団法人日本海員会館に元日本海運報国団財団資産無償譲与に関する請願
請願者　神戸市生田区海岸通三ノ二六全日本海員組合内　陰山寿（第二五七六号）

右の請願は、元日本海運報国団財団の資産が政令第二百三十八号によつて接収されたのは、報国財団が解散団体たる日本海運報国団の資産保全及び運用に当つていたからであつたが、報国財団に属した資産の大部分は、明治三十一年から昭和十五年に及ぶ四十余年にわたりわが国船員大衆が乏しい中から零細な資金をきよ出し続けて購つたいわば船員全体の資産であつて、決して軍国主義の所産でも戦時中の国の助成によつたものでもないから、元日本海運報国団財団の資産を財団法人日本海員会館に無償で譲与するための法律を制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五五四号、第六〇五号　第十次造船計画促進に関する陳情
第六六一号　自家用自動車の許可制等に関する陳情
第六七八号　本州、四国間航空路再開促進に関する陳情
第六七九号　北陸線強化促進に関する陳情
第六八〇号　新潟港西護岸一帯のしゆんせつ費国庫負担に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十五日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会陳情審査特別報告書第四号

第十次造船計画促進に関する陳情
第五五四号　神戸市長　原口忠次郎提出
第六〇五号　兵庫県会議長　有沢与七提出

自家用自動車の許可制等に関する陳情
第六六一号　長野県北安曇郡大町北安陸送株式会社取締役　桜井幹次外六名提出

本州、四国間航空路再開促進に関する陳情
第六七八号　徳島県議会議長　森口幸夫提出

北陸線強化促進に関する陳情
第六七九号　富山県知事　高辻武邦外八名提出

新潟港西護岸一帯のしゆんせつ費国庫負担に関する陳情
第六八〇号　新潟市下大川前通三之町二、二三〇ノ九　柏原正雄提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十五日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

意見書案

第十次造船計画促進に関する陳情
陳情者　神戸市長　原口忠次郎（第五五四号）

陳情者　兵庫県会議長　有沢与七（第六〇五号）

右の陳情は、国際収支の改善を図り、経済自立達成のための重要方策として、とり上げられ推進されてきた計画造船が第十次割当を前にして、最近突如として起きた問題を契機に一時中断されるかに見えることは、まことに憂慮に堪えない。とくに神戸市においては、本市重要産業の根幹をなす川崎、新三菱の二大造船所と四百有余の各種下請工場を始めとして多数の関連中小企業がある関係上第十次造船計画決定の遅延がもたらす経済的社会的影響は深刻なものがあるから、海運造船のもつ国家的重要性にかんがみ、すみやかに第十次造船計画を推進決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自家用自動車の許可制等に関する陳情

陳情者　長野県北安曇郡大町北安陸送株式会社取締役　桜井幹次外六名（第六六一号）

右の陳情は、現行法においては自動車運送営業者は許可制となつているが自家用貨物自動車は届出制となつている上、監督機関は県一箇所の陸運事務所だけに過ぎないためいくたの不正運送が行われ業者に多大の損害を与えている現状であるから、これを防止するため自家用自動車の使用を許可制とするか、または地方警察官に取締権を与えるよう法の改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

本州、四国間航空路再開促進に関する陳情

陳情者　徳島県議会議長　森口幸夫（第六七八号）

右の陳情は、近代交通機関特に航空機の発達はめざましく、いまやこれをわれわれの生活から切り離すことが不可能であり、ことに四国の如き地理的悪条件の地では高度に航空機を利用し、広く県民の福祉と産業の発展を図り、生活水準の向上に資することは緊急の要務であるから、戦争により久しく中止されていた本州四国間の航空路をすみやかに再開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北陸線強化促進に関する陳情

陳情者　富山県知事　高辻武邦外八名（第六七九号）

右の陳情は、北陸地方の産業は、豊富な電力と無尽蔵といわれる地下資源に加えて有利な立地条件に恵まれ、近時いちじるしく進展、肥料、紙、パルプ、セメント、鉄鋼等の生産は、農産物、水産物の県外移出と相まつて逐年増加の傾向をたどつており、また一面全国有数の温泉、観光地を有する当地方への観光客も激増しているが、これらの客貨の大半を輸送している北陸線の輸送施設の現状は、すでにその輸送量がその能力の限度を越えているため、旅行客はいちじるしく不便を余儀なくされ、産業活動を阻害するとともに北陸観光開発の面でも大きな障害となつているから、国鉄当局で計画中の新操車場の建設、こう配線の改良ならびに列車行違線の延長、高速度運転に堪える線路に改良する等の諸施策を緊急に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟西港護岸一帯のしゆんせつ費国庫負担に関する陳情

陳情者　新潟市下大川前通三之町二、二三〇ノ九　柏原正雄（第六八〇号）

右の陳情は、新潟港内の西護岸一帯は、毎年の雪解期から雨期にかけてたい積した土砂による埋没はなはだしく、このまま放置すれば西護岸を足場として業務を行う直接間接の業者の死活問題であり、若し常時対岸の東ふ頭のみを利用するならば佐渡島民の冬期における乗船等の不便がはなはだしく、又佐渡島から移入される新潟市民の生活必需物資の運賃も高騰し市民の生活をも脅かすから、従来一部を関係業者で負担していた西護岸のしゆんせつ費を国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第五十二号参照〕

審査報告書

医薬関係審議会設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十六日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

大谷　瑩潤　横山　フク
高野　一夫　竹中　勝男
常岡　一郎　藤原　道子
谷口弥三郎　堂森　芳夫
榊原　亨

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、医師法第二十二条第一項但書、歯科医師法第二十一条第一項但書並びに薬事法第二十二条第一項第二号及び第三号に規定する省令の制定及び改正に関し調査審議させるため、医薬関係審議会を設置し、並びにその組織及び運営を定めようとするものであつて妥当な措置であるが別紙の通り附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

本法の施行により特殊な薬局の普及しない地域及び診療上必要ある場合の投薬等を定める省令の制定に際し、実状に即した調査の徹底を期し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため昭和二十九年度予算に三十八万九千円を計上している。

附帯決議

政府において医薬分業実施に関する諸準備が、未だ整え得ないことは甚だ遺憾である。此の際政府は、左記事項につきすみやかに万全の措置を講ずべきである。

一、医薬分業の実施に伴う適正な医療費体系及び、それが国民の医療費負担、社会保険経済に及ぼす影響其の他医薬分業の実施に関する諸条件を検討し、その結果を九月中に国会に報告すること。

二、医薬分業の実施によつて、国民に対する医療内容の向上及び保健福祉の増進に寄与すべき諸条件の整備に努むべきこと。

審査報告書

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十六日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

常岡　一郎　有馬　英二
谷口弥三郎　藤原　道子
大谷　瑩潤　竹中　勝男
榊原　亨　高野　一夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、覚せい剤の濫用による弊害が最近特に顕著であるので、罰則の強化を図るとともに覚せい剤取締法の適用を受ける覚せい剤の範囲を拡張し、また、覚せい剤研究者が研究のため覚せい剤を製造し、又は他人に施用することができるよう改正しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

覚せい剤の濫用による弊害を除くことができる利益がある。

三、費用

特に費用を要しない。

審査報告書

厚生省関係法令の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十六日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高野　一夫　榊原　亨
大谷　瑩潤　竹中　勝男
谷口弥三郎　有馬　英二
藤原　道子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、法令の整理及び行政事務の簡素化を図るため、厚生省関係の諸法令につき廃止又は改正の措置を講じようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失
行政事務の簡素化と行政事務処理方式の改善を期し得る利益がある。
三、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

航空機製造法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十七日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高橋　衛　酒井　利雄
加藤　正人　大谷　贇雄
岸　良一　白川　一雄
小松　正雄　天田　勝正
小林　英三　豊田　雅孝
黒川　武雄　西川弥平治

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正案は、去る昭和二十七年に制定公布された航空機製造法の一部を改正し、事業法的性格を附与せんとするものでその内容とするところは（一）航空機の製造又は修理の事業について現行法の届出制を改めて許可制としたこと（二）許可制の適用を受けるものは航空機、原動機、プロペラ、廻転翼等航空機製造事業の主体をなすとともに事業の調整を行う必要が特に大きいものに限定し、初級滑空機等については現行法通り届出制としていること等であつて、当委員会としては現下のわが国航空機製造業の現状及び当面予想せられる航空機工業の問題等より勘案して概ね妥当なる措置と認めたが、なお別紙の附帯決議を附した。
二、事件の利害得失
本法施行により航空機工業の発達を助長し、国民経済の健全な運行に寄与する利益がある。
三、費用
差し当り要しない。

附帯決議

航空機製造事業に付き許可制を採用したる以上、指導監督に万全の措置を講じ、航空機製造事業の健全なる発展を期することは勿論、下請及び関連産業たる中小企業に支払遅延、手形不渡等の不祥事を惹起するが如きことなき様行政上特に細心の留意を払うこと。

審査報告書

教育職員免許法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十七日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

相馬　助治　安部キミ子
長谷部ひろ　高田なほ子
荒木正三郎　松原　一彦
田中　啓一　吉田　萬次
中川　幸平　高橋　道男
加賀山之雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正案は、教員の仮免許状並びに校長、教育長及び指導主事に関する免許制度を廃止して現行法を簡素化し、直接養成における所要単位の内容を充実し、現職教育における上級免許状の取得方法につき実情に即応する措置を講じようとするものであつて妥当な措置と認めたが、別紙の通り附帯決議を附した。
二、事件の利害得失
教員の免許制度を簡素化し、実情に即応せしめることができる。
三、費用
本法施行にあたつては別に費用を要しない。

附帯決議

今回の教育職員免許法及び関係法律の改正は、その簡素化の実を挙げているものではあるが、一面高等学校の免許状について、一級免許状の基礎資格を修士等とし、臨時免許状を大学二年修了以上にしたことは、基礎資格において学校差を大きくしたものであつて、その影響するところ尠しとしない。故にその調整のため次の諸点について速かに規定を設ける等一段の工夫を加えることを要望する。
一、高等学校と中学校、小学校と中学校間の教職年数を相互に通算することを認めないのは、人事交流の円滑を欠くおそれがあるから、教職年数の通算の措置を講ずること。
二、短大卒業生は直接養成によつては高校教諭の道を閉されることになるから、改正法の附則に規定する経過措置の期間内において、更に適当な措置を講ずること。

審査報告書

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十七日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

相馬　助治　安部キミ子
長谷部ひろ　高田なほ子
荒木正三郎　松原　一彦
田中　啓一　吉田　萬次
中川　幸平　高橋　道男
加賀山之雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正法案は、教育職員免許法の一部改正に伴つて関係法律の規定を整理しようとするものであつて妥当な措置と認めた。
二、事件の利害得失
教育職員免許法の一部改正に伴い関係法文の整理をすることができる。
三、費用
本法の施行にあたつては別に費用を要しない。

審査報告書

文部省関係法令の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十七日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

相馬　助治　安部キミ子
長谷部ひろ　荒木正三郎
松原　一彦　田中　啓一
吉田　萬次　中川　幸平
高橋　道男　加賀山之雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は文部省関係法令のうち廃止を適当と認められるものについて廃止の措置をとろうとするものであつて、妥当な措置と認めた。
二、事件の利害得失
法令を整理し、行政を簡素化することができる。
三、費用
本法の施行にあたつては別に費用を要しない。

〔第五十三号参照〕

審査報告書

日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の批准について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十八日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

梶原　茂嘉　宮澤　喜一
重宗　雄三　伊能　繁次郎
古池　信三　鶴見　祐輔
杉原　荒太

白波瀬米吉　三浦　義男
木村禧八郎　八木　幸吉
山下　義信　岡田　宗司
矢嶋　三義　井野　碩哉

要領書

一、委員会の決定の理由
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定等の締結に伴い、調達庁の任務、権限、部の所掌事務等に関する規定に所要の改正を行い、調停官、連絡調査官等の特別な職を設けるとともに、国際連合軍等のための労務者の身分等に所要の規定を設けることは妥当な措置と認めた。
二、事件の利害得失
調達庁の業務、特に国際連合軍関係の業務の円滑を期し得る。
三、費用
本法施行に伴い別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由
本協定は、昭和二十九年度防衛計画に基いて、米国より艦艇の貸与を受けようとするもので、貸与される艦艇は、日米相互防衛援助協定の規定に従つて、わが国がこれを占有し、使用することになつており、わが国防衛力の漸増を認める以上、協定の締結は妥当な措置と認める。

長島　銀蔵　槇竹　春彦
石原幹市郎　西郷吉之助

二、事件の利害得失
本協定の成立によつて、わが国海上防衛力の増強のために必要な艦艇の貸与を受ける途が開かれる。
三、費用
本協定の成立により、艦艇引取等のため費用を要するが、これは昭和二十九年度保安庁費から支出される。

審査報告書
国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十八日
人事委員長　松浦　清一
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
千葉　信　湯山　勇
後藤　文夫　紅露　みつ
溝口　三郎　北村　一男
岡田　信次

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、郵政、国有林野、印刷、造幣及びアルコール専売の事業を行う企業に勤務する職員のうち、公共企業体労働関係法により団結権を認められている者とその他の者との給与の調整をはかるため、政令で定める管理又は監督の地位にある者を除く職員に関して、給与の根本原則、給与準則及び給与総額に関する規定を設けるとともに、勤務時間等についても実情に則した方法を講じようとする等のものであつて、適切なる措置と認める。
二、事件の利害得失
国の経営する企業に勤務する職員間における給与の不均衡を是正することができる。
三、費用
本法施行のために要する費用は、本年度予算の範囲内で賄い得る。

審査報告書
小型自動車競走法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
西川弥平治　海野　三朗
豊田　雅孝　大谷　贇雄
酒井　利雄　高橋　衛
加藤　正人　岸　良一
三輪　貞治　武藤　常介
黒川　武雄　小松　正雄
白川　一雄

要領書
一、委員会の決定の理由
小型自動車競走法による施行者は現在都道府県及び五大市（京都、大阪、横浜、神戸及び名古屋）に限られているが、今回同法を改正して
(1)東京都においては、すべての特別区の組織する組合
(2)競走場の所在地地元市町村を施行者に追加し、併せて他の競馬、競輪等の類似立法の例にならい車券の額面金額の払戻その他取締及び罰則規定を整備しようとするものであり、小型自動車競走実施の実情にかんがみ、妥当な改正と認める。
二、事件の利害得失
競走場の所在地地元市町村も施行者となり得ることにより、都道府県と地元市町村との間の円滑な連繋の下に地方財政の増収に寄与し、併せて違反行為の取締及び罰則の整備強化により、公正な競走の運営を確保し得る利益がある。
三、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十八日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
平林　太一　藤野　繁雄
白井　勇　岡崎　眞一
東　隆　成瀬　幡治
菊川　孝夫　土田国太郎
小林　政夫　山本　米治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、緊急開拓事業を実施するため、国が北海道において学校、診療所等の用に供させるため設置した施設等について、その設置の経緯及び管理の実情にかんがみ、これを関係市町村に譲与することができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
国が北海道において設置した施設等の管理の適正を期し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十八日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
木内　四郎　藤野　繁雄
白井　勇　岡崎　眞一
東　隆　土田国太郎
小林　政夫　成瀬　幡治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、不特定且つ多数の者に対し、出資金の全額に相当する金額を払いもどすべき旨を示す等の方法により、出資金を受け入れること及び業として預り金をすることを禁止するとともに、貸金業等の取締及び高金利の取締に関する規定を設ける等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
匿名組合及び株主相互金融等のいわゆる類似金融機関等への出資者を保護するとともに、貸金業及び高金利等を取締り得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
証券取引法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十八日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
木内　四郎　藤野　繁雄
白井　勇　岡崎　眞一
東　隆　土田国太郎
成瀬　幡治　小林　政夫

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、株券その他の有価証券の募集又は売出に際して行われる不当な勧誘行為の規制を強化しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
投資者の保護に資し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
自転車競技法等の臨時特例に関する法律案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十九日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
豊田　雅孝　西川弥平治
松平　勇雄　酒井　利雄
大谷　贇雄　高橋　衛
加藤　正人　岸　良一
黒川　武雄　武藤　常介
小松　正雄　天田　勝正
白川　一雄

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、自転車競技法等の立法趣旨にかんがみ、競輪等に係る国庫納付金にかわるべき納入金の制度を臨時に設け、これを財源として中小機械工業の設備の近代化、生産技術の向上、機械輸出の増進その他機械工業の振興を図るため必要な経費に充てようとするものであつて、臨時的な一年間の時限立法として、この際止むを得ぬ措置と認めるが、委員会においては納入金の公金的性格にかんがみ運用に厳正を期するため、その受入機関

たる自転車振興会連合会等のなした違反行為に対し罰則規定を設ける等の所要の修正を行つた。

二、事件の利害得失

本法の実施により、中小機械工業の設備近代化の促進、生産技術の向上及び機械輸出の伸長その他機械工業の振興等に寄与する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

一、自転車競技法等の臨時特例に関する法律案は、産業振興の緊急性に鑑み一年限りの暫定措置として止むを得ざる制度と認められるが、如何にも当を得ない機構、措置であるので、政府は速かに之が是正を為すよう措置すべきである。

二、自転車振興会等の運営については、遺憾の点尠からざるものがあると認められるから、政府は、速かに之が監督を強化し、その改善に努むべきである。

三、自転車競技法等は、戦後の異常な時期に対処する制度であつて、社会経済の安定化に伴い廃止されるべきものであるから、政府は、社会経済の安定度を勘案しつつなるべく速かに善処すべきである。

厚生委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四八号　児童福祉法第二十七条改正に関する請願

第四一三号、第六九八号、第九九八号　保育所措置費国庫補助増額に関する請願

第四七三号　保育所定員制等に関する請願

第九二九号　母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月十八日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

厚生委員会請願特別報告第一号

児童福祉法第二十七条改正に関する請願

第二四八号　広島県沼隈郡山南村広島県里親連合会内　高山秀雄提出

保育所措置費国庫補助増額に関する請願

第四一三号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

第六九八号　東京都三宅島三宅村長　浅沼重四郎外百五十五名提出

第九九八号　長崎県議会議長　岡本直行提出

保育所定員制等に関する請願

第四七三号　埼玉県熊谷市育物町一四二　永島繁雄外四十六名提出

母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正に関する請願

第九二九号　宮城県仙台市北一番丁七三未亡人連合会内　伊藤ミサヲ提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月十七日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

児童福祉法第二十七条改正に関する請願

請願者　広島県沼隈郡山南村広島県里親連合会内　高山秀雄

（第二四八号）

右の請願は、児童福祉法により里親に委託されている里子の中には、満十八歳になつても身体または精神的に未だ実社会に独力で自活する能力を欠くため、法律による委託期間満了後も里親の下に留り、里親の負担による養育を受けているものが多い。しかるに養護施設その他児童収容施設では児童福祉法第三十一条により満二十歳まで在所期間の延長が認められているにもかかわらず、同一性質の里親制度においてのみ認められていないのは、はなはだ不合理であるから、里親制度における委託期間も満二十歳に達するまで延長を認めるよう児童福祉法第三十七条を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保育所措置費国庫補助増額に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第四一三号）

右の請願は、保育所措置費のうち扶養義務者から徴収し得ない部分が、福島県においては、平均八十一パーセントとなつているため、現在までの不足額は千六百二十四万三千円の巨額に達し、関係市町村の財政は極度に圧迫され、その上凶作による財政困難と相まつて県下七十五箇所の保育所は閉鎖のやむをえない状態に陥つているから、保育所措置費国庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保育所措置費国庫補助増額に関する請願

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第九九八号）

右の請願は、従来保育所の措置費は、地方財政平衡交付金によつて交付されてきたが、本年度から補助金制度に改正され児童福祉行政の推進と保育事業の円滑化を企図された。しかし市町村に対する保育所措置費国庫負担概算交付額は、所要申請額の四十パーセントに過ぎず、業務停止の危機に直面している保育所が少くない実情であるから、保育所措置費国庫負担概算交付額の増額を図るとともに、児童福祉法第五十三条の規定を厳守し、八割相当額を精算交付せられるよう特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保育所措置費国庫補助増額等に関する請願

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第九九八号）

右の請願は、従来保育所の措置費は、地方財政平衡交付金によつて交付されてきたが、本年度から補助金制度に改正され児童福祉行政の推進と保育事業の円滑化を企図された。しかし市町村に対する保育所措置費国庫負担概算交付額は、所要申請額の四十パーセントに過ぎず、業務停止の危機に直面している保育所が少くない実情であるから、保育所措置費国庫負担概算交付額の増額を図るとともに、児童福祉法第五十三条の規定を厳守し、八割相当額を精算交付せられるよう特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保育所定員制等に関する請願

請願者　埼玉県熊谷市育物町一四二　永島繁雄外四十六名（第四七三号）

右の請願は、児童福祉法の制定によつて保育事業が拡充され保育所に対する社会的要望が年とともに強大となつたことは児童福祉のため喜びとするところであるが、現下の「保育所定員制の問題および措置児の援護率の問題」は保育所運営に重大な影響を及ぼし、保育事業は重大危機に直面しているから、法律に基く措置費の完全支出と、児童一人当り〇・六坪の基準を固執することなく当分の間、実情に即して適当に変更するか、または保育所個々の特殊事情を認めて定員超過を許可するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正に関する請願

請願者　宮城県仙台市北一番丁七三未亡人連合会内　伊藤ミサヲ（第九二九号）

右の請願は、昨年四月母子福祉資金の貸付等に関する法律が施行されて、父や夫なき後の母子家庭に希望を与え、地域社会における一員として経済自立と生活意欲の助長とに多大の成果をあげていることは喜びにたえないが、さらに本制度の完ぺきを期するため、(一)修学資金修業資金につては資金の内容よりみて無利子とすること、(二)支度資金については本人のみならずその子女にも適用すること、(三)貸付事務費を予算化すること、(四)母子相談員の旅費を増額すること、(五)昭和二十九年度における国庫貸付金を減額しないこと等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四〇号　戦傷病者援護に関する請願

第二六一号　授産事業法制定に関する請願
第二六八号　恩給進達事務費国庫補助増額に関する請願
第二九九号　授産事業法制定促進に関する請願
第四一四号　傷い軍人援護強化に関する請願
第六六七号　授産事業法制定促進に関する請願
第六六八号　身体障害者福祉資金貸付制度制定に関する請願
第六九五号　旧豊川海軍工しようの戦没動員学徒等の遺家族援護に関する請願
第八五一号　昭和二十九年度国立公園施設費増額に関する請願
第八五二号　岡山市貝殻山を国立公園に編入するの請願
第九九四号　戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願（十一通）
第一〇六二号　国立公園の昭和二十九年度補助事業費増額に関する請願
第一一〇五号　戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願
第一一〇六号　生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願
第一一七三号　恩給事務費増額に関する請願
第一三一一号、第一三四四号、第一三六六号　戦傷病者援護に関する請願
第一三九六号　南方地域の未帰還同胞に関する請願
第一三九九号、第一四六五号　戦傷病者援護に関する請願
第一四九〇号　恩給事務費増額等に関する請願
第一五〇三号、第一五一六号　未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願
第一六一九号　戦傷病者援護に関する請願
第一六二三号、第一六二四号　生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願
第一六三一号　同
第二三二二号　同
第二三三二号　未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願
第二三五一号　戦傷病者援護に関する請願
第二三七一号　同
第二三八五号　同
第二四〇九号　同
第二四一四号　同
第二四二一号　同（二通）
第二四四二号　同
第二四四三号　同
第二五〇三号　同

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十一日

厚生委員長代理理事　大谷　瑩潤

参議院議長河井彌八殿

厚生委員会請願特別報告第二号

戦傷病者援護に関する請願
第二四〇号　長崎市桜町一九　佐々野達提出

授産事業法制定に関する請願
第二六一号　東京都文京区湯島天神町三ノ四鉄道弘済会福祉館内　水野了巌外千九百三十三名提出

恩給進達事務費国庫補助増額に関する請願
第二六八号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

授産事業法制定促進に関する請願
第二九九号　埼玉県知事　大沢雄一提出

傷い軍人援護強化に関する請願
第四一四号　東京都渋谷区永住町二五日本傷痍軍人会内　蒲穆提出

授産事業法制定促進に関する請願
第六六七号　岡山市石関町七二岡山県授産場連盟内　片山仁提出

身体障害者福祉資金貸付制度制定に関する請願
第六六八号　島根県議会議長　中島竜一提出

旧豊川海軍工しようの戦没動員学徒等の遺家族援護に関する請願
第六九五号　愛知県豊橋市前田南町一八六動員学徒等遺家族援護期成同盟内　杉田鉄治外九百七十六名提出

昭和二十九年度国立公園施設費増額に関する請願
第八五一号　岡山県知事　三木行治外四名提出

岡山市貝殻山を国立公園に編入するの請願
第八五二号　岡山県知事　三木行治外五名提出

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願（十一通）
第九九四号　静岡県浜名郡芳川村金折五三六　大場義助外二千八十九名提出

国立公園の昭和二十九年度補助事業費増額に関する請願
第一〇六二号　山形県知事　村山道雄提出

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願
第一一〇五号　静岡県浜名郡篠原村　榊原正雄外百六十八名提出

生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願
第一一〇六号　東京都江戸川区小岩町二ノ三、〇五一江戸川病院内　岩佐英一提出

恩給事務費増額に関する請願
第一一七三号　山口県知事　小沢太郎提出

戦傷病者援護に関する請願
第一三一一号　福井市館町傷痍軍人会内　真田清一郎提出

第一三六六号　東京都中央区明石町二八傷い軍人会内　馬場轍提出

南方地域の未帰還同胞に関する請願
第一三九六号　京都市中京区夷川通烏丸西入　守山久次郎外八名提出

戦傷病者援護に関する請願
第一三九九号　埼玉県浦和市常盤町四ノ四四　磯田正則提出
第一四六五号　京都市中京区夷川通東洞院西入　山科喜一提出

恩給事務費増額等に関する請願
第一四九〇号　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎提出

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願
第一五〇三号　金沢市下石引町石川県国立石川療養所内　飯塚和夫外八十九名提出

第一五一六号　静岡県賀茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院白友会内　金子長蔵外二百七十四名提出

戦傷病者援護に関する請願
第一六一九号　埼玉県浦和市常盤町四ノ四四　磯田正則提出
第一四六五号　京都市中京区夷川通東洞院西入　山科喜一提出

恩給事務費増額等に関する請願
第一四九〇号　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎提出

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願
第一五〇三号　金沢市下石引町石川県国立石川療養所内　飯塚和夫外八十九名提出

第一五一六号　静岡県賀茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院白友会内　金子長蔵外二百七十四名提出

戦傷病者援護に関する請願
第一六一九号　埼玉県浦和市常盤町四ノ四四　磯田正則提出
第一四六五号　京都市中京区夷川通東洞院西入　山科喜一提出

恩給事務費増額等に関する請願
第一四九〇号　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎提出

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願
第一五〇三号　金沢市下石引町石川県国立石川療養所内　飯塚和夫外八十九名提出

第一五一六号　静岡県賀茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院白友会内　金子長蔵外二百七十四名提出

戦傷病者援護に関する請願
第一六七七号　福井市館町　真田清一郎提出
未帰還者留守家族等援護法中一部改正に関する請願
第一七四五号　福島県庁世話課内留守家族連合会内　鈴木質提出
戦争犠牲者遺族の援護に関する請願
第一七七二号　岐阜県恵那郡長島町恵那郡遺族連合会内　竹村寿吉提出
未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願
第一七七三号　群馬県北群馬郡金島村金井大日向荘内　小板橋孝策外二名提出
生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願
第一七九一号　東京都江戸川区小岩町二ノ三、〇五一　岩佐英一外百八十八名提出
第一八一三号　東京都江戸川区小岩町二ノ三、〇五一　遠藤音次郎外百八十八名提出
未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願
第一八六九号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　内山平治提出
未帰還者留守家族等援護法中一部改正に関する請願
第一八九三号　佐賀市赤松町佐賀県在外同胞引揚促進会内　安永沢太提出
第一九三二号　滋賀県栗太郡瀬田町南大萱　松田はる提出
戦傷病者援護に関する請願
第一九四〇号　千葉市吾妻町千葉県傷い軍人連合会内　河野治平提出
第一九九六号　岐阜市神室町四ノ三六　加藤亮一提出
未帰還者留守家族等援護法中一部改正に関する請願
第二〇一七号　宮城県仙台市勾当台通二七　門間正寿提出
戦傷病者援護に関する請願
第二二〇九号　新潟市寄居町七〇八　水倉新作提出
未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願
第二二五九号　長野県議会議長　下平厥四提出
戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願
第二二六〇号　長野県議会議長　下平厥四提出
元満蒙開拓青少年義勇軍の戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願
第二二八〇号　静岡県島田市横井町開拓民自興会内　加藤弘造外三名提出
戦傷病者援護に関する請願
第二三〇五号　熊本市千葉城町　笠時乗提出
第二三一四号　大阪市南区田島町二　西岡巌提出
第二三二七号　静岡市御幸町一ノ一〇　陰山七五郎外二名提出
未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願
第二三三二号　札幌市白川国立北海道第二療養所内　木南正敏提出
戦傷病者援護に関する請願
第二三五一号　大分市中島五条三　米谷三雄提出
第二三七一号　島根県松江市殿町一　小川全勝提出
第二三八五号　名古屋市北区柳原町二　佐々木善一提出
第二三九九号　山形県米沢市上花沢小　長瀬健次郎提出
第二四一四号　富山市泉町三　森田忠平外一名提出
第二四四一号　札幌市南一五条西一〇　松沢定外三名提出
第二四四二号　三重県宇治山田市一ノ木町三四八　松村黄次郎外一名提出
第二四四三号　宮城県仙台市外記丁一二ノ一六　崎田義雄外二名提出
第二五〇三号　鹿児島市山下町一　川越守二提出

右六十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十一日

厚生委員長　代理理事　大谷　瑩潤

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦傷病者援護に関する請願
請願者　長崎市桜町一九　佐々野達（第二四〇号）
請願者　福井市館町傷痍軍人会内　真田清一郎（第一三一一号）
請願者　福井市館町福井県傷い軍人会内　真田清一郎（第一三四四号）
請願者　東京都中央区明石町二八傷い軍人会内　馬場轍（第一三六六号）
請願者　埼玉県浦和市常盤町四ノ四四　磯田正則（第一三九九号）
請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入　山科喜一（第一四六五号）
請願者　長野市南県町六九五ノ六　下里兵治（第一六六七号）
請願者　長野市南県町六九五ノ六　川合忠夫（第一六六八号）
請願者　福井市館町　真田清一郎（第一六七七号）
請願者　千葉市吾妻町千葉県傷い軍人連合会内　河野治平（第一九四〇号）
請願者　岐阜市神室町四ノ三六　加藤亮一（第一九九六号）
請願者　新潟市寄居町七〇八　水倉新作（第二二〇九号）
請願者　熊本市千葉城町　笠時乗（第二三〇五号）
請願者　大阪市南区田島町二　西岡巌（第二三一四号）
請願者　静岡市御幸町一ノ一〇　陰山七五郎外二名（第二三二七号）
請願者　大分市中島五条三　米谷三雄（第二三五一号）
請願者　島根県松江市殿町一　小川全勝（第二三七一号）
請願者　名古屋市北区柳原町二ノ二　佐々木善一（第二三八五号）
請願者　山形県米沢市上花沢小国町二、二一六　長瀬健次郎（第二三九九号）
請願者　富山市泉町三　森田忠平外一名（第二四一四号）
請願者　札幌市南一五条西一〇　松沢定外三名（第二四四二号）
請願者　三重県宇治山田市一ノ木町三四八　松村黄次郎外一名（第二四四三号）
請願者　宮城県仙台市外記丁一二ノ一六　崎田義雄外二名（第二四四三号）
請願者　鹿児島市山下町一　川越守二（第二五〇三号）

右の請願は、戦傷病者の援護を一層強化拡充するため、接収ダイヤモンド政府収益の一部を援護資金として日本傷い軍人会に交付することによつて、(一)戦傷病者の実態調査を徹底的に実行すること、(二)困窮傷い軍人を更生せしめるため、生業資金の貸与、集団施設、授産場の設置を図ること、(三)結核療養所（特に骨関節結核患者のためのもの）及び精神病院を設置すること、(四)戦傷病による失明者のための更生施設及び戦傷病による重度の不具廃疾者のための保養所を増設すること、(五)戦傷病者自立に必要な低家賃住宅を設置すること、(六)互助共済のための医療、宿泊、集会、精神修養等を行う戦傷病者集会ホームを東京、大阪、福岡、仙台等に設置すること、(七)傷い軍人証、き章、門標を制定配布すること等の本会諸事業を助成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

授産事業法制定に関する請願
請願者　東京都文京区湯島天神町三ノ四鉄道弘済会福祉館内　水野了蔵外千九百三十三名（第二六一号）

右の請願は、授産事業は、終戦後の混乱時より現在に到るまで、一般生活困窮者に対して仕事を与え、技術を覚えさせ、自主的に生業を得させる等重要な役割を果してきたが、昭和二十五年四月占領軍総司令部から突如強硬な指令が発せられ、授産場は稼働能力の制限された者のみを対象とすべきであつて稼働能力に制限のない者は、たとえ生活困窮者であつて現に生業なくとも授産場の作業員となることができない、とされたため、授産場から閉め出された生活困窮者は、職を求めることができず、いたずらに生活保護法の被保護者として転落して自力更生の意欲を失い、その弊は増々顕著となつてきたから、生活困窮者および経済的弱者に対する防貧対策として授産事業法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給進達事務費国庫補助増額に関する請願
請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第二六八号）

右の請願は、元軍人軍属の恩給復活、戦傷病者、戦没者、留守家族等援護法の制定により、鹿児島県下の受給資格者は、十万人の多きを数え、特に鹿児島県は、戦災のため恩給進達事務の基本的要件である兵籍簿の殆んど全部を焼失する等悪条件にあ

り、また近く復帰する奄美大島の業務を負荷されたため、他県に比しはるかに恩給進達事務は繁雑で事務費の不足をきたし、急速なる業務遂行に困難を極めているから、恩給進達事務に対する国庫補助金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

授産事業法制定促進に関する請願

請願者　埼玉県知事　大沢雄一（第二九九号）

請願者　岡山市石関町七二岡山県授産場連盟内　片山仁（第六六七号）

右の請願は、授産場は、終戦直後の混迷した社会経済に対し、全国各地における生活困窮者の援護対策として数多く設置され、防貧と救貧に多大の役割を果してきたが、昭和二十四、二十五年の両年にわたり授産事業の刷新整備が行われて、作業員の資格が制限され、また経営面においても経営費の公的援助が少く授産場の初期の目的はおろか授産事業はいまや崩壊の危機にひんしている。しかして現今の社会の経済情勢は要援護者が増加する傾向にあり、授産事業の育成強化は緊急の要務であるから、すみやかに授産事業の法制化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

傷い軍人援護強化に関する請願

請願者　東京都渋谷区永住町二五日本傷痍軍人会内　蒲穆（第四一四号）

右の請願は、国家最大の犠牲者である傷い軍人は、敗戦とともにかえりみられなくなつたのは一に占領政策の行過ぎとはいえまことに遺憾にたえないから、（一）傷い軍人に対し割当の方法により優先的に職場を提供し、不具の故をもつて解雇してはならない、（二）再発した傷病に対しては、国費で診療する、（三）傷い軍人の援護機関を充実する、（四）国有鉄道の無賃乗車証を提供する、等の諸件を基本とする援護法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

身体障害者福祉資金貸付制度制定に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第六六八号）

右の請願は、身体障害者に対して母子福祉資金貸付に準ずる資金貸付制度を設定せられ、経済的自立の助成、生活意欲の助長ならびにその扶養子女の福祉の増進を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

旧豊川海軍工しようの戦没動員学徒等の遺家族援護に関する請願

請願者　愛知県豊橋市前田南町一八六動員学徒等遺家族援護期成同盟内　杉田鉄治外九百七十六名（第六九五号）

右の請願は、昭和二十八年八月七日に公布された戦傷者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律は一般軍人軍属の遺家族に対する年金を相当増額したにもかかわらず、等しく国家の要請に応じて出動し、祖国の難に殉じた戦没動員学徒等の遺家族に対しては何等の措置も講ぜられないばかりか豊川海軍工しようで殉職した女子てい身隊員の遺族の如きは、生前一定の掛金をした共済組合から僅かな弔慰金をうけたとの理由で他の軍管理工場で殉職した女子てい身隊員の遺族と区別して冷遇されているが、これは、まことに不合理であるから、すみやかに戦没動員学徒ならびにその付添教員および女子てい身隊員の遺家族が一般軍人軍属の遺族と同様に弔慰金および年金を受けられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山市貝殻山を国立公園に編入するの請願

請願者　岡山県知事　三木行治外五名（第八五二号）

右の請願は、岡山市の貝殻山は、瀬戸内海国立公園の中心部を形成する児島地区の東端にあつて地理的にもまた利用上においても本公園と密接な関係があり、かつ現在進行中の国家的大事業である児島湾の淡水湖化実現の暁には、岡山から貝殻山、山崎を経て宇野湾に出で渋川、王子岳を経て鷲羽山に至り、さらに倉敷を経て岡山に結ぶ観光ルートが完成されるから、すみやかに本市の貝殻山を国立公園に編入せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願（十一通）

請願者　静岡県浜名郡芳川村金折五三六　大場義助外二千八十九名（第九九四号）

右の請願は、戦傷病者戦没者遺族援護法が制定され、生活援護の範囲内で戦傷病者及び戦没者等の遺族に対して年金、弔慰金が支給されるようになつたが、これら遺族の中に、その死因が法の適用外であるとして、未だ年金、弔慰金の支給されない者があるのは、誠に遺憾に堪えないから、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲を拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立公園の昭和二十九年度補助事業費増額に関する請願

請願者　山形県知事　村山道雄（第一〇六一号）

右の請願は、国立公園が国際観光客誘致の対象となつている関係から、政府並びに関係諸機関の絶大な支援は受けているが、従来の国家施策による施設の整備は、年々増加の一途をたどる国際観光客誘致のための受入体制としては充分とはいえない現状であり、特に東北、北海道の国立公園施設はほとんどみるべきものがないから、国立公園の昭和二十九年度補助事業費を増額するとともに、国際観光事業を国家事業として助成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願

請願者　静岡県浜名郡篠原村　榊原正雄外百六十八名（第一二〇五号）

右の請願は、終戦後国民の隠忍自重が報いられ、漸く独立国の体面を維持することになり、待望の戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されたが、これが各個々の条件により額の多少は免れないとしても、生活の自由と権利とを与えられた憲法下でありながら、同じ軍隊に召集され、決死奉国を誓つて出ていつたものが不幸死因その他により法の適用外とせられ、全然顧みられない者があるのは遺憾に堪えないから、同法の適用範囲を拡大して万人ひとしくその恩恵に浴し得るよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願

請願者　東京都江戸川区小岩町二ノ三、〇五一　江戸川病院内　岩佐英一（第一二一〇六号）

請願者　東京都江戸川区小岩町二ノ三、〇五一　岩佐英一外百八十八名（第一七九一号）

請願者　東京都江戸川区小岩町二ノ三、〇五一　遠藤音次郎外百八十八名（第一八一三号）

右の請願は、現在の生活保護法の生活基準額は余りにも低く、刑務所入所者よりも低い状態にあるから、すみやかに基準額を引き上げられるとともに、保護法対象者の増加に対する予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給事務費増額に関する請願

請願者　山口県知事　小沢太郎（第一二七三号）

右の請願は、改正法に基く恩給の支給を一日もすみやかにならしめることの必要はいまさら多言を要しないところである。しかるに法公布以来五箇月余年末までに支給を受けた者はきわめてわずかであつて大部の受給者の焦慮と要求はまことに切なるものがある。しかして県に対する事務委託費は辛じて援護法施行当時の人員を維持し得るに過ぎず、現状をもつてすれば本年度末までには公務扶助料において約二割を進達し得るに過ぎず、全部の進達のためには、昭和二十九年度初頭からさらに約十七箇月を要する実状にあり、なお市町村に対する恩給事務費は本年度一市町村平均四千円であるが、各市町村とも二、三名ないし数名の臨時職員を雇つておりしかも通信費、超勤費、旅費、消耗品費等も相当額にのぼりその負担すこぶる大なるものがあるから、すみやかに本年度追加予算を支出するとともに昭和二十九年度においても十分なる国費を支出せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

南方地域の未帰還同胞に関する請願

請願者　京都市中京区夷川通烏丸西入　守山久次郎外八名（第一三九六号）

右の請願は、南方地域の元軍人未帰還同胞は、現地解除あるいは離隊逃亡という汚名をきせられて未帰還者留守家族等援護法から除かれているが、敗戦時における現地日本軍隊の混乱は名状することができない状態であつた。特別任務のため本部と離れていた者あるいは避難行軍中の事故によつてやむなく本隊と離れた者等敗戦混乱の現地における不可抗力による実状を察することなく、一方的に離隊または逃走という汚名をきせて本法から除外することは遺憾に堪えないから、本法を改正してこれらの者を適用範囲に含めるとともに、南方地域残留同胞の再調査をなし、生存者はすみやかに帰還せしめ、死亡者に対しては明確なる死因、場所の公表、遺骨、遺品の送還等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給事務費増額等に関する請願

請願者　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎（第一四九〇号）

右の請願は、旧軍人関係恩給ことにその公務扶助料の支給が遅滞しているから、（一）恩給支給事務費を都道府県に増額交付すること、（二）恩給裁定事務の簡素化を計ること、（三）下級者公務扶助料額を援護法による遺族年金額よりも低額とならないよう改正すること、等について適切な措置を講じその促進を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願

請願者　金沢市下石引町石川県国立石川療養所内　飯塚和夫外八十九名（第一五〇三号）

請願者　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所湊病院白友会内　金子長蔵外二百七十四名（第一五一六号）

請願者　群馬県北群馬郡金島村金井大日向荘内　小板橋孝策外二名（第一七七三号）

右の請願は、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間は、昭和二十九年十二月二十八日をもつて現在適用中のほとんどが打ち切られることになるが、未復員中の自己の責にきすることのできない疾病に対しては、治療するまでの医療は少くとも国家において保障すべきであると考えられるから、同法による医療給付適用期間を延長するよう法律の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願

請願者　東京都江戸川区小岩町二ノ三、〇五一　岩佐英一外百八十八名（第一七九一号）

請願者　東京都江戸川区小岩町二ノ三、〇五一　江戸川病院内　岩佐英一（第一二一〇六号）

請願者　東京都江戸川区小岩町二ノ三、〇五一　遠藤音次郎外百八十八名（第一八一三号）

右の請願は、現在の生活保護法の生活基準額は余りにも低く、刑務所入所者よりも低い状態にあるから、すみやかに基準額を引き上げられるとともに、保護法対象者の増加に対する予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給事務費増額等に関する請願

請願者　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎（第一四九〇号）

右の請願は、旧軍人関係恩給ことにその公務扶助料の支給が遅滞しているから、（一）恩給支給事務費を都道府県に増額交付すること、（二）恩給裁定事務の簡素化を計ること、（三）下級者公務扶助料額を援護法による遺族年金額よりも低額とならないよう改正すること、等について適切な措置を講じその促進を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願

請願者　金沢市下石引町石川県国立石川療養所内　飯塚和夫外八十九名（第一五〇三号）

請願者　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所湊病院白友会内　金子長蔵外二百七十四名（第一五一六号）

請願者　群馬県北群馬郡金島村金井大日向荘内　小板橋孝策外二名（第一七七三号）

右の請願は、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間は、昭和二十九年十二月二十八日をもつて現在適用中のほとんどが打ち切られることになるが、未復員中の自己の責にきすることのできない疾病に対しては、治療するまでの医療は少くとも国家において保障すべきであると考えられるから、同法による医療給付適用期間を延長するよう法律の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願

請願者　東京都北多摩郡村山村字中藤国立療養所村山病院内　後藤恆平（第一六一三号）

右の請願は、生活保護法による生活基準額では、憲法第二十九号にうたわれた健康にして文化的な最低限度の生活を営むことができないばかりか療養者にとつては安んじて治療を受けることはできないから、（一）生活保護費予算を大幅に増額すること、（二）生活保護基準額を引き上げること、（三）生活保護適用範囲を拡大すること等の措置を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願

請願者　札幌市白川国立北海道第二療養所内　斎藤和雄外一名（第一六二四号）

右の請願は、社会保障のために設けられた生活保護法は、生活困窮者、特に長期の療養を必要とする結核患者にとつては最も重要視された制度であつたが、この保護法の算定基準が五人世帯七千二百円という低い額であるため、万足な医療および誠に思わしからぬ悲劇さえ生じている実状であるから、今国会においては充分に本制度の意義を勘案の上五人世帯一万二千円まで増額され、さらに入院患者に対する生活扶助金は現在月額四百五十円を二千円に増額されるよう予算的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する請願

請願者　京都府綴喜郡八幡町南大菅　松田はる（第一九三二号）

請願者　宮城県仙台市勾当台通二七　門間正寿（第二〇一七号）

右の請願は、全国留守家族の一人一人が大きな期待をかけていた中共、ソ連の引揚再開は何れも部分的引揚げに過ぎず、大多数の留守家族はまたも焦燥とおう悩のどんぞこにつきおとされ、もはや精神的にも経済的にも堪え得られない現状であるから、（一）未帰還者留守家族等援護法の立法根拠は名実共に国家補償の精神を基本とすること、（二）未帰還者の適用範囲はホーチミン軍、インドネシア反政府軍等南方各地区の特殊環境下にある者にまで拡大すること、（三）父母に関する留守家族の手当支給条件は撤廃すること、（四）留守家族手当の月額は生活保護法の最高基準まで引き上げること、（五）第十三条は削除すること、（六）遺骨埋葬経費、遺骨引取り経費は全未帰還者に拡大支給し、合計金額五万円に引き上げること、（七）療養の給付は全未帰還者に拡大適用すること、（八）帰還手当は法文化

し金額を三万円に引き上げること等の本法改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大等に関する請願

請願者　埼玉県秩父市役所内　浅賀政治外四百八十八名（第一六六六号）

右の請願は、今次大戦のような大規模かつ長期にわたる戦争にあつては、地域のいかんを問わず、また病気の種類を問わず応召中死亡した者については、発病の原因および死亡の原因が自己の責に帰する事実の立証のない限り、公務死と認めるとともに、援護法に基く弔慰金は、戸籍に拘泥せず真に英霊を祭祀する家に給付されるよう改正せられたい。なお、恩給法による扶助料もその算出基準となる仮定俸給年額を文官と同率に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

瀬戸内海国立公園香川県琴平町象頭山整備促進に関する請願

請願者　香川県仲多度郡琴平町長　細川秀雄外四十三名（第一六七〇号）

右の請願は、国立公園象頭山観光施設整備については第十六回国会においても請願し採択されているが、いまだに観光施設は何等見るべきものなく、近来外人の来遊者が多くなつているにもかかわらず、この状態ではまことに遺憾のきわみであるから、政府は早急に象頭山の観光施設整備を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦争犠牲者遺族の援護に関する請願

請願者　岐阜県恵那郡長島町恵那郡遺族連合会内　竹村寿吉（第一七七二号）

右の請願は、戦災遺家族は、現在の経済情勢のもとにおいて、生活困窮する者が続出する現状にあるから、すみやかに、(一)公務死の範囲を拡大して内外地を問わず、その病没者を公務死と認めること、(二)恩給扶助料は、すべて、これを文官並にすること、(三)援護法の遺族年金弔慰金の範囲を拡大すること、(四)遺族金年及び公務扶助料は、すみやかに、これを支給すること、(五)遺児のため奨学資金制度の拡大を図ること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願

請願者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　内山平治（第一八六九号）

右の請願は、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間は、昭和二十九年十二月二十八日をもつて現在適用中のほとんどが打ち切られることになるが、未復員中の自己の責にきすことのできない疾病に対しては、治療するまでの医療は少くとも国家において保障すべきであると考えられるから、同法による医療給付適用期間を延長するよう法律の一部を改正せられるとともに、恩給法による恩給受給者は外地発病者（一等症）に限定されていたが、その他の軍公務に起因して発病した二等症の者は恩給を受けていないから、この一、二等症を撤廃し軍公務起因の解釈を拡大せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願

請願者　長野県議会議長　下平肭四（第二二五九号）

右の請願は、未帰還者留守家族等援護法に基く帰還患者の療養期間は、未復員者給与法によつて復員後三箇年となつていたのを、その後さらに三年間の療養生活が保障されるようになつているが、その期間も本年十二月二十八日に満了することとなつているが、帰還患者はその大部分が胸部疾患であり、長期療養の必要と、療養費自弁が困難であるのにかんがみ、公務のため傷病をうけた帰還患者に対する療養期間を再度延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平肭四（第二二六〇号）

右の請願は、満州開拓者は当時の人口問題と食糧事情の解決を目的として送出されたのであるが、同地で遂行した任務は軍人軍属と変るところがなかつたのであるから、当然軍人軍属と同様の国家補償がなされなければならない。幸い援護法第三十四条第二項の規定により弔慰金が支給されることになつたのであるが、十七歳以上の男子に限定されているため、この恩恵に浴するのは極めて少数遺族に限られることになり不合理であるから、戦闘に参加して死亡した者の遺族に対しては全面的に適用されるよう同法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元満蒙開拓青少年義勇軍の戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願

請願者　静岡県島田市横井町開拓民自興会内　加藤弘造外三名（第二二八〇号）

右の請願は、戦時から終戦時において、満蒙開拓青少年義勇軍の全員は、部隊応召の形式で明らかに軍人、軍属として行動したのであるが、この義勇軍のうち、戦傷病者戦没者遺族等援護法に該当する者はその一部に過ぎず、また引揚げ当時の特殊事情によりその申告の方法によつて適用されない者、或いは元義勇隊員のうちで中共抑留中、ダイナマイト爆発作業等にて負傷し、今次の引揚げ再開によつて帰国した者等に対しても本法が適用されるようすみやかに改正措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の請願

請願者　札幌市白川国立北海道第二療養所内　木南正敏（第二三三二号）

右の請願は、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間は、昭和二十九年十二月末日をもつて、打ち切られることになつているが、未復員中自己の責にきすことのできない疾病に対しては、治ゆするまでの医療は少くとも国家において保障すべきであると考えられるから、同法による医療給付適用期間を延長するよう法律の一部を改正せられるとともに、恩給法による恩給受給者は、外地発病者（第一種症）に限られ、内地発病者（第二種症）は、恩給の支給を受けていないため、第二種患者の療養者は、貧窮の闘病生活をしている実状であるから、第二種患者に対して生活費が支給せられるよう、予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五八四号　国民健康保険事務費全額国庫負担に関する請願

第一三二九号　社会保険の冬期採暖料に関する請願

第一五〇四号、第一五〇五号　社会保険診療報酬に関する請願

第一五六〇号　社会保険の冬期採暖料に関する請願

第一七七四号　健康保険傷病手当支給期限延長に関する請願

第一八四七号　日雇労働者健康保険法中一部改正に関する請願
第二〇〇四号、第二〇〇五号
社会保険診療報酬に関する請願
第二〇七七号　日雇労働者健康保険法中一部改正に関する請願
第二〇九九号　柔道整復師の取扱う健康保険の単価改訂に関する請願
第二二二二号　社会保険診療報酬一点単価引上げに関する請願
第二二六五号　社会保険診療報酬一点単価引上げ等に関する請願
第二五九六号　附添看護婦等の健康保険に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年五月二十二日
厚生委員長　上條　愛一
参議院議長河井彌八殿

厚生委員会請願特別報告第三号
国民健康保険事務費全額国庫負担に関する請願
第五八四号　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎提出
社会保険の冬期採暖料に関する請願
第一三二九号　東京都文京区湯島三の一社団法人日本病院協会長　上条秀介提出
社会保険診療報酬に関する請願
第一五〇四号　奈良県高市郡高取町医師連盟内　下河辺直之外三百七十八名提出
第一五〇五号　大阪市天王寺区上本町三の三三大阪府医師会内　井関健太外三千百八十六名提出
社会保険の冬期採暖料に関する請願
第一五六〇号　宮城県仙台市七、一二一　一見趾夫外十二名提出
健康保険傷病手当支給期限延長に関する請願
第一七七四号　群馬県北群馬郡金島村金井大日向荘内　小川正男外一名提出
日雇労働者健康保険法中一部改正に関する請願
第一八四七号　東京都千代田区神田宮本町八　高島新吾提出
社会保険診療報酬に関する請願
第二〇〇四号　東京都目黒区上目黒八ノ五六三　大平島提出
第二〇〇五号　京都市上京区丸太町通智恵光院東入京都府医師会内　鈴木仙次郎外一千七百二十名提出
日雇労働者健康保険法中一部改正に関する請願
第二〇七七号　東京都港区芝白金三光町四八六土建労働会館内全国土建労働組合総連合会　森治平提出
柔道整復師の取扱う健康保険の単価改訂に関する請願
第二〇九九号　東京都文京区春日町一ノ一社団法人日本柔道整復師会長　金井良太郎提出
社会保険診療報酬一点単価引上げに関する請願
第二二二二号　三重県津市栄町二ノ一四九　伊藤貞郎外五百六十一名提出
社会保険診療報酬一点単価引上げ等に関する請願
第二二六五号　滋賀県大津市橋本町五五滋賀県医師会内　小林清祐外三百十八名提出
附添看護婦等の健康保険に関する請願
第二五九六号　東京都中野区江古田三ノ一、一六一　村上とく提出
右十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年五月二十二日
厚生委員長　上條　愛一
参議院議長河井彌八殿

意見書案
国民健康保険事務費全額国庫負担に関する請願
請願者　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎（第五八四号）
右の請願は、国民健康保険の事務費に対して政府は、従来から全額国庫負担するといいながらその実は被保険者一人六十円であつて職員の給与改善等は全然考慮されていないばかりか市街地と町村とが一律に六十円として計算されていることはまことに不合理であるから、昭和二十九年度予算に本事務費の全額補助を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
社会保険の冬期採暖料に関する請願
請願者　東京都文京区湯島三の一社団法人日本病院協会長　上条秀介（第一三二九号）
右の請願は、寒冷地手当は、その寒冷の程度に応じ、北海道以外の地にも支給されているが、社会保険の冬期採暖料については、北海道地区だけが入院一人一日七点、外来一件五点の支給を受けているのみで降雪量、寒冷の程度にほとんど差違のない青森、秋田、岩手県等に全然支給されていないことははなはだ不合理であるから、寒冷地手当支給地区には社会保険においても冬期間採暖料を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
社会保険診療報酬に関する請願
請願者　奈良県高市郡高取町医師連盟内　下河辺直之外三百七十八名（第一五〇四号）
右の請願は、社会保険制度は、医療給付内容の発達とともに、いちじるしく向上し、急速な普及と同時に、国民医療の中核となつているが、勤労者の賃金に基礎を置く現行の制度においては経済的に給付の質的向上に追随することは困難であり、数次の賃金ベースの改正による自然増加は主として給付内容のために消費され、そのために診療報酬は数年間すえ置きの状態となつているから、医療の水準保持上必要な単価として社会保険診療費を昭和二十九年度から一点二十円に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
社会保険診療報酬に関する請願
請願者　大阪市天王寺区上本町三の三三大阪府医師会内　井関健太外三千百八十六名（第一五〇五号）
右の請願は、現在の医療社会保険の実状では保険医は安んじて国民医療の万全を期することができない段階に達したがらこれを打開するため（一）社会保険診療報酬一点単価を二十円にすること、（二）社会保険診療機関と同等とすること、（三）社会保険診療報酬に対する税の源泉徴収を撤廃すること、（四）社会保険診療報酬一点単価の地域差を撤廃すること等についてすみやかな実現を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
健康保険傷病手当支給期限延長に関する請願
請願者　群馬県北群馬郡金島村金井大日向荘内　小川正男外一名（第一七七四号）
右の請願は、健康保険による傷病手当の支給期限が切れ、未だ社会復帰までには程遠い結核患者の生活は深刻をきわめており、従つて無理してまでも働かねばならず遂に再発のやむなきに至つている者はまことに多く、また医学的見地からしても健康保険傷病手当支給期限の一年延長は正当なものとなつているから、本期限の一年延長に対し、大幅な国庫補助の予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣

は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日雇労働者健康保険法中一部改正に関する請願

請願者　東京都千代田区神田宮本町八　高島新吾（第一八四七号）

右の請願は、第十六国会において制定をみた日雇労働者健康保険法は、全国百万の土建および自由労働者の要望とはるかにかけはなれたものであるから、(一)保険給付には大幅国庫負担を前提とすること、(二)給付内容および受給手続は一般健康保険なみに改善すること、(三)保険料は少くとも現行通りとし、できれば減額すること、(四)職業安定法第四十五条労働者供給事業の許可を受けたものは適用事業所として取り扱うこと等についての実現のため同法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険診療報酬に関する請願

請願者　東京都目黒区上目黒八ノ五六三　大平勗（第二〇〇四号）

右の請願は、現行の社会保険は、はなはだ複雑多岐にわたつており、その間に何等の統一性がないため事務と経済にはなはだしい無駄がある等幾多の改善すべき点があるから、とくに当面の喫緊事として、(一)社会保障関係費の増額、(二)社会保険診療報酬の適正化、(三)制限診療の撤廃等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険診療報酬に関する請願

請願者　京都市上京区丸太町通智恵光院東入京都府医師会内　鈴木仙次郎外一千七百二十名（第二〇〇五号）

右の請願は、現在社会保険の診療報酬は、一般物価の上昇に比してその三分の一以下に抑圧されており、最早国民の医療を適正に遂行し得ない段階にまできている。このことは医療機関経営の破たんをもたらし医療を低下荒廃せしめ国民保健上放置できない重大問題であるから、社会保険診療報酬の適正化を図るため一点単価二十円に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日雇労働者健康保険法中一部改正に関する請願

請願者　東京都港区芝白金三光町四八六土建労働会館内全国土建労働組合総連合内　森治平（第二〇七七号）

右の請願は、昭和二十九年一月十五日から施行された日雇労働者健康保険法は、百万に及ぶ土建日雇労働者の期待にはるかにかけはなれた劣悪なものであるから、(一)保険給付に最低三分の一の国庫負担を前提とすること、(二)厚生年金を任意適用すること、(三)給付内容及び受給手続は一般健康保険なみに改善すること等日雇労働健康保険法中一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

柔道整復師の取扱う健康保険の単価改訂に関する請願

請願者　東京都文京区春日町一ノ一　社団法人日本柔道整復師会長　金井良太郎（第二〇九九号）

右の請願は、柔道整復師の取扱う健康保険の一点の単価は、現在甲地域十円、乙地域九円となつているが、この単価は、従来まちまちであつたものを、昭和二十七年十一月全国同一に決定されたもので、その後いちじるしい諸物価の高騰にもかかわらず今日までそえ置となつていることは、まことに遺憾であり、このような低い単価では到底適正な診療は期し得ないから、この単価を甲地域十二円、乙地域十一円に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険診療報酬一点単価引上げに関する請願

請願者　三重県津市栄町二ノ一四九　伊藤貞郎外五百六十一名（第二二二二号）

右の請願は、政府は、保険医に対して適正診療を要求しているが、適正診療のためには適正なる報酬が不可欠条件であるにもかかわらず、現在の保険医療報酬はきわめて不適正であるため、医業経営は極度の困窮に陥り、保険医はもち論公立病院でさえ、もはやその業を続けることができない実情であるから、すみやかに診療報酬単価を一点一円五十銭または十二円五十銭）に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会保険診療報酬一点単価引上げに関する請願

請願者　滋賀県医師会内　小林清祐外三百十八名（第二二六五号）

右の請願は、現在の保険医療報酬は、きわめて不適正であるため、医業経営は極度の困窮に陥り、保険医はもち論公立病院でさえ、もはやその業を続けることができない実情であるから、すみやかに診療報酬単価を一点二十円に引き上げると共に、(一)社会保険診療報酬に対する課税を一般官公立医療機関と同様無税にすること、(二)一点単価の地域差を撤廃すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

附添看護婦等の健康保険に関する請願

請願者　東京都中野区江古田三ノ一、一六一　村上とく（第二五九六号）

右の請願は、附添看護婦及び家政婦は、附添婦として結核患者の身の回り一切の看護に従事することが多く、このため結核に感染する率が非常に多い状態にあるが、附添婦は、何等の身分の保障もなく、不安な日日を送つている実情である。しかして日雇労働者は、健康保険法の適用が認められたのであるから、附添看護婦、家政婦も日雇労働に準じて適用されるよう、日雇労働者健康保険法の範囲を拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一〇六号　国立大分病院の整備拡充に関する請願

第一〇七号　宮城県築館町に保健所設置の請願

第二五一号　青森県国立弘前病院改築整備に関する請願

第二八八号　長野県国立松本病院の整備拡充に関する請願

第三〇九号　看護婦等の養成所経費国庫補助に関する請願

第一〇二〇号　日本住血吸虫病撲滅に関する請願

第一三八七号、第一九九二号　国立療養所給食費増額に関する請願

第一七〇五号、第一七七七号、第二一四二六号　受胎調節に関する請願

第一七六号　附添看護婦、附添婦の身分等に関する請願

第一八八六号　国立療養所の病床増加等に関する請願

第二〇三〇号　鹿児島県国立志布志療養所病床増加に関する請願

第二一六一号　国立宇多野療養所職員定員増加に関する請願

第二二五八号　国立療養所賄費増額に関する請願

第二三八七号　国立病院等のエックス線技術者増員に関する請願

第二五一四号、第二六三一号　健康保険用歯科資材に関する請願

第二六一五号、第二六二二号
戦傷病者援護に関する請願
第二六二七号　日雇労働者健康保険法中一部改正に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年五月二十八日
厚生委員長　上條　愛一
参議院議長河井彌八殿

厚生委員会請願特別報告第四号
国立大分病院の整備拡充に関する請願
第一〇六号　大分県大分市駄の原　後藤十郎提出
宮城県築館町に保健所設置の請願
第一〇七号　宮城県栗原郡築館町長　千葉秋男外十二名提出
青森県国立弘前病院改築整備に関する請願
第二五一号　青森県知事　津島文治外三名提出
長野県国立松本病院の整備拡充に関する請願
第二八八号　長野県松本市長　松岡文七郎外百十名提出
看護婦等の養成所経費国庫補助に関する請願
第三〇九号　横浜市南区浦舟町四全国公立病院連盟会内　有田不二提出
日本住血吸虫病撲滅に関する請願
第一〇二〇号　福岡県三井郡宮の陣村三井郡町村議会議長会内　赤司彦一提出
国立療養所給食費増額に関する請願
第一三八七号　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　水木四郎外九百四十九名提出
第一九九二号　山口県熊毛郡阿月村　田中忠夫外三百四十六名提出
受胎調節に関する請願
第一七〇五号　札幌市南七条西一八　竹村マヤ提出
第一七七七号　山形市香澄町字大宝寺四〇九中村とき方　蜂田きみ子提出
第二一七五号　熊本市春竹町一、六一九　福山スエ外千七名提出
第二四二六号　福岡市春吉一番丁　園田スサノヲ外一千五百名提出
附添看護婦、附添婦の身分等に関する請願
第一七七六号　東京都文京区西須賀町一七　堀江ハル提出
国立療養所の病床増加に関する請願
第一八八六号　東京都中野区新井町五一四　井上五郎提出
鹿児島県国立志布志療養所病床増加に関する請願
第二〇三〇号　鹿児島県贈唹郡末吉町　松下七二提出
国立宇多野療養所職員定員増加に関する請願
第二一六一号　京都市右京区鳴滝　高田常雄提出
国立療養所賄費増額に関する請願
第二二五八号　長野県議会議長　下平柄四提出
国立病院等のエックス線技術者増員に関する請願
第二三八七号　東京都中野区新井町五一四　井上五郎提出
健康保険用歯科資材に関する請願
第二五一四号　東京都千代田区神田駿河台一ノ八　永井一夫提出
第二六三一号　東京都千代田区神田多町二ノ一一　中尾清提出
戦傷病者援護に関する請願
第二六一五号　滋賀県大津市白玉町二一　大藤吉助提出
第二六二二号　長崎市楼町一九　佐々野達提出
日雇労働者健康保険法中一部改正に関する請願
第二六二七号　広島市宇品町広島県日雇労務厚生会内　久米登提出
右二十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年五月二十八日
厚生委員長　上條　愛一
参議院議長河井彌八殿

意見書案
国立大分病院の整備拡充に関する請願
請願者　大分県大分市駄の原　後藤十郎（第一〇六号）
右の請願は、国立大分病院は、旧陸軍病院を継承したもので施設は明治末期の築造であり戦時中の最高度利用と終戦後一時占領軍の宿舎に充当された関係上、整備のため年々相当の経費を必要とし、加えて最近患者の利用度も上昇してきたので病棟、外来棟はせまくなり、大規模な模様替および外来棟の築造を痛感していたところ、一昨年厚生省の指導によつてこれの整備計画を作製し予算要求中に移譲対象病院となつたため、これらの整備は、たな上げされすでに三年を経過しようとしている実情にあるから、本病院を存置するとともに、移譲に伴う整備費を加え前記計画により整備拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
宮城県築館町に保健所設置の請願
請願者　宮城県栗原郡築館町長　千葉秋男外十二名（第一〇七号）
右の請願は、宮城県栗原郡は、面積八百三十五平方キロメートル、町村数二十七、人口十四万を数える本県随一の大郡であるが、保健所は若柳町に一箇所設置されているだけで保健所の施設利用ならびに事業執行等は加重に過ぎる傾向にあり、加えて玉山および花山ダムの完成とともに加速度的に保健衛生事業の拡充強化が必要とされているから、築館地区警察署が所管する十三箇町村を一区域とする保健所を築館町に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
長野県国立松本病院の整備拡充に関する請願
請願者　長野県松本市長　松岡文七郎外百十名（第二八八号）
右の請願は、国立松本病院は、発足以来長野県最大の医療機関として社会福祉のため数多くの功績をあげてきたが、昨年来地方自治団体への移管が決定し、まさに近時その一部を信州大学病院に併合しようとする計画があるよしで、これはまことに遺憾であるばかりでなく、使命を異にする二大病院の両立することが県民最大の幸福である見地から、国立松本病院を甲信越地区中央病院として整備拡充せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
看護婦等の養成所経費国庫補助に関する請願
請願者　横浜市南区浦舟町四全国公立病院連盟会内　有田不二（第三〇九号）
右の請願は、看護婦の養成については、昭和二十三年法律第二〇三号で看護婦法が制定されてこの法律に従つて各病院は困難な経営の内に自らの経済で看護婦ならびに準看護婦養成所を設置して看護婦の養成に努力しているのであるが、法律が制定されて既に五年に及んでいるのに国として看護婦の養成に対してなんら経済補助の方途に出ていないということはまことに遺憾であるから、看護婦ならびに準看護婦養成所設置者に対し、すみやかに国庫補助を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
日本住血吸虫病撲滅に関する請願
請願者　福岡県三井郡宮の陣村三井郡町村議会議長会内　赤司彦一（第一〇二〇号）
右請願は、福岡県筑後川流域七箇町村に日本住血吸虫病がまんえんし、また昨年六、七月の大水害によつて汚染地区の拡大が憂慮されているから、予防、治療両面併用の撲滅策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所給食費増額に関する請願

請願者　富山県東礪波郡城端町　国立療養所北陸荘内　水木四郎外九百四十九名（第一三八七号）

右の請願は、国立療養所の現行給食費は一日九十三円で、現在の物価に比較してあまりにも低額であり、このままでは結核療法に悪影響を及ぼし、ひいては生命にも脅威を加えるから、給食費を百三十円に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

受胎調節に関する請願

請願者　札幌市南七条西一八　竹村マヤ（第一七〇五号）

請願者　山形市香澄町字大宝寺四〇九　中村とき方　峰田きみ子（第一七七七号）

請願者　福岡市春吉一番丁　園田スサノヲ外一千五百名（第二四二六号）

右の請願は、わが国の受胎調節は、昭和二十六年受胎調節普及方針の閣議決定後漸増的に普及を見ているもののその効果はいまだ十分とはいい難く、特に低所得階層には一割ないし二割程度しか普及していないばかりか、かえつて人工妊娠中絶の激増を招いている現状であるから、国家百年の大計のため、またこれら低所得階層の福祉のために、(一)低所得階層に対する受胎調節実地指導料および避妊器具薬品の公費負担を行う措置を講ずること、(二)受胎調節実地指導員が避妊薬品の取り扱いができるよう措置すること、(三)優生保護相談所の整備を図り受胎調節普及事業の積極的進展を図る財政措置を講ずること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

附添看護婦、附添婦の身分等に関する請願

請願者　東京都文京区西須賀町一七　堀江ハル（第一七七六号）

右の請願は、附添看護婦、附添婦は、法定伝染病及び結核患者などの看護にもつとも身近にあつてかくたん、大小便その他の汚物処置をし、その病気の感染源の中に働いているが、不安定な労働条件に加えて給料の未支給等労働者として最低の待遇にあるから、これら附添看護婦、附添婦の身分を保障せられるとともに、昭和二十九年度生活保護法の予算増額並びに昭和二十八年度生活保護法の予算の赤字補正等の処置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所の病床増加等に関する請願

請願者　東京都中野区新井町五　井上五郎（第一八八六六号）

右の請願は、近時結核性疾患とくに肺結核に対する治療は、化学療法や外科療法等いちじるしい進歩を示し、死亡率も顕著な減少をみせているものの、患者数は一向に減少しないばかりかむしろ増加の傾向にあり、現在の公私立病院を含む約十七万床の結核病床では到底必要を満すに充分でないから、昭和二十九年度に国立療養所の病床を三千床増床せられるとともに、これに伴う医師、看護婦、その他医療技術者、事務員等を一千二百名増員せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所給食費増額に関する請願

請願者　山口県熊毛郡阿月村　田中忠夫外三百四十六名（第一九九二号）

右の請願は、昨年十二月一日から国立療養所患者の入院料は、一日三百十円に引き上げられ、当然給食費が百五十五円に増額されなければならないのが、僅かに九十六円であり、しかも厚生省内規により〇・五パーセント控除された九十四円が給食実費であつて、これでは到底結核患者に必要な最低限度の栄養さえも維持することができないから、国立療養所入院患者の給食費を一日百三十円に増額するよう予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県国立志布志療養所病床増加に関する請願

請願者　鹿児島県鹿児島郡吉野町　松下七二（第一〇三〇号）

右の請願は、鹿児島県国立志布志療養所は、最初の計画は三百床を目標として設立されたものであるが、現在はその半数の百五十床を有するに過ぎないため、入所不能の患者は、申込を受付けたものの外入所希望者は相当多数にのぼるものと考えられる上、地区的にみて国立結核医療施設は薩摩地区の六箇所に対し大隅地区は志布志療養所が一箇所である実情から考えても、本地区に急速に病床を増加することが緊要であるから、本療養所の病床を三百床に増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立宇多野療養所職員定員増加に関する請願

請願者　京都市右京区鳴滝　高田常雄（第二一六一号）

右の請願は、国立宇多野療養所の職員定員は、収容力の増加ならびに業務の繁忙にもかかわらず、非常に少ないので職員の労働条件がいちじるしく低下している上、本年一月以来機構改革によつてさらに減少し、現状のままでは本所の運営にきわめて憂慮される事態が予想され、これまでにも機会あるごとに厚生省に対し、職員の定員増加を要請したがその実現をみるにいたつていないから、厚生行政に理解ある厚生委員会において本所の職員定員八十八名の増加について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

受胎調節に関する請願

請願者　熊本市　春竹町一、六一九　福山スエ外千七名（第二一七五号）

右の請願は、わが国における将来の人口の推計と国内情勢並びに食糧問題、その他諸種の事情からして、この際、徹底的な受胎調節の普及指導が必要であるから、低所得階層の者に対する受胎調節実施指導料及び避妊器具薬品の公費負担を行うこと並びに受胎調節実施指導員は避妊薬品の取扱ができるようにすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立療養所駐費増額に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平栄四（第二二五八号）

右の請願は、国立療養所の賄費は、現在一日九十二円であるが、これは昭和二十七年十二月に決定されたものであつて、物価の高騰した現在、この少額の賄費では、必要熱量並びに栄養品の摂取は不可能であるから、結核患者の健康を一日もすみやかに回復し、社会復帰のできるよう現行賄費を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立病院等のエックス線技術者増員に関する請願

請願者　東京都中野区新井町五　井上五郎（第二三八七号）

右の請願は、国立病院、療養所においては診療内容の向上にしたがつて、エックス線利用者が激増したが、これに伴う防護設備の改善及び技術者の増員が行われなかつたため

にエックス線技術者は、長期間危険度以上のエックス線曝射を強制され、全国的に技術者の健康状態が悪化してきたのであるがこの症状は「死の灰」によるビキニ被害者の健康状態（白血球四〇〇〇―三〇〇〇に減少）と同様であり、白血球の減少が原因となり、既に一名の死者を出しいま一人の重病者を出している。（全国的統計を、算出すれば全技術者の八十パーセントがエックス線障害を受けている（京大調査と同一）結果となりこのままの状態を放置するならば重大な問題に発展するから、是非とも技術者数を現在の倍に増加せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険用歯科資材に関する請願

請願者　東京都千代田区神田駿河台一ノ八　永井一夫（第二五一四号）

右の請願は、歯科医療用材として、ニッケルクローム合金板は、既に二十年に及ぶ臨床経験を有し、一般歯科医療材として認められているのにもかかわらず、これが健康保険用資材として正式に認められていないことは、了解に苦しむばかりでなく、全国二万六千の歯科医師の日常診療にも障害をきたすものであるから、すみやかに健康保険用歯科資材として正式に承認せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者援護に関する請願

請願者　滋賀県大津市白玉町二一　大藤吉助（第二六一五号）

請願者　長崎市桜町一九　佐々野達（第二六二二号）

右の請願は、戦傷病者の援護を一層強化拡充するため、接収ダイヤモンド政府収益の一部を援護資金として日本傷い軍人会に交付することによつて、(一)戦傷病者の実態調査を徹底的に実行すること、(二)困窮傷い軍人を更生せしめるため、生業資金の貸与、集団施設、授産場の設置を図ること、(三)結核療養所（特に骨関節結核患者のためのもの）及び精神病院を設置すること、(四)戦傷病による失明者のための更生施設及び戦傷病による重度の不具廃疾者のための保養所を増設すること、(五)戦傷病者自立に必要な低家賃住宅を設置すること、(六)互助共済のための医療、宿泊、集会、精神修養等を行う戦傷病者集会ホームを、東京、大阪、福岡、仙台等に設置すること、(七)傷い軍人証、き章、門標を制定配布すること等の本会諸事業を助成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日雇労働者健康保険法中一部改正に関する請願

請願者　広島市宇品町広島県日雇労務厚生会内　久米登（第二六二七号）

右の請願は、日雇労働者が日雇健康保険給付受給要件に基いて、療養を受けようとした場合は、県又は健康保険出張所から受給資格証明書の発給を受け指定された保険医により療養を受けるのが原則となつているが、日雇労働者の病気は緊急を要するものが多く、日雇健康保険法第十五条の特例があつても、実際上はなはだ困難であるから毎月末に、受給資格有無の認定を行つて、有資格期間中は何時でも早急に療養給付が受けられるよう同法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

健康保険用歯科資材に関する請願

請願者　東京都千代田区神田多町二ノ一一　中尾清（第二六三一号）

右の請願は、歯科補綴用金属としてのニッケルクローム合金の使用は、厚生省が認めているのにもかかわらず、その一部局である保険局がニッケルクローム合金の使用を健康保険歯科診療報酬点数表に明示していないために、全国歯科保険医を混迷させている。昭和二十九年三月にかかる不合理は在り得ないから至急善処するとの歯科医師会長の答申があり期待していたのであるが未だ決定の運びに至らず、内心憤激の情耐え難きものがあるから早急にこれが改善を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六三号、第九四号、第一四二号　保育所定員制等に関する陳情

第六四号　児童収容施設に対する措置費増額等の陳情

第一二九号　母子福祉資金の貸付等に関する陳情

第二三四号、第五二八号　保育所措置費国庫補助増額に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月十八日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

厚生委員会陳情特別報告第一号

保育所定員制等に関する陳情

第六三号　愛媛県松山市萱町二ノ八九愛媛県社会事業館内社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会内　久松定武提出

第九四号　群馬県北群馬郡渋川町長　佐藤力外六十三名提出

第一四二号　群馬県佐波郡島村長　田島嘉之外三十二名提出

児童収容施設に対する措置費増額等の陳情

第六四号　東京都千代田区丸の内三ノ一東京都社会福祉協議会児童部会内　今井新太郎提出

母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正に関する陳情

第一二九号　愛媛県松山市萱町二ノ八九愛媛県婦人更生連合会内　梅岡富栄提出

保育所措置費国庫補助増額に関する陳情

第二三四号　京都府与謝郡宮津町京都府町村会内　徳田富治提出

第五二八号　宮崎県議会議長日高弥一提出

右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月十七日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

保育所定員制等に関する陳情

陳情者　愛媛県松山市萱町二ノ八九愛媛県社会事業館内社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会内　久松定武（第六三号）

右の陳情は、現下の保育所定員制および措置児の援護率は、保育所の運営に重大なる障害となつているから、定員を暫定的にも児童一人当り〇・六坪の基準を固執することなく、地域の事情に応じて適当に変更させるか、あるいは保育所個々の特殊事情を考慮し定員超過を許可せられるとともに、法律に基く措置費の完全支出を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保育所定員制等に関する陳情（二十通）

陳情者　群馬県北群馬郡渋川町長　佐藤力外百六十三名（第九四号）

右の陳情は、児童福祉法の制定に伴い保育事業が拡充され保育所に対する社会的要望が年をおうて過大となつたことは児童福祉法のためによろこびにたえないが、現下の「保育所の定員制および措置費の援護率」の問題は保育所の運営に重大なる影響を及ぼし、ただに事業の進展を妨げるばかりでなく、保育所本来の使命をわい曲させ、はては保育事業全般に対し重大危機を招来する虞があるから、これが解決のため、保育所定員制の緩和、措置費の完全支出等万全の策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保育所定員制等に関する陳情（二通）

陳情者　群馬県佐波郡島村長　田島嘉之外三十二名（第一四二号）

右の陳情は、児童福祉法の制定によつて保育事業が拡充され保育所に対する社会的要望が年々に強大となつたが、保育所定員数の厳守の通牒は、保育所の運営に重大な影響を及ぼし、保育事業は重大危機に直面しているから、法律に基く措置費の完全支出と、児童一人当り〇・六坪の基準を固執することなく当分の間、地方の実情に即して、一人当り〇・四坪程度に変更するか、または保育所個々の特殊事情を認めて定員超過を許可するよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

児童収容施設に対する措置費増額等の陳情

陳情者　東京都千代田区丸の内三の一東京都社会福祉協議会児童部会内　今井新太郎（第六四号）

右の陳情は、児童収容所の児童に支給されている賄費一日一人当り五十四円七十七銭では発育盛りの児童に三食の主食、副食を調理することは到底困難な状況となり、また被服費、日用品費その他については十六円六十五銭支給されているが、この金額でも現状においてその需要を満たすことは全く不可能で、厚生省児童局で定められた、二千二百七十カロリーの給食を行うには一日一人当り平均約八十円を必要としているから、すみやかに委託費を改訂するとともに、米価の改訂、ベースアップ等に伴う措置費改訂は従来時期おくれの場合があつたため困難をきたしているから、かかる際は事前に準備され、児童や施設に迷惑をおよぼさぬよう万全に考慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正に関する陳情

陳情者　愛媛県松山市萱町二ノ八九愛媛県婦人更生連合会内　梅岡寛栄（第一二九号）

右の陳情は、母子福祉向上のためその経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るには「修学資金」および「修学資金」の無利子貸付け、「仕度資金」の子女への適用あるいは本法事務費、母子相談員の旅費増額等の措置が必要であるから、母子福祉資金の貸付等に関する法律を改正してこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保育所措置費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　京都府与謝郡宮津町京都府町村会内　徳田富治（第二三四号）

右の陳情は、保育所措置費は、法制義務費として地方公共団体の支弁額に対し国は十分の八、府県市町村がそれぞれ十分の一ずつ負担することになつているにもかかわらず現在国の援護率は僅かに三十パーセントに過ぎないため、保育所の運営は極めて困難となり、近時苦境に立つ町村財政に一層重大なる支障をきたしているから、保育所措置費国庫補助率を六十パーセント以上に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保育所措置費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第五二八号）

右の陳情は、従来保育所の措置費は地方財政平衡交付金によつて交付されていたのであるが、昨年度から補助金制度に改められたことは、児童福祉行政の推進と保育事業の円滑化のためにまことに適切な措置であつたが、市町村に対する保育所措置費国庫負担の概算交付額は所要申請額の四十パーセントに過ぎず、このような少額の経費では到底保育所の円滑な運営を期待することは不可能であるから、本事業の重大性にかんがみ、児童福祉法第五十三条の規定を厳守して保育所措置費国庫負担概算交付額を所要申請額の八十パーセントに増額交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一七号　社会福祉事業振興会資金確保に関する陳情

第五三号　社会福祉事業振興会資金確保に関する陳情（二通）

第六六号　社会福祉事業振興会資金確保に関する陳情（四通）

第一八四号　恩給事務費増額に関する陳情

第二〇九号　内地死没軍人等の遺族援護に関する陳情

第二八六号　公務負傷警防団員等の遺族援護に関する陳情

第三三九号　戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大等に関する陳情

第四〇四号　未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の陳情

第四五二号　戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に関する陳情

第四八四号　未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の陳情

第五七八号　鹿児島県名瀬市民の生活安定に関する陳情

第五八五号　生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する陳情

第六四五号　静岡県伊豆半島を国立公園に指定するの陳情

第六六二号　遺族国庫債券の買上げ範囲拡大等に関する陳情

第六六三号　南アルプスを国立公園に指定するの陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十一日

厚生委員長　大谷　瑩潤

代理理事

参議院議長河井彌八殿

厚生委員会陳情特別報告第二号

社会福祉事業振興会資金確保に関する陳情

第一七号　宮崎市別府町一〇ノ三社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会長　荒川岩吉提出

第五三号　宮城県仙台市外記丁二ノ一六社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長　中川善之助外一名提出

第六六号　宮城県仙台市北一番丁二七宮城県宮城黒川地方社会福祉協議会内　杉沼栄治郎外二名提出

恩給事務費増額に関する陳情

第一八四号　山口県知事　小沢太郎提出

内地死没軍人等遺族援護に関する陳情

第二〇九号　鳥取市東町鳥取県内地死没軍人軍属遺族補償促進連盟内　福井正晴提出

公務負傷警防団員等の遺族援護に関する陳情

第二八六号　名古屋市中区南外堀町六ノ一財団法人愛知県消防協会長　桑原幹根外一名提出

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大等に関する陳情

第三三九号　神戸市生田区中山手通四ノ七八ノ二兵庫県町村自治会館内兵庫県町村会内　田村昌義提出

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の陳情

第四〇四号　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　田中義勝外一名提出

戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に関する陳情

第四五二号　兵庫県神崎郡福崎町高岡一、一六七　松岡茂外一名提出

未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の陳情

第四八四号　岩手県稗貫郡花巻町大字西一二字横町　照井康毅外三名提出

鹿児島県名瀬市民の生活安定に関する陳情

第五七八号　鹿児島県名瀬市議会議長　久保井直信提出

生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する陳情

第五八五号　石川県議会議長　宮永盛雄提出

静岡県伊豆半島を国立公園に指定するの陳情

第六四五号　静岡県知事　斎藤寿夫外一名提出

遺族国庫債券の買上げ範囲拡大等に関する陳情

第六六二号　名古屋市長　小林橘川提出

南アルプスを国立公園に指定するの陳情

第六六三号　長野県知事　林虎雄外二名提出

右十五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十一日

厚生委員長　代理理事　大谷　瑩潤

参議院議長河井彌八殿

意見書案

社会福祉事業振興会資金確保に関する陳情

陳情者　宮崎市別府町一〇ノ三　社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会長　荒川岩吉（第一七号）

右の陳情は、社会福祉事業振興会法の成立は、民間社会福祉事業界の福音であるが、振興会今後の在り方を左右するものは資金の獲得にあり、従つてその運営資金については所期の目標額五十億円を五箇年間に確保することが業界の死活問題であるから、社会福祉事業振興に資するに足る予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

社会福祉事業振興会資金確保に関する陳情

陳情者　宮城県仙台市外記丁二ノ一六社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長　中川善之助外一名（第五三号）

陳情者　宮城県仙台市北一番丁二七宮城県宮城黒川地方社会福祉協議会内　杉沼栄治郎外二名（第六六号）

右の陳情は、昭和二十九年度から社会福祉事業振興会の発足を見る運びとなつたが、社会福祉事業振興会の運営資金は、法律に明示されている五十億円の政府資金をまたねばならない実状であるから、同会の運営資金としての五十億円をはじめ、昭和二十九年分として十億円以上確保できるよう予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給事務費増額に関する陳情

陳情者　山口県知事　小沢太郎（第一八四号）

右の陳情は、恩給法に基く県に対する事務委託費はきわめて少く、本年度末までに公務扶助料において約二割を進達し得るに過ぎず、大部の進達のためには昭和二十九年度初頭から約十七箇月を要する実情にあり、しかも各市町村とも数名の臨時職員を雇い、通信費、消耗品費等も相当額に上つているにもかかわらず本年度の恩給事務費は一市町村平均四千円であつて、本業務は窮乏している地方自治体の財政上に大なる負担となつているから、本事務費に対しすみやかに本年度の追加予算を支出するとともに昭和二十九年度においても十分な国費を支出するよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

内地死没軍人等遺族援護に関する陳情

陳情者　鳥取市東町鳥取県内地死没軍人軍属遺族補償促進連盟内　福井正晴（第二〇九号）

右の陳情は、昭和二十七年戦没軍人軍属に対する援護法が施行され、また今回は恩給法の改正に伴い援護法が改正されたのであるが、内地死没軍人軍属並びに遺族の除外されていることはなはだ遺憾であるから、これら内地死没軍人軍属並びに遺族を外地死没者と同様に取り扱われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公務負傷警防団員等の遺族援護に関する陳情

陳情者　名古屋市中区南外堀町六ノ一財団法人愛知県消防協会長　桑原幹根外一名（第二八六号）

右の陳情は、戦時において国に殉じた被徴用者等を含む戦没者の遺族及び戦傷病者、未帰還者留守家族等に対しては国家補償の措置が講ぜられているが、戦時中勅令「警防団令」により国土防衛の第一戦に立ち一身一家をかえりみず危険をおかして防空作業に服務中、不幸にして死没し、あるいは負傷した警防団員に対しては何等の補償も援護も講ぜられていないことはなはだ遺憾であるから、これら公務負傷警防団員並びに死没警防団員遺族に対し援護措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大等に関する陳情

陳情者　神戸市生田区中山手通四ノ七八ノ二兵庫県町村自治会館内兵庫県町村会内　田村昌義（第三三九号）

右の陳情は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲を拡大して、内地勤務中に死亡した者、外地における胃ガン、腹膜炎等の死亡者、あるいは服役中の公務に基因する病気で帰郷後に死亡した者等の遺族に対しても本法による援護を得られるようにすると共に、本法による援護の決定手続においても本人死亡当時、遺族の居住した市町村長の証明書をもつて裁定し得るよう得る限り手続の簡敏を図り、いまだ本法の恩恵に浴していない遺族をしてすみやかに援護を受け得るようにせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大等に関する陳情

陳情者　岩手県稗貫郡花巻町大字西一二字横町　照井康毅外三名（第四〇四号）

右の陳情は、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の陳情

陳情者　新潟県柏崎市国立新潟療養所内　田中義勝外一名（第四〇四号）

右の陳情は、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間は、昭和二十九年十二月二十八日をもつて現在適用中のほとんどが打ち切られることになるが、未復員中の自己の責にきすることのできない疾病に対しては、治療するまでの医療は少くとも国家において保障すべきであると考えられるから、同法による医療給付適用期間を延長するよう法律の一部を改正せられるとともに、恩給法による恩給受給者は外地発病者（一等症）に限定されていたが、その他の軍公務に起因して発病した二等症の者は恩給を受けていないから、この一、二等症を撤廃し軍公務起因の解釈を拡大せられるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に関する陳情

陳情者　兵庫県神崎郡福崎町高岡一、一六七　松岡茂外一名（第四五二号）

右の陳情は、陳情者松岡茂の叔父大は、昭和二十年三月二十四日ルソン島において戦死したが、茂の祖母やえ、父操ともに死亡したため戦傷病者戦没者遺家族等援護法による弔慰金の受領該当者がなく、墓所の建立もできない上、叔父の戦死が犬死となり英霊の慰めようがないから、関係法規を改正しておいである陳情者に弔慰金を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿児島県名瀬市民の生活安定に関する陳情

陳情者　鹿児島県名瀬市議会議長　久保井直信（第五七八号）

右の陳情は、奄美大島の祖国復帰によつて名瀬市の日本復帰も実現したが、諸種の復興事業等はいまだ実施されるにいたらないため、経済窮迫は復帰前と変らず市民生活の困窮はまことにはなはだしいから、（一）本土なみの生活保護法の適用、（二）失業対策事業の即時実施、（三）住宅の復興、（四）弔慰金の即時支給、（五）身体障害者の福祉保護その他民生安定のため現在本土において適用されている諸法規もぜひ本土同様に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生活保護法の最低生活基準引上げ等に関する陳情

陳情者　石川県議会議長　宮永盛雄（第五八五号）

右の陳情は、生活保護制度は社会保障制度の一環として、国民の最低生活を保障し、国民生活最後の拠り所としてきわめて重要な役割を果すものであるから、これら関係予算を十分に確保するとともに、現行の最低生活費基準額を引き上げ、労働力再生産の可能な最低生活を保障すること及び遺族年金、傷病恩給、障害年金等は、その受給理由を考慮して、全額を機械的に収入と認定することなく特別控除の措置を認めること等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県伊豆半島を国立公園に指定するの陳情

陳情者　静岡県知事　斎藤寿夫外一名（第六四五号）

右の陳情は、伊豆半島は、わが国の代表的な景勝地であり、きわめて多数の国民が容易に享受し得る保健休養地として第一級のものと考えられるから、すみやかに国立公園として指定され、環境の保護と施設の統制整備を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

遺族国庫債券の買上げ範囲拡大等に関する陳情

陳情者　名古屋市長　小林橘川（第六六二号）

右の陳情は、民生、児童福祉、社会医療の各事業は、現下最も必要な事業であるから、これら各事業を強化拡充して、民生の安定を図るため、（一）遺族国庫債券の買上げ範囲を拡大すること、（二）旧国家総動員法に基く関係者の弔慰金を早急に裁定すると共に、公務死の範囲を拡大すること、（三）社会福祉事業振興会法の適切な運用を図ること、（四）か動能力ある生活困窮者に対し優先的に就労のあつ旋を図ること、（五）勤労控除制度を再検討すること、（六）養老院等収容保護施設を早急に増設すること、（七）授産施設並びに公益質屋を増設すること、（八）保育所の増設並びに虚弱児施設の設置を図ること、（九）母子福祉資金の貸付割当額等のわくを拡大すること、（十）精神衛生法、結核予防法の運用に万全を期すること、（十一）国民健康手帳（仮称）制度を確立すること、（十二）被保護者及び準保護者に対し定期的健康診断を実施すること、（十三）結核患者収容施設を拡充整備すること、（十四）覚せい剤中毒患者の収容施設を早急に設置すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

南アルプスを国立公園に指定するの陳情

陳情者　長野県知事　林虎雄外二名（第六六三号）

右の陳情は、南アルプス地区は、長野、山梨、静岡の三県にまたがり南北百二十キロメートル、中央部四十キロメートルに及ぶ大山岳地帯で重畳する古生層の山波幾多のけい谷、ばく布等の自然景観と相まつてその中に包蔵する動植物等の大くの学術的資料は国民の教化に資するところ大きく、また特異の人文資源にも恵まれており、従来は交通、宿泊等施設の不備のため利用も一部山岳家に限られ、一般大衆にとつては縁遠い感があつたのに引きかえ、近年その利用者は急激に増加している。従つてこの卓越した大景勝地帯に対して自然風物の維持保存を図ると同時に統制ある開発計画を樹立し、国民のため一大自然公園として利用させ、その恩恵に浴させることは国家的見地から見てきわめて重要であるから、すみやかに南アルプス地区を国立公園に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三九号、第五一号　国民健康保険事業の整備改善に関する陳情

第七三号　厚生年金保険法改正反対に関する陳情

第一一二号　国民健康保険所属保健婦設置費全額国庫負担に関する陳情（八通）

第三〇八号　国民健康保険所属保健婦の身分に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十二日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

厚生委員会陳情特別報告第三号

国民健康保険事業の整備改善に関する陳情

第三九号　京都市上京区下立売通新町西入藪の内町八五ノ四　京都府国民健康保険団体連合会理事長　片山忠俊提出

第五一号　愛媛県松山市萱町二ノ八九社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会内　久松定武提出

厚生年金保険法改正反対に関する陳情

第七三号　東京都港区三田四国町二ノ六全国繊維産業労働組合同盟内　滝田実提出

国民健康保険所属保健婦設置費全額国庫負担に関する陳情（八通）

第一一二号　東京都北多摩郡昭和町中神一、一六六　谷保美津枝外六百九十九名提出

国民健康保険所属保健婦の身分に関する陳情

第三〇八号　福井県議会議長長谷川清提出

右五件の陳請は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十二日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

国民健康保険事業の整備改善に関する陳情

陳情者　京都市上京区下立売通新町西入藪の内町八五ノ四京都府国民健康保険団体連合会理事長　片山忠俊（第三九号）

右の陳情は、社会保障制度の基盤である国民健康保険事業は、戦後経済界の変動により崩壊の寸前に至つたが医療費の二割国庫負担の実現により漸くあい路打開の光明を得るに至つた。さらにこれが整備改善を図るため、（一）国民健康保険法第二条を改正してこれを強制的義務とすること、（二）事務費の実質的全額補助ならびに保健婦設置費の全額国庫補助、（三）国民健康保険国庫補助金の法制化、（四）国民健康保険府県費補助の法制化、（五）保険給付の充実強化等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険事業の整備改善に関する陳情

陳情者　愛媛県松山市萱町二ノ八九社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会内　久松定武（第五一号）

右の陳情は、国民健康保険制度の確立を期するため、（一）国および都道府県の負担を増額するとともに国民健康保険法第四十七条を改正して国および都道府県の負担率を規定すること、（二）国民健康保険法第二条を改正してこれを義務制とすること、（三）本制度を普及させるため国および県は相当額の普及費を計上すると

ともに中央、地方の事務機構を強化し、県は各地方事務所に専任職員を配置すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

厚生年金保険法改正反対に関する陳情

陳情者　東京都港区三田四国町二ノ六全国繊維産業労働組合同盟内　滝田実（第七三号）

右の陳情は、厚生省案による厚生年金保険法改正案の女子特別一時金制度案は、わが国の慣習、社会あるいは経済の特殊性から見て本法の適用による養老年金等の給付を受ける女子労働者が僅少となるはなはだしい改悪であるから、厚生年金保険法の改正案には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険組合の国庫負担に関する陳情（八通）

陳情者　東京都北多摩郡昭和町中神一、一六六　谷保美津技外六百九十九名（第一二二号）

右の陳情は、農山村の国民健康保険施設に勤務する保健婦は、過重な労働と、旧来の因習と闘う苦境におかれているが、その待遇は、困難な町村財政と窮迫している国保経済上のために、他の所属保健婦に比較していちじるしく低く、指導者として必要な技術と知識の向上さえも望み難く、やむなく退職または転向する傾向が強く、保健婦は年々その数を減じつつある実情であるから、国民健康保険所属保健婦の設置費を事務費と同様に全額国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国民健康保険所属保健婦の身分に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第三〇八号）

右の陳情は、国民健康保険組合に所属する町村保健婦の身分は、町村に属し、業務の指示は保健所によりなされているため、能率的な保健活動を阻害しているから、これら保健婦の身分を一元化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

厚生委員会陳情審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五四号　新潟県国立寺泊療養所復興に関する陳情

第一〇二号　下水道布設促進に関する陳情

第六四七号　覚せい剤対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

厚生委員会陳情特別報告第四号

新潟県国立寺泊療養所復興に関する陳情

第五四号　新潟市西堀通八番町一、五八五新潟県医師会内　鳥居恵二提出

下水道布設促進に関する陳情

第一〇二号　広島市長　浜井信三提出

覚せい剤対策に関する陳情

第六四七号　千葉県議会議長　浮谷元吉提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十八日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

新潟県国立寺泊療養所復興に関する陳情

陳情者　新潟市西堀通八番町一、五八五新潟県医師会内　鳥居恵二（第五四号）

右の陳情は、新潟県は、結核病院が不足し患者収容力が至つて低位にあり、これが対策として病院の新設ならびに病床の増設に努力しつつあるとき、国立寺泊療養所本館をはじめ附属診療施設を焼失したためこれらの対策に一大支障をきたしているから、一日も早く本療養所の復興を図り当面の窮状を打開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

下水道布設促進に関する陳情

陳情者　広島市長　浜井信三（第一〇二号）

右の陳情は、通常の降雨で都市が被る浸水被害は直接の損害額だけでも年々百五十億円を下らず、これに附随して起る伝染病の流行、浸水による工場の操業休止等の間接損害を加えれば都市災害の深刻さは農村の水害対策の低位に置かれるべきものではない。しかるに都市水害対策としての下水道事業に対する国庫補助金はきわめて少く、五千万市街地住民を深刻な水害と伝染病の脅威から護ることは到底不可能であるから、昭和二十九年度予算に三十五億円の下水道建設に対する国庫補助金を計上するとともに地方債において七十億円を下らない下水道債の単独わくを設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

覚せい剤対策に関する陳情

陳情者　千葉県議会議長　浮谷元吉（第六四七号）

右の陳情は、最近における覚せい剤中毒患者の激増は、誠に憂うべきものがあり、政府はこれが対策を種々樹立されているにかかわらず、患者はますます漫延の状況であつて、このまま放置すると各種の社会悪の根源となり、次代をになう青少年の前途に思いをいたすとき寒心に堪えぬものがあるから、広く国家的見地において強力にこれを撲滅するため、(一)覚せい剤取締法を改正強化すること、(二)覚せい剤害悪の周知徹底強化の具体策を樹立すること、(三)国庫による療養施設の早急設置を実現すること、(四)関係国家機関による総合対策を樹立すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

人事委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六五二号　京都府豊里村の地域給に関する請願

第二六五三号　福島県磐城市の地域給に関する請願

第二六六九号　愛媛県船木村の地域給に関する請願

第二六七一号　秋田県の地域給に関する請願

第二六七四号　埼玉県西武町の地域給に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

人事委員会請願特別報告第四号

京都府豊里村の地域給に関する請願

第二六五二号　京都府何鹿郡豊里村長　田中俊一郎外八名提出

福島県磐城市の地域給に関する請願

第二六五三号　福島県磐城市長　立花秀吉外二十八名提出

愛媛県船木村の地域給に関する請願

第二六六九号　愛媛県新居郡船木村長　鴻上弥三郎提出

秋田県の地域給に関する請願

第二六七一号　秋田県知事　池田徳治外三名提出

埼玉県西武町の地域給に関する請願

第二六七四号　埼玉県入間郡西武町長　吉田善平外十三名提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十八日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会 参議院会議録附録（その七）

意見書案

京都府豊里村の地域給に関する請願

請願者　京都府何鹿郡豊里村長　田中俊一郎外八名（第二六五二号）

右の請願は、京都府豊里村は、綾部市に取り囲まれ人情風俗はもち論文化、経済においても密接不離の関係にあつて生活様式、生活程度、物価指数もまた何ら同市と変らぬ実情であるから、当村を地域給支給地に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県磐城市の地域給に関する請願

請願者　福島県磐城市長　立花秀吉外二十八名（第二六五三号）

右の請願は、福島県磐城市は、旧小名浜町を中心に旧江名町、同泉町、同渡辺村が合併して三月末新発足した市であるが、急激な市勢の発展によつて人口増加もいちじるしく住宅難、食糧不足、その他生活物資の移入等による生活費が高く本市在勤の公務員の生活は困窮しているから、本市の地域給を引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛媛県船木村の地域給に関する請願

請願者　愛媛県新居郡船木村長　鴻上弥三郎（第二六六九号）

右の請願は、愛媛県船木村は、角野、中萩、泉川の町村とともに新居浜市に近接して同市と不離一体の関係におかれ同市への合併の機運もいよいよ深められ勤務地も相交錯し、生活様式、物価においても同市と何ら異なるところがない実情であるから、本村の地域給を新居浜市と同等に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県の地域給に関する請願

請願者　秋田県知事　池田徳治外三名（第二六七一号）

右の請願は、秋田県下の地域給支給地は、秋田、大館の両市が一級地として指定を受けているだけである。これは、本県における終戦後の米価事情を理由として相当低位に格付されたためであるが、生計費中、米価の差の占める割合は微々たるものであり、物価事情はむしろ全国的に平準化されているので、生活の実情から全く遊離しており、地域給支給の意義を薄弱化しているから、秋田県下の特殊事情を認められ、本県の地域給の引き上げについて考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

埼玉県西武町の地域給に関する請願

請願者　埼玉県入間郡西武町長　吉田善平外十三名（第二六七四号）

右の請願は、埼玉県西武町は、昭和二十九年四月飯能市（一級地）の一部が分離し、隣接の東金子（無級地）と合併した新町であるため、南北地区において級地の差があり、町内の融和、町政の施行に、障害が生じている実情である。また本町の生活状態は、かかる地域の特殊性によつて三級地の浦和市と何等異なるところがない物価高を示しているから、西武町の全域を地域給二級地に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会請願審査報告書第二号

法務委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一五二六号　戦犯者の釈放等に関する請願

第一五七三号　愛知県豊橋市に名古屋保護観察所支部設置の請願

第一七一二号　岐阜県関市に家庭裁判所出張所設置の請願

第一八五九号　津地方法務局富洲原出張所存置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月七日

法務委員長　郡祐一

参議院議長河井彌八殿

法務委員会請願特別報告第二号

戦犯者の釈放等に関する請願

第一五二六号　山口県萩市長　安村正人外八名提出

愛知県豊橋市に名古屋保護観察所支部設置の請願

第一五七三号　愛知県宝飯郡御油町　林憲義外三千三百二名提出

岐阜県関市に家庭裁判所出張所設置の請願

第一七一二号　岐阜県関市長　亀山一二外一名提出

津地方法務局富洲原出張所存置に関する請願

第一八五九号　三重県四日市市大字茂福甲二、二一三ノ四　樋口善一外二十二名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月七日

法務委員長　郡祐一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　山口県萩市長　安村正人外八名（第一五二六号）

右の請願は、終戦後既に八年有半講和条約が成立してから早くも二年をへたにもかかわらず、いまなお巣鴨に八百余名さらに遠く異境に数万名の者が戦犯者として服役中であることは、国民の痛こん事であるから、これら戦犯者の即時釈放と抑留者の即時帰還との実現にあらゆる努力を傾倒せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

愛知県豊橋市に名古屋保護観察所支部設置の請願

請願者　愛知県宝飯郡御油町　林憲義外三千三百二名（第一五七三号）

右の請願は、名古屋保護観察所は、本庁を名古屋に置き愛知県一円を管轄区域としているが、保護観察所の業務は国家公務員のみで運営するものでなく広く民間有志の協力と援助を得て所期の使命を達成できるものであつて常時地域社会の各機関と密接なる連絡提携を必要とするものであるから、名古屋とは地理的に遠隔である豊橋を中心とする東三地方に名古屋保護観察所豊橋支部を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岐阜県関市に家庭裁判所出張所設置の請願

請願者　岐阜県関市長　亀山一二外一名（第一七一二号）

右の請願は、昭和二十五年当市に関簡易裁判所が設置せられ、管下市町村民は、ひとしくその恩恵をこうむり、深く感謝している次第であるが、近時社会情勢を反映してか家庭事件の激増は当地方においても例外としない実状で、ひとり家庭事件のみ従来通り岐阜家庭裁判所の管下に属している関係上、当地方において不便の

地は少くとも一泊以上、近くても約一日の時間と出費とを伴つて岐阜市まで出かけなければならない状況におかれているから、すみやかに家庭裁判所出張所を簡易裁判所に設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

津地方法務局富洲原出張所存置に関する請願

請願者　三重県四日市市大字茂福甲二、二一三ノ四　樋口善一外二十二名（第一八五九号）

右の請願は、津地方法務局富洲原出張所が今次行政改革の対象として廃止されるとの説を聞くが、本出張所を昭和五年に三重郡富田町、富洲原町、川越村他四箇村を管轄する登記所として設置され、それ以来同地区は富田、富洲原両町の四日市市編入ならびに各種大会社、大工場等の建設に伴い地方産業は急速に発達したため、本出張所の取扱件数は年々増加の一途をたどり、ことに昭和二十八年度においては不動産登記だけでも二千三百件を上回り、むしろ定員の増加を必要とする実情にあるから、津地方法務局富洲原出張所を従来通り存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六二四号　戦犯者の釈放等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

法務委員会請願特別報告第三号

戦犯者の釈放等に関する請願

第二六二四号　長野県埴科郡戸倉町一、五三三　須見新一郎外一万名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十八日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　長野県埴科郡戸倉町一、五三三　須見新一郎外一万名（第二六二四号）

右の請願は、終戦以来既に十年、光栄ある独立国家としても三年になろうとしている今日、なお、勝者の一方的裁決によつて獄舎につながれ、あるいは、遠く異国の丘に望郷の念やるかたなく呻吟している同胞が数多く存在している実情は、全国民のはなはだ遺憾とするところであるから、すみやかに戦犯者の完全釈放及び残留同胞の全員帰還の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月二十八日

参議院議長河井彌八殿

法務委員長　郡　祐一

意見書案

戦犯者の釈放等に関する請願

請願者　三重県四日市市大字茂福甲二、二一三ノ四　樋口善一外二十二名（第一八五九号）

右の請願は、津地方法務局富洲原出張所が今次行政改革の対象として廃止されるとの説を聞くが、本出張所を昭和五年に三重郡富田町、富洲原町、川越村他四箇村を管轄する登記所として設置され、それ以来同地区は富田、富洲原両町の四日市市編入ならびに各種大会社、大工場等の建設に伴い地方産業は急速に発達したため、本出張所の取扱件数は年々増加の一途をたどり、ことに昭和二十八年度においては不動産登記だけでも二千三百件を上回り、むしろ定員の増加を必要とする実情にあるから、津地方法務局富洲原出張所を従来通り存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

法務委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六二四号　戦犯者の釈放等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

法務委員会陳情特別報告第二号

戦犯者の釈放促進に関する陳情

第五二六号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月七日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

戦犯者の釈放促進に関する陳情

陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第五二六号）

右の陳情は終戦以来すでに八年余を経過し、講和条約も結ばれた今日、なお鉄窓に苦しんでいる多数の戦犯者がいることはまことに痛恨に堪えないから、戦犯者の即時かつ全面的釈放を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五二号、第一四九号、第四一二号、第五九八号、第六六四号、生糸課税反対に関する請願

第二三一号、第八九三号、第一〇六五号、第一〇六六号　災害復旧資金の融資わく拡大等に関する請願

第三一九号、第三六〇号　生糸課税反対等に関する請願

第一七四一号　宮崎県都農町に葉たばこ収納所設置の請願

第一八〇二号　電源開発設備資金増額等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

意見書案

生糸課税反対に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平柄四（第五二号）

請願者　宮城県議会議長　粟野豊助（第一四九号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第四一二号）

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第五九八号）

請願者　島根県議会議長　中島竜一（第六六四号）

右の請願は、税制調査会の答申案による生糸、絹織物に対する課税は、発展途上にあるわが国蚕糸業の進展を阻害し、更に繭価に圧迫を加えることとなり農家経済を破たんに導くこととなるから、原糸に対す課税には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧資金の融資わく拡大等に関する請願

請願者　福岡県浮羽郡江南村長　中川勝外十七名（第二三一号）

請願者　福岡市天神町一福岡県町村長会内　吉田繁（第八九三号）

請願者　長崎市長崎県庁内水害町村復旧促進協議会内　小林知一外五名（第一〇六五号）

請願者　福岡市福岡県庁内福岡県町村長会内　吉田繁（第一〇六六号）

右の請願は、昨年六、七月にわたつて襲つた未曾有の大豪雨により大惨害をこうむつた福岡、熊本、佐賀、大分、長崎等の災害救助並びに復旧対策は、絶大なる支援のもとに着々進ちよくしているが、これら復旧工事の進ちよくに伴いつなぎ融資その他で応急措置を講じていた復旧資金もこ渇し、現在資金面の窮迫のため

苦慮しているから、災害復旧資金に対する低利資金融資のわくを拡大せられるとともに高利借入金に対する利子補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

生糸課税反対等に関する請願

請願者　埼玉県議会議長　染谷清四郎外十三名（第二一九号）

請願者　茨城県議会議長　鈴木一司（第三六〇号）

右の請願は、今回税制調査会の答申に基き生糸または絹織物に対する消費税の新設を企画されている由であるが、これは国内においては養蚕農民に転嫁されて繭の滅産をきたし海外においては、生糸または絹織物に対する輸入税、消費税賦課の口実を与え輸出産業としての蚕糸業を衰滅させるものであるから本税設置には反対であり、また（一）蚕糸業振興対策を確立すること、（二）蚕業技術指導強化費を増額等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宮崎県都農町に葉たばこ収納所設置の請願

請願者　宮崎県児湯郡都農町長　後藤正一外六名（第一七四一号）

右の請願は、宮崎県都農町は、県下に冠たる葉煙草の生産地であるが、残念ながらいまだに収納施設を持たないため、毎年収納期には学校の講堂を臨時借用して収納に当てている有様で、教育上多大の障害となつているから、すみやかに本町に葉たばこ収納所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電源開発設備資金増額等に関する請願

請願者　東京都中央区築地三ノ八社団法人土木木工業協会長　鹿島守之助外十四名（第一八〇二号）

右の請願は、電源開発は、わが国の自立経済達成上不可欠の緊要事項として、今日まで強力に推進されてきたところであるが、新規発電設備が従前のものに比し著しく高価となつている現状に鑑み、電源開発工事予定計画の遂行に関する電源開発関係財政投資の増額と、日本開発銀行貸出し金利の引き下げを実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会陳情審査報告書第三一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六号、第四四号、第七五号

生糸課税反対に関する陳情

第六九四号　宴会抑制に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会陳情特別報告第三号

生糸課税反対に関する陳情

第一六号　東京都千代田区有楽町一ノ七蚕糸会館内中央蚕糸協会内　吉田清二提出

第四四号　山梨県東山梨郡塩山町　秋山美文外七百九十四名提出

第七五号　徳島県議会議長　森口幸夫提出

宴会抑制に関する陳情

第六九四号　福島県双葉郡浪江町本城一九　紺野武士提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十八日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

意見書案

生糸課税反対に関する陳情

陳情者　東京都千代田区有楽町一ノ七蚕糸会館内中央蚕糸協会内　吉田清二（第一六号）

陳情者　山梨県東山梨郡塩山町　秋山美文外七百九十四名（第四四号）

陳情者　徳島県議会議長　森口幸夫（第七五号）

右の陳情は、蚕糸業の振興発展は、わが国の経済確立上極めて重要であるから、蚕糸業振興発展に阻害となる生糸原糸課税には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宴会抑制に関する陳情

陳情者　福島県双葉郡浪江町本城一九　紺野武士（第六九四号）

右の陳情は、宴会は、多額の金が必要であり、個人の金をもつてしては到底賄い切ることができず、自然公費、社費によつて行われるため、国、公共団体、会社、組合等の経費が乱費されることとなつて、汚職、とく職の犯罪原因となり、ひいては政界、官界、財界の腐敗をきたす結果となつているから、公費による宴会を抑制する対策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四一一号　大阪工業技術試験所四国出張所存置に関する請願

第四五六号、第九〇八号、第一三〇〇号　産業工芸試験所九州出張所存置に関する請願

第四六八号　中小企業金融施策改善に関する請願

第五四三号　外国産鉛筆用木材輸入制限に関する請願

第五四四号、第一一三号、第一二〇七号　石油資源開発に関する請願

第五四五号　中国向機械輸出に関する請願

第六〇五号　日中貿易促進に関する請願

第九〇七号　国営小林アルコール工場存置に関する請願

第一二九九号　イラン石油輸入促進等に関する請願

第一三四八号、第一八八四号　イラン石油輸入に関する請願

第一四八二号　アルミニューム産業危機打開に関する請願

第一七三一号、第一九四七号　クリーニング業を中小企業金融公庫の貸付特定事業に指定するの請願

第一七八九号　電源開発工事予定計画遂行に関する請願

第一八〇〇号　電気料金改訂に関する請願

第一八一六号　かんがい排水用電気料金引上げ反対等に関する請願

第一八四八号　行政協定に基く駐留軍人等の使用に供する自動車の輸入外貨資金貸付の請願

第一九七八号、第一九七九号、第二〇〇一号、第二〇〇二号、第二二六九号、第二二七四号、第二四一七号　軽目羽二重の輸出振興に関する請願

第一九八五号　かんがい排水用電気料金引上げ反対に関する請願

第二一六四号、第二二〇六号　日中、日ソ貿易の促進に関する請願（六通）

第二二三八号　発明助成に関する請願

第二四七五号　北洋材輸入に関する請願

第二五八七号、第二六四五号　電源開発等公益事業促進特例法制定に関する請願

第二六八六号　鍛造用重油確保に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

通商産業委員会請願審査特別報告第一号

大阪工業技術試験所四国出張所存置に関する請願

第四一一号　高松市魚屋町三七　増田久武外百六十名提出

産業工芸試験所九州出張所存置に関する請願

第四五六号　福岡県久留米市長　山下善助外四十九名提出

第九〇八号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

第一三〇〇号　福岡市西堅粕[illegible]岡工業試験場内　九州地区公立試験研究機関連絡協議会内　山根東一外二十二名提出

中小企業金融施策改善に関する請願
第四六八号　北海道札幌市商工会議所内北海道海中央中小企業相談所内　大久保和男提出
外国産鉛筆用材輸入制限に関する請願
第五四三号　北海道議会議長　蒔田余吉提出
石油資源開発に関する請願
第五四四号　北海道議会議長　蒔田余吉提出
第一一一三号　新潟県古志郡山本村長　佐藤門三郎外九名提出
第一二〇七号　新潟県刈羽郡高田村長　中村幹一外二十二名提出
中国向機械輸出に関する請願
第五四五号　東京都千代田区有楽町一ノ一二　宇佐美清提出
日中貿易促進に関する請願
第六〇五号　岩手県議会議長　中野吉郎提出
国営小林アルコール工場存置に関する請願
第九〇七号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
イラン石油輸入促進等に関する請願
第一二九九号　大分市大字大分二、七二五ノ一大分貨物運送株式会社社長　橋本新一外四名提出
イラン石油輸入に関する請願
第一三四八号　東京都千代田区丸の内三ノ三全国自家用自動車組合連合会内　満尾君亮提出
第一八四四号　福井市御園町八　巨椋初蔵外十六名提出
アルミニューム産業危機打開に関する請願
第一四八二号　大阪市東淀川区宮原町四七二日本アルミ労働組合内　宮崎米一提出
クリーニング業を中小企業金融公庫の貸付特定事業に指定するの請願
第一七三一号　福島市陣場町二六クリーニング協同組合理事長　大貫昇作外五十八名提出
第一九八五号　東京都渋谷区上通り二ノ二七全国土地改良協会内　小枝一雄提出
日中、日ソ貿易の促進に関する請願
第二一六四号　新潟市下大川前通六ノ町二、二三〇新潟海陸運送株式会社専務取締役　池康太郎外十八名提出
第二二〇六号　新潟市二葉町一　高井真外九名提出
北洋材輸入に関する請願
第二四七五号　青森市議会議長　伊東善五郎提出
鍛造用重油確保に関する請願
第二六八六号　東京都中央区西八丁堀一ノ六　片山正治提出
右三十四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿

意見書案

大阪工業技術試験所四国出張所存置に関する請願
請願者　高松市魚屋町三七　増田久武外百六十名（第四一一号）

右の請願は、今回の行政機構改革に当り、四国工業技術の中核指導的機関たる大阪工業技術試験所四国出張所を廃止しようとする案が進められているが、これは四国工業技術の向上を阻害し真空状態に置くものであるから、本出張所を存置しさらに将来拡充強化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産業工芸試験所九州出張所存置に関する請願
請願者　福岡県久留米市長　山下善助外四十九名（第四五六号）
請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第九〇八号）
請願者　福岡市西堅粕福岡工業試験場内九州地区公立試験研究機関連絡協議会内　山根寅一外二十二名（第一二〇〇号）

右の請願は、政府は、今回の行政機構改革に伴い産業工芸試験所九州出張所の廃止を企図している由であるが、九州は中央から遠隔の地にあり産業工芸全般にわたりデザインの新味に乏しく、生産技術の水準は低い状態にある。それ故九州は新智識、新技術の導入と近代デザインの育成普及は欠くことのできない要件であるから、九州における産業工芸の発展活躍のために産業工芸試験所九州出張所を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業金融施策改善に関する請願
請願者　北海道札幌市商工会議所内北海道中央中小企業相談所内　大久保和男（第四六八号）

右の請願は、現下の中小企業対策として、（一）国民金融公庫並びに商工中金の資金源を大幅に増額するとともに冷害に伴う金融特別措置を講ずること、（二）国民金融公庫支所長の融資額裁定権限わく五十万円までに引き上げること、（三）中小企業金融公庫支所を北海道に設置すること、（四）政府財政資金の引揚げを延期すること、等はすみやかに解決すべき重要課題であるから、急速にこれが改善を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

外国産鉛筆用材輸入制限に関する請願
請願者　北海道議会議長　蒔田余吉（第五四三号）

右の請願は、北海道における鉛筆用軸板の生産は全国的需要量の八十パーセントを占め、その製造工業においては本道北東部における重要産業の一つとなつている。近年本邦輸出用鉛筆材としてアメリカ産インセンスシダー材の輸入漸増により本道における鉛筆用軸板工業は外国材の圧迫をうけきわめて不振の状況に陥つているから、国産材愛用輸入材の国内消費用途への流用防止の見地等から極力これが輸入制限と国内鉛筆軸板工業の維持育成を図られるようすみやかに適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石油資源開発に関する請願
請願者　北海道議会議長　蒔田余吉（第五四四号）
請願者　新潟県古志郡山本村長　佐藤門三郎外九名（第一一一三号）
請願者　新潟県刈羽郡高田村長　中村幹一外二十二名（第一二〇七号）

右の請願は、新潟県は、産油県としてもつとも古き歴史を有しているが、特に刈羽郡は尼瀬、長嶺、高町等往時の著名油田をもつてその隆盛の基盤をなした大油田地帯を擁してい

る。この大油田地帯にはいまだ幾多の有望地点が未開発のまま残されていることが確認されているから、国家経済自立と、地方産業開発のためにこれが積極的開発計画を樹立しその急速なる実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中国向機械輸出に関する請願

請願者　東京都千代田区有楽町一ノ一二　宇佐美清（第五四五号）

右の請願は、さきに締結された新日中貿易協定ならびに仮契約の実行に関しては、(一)中国向機械輸出希望品目の解除を西欧並みとすること、(二)機械輸出に関してはポンド払いの方式とすること、(三)バーター方式である限り一元的調整機関の確立を図ること、(四)機械業者の渡航については政府の諒承を得て置くこと等の実現を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日中貿易促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第六〇五号）

右の請願は、日中貿易促進を図るため、通商視察議員団が締結した日中貿易協定を承認するとともに、これによる貿易増進上必要な施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国営小林アルコール工場存置に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第九〇七号）

右の請願は、今般行政機構改革の一端として国営アルコール工場が廃止されるように聞くが、宮崎県所在の小林アルコール工場は昭和十年に設置され以後十年以上も経過し農家経済と密接な関係を有している。従つて現今アルコール工場の廃止を見るならば甘藷の需給調整は困難となりしかもなお急速な作物転換は実際的に不可能であるから農家経済の破綻を生じ、ひいては本県産業経済を混乱におとし入れることになるから、農業経済の安定のため当小林アルコール工場は是非共現状のまま存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

イラン石油輸入促進等に関する請願

請願者　大分市大字大分二、七二五ノ一大分貨物運送株式会社社長　橘本新一外四名（第一二九九号）

右の請願は、営業用トラックの使用する揮発油は経費の十五パーセントを占めるためこれが価格の安定と否とは事業上に及ぼす影響がきわめて大である。しかるに最近石油輸入の減少から一部においては既に値上げを発表し、続いて各石油会社もまたこれにならう実状にある。かくては輸送力の低下をきたすことはもち論、さなきだに経営難に陥つているトラック事業にさらに拍車をかけることになるから、これが打開のため、イラン石油の輸入を促進するとともに、石油輸入外貨を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

イラン石油輸入に関する請願

請願者　東京都千代田区丸の内三ノ三全国自家用自動車組合連合会内　満尾君亮（第一三四八号）

請願者　福井市御園町八　巨椋初蔵外十六名（第一八八四号）

右の請願は、わが国の自動車用燃料は、その九十パーセント以上が輸入に依存せねばならない状態にあるため、自動車輸送は、とかく強大なる世界的石油カクテルの動きによつて左右される傾向にあり、最近イラン石油の輸入困難に伴い、一部においては早くも外貨割当事情その他を理由として市価の引上げを発表し、また各石油会社もこれにならう実情にある関係上、自動車使用者はその成行きに対してきわめて不安な情態にあるから、すみやかにイラン石油の輸入を促進するよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

アルミニューム産業危機打開に関する請願

請願者　大阪市東淀川区宮原町四七二日本アルミ労働組合内　宮崎米一（第一四八一号）

右の請願は、わが国のアルミニューム産業が崩壊寸前にあることは、産業界にとつてまことに重大事であるから、この危機打開と輸出振興のために、政府においては、(一)アルミ産業を輸出産業として取り上げ、輸出増進に必要な措置をとること、(二)ボーキサイト輸入価格、船舶事情の合理化の対外交渉並びに国内の電力料金の均等化を図ること、(三)三社協定価格を自由価格制とすること、(四)当面の市場確保、拡大措置として、最少限年間二万トンの地金スクラップを輸入すること、(五)永年の不遇によつて老朽、陳腐化しつつある設備に対し改善資金を貸し出すこと等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

クリーニング業を中小企業金融公庫の貸付特定事業に指定するの請願

請願者　福島市陣場町二六クリーニング協同組合理事長　大貫昇作外五十八名（第一七三一号）

請願者　新潟市学校町二番丁新潟県洗染商工業協同組合理事長　富沢寅蔵外五百五名（第一九四七号）

右の請願は、クリーニング業は、当初製造加工業として中小企業金融公庫から一部貸付けを受けていたのであるが、突如十日附公庫総務部長通ちようによつて指定金融機関に貸付けの打切りを通達されたことは遺憾である。本業が公衆衛生上のサービス業であり、また一種の加工業である点を考慮の上特定事業または製造業（物品の加工修理を含む）として貸付けを復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電源開発工事予定計画遂行に関する請願

請願者　東京都中央区築地三ノ八社団法人土木工業協会長　鹿島守之助外十四名（第一八八九号）

右の請願は、産業の根幹である電源の開発が、わが国自立経済の確立上絶対に必要かつ焦眉の急であることは電源開発促進法の制定を見るに至つたことでも明らかであるが、聞くところによれば、この重要国策に早くも逆行し、電源開発予定計画費を国家予算から大幅に削減し、既定工事の繰り延べまたは中止を強行しようとしていることは国家百年の計を誤るものであるから、既定の重要国策を確守し、あくまで電源開発予定計画を遂行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気料金改訂に関する請願

請願者　東京都中央区築地三ノ八社団法人土木工業協会長　鹿島守之助外十四名（第一八〇〇号）

右の請願は、わが国の自立経済達成のために電源開発工事予定計画の遂行は最も必要であるが、そのためには電気事業経営の安定が不可欠の要件であり、電気事業経営の安定のためには電気料金を適正に改訂する必要がある。新規発電設備のか動に伴い原価償却費、支払利息等が増加してきたため電力原価は、高騰をきた

している実情であるから、電気企業の採算を確保するために適正な電気料金の改訂を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かんがい排水用電気料金引上げ反対等に関する請願

請願者　栃木県宇都宮市塙田町四八五社団法人栃木県土地改良協会長　佐藤清一郎外一名（第一八一六号）

右の請願は、電気料金は終戦後数度にわたる大幅値上げの結果かんがい排水施設に依存して農業を営む特殊地域における農家経済に大きな負担となつているにかかわらず今回また全国平均四割一分という大幅の値上げをしようとしていることは、大凶作のために苦境に陥つたこれら特殊地域農民を立つことのできない破綻にまで追いつめるものであるから、かんがい排水用電気料金の値上げは絶対に行わず、特別料金制度を設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

行政協定に基く駐留軍人等の使用に供する自動車の輸入外貨資金貸付の請願

請願者　東京都中央区銀座西二ノ一　高木正夫（第一八四八号）

右の請願は、自動車殊に乗用自動車の需給不円滑は、識者の常に強調してきたところであるが、昨年度の実績をみると、無為替輸入が政府割当輸入とほぼ同数に達し、この間における悪質外人ブローカー等の介在によつて、自動車の需要者は不当にさいなまれ、高価な車を購入しなければならず、また、このようにして得られた不当な利益はいわゆるやみドルの送金として国外に流出し、国家経済に大なる害毒を流している現状であるから、わが国自動車界の正常なる発展を期するため、行政協定に基く駐留軍人等の使用に供する自動車の輸入外貨資金を貸付けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

軽目羽二重の輸出振興に関する請願

請願者　福島県伊達郡川俣町字鉄炮町四七福島県織物同業会内　高橋利吉（第一九七八号）

請願者　福島県伊達郡川俣町字殿ノ腰一　黒江義人外一名（第一九七九号）

請願者　福島県知事　大竹作摩外一名（第二〇〇一号）

請願者　福島県議会議長　蒲沼貫輔（第二〇〇二号）

請願者　福島県伊達郡飯野町長　大内二郎外十七名（第二二六九号）

請願者　福島県伊達郡川俣町長　高橋利吉外三十五名（第二三七四号）

請願者　福島市杉妻町福島県議会事務局内　田原徳外二名（第二四一七号）

右の請願は、米国において昨年六月三十日決定した「可燃性織物禁止法」（本年七月一日から施行）については、本年二月中旬になつてはじめて日本の業者はこれを知つたのであるが事の重大なる性質上、がく然とするとともに将来の生計に困惑している状態であるが、わが国としても、年間三十五億の外貨を喪失することは、これからの日本経済にとり、憂慮されるところである。聞くところによれば米国政府は、四月二十二日に同法の公聴会を開催するとのことであるから、当日は是非とも福島県下の業者の熱望をいれて、「軽目羽二重製品」をアクセサリーとして可燃性織物禁止法から除外せられるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かんがい排水用電気料金引上げ反対に関する請願

請願者　東京都渋谷区上通り二ノ二七全国土地改良協会内　小枝一雄（第一九八五号）

右の請願は、九電力会社が通商産業省に申請中の電気料金値上げ案によれば、全国平均一割四分四厘の値上りとなり、とくに立地条件に恵まれない土地改良関係農家にとつて必要欠くことのできないかんがい排水用に電気料金は、実に二倍以上の値上りとなるため、この値上げが実現すると関係農家のこうむる打撃は深刻であつて、到底その負担に堪えられず、また影響するところじん大であつてまことに憂慮すべきものがあるから、かんがい排水用電気料金については、（一）現行通り一般の料金制と切り離し別建とすること、（二）その特殊性にかんがみ、基本料金及び使用電力量金とともに極力引下げ、現在の支払料金単価の範囲にとどめること等の特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かんがい排水用電気料金引上げ反対に関する請願

請願者　東京都渋谷区上通り二ノ二七全国土地改良協会内　小枝一雄（第一九八五号）

右の請願は、九電力会社が通商産業省に申請中の電気料金値上げ案によれば、全国平均一割四分四厘の値上りとなり、とくに立地条件に恵まれない土地改良関係農家にとつて必要欠くことのできないかんがい排水用に電気料金は、実に二倍以上の値上りとなるため、この値上げが実現すると関係農家のこうむる打撃は深刻であつて、到底その負担に堪えられず、また影響するところじん大であつてまことに憂慮すべきものがあるから、かんがい排水用電気料金については、（一）現行通り一般の料金制と切り離し別建とすること、（二）その特殊性にかんがみ、基本料金及び使用電力量金とともに極力引下げ、現在の支払料金単価の範囲にとどめること等の特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北洋材輸入に関する請願

請願者　青森市議会議長　伊東善五郎（第二四七五号）

右の請願は、近年木材は、はなはだしく品不足をきたしている反面、建設、加工等による需要は増大してますますその必要性にかられる結果、値段は高騰の一途をたどつているため、木材工業界はいちじるしく衰微しているから、輸入価格の低廉なる北洋材輸入の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北洋材輸入に関する請願

請願者　青森市議会議長　伊東善五郎（第二四七五号）

右の請願は、近年木材は、はなはだしく品不足をきたしている反面、建設、加工等による需要は増大してますますその必要性にかられる結果、値段は高騰の一途をたどつているため、木材工業界はいちじるしく衰微しているから、輸入価格の低廉なる北洋材輸入の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日中、日ソ貿易の促進に関する請願

請願者　新潟市下大川前通六ノ町二、二三〇新潟海陸運送株式会社専務取締役　池康太郎外十八名（第二一六四号）

請願者　新潟市二葉町一　高井真外九名（第二二〇六号）

右の請願は、日中、日ソ貿易の全面的実現によつて、わが国の経済不況は打開できると確信するから、（一）昨年十月わが国の中国通商視察議員団によつて締結された「中日貿易協定」を承認すること、（二）わが国の中国通商視察団の中国側受入れの際の交換条件たる中国政治協商会議代表をわが国に招請すること、（三）日中、日ソ両国間の円滑な貿易促進のための自由な相互渡航を許可すること、（四）北洋材輸入契約のためのソヴエト貿易代表受入れを承認すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日中、日ソ貿易の促進に関する請願

請願者　新潟市下大川前通六ノ町二、二三〇新潟海陸運送株式会社専務取締役　池康太郎外十八名（第二一六四号）

請願者　新潟市二葉町一　高井真外九名（第二二〇六号）

右の請願は、日中、日ソ貿易の全面的実現によつて、わが国の経済不況は打開できると確信するから、（一）昨年十月わが国の中国通商視察議員団によつて締結された「中日貿易協定」を承認すること、（二）わが国の中国通商視察団の中国側受入れの際の交換条件たる中国政治協商会議代表をわが国に招請すること、（三）日中、日ソ両国間の円滑な貿易促進のための自由な相互渡航を許可すること、（四）北洋材輸入契約のためのソヴエト貿易代表受入れを承認すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鍛造用重油確保に関する請願

請願者　東京都中央区西八丁堀一ノ六　片山正治（第二六八八号）

右の請願は、今般政府において均衡予算による外貨予算の削減により重油の需給調整要領に基き重油使用の大幅抑制が決定され、鍛造業種に対しては三十一パーセントの削減が行われる由であるが、鍛造用加熱炉には重油が絶対不可欠であり、重油から石炭に切り換えた場合の製品原価に及ぼす影響はまことに大きく当然諸物価の値上り、輸出の不振を招来し国内資源の活用が悪循環の形となつて現われるばかりでなくひいては中小企業鍛造業者にじん大なる打撃を与えることになるから、鍛造業者に対し必要最小限の重油の割当量を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鍛造用重油確保に関する請願

請願者　東京都中央区西八丁堀一ノ六　片山正治（第二六八八号）

右の請願は、今般政府において均衡予算による外貨予算の削減により重油の需給調整要領に基き重油使用の大幅抑制が決定され、鍛造業種に対しては三十一パーセントの削減が行われる由であるが、鍛造用加熱炉には重油が絶対不可欠であり、重油から石炭に切り換えた場合の製品原価に及ぼす影響はまことに大きく当然諸物価の値上り、輸出の不振を招来し国内資源の活用が悪循環の形となつて現われるばかりでなくひいては中小企業鍛造業者にじん大なる打撃を与えることになるから、鍛造業者に対し必要最小限の重油の割当量を確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

通産業委員会請願審査特別報告

第二号

発明助成に関する請願

第二二三八号　山形市香澄町二ノ二　奥山欽祥提出

電源開発等公益事業促進特例法制定に関する請願

第二五八七号　東京都中央区築地三ノ八社団法人土木工業協会長　鹿島守之助外十二名提出

第二六四五号　東京都中央区西八丁堀二ノ六全国建設業協会内　清水康雄外九名提出

右三件の請願は内閣に送付するを要

しないものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

意見書

発明助成に関する請願

請願者　山形市香澄町二二　奥山欽祥（第二二三八号）

右の請願は、現下わが国民生活の安定に最も大事なことは輸出貿易の増加であり、その輸出に重要な関係のあるものは発明であるから、社会生活に必要な発明、貿易品として価値あるものの発明等に対して一定の規準を設けてせん衡の上、該当者には税の控除ならびに発明援助の措置ができるようこれが立法化について格別に尽力せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十九年五月　日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

意見書

電源開発等公益事業促進特例法制定に関する請願

請願者　東京都中央区築地三ノ八社団法人土木工業協会長　鹿島守之助外十二名（第二五八七号）

請願者　東京都中央区西八丁堀二ノ一六全国建設業協会内　清水康雄外九名（第二六四五号）

右の請願は、電源開発及び多目的ダム建設の促進を図ることは、わが国の自主経済達成上、欠くことのできない緊急の国家的要請であり、これに関連して起きる損失補償問題等を、公正かつ迅速に解決する制度の確立が、当面の課題となつているから、電源開発等公益事業の促進のために必要な特例法をすみやかに制定せられたいとの趣旨であつて本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。よつて本院においても議決されんことを希望する。

昭和二十九年五月　日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

通商産業委員会陳情審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三〇号　神戸通商事務所存置等に関する陳情
第三四号　中共向輸出制限緩和に関する陳情
第四九号　中部電力地区の電力事情打開に関する陳情
第六二号　日中貿易促進に関する陳情
第七六号　石炭鉱業対策に関する陳情
第一〇〇号　中小企業金融公庫の資金わく拡大に関する陳情
第一〇一号　石油資源開発に関する陳情
第一一五号、第一四七号　国立大阪工業技術試験所四国出張所存置に関する陳情（三通）
第一一八号、第一二三号、第一六九号　産業工芸試験所九州出張所存置に関する陳情
第一三二号　自動車用石油製品の輸入促進等に関する陳情
第一四五号、第一四六号、第二〇〇号、第二五一号、第二七〇号、第二八一号、第二九四号、第三二一号、第三七二号、第四〇六号、第四二九号　中小企業の育成強化に関する陳情
第一六八号　貿易振興に関する陳情
第一七三号　石油輸入外貨増額等に関する陳情
第一九二号　国営小林アルコール工場存置に関する陳情
第二四三号、第三一九号　石炭産業の危機突破に関する陳情
第三一一号　中小企業金融対策に関する陳情
第三二〇号　マッチ工業に対する中小企業安定法第二十九条命令発動の陳情
第三三六号　石油産業の危機打開に関する陳情
第三五五号　石油類輸入外貨増額に関する陳情
第三八五号　イラン石油輸入促進に関する陳情
第四二一号、第四三二号　電気料金改訂に関する陳情
第四二二号　かんがい排水用電気料金に関する陳情
第五〇三号　中小企業金融公庫の運営改善に関する陳情
第六二五号　北海道室蘭市に高炉セメント工場設置の陳情
第六二九号　北洋材輸入に関する陳情
第六三七号　電源開発土木工事に関する陳情
第六三八号　石炭鉱業危機打開に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

通商産業委員会陳情審査特別報告第一号

神戸通商事務所存置等に関する陳情

第三〇号　神戸市生田区東町一二六社団法人神戸貿易協会長　谷口三樹三郎外一名提出

中共向輸出制限緩和に関する陳情

第三四号　神戸市生田区東町一二六社団法人神戸貿易協会長　谷口三樹三郎提出

中部電力地区の電力事情打開に関する陳情

第四九号　愛知県知事　桑原幹根提出

日中貿易促進に関する陳情

第六二号　岡山県児島市議会議長　森富太郎提出

石炭鉱業対策に関する陳情

第七六号　福岡県知事　杉本勝次提出

中小企業金融公庫の資金わく拡大に関する陳情

第一〇〇号　長野県議会議長　下平昞四提出

石油資源開発に関する陳情

第一〇一号　山形県酒田市長　本間重三外一名提出

国立大阪工業技術試験所四国出張所存置に関する陳情（三通）

第一一五号　愛媛県松山市議会議長　檜垣正之外二名提出

第一四七号　愛媛県松山市二番町商工会館内愛媛県商工会議所連合会頭　滝勇提出

産業工芸試験所九州出張所存置に関する陳情

第一一八号　宮崎市別府町四宮崎県商工会議所連合会頭　有馬美利外五名提出

第一二三号　福岡市西堅粕福岡県福岡工業試験場内　山根東一提出

第一六九号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

自動車用石油製品の輸入促進等に関する陳情

第一三二号　東京都中央区銀座東一ノ二東京トラック協会内　小倉康臣外五十七名提出

中小企業の育成強化に関する陳情

第一四五号　岡山市桶屋町一一六ノ一岡山県中小企業連盟内　小枝一雄提出

第一四六号　愛知県議会議長　池田駒平提出

第二〇〇号　山口県下関市大和町下関水産物運搬船協同組合理事長　野上熊吉提出

第二五一号　福井県武生市蓬莱町三四協同組合武生専門店会理事長　杉本孝一外三名提出

第二七〇号　岡山市上元町一五六　瀬戸健二郎外二十一名提出

第二八一号　宮崎県小林市大字細野一、九七八協同組合小林専門店会内　小丸正司外六名提出

第二九四号　広島県呉市中通六協同組合呉専門店会理事長　神田文生外一名提出

第三二一号　宮城県盛岡市呉服町日専連東北地方連合会内　村井源一外三名提出

第三七二号　北海道網走市南四条西一協同組合網走専門店会理事長　岡田由太郎提出

第四〇六号　三重県津市中町通り協同組合津市専門店会理事長　橋田幸治提出

第四二九号　三重県宇治山田市岩渕町協同組合宇治山田専門店会理事長　河村武助提出

貿易振興に関する陳情

第一六八号　愛知県議会議長　池田駒平提出

石油輸入外貨増額等に関する陳情

第一七三号　広島市二葉の里一五広島県トラック協会内　大原茂樹提出

国営小林アルコール工場存置に関する陳情

第一九二号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

石炭産業の危機突破に関する陳情

第二四三号　東京都千代田区平河町二ノ六全国鉱業市町村連合会内　行実重十郎提出

第三一九号　福岡市西中州一、六六九ノ八福岡商工会議所会頭　山脇正次提出

中小企業金融対策に関する陳情

第三一一号　福井県議会議長　長谷川清提出

マッチ工業に対する中小企業安定法第二十九条命令発動の陳情

第三二〇号　神戸市生田区海岸通一神戸商工会議所会頭　宮崎彦一郎提出

石炭産業の危機打開に関する陳情

第三三六号　福岡県戸畑市明治町一ノ五、〇七六ノ二戸畑商工会議所連合会内　中村義麿外十二名提出

石油類輸入外貨増額に関する陳情

第三五五号　群馬県前橋市連雀町一九群馬県貨物自動車業組合内　小渕光平外五十七名提出

イラン石油輸入促進に関する陳情

第三八五号　大分市西新町橋本旅館内大分県自家用自動車組合内　紀伊進提出

電気料金改訂に関する陳情

第四二一号　大阪市西区土佐堀通一社団法人大阪工業会理事長　吉野孝一提出

第四三二号　名古屋市中区大池町名古屋商工会議所内東海経済懇話会内　神野金之助提出
かんがい排水用電気料金に関する陳情
第四二二号　愛知県土地改良協会内　中垣国男外四名提出
中小企業金融公庫の運営改善に関する陳情
第五〇三号　神戸市生田区海岸通一神戸商工会議所会頭　宮崎彦一郎提出
北海道室蘭市に高炉セメント工場設置の陳情
第六二五号　北海道議会議長　蒔田余吉提出
北洋材輸入に関する陳情
第六二九号　青森市議会議長　伊東善五郎提出
電源開発土木工事に関する陳情
第六三七号　東京都中央区築地三ノ八社団法人土木工業協会長　鹿島守之助提出
石炭鉱業危機打開に関する陳情
第六三八号　佐賀県知事　鍋島直紹外三名提出

右四十二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十八日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

意見書案

神戸通商事務所存置等に関する陳情

陳情者　神戸市生田区東町一二六社団法人神戸貿易協会長　谷口三樹三郎外一名（第三〇号）

右の陳情は、神戸の戦前における貿易実績は全国の首位を占めていたことは周知の通りであり、昨今においても神戸税関統計によると、全国対比輸出四十三パーセント、輸入三十七パーセントの実績を有し依然全国首位を占めている実状であるから、神戸通商事務所を廃止することなくむしろ機構の拡充を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中共向輸出制限緩和に関する陳情

陳情者　神戸市生田区東町一二六社団法人神戸貿易協会長　谷口三樹三郎（第三四号）

右の陳情は、わが国の対中華人民共和国向輸出貿易の拡大は、輸出禁止品目の解除以外に方法がないから、西欧（ココム）における禁止品目範囲まで全面的解除されるよう善処するとともに、両国間貿易の均衡確保と信用状開設引受額限度を撤廃されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中部電力地区の電力事情打開に関する陳情

陳情者　愛知県知事　桑原幹根（第四九号）

右の陳情は、現今の中部電力地区における電力事情は悪化の一途をたどり、すでに使用制限が実施されており、今後使用制限は一そう強化される段階にあり、今冬渇水期における電力事情悪化の場合、その産業経済界への影響は寒心にたえないものと考えられるから、これが打開のため、（一）他地区からの応援融通電力の増量確保を図ること、（二）電源開発資金を増加してその早期実現を図ること、（三）火力発電の増強を図ること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石炭鉱業対策に関する陳情

陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第七六号）

右の陳情は、石炭鉱業は近時不況の一途をたどり前途はまことに憂慮に堪えないものがあり社会問題としても重大なる影響をもたらしているところであるから、すみやかに強力なる石炭鉱業対策を樹立してこれが解決を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業金融公庫の資金わく拡大に関する陳情

陳情者　長野県議会議長　下平　晌四（第一〇〇号）

右の陳情は、本年の大凶作は、農村購買力を激減せしめ昨今の金融引締め、通貨の収縮と相まつて中小企業は極端な資金不足に陥り、経営難は日を追つて深刻化しつつある現況である。ことに長野県においてはそのほとんどが農村経済に依存する中小企業であるため、年末に至つて経営不振さらに倒産の憂目を見るものが続出し春にかけての経済危機はさらに深刻な様相を呈すると予想されるから、中小企業金融公庫の本県内代理店の貸出わくを大幅に拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石油資源開発に関する陳情

陳情者　山形県酒田市長　本間　重三外一名（第一〇一号）

右の陳情は、世界各国が競つて熱源を石油に求め、これの開発に強力なる保護育成を競つている現在、わが国においてはいまなお生産量は戦前と変らず国内需要のわずか五パーセントで他はすべて輸入にまつているのが現状であり、石油開発育成こそ産業自立計画達成と日本の自主独立のため最も重大かつ急を要する問題であるから、目下政府において立案中の石油資源総合開発五箇年計画案をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立大阪工業技術試験所四国出張所存置に関する陳情（三通）

陳情者　愛媛県松山市議会議長　檜垣正之外二名（第一一五号）

陳情者　愛媛県松山市二番町商工会館内愛媛県商工会議所連会頭　滝勇（第一四七号）

右の陳情は、今回の行政改革により高松市に所在する国立大阪工業技術試験所四国出張所が廃止されるように聞くが、該所の四国四県はもち論中国地方にわたり工業界に残した実績とへき地に位し比較的低位に置かれている四国地方の工業者に及ぼした影響はきわめて大なるものがあり、該所の廃止は四国四県の工業界の発展を阻害し、とくに独特工業の多い当地域の工業界の技術面に致命的打撃を与えるものであるから、国立大阪工業技術試験所四国出張所を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

産業工芸試験所九州出張所存置に関する陳情

陳情者　宮崎市別府町四宮崎県商工会議所連合会頭　有馬美利外五名（第一一八号）

陳情者　福岡市西堅粕福岡県福岡工業試験場内　山根東一（第一二三号）

陳情者　宮崎県議会議長　日高　弥一（第一六九号）

右の陳情は、今回の行政機構改革において、産業工芸試験所九州出張所の廃止が伝えられているが、同出張所は、九州産業工芸の特殊性に鑑み、近代的感覚によるデザインの研究指導ならびに各種新工芸技術による雑貨工芸品の改善のため、着々成果を挙げており、これが廃止は九州地区産業工芸技術の振興を阻げるばかりでなくわが国の経済自立を困難にし悔を将来に残すものであるから、同出張所存置について適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自動車用石油製品の輸入促進等に関する陳情

陳情者　東京都中央区銀座東一ノ二東京トラック協会内　小倉康臣外五十七名（第一三二号）

右の陳情は、自動車用燃料は、その九十パーセント以上が輸入に依存せざるを得ない状態にあるため、自動車事業はと角強大なる世界的石油カルテルの動きによつて左右される傾向にある。これに加え一部には自動車をぜい沢視しあるいは不急不要と誤認する向があり、このためか政府においては、本年度の自動車用石油製品の需要量を過少に査定し、さらに下半期における石油の輸入外貨割当を削減された結果、石油燃料の需給は最近とみに均衡を失し、遂には全国的に売惜しみと価格のつり上げが行われ、自動車輸送ははなはだしい制約を受ける状態に陥つているから、民生安定上輸送力の確保のため、自動車用石油製品の輸入促進と価格引き上げ阻止に特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業の育成強化に関する陳情

陳情者　岡山市桶屋町一一六ノ一　岡山県中小企業連盟内　小坂一雄（第一四五号）

陳情者　愛知県議会議長　池田駒平（第一四六号）

陳情者　山口県下関市大和町下関水産物運搬船協同組合理事長　野上熊吉（第二〇〇号）

陳情者　福井県武生市薬莱町三四協同組合武生専門店会理事長　杉本孝一外三名（第二五一号）

陳情者　岡山市上元町一五六瀬戸健二郎外二十一名（第二七〇号）

陳情者　宮崎県小林市大字細野一、九七八協同組合小林専門店会内　小丸正司外六名（第二八一号）

陳情者　広島県呉市中通六協同組合呉専門店会理事長　神田文生外一名（第二九四号）

陳情者　宮城県塩釜市呉服町日専連東北地方連合会内　村井源一外三名（第三二一号）

陳情者　北海道網走市南四条西一協同組合網走専門店会理事長　岡田由太郎（第三七二号）

陳情者　三重県津市中町通り協同組合津市専門店会理事長　橋田幸治（第四〇六号）

陳情者　三重県宇治山田市岩渕町協同組合宇治山田専門店会理事長　河村武助（第四二九号）

右の陳情は、昭和二十九年度における政府の緊縮政策の実施は、日銀の高率適用の強化と相まつて経済界は不況に追い込まれることは必至とみられるとくに最も大きな影響を受けるのは中小企業層であるから、これが対策のため、(一)中小企業金融公庫に二百億円、国民金融公庫に百五十億円の出資をすること、(二)商工組合中央金庫に対し往時の如く資金運用部資金の直接貸付を可能にすること、(三)中小企業者に過重負担となる税の軽減を図りとくに事業税を廃止すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

貿易振興に関する陳情

陳情者　愛知県議会議長　池田駒平（第一六八号）

右の陳情は、輸出貿易の振興はわが国経済自立達成のためきわめて重要な問題で、国においても各種の施策が講ぜられてきたが、これに対する国の予算は僅少に過ぎるのでその大幅な増額と、貿易振興のため設立された各種の調査、宣伝機備を整備統合して国庫助成を増額し、その機能を充分に発揮せしめるとともに地方自治体の負担の軽減を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石油輸入外貨増額等に関する陳情

陳情者　広島市二葉の里一五広島県トラック協会内　大原茂樹（第一七三号）

右の陳情は、旧ろう十六日、石油輸入外貨の追加割当が四百十万ドルと決定されたが、これだけでは最少需要量の三分の一にも充たないものであるから、少くとも千二百万ドルの増額を実現するとともに、イラン石油輸入についても積極的な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国営小林アルコール工場存置に関する陳情

陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第一九二号）

右の陳情は、今般行政機構改革の一端として国営アルコール工場の廃止が伝えられているが、宮崎県は地理的に台風に伴う風水害がひん発し毎年農作物の大被害が予想されたため農業経営上その被害度の少いかん諸は米、麦についで不可欠の主要作物となつており、今アルコール工場が廃止せられるならば農家経済は破綻を生ずるから、本県の国営小林アルコール工場を存置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石炭産業の危機突破に関する陳情

陳情者　東京都千代田区平河町二ノ六全国鉱業市町村連合会内　行実重十郎（第二四三号）

陳情者　福岡市西中洲一、六六九ノ八福岡商工会議所会頭　山脇正次（第三一九号）

右の陳情は、わが国石炭鉱業界は、不況の影響と重油および外国炭の進出による重圧に沈滞を極めているが、中でも九州産業経済のみでなく民生の泉源である九州石炭鉱業界は炭層の悪化、維持坑道の延長、これに伴う原価高と能率の低下等の悪条件につきまとわれ、さらに昨年六月の水害には水没二百七十鉱に及ぶ災禍をこうむりいまや存亡の関頭に立つているから、強力適切な国家的方策によりこれが回復を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業金融対策に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第三一一号）

右の陳情は、最近の中小企業における金融情勢はまことに憂慮されるものがあるから、(一)政府の財政余裕金を市中銀行、地方銀行、信用金庫等に大幅に預託すること、(二)中小企業金融公庫、国民金融公庫等の政府金融機関に対し政府資金の出資金ならびに貸付金を増額するとともに、貸出し金利を引下げ中小企業の金利負担の軽減をはかること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

マッチ工業に対する中小企業安定法第二十九条命令発動の陳情

陳情者　神戸市生田区海岸通一　神戸商工会議所会頭　宮崎彦一郎（第三二〇号）

右の陳情は、日本マッチ調整組合は、マッチ工業に対する中小企業安定法第二十九条命令発動による調整命令の全面的発動を要望しており、政府の意向である設備制限のみでは本組合が希望する業界安定の意図は骨抜きとなり、かえつて法の成立以来真面目に調整活動を行つてきた本組合の崩壊をきたし同業界を再び混乱に陥れる事態すら予想されるから、マッチ工業に関しては是非第二十九条命令の全面的発動を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石炭産業の危機打開に関する陳情

陳情者　福岡県戸畑市明治町一ノ五、〇七六ノ二戸畑商工会議所内北九州商工会議所連合会内　中村義麿外十二名（第三三六号）

右の陳情は、わが国石炭鉱業は、近時外国炭の輸入と重油への転換によつて昨年末において貯炭量は約六百五十万トンに及び、需要期である現在なお増加の一途をたどり、業者においては出炭の縮少、企業合理化に努め、従業員も昨年末に比し約五万人も減少したにもかかわらず需給の不均衡は是正されるべくもなくさらに深刻なる方向に進んでいるから、国内熱源の総合対策をすみやかに講ぜられるとともに暫定処置として物価の安定を見るまで二重価格制をとり補給金制度を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石油類輸入外貨増額に関する陳情

陳情者　群馬県前橋市連雀町一九群馬県貨物自動車業組合内　小淵光平外五十七名（第三五五号）

右の陳情は、最近、イラン石油の輸入が困難となるに伴い一部石油業者は外貨の割当その他を理由として取引条件を悪化させ、市価の引上げを策しており、これがため貨物自動車運送事業者は燃料の入手に困難をきたし、事業面に多大な影響を及ぼしているが、もしこれを放置するならば単にトラック事業の経営問題にとどまらず民生安定の上にも由々しい結果を招来することになるから、（一）石油類輸入外貨の増額、（二）バター制によるイラン石油の輸入促進、（三）石油類精製業者および販売業者の良心的かつ重点的供給方式の確立等につき善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

イラン石油輸入促進に関する陳情

陳情者　大分市西新町橋本旅館内大分県自家用自動車組合連合会内　紀伊進（第二八五号）

右の陳情は、わが国は自動車に使用する燃料の九十パーセント以上を輸入に仰がなければならない宿命下にあるため常時割高のものを購入するのを余儀なくされていたが、昨年画期的ともいうべきイラン石油の輸入が実現して以来、国内価格も幾分緩和せられたが、最近に至り割当外貨の不足に基因し、イラン石油輸入が困難となつたために、一部業者の作為と外貨割当事情の悪化に伴う、政府の抑制による品不足をきたし、これを理由とする業者の市価引き上げが企図せられつつあることは国家のため憂慮に堪えないところであるから、この難局打開のため万難を排してイラン石油輸入百年の計を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電気料金改訂に関する陳情

陳情者　大阪市西区土佐堀通一社団法人大阪工業会理事長　吉野孝一（第四二一号）

陳情者　名古屋市中区大池町名古屋商工会議所内東海経済懇話会内　神野金之助（第四三二号）

右の陳情は、一般物価の引き下げを目途として各般の措置が講ぜられようとするとき、電気料金の値上げを行うことは、産業界ならびに国民生活全般に悪影響を与えるから、電気料金値上げを抑制するため、現在の諸電源開発計画案を再検討し総合的経済自立政策の一環としてわが国経済の諸情勢に即応する電力需給計画を策定の上、これに立脚する開発計画を樹立し、諸税、金利等企業の外部的諸条件の改善を図るとともに、渇水準備金制度に検討を加え、豊水割引制（水力調整制度）を設け、異常渇水時にはむしろ特別料金を徴収する如き措置を考慮すること等の諸対策を実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

かんがい排水用電気料金に関する陳情

陳情者　愛知県土地改良協会内　中垣国男外四名（第四二二号）

右の陳情は、今回電気会社から、通産省に対し電気料金改訂案が提出されたが、かんがい排水用電気料金の値上率の高いことは農業経済をますます圧迫するもので関係農民は納得できないから、現在の料金以内にとどめるとともに農事用料金に対する別建とする制度はそのまま残すこと、及びかんがい排水用料金単価は使用期間および時期の特殊性を考慮し現在の料金の範囲にとどめる等について特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小企業金融公庫の運営改善に関する陳情

陳情者　神戸市生田区海岸通一神戸商工会議所会頭　宮崎彦一郎（第五〇三号）

右の陳情は、中小企業金融公庫は、その設立の趣旨に反して融資のわくが狭く、その上、貸出し条件、貸出し手続等の頃雑のため実際には多くの申込みに対し貸出し実績が極めて低調であり、特に本年は政府の緊縮政策のしわが力の弱い中小企業者に寄せられることは必至であつて、ドッチ予算に経験した以上の苦難に直面することが予想される折柄、本公庫のもつ役割は昨年以上に重大であるから、（一）中小企業金融公庫の資金源の拡充を計るとともに兵庫県に対する資金量の割当を拡充すること、（二）中小企業金融公庫が開発銀行に償還することになつている十九億円の償還期日を昭和二十九年度以降に繰り延べること、（三）融資手続を簡素化し、貸出しを円滑にすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道室蘭市に高炉セメント工場設置の陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田会吉（第六二五号）

右の陳情は、北海道における各種公共事業、その他一般の建設事業は、総合開発の進展に伴い著しく増大しているが、これら事業の建設主要材料であるセメントの需要は、年間五十万トンであつて、そのうち四十パーセントは府県から購入しているため、運賃その他の事情から割高となり、自然建設単価にも影響を与え、総合開発の推進に制約を加える結果となつており、一方室蘭市は銑鉄製造工程において産する鉱しを原料として低廉かつ良品質の高炉セメントの生産が立地的に最も好条件にあるから、室蘭市に高炉セメント工場の設置が実現するようすみやかに所要資金の確保等金融措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北洋材輸入に関する陳情

陳情者　青森市議会議長　伊東善五郎（第六二九号）

右の陳情は、近年木材は、はなはだしく払底をきたしている反面、建設、加工等による需要は増大してますますその必要にかられる結果、値段は高騰の一途をたどつているため、木材工業界はいちじるしく衰微しているから、輸入価格の低廉なる北洋材輸入の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電源開発土木工事に関する陳情

陳情者　東京都中央区築地三ノ八社団法人土木工業協会長　鹿島守之助外十四名（第六三七号）

右陳情は、最近関係当局から各電力会社に対し、昭和二十九年度継続および新規の工事費削減について示達があつたよしであるが、もしこれを強行せられる場合はその影響がきわめて大きいから、これについて再考せられるとともに、一方において基本産業である電源開発に関しては、

その遂行上のあい路打開の根本対策として、法令の改正あるいは緩厳よろしきを得た運用、長期建設資金の融資等について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石炭鉱業危機打開に関する陳情

陳情者　佐賀県知事　鍋島直紹　外三名（第六三八号）

右の陳情は、わが国の石炭鉱業は、近時外国炭および重油の輸入急増により貯炭は増大し炭価はますます下向の一途をたどつている関係上、その経営はまことに苦しく、特に中小鉱業においては休廃止するものが続出している現状であり、加えて金融引締政策の影響をうけて資金繰はいよいよ切迫し、資材代、賃金、電力料、および租税公課等の未払金が急増しており、もしこのまま放置するならば社会的に重大なる問題を引き起す虞れがあるから、石炭の需要確保、租税公課の軽減および保険料等の納期猶予、つなぎ融資等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二四二五号　岩手県金ケ崎郵便局庁舎移築に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月七日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

郵政委員会請願特別報告第二号

岩手県金ケ崎郵便局庁舎移築に関する請願

第二四二五号　岩手県胆沢郡金ケ崎町西根　及川隆外二百七十八名

十八名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月七日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

意見書案

岩手県金ケ崎郵便局庁舎移築に関する請願

請願者　岩手県胆沢郡金ケ崎町西根　及川隆外二百七十八名

（第二四二五号）

右の請願は、岩手県金ケ崎郵便局庁舎の移転改築については、昨年九月上旬から町当局の問題となり、請願者や金ケ崎郵便局長、同町長等から二、三の敷地候補を掲げ、仙台郵政局に願い出ていたが、さらに九月十八日前記候補地のうちもつとも条件のよい同町矢来六番地の図面を、前記代表者である請願者から仙台郵政局に提出し、ほぼ内諾を得ていたところ、その後他の二、三の者が別の候補地を掲げてこれに反対の運動を始めたため、当局においても処置に迷いやむなく本年度は見送りとのこと、折角決定された予算を、町民大多数の期待にもかかわらず、二、三の者の無暴なる策動によつて、遂に移築不能となることは忍び得ないから、すみやかに前記場所に金ケ崎郵便局庁舎を移築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六一一号　京都府海部郵便局の集配事務開始等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十一日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

郵政委員会請願特別報告第三号

京都府海部郵便局の集配事務開始等に関する請願

第二六一一号　京都府熊野郡海部村長　辻幸右衛門外七十九名提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十一日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

意見書案

京都府海部郵便局の集配事務開始等に関する請願

請願者　京都府熊野郡海部村長　辻幸右衛門外七十九名

（第二六一一号）

右の請願は、京都府熊野郡の郵便集配機構は、久美浜局を基点として野中局及び須田局間の二線の通送を実施しているが、海部局は郡内の中央に位し、また郡内を横断するバスが、野中、海部、久美浜の三局を結び、交通至便な地にあるから、公衆の利便及び郵便増収策を図り業務の合理化、かつ能率的な進展を期するため、海部局に（須田局をも包含）集配事務を開始せられ、現在の久美浜局―須田局間の集配事務を廃止するとともに、久美浜局―野中局間の自転車通送をバス通送に改める等、すみやかに集配機構の整備刷新の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会請願審査報告書第四号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六六六号　福島県上保原村に無集配特定郵便局設置の請願

第二六八四号　茨城県古河郵便局区内に無集配特定郵便局設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

郵政委員会請願特別報告第四号

福島県上保原村に無集配特定郵便局設置の請願

第二六六六号　福島県伊達郡上保原村長　松田甲次郎外二十八名提出

茨城県古河郵便局区内に無集配特定郵便局設置の請願

第二六八四号　茨城県古河市長　小池宗次郎外一名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十八日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

意見書案

福島県上保原村に無集配特定郵便局設置の請願

請願者　福島県伊達郡上保原村長　松田甲次郎外二十八名

（第二六六六号）

右の請願は、福島県上保原村は、福島市の東北五キロメートルの地点に位置し、青果物の生産多く、これが出荷時には金融、電報等による郵便局利用者はすこぶる多数であるが、保原郵便局は四キロメートルも離れているため、はなはだ不便を感じている。なお、村内の高子沼は観光地として近年観光客も多数あり、福島精神病院、健康保険福島療養所等の施設もある関係上、上保原村大字保原字隠泉に是非とも無集配特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城県古河郵便局区内に無集配特定郵便局設置の請願

請願者　茨城県古河市長　小池宗次郎外一名（第二六八四号）

右の請願は、茨城県古河市は、東北本線古河駅から東方の地域に発展しつつあり、昨年一月古河駅東口の開設に伴い、ますますその度を加えるに至り、官公庁も逐次この地域内に移転しつつあるにかかわらず、東方地域には郵便局の設置がないため、この地域内の住民は、古河郵便局又は古河横山町郵便局あるいは市外地の鹿勝郵便局を利用せざるを得ない現況であるが、これら三局はいずれも遠距離であつて、古河市の三分の一の人口を有する同地域の住民は、非常な不便を感じているから、すみやかに古河市東方地域に無集配特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六六八号　ダム建設に伴う犠牲市町村等の更生に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長　早川　愼一

参議院議長河井彌八殿

経済安定委員会請願審査特別報告第二号

ダム建設に伴う犠牲市町村等の更生に関する請願

第二六六八号　東京都港区芝汐留七日本茶業協会全国ダム対策町村連盟内　鳥海政次郎提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長　早川　愼一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

ダム建設に伴う犠牲市町村等の更生に関する請願

請願者　東京都港区芝汐留七日本茶業協会内全国ダム対策町村連盟内　鳥海政次郎（第二六六八号）

右の請願は、国土総合開発の一環として建設されるダムは、こう水調節、電源、かんがい用水、工業用水、上水道用水、その他水資源の開発、利用、保全等を目的として、単独目的又は多目的ダムとして全国的に実施され、しかもこれらの諸計画はますます大規模な形で実施されるすう勢にあるが、これら諸計画の実施により、関連する地域における諸種の資源、産業部門はいちじるしい影響をうけ、特に被害地域の住民はいずれも不安焦慮にかられているから、国土総合開発の円滑なる促進を期するため、すみやかにダム建設に伴う犠牲市町村等の更生に関する立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二九一号　滋賀県に独立放送局設置の請願

第三四八号　電話施設改善に関する請願

第五三一号　大阪府松尾村の電話統合に関する請願

第一〇八〇号　長野県伊那電報電話局庁舎新築等に関する請願

第一五九六号　香川県高松市、男木島間の電話海底ケーブル線増設等に関する請願

第一九四九号　新潟県刈羽村の電話加入区域変更に関する請願

第二一五七号　美唄電報電話局の電話加入区域変更に関する請願

第二三七六号　合併町村内の電話交換取扱機構統合に関する請願

第二六一四号　北海道東瀬棚町にN・H・K中継放送所設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員会委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

電気通信委員会請願特別報告第一号

滋賀県に独立放送局設置の請願

第二九一号　滋賀県大津市松幡町大津商工会議所会頭　岩崎定次郎提出

電話施設改善に関する請願

第三四八号　長野市伊勢町長野県商工会議所連合会会長　笠原十兵衛提出

大阪府松尾村の電話統合に関する請願

第五三一号　大阪府泉北郡南松尾村長　辻忠夫外一名提出

長野県伊那電報電話局庁舎新築等に関する請願

第一〇八〇号　長野県上伊那郡伊那町長　熊谷友一郎外五十三名提出

香川県高松市、男島間の電話海底ケーブル線増設等に関する請願

第一五九六号　香川県香川郡直島村長　宮本道衛外九名提出

新潟県刈羽村の電話加入区域変更に関する請願

第一九四九号　新潟県刈羽郡刈羽村長　安沢純正外二十二名提出

美唄電報電話局の電話方式を中共電式とするの請願

第二一五七号　北海道美唄市長　桜井省吾外二名提出

合併町村内の電話交換取扱機構統合に関する請願

第二三七六号　島根県議会議長　中島龍一提出

北海道東瀬棚町にN・H・K中継放送所設置の請願

第二六一四号　北海道函館市東浜町四〇ノ二　森政吉提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

意見書案

滋賀県に独立放送局設置の請願

請願者　滋賀県大津市松幡町大津商工会議所会頭　岩崎定次郎（第二九一号）

右の請願は、滋賀県は周辺が山岳地帯に包囲されている関係上従来から電波事情が悪く高級受信機以外のものは難聴を極めており、また近時民間諸放送局の新増設に伴い一層困難を加えている実状で、これを救う道は県内に独立の放送局を設置し其の感度を外来電波の上におく以外にはないので、現在県内にNHKの施設として大津放送局および彦根中継所が設置されているのでこれを拡充強化して滋賀県に独立の放送局設置の実現を取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

電話施設改善に関する請願

請願者　長野市伊勢町長野県商工会議所連合会会長　笠原十兵衛（第三四八号）

右の請願は、さきに、施設改善を理由に電話料金の値上げが行われたが、その後の経過を見るに施設改善の跡はうかがうに由なく、当長野県商工会議所連合会のアンケートによれば県内各地の通信状況は極めて不良であるから、早急にこれが施設を改善せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大阪府松尾村の電話統合に関する請願

請願者　大阪府泉北郡南松尾村長　辻忠夫外一名（第五三一号）

右の請願は、大阪府松尾村は、現在電話加入者が七十九、加入希望者が七、八十あるが、電話が三局にまたがつているため、同村内でありながら即時通話が不可能で隣接部落に通話するにも早くて一時間、時には終日通話不能の実情にある関係上、産業の発展、文化の向上等に大なる支障となつているばかりでなく村行政の事務遂行上にも著しい支障をきたし一朝災害発生時にはこれが連絡に困苦しているから、すみやかに本村の電話を内田局一局に統合せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野県伊那電報電話局庁舎新築等に関する請願

請願者　長野県上伊那郡伊那町長　熊谷友一郎外五十三名（第一〇八〇号）

右の請願は、長野県伊那電報電話局庁舎は現在郵便局と同居のままであり、交換方式は小共電式であるが、近年上伊那郡ならびに伊那町の異数の発展に伴い局舎ならびに装置に極度に行きづまり、積滞する数百の加入申込にも全然応じられぬ状態であるから、郡の中枢地としての通信能率を改善向上させるため、同局庁舎を新築し、電話交換方式を大共電式に改式せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

香川県高松市、男木島間の電話海底ケーブル線増設等に関する請願

請願者　香川県香川郡直島村長　宮本道衛外九名（第一五九六号）

右の請願は、香川県直島郵便局は、

高松市への電話直通回線の新設に伴つて予想外に通話が増加した上、電報も同一回線にて高松電報局と通信することになり、それ以来常に通信の混乱状態を呈し、加えて一般加入者二十八の上に太平鉱業株式会社等新期申込者が多数あり、これが実現すれば全く収拾できない状態になるばかりでなく、男木島航路標識事務所は密入国船の監視海難救助、通過船舶への気象特報報知等の報告を高松保安部等に緊急連絡を必要とし、かつ女木島は瀬戸内海国立公園の中心にある関係上、遊覧客による電話通話は一層通話の困難にはく車をかけている実情にあるから、すみやかに高松市、男木島間に四心入電話海底線を増設するとともに、旧来線にて高松市、女木島間に専用一回線、増設線にて高松市、男木島間に専用一回線ならびに高松市、直島間に専用二回線をそれぞれ構成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟県刈羽村の電話加入区域変更に関する請願

請願者　新潟県刈羽郡刈羽村長　安沢純正外二十二名（第一九四九号）

右の請願は、新潟県刈羽村の電話加入区域変更については、村民多年の懸案として、再三再四の請願にかかわらずいまだに実現を見るに至らないが、現在の刈羽郵便局の加入区域においては、局を中心とし、北に向つては約二千八百メートル以上もあるところが普通加入区域となつており、ある地域においては、約二百メートル位のところが特別加入区域となつている状態で、村内公共団体等は、事務上かつ連絡上大なる不自由を感じている現状であるから、本村産業の発展のために、すみやかに本村全部落を刈羽郵便局の普通加入区域に変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

美唄電報電話局の電話方式を中共電式とするの請願

請願者　北海道美唄市長　桜井省吾外二名（第二一五七号）

右の請願は、美唄市々勢の急激な発展に伴い、美唄電報電話局における電話の架設需要数がいちじるしく増加し、従来の磁石単式交換方式では、当面の需要を充足することも不可能な現状にあるから、昭和三十年度において中共電式とするよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

合併町村内の電話交換取扱機構統合に関する請願

請願者　島根県議会議長　中島龍一（第二三七六号）

右の請願は、町村合併の促進については、つとに国の方針に従い、地方の実情に即して鋭意これが実現に努力しているところであるが、合併後の実情を見ると、電話交換取扱郵便局は、合併前そのままに数局が存置せられ、これがため合併町村内の住民がこうむる時間的、経済的損失はおびただしいものがあるから、合併町村内の電話交換取扱機構をすみやかに統合せられるとともに、これに要する経費は国費をもつて支弁せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道東瀬棚町にN・H・K中継放送所設置の請願

請願者　北海道函館市東浜町四〇ノ二　森政吉（第二六一四号）

右の請願は、北海道瀬棚、東瀬棚、今金三町および太櫓村は、函館放送局の電波が太櫓山系ならびにユウラップ山系のために分断されるため明確な聴取が困難であるから、東瀬棚町にN・H・K中継放送所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

電気通信委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二三九号　宮崎、延岡両市間の電話地下ケーブル線布設に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

電気通信委員会陳情特別報告第一号

宮崎、延岡両市間の電話地下ケーブル線布設に関する陳情

第二三九号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十八日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

意見書案

宮崎、延岡両市間の電話地下ケーブル線布設に関する陳情

陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第二三九号）

右の陳情は、九州地方の台風による電話線路の被害を除去するため先般来順次地下ケーブル施設に切り替えられ現在福岡より熊本をへて都城、宮崎まで完成しているが、宮崎以北延岡までは特に被害が多い上、多数の重要施設も所在していることがあるから、引き続き本施設の大分までの施工方を要望するものであるが、この際少くとも延岡まで本施設を延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第五十四号参照〕

審査報告書

臨時硫安需給安定法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月二十九日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鈴木　強平　　松浦　定義

鈴木　一　　上林　忠次

河野　謙三　　北　勝太郎

河合　義一　　江田　三郎

戸叶　武　　清澤　俊英

村尾　重雄

第六条第四項中「肥料の数量」の下に「（同項の規定による買取の結果保有する肥料の原料の数量に基き政令の定めるところにより算出した肥料の数量を含む。）」を、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とする。

第六条第三項中「第一項」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項の次に次の第一項を加える。

2　農林大臣は、肥料の需給の調整を図るためやむを得ない必要があると認めるときは、前項の規定による肥料の買取の指示に代えて、保管団体に対し、政令の定めるところにより、肥料の原料の生産業者又は輸入業者からその生産し又は輸入した政令で定め、肥料の原料を買い取るべき旨の指示をすることができる。

第七条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「肥料」を「肥料等（同項の規定により買い取つた肥料の原料から生産された肥料を含む。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「肥料を譲渡し」を「肥料等を譲渡し、加工し」に改める。

第八条中「第六条第三項」を「第六条第四項」に、「肥料」を「肥料等」に改める。

第十条中「第六条第三項」を「第六条第四項」に、「肥料」を「肥料等」に改める。

第十一条の見出し中「生産業者」を「生産業者等」に改め、同条第一項中「生産業者」を「生産業者又は輸入業者」に改める。

第十五条第一項中「肥料の生産業者」を「肥料等の生産業者」に改める。

第十九条第一号中「譲渡し、」の下に「加工し、」を加える。

附則第二項中「肥料」を「肥料等」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、硫安の需給の調整及び価格の安定を図るため、農林大臣及び通商産業大臣による硫安需給計画の策定、保管団体による硫安の買取及び保管、

農林大臣及び通商産業大臣による硫安の生産業者に対する硫安の譲渡の指示及び硫安の生産業者の最高販売価格の公定並びに硫安審議会の設置、これが機能及びその組織等について規定し昭和三十三年七月三十一日をもつて失効する限時法であつた。かかる政府原案に対して、衆議院において、その適用を硫安及びその生産業者にとどめず硫安以外の重要肥料並びに生産業者のみならず輸入業者にも及ぼすこととし、これに即応して、題名を「臨時肥料需給安定法」と改める外（一）通商産業大臣は肥料の需給計画に基き肥料の生産業者に対して必要な指示をすることができることとする（二）保管団体を農業団体に限定し、農林大臣の保管団体に対する買取指示数量の限度に弾力性を与える（三）農林大臣が保管団体に対する保管肥料の譲渡指示についての緊急の場合の特例を設ける（四）保管団体が農林大臣の指示に基いて行う肥料の買取及び保管のため必要な資金について政府が融通あつ旋等の措置を講ずる（五）肥料の最高販売価格を公定する場合における参しやく事項に肥料の国際価格を加える（六）肥料審議会は日本硫安輸出株式会社の業務に関する重要事項に関しても調査審議を行うことができることとし、肥料審議会の委員の数及びその構成を改める（七）本法の有効期限を昭和三十四年七月三十一日までに延期する等の修正を加え本院に送付したものである。委員会においては、本法の適用が硫安以外の重要肥料及ぼされることになつた修正に即応して必要な規定を整備するため、保管団体における肥料原料の保管並びに輸入業者に対する農林大臣及び通商産業大臣の譲渡の指示等の修正を多数をもつて行い、別記の附帯決議を付した。

二、事件の利害得失
肥料の需給の調整及び価格の安定によつて、農業生産の増強と農家経済の改善に資し、併せて硫安工業の合理化及び硫安の輸出の促進に寄与する。

三、費用
本法施行のため、これが経費として、肥料審議会に要する経費五十万円及び生産費調査に要する経費七十万円が昭和二十九年度予算に計上されている。

附帯決議

一、従来想定されている硫安のコストは、政府の説明によつてみても明かであるとおり、信憑性を欠き、実際に比べて相当割高のようである。ここに本法の成立を契機として従来の行懸りを一擲し、肥料のコストの調査に最善を尽してその正確を期すること。

一、肥料工業の合理化を強力に推進し、会社経理の適正に留意し、肥料価格の低下安定に遺憾なからしめること。

一、需給調整用肥料の保管団体について、本法実施後における成績に照らし、農業者の団体以外の団体についても考慮を払うこと。

審査報告書
硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十八日
通商産業委員長　中川　以良
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
豊田　雅孝　西川弥平治　大谷　贇雄　黒川　武雄　高橋　衛　酒井　利雄　岸　良一　加藤　正人　白川　一雄

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は（一）硫安工業の合理化を促進するため、生産業者に対し、合理化の勧告を行うとともに、これに必要な資金について融通あつ旋その他適切な措置を講じて援助すること（二）硫安生産業者の出資によつて日本硫安輸出株式会社を設立し、臨時肥料需給安定法に定める需給計画に基いて、硫安を買入れこれを輸出することを規定したものである。なお本法案は衆議院において硫安審議会を肥料審議会に硫安輸出会社の存続し得る期間を一年延長する修正を加えているが、当委員会は現下のわが国硫安工業の実情よりして止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失
本法実施によりわが国硫安工業の合理化を促進し硫安の輸出条件を有利ならしめる利益がある。

三、費用
特別に要しない。

審査報告書
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十九日
文部委員長代理理事　劍木　亨弘
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
相馬　助治　荒木正三郎　安部キミ子　高田なほ子　高橋　道男　吉田　萬次　中川　幸平　松原　一彦　加賀山之雄

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、大学以外の公立学校の校長及び教員の同一都道府県内における異動を円滑にするため条件附任用に特例を設けるものであつて妥当なる措置と認めた。

二、事件の利害得失
条件附任用制度に特例を設け、教員異動の円滑を期することができる。

三、費用
本法律の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書
学校給食法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年五月二十九日
文部委員長代理理事　劍木　亨弘
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
相馬　助治　荒木正三郎　安部キミ子　高橋　道男　高田なほ子　松原　一彦　長谷部ひろ　吉田　萬次　中川　幸平

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、学校給食が児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、その普及充実を図るため、学校給食の実施に関し必要な事項について規定しようとするものであつて、妥当な措置と認めたが、別紙の通り附帯決議を附した。

二、事件の利害得失
小学校、盲学校、ろう学校及び養護学校児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活改善に寄与することができる。

三、費用
本法施行に伴う必要なる経費として、昭和二十九年度文部省所管一般会計予算に五千四百万円余、昭和二十九年度特別会計農林省所管に十七億五千九百万円余、計十八億一千四百万円余計上済みである。

附帯決議
本法律案は、学校給食に関する最低基準について規定したものに過ぎない。
本委員会は、学校給食が教育上並びに国民の食生活改善上重要な意義を有することにかんがみ、その対象、内容、施設及び設備等の充実拡張のため、将来政府が、根本的総合的計画を樹立し、特に次の諸点について速かにその実施に努力することを、強く要望する。
一、学校給食を義務教育諸学校及び夜間の定時制高等学校の児童生徒全体に対して行うこと。
二、学校給食費の負担に困難を感ずる保護者（準要保護者）に対して適当な援助の措置を講ずること。
三、小麦粉について全額国庫補助の措置を講ずること。
四、脱脂粉乳等についても国庫補助の措置をなすこと。
五、学校給食の施設及び設備の必要経費について国庫補助の増額を計ること。
六、学校給食を担当する栄養管理職員及び必要な員数の調理に従事する職員の給与費についても国庫補助の途を開くこと。

審査報告書
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。
昭和二十九年五月二十九日
大蔵委員長　大矢半次郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
木内　四郎　藤野　繁雄　白井　勇　青柳　秀夫　岡崎　眞一　山本　米治　小林　政夫

第十七条第一項及び第十八条第一項各号列記以外の部分中「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、資産再評価の実施の状況並びにわが国における企業の資本構成、経理等の実情にかんがみ、一定規模以上の会社について資産の再評価を強制するとともに、一定限度以上の再評価を行つた企業に対して再評価税及び固定

資産税を軽減する等の措置を講じようとするものであるが、再評価積立金の百分の三十以上を資本に組入れ、且つ、普通償却範囲額の百分の九十以上の減価償却を行わなかつた場合の配当制限及び最低限度以上の再評価を行わなかつた会社に対する配当制限は、それぞれ年一割五分に改めることが適当と認め、修正を加えた。

二、事件の利害得失

企業資本の充実を促進し、その経営の安定と経理の健全化を図り得る利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第五十五号参照〕

審査報告書

昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月三十日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　森　八三一
野田　俊作　菊田　七平
青山　正一　千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年五月北海道及びその東南海域を主たる被害区域とする暴風雨によつて損失を受けた漁業者又は水産業協同組合に対し低利の復旧資金を融通する等のため、国及び地方公共団体が所要の助成措置を講じようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法を施行することによつて被害を受けた漁業者等の速やかな復旧をもたらし、漁業生産回復に寄与する利益がある。

三、費用

本法律施行のために利子補給及び損失補償の経費を相当額計上する必要がある。

審査報告書

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月三十一日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

清澤　俊英　江田　三郎
河合　義一　北　勝太郎
河野　謙三　上林　忠次
松浦　定義　戸叶　武
鈴木　強平　川口爲之助
雨森　常夫　関根　久藏
宮本　邦彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十九年四月の凍霜害によつて損害を受けた農業者に対する資金の融通を円滑にしその経営の安定に資する目的をもつて、農林中央金庫・都道府県信用農業協同組合連合会・農業協同組合その他の金融機関が、一定の条件によつて、被害農家に対して、営農資金を融通し、これらの金融機関に対して都道府県又は市町村が利子補給及び損失補償を行う場合その経費の一部を国庫から補助し、且つ昨年の凍害による被害農家で営農資金の貸付を受けていた者が、本年の凍霜害によつて再び被害を受けた場合は昨年借り入れた資金の一部につき一年以内の期限を限り償還期限を延長し、これに対して利子補給と損失補償の措置を継続しようとするものである。衆議院は（一）五月の凍霜害、風雪害及び霰害をも本法の対象とする（二）風雪害被害農家についての農業総収入の一割以上の損失があれば融資を受け得ることとする（三）融資限度を四億五千万円とする（四）以上により本法案の題名を改める等の修正を加えて本院に送付した。委員会においてはこれを妥当の措置と認めたが、全会一致をもつて別記の附帯決議を付した。

二、事件の利害得失

凍霜害による被害農家の救済に資し農業経営の改善に寄与する。

三、費用

本法施行のため利子補給に要する経費として七百五十万円を既定経費の節約により賄う予定である。

附帯決議

四月及び五月の凍霜害及び暴風雪害が農家及び農作物に与えた損失は蓋し尠からざるものがあり、打続く災害にて甚だ遺憾とするところである。

政府は、実状を精査し、今回成立を見んとしている災害関係法律の実施に万善を期すると共に、被災農家の救済援助及び被災作物の生育恢復等に対して、過去の実績を再検討し、真に実態に応じた適切なる措置を講ずべきである。

審査報告書

日本中央競馬会法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月三十一日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

江田　三郎　野溥　勝
戸叶　武　北　勝太郎
松浦　定義　雨森　常夫
佐藤清一郎　横川　信夫
重政　庸徳　宮本　邦彦
清澤　俊英

第十三条第四号中「国家人事委員会」を「人事院」に改める。

附則第十八項中「第四条第四号」を「第四条第三号」に改める。

附則第二十項のうち第七十三条の七の改正規定中「十三」を「十二」に改める。

附則第二十三項を附則第二十四項とし、附則第二十二項の次に次の一項を加える。

23　この法律施行の際、昭和二十九年三月十日に内閣が国会に提出した行政機関職員定員法の一部を改正する法律案が法律となつていないとき、又は法律となり、施行されていないときは、前項の規定中「二三、七四二人」とあるのは「二五、七八八人」と、「二三、二七七人」とあるのは「二五、三三三人」と、「七一、三八四人」とあるのは「七七、三六七人」と、「七〇、九一九人」とあるのは「六、九〇二人」と、「六三三、〇四九人」とあるのは「六九四、三四七人」と、「六三一、五八四人」とあるのは「六九三、八八二人」と読み替えるものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現在政府が行つている国営競馬を民営に移し、これが実施のため、新たに日本中央競馬会なる特別法人を設置することとし、日本中央競馬会の資本金、組織及び運営等について規定するとともに、民営移管に伴つて農林省畜産局競馬部の廃止及び同競馬関係職員の縮減を行わんとするものである。かかる政府の原案に対して、衆議院において、（一）役員の欠格条項を拡大する（二）運営審議会の委員に調教師及び騎手の代表者を加える（三）競馬会が行うことのできる任意業務に馬術競技の健全な発展をはかるため必要な業務を含むことを明記する（四）国庫納付金の割合を引上げる（五）国庫納付金の使途を規定する（六）競馬会の本来の事業に供用する固定資産について固定資産税を免除する等の修正を加えたが、本委員会においては関連法案の審議状況に伴い必要な修正を行い、かつ別記の附帯決議を付した。

二、事件の利害得失

競馬の健全な発展に資し、併せて畜産業及び民間社会福祉事業の振興に寄与する。

三、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

一、日本中央競馬会の事業運営の公正及び経理の厳正に対して万全を期すること。

一、日本中央競馬会の職員並びに調教師及び騎手等の待遇の改善及び身分の安定に遺憾なきを期すること。

労働委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六二六号　日雇労働者の福利厚生施設費国庫補助に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十七日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

日雇労働者の福利厚生施設費国庫補助に関する請願

請願者　広島市宇品町広島県日雇労務厚生会内　久米登（第二六二六号）

右の請願は、近時、日雇労務者に対する一般の認識が向上し、国家的保護の方策も確立される気運にあるとはいえ、いまだ組織労働者に比較して日雇労働者の福利厚生施策は、はるかに低い立場に置かれているから、

未組織労務者の労力の培養を図るため、日雇労働者の福利厚生施設費に対し国庫補助を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、日雇労務者の福利厚生施設の拡充、強化と解し願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年五月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号　信州大学医学部附属病院復興に関する請願

第五六号、第二二九号、第二三〇号、第二三七号、第二三八号、第二四七号、第一九八号、第三四三号、第三六一号、第四〇九号、第五二六号、第五三三号、第九九一号、第一三六号、第一二二七号、第一二四四号、第一七八三号

私立学校教職員共済組合の年金に関する請願

第一〇一号　茨城大学に工業短期大学設置の請願

第一〇二号、第三四四号、第四三〇号、第四三一号、第五五九号、第六二八号、第六四九号、第六五〇号、第九三七号、第一〇三六号　高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願

第一〇三号　学校給食予算増額等に関する請願

第一〇四号　学校給食法制定等に関する請願

第一〇五号　風水害地域の学校給食に関する請願

第一一二号　老朽校舎改築費国庫補助増額に関する請願

第一一三号　老朽校舎復旧等に関する請願

第一一四号　義務教育費全額国庫負担に関する請願

第一二五号　義務教育費国庫負担増額等に関する請願

第一二六号、第一八〇一号　教職員の定員確保に関する請願

第一二七号、第一四二五号、第一四三五号、第一四五五号、第一四六五号、第一四七九号、第一四八〇号、第一四八一号、第一四八二号、第一四八三号、第一四八四号、第一四八五号、第一四八六号、第一四八七号、第一四八八号、第一四八九号、第一四九〇号、第一四九一号、第一四九二号、第一四九三号、第一四九四号、第一四九五号、第一四九六号、第一四九七号、第一四九八号、第一四九九号、第一五〇〇号、第一五〇一号、第一五〇二号、第一五〇三号、第一五〇四号、第一五〇五号、第一五〇六号、第一五〇七号、第一五〇八号、第一五〇九号、第一五一〇号、第一五一一号、第一五一二号、第一五一三号、第一五一四号、第一五一五号、第一五一六号、第一五一七号、第一五一八号、第一五一九号、第一五二〇号、第一五二一号、第一五二二号、第一五二三号、第一五二四号、第一五二五号、第一五二六号、第一五二七号、第一五二八号、第一五二九号、第一五三〇号、第一五三一号、第一五三二号、第一五三三号、第一五三四号、第一五三五号、第一五三六号、第一五三七号、第一五三八号、第一五三九号、第一五四〇号、第一五四一号、第一五四二号、第一五四三号、第一五四四号、第一五四五号、第一五四六号、第一五四七号、第一五四八号、第一五四九号、第一五五〇号、第一五五一号、第一五五二号、第一五五三号、第一五五四号、第一五五五号、第一五五六号、第一五五七号、第一五五八号、第一五五九号、第一五六〇号、第一五六一号、第一五六二号、第一五六三号、第一五六四号、第一五六五号、第一五六六号、第一五六七号、第一五六八号、第一五六九号、第一五七〇号、第一五七一号、第一五七二号、第一五七三号、第一五七四号、第一五七五号、第一五七六号、第一五七七号、第一五七八号、第一五七九号、第一五八〇号、第一五八一号、第一五八二号、第一五八三号、第一五八四号、第一五八五号、第一五八六号、第一五八七号、第一五八八号、第一五八九号、第一五九〇号、第一五九一号、第一五九二号、第一五九三号、第一五九四号、第一五九五号、第一五九六号、第一五九七号、第一五九八号、第一五九九号、第一六〇〇号、第一六〇一号、第一六〇二号、第一六〇三号、第一六〇四号、第一六〇五号、第一六〇六号、第一六〇七号、第一六〇八号、第一六〇九号、第一六一〇号、第一六一一号、第一六一二号、第一六一三号、第一六一四号、第一六一五号、第一六一六号、第一六一七号、第一六一八号、第一六一九号、第一六二〇号、第一六二一号、第一六二二号、第一六二三号、第一六二四号、第一六二五号、第一六二六号、第一六二七号、第一六二八号、第一六二九号、第一六三〇号、第一六三一号、第一六三二号、第一六三三号、第一六三四号、第一六三五号、第一六三六号、第一六三七号、第一六三八号、第一六三九号、第一六四〇号、第一六四一号、第一六四二号、第一六四三号、第一六四四号、第一六四五号、第一六四六号、第一六四七号、第一六四八号、第一六四九号、第一六五〇号、第一六五一号、第一六五二号、第一六五三号、第一六五四号、第一六五五号、第一六五六号、第一六五七号、第一六五八号、第一六五九号、第一六六〇号、第一六六一号、第一六六二号、第一六六三号、第一六六四号、第一六六五号、第一六六六号、第一六六七号、第一六六八号、第一六六九号、第一六七〇号、第一六七一号、第一六七二号、第一六七三号、第一六七四号、第一六七五号、第一六七六号、第一六七七号、第一六七八号、第一六七九号、第一六八〇号、第一六八一号、第一六八二号、第一六八三号、第一六八四号、第一六八五号、第一六八六号、第一六八七号、第一六八八号、第一六八九号、第一六九〇号、第一六九一号、第一六九二号、第一六九三号、第一六九四号、第一六九五号、第一六九六号、第一六九七号、第一六九八号、第一六九九号、第一七〇〇号、第一七〇一号、第一七〇二号、第一七〇三号、第一七〇四号、第一七〇五号、第一七〇六号、第一七〇七号、第一七〇八号、第一七〇九号、第一七一〇号、第一七一一号、第一七一二号、第一七一三号、第一七一四号、第一七一五号、第一七一六号、第一七一七号、第一七一八号、第一七一九号、第一七二〇号、第一七二一号、第一七二二号、第一七二三号、第一七二四号、第一七二五号、第一七二六号、第一七二七号、第一七二八号、第一七二九号、第一七三〇号、第一七三一号、第一七三二号、第一七三三号、第一七三四号、第一七三五号、第一七三六号、第一七三七号、第一七三八号、第一七三九号、第一七四〇号、第一七四一号、第一七四二号、第一七四三号、第一七四四号、第一七四五号、第一七四六号、第一七四七号、第一七四八号、第一七四九号、第一七五〇号、第一七五一号、第一七五二号、第一七五三号、第一七五四号、第一七五五号、第一七五六号、第一七五七号、第一七五八号、第一七五九号、第一七六〇号、第一七六一号、第一七六二号、第一七六三号、第一七六四号、第一七六五号、第一七六六号、第一七六七号、第一七六八号、第一七六九号、第一七七〇号、第一七七一号、第一七七二号、第一七七三号、第一七七四号、第一七七五号、第一七七六号、第一七七七号、第一七七八号、第一七七九号、第一七八〇号、第一七八一号、第一七八二号、第一七八三号、第一七八四号、第一七八五号、第一七八六号、第一七八七号、第一七八八号、第一七八九号、第一七九〇号、第一七九一号、第一七九二号、第一七九三号、第一七九四号、第一七九五号、第一七九六号、第一七九七号、第一七九八号、第一七九九号、第一八〇〇号、第一八〇一号、第一八〇二号、第一八〇三号、第一八〇四号、第一八〇五号、第一八〇六号、第一八〇七号、第一八〇八号、第一八〇九号、第一八一〇号、第一八一一号、第一八一二号、第一八一三号、第一八一四号、第一八一五号、第一八一六号、第一八一七号、第一八一八号、第一八一九号、第一八二〇号、第一八二一号、第一八二二号、第一八二三号、第一八二四号、第一八二五号、第一八二六号、第一八二七号、第一八二八号、第一八二九号、第一八三〇号、第一八三一号、第一八三二号、第一八三三号、第一八三四号、第一八三五号、第一八三六号、第一八三七号、第一八三八号、第一八三九号、第一八四〇号、第一八四一号、第一八四二号、第一八四三号、第一八四四号、第一八四五号、第一八四六号、第一八四七号、第一八四八号、第一八四九号、第一八五〇号、第一八五一号、第一八五二号、第一八五三号、第一八五四号、第一八五五号、第一八五六号、第一八五七号、第一八五八号、第一八五九号、第一八六〇号、第一八六一号、第一八六二号、第一八六三号、第一八六四号、第一八六五号、第一八六六号、第一八六七号、第一八六八号、第一八六九号、第一八七〇号、第一八七一号、第一八七二号、第一八七三号、第一八七四号、第一八七五号、第一八七六号、第一八七七号、第一八七八号、第一八七九号、第一八八〇号、第一八八一号、第一八八二号、第一八八三号、第一八八四号、第一八八五号、第一八八六号、第一八八七号、第一八八八号、第一八八九号、第一八九〇号、第一八九一号、第一八九二号、第一八九三号、第一八九四号、第一八九五号、第一八九六号、第一八九七号、第一八九八号、第一八九九号、第一九〇〇号、第一九〇一号、第一九〇二号、第一九〇三号、第一九〇四号、第一九〇五号、第一九〇六号、第一九〇七号、第一九〇八号、第一九〇九号、第一九一〇号、第一九一一号、第一九一二号、第一九一三号、第一九一四号、第一九一五号、第一九一六号、第一九一七号、第一九一八号、第一九一九号、第一九二〇号、第一九二一号、第一九二二号、第一九二三号、第一九二四号、第一九二五号、第一九二六号、第一九二七号、第一九二八号、第一九二九号、第一九三〇号、第一九三一号、第一九三二号、第一九三三号、第一九三四号、第一九三五号、第一九三六号、第一九三七号、第一九三八号、第一九三九号、第一九四〇号、第一九四一号、第一九四二号、第一九四三号、第一九四四号、第一九四五号、第一九四六号、第一九四七号、第一九四八号、第一九四九号、第一九五〇号、第一九五一号、第一九五二号、第一九五三号、第一九五四号、第一九五五号、第一九五六号、第一九五七号、第一九五八号、第一九五九号、第一九六〇号、第一九六一号、第一九六二号、第一九六三号、第一九六四号、第一九六五号、第一九六六号、第一九六七号、第一九六八号、第一九六九号、第一九七〇号、第一九七一号、第一九七二号、第一九七三号、第一九七四号、第一九七五号、第一九七六号、第一九七七号、第一九七八号、第一九七九号、第一九八〇号、第一九八一号、第一九八二号、第一九八三号、第一九八四号、第一九八五号、第一九八六号、第一九八七号、第一九八八号、第一九八九号、第一九九〇号、第一九九一号、第一九九二号、第一九九三号、第一九九四号、第一九九五号、第一九九六号、第一九九七号、第一九九八号、第一九九九号、第二〇〇〇号、第二〇〇一号、第二〇〇二号、第二〇〇三号、第二〇〇四号、第二〇〇五号、第二〇〇六号、第二〇〇七号、第二〇〇八号、第二〇〇九号、第二〇一〇号、第二〇一一号、第二〇一二号、第二〇一三号、第二〇一四号、第二〇一五号、第二〇一六号、第二〇一七号、第二〇一八号、第二〇一九号、第二〇二〇号、第二〇二一号、第二〇二二号、第二〇二三号、第二〇二四号、第二〇二五号、第二〇二六号、第二〇二七号、第二〇二八号、第二〇二九号、第二〇三〇号、第二〇三一号、第二〇三二号、第二〇三三号、第二〇三四号、第二〇三五号、第二〇三六号、第二〇三七号、第二〇三八号、第二〇三九号、第二〇四〇号、第二〇四一号、第二〇四二号、第二〇四三号、第二〇四四号、第二〇四五号、第二〇四六号、第二〇四七号、第二〇四八号、第二〇四九号、第二〇五〇号、第二〇五一号、第二〇五二号、第二〇五三号、第二〇五四号、第二〇五五号、第二〇五六号、第二〇五七号、第二〇五八号、第二〇五九号、第二〇六〇号、第二〇六一号、第二〇六二号、第二〇六三号、第二〇六四号、第二〇六五号、第二〇六六号、第二〇六七号、第二〇六八号、第二〇六九号、第二〇七〇号、第二〇七一号、第二〇七二号、第二〇七三号、第二〇七四号、第二〇七五号、第二〇七六号、第二〇七七号、第二〇七八号、第二〇七九号、第二〇八〇号、第二〇八一号、第二〇八二号、第二〇八三号、第二〇八四号、第二〇八五号、第二〇八六号、第二〇八七号、第二〇八八号、第二〇八九号、第二〇九〇号、第二〇九一号、第二〇九二号、第二〇九三号、第二〇九四号、第二〇九五号、第二〇九六号、第二〇九七号、第二〇九八号、第二〇九九号、第二一〇〇号、第二一〇一号、第二一〇二号、第二一〇三号、第二一〇四号、第二一〇五号、第二一〇六号、第二一〇七号、第二一〇八号、第二一〇九号、第二一一〇号、第二一一一号、第二一一二号、第二一一三号、第二一一四号、第二一一五号、第二一一六号、第二一一七号、第二一一八号、第二一一九号、第二一二〇号、第二一二一号、第二一二二号、第二一二三号、第二一二四号、第二一二五号、第二一二六号、第二一二七号、第二一二八号、第二一二九号、第二一三〇号、第二一三一号、第二一三二号、第二一三三号、第二一三四号、第二一三五号、第二一三六号、第二一三七号、第二一三八号、第二一三九号、第二一四〇号、第二一四一号、第二一四二号、第二一四三号、第二一四四号、第二一四五号、第二一四六号、第二一四七号、第二一四八号、第二一四九号、第二一五〇号、第二一五一号、第二一五二号、第二一五三号、第二一五四号、第二一五五号、第二一五六号、第二一五七号、第二一五八号、第二一五九号、第二一六〇号、第二一六一号、第二一六二号、第二一六三号、第二一六四号、第二一六五号、第二一六六号、第二一六七号、第二一六八号、第二一六九号、第二一七〇号、第二一七一号、第二一七二号、第二一七三号、第二一七四号、第二一七五号、第二一七六号、第二一七七号、第二一七八号、第二一七九号、第二一八〇号、第二一八一号、第二一八二号、第二一八三号、第二一八四号、第二一八五号、第二一八六号、第二一八七号、第二一八八号、第二一八九号、第二一九〇号、第二一九一号、第二一九二号、第二一九三号、第二一九四号、第二一九五号、第二一九六号、第二一九七号、第二一九八号、第二一九九号、第二二〇〇号、第二二〇一号、第二二〇二号、第二二〇三号、第二二〇四号、第二二〇五号、第二二〇六号、第二二〇七号、第二二〇八号、第二二〇九号、第二二一〇号、第二二一一号、第二二一二号、第二二一三号、第二二一四号、第二二一五号、第二二一六号、第二二一七号、第二二一八号、第二二一九号、第二二二〇号、第二二二一号、第二二二二号、第二二二三号、第二二二四号、第二二二五号、第二二二六号、第二二二七号、第二二二八号、第二二二九号、第二二三〇号、第二二三一号、第二二三二号、第二二三三号、第二二三四号、第二二三五号、第二二三六号、第二二三七号、第二二三八号、第二二三九号、第二二四〇号、第二二四一号、第二二四二号、第二二四三号、第二二四四号、第二二四五号、第二二四六号、第二二四七号、第二二四八号、第二二四九号、第二二五〇号、第二二五一号、第二二五二号、第二二五三号、第二二五四号、第二二五五号、第二二五六号、第二二五七号、第二二五八号、第二二五九号、第二二六〇号、第二二六一号、第二二六二号、第二二六三号、第二二六四号、第二二六五号、第二二六六号、第二二六七号、第二二六八号、第二二六九号、第二二七〇号、第二二七一号、第二二七二号、第二二七三号、第二二七四号、第二二七五号、第二二七六号、第二二七七号、第二二七八号、第二二七九号、第二二八〇号、第二二八一号、第二二八二号、第二二八三号、第二二八四号、第二二八五号、第二二八六号、第二二八七号、第二二八八号、第二二八九号、第二二九〇号、第二二九一号、第二二九二号、第二二九三号、第二二九四号、第二二九五号、第二二九六号、第二二九七号、第二二九八号、第二二九九号、第二三〇〇号、第二三〇一号、第二三〇二号、第二三〇三号、第二三〇四号、第二三〇五号、第二三〇六号、第二三〇七号、第二三〇八号、第二三〇九号、第二三一〇号、第二三一一号、第二三一二号、第二三一三号、第二三一四号、第二三一五号、第二三一六号、第二三一七号、第二三一八号、第二三一九号、第二三二〇号、第二三二一号、第二三二二号、第二三二三号、第二三二四号、第二三二五号、第二三二六号、第二三二七号、第二三二八号、第二三二九号、第二三三〇号、第二三三一号、第二三三二号、第二三三三号、第二三三四号、第二三三五号、第二三三六号、第二三三七号、第二三三八号、第二三三九号、第二三四〇号、第二三四一号、第二三四二号、第二三四三号、第二三四四号、第二三四五号、第二三四六号、第二三四七号、第二三四八号、第二三四九号、第二三五〇号、第二三五一号、第二三五二号、第二三五三号、第二三五四号、第二三五五号、第二三五六号、第二三五七号、第二三五八号、第二三五九号、第二三六〇号、第二三六一号、第二三六二号、第二三六三号、第二三六四号、第二三六五号、第二三六六号、第二三六七号、第二三六八号、第二三六九号、第二三七〇号、第二三七一号、第二三七二号、第二三七三号、第二三七四号、第二三七五号、第二三七六号、第二三七七号、第二三七八号、第二三七九号、第二三八〇号、第二三八一号、第二三八二号、第二三八三号、第二三八四号、第二三八五号、第二三八六号、第二三八七号、第二三八八号、第二三八九号、第二三九〇号、第二三九一号、第二三九二号、第二三九三号、第二三九四号、第二三九五号、第二三九六号、第二三九七号、第二三九八号、第二三九九号、第二四〇〇号、第二四〇一号、第二四〇二号、第二四〇三号、第二四〇四号、第二四〇五号、第二四〇六号、第二四〇七号、第二四〇八号、第二四〇九号、第二四一〇号、第二四一一号、第二四一二号、第二四一三号、第二四一四号、第二四一五号、第二四一六号、第二四一七号、第二四一八号、第二四一九号、第二四二〇号、第二四二一号、第二四二二号、第二四二三号、第二四二四号、第二四二五号、第二四二六号、第二四二七号、第二四二八号、第二四二九号、第二四三〇号、第二四三一号、第二四三二号、第二四三三号、第二四三四号、第二四三五号、第二四三六号、第二四三七号、第二四三八号、第二四三九号、第二四四〇号、第二四四一号、第二四四二号、第二四四三号、第二四四四号、第二四四五号、第二四四六号、第二四四七号、第二四四八号、第二四四九号、第二四五〇号、第二四五一号、第二四五二号、第二四五三号、第二四五四号、第二四五五号、第二四五六号、第二四五七号、第二四五八号、第二四五九号、第二四六〇号、第二四六一号、第二四六二号、第二四六三号、第二四六四号、第二四六五号、第二四六六号、第二四六七号、第二四六八号、第二四六九号、第二四七〇号、第二四七一号、第二四七二号、第二四七三号、第二四七四号、第二四七五号、第二四七六号、第二四七七号、第二四七八号、第二四七九号、第二四八〇号、第二四八一号、第二四八二号、第二四八三号、第二四八四号、第二四八五号、第二四八六号、第二四八七号、第二四八八号、第二四八九号、第二四九〇号、第二四九一号、第二四九二号、第二四九三号、第二四九四号、第二四九五号、第二四九六号、第二四九七号、第二四九八号、第二四九九号、第二五〇〇号、第二五〇一号、第二五〇二号、第二五〇三号、第二五〇四号、第二五〇五号、第二五〇六号、第二五〇七号、第二五〇八号、第二五〇九号、第二五一〇号、第二五一一号、第二五一二号、第二五一三号、第二五一四号、第二五一五号、第二五一六号、第二五一七号、第二五一八号、第二五一九号、第二五二〇号、第二五二一号、第二五二二号、第二五二三号、第二五二四号、第二五二五号、第二五二六号、第二五二七号、第二五二八号、第二五二九号、第二五三〇号、第二五三一号、第二五三二号、第二五三三号、第二五三四号、第二五三五号、第二五三六号、第二五三七号、第二五三八号、第二五三九号、第二五四〇号、第二五四一号、第二五四二号、第二五四三号、第二五四四号、第二五四五号、第二五四六号、第二五四七号、第二五四八号、第二五四九号、第二五五〇号、第二五五一号、第二五五二号、第二五五三号、第二五五四号、第二五五五号、第二五五六号、第二五五七号、第二五五八号、第二五五九号、第二五六〇号、第二五六一号、第二五六二号、第二五六三号、第二五六四号、第二五六五号、第二五六六号、第二五六七号、第二五六八号、第二五六九号、第二五七〇号、第二五七一号、第二五七二号、第二五七三号、第二五七四号、第二五七五号、第二五七六号、第二五七七号、第二五七八号、第二五七九号、第二五八〇号、第二五八一号、第二五八二号、第二五八三号、第二五八四号、第二五八五号、第二五八六号、第二五八七号、第二五八八号、第二五八九号、第二五九〇号、第二五九一号、第二五九二号、第二五九三号、第二五九四号、第二五九五号、第二五九六号、第二五九七号、第二五九八号、第二五九九号、第二六〇〇号、第二六〇一号、第二六〇二号、第二六〇三号、第二六〇四号、第二六〇五号、第二六〇六号、第二六〇七号、第二六〇八号、第二六〇九号、第二六一〇号、第二六一一号、第二六一二号、第二六一三号、第二六一四号、第二六一五号、第二六一六号、第二六一七号、第二六一八号、第二六一九号、第二六二〇号、第二六二一号、第二六二二号、第二六二三号、第二六二四号、第二六二五号、第二六二六号、第二六二七号、第二六二八号、第二六二九号、第二六三〇号、第二六三一号、第二六三二号、第二六三三号、第二六三四号、第二六三五号、第二六三六号、第二六三七号、第二六三八号、第二六三九号、第二六四〇号、第二六四一号、第二六四二号、第二六四三号、第二六四四号、第二六四五号、第二六四六号、第二六四七号、第二六四八号、第二六四九号、第二六五〇号、第二六五一号、第二六五二号、第二六五三号、第二六五四号、第二六五五号、第二六五六号、第二六五七号、第二六五八号、第二六五九号、第二六六〇号、第二六六一号、第二六六二号、第二六六三号、第二六六四号、第二六六五号、第二六六六号、第二六六七号、第二六六八号、第二六六九号、第二六七〇号、第二六七一号、第二六七二号、第二六七三号、第二六七四号、第二六七五号、第二六七六号、第二六七七号、第二六七八号、第二六七九号、第二六八〇号、第二六八一号、第二六八二号、第二六八三号、第二六八四号、第二六八五号、第二六八六号、第二六八七号、第二六八八号、第二六八九号、第二六九〇号、第二六九一号、第二六九二号、第二六九三号、第二六九四号、第二六九五号、第二六九六号、第二六九七号、第二六九八号、第二六九九号、第二七〇〇号、第二七〇一号、第二七〇二号、第二七〇三号、第二七〇四号、第二七〇五号、第二七〇六号、第二七〇七号、第二七〇八号、第二七〇九号、第二七一〇号、第二七一一号、第二七一二号、第二七一三号、第二七一四号、第二七一五号、第二七一六号、第二七一七号、第二七一八号、第二七一九号、第二七二〇号、第二七二一号、第二七二二号、第二七二三号、第二七二四号、第二七二五号、第二七二六号、第二七二七号、第二七二八号、第二七二九号、第二七三〇号、第二七三一号、第二七三二号、第二七三三号、第二七三四号、第二七三五号、第二七三六号、第二七三七号、第二七三八号、第二七三九号、第二七四〇号、第二七四一号、第二七四二号、第二七四三号、第二七四四号、第二七四五号、第二七四六号、第二七四七号、第二七四八号、第二七四九号、第二七五〇号、第二七五一号、第二七五二号、第二七五三号、第二七五四号、第二七五五号、第二七五六号、第二七五七号、第二七五八号、第二七五九号、第二七六〇号、第二七六一号、第二七六二号、第二七六三号、第二七六四号、第二七六五号、第二七六六号、第二七六七号、第二七六八号、第二七六九号、第二七七〇号、第二七七一号、第二七七二号、第二七七三号、第二七七四号、第二七七五号、第二七七六号、第二七七七号、第二七七八号、第二七七九号、第二七八〇号、第二七八一号、第二七八二号、第二七八三号、第二七八四号、第二七八五号、第二七八六号、第二七八七号、第二七八八号、第二七八九号、第二七九〇号、第二七九一号、第二七九二号、第二七九三号、第二七九四号、第二七九五号、第二七九六号、第二七九七号、第二七九八号、第二七九九号、第二八〇〇号、第二八〇一号、第二八〇二号、第二八〇三号、第二八〇四号、第二八〇五号、第二八〇六号、第二八〇七号、第二八〇八号、第二八〇九号、第二八一〇号、第二八一一号、第二八一二号、第二八一三号、第二八一四号、第二八一五号、第二八一六号、第二八一七号、第二八一八号、第二八一九号、第二八二〇号、第二八二一号、第二八二二号、第二八二三号、第二八二四号、第二八二五号、第二八二六号、第二八二七号、第二八二八号、第二八二九号、第二八三〇号、第二八三一号、第二八三二号、第二八三三号、第二八三四号、第二八三五号、第二八三六号、第二八三七号、第二八三八号、第二八三九号、第二八四〇号、第二八四一号、第二八四二号、第二八四三号、第二八四四号、第二八四五号、第二八四六号、第二八四七号、第二八四八号、第二八四九号、第二八五〇号、第二八五一号、第二八五二号、第二八五三号、第二八五四号、第二八五五号、第二八五六号、第二八五七号、第二八五八号、第二八五九号、第二八六〇号、第二八六一号、第二八六二号、第二八六三号、第二八六四号、第二八六五号、第二八六六号、第二八六七号、第二八六八号、第二八六九号、第二八七〇号、第二八七一号、第二八七二号、第二八七三号、第二八七四号、第二八七五号、第二八七六号、第二八七七号、第二八七八号、第二八七九号、第二八八〇号、第二八八一号、第二八八二号、第二八八三号、第二八八四号、第二八八五号、第二八八六号、第二八八七号、第二八八八号、第二八八九号、第二八九〇号、第二八九一号、第二八九二号、第二八九三号、第二八九四号、第二八九五号、第二八九六号、第二八九七号、第二八九八号、第二八九九号、第二九〇〇号、第二九〇一号、第二九〇二号　教育公務員特例法中一部改正に関する請願

第一一三〇号、第一一三一号　小学校教員の定数増員に関する請願

第一一三二号　義務教育費国庫負担増額に関する請願

第一一三三号、第一一四〇号、第一一四一号　義務教育費全額国庫負担に関する請願

第一一三四号　学校給食費全額国庫負担に関する請願

第一一三五号　学校建築費等全額国庫負担に関する請願

第一一三六号、第一一三七号、第一一三八号　危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願

第一一三九号　新潟大学畜産学科設置等に関する請願

第一一四〇号　工場学校教育に関する請願

第一一四二号　幼稚園教育振興に関する請願

第一一四三号　文化財保護法中一部改正等に関する請願

第一一四四号、第一一四五号、第一一四六号、第一一四七号、第一一四八号、第一一四九号、第一一五〇号、第一一五一号、第一一五二号、第一一五三号、第一一五四号、第一一五五号、第一一五六号、第一一五七号、第一一五八号、第一一五九号、第一一六〇号、第一一六一号、第一一六二号　婦人教育振興費国庫補助増額に関する請願

第一一六三号　高等学校の図画、工作両科必修制に関する請願

第一一六四号　老朽校舎改築に関する請願

第一一六五号　大都市小中学校児童生徒の収容対策に関する請願

第一一六六号　岡山県備前町伊部南大窯跡を重要文化財に指定するの請願

第一一六七号　学校給食費全額国庫負担等に関する請願

第一一六八号　婦人教育振興費国庫補助増額に関する請願

第一一六九号　高等学校の図画、工作両科必修制に関する請願

第一一七〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一一七一号　公立学校事務職員の身分に関する請願

第一一七二号　学校の安全教育拡充強化に関する請願

第一一七三号　書道教育実施に関する請願

第一一七四号　学校給食法制定等に関する請願

第一一七五号、第一一七六号　学校給食法制定等に関する請願

第一一七七号　学校の安全教育拡充強化に関する請願

第一一七八号　教育公務員特例法中一部改正に関する請願

第一一七九号　学校薬剤師の法制化に関する請願

第一一八〇号　危険校舎改築に関する請願

第一一八一号　教育公務員特例法中一部改正に関する請願

第一一八二号　学校薬剤師の法制化に関する請願

第一一八三号　危険校舎改築に関する請願

第一一八四号　教育公務員特例法中一部改正に関する請願

第一一八五号　学校薬剤師の法制化に関する請願

第一一八六号　危険校舎改築に関する請願

第一一八七号　教育公務員特例法中一部改正に関する請願

第一一八八号　学校薬剤師の法制化に関する請願

第一一八九号　危険校舎改築に関する請願

第一一九〇号　教育公務員特例法中一部改正に関する請願

第一一九一号　学校薬剤師の法制化に関する請願

第一一九二号　危険校舎改築に関する請願

第一一九三号　教育公務員特例法中一部改正に関する請願

第一一九四号　学校薬剤師の法制化に関する請願

第一一九五号　危険校舎改築に関する請願

第一一九六号　教育公務員特例法中一部改正に関する請願

第一一九七号　学校薬剤師の法制化に関する請願

第一一九八号　危険校舎改築に関する請願

第一一九九号　教育公務員特例法中一部改正に関する請願

第一二〇〇号　学校薬剤師の法制化に関する請願

第一二〇一号　危険校舎改築に関する請願

第一二〇二号　奄美学生留学費保存に関する請願

第一二〇三号　奄美学生留学費保存続に関する請願

第一二〇四号　学校給食費全額国庫負担等に関する請願

第一二〇五号　五大市定時制高等学校教員の給与に関する請願

第一二〇六号　婦人教育振興費国庫補助増額に関する請願

第一二〇七号　婦人教育振興費国庫補助増額に関する請願

第一二〇八号　高等学校の図画、工作両科必修制に関する請願

第一二〇九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二一〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二一一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二一二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二一三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二一四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二一五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二一六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二一七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二一八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二一九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二二〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二二一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二二二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二二三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二二四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二二五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二二六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二二七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二二八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二二九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二三〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二三一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二三二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二三三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二三四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二三五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二三六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二三七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二三八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二三九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二四〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二四一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二四二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二四三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二四四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二四五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二四六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二四七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二四八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二四九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二五〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二五一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二五二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二五三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二五四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二五五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二五六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二五七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二五八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二五九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二六〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二六一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二六二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二六三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二六四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二六五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二六六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二六七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二六八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二六九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二七〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二七一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二七二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二七三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二七四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二七五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二七六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二七七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二七八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二七九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二八〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二八一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二八二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二八三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二八四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二八五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二八六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二八七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二八八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二八九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二九〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二九一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二九二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二九三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二九四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二九五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二九六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二九七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二九八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一二九九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三〇〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三〇一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三〇二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三〇三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三〇四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三〇五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三〇六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三〇七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三〇八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三〇九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三一〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三一一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三一二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三一三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三一四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三一五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三一六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三一七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三一八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三一九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三二〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三二一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三二二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三二三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三二四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三二五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三二六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三二七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三二八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三二九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三三〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三三一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三三二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三三三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三三四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三三五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三三六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三三七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三三八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三三九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三四〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三四一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三四二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三四三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三四四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三四五号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三四六号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三四七号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三四八号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三四九号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三五〇号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三五一号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三五二号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三五三号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三五四号　へき地教育振興促進に関する請願

第一三五五号　へき

第三四三号　岡山市門田八〇九　小野やを提出
第三六一号　神奈川県藤沢市藤沢一、八四〇　中島孟雄提出
第四〇九号　広島県深安郡大津野村一、三一九　藤井一郎提出
第五二六号　大分県日田市丸山町九〇　池田鎮夫提出
第五五三号　静岡県小笠郡東山口村千羽八四四　袴田豊道提出
第九九一号　長崎市狐池九二　野村章外一名提出
第一一三六号　大阪市旭区新森小路南三ノ五一　前田隼之助提出
第一二二七号　佐賀市与賀町一六八　橘口長一提出
第一二四四号　茨城県築波郡旭村沼崎一、二二五　北島正太郎外十七名提出
第一七八三号　岐阜県大垣市南若森町二　倉橋賢治郎提出
茨城大学に工業短期大学設置の請願
第一〇一号　茨城県日立市長高嶋秀吉外二十五名提出
高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願
第一〇二号　福井市花堂町脇谷一二　増水伊太夫提出
第三四四号　岩手県盛岡市内丸盛岡市役所内岩手県高等学校定時制教育振興会内　二見直三外四百五十九名提出
第四三〇号　熊本市京町本町五七　林田正治外三百十四名提出
第四三一号　滋賀県大津市橋本町教育会館内滋賀県高等学校定時制教育振興会内　赤井安正外四百六十七名提出
第五五九号　佐賀市松原町中の小路佐賀県高等学校定時制教育振興会内　安永沢太君提出
第六二八号　京都市中京区西京伯楽町高等学校定時制教育通信教育振興会内　中川源一郎外二千三百八十五名提出
第六四九号　山形県南村山郡東沢村妙見寺　鈴木重屹外四百四十七名提出
第六五〇号　神戸市長田区前原町兵庫県高等学校定時制教育通信教育振興会内　細見達蔵外六百十名提出
第九三七号　島根県能義郡安来町安来高等学校内　若槻修道外百七十二名提出
第一〇三六号　長崎市本紺屋町四高等学校定時制教育通信教育振興会内　田川務外三千百十八名提出
学校給食予算増額等に関する請願
第一〇三号　東京都世田谷区弦巻町二ノ三二三　名木橋忠男外二百八十三名提出
学校給食法制定等に関する請願
第一〇四号　京都市東山七条京都女子大学内　増山麗珠提出
風水害地域の学校給食に関する請願
第一〇五号　山形県鶴岡市大海町戊一四　五十嵐つぬ外二百二十四名提出
老朽校舎改築費国庫補助増額に関する請願
第一二二号　愛媛県宇摩郡寒川町　木花義宣外五名提出
老朽校舎復旧等に関する請願
第一二三号　静岡県熱海市議会議長　久保田道雄外六名提出
義務教育費全額国庫負担に関する請願
第一二四号　愛媛県宇摩郡土居村畑野一、三二三　尾崎光正外十名提出
義務教育費国庫負担増額等に関する請願
第一二五号　山形県東田川郡東栄村立添川小学校内　斎藤弘外六名提出
教職員の定員確保に関する請願
第一二六号　愛媛県宇摩郡妻鳥村一、三八三ノ一　仙波頼薫外十三名提出
第一八〇一号　愛媛県宇摩郡長津村野田　森田益雄外二十名提出
学校給食法制定に関する請願
第一二七号　静岡県熱海市立第一小学校内　花山薫外十七名提出
第二八五号　岡山市内山下二〇岡山市小学校長会内　杉原石郎外二名提出
第五二五号　岡山市上石井二宮町三五二　吉村卓爾提出
第六二七号　岡山県邑久郡邑久町邑久小学校内　佐中利明提出
第二〇二号　岡山市内山下小学校内　杉原石郎外二名提出
第一〇七四号　岡山県津山市川崎一、三四二　田口伊豆彦外十三名提出
第一〇七九号　岡山県西大寺市西大寺　友保誠外七十三名提出
第一〇九三号　岡山県笠岡市笠岡一、五〇五　金井清外十三名提出
第一一二五号　岡山県倉敷市西坂一、七三二　坪井弥司提出
第一一六八号　茨城県庁内学校給食推進協議会内　中島鎮太郎外九名提出
第一二二一号　岡山県倉敷市水島春日町一八六　藤原拓士外九名提出
第一三〇九号　岡山市門田屋敷一五　小野英敏提出
第一三五八号　三重県津市栄町　斎藤金弥提出
第一五三五号　岡山県津山市長中島琢之外十五名提出
第一五七四号　茨城県那珂郡瓜連町小学校内　平山義重外一千百六十四名提出
第一六一五号　岡山県児島市赤崎一、二四五　福田正雄外九名提出
学校給食完全実施等に関する請願
第一二八号　山形県米沢市南町五六七　星宗男外二名提出
義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律制定反対の請願
第一五〇号　東京都西多摩郡多西村　浦野演提出
熊本大学に臨海実験所本館建設の請願
第一五一号　熊本県天草郡今津村長　石兼武雄外四名提出
学校給食法制定促進等に関する請願
第一二七号　京都市上京区今出川通寺町西入玄武町六〇二同志社女子大学内　滝山徳三提出
第一二三九号　京都市左京区北白川別当町二一　日本栄養士会京都府支部内　山田慧提出
第二五三号　京都市右京区桂市ノ前町三一西京大学文家政学部内　勝矢俊一提出
第三四二号　東京都目黒区平町五三東京都栄養士会内　大関喜美子外一名提出
第四一〇号　島根県松江市殿町一島根県庁衛生民生部内日本栄養士会島根県支部内　岩竹スミエ提出
第五七二号　岡山県玉島市立八幡小学校内　渡辺四郎外五名提出
第六〇二号　札幌市北一三条東三学校法人北海道栄養学校内　鶴岡トシ提出
第六六六号　三重県津市新中町九二六日本栄養士会三重県支部内　野村正男提出
第一〇二五号　長野県上伊那郡伊那町坂下　山岸三介提出
第一五七九号　三重県四日市大字天ケ須賀三四暁学園短期大学内　秋田穣提出
第二二七一号　岡山県和気郡和気町田原下　藤井観一外六十九名提出
第二二七二号　岡山県和気郡日生町　松本猛外十六名提出
第二二九一号　岡山県英田郡巨勢村尾谷　臼井保太郎外百十三名提出
第二二九二号　岡山県勝田郡滝尾村堀坂　藤田都外十二名提出
第二三〇一号　岡山県和気郡吉永町大字吉永中八五三　武元四郎外二十二名提出
学校給食費国庫補助等に関する請願
第二二八号　岡山県和気郡山田村岩戸七九九　小長勉提出
大分県上北津留村小学校校舎改築に関する請願
第二八六号　大分県北海部郡上北津留村長　佐藤福市外五名提出
危険校舎改築促進等に関する請願
第二八七号　山形市新築西通り　山形県町村会内　松本長兵衛提出
国立民族博物館設置に関する請願
第三一五号　東京都北多摩郡保谷町下保谷一三二　財団法人日本民族学協会会長　渋沢敬三外二名提出
教育環境浄化に関する請願
第四一八号　東京都渋谷区竹下町三環境浄化期成同盟内　万羽隆三提出
第一四五四号　東京都渋谷区竹下町三　万羽隆三提出
高等学校老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願
第四四六号　長野県議会議長　下平晒四提出
中学校建築基準引上げ等に関する請願
第四四七号　長野県議会議長　下平晒四提出
第六〇一号　高知県知事　川村和嘉治外五名提出
第六六五号　島根県庁内義務設置学校施設整備促進期成会内　中島竜一提出
第六九二号　山形県旅籠町三〇一山形県教育委員会内　松沢靖介提出
第八七五号　埼玉県議会議長　染谷清四郎提出
第一一一〇号　埼玉県大里郡新会村埼玉県教育委員会内　持田真作提出
被災地の学校給食費国庫補助増額等に関する請願

第五五四号　静岡県磐田郡掛塚町長　竹内善平外八十八名提出
青年教育振興助成金増額に関する請願
第五八三号　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎提出
危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願
第五八二号　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎提出
公立学校事務職員の身分に関する請願
第六九一号　埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保九三八ノ一　藤井広司外三百六十三名提出
第八七七号　埼玉県熊谷市熊谷女子高等学校内　中村平三郎外百七十三名提出
第九六七号　岡山市国富一二七公立学校事務職員協会内　三好允太外三千一名提出
第一〇一八号　大分市大字勢家大分県立大分工業高等学校内公立学校事務職員協会内　中村敏章提出
第一二二〇号　岡山県西大寺市掛元町一、二六六　山崎忠一郎外三百二十五名提出
第一四三六号　福岡県三井郡山本村豊田二三七　中野光雄外四十七名提出
第一四五七号　岩手県胆沢郡水沢町水沢農業高等学校内　高橋松雄外四十名提出
第一五六三号　埼玉県熊谷市箱田町県立熊谷高等学校内　鈴木嶺海外百七十六名提出
第一五六四号　岩手県紫波郡日詰町県立日詰高等学校内　鷹觜重蔵外八名提出
第一五六五号　大分県速見郡山香町立山香中学校内　光島悦次外四百五十三名提出
第一五九九号　福岡県八幡市荒生田町二　井手一幸外五十名提出
第一六一六号　静岡県小笠郡佐東村中方　鈴木酉太郎外七百五十七名提出
第一六五六号　新潟市関屋六三五新潟高等学校内　磯幸次郎外九百五十二名提出
第一六五七号　静岡県駿東郡小山町小山中学校内　勝俣榮外五十四名提出
第一六五八号　岐阜県海津郡高須町県立海津高等学校内　井上弘行外九十五名提出
第一七二二号　福岡県久留米市諏訪町一、七三六　江上健吾外二十七名提出
第一七二五号　京都市右京区太秦安井辻ノ内町一四　山崎徳次郎提出
第一七三八号　熊本県人吉市温泉町二、四九二　淵田勇象外二百八十三名提出
第一七三九号　新潟市日の出町三ノ一　沢田末太郎外二百四十七名提出
第一七七〇号　福岡県八幡市大蔵勝山町一丁目　山路曠外四十九名提出
第一八三六号　静岡県清水市江尻天神町一七五　清善作外二十一名提出
第一八四二号　新潟県三島郡西越村大字上小竹　田口愿一郎外三十三名提出
第二〇五五号　熊本市古町　目野広次外二百二十一名提出
学校給食法制定等に関する請願
第六九三号　岡山県川上郡成羽町成羽小学校内　堀忠明提出
第六九四号　岡山県玉島市立長尾小学校内　中務茂外二十六名提出
第八七六号　埼玉県児玉郡大沢村立大沢小学校内　上山均外五名提出
学校の安全教育拡充強化に関する請願
第八二七号　東京都港区芝田町二ノ一三　労働省産業安全研究所内社団法人全日本産業安全連合会長　早川慎一提出
書道教育実施に関する請願
第八四九号　東京都品川区西大崎四ノ七八〇　豊道霞中外三名提出
幼稚園教育振興に関する請願
第九六八号　兵庫県明石市立播陽幼稚園内　内匠ちゑ外五十万名提出
へき地教育振興法制定促進に関する請願
第九九〇号　東京都中央区銀座東五ノ一　へき地教育振興促進期成会内　田中敏文提出
第一九八一号　静岡県庁内静岡県教育委員会内　岡野徳右衛門提出
第一二九号　山形県北村山郡宮沢村大字岩谷沢一四　押切達己外十名提出
工場学校教育に関する請願
第一〇四〇号　岡山県倉敷市寿町倉敷紡績会社万寿工場内工場学校連絡会内　川上敏雄提出
福岡県桂川町史跡王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する請願
第一〇八七号　福岡県嘉穂郡桂川町長　吉田繁提出
新潟大学畜産学科設置等に関する請願
第一一〇九号　新潟県議会議長　児玉龍太郎提出
小学校教員の定数増員に関する請願
第一一三〇号　京都府舞鶴市立余内小学校内　田中新外一名提出
第一六一三号　岡山県倉敷市上富井七九　梶谷福一外十九名提出
教員の定数増員等に関する請願
第一一三一号　京都府舞鶴市字浜新舞鶴小学校内　奥西盛一良外四十二名提出
第一一三七号　京都府舞鶴市立白糸中学校内　木船貞次外二名提出
業務教育費国庫負担増額に関する請願
第一一三二号　京都府舞鶴市大丹生三八一　大槻義雄提出
義務教育費全額国庫負担等に関する請願
第一一三三号　京都府舞鶴市青葉中学校内　田中健治提出
第一一四〇号　京都府舞鶴市立中舞鶴小学校内　神原忠夫提出
第一一四一号　京都府舞鶴市野原校分校内　大槻庄太郎提出
学校給食費全額国庫負担に関する請願
第一一三四号　京都府舞鶴市字引土三四　松本忠治提出
学校建築費等全額国庫負担に関する請願
第一一三五号　京都府舞鶴市字島崎舞鶴市立城南中学校内　土井福蔵提出
小学校教員の定数増員等に関する請願
第一一三八号　京都府舞鶴市立三笠小学校内　中西文貴提出
第一一三九号　京都府舞鶴市立中筋小学校内　東出貞一提出
学校給食費全額国庫負担等に関する請願
第一一四二号　京都府舞鶴市立与保小学校内　水島保外三名提出
暦法審議会設置に関する請願
第一一六二号　東京都世田ケ谷区代田二ノ九六八　工藤隆治提出
婦人教育振興費国庫補助増額に関する請願
第一二七一号　山口県山口県庁内山口県連合婦人会内　谷坂ムメノ提出
東京水産大学の東京移転に関する請願
第一二七二号　東京都港区赤坂伝馬町二ノ四　関谷茂晴外五名提出
へき地教育振興促進に関する請願
第一三一〇号　長崎県議会議長　岡本直行提出
高等学校の図画、工作両科必修制に関する請願
第一三二六号　神奈川県横浜市港北区篠原町武相高等学校内　石野隆提出
文化財保護法中一部改正等に関する請願
第一三四三号　京都市東山区東山七条智積院内　岡田戒玉提出
公立学校事務職員の身分等に関する請願
第一四七七号　福岡県朝倉郡秋月町下秋月　宮原安夫外二十七名提出
第一四七八号　福岡県朝倉郡比良松中学校内　柳原敏紀外百名提出
第一五一四号　福岡県朝倉郡甘木町下二日町　小島ハツミ外七十六名提出
第一六一七号　北海道旭川市三条通六右四四号　塚原三郎外三十二名提出
第一七二三号　北海道空知郡上砂川町二　石田一郎外三名提出
第一七七一号　福岡県朝倉郡秋月町下秋月　宮原安夫外二十七名提出
第一八三七号　山梨県甲府市塩部町西久保二、八七二　田中春三外七十五名提出
第一八三八号　福岡県朝倉郡三奈木村　篠原哲彦外二十一名提出
教員の定数増員に関する請願
第一四七八号　岡山県御津郡円城村大字高富　藤田謙吾外五十一名提出
第一六一四号　岡山県御津郡新山村長　三村弘外六十一名提出
第一八三二号　岡山県御津郡新山村長　三村弘外九名提出
奈良県立医科大学の国立移管に関する請願
第一四八九号　奈良県庁内県立医科大学国立移管期成同盟会内　堀越儀郎外二名提出
危険校舎改築費国庫補助等に関する請願
第一五六六号　滋賀県彦根市長　井伊直愛外二名提出
国宝の保存修理費全額国庫負担等に関する請願
第一六〇二号　京都市東山区東

山七条智積院内　岡田戒玉外七十六名提出
教育公務員特例法中一部改正に関する請願
第一六九五号　福島県河沼郡広瀬村　二瓶喜元外二十四名提出
学校薬剤師の法制化に関する請願
第一七三二号　東京都中央区銀座六ノ四日本薬剤師協会長　竹中稲美外一名提出
危険校舎改築に関する請願
第一七四九号　滋賀県甲賀郡石部町長　谷村俊二外二名提出
冷害地の児童生徒救済に関する請願
第一七五六号　新潟市学校町新潟県教育庁内新潟県教職員組合内　関根行治提出
第一七九〇号　福島県平市旧城跡二〇　会田辰夫外七名提出
第一七九四号　福島県西白川郡吉子川村　加藤勝義外二十六名提出
第一八一四号　福島県西白河郡小野田村　駒場重春外十五名提出
理科教育振興法に関する請願
第一七六八号　福岡市住吉犬飼町二三〇　山内正人外八名提出
義務教育学校教員の定員確保に関する請願
第一八三一号　長崎県西彼杵郡松島村　宮崎新一外三十二名提出
高等学校定時制教育等の経費国庫補助増額に関する請願
第一九七二号　京都市下京区唐橋大宮尻町市立洛陽高校内　中川源一郎提出
高山祭及び屋台保存に関する請願
第一九九七号　岐阜県高山市川原町五六　川上辰彦外二名提出
奄美学生留学費存続に関する請願
第二〇二八号　石川県金沢市土取場永田町　赤松清提出
五大市定時制高等学校教員の給与に関する請願
第二〇八四号　神戸市湊町二、四五〇　福島敬三郎提出
国立岩手大学に附属高等学校設置の請願
第二二四四号　岩手県議会議長　中野吉郎提出
元海軍工しよう養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願
第二四四五号　広島県呉市本通四ノ四　大谷正義提出
第二四七四号　京都府舞鶴市字余部飯野造船所内　吉田濱提出
老朽校舎改築に関する請願
第二四五〇号　滋賀県栗太郡草津町長　黒川広太郎外一名提出
大都市小中学校児童生徒の収容対策に関する請願
第二六一二号　神戸市長田区松野通一ノ一五　小丸源治提出
岡山県備前町伊部南大窯跡を重要文化財に指定するの請願
第二六五六号　岡山県和気郡備前町大字伊部一、六四〇　横山義一提出

右一七四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年五月二十九日
文部委員長代理理事　劍木　亨弘
参議院議長河井彌八殿

意見書案
信州大学医学部附属病院復興に関する請願
請願者　長野県知事　林虎雄外二名（第一号）

右の請願は、信州大学医学部附属病院は、医師の養成に、研究に、また長野県下医療機関の中枢として必要欠くことのできないものである。しかるに同医学部附属病院の本館をはじめ中心部は、本年（昭和二十八年）三月焼失して現在ある附属病院は、医学部と相当離れた場所にあり、かつ現敷地が狭あいであるため、教育並びに研究上多大の支障となつているから、同医学部附属病院の復興並びに発展のために現在の附属病院と医学部構内に移転建築せられるとともに、医学部の隣接地にある国立松本病院を本医学部附属病院の一部として移管せられるよう適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
私立学校教職員共済組合の年金に関する請願
請願者　東京都品川区荏原五ノ三四五　松永正修（第五六号）
請願者　福井県丹生郡城崎村内藤真恭（第二二九号）
請願者　東京都千代田区神田三崎町二ノ三四桜門ビル内私学恩給財団理事長　児玉九十（第二三七号）
請願者　長崎市東上町五五　林田小市（第二三〇号）
請願者　横浜市鶴見区東寺尾町一、五一二　平岡藤太郎（第二九八号）
請願者　大阪府枚方市枚方四田中興哉（第二三八号）
請願者　兵庫県芦屋市六麓荘町七一　森田英一（第二四七号）
請願者　岡山市門田八〇九　小野やを（第三四三号）
請願者　神奈川県藤沢市藤沢一、八四〇　中島孟雄（第三六一号）
請願者　広島県深安郡大津野村一、三一九　藤井一郎（第四〇九号）
請願者　大分県日田市丸山町九〇　池田鎮夫（第五二六号）
請願者　静岡県小笠郡東山口村千羽八四四　袴田豊道（第五三五号）
請願者　長野市狐池九二　野村章外一名（第九九一号）
請願者　大阪市旭区新森小路南三ノ五一　前田隼之助（第一一三六号）
請願者　佐賀市与賀町一六八　橋口長一（第一二二七号）
請願者　茨城県筑波郡旭村沼崎一、二二五　北島正太郎外十七名（第一二四四号）
請願者　岐阜県大垣市南若森町二二　倉樹賢治郎（第一七八三号）

右の請願は、私立学校教職員共済組合法の成立に伴い、私学恩給財団からの既年金受給者は受給額不均衡のまま継承されるから、本法通過の際参議院の行つた附帯決議をすみやかに実現するため、この不均衡是正に要する給与財源補てんのため国庫補助金を昭和二十八年度補正予算に計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
茨城大学に工業短期大学設置の請願
請願者　茨城県日立市長　高嶋秀吉外二十五名（第一〇一号）

右の請願は、茨城大学は、わが国有数の工業地帯にあつて工業教育にはまことに恵まれた環境にあり、ここに夜間の工業短期大学を設置することは働きながら入学を希望する多数の青年に教育の機会均等を得させる点からも、また工業技術向上の点からも必要であるから、本大学に工業短期大学を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
高等学校定時制教育等の経費予算化に関する請願
請願者　福井市花堂町脇谷一二　増永伊太夫（第一〇二二号）
請願者　岩手県盛岡市内丸盛岡市役所内岩手県高等学校定時制教育通信教育振興会内　二見直三外四百五十九名（第三四四号）
請願者　熊本市京町本町五七　林田正治外三百十四名（第四三〇号）
請願者　滋賀県大津市橋本町教育会館内滋賀県高等学校定時制教育通信教育振興会内　赤井安正外四百六十七名（第四三一号）
請願者　佐賀市松原町中ノ小路佐賀県高等学校定時制教育振興会内　安永沢太（第五五九号）
請願者　京都市中京区西京伯楽町高等学校定時制教育通信教育振興会内　中川源一郎外二千三百八十五名（第六二八号）
請願者　山形県南村山郡東沢村妙見寺　鈴木重乾外四百四十七名（第六四九号）
請願者　神戸市長田区前原町兵庫県高等学校定時制教育通信教育振興会内　細見達蔵外六百十名（第六五〇号）
請願者　島根県能義郡安来町安来高等学校内　若槻修道外百七十二名（第九三七号）
請願者　長崎市本紺屋町四高等学校定時制教育通信教育振興会内　田川務外三千百十八名（第一〇二六号）

右の請願は、定時制高等学校及び通信教育は、働きながら高等学校教育を学習できるので、その生徒も年々約二割増の傾向にある。しかるに現在の窮乏に町村財政をもつてしては、定時制教育及び通信教育の充分な振興発展が期せられないから、高等学校定時制教育及び通信教育に必要な経費を大幅に予算化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
学校給食予算増額等に関する請願
請願者　東京都世田谷区弦巻町二ノ三二三　名木橋忠男外二百八十三名（第一〇三号）
右の請願は、食生活の改善、食糧不足の打開、国民体位の向上等における学校給食の意義は、いまや学校教育の一環として教育上不可欠の国家的施策となつている。しかるに国の予算措置が不十分なため父兄の負担が増大し、その継続実施は極めて困難な状態となつているから、すみやかに小麦粉及びミルクの全額国庫負担の実現のための予算増額と、恒久的な学校給食法の制定を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
学校給食法制定等に関する請願
請願者　京都市東山七条京都女子大学内　増山顕珠（第一〇四号）
右の請願は、児童生徒の健康と心身の発達を期する目的をもつて、学校給食法の制定を促進するとともに、同法案中に栄養教諭制度に関する条文を設けかつ一回五百食以上の学校給食施設には栄養教諭の設置を義務づけ、栄養教諭は栄養士法に基く栄養士をもつて、これに当らせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
風水害地域の学校給食に関する請願
請願者　山形県鶴岡市大海町戊一四　五十嵐つね外二百二十四名（第一〇五号）
右の請願は、九州一帯および和歌山、京都を中心とする昭和二十八年風水害地域の学校給食を無料で実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
老朽校舎改築費国庫補助増額に関する請願
請願者　愛媛県宇摩郡寒川町木花義宣外五名（第一一二号）
右の請願は、危険なる老朽校舎でこれ以上授業を続けて行くことは、もはや忍びがたい現状であるにもかかわらず地方財政が貧困なためこれら老朽校舎の改築が放任されている現状であるから、すみやかに老朽校舎に対する建築補助金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
老朽校舎復旧等に関する請願
請願者　静岡県熱海市議会議長　久保田道雄外六名（第一二三号）
右の請願は、国家再建の基礎は教育にあると言われながら、未だに学童は二部教授にあえぎ、腐朽の校舎におののきながら勉学を続けている実情であるから、六・三制完全実施の上からも、また義務教育の完全保障の立場からも、すみやかに腐朽校舎復旧新築費を今国会において計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
義務教育費全額国庫負担に関する請願
請願者　愛媛県宇摩郡土居村畑野一、三二三　尾崎光正外十名（第一一四号）
右の請願は、小中学校で学ぶ児童生徒の大半は、年中仕事に追われる貧しい家庭の子供達で、彼等の衛生状態は非常に悪く心身共に不健康な実情にある。更に彼等にとつては、学用品代が大きな問題であり、教科書の配給にいたつては、その大半を教師が立て替えねばならない現状であるから、実質的な義務教育費全額国庫負担を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
義務教育費国庫負担増額等に関する請願
請願者　山形県東田川郡東栄村立添川小学校内　斎藤弘外六名（第一二五号）
右の請願は、従来義務教育費中国庫から負担を受けていたものは、一年生の教科書のみであつたが、今年から教材費として二万二千六百円交付されるようになつた。しかしこの金額では購入し得る教材備品も限られるから、教材費としての予算額を増額せられるとともに、教科書費も全学年無償交付を受けられるよう義務教育費国庫負担金を増額せられたい等の趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
学校給食法制定に関する請願
請願者　静岡県熱海市立第一小学校内　花山薫外十七名（第一二七号）
請願者　岡山市内山下二〇岡山市小学校長会内　杉原石郎外二名（第二八五号）
請願者　岡山市上石井二宮町三五二　吉村卓爾（第五二五号）
請願者　岡山県邑久郡邑久町邑久小学校内　佐中利明（第六二七号）
請願者　岡山市内山下小学校内　杉原石郎外二名（第二〇二号）
請願者　岡山県津山市川崎一、三四二一　田口伊豆彦外十三名（第一〇七四号）
請願者　岡山県西大寺市西大寺　友保誠外七十三名（第一〇七九号）
請願者　岡山県笠岡市笠岡一、五〇五　金井清外十三名（第一〇九三号）
請願者　岡山県倉敷市西坂一、七三二　坪井強司（第一一二五号）
請願者　茨城県庁内学校給食推進協議会内　中島鉄太郎外九名（第一一六八号）
請願者　岡山県倉敷市水島春日町一八六　藤原拓士外九名（第一二二一号）
請願者　岡山市門田屋敷一五　小野英敏（第一三〇九号）
請願者　三重県津市栄町　斎藤金弥（第一三五八号）
請願者　岡山県津山市長　中島琢之外十五名（第一五三五号）
請願者　茨城県那珂郡瓜連町小学校内　平山義重外一千百六十四名（第一五七四号）
請願者　岡山県児島市赤崎一、二四五　福田正雄外九名（第一六一五号）
右の請願は、学校給食は、民主教育の振興、児童体位の向上、食生活の改善はもとより国民の栄養保健、国家経済の問題につながり重要な案件である。しかるに学校給食実施の現状は、各学校それぞれ非常なへだたりがあり、その成績面においてもはなはだしい差があるから、その目標を明示して地方公共団体の負担を定め、本施設が正常に更新されるよう学校給食法の制定を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
学校給食完全実施等に関する請願
請願者　山形県米沢市南町五六七　星宗男外二名（第一二八号）

右の請願は、学校給食の実施は、子弟の家庭経済並びに児童栄養の上からも、誠に意義深いものがある。殊に今年度は冷水害地区が多く、このため欠食児童が続発すると予想されるから、いまこそ学校給食の完全実施の方策を図られるとともに、教職員の給与ベースを一万八千八百円に引き上げ、年末手当を二箇月分支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律制定反対の請願
請願者　東京都西多摩郡多西村　浦野演（第一五〇号）

右の請願は、政府は、かつて審議未了となつた義務教育費国庫負担法の臨時特例に関する法律案を再び国会に提出し、一部都府県に対し国庫負担金の打切り、または減額の措置を講ぜんとしているが、かかる措置は、憲法の保障する義務教育無償の原則に則りはなはだしく矛盾するものであるから、義務教育費国庫負担法に関しては現行通り完全に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
熊本大学に臨海実験所本館建設の請願
請願者　熊本県天草郡今津村長　石兼武雄外四名（第一五一号）

右の請願は、臨海生物並びに漁族の実験研究をなし漁族の実態を把握することは、わが国水産界発展の基盤であることを考えるとき熊本大学は臨海実験所本館を建設することこそ画期的、発展的な重要性があるから、ここに熊本大学臨海実験所本館を建設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
学校給食法制定促進等に関する請願
請願者　京都市上京区今出川通寺町西入玄武町六〇二同志社女子大学内　滝山徳三（第二二七号）

請願者　京都市左京区北白川別当町二一日本栄養士会京都府支部内　山田慧（第二二三九号）

請願者　京都市右京区桂市ノ前町三一西京大学文家政学部内　勝矢俊一（第二五三号）

請願者　東京都目黒区平町五三東京都栄養士会内　大関喜美子外一名（第三四二号）

請願者　島根県松江市殿町一島根県庁衛生民生部内日本栄養士会島根県支部内　岩竹スミエ（第四一〇号）

請願者　岡山県玉島市立八幡小学校内　渡辺四郎外五名（第五七二号）

請願者　札幌市北一三条東三学校法人北海道栄養学校内　鶴岡トシ（第六〇二号）

請願者　三重県津市新中町九二六日本栄養士会三重県支部内　野村正男（第六六六号）

請願者　岡山県和気郡吉永町大字吉永中八五三　武元四郎外二十二名（第二三〇一号）

請願者　長野県上伊那郡伊那町坂下　山岸三介（第一〇二五号）

請願者　三重県四日市大字天ヶ須賀三四暁学園短期大学内　秋田穣（第一五七九号）

請願者　岡山県和気郡和気町田原下　藤井観一外六十九名（第二二七二号）

請願者　岡山県和気郡日生町松本猛外十六名（第二二七二号）

請願者　岡山県英田郡巨勢村尾谷　臼井保太郎外百十三名（第二二九一号）

請願者　岡山県勝田郡滝尾村堀坂　藤田都外十二名（第二二九二号）

右の請願は、児童生徒の健康な心身の発達を期する目的をもつて「学校給食法」の制定を促進するとともに、同法案中に栄養教諭制度に関する条文を設け、かつ一万四千五百食以上の学校給食施設には栄養教諭の設置を義務づけ、また栄養教諭は栄養士法に基く栄養士をもつてこれに当らせるよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
学校給食費国庫補助等に関する請願
請願者　岡山県和気郡山田村岩戸七九九　小長勉（第二二八号）

右の請願は、学校給食に対する国庫補助打切りの措置は、二十八年度における給食を困難ならしめているから、(一)小麦粉の全額国庫補助、(二)ミルクの全額国庫補助、(三)給食用物資に対する免税と減税、(四)学校給食専従者の身分の保障と地位の向上、(五)学校給食法の単独立法の即時制定等の措置を取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
大分県上北津留村小学校校舎改築に関する請願
請願者　大分県北海部郡上北津留村長　佐藤福市外五名（第二八六号）

右の請願は、大分県上北津留小学校校舎は、台風の被害に加えて冬期間の季節風と湿気による白ありの損傷のため危険状態となつたため、校舎の改築を決議しこの実現に着手したが、土地の狭い本村の特殊事情によつて当初の木造平屋二棟建の計画は放棄しなければならぬ事情となつたから、風水害、白あり害に堪える、鉄筋二階建建築を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
危険校舎改築促進等に関する請願
請願者　山形市新築西通り山形県町村会内　松本長兵衛（第二八七号）

右の請願は、学校施設の腐朽に加うるに、来年度新学年から急増する小中学校児童生徒によつてますます学校施設の不足は深刻化するから、(一)危険校舎改築促進のための予算措置を講ずること、(二)中学校の校舎最低基準面積を一人当り一、二六坪に引き上げること、(三)積雪寒冷湿潤地帯の屋内運動場建設費を公立学校施設費国庫負担法の対象とすること、等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
国立民族博物館設置に関する請願
請願者　東京都北多摩郡保谷町下保谷一三二財団法人日本民族学協会会長　渋沢敬三外二名（第三一五号）

右の請願は、文化財保護法の施行により従来の古社寺、宝物類、美術工芸品及び史せき名勝天然記念物の保護のみならず、埋蔵文化財、無形文化財、更に進んで民俗資料の保護措置をも講ぜられたことはよろこびとするところであるが、文化財の保存、顕示、研究の施設たる博物館事業の現状は東京、京都、奈良の各国立博物館のほとんどが芸術文化を主とする美術博物館であり、これに対し民族の基盤的な生活文化を保存、展示する民俗博物館のないことは遺憾であるから、国立民族博物館の設置をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
教育環境浄化に関する請願
請願者　東京都渋谷区竹下町三一　万羽隆三（第四一八号）
請願者　東京都渋谷区竹下町三一　万羽隆三（第一四五四号）

右の請願は、学校や家庭においていかに情操教育を強調してもその教育の場が非生産的享楽施設の代表的な温泉マーク旅館等によつて侵蝕占拠されつつある現状においては、とく

に感じ易い思春期の少年少女はいたずらに興味と感情の刺戟を受けるのみでその精神的影響は量り知れないものがあり、さらに学齢期前後の幼児童に至つては極めて危険が多いから、教育環境浄化のため温泉マーク旅館を学校中心に半径五百メートル以内に新設増設することを禁止するよう立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平晴四（第四四六号）

右の請願は、長野県における高等学校の現状は、戦時中における建築抑制、軍事工場への転用等のため、建物の破損、老朽の度がいちじるしく進向し、倒壊の危険にひんするもの数多く早急に改築又は整備を要する実情にあるが、貧弱なる県財政では到底これが解決は期しえられないから、危険校舎改築促進臨時措置法の適用範囲を公立高等学校にも及ぼし、これが起債についても優先的に許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中学校建築基準引上げ等に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平晴四（第四四七号）

請願者　高知県知事　川村和嘉治外五名（第六〇一号）

請願者　島根県庁内義務設置学校施設整備促進期成会内　中島竜一（第六六五号）

請願者　山形県旅籠町三〇一山形県教育委員会内　松沢靖介（第六九二号）

請願者　埼玉県議会議長　染谷清四郎（第八七五号）

請願者　埼玉県大里郡新会村埼玉県教育委員会内　持田真作（第一一一〇号）

右の請願は、現下の公立学校施設の実情は、未だ終戦後の応急的暫定措置として設けられた〇・七坪の基準を脱却することができず、また既存校舎も荒廃危険のものが、年々増加しており、なお明二十九年度の小中学校児童生徒の急増によりその窮状はいよいよ深刻の度を加えるのみであるから、（一）中学校建築基準を一・二六坪に引き上げること（二）危険校舎の改築、補助計画を一箇年四十万坪（全国）を下さないこととし、国庫補助率は危険校舎改築促進臨時措置法の三分の一を確保すること、等の事項をすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

被災地の学校給食費国庫補助増額等に関する請願

請願者　静岡県磐田郡掛塚町長　竹内善平外八十八名（第五五四号）

右の請願は、静岡県磐田郡南海岸沿線を襲つた十三号台風の被害は、日を追つてその度を増しつつあり、特に農家に与えた被害は大きく、小規模の農民にいたつては、その大半が来る三月を待たずして自家生産量の全部を食い尽すという実状で、これ等各町村はこれが対策を講じつつあるが、学童の体位低下、脳発育の不全を考えると誠に憂慮されるものがあるから、学童の健康維持と災害対策の一環として被災各町村各学校に対し、（一）学校給食実施のための施設設備費及び給食従事者給与の助成、（二）給食実施の諸材料（小麦粉、ミルク、燃料等）の十二月から無償配給、（三）冷害地に準じて、ユニセフ物資無償配給の特別措置等すみやかなる実施を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

青年教育振興助成金増額に関する請願

請願者　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎（第五八二号）

右の請願は、第十六国会において青年学級振興法の制定をみたが、本法による助成金は受講者一人当り約七十円程度であつて、将来日本の再建を担う中堅青年の教育振興費として余りにも低額であるため、教育の充実は到底不可能であるから、青年教育振興助成金を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願

請願者　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎（第五八三号）

右の請願は、危険校舎改築促進臨時措置法によれば、危険校舎改築に対する補助率は予算の範囲内で政令の定めるところにより経費の三分の一以内となつているが、地方財政窮迫の折危険校舎の改築促進のため、補助率を二分の一とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公立学校事務職員の身分に関する請願

請願者　埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保九三八ノ一　藤井広司外三百六十三名（第六九一号）

請願者　埼玉県熊谷市熊谷女子高等学校内　中村平三郎外百七十三名（第八七七号）

請願者　岡山市国富一二七公立学校事務職員協会内　三好九太外三千一名（第九六七号）

請願者　大分市大字勢家大分県立大分工業高等学校内公立学校事務職員協会内　中村敏章（第一〇一八号）

請願者　岡山県西大寺市掛元町一二六六　山崎忠一郎外三百二十五名（第一二一〇号）

請願者　福岡県三井郡山本村豊田二三七　中野光雄外四十七名（第一四三六号）

請願者　岩手県胆沢郡水沢町水沢農業高等学校内　高橋松雄外四十名（第一四五七号）

請願者　埼玉県熊谷市箱田町県立熊谷高等学校内　鈴木嶺海外百七十六名（第一五六三号）

請願者　岩手県紫波郡日詰町県立日詰高等学校内　鷹鴫重蔵外八名（第一五六四号）

請願者　大分県速見郡山香町立山香中学校　光島悦次外四百五十三名（第一五六五号）

請願者　福岡県八幡市荒生田町二　井手一幸外五十名（第一五九九号）

請願者　静岡県小笠郡佐東村中方　鈴木睦太郎外七百五十七名（第一六一六号）

請願者　新潟市関屋六三五新潟高等学校内　磯幸次郎外九百五十二名（第一六五六号）

請願者　静岡県駿東郡小山町小山中学校内　勝俣崇外五十四名（第一六五七号）

請願者　岐阜県海津郡高須町県立海津高等学校内　井上弘行外九十五名（第一六五八号）

請願者　福岡県久留米市諏訪町一、七三六　江上健吾外二十七名（第一七二二号）

請願者　京都市右京区太秦安井辻ノ内町一四　山崎徳治郎（第一七二五号）

請願者　熊本県人吉市温泉町二、四九二　淵田勇象外二百八十三名（第一七三八号）

請願者　新潟市日の出町三ノ一　沢田末太郎外二百四十七名（第一七三九号）

請願者　福岡県八幡市大蔵勝山町一丁目　山路曠外四十九名（第一七七〇号）

請願者　静岡県清水市江尻天神町一七五　清善作外二十一名（第一八三六号）

請願者　新潟県三島郡西越村大字上小竹　田口愚一郎外三十三名（第一八四二号）

請願者　熊本市古町　目野広次外二百二十一名（第二〇六五号）

右の請願は、公立学校事務職員は、教育公務員であるにもかかわらず、教育公務員特例法の適用から除外されていることは明らかに学校教育法に矛盾するものである。即ち公立学校事務職員は教員と同様学校に置かなければならない職員であると学校教育法第二十八条および同第五十条に明示してあり、さらに教育委員会法、恩給法においても判然と教育職員とみなしているから、公立学校事務職員を教育公務員特例法の適用を受ける公務員とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は

妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食法制定等に関する請願

請願者　岡山県玉島市立長尾小学校内　中務茂外二十六名

（第六九四号）

請願者　埼玉県児玉郡大沢村立大沢小学校内　上山均外五名

（第八七六号）

右の請願は、学校給食に対する国庫補助の打切り、もしくは削減の措置は父兄の負担を増大し、学校給食の危機を招きその将来に極度の困難を予想されるに至つているから、（一）学校給食用原麦、ミルク代金の全額国庫負担、（二）準要保護児童生徒への補助拡充強化、（三）学校給食施設費国庫補助、（四）学校給食専従者（栄養士、調理士、事務員）の身分保障ならびに人件費国庫負担等の措置を講じ、これが恒久的国策として更に充実発展するよう学校給食法の制定を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校の安全教育拡充強化に関する請願

請願者　東京都港区芝田町二ノ一三労働省産業安全研究所内社団法人全日本産業安全連合会長　早川慎一（第八二七号）

右の請願は、産業災害は、毎年数多くの死傷者を出している現状にかんがみ労使相たずさえて産業設備の改善、労働者に対する安全教育、作業方法の改善、災害原因の調査等産業災害の防止のためにあらゆる努力をしているが、安全思想の普及と安全智識の培養は労働者が入職後に行う安全教育のみでは充分な成果は望み難いから、学校における安全教育に関しこれが拡充強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

書道教育実施に関する請願

請願者　東京都品川区西大崎四ノ七八〇　豊道慶中外三名

（第八四九号）

右の請願は、小、中学校において書道を独立科目として本来の教育体制に還すと同時に一貫してこれを高校および各大学における書道を必修科目とし書写能力の養成を一段と強化させることは、文字生活の助成のみでなく思想的混迷期にある学生、生徒の情操教育に資するところが大きいから、（一）小、中学校における「書き方」、「習字」を一括して独立教科とすること、（二）高等学校および各大学の教育学部における書道科を必修科とすること、（三）書道科教員養成機関を設置拡充すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

幼稚園教育振興に関する請願

請願者　兵庫県明石市立播陽幼稚園内　内匠ちゑ外五十万名

（第九六八号）

右の請願は、就学前の幼児教育は重要なものであるから、幼児教育振興のため幼稚園施設拡充の財源措置を講ぜられるとともに、市町村立学校職員負担法を改正して幼稚園教員給与の負担を都道府県とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

へき地教育振興法制定促進に関する請願

請願者　東京都中央区銀座東五ノ一へき地教育振興促進期成会内　田中敏文（第九九〇号）

請願者　静岡県庁内静岡県教育委員会内　岡野徳右衛門（第一九八一号）

請願者　山形県北村山郡宮沢村大字岩谷沢一四押切達巳外十名（第一一九号）

右の請願は、へき地における教育を振興させるため、（一）へき地教育に対する国および地方公共団体の責任を明らかにする、（二）へき地教育振興のための総合対策を樹立する、（三）へき地教育振興のための国の財政援助を規定する等を内容としたへき地教育振興法（仮称）の制定をすみやかに図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

工場学校教育に関する請願

請願者　岡山県倉敷市寿町倉敷紡績会社万寿工場内工場学校連絡会内　川上敏雄（第一〇四〇号）

右の請願は、今回文部省において各種学校関係法令の改正が企図されているが、その内容は極めて一般的総括的のものであつて繊維産業における青年女子従業員を対象とする工場学校の特殊性に関しては考慮が払われていないから、法令の改正に当つては工場学校の実体を調査検討され最も適切妥当な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県桂川町史跡王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する請願

請願者　福岡県嘉穂郡桂川町長　吉田繁（第一〇八七号）

右の請願は、福岡県桂川町所在の王塚古墳は、昭和九年の発見以来貴重な文化財として指定されているが、その後通風、地震、雨水等によつて壁画ならびに四囲の石垣が損傷しつつあり、このまま放置すれば貴重な世界的の文化財は消滅する危険があるから、これが保存対策措置として壁画模写費の国庫補助を取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新潟大学畜産学科設置等に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎（第一一〇九号）

右の請願は、単作地帯の営農改善対策としての畜産の振興と有畜農業の普及をはかるために、その指導を育成することは極めて緊要である。しかるに新潟大学農学部における畜産講座は、家畜養飼学、家畜繁殖学の二講座があるに過ぎず、またその施設も不備で、到底与望に応えられない実情にあるから、現行の養礎講座ならびに施設の充実を図るとともに、飼料学、家畜衛生学、畜産製造学等の講座を増設し、畜産科を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小学校教員の定数増員に関する請願

請願者　京都府舞鶴市立余内小学校内　田中新外一名（第一一三〇号）

請願者　岡山県倉敷市上富井七九　梶谷福一外十九名（第一六一三号）

右の請願は、最近伝えられるところによると、小学校教員の定数に関し、従来の一学級の教員配当の係数一、五を係数一、三五に低減するよしであるが、これは現状無視、教育破壊の暴挙であり、その及ぼす影響はかりしれないものがあるから、小学校実動教員を理論学級の一、五倍以上に確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教員の定数増員等に関する請願

請願者　京都府舞鶴市字浜新舞鶴小学校内　奥西盛一良外四十二名（第一一三一号）

請願者　京都府舞鶴市立白糸中学校内　木船貞次外二名（第一一三七号）

右の請願は、現在の小中学校教職員の定数では真の教育は到底遂行することができないから、教職員定数の

わくを拡大するとともに、（一）十三号台風による災害地学校に給食用小麦粉を無償で配給すること、（二）人事院勧告の賃金ベースを実施すること、（三）災害学校施設の校舎増改築を早急に実行すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

義務教育費国庫負担増額に関する請願

請願者　京都府舞鶴市大丹生三八一　大槻義雄（第一一三二号）

右の請願は、義務教育費国庫負担額を増額して、この上地域および父兄の直接負担を増大することのないようにし、特に教職員の定数を確保し教育の低下をきたさないように設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

義務教育費国庫負担等に関する請願

請願者　京都府舞鶴市青葉中学校内　田中健治（第一一三三号）

請願者　京都府舞鶴市立中舞鶴小学校内　神原忠夫（第一一四〇号）

請願者　京都府舞鶴市野原校分校内　大槻庄太郎（第一一四一号）

右の請願は、義務教育費国庫負担の完全実施と教職員の定員確保合風十三号による災害復興予算の増額等の措置をとられるとともに教職員の政治運動を禁止する法律の制定に反対せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食費全額国庫負担に関する請願

請願者　京都府舞鶴市字引土三四　松本忠治（第一一三四号）

右の請願は、社会情勢の悪化に伴い父兄の経済状態が悪くなつたため、給食費の納入がおくれ、又未納者が続出している。このような現状で、学校給食を続けていくことは困難であるから、給食費を全額国庫負担とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校建築費等全額国庫負担に関する請願

請願者　京都府舞鶴市字島崎舞鶴市立城南中学校内　土井福蔵（第一一三五号）

右の請願は、地方自治体の経済状態の窮乏と今次十三号台風の被害の影響を考慮して、来年度以降生徒数の増加に対処し校舎を新築するための費用を全額国庫負担とするとともに、貧困家庭生徒の激増に対して教材費、教科書と中学校における完全給食の費用を国庫から支出せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小学校教員の定数増員等に関する請願

請願者　京都府舞鶴市立三笠小学校内　中西文貴（第一一三八号）

請願者　京都府舞鶴市立中筋小学校内　東出貞一（第一一三九号）

右の請願は、小学校教職員は、教育の重要性に鑑みその振興に努力しているが、諸種の事情によりはなはだしく阻害されている現状であるから、（一）小学校教職員の定数は、学校教育法第二十八条並びに学校教育施行規則第十条の通り確保すること、（二）学校教職員の給与三本建の法律は廃止すること、（三）学校給食費を全額無償とすること、（四）教職員の政治的自由を制限する法案の提出は止められること等善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食費全額国庫負担等に関する請願

請願者　京都府舞鶴市立与保小学校内　水島保外三名（第一一四二号）

右の請願は、台風十三号による被災地学童の給食費無償の予算処置を講ぜられるとともに義務教育費の全額国庫負担、水害復旧費予算の増額、消費者米価すえ置等の措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

暦法審議会設置に関する請願

請願者　東京都世田ヶ谷区代田二ノ九六八　工藤隆治（第一一六二号）

右の請願は、現行の暦には種々の欠点があり、かつわが国の季節および農事その他民生と不調和な点が多いから、これを改正するため暦法審議会を設け、東西暦法殊に世界暦や中正暦を調査し、将来暦法改正の準備に遺憾なきを期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

婦人教育振興費国庫補助増額に関する請願

請願者　山口県山口県庁内山口県連合婦人会内　谷坂ムメノ（第一一七一号）

右の請願は、人の地位向上のために、婦人教育を大いに前進させなければならないが、これに対する昭和二十八年度文部省の婦人教育振興費はわずかに五十万円（有権者一人当り二円）にていささか満足し得ないものをもつていたところ、昭和二十九年度においてはさらにこれが三十万円に削減されるとのことで遺憾に堪えないから、国家再建の中核である婦人の知性向上のために、昭和二十九年度文部省婦人教育費を百六十万円程度に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

へき地教育振興促進に関する請願

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第一三一〇号）

右の請願は、長崎県の地理的特性にかんがみ、県下小学校の四十四パーセント、中学校の五十一パーセントを占めるへき地（島）教育振興促進のため、離島事情を充分に配慮したへき地教育振興法の成立促進を図られるとともに、昭和二十九年度においてへき地教育振興のため画期的予算を編成せられたい等の趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校の図画、工作両科必修制に関する請願

請願者　神奈川県横浜市港北区篠原町武相高等学校内　石野隆（第一三二六号）

右の請願は、貿易の振興、産業の興隆、観光施設の美的充実及び科学的精神の涵養等の達成に必要なる造型的訓練は、高等学校芸術科の履修に負うところ大であるにもかかわらず、高等学校学習の現状は大学進学のための予備校化の観があるため、芸術科の選択履修は事実上不可能となつているから、高等学校教科において芸術科美術（図画）、芸術科工芸（工作）をふくめて四単位必修制の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

文化財保護法中一部改正等に関する請願

請願者　京都市東山区東山七条智積院内　岡田戒玉（第一三四三号）

右の請願は、先人の文化遺産を護り、これを活用することによつて、国民は文化の潤いに浴することができるばかりでなく、更に新しい世界文化の発展に寄与することができるから、文化財保護の万全を期するため文化財保護法及び消防法中の一部を改正せられるとともに、文化財を保護するために必要な関係諸税の減免措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公立学校事務職員の身分等に関する請願

請願者　福岡県朝倉郡大福村比良松中学校内　柳原敏紀外百名（第一四七七号）

請願者　福岡県朝倉郡甘木町下二日町　小島ハツミ外七十六名（第一五一四号）

請願者　北海道旭川市三条通六右四号　塚原三郎外三十二名（第一六一七号）

請願者　北海道空知郡上砂川町二　石田一郎外三名（第一七二三号）

請願者　福岡県朝倉郡秋月町下秋月　宮原安夫外二十七名（第一七七一号）

請願者　山梨県甲府市堀部町西久保二、八七二　田中春三外七十五名（第一八三七号）

請願者　福岡県朝倉郡三奈木村　篠原哲彦外二十一名（第一八三八号）

右の請願は、地方公務員法によると公立学校事務職員は校長、教員と等しく職務と責任に特殊性を持つた職員であると規定されているにもかかわらず、未だに身分待遇の面においては改善されていないから、事務職員を「事務教員」とするようにすみやかに関係法規を改正せられるとともに、（一）現行恩給法を旧法のように公立学校事務職員を含めて復活すること、（二）新恩給制度（新退職年金法は勿論）に加入の道を開くこと等を措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教員の定数増員に関する請願

請願者　岡山県御津郡円城村大字高富　藤田謙吾外五十一名（第一四七八号）

請願者　岡山県御津郡新山村長　三村弘外六十一名（第一六一四号）

請願者　岡山県御津郡新山村長　三村弘外九名（第一八三二号）

右の請願は、今回伝えられるところによれば、従来の一学級の教員配当の係数小学校一、五、中学校一、八を係数一、三五および一、七に低減されるように聞くが、これが実施されると教育の破壊は必至であるから、小、中学教育振興のため小学校、中学校教員の定数を小学校一、五倍以上、中学校一、八倍以上に増員されるよう措置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良県立医科大学の国立移管に関する請願

請願者　奈良県庁内県立医科大学国立移管期成同盟会内　堀越儀郎外二名（第一四八九号）

右の請願は、奈良県立医科大学は、昭和二十年七月、県立医学専門学校として創立開校され、昭和二十二年六月、医科大学に昇格、さらに昭和二十七年六月、新制大学に切り替えられて現在に及んでいるが、開校以来八箇年、県当局及び学校関係者の努力によつて、教育内容の充実進展はまことに目ざましいものがあり、聖地橿原を所在地とする環境の絶好と相まつて、いまや名実ともに模範的大学として医学の振興に寄与しているが、窮迫せる県財政をもつてしては、今後一層の飛躍的発展を期し得られない現状であるから、本医科大学を国立に移管せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

危険校舎改築費国庫補助等に関する請願

請願者　滋賀県彦根市長　井伊直愛外二名（第一五六六号）

右の請願は、危険校舎は、全国統計二百万坪をはるかに超え、年々増加している現状であるから、児童の生命の安全と教育の向上発展のために、改築補助坪数を前年度同様確保するとともに、彦根市のような積雪寒冷湿潤地帯の校舎建築には、鉄筋校舎建築に対する国庫補助金を交付し、なお屋内体操場建築準備国庫補助金も前年度同様支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国宝の保存修理費全額国庫負担等に関する請願

請願者　京都市東山区東山七条智積院内　岡田戒玉外七十六名（第一六〇二号）

右の請願は、文化財保護法制定以来既に三箇年を経過し、国宝及び重要文化財の指定並びに修理事業等について着々実効を挙げているが、全国八千件に及ぶ国宝、重要文化財は逐次指定件数の増大と物件の損傷にもかかわらず保存修理費は増額されず、国庫からの修理補助額は修理費全額の七十パーセント程度であるため、所有者の修理費負担金は高額となつて生活の窮迫をきたしている現状である。さらに、文化財の保護管理の完璧を期すためには、防災施設の万全を図る必要があり、またその防災施設に対する維持管理費も必要となつてくるが、これらの対策はまことに不充分である。その他、文化財の環境保全及び無形文化財の保護育成等もまたなはだ不完全きわまるものであるから、（一）国宝、重要文化財の保存修理費全額国庫負担、（二）防災施設管理費国庫負担、（三）無形文化財助成費増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育公務員特例法中一部改正に関する請願

請願者　福島県河沼郡広瀬村二瓶喜元外二十四名（第一六九五号）

右の請願は、昭和二十四年一月法律第一号教育公務員特例法施行当時在職していない者に対しては、同法附則第三十一条の規定が適用されないためにそれ以前に十数年に亙る教職歴務があるにもかかわらずその後復職の場合にも恩給基礎在職年限の通算が行われないことは、まことに不合理であり、これら該当者の老後の生活に致命的な打撃を与えることになるから、すみやかに教育公務員特例法中一部を改正し、恩給基礎在職年限が昭和二十四年一月以前と以後とを通算されるよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校薬剤師の法制化に関する請願

請願者　東京都中央区銀座六ノ四日本薬剤師協会長　竹中稲美外一名（第一七三二号）

右の請願は、学校医、学校歯科医とともに、学校薬剤師は学校保健衛生の完ぺきを期すためその必要を認められ全国三十有余の都道府県各地に

任命委嘱されているが、これに関する法規がないため、任命、活動及び運営に関してはなはだ遺憾の点が多く、折角設置された学校薬剤師の使命も十分に果し難いうらみがあるから、学校教育法施行規則に保健管理の専門的職務従事者として学校薬剤師の規定を設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

危険校舎改築に関する請願

請願者　滋賀県甲賀郡石部町　長谷村俊二外二名（第一七四九号）

右の請願は、滋賀県石部町立石部小学校は、校舎六百六十坪、講堂百四十坪、運動場二千坪、児童数五百十七人（昭和二十九年一月十日現在）の現況であるが、この校舎の中五百九坪は、明治二十五年の建築である二棟（三百二十二坪）もふくめて老朽はなはだしく危険この上もない状態であるため、町教育委員会、町議会においては、この危険校舎を鉄筋コンクリート二階建の校舎に改築することを議決したが、今日の町財政によつては到底実現不可能であるから、石部小学校改築費に対し国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害地の児童生徒救済に関する請願

請願者　新潟市学校町新潟県教育庁内新潟県教職員組合内　関根行治（第一七五六号）

請願者　福島県平市旧城跡二〇　会田辰夫外七名（第一七九〇号）

請願者　福島県西白川郡吉子川村　加藤勝義外二十六名（第一七九四号）

請願者　福島県西白河郡小野田村　駒場重春外十五名（第一八一四号）

右の請願は、昨年度における冷害ならびに台風による農作物の減収は全国的なものであつたが、なかでも、新潟県山間部の農家被害はなはだしいものがあり、これら被害農家の生徒児童は、学用品も買えず、働かねばならないために就学できぬ者や、欠食生徒児童の数も日増に増加している実状であるから、これが救済のため、（一）欠食生徒児童に対し、完全給食を実施すること、（二）凶作農家の生徒児童に対し、学用品、教科書等を無償配付すること、（三）高等学校においては被害農家生徒の授業料を免除すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理科教育振興法に関する請願

請願者　福岡市住吉犬飼町二三　○　山内正人外八名（第一七六八号）

右の請願は、政府は今回各省関係法律の中で、補助金負担金を規定したものを一括して整理統合するよしであるが万一「理科教育振興法」が整理の対象となり独立法として存続がゆるされない事態が起るようなことになれば、せつかく国がその発達振興を企図した精神を失わせることとなり、国の発展を阻害することとなるから、この法の制定の趣旨にかんがみ、独立の単行法として存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

義務教育学校教員の定員確保に関する請願

請願者　長崎県西彼杵郡松島村　宮崎新一外三十二名（第一八三一号）

右の請願は、教職員の定員は文部省の一学級児童生徒数五十人を基準とする算定のため現場の実学級に対する配当が非常に窮屈であり、特に小規模の学校においては養護教諭や事務職員の配当がなくこれ等の事務は全部教職員の負担となりしかも病欠者や産休者等がある場合他の教職員の負担はいよいよ過重となつているにもかかわらず、政府においては教育予算の削減によつてさらに定員の縮減を意図しているよしであるが、円滑な学校運営のため義務教育学校教員の定員は絶対に縮減せぬよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高等学校定時制教育等の経費国庫補助増額に関する請願

請願者　京都市下京区唐橋大宮尻町市立洛陽高校内　中川源一郎（第一九七二号）

右の請願は、さきに国会において満場一致で高等学校定時制教育および通信教育振興法の成立をみたが、この裏付となる昭和二十九年度の予算措置は要求経費の十分の一程度で到底その目的を達することができないから高等学校定時制教育及び通信教育に対する国庫補助金を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

高山祭及び屋台保存に関する請願

請願者　岐阜県高山市川原町五六　川上辰彦外二名（第一九九七号）

右の請願は、高山祭及び屋台は、奈良朝以来その名をうたわれた飛騨匠によつて建築彫刻の粋を発揮し、これに加えて京都西陣あるいは舶来古渡りの芸術品によつて完成された古典文化の遺跡で、近年国際的にも驚異として認められている国宝的文化財であるが、修理不完全のためいちじるしく損傷しているから、これら貴重な文化財の維持保存について国庫補助を支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奄美学生留学費存続に関する請願

請願者　石川県金沢市土取場永田町　赤松清（第二〇二八号）

右の請願は、聞くところによれば奄美群島留学生の留学費は、本年三月で中止される由であるが、従来でも月々の留学費だけでは日々の生活がやつとで種々のアルバイトをやりながら苦闘してきたのに、もしこれが実現するならば学業を中断するのやむなきに至る他はなく、奄美復興の原動力を失うことになり、単にこれら留学生個人のためばかりでなく、ひいてはわが国にとつて大なる損失となるから、奄美群島留学生の留学費を存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

五大市定時制高等学校教員の給与に関する請願

請願者　神戸市湊町二、四五　○　福島敬三郎（第二〇八四号）

右の請願は、大阪、京都、神戸、名古屋、横浜の五大市立定時制高等学校教員の給与が府県支弁であることは、（一）基本的性格として（イ）五大市立の定時制高等学校は農村等他地方の定時制高等学校とは実態を異にする、（ロ）五大市立の定時制高等学校は設立者において給与を負担することが教育的に望ましい、（二）教育的活動を阻害する点として（イ）全日制と定時制との人事の交流が困難である、（ロ）定時制高等学校に優秀な教員を得がたい、（ハ）教員数の割合が全日制と定時制とで不均衡を生じている、（ニ）教員の退職金が中断する等の点から、五大市立の定時制高等学校教員の給与を市支弁に切り換えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国立岩手大学に附属高等学校設置の請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第二二四四号）

右の請願は、国立岩手大学は附属として幼稚園、小学校及び中学校を併設しているが、この統合された学園の中に高等学校のみが設置されないのは、はなはだ遺憾であるから、岩

手大学農学部に専攻科を設立される際に、併せて本大学附属高等学校を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元海軍工しよう養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願

請願者　広島県呉市本通四ノ四　大谷正義（第一四四五号）

請願者　京都府舞鶴市字余部飯野造船所内　吉田濱（第二四七四号）

右の請願は、元海軍工しよう工員養成所補習科卒業者は、昨年十二月文部省告示百三十八号をもつて旧制中等学校卒業者と同等以上の学力あるものと認定された普通科の卒業者中から選抜された者が、海軍工作科予備補習生として一箇月海兵団及び艦艇において兵役に服した上海軍の兵籍に編入され帰しよう後更に選抜を経てようやく進学させられたもので、その教育において旧専門学校程度の資格をもつものであるから、その学歴資格を旧制専門学校二年終了者と同等に認定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

老朽校舎改築に関する請願

請願者　滋賀県栗太郡草津町長　黒川広太郎外一名（第二四五〇号）

右の請願は、滋賀県栗太郡草津小学校は、東と南の二方が柳川に西は大用水池に隣接している関係上、将来校地の拡張は全然見込みがない上に児童数は年々激増の傾向にあり、また校地は低地帯であるため少雨でも水浸りとなり、降雨期には柳川のはん濫により床下に浸水して校舎の腐朽度が高く、その修理に追われているのが現状である。更に本町を横断する草津川はいわゆる天井川でその堤防も危険この上なく、決壊の際は児童の生命がまことに憂慮されるから、本校舎を鉄筋コンクリート三階建一棟延五百八十九坪に改築することに町議会において議決したが、これにはばく大な建築費を要し現下の町財政では到底不可能であるから、本校舎の改築に公立学校危険校舎改築の国庫補助金を支給するとともに起債を許可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

大都市小中学校児童生徒の収容対策に関する請願

請願者　神戸市長田区松野通一ノ一五　小丸源治（第二六一二号）

右の請願は、昭和二十九年度から昭和三十三年度にわたる全国公立学校児童生徒の増加率は人口の都市集中化の社会的原因と相まつて、特に五大市において大きく、昭和二十九年度以降における教育施設の不足は、多数に及び父兄の立場としては誠に憂慮するところであるが、(一)国庫補助並びに負担金配分比率の特別なる考慮(二)起債の大幅承認等による財政措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたいここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県備前町伊部南大窯跡を重要文化財に指定するの請願

請願者　岡山県和気郡備前町大字伊部一、六四〇　横山義一（第二六五六号）

右の請願は、岡山県備前町所在の伊部南大窯跡は、昭和二十七年四月、岡山県指定史跡として指定されたものであるが、室町時代末期から約三百年間も同一の場所に窯が続いたという古窯跡は、全国的にみてもおそらくその例をみないところであつて、これは永く保存すべき貴重なものであると思考される。戦後、アメリカミシガン大学の日本研究所長ホール博士夫妻等の要請によつて同窯跡を発掘し、多量の陶器の破片等をしう集し、それぞれ比較研究の上これを分類し、参考品は托本にとつて将来の研究資料とした外、アメリカミシガン大学博物館にも出品している。同窯は現在個人所有であるため、保存修理等不充分であるから、これを買上げ（時価七十万円位）、重要文化財として保護せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七号　学校給食法制定に関する陳情

第八三号、第四〇三号　へき地教育振興法制定に関する陳情

第一二五号　埼玉県山口中学校独立校舎建設等に関する陳情

第一二六号　婦人教育振興費国庫補助増額に関する陳情

第一三六号、第二三〇号　学校給食法制定等に関する陳情

第一八〇号　高等学校定時制教育等の振興に関する陳情

第一八八号、第二八四号　中学校建築基準引上げ等に関する陳情

第二四一号　学校給食法制定促進等に関する陳情

第二五二号　史跡王塚古墳壁画模写費国庫補助増額に関する陳情

第三〇七号　静岡県敷地小学校改築に関する陳情

第三五一号　教育公務員特例法改正に関する陳情

第三八二号、第四一六号、第四六五号、第五一〇号　公立学校事務職員の身分に関する陳情

第三八九号　公立学校事務職員の身分等に関する陳情

第三九六号　学校保健法制定促進等に関する陳情

第四一五号　危険校舎改築費国庫補助に関する陳情

第四四九号　小中学校教員の定数に関する陳情

第五四〇号　中学校雨天体操場建設に関する陳情

第五五〇号　第十七回オリンピック大会競技場建設費国庫負担に関する陳情

第六三四号　静岡県袋井町法多山仁王門等国宝指定に関する陳情

第六五五号、第六五九号、第六七五号　理科教育振興法改正に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月二十九日

文部委員長代理理事　劍木　亨弘

参議院議長河井彌八殿

文部委員会陳情特別報告第一号

学校給食法制定に関する陳情

第七号　岡山県川上郡成羽町成羽小学校内　堀忠明外百二十一名提出

へき地教育振興法制定に関する陳情

第八三号　香川県三豊郡伊吹村長　三好文司外八千名提出

第四〇三号　福井県議会議長　長谷川清提出

第一八八号　埼玉県北足立郡与野町長　柏房吉外十五名提出

第二八四号　山形県最上郡豊田村長　沓沢保外三名提出

学校給食法制定促進等に関する陳情

第二四一号　東京都目黒区平町五三　大関喜美子外一名提出

史跡王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する陳情

第二五二号　福岡県嘉穂郡桂川町長　吉田繁提出

静岡県敷地小学校改築に関する陳情

第三〇七号　静岡県磐田郡敷地村長　伊藤功外一名提出

教育公務員特例法改正に関する陳情

第三五一号　静岡県清水市江尻天神町一七五　清水東高等学校内池上善作提出

公立学校事務職員の身分に関する陳情

第三八二号　静岡県周知郡天方村天方中学校内　山本弘外二十五名提出

第四一六号　静岡県小笠郡横須賀町横須賀二七七　太田京子外七十四名提出

埼玉県山口中学校独立校舎建設等に関する陳情

第一二五号　埼玉県所沢市立三ケ口中学校内　野村清太郎外一名提出

婦人教育振興費国庫補助増額に関する陳情

第一二六号　山口県都濃郡南陽町富田　山中艶提出

学校給食法制定等に関する陳情

第一三六号　岡山県玉島市八幡小学校内　渡辺四郎外五名提出

第二三〇号　岡山県川上郡富家村長　原田角太郎外三名提出

高等学校定時制教育等の振興に関する陳情

第一八〇号　山形県議会議長　加藤富之助提出

中学校建築基準引上げ等に関する陳情

第一八八号　埼玉県北足立郡与野町長　柏房吉外十五名提出

第二八四号　山形県最上郡豊田村長　沓沢保外三名提出

学校給食法制定促進等に関する陳情

第二四一号　東京都目黒区平町五三　大関喜美子外一名提出

史跡王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する陳情

第二五二号　福岡県嘉穂郡桂川町長　吉田繁提出

静岡県敷地小学校改築に関する陳情

第三〇七号　静岡県磐田郡敷地村長　伊藤功外一名提出

教育公務員特例法改正に関する陳情

第三五一号　静岡県清水市江尻天神町一七五　清水東高等学校内池上善作提出

公立学校事務職員の身分に関する陳情

第三八二号　静岡県周知郡天方村天方中学校内　山本弘外二十五名提出

第四一六号　静岡県小笠郡横須賀町横須賀二七七　太田京子外七十四名提出

第四六五号　新潟市関屋六三五
新潟県立新潟高等学校内　磯
幸次郎外三百二十七名提出
第五一〇号　新潟県中蒲原郡五
泉町大字五泉　近藤吉太郎外
二百二十五名提出
公立学校事務職員の身分等に関する陳情
第三八九号　長野市岡田町長野
工業高等学校　中村茂雄外一
名提出
学校保健法制定促進等に関する陳情
第三九六号　長野県庁内長野県
教育委員会内　小西謙提出
危険校舎改築費国庫補助に関する陳情
第四一五号　静岡県小笠郡河城
村長　高木俊一提出
小中学校教員の定数に関する陳情
第四四九号　岡山県御津郡新山
村長　三村弘外九名提出
中学校雨天体操場建設に関する陳情
第五四〇号　宮崎県宮崎郡佐土
原町長　猪崎真蔵外三名提出
第十七回オリンピック大会競技場
建設費国庭負担に関する陳情
第五五〇号　東京都議会議長
佐々木恒司提出
静岡県袋井町法多山仁王門等国宝
指定に関する陳情
第六三四号　静岡県磐田郡袋井
町長　戸倉莞爾外二名提出
理科教育振興法改正に関する陳情
第六五五号　熊本県八代市長町
八四　海老原ゆり外七名提
出
第六五九号　岡山市門田一七二
学校法人山陽学園理事長　星
嶋義兵衛外三名提出
第六七五号　熊本市大江町九品
寺一九一　光島賢正外九名提
出
右二八件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月二十九日
文部委員長代理理事　劍木　亨弘
参議院議長河井彌八殿

意見書案
学校給食法制定に関する陳情
陳情者　岡山県川上郡成羽町成羽小学校内　堀忠明外百二十一名（第七号）

右の陳情は、学校給食は児童の今日の健康と明日の発展を念願して六箇年間実施してきたが、昨年からの国庫補助の打切り若しくは削減の措置は、父兄負担を増大し給食の経営を極度に困難ならしめその将来に暗影を投じているから、(一)学校給食法の制定促進、(二)小麦粉ならびにミルク代の全額国庫負担、(三)生活保護法の改正による困窮者の救済、(四)給食関係者（栄養士を含む）の確保と身分の保障、(五)給食調理室の拡充強化、(六)給食用諸物資の免税ならびに減税等の措置を取り計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
へき地教育振興法制定に関する陳情
陳情者　香川県三豊郡伊吹村長　三好文司外八千名（第八三号）
陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第四〇三号）

右の陳情は、昭和二十八年十月一日付で決定された「公立学校在職職員に対するへき地手当支給要綱案」は「へき地所在官公署在勤職員の特殊勤務手当支給準則第二条第三条と全く同じ条件であり、唯「交通事情が著しくわるい時」「文化度が低いこと」「不健康地であること」等が附加されて一応教職員には適用されるようになつているが、これは従来の教職員に対する手当の支給基準をやや緩和した程度にすぎず、香川県のへき地の教育振興には殆んど寄与されていないから、(一)香川県独自で指定しているへき地は、既得権を尊重し当然指定すること、またこれに伴う予算は、義務教育費国庫負担法により国庫支出とすること、(二)文化的設備の少い香川県のへき地には、国庫補助を大幅に増額し一般町村と同程度の文化設備を保持すること、等香川県の特殊事情を考慮されたへき地教育振興法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
埼玉県山口中学校独立校舎建設等に関する陳情
陳情者　埼玉県所沢市立山口中学校内　野村清太郎外一名（第一一五号）

右の陳情は、生徒の増加に伴い現在の併設中学校々舎をすみやかに独立校舎として建設せられるとともに、中学校々舎の〇、七坪基準を一、二六坪に改訂し、昭和二十九年度国庫負担金を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
婦人教育振興費国庫補助増額に関する陳情
陳情者　山口県都濃郡南陽町富田　山中艶（第一二六号）

右の陳情は、日本再建のため婦人教育を大きく前進させ更に婦人教育振興の要請される時期は今日をおいて他にないと思われるとき、昭和二十八年度文部省の婦人教育振興費が僅かに五十万円（有権者一人当り一円）であり、さらに昭和二十九年度の予算査定額が三十万円に減額されたことは誠に遺憾の極みであるから、婦人の知性の向上が国家再建の中核として重大な責務をもつものであることを広い視野から洞察して、文部省婦人教育費の要求額百六十万円実現のため格別の御高配を賜わりたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
学校給食法制定等に関する陳情
陳情者　岡山県玉島市八幡小学校内　渡辺四郎外五名（第一三六号）
陳情者　岡山県川上郡高梁村長　原田角太郎外三名（第二三〇号）

右の陳情は、学校給食の重要性にかんがみ、(一)小麦粉およびミルク代を全額国庫で負担して父兄の負担軽減を図るとともに恒久的な国の施策として学校給食法を即時制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
高等学校定時制教育等の振興に関する陳情
陳情者　山形県議会議長　加藤富之助（第一八〇号）

右の陳情は、高等学校定時制教育及び通信教育振興法は、財政的措置が不十分であるため所期の成果を期し得ない状態にあるから、本法の附帯決議事項の成文化並びに予算措置の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中学校建築基準引上げ等に関する陳情
陳情者　埼玉県北足立郡与野町長　柏房吉外十五名（第一八八号）
陳情者　山形県最上郡鷹田村長　沓沢保外三名（第二八四号）

右の陳情は、政府が昭和二十九年度予算において均衡予算を編成する意図を諒とするものであるために義務教育諸学校施設の整備に支障をきたすときは教育効果を低減し国家の将来を誤るものであるから、(一)中学校々舎の〇・七坪基準は一・二六坪に引き上げ改訂して二十九年度国庫負担金を計上すること、(二)危険校舎改築補助は地方の実情に応じ得るに足るよう計上し、また高等学校等の非義務制学校の分も補助の対象とすること、(三)小学校の不正常授業を急速に解消し得るに足るよう補助を計上すること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
学校給食法制定促進等に関する陳情
陳情者　東京都目黒区平町五三　大関喜美子外一名（第二四一号）

右の陳情は、児童生徒の健康と心身の発達を期する目的をもつて、学校給食法の制定を促進するとともに、

同法中に栄養教諭制度に関する条文を設け、義務教育小学校の学校給食施設には栄養教諭の設置を義務づけられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

史跡王塚古墳壁画模写費国庫補助に関する陳情

陳情者　福岡県嘉穂郡桂川町長　吉田繁（第二五二号）

右の陳情は、福岡県桂川町所在の史跡王塚古墳の壁画は、一万千五百年前のもので、模様の広壮と装飾の鮮明並びに原形保持の点においてわが国唯一の貴重な文化財であるばかりでなく、世界的な文化財であるが、風害、地震、雨水等によつて貴重な壁画はうすれつつあるから、これが保存対策として壁画の模写費を国庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県敷地小学校改築に関する陳情

陳情者　静岡県磐田郡敷地村長　伊藤功外一名（第三〇七号）

右の陳情は、静岡県敷地村敷地小学校校舎中三棟は、昭和二十八年十一月十二日附建第七一二号をもつて静岡県知事から老朽校舎として改築または使用制限の勧告状を受けたが、これは全坪数に対し六割近くに当るので、農林省農村建設計画指定村並びに静岡県総合モデル指定村の一環としてこれを契機に六学年制の分校を廃止し、本校に鉄筋コンクリート造四教室三階建の理想的校舎の建築が全村民の強力な要望となつて現われているから、昭和二十九年度においてこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育公務員特例法改正に関する陳情

陳情者　静岡県清水市江尻天神町一七五清水東高等学校内　池上善作（第三五一号）

右の陳情は、公立学校事務職員は学校教育法において職員組織の要員として明示されながら教育公務員特例法第二条の職員に包含されないため身分の不安定、不合理、給与の不均衡等の苦しみを受けてきたが、一般職の職員と職務内容を異にし直接生徒を対象とし学校長を補佐して教育に貢献するものであるから、地方公務員法第五十七条の職務と責任の特殊性を認められ教育公務員特例法の改正によつて教育公務員として取り扱われるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公立学校事務職員の身分に関する陳情

陳情者　静岡県周知郡天方村天方中学校内　山本弘外二十五名（第三八二号）

陳情者　静岡県小笠郡横須賀町横須賀二七七　太田京子外七十四名（第四一六号）

陳情者　新潟市関屋六三五新潟県立新潟高等学校内　磯幸次郎外三百二十七名（第四六五号）

陳情者　新潟県中蒲原郡五泉町大字五泉　近藤吉太郎外二百二十五名（第五一〇号）

右の陳情は、公立学校事務職員は直接生徒を対象としてその職務を遂行するので、一般職の職員と職務内容においては異るが、学校運営の一支柱として校長を補佐して学校事務を遂行する点については、何等教員と異るところがなく、さらに地方公務員法第五十七条にも教職員として明示され、その職務と責任の特殊性が認められながら、教育公務員特例法から除外されているため、身分の不安定、不合理給与の不均衡等の憂目を続けているから、教育公務員特例法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公立学校事務職員の身分等に関する陳情

陳情者　長野市岡田町長野工業高等学校　中村茂雄外一名（第三八九号）

右の陳情は、公立学校事務職員は、地方公務員法第五十七条に規定されている職員であるが、その職務の特殊性を考慮された身分待遇等を受けていない現状であるから、現行教育公務員特例法を改正して公立学校の事務職員の身分待遇等について、実態に即した善処を行われるとともに、(一)現行恩給法を旧法のように公立学校事務職員を含めて復活すること、(二)新恩給制度（新退職年金法を含む）に加入の道を開くこと等の恩給制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

危険校舎改築費国庫補助に関する陳情

陳情者　静岡県小笠郡河城村長　高木俊一（第四一五号）

右の陳情は、静岡県河城村においては、昭和二十七年度から三年継続事業として小学校危険校舎の改築中であつたが、昨年の霜害と十三号台風によるじん大な被害のため工事は中断の状態となり重大危機に直面している上、全国的にみて、同様の町村がきわめて多いことと思われるから、昭和二十九年度の予算編成に当つては、危険校舎国庫補助金として最低二十五億円の予算を計上し、危険校舎改築促進臨時措置法の完全な運用により最も重要な義務教育の実施に遺憾のないよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小中学校教員の定数に関する陳情

陳情者　岡山県御津郡新山村長　三村弘外九名（第四四九号）

右の陳情は、最近伝えられるところによると、小中学校教員の定数に関し、従来の一学級の教員配当の係数小学校一、五中学校一、八を係数一、三五および一、七に低減するよしであるが、これは現状無視、教育破壊の暴挙であり、その及ぼす影響はかりしれないものがあるから、小中学校教員の定数は現行通り確保せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中学校雨天体操場建設に関する陳情

陳情者　宮崎県宮崎郡佐土原町長　猪崎貞蔵外三名（第五四〇号）

右の陳情は、宮崎県地方は、年間を通じて雨天の日が多く、ことに佐土原町佐土原中学校附近は、地下水が高いため、同校の運動場は、常時地表が湿潤の状態にあつて、運動場として充分な機能が発揮できず、発育おう盛な青少年期生徒の保健体育上憂慮すべき実状にあるから、昭和二十九年度において、同校の雨天体操場が建設できるように、国庫補助並びに起債措置を講ぜられたいとの趣旨で

あつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

第十七回オリンピック大会競技場建設費国庫負担に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　佐々木恒司（第五五〇号）

右の陳情は、東京都は千九百六十年に開催されるべき第十七回オリンピック大会の東京招致運動を目下強力に展開しているが、これが招致運動の成否は主催地に完備した競技場施設を準備することにかかつているから、オリンピック大会が国家的行事ともいうべきものであるにかんがみ、その主要競技場はとくに国費をもつて建設せられると共に、遅くとも千九百五十八年の第三回アジヤ競技大会までにこれが完成を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県袋井町法多山仁王門等国宝指定に関する陳情

陳情者　静岡県磐田郡袋井町長　戸倉莞爾外二名（第六三四号）

右の陳情は、静岡県袋井町には創造以来幾百年にわたつて保たれ現在に伝わる貴重な文化財が多く保存されているが、(一)法多山仁王門、(二)油山寺山門、(三)油山寺内陣薬師如来安置のじゆ子、(四)油山寺三重の塔等はいずれも室町、桃山時代の建築様式を多分に残し、その余香をとどめ貴重な文化財であると考えられるから、国宝に指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理科教育振興法改正に関する陳情

陳情者　熊本県八代市長町八四　海老原ゆり外七名（第六五五号）

陳情者　岡山市門田一七二学校法人山陽学園理事長　星嶋義兵衛外三名（第六五九号）

陳情者　熊本市大江町九品寺一九一　光島賢正外九名（第六七五号）

右の陳情は、第十六回国会において、理科教育振興法が成立し、国、公立学校は国庫から補助金が交付されることになつたが、同法には私立学校が含まれておらず、ただでさえ私学経営の困難な今日において到底私学の理科教育の振興は不可能であり、また国、公、私立と経営の主体はそれぞれ異なつていても、国の教育内容を高めていく諸法案に国、公、私立の差別のないことは、教育基本法、学校教育法の本旨から見ても明らかであつて、既に産業教育法、定時制教育法においては公、私立平等に取り扱われているから、理科教育振興法成立の際、参議院において行われた「公立学校と同様に私立学校に対してもすみやかに国庫補助の途が開かれるよう考慮すること」の附帯決議の趣旨に沿うよう本法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第五十六号参照〕

審査報告書

協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案

右多数をもつて否決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月三十一日

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員長　大矢半次郎

多数意見者署名

藤野　繁雄　　白井　勇

青柳　秀夫　　岡崎　眞一

前田　久吉　　土田国太郎

三木與吉郎　　小林　政夫

山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、信用協同組合について、従来の業務のほかに、新たに組合員以外の者の預金業務を認めようとするものであるが、現段階においては金融制度上不適当なものと認める。

二、事件の利害得失

組合金融体系の紊乱を防ぐ利益がある。

審査報告書

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月三十一日

参議院議長河井彌八殿

建設委員長　深川タマエ

多数意見者署名

三浦　辰雄　　飯島連次郎

小笠原二三男　　近藤　信一

赤木　正雄　　小澤久太郎

鹿島守之助　　石坂　豊一

石井　桂　　小瀧　彬

石川　榮一

要領書

一、委員会の決定の理由

道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、昭和二十九年度以降道路整備五ヶ年計画を策定し、その実施に要する国の財源として揮発油税収入額を充当することを内容として第十六国会において制定されたものであるが、本法律案は、国と地方との財政の配分上昭和二十九年度に限り揮発油税収入相当額の三分の二を五ヶ年計画の実施に要する国の負担金又は補助金の財源に充当せんとするものであつて、事情止むを得ざる措置と認める。

二、事件の利害得失

道路整備の点からみれば揮発油税収入相当額の三分の一の財源を削減することは不満であるが、本年の財政事情に鑑み認めざるを得ないものである。

三、費用

本法施行のためには別に費用を要しない。

審査報告書

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月一日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

野溝　勝　　江田　三郎

松浦　定義　　清澤　俊英

北　勝太郎　　上林　忠次

横川　信夫　　雨森　常夫

戸叶　武　　宮本　邦彦

森田　豊壽　　関根　久藏

堇　政　　唐徳　　佐藤清一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は農林漁業組合及び農林漁業組合連合会の再建整備を促進補完するため金融機関再建整備法の特例を設け、(一)農林漁業組合連合会整備促進法又は農林漁業組合再建整備法に基いて整備又は再建整備を行つている農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに当該農業協同組合及び農業協同組合連合会の構成員である農業協同組合及び農業協同組合連合会が、金融機関再建整備法の規定によつて調整勘定の処理を行うに当り、利益金の処分につき、国又は地方公共団体に納付又は分配すべき額に相当する金額は、これを一旦国庫に納付し、国はこれら納付金の額に相当する金額を整備又は再建整備を行つている農業協同組合又は農業協同組合連合会の整備又は再建整備を促進するための経費に充当することとする、(二)上記の農業協同組合及び農業協同組合連合会が調整勘定を処理する場合確定評価基準による評価が行われていない場合においても暫定評価基準による評価のまま、主務大臣の認可を経て調整勘定を閉鎖することができることとする等の改正を行わんとするものであつて、委員会においてはおおむね妥当の措置と認めたが、全会一致をもつて別記の附帯決議を付した。

二、事件の利害得失

農業協同組合及び農業協同組合連合会の再建整備の促進に寄与する。

三、費用

本法施行のため特に経費を必要としない。

附帯決議

一　政府は、本法の施行に当つて、調整勘定閉鎖認可申請等の諸手続を極力簡素にし、認可等の事務をできるだけ迅速に処理し且つ国庫納付金の分割納付等の便法を設ける等本法が所期する成果の達成に対して遺憾なく措置すること。

二　政府において、本法第十九条第一項の規定による納付金に伴う予算を編成するに当つては、再建整備又は整備を促進するため既に実施せられている助成事項以外の事項の実施を対象となし、従来における促進のための経費の肩替り或は行政庁の事務人件費等に充てるようなことを絶対に避けること。

三　政府は再建整備又は整備の促進にあたつて、農業協同組合及び同連合会が組合員の利益をまもるために、適正なる処理を行うよう指導すること。

〔第五十七号参照〕

審査報告書

防衛庁設置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　　井野　碩哉
堀木　鎌三　　高瀬荘太郎
三浦　義男　　白波瀬米吉
西郷吉之助　　石原幹市郎
植竹　春彦　　長島　銀藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際及び国内の諸情勢にかんがみ、保安庁法を改正して、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とする防衛庁を設置し、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、運営し、これに関する事務を行わしめようとするものであつて、国防に関する重要事項を審議する機関として内閣に置かれる国防会議の構成等に関する件についても既に政府案の閣議決定の次第もあり、その措置は妥当なものと認めた。

二、事件の利害得失

わが国の平和と独立を守り、国の安全の確保を図ることができる。

三、費用

昭和二十九年度の防衛庁の予算は、現態勢維持分五百五十六億円、増勢分二百三十二億円、計七百八十八億円を要する。

審査報告書

自衛隊法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月一日

内閣委員長　小酒井義男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

長島　銀藏　　植竹　春彦
石原幹市郎　　西郷吉之助
白波瀬米吉　　高瀬荘太郎
三浦　義男　　堀木　鎌三
井野　碩哉　　竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、防衛庁の設置に伴い、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持にあたる自衛隊の組織、編成、行動、権限、隊員の身分取扱い等について、おおむね現在の保安庁法の内容を基礎とし、その任務に即応して必要な規定の追加、整備を行うものであつて、妥当な措置と認めた。因みに、本委員会においては、自衛隊の創設に当りその海外出動をなさざることに関する決議案の趣旨に賛成することに関する決議がないことを確認した。

二、事件の利害得失

わが国の平和と独立を守り、国の安全の確保を図ることができる。

三、費用

昭和二十九年度の防衛庁の予算は、現態勢維持分五百五十六億円、増勢分二百三十二億円、計七百八十八億円を要する。

〔第五十八号参照〕

審査報告書

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月一日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　　平林　太一
藤野　繁雄　　白井　勇
青柳　秀夫　　菊川　孝夫
成瀬　幡治　　東　隆
三木與吉郎　　前田　久吉
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、地方公共団体が更生保護事業施設若しくは協同農業普及事業を遂行するため設置する経営伝習農場等の施設の用に供するとき、又は更生保護会が更生保護施設の用に供するときは、旧軍関係財産等の普通財産を減額譲渡又は貸付することができることとするとともに、更生保護会に対しその代金の支払につき十年以内の延納の特約等ができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

更生保護事業の発達と協同農業普及事業の助長に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

企業再建整備法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月一日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

藤野　繁雄　　木内　四郎
青柳　秀夫　　白井　勇
東　隆　　成瀬　幡治
三木與吉郎　　山田　節男
山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、仮勘定のある特別経理株式会社について、資産処分を急速に完了せしめ、一定期日における仮勘定利益の分配を行わせるとともに、仮勘定を解消するみちをひらく等の措置を講じようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

企業の再建整備の最終的処理を促進する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

精神衛生法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月一日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

湯山　勇　　竹中　勝男
堂森　芳夫　　有馬　英二
藤原　道子　　谷口弥三郎
大谷　瑩潤　　中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、覚せい剤、麻薬又はあへんによる慢性中毒が青少年等の心身を害しつつある現状にかんがみ、これらの者の医療及び保護等に関する措置を講じようとするものであつて、妥当な措置であるが別紙の通り附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

青少年の保健確保を期し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

附帯決議

覚せい剤等の慢性中毒患者及びしゃ癖者の特殊性とにかんがみ、これが適正な医療施設と更生施設の完備は、この種中毒患者に対する保護措置として、重要且つ不可欠の基本事項である。

仍つて政府は、これら施設に対する設置費及び運営費の国庫補助について、速かに増額措置を講ずると共に、公私施設の整備拡充に努め、これら中毒患者の医療及び保護施策は勿論し、しゃ癖者への対策についても万遺憾なからしめんことを要望する。

審査報告書

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月二日

建設委員長　深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小笠原二三男　　田中　一
三浦　辰雄　　近藤　信一
鹿島守之助　　石坂　豊一
小澤久太郎　　石井　桂
石川　榮一　　飯島連次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本法実施の実情に鑑み、宅地建物取引業者が更新の登録を行う場合の登録手数料を低減するとともに業者の質の向上等を図るため、都道府県に宅地建物取引業審議会を置くことができるよう規定せんとするものであつて、概ね妥当なる措置と認める。

二、事件の利害得失

登録手数料が適正に扱われ、業者の負担が軽減される。

三、費用

本法施行のため、別に費用は要しない。

審査報告書

憲政功労年金法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月三日

議院運営委員長　寺尾　豊

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
松岡　平市　井上　清一
榊原　亨　劍木　亨弘
石井　桂　杉山　昌作
加賀山之雄　鈴木　一
小笠原二三男　藤田　進
阿具根　登　天田　勝正
田畑　金光　寺本　廣作

要領書

一、委員会の決定の理由
本案は、国会議員として五十年以上在職し、かつ、憲政の発達に関し特に功績顕著な者に対し、憲政功労者として年額百万円の功労年金を支給しようとするものであつて、適切な措置と認めた。
二、事件の利害得失
憲政功労者の功績を顕彰し、その功労に報いることができる。
三、費用
本法律の施行により、必要な経費は確定できないが、差当り本法の適用をうける者は一人であつて、同人に対する功労年金として、本年度百万円が支出される見込である。

運輸委員会請願審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二〇五一号　小田急電鉄参宮橋駅附近の踏切改善に関する請願

第二〇五三号　小田急電鉄代田二号踏切等改善に関する請願

第二〇六三九号　東京都世田谷区宇奈根町八二五　服部論外三千四百八十七名提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月三十日

運輸委員長臨時委員　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会請願審査特別報告第六号

小田急電鉄参宮橋駅附近の踏切改善に関する請願

第二〇五一号　東京都渋谷区代々木山谷町四二二　高橋喜市提出

第二〇五三号　小田急電鉄代田二号踏切等改善に関する請願

第二〇六三九号　鉄道踏切施設整備強化に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月三十日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

意見書案

小田急電鉄参宮橋駅附近の踏切改善に関する請願

請願者　東京都渋谷区代々木山谷町四二二　高橋喜市（第二〇五一号）

右の請願は、請願者の実子茂はさる二月九日小田急電鉄参宮橋附近のしや断機も警報機もない踏切において電車にふれて即死したが、死亡後会社は誠意ある処置をとらずただ千円の香料を持参したばかりである。しかしその後示談にしてくれとの申入があり、すべての事故は三千円から一万五千円で解決しているとのことであるが、これではあまりにも人命を無視している上、近く稲田登戸、新宿間の五分間スピードアップも実施されようとしている際であるから、人命尊重の上から、本踏切における事故防止のためしや断機、警報機ならびに踏切際の木さく等の施設が行われるよう万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小田急電鉄代田二号踏切等改善に関する請願

請願者　東京都世田谷区代田一ノ四一〇　仕入豊吉外百一名（第二〇五三号）

右の請願は、小田急電鉄代田二号、三号、四号、五号各踏切は、地元民もできるだけ通行をさけ、小学校では絶対に交通を禁止している非常に危険な踏切であり、ここ十年間に四号を除いて各踏切ともそれぞれ犠牲者を出しており、とくに一昨年夏この線路沿いに代田小学校が新設されてからその危険は倍加しているから、二号踏切を閉さして三号踏切の場所を地下道とし四号、五号踏切に警報機を新設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鉄道踏切施設整備強化に関する請願

請願者　東京都世田谷区宇奈根町八二五　服部論外三千四百八十七名（第二六三九号）

右の請願は、大都市並びにその周辺の交通量は近年とみに増大し、これに伴い各種鉄道も路線の拡張、速度の高度化等について種々対応策を講じているにもかかわらず、これら鉄道の踏切施設のみは独り旧態依然としてはなはだ不完全極る状態のまま放置されており、人命事故も急激に増加している実情であるから、鉄道踏切施設に対する政府の監督を厳にし、同監督機関並びに監督の基準を明確にする等によつて鉄道踏切施設の整備強化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第六号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二〇六三号　赤穂線鉄道敷設促進に関する請願

第二〇六四号　長崎本線回り東京、長崎両駅間特別急行列車運行に関する請願

第二〇六五号、第二〇八七号　第十次造船計画促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月三十一日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会請願審査特別報告第七号

赤穂線鉄道敷設促進に関する請願

第二〇六三号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

第二〇六四号　長崎本線回り東京、長崎両駅間特別急行列車運行に関する請願

第二〇六五号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

第二〇八七号　広島県因島市土生町二、二九三日立造船因島労働組合内　石川盈郎外八名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月三十一日

運輸委員長　前田　穣

参議院議長河井彌八殿

意見書案

赤穂線鉄道敷設促進に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二六三号）

右の請願は、赤穂線鉄道敷設促進に関する請願

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎本線回り東京、長崎両駅間特別急行列車運行に関する請願

請願者　長崎県知事　西岡竹次郎（第二六四号）

右の請願は、長崎及び雲仙は、日本屈指の観光地であり、この地を訪れる観光客は日毎に増加の一途をたどつているが、現在東京、長崎間を結ぶ急行列車は「雲仙号」だけであり、しかもこの列車は、佐世保及び大村線をう回しているため、乗客に与える疲労と不快感は他に例を求められない程であるから、東京、長崎間を結ぶ交通状況を改善するため、現在京都、博多間を運行中の特別急行列車を、「長崎本線回り、東京、長崎間特別急行列車」に変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

工事は、昭和二十八年度から起工されているが、その西部路線に当る区域は、備前平野の東部に位し、各種農産物の宝庫であるとともに耐火れんが工場の密集地であり、かつ紡績、製紙、チタン、肥料等の重要工業地帯に属し、西大寺市を中心とする総合開発計画は今や赤穂線の全線開通に期待するところまことに大きいから、和気郡香登町以西の本路線は西大寺市及び邑久町を経由する路線に決定するとともにすみやかに本路線の開通を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会 参議院会議録附録（その八）

意見書案

第十次造船計画促進に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第二六六五号）

請願者　広島県因島市土生町二、二九三日立造船因島労働組合内　石川盈郎外八名（第二六八七号）

右の請願は、日本経済の自立達成に重要な役割をになう第十次計画造船が海運造船汚職等に関連して著しく遅延しており、また一方外国船受註にしても、引合船価の急激な低下と支払条件の悪化等のため、従来以上の海運造船に対する政府の補助政策がなければ受註はますます困難な状態にある関係上、今日すでに造船労働者の生活は窮迫し、関連中小企業の中には倒産さえ出ており、もしこれ以上第十次計画造船の着工が遅延するならば、必然的に造船所並びに関連産業の縮少閉鎖等の結果を招来し、関連産業労働者百五十万人の生活を破滅に陥れ、ひいては経済の自立を阻害し、国際収支の悪化を一層助長することになるから、すみやかに第十次計画造船の早期着工ならびに海運造船に対する助成策の確立、中小企業助成対策の確立等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六八六号　第十次造船計画促進に関する陳情

第六九〇号　長尾、木津両駅間にジーゼルカー運行の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年五月三十一日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会陳情審査特別報告第五号

第十次造船計画促進に関する陳情

第六八六号　広島県尾道市長　天野彦三提出

第六九〇号　京都府綴喜郡田辺町長　北川楢太郎外三名提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年五月三十一日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

意見書案

第十次造船計画促進に関する陳情

陳情者　広島県尾道市長　天野彦三（第六八六号）

右の陳情は、わが国の外航船舶の建造が停滞するがごとき事態に陥ることを防止するため、第十次造船の遂行に関し適切なる臨時措置を講じ、かつ財政資金投資の公正を期し、第十次造船を早期に着手すると共に、建造量のわくを可能な限り拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六六〇号　ダムの漁業権に関する請願

第二六九〇号　東京内湾のヒトデ被害対策に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年六月一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

水産委員会請願特別報告第二号

ダムの漁業権に関する請願

第二六六〇号　東京都港区芝汐留七日本茶業協会内全国ダム対策町村連盟内　鳥海政次郎提出

東京内湾のヒトデ被害対策に関する請願

第二六九〇号　千葉県知事　柴田等提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年六月一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書案

ダムの漁業権に関する請願

請願者　東京都港区芝汐留七日本茶業協会内全国ダム対策町村連盟内　鳥海政次郎（第二六六〇号）

右の請願は、ダム建設による水没犠牲者及び水没犠牲市町村の更生並びに開発振興をはかり、水没犠牲市町村及び水没犠牲者の安定を期するため、漁業権は水没犠牲者及び水没犠牲市町村に対し優先的に附与する措置をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

東京内湾のヒトデ被害対策に関する請願

請願者　千葉県知事　柴田等（第二六九〇号）

右の請願は、東京内湾沿岸は、あさり、はまぐりの全国一の生産地として知られているが昨年夏、突如として発生したヒトデは十一月頃から湾内一帯に繁殖して前代未聞の大恐慌を来し、その損害は、二億円に近い数字を示し内湾漁民は、四苦八苦のどんぞこにあるから早急にこれが施策と被害補償とを考慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六九三号　別府湾の遺棄毒ガス弾による漁業被害補償等の陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年六月一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

水産委員会陳情特別報告第三号

別府湾の遺棄毒ガス弾による漁業被害補償等の陳情

第六九三号　大分県速見郡杵築町　酒井格市外二千九百四十八名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年六月一日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

意見書案

別府湾の遺棄毒ガス弾による漁業被害補償等の陳情

陳情者　大分県速見郡杵築町　酒井格市外二千九百四十八名（第六九三号）

右の陳情は、別府湾なかでも大分、別府周辺の戦後今日までの漁業の衰退は、海流異変、酷魚乱獲にあると一般にいいならされてきたが、去る三月十二日の湾内における広島海事による爆発物件引揚作業中、毒ガス弾の発見

を見たことは、湾内全漁民に与えた精神的な衝撃が大きく、また漁労中直接にガス弾の毒手にたおれる者も、漸次増加しつつある現状であるから、これらの被害に対する補償について充分考慮されるとともに、かかる危険物をすみやかに撤去するよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六四三号　福岡県遠賀川改修に関する請願

第二六四六号　徳島県長安口ダム建設に伴う補償の請願

第二六六七号　岡山市都市計画大学網浜線中旭川に桜橋架設の請願

第二六四四号　土地収用法中一部改正に関する請願

第一六九三号　北海道石狩川治水法線に関する請願

第二六三八号　東富士演習場設置に伴う被害農家の救済に関する請願

第二六八八号　駐留軍労働者の労務基本契約に関する請願

第二六八九号　駐留軍労働者の特別退職手当に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年六月二日

建設委員長　深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

建設委員会請願特別報告第三号

福岡県遠賀川改修に関する請願

第二六四三号　福岡県遠賀郡中間町砂山　冷牟田政雄提出

徳島県長安口ダム建設に伴う補償の請願

第二六四六号　徳島県那賀郡宮浜村　射本利信外四名提出

岡山市都市計画大学網浜線中旭川に桜橋架設の請願

第二六六七号　岡山市長　横山昊太提出

土地収用法中一部改正に関する請願

第二六四四号　東京都新宿区筑土八幡町株式会社熊谷組内電力建設協力会内　鹿島守之助提出

北海道石狩川治水法線に関する請願

第一六九三号　北海道空知郡江部乙町長　松儀一男外四十六名提出

東富士演習場設置に伴う被害農家の救済に関する請願

第二六三八号　静岡県駿東郡印野村長　池谷兵吉提出

駐留軍労働者の労務基本契約に関する請願

第二六八八号　横浜市鶴見区潮田町一ノ八〇　門司亮提出

駐留軍労務者の特別退職手当に関する請願

第二六八九号　横浜市鶴見区潮田町一ノ八〇　門司亮提出

右八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年六月二日

建設委員長　深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

意見書案

福岡県遠賀川改修に関する請願

請願者　福岡県遠賀郡中間町砂山　冷牟田政雄（第二六四三号）

右の請願は、昭和二十八年六月福岡県遠賀川の本堤が、植木町中の江地内で欠壊したため、植木町以下流芦屋町に至る一帯に大災害が生じ、また遠賀川改修に著しい障害を与えた。破堤原因については、土木技術者間にも諸説があり、真相が明らかでないため、筑後川夜明ダムの欠壊原因調査に際し、建設省九州地方建設局長を始めとして学識経験者を動員して調査委員会を設置し、真因究明につとめているから、政府においてもすみやかに河川土木技術者、地質学者等を委員とする調査委員会を設置して、遠賀川改修に関し抜本的な対策を講ぜられるとともに、国会からも実情調査のために議員を現地に派遣せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

徳島県長安口ダム建設に伴う償補の請願

請願者　徳島県那賀郡宮浜村　射本利信外四名（第二六四六号）

右の請願は、徳島県営長安口ダム建設に伴う水没者は、本事業の重要性にかんがみ早急移転によつて協力しようとして一昨年来適正なる水没補償の早急な決定を要請してきたのであるが、県は水没補償に対して何等の誠意を示さないばかりか公共事業の圧力をもつて一方的に工事を進めすでに築堤によつてこう水の危険にさらされているから、すみやかに適正なる補償の決定を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山市都市計画大学網浜線中旭川に桜橋架設の請願

請願者　岡山市長　横山昊太（第二六六七号）

右の請願は、岡山市都市計画大学網浜線の旭川横断個所に架設する桜橋は、岡南地区の無橋地帯を結ぶ唯一の橋であり、同地方の開発には欠くことのできないものであるが、本市の財政上の関係で未だ実現されておらず、目下市営渡船によつて一日千台を越える自転車、一万人に及ぶ歩通行者を運搬している関係上、朝夕の勤時は混雑をきわめ、人命の危険さえ生じている状況にあるから、すみやかに本橋を架設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地収用法中一部改正に関する請願

請願者　東京都新宿区筑土八幡町株式会社熊谷組内電力建設協力会内　鹿島守之助外十四名（第二六四四号）

右の請願は、電源開発及び多目的ダムの建設並びに道路、鉄道の建設等の公共公益事業の促進を図ることは、わが国の自主経済の達成上、欠くことのできない緊急の国家的要請である。しかしてこれに関連して起る損失補償問題等を公正かつ迅速に解決する制度を確立することは、当面の課題であるから、すみやかに電源開発及び多目的ダム並びに道路、鉄道等の建設に必要な土地収用法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道石狩川治水法線に関する請願

請願者　北海道空知郡江部乙町長　松儀一男外四十六名（第一六九三号）

右の請願は、昭和二十八年十一月石狩川治水法線（妹背牛鉄橋から下流尾白利加川まで）新計画が発表されたがこれは実状を全く無視した計画であつて全町民のなつとくしがたいところであるから、石狩川治水にあたつては昭和十五年度調査治水計画によつて実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東富士演習場設置に伴う被害農家の救済に関する請願

請願者　静岡県駿東郡印野村長　池谷兵吉（第二六三八号）

右の請願は、東富士演習場の最突端に位する静岡県印野村は、全地積の九十パーセント余が駐留軍の演習場に接収せられ、特に農耕地は七十パーセント余が接収により喪失したため、接収前は一戸当り平均一町一反歩農家に転落し、水田のない畑作地帯の農業としてその経営上致命的な大打撃をこうむつた上に加えて、富士山ろくの治山治水の役割を果している森林地帯への砲爆撃、戦車演習あるいは軍事施設の構築等による惨害は、広大な富士山ろく一帯の降雨等による悪水の流出を誘発し、残された貴重な農地、森林の流出、埋没等接収農家の窮状は明状し難い状況にあるから、これら接収農家救済のために、すみやかに抜本的災害防除対策と救済措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣はここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駐留軍労働者の労務基本契約に関する請願

請願者　横浜市鶴見区潮田町一ノ八〇　門司亮（第二六八八号）

右の請願は、昭和二十六年以来日本駐留軍労働組合は、駐留軍労働者にとつて最も重要な労務基本契約の改訂について要求し、又国会に請願及び陳情を行い、主文については昭和二十八年十月九日、日米相方の調印を終つたが、附属書簡係の審議が遅れて未だに発効するに至らず、占領下の不平等契約下の労働条件を押しつけられているから、国会においてすみやかに新労務基本契約が発効し平等契約の労働条件によつて労働できるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

駐留軍労働者の特別退職手当に関する請願

請願者　横浜市鶴見区潮田町一ノ八〇　門司亮（第二六八九号）

右の請願は、国内における再軍備五箇年計画に基く自衛隊の増員に伴う極東米軍部隊の引上げ、あるいは在日米軍の配備変更によつて、本年度も昨年度に引き続いて相当数の駐留軍労働者の人員整理が行われることは必至であるが、潜在失業者を含めて全国の失業者は約一千万名を突破するといわれる情勢下においては家族を含めた駐留軍労働者六十万人の死活問題であるから、これが救済措置の一環として駐留軍労働者に対し現行退職手当規定の百パーセント相当額の特別退職手当制度を確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十六年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六九二号　駐留軍労働者の夏期手当に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年六月二日

建設委員長　深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

建設委員会陳情特別報告第二号

駐留軍労働者の夏期手当に関する陳情

第六九二号　横浜市鶴見区潮田町一ノ八〇　門司亮提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年六月二日

建設委員長　深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

意見書案

駐留軍労働者の夏期手当に関する陳情

陳情者　横浜市鶴見区潮田町一ノ八〇　門司亮（第六九二号）

右の陳情は、米国軍事予算の削減、作業量の減少に伴い駐留軍労働者の人員整理、賃金引下げが行われ、今年一月からのベースアップも組合側の要求額よりはるかに低額で、とくに昨年十二月から労働時間が一週四十時間制に短縮されたため給与は一割から二割程度の減収をきたし生活は非常な脅威にさらされているから、夏期手当一箇月分を六月十五日に支給する措置を講ずるよう処置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月三日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第六十号参照〕

農林委員会請願審査報告書第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二六五七号　蚕糸関係の風害等対策に関する請願

第二六五八号　桑園等の凍霜害対策に関する請願

第二六五九号　国有林野払下げ等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年六月三日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

農林委員会請願特別報告第二号

蚕糸関係の風害等対策に関する請願

第二六五七号　宮城県知事　宮城音五郎外一名提出

桑園等の凍霜害対策に関する請願

第二六五八号　長野市南県町一、四一五長野県養蚕販売農業協同組合連合会内　中村兼治郎外一名提出

国有林野払下げ等に関する請願

第二六五九号　東京都港区芝汐留七日本茶業協会内全国ダム対策町村連盟会内　鳥海政次郎提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年六月三日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

意見書案

蚕糸関係の風害等対策に関する請願

請願者　宮城県知事　宮城音五郎外一名（第二六五七号）

右の請願は、去る五月九日から十日に亙り県下一帯に襲つた強風によつて、宮城県下の養蚕農家は相当の被害を被り戸数にして一万三千戸にのぼり養蚕農家経済の焦慮を深刻にしているのであるが本県においては養蚕業は重要な地位にあり繭生産高は五十万貫（十億円）に及び農家経済の中心をなしているので県としてはこれが応急措置を講じつつあるのであるが二十六年度以来三箇年続いた霜、冷害に引き続き今度風害にあい、県財政は窮迫しているから、（一）予備蚕児配給施設費に対する助成（二）稚蚕用桑需給調整費に対する助成（三）桑樹勢回復施設費に対する助成（四）被害桑園の病害虫防除施設費に対する助成等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園等の凍霜害対策に関する請願

請願者　長野市南県町一、四一五長野県養蚕販売農業協同組合連合会内　中村兼治郎外一名（第二六五八号）

右の請願は、去る四月二十一日、二十八日の二回にわたる凍霜害による、長野県下の養蚕農家の害は五億四千余万円にのぼり、養蚕農民の力のみでは到底立ち直ることはでき得ない事態となつているから、被害救済策として、（一）桑樹再発芽促進用追肥（硫安）購入費を助成すること、（二）桑樹病虫防除用薬剤購入費を全額助成すること、（三）掃立不能となつた蚕種代金を全額助成すること、（四）町村技術員の特別指導に対し超過勤務手当を交付すること、（五）団体に対する活動助成、（六）被害農家に対する低利資金の融資を早急に講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第六十二号参照〕

審査報告書

内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月九日

内閣委員長代理理事　長島　銀蔵

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
井野　碩哉　　廣瀬　久忠
野本　品吉　　堀木　鎌三
植竹　春彦　　石原幹市郎
西郷吉之助

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、内閣及び総理府関係の法令中、自治庁関係の分を除いて、すでにその実効を失つているもの又は現行の法令として存置する必要性の極めて乏しいものを廃止して法令の整理を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
行政事務の円滑且つ能率的な運営に寄与するの利益がある。

三、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

航空技術審議会設置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月九日
内閣委員長
代理理事　長島　銀藏
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
野本　品吉　　堀木　鎌三
石原幹市郎　　西郷吉之助
井野　碩哉　　廣瀬　久忠
植竹　春彦

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、航空技術研究に関する重要事項及び航空技術に関する行政の連絡調整のため必要な措置を審議し、勧告するため、総理府に、航空技術審議会を設置しようとするものであつて、概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
航空技術審議会の設置により、航空技術の向上を図ることができる。

三、費用
本法施行のため、二百十八万円が昭和二十九年度予算に計上されている。

審査報告書

恩給法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月九日
内閣委員長
代理理事　長島　銀藏
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
竹下　豐次　　井野　碩哉
廣瀬　久忠　　野本　品吉
植竹　春彦　　石原幹市郎
西郷吉之助

要領書

一、委員会の決定の理由
国家公務員の俸給の額の増額に伴い、恩給法別表の退職当時の俸給年額及び多額所得による普通恩給の一部停止の基準となる金額を引き上げ、恩給を受けることができない事由に該当した恩給受給者に届出の義務を課するとともに、いわゆる戦犯者として拘禁中の者の恩給の停止を緩和し、これをその家族に支給することができることとする等適宜改正を加えることは概ね妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失
本法律の施行によつて、恩給支給の適正化を図ることができる。

三、費用
本法律の施行によつて、昭和二十九年度において凡そ一千万円の支出増が見込まれている。

審査報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月十四日
内閣委員長
代理理事　長島　銀藏
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
竹下　豐次　　井野　碩哉
廣瀬　久忠　　白波瀬米吉
植竹　春彦　　石原幹市郎
西郷吉之助

第二条の改正規定のうち同条第一項の表総理府の項中「土地調整委員会／国家人事委員会」を「土地調整委員会」に、「一八人／一八七三六人」を「一八人／一八三五人」に、「一九、〇九九人」を「一九、八三五人」に改め、同表合計の項中「六三三三、〇四九人」を「六三三二、三三一人」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項中「昭和二十九年四月一日」を「この法律（前項但書に係る部分を除く。）施行の日（以下「施行日」という。）」に改める。

附則第九項中「昭和二十九年四月一日」を「施行日」に改める。

附則第十項中「昭和二十九年四月一日」を「施行日」に、「昭和二十九年六月三十日」を「昭和二十九年七月十五日」に改める。

附則第十一項及び附則第十四項中「国家人事委員会規則」を「人事院規則」に改める。

附則第二十二項中「及び法制局」を「、法制局及び人事院」に、「昭和二十九年四月一日」を「施行日」に、「こえることとなる」を「こえる」に、「昭和二十九年六月三十日」を「昭和二十九年七月十五日」に改める。

附則第二十三項中「会計検査院」の下に「及び人事院」を加える。

附則第二十四項中「第五十五条」を「第五十六条」に、「第五十六条」を「第五十七条」に、「昭和二十九年四月一日」を「施行日」に改める。

附則第二十五項中「昭和二十九年四月一日」を「施行日」に、「第五十六条」を「第五十七条」に、「昭和二十九年六月三十日」を「昭和二十九年七月十五日」に改める。

附則第二十六項中「第五十六条」を「第五十七条」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
行政事務の簡素化及び昭和二十九年度における事業予定計画にかんがみ、行政機関等に置かれる職員の定員を改正するとともに、この改正に伴う職員の整理等について、所要の規定を設けることは妥当な措置と認めた。但し、本法の施行日、臨時待命を命じ又はこれを承認することができる期間についての修正並びに国家公務員法一部改正案の不成立と警察法案の一部修正との関連においての修正を加えた。

二、事件の利害得失
行政機構を合理化し、行政事務を簡素化し、且つ事務能率の向上を図ることができる。

三、費用
本法の施行によつて、平年度において約百五十一億円の節約を行うことができる。

審査報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月十四日
内閣委員長
代理理事　長島　銀藏
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
竹下　豐次　　井野　碩哉
廣瀬　久忠　　白波瀬米吉
植竹　春彦　　石原幹市郎
西郷吉之助

要領書

一、委員会の決定の理由
国立世論調査所を廃止して、世論の調査に関する事務を内閣総理大臣官房の所掌とし、及び在外財産問題に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として、在外財産問題審議会を置くこととする等の措置は妥当であると認めた。

二、事件の利害得失
総理府の機構を整備することができる。

三、費用
本法の施行によつて、別段の経費を要しない。

審査報告書

昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月九日
地方行政委員
長代理理事　堀　末治
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
石村　幸作　　伊能　芳雄
木村　守江　　伊能繁次郎
長谷山行毅　　島村　軍次
館　哲二　　小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、揮発油の大部分を使用して運行される自動車が道路を損傷することから揮発油税は、道路整備の財源にあてるべきであるとの見地に立ち、地方にもその財源を与えるため制定されたものであつて、その内容は、㈠昭和二十九年度の揮発油税の収入額の三分一の額をもつて揮発油譲与税とすること㈡揮発油譲与税は、都道府県及び五大市に対して譲与するものとすること㈢その譲与方法としては、道路整備五ケ年計画との関連において、道路の範囲を決め、その面積にあん分するものとすること㈣その他使途、譲与時期等を規定したものであつて、大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失
　この措置によつて、道路整備のための財源を地方に与えることができる。
三、費用
　本法を施行することによつて、地方に約八十億円の財源を与えることができる。

審査報告書

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年六月九日
地方行政委員長代理理事　堀　末治
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
石村　幸作　伊能　芳雄
伊能繁次郎　長谷山行毅
木村　守江　島村　軍次
館　哲二　小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由
　本法律案は、国連軍協定の実施に伴い、国際連合の軍隊等に対する地方税法の適用について、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊等に対する取扱に準じて特例措置を講じたものであつて、その内容は、(一)国際連合の軍隊に対しては、原則として地方税を課さないものとすること(二)国連軍の構成員、軍属及びこれらの家族に対しては、道府県民税、市町村民税、電気ガス税等は原則として課さないものとし、且つ軍人用販売機関等の施設における飲食等の行為に対する遊興飲食税等は課さないものとすること(三)軍人用販売機関等の本来の事業に対しては事業税、不動産取得税を課さないものとすること(四)国連軍の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税等の徴収については、証紙徴収の方法によるものとすること等を規定したものであつて、大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失
　この措置によつて、地方税法の適用については、国際連合軍の軍隊等に対し、アメリカ合衆国の軍隊等に対する取扱に準じた取扱をすることができる。
三、費用
　本法の施行によつて、別段の費用を要しない。

審査報告書

質屋営業法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年六月九日
地方行政委員長代理理事　堀　末治
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
石村　幸作　伊能　芳雄
伊能繁次郎　長谷山行毅
島村　軍次　館　哲二
小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由
　本法律案は、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律の施行に伴い、同法の質屋に対する適用について特例を設けたものであつて、その内容は、質屋の利息計算方法については、長年の商慣習に従つて月の初めから末日までの期間（当該期間の日数は、その月の暦日の数にかかわらず三十日とする）を一期として利息を計算するものとし、貸付の期間が一期に満たないときは一期とし、二以上の月にわたるときは、そのわたる月の数を期の数とするものとする。なお、経過措置を定めたものであつて、大体においてこれを妥当なものと認める。
二、事件の利害得失
　この措置によつて、質屋営業をその実態に即したものとすることができる。
三、費用
　本法の施行によつて別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年六月九日
地方行政委員長代理理事　堀　末治
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
石村　幸作　伊能　芳雄
伊能繁次郎　長谷山行毅
木村　守江　島村　軍次
館　哲二　小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由
　本法律案は、地方行政制度の改革について、とりあえず必要と認められる最少限度の範囲において改正を行うものであつて、
　その内容は、(一)警察法の改正に伴い必要な技術的規定を整備するものとすること(二)市の人口要件を五万とする。但し、経過的措置として、現に手続中に属するものについては、なお従前のとおりとするものとすること(三)昨年来、町村合併促進法の施行に伴い町村合併が進捗するにつれ、町村合併の際、財産区を設置するものが逐次増加しているに鑑み、財産区の関する規定を整備し(1)財産区に審議機関として財産区管理会を設けることができるものとし、財産区の財産又は営造物の重要なものについては、その同意を得なければならないものとすること(2)譲渡等の処分については、一定の制限を設けること(3)市町村等が財産区の収入を、その市町村の一般の財源にあてる場合は財産区の住民に対しては、不均一の課税等をすることができるものとすること(4)財産区と市町村等との間の紛争については、都道府県知事がこれを裁定するものとすること(四)市町村の助役と教育長と兼職できる期間を当分の間延長するものとすること等を規定したものであつたところ、衆議院において、警察法の修正に伴い、若干の技術的な修正を行つたが、修正点を含め、大体においてこれを妥当なものと認める。
二、事件の利害得失
　この措置によつて、地方行政の改革に関し、必要な措置をとることができる。
三、費用
　本法の施行によつて、別に費用を要しない。

審査報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年六月九日
地方行政委員長代理理事　堀　末治
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
石村　幸作　伊能　芳雄
伊能繁次郎　長谷山行毅
島村　軍次　館　哲二
小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由
　本法律案は、国家公務員法の改正の趣旨に準じて地方公務員の規定を整備するため、(一)職員の昇任については、従来条件附とされていたが、今回これを廃止すること、(二)職員が不利益処分を受けた場合において、処分事由を記載した説明書の交付請求期間を十五日以内とすること、(三)行政機関職員定員法の改正により設けられた臨時待命制度を、地方団体においても実施し得ること等技術的な改正を加えたものであつて、その内容は大体妥当なものと認める。

二、事件の利害損失
　この措置によつて、国家公務員制度と同様な方法を地方団体もとり得るようにすることができる。
三、費用
　本法を施行することによつて、国は別に費用を要しない。

審査報告書

市町村職員共済組合法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年六月九日
地方行政委員長代理理事　堀　末治
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
石村　幸作　伊能　芳雄
伊能繁次郎　長谷山行毅
島村　軍次　館　哲二
小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由
　本法律案は、地方公務員法の精神にのつとり市町村職員の福祉の増進を図るため、市町村職員共済組合の組織及び業務について定めたものであつて、その内容は、(一)総則に関する事項としては、(1)市町村職員共済組合は法人とし、都道府県の区域ごとに設置するものとし、必要事項については規約を定めるものとすること(2)組合の組織としては、議決機関として組合会を、執行機関として理事長及び理事を、監視のための機関として監事を置き、それぞれについての規定を設けたこと(3)本組合については非課税とすること等であり(二)組合員に関する事項としては、組合員の範囲、その資格の得喪及び組合員である期間の計算等を規定し(三)給付に関する事項としては、種々給付の種類を定め、その給付事由及び内容等は国家公務員共済組合法によるそれと同様とすること(四)福祉事

業に関する事項　（五）掛金、負担金に関する事項　（六）市町村職員共済組合連合会に関する事項　（七）組合員が支払うべき金額の徴収に関する異議審査のために設けられる市町村職員共済組合審査会に関する事項　（八）会計に関する事項　（九）罰則に関する事項　（十）経過的措置として、恩給法の準用を受ける者及び建康保険組合並びに厚生年金保険の被保険者が本法の組合員となるべき場合の措置等を規定するものであつて、大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、市町村職員の福祉を増進することができる。

三、費用

本法を施行することによつて、国は別に費用を要しない。

審査報告書

奄美群島復興特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年六月十四日

地方行政委員長代理理事　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石村　幸作　伊能　芳雄

長谷山行毅　伊能繁次郎

木村　守江　寺本　廣作

小林　武治　館　哲二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、奄美群島の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図り住民の生活の安定に資するために特別措置として総合的な復興計画を策定し、これに基く事業を実施しようとするものであつて、その内容は(一)法定された事業について、復興計画は概ね五ケ年を目途とすること。(二)復興計画は、内閣総理大臣が、鹿児島県知事の案に基き、奄美群島復興審議会の議を経て決定すること。(三)事業経費は国が支弁し又は高率の負担補助等を行うこと。(四)事業の実施は、鹿児島県知事又は鹿児島県若しくは市町村その他の者が行うものとすること。(五)内閣総理大臣が指揮監督を行うこと。(六)奄美群島復興審議会の組織に関する事項等を規定したものであつて、その内容は大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、奄美群島の急速な復興を図ることができる。

三、費用

本法の施行に要する費用は、本年度予算に奄美群島復帰善後処理費として二十億円計上ずみである。

地方行政委員会請願審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一二八三号　行政書士法廃止反対に関する請願

第一四八号、第三五九号　冷害凶作に対する平衡交付金増額等の請願

第二九五号　地方公共団体の財政再建整備法制定促進等に関する請願

第五七九号　地方財政再建整備法制定に関する請願

第三〇六号、第一九六八号　町村合併促進に関する請願

第三五八号　特別平衡交付金増額に関する請願

第四五九号　地方財政制度改革に関する請願

第一〇八号　平衡交付金の積雪寒冷地域判定に関する請願

第一九二三号、第一九七〇号、第二〇〇七号　国庫納付金制度廃止に関する請願

第一二〇号　洋服仕立業者等に対する事業税特別措置の請願

第三一〇号、第四三九号、第四六〇号、第五六八号、第五九五号、第六二四号、第六四五号、第九七〇号、第九七一号、第九七二号、第九七五号、第九七六号、第九七七号、第九七九号、第九八〇号、第一〇〇八号、第一〇五七号、第一〇九一号、第一一七六号、第一一八二号、第一二三三号、第一三一三号、第一三四〇号、第一四六一号、第一五〇〇号、第一八七八号、第一九三七号、第一九五一号　営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

第一〇〇一号、第一〇五八号、第一一七一号、第一一八一号、第一二一六号、第一二四一号、第一三八二号、第一五三八号、第一七一〇号、第一七八一号、第一八一七号、第一八二五号、第一八六六号、第一八七六号、第一八九〇号、第一九〇四号、第一九一七号、第二〇二八号、第二〇二四号、第二〇九一号、第二二一八号　バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

第三一一号、第四四〇号、第四六一号、第五一九号、第五二一号、第五六九号、第六二五号、第六四六号、第七一二号、第七一三号、第八二五号、第九七五号、第九七七号、第九七九号、第九八〇号、第一〇〇八号、第一〇五七号、第一〇九一号、第一一七五号、第一一八二号、第一三三三号、第一三四〇号、第一四六一号、第一五〇〇号、第一八七八号、第一九三七号、第一九五一号　営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

第一〇〇一号、第一〇五八号、第一一七一号、第一一八一号、第一二一六号、第一二四一号、第一三八二号、第一五三八号、第一七一〇号、第一七八一号、第一八一七号、第一八二五号、第一八六六号、第一八七六号、第一八九〇号、第一九〇四号、第一九一七号、第二〇二八号、第二〇二四号、第二〇九一号、第二二一八号　バスの自動車税軽減に関する請願

第二三〇七号　地方税法第百四十九条改正等に関する請願

第五七七号　日本国有鉄道等に固定資産税を賦課するの請願

第九二八号　遊興飲食税の国税移管反対等に関する請願

第九三八号、第一七五四号、第一七五五号、第一七九三号、第一八二五号、第一八七〇号、第一九二四号、第一九六七号、第一九九四号、第二〇一五号　遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願

第一四九二号　すし業の遊興飲食税軽減に関する請願

第一五二七号　簡易旅館等の遊興飲食税軽減に関する請願

第一〇四一号　洗張業の地方税に関する請願

第一二二六号　中小商工業者の事業税に関する請願

第一二七八号、第一二七九号、第一三三九号、第一三五五号、第一四九三号、第一五〇〇号、第一六四一号、第二六〇八号　事業税軽減に関する請願

第一九六三号　事業税に関する請願

第一二七〇号、第一二八〇号、第一四六〇号、第一五九三号、第二〇九七号、第二二四二号、第二四七二号　地方税法中一部改正に関する請願

第一五一一号　印刷基本美術家の地方税軽減に関する請願

第一五一七号、第一六三五号　理容師美容師の特別所得税引上げ反対に関する請願

第一八八八号　水産業協同組合共済会の地方税非課税措置継続に関する請願

第一八九六号　固定資産平均価格引下げに関する請願

第二〇〇三号　入場税の地域差設定に関する請願

第二五八五号　寡婦世帯の市町村民税軽減に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年六月十四日

地方行政委員長代理理事　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

地方行政委員会請願特別報告第一号

行政書士法廃止反対に関する請願

第一二八三号　東京都文京区竹早町二九日本行政書士会連合会内　沓間万章提出

冷害凶作に対する平衡交付金増額等の請願

第一四八号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

第三五九号　福島市杉妻町県会事務局内　大竹作摩提出

地方公共団体の財政再建整備法制定促進等に関する請願

第二九五号　鹿児島県議会議長　田中茂穂提出

地方財政再建整備法制定に関する請願

第五七九号　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎提出

町村合併促進に関する請願

第三〇六号　岡山県議会議長　蜂谷初四郎提出

第一九六八号　鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県町村議会議長会内　高野季信提出

特別平衡交付金増額に関する請願

第三五八号　茨城県議会議長　鈴木一司提出

地方財政制度改革に関する請願

第四五九号　長野県議会議長　下平晒四提出

平衡交付金の積雪寒冷地域判定に関する請願

第一一〇八号　新潟県議会議長　長　児玉龍太郎提出

国庫納付金制度廃止に関する請願

第一九二三号　奈良県知事　奥田良三提出

第一九七〇号　神奈川県知事　内山岩太郎外八名提出

第二〇〇七号　福島県平市長　諸橋久太郎提出

洋服仕立業者等に対する事業税特別措置の請願

第一二〇号 愛知県挙母市大字挙母字久保町三六加茂洋服商工組合内 佐藤元治外二十五名提出

貨物自動車運送事業等の事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

第三一〇号 東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内 小野哲提出
第四三九号 静岡県清水市入船町三ノ四鈴与自動車運送株式会社取締役社長 鈴木要二外七名提出
第四六〇号 鳥取市今町二ノ二七日ノ丸運送株式会社取締役社長 由谷義治提出
第五六八号 愛媛県松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内 島本友次郎提出
第五九五号 岐阜県大野郡久々野村大字久々野一〇、一六二久々野運輸株式会社取締役社長 高井斎外四名提出(三通)
第六二四号 高知市駅前町二四高知県貨物自動車協会内 上田統造提出
第六四五号 山形市八日町七二三ノ一全日通労働組合新潟地区山形支部内 佐藤正二提出
第九七〇号 静岡県沼津市我入道江川町一九ノ一大一トラック急送株式会社社長 鈴木万吉外六名提出
第九七一号 名古屋市中区千早町二ノ二二愛知陸運株式会社代表取締役 仲田光三郎君
第九七二号 愛知県一宮市下馬町七蘇東運輸株式会社取締役社長 長尾芳郎提出
第九七三号 千葉市要町一七日本通運株式会社千葉支店内 田谷一提出
第九七四号 静岡市栄町二ノ四日本通運株式会社静岡支店内 伊東三男外五名提出
第一〇〇七号 茨城県水戸市泉町茨城県公益トラック協会内 島津三郎提出
第一〇五六号 東京都中央区新川一ノ六東京貨物自動車運送事業協会内 渡辺庄吉提出
第一〇九〇号 福島市清明町三二福島運送株式会社専務取締役 亀谷栄治提出
第一一六三号 名古屋市港区名港通一ノ三五名貨運送株式会社代表取締役社長 服部勝三郎提出
第一一七三号 和歌山市友田町五ノ四和歌山運送株式会社取締役社長 平井俊吉提出
第一一七四号 福島県耶麻郡猪苗代町字堤五〇〇八耶麻貨物自動車株式会社取締役社長 津金春雄提出
第一二八一号 福島県平市字鍛治町九磐城貨物自動車株式会社取締役社長 渡辺重三郎提出
第一三三八号 福島県伊達郡梁川町字中町四二東北運送株式会社取締役社長 宍戸喜七提出
第一四六二号 長崎市浜口町六六長崎協同運送有限会社取締役社長 宮村進外三名提出(四通)
第一八七七号 三重県宇治山田市宮後町五六六ノ三南勢運送株式会社取締役社長 丹羽憲治外二名提出
第一九三八号 三重県津市羽所町一五六日本通運株式会社津支店内 長谷川準三提出

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

第一〇〇二号 長崎市大黒町八五長崎県バス協会内 田中喜三郎提出
第一一七二号 高知市駅前町二四乗合旅客自動車協会内 野村健一郎提出
第一一八二号 山口市今市一ノ四山口県バス協会内 井上隆一提出
第一二一四号 水戸市大手町一ノ一八〇 根本政太郎提出
第一二一五号 東京都千代田区丸の内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会長 伊能繁次郎提出
第一二四〇号 札幌市北三条西七ノ一北海道バス協会内 伊藤琢磨提出
第一三八三号 神奈川県小田原市緑四ノ六五一箱根登山鉄道株式会社取締役社長 河合好人提出
第一五三九号 東京都台東区五条町三三京成電鉄株式会社取締役社長 吉田秀弥提出
第一七一一号 盛岡市日影門外小路一二三ノ一岩手中央バス株式会社取締役社長 高橋佐太郎提出
第一七八二号 松山市北持田町一三一愛媛県旅客自動車協会内 小坂伝之進提出
第一八一八号 静岡市鷹匠町一ノ七一静岡鉄道株式会社取締役社長 川井健太郎提出
第一八六六号 静岡県三島市四九四駿豆鉄道株式会社専務取締役 大場金太郎外二名提出
第一八七九号 福井市御園町一二福井県バスタクシー協会内 平野五郎提出
第一八九一号 岡山市東田町八四 石津龍輔提出
第一九〇五号 島根県松江市北松江一畑電気鉄道株式会社代表者 山本孝吉提出
第一九一九号 名古屋市中村区笹島町一ノ二二三中部乗合自動車協会内 千田憲三提出
第一九二七号 名古屋市中村区笹島町一ノ二二三名古屋鉄道株式会社愛知県乗合自動車協会内 千田憲三提出
第二〇二五号 宮城県仙台市長町大道西九秋保電気鉄道株式会社取締役社長 仙波久良提出
第二〇九二号 東京都千代田区丸の内三ノ四日本交通協会内社団法人日本乗合自動車協会長 伊能繁次郎外一名提出
第二二一九号 水戸市大手町一八〇ノ一茨城県乗旅自動車協会内 根本政太郎提出

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

第三一一号 東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内 小野哲提出
第四四〇号 静岡県清水市入船町三ノ四鈴与自動車運送株式会社取締役社長 鈴木要二外七名提出
第四六一号 鳥取市今町二ノ二七日ノ丸運送株式会社取締役社長 由谷義治提出
第五一九号 群馬県前橋市岩神町六一前橋運送株式会社取締役社長 吉沢富三郎外三名提出
第五二〇号 滋賀県大津市蔵橋町一九滋賀県貨物自動車協会内 伊庭栄治郎提出
第五二一号 群馬県太田市大字太田番外一ノ五東武通運株式会社太田支店内 久保田寿外二名提出(二通)
第五六九号 愛媛県松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内 島本友次郎提出
第五九六号 岐阜県益田郡萩原町五二〇益田運輸株式会社取締役社長 野中幸一外四名提出(三通)
第六二五号 高知市駅前町二四高知県貨物自動車協会内 上田統造提出
第六四六号 山形市八日町七二三ノ一全日通労働組合新潟地区山形支部内 佐藤正二提出
第七一二号 神奈川県横須賀市若松町三ノ五横須賀運送株式会社取締役社長 新倉義雄外一名提出
第七一三号 岐阜市高野町八丁目第一合同運輸株式会社代表取締役 高橋理三郎提出
第八二五号 広島市西蟹屋町四五九広島県貨物自動車株式会社代表取締役 中野喜平提出
第九七五号 千葉市要町一七日本通運株式会社千葉支店内 田谷一提出
第九七六号 静岡市栄町二ノ四日本通運株式会社静岡支店内 伊東三男外五名提出
第九七七号 愛知県一宮市下馬町七蘇東運輸株式会社取締役社長 長尾芳郎提出
第九七八号 名古屋市中区千早町二ノ二二愛知陸運株式会社代表取締役 仲田光三郎提出
第九七九号 群馬県高崎市高砂町群馬自動車運送株式会社取締役社長 中村三郎外九名提出
第九八〇号 静岡県沼津市我入道江川町一九ノ一大一トラック急送株式会社社長 鈴木万吉外六名提出
第一〇〇八号 茨城県水戸市泉町茨城県公益トラック協会内 島津三郎提出
第一〇五七号 東京都中央区新川一ノ六東京貨物自動車運送事業協会内 渡辺庄吉提出
第一〇九一号 福島市清明町三二福島運送株式会社専務取締役 亀谷栄治提出
第一一七五号 福島県耶麻郡猪苗代町字堤五〇〇八耶麻貨物自動車株式会社取締役社長 津金春雄提出
第一一七六号 和歌山市友田町五ノ四和歌山運送株式会社取締役社長 平井俊吉提出
第一二八二号 福島県平市字鍛治町九一磐城貨物自動車株式会社取締役社長 渡辺重三郎提出
第一三三三号 群馬県甘楽郡富岡町大字富岡一、一二七上州富岡運送株式会社取締役社長 佐藤又五郎外六名提出(二通)
第一三四〇号 福島県伊達郡梁川町字中町四二東北運送株式会社取締役社長 宍戸喜七提出
第一四六一号 長崎県大村市西本町五四八ノ六東亜運輸株式会社取締役社長 入江政吉外

三名提出（四通）
第一五〇号　群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田三八四上信通運株式会社取締役社長　原眞二郎外二名提出
第一八七八号　三重県宇治山田市宮後町五六六ノ三南勢運送株式会社取締役社長　丹羽憲治外二名提出
第一九三七号　三重県津市羽所町一五六日本通運株式会社津支店内　長谷川準三提出
第一九五一号　長野市岡田町一六三長野陸運株式会社取締役社長　宮島直雄外十名提出
バスの自動車税軽減に関する請願
第一〇〇一号　長崎市大黒町八五長崎県バス協会内　田中喜三郎提出
第一〇五八号　兵庫県養父郡八鹿町二五ノ二九全但交通株式会社取締役社長　田中寛提出
第一一七一号　高知市駅前町二四乗合旅客自動車協会内　野村健一郎提出
第一一八一号　山口市今市一ノ四山口県バス協会内　井上隆一提出
第一二一六号東　京都千代田区丸ノ内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会会長　伊能繁次郎提出
第一二一七号　水戸市大手町一ノ一八〇　根本政太郎提出
第一二四一号　札幌市北三条西七ノ一北海道バス協会内　伊藤琢磨提出
第一三八二号　神奈川県小田原市緑四ノ六五一箱根登山鉄道株式会社取締役社長　河合好人提出
第一五三八号　東京都台東区五条町三京成電鉄株式会社取締役社長　吉田秀弥提出
第一七一〇号　盛岡市日影門外小路一二三ノ一岩手中央バス株式会社取締役社長　高橋佐太郎提出
第一七八一号　松山市北持田町一三一愛媛県旅客自動車協会内　小坂伝之進提出
第一八一七号　静岡市鷹匠町一ノ七一静岡鉄道株式会社取締役社長　川井健太郎提出
第一八二九号　滋賀県大津市桝屋町一〇　後藤梯次提出
第一八六七号　静岡県三島市四九四駿豆鉄道株式会社専務取締役　大場金太郎外二名提出（三通）
第一八七六号　福井市御園町一二福井県バスタクシー協会内　平野五郎提出
第一八九〇号　岡山市東田町八四　石津龍輔提出
第一九〇四号　島根県松江市北松江一畑電気鉄道株式会社代表者　山本孝吉提出
第一九一七号　名古屋市中村区笹島町一ノ二二三中部乗合自動車協会内　千田憲三提出
第一九二八号　名古屋市中村区笹島町一ノ二二三名古屋鉄道株式会社愛知県乗合自動車協会内　千田憲三提出
第二〇二四号　宮城県仙台市長町大道西九秋保電気鉄道株式会社取締役社長　仙波久良提出
第二〇九一号　東京都千代田区丸の内三ノ四日本交通協会内社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎外一名提出
第二一二八号　水戸市大手町一八〇ノ一茨城県乗旅自動車協会内　根本政太郎提出
地方税法第百四十九条改正等に関する請願
第二三〇七号　東京都中央区銀座東一ノ二　小野哲提出
日本国有鉄道等に固定資産税を賦課するの請願
第五七七号　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎提出
遊興飲食税の国税移管反対等に関する請願
第九二八号　愛知県知多郡大野町字洲崎六二一　山田八重子外千四百五十五名提出
遊興飲食税の一部を市町村に還元するの願請
第九三八号　鳥取県米子市長　野坂寛治提出
第一七五四号　山梨県甲府市長　鷲野啓次郎提出
第一七五五号　長野県諏訪市長　金井清提出
第一七九三号　青森県弘前市長　桜田清栄提出
第一八二五号　福島県若松市長　村井八郎外二名提出（三通）
第一八七〇号　福島県白河市長　中自瑞男提出
第一九二四号　大分県日田市長　岩尾精一外二名提出（三通）
第一九六七号　山形県米沢市長　高橋広吉提出
第一九九四号　北海道旭川市長　坂東幸太郎外一名提出（二通）
第二〇一五号　静岡県伊東市長　太田賢治郎提出
すし業の遊興飲食税軽減に関する請願
第一四九二号　東京都新宿区角筈一ノ一　毛利鋼三外十二名提出
簡易旅館等の遊興飲食税軽減に関する請願
第一五二七号　東京都新宿区新宿四ノ六三全日本簡易宿組合連合会内　松井修一郎提出
洗張業の地方税に関する請願
第一〇四一号　名古屋市千種区穂波町一ノ一三　鶴坂清三郎外百六十五名提出
中小商工業者の事業税に関する請願
第一二二六号　名古屋市中区西境町一ノ二　浜田照雄外八百五名提出
事業税軽減に関する請願
第一二七八号　東京都中央区越前堀一ノ一〇奉仕経済団内　谷本勇提出
第一二七九号　東京都中央区越前堀一ノ一〇奉仕経済団内全国事業税対策協議会内　国井秀作提出
第一三九号　愛媛県新居浜市昭和通四新居浜市商工事務協同組合長　越智槙一提出
第一六三五号　静岡市東草深町二ノ二八　遠藤宮久代提出
水産業協同組合共済の地方税非課税措置継続に関する請願
第一八八八号　東京都千代田区麹町一ノ一二全国水産業協同組合共済会内　横田象三郎提出
固定資産平均価格引下げに関する請願
第一八九六号　群馬県北群馬郡渋川町長　佐藤力外二十三名提出
入湯税の地域差設定に関する請願
第二〇〇三号　福島県田村郡小野新町大字谷津作字小治郎八二二番外十四名提出
寡婦世帯の市町村民税軽減に関する請願
第二五八五号　静岡市常磐町二八十妙子外九名提出
右百五十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年六月十四日
地方行政委員長　堀　末治
参議院議長河井彌八殿

意見書案
行政書士法廃止反対に関する請願
請願者　東京都文京区竹早町二九日本行政書士会連合会内
沓間万章（第一二八二号）
右の請願は、最近伝えられるところによると、行政書士法が廃止されるとのことであるが、国に行政事務あり、人は権利義務によつて結ばれている以上、社会共同福祉のために行政書士の存在は当然のことであつて、万一本法が廃止されるとすれば、立法の目的精神は根底から覆り行政書士の業務は野放し状態となり、往年のごとく市井に低俗無智識なる代書人はびこり、いかがわしい三百代言的人物が世を毒するに至るは火を見るより明らかであるから、本法の廃止

には絶対反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害凶作に対する平衡交付金増額等の請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一四八号）

請願者　福島市杉妻町県会事務局内　大竹作摩（第三五九号）

右の請願は、福島県における未曾有の冷害凶作は、米作その他農作物に甚大なる被害を及ぼし、総額百七十六億円を算する惨状を見るに至り、再建途上にあつた農村はために崩壊の危機にひんするの実情にあるから、現下本県財政の窮状にかんがみ、これが救農施策を実効あらしめるよう地方財政平衡交付金の増額及び地方債わくの拡大を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公共団体の財政再建整備法制定促進等に関する請願

請願者　鹿児島県議会議長　田中茂穂（第二九五号）

右の請願は、地方財政の需要は年々増加の一途をたどつているにかかわらず、税制その他の諸収入はこれに伴わず、勢い中央依存の現状であつてこれが確立については、きわめて憂慮すべき段階におかれている。特に鹿児島においては、自主財源においてわずかに十七、八パーセントであり、反面平衡交付金ならびに国庫補助金が七十一パーセント強を占めきわめて自主性の乏しい財政事情となつている。なおまた、起債においても諸種の制約により、公共事業もほとんど実施困難となつている実状であるから、すみやかに地方公共団体の財政再建整備法を制定するとともに、歳入欠陥補てんのため、長期地方債の発行ならびに地方債のわくの増大を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政再建整備法制定に関する請願

請願者　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎（第五七九号）

右の請願は、先般の第十三号台風は、全国的な被害をもたらし、中でも東海地方はじん大な被害を受け地方公共団体の財政窮迫に輪をかけている現状であり、また被害を受けなかつた都市においても年年給与の改訂、諸物価の騰貴等のために財政は極度に窮迫しているから地方財政再建整備法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

町村合併促進に関する請願

請願者　岡山県議会議長　蜂谷初四郎（第三〇六号）

請願者　鹿児島市山下町自治会館内　鹿児島県町村議会議長会内　高野季信（第一九六八号）

右の請願は、町村合併を促進するため、（一）町村合併促進法施行令第十三条に規定する「事務に関する経費の一部」についての補助交付は、その事務の範囲を相当大幅に拡大した取扱いとするとともにその補助率についても高率に措置すること、（二）合併町村に対しては、前項にいう事務費のみならず、その建設計画に伴う事業費に対しても、特に補助しうるよう同施行令を改正すること、（三）前項の補助金に対しては別わくの補助金を交付すること（四）合併町村の建設計画に対しては前二項の補助金の他、起債のわくを拡大して優先的に許可すること、（五）町村合併促進法第三十条に規定する都道府県の措置については、当該都道府県に対して補助金を交付すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特別平衡交付金増額に関する請願

請願者　茨城県議会議長　鈴木一司（第三五八号）

右の請願は、過去五十年来かつてない長期にわたる冷温多雨等の異常気象により茨城県の養蚕業、農作物等はじん大なる被害を受け、損害高は養蚕業において七億円余、農作物において百億円余に達し、ために農家収入の極減は必然的に県および市町村の財政運営に悪影響を及ぼし、かつ公共団体自体においてもまた公共施設の損傷、復旧および冷害凶作対策等に要する新規財政需要額は県において四億円余、市町村において三億五千万円余の増加をきたし、なお凶作による市町村税の減免要込一億数千万円余に及び、県財政を始め市町村財政は全く危機にひんしている現況であるから、本年度特別平衡交付金配分に当つては、右事情賢察の上本県ならびに市町村に対し特に増額配分の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平衡交付金の積雪寒冷地域判定に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎（第一一〇八号）

請願者　神奈川県知事　内山岩太郎外八名（第一九七〇号）

請願者　福島県平市長　諸橋久太郎（第二〇〇七号）

右の請願は、積雪寒冷地の地方自治体に対しては、従来日本積雪連合の資料に基き地方財政平衡交付金の額の算定が行われてきたが、その後寒冷度については昭和二十七年度から低極を対象とし、積雪度については昭和二十八年度から最高積雪量二メートルを限度とする算定方式に改訂されたため、裏日本各県の大部分、特に新潟県市町村の六割が寒冷度の適用から除外される結果となつた。本県には平均三メートルを超える積雪町村が多く、これら町村の冬季間の経費はばく大で新算定方式は、矛盾した面が多いから、積雪寒冷の地域判定の立法化に当つては、現行制度の不備を是正し、積雪寒冷地方自治体に対する地域制定の合理化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国庫納付金制度廃止に関する請願

請願者　奈良県知事　奥田良三（第一九二三号）

請願者　神奈川県知事　内山岩太郎外八名（第一九七〇号）

請願者　福島県平市長　諸橋久太郎（第二〇〇七号）

右の請願は、自転車競技に伴う国庫納金の廃止に対し、業界の一部において特殊法人を設け地方団体から国庫納付金の相当部分に当る額を支出させたい意向があり、通産省当局においてもこれを支持する動きがあるようであるが、本競技開始以来の地方団体の要望がようやく実現しようとする際、特に地方財政の危機に直面している現在このような動きはまことに遺憾であるから、国庫納付金相当分は完全にこれを地方団体に移管されるよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

洋服仕立業者等に対する事業税特別措置の請願

請願者　愛知県挙母市大字挙母字久保町三六加茂洋服商工組合内　佐藤元治外二十五名（第二一〇号）

右の請願は、洋服仕立業者ならびに繊維加工業者等は、注文下請の区別なくそのすべてが自己の勤労によつて収入を得る肉体労働者であり、かつ、それにて生活を支える所得賃金労働者であつて、昔から大工、左官などの屋外技術者を野職と呼び洋服仕立業者等の屋内技術者を居職といつて同列に考えられてきたが、居職であるために職場が店舗とみなされ、高価な服地を扱うからといつて勤労所得者であるにもかかわらず事業税の対象とされていることは心外にたえないから、附加の面においては第二種事業税に移管するとともに技能修得者一人当り六千円以上の控除等に関する特別措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

貨物自動車運送事業等の事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

請願者　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　小野哲（第三一〇号）

請願者　静岡県清水市入船町三ノ四鈴与自動車運送株式会社取締役社長　鈴木要二外七名（第四三九号）

請願者　鳥取市今町二ノ二七日ノ丸運送株式会社取締役社長　由谷義治（第四六〇号）

請願者　愛媛県松山市宮田町宇北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内　島本友次郎（第五六八号）

請願者　岐阜県大野郡久々野村大字久々野二、一六二久々野運輸株式会社取締役社長　高井斎外四名（第五九五号）（三通）

請願者　高知市駅前町二四高知県貨物自動車協会内　上田統造（第六二四号）

請願者　山形市八日町七二三ノ一全日通労働組合新潟地区山形支部内　佐藤正二（第六四五号）

請願者　静岡県沼津市我入道江川町一九ノ一大一トラック急送株式会社社長　鈴木万吉外六名（第九七〇号）

請願者　名古屋市中区千早町二ノ二二愛知陸運株式会社代表取締役　仲田光三郎（第九七一号）

請願者　愛知県一宮市下馬町七蘇東運輸株式会社取締役社長　長尾芳郎（第九七二号）

請願者　千葉市要町一七日本通運株式会社千葉支店内　田谷一（第九七三号）

請願者　静岡市栄町二ノ四日本通運株式会社静岡支店内　伊東三男外五名（第九七四号）

請願者　茨城県水戸市泉町茨城県公益トラック協会内　島津三郎（第一〇〇七号）

請願者　東京都中央区新川一ノ六東京貨物自動車運送事業協会内　渡辺庄吉（第一〇五六号）

請願者　福島市清明町三二福島運送株式会社専務取締役　亀谷栄治（第一〇九〇号）

請願者　名古屋市港区名港通一ノ三五名貨運送株式会社代表取締役社長　服部勝三郎（第一一六三号）

請願者　和歌山市友田町五ノ四和歌山運送株式会社取締役社長　平井俊吉（第一一七三号）

請願者　福島県耶麻郡猪苗代町字堤五〇〇八耶麻貨物自動車株式会社取締役社長　津金春雄（第一一七四号）

請願者　福島県平市字鎌治町九磐城貨物自動車株式会社取締役社長　渡辺重三郎（第一二八一号）

請願者　福島県伊達郡梁川町字中町四二東北運送株式会社取締役社長　宍戸喜七（第一三三八号）

請願者　長崎市浜口町六六長崎協同運送有限会社取締役社長　宮村進外三名（第一四六二号）（四通）

請願者　三重県宇治山田市宮後町五六六ノ三南勢運送株式会社取締役社長　丹羽憲治外二名（第一八七七号）

請願者　三重県津市羽所町一五六日本通運株式会社津支店内　長谷川準三（第一九三八号）

右の請願は、トラック運送事業及び通運事業は、ガソリン税、自動車税等の特殊課税が重課されているにかかわらず、事業税に対しても昭和二十四年五月地方税法の一部改正に伴い、従来の所得（純益）課税から外形標準課税に改正されたため、これ等事業者にとつて事業税は、はなはだしい過重課税となつているから、今回の税制調査会の答申に基き、事業税は外形標準課税制度を撤廃して所得課税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願

請願者　長崎市大黒町八五長崎県バス協会内　田中喜三郎（第一〇〇一号）

請願者　高知市駅前町二四乗合旅客自動車協会内　野村健一郎（第一一七二号）

請願者　山口市今市一ノ四山口県バス協会内　井上隆一（第一一八二号）

請願者　水戸市大手町一ノ一八〇　根本政太郎（第一二一四号）

請願者　東京都千代田区丸の内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎（第二一五号）

請願者　札幌市北三条西七ノ一北海道バス協会内　伊藤琢磨（第二一四〇号）

請願者　神奈川県小田原市緑四ノ六五一箱根登山鉄道株式会社取締役社長　河合好人（第一三八三号）

請願者　東京都台東区五条町三京成電鉄株式会社取締役社長　吉田秀弥（第一五三九号）

請願者　盛岡市日影門外小路一二三ノ一岩手中央バス株式会社取締役社長　高橋佐太郎（第一七一一号）

請願者　松山市北持田町一三一愛媛県旅客自動車協会内　小坂伝之進（第一七八二号）

請願者　静岡市鷹匠町一ノ七一静岡鉄道株式会社取締役社長　川井健太郎（第一八一八号）

請願者　静岡県三島市四九四駿豆鉄道株式会社専務取締役大場金太郎外二名（第一八六六号）

請願者　福井市御園町一二福井県バスタクシー協会内　平野五郎（第一八七九号）

請願者　岡山市東田町八四　石津龍輔（第一八九一号）

請願者　島根県松江市北松江一畑電気鉄道株式会社代表者山本孝吉（第一九〇五号）

請願者　名古屋市中村区笹島町一ノ二二三中部乗合自動車協会内　千田憲三（第一九一九号）

請願者　名古屋市中村区笹島町一ノ二二三名古屋鉄道株式会社愛知県乗合自動車協会内　千田憲三（第一九二七号）

請願者　宮城県仙台市長町大道西九秋保電気鉄道株式会社取締役社長　仙波久良（第二〇二五号）

請願者　東京都千代田区丸の内三ノ四日本交通協会内社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎外一名（第二〇九二号）

請願者　水戸市大手町一八〇ノ一茨城県乗旅自動車協会内　根本政太郎（第二二一九号）

右の請願は、最近聞くところによると、運送業のうちバス事業に対しては今後引き続き外形標準課税形式を採用するよしであるが、これは全国バス事業者にとつてこの上ない不幸であるから、バス事業が現行地方税法の孤島に取り残されることのないように、是非とも昭和二十九年度以降他の運送業と等しく先般の税統調調査会の答申案通り所得課税に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者　東京都中央区銀座東一ノ二日本トラック協会内　小野哲（第三一一号）

請願者　静岡県清水市入船町三ノ四鈴与自動車運送株式会社取締役社長　鈴木要二外七名（第四四〇号）

請願者　鳥取市今町二ノ二七日ノ丸運送株式会社取締役社長　由谷義治（第四六一号）

請願者　群馬県前橋市岩神町六一前橋運送株式会社取締役社長　吉沢富三郎外三名（第五一九号）

請願者　滋賀県大津市蔵橋町一九滋賀県貨物自動車協会内　伊庭栄治郎（第五二〇号）

請願者　群馬県太田市大字太田番外一ノ五東武通運株式会社太田支店内　久保田寿外二名（第五二一号）（二通）

請願者　愛媛県松山市宮田町字北沼地二七四ノ一日通松山支店内愛媛県トラック協会内　島本友次郎（第五六九号）

請願者　岐阜県益田郡萩原町五二〇益田運輸株式会社取締役社長　野中幸一外四名（第五九六号）（三通）

請願者　高知市駅前町二四高知県貨物自動車協会内　上田統造（第六二五号）

請願者　山形市八日町七二三ノ一全日通労働組合新潟地区山形支部内　佐藤正二（第六四六号）

請願者　神奈川県横須賀市若松町三ノ五横須賀運送株式会社取締役社長　新倉義雄外一名（第七一二号）

請願者　岐阜市高野町八丁目第一合同運輸株式会社代表取締役　高野理三郎（第七一三号）

請願者　広島市西蟹屋町四五九広島県貨物自動車株式会社代表取締役　中野喜平（第八二五号）

請願者　千葉市要町一七日本通運株式会社千葉支店内　田谷一（第九七五号）

請願者　静岡市栄町二ノ四日本通運株式会社静岡支店内　伊東三男外五名（第九七六号）

請願者　愛知県一宮市下馬町七蔵東運輸株式会社取締役社長　長尾芳郎（第九七七号）

請願者　名古屋市中区千早町二ノ二二愛知陸運株式会社代表取締役　仲田光三郎（第九七八号）

請願者　群馬県高崎市高砂町群馬自動車運送株式会社取締役社長　中村三郎外九名（第九七九号）

請願者　静岡県沼津市我入道江川町一九ノ一大一トラック急送株式会社社長　鈴木万吉外六名（第九八〇号）

請願者　茨城県水戸市泉町茨城県公益トラック協会内　島津三郎（第一〇〇八号）

請願者　東京都中央区新川一ノ六東京貨物自動車運送事業協会内　渡辺庄吉（第一〇五七号）

請願者　福島市清明町三二福島運送株式会社専務取締役　亀谷栄治（第一〇九一号）

請願者　福島県耶麻郡猪苗代町字堤五〇〇八耶麻貨物自動車株式会社取締役社長　津金春雄（第一一七五号）

請願者　和歌山市友田町五ノ四和歌山運送株式会社取締役社長　平井俊吉（第一一七六号）

請願者　福島県平市字鍛冶町九一磐城貨物自動車株式会社取締役社長　渡辺重三郎（第一二八二号）

請願者　群馬県甘楽郡富岡町大字富岡一、一二七上州富岡運送株式会社取締役社長　佐藤又五郎外六名（第一三二三号）（二通）

請願者　福島県伊達郡梁川町字中町四二東北運送株式会社取締役社長　宍戸喜七（第一三四〇号）

請願者　長崎県大村市西本町五四八ノ六東亜運輸株式会社取締役社長　入江政吉外三名（第一四六一号）（四通）

請願者　群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田三八四上信通運株式会社取締役社長　原真二郎外二名（第一五〇号）

請願者　三重県宇治山田市宮後町五六六ノ三南勢運送株式会社取締役社長　丹羽憲治外二名（第一八七八号）

請願者　三重県津市羽所町一五六日本通運株式会社津支店内　長谷川準三（第一九三七号）

請願者　長野市岡田町一六三長野陸送株式会社取締役社長　宮島直雄外十名（第一九五一号）

右の請願は、今般政府に答申された税制調査会の税制改革によると、トラック運送事業は、一般企業同様法人税、事業税等が軽減されることとなつたが、ガソリン税、自動車税等が引き上げになるため、トラック運送事業者にとつては反つて増税となる予盾した結果が将来されるから、自動車は税法上認められた事業用償却資産であることを勘案され、自動車税を財産課税の一環として固定資産税と同様課税に改め、普通車（トラック）の標準税率を一台年額六千円程度に軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

バスの自動車税軽減に関する請願

請願者　長崎市大黒町八五長崎県バス協会内　田中喜三郎（第一〇〇一号）

請願者　兵庫県養父郡八鹿町二五ノ二九全但交通株式会社取締役社長　田中寛（第一〇五八号）

請願者　高知市駅前町二四乗合旅客自動車協会内　野村健一郎（第一一七一号）

請願者　山口市今市一ノ四山口県バス協会内　井上隆一（第一一八一号）

請願者　東京都千代田区丸ノ内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎（第一二一六号）

請願者　水戸市大手町一ノ一八〇　根本政太郎（第一二一七号）

請願者　札幌市北三条西七ノ一北海道バス協会内　伊藤琢磨（第一二四一号）

請願者　神奈川県小田原市緑四ノ六五一箱根登山鉄道株式会社取締役社長　河合好人（第一三八二号）

請願者　東京都台東区五条町三京成電鉄株式会社取締役社長　吉田秀弥（第一五三八号）

請願者　盛岡市日影門外小路一二三ノ一岩手中央バス株式会社取締役社長　高橋佐太郎（第一七一〇号）

請願者　松山市北持田町一三一愛媛県旅客自動車協会内　小坂伝之進（第一七八一号）

請願者　静岡市鷹匠町一ノ七一静岡鉄道株式会社取締役社長　川井健太郎（第一八一七号）

請願者　滋賀県大津市桝屋町一〇　後藤悌次（第一八二九号）

請願者　静岡県三島市四九四駿豆鉄道株式会社専務取締役大場金太郎外二名（第一八六七号）（三通）

請願者　福井市御園町一二福井県バスタクシー協会内　平野五郎（第一八七六号）

請願者　岡山市東田町八四　石津龍輔（第一八九〇号）

請願者　島根県松江市北松江一畑電気鉄道株式会社代表者山本孝吉（第一九〇四号）

請願者　名古屋市中村区笹島町一ノ二二三中部乗合自動車協会内　千田憲三（第一九一七号）

請願者　名古屋市中村区笹島町一ノ二二三名古屋鉄道株式会社愛知県乗合自動車協会内　千田憲三（第一九二八号）

請願者　宮城県仙台市長町大道西九秋保電気鉄道株式会社取締役社長　仙波久良（第二〇二四号）

請願者　東京都千代田区丸の内三ノ四日本交通協会内社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎外一名（第二〇九一号）

請願者　水戸市大手町一八〇ノ一茨城県乗旅自動車協会内　根本政太郎（第二二一八号）

右の請願は、先般の税制調査会答申書によると、現行地方税の自動車税を約五割方引き上げるよう示されているが、これは昭和二十八年度に自動車税を大幅に増税されたバス業界にとつてこの上ない不幸であり、さらに伝えられる如く自動車税を固定資産税に改めることは、自動車税のしわ寄せをバスに背負わせる結果となり、バス事業の経営を危機に陥し入れるものであるから、自動車税五割値上げ、自動車税の固定資産税移行、軽油車に特別増税等の措置を取り止めるとともに、(一)「主として観光貸切」の字句を削除すること、(二)現行自動車税の基準となる乗車定員の準則を各府県の実情に即するよう改めること、(三)バス特に営業用自動車税率を他より低位にすること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税法第百四十九条改正等に関する請願

請願者　東京都中央区銀座東一ノ二　小野哲（第二三〇七号）

右の請願は、地方税法第百四十九条に規定する自動車税の納期は、四月及び十月の二回であるが、これは昭和二十五年に標準税率が一万円に定められたときの規定であり、その後、自動車税は一万四千円に引き上げられており、さらに今回また引上げが企画されているのであるから、納期も税率の引上げに伴い固定資産税と同様に、四月、七月、十二月、二月の四回に改正して納付の円滑を期せられると共に、地方税法の一部を改正する法律案中、附則41を削除せられたいとの趣旨であつて参議院は、

願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日本国有鉄道等に固定資産税を賦課するの請願

請願者　岐阜県大垣市議会議長　上田松治郎（五七七号）

右の請願は、現行地方税法においては、日本国有鉄道、日本放送協会、日本専売公社、日本電信電話公社の如き担税力ある企業体の直接その事業に供する資産に対して固定資産税を課することができないが、地方財政確立上からもまた民間企業との均衡上からもこのような公社の独立企業体に対して当然固定資産税を課すべきであるから、日本国有鉄道等に固定資産税を賦課できるよう地方税法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

遊興飲食税の国税移管反対等に関する請願

請願者　愛知県知多郡大野町字洲崎六二　山田八重子外千四百五十五名（第九二八号）

右の請願は、従来遊興飲食税が国税に移管のあかつきは地方の実状は無視され全国画一的となり従つて地方の美風は没却され徴税に当つても目的を達することはなはだ困難と考えられるのでこの際各般の状況をとくと調査の上本税を従来通り地方税とし、また現在のような重税ではその影響も大きく従つて生活の脅威を感ずるから、本税の税率を減額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願

請願者　鳥取県米子市長　野坂寛治（第九三八号）

請願者　山梨県甲府市長　鷹野啓次郎（第一七五四号）

請願者　長野県諏訪市長　金井清（第一七五五号）

請願者　青森県弘前市長　桜田清芽（第一七九三号）

請願者　福島県若松市長　村井八郎外二名（第一八二五号）（二通）

請願者　福島県白河市長　中目瑞男（第一八七〇号）

請願者　大分県日田市長　岩尾精一外二名（第一九二四号）（二通）

請願者　山形県米沢市長　高橋広吉（第一九六七号）

請願者　北海道旭川市長　坂東幸太郎外一名（第一九九四号）（二通）

請願者　静岡県伊東市長　太田賢治郎（第二〇一五号）

右の請願は、市町村の自治強化のための最大の障害は、財政基礎の薄弱にあり、中でも観光事業を推進するために各都市とも窮乏せる財政から莫大な金額を支出して観光客を誘致しているにかかわらず、これに対する助成が殆んど考えられていないから、観光都市の財政基礎確立のために都道府県税である遊興飲食税を徴収した市町村にその税額の五〇パーセントを還元する措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

すし業の遊興飲食税軽減に関する請願

請願者　東京都新宿区角筈一ノ一　毛利鋼三外十二名（第一四九二号）

右の請願は、戦後九箇年を経過した今日においては、しやし抑制を目的とした遊興飲食税の意義は既に喪失している上に、甘味、そば等には五十円の免税点が設置され、同じ大衆的飲食であるすし業者にのみ免税点が設けられていないことはまことに不均衡であり、税負担の過重は業者を困窮に陥れているから、百五十円以下を免税とするよう該税を軽減せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

簡易旅館等の遊興飲食税軽減に関する請願

請願者　東京都新宿区新宿四ノ六三　全日本簡易宿組合連合会内　松井修一郎（第一五二七号）

右の請願は、遊興飲食税によれば、一回百円以下の飲食については、免税の特典があるにもかかわらず、細民の住宅的安宿泊料にその特典がなく、全国に四十万人といわれる安宿利用の下層階級の人々の負担となる税がとりたてられていることは、はなはだ遺憾であるから、一人一泊百円以下の宿泊料金に対しては免税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

洗張業の地方税に関する請願

請願者　名古屋市千種区穂波町一ノ一三　鶴坂清三郎外百六十五名（第一〇四一号）

右の請願は、昭和二十八年法律第二百二号（地方税法の一部改正）によつてクリーニング業者（衣類その他の繊維製品を原型のまま洗たくする営業者）に対する課税率が低減されたが、洗張業もその内容は衣服の洗たく調整であつて設備、工程に多少の差があつても化学の応用等についてはクリーニング業と厳格なる区別ができない業体であるから、法律第二百二号を洗張業にも適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中小商工業者の事業税に関する請願

請願者　名古屋市中区西境町一ノ二　浜田照雄外八百五名（第一二二六号）

右の請願は、法人に対する事業税は、必要経費として主人や家族の給料を人件費として認め、所得から控除しているにもかかわらず、中小商工業者に対する事業税は、生活費にまで課税されるという不公平、不合理なものでいわゆる二重課税であり、生活権と営業権をおびやかすものであるから、かかる事業税はすみやかに撤廃せられるとともに、本年度分の事業税に対しては法人並びに個人事業税の自家労賃を経費として控除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

事業税軽減に関する請願

請願者　東京都中央区越前堀一ノ一〇　奉仕経済団内　谷村勇（第一二七八号）

請願者　東京都中央区越前堀一ノ一〇　奉仕経済団内全国事業税対策協議会内　国井秀作（第一二七九号）

請願者　愛媛県新居浜市昭和通四　新居浜市商工事務協同組合長　越智慎一（第一三三九号）

請願者　静岡県藤枝町鬼岩寺西野平四郎（第一三五五号）

請願者　名古屋市中村区水主町二ノ一　川松要治郎（第一四九三号）

請願者　東京都千代田区神田佐久間町三ノ三七　東京小売酒販売組合内　広川弘禅（第一五四〇号）

請願者　東京都千代田区日比谷公園事務所内　東京生花商組合連合会内　宮島鐘吉（第一六四一号）

請願者　大阪市西区京町堀上通二ノ一　天野幸郎外二百四十八名（第二六〇八号）

右の請願は、現行の事業税制は、法人経営と個人経営の負担の均衡が極端に不公平であり、とくに零細個人業者の負担が過重であるから、（一）昭和二十八年八月二十五日付自丙税発第一八四号土建関係業種に係る事業税の課税標準についての通ちように準じ、一般個人商工業者に対しても同一趣旨により勤労分を控除すること、（二）所得税非課税の取扱いを受けている者は事業税を免除すること、（三）過去において事業税を国税丸写しで課税されている者はその必要経費として当該年度の総理府統計

課家計調査の基準によつて勤労分を控除すること、(四)昭和二十九年度以後の事業税は法人と同じく必要経費を控除し税率を六パーセントとすること、等を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

事業税に関する請願

請願者　名古屋市瑞穂区大田町一ノ八　佐藤一夫外百十四名（第一九六二号）

右の請願は、現行の事業税は、法人経営と個人経営の負担がきわめて不合理かつ不公平であり、零細個人業者の負担が過重であるから、かかるむじゆんと不合理、不公平に満ちた事業税を撤廃せられたい。なお本年度分事業税に対しては法人並に個人事業税の自家労賃を経費として控除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税法中一部改正に関する請願

請願者　山口県都濃郡向道村長　田中舜外一名（第一二七〇号）

請願者　群馬県利根郡新治村長　岡田作夫外一名（第一二八〇号）

請願者　高知県香美郡美良布町長　北村春清外十三名（第一四六〇号）

請願者　高知県香美郡養布町長　北村春清外十三名（第一五九三号）

請願者　徳島県那賀郡宮浜村長　越野芳行外二名（第二〇九七号）

請願者　群馬県利根郡新治村長　岡田作夫（第二二四二号）

請願者　愛媛県宇摩郡金砂村長　立川清秀外一名（第二四七二号）

右の請願は、地方税法第三百四十八条第一項に該当する団体が行う発送電施設又は変電のための土地家屋及び償却資産に対し固定資産税を賦課し得るよう地方税法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

印刷基本美術家の地方税軽減に関する請願

請願者　東京都千代田区神田小川町二ノ一武崎ビル五階日本印刷基本美術家団体連合会内　中村利一（第一五二一号）

右の請願は、印刷基本美術家は、すべて各個の技術行使により収入を得ているもので、決して商業的形態の所得者ではないにもかかわらず、現行地方税において第一種事業税対象とされていることは不合理であるから、特別所得税ないしそれに類する軽減されたものに改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

理容師美容師の特別所得税引上げ反対に関する請願

請願者　名古屋市中区大池町一ノ四五愛知県美容協同組合理事長　坂部鉦一（第一五一七号）

請願者　静岡市東草深町二ノ二八　遠藤冨久代（第一六三五号）

右の請願は、理容師、美容師業は、商業理念に基く事業ではなく、手間料金を受ける業であるから、本業者に対する特別所得税の税率を引き上げることなく現行通りすえ置かれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産業協同組合共済会の地方税非課税措置継続に関する請願

請願者　東京都千代田区麹町一ノ一二全国水産業協同組合共済会内　横田象三郎（第一八八八号）

右の請願は、水産業協同組合共済会は、水産業協同組合法第六章の二の規定により設立される非出資の法人であつて、現在地方税は全面的に非課税となつている。しかるに、この度国会に上程された地方税法の一部を改正する法律案によれば、本共済会は一般の水産業協同組合と同様に扱われておらず、非出資の水産業協同組合の受けている非課税の措置は全く適用されていないため、全面的に地方税を課税されることとなつている。このような取扱いの変更は、理解に苦しむ措置であるから、従来通り非課税の取扱いを継続できるよう右法律案の修正措置を講じられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

固定資産平均価格引下げに関する請願

請願者　群馬県北群馬郡渋川町長　佐藤力外二十三名（第一八九六号）

右の請願は、本年度自治庁から県を通じて各市町村に指示された固定資産の平均価格が、昭和二十七年度当初の平均価格を単に地方の条件的指数のみによつて基準としたため、群馬県は他県に比して、全般的に高額で、特に田の平均価格においてはなはだしいものがあるから、本県の貧弱な総合的経済力、特に連続的災害にあえぐ農家経済の担税力等を考慮して、適正なる評価基準を再検討し、低額修正の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

入湯税の地域差設定に関する請願

請願者　福島県田村郡小野新町大字谷津作字小治郎八二二　二瓶章外十四名（第二〇〇二号）

右の請願は、熱海、別府、登別等主要大温泉地における入湯税と、山間に細細と煙を上げる純療養温泉地における入湯税が同額の二十円であることは、何としても納得できないところであるから、地方税法第六百二十条（入湯税の標準税率は入湯客一人一日について二十円とする）を改正して、入湯税の標準税率を入湯客一人一日について、地区により、(一)特等地区（全国主要温泉地）二十円、(二)一等地区（地方主要温泉地）十円、(三)二等地区（(一)、(二)を除いて療養を目的とした温泉地）五円、(四)三等地区（旧鉱泉地全部）三円、(五)例外地区（山間へき地のぼう屋営業地区）無税のように入湯税の地域差を設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

寡婦世帯の市町村民税軽減に関する請願

請願者　静岡市常磐町二　八木妙子外九名（第二五八五号）

右の請願は、現行地方税法によれば、寡婦世帯に対する市町村民税は、十万円以下の所得者を非課税としているが、地方税法制定当時（昭和二十五年）の公務員給与ベース六千二百円が現在では一万三千六百円ベースになつていること等を考慮されて、寡婦世帯に対する市町村民税の非課税所得額を二十万円に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会請願審査報告書

第二号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二九四号　警察法中一部改正に関する請願

第一七六一号　古物営業法第一条第一項改正に関する請願

第一九三四号、第一九五四号、第一九五七号、第一九五八号、第一九八三号、第二一四七号、第二四四九号　選挙違反の連座制強化に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年六月十四日

地方行政委員長代理理事　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

地方行政委員会請願特別報告第二号

警察法中一部改正に関する請願
第二九四号　岡山県笠岡市吉浜一、九六〇　高田武夫外三百三十九名提出

古物営業法第一条第一項改正に関する請願
第一七六一号　東京都千代田区神田小川町三ノ二二　村口四郎外六十名提出

選挙違反の連座制強化に関する請願
第一九三四号　東京都世田谷区上馬二ノ八五　山高しげり外三千六十名提出
第一九五四号　兵庫県加西郡在田村野谷　西村照枝外三千百八十名提出
第一九五七号　兵庫県姫路市西新町一三六　明石とみ江外二千六百二十名提出
第一九五八号　兵庫県姫路市玉手四〇六　清水みさゑ外三千十一名提出
第一九八三号　東京都世田谷区新町一ノ三、四一八　根反ハル外九百七名提出
第二一四七号　東京都中央区八丁堀四ノ一一　渡辺里子外二千二百五十名提出
第二四四九号　佐賀県佐賀郡西川副村古賀みな外二千四百七十一名提出

右九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年六月十四日

地方行政委員長代理理事　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

意見書案

警察法中一部改正に関する請願
請願者　岡山県笠岡市吉浜一、九六〇　高田武夫外三百三十九名（第二九四号）

右の請願は、行政機構改革審議機関において審議中の地方行政機構改革案中、警察制度に関する部門において、警察の管理運営機関として都道府県に公安委員会を置き五人の委員をもつて組織し、その構成員は警察または検察の前歴のない者の内から任命するとあるが、該条項中には、禁治産者または破産者で復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられた者の二者をも除外され、これらと同一に取扱われることはなはだ偏見、不合理であるから、警察、検察の前歴者も一般人と同一に取り扱うよう措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

古物営業法第一条第一項改正に関する請願
請願者　東京都千代田区神田小川町三ノ二二　村口四郎外六十名（第一七六一号）

右の請願は、現行古物営業法は、明治二十八年制定の旧法を単に因襲的に踏襲し、衣類等他の種目とその性格が根本的に異なる書籍も毫も区別することなく、取扱つたために古書籍の売買に対し実体に即せず、かつ過重な制約を加えたため国家の文化発達にはなはだしい障害を与えているから、古物営業法から書籍を除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

選挙違反の連座制強化に関する請願
請願者　東京都世田谷区上馬二ノ八五　山高しげり外三千六十名（第一九三四号）
請願者　兵庫県加西郡在田村野谷西村照枝外三千八十名（第一九五四号）
請願者　兵庫県姫路市西新町一三六　明石とみ江外二千六百二十名（第一九五七号）
請願者　兵庫県姫路市玉手四〇六　清水みさゑ外三千十一名（第一九五八号）
請願者　東京都世田谷区新町一ノ三、四一八　根反ハル外九百七名（第一九八三号）
請願者　東京都中央区八丁堀四ノ一一　渡辺里子外二千二百五十名（第二一四七号）
請願者　佐賀県佐賀郡西川副村新村　古賀みな外二千四百七十一名（第二四四九号）

右の請願は、政界汚濁の根源が選挙の腐敗に存する実情にかんがみ、選挙を公明にしもつて政界の浄化を期するため、公職選挙法における連座制を強化し、選挙運動に関してその運動関係者から買収、きょう応等の悪質違反者を出した場合は、事情の如何を問わず候補者はこれに連座してその責任をとらせ、選挙権、被選挙権の長期停止となるよう公職選挙法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情審査報告書

第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一六〇号、第二九八号　行政制度改革に関する陳情
第三三〇号　地方自治確立等に関する陳情
第四一一号　地方公務員の停年制に関する陳情
第四一二号、第四九〇号、第五五九号　知事官選制反対に関する陳情
第六二一号　地方公務員の恩給に関する陳情
第五二五号　地方公共団体の財政再建整備法制定促進に関する陳情
第一六二号　地方財政再建整備法制定に関する陳情
第六一号　町村合併経費国庫補助増額に関する陳情
第四〇二号　合併町村の育成に関する陳情
第三〇六号、第四九七号、第四九九号、第五〇一号　国庫納付金制度廃止に関する陳情
第四五一号、第四六三号　公共団体の電気起債わく拡大に関する陳情
第五二四号　地方財政の確立に関する陳情
第四六九号　地方財政再建整備等に関する陳情
第五一九号　バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する陳情
第五一八号　バスの自動車税軽減に関する陳情
第五三八号　営業用トラックの自動車税軽減等に関する陳情
第三四六号、第六一六号　地方税法中一部改正に関する陳情
第三九九号　製氷、冷凍業の電気ガス税免除に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年六月十四日

地方行政委員長代理理事　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

地方行政委員会陳情特別報告第一号

行政制度改革に関する陳情
第一六〇号　愛知県議会議長　池田駒平提出
第三三〇号　地方自治確立等に関する陳情
第二九八号　福井県議会議長　長谷川清提出
第三三〇号　東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会館内　辻竜太郎提出
第四一一号　山口県議会議長　二木謙吾提出
第四一二号　山口県議会議長　二木謙吾提出
第四九〇号　滋賀県彦根市議会議長　平良村勝次郎提出
第五五九号　奈良県議会議長　大森久司提出
第六二一号　岡山市　桑野一三　六　小川善介提出
第五二五号　日高弥一提出
第一六二号　愛知県議会議長　池田駒平提出
第六一号　仙台市勾当通宮城県町村会館内　宮城県町村会内　宮本貞三郎外三名提出
第四〇二号　福井県議会議長　長谷川清提出
第三〇六号　東京都知事　安井誠一郎提出
第四九七号　福島県平市長　諸橋久太郎提出
第四九九号　埼玉県知事　大沢雄一外八名提出
第五〇一号　茨城県水戸市長　山本敏雄外二名提出
第四五一号　北海道知事　田中敏文外二十七名提出
第四六三号　愛媛県議会議長　井原岸高提出
第五二四号　宮城県議会議長　日高弥一提出

第六三九号　広島県知事　大原博夫提出
バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する陳情
第五一九号　東京都千代田区丸ノ内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎提出
バスの自動車税軽減に関する陳情
第五一八号　東京都千代田区丸ノ内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎提出
営業用トラックの自動車税軽減等に関する陳情
第五三八号　東京都中央区銀座東一ノ二　小野哲提出
地方税法中一部改正に関する陳情
第三四六号　栃木県塩谷郡藤原町長　石川通正外一名提出
第六一六号　和歌山県東牟婁郡七川村長　坪野吉之助外一名提出
製氷、冷凍業の電気ガス税免除に関する陳情
第三九九号　東京都中央区明石町一二日本冷凍事業協会内　山田庄助提出

右二十七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年六月十四日

地方行政委員長代理理事　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

意見書案

行政制度改革に関する陳情

陳情者　愛知県議会議長　池田駒平（第一六〇号）

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第二九八号）

右の陳情は、今次の行政制度改革に当つては、国の事務を地方団体に移譲する場合は必ず財源の移譲も併せ行い十分の財政措置を講ずるとともに、その移譲に際しては団体委任の形式とし、やむを得ない事由によつて長その他への機関委任の形式をとる場合にも、形式はもち論実質上も中央各省の不必要な干渉の余地をのこさないよう立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治確立等に関する陳情

陳情者　東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会館内　辻竜太郎（第三三〇号）

右の陳情は、さきに行われた地方制度調査会の答申並びに昭和二十九年度政府予算案によれば、地方分権の行き過ぎを是正すると称して、委任事務を通じて国の指揮監督権を強化し、地方の有力なる自主財産を分割委譲して地方財政の中央への依存度を高めようとするがごときは、地方自治を昔日の市、町村制及び付加税制度へ逆転せしめ、やがては官治的中央集権の再現となるから、憲法に明示する地方自治の本旨に基く地方自治の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の停年制に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第四一一号）

右の陳情は、窮迫せる地方財政と地方制度改革等により、終戦以来の就職難はいよいよその極に達した現状において、社会政策上これらあい路の緩和を計るため、教育公務員特例法及び地方公務員法を改正して適正なる停年制を設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公務員の恩給に関する陳情

陳情者　岡山市桑野一三六　小川喜介（第六二一号）

右の陳情は、陳情者小川喜介は、明治三十五年十一月以降昭和二十七年三月退職するまで、その間退職または再就職はあつたが、岡山県沖田村吏員として同役所に前後四十八年四箇月勤務したにもかかわらず、岡山県町村吏員互助会が同恩給組合に変更の際その準備金を納入しなかつたため在職年数五年九箇月と裁定され年金恩給の支給にもれまことに遺憾であるから、何らかの国家補償による救済方について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

知事官選制反対に関する陳情

陳情者　山口県議会議長　二木謙吾（第四一二号）

陳情者　滋賀県彦根市議会議長　平良村勝次郎（第四九〇号）

陳情者　奈良県議会議長　大森久司（第五五九号）

右の陳情は、最近、知事官選制についてとかくの論議が行われ、政府においてもその意向があるように察知され、さらに行政簡素化を理由に市町村のみを普通地方公共団体とし、府県は中央の出先機関とするとともに府県の事務はできる限り市町村に移譲すべしという議論があるが、かかる議論は憲法をわい曲し現在の府県の性格を認識しないでいたずらに民主主義をひぼうするものであつて、かかる反動的中央集権的制度の復活には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方公共団体の財政再建整備法制定促進に関する陳情

陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第五二五号）

右の陳情は地方財政の需要は、年々増加の一途をたどつているにもかかわらず、税制、その他の諸収入はこれに伴わず、いきおい中央依存の現状にあつてきわめて自主性の乏しい財政事情にかんがみ、今回政府ならびに国会において赤字地方公共団体に対する財政再建整備法案を検討中のよしであるが、すみやかに本法案の立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政再建整備法制定に関する陳情

陳情者　愛知県議会議長　池田駒平（第一六二号）

右の陳情は、政府は地方財政の赤字救済のためすみやかに地方財政再建整備法の制定を企図し、明年度予算において具体化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

町村合併経費国庫補助増額に関する陳情

陳情者　仙台市勾当通宮城県町村会館内宮城県町村会内　宮本貞三郎外三名（第六一号）

右の陳情は、町村合併の実施を促進するための経費として第二次補正予算において総額七億円一関係町村当り四十四万円を計上されたが、この額では窮乏せる町村財政の現状においての合併の実施は困難であり、年次計画の遂行に支障をきたすおそれがあるから、一村当り九十六万円以上とするよう二十九年度予算において措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

合併町村の育成に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第四〇二号）

右の陳情は、昨年九月町村合併促進法が制定せられて以来政府の積極的促進策によつて町村の合併は漸次その実現を見つつあるが、昭和二十九年度の予算案にみられる財政の緊縮政策相まつて、新町村建設計画の実施促進のため国が行う措置に対し非常に危ぐを抱かせるものがあるから、合併町村の育成のため、（一）当分の間財政援助をすること、（二）町村合併に伴う町村の一部事務組合（とくに中学校組合）については、なんら法的手続を要せずして、その一部組合を存続させるよう特例を設けること、（三）新町村建設計画の実施促進に対しては、促進法の主旨にのつとり、諸事項に係る

財政援助を優先的にすること、（四）合併町村が行う産業の開発に対しては、政府は最低利の融資をすること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

国庫納付金制度廃止に関する陳情

陳情者　東京都知事　安井誠一郎（第三〇六号）

陳情者　京都府知事　蜷川虎三（第四七九号）

陳情者　福島県平市長　諸橋久太郎（第四九七号）

陳情者　埼玉県知事　大沢雄一外八名（第四九九号）

陳情者　茨城県水戸市長　山本敏雄外二名（第五〇一号）

右の陳情は、昭和二十九年度は、政府の財政緊縮政策により地方財政も当然交付金、補助金等の大幅削減が予想される現状において、二十億円に達する国庫納付金の免除は極めて貴重な財源でありまた昭和二十九年度予算編成に際し政府の方針として決定を見た競輪等による国庫納付金制度の廃止はまことに時宜を得た措置であるから、是非とも今国会において国庫納付金制度の撤廃を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

公共団体の電気起債わく拡大に関する陳情

陳情者　北海道知事　田中敏文外二十七名（第四五一号）

陳情者　愛媛県議会議長　井原岸高（第四六三号）

右の陳情は、電源開発事業にはぼう大な建設費を要するので、現下極度に窮迫せる地方財政においては、起債あるいは特別融資等の資金を得なければ絶対事業の遂行は困難な実状であるから、公営発電事業の急速なる促進を図るため、昭和二十九年度本事業に充当の起債のわくを大幅に拡大せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政確立に関する陳情

陳情者　宮崎県議会議長　日高弥一（第五二四号）

右の陳情は、政府の昭和二十九年度財政緊縮政策に伴い必然的に予想される交付金、補助金等の大幅削減その他地方財政に対するしわよせにより、自主財源に乏しくその大半を国庫に依存する地方自治体の新年度予算編成は未だかつてない窮地に直面しているから、適正なる地方財政規模に相応する地方税制及び地方債制度の改革、その他国と地方自治体及び地方自治体相互の間における財源の調整等を行うと共に地方自治体の赤字財政整理のための特別措置を講ずる等、地方財政の確立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方財政再建整備等に関する陳情

陳情者　広島県知事　大原博夫（第六三九号）

右の陳情は、地方団体の赤字財政の解決は緊急を要する問題であるから、（一）地方財政再建整備法のすみやかな成立を図るとともに、赤字整理のための長期融資、（二）昭和二十九年度当初地方財政資金として短期融資の措置を講ずるとともに、国庫交付金の概算交付、（三）昭和二十九年度地方財政計画の修正、（四）災害復旧事業国庫補助事業の改正ならびに補助金の執行の適正化に関する法律案の改正中止等について善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎（第五一九号）

右の陳情は、最近聞くところによると、運送業のうちバス事業に対しては今後引き続き外形標準課税形式を採用するよしであるが、これは全国バス事業者にとつてこの上ない不幸であるから、バス事業が現行地方税法の孤島に取り残されることのないように、是非とも昭和二十九年度以降他の運送業と等しく先般の税制調査会の答申案通り所得課税に改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

バスの自動車税軽減に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会長　伊能繁次郎（第五一八号）

右の陳情は、現行地方税の自動車税を五割引き上げようとしているが、これは地方交通に貢献しているバス事業の経営を危機に陥れるものであるから、自動車税五割値上げ、軽油車に特別増税等の措置を取り止めるとともに、バス特に営業用自動車税率等を他より低位にすること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

営業用トラックの自動車税軽減等に関する陳情

陳情者　東京都中央区銀座東一ノ二　小野哲（第五三八号）

右の陳情は、政府は、自動車税の大幅引上げを含む地方税法の一部を改正する法律案を今次国会に提出したが、これは実状を無視するもはなはだしいものであるから、自動車税については、（一）揮発油を燃料とする営業用トラックに対する税を年額一万四千円のすえ置きとすること、（二）ジーゼル車は年額二万三千円を二万一千円とすること、（三）小型三輪車の年額四千二百円を三千五百円とすること、（四）納期は四月及び十月の二回となつているがこれを三回ないし四回とすること等の軽減措置を図るとともに、事業税については、外形標準課税を廃止し所得課税とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方税法中一部改正に関する陳情

陳情者　栃木県塩谷郡藤原町長　石川通正外一名（第三四六号）

陳情者　和歌山県東牟婁郡七川村長　坪野吉之助外一名（第六一六号）

右の陳情は、地方税法第三百四十八条第一項に該当する団体が行う発電施設に固定資産税を賦課し得るような地方税法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

製氷、冷凍業の電気ガス税免除に関する陳情

陳情者　東京都中央区明石町一二日本冷凍事業協会内　山田庄助（第三九九号）

右の陳情は、今回の地方税法改正案によると、私鉄、銅、鉛、亜鉛その他の業種が電気ガス税の免税の対象として取り上げられているが、製氷、冷凍は原価構成中電力料の占める割合、基幹産業である一点、一般大衆の食生活に重大な影響ある公益性を帯びている点、輸出魚類に重大なる関係ある点、政府の育成事業である等の諸点から見て前記指定業種に何らそん色ない業態であるにもかかわらず免税業種目から除外されていることは不合理であるから、製氷、冷凍業に対しても電気ガス税を免除せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年六月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

地方行政委員会陳情審査報告書
第二号
一議院の会議に付するを要するもの。
第七四号　消防機構並びに消防制度の改革に関する陳情
第八五号、第三三一号、第八七号　消防機構改革に関する陳情
第二〇三号　消防施設費国庫補助に関する陳情
第二〇四号　参議院議員全国区選挙廃止に関する陳情
第二八七号　市町村消防施設費国庫補助増額に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年六月十四日
地方行政委員　堀　末治
参議院議長河井彌八殿

地方行政委員会陳情特別報告第二号
消防機構並びに消防制度の改革に関する陳情
第七四号　東京都千代田区霞ヶ関一ノ二東京消防庁内全国都市消防長連絡協議会内　塩谷隆雄提出
消防機構改革に関する陳情
第八五号　東京都港区芝西久保明舟町一八財団法人日本消防協会長　岡本愛祐提出
第三三一号　石川県金沢市広坂道二石川県消防協会内　井村徳二提出
第八七号　愛知県議会議長　池田駒平外三名提出
消防施設費国庫補助に関する陳情
第二〇三号　福岡県知事　杉本勝次提出
参議院議員全国区選挙廃止に関する陳情
第二〇四号　茨城県水戸市南三ノ丸一〇一茨城県町村会内　関井仁提出
市町村消防施設費国庫補助増額に関する陳情
第二八七号　名古屋市中区南外堀町六ノ一財団法人愛知県消防協会長　桑原幹根外一名提出
右七件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年六月十四日
地方行政委員長代理理事　堀　末治
参議院議長河井彌八殿

意見書案
消防機構並びに消防制度の改革に関する陳情
陳情者　東京都千代田区霞ヶ関一ノ二東京消防庁内全国都市消防長連絡協議会内　塩谷隆雄（第七四号）
右の陳情は、目下政府において検討されている行政機構改革案中消防に関しては、国家消防本部と警察の附属機関とし予防消防関係法令の廃止統合を行つて消防本来の任務である予防関係業務を消防以外の行政庁に主掌せしめんとする動きがあるようであるが、消防と警察は本質的に相違するものであるから、国家消防本部はあくまで独立の機構として存続せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年六月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
消防機構改革に関する陳情
陳情者　東京都港区芝西久保明舟町一八財団法人日本消防協会長　岡本愛祐（第八五号）
陳情者　石川県金沢市広坂道二石川県消防協会内　井村徳二（第三三一号）
陳情者　愛知県議会議長　池田駒平外三名（第八七号）
右の陳情は、今回の行政機構改革に伴い現在の国家消防本部を廃止し、新たに総理府の外局として設けられる警察庁の附属機関として国家消防本部を設置する由であるが、警察の使命たる犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持を担当して国民の生命身体財産を保護するものと根本的にその性質を異にし消防と警察とは厳格に区別されるべきものであるから、国家消防本部を新に総理府の外局として独立せしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年六月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
消防施設費国庫補助に関する陳情
陳情者　福岡県知事　杉本勝次（第二〇三号）
右の陳情は、自治体消防は、消防強化促進法制定二年目に当る今年こそは国庫補助に大きな期待をかけている状態であつて国内災害の防除施設の一端である「消防施設強化促進法」による国庫補助の復活はいうに及ばずこれが増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年六月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
参議院議員全国区選挙廃止に関する陳情
陳情者　茨城県水戸市南三ノ丸一〇一茨城県町村会内　関井仁（第二〇四号）
右の陳情は、参議院議員全国区選出議員候補者については、全国的に知名の者でない限り一般有権者の投票に対する関心も薄く、かつ地方区、全国区を混同記載する者多くその他無効投票も相当数に達する等真剣な投票が行われない現状であるから、参議院議員全国区選挙を廃止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年六月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
市町村消防施設費国庫補助増額に関する陳情
陳情者　名古屋市中区南外堀町六ノ一財団法人愛知県消防協会長　桑原幹根外一名（第二八七号）
右の陳情は、昭和二十八年度市町村消防施設に対する国庫補助は二億五千万円と決定せられたのであるが、この少額をもつてしては到底所期するところの消防強化の実を挙げ得ないばかりでなく、消防施設の絶対所要量である国家消防本部の示す常備消防力の基準、消防団の運営及び設備基準に達するにはなお多額の設備費を要するから、市町村財政の窮状にかんがみ市町村消防施設費の国庫補助額を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年六月　日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一一七号　恩給法附則第二十四条第四号改正に関する請願
第三九七号、第三九八号、第三九九号、第四〇〇号、第四〇一号、第五八八号、第六三三号、第六三四号、第一〇五〇号、第一〇五一号、第一〇九七号、第一一七号、第一一八号、第一一五四号、第一一五五号、第一一五六号、第一一五七号、第一一五八号、第一一五九号、第一一六〇号、第一一六一号、第一一六二号、第一一六三号、第一一六四号、第一一六五号、第一一六六号、第一一六七号、第一一六八号、第一一六九号、第一一七〇号　恩給法中一部改正等に関する請願
第二九二号、第三九四号、第四一五号、第一三五二号　恩給法中一部改正に関する請願
第二四九号、第四〇六号、第四〇七号、第四〇八号、第六三〇号、第一〇四七号、第一一二一号、第一一三四号、第一一三五号、第一一五四号、第一一五八号、第一一六〇号、第一一六五号　恩給金庫設置に関する請願
第一七三六号　時効にかかる傷病恩給の取扱に関する請願
第一二六四号　元台湾州庁有給吏員の恩給に関する請願
第二六八一号　元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願
第一六三七号　恩給の支給促進に関する請願
第二一九八号　戦没者遺族の扶助料支給促進に関する請願
第四四三号　恩給改訂等に関する請願
第三九六号、第四二三号、第四二四号、第四二五号、第四二六号、第四三三号、第四三四号、第四三五号、第四五三号、第四五四号、第四五五号、第五〇一号、第五〇二号、第五〇三号、第五〇四号、第五〇五号、第五〇六号、第五〇七号、第五〇八号、第五〇九号、第五一三号、第一一五四号、第一一八五号、第一一八六号、第一二〇一号、第一二〇二号、第一二五一号、第一二六二号、第一二六三号、第一二六四号、第一二六五号、第一二六六号、第一二六七号、第一二六八号、第一二六九号、第一二七〇号、第一二七一号、第一二七二号、第一二七三号、第一二七四号、第一二七五号、第一二七六号、第一二七七号、第一二七八号、第一二七九号、第一二八〇号、第一二八一号、第一二八二号、第一二八三号、第一二八四号、第一二八五号、第一二八六号、第一二八七号、第一二八八号、第一二八九号、第一二九〇号、第一二九一号、第一二九二号、第一二九三号、第一二九四号、第一二九五号、第一二九六号、第一二九七号、第一二九八号、第一二九九号、第一三〇〇号、第一三〇一号、第一三〇二号、第一三〇三号、第一三〇四号、第一三〇五号、第一三〇六号、第一三〇七号、第一三〇八号、第一三〇九号、第一三一〇号、第一三一一号、第一三一二号、第一三一三号、第一三一四号、第一三一五号、第一三一六号、第一三一七号、第一三一八号、第一三一九号、第一三二〇号、第一三二一号、第一三二二号、第一三二三号、第一三二四号、第一三二五号、第一三二六号、第一三二七号、第一三二八号、第一三二九号、第一三三〇号、第一三三一号、第一三三二号、第一三三三号、第一三三四号、第一三三五号、第一三三六号、第一三三七号、第一三三八号、第一三三九号、第一三四〇号、第一三四一号、第一三四二号、第一三四三号、第一三四四号、第一三四五号、第一三四六号、第一三四七号、第一三四八号、第一三四九号、第一三五〇号、第一三五一号、第一三五二号、第一三五三号、第一三五四号、第一三五五号、第一三五六号、第一三五七号、第一三五八号、第一三五九号、第一三六〇号、第一三六一号、第一三六二号、第一三六三号、第一三六四号、第一三六五号、第一三六六号、第一三六七号、第一三六八号、第一三六九号、第一三七〇号、第一三七一号、第一三七二号、第一三七三号、第一三七四号、第一三七五号、第一三七六号、第一三七七号、第一三七八号、第一三七九号、第一三八〇号、第一三八一号、第一三八二号、第一三八三号、第一三八四号、第一三八五号、第一三八六号、第一三八七号、第一三八八号、第一三八九号、第一三九〇号、第一三九一号、第一三九二号、第一三九三号、第一三九四号、第一三九五号、第一三九六号、第一三九七号、第一三九八号、第一三九九号、第一四〇〇号、第一四〇一号、第一四〇二号、第一四〇三号、第一四〇四号、第一四〇五号、第一四〇六号、第一四〇七号、第一四〇八号、第一四〇九号、第一四一〇号、第一四一一号、第一四一二号、第一四一三号、第一四一四号、第一四一五号、第一四一六号、第一四一七号、第一四一八号、第一四一九号、第一四二〇号、第一四二一号、第一四二二号、第一四二三号、第一四二四号、第一四二五号、第一四二六号、第一四二七号、第一四二八号、第一四二九号、第一四三〇号、第一四三一号、第一四三二号、第一四三三号、第一四三四号、第一四三五号、第一四三六号、第一四三七号、第一四三八号、第一四三九号、第一四四〇号、第一四四一号、第一四四二号、第一四四三号、第一四四四号、第一四四五号、第一四四六号、第一四四七号、第一四四八号、第一四四九号、第一四五〇号、第一四五一号、第一四五二号、第一四五三号、第一四五四号、第一四五五号、第一四五六号、第一四五七号、第一四五八号、第一四五九号、第一四六〇号、第一四六一号、第一四六二号、第一四六三号、第一四六四号、第一四六五号、第一四六六号、第一四六七号、第一四六八号、第一四六九号、第一四七〇号、第一四七一号、第一四七二号、第一四七三号、第一四七四号、第一四七五号、第一四七六号、第一四七七号、第一四七八号、第一四七九号、第一四八〇号、第一四八一号、第一四八二号、第一四八三号、第一四八四号、第一四八五号、第一四八六号、第一四八七号、第一四八八号、第一四八九号、第一四九〇号、第一四九一号、第一四九二号、第一四九三号、第一四九四号、第一四九五号、第一四九六号、第一四九七号、第一四九八号、第一四九九号、第一五〇〇号、第一五〇一号、第一五〇二号、第一五〇三号、第一五〇四号、第一五〇五号、第一五〇六号、第一五〇七号、第一五〇八号、第一五〇九号、第一五一〇号、第一五一一号、第一五一二号、第一五一三号、第一五一四号、第一五一五号、第一五一六号、第一五一七号、第一五一八号、第一五一九号、第一五二〇号、第一五二一号、第一五二二号、第一五二三号、第一五二四号、第一五二五号、第一五二六号、第一五二七号、第一五二八号、第一五二九号、第一五三〇号、第一五三一号、第一五三二号、第一五三三号、第一五三四号、第一五三五号、第一五三六号、第一五三七号、第一五三八号、第一五三九号、第一五四〇号、第一五四一号、第一五四二号、第一五四三号、第一五四四号、第一五四五号、第一五四六号、第一五四七号、第一五四八号、第一五四九号、第一五五〇号、第一五五一号、第一五五二号、第一五五三号、第一五五四号、第一五五五号、第一五五六号、第一五五七号、第一五五八号、第一五五九号、第一五六〇号、第一五六一号、第一五六二号、第一五六三号、第一五六四号、第一五六五号、第一五六六号、第一五六七号、第一五六八号、第一五六九号、第一五七〇号、第一五七一号、第一五七二号、第一五七三号、第一五七四号、第一五七五号、第一五七六号、第一五七七号、第一五七八号、第一五七九号、第一五八〇号、第一五八一号、第一五八二号、第一五八三号、第一五八四号、第一五八五号、第一五八六号、第一五八七号、第一五八八号、第一五八九号、第一五九〇号、第一五九一号、第一五九二号、第一五九三号、第一五九四号、第一五九五号、第一五九六号、第一五九七号、第一五九八号、第一五九九号、第一六〇〇号、第一六〇一号、第一六〇二号、第一六〇三号、第一六〇四号、第一六〇五号、第一六〇六号、第一六〇七号、第一六〇八号、第一六〇九号、第一六一〇号、第一六一一号、第一六一二号、第一六一三号、第一六一四号、第一六一五号、第一六一六号、第一六一七号、第一六一八号、第一六一九号、第一六二〇号、第一六二一号、第一六二二号、第一六二三号、第一六二四号、第一六二五号、第一六二六号、第一六二七号、第一六二八号、第一六二九号、第一六三〇号、第一六三一号、第一六三二号、第一六三三号、第一六三四号、第一六三五号、第一六三六号、第一六三七号、第一六三八号、第一六三九号、第一六四〇号、第一六四一号、第一六四二号、第一六四三号、第一六四四号、第一六四五号、第一六四六号、第一六四七号、第一六四八号、第一六四九号、第一六五〇号、第一六五一号、第一六五二号、第一六五三号、第一六五四号、第一六五五号、第一六五六号、第一六五七号、第一六五八号、第一六五九号、第一六六〇号、第一六六一号、第一六六二号、第一六六三号、第一六六四号、第一六六五号、第一六六六号、第一六六七号、第一六六八号、第一六六九号、第一六七〇号、第一六七一号、第一六七二号、第一六七三号、第一六七四号、第一六七五号、第一六七六号、第一六七七号、第一六七八号、第一六七九号、第一六八〇号、第一六八一号、第一六八二号、第一六八三号、第一六八四号、第一六八五号、第一六八六号、第一六八七号、第一六八八号、第一六八九号、第一六九〇号、第一六九一号、第一六九二号、第一六九三号、第一六九四号、第一六九五号、第一六九六号、第一六九七号、第一六九八号、第一六九九号、第一七〇〇号、第一七〇一号、第一七〇二号、第一七〇三号、第一七〇四号、第一七〇五号、第一七〇六号、第一七〇七号、第一七〇八号、第一七〇九号、第一七一〇号、第一七一一号、第一七一二号、第一七一三号、第一七一四号、第一七一五号、第一七一六号、第一七一七号、第一七一八号、第一七一九号、第一七二〇号、第一七二一号、第一七二二号、第一七二三号、第一七二四号、第一七二五号、第一七二六号、第一七二七号、第一七二八号、第一七二九号、第一七三〇号、第一七三一号、第一七三二号、第一七三三号、第一七三四号、第一七三五号、第一七三六号、第一七三七号、第一七三八号、第一七三九号、第一七四〇号、第一七四一号、第一七四二号、第一七四三号、第一七四四号、第一七四五号、第一七四六号、第一七四七号、第一七四八号、第一七四九号、第一七五〇号、第一七五一号、第一七五二号、第一七五三号、第一七五四号、第一七五五号、第一七五六号、第一七五七号、第一七五八号、第一七五九号、第一七六〇号、第一七六一号、第一七六二号、第一七六三号、第一七六四号、第一七六五号、第一七六六号、第一七六七号、第一七六八号、第一七六九号、第一七七〇号、第一七七一号、第一七七二号、第一七七三号、第一七七四号、第一七七五号、第一七七六号、第一七七七号、第一七七八号、第一七七九号、第一七八〇号、第一七八一号、第一七八二号、第一七八三号、第一七八四号、第一七八五号、第一七八六号、第一七八七号、第一七八八号、第一七八九号、第一七九〇号、第一七九一号、第一七九二号、第一七九三号、第一七九四号、第一七九五号、第一七九六号、第一七九七号、第一七九八号、第一七九九号、第一八〇〇号、第一八〇一号、第一八〇二号、第一八〇三号、第一八〇四号、第一八〇五号、第一八〇六号、第一八〇七号、第一八〇八号、第一八〇九号、第一八一〇号、第一八一一号、第一八一二号、第一八一三号、第一八一四号、第一八一五号、第一八一六号、第一八一七号、第一八一八号、第一八一九号、第一八二〇号、第一八二一号、第一八二二号、第一八二三号、第一八二四号、第一八二五号、第一八二六号、第一八二七号、第一八二八号、第一八二九号、第一八三〇号、第一八三一号、第一八三二号、第一八三三号、第一八三四号、第一八三五号、第一八三六号、第一八三七号、第一八三八号、第一八三九号、第一八四〇号、第一八四一号、第一八四二号、第一八四三号、第一八四四号、第一八四五号、第一八四六号、第一八四七号、第一八四八号、第一八四九号、第一八五〇号、第一八五一号、第一八五二号、第一八五三号、第一八五四号、第一八五五号、第一八五六号、第一八五七号、第一八五八号、第一八五九号、第一八六〇号、第一八六一号、第一八六二号、第一八六三号、第一八六四号、第一八六五号、第一八六六号、第一八六七号、第一八六八号、第一八六九号、第一八七〇号、第一八七一号、第一八七二号、第一八七三号、第一八七四号、第一八七五号、第一八七六号、第一八七七号、第一八七八号、第一八七九号、第一八八〇号、第一八八一号、第一八八二号、第一八八三号、第一八八四号、第一八八五号、第一八八六号、第一八八七号、第一八八八号、第一八八九号、第一八九〇号、第一八九一号、第一八九二号、第一八九三号、第一八九四号、第一八九五号、第一八九六号、第一八九七号、第一八九八号、第一八九九号、第一九〇〇号、第一九〇一号、第一九〇二号、第一九〇三号、第一九〇四号、第一九〇五号、第一九〇六号、第一九〇七号、第一九〇八号、第一九〇九号、第一九一〇号、第一九一一号、第一九一二号、第一九一三号、第一九一四号、第一九一五号、第一九一六号、第一九一七号、第一九一八号、第一九一九号、第一九二〇号、第一九二一号、第一九二二号、第一九二三号、第一九二四号、第一九二五号、第一九二六号、第一九二七号、第一九二八号、第一九二九号、第一九三〇号、第一九三一号、第一九三二号、第一九三三号、第一九三四号、第一九三五号、第一九三六号、第一九三七号、第一九三八号、第一九三九号、第一九四〇号、第一九四一号、第一九四二号、第一九四三号、第一九四四号、第一九四五号、第一九四六号、第一九四七号、第一九四八号、第一九四九号、第一九五〇号、第一九五一号、第一九五二号、第一九五三号、第一九五四号、第一九五五号、第一九五六号、第一九五七号、第一九五八号、第一九五九号、第一九六〇号、第一九六一号、第一九六二号、第一九六三号、第一九六四号、第一九六五号、第一九六六号、第一九六七号、第一九六八号、第一九六九号、第一九七〇号、第一九七一号、第一九七二号、第一九七三号、第一九七四号、第一九七五号、第一九七六号、第一九七七号、第一九七八号、第一九七九号、第一九八〇号、第一九八一号、第一九八二号、第一九八三号、第一九八四号、第一九八五号、第一九八六号、第一九八七号、第一九八八号、第一九八九号、第一九九〇号、第一九九一号、第一九九二号、第一九九三号、第一九九四号、第一九九五号、第一九九六号、第一九九七号、第一九九八号、第一九九九号、第二〇〇〇号、第二〇〇一号、第二〇〇二号、第二〇〇三号、第二〇〇四号、第二〇〇五号、第二〇〇六号、第二〇〇七号、第二〇〇八号、第二〇〇九号、第二〇一〇号、第二〇一一号、第二〇一二号、第二〇一三号、第二〇一四号、第二〇一五号、第二〇一六号、第二〇一七号、第二〇一八号、第二〇一九号、第二〇二〇号、第二〇二一号、第二〇二二号、第二〇二三号、第二〇二四号、第二〇二五号、第二〇二六号、第二〇二七号、第二〇二八号、第二〇二九号、第二〇三〇号、第二〇三一号、第二〇三二号、第二〇三三号、第二〇三四号、第二〇三五号、第二〇三六号、第二〇三七号、第二〇三八号、第二〇三九号、第二〇四〇号、第二〇四一号、第二〇四二号、第二〇四三号、第二〇四四号、第二〇四五号、第二〇四六号、第二〇四七号、第二〇四八号、第二〇四九号、第二〇五〇号、第二〇五一号、第二〇五二号、第二〇五三号、第二〇五四号、第二〇五五号、第二〇五六号、第二〇五七号、第二〇五八号、第二〇五九号、第二〇六〇号、第二〇六一号、第二〇六二号、第二〇六三号、第二〇六四号、第二〇六五号、第二〇六六号、第二〇六七号、第二〇六八号、第二〇六九号、第二〇七〇号、第二〇七一号、第二〇七二号、第二〇七三号、第二〇七四号、第二〇七五号、第二〇七六号、第二〇七七号、第二〇七八号、第二〇七九号、第二〇八〇号、第二〇八一号、第二〇八二号、第二〇八三号、第二〇八四号、第二〇八五号、第二〇八六号、第二〇八七号、第二〇八八号、第二〇八九号、第二〇九〇号、第二〇九一号、第二〇九二号、第二〇九三号、第二〇九四号、第二〇九五号、第二〇九六号、第二〇九七号、第二〇九八号、第二〇九九号、第二一〇〇号、第二一〇一号、第二一〇二号、第二一〇三号、第二一〇四号、第二一〇五号、第二一〇六号、第二一〇七号、第二一〇八号、第二一〇九号、第二一一〇号、第二一一一号、第二一一二号、第二一一三号、第二一一四号、第二一一五号、第二一一六号、第二一一七号、第二一一八号、第二一一九号、第二一二〇号、第二一二一号、第二一二二号、第二一二三号、第二一二四号、第二一二五号、第二一二六号、第二一二七号、第二一二八号、第二一二九号、第二一三〇号、第二一三一号、第二一三二号、第二一三三号、第二一三四号、第二一三五号、第二一三六号、第二一三七号、第二一三八号、第二一三九号、第二一四〇号、第二一四一号、第二一四二号、第二一四三号、第二一四四号、第二一四五号、第二一四六号、第二一四七号、第二一四八号、第二一四九号、第二一五〇号、第二一五一号、第二一五二号、第二一五三号、第二一五四号、第二一五五号、第二一五六号、第二一五七号、第二一五八号、第二一五九号、第二一六〇号、第二一六一号、第二一六二号、第二一六三号、第二一六四号、第二一六五号、第二一六六号、第二一六七号、第二一六八号、第二一六九号、第二一七〇号、第二一七一号、第二一七二号、第二一七三号、第二一七四号、第二一七五号、第二一七六号、第二一七七号、第二一七八号、第二一七九号、第二一八〇号、第二一八一号、第二一八二号、第二一八三号、第二一八四号、第二一八五号、第二一八六号、第二一八七号、第二一八八号、第二一八九号、第二一九〇号、第二一九一号、第二一九二号、第二一九三号、第二一九四号、第二一九五号、第二一九六号、第二一九七号、第二一九八号、第二一九九号、第二二〇〇号、第二二〇一号、第二二〇二号、第二二〇三号、第二二〇四号、第二二〇五号、第二二〇六号、第二二〇七号、第二二〇八号、第二二〇九号、第二二一〇号、第二二一一号、第二二一二号、第二二一三号、第二二一四号、第二二一五号、第二二一六号、第二二一七号、第二二一八号、第二二一九号、第二二二〇号、第二二二一号、第二二二二号、第二二二三号、第二二二四号、第二二二五号、第二二二六号、第二二二七号、第二二二八号、第二二二九号、第二二三〇号、第二二三一号、第二二三二号、第二二三三号、第二二三四号、第二二三五号、第二二三六号、第二二三七号、第二二三八号、第二二三九号、第二二四〇号、第二二四一号、第二二四二号、第二二四三号、第二二四四号、第二二四五号、第二二四六号、第二二四七号、第二二四八号、第二二四九号、第二二五〇号、第二二五一号、第二二五二号、第二二五三号、第二二五四号、第二二五五号、第二二五六号、第二二五七号、第二二五八号、第二二五九号、第二二六〇号、第二二六一号、第二二六二号、第二二六三号、第二二六四号、第二二六五号、第二二六六号、第二二六七号、第二二六八号、第二二六九号、第二二七〇号、第二二七一号、第二二七二号、第二二七三号、第二二七四号、第二二七五号、第二二七六号、第二二七七号、第二二七八号、第二二七九号、第二二八〇号、第二二八一号、第二二八二号、第二二八三号、第二二八四号、第二二八五号、第二二八六号、第二二八七号、第二二八八号、第二二八九号、第二二九〇号、第二二九一号、第二二九二号、第二二九三号、第二二九四号、第二二九五号、第二二九六号、第二二九七号、第二二九八号、第二二九九号、第二三〇〇号、第二三〇一号、第二三〇二号、第二三〇三号、第二三〇四号、第二三〇五号、第二三〇六号、第二三〇七号、第二三〇八号、第二三〇九号、第二三一〇号、第二三一一号、第二三一二号、第二三一三号、第二三一四号、第二三一五号、第二三一六号、第二三一七号、第二三一八号、第二三一九号、第二三二〇号、第二三二一号、第二三二二号、第二三二三号、第二三二四号、第二三二五号、第二三二六号、第二三二七号、第二三二八号、第二三二九号、第二三三〇号、第二三三一号、第二三三二号、第二三三三号、第二三三四号、第二三三五号、第二三三六号、第二三三七号、第二三三八号、第二三三九号、第二三四〇号、第二三四一号、第二三四二号、第二三四三号、第二三四四号、第二三四五号、第二三四六号、第二三四七号、第二三四八号、第二三四九号、第二三五〇号、第二三五一号、第二三五二号、第二三五三号、第二三五四号、第二三五五号、第二三五六号、第二三五七号、第二三五八号、第二三五九号、第二三六〇号、第二三六一号、第二三六二号、第二三六三号、第二三六四号、第二三六五号、第二三六六号、第二三六七号、第二三六八号、第二三六九号、第二三七〇号、第二三七一号、第二三七二号、第二三七三号、第二三七四号、第二三七五号、第二三七六号、第二三七七号、第二三七八号、第二三七九号、第二三八〇号、第二三八一号、第二三八二号、第二三八三号、第二三八四号、第二三八五号、第二三八六号、第二三八七号、第二三八八号、第二三八九号、第二三九〇号、第二三九一号、第二三九二号、第二三九三号、第二三九四号、第二三九五号、第二三九六号、第二三九七号、第二三九八号、第二三九九号、第二四〇〇号、第二四〇一号、第二四〇二号、第二四〇三号、第二四〇四号、第二四〇五号、第二四〇六号、第二四〇七号、第二四〇八号、第二四〇九号、第二四一〇号、第二四一一号、第二四一二号、第二四一三号、第二四一四号、第二四一五号、第二四一六号、第二四一七号、第二四一八号、第二四一九号、第二四二〇号、第二四二一号、第二四二二号、第二四二三号、第二四二四号、第二四二五号、第二四二六号、第二四二七号、第二四二八号、第二四二九号、第二四三〇号、第二四三一号、第二四三二号、第二四三三号、第二四三四号、第二四三五号、第二四三六号、第二四三七号、第二四三八号、第二四三九号、第二四四〇号、第二四四一号、第二四四二号、第二四四三号、第二四四四号、第二四四五号、第二四四六号、第二四四七号、第二四四八号、第二四四九号、第二四五〇号、第二四五一号、第二四五二号、第二四五三号、第二四五四号、第二四五五号、第二四五六号、第二四五七号、第二四五八号、第二四五九号、第二四六〇号、第二四六一号、第二四六二号、第二四六三号、第二四六四号、第二四六五号、第二四六六号、第二四六七号、第二四六八号、第二四六九号、第二四七〇号、第二四七一号、第二四七二号、第二四七三号、第二四七四号、第二四七五号、第二四七六号、第二四七七号、第二四七八号、第二四七九号、第二四八〇号、第二四八一号、第二四八二号、第二四八三号、第二四八四号、第二四八五号、第二四八六号、第二四八七号、第二四八八号、第二四八九号、第二四九〇号、第二四九一号、第二四九二号、第二四九三号、第二四九四号、第二四九五号、第二四九六号、第二四九七号、第二四九八号、第二四九九号、第二五〇〇号、第二五〇一号、第二五〇二号、第二五〇三号、第二五〇四号、第二五〇五号、第二五〇六号、第二五〇七号、第二五〇八号、第二五〇九号、第二五一〇号、第二五一一号、第二五一二号、第二五一三号、第二五一四号、第二五一五号、第二五一六号、第二五一七号、第二五一八号、第二五一九号、第二五二〇号、第二五二一号、第二五二二号、第二五二三号、第二五二四号、第二五二五号、第二五二六号、第二五二七号、第二五二八号、第二五二九号、第二五三〇号、第二五三一号、第二五三二号、第二五三三号、第二五三四号、第二五三五号、第二五三六号、第二五三七号、第二五三八号、第二五三九号、第二五四〇号、第二五四一号、第二五四二号、第二五四三号、第二五四四号、第二五四五号、第二五四六号、第二五四七号、第二五四八号、第二五四九号、第二五五〇号、第二五五一号、第二五五二号、第二五五三号、第二五五四号、第二五五五号、第二五五六号、第二五五七号、第二五五八号、第二五五九号、第二五六〇号、第二五六一号、第二五六二号、第二五六三号、第二五六四号、第二五六五号、第二五六六号、第二五六七号、第二五六八号、第二五六九号、第二五七〇号、第二五七一号、第二五七二号、第二五七三号、第二五七四号、第二五七五号、第二五七六号、第二五七七号、第二五七八号、第二五七九号、第二五八〇号、第二五八一号、第二五八二号、第二五八三号、第二五八四号、第二五八五号、第二五八六号、第二五八七号、第二五八八号、第二五八九号、第二五九〇号、第二五九一号、第二五九二号、第二五九三号、第二五九四号、第二五九五号、第二五九六号、第二五九七号、第二五九八号、第二五九九号、第二六〇〇号、第二六〇一号、第二六〇二号、第二六〇三号、第二六〇四号、第二六〇五号、第二六〇六号、第二六〇七号、第二六〇八号、第二六〇九号、第二六一〇号、第二六一一号、第二六一二号、第二六一三号、第二六一四号、第二六一五号、第二六一六号、第二六一七号、第二六一八号、第二六一九号、第二六二〇号、第二六二一号、第二六二二号、第二六二三号、第二六二四号、第二六二五号、第二六二六号、第二六二七号、第二六二八号、第二六二九号、第二六三〇号、第二六三一号、第二六三二号、第二六三三号、第二六三四号、第二六三五号、第二六三六号、第二六三七号、第二六三八号、第二六三九号、第二六四〇号、第二六四一号、第二六四二号、第二六四三号、第二六四四号、第二六四五号、第二六四六号、第二六四七号、第二六四八号、第二六四九号、第二六五〇号、第二六五一号、第二六五二号、第二六五三号、第二六五四号、第二六五五号、第二六五六号、第二六五七号、第二六五八号、第二六五九号、第二六六〇号、第二六六一号、第二六六二号、第二六六三号、第二六六四号、第二六六五号、第二六六六号、第二六六七号、第二六六八号、第二六六九号、第二六七〇号、第二六七一号、第二六七二号、第二六七三号、第二六七四号、第二六七五号、第二六七六号、第二六七七号、第二六七八号、第二六七九号、第二六八〇号、第二六八一号、第二六八二号、第二六八三号、第二六八四号、第二六八五号、第二六八六号、第二六八七号、第二六八八号、第二六八九号、第二六九〇号、第二六九一号、第二六九二号、第二六九三号、第二六九四号、第二六九五号、第二六九六号、第二六九七号、第二六九八号、第二六九九号、第二七〇〇号、第二七〇一号、第二七〇二号、第二七〇三号、第二七〇四号、第二七〇五号、第二七〇六号、第二七〇七号、第二七〇八号、第二七〇九号、第二七一〇号、第二七一一号、第二七一二号、第二七一三号、第二七一四号、第二七一五号、第二七一六号、第二七一七号、第二七一八号、第二七一九号、第二七二〇号、第二七二一号、第二七二二号、第二七二三号、第二七二四号、第二七二五号、第二七二六号、第二七二七号、第二七二八号、第二七二九号、第二七三〇号、第二七三一号、第二七三二号、第二七三三号、第二七三四号、第二七三五号、第二七三六号、第二七三七号、第二七三八号、第二七三九号、第二七四〇号、第二七四一号、第二七四二号、第二七四三号、第二七四四号、第二七四五号、第二七四六号、第二七四七号、第二七四八号、第二七四九号、第二七五〇号、第二七五一号、第二七五二号、第二七五三号、第二七五四号、第二七五五号、第二七五六号、第二七五七号、第二七五八号、第二七五九号、第二七六〇号、第二七六一号、第二七六二号、第二七六三号、第二七六四号、第二七六五号、第二七六六号、第二七六七号、第二七六八号、第二七六九号、第二七七〇号、第二七七一号、第二七七二号、第二七七三号、第二七七四号、第二七七五号、第二七七六号、第二七七七号、第二七七八号、第二七七九号、第二七八〇号、第二七八一号、第二七八二号、第二七八三号、第二七八四号、第二七八五号、第二七八六号、第二七八七号、第二七八八号、第二七八九号、第二七九〇号、第二七九一号、第二七九二号、第二七九三号、第二七九四号、第二七九五号、第二七九六号、第二七九七号、第二七九八号、第二七九九号、第二八〇〇号、第二八〇一号、第二八〇二号、第二八〇三号、第二八〇四号、第二八〇五号、第二八〇六号、第二八〇七号、第二八〇八号、第二八〇九号、第二八一〇号、第二八一一号、第二八一二号、第二八一三号、第二八一四号、第二八一五号、第二八一六号、第二八一七号、第二八一八号、第二八一九号、第二八二〇号、第二八二一号、第二八二二号、第二八二三号、第二八二四号、第二八二五号、第二八二六号、第二八二七号、第二八二八号、第二八二九号、第二八三〇号、第二八三一号、第二八三二号、第二八三三号、第二八三四号、第二八三五号、第二八三六号、第二八三七号、第二八三八号、第二八三九号、第二八四〇号、第二八四一号、第二八四二号、第二八四三号、第二八四四号、第二八四五号、第二八四六号、第二八四七号、第二八四八号、第二八四九号、第二八五〇号、第二八五一号、第二八五二号、第二八五三号、第二八五四号、第二八五五号、第二八五六号、第二八五七号、第二八五八号、第二八五九号、第二八六〇号、第二八六一号、第二八六二号、第二八六三号、第二八六四号、第二八六五号、第二八六六号、第二八六七号、第二八六八号、第二八六九号、第二八七〇号、第二八七一号、第二八七二号、第二八七三号、第二八七四号、第二八七五号、第二八七六号、第二八七七号、第二八七八号、第二八七九号、第二八八〇号、第二八八一号、第二八八二号、第二八八三号、第二八八四号、第二八八五号、第二八八六号、第二八八七号、第二八八八号、第二八八九号、第二八九〇号、第二八九一号、第二八九二号、第二八九三号、第二八九四号、第二八九五号、第二八九六号、第二八九七号、第二八九八号、第二八九九号、第二九〇〇号、第二九〇一号、第二九〇二号、第二九〇三号、第二九〇四号、第二九〇五号、第二九〇六号、第二九〇七号、第二九〇八号、第二九〇九号、第二九一〇号、第二九一一号、第二九一二号、第二九一三号、第二九一四号、第二九一五号、第二九一六号、第二九一七号、第二九一八号、第二九一九号、第二九二〇号、第二九二一号、第二九二二号、第二九二三号、第二九二四号、第二九二五号、第二九二六号、第二九二七号、第二九二八号、第二九二九号、第二九三〇号、第二九三一号、第二九三二号、第二九三三号、第二九三四号、第二九三五号、第二九三六号、第二九三七号、第二九三八号、第二九三九号、第二九四〇号、第二九四一号、第二九四二号、第二九四三号、第二九四四号、第二九四五号、第二九四六号、第二九四七号、第二九四八号、第二九四九号、第二九五〇号、第二九五一号、第二九五二号、第二九五三号、第二九五四号、第二九五五号、第二九五六号、第二九五七号、第二九五八号、第二九五九号、第二九六〇号、第二九六一号、第二九六二号、第二九六三号、第二九六四号、第二九六五号、第二九六六号、第二九六七号、第二九六八号、第二九六九号、第二九七〇号、第二九七一号、第二九七二号、第二九七三号、第二九七四号、第二九七五号、第二九七六号、第二九七七号、第二九七八号、第二九七九号、第二九八〇号、第二九八一号、第二九八二号、第二九八三号、第二九八四号、第二九八五号、第二九八六号、第二九八七号、第二九八八号、第二九八九号、第二九九〇号、第二九九一号、第二九九二号、第二九九三号、第二九九四号、第二九九五号、第二九九六号、第二九九七号、第二九九八号、第二九九九号、第三〇〇〇号、第三〇〇一号、第三〇〇二号、第三〇〇三号、第三〇〇四号、第三〇〇五号、第三〇〇六号、第三〇〇七号、第三〇〇八号、第三〇〇九号、第三〇一〇号、第三〇一一号、第三〇一二号、第三〇一三号、第三〇一四号、第三〇一五号、第

号、第五三三号、第五三四号、第五三五号、第五四六号、第五四七号、第五四八号、第五四九号、第五五〇号、第五五一号、第五五八号、第五五九号、第五六〇号、第五六一号、第五六二号、第五六三号、第五六四号、第五六五号、第五六六号、第五六七号、第五六八号、第五六九号、第五七〇号、第五七一号、第五七二号、第五七三号、第五七四号、第五七五号、第五七六号、第五七七号、第五七八号、第五七九号、第五八〇号、第五八一号、第五八二号、第五八三号、第五八四号、第五八五号、第五八六号、第五八七号、第五八八号、第五八九号、第五九〇号、第五九一号、第六〇八号、第六〇九号、第六一〇号、第六一一号、第六一二号、第六一三号、第六一四号、第六一五号、第六一六号、第六三五号、第六四〇号、第六四一号、第六四三号、第六五五号、第六五六号、第六五七号、第六五八号、第六五九号、第六六〇号、第六八一号、第六八二号、第六八四号、第七〇九号、第七一〇号、第七六五号、第七六六号、第七六七号、第七六九号、第七七〇号、第七七一号、第八二九号、第八四七号、第八五六号、第八五七号、第八五八号、第八五九号、第八六〇号、第八八九号、第八九〇号、第九〇九号、第九一〇号、第九一一号、第九三二号、第九三三号、第九四一号、第九四二号、第九五〇号、第九五一号、第九五二号、第九八九号、第一〇〇三号、第一〇三三号、第一〇五二号、第一〇五三号、第一〇六九号、第一〇八五号、第一〇九一号、第一一五号、第一一七九号、第一二〇〇号、第一二三三号、第一二三七号、第一二四七号、第一二五九号、第一二七七号、第一三〇五号、第一三一二号、第一三三二号、第一三五三号、第一三八五号、第一三九二号、第一四二三号、第一四二九号、第一四三九号、第一四四〇号、第一四五一号、第一四五三号、第一四七三号、第一四九一号、第一四九八号、第一五〇八号、第一五三七号、第一五五四号、第一五五五号、第一五七七号、第一五七九号、第一六〇五号、第一六三二号、第一六四四号、第一六八三号、第一六八四号、第一七〇八号、第一七一一号、第一七一三号、第一七三五号、第一七五一号、第一七五二号、第一七五三号、第一七五四号、第一七五五号、第一七五六号、第一七五七号、第一七五八号、第一七五九号、第一七六〇号、第一七六一号、第一七六二号、第一七六三号、第一七六四号、第一七六五号、第一七六六号、第一七六七号、第一七六八号、第一七六九号、第一七七〇号、第一七七一号、第一七七二号、第一七七三号、第一七七四号、第一七七五号、第一七七六号、第一七七七号、第一七七八号、第一七七九号、第一七八〇号、第一七八一号、第一七八二号、第一七八三号、第一七八四号、第一七八五号、第一七八六号、第一七八七号、第一七八八号、第一七八九号、第一七九〇号、第一七九一号、第一七九二号、第一七九三号、第一七九四号、第一七九五号、第一七九六号、第一七九七号、第一七九八号、第一七九九号、第一八〇〇号、第一八〇一号、第一八〇二号、第一八〇三号、第一八〇四号、第一八〇五号、第一八〇六号、第一八〇七号、第一八〇八号、第一八〇九号、第一八一〇号、第一八一一号、第一八一二号、第一八一三号、第一八一四号、第一八一五号、第一八一六号、第一八一七号、第一八一八号、第一八一九号、第一八二〇号、第一八二一号、第一八二二号、第一八二三号、第一八二四号、第一八二五号、第一八二六号、第一八二七号、第一八二八号、第一八二九号、第一八三〇号、第一八三一号、第一八三二号、第一八三三号、第一八三四号、第一八三五号、第一八三六号、第一八三七号、第一八三八号、第一八三九号、第一八四〇号、第一八四一号、第一八四二号、第一八四三号、第一八四四号、第一八四五号、第一八四六号、第一八四七号、第一八四八号、第一八四九号、第一八五〇号、第一八五一号、第一八五二号、第一八五三号、第一八五四号、第一八五五号、第一八五六号、第一八五七号、第一八五八号、第一八五九号、第一八六〇号、第一八六一号、第一八六二号、第一八六三号、第一八六四号、第一八六五号、第一八六六号、第一八六七号、第一八六八号、第一八六九号、第一八七〇号、第一八七一号、第一八七二号、第一八七三号、第一八七四号、第一八七五号、第一八七六号、第一八七七号、第一八七八号、第一八七九号、第一八八〇号、第一八八一号、第一八八二号、第一八八三号、第一八八四号、第一八八五号、第一八八六号、第一八八七号、第一八八八号、第一八八九号、第一八九〇号、第一八九一号、第一八九二号、第一八九三号、第一八九四号、第一八九五号、第一八九六号、第一八九七号、第一八九八号、第一八九九号、第一九〇〇号、第一九〇一号、第一九〇二号、第一九〇三号、第一九〇四号、第一九〇五号、第一九〇六号、第一九〇七号、第一九〇八号、第一九〇九号、第一九一〇号、第一九一一号、第一九一二号、第一九一三号、第一九一四号、第一九一五号、第一九一六号、第一九一七号、第一九一八号、第一九一九号、第一九二〇号、第一九二一号、第一九二二号、第一九二三号、第一九二四号、第一九二五号、第一九二六号、第一九二七号、第一九二八号、第一九二九号、第一九三〇号、第一九三一号、第一九三二号、第一九三三号、第一九三四号、第一九三五号、第一九三六号、第一九三七号、第一九三八号、第一九三九号、第一九四〇号、第一九四一号、第一九四二号、第一九四三号、第一九四四号、第一九四五号、第一九四六号、第一九四七号、第一九四八号、第一九四九号、第一九五〇号、第一九五一号、第一九五二号、第一九五三号、第一九五四号、第一九五五号、第一九五六号、第一九五七号、第一九五八号、第一九五九号、第一九六〇号、第一九六一号、第一九六二号、第一九六三号、第一九六四号、第一九六五号、第一九六六号、第一九六七号、第一九六八号、第一九六九号、第一九七〇号、第一九七一号、第一九七二号、第一九七三号、第一九七四号、第一九七五号、第一九七六号、第一九七七号、第一九七八号、第一九七九号、第一九八〇号、第一九八一号、第一九八二号、第一九八三号、第一九八四号、第一九八五号、第一九八六号、第一九八七号、第一九八八号、第一九八九号、第一九九〇号、第一九九一号、第一九九二号、第一九九三号、第一九九四号、第一九九五号、第一九九六号、第一九九七号、第一九九八号、第一九九九号、第二〇〇〇号、第二〇〇一号、第二〇〇二号、第二〇〇三号、第二〇〇四号、第二〇〇五号、第二〇〇六号、第二〇〇七号、第二〇〇八号、第二〇〇九号、第二〇一〇号、第二〇一一号、第二〇一二号、第二〇一三号、第二〇一四号、第二〇一五号、第二〇一六号、第二〇一七号、第二〇一八号、第二〇一九号、第二〇二〇号、第二〇二一号、第二〇二二号、第二〇二三号、第二〇二四号、第二〇二五号、第二〇二六号、第二〇二七号、第二〇二八号、第二〇二九号、第二〇三〇号、第二〇三一号、第二〇三二号、第二〇三三号、第二〇三四号、第二〇三五号、第二〇三六号、第二〇三七号、第二〇三八号、第二〇三九号、第二〇四〇号、第二〇四一号、第二〇四二号、第二〇四三号、第二〇四四号、第二〇四五号、第二〇四六号、第二〇四七号、第二〇四八号、第二〇四九号、第二〇五〇号、第二〇五一号、第二〇五二号、第二〇五三号、第二〇五四号、第二〇五五号、第二〇五六号、第二〇五七号、第二〇五八号、第二〇五九号、第二〇六〇号、第二〇六一号、第二〇六二号、第二〇六三号、第二〇六四号、第二〇六五号、第二〇六六号、第二〇六七号、第二〇六八号、第二〇六九号、第二〇七〇号、第二〇七一号、第二〇七二号、第二〇七三号、第二〇七四号、第二〇七五号、第二〇七六号、第二〇七七号、第二〇七八号、第二〇七九号、第二〇八〇号、第二〇八一号、第二〇八二号、第二〇八三号、第二〇八四号、第二〇八五号、第二〇八六号、第二〇八七号、第二〇八八号、第二〇八九号、第二〇九〇号、第二〇九一号、第二〇九二号、第二〇九三号、第二〇九四号、第二〇九五号、第二〇九六号、第二〇九七号、第二〇九八号、第二〇九九号、第二一〇〇号、第二一〇一号、第二一〇二号、第二一〇三号、第二一〇四号、第二一〇五号、第二一〇六号、第二一〇七号、第二一〇八号、第二一〇九号、第二一一〇号、第二一一一号、第二一一二号、第二一一三号、第二一一四号、第二一一五号、第二一一六号、第二一一七号、第二一一八号、第二一一九号、第二一二〇号、第二一二一号、第二一二二号、第二一二三号、第二一二四号、第二一二五号、第二一二六号、第二一二七号、第二一二八号、第二一二九号、第二一三〇号、第二一三一号、第二一三二号、第二一三三号、第二一三四号、第二一三五号、第二一三六号、第二一三七号、第二一三八号、第二一三九号、第二一四〇号、第二一四一号、第二一四二号、第二一四三号、第二一四四号、第二一四五号、第二一四六号、第二一四七号、第二一四八号、第二一四九号、第二一五〇号、第二一五一号、第二一五二号、第二一五三号、第二一五四号、第二一五五号、第二一五六号、第二一五七号、第二一五八号、第二一五九号、第二一六〇号、第二一六一号、第二一六二号、第二一六三号、第二一六四号、第二一六五号、第二一六六号、第二一六七号、第二一六八号、第二一六九号、第二一七〇号、第二一七一号、第二一七二号、第二一七三号、第二一七四号、第二一七五号、第二一七六号、第二一七七号、第二一七八号、第二一七九号、第二一八〇号、第二一八一号、第二一八二号、第二一八三号、第二一八四号、第二一八五号、第二一八六号、第二一八七号、第二一八八号、第二一八九号、第二一九〇号、第二一九一号、第二一九二号、第二一九三号、第二一九四号、第二一九五号、第二一九六号、第二一九七号、第二一九八号、第二一九九号、第二二〇〇号、第二二〇一号、第二二〇二号、第二二〇三号、第二二〇四号、第二二〇五号、第二二〇六号、第二二〇七号、第二二〇八号、第二二〇九号、第二二一〇号、第二二一一号、第二二一二号、第二二一三号、第二二一四号、第二二一五号、第二二一六号、第二二一七号、第二二一八号、第二二一九号、第二二二〇号、第二二二一号、第二二二二号、第二二二三号、第二二二四号、第二二二五号、第二二二六号、第二二二七号、第二二二八号、第二二二九号、第二二三〇号、第二二三一号、第二二三二号、第二二三三号、第二二三四号、第二二三五号、第二二三六号、第二二三七号、第二二三八号、第二二三九号、第二二四〇号、第二二四一号、第二二四二号、第二二四三号、第二二四四号、第二二四五号、第二二四六号、第二二四七号、第二二四八号、第二二四九号、第二二五〇号、第二二五一号、第二二五二号、第二二五三号、第二二五四号、第二二五五号、第二二五六号、第二二五七号、第二二五八号、第二二五九号、第二二六〇号、第二二六一号、第二二六二号、第二二六三号、第二二六四号、第二二六五号、第二二六六号、第二二六七号、第二二六八号、第二二六九号、第二二七〇号、第二二七一号、第二二七二号、第二二七三号、第二二七四号、第二二七五号、第二二七六号、第二二七七号、第二二七八号、第二二七九号、第二二八〇号、第二二八一号、第二二八二号、第二二八三号、第二二八四号、第二二八五号、第二二八六号、第二二八七号、第二二八八号、第二二八九号、第二二九〇号、第二二九一号、第二二九二号、第二二九三号、第二二九四号、第二二九五号、第二二九六号、第二二九七号、第二二九八号、第二二九九号、第二三〇〇号、第二三〇一号、第二三〇二号、第二三〇三号、第二三〇四号、第二三〇五号、第二三〇六号、第二三〇七号、第二三〇八号、第二三〇九号、第二三一〇号、第二三一一号、第二三一二号、第二三一三号、第二三一四号、第二三一五号、第二三一六号、第二三一七号、第二三一八号、第二三一九号、第二三二〇号、第二三二一号、第二三二二号、第二三二三号、第二三二四号、第二三二五号、第二三二六号、第二三二七号、第二三二八号、第二三二九号、第二三三〇号、第二三三一号、第二三三二号、第二三三三号、第二三三四号、第二三三五号、第二三三六号、第二三三七号、第二三三八号、第二三三九号、第二三四〇号、第二三四一号、第二三四二号、第二三四三号、第二三四四号、第二三四五号、第二三四六号、第二三四七号、第二三四八号、第二三四九号、第二三五〇号、第二三五一号、第二三五二号、第二三五三号、第二三五四号、第二三五五号、第二三五六号、第二三五七号、第二三五八号、第二三五九号、第二三六〇号、第二三六一号、第二三六二号、第二三六三号、第二三六四号、第二三六五号、第二三六六号、第二三六七号、第二三六八号、第二三六九号、第二三七〇号、第二三七一号、第二三七二号、第二三七三号、第二三七四号、第二三七五号、第二三七六号、第二三七七号、第二三七八号、第二三七九号、第二三八〇号、第二三八一号、第二三八二号、第二三八三号、第二三八四号、第二三八五号、第二三八六号、第二三八七号、第二三八八号、第二三八九号、第二三九〇号、第二三九一号、第二三九二号、第二三九三号、第二三九四号、第二三九五号、第二三九六号、第二三九七号、第二三九八号、第二三九九号、第二四〇〇号、第二四〇一号、第二四〇二号、第二四〇三号、第二四〇四号、第二四〇五号、第二四〇六号、第二四〇七号、第二四〇八号、第二四〇九号、第二四一〇号、第二四一一号、第二四一二号、第二四一三号、第二四一四号、第二四一五号、第二四一六号、第二四一七号、第二四一八号、第二四一九号、第二四二〇号、第二四二一号、第二四二二号、第二四二三号、第二四二四号、第二四二五号、第二四二六号、第二四二七号、第二四二八号、第二四二九号、第二四三〇号、第二四三一号、第二四三二号、第二四三三号、第二四三四号、第二四三五号、第二四三六号、第二四三七号、第二四三八号、第二四三九号、第二四四〇号、第二四四一号、第二四四二号、第二四四三号、第二四四四号、第二四四五号、第二四四六号、第二四四七号、第二四四八号、第二四四九号、第二四五〇号、第二四五一号、第二四五二号、第二四五三号、第二四五四号、第二四五五号、第二四五六号、第二四五七号、第二四五八号、第二四五九号、第二四六〇号、第二四六一号、第二四六二号、第二四六三号、第二四六四号、第二四六五号、第二四六六号、第二四六七号、第二四六八号、第二四六九号、第二四七〇号、第二四七一号、第二四七二号、第二四七三号、第二四七四号、第二四七五号、第二四七六号、第二四七七号、第二四七八号、第二四七九号、第二四八〇号、第二四八一号、第二四八二号、第二四八三号、第二四八四号、第二四八五号、第二四八六号、第二四八七号、第二四八八号、第二四八九号、第二四九〇号、第二四九一号、第二四九二号、第二四九三号、第二四九四号、第二四九五号、第二四九六号、第二四九七号、第二四九八号、第二四九九号、第二五〇〇号、第二五〇一号、第二五〇二号、第二五〇三号、第二五〇四号、第二五〇五号、第二五〇六号、第二五〇七号、第二五〇八号、第二五〇九号、第二五一〇号、第二五一一号、第二五一二号、第二五一三号、第二五一四号、第二五一五号、第二五一六号、第二五一七号、第二五一八号、第二五一九号、第二五二〇号、第二五二一号、第二五二二号、第二五二三号、第二五二四号、第二五二五号、第二五二六号、第二五二七号、第二五二八号、第二五二九号、第二五三〇号、第二五三一号、第二五三二号、第二五三三号、第二五三四号、第二五三五号、第二五三六号、第二五三七号、第二五三八号、第二五三九号、第二五四〇号、第二五四一号、第二五四二号、第二五四三号、第二五四四号、第二五四五号、第二五四六号、第二五四七号、第二五四八号、第二五四九号、第二五五〇号、第二五五一号、第二五五二号、第二五五三号、第二五五四号、第二五五五号、第二五五六号、第二五五七号、第二五五八号、第二五五九号、第二五六〇号、第二五六一号、第二五六二号、第二五六三号、第二五六四号、第二五六五号、第二五六六号、第二五六七号、第二五六八号、第二五六九号、第二五七〇号、第二五七一号、第二五七二号、第二五七三号、第二五七四号、第二五七五号、第二五七六号、第二五七七号、第二五七八号、第二五七九号、第二五八〇号、第二五八一号、第二五八二号、第二五八三号、第二五八四号、第二五八五号、第二五八六号、第二五八七号、第二五八八号、第二五八九号、第二五九〇号、第二五九一号、第二五九二号、第二五九三号、第二五九四号、第二五九五号、第二五九六号、第二五九七号、第二五九八号、第二五九九号、第二六〇〇号、第二六〇一号、第二六〇二号、第二六〇三号、第二六〇四号、第二六〇五号、第二六〇六号、第二六〇七号、第二六〇八号、第二六〇九号、第二六一〇号、第二六一一号、第二六一二号、第二六一三号、第二六一四号、第二六一五号、第二六一六号、第二六一七号、第二六一八号、第二六一九号、第二六二〇号、第二六二一号、第二六二二号、第二六二三号、第二六二四号、第二六二五号、第二六二六号、第二六二七号、第二六二八号、第二六二九号、第二六三〇号、第二六三一号、第二六三二号、第二六三三号、第二六三四号、第二六三五号、第二六三六号、第二六三七号、第二六三八号、第二六三九号、第二六四〇号、第二六四一号、第二六四二号、第二六四三号、第二六四四号、第二六四五号、第二六四六号、第二六四七号、第二六四八号、第二六四九号、第二六五〇号、第二六五一号、第二六五二号、第二六五三号、第二六五四号、第二六五五号、第二六五六号、第二六五七号、第二六五八号、第二六五九号、第二六六〇号、第二六六一号、第二六六二号、第二六六三号、第二六六四号、第二六六五号、第二六六六号、第二六六七号、第二六六八号、第二六六九号、第二六七〇号、第二六七一号、第二六七二号、第二六七三号、第二六七四号、第二六七五号、第二六七六号、第二六七七号、第二六七八号、第二六七九号、第二六八〇号、第二六八一号、第二六八二号、第二六八三号、第二六八四号、第二六八五号、第二六八六号、第二六八七号、第二六八八号、第二六八九号、第二六九〇号、第二六九一号、第二六九二号、第二六九三号、第二六九四号、第二六九五号、第二六九六号、第二六九七号、第二六九八号、第二六九九号、第二七〇〇号、第二七〇一号、第二七〇二号、第二七〇三号、第二七〇四号、第二七〇五号、第二七〇六号、第二七〇七号、第二七〇八号、第二七〇九号、第二七一〇号、第二七一一号、第二七一二号、第二七一三号、第二七一四号、第二七一五号、第二七一六号、第二七一七号、第二七一八号、第二七一九号、第二七二〇号、第二七二一号、第二七二二号、第二七二三号、第二七二四号、第二七二五号、第二七二六号、第二七二七号、第二七二八号、第二七二九号、第二七三〇号、第二七三一号、第二七三二号、第二七三三号、第二七三四号、第二七三五号、第二七三六号、第二七三七号、第二七三八号、第二七三九号、第二七四〇号、第二七四一号、第二七四二号、第二七四三号、第二七四四号、第二七四五号、第二七四六号、第二七四七号、第二七四八号、第二七四九号、第二七五〇号、第二七五一号、第二七五二号、第二七五三号、第二七五四号、第二七五五号、第二七五六号、第二七五七号、第二七五八号、第二七五九号、第二七六〇号、第二七六一号、第二七六二号、第二七六三号、第二七六四号、第二七六五号、第二七六六号、第二七六七号、第二七六八号、第二七六九号、第二七七〇号、第二七七一号、第二七七二号、第二七七三号、第二七七四号、第二七七五号、第二七七六号、第二七七七号、第二七七八号、第二七七九号、第二七八〇号、第二七八一号、第二七八二号、第二七八三号、第二七八四号、第二七八五号、第二七八六号、第二七八七号、第二七八八号、第二七八九号、第二七九〇号、第二七九一号、第二七九二号、第二七九三号、第二七九四号、第二七九五号、第二七九六号、第二七九七号、第二七九八号、第二七九九号、第二八〇〇号、第二八〇一号、第二八〇二号、第二八〇三号、第二八〇四号、第二八〇五号、第二八〇六号、第二八〇七号、第二八〇八号、第二八〇九号、第二八一〇号、第二八一一号、第二八一二号、第二八一三号、第二八一四号、第二八一五号、第二八一六号、第二八一七号、第二八一八号、第二八一九号、第二八二〇号、第二八二一号、第二八二二号、第二八二三号、第二八二四号、第二八二五号、第二八二六号、第二八二七号、第二八二八号、第二八二九号、第二八三〇号、第二八三一号、第二八三二号、第二八三三号、第二八三四号、第二八三五号、第二八三六号、第二八三七号、第二八三八号、第二八三九号、第二八四〇号、第二八四一号、第二八四二号、第二八四三号、第二八四四号、第二八四五号、第二八四六号、第二八四七号、第二八四八号、第二八四九号、第二八五〇号、第二八五一号、第二八五二号、第二八五三号、第二八五四号、第二八五五号、第二八五六号、第二八五七号、第二八五八号、第二八五九号、第二八六〇号、第二八六一号、第二八六二号、第二八六三号、第二八六四号、第二八六五号、第二八六六号、第二八六七号、第二八六八号、第二八六九号、第二八七〇号、第二八七一号、第二八七二号、第二八七三号、第二八七四号、第二八七五号、第二八七六号、第二八七七号、第二八七八号、第二八七九号、第二八八〇号、第二八八一号、第二八八二号、第二八八三号、第二八八四号、第二八八五号、第二八八六号、第二八八七号、第二八八八号、第二八八九号、第二八九〇号、第二八九一号、第二八九二号、第二八九三号、第二八九四号、第二八九五号、第二八九六号、第二八九七号、第二八九八号、第二八九九号、第二九〇〇号、第二九〇一号、第二九〇二号、第二九〇三号、第二九〇四号、第二九〇五号、第二九〇六号、第二九〇七号、第二九〇八号、第二九〇九号、第二九一〇号、第二九一一号、第二九一二号、第二九一三号、第二九一四号、第二九一五号、第二九一六号、第二九一七号、第二九一八号、第二九一九号、第二九二〇号、第二九二一号、第二九二二号、第二九二三号、第二九二四号、第二九二五号、第二九二六号、第二九二七号、第二九二八号、第二九二九号、第二九三〇号、第二九三一号、第二九三二号、第二九三三号、第二九三四号、第二九三五号、第二九三六号、第二九三七号、第二九三八号、第二九三九号、第二九四〇号、第二九四一号、第二九四二号、第二九四三号、第二九四四号、第二九四五号、第二九四六号、第二九四七号、第二九四八号、第二九四九号、第二九五〇号、第二九五一号、第二九五二号、第二九五三号、第二九五四号、第二九五五号、第二九五六号、第二九五七号、第二九五八号、第二九五九号、第二九六〇号、第二九六一号、第二九六二号、第二九六三号、第二九六四号、第二九六五号、第二九六六号、第二九六七号、第二九六八号、第二九六九号、第二九七〇号、第二九七一号、第二九七二号、第二九七三号、第二九七四号、第二九七五号、第二九七六号、第二九七七号、第二九七八号、第二九七九号、第二九八〇号、第二九八一号、第二九八二号、第二九八三号、第二九八四号、第二九八五号、第二九八六号、第二九八七号、第二九八八号、第二九八九号、第二九九〇号、第二九九一号、第二九九二号、第二九九三号、第二九九四号、第二九九五号、第二九九六号、第二九九七号、第二九九八号、第二九九九号、第三〇〇〇号、第三〇〇一号、第三〇〇二号、第三〇〇三号、第三〇〇四号、第三〇〇五号、第三〇〇六号、第三〇〇七号、第三〇〇八号、第三〇〇九号、第三〇一〇号、第三〇一一号、第三〇一二号、第三〇一三号、第三〇一四号、第三〇一五号、第三〇一六号、第三〇一七号、第三〇一八号、第三〇一九号、第三〇二〇号、第三〇二一号、第三〇二二号、第三〇二三号、第三〇二四号、第三〇二五号、第三〇二六号、第三〇二七号、第三〇二八号、第三〇二九号、第三〇三〇号、第三〇三一号、第三〇三二号、第三〇三三号、第三〇三四号、第三〇三五号、第三〇三六号、第三〇三七号、第三〇三八号、第三〇三九号、第三〇四〇号、第三〇四一号、第三〇四二号、第三〇四三号、第三〇四四号、第三〇四五号、第三〇四六号、第三〇四七号、第三〇四八号、第三〇四九号、第三〇五〇号、第三〇五一号、第三〇五二号、第三〇五三号、第三〇五四号、第三〇五五号、第三〇五六号、第三〇五七号、第三〇五八号、第三〇五九号、第三〇六〇号、第三〇六一号、第三〇六二号、第三〇六三号、第三〇六四号、第三〇六五号、第三〇六六号、第三〇六七号、第三〇六八号、第三〇六九号、第三〇七〇号、第三〇七一号、第三〇七二号、第三〇七三号、第三〇七四号、第三〇七五号、第三〇七六号、第三〇七七号、第三〇七八号、第三〇七九号、第三〇八〇号、第三〇八一号、第三〇八二号、第三〇八三号、第三〇八四号、第三〇八五号、第三〇八六号、第三〇八七号、第三〇八八号、第三〇八九号、第三〇九〇号、第三〇九一号、第三〇九二号、第三〇九三号、第三〇九四号、第三〇九五号、第三〇九六号、第三〇九七号、第三〇九八号、第三〇九九号、第三一〇〇号、第三一〇一号、第三一〇二号、第三一〇三号、第三一〇四号、第三一〇五号、第三一〇六号、第三一〇七号、第三一〇八号、第三一〇九号、第三一一〇号、第三一一一号、第三一一二号、第三一一三号、第三一一四号、第三一一五号、第三一一六号、第三一一七号、第三一一八号、第三一一九号、第三一二〇号、第三一二一号、第三一二二号、第三一二三号、第三一二四号、第三一二五号、第三一二六号、第三一二七号、第三一二八号、第三一二九号、第三一三〇号、第三一三一号、第三一三二号、第三一三三号、第三一三四号、第三一三五号、第三一三六号、第三一三七号、第三一三八号、第三一三九号、第三一四〇号、第三一四一号、第三一四二号、第三一四三号、第三一四四号、第三一四五号、第三一四六号、第三一四七号、第三一四八号、第三一四九号、第三一五〇号、第三一五一号、第三一五二号、第三一五三号、第三一五四号、第三一五五号、第三一五六号、第三一五七号、第三一五八号、第三一五九号、第三一六〇号、第三一六一号、第三一六二号、第三一六三号、第三一六四号、第三一六五号、第三一六六号、第三一六七号、第三一六八号、第三一六九号、第三一七〇号、第三一七一号、第三一七二号、第三一七三号、第三一七四号、第三一七五号、第三一七六号、第三一七七号、第三一七八号、第三一七九号、第三一八〇号、第三一八一号、第三一八二号、第三一八三号、第三一八四号、第三一八五号、第三一八六号、第三一八七号、第三一八八号、第三一八九号、第三一九〇号、第三一九一号、第三一九二号、第三一九三号、第三一九四号、第三一九五号、第三一九六号、第三一九七号、第三一九八号、第三一九九号、第三二〇〇号、第三二〇一号、第三二〇二号、第三二〇三号、第三二〇四号、第三二〇五号、第三二〇六号、第三二〇七号、第三二〇八号、第三二〇九号、第三二一〇号、第三二一一号、第三二一二号、第三二一三号、第三二一四号、第三二一五号、第三二一六号、第三二一七号、第三二一八号、第三二一九号、第三二二〇号、第三二二一号、第三二二二号、第三二二三号、第三二二四号、第三二二五号、第三二二六号、第三二二七号、第三二二八号、第三二二九号、第三二三〇号、第三二三一号、第三二三二号、第三二三三号、第三二三四号、第三二三五号、第三二三六号、第三二三七号、第三二三八号、第三二三九号、第三二四〇号、第三二四一号、第三二四二号、第三二四三号、第三二四四号、第三二四五号、第三二四六号、第三二四七号、第三二四八号、第三二四九号、第三二五〇号、第三二五一号、第三二五二号、第三二五三号、第三二五四号、第三二五五号、第三二五六号、第三二五七号、第三二五八号、第三二五九号、第三二六〇号、第三二六一号、第三二六二号、第三二六三号、第三二六四号、第三二六五号、第三二六六号、第三二六七号、第三二六八号、第三二六九号、第三二七〇号、第三二七一号、第三二七二号、第三二七三号、第三二七四号、第三二七五号、第三二七六号、第三二七七号、第三二七八号、第三二七九号、第三二八〇号、第三二八一号、第三二八二号、第三二八三号、第三二八四号、第三二八五号、第三二八六号、第三二八七号、第三二八八号、第三二八九号、第三二九〇号、第三二九一号、第三二九二号、第三二九三号、第三二九四号、第三二九五号、第三二九六号、第三二九七号、第三二九八号、第三二九九号、第三三〇〇号、第三三〇一号、第三三〇二号、第三三〇三号、第三三〇四号、第三三〇五号、第三三〇六号、第三三〇七号、第三三〇八号、第三三〇九号、第三三一〇号、第三三一一号、第三三一二号、第三三一三号、第三三一四号、第三三一五号、第三三一六号、第三三一七号、第三三一八号、第三三一九号、第三三二〇号、第三三二一号、第三三二二号、第三三二三号、第三三二四号、第三三二五号、第三三二六号、第三三二七号、第三三二八号、第三三二九号、第三三三〇号、第三三三一号、第三三三二号、第三三三三号、第三三三四号、第三三三五号、第三三三六号、第三三三七号、第三三三八号、第三三三九号、第三三四〇号、第三三四一号、第三三四二号、第三三四三号、第三三四四号、第三三四五号、第三三四六号、第三三四七号、第三三四八号、第三三四九号、第三三五〇号、第三三五一号、第三三五二号、第三三五三号、第三三五四号、第三三五五号、第三三五六号、第三三五七号、第三三五八号、第三三五九号、第三三六〇号、第三三六一号、第三三六二号、第三三六三号、第三三六四号、第三三六五号、第三三六六号、第三三六七号、第三三六八号、第三三六九号、第三三七〇号、第三三七一号、第三三七二号、第三三七三号、第三三七四号、第三三七五号、第三三七六号、第三三七七号、第三三七八号、第三三七九号、第三三八〇号、第三三八一号、第三三八二号、第三三八三号、第三三八四号、第三三八五号、第三三八六号、第三三八七号、第三三八八号、第三三八九号、第三三九〇号、第三三九一号、第三三九二号、第三三九三号、第三三九四号、第三三九五号、第三三九六号、第三三九七号、第三三九八号、第三三九九号、第三四〇〇号、第三四〇一号、第三四〇二号、第三四〇三号、第三四〇四号、第三四〇五号、第三四〇六号、第三四〇七号、第三四〇八号、第三四〇九号、第三四一〇号、第三四一一号、第三四一二号、第三四一三号、第三四一四号、第三四一五号、第三四一六号、第三四一七号、第三四一八号、第三四一九号、第三四二〇号、第三四二一号、第三四二二号、第三四二三号、第三四二四号、第三四二五号、第三四二六号、第三四二七号、第三四二八号、第三四二九号、第三四三〇号、第三四三一号、第三四三二号、第三四三三号、第三四三四号、第三四三五号、第三四三六号、第三四三七号、第三四三八号、第三四三九号、第三四四〇号、第三四四一号、第三四四二号、第三四四三号、第三四四四号、第三四四五号、第三四四六号、第三四四七号、第三四四八号、第三四四九号、第三四五〇号、第三四五一号、第三四五二号、第三四五三号、第三四五四号、第三四五五号、第三四五六号、第三四五七号、第三四五八号、第三四五九号、第三四六〇号、第三四六一号、第三四六二号、第三四六三号、第三四六四号、第三四六五号、第三四六六号、第三四六七号、第三四六八号、第三四六九号、第三四七〇号、第三四七一号、第三四七二号、第三四七三号、第三四七四号、第三四七五号、第三四七六号、第三四七七号、第三四七八号、第三四七九号、第三四八〇号、第三四八一号、第三四八二号、第三四八三号、第三四八四号、第三四八五号、第三四八六号、第三四八七号、第三四八八号、第三四八九号、第三四九〇号、第三四九一号、第三四九二号、第三四九三号、第三四九四号、第三四九五号、第三四九六号、第三四九七号、第三四九八号、第三四九九号、第三五〇〇号、第三五〇一号、第三五〇二号、第三五〇三号、第三五〇四号、第三五〇五号、第三五〇六号、第三五〇七号、第三五〇八号、第三五〇九号、第三五一〇号、第三五一一号、第三五一二号、第三五一三号、第三五一四号、第三五一五号、第三五一六号、第三五一七号、第三五一八号、第三五一九号、第三五二〇号、第三五二一号、第三五二二号、第三五二三号、第三五二四号、第三五二五号、第三五二六号、第三五二七号、第三五二八号、第三五二九号、第三五三〇号、第三五三一号、第三五三二号、第三五三三号、第三五三四号、第三五三五号、第三五三六号、第三五三七号、第三五三八号、第三五三九号、第三五四〇号、第三五四一号、第三五四二号、第三五四三号、第三五四四号、第三五四五号、第三五四六号、第三五四七号、第三五四八号、第三五四九号、第三五五〇号、第三五五一号、第三五五二号、第三五五三号、第三五五四号、第三五五五号、第三五五六号、第三五五七号、第三五五八号、第三五五九号、第三五六〇号、第三五六一号、第三五六二号、第三五六三号、第三五六四号、第三五六五号、第三五六六号、第三五六七号、第三五六八号、第三五六九号、第三五七〇号、第三五七一号、第三五七二号、第三五七三号、第三五七四号、第三五七五号、第三五七六号、第三五七七号、第三五七八号、第三五七九号、第三五八〇号、第三五八一号、第三五八二号、第三五八三号、第三五八四号、第三五八五号、第三五八六号、第三五八七号、第三五八八号、第三五八九号、第三五九〇号、第三五九一号、第三五九二号、第三五九三号、第三五九四号、第三五九五号、第三五九六号、第三五九七号、第三五九八号、第三五九九号、第三六〇〇号、第三六〇一号、第三六〇二号、第三六〇三号、第三六〇四号、第三六〇五号、第三六〇六号、第三六〇七号、第三六〇八号、第三六〇九号、第三六一〇号、第三六一一号、第三六一二号、第三六一三号、第三六一四号、第三六一五号、第三六一六号、第三六一七号、第三六一八号、第三六一九号、第三六二〇号、第三六二一号、第三六二二号、第三六二三号、第三六二四号、第三六二五号、第三六二六号、第三六二七号、第三六二八号、第三六二九号、第三六三〇号、第三六三一号、第三六三二号、第三六三三号、第三六三四号、第三六三五号、第三六三六号、第三六三七号、第三六三八号、第三六三九号、第三六四〇号、第三六四一号、第三六四二号、第三六四三号、第三六四四号、第三六四五号、第三六四六号、第三六四七号、第三六四八号、第三六四九号、第三六五〇号、第三六五一号、第三六五二号、第三六五三号、第三六五四号、第三六五五号、第三六五六号、第三六五七号、第三六五八号、第三六五九号、第三六六〇号、第三六六一号、第三六六二号、第三六六三号、第三六六四号、第三六六五号、第三六六六号、第三六六七号、第三六六八号、第三六六九号、第三六七〇号、第三六七一号、第三六七二号、第三六七三号、第三六七四号、第三六七五号、第三六七六号、第三六七七号、第三六七八号、第三六七九号、第三六八〇号、第三六八一号、第三六八二号、第三六八三号、第三六八四号、第三六八五号、第三六八六号、第三六八七号、第三六八八号、第三六八九号、第三六九〇号、第三六九一号、第三六九二号、第三六九三号、第三六九四号、第三六九五号、第三六九六号、第三六九七号、第三六九八号、第三六九九号、第三七〇〇号、第三七〇一号、第三七〇二号、第三七〇三号、第三七〇四号、第三七〇五号、第三七〇六号、第三七〇七号、第三七〇八号、第三七〇九号、第三七一〇号、第三七一一号、第三七一二号、第三七一三号、第三七一四号、第三七一五号、第三七一六号、第三七一七号、第三七一八号、第三七一九号、第三七二〇号、第三七二一号、第三七二二号、第三七二三号、第三七二四号、第三七二五号、第三七二六号、第三七二七号、第三七二八号、第三七二九号、第三七三〇号、第三七三一号、第三七三二号、第三七三三号、第三七三四号、第三七三五号、第三七三六号、第三七三七号、第三七三八号、第三七三九号、第三七四〇号、第三七四一号、第三七四二号、第三七四三号、第三七四四号、第三七四五号、第三七四六号、第三七四七号、第三七四八号、第三七四九号、第三七五〇号、第三七五一号、第三七五二号、第三七五三号、第三七五四号、第三七五五号、第三七五六号、第三七五七号、第三七五八号、第三七五九号、第三七六〇号、第三七六一号、第三七六二号、第三七六三号、第三七六四号、第三七六五号、第三七六六号、第三七六七号、第三七六八号、第三七六九号、第三七七〇号、第三七七一号、第三七七二号、第三七七三号、第三七七四号、第三七七五号、第三七七六号、第三七七七号、第三七七八号、第三七七九号、第三七八〇号、第三七八一号、第三七八二号、第三七八三号、第三七八四号、第三七八五号、第三七八六号、第三七八七号、第三七八八号、第三七八九号、第三七九〇号、第三七九一号、第三七九二号、第三七九三号、第三七九四号、第三七九五号、第三七九六号、第三七九七号、第三七九八号、第三七九九号、第三八〇〇号、第三八〇一号、第三八〇二号、第三八〇三号、第三八〇

第一五八号　東京都杉並区阿佐ヶ谷三ノ五四〇　大木堅造外六百二十九名提出
第一六五〇号　和歌山市関戸高松三〇二　楠山英太郎外六百二十四名提出
第一六五一号　岐阜市雲井町二ノ一　谷口弥兵衛提出
時効にかかる傷病恩給の取扱に関する請願
第一七三六号　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎提出
元台湾州庁有給吏員の恩給に関する請願
第一二六四号　佐賀県東松浦郡久里村大字夕日一四五　浜田才一郎外二十四名提出
元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願
第二六八一号　北海道網走郡津別町西町　清水雅一郎外一名提出
恩給の支給促進に関する請願
第一六三七号　東京都北区袋町二ノ一、三八三　高山忠治外四十三名提出
戦没者遺族の扶助料支給促進に関する請願
第二一九八号　京都市中京区河原町御池角市役所内　石田芳之助外十五名提出
恩給改訂等に関する請願
第四四三号　兵庫県加西郡加茂村　中村茂雄外千百十六名提出
恩給改訂に関する請願
第三九六号　静岡県榛原郡川崎町細江七九三　石井午二外千三百五十二名提出
第四二三号　山口県小野田市大字小野田四、三一〇　糟田正隆外五十四名提出
第四二四号　神奈川県川崎市南幸町三ノ六一　石川八代次外五百八名提出
第四二五号　大阪市天王子区天王子町北二　出口憲外八百三十六名提出
第四二六号　愛知県宝飯郡塩津村大字竹谷字江畑三八ノ一　松尾幸治郎提出
第四三四号　福島県郡山市虎丸町一一一　鈴木常松外七名提出
第四三五号　静岡県島田市一、八六九ノ二　大石広二外三十八名提出
第四五三号　長野県東筑摩郡宗賀村七一四　荻上八千代外六百六十五名提出
第四五四号　広島市吉島本町三六〇　神田省二外一名提出
第四五五号　鳥取県日野郡根雨町大字船場　佐々木茂治外百三十一名提出
第五〇一号　群馬県邑楽郡館林町大字館林一、二三八　森田保三外六百十一名提出
第五〇二号　鳥取県岩美郡東村大字陸上　北川正規外二百十四名提出
第五〇三号　岡山県都窪郡庄村下庄　雛渡晴太郎外百七十九名提出
第五〇四号　秋田市下中城町四　高橋熊五郎外九十二名提出
第五〇五号　兵庫県揖保郡揖保川町原六四八　平田貞外六百二名提出
第五〇六号　愛知県東加茂郡松平村　菅沼倉治郎提出
第五〇七号　岩手県盛岡市加賀野久保田　瀬川惣次郎外二百九十八名提出
第五〇八号　群馬県前橋市栄町六二　桜井菊次郎外八百十一名提出
第五〇九号　岡山県吉備郡総社町大字井尻野　白神信太郎外八百七十九名提出
第五三三号　岩手県盛岡市大沢川原小路八八　三田地勘治郎外三百十九名提出
第五三四号　岡山県倉敷市平田三四　中村孝平外四百四十一名提出
第五四六号　奈良市西木辻町一　今西徳三郎外六百二十七名提出
第五四七号　静岡県庵原郡興津町興津四〇　高田利信外九十三名提出
第五四八号　長野県北安曇郡会染村三、三二九　矢口金一外二百二十九名提出
第五四九号　広島県豊田郡忠海町　恩田以忠外一名提出
第五五〇号　長野県上田市木町一一七　小林政雄外千八十六名提出
第五五八号　鳥取県日野郡八郷村　安田広蔵外二十名提出
第五六四号　岩手県盛岡市馬場小路二九　小田島政蔵外二百八十三名提出
第五六五号　長野県上伊那郡西箕輪村　西村一郎外九百七十四名提出
第五八九号　岐阜市加納永井町二　中島芳次外十九名提出
第五九〇号　高知市西町四六　伴乙衛外千四十九名提出
第五九一号　高知市追手筋六九　溝渕潔外九百十三名提出
第六〇八号　大阪府八尾市大字植松一、三四六　岡本政一郎外三百八十名提出
第六〇九号　佐賀市赤松町二三　松尾諒平外千四百十二名提出
第六一〇号　福岡県直方市改修町　河原篤外千百三名提出
第六一一号　奈良県宇智郡大阿太村　森田正義外百三十六名提出
第六一二号　兵庫県養父郡八鹿町九鹿一〇〇　中西徳次外百二十七名提出
第六一三号　福島市大町福島市信用金庫内退職公務員連盟会　大和田弥一外一名提出
第六一四号　札幌市北三条西一六　横山平三外百九十二名提出
第六一五号　岡山県上房郡北房町大字上中津井　横上若太郎外百五十六名提出
第六一六号　栃木県那須郡大田原町二、四七四　細小路丑松外三百九十二名提出
第六三五号　静岡県沼津市西条九〇　高島安外百三十八名提出
第六四〇号　山形県東置賜郡高畠町一、〇三五　石川操輔外九百四十九名提出
第六四一号　長野県諏訪郡米沢村長　両角丑助外五百七十八名提出
第六四二号　愛媛県松山市南斎院町二六〇　近藤和雄外百七十四名提出
第六四三号　大阪府高槻市東五百住三九　高谷多一外四百八十三名提出
第六五五号　岩手県胆沢郡青葉町　鈴木久治外二百二十名提出
第六五六号　青森県弘前市袋町七六　神英造外八名提出
第六五七号　島根県浜田市天満町二町内　漆谷権一外六十四名提出
第六五八号　福井県坂井郡芦原町田中々　神尾仁哉外二十七名提出
第六五九号　三重県北牟婁郡尾鷲町中井浦七三六　森田賢輔外四百七十四名提出
第六七九号　長野県西筑摩郡大桑村野尻一、四四三ノ一　三村和海外百二十八名提出
第六八〇号　群馬県前橋市前代田八六　牧辰雄外百七十八名提出
第六八一号　山口県徳山市代々小路北三、八九五　時永市二外二百二十二名提出
第六八二号　和歌山市関戸高松一七九　水田敏太郎外七百三十四名提出
第六八四号　福島市大町福島市信用金庫内　大和田弥一外四名提出
第七〇八号　奈良県大和高田市大字三倉堂六九　松並薄外百六十三名提出
第七〇九号　群馬県利根郡沼田町大字沼田二、九八一　中村万吉外百三名提出
第七一〇号　名古屋市熱田区新尾頭町二七　後藤基喜提出
第七六五号　神戸市東灘区住吉町瀬川一、二九五　松山久太郎外百八十六名提出
第七六六号　福岡県田川郡添田町野田　中村武久外三百七十六名提出
第七六七号　栃木県宇都宮市塙田町三五六　鈴木惣庫外二百六十八名提出
第七六九号　福島県田村郡三春町字清水一七〇　郡司翰市郎外一名提出
第七七〇号　長野県上水内郡柳原村小島二六九　清水準治郎外三百四十二名提出
第七七一号　香川県香川郡円座村大字山崎一六三　田山数一外四百四十二名提出
第八二四号　兵庫県姫路市土山東町三七　野村晋亮外四百十九名提出
第八二八号　岡山県御津郡津賀村　藤井繁男外四十名提出
第八二九号　岡山県御津郡横井村大字田益　何森登志雄外九十一名提出
第八四七号　兵庫県印南郡米田町平津二四一　正木栄治郎外六百三十四名提出
第八五六号　香川県綾歌郡宇多津町二、二三八　大松太平外四名提出
第八五七号　鹿児島県熊毛郡西之表町西之表七、四六五　三浦安信外五十七名提出
第八五八号　長野県更級郡村上村　三沢義男外八百六十四名提出
第八八八号　長野県上高井郡須坂町大字須坂七六〇　山崎作治外六百九十二名提出
第八八九号　兵庫県伊丹市伊丹一一九ノ一　勝道円外二千七十五名提出
第八九〇号　新潟市学校町通り三番町五、三二三　大竹僧造外十四名提出
第八九六号　山梨県甲府市御崎

町四九　上田政一外千七十名提出

第九〇九号　鳥取市白兎三三三　三橋農蔵外八百五十六名提出

第九一〇号　滋賀県長浜市舟山町一四、一谷軍治方　木暮安水外二百五十九名提出

第九一一号　愛媛県松山市今市二ノ七七四　近藤和雄外百二十六名提出

第九三一号　新潟市学校町通三番町五、三二五　大竹僧造外十四名提出

第九三二号　宮城県古川市三日町七二　佐々木金也外千五百四十三名提出

第九三三号　宮城県仙台市六軒丁九ノ五　大窪熊治外千五百七十三名提出

第九四一号　福井県坂井郡金津町十日　汐見市衛外七十四名提出

第九四二号　静岡県小笠郡西郷村字上西郷四、五四二　中山吉平外三百一名提出

第九五〇号　広島県賀茂郡西条町　檜高憲三外一名提出

第九五一号　札幌市北十五条西三　林常夫外百九十六名提出

第九五二号　佐賀県杵島郡南有明村大字牛屋四、四六七　丸田弥八外八百八十七名提出

第九八九号　奈良県吉野郡下市町上坂町　仁司匡美外百五十八名提出

第一〇〇三号　東京都中野区野方町二ノ一、六一六　田渕義民外三百八十七名提出

第一〇三三号　山口県阿武郡福川村一、二九　笠井秀正外四百九名提出

第一〇三四号　福井県坂井郡伊井村清間六ノ八　龍田照義外五十五名提出

第一〇五二号　奈良県生駒郡郡山町南郡山二九二　沢井辯造外二百四十名提出

第一〇五三号　神戸市長田区西代通一ノ一八　細見兵吉外九百九十名提出

第一〇六九号　福井県坂井郡丸岡町霞四ノ一　林田直永外百七名提出

第一〇八四号　福岡市東大橋神代勘次郎提出

第一〇八五号　福井県丹生郡宮崎村寺一ノ八〇　山田孫左ヱ門外百二十六名提出

第一〇九六号　福井県大野郡大野町清水一三八ノ七二　広川均外百三十七名提出

第一一五号　新潟市学校町通三番町五、三二三　大竹僧造外十七名提出

第一一六号　岡山県津山市田町一一九　青井荒一外二百十七名提出

第一七九号　福井県坂井郡坪江村笹岡　三上助之亟外六十一名提出

第二〇〇号　福井県大野郡大野町清水一三四号一五　大宮松栄外二百七十五名提出

第二三三号　福井県坂井郡兵庫村上兵庫　女木精外二百六十三名提出

第二三〇号　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二〇四ノ二　神戸半七郎外二百七十五名提出

第二三三号　茨城県水戸市北会内　宮田福次郎外四百九名提出

第二三六号　茨城県稲敷郡大宮村大字大徳七、〇三一　武田詮外四百八名提出

第二三七号　茨城県土浦市匂町　長谷川長四郎外二千六百五十名提出

第二四六号　福井県坂井郡大石村大牧　三上伝兵衛外十九名提出

第二四七号　福井県大野郡大野町東四番二二五号八二　南川永太郎外百三十七名提出

第二四八号　鹿児島県揖宿郡頴娃町九、三六〇　永井万吉外五名提出

第二五九号　山口市大字上宇古曾三八　河村四朗外七百九十九名提出

第二七六号　北海道空知郡富良野町西二南二　藤野謙助外五十一名提出

第二七七号　兵庫県西脇市富田町一四〇　笹倉富太郎外六百十一名提出

第二三〇五号　茨城県東茨城郡石塚町　大畠章外千四百五十九名提出

第二三二号　福岡県浮羽郡千年村大字清瀬三七二　石井近義提出

第二三三一号　福井市宝永上町八二　嶺岩雄外百四十六名提出

第二三三二号　福井県大野郡大野町清水一三八ノ七二　広瀬均外二百七十五名提出

第二三五一号　三重県員弁郡三里村大字平塚一、〇九六　三浦保行外六百五十八名提出

第二三八五号　福井県坂井郡本荘村上番　笹原正哉外二十二名提出

第二三九二号　大阪市東住吉区田辺西之町七ノ三四　大谷繁次郎外四百十三名提出

第二三九三号　佐賀県佐賀郡北川副村木原　江口清外二百四十七名提出

第二三九四号　京都市上京区寺町通今出川上ル四ノ西入桜木町　鈴木博也外二百七十七名提出

第一四二三号　福井市昭和町八〇　山崎直太郎外六十一名提出

第一四二八号　大阪府池田市綾羽町三ノ二、四一五　勝田精一郎外七百八十名提出

第一四三九号　大阪市東区大手前町二日本赤本字社大阪支部内　宮田宗兵衛外六百十一名提出

第一四四〇号　福井県三方郡耳村河原市一四ノ一七ノ一　高木米蔵外百七十三名提出

第一四五一号　群馬県高崎市大橋町二六〇　鈴木銀蔵外二百三十名提出

第一四五三号　静岡県富士宮市源道寺四二四　上杉増太郎外百十四名提出

第一四七三号　北海道函館市高立町一五　坂本衆平外三百三十六名提出

第一四七四号　札幌市南六条西一六　川村文平提出

第一四九一号　福井県丹生郡立待村　竹部武外二十三名提出

第一四九六号　福井県丹生郡越廼村　大和秀吉外五十二名提出

第一四九八号　福井県大飯郡本郷村　江上秀吉外二百四十九名提出

第一五〇八号　長野県南安曇郡穂高町六、三五六　金井嘉金太外五百四十名提出

第一五三七号　神奈川県小田原市十字三ノ六八一　獅々山与四郎外百五十九名提出

第一五五一号　広島県豊田郡河内町　佐々木茂一外三十四名提出

第一五五二号　札幌市南一二条西一五　渡辺政次外三百名提出

第一五七〇号　埼玉県浦和市高砂町五ノ一四八　有元久五郎外四千二百二十一名提出

第一五七七号　静岡県磐田郡南御厨村新出三三六　鈴木治吉外五百七十三名提出

第一六〇五号　北海道余市郡余市町字黒川町　太田又蔵外二百九十九名提出

第一六二二号　青森市浦町字橋本二一〇　窪田友之丞外十三名提出

第一六四三号　福井県吉田郡五領島村兼定島　多田藤五郎外三十九名提出

第一六四四号　群馬県前橋市前代田町八六　牧辰雄外二百四十七名提出

第一六八三号　福井県吉田郡河合村鷲塚　毛利佐五右ヱ門外二十名提出

第一六八四号　福井県吉田郡岡保村堅達　伊藤清之助外三十九名提出

第一七〇三号　栃木県塩谷郡矢板町富田三八五　田城豊松外三百四十二名提出

第一七〇八号　熊本市北新坪井一五　木庭源三外四千百二十九名提出

第一七一五号　兵庫県朝来郡和田山町法興寺二七〇　田中孝太郎外八十九名提出

第一七三五号　鳥取市中町五八　草野恵外七百三十七名提出

第一七五〇号　長野市旭町一、〇九八　松岡弘外五百十三名提出

第一七九二号　北海道浦河郡浦河町大通二ノ二六　佐々木秀雄外二百三十九名提出

第一八〇四号　福井県丹生郡四ケ浦町梅浦　三好得恵外二十九名提出

第一八七二号　福井県吉田郡東藤島村上中　杉本清外三十九名提出

第一九一〇号　福井県坂井郡三国町上台　本堂甚平外四十七名提出

第一九二五号　福井県大飯郡高浜町事代　江上秀吉外二十九名提出

第一九五三号　福井県小浜市平野　小畑久蔵外六十三名提出

第一九八六号　大阪市阿部野区阿部野筋一ノ二二大阪府退職公務員連盟内　小島賢作外四百六十三名提出

第一九八八号　三重県桑名市益生町三四八　野口清蔵外六百八十九名提出

第一九九一号　福井県敦賀市松原松ヶ枝町六六　松本彦佐外三十九名提出

第二〇二〇号　福井県今立郡河和田村別司　内田五八郎外三十五名提出

第二〇三六号　香川県綾歌郡宇

多津町二、二三八　大松太平
外四名提出
第二一九二号　新潟県北魚沼郡堀之内町大字堀之内三二三
大平朝吉提出
第二二〇三号　千葉県東葛飾郡柏町豊四季八ノ一　根本浦之助外九百五十六名提出
第二二〇五号　千葉市長洲町一ノ一〇七　千脇六郎外二千三百七十一名提出
第二六八〇号　鹿児島市下荒田町四九　丸岡栄助外九名提出
奄美大島公務員の身分等に関する請願
第一八五八号　鹿児島県大島郡名瀬市古田町四班　宮山清外二名提出

右二百三十七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年六月十四日
内閣委員長代理理事　長島　銀蔵
参議院議長河井彌八殿

意見書案
恩給法附則第二十四条第四号改正に関する請願
請願者　東京都目黒区中目黒一ノ一　山本尊司（第一一七号）

右の請願は、請願者は、一般文官十六年三月に引き続き海軍技師三年四月の合計十九年七月の実在職年をもつものであるが、今次の改正恩給法附則第二十四条第四号はこの実在職年に対し普通恩給権を拒否しており、このような不合理はひとり請願者のみでなく多数の人にもあることと思われるから、かかる不合理をすみやかに是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
恩給不均衡是正に関する請願

請願者　岡山市上伊福　片岡覚太郎（第三九七号）
請願者　島根県松江市雑賀町二〇〇　岡崎清三郎（第三九八号）
請願者　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎（第三九九号）
請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第六三三号）
請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第六三四号）
請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第六三五号）
請願者　宮崎市役所内軍人恩給権擁護連盟会内　中村肇（第九〇三号）
請願者　宮崎市役所内宮崎県軍人恩給権擁護連盟会内　中村肇（第九〇四号）
請願者　奈良市高畑町伽井町五六三旧軍人関係恩給権擁護連盟内　堀之内新蔵（第一〇五〇号）
請願者　奈良市高畑町伽井町五六三旧軍人関係恩給権擁護連盟内　堀之内新蔵（第一〇五一号）
請願者　群馬県高崎市請地町三八　野口俊太郎外五千六百十八名（第一〇九七号）
請願者　岩手県盛岡市菜園二三　石田豊蔵（第一一一七号）
請願者　岩手県盛岡市菜園二三　石田豊蔵（第一一一八号）
請願者　香川県仲多度郡善通寺町生野落亀一二　中塚進（第一一五三号）
請願者　香川県仲多度郡善通寺町生野落亀一二　中塚進（第一一五四号）
請願者　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外二百七十七名（第一一八五号）
請願者　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外二百九十四名（第一一八六号）
請願者　富山市神通町富山文化園内　森田範正（第一二〇一号）
請願者　富山市神通町富山文化園内　森田範正（第一二〇二号）
請願者　秋田県北秋田郡西館村谷地中九〇　高橋栄二郎（第一二五二号）
請願者　秋田県北秋田郡西館村谷地中九〇　高橋栄二郎（第一二五一号）
請願者　山口市厳島町県庁世話課内　高橋忠治（第一二六一号）
請願者　山口市厳島町県庁世話課内　高橋忠治（第一二六二号）
請願者　東京都北区上十条五ノ二〇　宮原昌法外四十三名（第一六二八号）
請願者　和歌山市北島北ノ町三三　高橋延夫外三百七十一名（第一六四六号）
請願者　岐阜市雲井町二ノ一　谷口弥兵衛（第一六四七号）
請願者　岐阜市雲井町二ノ一　谷口弥兵衛（第一六四八号）
請願者　三重県津市大字小森服部米次郎（第一七五一号）
請願者　長崎市愛宕町四〇一　伊吹元五郎（第一七八四号）
請願者　長崎市愛宕町四〇一　伊吹元五郎（第一七八五号）
請願者　山形県東村山郡津山村字山元一〇二　高橋万六外七百八十五名（第一八一五号）
請願者　山形市香澄町字桜小路五七　山口喜内外二千五十四名（第一八二〇号）
請願者　山形県北村山郡大倉村字櫛山二、七四五　高橋清一郎外千百五十五名（第一八五七号）

請願者　福井県今立郡神明町水落　田中清右エ門外二十五名（第一八七二号）
請願者　熊本市大江町大江二〇〇　岡崎清三郎（第三九八号）
請願者　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎（第三九九号）
請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第四〇〇号）
請願者　岡山市上伊福　片岡覚太郎（第四〇一号）
請願者　東京都新宿区市ケ谷四二復員局内　柴山兼四郎（第五八六号）
請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第六三三号）
請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第六三四号）
請願者　宮崎市役所内軍人恩給権擁護連盟会内　中村肇（第九〇三号）
請願者　宮崎市役所内宮崎県軍人恩給権擁護連盟会内　中村肇（第九〇四号）
請願者　奈良市高畑町伽井町五六三旧軍人関係恩給権擁護連盟内　堀之内新蔵（第一〇五〇号）
請願者　奈良市高畑町伽井町五六三旧軍人関係恩給権擁護連盟内　堀之内新蔵（第一〇五一号）
請願者　群馬県高崎市請地町三八　野口俊太郎外五千六百十八名（第一〇九七号）
請願者　岩手県盛岡市菜園二三　石田豊蔵（第一一一七号）
請願者　岩手県盛岡市菜園二三　石田豊蔵（第一一一八号）
請願者　香川県仲多度郡善通寺町生野落亀一二　中塚進（第一一五三号）
請願者　香川県仲多度郡善通寺町生野落亀一二　中塚進（第一一五四号）
請願者　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外二百七十七名（第一一八五号）
請願者　熊本市大江町大江三五　千田貞雄外二百九十四名（第一一八六号）
請願者　富山市神通町富山文化園内　森田範正（第一二〇一号）
請願者　富山市神通町富山文化園内　森田範正（第一二〇二号）
請願者　秋田県北秋田郡西館村谷地中九〇　高橋栄二郎（第一二五二号）
請願者　秋田県北秋田郡西館村谷地中九〇　高橋栄二郎（第一二五一号）
請願者　山口市厳島町県庁世話課内　高橋忠治（第一二六一号）
請願者　山口市厳島町県庁世話課内　高橋忠治（第一二六二号）
請願者　東京都北区上十条五ノ二〇　宮原昌法外四十三名（第一六二八号）
請願者　和歌山市北島北ノ町三三　高橋延夫外三百七十一名（第一六四六号）
請願者　岐阜市雲井町二ノ一　谷口弥兵衛（第一六四七号）
請願者　岐阜市雲井町二ノ一　谷口弥兵衛（第一六四八号）
請願者　三重県津市大字小森服部米次郎（第一七五一号）
請願者　長崎市愛宕町四〇一　伊吹元五郎（第一七八四号）
請願者　長崎市愛宕町四〇一　伊吹元五郎（第一七八五号）
請願者　山形県東村山郡津山村字山元一〇二　高橋万六外七百八十五名（第一八一五号）
請願者　山形市香澄町字桜小路五七　山口喜内外二千五十四名（第一八二〇号）
請願者　山形県北村山郡大倉村字櫛山二、七四五　高橋清一郎外千百五十五名（第一八五七号）

請願者　福井県今立郡神明町水落　田中清右エ門外二十五名（第一八七二号）
請願者　熊本市大江町大江二〇〇　岡崎清三郎（第一九〇〇号）
請願者　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎（第一九〇一号）
請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第四〇〇号）
請願者　岡山市上伊福　片岡覚太郎（第四〇一号）
請願者　東京都新宿区市ケ谷四二復員局内　柴山兼四郎（第五八六号）
請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第六三三号）
請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第六三四号）
請願者　宮崎市役所内軍人恩給権擁護連盟会内　中村肇（第九〇三号）
請願者　宮崎市役所内宮崎県軍人恩給権擁護連盟会内　中村肇（第九〇四号）
請願者　奈良市高畑町伽井町五六三旧軍人関係恩給権擁護連盟内　堀之内新蔵（第一〇五〇号）
請願者　奈良市高畑町伽井町五六三旧軍人関係恩給権擁護連盟内　堀之内新蔵（第一〇五一号）
請願者　群馬県高崎市請地町三八　野口俊太郎外五千六百十八名（第一〇九七号）
請願者　岩手県盛岡市菜園二三　石田豊蔵（第一一一七号）
請願者　岩手県盛岡市菜園二三　石田豊蔵（第一一一八号）
請願者　香川県仲多度郡善通寺町生野落亀一二　中塚進（第一一五三号）
請願者　香川県仲多度郡善通寺町生野落亀一二　中塚進（第一一五四号）

意見書案
恩給法中一部改正等に関する請願
請願者　山口市茶畑遺族連盟会内　吉富幸助（第一〇七〇号）

右の請願は、戦没者遺族に対する扶助料は一般公務員の遺族に対する扶助料と比較して均衡を失し、かつ遺族の中に国家の補償から脱漏している者があることはまことに遺憾であるから、今次戦争の実相に鑑み、地域の如何は問わず、また病気の種類を問わず、死没の原因が自己の責に帰する事実の立証のない限り、公務死と認めること、戦没者遺族に対する扶助料算出の基準となる仮定俸給ならびに倍率を文官と同様にするため恩給法を改正するとともに、戦死、病没の軍属に対しては、死没の時期および地域等を問わず、死没の原因が自己の責に帰する事実の立証のない限り公務死と認めその遺族に年金を支給し、その範囲外でも軍務に服していた者には少くとも弔慰金五万円を支給することができるよう援護法を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
恩給法中一部改正に関する請願
請願者　岡山県笠岡市吉浜一、九六〇　高田武夫外二百九十九名提出（第二九二号）

右の請願は、恩給法第二十三条に警察監獄職員中に警部、警視を追加し恩給受給資格獲得年限を短縮し従来の警視の方が警部補よりも恩給額が少いというような不合理、不均衡を是正して安心してその職責を完遂し治安維持の確保に寄与できるよう改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実

現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給法中一部改正に関する請願

請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第三九四号）

右の請願は、第十六国会において恩給法の一部が改正され、旧軍人、軍属の恩給が復活したことは誠に感激にたえないが、しかしその内容において一般公務員との間に、はなはだしい不均衡があり、特に旧軍人中、下級者の公務扶助料の額が戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金よりも少額となつており恩給法上誠に不合理であるから、かかる不合理を是正するためにすみやかに恩給法中一部改正の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給法中一部改正に関する請願

請願者　東京都渋谷区永住町二五日本傷痍軍人会内　蒲穆（第四一五号）

右の請願は、第十六国会において傷病恩給が復活したことは国民が傷い軍人の存在を認めその名誉を回復せしめたことであつて誠に感激にたえないところであるが、さらにこれが万全を期するために、（一）既裁定の第七項症ないし第四款症（改正法第一款ないし第五款症）該当者に対して恩給を自動的に復活支給すること、（二）家族加給は現在数をもつて支給すること、（三）終戦混乱時の未手続者に対して時効を延期すること等の改正を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給法中一部改正に関する請願

請願者　富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内　石渡正好（第一三五二号）

右の請願は、現行の傷病恩給制度においては、同じ傷い軍人でも戦傷者は戦病者よりも重点的かつ優先的に恩給の裁定を受けているが、胸部疾患の戦病者は外傷者の如く一たび傷症の箇所が治れば社会人として活動できるのと異り、一度治ゆしても実社会で活動中ほとんど大半が再発病して病床に苦しむか、または不幸な運命をたどるのいずれかであつて、両者の差別はまことに不合理であるから、恩給表別表の項症別条項の中に結核の具体的項症条件を記入し、胸部疾患者の傷病恩給の項症基準を現行の規定よりも二項症引き上げるよう恩給法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給金庫設置に関する請願

請願者　東京都目黒区駒場町八六一旧軍人関係恩給権擁護全国連合会内　柴山兼四郎（第二四九号）

請願者　長崎市愛宕町四〇一伊吹元五郎（第三二一号）

請願者　大分市中島五条　安部朗外四百三十二名（第四〇五号）

請願者　島根県松江市雑賀町二〇〇　岡崎清三郎（第四〇六号）

請願者　静岡市西草深一ノ三馬淵逸雄（第四〇七号）

請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第四〇八号）

請願者　青森市大字沖館字小浜一九〇　石戸勇一（第六三〇号）

請願者　奈良市高畑町伽井町五六三　堀之内新蔵（第一〇四七号）

請願者　岩手県盛岡市紫園二三　石田豊蔵（第一二一一号）

請願者　香川県仲多度郡善通寺町生野落亀一二　中塚進（第一一五六号）

請願者　千葉市登戸町一ノ一三　曾根良吉外六百六名（第一二三四号）

請願者　福島市杉妻町一六福島県庁世話課内　佐藤保吉（第一二三五号）

請願者　秋田県北秋田郡西館村谷地中字谷地中九〇　高橋栄二郎（第一二五四号）

請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷三ノ五四〇　大木堅造外六百二十九名（第一五八九号）

請願者　和歌山市関戸高松三〇二　楠山英太郎外六百二十四名（第一六五〇号）

請願者　岐阜市雲井町二ノ一谷口弥兵衛（第一六五一号）

右の請願は、いずれも遺族、傷い軍人並びに一般恩給受給者は、恩給法の改正により国民金融公庫から金融を受けられることになつたが、同公庫は生業資金の貸出業務を主とするものであり、しかも貸出資金のわくも制約されて、その需要も僅か一部にしか応じられないという実情にある。しかるに恩給受給者が求める金融は生業資金よりもむしろ生活資金であり、本来の生業資金でさえ困難な同公庫から消費金融を受けることは容易でないことが想像でき、また恩給受給者の多くは、正常な生業手段を持たず、生活能力も貧弱なため、これ等の人々に対する金融機関は、低利かつ安全で容易なことが先決要件であるから、すみやかに恩給金融機関として恩給金庫を創設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

時効にかかる傷病恩給の取扱に関する請願

請願者　東京都目黒区駒場町八六一　柴山兼四郎（第一七三六号）

右の請願は、旧軍人、旧準軍人または旧軍属のうち有期増加恩給裁定者並びに旧恩給法の特例に関する件によつて増加恩給あるいは傷病賜金を受けるはずであつた者が、所定の請求手続を行わなかつたため、時効にかかり恩給を受ける権利を失うに至つたもののうち、（一）当時、軍人、軍属のいわゆる恩給停止は、傷病恩給をも含めた全面的停止であると誤解し、この先入感に終始して請求を行わなかつたもの、（二）請求手続のために必要な諸費を見積つて、その額が受けるはずの賜金額に対してマイナス勘定になるというので請求をちゅうちょしたもの等のやむを得ないと認められる事由あるものに対しては、法的措置により傷病恩給が時効にかからなかつた場合と同様の取扱をするよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元台湾州庁有給吏員の恩給に関する請願

請願者　佐賀県東松浦郡久里村大字夕日一四五　浜田才一郎外二十四名（第一二六四号）

右の請願は、独立国家として第三年目を迎え、既に内外地の諸公務員恩給の復活をみた現在、台湾総督府令に基く州庁有給吏員恩給が今日なお支給されないのは如何なる事由によるにせよ既得権者として、しかも老境に入り生活難に苦しむ無一物の引揚者にとつてまことにたえられないところであるから、他の一般公務員の恩給同様すみやかに復活支給せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願

請願者　北海道網走郡津別町西町　清水雅一郎外一名（第二六八一号）

右の請願は、元樺太特定郵便局長に恩給法を適用する件については、既に四年以前から国会に請願を続けてきたのであつて、幸にも第十六国会において両院共に採択となり、関係者は感謝しているのであるが、いまだこれが法文化を見ないため、恩給支給の恩恵に浴することができず、関係者一同は焦慮している実情である。なお、郵政省においては、既に諸般の資料を整備して適用の機のいたるのを待つている由であるから、今国会中に是非とも、これが法文化を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
恩給の支給促進に関する請願
請願者　東京都北区袋町二ノ一、三八三　高山忠治外四十三名（第一六三七号）

右の請願は、第十六国会において旧軍人、軍属の恩給が復活したが、恩給停止以来八年間言語に絶する忍苦の生活にあえいできたのであるから、すみやかなる支給を図られたい。とくに遺族の扶助料については一層の配慮を請ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
戦没者遺族の扶助料支給促進に関する請願
請願者　京都市中京区河原町御池角市役所内　石田芳之助外十五名（第二一九八号）

右の請願は、恩給法の改正によつて戦没者遺族に対する国家補償も漸くそのちよについたが、扶助料請求に対する裁定がなはだしく停滞しているため、扶助料が支給されるまでには二、三年を要するとさえ伝えられ、戦没者遺族の物心両面に与える打撃はまことに大きいから、事務簡素化その他の措置により戦没者遺族の扶助料を一日も早く支給するよう配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
恩給改訂等に関する請願
請願者　兵庫県加西郡加茂村　中村茂雄外千百十六名（第四四三号）

右の請願は、昭和二十九年一月分以降の恩給および扶助料を一万五千四百八十円ベースに比例増額するとともに、恩給担保により消費金を貸出す金融機関をすみやかに設置せられたい。なお人事院勧告に基く国家公務員退職年金法をすみやかに制定して地方公務員および既得権者にもそ及適用し退職年次による不均衡を完全に是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
恩給改訂に関する請願
請願者　静岡県榛原郡川崎町細江七九三　石井午二外千三百五十二名（第三九六号）
請願者　山口県小野田市大字小野田四、三一〇　繩田正隆外五十四名（第四二三号）
請願者　神奈川県川崎市南幸町三ノ六一　石川八代次外五百八名（第四二四号）
請願者　大阪市天王子区天王子町北二　出口慶外八百三十六名（第四二五号）
請願者　愛知県宝飯郡塩津村大字竹谷字江畑三八ノ一　松尾幸治郎（第四二六号）
請願者　福島県郡山市虎丸町一一一　鈴木常松外七名（第四三四号）
請願者　静岡県島田市一、八六九ノ二　大石広二外三十八名（第四三五号）
請願者　長野県東筑摩郡宗賀村七一四　荻上八千代外六百六十五名（第四五三号）
請願者　広島市吉島本町三六〇　神田省二外一名（第四五四号）
請願者　鳥取県日野郡根雨町大字船場　佐々木茂治外百三十一名（第四五五号）
請願者　群馬県邑楽郡館林町大字館林一、二三八　森田保三外六百十一名（第五〇一号）
請願者　鳥取県岩美郡東村大字陸上　北川正規外二百四十四名（第五〇二号）
請願者　岡山県都窪郡庄村下庄　難波晴太郎外百七十九名（第五〇三号）
請願者　秋田市下中城町四　高橋熊五郎外九十二名（第五〇四号）
請願者　兵庫県揖保郡揖保川町原六四八　平田貞外六百二名（第五〇五号）
請願者　愛知県東加茂郡松平村　菅沼倉治郎（第五〇六号）
請願者　岩手県盛岡市加賀野久保田　瀬川惣次郎外二百九十八名（第五〇七号）
請願者　群馬県前橋市栄町六二　桜井菊次郎外八百十一名（第五〇八号）
請願者　岡山県吉備郡総社町大字井尻野　白神信太郎外八百七十九名（第五〇九号）
請願者　岩手県盛岡市大沢川原小路八八　三田地勘治郎外三百十九名（第五三三号）
請願者　岡山県倉敷市平田三四　中村孝平外四百四十一名（第五三四号）
請願者　奈良市西木辻町一三九　今西徳三郎外六百二十七名（第五四六号）
請願者　静岡県庵原郡興津町興津四〇　高田利信外九十三名（第五四七号）
請願者　長野県北安曇郡会染村三、三二九　矢口金一外二百二十九名（第五四八号）
請願者　広島県豊田郡忠海町恩田以忠外一名（第五四九号）
請願者　長野県上田市木町一一七　小林政雄外千八十六名（第五五〇号）
請願者　鳥取県日野郡八郷村安田広蔵外二十名（第五五八号）
請願者　岩手県盛岡市馬場小路二九　小田島政蔵外二百八十三名（第五六四号）
請願者　長野県上伊那郡西箕輪村　西村一郎外九百七十四名（第五六五号）
請願者　岐阜市加納永井町二中島芳次外二十九名（第五六九号）
請願者　高知市西町四六　伴乙衛外千四十九名（第五九〇号）
請願者　高知市追手筋六九　溝渕潔外九百十三名（第五九一号）
請願者　大阪府八尾市大字植松一、三四六　岡本政一郎外三百八十名（第六〇八号）
請願者　佐賀市赤松町二三九　松尾諒平外千四百十二名（第六〇九号）
請願者　福岡県直方市改修町　河原篤外千百三名（第六一〇号）
請願者　奈良県宇智郡大阿太村　森田正義外百三十六名（第六一一号）
請願者　兵庫県養父郡八鹿町九鹿一〇〇　中西徳次外百二十七名（第六一二号）
請願者　福島市大町福島市信用金庫内退職公務員連盟会内　大和田弥一外一名（第六一三号）
請願者　札幌市北三条西一六横山平三外百九十二名（第六一四号）
請願者　岡山県上房郡北房町大字上中津井　横上若太郎外百五十六名（第六一五号）
請願者　栃木県那須郡大田原町二、四七四　細小路丑松外三百九十二名（第六一六号）
請願者　静岡県沼津市西条町九〇　高島安外百三十八名（第六三五号）
請願者　山形県東置賜郡高畠町一、〇三五　石川操輔外九百四十九名（第六四〇号）
請願者　長野県諏訪郡米沢村長　両角丑助外五百七十八名（第六四一号）
請願者　愛媛県松山市南斎院町二六〇　近藤和雄外百七十四名（第六四二号）
請願者　大阪府高槻市東五百住三九　高谷多一外四百八十三名（第六四三号）
請願者　岩手県胆沢郡青葉町鈴木久治外二百二十名（第六五五号）
請願者　青森県弘前市袋町七六　神英造外八名（第六五六号）
請願者　島根県浜田市天満町二町内　漆谷権一外六十四名（第六五七号）
請願者　福井県坂井郡芦原町田中々　神尾仁哉外二十七名（第六五八号）
請願者　三重県北牟婁郡尾鷲町中井浦七三六　森田賢輔外四百七十四名（第六五九号）
請願者　長野県西筑摩郡大桑村野尻一、四四三ノ一　三村和海外百二十八名（第六七九号）
請願者　群馬県前橋市前代田八六　牧辰雄外百七十八名（第六八〇号）
請願者　山口県徳山市代々小路北三、八九五　時永市二外二百二十二名（第六八一号）
請願者　和歌山市関戸高松一七九　水田敏太郎外七百三十四名（第六八二号）
請願者　福島市大町福島市信用金庫内　大和田弥一外四名（第六八四号）
請願者　奈良県大和高田市大字三倉堂六九　松並薄外百六十三名（第七〇八号）
請願者　群馬県利根郡沼田町大字沼田二、九八一　中村万吉外百三名（第七〇九号）
請願者　名古屋市熱田区新尾頭町二七　後藤基誓（第七一〇号）

請願者　神戸市東灘区住吉町籟川一、二九五　松山久太郎外百八十六名（第七六五号）

請願者　福岡県田川郡添田町野田　中村武久外三百七十六名（第七六六号）

請願者　栃木県宇都宮市塙田町三五六　鈴木悠庫外二百六十八名（第七六七号）

請願者　福島県田村郡三春町字清水一七〇　郡司輸市郎外一名（第七六九号）

請願者　長野県上水内郡柳原村小島二六九　清水準治郎外三百四十二名（第七七〇号）

請願者　香川県香川郡円座村大字山崎一六三　田山数一外四百四十二名（第七七一号）

請願者　兵庫県姫路市土山東町三七　野村晋亮外四百十九名（第八二四号）

請願者　岡山県御津郡賀村　藤井繁男外四十名（第八二八号）

願者　岡山県御津郡横井村大字田益　何森登志雄外九十一名（第八二九号）

請願者　兵庫県印南郡米田町平津六四一　正木栄治郎外六百三十四名（第八四七号）

請願者　香川県綾歌郡宇多津町二、二三八　大松太平外四名（第八五六号）

請願者　鹿児島県熊毛郡西之表町西之表七、四六五　三浦安信外五十七名（第八五七号）

請願者　長野県更級郡村上村三沢義男外八百六十四名（第八五八号）

請願者　長野県上高井郡須坂町大字須坂七六〇　山崎作治外六百九十二名（第八八八号）

請願者　兵庫県伊丹市伊丹一九ノ一　勝道円外二千七十五名（第八八九号）

請願者　新潟市学校町通り三番町五、三二三　大竹儘造外十四名（第八九〇号）

請願者　山梨県甲府市御崎町四九　上田政一外千七十名（第八九六号）

請願者　鳥取市白兎三三三　三橋豊蔵外八百五十六名（第九〇九号）

請願者　滋賀県長浜市舟山町一四、一谷軍治方　木暮安水外二百五十九名（第九一〇号）

請願者　愛媛県松山市今市二ノ七七四　近藤和雄外百二十六名（第九一一号）

請願者　新潟市学校町通三番町五、三二五　大竹儘造外十四名（第九三一号）

請願者　宮城県古川市三日町七二　佐々木金也外千五百四十三名（第九三二号）

請願者　宮城県仙台市六軒丁九ノ五　大窪熊治外千五百七十三名（第九三三号）

請願者　福井県坂井郡金津町十日　汐見市衛外七十四名（第九四一号）

請願者　静岡県小笠原郡西郷村字上西郷四、五四二　中山吉平外三百一名（第九四二号）

請願者　広島県賀茂郡西条町　檜高憲三外一名（第九五〇号）

請願者　札幌市北十五条西三林常夫外百九十六名（第九五一号）

請願者　佐賀県杵島郡南有明村大字牛屋四、四六七　丸田弥八外八百八十七名（第九五二号）

請願者　奈良県吉野郡下市町上坂町　仁司匡美外百五十八名（第九八九号）

請願者　東京都中野区野方町二ノ一、六一六　田渕義民外三百八十七名（第一〇〇三号）

請願者　山口県阿武郡福川村一、一二九　笠井秀正外四百九名（第一〇三三号）

請願者　福井県坂井郡伊井村清間六ノ八　龍田照義外五十五名（第一〇三四号）

請願者　奈良県生駒郡郡山町南郡山二九二　沢井弁造外二百四十名（第一〇五二号）

請願者　神戸長田区西代通一ノ一八　細見兵吉外九百九十名（第一〇五三号）

請願者　福井県坂井郡丸岡町霞四ノ一　林田直永外百七名（第一〇六九号）

請願者　福岡市東大橋　神代勘次郎（第一〇八四号）

請願者　福井県丹生郡宮崎村寺一ノ八〇　山田孫左ヱ門外百二十六名（第一〇八五号）

請願者　福井県大野郡大野町清水一三八ノ七二　広川均外百三十七名（第一〇九六号）

請願者　新潟市学校町通三番町五、三二三　大竹儘造外十七名（第一一一五号）

請願者　岡山県津山市田町一一九　青井荒一外二百十七名（第一一一六号）

請願者　福井県坂井郡坪江村笹岡　三上加之亟外六十一名（第一一七九号）

請願者　福井県大野郡大野町清水一三四号一五　大宮松栄外二百七十五名（第一二〇〇号）

請願者　福井県坂井郡兵庫村上兵庫　女木精外二百六十三名（第一二一三号）

請願者　三重県多気郡三瀬谷町大字弥起井二〇四ノ二　神戸半七郎外二百七十五名（第一二三〇号）

請願者　茨城県水戸市北三ノ丸茨城会館内茨城県教育会内　宮田福次郎外四百九名（第一二三二号）

請願者　茨城県稲敷郡大宮村大字大徳七、〇三一　武田詮外四百八名（第一二三六号）

請願者　茨城県土浦市匂町　長谷川長四郎外二千六百五十名（第一二三七号）

請願者　福井県坂井郡大石村大牧　三上伝兵衛外十九名（第一二四六号）

請願者　福井県大野郡大野町東四番二二五号八二　南川永太郎外百三十七名（第一二四七号）

請願者　鹿児島県揖宿郡頴娃町九、三六〇　永井万吉外五名（第一二四八号）

請願者　山口市大字上金古曾三八　河村四朗外七百九十九名（第一二五九号）

請願者　北海道空知郡富良野町西二南二　藤野謙助外五十一名（第一二七六号）

請願者　兵庫県西脇市富田町一四〇　笹倉富太郎外六百十一名（第一二七七号）

請願者　茨城県東茨城郡石塚町　大島章外千四百五十九名（第一二八〇五号）

請願者　福岡県浮羽郡千年村大字清瀬三七二　石井近義（第一三二二号）

請願者　福井市宝永上町八二　嶺岩雄外百四十六名（第一三三一号）

請願者　福井県大野郡大野町清水一三八ノ七二　広瀬均外二百七十五名（第一三三二号）

請願者　三重県員弁郡三里村大字平塚一〇九六　三浦保行外六百五十八名（第一三五一号）

請願者　福井県坂井郡本荘村上番　笹原正哉外二十二名（第一三八五号）

請願者　大阪市東住吉区田辺西之町七ノ三四　大谷繁次郎外四百十三名（第一三九二号）

請願者　佐賀県佐賀郡北川副村木原　江口清外二百四十七名（第一三九三号）

請願者　京都市上京区寺町通今出川上ル四ノ西入桜木町　鈴木博也外二百七十七名（第一三九四号）

請願者　福井市昭和町八〇　山崎直太郎外六十一名（第一四二三号）

請願者　大阪府池田市綾羽町三ノ二四一五　勝田精一郎外七百八十名（第一四二八号）

請願者　大阪市東区大手前町二日本赤十字社大阪支部内　宮田宗兵衛外六百十一名（第一四三九号）

請願者　福井県三方郡耳村河原市一四ノ一七ノ一　高木米蔵外百七十三名（第一四四〇号）

請願者　群馬県高崎市大橋町二六〇　鈴木銀蔵外二百三十名（第一四五一号）

請願者　静岡県富士宮市源道寺四二四　上杉増太郎外百十四名（第一四五三号）

請願者　北海道函館市高立町一五　坂本衆平外三百三十六名（第一四七三号）

請願者　札幌市南六条西一六川村文平（第一四七四号）

請願者　福井県丹生郡立待村竹部武外二十三名（第一四九一号）

請願者　福井県丹生郡越廼村大和秀吉外五十二名（第一四九六号）

請願者　福井県大飯郡本郷村江上秀吉外二百四十九名（第一四九八号）

請願者　長野県南安曇郡穂高町六、三五六　金井嘉金太外五百四十名（第一五〇八号）

請願者　神奈川県小田原市十字三ノ六八一　獅々山与四郎外百五十九名（第一五三七号）

請願者　広島県豊田郡河内町佐々木茂一外三十四名（第一五五一号）

請願者　札幌市南一二条西一五　渡辺政次外三百名（第一五五二号）

請願者　埼玉県浦和市高砂町五ノ一四八　有元久五郎外四千二百二十一名（第一五七〇号）

請願者　静岡県磐田郡南御厨村新出三三六　鈴木治吉外五百七十三名（第一五七七号）

請願者　北海道余市郡余市町字黒川町　太田又蔵外二百九十九名（第一六〇五号）

請願者　青森市浦町字橋本二一〇　窪田友之丞外十三名（第一六三二号）

請願者　福井県吉田郡五領島村　兼定島　多田藤五郎外三十九名（第一六四三号）

請願者　群馬県前橋市前代田町八六　牧辰雄外二百四十七名（第一六四四号）
請願者　福井県吉田郡河合村鷲塚　毛利佐五右ヱ門外二十名（第一六八三号）
請願者　福井県吉田郡岡保村堅達　伊藤清之助外三十九名（第一六八四号）
請願者　栃木県塩谷郡矢板町富田三八五　田城豊松外三百四十二名（第一七〇三号）
請願者　熊本市北新坪井一五木庭源三外四千百二十九名（第一七〇八号）
請願者　兵庫県朝来郡和田山町法興寺二七〇　田中孝太郎外八十九名（第一七一五号）
請願者　鳥取市中町五八　草野恵外七百三十七名（第一七三五号）
請願者　長野市旭町一、〇九八　松岡弘外五百十三名（第一七五〇号）
請願者　北海道浦河郡浦河町大通二ノ二六　佐々木秀雄外二百三十九名（第一七九二号）
請願者　福井県丹生郡四ヶ浦町梅浦　三好得恵外二十九名（第一八〇四号）
請願者　福井県吉田郡東藤島村上中　杉本清外三十九名（第一八七二号）
請願者　福井県坂井郡三国町上台　本堂甚平外四十七名（第一九一〇号）
請願者　福井県大飯郡高浜町事代　江上秀吉外二十九名（第一九二五号）
請願者　福井県小浜市平野　小畑久蔵外六十三名（第一九五三号）
請願者　大阪市阿部野区阿部野筋一ノ二二大阪府退職公務員連盟内　小島賢作外四百六十三名（第一九八六号）
請願者　三重県桑名市益生町三四八　野口清蔵外六百八十九名（第一九八八号）
請願者　福井県敦賀市松原松ヶ枝町六六　松本彦佐外三十九名（第一九九一号）
請願者　福井県今立郡河和田村別司　内田五八郎外三十五名（第二〇二〇号）
請願者　香川県綾歌郡宇多津町二、二三八　大松太平外四名（第二〇三六号）
請願者　新潟県北魚沼郡堀之内町大字堀之内三二三　大平朝吉（第二一九二号）
請願者　千葉県東葛飾郡柏町豊四季八ノ一　根本浦之助外九百五十六名（第二二〇三号）
請願者　千葉市長洲町一ノ一〇七　千脇六郎外二千三百七十一名（第二二〇五号）
請願者　鹿児島市下荒田町四九　丸岡栄助外九名（第二六八〇号）

右の請願は、いずれも退職公務員の恩給額を現職公務員の給与改訂と同時に増額改訂が行われるよう措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奄美大島公務員の身分等に関する請願

請願者　鹿児島県大島郡名瀬市古田町四班　宮山清外二名（第一八五八号）

右の請願は、奄美大島公務員の身分、恩給等に関しては、昭和二十八年法律第百五十六号によつて、昭和二十一年一月二十八日の現職者のみが規定され、外地や本土から引き揚げてきて職を奉じた職員および同日以後南西諸島行政官庁より発令された職員の身分は保証されていない。しかも分離後の退職者の恩給についても同日の俸給を基準として、既に恩給を受けている者の仮定俸給を適用しているため、本土同僚に比し半額程度であるから、奄美大島全公務員の切なる願望をいれてこれらの不均衡を是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

内閣委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二八号　恩給法等の一部改正に関する陳情

第三〇三号　恩給法等の公務死亡範囲拡大に関する陳情

第一五四号　恩給法中一部改正等に関する陳情

第一〇三号　恩給改訂に関する陳情

第一〇八号　恩給金庫設置に関する陳情

第一〇九号　恩給法中一部改正に関する陳情

第四六一号　恩給不均衡是正等に関する陳情

第二四八号　在沖縄奄美大島出身公務員の身分引継に関する陳情

第三〇一号　地方自治功労者の栄典制度確立に関する陳情

第五九五号　港湾行政機構簡素化等に関する陳情

第五六七号　北海道の国費事業予算早期令達等に関する陳情

第五六八号　北海道開発事業費増額に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年六月十四日

内閣委員長　長島　銀蔵

参議院議長河井彌八殿

内閣委員会陳情特別報告第一号

恩給法等の一部改正に関する陳情第二八号　岐阜県郡上郡弥富村　畑中平次郎外八名提出

恩給法等の公務死亡範囲拡大に関する陳情

第三〇三号　福井県議会議長　長谷川清提出

恩給法中一部改正等に関する陳情

第一五四号　三重県議会議長　高倉朝次郎提出

恩給改訂に関する陳情

第一〇三号　静岡県浜名郡浜名町小松一、三〇八　竹内儀一郎外四百六十七名提出

恩給金庫設置に関する陳情

第一〇八号　高知市西町一二三　高知県恩給権擁護連盟内　山崎重暲提出

恩給法中一部改正に関する陳情

第一〇九号　広島県豊田郡河内町上河内一六　栗宮教枝提出

恩給不均衡是正等に関する陳情

第四六一号　東京都世田谷区代田二ノ七六〇　村野直弘外二百六十六名提出

在沖縄奄美大島出身公務員の身分引継に関する陳情

第二四八号　沖縄那覇市琉球政府内主席官房内　泉有平外百九十七名提出

地方自治功労者の栄典制度確立に関する陳情

第三〇一号　福井県議会議長　長谷川清提出

港湾行政機構簡素化等に関する陳情

第五九五号　東京都千代田区丸ノ内一ノ二　石川一郎外六名提出

北海道の国費事業予算早期令達等に関する陳情

第五六七号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

北海道開発事業費増額に関する陳情

第五六八号　北海道議会議長　蒔田余吉提出

右十二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年六月十四日

内閣委員長　長島　銀蔵

参議院議長河井彌八殿

意見書案

恩給法等の一部改正に関する陳情

陳情者　岐阜県郡上郡弥富村　畑中平次郎外八名（第二八号）

右の陳情は、大東亜戦争の実相にかんがみ応召服役中傷病死没した軍人は地域の如何を問わず、病気の種類を問わず、発病の原因や死亡の原因が自己の責に帰する事実の立証のない限り全部公務死と認めるよう、恩給法援護法中の公務死の範囲を拡大適用せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給法等の公務死亡範囲拡大に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第三〇三号）

右の陳情は、戦時中軍務に服して死没した者については、自己の責に帰せざる限り病種地域の区別なくその全部を公務死亡と認め、恩給法並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定する処遇を与えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給法中一部改正等に関する陳情

陳情者　三重県議会議長　高倉朝次郎（第一五四号）

右の陳情は、昭和二十七年に改正さ

れた恩給法および遺族援護法は依然として法の不備により新しく適用せられる者の範囲が狭いため、戦争犠牲者およびその遺族に対する扶助あるいは補償の平等に行届かないことは誠に遺憾であるから、恩給法については、（一）戦没者遺族の公務扶助料は文官と同様に措置すること、（二）公務扶助料の申請手続等を簡略にし、すみやかに公務扶助料を戦没者遺族に支給すること、（三）公務死の範囲を広めること、ならびに戦没者遺族援護法については、戦病死したものは、地域、病気の種類、およびその原因等自己の責に帰する事実の立証のない限り公務死と認め、さらにその範囲に入らない者でも重務に服役期間に病死した者および病気にかかった事が原因で病死した者には少くとも弔慰金五万円を支給すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給改訂に関する陳情

陳情者　静岡県浜名郡浜名町小松一、三〇八　竹内儀一郎外四百六十七名（第一〇三号）

右の陳情は、政府は、今次現職公務員の給与増額を改訂する措置を講じたにもかかわらず、退職公務員の恩給額を現状のまますえ置く方針であるが、これは昭和二十三年以来五回に亙る恩給額改訂措置を現職公務員の給与改訂に併行して行われてきた慣例からいつても誠に不公正であるから、みすやかに退職公務員の恩給額を改訂する措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給金庫設置に関する陳情

陳情者　高知市西町一二三高知県恩給権擁護連盟内　山崎重暉（第一〇八号）

右の陳情は、今回旧軍人軍属の恩給が復活されたが、これに併行して恩給金融の方途を確立することは恩給制度の補完措置として緊要の問題であるから、すみやかに恩給法第十一条を改正して独立の恩給金融機関としての恩給金庫を創設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給法中一部改正に関する陳情

陳情者　広島県豊田郡河内町上河内一六　栗宮教枝（第一〇九号）

右の陳情は、恩給法雑則第三条により終戦までの全戦死者に対しては旧恩給法第七十二条が適用され、遺族は同一戸籍であることが必要条件とされているため、種々の不合理や悲惨な実例が生じているから、恩給法を改正して是正措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

恩給不均衡是正等に関する陳情

陳情者　東京都世田谷区代田二ノ七六〇　村野直弘外二百六十六名（第四六一号）

右の陳情は、旧軍人に対する恩給は復活実施されているが一般公務員とはいちじるしく均衡を失している点があるからこれを是正せられるとともに、特に軍人関係の公務扶助料は他の一般公務員の公務扶助料に比し、その額がいちじるしく不均衡であるから、事情の許す限りにおいて少くとも支給額の少い下級者遺族に対してはその増額を図り、なおその支給範囲については今回の大東亜戦争の実情に鑑みでき得る限り拡張せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

在沖縄奄美大島出身公務員の身分引継に関する陳情

陳情者　沖縄那覇市琉球政府内主席官房内　泉有平外百九十七名（第二四八号）

右の陳情は、在沖縄奄美大島出身公務員は、奄美大島の日本復帰に伴い当初四百十一名中一部は大島支庁に他の一部は出先機関に吸収されたが、一月二日現在なお百九十八名の者は引継の見透しがつかず、しかも外国人としての取扱いを受けることとなつたため政治上、経済上、教育上その権益が縮小され前途不安の状態に置かれているから、これら残留者全員のすみやかなる身分引継を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地方自治功労者の栄典制度に関する陳情

陳情者　福井県議会議長　長谷川清（第三〇一号）

右の陳情は、地方制度改革の一大転換期に当面して地方自治振興の要いよいよ緊切を加えるときいまだ地方議員に対する地方自治功労者としての栄典制度の確立を見ないことはまことに遺憾に堪えないから、政府はすみやかに地方議会において議長としあるいは永年勤続議員として地方自治進展のため真に功労のあつた者に対し叙位叙勲の途をひらく等適切なる栄典制度確立の立法措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

港湾行政機構簡素化等に関する陳情

陳情者　東京都千代田区丸ノ内一ノ二　石川一郎外六名（第五九五号）

右の陳情は、国際貿易競争激化の中において、わが国の輸出入貿易の伸張を図ることは、容易なことではなく、また、その対策は、一日もゆるがせにできない事態に直面している。しかるに現在の港湾行政は、戦時、戦後占領下における非常事態下の機構が、そのまま中心となつて設置されているため、運営に円滑を欠き、貿易振興に重大な悪影響を及ぼしている状態であるから、（一）港湾行政機構簡素化、（二）指定保税地域の円滑なる運営、（三）為替及び貿易管理事務の簡素化、（四）その他これ等に附随する事項等を、すみやかに改善、刷新する措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道開発事業費増額に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第五六八号）

右の陳情は、昭和二十五年、北海道開発法の制定により、同二十七年度から国策として北海道の開発が実施されてきたが、以来二箇年間の実績ならびに昭和二十九年度予算程度の国費では、第一次五箇年実施計画の完遂は、はなはだしく危ぶまれるので、国策として行う事業の重要性に鑑み、この際北海道開発費の増額について特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道開発事業費増額に関する陳情

陳情者　北海道議会議長　蒔田余吉（第五六七号）

右の陳情は、北海道は、積雪寒冷地帯であるため冬期間の建設工事は不可能に近く、仮りに施工しても効率的でないから、公共事業費等予算に関する事業実施の適正並びに効率化を図るため、国費事業予算についてはその早期令達を行うとともに繰越使用の特例を設けられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年　月　日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

昭和二十九年　月　日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

○調査報告書

調査報告書

行政機構の整備等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月十四日

内閣委員長代理理事　長島　銀藏

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　　井野　碩哉
蜜瀬　久忠　　白波瀬米吉
植竹　春彦　　石原幹市郎
西郷吉之助

内閣委員会は、行政機構の整備等に関する調査のため今期国会中六回にわたり委員会を開いた。

即ち、二月二日には、行政管理庁大野木次長、同岡部管理部長より行政機構改革に関し、臨時行政改革本部並びに行政改革特別委員会の研究進捗状況等につき、それぞれ説明を聴取した。

又同月九日には人事院入江人事官、同廣德給与局次長並びに田中内閣官房副長官より新恩給制度について詳細なる説明を聴取した後、質疑を行つた。

次いで、同月十八日には、法務省戸田人権擁護局長より人権擁護の方法について、今後如何なる機構にすべきかの点について説明を求めた後、各部面について詳細なる質疑を行つた。

又同月二十三日には、保安庁の現況調査のため保安庁に対し諸資料を要求することとした。

三月二日には、恩給の加算、加給即ち不健康業務に従事する職員に対して加算せられる恩給の廃止について、総理府入巻恩給局次長から説明を聴取するとともに同月十六日、同問題について、加藤国務大臣より政府の今後の方針について説明を聴取し質疑を行つた。

本委員会は右の如く調査を進めたが、今期国会は重要法案が山積し、極めて多忙のため、結論を得るに至らなかつたので閉会中も引続き調査を行う予定である。

調査報告書

国家公務員の給与問題等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月二日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

千葉　信　　岡　三郎
北村　一男　　瀧口　三郎
紅露　みつ　　宮田　重文
後藤　文夫　　山川　良一

本委員会は、今国会においても国家公務員の給与問題等に関する調査を行つてきたが、その経過の概要は次の通りである。

(1)　勤務地手当に関する件

1　一月十六日及び二月一日の委員会において、勤務地手当の改訂について人事院の作業経過を聴くとともに之に対する政府側の見解を質した。

2　二月三日、同十三日、同十九日の三回にわたつて衆参人事委員会委員長及び理事合同打合会を開き、勤務地手当の勧告に関して人事院の方針、作業経過等について浅井人事院総裁に対して質疑を行い、検討を加えた。なお二月十九日の打合会の席上人事院より左の如き回答があつた。

「人事院は両院人事委員会の強い要望もあるので、地域給の不均衡是正の措置については善処する。但し勧告の時期については諸般の状勢をしんしやくして慎重に考慮したい。」

3　二月二十二日の委員会において、委員長より経過報告を行い、勤務地手当勧告と予算の問題等に関して打合を行つた。

4　三月十六日の委員会においては、人事院浅井総裁より前述回答以降の経過について説明を求めた。浅井総裁は新市制施行、町村合併等についての再検討を行つている旨を述べ勧告の見透しについては確答を得なかつた。

5　五月二十日の委員会において、人事院浅井総裁に対して質疑を行い、勤務地手当勧告の見透し等について説明を聴いた。

6　五月二十九日

人事院より、国会及び内閣に対して勤務地手当の支給地域区分の改訂勧告が提出された。

(2)　新退職年金制度に関する件

二月五日の委員会において、昭和二十八年十一月十七日人事院が提出した新退職年金制度について人事院給与局慶德次長より説明を聴いた。

(3)　その他

五月二十二日の委員会において、級別定数の問題及び最高裁判所職員の俸給調整に関する問題について人事院及び大蔵省に対して質疑を行い、検討を加えた。特に級別定数の問題は明確な結論を得られず、政府の再検討を要望した。

以上は、経過の概要であるが、勤務地手当の勧告及び新退職年金制度等についてはなお問題が今後に残されており、又会期終末に早急に結論を得るには至らなかつた事情もあり、閉会中にとどまらず、なお引続き調査を行う必要がある。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月十五日

地方行政委員長代理理事　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石村　幸作　　伊能　芳雄
長谷山行毅　　木村　守江
館　哲二　　小林　武治
島村　軍次

地方行政の改革に関しては、第十九回国会において、次のような調査を行つて来た。即ち、

(一)　地方財政については、地方自治確立の為めの急務として、特に関心を払つて調査を行い、地方財政白書について検討し、地方団体の財政の実情を参考人から聴取し、又、地方交付税の概算交付の遅延に伴つて、年度末及び年度初めの短期融資に関し、政府側の措置を督励した。

(二)　地方行政については、所謂知事官選制度について政府の意向をただし、地方公共団体における臨時職員の処遇については、地方より参考人の出頭を求めて、種々その実情を明らかにし、又町村合併の促進については、調査を進めた結果、一部改正法として、法律の制定をみた。

(三)　警察治安に関しては、二重橋事件、及び一月三十日国鉄庁舎前における負傷事件について、警備の立場から調査を行い、又北海道における暴風による被害状況を調査する等の活動を行つて来た。

今会期の終りに当つて、未だ調査を終えないが一応ここに当委員会の調査の経過並びに結果を報告する。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月二日

法務委員長　郡　祐一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

上原　正吉　　棚橋　小虎
三橋八次郎　　亀田　得治
小野　義夫　　井上　知治
楠見　義男　　青木　一男
中山　福藏

当委員会は、開会中「検察及び裁判の運営等に関する調査」の一環として、裁判制度の改正問題及び出入国の管理問題を対象と定め、後者に関しては、韓国人の強制送還の基準ならびに収容所の処遇の実情等について、長崎県に議員を派遣してこれを調査した。

しかし、今期国会においては、他方に重要法案の付託をみ、これが審査に専念したため、裁判制度の問題については、専門員による関係資料、文献の収集、研究の外「裁判制度の調査に関する小委員」を設置したにとどまり、本格的な調査を始めるに至らなかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年五月二十九日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　　團　伊能
羽生　三七　　中田　吉雄
梶原　茂嘉　　加藤シヅエ
杉原　荒太

経過並びに結果

当委員会においては、今期国会初、国際情勢等に関する件について調査の承認を受けて以来、M・S・A に関する諸問題、ビキニ水爆実験、日韓関係、賠償問題等について調査を行つてきたが、重要議案山積のため、及びこれらの問題の性質上からも、なお調査を了するに至つていない。

調査報告書

租税、金融制度及び専売事業等に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年五月三十日

大蔵委員長　大矢半次郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
小林　政夫　木内　四郎
藤野　繁雄　白井　勇
青柳　秀夫　岡崎　眞一
三木與吉郎　東　隆
蔭川　孝夫

調査の概要

表記の件に関し、本委員会においては、昨年十二月十日調査の承認を得、以来関係法律案の審議と並行し税制改正、租税行政の運営、金融政策制度の実情、専売事業の運営、国有財産の管理運用等に関し、種種の角度から検討を加えて来た。

就中、一兆円予算の実施に伴う財政金融の基本方策、オーバーローン解消策、造船金融の実情、類似金融機関及び類似保険事業の取締対策等当面の諸問題については、関係政府当局、参考人の出頭を求め鋭意調査を行つたのであるが、何分にもその範囲が広汎多岐に亙つているのみならず、付託法律案が山積したため結論を得るに至らず、且つ又、金融引締の齎す影響とこれに対する対策、入場税国税移管等に伴う税務行政の効果的運用等今後に残された問題も多いので、閉会中の継続調査の要求を行い、更に慎重なる調査を行う所存である。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月三日

文部委員長　川村　松助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
賀加山之雄　松原　一彦
荒木正三郎　安部キミ子
長谷部ひろ　高田なほ子
中川　幸平　吉田　萬次
劍木　亨弘

本委員会は、教育、文化及び学術に関する一般調査を進めているが、その対象が極めて広汎多岐に亙るので、第十九回国会開会中の調査の対象を次の諸項に求め、鋭意調査を行つたがいまだ結論を得るに至らなかつた。

その概要は次の通りである。

一、教員の思想調査問題に関する調査

警察官等によるいわゆる教員の思想調査問題に関して、関係政府当局及び磐田市教育委員長、全国地方教育委員会連絡協議会理事平野忠一君を招致し、数回にわたり委員会を開会し、調査を行うと共に、委員を青森、茨城の両県及び静岡、山口の両県に派遣して実地調査を行つた。

二、原子力問題に関する調査

政府が昭和二十九年度予算に原子核研究所の施設設備費を計上し、将来これを東京大学に附置する共同利用の研究所とすることになつたので、原子核研究と原子力問題について調査をする必要性を認め、日本学術会議の原子力特別委員会委員長藤岡由夫君を招致し、意見聴取を行つたが、たまたまビキニ環礁被爆事件が発生したから、文部、外務、厚生、水産の関係連合委員会を開会し、東京教育大学教授朝永振一郎君、立教大学理学部教授武谷三男君及び東京大学医学部教授中泉正徳君を招致し、当委員会としては第五福竜丸の被爆事件を中心とした原子核の学術的立場から見た意見を聴取し、原子に関する調査を行つた。

三、女教員に対する退職勧告問題に関する調査

女教員の退職勧告が各地の教育委員会において実施されつつあるに鑑み、文部省当局から、その真相について説明を聴取し、これに対し、関係政府当局において善処するよう要望した。

四、その他

愛知県の高等学校における人事問題及び山口県の県教育委員会と県教職員組合の問題に関する実情を政府より聴取し、又、朝鮮人学校問題について東京都教育長加藤清一君を招致して意見を聴取すると共に、都内朝鮮人学校の実施調査等を行つた。

調査報告書

社会保障制度に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月三日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
藤原　道子　湯山　勇
竹中　勝男　有島　英二
西岡　ハル　常岡　一郎
高野　一夫　大谷　瑩潤
谷口弥三郎　中山　壽彦

調査の概要

本委員会においては、第四回国会以来本調査を継続し、既に第二十次にわたり中間報告を行つて来たのであるが、第十九回国会においても熱心に調査を続行した。

即ち、今期国会においては、社会保障制度に関する調査の一環として、次の如き諸調査を行つた。

一、引揚問題に関する調査

ソ連地域からの引揚状況調査のため、院議に基き議員を舞鶴市へ派遣するとともに、日本赤十字社代表者及び引揚者代表数名を参考人として招致し、引揚問題に関する説明を聴取した外、今後の引揚対策等に関し厚生省当局並びに日本赤十字社副社長より説明を聴取し、質疑を行つた。

二、生活保護法の実施状況に関する調査

生活保護法の実施状況調査のため、院議に基き議員を二班に分ち地方へ派遣した。

三、水爆実験による被災事件に関する調査

ビキニ環礁における水爆実験による日本漁船の被災事件に関し、外務文部及び水産の各委員会と連合委員会を開き、学術、医療関係の権威者を参考人として招致し、意見を聴取した後質疑を行つた外、特に本委員会としては、被害者の医療的措置、被害者家族の生活保護及び食品衛生問題等に関し、厚生省当局より説明を聴取し、善処方を要望した。

四、人口問題に関する調査

来朝中のサンガー夫人を参考人として委員会に招致し、諸外国における人口問題及びその対策等について説明を聴取し、質疑を行つた。

五、国民生活改善に関する調査

「国民生活改善に関する小委員会」を設置し、四回にわたり開会して、

(1) 国民栄養改善の立場から、学校給食の現況と将来の見透し等について、参考人より意見を聴取し、質疑を行つた。

(2) 粉食問題特にパン食の奨励普及方法、乳製品及び小麦粉の生産状況、価格問題等に関し、参考人並びに関係当局より夫々説明を聴取し、質疑を行つた。

六、覚せい剤取締に関する調査

「覚せい剤取締に関する小委員会」を設置し、五回開会して、「覚せい剤取締法改正案」について慎重審議を行い、議員立法としてこれを発議することに決定した。

七、看護婦制度改善に関する調査

フローレンス・ナイチンゲール記章受章者玉木ゑい君外十五名を参考人として招致し、厚生大臣並びに日本赤十字社社長等列席の下に、看護婦制度改善に関する意見及び之に対する厚生大臣の所見等を聴取して質疑を行い、併せて右受章者の毎年の労苦と功績に対し感謝決議を行つた。

右の通り極力調査を進めるとともに、関係資料の蒐集にも努めたのであるが、本調査事件は広汎多岐にわたるため未だ結論に到達せず、今後引続き調査を行う必要あるものと認める。

以上をもつて第二十一次中間報告とする

調査報告書

農林政策に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月三日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
宮本　邦彦　関根　久藏
佐藤清一郎　雨森　常夫
横川　信夫　北　勝太郎
東　隆　上林　忠次
清澤　俊英　江田　三郎
野溝　勝

第十九回国会中における農林政策に関する調査は、農林政策に関する基本方針及び昭和二十九年度農林関係予算のような基本的なものを始めとし、農林課税、肥料・飼料・農薬及び農村用石油等重要農業資材の需給及び価格・農業用電気料金、食糧の需給及び管理、米、麦及び生糸等の価格、砂糖等生活必需物資の需給及び価格、農業災害の救済及び復旧、農業共済制度の刷新、蚕糸業の振興及び生糸の輸出増進、酪農の振興、農地問題、植物防疫並びに農林行政機構等農林業の振興、農林業者経済の改善、国民生活の安定及び輸出の増進等に対する恒久的或いは応急的政策について鋭意調査が行われた。然し、問題が多岐に亙り、且つ極めて重要であるため会期中に、所期した調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

食糧政策に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月三日

農林委員長　片柳　眞吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
宮本　邦彦　関根　久藏

佐藤清一郎　雨森　常夫
横川　信夫　北　勝太郎
東　隆　上林　忠次
清澤　俊英　江田　三郎
野溝　勝

「食糧政策に関する調査」は、別途実施した「農林政策に関する調査」の中に含めて、或いはこれと併せて調査が進められた。従つて、これが調査報告は別途「農林政策に関する調査報告」を以て兼ねることとした。なお、本調査はまだ終了しないが今後「農林政策に関する調査」において調査を行いたい。

調査報告書

水産政策に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月三日

水産委員長　森崎　隆

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　青山　正一
千田　正　野田　俊作
菊田　七平　森　八三一

調査概要

昭和二十八年十二月十日議長から承認を得た本件については、同年十二月十二日以来委員会を二十六回開会し種々なる事件を取り上げ鋭意調査を行つたのであるが、未だ完了するに至つていない。

左記に調査した主なる事件を列記する。

記

一、だ捕による被害漁船の資金融通措置に関する件

いわゆる李承晩ラインと称せられる海域においてだ捕抑留された漁業者並びに漁民に対する窮状打開の方策につき検討し、現行の特殊保険、漁船船員給与保険等の制度による救済方法の外、未帰還船舶に対する代船建造の金融措置について検討を行つたのであるが、本件は内閣よりその措置をした法律案の提出があり一応解決を見た次第である。なお、他のソ連、中共等にだ捕、抑留されている分に対しても鋭意検討を加えたが、種々なる理由で解決を見るに至らなかつた。

二、水産庁行政機構に関する件

政府の行政機構改革に対する計画中、水産庁が農林省の内局として縮少せられるという案に対し検討を加え、水産業のもつ特異性並びに国際性等の問題からむしろ強化せられるべき旨を強調し政府当局に対し善処方を要望した。

三、防せん網の補償金に関する件

昭和二十八年度の防せん網の被害に基く漁業上の損失に対する補償金の支払いにつき、政府から実情を聴取し、支払いに対する迅速なる措置のとられるよう要望した。

四、水産庁関係昭和二十八年度予算に関する件

水産庁所管の予算につき説明を求め、水産行政のあり方について検討を加えた。

五、日豪漁業問題に関する件

昨年九月豪洲における真珠貝漁業について豪洲側が一方的に大陸棚を宣言し、真珠貝漁業法の改正を行い、他国民は豪洲政府の許可を要することとし、日本漁船の操業が困難な状態に立至つたのであるが、日本政府がこの問題に対しとり来つた措置について実情を聴取し検討を行つて来たのであるが、日本側は国際司法裁判所へ提訴しその判決のあるまで暫定的な取極めをするよう豪洲政府へ申入れたところ本年五月二十四日に至りその取極めが成立し、本年漁期に際しての操業が可能となつた旨の報告を受けた

六、東京湾のヒトデによる貝類被害に関する件

昨冬以来ヒトデが東京湾に異常発生してアサリ、ハマグリ等の貝類を食害し莫大な損害を与えた件につき政府からその実情並びに対策等を聴取し、三月二十日特に議員の有志は現地に赴き被害状況を調査する等種々検討を加え政府のこれに対する財政的援助等についても善処方を強く要望して来たのであるが、難色を示し所期の目的を達成するに至つておらない。

七、韓国海苔輸入問題に関する件

韓国から輸入せられる海苔が、日本国内の生産者を圧迫することが甚だしいので輸入を停止されたいという陳情に基づき水産庁、通産省の意見を徴し検討した結果五月十日委員会において韓国海苔の輸入はわが国海苔生産者に経済的打撃を与えるので、政府は輸入を禁止すべきであり、もし止むを得ず輸入を許可する場合には、最少限度とし生産者の納得する適切な輸入方式等を樹立すべきである旨の決議を行つた。

八、漁船だ捕事件に関する件

海上保安庁の巡視艇「佐渡」が二月二十日韓国側に東支那海において当局より報告を求め、だ捕事件についての対策を検討した。なお、これに関連して朝鮮海域以外の北海道根拠の漁船のソ連側によるだ捕事件その他台湾方面における漁船の安全操業に関しても状況を聴取し検討を加えた。

九、ビキニ被爆事件に関する件

焼津のまぐろ漁船第五福龍丸が三月一日ビキニ環礁附近において、米国の水爆実験により遭難した事件は国をあげての大問題として大きく取上げられたのであるが、以後ひんぴんとして続出した遭難事件につきしばしば委員会を開会し、また厚生、外務、文部、水産の連合委員会を開会、参考人として東京教育大学教授朝永振一郎氏外二氏を招き意見を聴取した。なお、四月二十七日附委員長名を以つて、内閣総理大臣、安藤国務大臣、その他関係各大臣宛左記二項の措置を速やかに講ずるよう申入れを行つた。

一、損害に対する補償金を即時関係漁民に支払うこと。

二、金融の方途を立て速やかに融資の措置を講ずること。

その後も強く政府に対し右について要望督励した結果、直接被害については調査を完了して米国に要求し、決定に至る事前に日本政府が内払いをなすこととし間接被害についても同様要求中で当金融については具体的に研究を進めつつある旨の報告を得た。

一〇、水産を中心とする日ソ貿易促進に関する件

日ソ間の貿易を促進し、且つ漁業の調整を図ることが、今日緊急であるとの観点から本件を取上げ種々検討し、通商産業委員会とも二回にわたつて連合委員会を開会して調査した。而して水産委員会として本件に関する決議を行つた。

一一、中型及び遠洋かつお、まぐろ漁業の許可に関する件

昭和二十七年に漁業法の臨時特例法が制定され、それに基づいて現行の許可方針を緩和して欲しいという希望もあり、また他種漁業からの転換したい要望もあつて、本漁業の許可方針を改正したいという政府の計画について説明を聴取し、これを検討し船型の大型化に伴う代船建造その他の金融措置等についてもその政策を質した。

調査報告書

通商及び産業一般に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月三日

通商産業委員長　中川　以良

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

藤田　進　海野　三朗
小林　英三　加藤　正人
高橋　衛　岸　良一
大谷　贇雄　酒井　利雄
西田　隆男　松平　勇雄
小松　正雄　三輪　貞治

本委員会は、通商及び産業一般に関する調査を行つて来たが、今国会中は、主として下請代金支払問題、電気料金改訂問題、綜合燃料対策、貿易振興対策、電源開発問題等について政府側より資料の提出を求めその説明をきくと共に質疑を行つた。特に下請代金支払問題について親会社側並びに下請中小企業者側を参考人として招致し、又電気料金改訂問題については九電力会社及び電気事業者連合会並びに消費者各界代表者を参考人として、その意見を聴取した。

然しながら、本件はその対象極めて広汎にして未だその結論を得るに至らないのでなお引続き調査を行う必要がある。

調査報告書

運輸一般事情に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年五月三十一日

運輸委員長　前田　穰

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

入交　太藏　高木　正夫
森田　義衛　大倉　精一
木島　虎藏　山口　重彦
仁田　竹一

本委員会は運輸一般事情に関する調査を行つてきたが、今国会においては主として気象業務、造船計画、日本国有鉄道の運営、国鉄五ケ年計画、国鉄民衆駅の建設及び運営、鉄道踏切保安、自動車行政等の問題について政府当局及び関係機関より

資料の提出を求め、且つ説明を聴取した。

特に定点観測については気象業務の整備充実の上からこれが復活を実現するよう予算委員会及び政府当局に申入れを行つた。又鉄道踏切の保安及び道路運送に関してはそれぞれ参考人より意見を聴取した。

しかしながら本件の対象は広汎多岐に亙つているので、未だ調査を結了するに至らなかつた。よつて閉会中も引続き調査を行う予定である。

調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月三日

郵政委員長　池田宇右衛門

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

柏木　庫治　　村上　義一

滝井治三郎　　最上　英子

永岡　光治　　三木　治朗

本委員会は今期国会開会中「郵政事業の運営実情に関する調査」を行つたが特に調査の重点を、

一、簡易生命保険金最高制限額引上げに関する件

一、郵政省職員定員に関する件

一、郵政省職員の給与体系是正に関する件

一、郵便物配達先等の調査事件に関する件

等に求め、関係当局の意見の聴取、事務運営の実情調査及び資料の収集等鋭意調査を進めてきたが、その概要は左の通りである。

簡易生命保険金最高制限額については、委員会で調査の結果、従来の八万円では最近における経済事情の推移に鑑み、加入者の保険的保護を計ることが困難であると共に、制度本来の機能を十分に発揮できないことが明かとなつたので、委員会は政府に対し、その善処方を強く要望したのである。この結果本年三月政府より提出された「簡易生命保険法の一部を改正する法律案」は最高制限額を十五万円に修正の上可決せられたので、本件に関しては、一応その調査を終つた次第である。

郵政省職員定員は、今回の行政整理によつて三、一四四人の減員となるが、最近における事務量の増加の現況に鑑み、右減員の当否について、委員会は、浅草局、下谷局、京橋通局、落合長崎局、新宿局及び蒲田局等都内各局の事務量増加の実情、定員の配置状況及び職員に対する休暇付与の実情等について調査を行つたが、本件は更に仔細に検討を要するので未だ結論を得るに到らない。

郵政省職員の給与体系については、委員会は昨年六月三十日政府に対しその是正を申入れるとともに、引続きその実情調査を行つてきたが、本年四月、政府は「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案」を提出し、五月二十九日その成立をみたので従来の不均衡は一応解消されることとなつた。即ち本法律によつて、郵政事業においては、公労法適用者と非適用者との不均衡約一・六号俸（金額にして一、五〇〇円）が是正せられることとなつた。

郵便物の配達先等の調査事件については、所謂通信の秘密（信書の秘密）は国民の自由権として、憲法第二十一条において保障せられるところであり、又刑法第百三十三条並びに郵便法第八条、第九条においても、その保障がなされているので、委員会は慎重に調査を行つた。即ち委員会は、頻々として起る公安調査官及び司法警察職員等による郵便物配達先の調査事件は、信書の秘密侵犯の疑義があるので法務省、国家地方警察本部、及び郵政省当局に対し、説明を求め、関係当局の措置を訊し、その真相を明らかにすると共に、今後信書の秘密保持については一段と善処することを政府に対し強く要望した次第である。

以上の様に本委員会は、郵政事業の実情に関し、調査を進めてきたが、簡易生命保険の最高制限額引上後における簡易生命保険の勧奨機構の実情及びその募集状況並びに積立金の運用問題、料金引上後における郵便振替貯金の利用状況、郵政事業の公益性と独立採算制よりくる定員配置の問題、職員の勤務条件の改善等については更に慎重に調査を行わなければならない。

調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月三日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

島津　忠彦　　久保　等

山田　節男　　津島　壽一

新谷寅三郎

本委員会は今期国会開会中「電信電話建設計画及びその進行状況」について、郵政省当局及び日本電信電話公社当局より説明を求め、調査を進めてきたが、その概要は次の通りである。

日本電信電話公社では、電信電話設備の拡充整備についての国民の熾烈な要望に応えるため、昭和二十八年度を初年度とする五ケ年計画を樹て、その期間に加入電話七〇〇、〇〇〇名（昭和二十七年度末現在加入数に対し四五、二%増）、市外電話線一、一八〇、〇〇〇粁（同一〇五、八%増）、市外専用線七五、〇〇〇粁（同五一、八%増）を増設し、わが国として立遅れの最も甚しい電気通信事業を、基幹産業なみの水準にまで引上げようとするものであつて、その具体的内容は、

㈠　市内電話　六大都市なかんずく東京、大阪の中心部に新電話局を重点的に建設し、日本経済の中枢地区において、おうかたの公社となり、官庁組織の下では免れえなかつた事業経営上の欠点である人事管理、給与及び会計制度に根本的改善が加えられ、職員は所謂高能率高賃金制の樹立によつて士気が上り、経営者側は工事計画の早期策定、工事量年間平均化及び関連工事の調整をなしえたこと等によるものである。

昭和二十九年度予算額は公社の五ケ年計画遂行のための資金計画に基く当初の要求額六一〇億円は国内金融事情の見通し等からして、五三一億円に縮減をうけるの余儀なきに立至つたので、右五ケ年計画に基く同年度の加入電話一四〇、〇〇〇名、市外電話二六五、〇〇〇粁の予定計画については昭和二十八年度迄の基礎設備を効率的に動員して確保し、当初計画は変更しないこととなつているが、基礎設備の工事については一部繰延べを行わざるをえないこととなつた。即ち大都市においては自動式電話局建設のサービス開始三局、新規着工二局が、又地方都市においては共電式電話局建設のサービス開始局四局、新規着工七局が昭和三十年度に繰延べとなるのであつて、その結果電信電話サービスにある程度の影響を受けることは免かれないのであるが、公社当局は実行上各種の配意をしてその影響を最少限度に止めるよう努力している。

以上のように本委員会は、日本電信電話公社の「電信電話建設計画及びその進行状況」について一応調査を行つたが、電気通信事業の合理的、能率的運営、電信電話サービスの改善及び日本電信電話公社職員の給与体系の是正等の諸問題については、今後更に調査を進める必要があるので、電気通信事業運営状況に関する調査はまだ終了しない。

㈡　市外電話　全国主要都市を結ぶ幹線及び本邦を縦断するマイクロ・ウエーブ幹線を成完して、長距離通信網を整備し且つ長距離市外ダイヤル施設等の新通信方式を採用して、通話の飛躍的スピード化を図つて、大都市相互間の通話を即時通話とする外府県庁所在地等国内主要都市相互間の市外通話を現在の三分の一の三〇分以内で接続し、その他の区間でも最大一時間以内で接続すること。

㈢　電信　速達、誤びゆう率低下、経営合理化のため主要局二七局の中継を機械化すること。

等である。

而して初年度の昭和二十八年度の建設計画予算は約四七〇億円であるが、その資金構成は同年度中に電信電話料金の引上げが行われた事情もあり、内部資金により調達された額は六七%を占め、残りの三三%だけは外部資金であり、資金計画は極めて健全なものとなつている。今これを電気通信省誕生当時の昭和二十四年度並びに同年度以降の状況と比較するに、別紙調書の通りであつて、昭和二十四年度の内部資金二四%に対し、外部資金七六%であつて、財源を主として外部に依存していた当時とは内、外部資金の割合は正反対となるに至つた。又各年度の予算使用状況は、建設工事が遅れ勝ちであつたため、昭和二十四年度以降同二十七年度迄は、予算額の二一%乃至三三%程度の額は翌年度へ繰越の已むなき状況であつたが、昭和二十八年度における建設工事の竣工実績は、加入電話及び市外電話線の増設は、いずれも予算工程を遥かに上廻り予算額の翌年度への繰越は皆無の好成績を示している。このことは通信省時代から通じて初めてのことであつて、この好成績を挙げた原因は、畢に、日本電信電話公社法の制定によつて電気通信省は公共企業体

昭和二四年度以降電気通信設備計画予算及工程調書（含補正予算）

日本電信電話公社　二九・三・三

年次別	予算額	同財源内訳		予算総額に対する割合	予算工程	竣工工程
	千円		千円			
二四年	一九、二六一、九四七	一　内部資金	四、七七三、三九八	二四%	加入者　六七、〇〇〇名	二三、〇一四名
	(四、九一六、六六〇)	補充取替費	四、七七三、三九八			
	二五・五%	二　外部資金	一四、五八九、五四九	七六%	市外線　二五、〇〇〇粁	五三、八五六粁
		見返資金	三、〇〇〇、〇〇〇			
		終戦処理費	二、五八九、五四九			
二五年	三三、二五四、八二六	一　内部資金	一〇、〇一三、三九五	四五%	加入者　二七、五〇〇名	一四三、三六名
	(七、三八五、二九八)	減価償却引当金	八、二九四、七四二			
	三三・二%	資産充当	七三、九六六	市外線　九〇、〇〇〇粁		八七、五九六粁
		設備負担金	一、〇〇五、六八七			
		二　外部資金	二三、二三二、四三二	五五%		
		見返資金	三、〇〇〇、〇〇〇			
		終戦処理資	三三、二四三一			
二六年	二八、六九七、五六八	一　内部資金	二三、三四七、五六八	四五%	加入者　一〇八、〇〇〇名	一五四、三九九名
	(五、〇五九、三四九)	減価償却引当金	八、八四七、三九〇			
	二二・二%	設備負担金	三、五〇〇、一七八	市外線　七〇、〇〇〇粁		一五九、四七八粁
		二　外部資金	一六、三五〇、〇〇〇	五七%		
		運用部資金	一六、〇〇〇、〇〇〇			
		終戦処理費	三五〇、〇〇〇			
二七年	三五、八三一、一四〇	一　内部資金	三〇、四八三、一四〇	五七%	加入者　三九、五〇〇名	一八一、〇一三名
	(一〇、二四七、三一四)	減価償却引当金	三、七四四、〇〇〇			
	二八・五%	資産充当	一二五、〇〇〇	市外線　一四七、〇〇〇粁		二〇〇、五三粁

調査報告書

電波行政に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月三日

電気通信委員長　左藤　義詮

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

島津　忠彦　　久保　等

山田　節男　　津島　壽一

新谷寅三郎

本委員会は今期国会開会中（一）無線局免許状況に関する件（二）テレビジョンの普及状況及びその受像機の国産対策に関する件（三）民間放送局の番組編集状況に関する件（四）ゲルマニウム及びトランジスター（半導体整流増幅子）に関する件（五）放送関係法令改正に関する件等について調査を行つた。その概要は次の通りである。

一、無線局免許状況に関する件

明治四十一年初めてわが国に無線局が誕生して以来、その局数は漸増を示して来たが、昭和二十五年六月電波の基本法律である電波法の施行を契機として飛躍的に増加した。即ち委員会の調査によれば同二十五年十月現在の無線局数五、一一八局に対し、僅か三年後の同二十八年八月末には、遂に一〇、〇〇〇局を突破し、同年十二月には一一、五二一に達する盛況をみるに至り、その数においては米英に次ぐ世界第三位を占むるに至つた。その増加状況（図表）、局種別施設状況及び諸外国における施設状況はそれぞれ別紙（一）、（二）及び（三）の通りである。

郵政会計受入　二九四、〇〇〇

設備負担金　五、一四五、一四〇

二　外部資金　一五、五〇〇、〇〇〇　四三%

加入者及受益者引受債券　二、〇〇〇、〇〇〇

運用部資金　一三、五〇〇、〇〇〇

一　内部資金　三一、三四二、四一三　六七%　加入者　六〇、〇〇〇名　二四、一四九名

二八年　四六、七三二、四一三　（二九、三三二現在）

減価償却引当金　一九、一二四、〇〇〇

資産充当　二、八六七、一九四　市外線　一九五、〇〇〇粁　二九四、三六一粁

郵政会計受入　二九四、〇七七

損益受入　四、七四九、九三四　（二八、二現在）

設備負担金　四、三六八、一七七

二　外部資金　一五、七〇〇、〇〇〇　三三%

加入者及受益者引受債券　五、〇〇〇、〇〇〇

公募債券　七、五〇〇、〇〇〇

政府会計受入（国際株式売払金）　三、三〇〇、〇〇〇

二九年　五三、一〇〇、〇〇〇

一　内部資金　四一、一〇〇、〇〇〇　七五%　加入者　一四〇、〇〇〇名

減価償却引当金　三三、六〇〇、〇〇〇

損益受入　三、七〇〇、〇〇〇　市外線　二五五、〇〇〇粁

設備負担金　四、六〇〇、〇〇〇

二　外部資金　三、〇〇〇、〇〇〇　三三%

加入者及受益者引受債券　五、〇〇〇、〇〇〇

公募債券　七、〇〇〇、〇〇〇

註　予算額欄中（　）内は次年度への繰越額である。

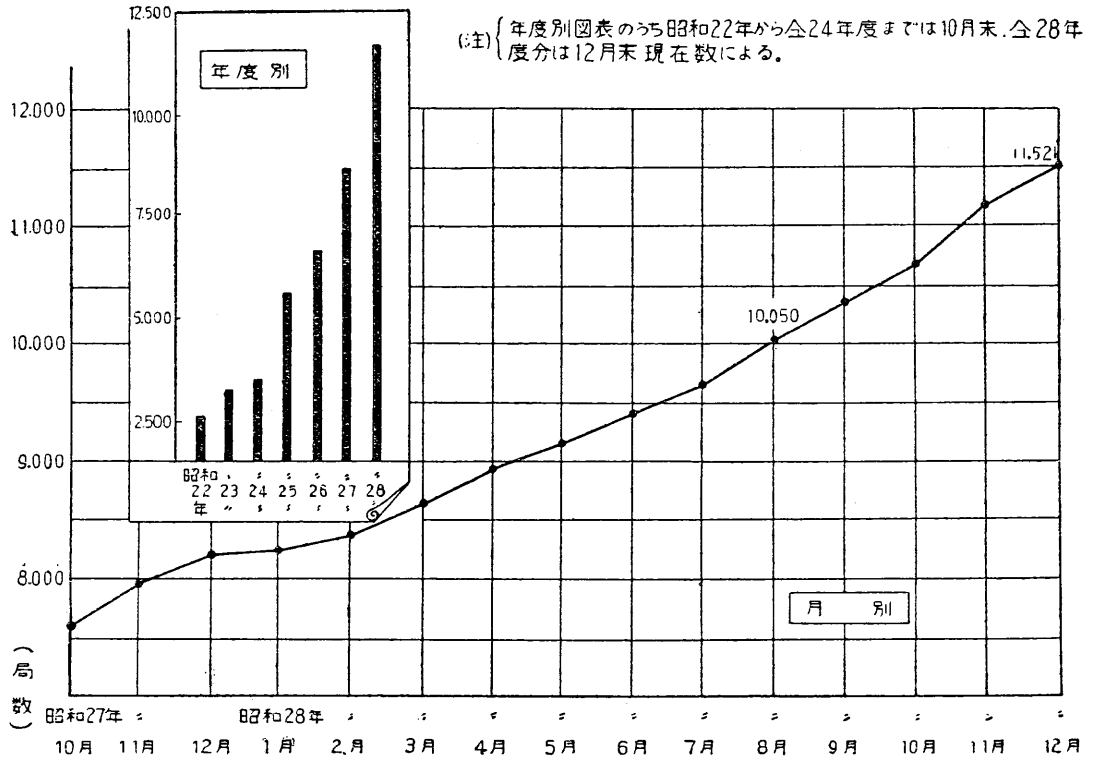

別紙(二)　無線局局種別施設状況（昭和二十八年十二月現在）

局種	局数
固定局	一、〇九八
航空固定局	六九
航空地上局	一、七六四
航空移動局	一六〇
海岸局	九
船舶局	二二二
航空機局	一七
無線測位局	五三八
実用試験局	七一
実験局	五八〇
気象援助局	一五八
非常局	二四
標準周波数業務局	三
特別放送局	一
簡易放送局	九四六五
無線中継局	二六
アマチュア局	九〇六四
合計	一二、五二一

別紙(三)　諸外国無線局施設数

国名	行政年度	固定	陸上移動	無線測位	放送	小計	アマチュア	総計
アメリカ	一九五二	一、〇〇〇	九六、八九五	三九、四七一	一〇四、五五五	一三、〇九二	二七、〇四七	
	一九五三	六、一七五	九六、六六五	三九、四七一	一〇四、五五五	一三、〇九二	二七、〇四七	
イギリス	一九五二—一九五三	六、一七五	一〇、八二八	一、〇二九	(五六)	一一、八五五	七、八〇一	一九、六八六
オーストラリヤ	一九五二—一九五三	一、一六三	五、二四	三、九七〇	一、〇三一	(五七)	二、九三七	八、八三一
ドイツ	一九五二—一九五三	六〇	三、〇四六	九	(六)	三、〇九八	三、八〇三	七、〇〇一
フランス（アルゼリアを含む）	一九五二	七八三	三、八〇三	一七〇	(三)	五、一七一	一、九六六	七、一三七
ノルウエー	一九五一—一九五二	一、三三	一七	五、五七三	八六	(三)	五、九三五	一、〇四七
ニュージランド	一九五二—一九五三	三一	三、七二一	二、九六三	三九	(一)	三、四三六	二、九四
デンマーク	一九五二	四四	一、三四	二、〇〇四	六一	二	二、二五五	一、七一六
スエーデン	一九五一—一九五二	五	一九	一、一八五	七七	三四	一、三五〇	一、七七一
オランダ	一九五二	六六	一〇六	一、五六一	四八	一二	一、七九三	八七一
チリー	一九五二	五七四	一三六	八四七	三一	(二)	一、六四九	九六〇
スペイン	一九五二	三五	一四三	二、〇四〇	一五八	七五	二、四五一	—
ウルグアイ	一九五二	一九	六一	一一七	三一	五八	四六六	二、四五一
アルゼンチン	一九五一	四六一	三八四	七八一	一三三	一	一、七五九	一、八一〇
イタリー	一九五一—一九五二	七五	一九	一、一九	一二六	(二)	一、六八六	一、七五九
フインランド	一九五二	一三一	七七	五四八	五一	一四	八三三	七六
ポルトガル	一九五二	三〇五	一四四	八三一	四三	三一	一、二四四	二八四
マレー	一九五二	六三一	一六	三九四	一六	三	一、二四	七九

備考(一)　本表中アメリカ以外は一九五二年度国際電気通信連合事務局発行の一般無線通信統計表による。

(二)　本表中アリメカは一九五二年度ＦＣＣ（連邦通信委員会）発行の年報による。

昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　参議院会議録附録（その九）

二、テレビジョンの普及状況及びその受像機の国産対策に関する件

テレビジョンの普及については、当委員会は常に多大の関心を払つている処であるが、昭和二十八年十二月十二日開会の委員会において、通産省当局からテレビジョン工業対策等について説明を聴取し質疑を行つた。

本件に関し調査したところは次の通りである。

（一）テレビジョンの普及状況

テレビジョンの普及状況は各メーカーの量産体勢と相俟つて漸次向上し、昭和二十九年四月末におけるNHKと契約の聴視者数は一九、三五四を数うるに至つた。

これが一段と普及を図るためには、わが国の経済状況、家屋状況等から考えて、ある適当な型を定めて、これに生産を集中して量産による生産、販売価格の低下を図るとともに、販売方法において月賦販売を図るとか、又その保守の責任を明かにして買手の負担を少からしめる等の方法を講ずるよう政府に対し要望した。

なおテレビジョン受像機に新に課税することを含む物品税法の一部改正案が今国会提案をみたので、当委員会は、かかることはテレビジョンの普及を阻害し、テレビジョン放送事業、テレビジョン放送事業、電子科学及び電子管応用機器工業の発展に悪影響を及ぼすものであるとの見解のもとに、右法案審査中の大蔵委員会に、できうれば一定の型式のもの（仮称普及型）に対しては、これを無税とするよう要望した。

因みに欧米諸国の受像機の型別は次の通りである。

アメリカ	一九インチ以上
イギリス	一二インチ以上
フランス	一四インチ
西ドイツ	一二インチ
ソ連及びイタリア	一四インチ

全聴視者（約一、四〇〇万）の六七%
全聴視者（約一四〇万）の六五%
全聴視者（約五・五万）の三八%
全聴視者（約五・五万）の二〇%
標準型となつている。
標準型となつている。

（二）テレビジョン受像機の生産及び輸入状況

昭和二十七年度以降同二十九年一月迄のわが国のテレビジョン受像機の生産及び輸入の実績は次の通りである。

生産実績	二三、八四九台
輸入実績	一〇、〇四八台
計	三三、八九七台

（三）通産省におけるテレビジョン工業対策

通産省においては昭和二十八年十二月四日重工業局局議を以つてテレビジョン工業確立対策要綱を決定し「わが国のエレクトロニックス工業（電子管応用機器工業）の地盤を培養し、その振興を図り且テレビジョン受像機輸入のための外貨節約上優良にして低廉なテレビジョンの国内生産態勢を速かに整備確立する必要がある」との方針に基き、その実施要領として特許権に関する対策、生産対策、輸入対策及び普及対策を樹立してテレビジョン工業の確立を図ることとなつた。

尚同省外局の工業技術院ではテレビジョン工業補助対策として、関係メーカーに対して昭和二十五年度以降補助金を交付してその助成に努めているが、その金額は次の通りである。

年度別	応用研究	工業化	合計	備考
	万円	万円	万円	
昭和二十五年	七一	九五〇	一、〇二一	
昭和二十六年	一、一一五	一、三五〇	二、四六五	
昭和二十七年	一、二二五	二、八〇〇	三、九二五	
昭和二十八年	一、七四五	一、七〇〇	三、四四五	

三、民間放送局の番組編集状況に関する件

昭和二十六年九月わが国に初めて、名古屋市所在の中部日本放送株式会社が民間放送を開始して以来、民間放送事業は急速な発展を遂げ、昭和二十八年十二月には運用中の民間放送局は四〇局（中継局を含む）、テレビジョン放送局は一局を数うるに至り、各社の経営状況は概ね順調を示している。

放送局がふえ、放送時間、番組の種類が多くなるに従つて放送の一般に及ぼす影響が増大して来るのは当然であるが、民間放送の経営の基礎が広告収入にあるので、スポンサー及び番組の選択決定について公共性が閑却され勝ちになることが懸念されるが、昭和二十八年夏頃から一部の地方で、堅実性が疑わしいとの世評のあつた街の金融機関の広告放送を行つていた向があつたので、当委員会ではこれについて政府当局に質疑を行い、且つ行政官庁として行いうる限りにおいて措置を講ずべき旨の要望をなしたが、郵政省では昭和二十九年二月三日電波監理局長名を以つて左の通り通牒を発した。

郵放業第一七四号

一般放送事業者の放送番組の編集について

最近における民間放送事業の発展は、まことにめざましいものがあり、国民各層に対する影響力は、きわめて大なるものがあると考えられます。従つて、放送事業者各位におかれましても、放送番組の編集にあたつては、それぞれの自律基準に照し、放送関係法令の諸条項の規定に違背することのないよう常に格別の御配慮をなされつつあることと存じますが、最近国会方面においても、番組内容、広告主の選定等について多大の関心が払われ、種々論議がなされている状況にあります。

このような情勢にかんがみ、今後とも放送番組の編集にあたつては、遺憾のないよう十分に御配意の上ますます国民の期待にそい、公共の福祉に寄与されるよう要望いたします。

右、命により通告いたします。

以上

なお全国民間放送局三一局及びテレビジョン放送局一局について昭和二十八年十二月七日から一週間におけるそれぞれの番組編集状況について

（一）番組別（商業及び自主）放送時間

（二）広告主の業種別放送時間

（三）広告主の業種別利用時間

を調査した処、別紙（一）、（二）及び（三）の通りであつて、

出力一〇KW以上局（八局）は

スポンサーのある商業番組	平均放送時間　八時間三〇分
自主番組（音楽、レコード放送を含む。以下同じ）	〃　九時間一〇分

出力三KW以下局（一三局）は

スポンサーのある商業番組	〃　三時間一三分
自主番組	〃　一三時間二三分

である。

又有力スポンサーの比較的少い地方の放送局における自主作成番組の時間及びその内容を知るため、ラジオ新潟株式会社及び長野市所在の信越放送株式会社について調査した処

ラジオ新潟の場合は

総計七時間五十分のうち	
商業番組	一時間四五分
自主番組	六時間五分
ナマ	四時間六分
録音レコード	三時間四四分であり

信越放送の場合は

総計八時間十分のうち	
商業番組	二時間四分
自主番組	六時間六分
ナマ	三時間四四分
録音レコード	四時間二六分

である。

別紙（一）

一般放送局の番組別放送時間調書

調査期間（昭和二八・一二・七から昭和二八・一二・一三までの一週間）中の一日平均時間

放送局名	番組別	商業番組			自主番組			スポットアナウンス利用の一日平均件数	電力(kw)	運用開始年月	備考
		自局作成	他局作成	計	自局作成	他局作成	計				
ラジオ東京		時間分 八・四九	二・一四	一一・〇三	八・一七	〇	八・一七	二六	五〇	二六・三	
日本文化放送（東京）		四・四四	四・〇九	八・五三	九・一一	〇・一六	九・二七	九	一〇	二七・三	
中部日本放送（名古屋）		四・二八	五・〇〇	九・二八	八・二八	〇・〇四	八・三二	七	一〇	二六・九	
朝日放送（大阪）		六・二八	四・三四	一一・二	七・〇五	〇	七・〇五	五九	一〇	二六・一二	
新日本放送（大阪）		六・二八	三・二六	一〇・二四	七・二五	〇・〇二	七・二七	三四	一〇	二六・九	
ラジオ九州（福岡）		二・二三	六・四八	九・四〇	七・〇七	〇・四九	七・五六	七	一〇	二六・一三	
北海道放送（札幌）		一・二五	五・二四	七・一九	九・四八	一・一三	一一・一	一〇	一〇	二七・五	
東北放送（仙台）		一・〇五	三・一八	四・二三	九・五三	三・一四	一三・〇七	七	一〇	二七・五	
ラジオ青森		〇・三四	二・〇四	二・〇四	九・〇八	五・四八	一四・五六	一四	一〇	二六・一〇	
ラジオ東北（秋田）		〇・三五	一・〇〇	一・三五	八・〇一	五・四九	一三・五〇	一四	一〇	二六・一一	
ラジオ山形		一・一四	〇・五四	二・〇八	七・〇一	七・五一	一四・五二	一〇	一〇	二六・一〇	
ラジオ福島		〇・二九	〇・二一	〇・五〇	六・〇七	一〇・〇三	一六・一〇	五	〇・五	二六・一二	
ラジオ新潟		一・四五	二・二九	四・一四	六・〇五	七・一一	一三・一六	二六	一	二七・一一	
信越放送（長野）		二・〇四	三・三一	五・三六	六・〇六	六・一八	一二・二四	一三	一	二七・三	
静岡放送		一・二四	二・一五	三・三九	七・二九	五・四二	一三・二一	一〇	一	二七・一一	
北日本放送（富山）		二・二九	三・四七	六・一六	七・二一	三・〇一	一〇・三二	一二	一	二七・七	
北陸放送（金沢）		一・〇三	四・三六	五・四一	八・四三	二・三六	一一・一九	一七	一	二七・五	
福井放送		二・二七	四・二七	七・〇四	四・五九	四・五二	九・五一	一〇	一	二七・七	
ラジオ三重（津）		〇・三六	〇・五二	一・一八	九・一三	六・一〇	一五・二三	八	〇・五	二八・二	
神戸放送		一・一七	四・二七	五・五四	九・〇一	一・三五	一〇・三七	二一	三	二七・四	
京都放送		五・〇一	二・〇四	七・〇五	七・一三	三・一八	一〇・三〇	一一	三	二六・一三	
ラジオ中国（広島）		〇・〇一	四・〇九	四・五〇	九・三三	三・〇七	一三・〇〇	一四	一	二七・一〇	
ラジオ山陽（岡山）		〇・〇四	二・〇一	二・〇五	八・三六	五・三八	一四・一四	一六	一	二八・一〇	
ラジオ長崎		〇・一七	一・五一	二・一八	八・二六	五・三五	一四・〇一	三五	〇・五	二八・三	
ラジオ大分		一・三七	一・〇九	二・四三	八・一一	六・〇七	一四・二八	一八	一	二八・一〇	
ラジオ熊本		〇・五一	一・四七	二・二八	八・五五	五・一三	一四・一八	四五	一	二八・一〇	
ラジオ南日本（鹿児島）		一・〇六	一・〇九	二・一五	九・二五	六・〇四	一五・二九	一九	三	二八・一〇	
四国放送（徳島）		二・五八	二・三三	五・三一	九・四七	二・一四	一三・〇一	三三	〇・五	二七・七	
ラジオ四国（高松）		〇・五一	三・一四	四・〇五	六・一七	六・三三	一三・五〇	一七	一	二八・一〇	
南海放送（松山）		一・二三	〇・五三	二・一六	九・四三	四・五四	一四・三六	三〇	一	二八・一〇	
ラジオ高知		一・〇一	〇・四六	一・〇七	一三・四一	三・一六	一六・〇八	一八	一	二八・九	
日本テレビ放送網		〇・二四	〇・三六	一・〇〇	四・二九	〇	四・二九	六	一〇	二八・八	
合計		六八・四〇	八八・二三	一五七・〇三	二五九・五六	一三五・一三	三八五・〇九	六五〇			

別紙（二）

一般放送局の広告主の業種別放送時間調書

調査期間（昭和二八・一二・七から昭和二八・一二・一三までの一週間）中の利用時間

放送局名	業種別	薬品	化粧品	食料品	金融保険	機械類	百貨店	衣料小間物	映画劇場娯楽	官庁学校公共団体	図書出版	その他	計
ラジオ東京		一七・四〇	九・五五	一三・一〇	五・三五	六五・三〇	九・二五	一・三五	一〇	一・三〇	七四	七・二六	
日本文化放送		一一・四五	二・五五	六・一〇	三・三五	四・三〇	五・一〇	四・三〇	二・一五	〇・四五	八・三〇	一一・一〇	
中部日本放送		一六・五五	六・〇〇	六・五五	一・四五	一一・三〇	一・四五	七・四五	二・一五	〇・五〇	一・〇〇	九・一三	
朝日放送		一五・二〇	八・二五	八・〇〇	一・〇〇	九・三〇	五・一〇	四・四五	〇	〇・三五	二四・四五	七八・一〇	
新日本放送		一六・三五	四・三〇	八・二五	三・四〇	七・三〇	四・三五	六・四〇	〇・一五	〇・三〇	〇・二〇	七三・五五	
ラジオ九州		一六・三五	六・〇五	七・三〇	一・四五	八・〇五	六・四〇	五・〇五	〇・一五	〇・三〇	一〇・四〇	六七・四〇	
北海道放送		一七・〇五	八・一五	六・四〇	一・三五	八・〇五	五・三五	四・一五	一・一五	〇・三〇	一〇・三五	五一・一五	
東北放送		一五・一〇	二・一五	四・〇〇	二・一〇	五・〇五	二・三〇	二・〇〇	〇	〇・三〇	〇・三〇	三〇・四一	
ラジオ青森		一・四五	〇・三〇	一・〇〇	〇・一〇	二・四五	〇・五五	〇・三〇	〇	一・五〇	三・三〇	四・三五	
ラジオ東北		二・一五	一・四五	一・三〇	二・一五	〇・四五	〇・三〇	〇	〇	〇・一五	〇	一・〇〇	
ラジオ山形		二・一五	一・四五	一・〇〇	二・一五	七・四五	〇・三〇	〇	〇	一・〇〇	〇	〇・三五	
ラジオ福島		一・〇〇	〇・三〇	〇・三〇	〇・一五	〇・三〇	〇・三〇	〇・四五	〇	〇・三〇	〇	一・〇五	
ラジオ新潟		四・三〇	三・一〇	三・一五	三・一五	三・一五	〇・三〇	〇・四五	〇	〇	〇	一・三五	
信越放送		三・三〇	四・一〇	二・四〇	三・三〇	二・四〇	〇・三〇	〇・三〇	〇	〇	〇	二・三〇	
静岡放送		二・一五	三・〇〇	一・一〇	三・三五	〇・三〇	〇・三〇	〇・三五	〇	〇	〇	一・三五	
北日本放送		九・一八	七・三五	二・一五	四・三〇	〇・四五	〇・三〇	〇・四五	〇	〇	〇	一・三五	
北陸放送		一三・〇五	四・三〇	三・一五	三・四五	六・五五	〇・三〇	〇・四五	〇	〇	〇	二・三五	
福井放送		八・五五	九・四五	二・四五	五・二五	二・一〇	一・四〇	一・三五	〇	〇	〇	一・三五	
ラジオ三重		〇	〇・三〇	〇・三〇	〇・三五	〇・一〇	〇・三五	〇・四五	〇	〇	〇	一・三五	
神戸放送		三・〇五	二・一〇	三・一〇	三・四七	二・三五	〇・一〇	〇	〇	〇	〇	一・三五	
京都放送		五・一〇	四・三〇	四・〇五	一・四五	四・三五	一・四五	七・四〇	二・一五	三・〇五	一四・一五	四九・三五	
ラジオ中国		九・〇〇	五・一五	三・三〇	三・四五	三・三五	一・三五	三・三〇	〇・四五	〇・四五	四・一五	三三・三〇	
ラジオ山陽		二・一五	三・三〇	一・四〇	一・四五	一・四〇	一・三五	二・一〇	〇	〇	三・一五	一八・三〇	
ラジオ長崎		四・一〇	一・三〇	一・三〇	二・三五	一・三五	二・一〇	〇・三五	〇	二・〇〇	一・三五	一六・一〇	
ラジオ大分		二・一五	一・三〇	一・三五	二・三五	一・三五	〇・三〇	七・三五	〇・一〇	〇	一・三〇	一九・〇〇	
ラジオ熊本		一・四五	〇・三〇	一・三五	一・一〇	四・一〇	〇・三〇	一・三五	〇	〇	二・三〇	一八・三〇	
ラジオ南日本		〇	一・四五	一・〇〇	一・〇〇	三・五〇	三・二五	一・三五	〇・三〇	〇	二・四五		
四国放送		四・一五	三・三〇	二・七五	八・四〇	〇・三〇	三・三五	一・一〇	一・三五	〇・四五	七・五五	三八・四〇	
ラオジ四国		四・五〇	二・五五	一・一〇	二・一五	六・一五	一・〇〇	〇・三五	〇・四五	〇・四五	六・二五	二八・四〇	
南海放送		二・三五	一・四五	〇・三〇	〇・四五	二・三五	〇・三〇	〇・三五	〇・四五	〇・四五	五・一五	一五・五〇	
ラジオ高知		〇・三〇	一・四五	〇・一〇	〇	一・三五	〇・三〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・一五	〇	〇・三〇	
日本テレビ放送網		一・四五	〇・四五	〇・四五	一・二五	〇・二五	〇	〇	〇	〇	一・一五	七・二五	
合計		二〇一・一八	一一七・一五	一〇六・〇五	六六・〇〇	一五六・四五	五六・四〇	九三・三八	二五・四〇	一七・三〇	一九八・二七	一〇九九・三五	

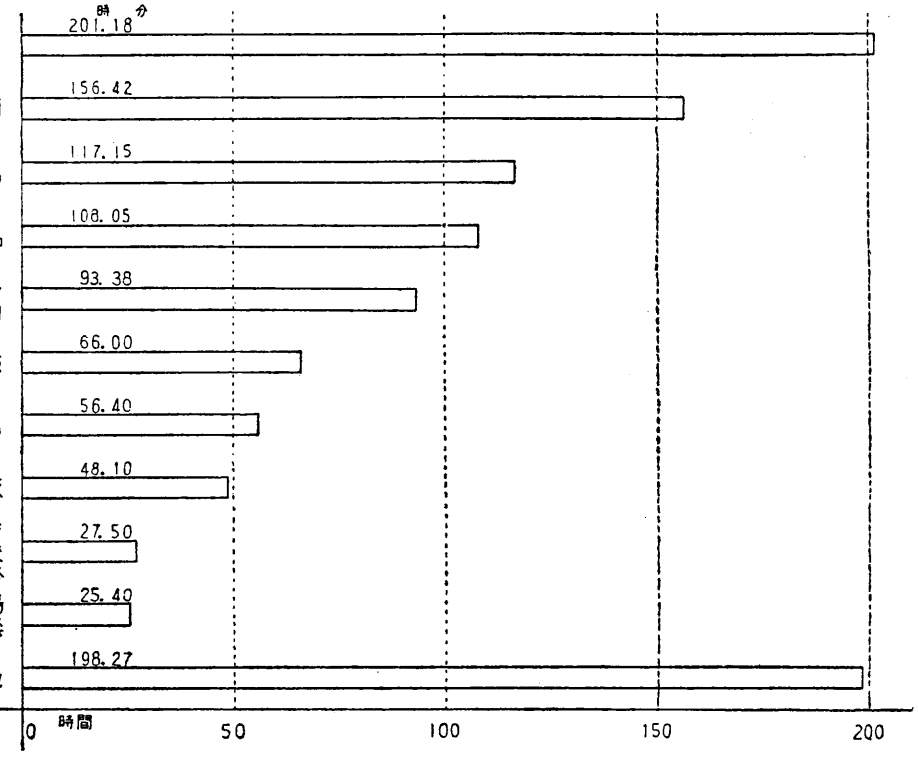

四、ゲルマニウム及びトランジスター（半導体整流増幅子）に関する件

電波に関する技術の進歩は驚異に値するものがあり日停止するところを知らない状態にある。

真空管の発明によつて飛躍的発達をとげた電子工学は、今やトランジスターの出現によつて新たな時期を劃そうとしている。当委員会では昭和二十九年五月六日及び十三日の委員会において通商産業省重工業局、同省鉱山局、日本電信電話公社通信研究所の関係官及び担当者についてトランジスター及びその製作材料たるゲルマニウムについて説明を聴取し、質疑を行つた結果判明した事項は次の通りである。

（一）トランジスターの性能及び用途

トランジスターは三極真空管の作用をなし、その用途は電波の増幅にある。

トランジスターは真空管に比べて

体積は約千分の一程度で小さく

重さは約百分の一程度で軽く

寿命は約二十倍程度で堅ろう

消費電力は約十分の一程度に過ぎないので

あつて、電話の部門にあつては自動交換スイッチに代り、ラジオ、テレビジョンの部門にあつては真空管に代るべきものとして電子工学界に革命的転換をもたらそうとしているものである。

（二）トランジスターの生産状況

トランジスターは、わが国では現在日本電気株式会社、東京芝浦電気株式会社、神戸工業株式会社、日本無線株式会社等のメーカー数社で生産をしているが、未だ研究室内の試作の域を脱せず、本年度中には工場生産の段階に移るべく鋭意努力中である。

なお二極真空管の作用（整流、検波用）をするダイオードは漸く工場生産に移りつつある状態である。

トランジスターの品種別生産実績及び生産計画は次の通りである。

品種別	年度別	昭和二十六年度	昭和二十七年度	昭和二十八年度四月―九月	昭和二十八年度十月―三月（推定）	昭和二十九年度	昭和三十年度
ゲルマニウムダイオード		二六一	六、三〇六	七、三四三	一三、五三〇	一三、七〇〇	一五、五〇〇
シリコンダイオード		九二〇	二、三一〇	三、一一一	四、八一〇	一一、六四〇	一五、七〇〇
ゲルマニウムトランジスター				一、〇六七	三、七四〇	八八、四〇〇	二三二、一〇〇
シリコントランジスター						六〇	一一〇
その他型のトランジスター					五	三〇	
計		一、一八一	八、六一六	一一、五二一	二一、〇八五	三三、八三〇	三九八、五一〇

トランジスターについては米国ウエスタン会社（Western Electric Incorporated）の特許のうち日本に登録せられているものは約十三件あるので（昭和二十四年度に公示せられてから日本で十五年間有効）製品を販売する場合には同社と特許契約を結ばなければならないことになつているが、現在わが国各社の特許契約状況は東京通信工業株式会社は既に本年二月二日外資委員会から特許契約の認可をうけたのを初めとして、日本電気株式会社、神戸工業株式会社、日本無線株式会社、東京芝浦電気株式会社の各社も目下ウエスタン会社と特許契約を結ぶべく交渉中である。

（三）トランジスターの生産助成対策

通産省ではトランジスターの応用研究及び工業化試験のため昭和二十六年度以降毎年度日本電気株式会社、神戸工業株式会社、日本無線株式会社等のメーカーに対して補助金を交付して、その研究等の助成に努めているが、その金額は左の通りである。

年度別	金額
昭和二十六年度	千円 八〇〇
昭和二十七年度	六〇〇〇
昭和二十八年度	八、九〇〇〇
計	一〇、三〇〇

なお現在各メーカーにおいては極めて慎重にトランジスターの研究に携わつており、昭和二十九年度もこの応用研究等のため約二千万円程度の補助金交付申請が通産省に提出せられているので、同省では目下確定額を審議中である。

（四）ゲルマニウムの性質

トランジスターの製作材料であるゲルマニウムは銀色をした比較的軽い金属であつて、水には殆んど溶解しない。電気を通ずる性質が非金属と金属との中間に位する関係上半導体と呼ばれている。この半導体としての優秀性が増幅、検波などの役割を果すものである。

（五）ゲルマニウムの生産

ゲルマニウムは稀有の元素であつて、その存在の状態が分散されていて、ゲルマニウムを主成分とする鉱物は極めて少い。

現在米国では亜鉛製錬の煙灰から、英国では石炭燃焼煙塵から、ベルギーでは石炭タールからそれぞれ量産すべく努力しているが、その生産量の合計は年間三屯を出でないだろうと推定されている。わが国では現在

(1)　東京瓦斯会社大森工場等においては、石炭を乾溜して瓦斯又はタールを作るときの廃液（ガス液）から抽出している。

(2)　三菱金属鉱業直島製錬所等においては、金、銀、鉛等製錬の際の副産物又は廃物から抽出している。

なお青森県上北鉱山及び秋田県花岡鉱山から産出される非鉄金属には比較的含有量は多いといわれている。

関係者間では年に一屯程度のゲルマニウムを生産したいとして努力をしている。

（六）　ゲルマニウム及びトランジスターの価格

ゲルマニウム及びトランジスターの価格は大体次の通りである。

（昭和二十九年六月通商産業省に就て調査）

ゲルマニウム
- 日本産　一グラム　四〇〇円乃至五〇〇円（純度九九・〇乃至九九・九）
- 輸入品（参考、金一グラム　五二〇円乃至五三〇円）

ゲルマニウム
- 輸入品　一グラム　二〇〇円前後（純度九九・九九）

トランジスター
- 日本製品　市販売価格未定
- 輸入品　一個　三、六〇〇円乃至七、二〇〇円

五、放送関係法令改正に関する件

昭和二十五年六月電波法、放送法、電波監理委員会設置法の所謂電波三法が施行され、電波は政府管掌から国民のものとなり、爾来その利用範囲は益、拡大せられて昭和二十九年四月三十日には、運用中の民間放送局四六（中継局を含む）、ラジオ聴取者数一、一七七、三一五に達し、更に同二十八年二月一日、テレビジョン放送の実施をみている。

放送事業を規律する放送法は被占領中に制定されたものであり、民間放送及びテレビジョン放送が実際に行われていなかつた当時のものであるので、これを画期的な放送事業の発展に沿うように改正すべきであるという声が各方面に起きている。右についての各方面の意見を要約すると別紙（一）の通りである。

なお第十六回国会（昭和二十八年七月二日）政府提出廃案となつた「放送法の一部を改正する法律案」の改正内容の主なるものは別紙（二）の通りである。

別紙（一）

放送関係法令改正に関する問題点

この一、二、三、四、五の項目（電波法関係同上）は塚田郵政大臣が、一、九、四、九当委員会において「電波行政について」行つた見解表明中放送法関係について提示した問題点の項目によつたものである。

大臣とあるのは
- 塚田郵政大臣「電波行政について」、二九、四、九当委員会における説明」による
- 日本民間放送連盟「放送法の根本的改正に関する意見書（二八、七、二〇）」〃
- 日本民間放送連盟事務局長酒井三郎君私見「電波時報二九、二号」〃

郵政省ではこのような放送関係法令の全面的改正要望の声に応じて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として、放送関係法令を検討し、その改正について調査審議するため、昭和二十九年二月三日省内に事務次官を委員長とする放送関係法令改正調査委員会を設置し、新しい時代に適合した放送法並びに関係諸規則の改正を行う準備機関として発足させた。

当委員会においては五月二十五日放送法に如何に改正すべきかについて参考人小野秀雄君、鹿倉吉次君、金川義之君及び中野好夫君から意見を聴取したが、その概要は別紙（二）の通りである。

以上のように本委員会は、電波行政に関する諸問題の調査を行つたが、殊に放送法の改正は今後の重要課題であつて、各国における放送事業の実情、なかんづく公共放送と商業放送の関係等について、更に詳細に調査を行う必要があるので、電波行政に関する調査はまだ終了しない。

水野氏〃
- 日本放送聴視者連盟常任理事水野正次君意見「テレビラジオ新聞二九、三、二三―三、三〇論壇」〃

奥屋氏〃
- 日本放送芸能研究所専務取締役奥屋熊郎君意見「電波時報二九、四号」〃

高田氏〃
- 日本通信社長、元毎日新聞編集総長高田元三郎君意見「時事新報二九、四、七新聞展望」〃

高橋氏〃
- 新日本放送株式会社専務取締役高橋信三君意見「電波特報二九、五号」〃

前田氏〃
- 参議院議員、産業経済新聞社社長前田久吉君意見「電波時報二九、五号」〃

一　第一放送法

放送法のもつ公共性と表現の自由との関係について

大臣

1　番組関係の準則は現行法程度でよいか。

2　テレビジョンの出現によつて考慮すべき点がないか。

3　自主的な番組規律の実施確保のための組織、手段を必要としないか。

4　民放の放送時間のすべてを商業番組として了つてよいか。

5　一つの放送会社に所属してよい局数に限度を設けるか。

6　ネットワークを構成する場合に何らかの制限を要するか。

高田氏

1　公共性を尊重させるために番組編成の監督を強化するというようなことは避けるべきである。

2　民放のプロを悉くスポンサープロにしても差支えはないが、公共性は無視してはならぬ。

前田氏

1　テレビとラジオとは別事業体に許可すべきである。

電々公社のマイクロウエーブ使用料が高すぎる。

2　一つの放送会社に所属する局数は、限度をもつべきである。

二　NHKの行う放送事業と一般放送事業者の行う放送事業の間に異るところがあるべきものとすれは、その内容はどういうことかについて

例えば事業の目的、範囲、放送番組等において

民放連

1　現行の放送法はNHK本位の立法で現実にそぐわず、民放は日蔭の花的に扱われている。民放は今日めざましい発達をしたのであるから、NHKの設立目的を再検討し、両者のバランスを図らねばならない。

2　NHKと民放とは経営方式を異にするだけで放送の公共性については何等差異がないのみならず、両者綜合して公共の福祉の増進を図るべきである。この考え方から両者の番組、NHKの第一、第二放送のあり方を明らかにすべきである。

3　放送法の根本改正によつて、過去にあつたような周波数割当やNHK一部地方局存廃等の問題の如き不明朗を根絶したい。

酒井氏

1　民放とNHKとは公共的立場は同等であることを法文で明確にすること。

2　NHKの放送の全国普及目的は第一放送のことである。

第二放送は廃止してその波を民放に解放すること。

3　仮りにNHKの第二放送網を認めるとしても、その番組は広告収入に依存する民放の実施し難い高度の教養番組とすべきこと。

4　NHKの第一放送も教養番組に重点をおき娯楽及びローカル番組は民放に任せるべきこと。

5　権威ある番組編成委員会を設けてNHK番組編成につき民放との領域の区分をはつきりきめてはどうか。

6　周波数割当に際しNHK優先又は郵政大臣の専決となることを避けるため聴聞を行い或は諮問機関の議決を経る等の要件を法定すべきである。

水野氏

1　NHKは番組内容の向上のための放送費に最も多額を費すべきである。

奥屋氏

1　英国のベヴアリッジ委員会のような強力な委員会をつくつて日本の放送事業体制は如何にあるべきかを根本的に遡つて研究しなければならない。

2　NHKも民放も一様に公共放送であることを明確にし、これを法の基本観念としなければならない。

3　NHKと民放との二本建制を維持する以上、この両者の事業調整及び施設運行についての公正な審議と処理のために、権威ある常設委員会を置き電波事業体制の決定、周波数の基本的選定などの重要案件につき、政府にその決定を報告し、国会で審議する制度をとるべきである。

4　全国放送受信者組合の助成と保護を規定する。

高田氏

1　NHKの番組に教養を主とせよというのはよいが、民放と競争するような娯楽番組をやつてはいかぬという理由はない。

2　新聞の社説のように一方的の主張を民放自体がしてはいかぬという問題が当然起り得る。

高　橋　氏

1　NHKと民放との番組はそれぞれその性格に従つた特色をもつべきである殊にNHKの第一、第二放送のあり方は再検討の要があり、このため全国的に徹底した聴取者調査を行うことが急務である。

前　田　氏

1　NHKと民放との二本建制度は、よい意味の競争を招来するもので良制度であり両者共存共栄しうる。

アメリカの如き民放一本の国では商業主義の欠陥を暴露しているし、英国等公共放送一本槍にも欠点がある。

2　NHKは徒らに民放と競争すべきでなく、民放の手薄な地方に主力を注ぐべきである。

3　スポンサーの民放番組への干渉は、排除することが望ましい。

三

大　臣

1　機構　経営の責任体制は現行の経営委員会制度がよいか。他のものがよいか。

2　国の監督　現状のままでよいか。

3　国会との関係　予算等は国会の承認事項となつているが現状のままでよいか。

民　放　連

1　NHKの経営委員会のあり方及び委員の人選等NHKの経営機構についても再検討を要する。

2　NHKの技術研究所及び放送文化研究所は協会から独立させ、広く放送一般のための調査研究機関とすべきである。

酒　井　氏

1　NHK経営委員会は、委員を常勤、有給とし、産業、教育、言論、文化、民放、聴取者代表等より政府が任命し、真に運営の主動権を握るようにする。

理事会は廃止して経営委員会の事務局とし、また各地域に地方諮問委員会を設けるべきである。

2　NHKの技術研究所、放送文化研究所は独立させ広く放送一般のための調査研究機関とすべきである。

水　野　氏

1　NHKの経営委員会の組織人選など聴視者組織から民主的に選ばれた代表をもつてあてること。

奥　屋　氏

1　NHK、民放両者に通ずる受信者の世論調査のための機関（公益法人）を設立する。

2　郵政省の監督権、命令権についても検討して、NHK自律の限界を明らかにする必要がある。

高　橋　氏

1　NHKと民放の放送内容を区別するものは公共性の有無でもなく（公共性は放送事業の本質で両者ともにもつている）公共企業体と株式会社との経営形態のちがいでもなく、一にNHKは経営委員会が番組編集の基本方針を決定し、民放は事業経営者の自主的責任においてなされるという点にある。

即ちNHKの経営委員は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することにより国民の意思を反映するということがNHKの基本性格をなすものであるから経営委員会は現在のような片手間仕事であつてはならない。

経営委員会の組織を改め、名実ともにNHKの最高機関となるよう強化すべきである。

2　番組編集の基本方針を決定するため経営委員会の外に権威ある番組編集委員会を設けるべきである。

3　NHKの予算、決算（受信料の使途）は国会の承認だけではなく国として常時監督し、その経営を公開すべきである。

経理監督権の強化は言論への圧迫であるという議論は的はずれである。

前　田　氏

1　国会がNHKの経理の監督をする制度には疑問がある。

四

大　臣

1　日本放送協会との契約に基く受信料という現行の観念でよいか。

2　徴収の法的根拠

3　徴収の方法

4　協会の収入確保の方法に変更を加える必要があるか。

民　放　連

1　受信料の合理化が必要である。

酒　井　氏

1　現行の受信料制度は不合理であるから、国税、地方税又は郵政省歳入として徴収し、これを特別会計として、NHKその他放送事業への交付金、放送研究費、徴税費を含む行政費等に充てるべきである。

奥　屋　氏

1　NHKのテレビ事業についての収支を独立経理とすることを規定する。

2　放送公社を設け、受信料の徴収とこれの配分業務並びに受信サービス業務を執らしめることを規定する。

前　田　氏

1　NHKが受信料を聴取者から直接とる制度には疑問がある。

立法の形式について

五

大　臣

1　放送法と日本放送協会法との二本建とすることの可否

奥　屋　氏

1　放送法中に街頭有線放送の規正を加えることの可否

前　田　氏

1　単独の日本放送協会法を制定する方がよい。

その他

奥　屋　氏

1　保存録音や復写録音の再放送に絡む放送著作権の帰属等についても一条項を設ける。

前　田　氏

1　テレビ受像機の普及が緊要であり、物品税の課税はよくない。

第二　電波法

放送局の免許基準

大　臣

1　現行の電波法第七条及び関係規則で足りるか。

法律をもつてできるだけ詳細な規定を設けることが必要か。

2　免許に関する行政庁の裁量権

その他

奥　屋　氏

1　形式的な聴聞制度についての再考察。

前　田　氏

1　駐留軍放送用には超短波を使うようにし、現に使用中の中波を民放に解放されたい。

別紙（二）

「放送法の一部を改正する法律案」（第十六回国会二八、七、二、参、電通予備付託、審議未了）の主なる内容

一

1　協会の業務活動について

協会は、外部に対し、放送の進歩発達に必要な研究の委託ができるようにすること。

2　協会に、放送の進歩発達に寄与する研究その他の業務の助成ができるようにすること。

3　協会は、放送の進歩発達に必要な研究の成果を公表する義務を負うものとすること。

二

1　協会の経営委員の任命について

任命権者内閣総理大臣を内閣とすること。

2　選任の一条件である地区別を廃すること。

三　協会の理事三人を七人に、監事二人を三人に増員すること。

四　郵政大臣が、協会の監督者であることを明らかにすること及び協会に対して監督上必要な命令をし、またその業務に対する報告を徴することができるようにすること。

五　放送法に基く郵政大臣の処分に不服あるものは、郵政大臣に対して異議の申立をすることができるようにすること。

別紙（三）

放送関係法令改正に関する参考人意見概要（二九、五、一二五）

参考人　小野秀雄君（日本新聞学会々長）

鹿倉吉次君（ラジオ東京専務取締役）

金川義之君（NHK理事）

中野好夫君（評論家）

意見概要

小　野　君

（一）放送行政については、新聞行政と類似点が多い（例えば電波の割当と用紙の割当）制度は一大臣の所管とするよりも、委員会制度とした方がよい。

（二）公共放送に余り高度の公共性を要求すると放送の意味がなくなる、従つて娯楽放送を全部民放にまかせる論はおかしい。又NHKは民放側で納得のゆく公共性を保つべきで、これはNHK経営委員会の責任と思う。

（三）民営のテレビの運営がうまくゆかなければ何か助成する方法を考えること。

（四）放送聴取料については、経理上ラジオとテレビの分が有無相通じても不都合はないと思う。又日本の放送界ではNHKが第一線に立つべきである。聴取料の一部を民放側にまわすことは民放の立場を悪くする。

（五）中立性の現状は新聞より放送の方がよい、又委員会行政の場合、委員は、政党色の無い中立性を堅持して貰いたい。

金　川　君

NHK経営委員会で検討中で具体的な結論に達してはいないが問題としている点は次のようである。

（一）　公共放送のNHKに対してその責任、義務を、より明確にすると共に、それを遂行するため手段を講じて貰いたいこと。

放送法第四十四条に要求されている高度の番組編成には権威ある機関が必要であり、ラジオ・コードの法的規定も必要と思う。

義務放送には、国際、選挙関係の外教育放送もやるべきで、又、難聴地域の解消のため、よい周波数の割当、増力等の優先的認可を求めたい。

（二）　サービスについては現在の範囲を拡充しその強化を計りたい。

テレビの普及には、その方策の徹底を希望する、受像機にNHKの推薦型をきめるのも一方法と思う。テレビ普及のため官民合同の機関設立の必要があると思う。

又研究については、基礎的のものを外部に依頼し得るようにしたい。

受信料については国民が納得する他の方法について検討したが現在のものに代る妙案はない。

現在のやり方は、集金コスト、収納率、新規勧誘等について利点がある。

（三）　番組の自主性を阻害されぬこと。

地方自治体の民放出資が行われているが、地方自治体の施策周知宣伝については一層サービスをしたい。民放への出資は避けるべきだ。

なお、新聞と商業放送とが同じ経営者に運営されている場合、積極的な動きをすれば電波行政にとつては不幸であると思う。

鹿倉君

（一）　現状では、NHKと民放はその放送内容において大差がない。公共性は同一だ。ラジオ東京では、その公共性の量は一日五一%を占めている。娯楽放送については勿論スポンサーの希望は色々だが多数者の聴取が第一条件であるし、放送内容については充分吟味している。

（二）　受信料を強要しているかのように規定している放送法第三十二条は憲法違反の虞があるから寧ろ受信料は聴取税として国が集め、NHKに交付する方がよい。一部を民放にまわすのは反対。又芸能人をNHKが押えるのは間違いである。

（三）　民放に対し、放送基準をより明確にする必要がある。

放送法に民放関係の条文が少なすぎる。

（四）　新聞との関係については、現状では支障がない。しかし強力な経営者が現われてくると弊害が出るかも知れぬ。

中野君

マス・コンミュニケーションにつき、第三者として言えば、放送法は改正するのが当然と思う。放送法は現実的に公共、商業の二本建差支えない。

改正に当つては

（一）　NHKのありかたとして、主管庁が「特に必要があるとき監督が出来る」云々の条文を入れることは、放送の中立性維持の立場から反対。

（二）　公共性の判定については、両者同様だが、特色は発揮して貰いたい。NHKの放送は民放側の公共性の基準となるべきである。

（三）　番組については、NHKは企業の安定があり、民放はスポンサー付の条件があるから夫々合うようにすべきである。

なお、芸能人の専属制はどちらがやつても不可と思う。

（四）　聴取料については、憲法上の契約の自由より考え後味が悪い。

税の形式とすると国からの交付金となり、放送内容に力が及ぶ危険があるから他に合理的な方法があればと思う。

なお、テレビ、ラジオの共通経理は時機尚早。

（五）　新聞との関係については、新聞がテレビ宣伝機関の観がある場合もあつたが新聞の良識に俟つ外はない。

（六）　研究所については、NHKに所属するよりも、より客観的な場所にあつた方がよいと思う。

調査報告書

労働情勢一般に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月三日

労働委員長　栗山　良夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

赤松　常子　　田村　文吉
市川　房枝　　吉田　法晴
井上　清一　　寺本　廣作
吉野　信次

労働情勢一般に関する調査は、賃金問題、労働条件及び労働行政の全般に亘つてその実情を把握し、政府の労働政策及び労働諸法規の施行状況等を調査することを目的とし、既に第十六回国会より継続調査を行つてきたものであるが、今期国会中行つた調査の主なるものは次の通りである。

先ず駐留軍、特需工場の労働問題については、労務基本契約の問題、英連邦軍関係労務者の雇用形式の切り変え、駐留軍関係ハウスメイドに対する労働基準法の適用及び特需工場における保安解雇等について、政府の説明を求めこれ等の善処を要望した。

次に炭労の争議に際して、出炭量に応じて賃金を支給せんとする所謂賃金カットの問題について労働法及び民法学者を参考人として招き意見を求め、又国鉄労組の解雇問題については、両当時者及び労働法学者を参考人として招き意見を求める等問題の重要性に鑑み慎重に調査を行つた。

次ぎに、労務供給等職業安定法違反の疑ある問題に関しては、八幡製鉄現業組合の松永氏を参考人として招きその実情を聴取し、又政府に対しても安定法施行規則改正の経過等について説明を求めた。

次ぎに、石炭、造船界等目下深刻なる労働不安の状況下にある産業に対しては、政府より実情を聴取しその対策をただした。

次ぎに、労働基準法施行規則及び女子、年少者労働基準規則の改正については、政府より改正の基本方針、主なる改正点等について説明を求めると共に、本規則の改正は直接労働者の労働条件等に重大な影響を及ぼす点が多いので、その改正には慎重を期するよう要望した。

以上の外、昭和二十九年度労働省予算、地方労働基準局地方移管の問題、近江絹糸等における労働組合法及び基準法違反の問題、国際労働条約の取扱方、労働金庫の貸付金回収不能の場合における補償措置、新設労災病院の計画、日雇労務者の対策、或いは電産及び私鉄の争議に際しての中央労働委員会及び政府のこれに対する態度等諸般の労働問題についても、政府の意見をただす等慎重なる調査を行つた。

次ぎに、都内及び近県の工場及び労働官公署等の実情調査のため、第一回目は千葉労働基準局、千葉労災病院潜水病治療施設、川崎製鉄千葉製鉄所を、第二回目は労働省産業安全研究所、日本光学を、第三回目は足立労働基準監督署、鐘紡南千住工場を、第四回目は東京都中央公共職業補導所、三菱鉛筆工場、扶桑電球工場を、第五回目は六日本ビール目黒工場等を視察した。

以上の如く労働委員会においては鋭意本調査に専念してきたが、その対象が広汎多岐にわたるものであるからこれを完全に把握することは容易でなく、未だ所期の目的を達成することが出来なかつた。

調査報告書

建設行政に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年六月二日

建設委員長　深川タマエ

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小笠原二三男　　田中　一
三浦　辰雄　　近藤　信一
鹿島守之助　　石坂　豊一
小澤久太郎　　石井　桂
石川　榮一　　飯島連次郎

本委員会は、今期国会開会中、主として昭和二十九年度建設省関係予算を中心として、治山・治水・災害復旧・総合開発・道路・都市・住宅及び建設技術並びに技術官の待遇問題等、建設行政の諸問題について調査するとともに、愛知県佐久間ダムの建設工事の実情について実地に視察を行つた。

本調査に当つては、

（イ）　二十九年度一兆円緊縮予算の枠の内で、建設諸事業は如何なる形をとるか、既定諸計画と実行計画との関係。

（ロ）　建設工事は特に技術に重点が置かれなければならないが技術の活用が充分にとられているかどうか。

（ハ）　各種建設事業が総合的に計画・実施されているかどうか。

が基本としてとられた態度である。

一、緊縮予算と建設諸事業

(1)　治山・治水事業について

二十九年河川関係事業費は二百七十七億円で前年度の約十四%増、砂防事業費五十八億円で約九%増、と説明されているが、昨年十月政府において決定された「治山治水基本対策要綱」

に基く事業費一兆八千六百億円の計画からは極めてほど遠いものである。更にこの治山治水基本対策に基いて予算の配分が考えられたというが、砂防費についてみられる如く「要綱」が重視されたとは受け取れない。

(2) 道路事業費について

道路事業費は百四十九億円で前年度より十六%増であるが、「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」によれば、二十九年度揮発油税収入相当額二百三十七億円を道路整備費に充てなければならないことになつているが、約三分の一の減額である。この点については、二十九年度財政規模の圧縮方針から揮発油税収入額の三分の一即ち七十九億円を地方に譲与する、七十九億円のうち四十八億円は「道路整備五ケ年計画」の中の一部として道路整備に充当することにしているが「道路整備五ケ年計画」そのものにも関連して今後に多くの問題を蔵するものと考える。

(3) 都市計画事業

四十億四千万円で前年度より七%の減である。

戰災復興事業は二十九年度を最終年度とする五ケ年計画に基いて実施してきたものであるが、二十八年度末における進捗率は五大都市が六十七%、その他の都市八十八%、平均七十七%で、二十九年度予算では一部都市は完成年度を延期せざるを得ないことになる。又この計画外に繰越されていた残事業については新規に重要都市整備事業として策定される予定である。

その事業量については六大都市については未だ不明であるが六大都市を除く三十九都市については約百六十億円と見積られている。

(4) 住宅対策事業

公営住宅施設費は百二十六億円で、前年度より約十四%の増であるが、前年度においては住宅災害復旧費として七千戸分、十三億余円が別に支出されている。二十九年度は逆に百二十六億円の中に災害住宅四千戸分を含んでいるから、実質的には戸数の上でも、予算支出の面でも減少している。

更に公営住宅建設三ケ年計画の最終年度としてみる場合には三ケ年十八万戸計画に対して五万余戸が計画不履行となる。又住宅金融公庫関係については、産業労働者住宅をも含めて二十九年度は前年度より一万千五百戸の減少をみている。

(5) 災害復旧費

二十八年以前に発生した建設省関係災害復旧事業費は三百三十九億九千万円で、前年度より八十六億三千万円の減、うち河川等災害復旧事業費は三百二十九億円で直轄災害は殘事業の大部分を完了する。

地方公共団体の公共土木災害復旧についていえば、二十七年度以前に発生した災害については再査定をし重点的に施行せんとしているが、二十九年度に持ち越されるであろう事業費総額約七百億円と見込まれるものに対して二十九年度予算計上額は八十九億八千余万円である。

二十九年度に持越される直轄河川災害は、二十八年度発生災害で、この事業費七十二億円、うち二十八年度内に支出された分は約三十五億円で、殘り三十七億円である。これに対して二十九年度予算要求額は三十一億円でこれによつて全体の九十二%の復旧をみることになる。更に方針としてはこの九十二%の支出で二十九年度内に完成したいといわれる。

都道府県災害の二十八年度発生災害総額は事業費で千百二十七億円で、うち国費分は千十一億である。

この内二十八年度内に支出した分は約百五十一億円で約十三%の復旧率になる。なお融資による分八十億円、七%を加えると約二十%の進捗率となる。

二十九年度の予算要求は二百七億円で総額に対して二十一%を実施する計画であるから、二十八、二十九年で四十一%の復旧を予定している。

(6) その他

建設機械整備費については前年度より約二十八%の減、官庁営繕費については、約三十八%の減である。

二、建設技術と技術官の待遇について

(イ) 年年の災害と厖大な復旧事業に対して、建設技術を有効適切に行使することは極めて重要である。僅少の研究費によつてもたらされた成果に基いて施行された結果、数千万円の公共事業費が節約された例も少くない。

しかるに一方調査研究の施設に必要な資金が事業費の方から賄われている事例もある。委員会は災害対策の一面としてわが国の災害、防災、或いは治山、治水、海岸の防護等に関して

(1) 科学、技術的な研究がどのように行われているか、海外諸国に徴して進歩の度合、研究の成果の実施に移される過程。

(2) 各種、研究所間の関係。

(3) 研究所と現場とのつながり、現場における研究成果の利用状況。

等について東京大学教授安芸皎一、京都大学教授石原藤次郎、建設省土木研究所佐藤清一、建設省建築研究所長藤田金一郎、運輸省技術研究所港湾物象部土性研究室長石井清丸、建設省関東地方建設局長伊藤令二、広島建設技術研究所長安藤新六の諸氏から意見を聴取するとともに、大蔵省主計局、行政管理庁、建設省の関係官を招致して検討を行つた。その結果十二月十六日科学的研究の立遅れに対して左の如き申入れを政府に行つた。

申入れ

「建設技術の根幹たる科学的研究及び調査の我国における現状は欧米に比して少くとも十年の立遅れをしているといわれる。これを克服するためには一定のプログラムの下に、大学・官庁・民間各研究所の脈絡をつけ且つこの研究調査の成果が直ちに現場に反映する如く、能率的な機構と充分なる予算措置をなすべきである。

このことは大局において事業費の有効適切なる行使となり節減を可能ならしめるものである。更に現状においては科学技術者の待遇に当を失し、その力量の発揮を妨げていることに留意し、速かに適正なる是正をはかるべきである。」

(ロ) 従来技術官と事務官との間には高文制度等によつて昇給等待遇に差異があつたが、国家公務員法が施行されて以降現在の給与法においては技術官、事務官の間に区別はしていないというが、現実においては例えば昭和二十三年採用者についてみても事務官に比較して技術官の給与は低い。その一因として級別定数による頭打ちの問題がある。建設省関係においては八・九・十級職層に非常に多いのであるが事務官との比は一対三とみられる。わが国の行政部門も技術面を尊重する必要からいつて専門職の定数を増す等の措置を講ずべきと考える。又ダム手当・砂防工事の手当等特殊勤務手当についても早急に制度化し、現場職員の待遇改善を図るべきものと考える。

三、総合開発その他について

(イ) 現在の総合開発の一つの行き方の問題点は事業実施面では河川は河川、道路は道路、電力は電力という個々の事業主体がそれぞれ現状のままにおいてその計画をとりまとめて行く形をとつていることである。

調査については計画を樹てる段階までの調査と事業実施の段階に至るまでの調査とに分れ、事業費の調査は事業所管の上において別途調査を行つている。

即ち特定地域というその一区画に対して、各省が港湾は運輸省、電気は開発会社の如く、それぞれ国或いは国の調査機関が調査を行つている。

このことは既決定の北上川総合開発地域で、既着手の農林省関係のダムが中途で齟齬をきたして事業を中止するという事例等からみて総合開発に対する調査が当初において根本的に行われているかどうか再検討されるべき問題と考えられる。

(ロ) 遠賀川は昨年六月西日本水害によつて大きな被害を蒙つたが、破堤の原因が不可抗力の異常出水によるものか、鉱害に起因するものであるか、今後の遠賀川の治水対策上極めて重要な問題である。

遠賀川の改修は、大正八年に一応竣工したが、昭和十年頃から沈下を始め、昭和二十年頃には所により一メートル以上の沈下を生じ、二十年から再改修工事にかかり、二十三、二十四、二十五年に約九千万円に上る特別鉱害に該当する工事を行つた。しかしなお漏水のある状況から堤防を補強する必要を生じ二十八年度において工事を着手する予定の矢先に被害を蒙つたといわれる。

従つて、昨年の決潰と採炭による地盤沈下とは無関係ではあり得ないと考えられる。この点に対する徹底的な技術的な調査と建設・通商産業両省の一段の協力が強く要望される。

（六）　その他建設行政機構の問題、直営と請負事業との関係、水利権許可の問題及び首都建設に関する問題等につき調査を行つた。

四、実地調査について

二月二十七日より三日間に亘り愛知県佐久間ダム建設工事の実情について視察を行つた。その結果を要約すると

(1)　水利権について

電源開発株式会社は二十八年一月七日付で水利権使用許可申請を提出しているが、まだ認可されていない状態にあつた。会社はバイパス及び発電所の建設工事は直接河川の水量に影響を及ぼすほどのものでないとして愛知、静岡両県知事の河川の一時使用許可並びに土木工事取締規則によつて工事を進めていたのである。

(2)　工事

本工事は会社が間組及び熊谷組とジョイント・ベンチヤーの形式をもつて二十八年四月十六日工事請負契約を結び、別にアメリカ銀行から三ケ年契約で七百万ドルの借入枠を設定してアトキンソン会社を通じて約四百五十万ドルの建設機械を購入、これを両社に貸付けるとともに、両社はアトキンソン会社と技術援助契約を結んで工事を実施している。アトキンソン会社からは現在技師長以下三十六・七名が現地に滞在し、機械の取扱い、その他の技術指導を行つている。

(3)　補償問題

個人補償約十億円、公共補償約十四億円、国鉄飯田線の付替工事補償約三十八億円で総額六十二億円が想定されているが、国鉄の付替補償についてはなお今後に問題があると考えられる。

(4)　労務災害

労務者の事故発生は昨年五月の工事着手以来、本年一月までの死傷者数は間組で千五百五十五名、熊谷組で百四十七名、視察当時までに死者二十四名に上つている。その原因については

(一)　現場の立地条件の悪いこと。

(二)　労務者の定着期間が短く、移動率が高いこと。

(三)　準備工事の段階にあること。

等が考えられるが、その他にも労務管理の不充分や、工事の進捗を急ぐこと等の点も関係があると思われる。

概略以上の通りであるが、本案件は内容が広汎多岐であつて更に検討を要するもので、未だ調査を終るに至らなかつた。

調査報告書

日本経済の安定と自立に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年五月二十八日

経済安定委員長　早川　愼一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

奥　むめお　　八木　秀次

石川　清一　　岩沢　忠恭

本委員会においては、今期国会開会中、表記の件に関し調査を行つてきた。即ち、左記事項について委員会を開き、政府より説明を求め、質疑を行い、更に諸般の資料の蒐集整理につとめた。

しかしながら、本件は広汎な関連性を有し、内外情勢の変転に伴い、なお多くの未調査の領域を残しているので、今後も引続き調査を進める必要があり、未だ結論を得るに至つていない。

記

一、昭和二十九年度の日本経済の動向の見透と基本的経済政策

一、各国の最近の経済動向と経済政策

一、国際収支について現在までの実績と今後の見透

一、昭和二十九年度輸入外貨予算

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年五月二十九日

決算委員長　小林　亦治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

谷口弥三郎　　飯島連次郎

岡　三郎　　菊田　七平

平林　太一　　永岡　光治

山田　節男　　久保　等

長谷山行毅　　東　隆

植竹　春彦　　青柳　秀夫

小澤久太郎　　島村　軍次

本委員会は、掲題調査として今期国会において、次の三件について調査を行つた。

一、日本国有鉄道民衆駅に関する件

本件は、国鉄財産管理上の問題として十六回国会以来調査を行つて来たが、今国会中には、国鉄側において民衆駅運営の改善に資するため、固定財産管理規程、構内営業規則等の改正を行うこととなつたので、これらについて当局から説明を聴取したが、未だ改正実施の運びに至らなかつたので、その実行の結果を待つて結論を出す予定である。

二、日本電信電話公社の民資による施設に関する件

電々公社が電話局建築のため民間資金を導入する方針の下に、神戸市三の宮電話局をテストケースとして建設中であるが、電々公社財産管理に関する問題として、公社当局からその内容及び今後の方針について説明を聴取した。

右の結果、本件に関しては、補償費等につき不明瞭な点があると認められたので、公社に対し、今後は会計検査院の意見を尊重し、不当事実の生じないよう、また後日に禍根を残さないよう、万全の措置を講ずべきであるとの注意を与えた。

三、郵便通送自動車の請負契約に関する件

本件については、第十八回国会において一応調査したが、今期国会においては、日本郵便通送株式会社に対する郵政省当局の監督方針等について説明を聴取したが未だ結論に達していない。

昭和二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

国会法第八十一条第二項の規定に基き、第十三回及び第十五回の国会開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第十三回国会参議院において採択せられた請願の処理経過（昭和二十八年十二月一日調）

第十三回及び第十五回の国会において、参議院で採択せられ、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれぞれその請願の関係庁に送付し、関係庁よりその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりで、その他は目下調査中である。

右処理ずみのものの処理要領の要点を集録すれば、大体別紙のとおりである。

記

	内閣受理件数	処理案決定件数
第十三回国会	千四百二十一件	千百九十三件
第十五回国会	四百三十九件	三百四十九件

第十三回国会参議院において採択せられた請願の処理経過

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
元軍人恩給復活に関する請願（二件）（第五五六、六九九号）	総理府	軍人軍属の恩給等に関する重要事項を審議する審議会を設け、その公正妥当な結論に基いて昭和二十八年四月以降において措置する方針である。
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願（第四〇五号）	同	右に同じ。
元陸海軍文官の恩給復活に関する請願（二件）（第四三九、四八七号）	同	右に同じ。
元軍人老齢者の恩給復活等に関する請願（第六八五号）	同	右に同じ。
元傷い者の恩給増額に関する請願（第六〇八号）	同	右に同じ。
傷い恩給改正に関する請願（第三九一号）	同	右に同じ。
米海軍接収に伴う補償の請願（第五三五号）	同	現在以上新規に接収することはないものと考える。
東京都月島第三小学校接収校舎返還に関する請願（第五四〇号）	同	現在のところ返還は困難であるが、今後使用解除するよう努力したい。
東京都京橋商業高等学校接収校舎返還に関する請願（第五三五号）	同	右に同じ。
恩給受給者相互銀行法制定に関する請願（第三九号）	同	恩給担保の金融機関の設置については、今後において検討することとしたい。
寺院くりに対する課税免除の請願（第五〇九号）	同	使用の実態が一般の住居と同様にみなされるものは、非課税とすることは困難である。
国土調査事業予算増額等に関する請願（二件）（第一四五七、一五〇四号）	同	一、国の財政状況からして昭和二十七年度補正予算に請願のように多額の経費を計上することは困難である。 二、国土調査法第九条により補助金の対象となる調査については補助金を交付し得るよう充分考慮したい。
国土調査標本指定村に対する国庫補助増額の請願（第二一五号）	同	右に同じ。
岩手県久慈町の起債全体計画に関する請願（第二八一四号）	同	一、消防自動車購入起債は、二、〇〇〇千円許可予定額を配分した。 二、小学校増築費については、二、〇〇〇千円許可予定額を配分した。
長崎県青島の電燈、動力設備資金起債許可に関する請願（第二九三八号）	同	長崎県においては、離島の点燈事業について、県において必要資金を貸付けており、昭和二十七年度はこれに必要な資金として一八、〇〇〇千円の起債を許可する予定であるが、本年度計画中青島は含まれておらず、且つ、本年度起債事業査定時に当該町村からの申請がなく、申請があつたときは、単独事業決定後であつたので、将来の問題として研究したい。
公営企業建設費起債の優先割当に関する請願（第二八八六号）	同	地方債といえども年間発行予定額があり、地方団体の要求を全部いれることはできないが、公営企業建設費起債は、一般単独事業起債よりも極めて高率に要求をいれているのであつて、従つて地方財政法第五条の規定に違反しているものとは考えられない。
起債の早期認可に関する請願（第一九四三号）	同	地方債は早期処理に努力しているが、今後とも、制度的にも検討の上これが実現に努力したい。
高等学校定時制分校校舎建築費起債に関する請願（第三一八七号）	同	現在地方債発行枠の限度においては、その許可方針として義務教育施設の整備に重点を置いているので、本件については困難である。将来起債の増額に努力したい。
港湾修築費地元負担金の全額起債に関する請願（第一五三八号）	同	地方債は年間発行予定額が定められているので、港湾修築費の地元負担金と雖も必ずしも全額起債によつて充足することは困難であるが、府県に配分した補助事業起債配分額の範囲内において、府県が当該町村の全額起債を承認しても差しつかえない。
地方税法中一部改正に関する請願（第一七三四号）	同	固定資産税の性格から、税率を不均一にすることには適当でないが、評価上農家の家屋については、その構造や使用価値等の特殊事情を十分考慮し得るよう固定資産評価基準が作成されているから農家についてのみ税率を下げることは困難である。
地方税制改革に関する請願（第二七八号）	同	地方税制に関する問題の解決は、地方制度そのものに関連する点が多いので地方制度調査会に諮つた上処置したい。
北海道開発促進に関する請願（第二九八二号）	同	国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、昭和二十五年北海道開発法を制定し、北海道開発を推進している。 一、昭和二十五年北海道開発庁を設置し、二十六年度予算より北海道開発（公共）事業費を別枠として計上しており、この増額については実現に努力している。 二、事業所得税に対する所得税は、未開発地域において事業を行うに特別の経費を支出する必要があれば所得税の課税にあたつて必要経費として控除される。また法人税も未開発地域において特別の経費を支出したときは総損金として控除されることになつている。未開発地域に対して特別の控除を設けることは適当でない。 三、地方公共団体の所掌にかかる公共諸施設の整備については、推進に努力したい。 四、北海道に対する各種行政基準に人口比のみでなく、面積比を加えることは一部では実施しているが、今後更に検討の上この方法を加味することは適切であると認められるものについては考慮したい。
新恩給法制定等に関する請願（第八八〇号）	同	新恩給制度については人事院等において調査研究中であるが、請願の趣旨は十分参しやくしてできるだけ早い機会に成案をえたいと考える。

地方公務員法附則第二十一項の単純労務雇用職員の身分取扱に関する請願（第一二七五号）	同	本件の趣旨は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）によつて、おおむね達せられたものと考えられるが、なお、特例法の制定については今後とも研究したい。	同四二三、一四二、一四七、一五七一、一五七四、一五九七、一六八一、一七一〇、一七二七、一七三二、一七五二、一七五四、一七六〇、一七六六、一七九三、一八〇二、一八五〇、一八七五、一八七六、一九二八、一九二九、一九三二、一九三七、二〇九三、二一八〇、二一八二、二一九二、二二六七、二三二一、二三二九、二四三七、二四五四、二四五五、二五五一、二五九四、二六一四、二六三八、二六九七、二六九八、二七六九、二八五二、二九〇〇、二九〇一、三一二三号）
定時制高等学校校舎建設費起債に関する請願（第二〇〇五号）	同	地方債の許可方針としては、小、中学校の義務教育施設の整備に重点を置いているので、定時制高校校舎の建設起債にまで及ばないが、将来起債の増枠に努めたい。	
京都、小倉両市の都市計画用地買収費起債等に関する請願（第五八一号）	同	一、都市計画用地買収費については、国庫補助金のある部分については、その地方負担額について一般補助事業起債配分額の算定基礎に算入している。但し、地方債の発行枠及び補助事業の性格上事業に優劣をつけることは困難であるので、特別の配分率を考慮することは現在のところ困難である。	
広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対の請願（二件）（第六三三、二六七一号）	同	二、単独事業起債としては、京都市に対して五、〇〇〇千円疎開跡地整備事業費起債を許可する予定である。小倉市からは本件に対する起債申請がなかつた。	
弁護士に対する課税の請願（第一七九四号）	同	本件については、住宅として許可を得て建築しておるものであるから、現段階において積極的措置を講ずることは困難である。しかし、将来において風俗犯罪等が行われた場合には、取締りたい。	
助産婦に対する特別所得税等の課税適正化の請願（第六二五号）	同	本件については、実現困難である。	
助産婦の特別所得税免除に関する請願（第二二七四号）	同	本件については、実現困難であるが、課税については諸経費等十分調査の上適正なる課税を実施したい。	
恩給に関する請願（第三四九号）	同	右に同じ。	
養護教諭等の前歴を恩給年数に加算の請願（三件）（第八二二、一六〇九、一六八号）	同	昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給については、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十四号）の規定により、昭和二十三年七月一日以後給与事由の生じた恩給と区別して、二十八年一月分以降その年額を増額改定することになつたので、請願の趣旨は達せられるものと考える。	同（二十九件）（第二三五、二〇四二、二〇九五、二一五、二一八二、二一九一、二二五五、二二八二、二三〇四、二三〇五、二三〇六、二三三六、二三八六、二四一〇、二四三〇、二四三一、二四四一、二四五三、二五〇二、二五九五、二六〇三、二八五四、二九一三、二九七八、三〇五九、三〇九九、三一二四号）
軍人恩給復活に関する請願（五十件）（第一二六〇、七四三、八五三、八六八、一一九四、一一九五、一三九八、一	同	学校看護婦は、養護訓導と異なり、又現在の養護婦は、一般の教諭又は養護教諭と異なり、判任官以上の官吏又は同官以上の待遇を受ける待遇官吏でもないのであり、これに相当する職にある者でもない者の中で、特に学校看護婦及び養護婦に限つて、その在職期間を恩給年数に算入するように恩給法を改正することは困難である。	元軍人軍属の恩給復活に関する請願（九件）（第二四八九、一四一五、一四七一、一九二二、一九三一、一九八四、二一三二一号）
		国家財政の現状その他諸般の事情において許される範囲内において、恩給法特例審議会の建議の趣旨を尊重して恩給を給するのが適当であると考えられるので、できる限り速やかに、その善後措置を講ずる必要があるものと考える。	同
			右に同じ。
			元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願（十件）（第一七三、一七三二、二〇九四、二〇九九、二四〇〇、二四一三、二四三九、二四四〇、二四四五、二四四八号）
			同
			右に同じ。
			軍人遺家族の恩給復活に関する請願（七件）（第二四七六、一二六四、一七六一、一八〇、二一七九、二二六九、二四九〇号）
			同
			右に同じ。
			軍人遺家族等の恩給復活に関する請願（八十件）（第一七九八、一二一一、一二六一、一三〇三、一三一一、一四七八、一四九三、一五二一、一五七三、一五八三、一五九二、一六一五、一六三一、一六六七、一六八〇、一六八六、一六八八、一七〇一、一七一一、一七五七、一八〇三、一八一一、一九一八、一
			右に同じ。

軍人遺族扶助料復活に関する請願（四件）（第一二六二、一六三三、一六三四号）	同	右に同じ。
軍人軍属遺族扶助料復活に関する請願（第一四七七号）	同	右に同じ。
傷い恩給増額に関する請願（第二六九六号）	同	国家財政の現状その他諸般の事情のもとにおいて許される範囲内で、一般旧軍人軍属及びその遺族との均衡を考慮し、恩給法特例審議会の趣旨を尊重し、できるだけ速やかに改定増額の必要があると考える。
元傷い、軍人の恩給復活に関する請願（第二三九七号）	同	国家財政の現状並びに恩給制度の沿革的経緯及び戦没者遺族の恩給との均衡等諸般の事情にかんがみ、なお慎重に検討を加える要があるものと考える。
恩給不均衡是正に関する請願（百九十九件）（第七四四、八〇九、八一二、八二三、八二九、八三一、八四〇、八四七、八四八、八四九、八五四、八五八、八六二、八六三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八五、八八六、八八九、八九〇、八九一、八九八、九〇〇、九〇一、九〇二、九〇八、九〇九、九一〇、九一三、九一四、九一六、九一九、九二一、九二二、九二三、九二五、九二六、九二八、九二九、九三〇、九三四、九四八、九五〇、九五一、九五七、九五八、九六一、九六八、九六九、九七一、九七九、九八〇、九八一）	同	昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律の規定により、同年七月一日以後給与事由の生じた恩給と区別して、昭和二十八年一月分以降その年額を増額改定することになつた。

栃木市の地域給に関する請願（第一号）	同	昭和二十七年度において請願の趣旨は実施された。
香川県多度津町の地域給に関する請願（第四七号）	同	右に同じ。
広島県江田島町の地域給に関する請願（第五六号）	同	右に同じ。

宮城県矢本町の地域給に関する請願（第二三七号）	同	右に同じ。
愛知県吉田町の地域給に関する請願（第三三八号）	同	右に同じ。
愛知県南陽町の地域給に関する請願（第三三九号）	同	右に同じ。
愛知県甚目寺町の地域給に関する請願（第三四〇号）	同	右に同じ。
愛知県弥富町の地域給に関する請願（第三四一号）	同	右に同じ。
山口県伊保庄村の地域給に関する請願（第三五〇号）	同	右に同じ。
福岡県太宰府町の地域給に関する請願（第三六一号）	同	右に同じ。
群馬県伊勢崎市の地域給に関する請願（第三六二号）	同	右に同じ。
北海道砂川町の地域給に関する請願（第四一八号）	同	右に同じ。
栃木県佐野市の地域給に関する請願（第四三〇号）	同	右に同じ。
高知県野市町の地域給に関する請願（第四五六号）	同	右に同じ。
福岡県添田町の地域給に関する請願（第四八三号）	同	右に同じ。
京都府精華村の地域給に関する請願（第五一四号）	同	右に同じ。
京都府棚倉村外二箇村の地域給に関する請願（第五一五号）	同	右に同じ。
京都府栗田村の地域給に関する請願（第五一六号）	同	右に同じ。
京都府加茂町の地域給に関する請願（第五一七号）	同	右に同じ。
北海道留辺蘂町の地域給に関する請願（第五四四号）	同	右に同じ。
大分県三重町の地域給に関する請願（第五九四号）	同	右に同じ。
岐阜県大八賀村の地域給に関する請願（第五九九号）	同	右に同じ。
山口県徳山市の地域給に関する請願（第六七〇号）	同	右に同じ。
埼玉県蕨町の地域給に関する請願（第六七七号）	同	右に同じ。
北海道松前町の地域給に関する請願（第二九一七号）	同	右に同じ。
埼玉県大宮市の地域給に関する請願（第八八一号）	同	右に同じ。

鳥取県岩生温泉地区の地域給に関する請願（第九〇四号）	同	右に同じ。
千葉県津田沼町の地域給に関する請願（第一一五三号）	同	右に同じ。
宮崎県高岡町の地域給に関する請願（第一一七五号）	同	右に同じ。
静岡県相良町の地域給に関する請願（第一一八二号）	同	右に同じ。
福岡県福島町の地域給に関する請願（二件）（第一二一四、一八四三号）	同	右に同じ。
三重県名張町の地域給に関する請願（第一二七一号）	同	右に同じ。
静岡県御殿場町の地域給に関する請願（第一二七六号）	同	右に同じ。
京都府向日町の地域給に関する請願（第一二七九号）	同	右に同じ。
静岡県玉穂村の地域給に関する請願（第一二九二号）	同	右に同じ。
静岡県富士岡村の地域給に関する請願（第一二九三号）	同	右に同じ。
茨城県那珂湊町の地域給に関する請願（二件）（第一三八五、一一〇四号）	同	右に同じ。
岡山県落合町の地域給に関する請願（二件）（第一四四五、一四八七号）	同	右に同じ。
長野県岩村田町の地域給に関する請願（第一四五六号）	同	右に同じ。
岡山県藤田村の地域給に関する請願（第一四七〇号）	同	右に同じ。
栃木県大田原町の地域給に関する請願（第一四九四号）	同	右に同じ。
茨城県取手町の地域給に関する請願（第一五三一号）	同	右に同じ。
岐阜県笠松町の地域給に関する請願（第一五六五号）	同	右に同じ。
熊本県大津町の地域給に関する請願（第一七三三号）	同	右に同じ。
東京都青梅市の地域給に関する請願（二件）（第一七六二、二三三一号）	同	右に同じ。
愛媛県西条市の地域給に関する請願（第一七七三号）	同	右に同じ。
福井県三国町の地域給に関する請願（二件）（第一八二〇、一八二四号）	同	右に同じ。

神奈川県横須賀市の地域給に関する請願（第一八二三号）	同	右に同じ。
福岡県太宰府町の地域給に関する請願（二件）（第一八四五、二四八三号）	同	右に同じ。
北海道美幌町の地域給に関する請願（二件）（第一八六四、二六五五号）	同	右に同じ。
福岡県和白村の地域給に関する請願（第一八六六号）	同	右に同じ。
岐阜県揖斐町の地域給に関する請願（第一八六七号）	同	右に同じ。
愛知県刈谷市の地域給に関する請願（第二〇三〇号）	同	右に同じ。
福井県小浜市の地域給に関する請願（第二〇六二号）	同	右に同じ。
神奈川県初声村の地域給に関する請願（第二二七二号）	同	右に同じ。
千葉県鶴舞町の地域給に関する請願（第二二七九号）	同	右に同じ。
三重県鈴鹿市の地域給に関する請願（第二三一〇号）	同	右に同じ。
宮城県白石町の地域給に関する請願（二件）（第二三三二、二七七七号）	同	右に同じ。
京都府福知山市の地域給に関する請願（第二三四一号）	同	右に同じ。
愛媛県川之江町の地域給に関する請願（第二三五九号）	同	右に同じ。
福岡県国立赤坂療養所在地の地域給に関する請願（第二四三二号）	同	右に同じ。
埼玉県与野町の地域給に関する請願（第二四二四号）	同	右に同じ。
広島県寺西町の地域給に関する請願（第二四五二号）	同	右に同じ。
鹿児島県阿久根市の地域給に関する請願（第二四五七号）	同	右に同じ。
岐阜県高須町の地域給に関する請願（三件）（第二四五八、二四六一、二四九三号）	同	右に同じ。
東京都福生町の地域給に関する請願（第二五〇五号）	同	右に同じ。
長崎県諫早市の地域給に関する請願（二件）（第二五一〇、二五四四号）	同	右に同じ。
新潟県巻町の地域給に関する請願（第二五一六号）	同	右に同じ。
新潟県吉田町の地域給に関する請願（第二五一七号）	同	右に同じ。
新潟県内野町の地域給に関する請願（第二五一八号）	同	右に同じ。
秋田県大曲町の地域給に関する請願（第二五一九号）	同	右に同じ。
京都府園部町外三箇町村の地域給に関する請願（第二五二〇号）	同	右に同じ。
岡山県金光町の地域給に関する請願（二件）（第二五四一、二七七八号）	同	右に同じ。
秋田県花輪町外一箇町の地域給に関する請願（第二五四二号）	同	右に同じ。
佐賀県有田、東有田両町の地域給に関する請願（二件）（第二五四三、二七六三号）	同	右に同じ。
愛媛県吉田町の地域給に関する請願（第二五六六号）	同	右に同じ。
愛媛県松柏村の地域給に関する請願（第二五六七号）	同	右に同じ。
鹿児島市の地域給に関する請願（第二五六九号）	同	右に同じ。
鹿児島県伊集院町の地域給に関する請願（第二五七一号）	同	右に同じ。
鹿児島県加世田町の地域給に関する請願（第二五七二号）	同	右に同じ。
鹿児島県岩川町の地域給に関する請願（第二五七三号）	同	右に同じ。
鹿児島県末吉町の地域給に関する請願（第二五七四号）	同	右に同じ。
京都府田原村の地域給に関する請願（二件）（第二五九七、二七七四号）	同	右に同じ。
岐阜県高田町の地域給に関する請願（三件）（第二六二〇、二六八三、二七一二号）	同	右に同じ。
岐阜県遠山村の地域給に関する請願（第二六二一号）	同	右に同じ。
福岡県大川町の地域給に関する請願（二件）（第二六二四、二四八二号）	同	右に同じ。
福岡県岡垣村の地域給に関する請願（二件）（第二六二六、二四八四号）	同	右に同じ。
三重県浜島町の地域給に関する請願（第二六二七号）	同	右に同じ。

秋田県大館市の地域給に関する請願（第二六二八号）	同	右に同じ。
宮城県大河原町の地域給に関する請願（第二六二九号）	同	右に同じ。
青森県大鰐町の地域給に関する請願（第二六三〇号）	同	右に同じ。
岡山県矢掛町の地域給に関する請願（第二六三九号）	同	右に同じ。
京都府綾部市の地域給に関する請願（第二六四七号）	同	右に同じ。
京都府豊里村の地域給に関する請願（第二六四九号）	同	右に同じ。
京都府大山崎村の地域給に関する請願（第二六五〇号）	同	右に同じ。
石川県橋立村の地域給に関する請願（第二六五一号）	同	右に同じ。
山梨県石和町の地域給に関する請願（第二六五九号）	同	右に同じ。
山梨県韮崎町の地域給に関する請願（第二六六〇号）	同	右に同じ。
山梨県身延町の地域給に関する請願（第二六六一号）	同	右に同じ。
山梨県小笠原町の地域給に関する請願（第二六六二号）	同	右に同じ。
山梨県鰍沢町の地域給に関する請願（第二六六三号）	同	右に同じ。
山梨県加納岩町の地域給に関する請願（第二六六四号）	同	右に同じ。
山梨県日下部町の地域給に関する請願（第二六六五号）	同	右に同じ。
熊本市の地域給に関する請願（第二六七七号）	同	右に同じ。
熊本県荒尾市の地域給に関する請願（二件）（第二六七八、二七〇八号）	同	右に同じ。
京都府佐賀村の地域給に関する請願（第二六七九号）	同	右に同じ。
神奈川県葉山町の地域給に関する請願（第二六八〇号）	同	右に同じ。
青森県鰺ヶ沢町の地域給に関する請願（第二七〇七号）	同	右に同じ。
岐阜県釜戸村の地域給に関する請願（第二七一七号）	同	右に同じ。
静岡県磐田市の地域給に関する請願（第二七五一号）	同	右に同じ。
静岡県高根村外五箇村の地域給に関する請願（第二七五二号）	同	右に同じ。

島根県広瀬町の地域給に関する請願（第二七六四号）	同	右に同じ。
島根県安来町の地域給に関する請願（第二七七六号）	同	右に同じ。
岡山県鴨方町の地域給に関する請願（第二七七九号）	同	右に同じ。
香川県高松市の地域給に関する請願（第二七八〇号）	同	右に同じ。
三重県関町の地域給に関する請願（第二八〇九号）	同	右に同じ。
兵庫県在田村の地域給に関する請願（第二八一三号）	同	右に同じ。
兵庫県賀茂村の地域給に関する請願（第二八二〇号）	同	右に同じ。
兵庫県大和村の地域給に関する請願（第二八二一号）	同	右に同じ。
兵庫県多加野村の地域給に関する請願（第二八二二号）	同	右に同じ。
兵庫県富合村の地域給に関する請願（第二八二三号）	同	右に同じ。
兵庫県芳田村の地域給に関する請願（第二八二四号）	同	右に同じ。
茨城県江戸崎町の地域給に関する請願（第二八三六号）	同	右に同じ。
長野県臼田町の地域給に関する請願（第二八三九号）	同	右に同じ。
長野県野沢、中込両町の地域給に関する請願（第二八四〇号）	同	右に同じ。
三重県鈴鹿市の地域給に関する請願（第二八四一号）	同	右に同じ。
福岡県黒木町の地域給に関する請願（第二八四二号）	同	右に同じ。
茨城県磯浜、大貫両町の地域給に関する請願（第二八九〇号）	同	右に同じ。
三重県御薗村の地域給に関する請願（第二八九二号）	同	右に同じ。
三重県四郷村の地域給に関する請願（第二八九三号）	同	右に同じ。
埼玉県三尻村の地域給に関する請願（第二八九七号）	同	右に同じ。
三重県二見町の地域給に関する請願（第二八九四号）	同	右に同じ。
北海道恵庭町の地域給に関する請願（第二九八四号）	同	右に同じ。
岐阜県久々野村の地域給に関する請願（第二九一八号）	同	右に同じ。

北海道七飯村の地域給に関する請願（第二九一六号）	同	右に同じ。
岐阜県高田町の地域給に関する請願（第二九一九号）	同	右に同じ。
広島県音戸町の地域給に関する請願（第二九二〇号）	同	右に同じ。
福岡県猪位金村の地域給に関する請願（第二九二二号）	同	右に同じ。
福岡県勾金村の地域給に関する請願（第二九二三号）	同	右に同じ。
北海道福島町の地域給に関する請願（第二九二四号）	同	右に同じ。
北海道上磯町の地域給に関する請願（第二九二五号）	同	右に同じ。
北海道亀田村の地域給に関する請願（第二九二七号）	同	右に同じ。
長野県諏訪市の地域給に関する請願（第二九三六号）	同	右に同じ。
北海道八雲町の地域給に関する請願（第二九三七号）	同	右に同じ。
茨城県岩井町の地域給に関する請願（第二九四八号）	同	右に同じ。
岡山県庄村の地域給に関する請願（第二九五一号）	同	右に同じ。
新潟県六日、塩沢両町の地域給に関する請願（第二九五四号）	同	右に同じ。
香川県池田町の地域給に関する請願（第二九五七号）	同	右に同じ。
香川県直島村の地域給に関する請願（第二九五八号）	同	右に同じ。
福岡県鎮西村の地域給に関する請願（第二九六〇号）	同	右に同じ。
宮崎県椎葉村の地域給に関する請願（第二九六二号）	同	右に同じ。
佐賀県唐津市の地域給に関する請願（第二九六三号）	同	右に同じ。
岡山県里庄町の地域給に関する請願（第二九六七号）	同	右に同じ。
岡山県六条院町の地域給に関する請願（第二九七〇号）	同	右に同じ。
岡山県倉敷市の地域給に関する請願（第二九七一号）	同	右に同じ。
岡山県大島村の地域給に関する請願（第二九七二号）	同	右に同じ。
鳥取県根雨町の地域給に関する請願（第二九八七号）	同	右に同じ。
鳥取県智頭町の地域給に関する請願（第二九八八号）	同	右に同じ。
鳥取県郡家町の地域給に関する請願（第二九八九号）	同	右に同じ。
鳥取県浜村町の地域給に関する請願（第二九九〇号）	同	右に同じ。
新潟県水原町の地域給に関する請願（第二九九一号）	同	右に同じ。
奈良県櫟本町の地域給に関する請願（第二九九九号）	同	右に同じ。
愛知県蒲郡、三谷両町の地域給に関する請願（第三〇〇一号）	同	右に同じ。
愛知県武豊町の地域給に関する請願（第三〇一五号）	同	右に同じ。
山梨県日下部、加納岩両町の地域給に関する請願（第三〇一七号）	同	右に同じ。
鳥取県倉吉町の地域給に関する請願（第三〇二一号）	同	右に同じ。
鳥取県立倉吉農業高等学校所在地の地域給に関する請願（第三〇二二号）	同	右に同じ。
愛知県起町外二箇村の地域給に関する請願（第三〇二四号）	同	右に同じ。
石川県鶴来町の地域給に関する請願（第三〇二七号）	同	右に同じ。
福岡県志賀島村の地域給に関する請願（第三〇二九号）	同	右に同じ。
高知県赤岡、岩本両町の地域給に関する請願（第三〇三〇号）	同	右に同じ。
茨城県古河市の地域給に関する請願（第三〇三三号）	同	右に同じ。
茨城県鉾田町の地域給に関する請願（第三〇三四号）	同	右に同じ。
神奈川県岡本村の地域給に関する請願（第三〇四五号）	同	右に同じ。
静岡県裾野町の地域給に関する請願（第三〇六二号）	同	右に同じ。
岡山県城見村の地域給に関する請願（第三〇六四号）	同	右に同じ。
岡山県神島外町の地域給に関する請願（第三〇六五号）	同	右に同じ。
福岡県添田町の地域給に関する請願（第三〇六六号）	同	右に同じ。
鹿児島県串木野市の地域給に関する請願（第三〇六八号）	同	右に同じ。

鹿児島県川内市の地域給に関する請願（第三〇六九号）	同	右に同じ。
鹿児島県伊作町の地域給に関する請願（第三〇七〇号）	同	右に同じ。
鹿児島県川内市の地域給に関する請願（第三〇七一号）	同	右に同じ。
鹿児島県米ノ津町の地域給に関する請願（第三〇七二号）	同	右に同じ。
鹿児島県大石町の地域給に関する請願（第三〇七四号）	同	右に同じ。
鹿児島県姶娃町の地域給に関する請願（第三〇七五号）	同	右に同じ。
鹿児島県串良町の地域給に関する請願（第三〇七六号）	同	右に同じ。
鹿児島県枕崎市の地域給に関する請願（第三〇七七号）	同	右に同じ。
鹿児島県宮之城町の地域給に関する請願（第三〇七八号）	同	右に同じ。
鹿児島県隼人町の地域給に関する請願（第三〇八〇号）	同	右に同じ。
長野県上田市の地域給に関する請願（第三〇八一号）	同	右に同じ。
岡山県黒崎町の地域給に関する請願（第三〇八三号）	同	右に同じ。
岡山県吉岡村の地域給に関する請願（第三〇八五号）	同	右に同じ。
広島県呉市の地域給に関する請願（第三〇九〇号）	同	右に同じ。
石川県美川町の地域給に関する請願（第三〇九一号）	同	右に同じ。
北海道弟子屈町の地域給に関する請願（第三〇九四号）	同	右に同じ。
香川県香西町の地域給に関する請願（第三〇九五号）	同	右に同じ。
群馬県大間々町の地域給に関する請願（第三〇九七号）	同	右に同じ。
三重県員弁町の地域給に関する請願（第三〇九八号）	同	右に同じ。
京都府舞鶴市の地域給に関する請願（第三一〇四号）	同	右に同じ。
北海道白糠町の地域給に関する請願（第三一〇六号）	同	右に同じ。
北海道釧路市の地域給に関する請願（第三一〇七号）	同	右に同じ。
埼玉県川越市の地域給に関する請願（第三一〇九号）	同	右に同じ。
岐阜県赤坂町の地域給に関する請願（第三一一号）	同	右に同じ。

石川県小松市の地域給に関する請願（第三一一二号）	同	右に同じ。
兵庫県佐治町の地域給に関する請願（第三一一三号）	同	右に同じ。
北海道江別町の地域給に関する請願（第三一一七号）	同	右に同じ。
香川県観音寺町の地域給に関する請願（第三一二五号）	同	右に同じ。
岐阜市の地域給に関する請願（第三一二八号）	同	右に同じ。
岐阜県中津川市の地域給に関する請願（第三一二九号）	同	右に同じ。
岐阜県大井、長島両町の地域給に関する請願（第三一三〇号）	同	右に同じ。
岐阜県付知町の地域給に関する請願（第三一三一号）	同	右に同じ。
岐阜県坂本村の地域給に関する請願（第三一三三号）	同	右に同じ。
岐阜県坂下町の地域給に関する請願（第三一三四号）	同	右に同じ。
岐阜県落合村の地域給に関する請願（第三一三五号）	同	右に同じ。
岐阜県広見町の地域給に関する請願（第三一三六号）	同	右に同じ。
秋田県鷹巣町の地域給に関する請願（第三一四〇号）	同	右に同じ。
兵庫県姫路市の地域給に関する請願（第三一四一号）	同	右に同じ。
北海道東瀬棚村の地域給に関する請願（第三一五二号）	同	右に同じ。
三重県二見町外二箇村の地域給に関する請願（第三一五六号）	同	右に同じ。
群馬県草津町の地域給に関する請願（第三一五八号）	同	右に同じ。
三重県津市の地域給に関する請願（第三一七〇号）	同	右に同じ。
北海道札幌市の地域給に関する請願（第三一七七号）	同	右に同じ。
石川県七尾市の地域給に関する請願（第三一七八号）	同	右に同じ。
石川県橋立町の地域給に関する請願（第三一七九号）	同	右に同じ。
石川県宇出津町の地域給に関する請願（第三一八〇号）	同	右に同じ。
茨城県谷田部町の地域給に関する請願（第三一八三号）	同	右に同じ。

岐阜県多治見市の地域給に関する請願（第三一九七号）	同	右に同じ。
石川県根上町外二箇村の地域給に関する請願（第三一九八号）	同	右に同じ。
山形県楯岡町の地域給に関する請願（第三一九九号）	同	右に同じ。
北海道琴似町の地域給に関する請願（第三二〇三号）	同	右に同じ。
青森県弘前市の地域給に関する請願（第三二〇八号）	同	右に同じ。
北海道幕別町の地域給に関する請願（第三二一八号）	同	右に同じ。
北海道一巳村の地域給に関する請願（第三二二一号）	同	右に同じ。
北海道発足村の地域給に関する請願（第三二二二号）	同	右に同じ。
岐阜県揖斐町の地域給に関する請願（第三二二四号）	同	右に同じ。
香川県琴平町の地域給に関する請願（第三二二八号）	同	右に同じ。
千葉県千倉町の地域給に関する請願（第三二三〇号）	同	右に同じ。
秋田県大曲地区の地域給に関する請願（第三二三四号）	同	右に同じ。
北海道池田町の地域給に関する請願（第三二三九号）	同	右に同じ。
北海道厚沢部村の地域給に関する請願（第三二四七号）	同	右に同じ。
北海道大野村の地域給に関する請願（第三二四八号）	同	右に同じ。
山梨県小笠原町の地域給に関する請願（第三二六九号）	同	右に同じ。
茨城県小野川村館野地区の地域給に関する請願（第三二七四号）	同	右に同じ。
熊本県玉名町の地域給に関する請願（第三二七六号）	同	右に同じ。
北海道小樽市の地域給に関する請願（第三二七七号）	同	右に同じ。
北海道落部村の地域給に関する請願（第三二七八号）	同	右に同じ。
北海道生田原村の地域給に関する請願（第三二八〇号）	同	右に同じ。
秋田県花輪町の地域給に関する請願（第三二九八号）	同	右に同じ。
鳥取県黒坂町の地域給に関する請願（第三三〇三号）	同	右に同じ。
鹿児島市外五箇市町の地域給に関する請願（第二五七〇号）	同	右に同じ。
愛知県幡豆町の地域給に関する請願（第九八四号）	同	右に同じ。
福井県敦賀市の地域給に関する請願（第一〇二七号）	同	右に同じ。
長崎県佐世保市の地域給に関する請願（第一〇五三号）	同	右に同じ。
和歌山県箕島町の地域給に関する請願（第一〇七六号）	同	右に同じ。
和歌山県勝浦町の地域給に関する請願（第一〇七七号）	同	右に同じ。
広島県上下町の地域給に関する請願（第二八三三号）	同	右に同じ。
北海道長万部町の地域給に関する請願（第二号）	同	昭和二十七年度においては請願の趣旨の一部を実施するにとどまつたが、今後とも適正化に一層努力したい。
新潟市外三十二市町村の地域給に関する請願（第四六号）	同	右に同じ。
埼玉県戸田町の地域給に関する請願（第一六一号）	同	右に同じ。
岐阜県陶町の地域給に関する請願（第一六三号）	同	右に同じ。
北海道斜里町の地域給に関する請願（第一八三号）	同	右に同じ。
北海道津別町の地域給に関する請願（第一八四号）	同	右に同じ。
北海道常呂町の地域給に関する請願（第一八五号）	同	右に同じ。
山口県内日村の地域給に関する請願（第二三八号）	同	右に同じ。
福岡県古賀町の地域給に関する請願（二件）（第二七二、四一六号）	同	右に同じ。
愛知県富田町の地域給に関する請願（第三三七号）	同	右に同じ。
愛知県平坂町の地域給に関する請願（第三四二号）	同	右に同じ。
愛知県一色町の地域給に関する請願（第三四三号）	同	右に同じ。
福岡県築上郡の地域給に関する請願（第三六〇号）	同	右に同じ。
愛知県刈谷市の地域給に関する請願（第三六七号）	同	右に同じ。
長崎県南松浦郡の地域給に関する請願（第四一七号）	同	右に同じ。
福岡県京都郡の地域給に関する請願（第四三七号）	同	右に同じ。

京都府周山町の地域給に関する請願（二件）（第五一三、六七八号）	同	右に同じ。
和歌山県勝浦町の地域給に関する請願（第五六〇号）	同	右に同じ。
千葉県姉崎町の地域給に関する請願（第五八〇号）	同	右に同じ。
大分県四日市町の地域給に関する請願（第五九五号）	同	右に同じ。
滋賀県八日市町地区の地域給に関する請願（第六六一号）	同	右に同じ。
室蘭市の地域給に関する請願（第六六七号）	同	右に同じ。
神奈川県吉浜町の地域給に関する請願（第三〇三六号）	同	右に同じ。
北海道安平村の地域給に関する請願（第三二〇六号）	同	右に同じ。
京都府淀町、御牧村の地域給に関する請願（二件）（第八八二、一三六一号）	同	右に同じ。
香川県長尾町の地域給に関する請願（二件）（第九七一、一〇八九号）	同	右に同じ。
宮城県山下村合戦原の地域給に関する請願（二件）（第一〇二八、一〇五四号）	同	右に同じ。
香川県仏生山町の地域給に関する請願（第一〇九〇号）	同	右に同じ。
宮崎県の地域給に関する請願（二件）（第一一七三、二二七七号）	同	右に同じ。
宮崎県高原町の地域給に関する請願（第一一七七号）	同	右に同じ。
宮城県延岡市の地域給に関する請願（第一一七四号）	同	右に同じ。
静岡県島田、磐田両市の地域給に関する請願（第一一八三号）	同	右に同じ。
国立療養所古里保養園所在地の地域給に関する請願（第一三六八号）	同	右に同じ。
岐阜県陶町の地域給に関する請願（第一三七四号）	同	右に同じ。
岡山県成羽町の地域給に関する請願（第一四四六号）	同	右に同じ。
岡山県八浜町の地域給に関する請願（第一四五五号）	同	右に同じ。
岡山県久世町の地域給に関する請願（二件）（第一四六九、一四九五号）	同	右に同じ。

秋田県の地域給に関する請願（第一五二三号）	同	右に同じ。
茨城県境町等の地域給に関する請願（二件）（第一六三七、一七七二号）	同	右に同じ。
福井県の地域給に関する請願（第一六八九号）	同	右に同じ。
福岡県古賀町の地域給に関する請願（第一八四四号）	同	右に同じ。
福岡県志賀島村の地域給に関する請願（第一八四六号）	同	右に同じ。
北海道富良野町の地域給に関する請願（第一八四七号）	同	右に同じ。
高知県の地域給に関する請願（第一九二二号）	同	右に同じ。
高知市の地域給に関する請願（第一九二四号）	同	右に同じ。
高知県日章村の地域給に関する請願（第二〇〇二号）	同	右に同じ。
千葉県館山市の地域給に関する請願（第二〇二八号）	同	右に同じ。
千葉県木更津市の地域給に関する請願（第二〇二九号）	同	右に同じ。
北海道永山村の地域給に関する請願（第二〇三一号）	同	右に同じ。
宮崎県日の影町の地域給に関する請願（第二〇二〇号）	同	右に同じ。
熊本県城山村の地域給に関する請願（第二二四三号）	同	右に同じ。
熊本県広畑村の地域給に関する請願（第二二四四号）	同	右に同じ。
熊本県小山戸島村の地域給に関する請願（第二二四五号）	同	右に同じ。
熊本県高橋村の地域給に関する請願（第二二四六号）	同	右に同じ。
熊本県八分字村の地域給に関する請願（第二二四七号）	同	右に同じ。
熊本県田迎村の地域給に関する請願（第二二四八号）	同	右に同じ。
熊本県御幸村の地域給に関する請願（第二二四九号）	同	右に同じ。
熊本県池上村の地域給に関する請願（第二二五〇号）	同	右に同じ。
熊本県西里村の地域給に関する請願（第二二五一号）	同	右に同じ。
熊本県龍田村の地域給に関する請願（第二二五二号）	同	右に同じ。

熊本県川上村の地域給に関する請願（第二一五三号）	同	右に同じ。
熊本県供合村の地域給に関する請願（第二一五四号）	同	右に同じ。
宮崎県日向市の地域給に関する請願（第二一五六号）	同	右に同じ。
宮崎県南郷町の地域給に関する請願（第二二七八号）	同	右に同じ。
宮崎県福島町の地域給に関する請願（第二三七〇号）	同	右に同じ。
岡山県本荘町の地域給に関する請願（第二三八二号）	同	右に同じ。
岡山県寄島町の地域給に関する請願（第二四二五号）	同	右に同じ。
京都府宇治市の地域給に関する請願（第二四三二号）	同	右に同じ。
福岡県神湊町の地域給に関する請願（第二四三三号）	同	右に同じ。
大分県杵築町の地域給に関する請願（三件）（第二四九二、二六二三、二六七三号）	同	右に同じ。
岐阜県大八賀村の地域給に関する請願（第二五六八号）	同	右に同じ。
福岡市下月隈町外五箇町の地域給に関する請願（第二六二五号）	同	右に同じ。
京都府田辺町の地域給に関する請願（第二六四〇号）	同	右に同じ。
京都府長岡町の地域給に関する請願（第二六四八号）	同	右に同じ。
北海道津別町の地域給に関する請願（第二六五三号）	同	右に同じ。
北海道斜里町の地域給に関する請願（第二六五四号）	同	右に同じ。
北海道置戸町の地域給に関する請願（第二六五六号）	同	右に同じ。
北海道紋別町の地域給に関する請願（第二六五七号）	同	右に同じ。
北海道遠軽町の地域給に関する請願（第二六五八号）	同	右に同じ。
群馬県太田市の地域給に関する請願（第二六六九号）	同	右に同じ。
岐阜県神戸町の地域給に関する請願（五件）（第二六八一、二六八四、二七一三、二七一八、一七一九号）	同	右に同じ。
熊本県水俣市の地域給に関する請願（第二六八二号）	同	右に同じ。

青森県三本木町の地域給に関する請願（第二七〇六号）	同	右に同じ。
京都府下六人部村の地域給に関する請願（第二七二五号）	同	右に同じ。
愛知県高浜町の地域給に関する請願（第二七七三号）	同	右に同じ。
長崎県瀬戸町の地域給に関する請願（第二七八一号）	同	右に同じ。
北海道東旭川村の地域給に関する請願（第二八三七号）	同	右に同じ。
北海道広島村の地域給に関する請願（第二八三八号）	同	右に同じ。
宮崎県真幸町の地域給に関する請願（第二八四四号）	同	右に同じ。
福岡県宗像郡の地域給に関する請願（第二八九一号）	同	右に同じ。
北海道森町の地域給に関する請願（第二九一五号）	同	右に同じ。
北海道木古内町の地域給に関する請願（第二九二六号）	同	右に同じ。
福井県粟野村の地域給に関する請願（第二九二一号）	同	右に同じ。
北海道銭亀沢村の地域給に関する請願（第二九二八号）	同	右に同じ。
山梨県玉幡村西八幡の地域給に関する請願（第二九四九号）	同	右に同じ。
岡山県伊里町の地域給に関する請願（第二九五〇号）	同	右に同じ。
新潟県内主要市町村の地域給に関する請願（第二九五三号）	同	右に同じ。
北海道白老村の地域給に関する請願（第二九五六号）	同	右に同じ。
岡山県玉島市の地域給に関する請願（第二九六五号）	同	右に同じ。
岡山県玉野市の地域給に関する請願（第二九六六号）	同	右に同じ。
岡山県江見町の地域給に関する請願（第二九六八号）	同	右に同じ。
岡山県金川町の地域給に関する請願（第二九六九号）	同	右に同じ。
一般職職員の地域給に関する請願（第二九七三号）	同	右に同じ。
岡山県平津村の地域給に関する請願（第二九七五号）	同	右に同じ。
岡山県横井村の地域給に関する請願（第二九七六号）	同	右に同じ。

岡山県一宮村の地域給に関する請願（第二九七七号）	同	右に同じ。
鳥取県赤崎町の地域給に関する請願（第二九八六号）	同	右に同じ。
長崎県瀬戸町の地域給に関する請願（第二九九二号）	同	右に同じ。
新潟県内主要市町村の地域給に関する請願（第三〇〇〇号）	同	右に同じ。
岡山県西阿知町の地域給に関する請願（第三〇〇二号）	同	右に同じ。
長崎県壱岐郡の地域給に関する請願（第三〇〇三号）	同	右に同じ。
長崎県平町外二箇町村の地域給に関する請願（第三〇〇四号）	同	右に同じ。
北海道浦河町の地域給に関する請願（第三〇一二号）	同	右に同じ。
北海道新冠村の地域給に関する請願（第三〇一三号）	同	右に同じ。
北海道幌泉村の地域給に関する請願（第三〇一四号）	同	右に同じ。
福岡県糸島郡の地域給に関する請願（第三〇一六号）	同	右に同じ。
千葉県鎌ヶ谷村の地域給に関する請願（第三〇二〇号）	同	右に同じ。
福岡県水城村の地域給に関する請願（第三〇二五号）	同	右に同じ。
福岡県安徳村の地域給に関する請願（第三〇二六号）	同	右に同じ。
北海道三石町の地域給に関する請願（第三〇二八号）	同	右に同じ。
京都府井手町の地域給に関する請願（第三〇三二号）	同	右に同じ。
千葉県佐原市の地域給に関する請願（第三〇三五号）	同	右に同じ。
神奈川県真鶴町の地域給に関する請願（第三〇三七号）	同	右に同じ。
山形県赤湯町の地域給に関する請願（第三〇四七号）	同	右に同じ。
福岡県筑上郡の地域給に関する請願（第三〇四八号）	同	右に同じ。
北海道栗山町の地域給に関する請願（第三〇五二号）	同	右に同じ。
北海道余市町の地域給に関する請願（第三〇五三号）	同	右に同じ。
鹿児島県の地域給に関する請願（第三〇六七号）	同	右に同じ。
鹿児島県財部町の地域給に関する請願（第三〇七三号）	同	右に同じ。
岡山県西大寺町の地域給に関する請願（第三〇八二号）	同	右に同じ。
岡山県富田村の地域給に関する請願（第三〇八四号）	同	右に同じ。
静岡県吉原市等の地域給に関する請願（第三一一〇号）	同	右に同じ。
北海道網走支庁管内の地域給に関する請願（第三一一六号）	同	右に同じ。
北海道岩内町の地域給に関する請願（第三一一八号）	同	右に同じ。
北海道訓子府町の地域給に関する請願（第三一一九号）	同	右に同じ。
北海道雄武町の地域給に関する請願（第三一二〇号）	同	右に同じ。
北海道興部町の地域給に関する請願（第三一二一号）	同	右に同じ。
北海道様似町の地域給に関する請願（第三一二六号）	同	右に同じ。
岐阜県鏡島村の地域給に関する請願（第三一二七号）	同	右に同じ。
千葉県銚子市の地域給に関する請願（第三一四八号）	同	右に同じ。
埼玉県熊谷駐留軍労務者勤務地域の地域給に関する請願（第三一四九号）	同	右に同じ。
北海道旭川市の地域給に関する請願（第三一五三号）	同	右に同じ。
北海道東神楽村の地域給に関する請願（第三一五四号）	同	右に同じ。
北海道当麻村の地域給に関する請願（第三一五五号）	同	右に同じ。
静岡県美和村の地域給に関する請願（第三一五九号）	同	右に同じ。
京都府木津町の地域給に関する請願（第三一六三号）	同	右に同じ。
北海道鷹栖村の地域給に関する請願（第三一七三号）	同	右に同じ。
北海道塩谷村の地域給に関する請願（第三一七四号）	同	右に同じ。
北海道函館市の地域給に関する請願（第三一七五号）	同	右に同じ。
北海道由仁町の地域給に関する請願（第三一七六号）	同	右に同じ。
長崎県対島全島の地域給に関する請願（第三一八四号）	同	右に同じ。

新潟県長岡市の地域給に関する請願（第三一九五号）	同	右に同じ。
岐阜県国府村の地域給に関する請願（第三一九六号）	同	右に同じ。
北海道美唄市の地域給に関する請願（第三二〇二号）	同	右に同じ。
北海道増毛町の地域給に関する請願（第三二〇四号）	同	右に同じ。
北海道夕張市の地域給に関する請願（第三二〇九号）	同	右に同じ。
北海道士別町の地域給に関する請願（第三二一〇号）	同	右に同じ。
北海道深川町の地域給に関する請願（第三二一一号）	同	右に同じ。
北海道女満別町の地域給に関する請願（第三二一三号）	同	右に同じ。
北海道手稲町の地域給に関する請願（第三二一四号）	同	右に同じ。
北海道美瑛町の地域給に関する請願（第三二一五号）	同	右に同じ。
北海道岩宇町の地域給に関する請願（第三二一六号）	同	右に同じ。
北海道広尾町の地域給に関する請願（第三二一七号）	同	右に同じ。
北海道大正村の地域給に関する請願（第三二一九号）	同	右に同じ。
岐阜県関ケ原町の地域給に関する請願（第三二二五号）	同	右に同じ。
岐阜県墨俣町の地域給に関する請願（第三二二六号）	同	右に同じ。
岐阜県垂井町の地域給に関する請願（第三二二七号）	同	右に同じ。
神奈川県愛川町の地域給に関する請願（第三二二九号）	同	右に同じ。
岡山県備前町の地域給に関する請願（第三二三一号）	同	右に同じ。
岡山県吉永町の地域給に関する請願（第三二三二号）	同	右に同じ。
宮城県塩釜市の地域給に関する請願（第三二三三号）	同	右に同じ。
北海道滝川町の地域給に関する請願（第三二三六号）	同	右に同じ。
北海道新得町の地域給に関する請願（第三二三七号）	同	右に同じ。
北海道三笠町の地域給に関する請願（第三二三八号）	同	右に同じ。

北海道本別町の地域給に関する請願（第三二四〇号）	同	右に同じ。
北海道神楽村の地域給に関する請願（第三二四一号）	同	右に同じ。
長野県の地域給に関する請願（第三二五七号）	同	右に同じ。
北海道室蘭市の地域給に関する請願（第三二五八号）	同	右に同じ。
岡山県吉備町の地域給に関する請願（第三二五九号）	同	右に同じ。
広島県能美島の地域給に関する請願（第三二六八号）	同	右に同じ。
山梨県中野村の地域給に関する請願（第三二七〇号）	同	右に同じ。
北海道美国町の地域給に関する請願（第三二七一号）	同	右に同じ。
北海道古平町の地域給に関する請願（第三二七二号）	同	右に同じ。
北海道幌加内村の地域給に関する請願（第三二七三号）	同	右に同じ。
北海道東川村の地域給に関する請願（第三二七九号）	同	右に同じ。
北海道音更村の地域給に関する請願（第三二八一号）	同	右に同じ。
長崎県小値賀町外二箇町村の地域給に関する請願（第三二九四号）	同	右に同じ。
兵庫県豊岡市の地域給に関する請願（第三三〇一号）	同	右に同じ。
北海道の地域給に関する請願（第三三〇四号）	同	右に同じ。
北海道名寄町の地域給に関する請願（第三三〇五号）	同	右に同じ。
北海道礼文、利尻両島の地域給に関する請願（第三三〇六号）	同	右に同じ。
和歌山県下津町の地域給に関する請願（第二八九五号）	同	右に同じ。
宮城県塩釜市の地域給に関する請願（第二八九六号）	同	右に同じ。
千葉県津田沼町外十一箇町村の地域給に関する請願（第一一五四号）	同	右に同じ。
熊本県小島町の地域給に関する請願（第二二四二号）	同	右に同じ。
香川県善通寺町の地域給に関する請願（第二四六〇号）	同	右に同じ。

愛知県高蔵寺町の地域給に関する請願（第五五号）	同	
千葉県片見町の地域給に関する請願（第一四七号）	同	
大分県国東町の地域給に関する請願（二件）（第一六二、五九六号）	同	
福岡県柳川町の地域給に関する請願（第一七四号）	同	
福岡県千束村の地域給に関する請願（第一七五号）	同	
長崎県対馬巌原町の地域給に関する請願（第二四七号）	同	
長崎県小佐々町の地域給に関する請願（二件）（第三三六、六八九号）	同	
愛知県大治村の地域給に関する請願（第三四四号）	同	
広島県大柿町の地域給に関する請願（第三七六号）	同	
奈良県五条町の地域給に関する請願（第五四三号）	同	
千葉県成田町の地域給に関する請願（第五七九号）	同	
鳥取県末恒村の地域給に関する請願（第五八一号）	同	
富山県南山田村信末地区の地域給に関する請願（第七〇〇号）	同	
京都府城陽町、佐山村の地域給に関する請願（第二九五二号）	同	
山梨県岡部村の地域給に関する請願（第九二七号）	同	
宮崎県高千穂町の地域給に関する請願（第一一七六号）	同	
愛知県旭町の地域給に関する請願（第一二四二号）	同	
山口県宇部市等の地域給に関する請願（第一二四三号）	同	
国立療養所玉浦病院所在地の地域給に関する請願（第一三〇八号）	同	
兵庫県三輪町の地域給に関する請願（第一三四七号）	同	
国立療養所北陸荘所在地の地域給に関する請願（第一三六九号）	同	

昭和二十七年度においては、請願の趣旨を実現し得なかつたが、適正化については今後とも努力したい。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	
右に同じ。	

山口県船木町の地域給に関する請願（第一七〇三号）	同	右に同じ。
北海道平取村の地域給に関する請願（第一八六五号）	同	右に同じ。
神奈川県南下浦町の地域給に関する請願（第二二七三号）	同	右に同じ。
福岡県新宮村の地域給に関する請願（第二七〇五号）	同	右に同じ。
神奈川県小田原市の地域給に関する請願（第二七三一号）	同	右に同じ。
福岡県新宮村の地域給に関する請願（第二八四三号）	同	右に同じ。
徳島県小松島市の地域給に関する請願（第二九五九号）	同	右に同じ。
宮崎県小林市の地域給に関する請願（第二九六一号）	同	右に同じ。
長崎県川棚町の地域給に関する請願（第三〇一八号）	同	右に同じ。
宮崎県日南市の地域給に関する請願（第三〇二三号）	同	右に同じ。
京都府佐濃村の地域給に関する請願（第三〇三一号）	同	右に同じ。
神奈川県豊川村の地域給に関する請願（第三〇三八号）	同	右に同じ。
神奈川県下中村の地域給に関する請願（第三〇三九号）	同	右に同じ。
神奈川県岩村の地域給に関する請願（第三〇四〇号）	同	右に同じ。
神奈川県下曾我村の地域給に関する請願（第三〇四一号）	同	右に同じ。
神奈川県上府中村の地域給に関する請願（第三〇四二号）	同	右に同じ。
神奈川県片浦村の地域給に関する請願（第三〇四三号）	同	右に同じ。
神奈川県福浦村の地域給に関する請願（第三〇四四号）	同	右に同じ。
宮城県矢本町の地域給に関する請願（第三〇四六号）	同	右に同じ。
静岡県小山町の地域給に関する請願（第三〇六三号）	同	右に同じ。
鹿児島県指宿町の地域給に関する請願（第三〇七九号）	同	右に同じ。
京都府大江町の地域給に関する請願（第三〇八六号）	同	右に同じ。
北海道帯広市の地域給に関する請願（第三〇九三号）	同	右に同じ。

北海道厚岸町の地域給に関する請願（第三一〇五号）	同	右に同じ。
北海道阿寒村の地域給に関する請願（第三一〇八号）	同	右に同じ。
鹿児島県谷山町外二箇村の地域給に関する請願（第三一一四号）	同	右に同じ。
岐阜県明知町の地域給に関する請願（第三一三二号）	同	右に同じ。
北海道北見市の地域給に関する請願（第三一五一号）	同	右に同じ。
北海道尾札部村の地域給に関する請願（第三一六二号）	同	右に同じ。
長崎県佐々町の地域給に関する請願（第三一八五号）	同	右に同じ。
北海道稚内市の地域給に関する請願（第三二〇一号）	同	右に同じ。
北海道大江村の地域給に関する請願（第三二〇五号）	同	右に同じ。
北海道門別町の地域給に関する請願（第三二一二号）	同	右に同じ。
北海道沼村の地域給に関する請願（第三二二〇号）	同	右に同じ。
北海道砂原村の地域給に関する請願（第三二二三号）	同	右に同じ。
北海道真狩村の地域給に関する請願（第三二四二号）	同	右に同じ。
北海道川西村の地域給に関する請願（第三二四三号）	同	右に同じ。
北海道神居村の地域給に関する請願（第三二四四号）	同	右に同じ。
北海道留寿都村の地域給に関する請願（第三二四五号）	同	右に同じ。
北海道茂別村の地域給に関する請願（第三二四六号）	同	右に同じ。
京都府成羽町、佐山村の地域給に関する請願（第三二六七号）	同	右に同じ。
神奈川県箱根地区の地域給に関する請願（第三二七五号）	同	右に同じ。
鹿児島県谷山町外二箇村の地域給に関する請願（第三二九七号）	同	右に同じ。
北海道網走市の地域給に関する請願（第二六五二号）	同	右に同じ。
新潟県古志郡の寒冷地手当に関する請願（第三〇八号）	同	昭和二十七年度において請願の趣旨は実施された。

京都府の寒冷地手当に関する請願（第四六五号）	同	右に同じ。
山口県徳佐村等の寒冷地手当に関する請願（第一二四四号）	同	右に同じ。
福島県湊村の寒冷地手当に関する請願（第一四一八号）	同	右に同じ。
岩手県一関市の寒冷地手当に関する請願（第一七七四号）	同	右に同じ。
岐阜県大野郡等の寒冷地手当に関する請願（第二一七三九号）	同	右に同じ。
京都府の寒冷地手当に関する請願（第二八六一号）	同	右に同じ。
岐阜県大湫村の寒冷地手当に関する請願（第三一三七号）	同	右に同じ。
岐阜県曾木村の寒冷地手当に関する請願（第三一三八号）	同	右に同じ。
岐阜県鶴里村の寒冷地手当に関する請願（第三一三九号）	同	右に同じ。
山形県楯岡町外二箇村の寒冷地手当に関する請願（第三二〇〇号）	同	右に同じ。
秋田県大曲地区の寒冷地手当に関する請願（第三二三五号）	同	右に同じ。
京都府の寒冷地手当に関する請願（第二九七四号）	同	右に同じ。
福井県芦原町等の寒冷地手当に関する請願（第一九五五号）	同	右に同じ。
岐阜県陶町の寒冷地手当に関する請願（第一六四号）	同	右に同じ。
滋賀県八日市町地区の寒冷地手当に関する請願（第六六二号）	同	右に同じ。
岐阜県遠山村の寒冷地手当に関する請願（第二六二二号）	同	右に同じ。
三重県伊賀地区の寒冷地手当に関する請願（第二七七五号）	同	右に同じ。
三重県鈴鹿地区の寒冷地手当に関する請願（第三〇九六号）	同	右に同じ。
北海道公務員の石炭手当追加支給に関する請願（第六〇九号）	同	右に同じ。
石炭手当に関する請願（第二五五五号）	同	右に同じ。
石炭手当および寒冷地手当引上げに関する請願（第二四一六号）	同	昭和二十七年度においては請願の趣旨の一部を実施するにとどまったが、適正化については、今後とも努力したい。
		昭和二十七年度においては、請願の趣旨にそうことができなかったが、適正化については、今後とも努力したい。
		右に同じ。
		右に同じ。
		右に同じ。
		昭和二十七年度においては、トン当り六千百円に引上げて支給し、更に実情に応じて改訂を加え六千四百円として支給した。
		右に同じ。
		昭和二十七年度においては、トン当り六千百円に引上げて支給し、更に実情に応じて改訂を加え、六千四百円として支給したが、寒冷地手当支給割合は、現行以上に引き上げる考えはない。

国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給に関する法律中一部改正の請願（第一一二〇号）	同	寒冷地手当および石炭手当に対して所得税を免除することは考えていない。
公務員に対する石炭手当増額等の請願（第三一〇三号）	同	寒冷地手当および石炭手当に対して所得税を免除することは考えていない。なお、石炭手当は昭和二十七年度はトン当り六千四百円を支給した。
公務員の給与改訂等に関する請願（第一五六四号）	同	昭和二十七年度においては、二十七年十一月以降職員の給与を二割程度引上げたほか、六月、十二月において期末手当として各〇・五月分を、十二月においても勤勉手当として〇・五月分を支給した。
元軍人等の恩給復活に関する請願（十件）（第一八二六、二〇二三、二〇二六、二〇五四、二一一五七、二一七五、二四四三八、二四四四、二九〇二、二九〇三号）	同	昭和二十七年度においては、二十七年十一月以降職員の給与を二割程度引上げたほか、六月、十二月において期末手当として各〇・五月分を支給した。昭和二十八年四月から恩給を給することになつた。
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願（三十四件）（第一五三六、一六八七、一六九七、一八七〇、一八七一、一九三一、二〇五五、二〇七二、二〇九六、二一五九、二一九一、二一九四、二一九八、二二一二、二二二二、二二二四、二三〇七、二三三、二三八、四二四三六、二四五六、二四七七、二四八六、二五〇三、二五一五、二六〇二、二六一九、二六九九、二七五五、二七七一、二八五五、二八五六、二八五七号）	同	請願の時期から恩給を給することは困難であるが、昭和二十八年四月分から給することとなつた。
元軍関係公務員老齢者等の恩給復活に関する請願（第二二九三号）	同	昭和二十八年四月分から恩給を給することとなつたが、老齢者等については、できるだけ速やかに給与することとしたい。
元軍人関係者の恩給復活に関する請願（六件）（第二八三五、二七七〇、二八一二、二八五八、二八五九、二九九五号）	同	請願の時期から恩給を給することは困難であるが、昭和二十八年四月から給することになつた。
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願（三十二件）（第二二三、九二〇、一二〇七、一四二五、一四三四、一四四九、一四五九、一五三四、一五七二、一五九二、一五九六、一六三〇、一六七九、一六八五、一六八六、一八二八、一八七八、一九二九、一九九三、二〇五三、二〇六一九、二七六、二二一一、二二八一、二三〇三、二四〇一、二四一九、二四五二、二四七八、二四八八号）	同	右に同じ。

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律中一部修正の請願（第二三七四号）	同	恩給法の特例に関する件の措置に関する法律中一部修正の請願（第二三七四号） 昭和二十八年四月分からそれぞれ恩給が支給されることとなつた。
東京学生会館の予備隊接収反対に関する請願（第三三〇二号）	同	接収に着手する具体的な計画はない。
乗合自動車税軽減に関する請願（第七五一号）	同	一、標準税率を現行の五〇％とすることは甚だ困難である。 二、個々の府県によつてその受益の度を異にする自動車について制限税率を設けることは妥当でないと考える。
自動車税軽減等に関する請願（九件）（第六三、一一〇、一三九、一四五、一五六、一五七、一八〇、一九七、四三一号）	同	一、定率課税による諸税との均衡上からも非常な不合理であると考えられる。 二、営業用車と、自家用車との間に税率の差を設けることは当然であつて、必要な措置であろうと考える。
営業用トラックに対する自動車税軽減の請願（四件）（第四五、六一、六二、一五五号）	同	標準税率を現行の五〇％とすることは甚だ困難である。又各府県によつて受益の度を異にする自動車について制限税率を設けることは妥当でないと考える。なお担税力を無視した高額の税率を設けておる府県は見うけられない。
自動車税引上げ反対等に関する請願（三件）（第四二〇、四五七、四五八号）	同	一、定率課税による諸税との均衡上からも非常な不合理であると考えられる。 二、営業用車と、自家用車との間に税率の差を設けることは当然であつて、必要な措置であろうと考える。
地方財政確立に関する請願（二件）（第三七、四一九号）	同	一、平衡交付金の地方的特殊性による増額については、なお一層の研究を行つて実態にそうよう努力いたしたい。 二、地方債発行については、昭和二十六年度当初発行額は四百億円であり、その後百億円を追加し、なお年度末に八十億円の特別融資を行つた。認可の時期については、十分検討を加え趣旨にそうよう努力したいと考える。 三、地方税制度の改革については、趣旨を十分参しやくしてて善処したい。 四、給与改善については、更に研究を進めて地方財政の実態に即応せしめるよう努力したいと考える。
地方財政の危機打開に関する請願（第二六二号）	同	昭和二十六年度補正予算において地方財政平衡交付金百億円を増額し、起債に代る臨時応急の措置としては財政困窮緩和のため八十億円の特別融資を行つたのであるが、二十七年度分についても十分趣旨を参しやくして善処したいと考える。 右に同じ。
平衡交付金増額等に関する請願（第一五〇〇号）	同	今後なお一層の研究を進め実態にそうよう善処したい。
地方財政平衡交付金増額に関する請願（二件）（第三二六、三二二号）	同	

地方財政平衡交付金法中一部改正等に関する請願（第三一八六号）	同	一、定時制高等学校教育費の測定単位については、今後研究の上善処したい。 二、幼稚園費については、趣旨を参しやくして研究を進めたい。 三、児童措置費は昭和二十八年度から国庫補助とした。
地方財政平衡交付金中に幼稚園と明記する等の請願（第二八二五号）	同	右に同じ。
国庫補助金等早期交付に関する請願（第一五四〇号）	同	今後とも各省庁にはかり趣旨にそうよう努力したいと考える。なお短期融資の枠の拡大については地方財政の実態にそうよう善処したいと考える。
地方公共団体に対し国庫負担金増額に関する請願（第二八八七号）	同	右に同じ。
京都府舞鶴市の警察費測定単位に関する請願（第一八一八号）	同	人口に比し警察吏員の特に多い団体については態容補正係数の枠を設け不利にならないよう措置した。
地方議会制度改革反対に関する請願（第三八号）	同	地方自治の民主化については今後も十分に研究したい。
地方自治法改正法案に関する請願（第一九三五号）	同	地方公共団体の自主性の強化については今後も十分研究したい。
地方自治法の一部を改正する法案中一部修正に関する請願（第二二一七号）	同	議員定数に関しては従来通りに、定例会及び部局については現行法のようにそれぞれ修正議決が行われたが、地方自治の民主化については今後も十分研究したい。
地方自治法改正法案中一部修正に関する請願（第二三三三号）	同	右に同じ。
地方自治法改正反対に関する請願（二件）（第二二九一、二五三八号）	同	右に同じ。
地方自治法改正法案反対等に関する請願（第二八八二号）	同	右に同じ。なお、地方税財政制度の自主性強化については今後なお研究善処したい。
裁判所構内弁護士控室設備等に関する請願（第三二一〇七号）	法務省	予算に応じ、出来得る限り考慮したい。
昭和二十二年勅令第九号の法制化に関する請願（第一八八五号）	同	本勅令は昭和二十七年法律第百三十七号により法律としての効力を有するものとされたが、右勅令を更に整備強化し、法制化することは目下鋭意研究中である。
神奈川県川崎市に地方裁判所検察庁両支部設置の請願（第四〇六号）	同	裁判所の設置に関する権限は最高裁判所に属しているので、考慮するよう本請願の趣旨を伝達する。検察庁支部の設置については、裁判所支部の設置に応じて考慮したい。
宮城県築館簡易裁判所庁舎新築等促進に関する請願（第一九三七号）	同	請願の趣旨を最高裁判所に伝達する。
宮城県築館区検察庁舎新築等促進に関する請願（第一九三六号）	同	財政等の事情の許す限り、庁舎の建築の実現に努める。
福岡地方裁判所大牟田支部昇格に関する請願（第二〇一五号）	同	請願の趣旨に関する事項は、最高裁判所の権限に属しているので、十分考慮されたい旨伝達する。
福島県喜多方簡易裁判所に家庭裁判所設置の請願（第三二八六号）	同	右に同じ。
栃木県佐野市に簡易裁判所設置の請願（第一五九五号）	同	財政上の制約及び他地方との均衡の問題もあるので、最高裁判所とも協議し、なるべく希望に添うよう考慮したい。
大分県玖珠郡に簡易裁判所等設置の請願（第一〇七二号）	同	右に同じ。
青森県田名部町に大湊簡易裁判所移転の請願（第二六一号）	同	大湊町に、相当強い反対意見があるようであるから、十分研究の上、善処したい。
鹿児島県志布志町に岩川簡易裁判所区検察庁移転の請願（第二三三九号）	同	岩川町に、相当強い反対意見があるようであるから、十分研究の上、善処したい。
裁判所職員の給与ベース改訂に関する請願（第一二四号）	同	裁判所職員の地位、職責等にかんがみ国家財政等の事情の許す限り、今後もその待遇改善に努力したい。
戦犯者の釈放等に関する請願（七件）（第五九、五四二、六一九、六六六、八四二、八八三、一〇二五号）	同	一、戦犯受刑者の全面釈放については、今日までに米国より仮出所八五名、英国より減刑十七名、この減刑により四名が満期出所、仏国より減刑三十八名この減刑により三十五名が、満期出所、オランダより仮出所十三名の許可が得られた。なお今後も関係各国の好意ある措置に、多大の期待をもつて努力を傾注している。 二、比国及び濠州の服役者については、両国の好意ある措置によつて今員送還を見たが、ソ連地区あるいは中共地区に抑留中の同胞については、両国と正式な国交が行われていない関係上国際連合、赤十字機関等を通じこれが促進を図るよう引き続き努力する。 三、米国管理地域の太平洋諸島及びアッツ島の遺骨収容は完了したが、南方諸地域にある遺骨についても、関係国と折衝し、出来るだけ速やかに収容するよう努力する。
九州大学生体解剖戦犯者の釈放に関する請願（第五〇一号）	同	右の一に同じ。
戦犯者の特赦減刑等に関する請願（二件）（第五一一、八七〇号）	同	右に同じ。
戦犯者の仮出所に関する請願（第六五一号）	同	右に同じ。
戦犯者の減刑釈放に関する請願（第一三一九号）	同	右に同じ。

韓国人らい患者の強制退去に関する請願（第六〇〇号）	外務省	在日朝鮮人は、すべて出入国管理令の適用を受けるが、平穏に療養生活を続ける者に対しては法の運用を考慮し、又永住許可については日韓会談の妥結を俟つべきであるが、昭和二十年九月二日以前より引き続き居住する者については、なるべく希望にそいたい。
戦犯服役者の内地送還および留守家族の援助に関する請願（第一四〇〇号）	同	フイリッピン及びマヌス島に服役中の戦犯者の速かな内地送還方については、比、濠両国政府に対し、その好意的取計らいを要請してきたが、未だ実現を見るに至らない。この上とも実現するよう最善をつくす所存である。なお、戦犯者留守家族の援護についても最善をつくしたい。
ソ連、中共地区その他戦犯者減刑等に関する請願（第一六六二号）	同	ソ連地区及び中共地区における被抑留同胞すべての速かな内地送還方及び詳細な情報提供方については諸外国政府、国際連合、国際赤十字機関等の援助を得て、強く要求してきたが、未だ実現をみない。政府としてはこの上ともあらゆる手段をつくして努力したい。なお、南方戦犯者については、まずその内地送還を関係国に申入れ、その速かな実現について最善をつくしたい。
在外同胞引揚促進等に関する請願（第一六〇一号）	同	ソ連地区及び中共地区における被抑留同胞すべての速かな内地送還方及び詳細な情報提供方については、諸外国政府、国際連合、国際赤十字機関等の援助を得て、強く要求してきたが未だ実現を見ない。政府としては、この上ともあらゆる手段をつくして努力したい。
同（第一六二七号）	同	右に同じ。
同（第一七八一号）	同	右に同じ。
日米行政協定第十二条の駐留軍関係調達に関する請願（第一六三六号）	同	一、在日米国軍は行政協定により日本国内において直接物資の調達を行う権利を原則として認められており、その調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼす虞があるものについては日本国の権限のある当局との調整の下に又望ましいときは日本国の権限のある当局を通じ又はその援助を得て調達することになつている。 二、政府としては米国軍の調達が日本の経済に不利の影響を与えることのないよう万全の措置を執るべく、合同委員会の下に補助機関として設けられた調達調整委員会に補助等について目下慎重協議中である。
講和会議協力国代表を貴賓として招請するの請願（第一五九八号）	同	講和会議協力国代表に対しわが国の感謝の意を表することは、従来とも適当の機会においてしばしば行われているが、あらためて貴賓として招へいすることは現在のところ、経済的理由その他から実現は困難であり、個々訪日の機会ある場合には、感謝の意を表明する方法をとり、親善協力関係を促進したい。
インドネシア共和国における生存者送還および戦没者供養に関する請願（第二一五〇号）	同	インドネシアにおいて戦没した同胞の遺骨遺品を内地に還送または現地に埋葬することについては、現地出先機関をして種々実情調査に当らしめてきたが、今般現地より到着した報告によれば、インドネシア国内の治安状況あるいは対日感情等微妙なものがあり、今直ちに公に調査又は転埋等を実施するのは不適当と考えられるので、今後情勢の推移に応じ、実現に努力したい。又残留同胞の帰還促進についても従来より努力してきたが、今後ともインドネシア政府当局あるいは現地出先機関と連絡の上、引揚促進にあらゆる努力をしたい。

戦犯者の内地送還等に関する請願（第二七三七号）	同	比島及びマヌス島に服役中の戦犯の内地送還については、比、濠両国政府の好意的取計らいを要請中であるが、マヌス島より一部送還された外いまだ全面的送還の実現を見ていないので、今後も最善をつくしたい。
在外同胞引揚促進等に関する請願（第二六四二号）	同	未帰還者の引揚については従来より、あらゆる努力を尽して来たが、今後とも国際連合、あるいは国際赤十字等の国際機関を通じ、又事情が許す限り第三国をも通じて未帰還者の引揚のために努力したい。留守家族に対する援護についても最善をつくしたい。
在外同胞引揚促進に関する請願（第二八二八号）	同	未帰還者の引揚については従来より、あらゆる努力を尽して来たが、今後とも国際連合、あるいは国際赤十字社等の国際機関を通じ、又事情が許す限り第三国をも通じて未帰還者の引揚のために努力したい。
日米行政協定締結による調達契約に関する請願（第二九六四号）	同	一、在日合衆国軍隊の特需関係労働者に対しては、日本国の労働関係法規が適用されているが、その実効を確保するため、日米合同委員会において個々の具体的事項につき検討折衝中である。 二、在日米軍の特需契約方式を日本の経済法令及び商慣習に適応せしめるよう日米合同委員会において検討中であり、近く解決する見込である。 三、民有特需関係工場は原則として行政協定第二条の施設又は区域として指定しないこととについて日米合同委員会において原則的に了解が成立し、目下個々の該当工場について検討中である。
被接収船舶に対する補償等の請願（第二〇〇号）	大蔵省	船舶の喪失者に対する救済措置の問題の処理については、なお慎重な検討を続けたい。
帯広市に国民金融公庫支所設置の請願（第六二〇号）	同	国民金融公庫は、昭和二十七年度には法律で認められた数の支所の設置を全部終る予定であり、帯広市に支所の設置は不可能であるが、今後支所の設置の必要性について改めて検討したい。
台湾引揚者の接収財産返還等に関する請願（第三一号）	同	在外財産の喪失者に対する国家補償の問題については、財政上困難と考えるが、なお、検討を続けたい。
同（二件）（第一八九、三三〇号）	同	右に同じ。
閉鎖機関整理委員会職員の転用に関する請願（第四六七号）	同	職員の転用については既に解決済である。なお、将来予想される剰員については、できる限り失職者を出さぬよう特殊清算人等において努力せしめたい。

加工用金地金の自由販売制施行反対等に関する請願（二件）（第一〇一六、一二四八号）	同	第十三回国会において貴金属管理法の一部を改正する法律が成立し、国内産業用に必要な金地金の割当は従来どおり行うとともに統制価格が設定されることとなつたが、その価格決定については需要者の実情も考慮に入れる考えである。
在外資産の調査に関する請願（二件）（第一四三三、一四五九号）	同	在外財産については一応調査の上計数は集計されているが、信ぴょう性に乏しいうらみがあり現在まで発表を差し控えている。再調査は現在においては正確並びに実効を期待し得ないので実施を考慮していない。
旧軍用財産特例に関する法律制定の請願（第一三一〇号）	同	旧軍用財産も他の国有財産と同様に国家経済及び国家施策の総合的立場から管理及び処分がなされるべきで、特定地域にのみ有利になるような措置等は適当でない。しかし国有財産特別措置法によつて請願の趣旨は或る程度達成されるものと考える。
旧軍用土地および建造物の無償払下げに関する請願（第二五六号）	同	国有財産の譲与については国有財産特別措置法の制定によつてその範囲が拡張せられたが、請願の趣旨については、旧軍用財産の分布が各地に均衡がとれておらず又有償譲渡を建前とする財政法の原則からして、現在のところ前記法律以外の法的措置は考えていない。
捜査鑑識資材の物品税免除に関する請願（第五九一号）	同	免除とすることは困難と考える。
農業協同組合に対する課税減免の請願（第一九一八号）	同	一、農業協同組合等に対する法人税の税率の引下げ及び準備金が出資金の四分の一に達しないものに対し免税とすることは、現行法の立前から適当でないと考える。 二、附加価値税の施行は明年まで延期されているが、施行の際には再検討したい。
所得税軽減に関する請願（第一四八号）	同	一、基礎控除額及び扶養控除額は、今回の所得税法改正によりそれぞれ引き上げられた。 二、税率については、今回の改正により特に低額所得に対する負担部分は軽減されたが、しかし、最低税率を一〇%にすることは困難である。 三、所得税の査定については、常に公正を期すべく努力している。しかし、査定を町村が第一次的にすることは考えておらぬ。
銀行従業員給与に対する大蔵省の干渉、統制排除の請願（六件）（第九四五、一〇九二、一一二三、一二〇五、一二八五、一三一六号）	同	銀行業務が免許業務であり、預金者保護の立場から銀行資産の建全化を図るのは監督官庁の責務である。従つて銀行の経理、特に経常収支の比率或いは給与の水準等について意見を述べ、勧告を行うのは必要と考える。しかし給与に対し直接統制、強圧的干渉を加えることは避けるべきであるから、給与水準について必要があれば個々の銀行について経営者に対し意見を述べることにしている。
石油関係の輸入税免除に関する請願（十五件）（第二四〇、二七四、二七五、二七六、二	同	第十回国会において石油の輸入税については、原油、重油及び粗油は免税、揮発油、燈油、軽油、潤滑油等の石油製品には減税の措

七七、三四五、三七二、四一五、四二九、五六九、五七〇、六四〇、六七九、九一一、一二九四号）	同	置がとられたがこれらの措置は昭和二十八年三月三十一日迄一年間延期された。
電気冷蔵庫の物品税軽減に関する請願（第三七七号）	同	業務用に専用される建築物の一部分をなす冷蔵庫については、現在においても非課税の取扱をしているが、その他の移動性のあるものは家庭用にも使用されるものであるから現行法による二馬力未満のものに対する課税はやむを得ないと考える。
揮発油軽減に関する請願（四件）（第五〇、六〇、一五四、一八一号）	同	揮発油に対する消費を、国民生活に不可欠な電気及びガスの使用と同様にみることは妥当でなく、現行程度の課税はやむを得ないと考える。
ラジオ受信機等の物品税免除に関する請願（二件）（第四一三、四五五号）	同	ラジオの税率は最低の税率であるのでこの程度の課税はやむをえないと考える。
同（第四一四号）	同	右に同じ。
火災原因調査用器機の物品税免除に関する請願（第五九〇号）	同	物品税の教育用免除は学校教育に必要不可欠の教育用物品についてのみ行うのが原則であるので、火災原因調査用写真機等について免税することは困難である。
清涼飲料等の物品税撤廃に関する請願（二件）（第四四四、五三四号）	同	清涼飲料については、氷菓子、果物、ビール等との権衡を考慮し、又し好飲料に対する課税を考慮するときは、これに対する課税もやむを得ないと考える。
労務用加配酒存続に関する請願（第一六九〇号）	同	臨時物資需給調整法廃止後においても、重要産業に従事する労務者に対しては、一般の価格よりも低廉な価格の酒類を供給することとしている。その供給は事業場ごとに割り当てる考えである。
労務用特価酒存続に関する請願（二件）（第一八八七、二〇〇四号）	同	右に同じ。
労務加配酒存続に関する請願（第二五九二号）	同	右に同じ。
労務加配酒類存続に関する請願（第一四一一号）	同	右に同じ。
在外資産の調査に関する請願（第一八四八号）	同	在外財産の調査については、終戦直後調査した結果一応は集計されているが、財産の評価基準、方法等が一定せず、また証拠書類の添付がないので信ぴょう性に乏しいので発表に致つておらない。なお、再調査については、引揚者に対し証拠書類の添付を求めることは事実上不可能であり、又関係国に協力を求めるとしても、在外財産の大部分は旧満洲を含む中国、朝鮮、台湾及び樺太に所在しているのでこの方法も実効を期し難いので現在のところ考えておらない。
勤労所得に対する所得税軽減に関する請願（第八八四号）	同	一、勤労控除については、控除率を三割に最高限度額を十万円に引き上げることは適当でないと考える。

宗教教化教材機具の物品税免除に関する請願（第二七三号）	同	二、退職所得については、他の所得から区分し収入金額から十五万円を控除した後の半額に課税することとなつた。 三、生命保険料の控除額は、四千円に引き上げられた。 四、扶養控除額は、扶養親族三人まで一人当り二万円に引き上げられた。 五、基礎控除額は、五万円に引き上げられた。 六、税率は、特に低額所得者に対し軽減を計つた。 七、社会保険料を控除することについては検討中である。 八、現物給与については免税とすることは適当でないと考えるが、課税の実際において弊害がないと認められる限度において課税しないこととし、実状にそうようにしている。 九、工場の寄宿舎に居住する労務者に対しては、残業又は宿直の場合の食事は課税しないが、雇主の必要から居住せしめられている者に対する食事は、その価額の七割相当額を給与所得として課税し、当該七割相当額が五百円未満であれば課税しない。 一〇、結婚税金、災害見舞金、永年勤続及び年満記念品等については一般的に免税とすることは適当でないが、災害見舞金でその金額がその者の社会的地位、贈与者及び受贈者両者間の関係等に照らして相当と認められるものは、慰しや料に類するものとして課税をしない。その他のものについても、一時所得に類するものは、十万円の控除が認められている。
織物消費税廃止に伴う特別措置の請願（第二三四二号）	同	
文化財保護法による指定国宝等の物品税廃止に関する請願（第一九三九号）	同	本件については、宗教法人法第四条に規定する宗教法人がその法人において使用するため購入しその法人の施設に備えつけるピアノ及びオルガンについて、昭和二十七年八月から物品税の特殊用途免税を認めた。
公衆浴場業の所得税減免に関する請願（二件）（第二六七四、三〇八七号）	同	本件については、種々調査研究を進めたが、公正な還付又は交付が全く期待出来ぬ状態にあるので、実現は困難である。
洋紙の物品税撤廃に関する請願（第三二六六号）	同	美術商が所蔵家に売却する場合に、文化財保護法による指定物品であるという理由で、課税の対象外とすることは適当でない。 浴場業に対しては、所得を証する帳簿書類その他証拠資料に基き課税しているが、これらが完備していない者に対しては、精密な実情調査によつて作成した所得標準率によつて所得を推計して課税しているので過重とは認められない。 又、減価償却についても、法定の償却率により計算して収入金額から控除しており、必ずしも不充分とは認められない。 洋紙には、その用途、需要等にかんがみ、特別の軽減税率を適用しており、且つ義務教育

再建整備農業協同組合の欠損金繰越控除に関する請願（第三二五〇号）	同	課程に使用される教科書用の洋紙等は特殊用途免税を認めているので、この程度の負担は現下の財政事情等を考慮するときは、やむを得ないものと考える。 法人の欠損金の五年間繰越控除の制度を再建整備を行う農林漁業組合に限つて、青色申告制度のとられていない昭和二十三、二十四年度に生じた欠損金にまでさかのぼつて適用することは適当でない。
公立学校事務職員の教育公務員特例法適用に関する請願（六件）（第一二六、一七七、一七八、一七九、八四四、一三二〇号）	文部省	事務職員は、その事務の性質が一般公務員の職務と差異がないから、現行教育公務員特例法の中には規定し難い。しかし、職員の身分確立については別途研究中である。
新潟県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願（第八二七号）	同	早急に要望にそうことは困難であるが、出来る限り努力したい。
岩手県花巻中学校校舎建設費国庫補助等に関する請願（第一〇四六号）	同	昭和二十七年度に鉄筋七九一坪に対し、国庫補助がなされる予定である。
六・三制学校施設整備費国庫補助増額等に関する請願（第二〇五号）	同	昭和二十七年度は四〇億の起債を認めたが、なおよく研究の上、根本的な老朽改築の対策を立て、地方負担の軽減に努力したい。
六・三制学校整備費国庫補助継続に関する請願（二件）（第一三、四三号）	同	国庫補助及び起債の面から校舎の整備復旧の促進に努力したい。
六・三制学校災害復旧費国庫補助等に関する請願（第一四一号）	同	一、災害復旧については地方財政法第十条の三及び第十一条に基く法律又は政令を定めることとし、要望に沿いたいと考える。 二、義務教育国庫負担法が制定された。 三、昭和二十七年度においても国庫補助のもとに給食は実施している。 六・三制の整備と教育財政の確立については、要望にそうよう努力している。
六・三制学校整備予算確保に関する請願（第四二号）	同	本件については、国庫補助及び起債の面から校舎の整備復旧を促進するよう努力したい。
六・三制学校施設整備費国庫補助等に関する請願（二件）（第五八、一七六号）	同	本件については、一挙に要望に沿えないが、予算上の措置と立法化について努力したい。
六・三制学校屋内運動場建築費国庫補助に関する請願（第五七号）	同	昭和二十七年度においては四百億の起債を認めたが、なおよく研究の上根本的な老朽改築の対策を立て、地方の負担をできるだけ軽減するよう努めたい。
老朽校舎改築工事費国庫補助等に関する請願（第一〇八号）	同	右に同じ。
小学校老朽校舎改築費国庫補助等に関する請願（第一九九号）	同	一、戦災小中学校の復旧費は、六・三制整備が〇・七坪を達成し次第、別項目を立てて処理したい。 二、認証の坪数、単価、国庫負担の割合、起債の許可、不許可等については、今後よく研究し処理したい。なお、これらの細目
戦災学校復旧促進に関する請願（第二五七号）	同	

積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願（五件）（第七四〇、一〇六二、一〇六四、八九四、七五四号）	同	は、地方財政法第三十四条の改正条文に基いて、法律又は政令に定められると考える。
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願（第四五九号）	同	本件については、一挙に要望にそうことは困難であるが、出来る限り予算上の措置と立法化について努力したい。
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場建設促進に関する請願（三件）（第四六〇、四九一、八五六号）	同	右に同じ。
戦災市町村義務教育施設整備臨時措置法制定に関する請願（第四〇七号）	同	右に同じ。
岐阜県下六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願（第六二六号）	同	学校の戦災復旧に要する経費は地方財政法第三十四条の規定により国がその全部又は一部を負担することになつており、その経費の種目、算定基準等は法律又は政令で定められることになつている。
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進等に関する請願（第二〇九号）	同	本件については、一挙に要望にそうことは困難であるが、出来る限り予算上の措置と立法化について努力したい。
積雪寒冷地帯六・三制学校屋内運動場整備促進に関する請願（二件）（第二六八、三〇三号）	同	右に同じ。
公立学校施設防災および災害復旧に関する法律制定の請願（五件）（第五六七、七五五、一〇八六、一一六二、一一六三号）	同	義務教育の年限延長に伴う教育施設の建設費、学校の戦災復旧費、学校の災害復旧費については、地方財政法により何らかの立法化をみると考える。なお、老朽校舎の改築については、現状では起債に依存しているが、今後十分研究して趣旨にそうよう努力したい。
六・三制学校建築費国庫補助に関する請願（第五六五号）	同	老朽校舎改築のため昭和二十七年度は四〇億の起債を認めたが、なおよく研究の上根本的な老朽改築の対策を立て、地方負担をできるだけ軽減するようにしたい。
六・三制学校建築費国庫補助等に関する請願（第六九五号）	同	本件については、補助及び起債の面から校舎の整備復旧を促進するよう努めたい。
福井県松岡中学校屋内運動場建設に関する請願（第五八三号）	同	昭和二十七年度において、八二坪分に対して国庫補助する予定である。
学校教科書制度合理化に関する請願（第一六〇七号）	同	教科書の種類は、学校種別教科別についてみるときは必ずしも多すぎるとは断じ難いと考える。しかし、その内容につい ては改善につとめ、特色ある内容のものが出るよう善処したいと考える。なお、価格については、昭和二十八年度用は二十七年度用に比し平均二四%の値下りとなつているが、更に父兄の負担を軽減するよう努力したい。

新潟大学医学部附属病院再建に関する請願（二件）（第五一、一三一号）	同	再建については極力努力したい。
学校給食法制定に関する請願（六件）（第三五九、三七五、四二五、六三二、八三〇、九三六号）	同	学校給食法の制定については目下慎重に考究中である。
学校給食費国庫補助等に関する請願（十三件）（第三二六、三五四、三七三、三九五、四二四、四四三、五三一、六〇四、八八七、一一七九、一一八五、一二一〇、一二一一号）	同	全額国庫負担は困難であるが、国庫負担の増額については、今後の情勢の推移とにらみ合せて慎重に考究中である。なお、学校給食法の制定についても目下考究中である。
学校給食費全額国庫負担等に関する請願（三件）（第三八三、三九六、一一八四号）	同	全額国庫負担は困難であるが、国庫負担の増額については、今後の情勢の推移とにらみ合せて慎重に考究中である。なお、学校給食法の制定についても目下考究中である。
学校給食費国庫補助増額等に関する請願（第一一五一号）	同	昭和二十七年度における学校給食予算は、食管特別会計から原麦の半額補助として約二四億円を又ミルク購入資金のための利子補給として約九、六〇〇万円を食管一般会計から支出されることになつた。国庫補助の増額については、今後の情勢の推移とにらみ合せて慎重に考究したい。学校給食法の制定については考究中である。
学校給食法制定等に関する請願（第九三四号）	同	一、学校給食法の制定については考慮中である。 二、昭和二十七年度に九七億円の予算化は不可能であるが、今後慎重に考究したい。なお、二十七年度は食生活改善費として約二四億円支出している。 一、環境については目下対策を検討中である。 二、校庭の不法建築撤去については、目下係争中であるが、解決に努力している。 三、校庭割譲については、滝野川の民有地を買い上げて国鉄に渡し、その代地として学校隣接の国鉄所有地を譲り受けこれを校庭割譲地の代替として東京都に提供して解決すべく努力している。
東京学芸大学附属尋島小学校周囲の環境浄化等に関する請願（二件）（第六九四、一一四二号）	同	
公民館に対する国庫補助金増額等に関する請願（第八八八号）	同	一、公民館に対する国庫補助金の増額については今後も努力したい。 二、専任職員の資質の向上と養成を図りその待遇が引き上げられるような途を開くよう努力したい。 三、入場税の免除は地方税法の改正によつて可能になつたが、物品税の免税については実現に努力したい。 四、公民館建築のための起債は実現を期したい。
富山大学経済学科を学部に昇格独立の請願（第一二三七一号）	同	五、地方財政平衡交付金における社会教育費のとりあつかいについては、その算定方法の研究とあいまつて善処したい。 国家財政を勘案の上研究したい。

大学病院の看護婦定員増加に関する請願（第二九八四号）	同	大学病院の諸問題について種々研究を重ねておるので、十分研究の上実現に努力したい。
東京水産大学校舎返還に関する請願（第二七六二号）	同	東京水産大学越中島校舎は、施設が狭いので、現在米軍東京補給本部の施設の接収解除を受けて、使用すべく目下接収解除について折衝中である。
文部省特殊教育課設置に関する請願（第二四八五号）	同	昭和二十七年八月一日の機構改革によつて初等中等教育局に特殊教育室を新設した。
東京芸術大学音楽学部校舎改築に関する請願（第二四九四号）	同	できるだけ早い機会に改築に着手したい。
外国医学雑誌の欠本補充に関する請願（第二九〇六号）	同	昭和二十七年度において、その一部を購入する計画を進めている。二十八年度においても、欠号補充の予算措置に努力したいと考える。
鹿児島県十島村内小、中学校児童生徒に教科用図書給与に関する請願（第二四五九号）	同	教科用図書の無償給与については、国語と算数についてのみ立法化されている。貧困家庭の児童生徒に対しては、別に生活保護法の適用により解決を図るのが適当と考える。
福島大学に保健体育学科設置の請願（二件）（第二五八八号、第二七八八号）	同	学校給食については、一般学校の倍量を使用しても約一年二箇月以上の使用量に相当する脱脂粉乳を無償配給した。
理科教育振興に関する請願（第三一〇〇号）	同	学校給食無償の立法化については、今後十分検討したい。
東京都西府村教育環境整備に関する請願（第一九〇七号）	同	保健体育教官養成の中心校として指定大学にしたいと考えている。
学校給食継続実施に関する請願（第一一六号）	同	一、科学教育振興法については、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）により、中学校理科教材の経費の一部負担が含まれており、高等学校については、教育課程の検討等によつて振興助成の方法を研究したい。
同（第二一九〇号）	同	二、理科教育の再検討については、単に理科教育に限らず全般的再検討の一環として総合的見地に立つて研究をはじめている。
白山、庄川地帯を国立公園に指定等の請願（第三九九号）	厚生省	実情調査の結果、現状では教育環境上弊害はなく、又将来弊害発生の恐れも少いと考える。
愛媛県忽那七島を瀬戸内海国立公園に編入の請願（第四〇〇号）	同	全額国庫負担とすることは、困難である。
国立只見資源公園設定に関する請願（第一八三六号）	同	右に同じ。
		侯補地としてその保護、利用計画を立案中であり、調査、協議の上国立公園審議会の意見を聞き国立公園又は国定公園として正式に指定する予定である。
		尾瀬ヶ原一帯は日光国立公園の核心であり、本地域は世界的な特色をもつているので厳正な保護に努めている。したがつて只見川下流の近い将来国立公園審議会の意見を聞いて善処したい所存である。

受胎調節に関する請願（六件）（第二九四三、三〇五一、三〇六一、三〇九二、三一六七、三〇〇八号）	同	水源涵養のために尾瀬ヶ原一帯がそのまま保存されるならば国立公園の面からも適切と考えられる。
栄養士法廃止反対に関する請願（二件）（第五七六、一五六二号）	同	特に薬種商等に資格を附与し、相談所の看板を掲げて指導の措置を講ずる必要はないと考えられる。また民間団体の協力については特定の団体を指定する方法はとらず、必要に応じ随時広く民間団体の協力を求めることとなつている。
栄養士法存続に関する請願（第一九一五号）	同	存続すべき必要ありと考えられる。
結核予防法による補助費増額の請願（第一八九六号）	同	右に同じ。
宮崎県延岡保健所新築費国庫補助増額に関する請願（第一五二号）	同	増築を行うことは必要であるが、予算の都合上増築費の補助はできがたい現状である。しかし将来とも努力する所存である。
結核予防法による補助費増額の請願（二件）（第二一七、二二三、三一〇号）	同	都道府県の医療費公費負担関係予算については、その計上予算額に対して必要な補助が行えるよう、予算措置を行つている。補助率の引上げについては、国家財政の他を勘案して検討したい。後保護対策については、昭和二十八年度より補助が行われることとなつたが、これに関する規定については研究中である。
結核予防法による医療補助費増額の請願（第六七号）	同	昭和二十七年度において全国二、三七床のうち福岡県に一〇六床の整備計画を決定し、実施した。
福岡県下の伝染病院、隔離病舎整備拡充に関する請願（第四七七号）	同	結核医療費公費負担に関し、都道府県の計上予算額に対して十分な補助が行えるよう、国の予算を計上している。補助率の引上げについては、国家財政その他を勘案して検討したい。後保護対策については、昭和二十八年度より補助が行われることとなつたが、これに関する規定については研究中である。
日本住血吸虫病撲滅対策に関する請願（第四七八号）	同	右に同じ。
油津港に海港検疫所設置の請願（第一七〇八号）	同	寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）に基き、患者の治療、コンクリート工事その他予防対策に要する費用に対して国が一部を負担して、その対策を実施中であるが将来も国家財政の許す範囲において強力に推進する方針である。
理容美容業試験及び免許制度存続に関する請願（第一七八四号）	同	同港に入港する外航船舶数は僅少であり、検疫港として指定することは困難であると思われる。なお、保健所に事務を代行させることは、検疫が国家事務として行われる関係上、適当でないと考える。
理容師美容師法廃止反対に関する請願（第二一八七号）	同	廃止は妥当でないと考えられる。
理容師美容師法存続に関する請願（第九六一号）	同	右に同じ。
		右に同じ。

東京都西府村住居専用地区の旅館、飲食店営業不許可に関する請願（第二七九一号）	同	当該旅館営業の許可は、同地区が住居専用地区に指定される以前に旅館業法の見地から許可されたのであり現行の旅館業法からすれば許可せざるを得ないものである。
食品衛生法存続に関する請願（二件）（第四四五、五二一号）	同	食品衛生に関する諸制度を廃止することは適当でないと考えられる。
給水人口一万人以下の上水道設備費国庫補助に関する請願（二件）（第三〇四、四五三号）	同	昭和二十七年度から補助を行うこととなつた。
地盤沈下変動に伴う下水道布設費国庫補助の請願（二件）（第二一六〇、二一六七二号）	同	一般の下水道として、これをとりあげ昭和二十七年度より一部実施している。
東京都立川市附近の飲料水汚染防止に関する請願（第三一四六号）	同	昭和二十六年度より国庫補助金及び起債をもつて水道布設工事に着手しており、昭和二十八年一月より被害地区の一部に給水を開始している。
岩手県摺沢町上水道設置に関する請願（第七〇六号）	同	昭和二十八年度中には完成する予定である。
北海道士別町上水道新設工事に関する請願（第一〇一五号）	同	昭和二十七年度より起債を得て布設工事に着手している。
飲料水困窮、伝染病多発小町村の上水道布設費国庫補助等に関する請願（第一五三五号）	同	人口一万人以下の簡易水道についても国庫補助金を交付して事業を推進せしめることとし将来この事業のすみやかな増大をはかるべく努力中である。
大分県北山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する請願（第二四〇五号）	同	昭和二十八年度以降国庫補助を附して簡易水道を布設せしめるよう努力したい。
大分県南山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する請願（第二四〇四号）	同	昭和二十七年度より工事を実施している。
福島県湯野町上水道布設に関する請願（第三〇〇七号）	同	昭和二十七年度より起債を得て、上水道布設工事に着手した。
あん摩、はり、きゆう試験制度廃止反対等に関する請願（七件）（第五二三、五二四、五三六、五七七、七五七、八六七、九四七号）	同	一、両制度の廃止について考えていない。 二、定義を規定することは、法律技術上困難がある。 三、医業類似行為を業とする者の取扱については目下慎重検討中である。
あん摩師、はり師、きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願（四件）（第四八〇、五七一、四八一、七三八号）	同	右に同じ。
あん摩、はり、きゆう試験制度廃止反対等に関する請願	同	右に同じ。

（三件）（第一三九〇、一九七五、二四七四号）	同	右に同じ。
療術師法制定反対等に関する請願（第九八八号）	同	要望にそうよう努力したい。
看護婦学校専任教員養成所設立に関する請願（第三〇号）	同	本件は解決ずみであり事後円滑に処理されている。
国立大阪病院結核病棟閉鎖反対等に関する請願（第三一六八号）	同	一、深部治療用レントゲン装置は国立大阪病院長野分院備付のものを保管転換することにした。 二、一般患者を対象とする総合病院として開設しているので現在以上結核病棟を増設することは避けたい。
国立福知山病院の医療施設整備に関する請願（第八五一号）	同	一、調整額その他何らかの方法によつて待遇改善になるようより一層の努力をしている。
国立らい療養所職員の特殊勤務手当等に関する請願（第一二一一号）	同	二、国立病院の地方移譲は、経営主体が代るのみで病床の縮少や医療内容の低下等は来たさないつもりである。
国立療養所医療従業員の給与改善に関する請願（第一二〇三号）	同	給与上の待遇については折衝中であり、今後他職種との均衡を考慮して改善に努力したいと考えている。給与ベースは全般の問題であるので医療従業員のみのベースアップは考えられない。
医療従業員の増員に関する請願（二件）（第一八九三、一八九九号）	同	現在定員に対し相当数の欠員があるので、この補充が先決問題と考えている。
国立療養所給食費増額に関する請願（四件）（第一〇九五、一八九五、一九〇二、一九〇四号）	同	昭和二十八年度予算において九三円に増額された。今後とも増額に努力する。
同（二件）（第二二二、三六五号）	同	右に同じ。
国立療養所富士病院の医療改善に関する請願（第一〇六三号）	同	昭和二十七年四月医務課長を補充し、八月に院長の交替を行い、医療機械器具も整備したので医療内容は一段と向上している。
らい研究所設立等に関する請願（二件）（第五六一、六二四号）	同	一、研究所設立については、昭和二十八年度予算に特別治療研究予算として一千万円が組まれている。 二、作業慰労金については、昭和二十八年度予算においても、二十七年と同様に組まれている。 三、附添手当については、昭和二十八年度においても努力している。 四、営繕費については、増額について努力している。 五、文化教養費については、昭和二十八年度予算においても若干組んでいる。 六、医師、看護婦については、今後も機会あることに増員及び改善に努力して行く方針である。

国立三豊療養所病床増加等に関する請願（第三八四号）	同	七、新らい予防法の運用に当つては、慎重適正を期し、患者及び家族の保護について遺憾のないようにしたい。
和歌山県潮岬村に国立結核療養所設置の請願（二件）（第一〇七八、一一〇六号）	同	八、寒地療養所の燃料費は、昭和二十八年度予算においても、二十七年度補正予算と同額に組まれている。なお、寝具は昭和二十七年度より特別支給している。
国立らい療養所菊池恵楓園の病床増設に関する請願（第一五八七号）	同	九、結核対策として、らい療養所の医師を結核療養所に派遣して技術を習得せしめる等適切な措置を講じている。
福岡県に国立療養所設置の請願（第四七五号）	同	十、重症病床の整備は、今後も継続して整備を行いたい。
結核対策確立に関する請願（第二一六号）	同	十一、被服費については、昭和二十七年度より年次計画をたて寝具類の整備交換を実施している。
結核患者に対する作業療法確立の請願（第七一号）	同	十二、燃料費の増額については、昭和二十八年度予算においても二十七年度補正予算と同額に組まれている。
アフタ・ケア施設確立に関する請願（二件）（第二四八、一八九二、一九〇三号）	同	昭和二十七年度四〇床の増床を行つているが、今後とも増床に努力する。
旭川市にアフタ・ケア施設設置等の請願（六件）（第六四六、六四七、六四八、六五四、七六四、八三六号）	同	将来なお実現に努力する。
新潟県にアフタ・ケア施設設置の請願（二件）（第二一八、二六九三号）	同	昭和二十七年度において五〇〇床の増床を行つている。
福岡県にアフタ・ケア施設設置の請願（第一三七〇号）	同	大分県中津市に設置することに決定しているので今後建設に協力願いたい。
元傷い軍人等の福祉措置拡大に関する請願（第三二六二号）	同	昭和二十七年度において一〇〇床増床し着々実現に努力しており公的医療機関の整備も鋭意努力中である。後保護施設については、その実現に努力中である。
		昭和二十九年度においても、これら関係予算の増額を大幅に要求している。
		昭和二十八年度予算において十分ではないが後保護施設の設置費が計上された。今後とも、結核の再発防止及び回復期患者の福祉増進に努める所存である。
		右に同じ。
		昭和二十八年度予算において施設設置が計上されたので全国に二ケ所設置することとなつた。なお、設置場所については諸般の事情を参酌し慎重に決定する所存である。
		右に同じ。
		一、福祉措置の拡大については、身体障害者福祉法の改正を行い、その実現を図りたいと考えている。更生援護施設については今後、更に整備を図り福祉増進に寄与したいと考える。身体障害者を諸税の減税対象とすることは困難であるが、今後その改善に努めたいと考える。鉄道運賃の割引については、距離制限の緩和につき協議している。
		二、法の改正により戦傷病者戦没者遺族等援護法施行法に規定されている補装具等の支給対策と同一程度にまで範囲を拡大したいと考えている。一眼盲等の障害を法の別表に掲げるか否か等の問題についても検討を進めている。
		三、身体障害者の refractive 補償については促進が図られているが、更生資金貸付制度の確立等については目下研究中である。
		四、国立山中病院に更生施設を設置することは、検討を加えたが実現困難である。
		五、肢体不自由児のための特殊学校設置については、目下検討中である。
		六、身体障害者団体の自主的な発展、統一化に対しては助力する所存である。
		七、戦傷病者（旧軍人）に対しては、福祉の措置を強化し、社会的更生を助長する所存である。
		八、勤労動員等により障害を受けた者に対する補償制度については研究したいと考える。
		九、旧協助会の接収財産返還については、減額若しくは無償で都道府県に譲渡している。
結核回復者雇用の国家的措置に関する請願（第四三六号）	同	一般身体障害者と同じく更生援護対策の対象として雇用の促進を図つているが、さらに後保護施設の増設により社会復帰を促進する所存である。
社会福祉事業金庫設置の請願（第一四五四号）	同	昭和二十九年四月一日から資金を融通することを目的とする社会福祉事業振興会が発足することになつている。
生活保護費の県負担復活に関する請願（第一一八号）	同	地方財政平衡交付金の基準財政需要額の算定に際し、措置済であるので負担が重ならない見込である。
生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願（六件）（第七〇、二一九、三六四、四九六、一八九一、一九〇一号）	同	一、病院等に収容中の患者に対する生活扶助の適用基準引上げについては、要望にそう様検討中である。
生活保護法による出産扶助費引上げの請願（第六二三号）	同	二、生活扶助の基準額引上げについては、昭和二十八年七月から改定基準が適用実施されている。
元傷痍軍人待遇改善に関する請願（第七五二号）	同	昭和二十八年七月から改訂実施された現物給付、衛生材料給付は法の運用面において措置するようしたい。
身体障害者福祉法中一部改正に関する請願（第三九七号）	同	一、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法の一部改正により実施されている。
		二、国鉄の無賃乗車制度復活は、実現困難だと考えるが、割引制度については、関係当局と協議してその改善を図りたい。
		身体障害者福祉法の対象範囲を戦傷病者についてのみ拡大することは不適当であると考える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和二十九年六月十五日

○第十九回国会　参議院会議録附録（その十）

件名	主な主管庁	請願に関する処理要領
福岡県に国立光明寮設置の請願（第四七六号）	厚生省	増設することは、現状においては困難である。
健康保険療養給付期間延長に関する請願（四件）（第二六九四、一九〇〇、一八九四、六九号）	同	健康保険法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百十六号）の公布により療養の給付期間三年延長を昭和二十八年十一月から適用することに決定した。
同（三六三号）	同	右に同じ。
健康保険給付費一部国庫負担等に関する請願（第三六八号）	同	一、国家財政の事情からにわかに実現は困難であるが、今後も引き続き実現に努力したい。 二、社会保険料の課税対象からの除外は、昭和二十八年法律第百七十三号「所得税法の一部を改正する法律」によつて、恒久的に制度化されたところである。
社会保険医療強化に関する請願（第三四号）	同	臨時医療保険審議会において慎重審議を続行中であるので、その決定をまつて慎重に考慮したい。
国民健康保険事業の危機突破に関する請願（七件）（第六四、二九九六、一一七、五八五、一一二四、一一〇七、一九八九号）	同	一、療養給付費に対する国庫補助については昭和二十八年度予算において、療養給付費の二割相当額が計上され、本制度の充実を図るよう措置している。 二、社会保障制度の実現については、同審議会の勧告の線にそつて研究中である。 三、国民健康保険再建整備を図るため、昭和二十八年度から療養給付費の二割相当額が計上され、貸付制度並びに未払診療報酬の解消に対しては、国民健康保険再建整備法の一部を改正する法律の施行により貸付金が増額された。なお、同事業再開等のために給付費四半期分を事業運営資金として融資する考えはないが、再建整備資金制度及び助成金交付制度の活用により本事業の発展を図りたい。 四、社会保険診療収入に対する所得税については昭和二十六年度分から軽減の措置が講ぜられている。 五、再保険制度については研究中である。 六、国民健康保険特別会計に対する市町村一般会計からの繰入金を平衡交付金の対象とすることは困難である。 七、都道府県における国民健康保険の機構充実については更に努力したい。 八、振興奨励交付金制度については、昭和二十八年度から従来の交付方法を改善したものにより算定することとしている。 九、単価引上げによる増嵩分に対する国庫補助は考えていないが、昭和二十八年度から助成交付金の活用により保険助成の健全化を図りたい。 十、国民健康保険税を市民税に合算することは、事務手続が繁雑になるおそれがあるが慎重研究したい。 十一、直営診療施設の整備等については、今後とも一層その増額について努力したい。 十二、保険婦設置費については全額補助は困難であるが今後とも努力したい。 十三、強制設立については研究中である。
同	同	一、昭和二十八年度予算において助成交付金とも療養給付費の二割相当額が計上されている。 二、再建整備貸付制度は第十六国会を通過し措置が講じられている。 三、事務補助については、昭和二十八年度予算においては、二十七年度予算に比し、一人当り九円の増額となつている。
国民健康保険事業費国庫補助増額に関する請願（第一五四一号）	同	
社会保障制度実施促進等に関する請願（第二八一六号）	同	一、社会保障制度審議会の勧告の線にそつて研究中であり、将来一層努力したい。 二、昭和二十八年度予算に療養給付費の助成交付金として二割相当額の国庫補助金が計上され、国民健康保険制度の充実を図るよう措置している。 三、再建整備資金貸付制度については、貸付金の増額を目的として法律を改正して昭和二十八年八月公布施行され、振興奨励交付金制度については、昭和二十八年度から、従来の交付方法を改善したものにより算定することとしている。 四、強制設立については研究中である。 五、昭和二十八年度予算に産業診療施設設置費補助として四億円計上されているが、今後とも一層増額について努力したい。 六、昭和二十八年度からは助成交付金制度の活用により保険財政の健全化を図りたい。 七、都道府県団体連合会に対する国庫補助の増額は極めて困難であるが一層努力したい。 八、昭和二十七年度分から所得税の課税基準から控除されている。
児童福祉司制度廃止反対に関する請願（六件）（第一七八三、一七一、一六六、一二九、六六五号）	同	児童福祉司制度は現在廃止する意向はない。
母子福祉法制定に関する請願（十二件）（第一六五、一二五、三三一、三三三、三三四、三三五、三五五、四九八、五〇二、五〇三、五〇四、三三二	同	母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定実施されて、都道府県は母子家庭に対し、特別の配慮をすることになつた。今後同法の円滑なる実施と充実に重点をおき、母子家庭の福祉の増進を期することとし、総合的な母子福

母子福祉法制定に関する請願（二十九件）（第二三八、二六〇四、二五四八、二四九七、二五六二、二四九六、二五四七、二六四三、二八三一、二五八一、二七四〇、二五八〇、二五七九、二五五〇、二五四九、二五九八、五二二、一一〇五、六六九、七〇五、六〇二、五三七、六七三、九五四六九一、二五八二、二五四六、二〇三五、二二七、二二九四、二二八、二一四一、六九三、一六九八、二一〇六八、二〇三四、一一三七、一五八九、九九二号）	同	社会保障制度の樹立については、社会保障制度の一環として十分検討を加えることといたしたい。 右に同じ。
元満洲開拓青年義勇隊の取扱に関する請願（第一一六五号）	同	軍人として召集されていた場合等は軍人軍属として取り扱い、陸海軍の要請に基いて戦闘に参加し死亡した場合は、戦傷病者、戦没者遺族等援護法の規定により遺族に弔慰金が支給されることになつている。
第十東予丸遭難死没軍人遺族の戦傷病者戦没者遺族等援護法案適用に関する請願（第一五七九号）	同	戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用すること としている。
戦没船員遺族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含の請願（第一六八二号）	同	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により、遺族に対し遺族年金、弔慰金を支給することとしている。
戦没動員学徒遺族等を戦傷病者戦没者遺族等援護法案に包含の請願（第一六一六号）	同	戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定により遺族に対し、弔慰金が支給されることになつている。なお、年金等の支給は、国家財政の現状等からして困難であろうと考える。
戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大等に関する請願（第一六五〇号）	同	諸般の状況から考え合せて太平洋戦争中における傷病に基因した死亡者のみを対象とせざるを得ないのであるがなお検討したい。 年金は特に裁定の困難な特殊なものを除き大部分のものの処理が完了している。弔慰金の現金化の措置としては昭和二十七年度二十億円、同二十八年度三十億円の予算をもつて買上償還を行つている。
同（第一三三一号）	同	戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定により遺族に弔慰金が支給される。なお、年金の支給は国家財政の現状その他諸事情にかんがみ、実現することは困難である。 他の軍属と同じく戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用される。
日本赤十字社殉職救護員等の遺家族援護に関する請願（第七二六号）	同	右に同じ。
日本赤十字社殉職看護婦遺家族の援護に関する請願（第七二五号）	同	戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定により、旧国家総動員法に基く勅令による徴用又は協
原爆犠牲者遺族の援護に関する請願（第一二三四号）	同	

原爆犠牲者等の援護に関する請願（第二〇〇七号）	同	力させられた者及び昭和二十年三月二十二日の閣議決定に基いて組織された国民義勇隊員であつた者が戦時災害により死亡した場合遺族に弔慰金を支給することとしている。 右に同じ。
元華北交通株式会社戦没社員遺家族等の援護に関する請願（第二三七七号）	同	陸海軍の要請に基いて戦闘に参加し、死亡した場合は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定によりその遺族に弔慰金が支給されることになつている。 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法によつて年金が支給される者は、戦地勤務であつた者との均衡等をとるため援護の対象から除外することとしている。
元陸軍毒ガス工場軍属の援護対策に関する請願（第一三四二号）	同	一、戦傷病者戦没者遺族等援護法により国家補償が実施されている。 二、遺族年金の支給方法としては、原則として権利者のうち一人を選定し、請求することになつているが、住所が異る等やむを得ない事由がある場合は、分割請求をし得ることとしている。 三、遺族年金に対しては、課税しないことになつている。 四、遺族等援護法による援護を受けるべき対象は傷い者又は遺族であつて生活保障を必要とするものに一応限定するのが妥当であると考えられる。 五、昭和十六年十二月八日以前の戦没者には原則として支給ずみである等諸般の状況から考え合せ太平洋戦争中の死亡者のみを対象とせざるを得ないものと考えられるが、なお、検討することとしたい。 六、戦犯受刑者に対する措置としては、援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）により遺族年金及び弔慰金を支給することとした。 七、未帰還者、留守家族等については未帰還者留守家族援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）を制定し、実情に即した援護を行うこととした。 右に同じ。
戦争犠牲者遺族国家補償に関する請願（三件）（第三八〇、七一四、一二七二号）	同	右に同じ。
戦争犠牲者援護等に関する請願（第一五九号）	同	右に同じ。
戦争犠牲者国家補償法制定等に関する請願（九件）（第一五八、二六三、二六四、二八〇、三一一、三一二、三一三、四七四、七三二号）	同	右に同じ。
戦争犠牲者の援護強化に関する請願（第一八七一号）	同	右に同じ。
同（第一六三九号）	同	右に同じ。

戦争犠牲者遺族等の援護対策に関する請願（第一七九五号）	同	右に同じ。
戦争犠牲者遺族等の国家補償に関する請願（第一一〇八号）	同	右に同じ。
戦争犠牲者遺族援護費に関する請願（第一五〇三号）	同	右に同じ。
戦傷病者の国家補償に関する請願（第四九四号）	同	右に同じ。
元軍人軍属遺族保障制度確立等に関する請願（第二九四四号）	同	右に同じ。
戦傷病者戦没者遺族等援護法案中一部修正に関する請願（第二一七三号）	同	右に同じ。
未帰還者留守家族の援護等に関する請願（第二八七七号）	同	昭和二十八年八月未帰還者留守家族等援護法が制定されこれによつて援護の万全を期することとしたものである。
未帰還者抑留者及び留守家族の援護対策に関する請願（第一八五八号）	同	右に同じ。
同（十件）（第八三九、八三八、八六五、八六六、八八九、九九三、九九四、一〇七四、一四八三、一六三八号）	同	右に同じ。
引揚援護愛の運動経費国庫補助増額に関する請願（第一三一一号）	同	右に同じ。
未復員特例患者の医療保障に関する請願（第一五五三号）	同	昭和二十七年度において追加予算として九十二万円の補助決定をみたので、これにより所期の成果をあげるよう取り進めたものである。
戦没者の慰霊祭参加に関する請願（第四一一号）	同	右に同じ。
北陸農業試験場に園芸部、畜産部設置の請願（第一七〇号）	農林省	未復員者給与法が改正され、更に昭和二十七年六月に戦傷病者戦没者遺族等援護法との関係を明示し、療養の継続方を措置し現在療養を給している。
蚕業技術指導強化費国庫補助増額に関する請願（第三七九号）	同	昭和二十七年五月二日新宿御苑において政府主催をもつて全国戦没者追悼式を実施した。
同（第五三三号）	同	今直ちに両部を設置することは不可能であるが、この地帯に必要と思われる研究の推進については極力努力したい。
三面川左岸用水改良工事施行に関する請願（第二九九号）	同	昭和二十七年度予算中蚕業技術指導強化費に二、七六三名分を計上したが、今後更にその強化を図りたい。
長崎県壱岐土地改良区の排水改良事業に関する請願（第四四二号）	同	右に同じ。
岩手県黄海村地内国有林解放に関する請願（第二八三号）	同	昭和二十七年度予算中蚕業技術指導強化費に二、七六三名分を計上したが、今後更にその強化を図りたい。 昭和二十七年度新規着工希望地区として計画書が提出されているので内容審査の上考慮したい。 右に同じ。 昭和二十七年度新規採択県営事業として施行することになつている。 国有林野整備臨時措置法の趣旨に従つて調査の上処置したい。
海岸砂地造林施設等拡充に関する請願（第二一二号）	同	予算拡充に努力中であるが、急激な拡充は望み得ない。
岩手県雫石川沿岸の土地改良事業国営に関する請願（第二六号）	同	所定の手続に基き計画書が提出された際に内容審査の上考慮したい。
労務加配米制度継続に関する請願（第三四八号）	同	現状においては米の統制撤廃を強行することは考えていない。又労務加配、一般家庭配給とも米の配給量を現状より減じないより配給制度を継続実施する方針である。
当別川上流にかんがい用水ダム等築設の請願（第四八六号）	同	北海道国営かんがい溝計画地区の一部として、現在調査中であるが、所定の手続にもとづき計画書が提出された際に内容審査の上考慮したい。
浄信寺川河口排水施設に関する請願（第六〇六号）	同	所定の手続きにもとづき計画書提出の際、内容審査の上処理したい。
長野県塩崎村田用水取入口施設完備に関する請願（第六〇七号）	同	県当局に至急連絡の上、処理したい。
岩手県簗川村外山牧場地区解放に関する請願（第一八四号）	同	目下調査中であるが、調査の結果をまつて法律によつて売渡の可能なものについては、売渡す考えである。
畑地かんがい施設費国庫補助に関する請願（第二一一号）	同	一般土地改良事業と同様に所定の手続により申請し審査の上、適当なものは、国庫補助を受けることができることとなつている。
小地区の土地改良事業費国庫補助に関する請願（第二〇六号）	同	土地改良事業は、積極的に本事業を推進せしめるよう昭和二十七年度において相当額予算を計上した。又、小規模土地改良事業に対する国庫補助の復活は、積雪寒冷単作地帯に対しては、二十六年度から、その他の地方は二十七年度から復活している。
土地改良事業費国庫補助増額に関する請願（第二六九号）	同	右に同じ。
はつか蒸溜技術研究費等助成に関する請願（第二二五号）	同	本件については、今後財政事情を勘案の上実現に努力したい。
小型機船底びき網漁業整備に伴う転換資金交付の請願（第六七六号）	同	一、農林漁業金融資法による融資の枠設定について種々検討中である。 二、長崎県下の小型底びき漁船については漁業調整上の関係もあり、予算的裏付の可能の限度内において、極力整理の年次計画を繰り上げ実施するよう努力したい。 目下立案中の北上特定地域総合開発計画におりこみ、なるべくすみやかに完全な対策を実現したい。
北上川水系宮城県柳津、飯野川両町所在えん堤の魚道改善等に関する請願（第一七四一号）	同	一、補助の増額には努力しており、昭和二十八年度には、地方固有の営農改善施設に対し総合助成措置を講じたい。 二、主要農作物については、原採種圃の整備及び圃場の審査制度の確立を図つており、蔬菜等の農産種苗については農業種苗法に基いて農産種苗の名称登録を実施しているが、今後とも整備拡充に努力したい。
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額等に関する請願（第三二九二号）	同	

ソ連巡視艦の日本漁船だ捕調査促進に関する請願（第三一六一号）	同	三、有畜農家創設維持に関する対策要望について (1)融資の枠の拡大にできる限り努力したい。 (2)導入量については、現在のところ変更する意志はないが、なお研究したい。 (3)低利融資については計画中である。 (4)サイロの設置奨励については努力したい。
警察予備隊の農地買収反対に関する請願（第一二七号）	同	四、繭取引における水引は多年に亘る商慣習であるから、その合理化について検討したい。
畜牛導入資金融資に関する請願（第一〇四九号）	同	五、国有林については国有林野整備臨時措置法の趣旨に従い、現地について処理を進めている。
国営家畜取引所設置に関する請願（第三一九三号）	同	六、民有未墾地の買収に伴う代替地を求める方策として国有林野法による共同林野の設定又は加入に努力しており、これにより難い場合は国有林野の使用又は賃貸を認めるよう処理している。
岩手県滝沢村地内国有林払下げ等に関する請願（第一八八〇号）	同	七、自作農創設特別措置法によつて買収された未墾地の対価は、是正する意向はないが、なお農地法（昭和二十七年七月法律第二百二十九号）による買収は、その土地の固定資産税評価額によつている。 自作農創設維持資金の予算増額には努力している。
アミラン漁網綱調製費助成に関する請願（六件）（第二九、二七一、三二八、三七〇、四〇一、四〇九号）	同	八、土地改良法の改正については、目下検討中である。

		本件については目下調査中であるが、用地調達については極力農地及び開拓地以外に求めることを根本方針としているが、やむを得ずこれを調達する場合は、中央において慎重協議の上決定することとしている。 酪農を主とした有畜営農形態の達成に事情の許す限り、努力したい。なお導入資金については有畜農家創設要綱に基く利子補給制度を活用するのが適当と考える。 国営家畜取引所については研究中であるが、家畜取引の適正、消流の円滑化及び販売機構の合理化について財政の許す限り早急に実現するよう努力したい。 一、国有林野の払下げについては、国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年六月法律第二百四十七号）の趣旨に従い、調査の上処置したい。 二、鳥獣試験所の禁猟区域の解除は、困難である。 合成繊維漁網の普及促進を図るため、融資措置を推進したい。

凍霜による被害農家救済の請願（第二七二四号）	同	一、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による事業助成予算の増額等については、増額と共に総合助成施設についても目下研究中である。 二、地方財政平衡交付金制度の運用に当つては、一般担税力が著しく減退した結果税収入の減少を余儀なくせしめられる事態になるときは、充分考慮するようにしたい。 三、失業対策事業は、その本旨から、農村の農耕作業量の一時的減少のため余剰となつた労働力を副業的な意味において就業せしめることは適当でない。但し、当該地域においては失業者の数が著しく増大する事態においては失業対策事業の枠の拡大も考えられる。 四、農家の余剰労働力を農地、山林等の土木事業への活用については将来大いに実施したい。
国有林、民有林の境界確定に関する請願（第六七五号）	同	本件については種々の資料を調査検討した結果営林局の査定線は、正当と認められる。
国有林野払下げに関する請願（第一〇五〇号）	同	国有林野整備臨時措置法に基き目下検討中であるので、近く処理される見込である。
和歌山県那賀郡内国有林野払下げに関する請願（第一三八三号）	同	本件については、国有林野整備臨時措置法の趣旨に基いて、調査の上地元利用者との調整をも考慮して処置したい。
北海道羊蹄山崩壊防災砂防施設事業施行に関する請願（第一七〇九号）	同	北海道内の昭和二十七年度治山事業は既に決定済であるから本地計画につては北海道庁とも協議の上善処したい。治山事業の全額国庫補助については国家財政上困難であるが、今後も国庫補助率の引上げについては努力したい。
国有林野払下げに関する請願（第二九〇四号）	同	国有林野整備臨時措置法の趣旨に従つて調査の上処置したい。
宮城県越河村官公造林地の虫害立木払下げに関する請願（第二九〇五号）	同	公有林野官行造林地内に発生する松くい虫に対しては国において駆除を実行の方針である。
青果物団体に農林漁業特別融資等の請願（第一九八二号）	同	一、青果物共同利用施設については、共同撰果場、加工場について融資の実現を見ているが、今後とも資金枠の増大について努力したい。 二、生産、出荷団体の育成強化については出荷調整による価格安定が緊要と認められ昭和二十七年度において出荷調整のための市況通報に要する経費に対し、中央及び地方出荷団体に国庫補助金を交付して、その事業の強化を図つたが、今後も増額に努力したい。各県の駐在員による販売斡旋所の設置は効果を期待出来ぬと考える。なお、蔬菜については、現在平衡交付金で蔬菜生産専任職員二六人を全国に設置しているが、更にこれを拡充したいと考える。 三、植物防疫法に基く病害虫の防除は、特殊事情のない限り園芸病害虫の防除には適用しないが、保護衛生上の見地から考慮検討

同	八戸漁港修築促進に関する請願（第三二七号）	中である。
同	長崎県小値賀漁港修築工事施行に関する請願（第三二九三号）	四、果樹苗木の育成助成は、行つておらぬが、検査については、農産種苗法の改正等による強化を考慮中である。
同	崎浜漁港修築工事促進に関する請願（第一四二号）	五、青果園芸の発展のために特産課の拡充は考えておらぬ。
同	桑葉発芽促進用肥料代金国庫補助等に関する請願（六件）（第二三七九、二四一四、二四一五、二四二一、二四二七、二七二一号）	六、農業協同組合等青果物の加工事業を経営しようとする事業主体に対しては、農林漁業特別融資制度の運用により、設備資金融資の方途を講じている。なお、農村工業面の指導助成は、事業の経営及び技術面について専門家に委嘱して巡回指導を実施している。
		本件については、昭和二十七年度より着手することになつた。
		本件については、漁港整備計画に採択の上は国庫財政の許す範囲内で重点的に修築事業を考慮したい。
		本件については、昭和二十七年度から着手することになつた。
同	くりたまばち防除対策に関する請願（第二八六四号）	緊急に次のような処置をしたので被害農家の経営安定を促進したものと考える。
		一、病害虫防除薬剤購入費について補助金を交付した。
		二、農業共済保険金の概算払を実施した（福島県、山形県）
		三、蚕種製造業者に対する経営資金の融資あつ旋に努めた。
		四、製糸原料繭の調整のあつ旋に努めた。
同	北海道香深村に北方新魚田開発基地敷設設定及び魚田調査の請願（第二四一号）	五、桑苗に対する救済助成については、優良桑苗確保の措置を考慮している。
		六、低利営農資金の貸出については、蚕繭手形制度等により概ね処理された。又凍霜害により土地の維持困難な養蚕農家については、特に土地の強制譲渡制度を活用して救済することとし、自作農創設維持資金第一次の配分に当つて格別の考慮を払つた。
		七、被害農家の所得は、被害を受けた事業の所得を通じ実情に応じて課税される。
		八、被害市町村については、総収入状況等を勘案して財政措置に関し適切な考慮が払われる。
		防除計画の実施に必要な経費は、昭和二十七年度に予備費から支出し、更に補正予算にも計上した。二十八年度予算にも所要経費の計上に努力中である。
		北海道における新魚田の開発は、昭和二十六年度より年次計画的に北海道総合開発の一環として実施されているので、右によつて本件は処理されるのが適当と思われるが、詳細を検討中である。

同	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額等の請願（第三二四号）	昭和二十七年度予算において可及的に増額を図つたが、今後も善処したい。
同	積雪寒冷単作地帯の農業振興促進等に関する請願（第一九四九号）	昭和二十六年度補正予算及び二十七年度予算において、国の財政の許す範囲で予算措置を講じたが、今後も努力したい。
同	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く国庫補助増額の請願（第三一九〇号）	右に同じ。
同	積雪寒冷単作地帯振興に関する請願（第一一五八号）	右に同じ。
同	積雪寒冷単作地帯振興対策事業促進に関する請願（第三一六〇号）	右に同じ。
同	農業施策の強化確立等に関する請願（第一九九五号）	一、農業施策の強化確立について (イ)食糧増産法の制定を考慮している。 (ロ)開拓入植の実施、公共事業への就労補導を推進している。 (ハ)肥料の生産は現在不要と考える。価格の安定帯の実施を指導するとともに需要安定の制度化を研究している。輸出は内需を優先の方針である。 (ニ)米価算定基準については、現在パリティ方式と併行して研究し改善に努力する。麦価の決定に麦類の生産確保の意味からも今後とも慎重に取扱いたい。 (ホ)昭和二十八年度において、できるだけ考慮したい。 (ヘ)主要農作物の採種ほの内容拡充に努力したい。 (ト)特別融資措置の法制化、牧野の改良、飼料作物種子確保の拡充、種畜輸入の強化、家畜畜産物取引の実態調査等要望にそうよう努力中である。 (チ)繭糸価格安定法第十一条による繭価維持については臨機の措置がとれるよう研究している。 (リ)昭和二十七年度より十カ年継続事業として実施中であるが、二十八年度には改植事業の増強と一部新植を実施するよう研究中である。 (ヌ)昭和二十七年度に助成及び融資を実施中であるが、二十八年度においても、その増額に努力したい。 (ル)普及事業は従来通りの体制で推進するが慎重に研究の上、不充分な点があれば整備したい。 (ヲ)今後も総合的施策を研究中である。 (ワ)自作農創設維持資金については政府買収及び年賦売渡の方式をもつて実施しておるが、将来は所要全額を実施しうるよう努力したい。 (カ)昭和二十七年度は植物防疫法によつて実施し効果を収めているが、二十八年度においては、病虫害の発生予察、農薬及び防

除機具、防除組織等の整備強化に一段の努力をしたい。

二、農業協同組合の育成強化について

(イ)　農業協同組合再建整備法の趣旨及び財政上の理由により困難である。

(ロ)　財政上の助成を行うことは困難である。

(ハ)　行政検査を委託する考えはないが、常例検査の対象とならない組合に対しては検討中である。

(ニ)　農村工業及び農業倉庫の設備改善には農林漁業資金融通法により長期低利資金の融通を行っているが、病院については検討の上善処したい。

(ホ)　助成は困難であるが、融資は行っている。

(ヘ)　昭和二十七年度予算に蚕業技術指導強化費を相当額計上したが、今後更に強化したい。

(ト)　麦については融資措置を講じたが今後も考慮したい。米については、特別指定集荷業者の集荷資金について検討の上善処したい。

(チ)　道路運送法及び通運事業法による免許を受ければ、通運事業を行うことができる。

三、農業倉庫拡充に対する助成金交付について

(イ)(ロ)　国庫助成は困難である。

(ロ)　融資の貸出利率を下げることは困難である。

四、蚕業技術指導強化費増額については、今後更に強化するよう努力したい。

五、農業技術体系の整備強化策について

(イ)　現行形態を最も妥当と考える。

(ロ)　国庫助成を行うことは困難である。

六、積雪寒冷単作地帯振興に関する諸施策に対し国庫補助を増額すること。

(イ)　昭和二十七年度において、団体営かんがい排水、小規模土地改良事業については増額したが今後も諸施策の助成及び強化について考慮したい。

(ロ)　昭和二十七年度において、農業倉庫、木炭倉庫、小水力発電について融資を行っているが更に増額に努力したい。農村工業については、二十八年度より別枠を設けるよう立案し、審議中である。

(ハ)　更に積極的推進に努力したい。

(ニ)(ホ)　更に増額に努力したい。

七、農業協同組合に対する課税免除について

(イ)(ロ)(ハ)　全面的な課税免除は困難である。

(ニ)　全面的に免除することは困難である。

(ホ)　附加価値税については第十三回国会において地方税を一部改正し実施を一年延期したが、その後の措置については検討中である。

(ヘ)　全面的に免除することは困難である。

部落農業団体育成強化に関する請願（第二五五一号）	同
野洲川水源地帯の治山事業に関する請願（第一四四〇号）	同
森林虫害防除に関する請願（第二一九九号）	同
蚕糸業振興に関する請願（第一九二六号）	同

八、蚕繭処理対策について

(イ)(ロ)　具体的方策について検討中である。

繭糸価格安定資金の増額に努力したい。

(ハ)　今後も検定取引の主旨徹底を図りたい。

(ニ)　団体協約を締結するよう指導している。

(ホ)　金融機関が不当に繭価を抑制しないよう指導している。水引取引を直ちに撤廃することは困難であるが合理化を研究したい。

九、要許可事業の農協組合特別取扱について

(イ)(ロ)(ハ)　実現困難である。

(ホ)　組合製糸については乾繭事情が好転すれば特別な取扱をしたい。

十、組合共済事業推進について

(イ)(ロ)(ハ)　慎重に検討中である。

部落農業団体の重要性は認められるが、その経費の一部を助成することは慎重に考究したい。

昭和二十七年度は五百万円程度の事業であるが次年度以降はこれを拡充し、早急に事業の完成を図りたい。

昭和二十七年度において民有林の駆除を全面的に実施したい。

一、(イ)　現在の資金は約三十億であるが必要に応じ増額に努力したい。

(ロ)　繭糸価格安定法第十一条により、事態に当面して臨時措置がとれるよう常に研究している。

(ハ)　現在最低価格は、繭の生産費と生糸の製造販売費との合計額の八割五分を下り得ないことになつている。

二、養蚕農協による繭の共同販売体制の確立に努めてきたが、今後も保護助長に関し研究したい。

三、スタンプ手形制度を実施しているが、今後も継続していきたい。

四、昭和二十七年度予算に蚕糸技術指導所設置費として二八〇箇所分七五、四一五千円、蚕業技術指導強化費として二、七六三名分九二、六六三千円を計上したが、今後も更に強化を図りたい。

五、優良桑苗確保費補助金交付等を通じて、養蚕振興に努力している。

六、実現に努力したい。

七、輸出入総合リンク制の実現は困難であるが、振興策として貿易技術の改善に努力する。

八、昭和二十七年度において改植に必要な経費として一、二百万円を計上し、優良桑苗の確保を図つているが、二十八年度においては更に強化拡充したい。

九、(イ)　昭和二十七年度予算に二千万円の補助経費を計上したが、今後もその拡充強化に努力したい。

中国四国地方に国立園芸試験場設置の請願（第一七四〇号）	同	(ロ)他施設との関係を考慮し、検討したい。 十、国の研究機関には、研究費を増額し、府県の研究機関には試験研究費の補助金を交付することによつて、強化拡充をする方針である。 十一、制度の運用により局地的に解決する方針であり、原則を緩和する考はない。 十二、(イ)研究中である。 (ロ)昭和二十八年度より実施するよう努力中である。 (ハ)農業共済基金法の運用により支払の急遽は期せられると考える。再保険金の概算払制度は確立しているが今後も要望にそうよう善処したい。 (ニ)現在要望のとおり実施している。 (ホ)早急に実現させる考はないが、今後研究しいきたい。 十三、慎重に考慮したい。
水稲保温折衷苗代設置費国庫補助継続に関する請願（第三一九二号）	同	昭和二十八年度において四国農業試験場に園芸に関する研究室を増設するよう努力している。中国農業試験場にもこれと同様の施設を設置する必要は認めるが、早急に実現することは困難である。なお蔬菜の研究室の設置拡充は考慮中である。
耕土培養対策事業費増額に関する請願（第三一九一号）	同	昭和二十八年度においても国庫助成の予算的措置を考慮するとともに良質安価な温床紙の確保に努力したい。
こんにやく生産農家保護に関する請願（第二八一〇号）	同	昭和二十七年度より耕土培養事業を七カ年計画で実施しているが、今後一層施設を充実させ拡充強化を図りたい。
でん粉工業救済に関する請願（二件）（第四二八、四八五号）	同	国内産こんにやく粉の価格と生産の安定を期するため、外産こんにやく粉の輸入については慎重に取扱つていきたい。 一、政府の指値は概ね市価より算定している。入札数量は実績を考慮して毎月約一万俵とし十二月までに略々終了されている。 二、随意契約は原則として行わない。 三、昭和二十七年四月一日から、水あめ、ぶどう糖の物品税は全廃し、輸入関税は精糖を三五%粗糖を二〇%に引き上げ、砂糖の消費税は一〇〇斤当り一九五〇円とした。 四、でん粉の輸入は今後も原則として認めない方針である。 五、昭和二十六年産でん粉の政府買上措置を講じた。
大槌漁港築設工事促進に関する請願（第二一三号）	同	昭和二十七年度以降において予算の許す範囲内で魚揚岸壁その他の諸施設の早期充実に努めたい。
八重根漁港築設に関する請願（第二三一四号）	同	昭和二十八年度以降において予算の許す範囲内で修築事業を実施したい。
岩手県下の漁港整備費国庫補助増額等に関する請願（第一四四号）	同	工事の実施額増加に努力したい。 修築費に対する国庫負担率の増加は直に実施することは困難である。

水産業改良普及技術員設置費国庫補助に関する請願（二件）（第一七四三、二二〇〇号）	同	養殖技術員及び漁船機関及び電気器具機械取扱のための巡廻指導員の設置等について国庫補助を研究中である。又研究グループを構成し先達漁船による漁業技術の改良研究実施の計画を立案中であり、これに要する経費の一部国庫補助も研究している。 国庫予算の許す範囲内で修築工事を実施するよう考慮したい。 右に同じ。
小浜漁港船揚場施設工事促進に関する請願（第一四二三号）	同	一、両石漁港は第一種漁港に指定されている。 二、昭和二十七年度の災害復旧実施額は事業費二、六四五、〇〇〇円で、この国庫補助金は一、七六三、五〇〇円の見込であり、残余は次年度に実施する予定である。 三、修築工事については国庫予算の許す限り考慮したい。
厚内漁港修築工事施行に関する請願（第一三七九号）	同	
両石漁港整備促進に関する請願（第二六〇七号）	同	
高家漁港災害復旧に関する請願（第一三七号）	同	復旧工事は昭和二十六年度及び二十七年度に実施したが、二十八年度においても国庫予算の許す範囲内でなるべく早期に復旧工事を実施するよう努力したい。
上磯漁港整備に関する請願（第二五八九号）	同	漁港計画に採択の上は国庫予算の許す範囲内で修築整備するよう考慮したい。
北海道内路港を漁港に指定の請願（第二七一四号）	同	第一種漁港に指定手続中である。漁港計画に採択の上は、国庫予算の許す範囲内で修築整備するようにしたい。
防災ため池施設事業促進に関する請願（第二九八〇号）	同	国家財政の都合で要望通りの割当が出来ないが、昭和二十八年度においては要望にそうべく努力したい。
岩手県営防水ため池築設工事費国庫補助増額等に関する請願（第一六五八号）	同	衣川、御所両地区防災ため池事業には国家財政の都合で充分なる割当が出来ないが、昭和二十八年度は増額に努力し促進を図りたい。なお、安比川水系の防災ため池については、二十七年度新規事業として採択している。
農林小産業施設災害復旧事業費国庫補助等に関する請願（第一八八六号）	同	災害復旧は三カ年で完成すべく計画をたてているが、財政の都合で補助金交付が遅延しているので、今後はつとめて計画を維持して促進するよう資金指置の問題と併せて目下検討中である。
開拓地の電気導入施設費国庫補助に関する請願（第九三九号）	同	開拓地の電気導入施設費国庫補助については、既に実施中であるが、その予算金額では要望に十分応じきれない実情にあるので、これが増額に鋭意努力している。
岡山県勝北地区総合かんがい排水事業費国庫補助に関する請願（第六二八号）	同	昭和二十七年度県営かんがい排水事業調査補助地区として採択されたから、調査の結果により、着工を考慮したい。
静岡県浜名郡北部の土地改良事業施行に関する請願（第一〇三〇号）	同	昭和二十七年度から新規着工が認められている。

宮城県亘理農業水利事業の国営に関する請願（第一六四一号）	同	昭和二十六年度から直轄調査で調査計画し、二十七年度から県営をもつて着工しているが、なお、一部の施工法について調査研究中である。
宮城県石森町外二箇村の排水機関設置に関する請願（第九七五号）	同	昭和二十七年度県営かんがい排水事業新規着工地区として着工済である。
吾妻山系かんがい用水除雪工事等に関する請願（第八一七号）	同	昭和二十七年度において県営かんがい排水計画地区として計画費を補助し、目下県当局において計画樹立中である。
山形県亀井田村大字鷹巣両地区に開拓道路開設の請願（第二四六八号）	同	本件の分岐路線の新設については、開拓の面からその経済効果を測定する必要があり、実施するとしても葉山開拓道路の完成が先決問題であるので、本路線については、県とも連絡し充分調査の上善処したい。なお、特に最上川横断橋梁の架設については、県内の道路網の配置等も勘案し、開拓として受持つべき分野の限界についても考慮しなければならないと考える。
干拓地の公共施設工事費等国庫補助に関する請願（第一九六七号）	同	公共施設工事、整地工事の国庫補助については今後において補助しうる様に努力したい。
国内産含みつ糖改良増産事業費国庫補助に関する請願（第一四〇七号）	同	本件については国家財政の関係上不可能である。なお、本件に関係する優良種苗導入費については、昭和二十五年以降助成金を交付している。
繭生産費引上げに関する請願（第一五〇五号）	同	繭糸価格安定法に基く最高及び最低価格決定の基準として採つている繭の生産費は、同法施行令第四条によつて算定された額であつて、農林省統計調査部で調査して発表する繭生産費とは算定方法が異つている。なお、繭糸価格安定法施行令で規定する繭生産費算定項目及びその内容については、昭和二十七年政令第百九十九号をもつて修正し同年六月から実施している。
果樹園の凍霜害対策に関する請願（第一七二三号）	同	福島県における凍霜害については、財政上の都合もあり予備費支出も出来なかつたが、政府としてはかねてより組合系統金融の拡充に努めており、これが活用されることが最も望ましいと考える。なお、この種災害に対する応急救済の方途を講ずるための措置を今後充分検討したい。
バターの輸入反対に関する請願（第二四二二号）	同	一、バターの輸入については、昭和二十七年上半期においては外貨予算に計上されたが、実際の輸入は行つておらず今後も此の線にそうべく努力したい。 二、低廉なる飼料の輸入については、具体的計画を検討中である。 三、乳牛の輸入については、予算化につき努力中である。 四、牛舎、尿溜、サイロ等の融資については、昭和二十七年度から農林漁業資金融通法により実施中であるが、その他についても実施をはかりたいと考えている。

湿田単作地域の農業改良促進に関する保護法制定の請願（第二一六九号）	同	湿田単作地域の改善は、目下その実現に努力中である。
農林漁業及び有畜農家創設資金の融通に関する請願（二件）（第一九四八、一九九一号）	同	一、(イ)農林漁業資金の需要は多額であり、又資金枠が限られているので積雪寒冷単作地帯についてのみ拡大することは困難であるが、今後とも資金枠の拡大に努力したい。(ロ)資金コストの点から利子率引下げは困難である。 二、(イ)有畜農家創設資金は、農林漁業資金とは別個の制度として継続するため、立法化の措置を考究中である。(ロ)本資金について は財政の許す限り利子補給率を高め、実質的利子率の引下げにつとめるよう努力したい。
農林漁業資金融通法の貸付対象拡大に関する請願（第一三七一号）	同	昭和二十七年十二月農山漁村電気導入促進法が制定され、従来の小水力発電施設の外受電設備も農林漁業資金の融通対象となることになつた。
農業協同組合に対する長期低利資金融通の請願（第一四三七号）	同	農協事業連の整備促進をはかるために系統金融機関の事業連に対する固定化債権の条件緩和をはかる為、事業連の整備計画樹立を前提として、系統金融機関に対し利子補給による助成措置を講ずべく検討中である。
農業協同組合等の経営改善費融資に関する請願（第二八七六号）	同	右に同じ。
凍霜被害農家の営農資金あつ旋に関する請願（第二九九七号）	同	一、共済会の迅速なる支払を保全する為、蚕繭共済については農林中央金庫より保険金支払つなぎ資金の緊急融資及び再保険金の概算払を福島県農業共済組合連合会に対して行つた。 二、低利資金の供給については、農業手形により、農林中金より貸出が行われた。 三、桑園肥料手形による融資が農林中金より行われた。 四、農林系統金融機関の自己資金による緊急融資については、農林中金より昭和二十七年六月に蚕種引取資金及び桑の病虫害防除薬剤購入資金が県蚕糸連に対して行われた。

農業改良普及員の定員確保に関する請願（第一四〇一号）	同	農業改良普及員については、差当り増員の計画はないが、資質の向上を図つて要望にこたえるよう努力している。生活改良普及員については、昭和二十八年度予算において九七八名の増員を努力中である。なお普及員の整理は現在まで全く行われていない。
宮崎県細島港に動植物検疫機関設置の請願（第二三四〇号）	同	一、輸出入植物の数量が増加し、植物検疫機関の設置を必要とすると認められた場合には同機関を設置するようにつとめたい。 二、動物、畜産物の輸出入件数が増加し、動物検疫施設を設置する必要があると認められる場合には、同施設を設置するようにつとめたい。
岡山県い草種苗場等の国営移管に関する請願（第三二六三号）	同	将来必要であると考えられるが、差当り現存の県立農業試験場及び県立工業試験場において巡回指導試験研究等を実施する措置の実現に努めたいと考える。
産繭処理機構改善に関する請願（第一五〇七号）	同	一、産繭額との均衡が得られる時期までは、全国的に設備数が増加しないよう留意している。 二、個人販売の自由は何等制限していない。 三、検定取引によることは現在実施中であるが、乾繭の荷口を生繭一、〇〇〇貫程度に制限することは現在考えていない。 四、第三者が乾繭業、保管業を営むことは、現在何等制限していない。繭の内渡金は繭糸価の見透し、当該地方の繭検定の実績等を勘案して決定しており、精算は検査成績の品位によることとなるので、特にその中間で鑑定を行うことは、かえつて手続を煩鎖にする虞がある。 五、営業倉庫及び繭売買業者等の取り扱う繭に対しては、今直ちに特別の融資の途を講ずることは考えていない。 六、農協の設置する乾繭施設の造成等については農林漁業金融公庫から融資するとともに農協が保管せんとする乾繭については、養蚕者が希望する場合にその生活資金農資金としての融資の途を開いている。 七、法律に基かない実物市場としての乾繭取引市場を設けることについては何等制限していない。 八、蚕業技術指導の強化については、今後更に拡充強化を図りたい。 九、蚕品種の統一は、現行のように蚕糸業法に基いて農林大臣が蚕品種の検定を行うことによつて、目的を達しうるものと考える。 商工中金その他の中小金融専門機関に預託している国庫余裕金は今後も財政資金に余裕を生ずるときに、その増額をはかりたい。また、資金運用部資金の活用等についても検討したい。 商工組合中央金庫の資金源の増強については常に意をいたしており、政府預託金は本年四月再度預託した外更に新規預託金をこれに追加した。日銀別枠融資については今後借入限度の拡大を行うことは不適当と認められるが、公共団体預託金導入はその強化に努力している。
中小企業の危機打開に関する請願（第四五二号）	同	
中小企業の金融危機打開に関する請願（第一〇四五号）	同	
中小企業共同施設費国庫補助増額に関する請願（第一二一一号）	通商産業省	中小企業共同施設費補助金は昭和二十二年度以降毎年度増額を図つており、昭和二十七年度は二十六年度と同額であるが、今後も財源の許す限り増額に努力したい。
大阪工業試験所四国支所存置に関する請願（第二八二号）	同	大阪工業試験所四国支所は、昭和二十七年四月より、大阪工業技術試験所四国出張所に改組し、従来行つてきた試験研究業務は大阪本所へ移し、出張所は四国地方の工業技術の普及指導及び調査を主として行う機関として運営することにした。
工芸指導所九州支所存置に関する請願（第一七二号）	同	工芸指導所九州支所は、昭和二十七年四月より、産業工芸試験所九州出張所に改組し、従来行つてきた試験研究業務は東京本所へ移し、同出張所は、九州地方の産業工芸技術の指導および調査を主として行う機関として運営することにした。
鉱毒対策費国庫支弁に関する請願（第一七三八号）	同	松尾鉱山における坑内水地下水化処理は、我が国においては未だ実例のない新方法であるので、試験研究の促進を図りその結果により善処したい。
国内モリブデン鉱保護に関する請願（第一〇五八号）	同	一、国内配給統制については、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十三号）により使用制限を行つている。昭和二十七年以降輸入品は、緊要物資輸入基金特別会計による政府買上を行い、需要者直接の輸入は許可していない。 二、山元貯鉱売上方式については、慎重に検討したい。
屋内電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願（第二〇八八号）	同	立法化につき目下検討中である。
電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願（第二九一〇号）	同	右に同じ。
電力有効利用北陸電解電炉工業負荷の季節的調整実施に関する請願（第一七号）	同	本件については、少くとも北陸地方においては、特約料金制によつて供給力に見合う負荷調整を実施すべく目下検討中である。
電源開発に関する請願（十一件）（第一三一四、一六五四、一三二九、一三六六、一三六七、一四四七、一四六八、一五一〇、一五四九、一五五五、一六四七号）	同	電源開発については、国土総合開発の一環として大局的な観点より、恒久的な施策を強力に促進するため、先に電源開発五カ年計画を樹立し、その重点をダム式発電所の建設に置き、各電力会社については、継続工事の完遂を、電源開発工事の推進を図ると共に、公営発電新規開発工事については、大規模な所、自家用発電所についても積極的に開発を進め、急速に効果的な開発実績をあげるよう努力中である。 以上の方針のもとに、水力資源の開発に対して、国家資金の重点的投下を行う外、外資の導入についてもその具体化を促進しつつ

水力電源開発促進に関する請願（第二八七九号）	同	ある。電源開発の促進については、五箇年計画に基き、鋭意努力中である。なお、電力供給力拡充のため電源開発会社が発足し、一段と開発態勢が整備されたので、その目的達成に努力したい。
球磨川電源開発促進等に関する請願（第一四〇五号）	同	
安下庄港災害防除工事施行に関する請願（第一一号）	運輸省	球磨川に対しては、下流藤本地点を熊本県で、中流地点を開発会社でそれぞれ開発計画が進められている。なお、火力発電については従来より一段と強化促進されている。
八木港修築工事継続に関する請願（第三二号）	同	昭和二十七年度においては、最も緊急を要する防波堤工事の一部を実施し、更に二十八年度以降において逐次整備を予定している。
久慈避難港築設促進に関する請願（第三三号）	同	現在の財政力では急速な完成が困難なので、昭和二十七年度は事業費五六〇万円をもつて防波堤修築工事を実施し、更に二十八年度も引き続き工事の予定である。
網走港修築工事促進に関する請願（第一九一号）	同	港湾修築計画を立て、国家財政の許す範囲で極力趣旨にそうよう努力したい。
北海道香深港修築工事促進に関する請願（第二三六号）	同	予算に制約されているので、昭和二十七年度は一四〇〇万円をもつて工事を実施し、二十八年度も引き続き実施を予定している。
函館港第二号ふ頭完成促進に関する請願（第二四六号）	同	昭和二十七年度は防波堤事業費七二〇万円をもつて実施し、更に二十八年度も引き続き定期船の碇泊可能を計るよう努力している。
八戸港修築工事促進に関する請願（第五五七号）	同	昭和二十七年度の事業費は二十六年度の二割増程度で実施し、二十八年度において完成したい。
公有水面埋立免許料を港湾管理者の収入とする請願（第八八六号）	同	国の予算の許す限度で早期に着手するよう考慮中である。
島根県宅野港防波堤復旧工事施行に関する請願（第一〇五九号）	同	公有水面埋立法を研究し趣旨にそうよう善処したい。
国鉄嘱託医の往診用バス復活に関する請願（第一六九五号）	同	昭和二十七年度に東防波堤二十五米を復旧したが、残事業についても引き続き二十八年度以降において実施したい。
佐賀県鳥栖町に鉄道管理局設置の請願（第一三二七号）	同	最近の実状について十分に検討の上復活の可否について研究することとしたい。
姫路市に鉄道管理局設置の請願（第一七六四号）	同	昭和二十七年八月現行のように改正したもので、管理局増置については、目下結論を得る状態に達していない。
下関市に鉄道管理局設置の請願（第一九六二号）	同	右に同じ。
北海道室蘭市に鉄道管理局設置の請願（第二三六〇号）	同	右に同じ。
福島市に鉄道管理局設置の請願（第二七〇二号）	同	右に同じ。

小浜線小浜市遠敷地区内に新駅設置の請願（第一四九号）	同	昭和二十七年四月設置を決定目下工事中である。
津田、長尾両駅間に簡易駅設置の請願（第四九九号）	同	急速実施は困難であると思われるが、なお地方事情等につき調査研究したい。
尻内、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願（第二三三号）	同	昭和二十七年十一月より尻内、鮫間に運転を開始したが、鮫以遠については、現有気動車の状況から急速実施は困難と考えられる。なお、駅設置については、今後十分研究することとしたい。
小浜線に新車両および二等車配置等の請願（第一五〇号）	同	車両の改善については、目下鋭意努力中であり、新製、改善等とにらみ合せ逐次客車の向上を図つている。また二等車は現有車両が少いので、早急に同線区に配置することは困難である。
長崎線に特別急行列車運行の請願（第二二八号）	同	早急実施は困難である。
長崎線における雲仙号の平坦線運行の請願（第二三〇号）	同	今後よく研究することとしたい。
長崎線に寝台車、食堂車増結の請願（第二三一号）	同	急速実施は困難であるが、今後この種車両の増備をまつて研究したい。
鮮魚輸送用レソ車増設に関する請願（第二三四号）	同	冷蔵車については、昭和二十七年度において、約二百両の新造を行つた。冷蔵車の運用に当つては更に意を用い要望にそうよう努力したい。
水郡線に列車増発の請願（第三一四号）	同	昭和二十七年九月より郡山、磐城棚倉間に一往復の増発を行つた。
列車内に行先、駅名標示の請願（第五四九号）	同	今後十分研究することとする。なお、駅名標の増設或は従事員による案内等更に強化してゆきたい。
北九州地区国鉄主要路線にデーゼル電動列車運転開始等の請願（第五七四号）	同	門司港、博多間には新製気動車の落成をまつて運転する計画をしている。その他の線区は現有気動車の関係から早急実施は困難である。なお特別急行列車は京都、博多間に運転を実施した。
東海道線特急列車の神戸始発延長に関する請願（第七四一号）	同	神戸駅の現在の設備では実施困難であるが、今後よく研究したい。
国営自動車近城線の延長運輸開始に関する請願（第四号）	同	目下許可の可否につき検討中である。
山形村、小国間国営バス運輸開始に関する請願（第二〇号）	同	今後よく現地の実状等調査の上研究いたしたい。
一戸、久慈両駅間国営バス運輸開始に関する請願（第二一号）	同	右に同じ。
岩手県九戸郡東部および西部両地区国営バス運輸開始の請願（第二二号）	同	岩泉、陸中白山間及び夏井駅、夏井間については目下実施方研究中である。なお、軽米町を中心とする循環路線及び軽米、八戸間の運行については今後よく現地の実状等調査の上研究したい。
岩手県大川目村、夏井駅間の国営バス運輸延長に関する請願（第二四号）	同	夏井駅、夏井間については、目下実施方研究中である。大川目村、夏井間については、今後現地の実状等よく調査の上研究したい。

白棚鉄道復活に関する請願（第五八七号）	同	昭和二十七年度において工事に着手した。
海老津、赤間両駅間に簡易停車場設置の請願（二件）（第一三六五、一六九七号）	同	直ちに駅を設置することは困難であるがディゼル化の際十分研究することとしたい。
山陰全線に急行列車運行等の請願（四件）（第一四五一、一五〇二、一五四六、一五六〇号）	同	早急実施は困難であるが、今後よく研究したい。
上野、青森両駅間下り直通急行列車増設に関する請願（三件）（第一六〇二、一六二六、一七八七号）	同	早急実施は困難であるが、今後よく研究したい。
上野、白河両駅間不定期週末下り列車等の運行延長に関する請願（三件）（第一六〇三、一六二五、一七九〇号）	同	今後十分研究することとしたい。なお春、秋等多客期には事情の許す限り輸送の緩和を図りたい。
水郡線、磐越東線の旅客サービス改善に関する請願（三件）（第一六〇四、一六二三、一七八八号）	同	車両の改善については一部実施したが、全面的に実施することは、資金面の制約があり困難である。今後ともサービスの向上については努力することとしたい。
和歌山県田辺市、近野村間国営バス運輸延長の請願（第四三五号）	同	一時要望にこたえて実施したが、利用客が少いので取止めにした。その後の変化もあるので十分研究することとしたい。
国営自動車天龍線遠江横山路線延長に関する請願（第一五〇九号）	同	昭和二十七年十二月より運輸営業を開始した。
白棚鉄道復活に関する請願（二件）（第一六〇五、一六二四号）	同	昭和二十七年度で工事に着手した。
元傷い軍人鉄道無賃乗車証復活に関する請願（第四〇四号）	同	現在身体障害者に対しては五割の運賃割引を実施しており、更に拡張して元傷い軍人に対し無賃の取扱をすることは、困難である。
白棚鉄道復活に関する請願（第一七八九号）	同	昭和二十七年度で工事に着手した。
新氏、余目両駅間および念珠関、吹浦両駅間にディゼルカー運行の請願（第一七八六号）	同	今後気動車の増備をまつて十分研究することとしたい。
三石、笠岡両駅間に気動車運行の請願（第一九七二号）	同	右に同じ。
大阪、篠山口両駅間にディゼルカー運行の請願（第二〇八二号）	同	右に同じ。
日の影線にディゼルカー運行の請願（第二五三三号）	同	右に同じ。
奈良線列車増発等に関する請願（第二二一五号）	同	今後よく研究することとしたい。なお、信楽、加茂間の延長工事については、今後とも十分研究調査することとしたい。
足立、上石見両駅間に新郷駅設置の請願（第一九九四号）	同	早急設置は困難であるが、今後よく研究することとしたい。

岡崎、安城両駅間に停車場設置の請願（第二〇六七号）	同	急速設置は困難であるが、なお将来地方事情その他研究することとしたい。
折尾、遠賀川両駅間および折尾、中間両駅間に停車場設置の請願（第二三四四号）	同	折尾遠賀川間については、現状では困難かと思うが、気動車運転の際十分研究することとしたい。折尾中間については列車区間としては困難である。
和歌山県二川村に国営バス運輸開始の請願（第一九五六号）	同	昭和二十八年二月より運輸営業を開始した。
菓子の鉄道貨物運賃基準改正に関する請願（第一九五五号）	同	菓子の三級は、特に高い等級とは考えられないので、引下げることは困難である。なお、運賃の計算重量および計算キロ程は、昭和二十八年二月細分して要望にこたえることとした。
水郡線鉄道改善に関する請願（第二〇四九号）	同	昭和二十七年九月より郡山、磐城石川間に一往復を増発した。客車の改善については目下鋭意努力中でありその他についても今後十分研究することとしたい。
串木野駅に急行列車停車の請願（第二〇五四号）	同	昭和二十八年三月より停車せしめることとした。
戦没者遺族の靖国神社参拝鉄道運賃優待等に関する請願（第二一〇一号）	同	昭和二十八年七月より運賃五割引の措置を実施した。
北見線旅客列車増設に関する請願（第二一五七号）	同	昭和二十七年九月より一往復増発した。
門司、熊本両駅間準急を都城駅まで延長運行の請願（第二六六六号）	同	国鉄の車両、要員等の関係から困難であるが、今後十分研究することとしたい。
常磐線電化促進に関する請願（第二三号）	同	柿岡町に地磁気観測所があつて、電化によりその機能を喪失するおそれがあるので、目下技術的に調査研究中である。この問題の解決をまつてできるだけ早い機会に実施したい。
吉備線を福山駅に延長の請願（第五号）	同	この路線のうち西総社、神辺間は、目下敷設法に追加の準備を進めている。
雫石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一八号）	同	今後更に研究したい。
宮古、久慈両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一九号）	同	今後更に研究を必要とする。なお本線は、国土開発等の見地から考慮されている。
中央線中野駅拡張工事促進に関する請願（第一九四号）	同	目下急行線ホームの拡幅を考慮中である。
姫路、幡生両駅間鉄道電化促進に関する請願（三件）（第二〇一、三一七、三八八号）	同	浜松、姫路間電化実施後電源開発の進行状況とにらみ合せて実施する計画である。
吉備線鉄道延長に関する請願（第二〇二一号）	同	この路線のうち、西総社、神辺間は、目下敷設法に追加の準備を進めている。
赤穂線鉄道敷設に関する請願（第二〇二三号）	同	播州赤穂、西大寺附近間は昭和二十七年八月工事に着手した。今後東西両方面からの工事着手も考えられるので、これらを十分考慮して本線の全通を図りたい。
長崎線の複線施設に関する請願（第二二七号）	同	今後の輸送量をも考慮して目下実施計画を検討中である。

長崎、諫早両駅間鉄道電化に関する請願（第二二九号）	同	目下の状況では当分実現は困難である。
長崎、諫早両駅間鉄道平坦線施設に関する請願（第二三二号）	同	長崎本線の改良線として今後も更に研究したい。
長岡、新潟両駅間鉄道電化促進に関する請願（第二四五号）	同	直ちに長岡、新潟間電化に着手することは困難である。
高崎、直江津両駅間鉄道電化促進に関する請願（第二六七号）	同	目下の状態では当分実現は困難である。
越美線全通に関する請願（二件）（第二八五、三六九号）	同	福井、大野間は土工工事が完成しており、大野、五箇間は線路の設計が済んでいる。本線のうち福井、朝日間は、昭和二十八年一月建設を許可した。なお、美濃太田から名古屋に至る路線は、今後十分研究したい。
長崎駅構内施設拡充に関する請願（第二八六号）	同	目下の状況では直ちに着工は困難かと思う。なお、ふ頭設備が昭和二十七年度に完成したので、貨物設備を中の島地区に逐次移設拡充を行う計画である。
岩手県南鍛治町東北本線踏切をガードに切替の請願（第三〇〇号）	同	昭和二十七年十一月立体交叉を完成して使用を開始した。
日田線全通促進等に関する請願（四件）（第四七三、三一五、四一〇、四四七号）	同	大行司、彦山間は昭和二十七年八月に工事に着手した。全通に伴う輸送経路の整備等については、研究調査中であり、添田線の田川経由も一応考えられるので、今後十分研究したい。
岩手県登米郡縦貫鉄道敷設促進に関する請願（第三一六号）	同	今後更に研究したい。
長岡駅正面、東口間地下道貫通に関する請願（第三一八号）	同	目下のところ計画はないが、道路管理者側で地下道を施工する場合には、十分協力したい。
赤穂線鉄道全通に関する請願（第三八七号）	同	播州赤穂、西六寺附近間は昭和二十七年八月工事に着手した。今後東西両方面からの工事着手も考えられるので、これらを十分考慮して本線の全通を図りたい。
富川、十勝清水両駅間鉄道敷設に関する請願（第四六九号）	同	始点の富内と振内間は、日振ずい道を除いて土工工事が完成しており、振内、右左府間は線路の設計が済んでいる。終点附近については、目下調査中である。なお、右左府富内間は目下諸準備を進めている。
阿仁合線鉄道延長敷設に関する請願（第五二五号）	同	今後なお研究したい。
日南線全通促進に関する請願（二件）（第五九八、六五六号）	同	北郷内海間が未成線となつているが、目下準備を進めている。
余市駅、余別村間鉄道敷設等に関する請願（第六二七号）	同	今後更に研究したい。
岡崎、多治見両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第七一九号）	同	今後も研究したい。
穴水、飯田両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第八七一号）	同	昭和二十八年一月建設を許可した。
荒海駅、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願（第八九三号）	同	同
熊武、技幸両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第九一〇号）	同	今後北海道開発の見地から研究を進めたい。
浜頓、十日市両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一一一七号）	同	昭和二十八年一月建設を許可した。
岡崎、多治見両駅間鉄道敷設に関する請願（第一一四四号）	同	今後も研究したい。
辺富内線鉄道完成促進に関する請願（第一三二二号）	同	辺富内、振内間は日振ずい道の一部未成部分を除いて路盤工事は竣功しており、振内、右左府間は線路の設計はすんでいるが着工していない。残余の右左府、御影間は選定未済区間である。なお、富内、右左府間は、目下諸準備を進めている。
日南線全通促進に関する請願（二件）（第一三二六、一六六五号）	同	目下諸準備を進めている。
湯本線鉄道敷設に関する請願（第一三八七号）	同	今後なお研究したい。
板柳駅にこ線橋架設の請願（第一四〇九号）	同	予算事情が好転次第、すみやかに設置すべく目下研究中である。
掛川町、御前崎港間鉄道敷設促進に関する請願（第一五〇七号）	同	今後なお研究したい。
姫路駅改築工事施行に関する請願（第一六二二号）	同	早急実施は不可能なので、現在市当局と種々協議中である。
五条、新宮両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一六九六号）	同	五条、阪本間は建設線で、神野までは路盤工事が竣功している。阪本から新宮へ至る区間は鉄道敷設法予定線に該当しているが、本宮、新宮間の工事は相当困難が予想される。なお、五条、阪本間については目下諸準備を進めている。
常磐線電車を佐貫駅まで延長運行するの請願（第一七一三号）	同	常磐線の電化については、出来るだけ早い機会に実現するよう努力している。
朱鞠内、羽幌両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一七四七号）	同	今後とも十分研究したい。
国鉄電車を明石駅より姫路駅まで延長運行の請願（第一七六三号）	同	資金の許す限り早い機会に電化する予定で目下現地調査を行つている。なお電車化については、電化に伴つて実施する計画である。
四国循環鉄道敷設工事促進に関する請願（二件）（第一八三八、一九二七号）	同	今後とも十分調査研究したい。
四国循環鉄道の第一、第二期敷設工事促進に関する請願（第一八三九号）	同	右に同じ。

宇野港の国鉄代替施設工事促進に関する請願（第一九六五号）	同	目下鋭意工事中である。
伯備線の施設改善強化に関する請願（第一九六九号）	同	倉敷、新見間を現在の三十キロ軌条から三十七キロ軌条に更換する計画をたて、昭和二十六、七年度に三十七キロの更換を完了した。残り二十九キロは二十八年度以降極力促進につとめる計画である。その他の施設の改良については予算の許す範囲で逐次設備したい。
天塩沿岸鉄道完通促進に関する請願（第一九九〇号）	同	遠羽線中未開通の築別、遠別間は、昭和二十八年一月建設を許可した。
岡崎、多治見両駅間鉄道敷設に関する請願（第二〇四〇号）	同	今後なお研究したい。
大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する件（第二〇八〇号）	同	目下調査研究中であつて、今後の資金その他とにらみ合せできるだけ早い機会に逐次実施したい。
茨城県長倉村、大子町間鉄道敷設促進に関する請願（第二〇八一号）	同	今後とも十分研究調査したい。
明石、姫路両駅間国鉄電車延長運転促進に関する請願（第二〇八三号）	同	資金の許す限り早い機会に電化する予定で目下現地調査を行つている。なお、電車化については、電化に伴つて実施する計画である。
北陸、上越連絡鉄道敷設に関する請願（第二一八二号）	同	今後とも十分研究したい。
福塩線下川辺駅まで電車延長運行の請願（第二二〇一号）	同	実現方については目下努力中である。
駿田、小浜両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第二三一五号）	同	今後とも十分研究したい。
室蘭港の石炭積卸施設増強に関する請願（第二三六二号）	同	現在のところ一号貯炭場にトランスポーター一基増設並びに融炭庫の設置を実施しており、昭和二十八年度に完成の予定である。なお、三号貯炭場新設を計画しているが、直ちに着工することは困難である。
片町線鉄道複線化に関する請願（第二四〇三号）	同	目下調査研究中であり、なるべく早く実現させたい。
日の影線鉄道延長工事促進に関する請願（第二五三二号）	同	今後とも研究したい。
小名木川貨物駅、新小岩駅間鉄道敷設に関する請願（第二六一七号）	同	今後調査研究したい。
北条線鉄道延長に関する請願（第二六九一号）	同	今後なお研究したい。
上山田、油須原両駅間鉄道敷設に関する請願（二件）（第二七六七、二七二六号）	同	目下敷設法に追加の準備を進めている。
宮田駅、若宮町間および宮田、室木両駅間鉄道敷設に関する請願（第二七五三号）	同	本区間は一地方の連絡線とも思われるが、なおよく研究したい。
常磐線電車を有楽町まで延長の請願（第二八七〇号）	同	目下検討中である。
串木野駅改築に関する請願（第二〇五五号）	同	予算事情の好転をまつてなるべく早い機会に改築したい。
串木野駅プラット・ホーム延長工事等施行に関する請願（第二〇五六号）	同	右に同じ。
山田線災害復旧工事促進に関する請願（第二一九四号）	同	昭和二十八年三月一部開通した。本線の全通は小本線の完成とも関連して甚だ重要であるが、工期の短縮は予算に関係があるので、目下研究中である。
三陸沿岸縦貫鉄道完成促進に関する請願（第三二八九号）	同	気仙沼、津谷間は昭和二十八年三月着工した。その他については今後とも十分研究したい。
強制徴収による出石鉄道株式会社の業務休止期間中復活準備補助金下附の請願（第二一八五号）	同	現在のところ補助金の交付は極めて困難である。
強制徴収による地方鉄道等の業務休止期間中整備補助金復活等に関する請願（第二五九九号）	同	現在のところ不可能である。
裏日本航空路開設等に関する請願（二件）（第三五七、五五九号）	同	昭和二十九年度において、新潟及び小松に必要な施設を設置し、東京―新潟―小松―大阪の路線について定期航空の運営が可能となるよう、努力している。
新潟県長岡市に測候所設置の請願（二件）（第一三五、八〇四号）	同	現在の状態ではすみやかに要望にそうことは困難と考えられる。
船舶向気象無線通報の独立強化に関する請願（二件）（第五一八、六八〇号）	同	右に同じ。
秋田県横手市に気象測候所設置の請願（第一七九一号）	同	現在の状態では、早急に実現することは困難と考えられる。
北海道入舸村ニマンボ海岸に燈台設置の請願（第一六〇号）	同	昭和二十八年度において、新設するよう努力したが実現に至らず引き続き二十九年度予算に計上し要望にそうよう努力中である。
北海道香深村に燈台設置の請願（第二三五号）	同	目下工事着工の運びになつている。
北海道入舸村ニマンボ海岸に燈台設置等の請願（第四二二号）	同	昭和二十八年度に新設するよう努力したが実現に至らず引き続き二十九年度予算に計上し要望にそうよう努力中である。
東支那海に警備艦艇配備の請願（第四二三号）	同	昭和二十七年七月以降同方面に巡視船を常時二隻派遣するよう措置し、極力災害防止に努めている。
島根県恵曇町風見山に燈台設置の請願（第六九二号）	同	昭和二十八年三月に完成点燈した。
長野市古牧地区に無集配特定郵便局設置の請願（第五〇八号）	郵政省	定員事情により早急実現は困難であるが、将来他との均衡をみて設置を考慮したい。なお、昭和二十八年二月から簡易郵便局を設置した。
岩手県一方井郵便局を集配局とするの請願（第二三一八号）	同	昭和二十八年三月から集配事務を開始した。

埼玉県皆野郵便局庁舎新築に関する請願（第六一三号）	同	できるだけ早い機会に新築を考慮したい。
熊本県緑ケ丘簡易郵便局の昇格に関する請願（第七三九号）	同	取扱事務量にかんがみ、早急実現は困難である。
茨城県大田村に特定郵便局設置の請願（第一二八〇号）	同	定員事情並びに他との振合上早急実現は困難である。
奈良電話局の基礎施設整備改善促進等に関する請願（第三八一号）	同	一、昭和二十八年度において、一、〇〇〇端子を増設できるよう増築し、昭和二十九年度以降の計画において増設する予定である。 二、奈良、都跡の加入地域は合併ずみで、昭和二十八年九月より実施している。 三、西大寺の繰入については、さしあたり困難である。
東京都砧電話局電話の部内局編入等に関する請願（第七〇八号）	同	一、局舎新築工事は、昭和二十九年七月に完成の見込であるが、引き続き局内外の工事を行う予定。なお、完成までの措置として昭和二十七年度計画として現局舎に交換台一台を増設した。 二、市外回線については、東京発、砧間は九回線、砧発東京間は六回線を増設することとなつており昭和二十八年十月中に完成の見込である。 目下鋭意調査研究中である。
放送受信障害未然防止に関する請願（第八一〇号）	同	昭和三十年度以降において実現方につき研究中である。
西宮電話局の電話交換方式変更にする請願（第一三〇〇号）	同	昭和二十六年度以降増設を実施し、更に漸次増強を図るよう努力中である。
鹿児島県の電気通信施設の新設改善に関する請願（第一四〇八号）	同	電信電話債券の地元引受により昭和二十八年度に局舎増築を行い、二十九年度において分局を開始することになつている。なお各局の一元化については、実現が困難であるが、中原、川崎間に準即時通話を実施するよう目下工事中である。
神奈川県川崎市内電話設備改善に関する請願（第一四三九号）	同	昭和二十八年度において完成するよう計画中である。
マイクロ・ウエーブ無線通信回路建設促進に関する請願（第一五一九号）	同	昭和二十八年度において交換台一台を増設し、共電改式については二十九年度以降の計画において実現し得るよう努力中である。なお局舎については今後において計画したい。
武雄電報電話局庁舎新築等に関する請願（第二五七六号）	同	早急実現は困難であるが、将来において善処したい。なお松本放送局の周波数変更については、昭和二十八年六月放送局の再免許の際実施した。
長野県のラジオ放送施設拡充強化に関する請願（第二五五九号）	同	昭和二十八年度計画として新築工事中である。
群馬県境郵便局庁舎建設に関する請願（第四五四号）	同	昭和二十七年九月から実施ずみである。
長崎県調川局の昇格に関する請願（第七〇七号）	同	早急実現は困難と思われるが、将来他との均衡をみて新築することとしたい。
大阪市此花郵便局庁舎建設に関する請願（第一四六〇号）	同	早急実現は困難である。なお昭和二十八年五月から簡易郵便局を設置した。
高知県高石村に特定郵便局設置の請願（第一四九八号）	同	昭和二十八年四月より実施した。
簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願（百六十五件）（第八九二、九六二、一〇六五、一一〇九、一一九、一一三〇、一一八九、一一九七、一一九八、一二〇九、一二一〇、一二一九、一二六六、一二八一、一二九九、一三一二、一三一三、一三三三、一三三六、一三三七、一三五七、一三五八、一三七二、一三八〇、一三八八、一三九三、一四〇三、一四〇四、一四〇八、一四一三、一四六四、一四六五、一四七三、一四七四、一四八〇、一四八六、一四九六、一四九七、一五〇一、一五二八、一五二九、一五五〇、一五六九、一五七〇、一五九〇、一六一一、一六二一、一六四三、一六七一、一七〇五、一七四四、一七四五、一八三七、一八八一、一九〇七、一九二三、一九五七、一九七二、二〇一六、二〇一七、二〇三九、二〇四八、二〇六九、二〇七三より二一〇〇、二一〇八まで、二一二二、二一二九、二一三一より二一三七まで、二一四二より二一五三まで、二一六五より二一七二まで、二一八九、二一九七、二二〇三、二二〇五まで、二二二三、二二二九より二二三三まで、二二三七より二二四一まで、二二五七より二二六六まで、二二七六、二二八〇、二二八四より二二八六まで、二二九七より二三〇二まで、二三二四より二三二七まで、二三五六、二三七八、二四三四、二五〇〇、二五五八）	同	既に架設ずみである。
松川局、松川駅間に電話ケーブル線架設の請願（第四二一号）	同	

岐阜電話局庁舎建設等に関する請願（第五五五号）	同	電信電話債券の地元引受けにより、昭和二十八年度から着手するよう計画中である。
新潟県東郵便局に電報配達事務開始の請願（第六一四号）	同	早急実現は困難であるが、「窓口交付の例」による方法に対しては、現在まで申出がない。
高知電報局庁舎建設に関する請願（第九二一号）	同	昭和二十八年中に完成の見込で工事中である。
高知県上八川、石原両局間に電話架設の請願（第一二五二号）	同	上八川、石原間に直通線を設置することは困難であるが、関係局の経由回線増設により通話輻そうは相当緩和されたものと考える。
長野県松本市に通信部および電報中心局設置の請願（第一三五〇号）	同	一、通信部の増置は、管理段階を少くする建前上、実現が困難である。 二、電報中心局の設置については、目下種々検討中である。
静岡県北浜村に電報電話局設置の請願（第一六〇〇号）	同	最寄交換局との関係上、実現は困難である。
熊本県湯島村に電話架設についての請願（第一六七八号）	同	昭和二十七年七月実施ずみである。
岐阜県高山、鳩谷電信電話線中一部存置に関する請願（第一七九七号）	同	電話線路に並行の電力送電線の超高圧送電のための危害防止上、存置は困難である。なお、電話の架設について、架設に要する実費の負担により実施することとしたが、現在まで申出がない。
東京都練馬北町電話局の電話交換方式変更に関する請願（第二三六四号）	同	自動改式については、早急実現は困難であるが、局舎新築については、昭和二十九年度以降の計画において研究中である。
盛岡電話局庁舎新築等に関する請願（第二八〇七号）	同	昭和二十九年度以降の計画において、実現方を検討中である。
長崎県波佐見、波佐見金鉱両郵便局の電話交換事務統合に関する請願（第二八〇八号）	同	昭和二十八年度において実現されるよう計画を進めている。
栃木県家中村に電話架設の請願（第二八七一号）	同	架設に要する実費の負担により実施することとしたが、現在まで申出がない。
神奈川県脊戸電話局庁舎新築等に関する請願（第三二八二号）	同	公社において直轄化の際考慮したい。
名古屋市にテレビジョン放送設備設置の請願（第八二六号）	同	審査検討中である。なお、実験放送については、昭和二十七年十一月から実施されている。
看護婦の労働基準確保に関する請願（第一八八号）	労働省	本件における趣旨は充分考慮したい。
秋田県に労災病院兼けい肺療養所設置の請願（第三五六号）	同	北秋田郡十二所町に秋田労災病院を建設中である。
岡山市に中国四国ブロック労災病院設置の請願（第三一〇二号）	同	労災病院の設置に努力したい。
福島県に労災病院設置の請願（第三一四七号）	同	右に同じ。
札幌市に労災病院設置の請願（第三二五三号）	同	右に同じ。

失業対策事業に関する請願（第一一九号）	同	失業対策事業労務者賃金引上げ等に関する請願（二件）（第一九五四、二八八〇号）	同	「失業対策」という事業名を変更することは、本事業が最終的な雇用の場であるが如き観念を労働者に抱かせるので適当でない。
日雇労働者の救済に関する請願（第九九七号）	同	失業対策事業労務者賃金引上げ等に関する請願（二件）（第二八八〇号）	同	一、高田市の失業対策事業は、昭和二十七年二月より一日平均二〇名の枠を追加補助した。
				二、失業対策事業の就労者については、主たる家計の担当者に限定し、できるだけ多くの世帯に及ぼす方針である。
				三、失業対策事業の規模及び事業主体等を県及び市等が独自で変更実施することは適当でない。なお、予算の配付は、時々の失業情勢に対処して機動的に行うよう努めている。
				四、失業対策事業の就労者であつても、生活困窮者に対しては、生活保護を受けられる如く措置している。
				五、「アブレ」た日に対しては、失業保険金の支給により救済することとなつているが、なお、賃金の引上げについては一般賃金の動向を勘案して考慮したい。
失業対策強化確立等に関する請願（第一九七〇号）	同	失業対策事業労務者賃金引上げ等に関する請願（二件）（第一九五四、二八八〇号）	同	一、失業対策事業の就労者に支払われる賃金は、緊急失業対策法及び同施行規則において同一地域において同一職種に従事する労働者に通常支払われる賃金の百分の八十乃至九十の範囲内に定められており、これを一般労働賃金の水準まで引上げることは、失業対策事業の本質からいつて適当でない。福利厚生施設の充実については、常に配意しているが、今後ともできる限り充実に努力したい。
失業対策事業完全就労に関する請願（第二〇五八号）	同			二、失業対策事業の枠の拡大については、失業状勢により必要が認められれば失業対策事業費の増額に努力したい。
けい肺特別法制定に関する請願（二件）（第三六六、五五四、六九三号）	同			一、冬季手当は暖房のための経費であつてこれを失業対策事業費の対象とすることは困難であり、又四月以降も支給することも適当でない。又一般労務賃まで賃金を引き上げることは失業対策事業の本質からいつて適当でない。
派出看護婦職業紹介の請願（第二一八六号）	同			二、失業対策事業の枠の拡大については、失業状勢により必要が認められれば失業対策事業費の増額に努力したい。
				目下の失業者に対しては公共事業等への就労を促進するとともに失業保険制度による救済と相俟つて失業対策事業を実施しこれらの者の生活安定を図つている。
				本件については、昭和二十七年第二、四半期以降補助人員一日平均三五名に増加実施している。
				一、営利職業紹介事業の許可申請については、申請者の徳性、資産の状況、当該職種単独法を制定することは各種の問題があるので、目下慎重に研究中である。

日産労働者の保険制度等に関する請願（第二九三四号）	同	に対する需給状況等について慎重に審議したうえ、許可の要件を十分に具備している場合のみ許可するよう処理しており、今後においても同業者の乱立を来さしめないよう一層留意したい。 二、一紹介に対して継続して紹介手数料を徴収することは賛成し難い。 三、継続事業の申請とを区別することは困難であるが、既に許可を受け、期間経過後においても、継続を希望する者に対しては、これが申請の本質を変えない範囲において手続を簡素化することについては考究したい。
公営住宅建設促進に関する請願（第二五五号）	建設省	一、失業対策事業に使用する技能者については、できるだけ必要最少限度の数に止め、一般労務者の就労を阻害しないよう留意している。 二、日雇失業保険における、待期期間を撤廃することは現在の状況では困難である。 三、日雇労働者に対する健康保険制度については、既に成立実施された。
和田吉野川下流延長工事施行に関する請願（第五五〇号） 吉井川上流津山市境橋、今津屋橋間右岸改修工事促進に関する請願（第一〇号）	同 同	一、公営住宅の建設は、昭和二十七年より公営住宅法に基き、第一期公営住宅建設三カ年計画として、十八万戸を建設する計画であるが、二十七年度は二万五千戸を建設する予定である。なお、標準建設費については二十七年度は二十六年に比し平均一〇％引上げることにした。 二、公営住宅建設費の地元負担に対しての起債については趣旨にそうべく努力したい。 三、住宅金融公庫の融資額の増加については一層努力したい。又地方公共団体への融資については、なお検討を要するので慎重考究の上要望にそうべく努力したい。
北上川中流部改修工事施行に関する請願（第二七号）	同	県当局と充分実情について打合せ検討の上考慮したい。 吉井川上流改修工事については極力その進捗に努めており、請願箇所も昭和二十七年度に施行する予定にはなつているが、限られた治水事業費をもつて全面的に着手出来得ないので、治水費の増額に努め要望にそいたい。 北上川の改修工事は現在最重点的に工事を実施しており、中流部孤禅寺下流狭窄部の処理については、国家財政の関係上、工事の経済的施行という点より従来未着手であり、その解決策として、洪水は努めて堰堤を築造し、上流において貯水池により調節すべく現在支川猿ケ石川、胆沢川において堰堤工事を実施中であり、更に数個所の地点においても調査計画中である。なお、狭窄部については、昭和二十七年度において河川調査費を計上し、上下流の関係において更にこれが調査を実施中であり調査完了後狭窄部に対する改修計画を樹立する予定である。今後極力治水事業費の増大に努め要望にそいたい。

岩手県田瀬ダム建設に伴う損害補償等の請願（第三四七号）	同	関係住民に対し買収補償の大半を終了し工事の施行に当つており適切な措置が採られている。 今後とも予算を増額して復旧促進に努力したい。
災害復旧工事に関する請願（第二八八一号）	同	過年度災害に対する国の予算も昭和二十七年度は先年度より相当額増額し復旧の促進を期しているが、今後共請願の趣旨を尊重し増額に努力したい。
土木災害復旧事業費国庫補助増額に関する請願（第二五三号）	同	近時の災害の激増に伴い、国家財政の関係上国庫負担金の交付が遅延しているが、今後とも予算の許す限り災害復旧費の増額に努め復旧の促進を期したい。
小災害箇所の復旧工事促進に関する請願（第一五四三号）	同	右に同じ。
過年度災害復旧工事促進に関する請願（第一五四二号）	同	近年における激甚な災害の頻発により、復旧費が巨額に達し、国家財政の点から充分な進捗をなし得ない実状で、昭和二十五年以前の災害復旧工事を二十七年度に完成することは困難であるが、復旧の促進については努力したい。
災害復旧工事促進に関する請願（第三二一号）	同	ルース台風による被害の復旧については、国庫財政の許す限り復旧の促進を図る方針である。
可愛川、八幡川両水系災害復旧工事等施行に関する請願（第二五〇号）	同	本件については、実地を詳細に調査し、復旧対策を計画中であるので予算の許す限りこれが助成に努力したい。
南海震災による地盤沈下対策の請願（第八号）	同	東京都江東区の河川海岸に対し恒久的囲饒堤を築造する計画を樹て昭和二十五年度より着工し、目下工事を施行中である。なお、今後国庫財政の許す限り早急に完成する方針である。更に本工事完成後における根本的治水事業対策についても検討中である。
東京都江東地区の根本治水事業促進に関する請願（第二五二八号）	同	県当局に調査せしめその調査の結果により善処したい。
五十嵐川えん堤築設に関する請願（第一八五六号）	同	本件は現在工事を実施中であるが、昭和二十八年度も、極力事業費の増額に努め、主旨にそいうるよう努力したい。
北上川改修工事費国庫補助額等に関する請願（第二一四号）	同	吉井川は上下流改修工事施行中であるが、中流地区は、計画その他種々の事情により未改修区域となつているが、今後、全体計画を検討し速やかに善処したい。なお、両川共、危険箇所については昭和二十六年度に引き続き局部改修事業として国庫助成のもとに一部施行中である。
吉井、吉野両河川改修工事促進に関する請願（第三八九号）	同	江戸川の改修工事は、利根川増補工事の一環として全国河川中最重点的に工事の促進を期しているが、今後も出来る限り治水事業費の増大に努めたい。
江戸川改修工事促進に関する請願（第六六五号）	同	豊沢については現在国庫助成の下に岩手県において中小河川として改良工事を実施中であるが、現在主として右岸を施行している。左
豊沢川左岸災害防除工事施行に関する請願（第一六一〇号）	同	

第十五回国会参議院において採択せられた請願の処理経過

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
元荒川改修工事施行に関する請願（第二六一八号）	同	岸についても、特に危険状態にある箇所については、築堤、小剰工事を施行しており、昭和二十七年度も引き続き、この方針の下に工事を進めるが、なお、県当局と充分打合せして善処したい。
吉井川金岡地区の西岸堤防強化工事施行に関する請願（第三〇八九号）	同	本件は、綾瀬川を含めて幹川、中川の一環計画として昭和二十六年度より国庫助成の下に埼玉県において河川調査を実施中であつて、近くその計画が樹立されるから、この計画を検討の上埼玉県当局と打合せ極力早期にこれが対策を実行したい。
吉井川下流改修工事促進に関する請願（第三〇〇九号）	同	吉井川については、長大な区域の工事を効率的に而も計画的に実施しているのでまだ金岡地区には着工していないが、目下工事は上流地点より逐次下流に進んでいるので、間もなく着工できるものと考えるが、今後とも事業の進捗に努力したい。
愛媛県壬生川町の防潮対策工事促進に関する請願（第二四二号）	同	目下全体計画に基き工事を施行しておる関係上本荘町地内は着工していないが、今後共国庫財政とも勘案の上早期着工を期したい。
木曾川上流水害予防組合経費助成等に関する請願（第七三一号）	同	本件壬生川町地域は、災害復旧費に海岸修築事業費を加え、一定計画に基き防潮の施設を施行中であるが、予算の許す限り速やかに事業の完成を期するよう努力したい。
広島、長崎特別都市建設事業促進に関する請願（第一二三五号）	同	水害予防組合に対する助成は、国家財政の許す限り要望にそいたいと考える。なお、左岸本堤補強工事については現在扶桑村より上流に向つて施行中であり、引き続き昭和二十八年度も施行したいと考える。 国家財政の関係上十分な補助は困難であるが、今後共努力したい。
地方債のわく拡大に関する請願（第七六七号）	総理府	地方債は、地方財政計画及び資金需給計画等の面から年間発行額が定められるが、地方団体の希望する起債額に遠く及ばない実情にある。しかしながら昭和二十八年度は、財政需要等勘案の上できるだけ増額に努力したい。
高等学校定時制分校校舎建築費起債に関する請願（二件）（第六九七、六八〇号）	同	現在地方債発行枠の限度においては、その許可方針として義務教育施設の整備に重点を置いているので、高等学校定時制分校校舎建築費起債までに及ばない実情にある。
地方公共団体の公共企業優先に関する請願（第二三二号）	同	地方公共団体の企業の経営は、各事業法の範囲において、当該地域の実情により、住民の意思に従つて地方公共団体においてすることができるものであるから、特に請願のように法令の改正を行う必要は認められない。
傷い軍人軍属の恩給に関する請願（第一二六二号）	同	旧軍人軍属の公務傷病恩給受給者に対しては、国家財政の現状その他諸般の事情のもとに許される範囲内において、一般旧軍人軍属及びその遺族との均衡を考慮し、恩給法特例審議会の建議の趣旨を尊重し、できるだけ速やかに、その恩給年額を改定増額する必要があると考える。
駐留軍労務者の退職金現金化に関する請願（二件）（第五二七、一一七七号）	同	昭和二十七年七月十日から現在支給されつつある。
恩給復活に関する請願（第一一三七号）	同	昭和二十八年四月から文官普通恩給が給されることになつた。
元軍人未亡人に扶助料支給に関する請願（第六三八号）	同	昭和二十八年四月分から扶助料を支給することになつた。
元軍人恩給復活に関する請願（十一件）（第一〇二五、一〇四二、一一〇八〇、一一〇〇〇、一一〇一〇、一一〇二〇、一一〇三〇、一一〇六〇、一一〇七〇、一一一三〇、一一一六〇、一一二一八、一一二二九号）	同	旧軍人軍属及びその遺族の恩給は、昭和二十八年四月から支給されるようになつた。なお、在職年に対する加算年を、軍人恩給廃止制限前にすでに恩給の裁定を受けた者以外の者に対し、算入することは困難である。
恩給法等の一部を改正する法律附則中一部改正に関する請願（第一一四六号）	同	樺太特定郵便局長であつた者に限り、昭和二十五年法律第百八十四号附則第八項の条件に該当しないにもかかわらず特別の取扱をすることは困難である。
元軍人恩給復活に関する請願（四十一件）（第三八、三九、七五、七六、七七、八八、一五五、一五六、一六三、一七二、一七四、二四三、二七五、二七六、二七七、二七八、三一四、三一七、三七〇、四八〇、四九二、四九三、四九四、五三二、五三三、五九六、六三五、六三六、六三七、六四四、六六九、六九四、七一八、七五五、七七三、九三三、九四五、九九五号）	同	請願にある時期から恩給を給することは困難であるが、昭和二十八年四月分から給することとなつた。在職年に対する加算を、すでに軍人恩給廃止制限前に恩給の裁定を受けた者以外については同様に算入することは困難である。なお、戦犯者及びその遺族に対しても恩給を給することになつたが、現に拘禁中の者については諸般の情勢から支給を停止されることとなつた。
市町村吏員の給与ベース改訂に伴う財源措置の請願（第二二九号）	同	昭和二十七年度予算の補正に当り地方財政平衡交付金を二百億円増額し、交付金の算定に当り単位費用中給与費を引上げ基準財政需要額を増額することによつて措置した。
地方税法改正に伴う減収補てん財源措置等の請願（第五八二号）	同	昭和二十七年度予算の補正に当り地方財政平衡交付金を二億円増額しこれが財源措置とした。
平衡交付金増額等に関する請願（第一一九七号）	同	昭和二十七年度予算の編成に当り地方財政平衡交付金を二百億円、地方債を百二十億円増額した。
大分家庭裁判所新築に関する請願（第九四八号）	法務省	昭和二十八年度以降において、予算の都合により考慮したい。
戦犯者の釈放に関する請願（第八九号）	同	一、現在までに米国その他から仮出所九十八名、減刑五十五名の許可が得られた。なお、今後も関係各国の好意ある措置に、多大の期待をもつて努力している。

戦犯者の釈放等に関する請願（二件）（第七二二、七二三号）	同	二、「平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部を改正する法律」は、昭和二十八年一月施行をみた。 三、無罪、寃罪者に対する損害賠償については、目下考究中である。 四、外地服役者については、比国、濠州両国の好意ある措置によつて全員送還を見、比国においては死刑囚を無期に、有期刑全部を赦免された。ただソ連地区あるいは中共地区に抑留中の同胞に対しては、国際連合又は第三国を通じてこれが、促進を図るようお引続き努力する。 五、昭和二十八年八月「未帰還者留守家族等援護法（法律第百六十一号）」を公布施行し、その留守家族の援護措置に遺憾なきを期している。 六、昭和二十八年八月「恩給法の一部を改正する法律（法律第百五十五号）」及び「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（法律第百八十一号）」の公布施行により、戦争受刑死者遺族にいずれもこれが適用されることになつている。 右に同じ。
福島県石川町に簡易裁判所設置の請願（第一五九号）	同	
大阪府布施市に大阪地方裁判所支部設置の請願（第一二六三号）	同	国家財政及び他地方との均衡の問題から早急の実現は困難であるが、最高裁判所とも協議して、事情の許す限りなるべく希望にそうよう考慮したい。
駐留軍使用不動産返還に関する請願（第一〇八三号）	外務省	裁判所の支部設置は、最高裁判所の権限に属しているので、請願の趣旨を伝達し、十分の考慮を煩わすこととしたい。
福島県石川町にたばこ試験場設置の請願（第一六一号）	大蔵省	本件における、建物、土地は駐留軍の一時使用施設であるので、移転計画が実現次第順次返還されるものであるが、今後一層返還の促進方を要求したい。
酒税引下げに関する請願（八件）（第八〇、八五、二四七、二九八、三二一、三五一、三六四、七四六号）	同	寒冷地におけるたばこ耕作の研究は、水戸たばこ試験場等に行わせて、耕作方法等の確立に努めており、これらの試験場においても今後一層試験研究の充実を図ることとしているから、新たに試験場を設置する必要はないと考える。 本件については、昭和二十八年三月一日から税率を特に清酒二級及び焼ちゆう等の下級酒類に重点を置いて二割ないし三割程度引き下げた。 昭和二十八年四月一日からすべて八分に引上げた。 東北産地のたばこ耕作試験は、水戸試験場に行わせているので、新たに設置する必要はないと考える。 昭和二十八年三月一日から引下げを実施した。
たばこ小売の利益率引上げに関する請願（第五九三号）	同	
宮城県生出村地内に国立たばこ試験場設置の請願（第九四九号）	同	
酒税引下げに関する請願（二件）（第一一三一、一二六八号）	同	

勤労所得税等減免に関する請願（二件）（第五五七、六二五号）	同	一、非課税限度額の引上げについては、基礎控除額及び扶養控除額の引上げ、社会保険料控除制度等を考えているが、一率に月額一五、〇〇〇円までを免税にすることは困難である。 二、超過勤務手当は、給与の一部であるから免税することは適当でない。昭和二十八年分社会保険料については、昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十号）が施行されこれを平年度化する考えである。 四、退職所得については、全く免税することは考えていないが、十五万円の特別控除額の引上げについては出来る限り考慮したい。 右に同じ。
同（第一〇一九号）	同	一、中小企業の租税負担の軽減と資本蓄積については、常に留意しており、直接税を軽減し、税源を間接税に移行すること及び地方税の一部を国税の附加税とすることについては、所得及び消費の状況を考慮し、更に地方行財政全般の問題とも関連して慎重に検討したい。 二、中小企業者について、給与所得控除と同様の特別控除を設けることは適当でない。また、低額所得者に対する税率の引下げ、貸倒準備金の繰入限度額の引上については、所得企業組合全体の問題として検討したい。なお、企業組合の組合員がその事業分量に応じて分配を受ける所得については、企業組合課税の一部を国税の附加税とすることについては、地方行財政全般の問題として慎重に検討したい。 三、中小法人の資本蓄積を図るための税率の引下げについては、その内容を充分検討して、同族会社の積立金の非課税範囲の拡張等を考えている。 四、物品税及び酒税については現行以上の軽減は困難である。なお、輸出物品については、一定の要件のもとに物品税の免税の措置がとられている。 五、地方税の軽減措置については、直ちに実施困難と考えるが、中小企業の事業税の基礎控除額の引上等の実施を考慮している。 六、青色申告については、先頃大幅に記帳要件を簡素化したのであるが、その申告者についても特別控除を行い、また更正決定の場合の利子税の計算に特例を設けることは適当でないと考える。 現下の財政事情よりすれば、物品税を撤廃することは、困難である。なお、既に法の一部を改正（第十六回国会）して、税率の引下げ、課税最低限の引上げ又は新設等を行つて負担の軽減を図つた。 課税最低限を超える比較的高級品に対する現行程度の課税は、やむを得ないものと思われる。なお、輸出されるものについては、物品税を免除することとなつている。
物品税軽減に関する請願（第一〇九五号）	同	
工芸刺しゆう画の物品税撤廃に関する請願（第二四五号）	同	

貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願（第一一六〇号）	同	貴石、半貴石等については、税法の一部改正（第十六回国会）により、小売課税に改め、税率を小売価格の二〇％とし、これらを用いた製品については、一五〇〇円の課税最低限を新設した。室内装飾用品及び身辺用細貨類については、課税最低限をそれぞれ引上げ昭和二十八年六月から実施している。
貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願（第五九五号）	同	貴石、半貴石等については、税法の一部改正（第十六回国会）により、小売課税に改め、税率を小売価格の二〇％とし、これらを用いた製品については、一五〇〇円の課税最低限を新設した。室内装飾用品及び身辺用細貨類については、課税最低限をそれぞれ引上げ昭和二十八年六月から実施している。
観賞用写真等の物品税減免に関する請願（第三九一号）	同	貴石、半貴石等についても、税法の一部改正（第十六回国会）により、小売課税に改め、税率を小売価格の二〇％とし、これらを用いた製品については、一五〇〇円の課税最低限を新設した。室内装飾用品及び身辺用細貨類については、課税最低限をそれぞれ引上げ昭和二十八年六月から実施している。
C・P・O納入写真機等の物品税免税手続に関する請願（第一一七四号）	同	米軍当局とも連絡の上、日本製写真機の購入に関する免税条件を図ることとし、現在既に実施している。
揮発油税軽減に関する請願（四件）（第一一一四、一一九九、一二〇〇、一二六五号）	同	現行程度の課税は、やむを得ないものと思われる。
ガソリン税軽減に関する請願（十九件）（第七九、八六、八七、一四四、一八七、一九九、二二三、二四四、二七二、三四八、三五二、三九二、四六九、四七四、五五六、五九四、六〇七、七四四、七四五号）	同	現下の財政事情及び揮発油の消費状況並びに諸外国における揮発油に対する課税の状況等を考慮すれば、現行程度の税負担は、やむを得ないものと考えられる。 右に同じ。
ガソリン税軽減に関する請願（八件）（第八八三、九六一、一一一五、一一七五、一一六六、一一九八、一二六六、一二六七号）	同	右に同じ。
織物消費税に関する請願（第七八号）	同	公正な還付又は交付が全く期待できない状態にあるので、困難であると考える。
福島大学附属学校経費増額等に関する請願（第八四四号）	文部省	国立大学附属学校経費の増額と、教官の待遇改善については、全国的な共通の問題としてその解決のために研究と努力を重ねている。生徒経費についても、鋭意研究中である。教官の待遇差の問題は地方公務員である公立学校教員を国家務員とする措置がとられれば将来解決すると考える。 右に同じ。
国立大学附属学校経営費増額等に関する請願（第一一六二号）	同	養護教諭は、その職務の性質から、二級普通免許状を授与する場合の条件として旧看護婦の免許を有する者と、甲種看護婦の免許を有する者とを区別し、旧看護婦の免許を有する者には、更に三年の教職経験を必要とする現行
養護教諭二級普通免許状下附に関する請願（第八一二号）	同	法は適当と考える。

大学の美術関係講座経費に関する請願（第五三四号）	同	美術関係講座を非実験講座としていることは問題であるので、その取扱いについて研究中である。
産業教育振興法による国庫補助増額の請願（第六五九号）	同	一、産業教育振興法に基く昭和二十七年度産業教育振興費のうちには、中学校産業教育研究指定校の設備補助金が、計上されたが、今後共これが増額を図りたい。 二、中学校産業教育に従事する教員の充実並びに養成の計画については、中央産業教育審議会及びこれに関係あるそれぞれの審議会において調査審議中であるので、これの答申に基き実施計画を建てたい。
高等学校定時制分校に産業教育振興法による設備充実の請願（第六八六号）	同	産業教育振興法に基く昭和二十七年度産業教育振興費のうち、高等学校産業教育設備費補助金には独立の定時制高等学校の設備充実に対する補助金が相当額含まれており、特に短期産業教育課程をおく定時制高等学校に対しては、一千八百余万円を優先的に交付するよう見込まれて交付されている。二十八年度も相当額見込まれて交付される予定である。 実現に努力したい。
大阪外国語大学に産業貿易研究室設置の請願（二件）（第一七七、三〇三号）	同	右に同じ。
大阪外国大学インド語学科にヒンディー講座増設の請願（第二〇四号）	同	学校給食法の制定については、その具体案について目下慎重考究中である。
学校給食に関する請願（第一〇四九号）	同	一、昭和二十八年度の給食関係予算は暫定措置（二ケ月）として、小麦粉については、原麦二分の一補助、又脱脂粉乳については、二十七年度の繰越額をもつて賄うことになつた。 二、準要保護児童に対する国庫補助は、実現に至らなかつた。 三、給食資材の減免税については、一部の物資について実現されている。 四、学校給食法の制定については、その具体案について目下慎重考究中である。
学校給食に関する請願（三件）（第八二九、九二三、九九八号）	同	右に同じ。
市町村教育委員会設置費全額国庫負担に関する請願（第七六九号）	同	市町村教育委員会の設置に要する経費は地方財政計画中にその必要額を計上し、地方財政平衡交付金法による基準財政需要額にも積算して所要の措置を講じている。 右に同じ。
教育委員会設置経営費全額国庫負担に関する請願（第二三三号）	同	
社会保障制度に関する請願（第一一六三号）	厚生省	一、勧告については、十分その趣旨を尊重し、国家財政の可能な限度において今後も充実に努力したい。 二、昭和二十九年四月から全額政府出資の社会福祉事業振興会が発足することとなつている。 三、母子福祉対策については、要望の趣旨を考慮し、検討したい。

自然公園候補地指定促進に関する請願（第一二一三号）	同	四、昭和二十九年四月から国又は地方公共団体が必要に応じて助成し得ることとなつている。 五、今のところ寄附募金調整法の制定まで至つていない。 六、昭和二十九年四月から助成の枠が全面的に拡張されることになつた。 七、法改正が第十五国会において成立し、その実現を見るに至つた。
百日ゼキ、ジフテリヤ注射禍救済に関する請願（第四一号）	同	保護、管理に関する計画を早急に立案中であり、成案を得たものより逐次協議の上、国立公園審議会に諮り国立公園又は国定公園として正式に指定すべく鋭意努力を行つている。
癩予防法改正に関する請願（二件）（第三八六、九八四号）	同	昭和二十九年度予算に計上し、患家の希望する対策がとられている。
同（第一一三八号）	同	第十六国会において新たにらい予防法を制定したが、この中では旧法に全面的検討を加え、予防、医療、福祉を一貫した予防施策を法制化した。
理容師美容師法実施に関する請願（第一一八二号）	同	右に同じ。
汚物掃除法改正に関する請願（二件）（第三一九、三二〇号）	同	昭和二十八年六月理容師美容師法の一部を改正しその対策を講じている。
都市清掃事業費国庫補助に関する請願（二件）（第一六五、七一六号）	同	汚物掃除法をすみやかに改正して国庫補助規定を挿入する予定である。
都市清掃施設整備費国庫補助等に関する請願（四件）（第一〇七八、一一一七、一一一八、一一二二号）	同	昭和二十八年度において清掃施設整備費国庫補助金五千万円を計上、起債関係においても塵芥焼却場一億一千万円、屎尿処理施設四千七百万円が認可されその実績は年々増加されつつある。
地盤変動による上水道復旧事業継続の請願（第一〇七九号）	同	右に同じ。
東京都立川市の水道施設完備促進に関する請願（第四八一号）	同	昭和二十八年度より国庫補助金、起債をもつて水道布設の工事に着手し、昭和二十八年一月から被害地区に対し給水を開始した。 昭和二十八年十月を期し配布定員の改定を予定している。
国立筑紫病院の定員増加に関する請願（第四六四号）	同	昭和二十八年度で打切る方針であつたが新規事業も続出しているので二十九年度予算を要求中である。
国立療養所栗生楽泉園整備に関する請願（第六三四号）	同	差当り昭和二十八年度約一、五〇〇万円程度の予算をもつて整備する予定であり昭和二十九年度から三カ年計画をもつて整備を完成するよう予算要求中である。
結核病床増加に関する請願（第六六一号）	同	昭和二十九年度増床一万八千床のうち国立病床は三千床を計画しており実現方に努力する。
国立高田病院施設整備に関する請願（第八一四号）	同	特に緊急やむを得ないものの外、整備困難である。
らい療養所の慰安謝金増額に関する請願（第八三二号）	同	毎年増額に努力して来たが今後においても必要なる増額をはかりたい。
同（第一二一一号）	同	右に同じ。
らい療養所の文化教養費増額等に関する請願（第八三三号）	同	一、文化教養費等については、患者一人当り年間約五八〇円程度計上されているが今後においても必要なる増額に努力する。 二、義肢義足製作、修理費として入園者の約一割に年間一人当り八、〇五〇円の予算が計上されているがその他の身体障害者については、身体障害者福祉法による基準と同一の予算が計上されるよう努力する。 三、患者食糧費の増額については昭和二十八年度予算では九十一円に増額されたが今後とも必要なる増額に努力する。 四、附添手当については毎年増額に努力しているが今後とも増額に努力する。 なお、重症病棟の看護関係職員の増員に努力する。 五、建物の改善施設整備費については、昭和二十九年度から三カ年で完成するよう努力する。
らい療養所の文化教養費増額等に関する請願（第一二一二号）	同	右に同じ。
国立療養所の賄費増額に関する請願（第九六二号）	同	昭和二十八年度予算において九十三円に増額されたが今後とも必要なる増額に努力する。
同（第一一六四号）	同	右に同じ。
国立療養所の看護婦増員に関する請願（第一二七号）	同	一、昭和二十九年度においても大幅の増員を伴う予算の増額を要求している。 二、看護婦検定試験制度の実施については幾多検討を要すべき問題があり慎重に考究したい。

国立松江病院存置に関する請願（第一二八〇号）	同	結核療養所として経営することが最も適当であるとの方針に基づき、差当り必要最少限の診療各科を存置し運営してゆきたい。
医療扶助安定措置等に関する請願（第一一九七号）	同	財政上の理由をもつて医療扶助を打切る如き措置は行つていない。したがつて生活保護費の国庫負担は常に必要に応じ予算措置を講じている。
生活保護法適用者に対する遺族年金等の取扱に関する請願（第九二五号）	同	遺族年金、障害年金を収入として認定しないという取扱は現段階においては採用できない。
結核後保護施設の整備拡充に関する請願（第一二〇二号）	同	昭和二十八年度は三施設の設置が予定されているが今後更に増設を図り、回復期患者の福祉を増進したいと考えている。
派出看護婦等の日雇健康保険に関する請願（第一二八四号）	同	個人契約による日雇労働者は適用されないが今後十分検討を要するものと認められる。
日雇労働者健康保険法制定に関する請願（第一〇五四号）	同	日雇労働者健康保険法は、昭和二十八年八月法律第二百七号で公布され同年十一月から施行されることに決定された。なお、保険給付に対する国庫負担は、今後その実現に努力したい。
国民健康保険事業の再建強化に関する請願（第九二四号）	同	一、強制設立については現在研究中である。 二、国民健康保険法第四十七条の改正については目下準備中である。 三、昭和二十八年度予算に療養給付費の二割相当額約四十億八千万円が計上された。 四、昭和二十八年度予算において、保健婦設置費及び保健指導医設置費に対し三分の一補助となつているがその他一般保健施設費に対しては今後とも研究したい。 五、事務費の全額国庫補助については諸般の情勢から極めて困難であるが、今後検討したい。
児童福祉事業伸展に関する請願（第二九九号）	同	一、昭和二十八年度予算に、季節保育所補助金三千万円が計上されているが、これを児童福祉法のうちに規定することは今後十分研究したい。 二、児童福祉施設収容児童の育英事業を強制化することは目下研究中である。 三、第十五国会において母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され、昭和二十八年四月から施行されている。 四、同法に基き、都道府県においては、生業資金の外、六種類の資金の貸付が行われている。 五、都道府県に母子相談員を設置され、母子家庭の生活万般にわたる相談指導に当つている。
母子福祉法制定に関する請願（五件）（第六六〇、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二七八号）	同	母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され昭和二十八年四月から施行されている。なお、当面の措置としては同法の円滑なる実施と充実に重点をおき、総合的母子福祉対策の樹立については社会保障制度の一貫として十分検討を加えることとしたい。
戦没者遺族の年金支給等に関する請願（第九五一号）	同	一、傷い者又は遺族であつて、生活保障を必要とするものに一応限定するのが、妥当であろうと考える。 なお年齢制限を撤廃することは不適当であろうと考える。 二、国家財政の現状又は一般戦災者との権衡等からしてこれらの者に年金を支給することは困難であると考える。 三、二以上の遺族年金を受ける権利を有する者が先順位者として年金を受ける権利を有するときは、遺族年金を併給することとしている。 四、昭和十六年十二月八日以前については原則として支給済みであるがなお検討することとしたい。 遺族以外の者で事実上祭祀を行つているものまで拡大することは、適当な措置とは考えない。 五、制度の運用上、生活保護法の趣旨原則を枉げない限度において考慮する方針である。 六、第十東予丸の復員軍人遺族に対しては、戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用することとしている。
旧南洋群島官民戦没者遺族援護に関する請願（第一二八一号）	同	陸海軍の要請に基き戦闘に参加し、死亡した場合においては遺族等援護法の規定により弔慰金を支給することとしている。
戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に関する請願（第三一〇号）	同	昭和二十八年法律第百八十一号戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により遺族年金及び弔慰金を支給することとした。 右に同じ。
戦犯刑死者遺族の援護に関する請願（第二七一号）	同	特に困難な特殊なものを除き、大部分は処理
戦没者遺族の年金等支給促進	同	

に関する請願（第八九七号）		
元満州開拓者遺族等援護に関する請願（二件）（第一〇五一、一〇八四号）	同	完了しているが、一部未裁定のものも可及的速かに完了するよう促進を図つている。 一、満州開拓団員の性格は一般邦人であり軍人軍属と同様に処遇することは権衡上困難であると考える。 その者が陸海軍の要請に基いて戦闘に参加し、死亡した場合は遺族等援護法の規定により弔慰金が支給されることとなつている。 二、未帰還者の留守家族に対しては、未帰還者留守家族等援護法の規定により留守家族手当、特別手当が支給されている。
同（二件）（第七二四、七二七号）	同	右に同じ。
未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願（二件）（第三九三、四六六号）	同	復員患者に対しては、未帰還者留守家族等援護法の規定に基き療養の給付を行つている。なお、恩給法による増加恩給等の支給を受ける者にも療養の給付を行うことを認めた。また増加恩給を支給されない患者については、生活保護法の規定に該当する場合、生活扶助の適用を考慮したい。
未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願（二件）（第一一八〇、一一八三号）	同	復員患者に対しては、未帰還者留守家族等援護法の規定に基き療養の給付を行つている。なお、恩給法による増加恩給等の支給を受ける者にも療養の給付を行うことを認めた。また増加恩給を支給されない患者については、生活保護法の規定に該当する場合、生活扶助の適用を考慮したい。
同（二件）（第七二四、七二七号）	同	右に同じ。
未帰還者留守家族の国家補償に関する請願（十四件）（第五九九、六三〇、六三一、六三二、六三三、六六二、六六三、六六七、六七八、六七九、六九二、七二六、八一三、八四三号）	同	昭和二十八年八月未帰還者留守家族等援護法が制定公布され、その援護対策の充全が図られた。
同（四件）（第一〇二二、一〇七三、一〇八六、一一六五号）	同	右に同じ。
戦傷病者援護に関する請願（第七七八号）	同	一、恩給法による増加恩給等の支給を受けるものについても療養の給付を行うことを認め、生活費に充当させるため月額千円程度以上の手許保留金を認めた。増加恩給等を支給されない患者については、生活保護法に規定した条件に該当する場合生活扶助の適用を考慮したい。

国有牧野の利用権設定に関する請願（第五六七号）	農林省	二、昭和二十八年法律第百八十一号戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により障害年金の額を増額した。支給範囲の拡大については、恩給受給者については恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）により、援護法については検討中である。なお障害年金と医療給付との併給は考慮されていないが、援護法による療養は、増加恩給の支給を受けている場合においても給付を行うことができることになつている。 三、原則を破ることはできないが制度の運用上、生活保護法の趣旨原則を枉げない限度において考慮する方針である。 四、生業資金の貸付等については、目下検討中である。
済州島海域の漁業に関する請願（第六二〇号）	同	有畜農家のためには国有林野法第七条による貸付使用又は同法第十八条の共用林制度が開かれており、いずれも既定の算出方法による土地使用料を徴する外経営を要しないのであるが、放牧採草地の改良費補助については牧野管理規程を定めている改良牧野について交付できるよう措置している。
済州島海域の漁業に関する請願（第一二九〇号）	同	漁船の公海上における操業の自由と安全の確保を図るため、不法行為に対しては厳重抗議の上、その反省を促す等各種の方策を講じているが、今後とも漁船保護の万全を期したい。
植林事業補助金増額に関する請願（第七六五号）	同	右に同じ。
民有林造林事業費国庫補助に関する請願（第五六八号）	同	現在造林に対しては公共事業費による国庫補助金と農林漁業資金融通による低利融資を図つているが、今後とも国家財政の許す限り、増額に努力したい。
国有林野整備臨時措置法改正に関する請願（第五六九号）	同	右に同じ。
国有林地内に林道開さくの請願（第七七〇号）	同	現行国有林野整備臨時措置法の運用の適正を期し更に国有林野法の適正な運用を計ることによつて請願の趣旨に沿い得るものと考えられるので、改正の要はないものと考える。 国有林道の開さくは原則的に森林資源を対象として価値計画をなし、その重要度の順序に従い実施しており、奥地林は森林資源のみで

林業関係予算増額に関する請願（第八三〇号）	同	は採算がとれぬ場合が多いので、電源、鉱産資源等を総合的に検討して実現を考えている。本件については、以上の原則に基いて処理したい。 本件については極力増額に努力したい。
都道府県農業試験場整備拡充に関する請願（第二一〇一号）	同	農業改良助長法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百五十三号）によつて、請願の趣旨は実現されるものと考える。
国有林野解放促進に関する請願（第七七一号）	同	一、国有林野整備臨時措置法第一条による払下げ適否の認定方針の緩和については、現在の規定の範囲内において運用をはかることが適当と考える。 二、無担保延納は適当でないと考える、又延納期間を十カ年をこえて延期することは適当でない。 三、払下げ価格は、現行どおり時価で売り払うのが適当と考える。 四、国有林野所在地町村交付金の増額については努力中である。なお、国有林の根本的あり方については臨時整備措置法の実施と平行して目下鋭意研究中である。
自作農創設維持資金融通制度確立に関する請願（第五六六号）	同	農地改革の成果を維持し、自作農家の経営の零細化を防止し、あわせて自作農創設を助成するために、各種資金を昭和二十六年度及び二十七年度において自作農創設特別措置特別会計の余裕金を融資した。なお、今後その制度化及び融資額の増額に努力したい。
自作農創設維持資金の拡充等に関する請願（第二一八七号）	同	右に同じ。
災害復旧耕地事業の早期完成に関する請願（第五七一号）	同	国が採択した復旧事業に対しては今後引き続き速やかに補助金を交付するよう努力する。
縛網減船整理に伴う補償の請願（第三六八号）	同	整理は整理実施体制の確立を必要とするので、当該関係者及び県当局の実施計画を検討の上考慮したい。
農業災害復旧費国庫補助等に関する請願（第七六〇号）	同	昭和二十四年災の出来過分に対しては二十八年度において特別に考慮する方針である。なお、二十五年度災以降については、実情にそうよう各年度災別に予算配当を考慮したい。
広島県佐伯郡の治山事業費予算増額に関する請願（第一一三五号）	同	佐伯郡の治山事業予算増額については、昭和二十八年度予算確定の上改めて県当局と打合せの上決定したい。

長崎県小値賀漁港修築工事施行に関する請願（第四二九号）	同	漁港整備計画に採択の上は国庫予算の許す範囲内で改修工事の施行を考慮したい。
北海道木直漁港修築工事施行に関する請願（第八三九号）	同	漁港整備計画に採択の上は国庫予算の許す範囲内で改修工事の施行を考慮したい。
山口県見島漁港整備に関する請願（第六一九号）	同	右に同じ。
勝本港の水産施設に関する請願（第四三一号）	同	漁港に指定され漁港整備計画に採択の上は国庫予算の許す範囲内で施行を考慮したい。
営呂漁港修築工事促進に関する請願（第一七九号）	同	昭和二十五年度以降逐年修築工事を実施中であるが、国庫予算の許す範囲内でなるべく早期に全計画を完成するよう考慮したい。
高知県久礼漁港船だまり改修工事施行に関する請願（第八二五号）	同	漁港指定については目下協議中のものであるが、漁港に指定され漁港整備計画に採択の上は国庫予算の許す範囲内で実施を考慮したい。
長崎県鯛の浦湾の第四種漁港指定に関する請願（第一〇〇〇号）	同	指定管については、県から提出される資料に基き附近漁港との関連性及び第四種漁港の配置等を充分調査検討の上決定したい。
北海道砂原漁港修築工事促進に関する請願（第八九一号）	同	昭和二十六年度より引き続き修築工事を実施しているが、国庫予算の範囲内で増額に努力し早期完成を考慮したい。
宮城県の漁港修築費予算増額に関する請願（第一一三三号）	同	残工事については昭和二十八年度以後国庫予算の許す範囲でなるべく実施額の増加を図るよう考慮したい。
宮城県の主要漁港修築費全額国庫負担に関する請願（第一一三二号）	同	本邦の第三種漁港のうち特に重要な漁港の修築については、全額国庫負担又は国営の問題について将来検討の上善処したい。 昭和二十八年二月十二日指定済である。
長崎県山崎港の第一種漁港指定に関する請願（第八二六号）	同	実現について努力したい。
漁港修築工事促進等に関する請願（第五四〇号）	同	全額国庫負担又は国営をもつて修築することについては充分検討の上善処したい。 右に同じ。
下関漁港修築工事の国営等に関する請願（第五三七号）	同	一、漁港整備計画に採択されているものについては国庫予算の許す範囲内でなるべく早期に修築工事を実施したい。 二、次期整備計画の樹立については検討中で
第三漁港修築工事の国営等に関する請願（第五三六号）	同	
山口県の漁港整備拡充に関する請願（第五三五号）	同	

芦辺漁港の第四種漁港指定に関する請願（第四二八号）	同	ある。 なお、見島漁港修築については、同港が漁港整備計画に採択の上は国庫予算の許す範囲内で実施を考慮したい。
北海道厚内漁港修築促進に関する請願（第一二〇六号）	同	指定昏については、県から提出される資料並びに第四種漁港その他の漁港の配置関連性等を十分検討の上決定したい。
由良漁港修築工事施行に関する請願（第四三号）	同	国庫予算の許す範囲内で修築事業の実施を考慮したい。
岩手県根白漁港修築工事施行に関する請願（第六六六号）	同	右に同じ。
八丈島八重根漁港築設促進に関する請願（第七〇〇号）	同	右に同じ。
農林土木事業等の地元負担金免除に関する請願（第七六八号）	同	右に同じ。
と場復元畜産振興法制定に関する請願（第一七八号）	同	当該町村の管理に係る公共土木施設の災害復旧の場合は、法律の規定により一部を当該町村で負担することになつているが、その他の土木事業は府県負担となつている。府県によつては、一部を地元市町村に分担せしめているところもあるが、その免除、軽減について政府から指示をすることは適当でない。 農業土木においては、農地及び農業用施設の国庫補助率の引上げは困難であるが、地元負担金と町村財政との関係の調整については考究したい。 一、と場法の改正については、目下準備中である。 二、民間企業として畜産会社の設立は差支えないと考える。 三、国遠軍に対する食肉の納入額の増加は国内消費に影響があるので慎重な考慮を要すると考える。
民有林道予算増額に関する請願（第一二八六号）	同	全国の民有林道関係補助予算額は昭和二十五年度以降年々増額されて来たが今後もこれが増額に努力したい。
大分県の治山、造林両事業予算増額に関する請願（第一二八八号）	同	大分県の治山並びに造林事業予算の増額については昭和二十八年度予算確定の上改めて考慮したい。
民有林道事業費国庫補助増額に関する請願（第九二六号）	同	民有林道関係予算は昭和二十五年度以降増額されて来たが今後も増額に努力したい。
新潟県下の海岸砂地造林施設等拡充に関する請願（第八一五号）	同	昭和二十八年度海岸砂地造林事業予算は相当大幅に増額すべく努力中である。
農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助対象わく引下げ等に関する請願（第二三五号）	同	一、災害復旧一カ所の工事費十万円以上に引下げる改正案は昭和二十七年法律第三百十七号をもつて公布施行せられた。 二、農林漁業金融公庫法の制定に伴い昭和二十八年度から同公庫が設立発足したので災害復旧事業等の貸付業務の取扱については趣旨にそい得るよう充分連絡したい。
土地改良事業促進に関する請願（第五七三号）	同	昭和二十八年度における農林漁業資金のうち、土地改良事業に対する資金融通予定額は、二十七年度より上廻る予定である。
農業共済保険金支払促進に関する請願（第七五八号）	同	農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）により、保険金支払不足資金の供給を円滑にすることを目的とする農業共済基金が設立されたので、今後同基金を充分に活用することにより、支払を迅速にしたい。なお、農業共済団体及び政府による損害評価事務及び保険金支払事務の敏活合理化についても検討中である。
栃木県那須野ケ原農業水利改良事業施行に関する請願（第九九九号）	同	本地区は直轄調査地区として、昭和二十八年度も引き続き調査の予定で計画完了の上、所定の手続に基き計画書が提出された際に内容審査の上考慮したい。
静岡県大井川流域干拓工事施行に関する請願（第九九三号）	同	河川流域変更事業完了後において考慮したい。
福岡県芦屋飛行場防風林伐採に伴う農作物被害補償の請願（第一〇五三号）	同	本地区は終戦後も引き続き米軍の使用する処となつたので原状回復が不可能となつたが、防風林造成については考慮したい。なお、講和条約発効後の被害については、特別損失補償に関する法律が制定施行されればこれにより期待にそいうるものと考える。
鳥取県山上村林道開設に関する請願（第一二八五号）	同	近く県当局と昭和二十八年度開設林道についての細部的打合を行う予定であるので、その際十分に検討する。
国有林野所在町村の交付金増額に関する請願（第八四号）	同	交付金制度については、再検討を必要とするので目下鋭意交付の理由、算定方法等の研究を進めている。なお、昭和二十八年度は暫定的に前年度と同額程度交付の予定である。
国有林野の増改払下げ促進に関する請願（第三六五号）	同	国有林野整備臨時措置法の趣旨に従つて現地について調査の上処置したい。

製氷工場建設資金に関する請願（第四三三号）	同	資金融通申請について組合及び県当局から何等通知がないので、その手続をまつて検討したい。
米軍徳山貯油所沿岸海面立入禁止に伴う漁業損害補償等の請願（第九五四号）	同	一、立入禁止は昭和二十八年七月解除された。 二、立入禁止による漁業経営上の損失に対しては、補償処理中である。
千葉県九十九里浜射撃演習に関する請願（第一七三号）	同	一、演習実施については、昭和二十八年五月趣旨のとおり決定した。 二、損失は法律により補償されることになつている。
東京湾投びよう禁止区域設定に伴う補償の請願（第一八三号）	同	一、防潜網並びに投びよう禁止区域の撤廃については、目下慎重に協議中である。 二、防潜網及び水中聴音機設置に伴う漁業経営上の損失は法律により補償されることとなつた。
東京湾投びよう禁止区域設定に伴う補償等の請願（第五三九号）	同	一、防潜網並びに水中聴音機の撤去については、目下慎重に協議中である。 二、防潜網及び水中聴音機設置に伴う漁業経営上の損失中、昭和二十七年十二月までの分については見舞金を支給した。なお、今後は法律によつて補償されることとなつた。 三、漁業者に対する長期低利の融資については、適切な措置を考究中である。
水産施設に対する津波災害復旧費助成等の請願（第七三五号）	同	漁業施設の復旧に関しては、昭和二十七年法律第三百五十七号により善処することになつている。
三陸津波の漁業等被害対策に関する請願（第八九三号）	同	漁業施設の復旧に関しては、昭和二十七年法律第三百五十七号により善処することになつている。漁業権免許料の免除に関しては、当該海区漁業調整委員から免許料の減免申請書が提出されているので、納付に関する負担を軽減すべく、目下検討中である。
三陸津浪による漁業被害補償の請願（第四六二号）	同	漁業施設の復旧に関しては、昭和二十七年法律第三百五十七号によつて、その復旧資金の融通の円滑化が図られている。漁港施設の災害については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律によつて補助するもので、災害甚大の場合は、相当高率の補助をすることとなつている。
三陸沿岸災害復旧事業費国庫補助等に関する請願（第三六六号）	同	右に同じ。
林業技術普及員増員等に関する請願（第一九五号）	同	現在全国に林業技術普及員を配置し、森林組合と協力して直換森林所有者の技術指導を現地指導、集会指導等により行うは勿論、社会教育の一環として青少年に対する林業の指導をも併せ行つているが、趣旨にそうことは困難であるので、差し当り民有林面積七千町歩、森林所有者二千人に一人の普及員をおくべく三カ年計画をもつて実現を期している。なお、普及事業費の増額については将来努力したい。
北海道、東北両地方の急傾斜耕地等に関する請願（第五七〇号）	同	更に諸資料を検討の上方針を定めたい。
農業機械化普及促進に関する請願（第一一〇五号）	同	一、動力耕耘機その他の重要農機具の導入促進のため、昭和二十七年度においては農林漁業資金融通特別会計によつて一億円を融資、二十八年度においては同金融公庫によつて四億円の融資が予定されているが、将来この融資額は更に増加を図るよう努力したい。 二、重要農機具の生産改良及び利用普及のための施設としては、すでに種々実施しているが、更に充実を図る必要があると考える。 三、重要農機具の改良普及助長に関する法律制定については、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の制定をみた。
めい虫防除費国庫補助増額に関する請願（第六二一号）	同	現在以上補助金を増額することは困難である。
愛媛県の早場米奨励金等に関する請願（第一〇五二号）	同	一、早場米奨励金は端境期の食糧確保にその主眼をおいているので、結果として早場米

米価決定に関する請願（第七六六号）	同	地帯に厚くなるのはやむを得ない。 二、割当の遅延については、今後改善するよう努力する。 三、昭和二十七年においては、早場米交付期限の終期を前年より二十日間延長して、諸種の事情に即するようにした。 四、五等米には、早場米奨励金を交付しないのを原則としている。 五、昭和二十七年産米についての供出完遂奨励金は基本米価ではないので、これによって所得の均衡をはかる考えはない。 米価決定に当つては、常に米価審議会に諮問し、その意向を尊重して適正な米価を決定するよう努力している。米価決定の時期については、できるだけ早期に決定したい考えで、昭和二十七年には従来より早く同年九月二十七日に告示した。
漁場の演習場指定反対等に関する請願（第八二四号）	同	一、日米合同委員会の下部機構である海上演習場分科委員会で協議中である。 二、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）」又は「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）」により、適正な補償をすることになつている。 三、日米合同委員会の下部機構で慎重に協議中である。 四、昭和二十七年十二月までの漁業経営上の損失については、昭和二十七年十二月支給されている。なお、防潜網による損失は今後「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）」により補償される。
岩国市姫子島駐留軍演習場の漁業禁止全廃等に関する請願（第九五五号）	同	一、姫子島附近の対地射撃及び爆撃訓練区域は昭和二十七年七月撤廃された。 二、航空禁止区域については、日米合同委員会の下部機構で慎重に協議中である。 三、英濠軍の演習による漁業経営上の損失は、補償金を立替払するべく協議中である。 四、航空禁止による漁業経営上の損失は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）により補償される。 一、鋭意検討中である。 二、要望の趣旨にそうよう慎重に研究中である。 三、根本対策としての繭増産、蚕糸業経営の合理化を図るとともに、他の適切なる増進策を講じてゆきたい。 四、要望の趣旨は承知し置く所存である。 五、繭処理の混乱防止には、農協組織を通じた教育宣伝に重点をおいて指導してゆきたい。繭価協定を円滑に行わしめるために、独禁法の一部改正（昭和二十八年法律第二百五十九号）で、農協側から繭販売の申込を受けた製糸業者等の共同行為は、独禁法の規定を適用されないこととした。 六、養蚕手形の貸付利率の引下は機会を見て実現に努力したい。 蚕糸金融機関設置は、現在の情勢では困難と思われる。 七、製糸機械改善には、日本開発銀行より自動繰糸機設置のための融資を行つており、設備資金については、中小企業金融公庫より融資を受けられることになつた。 八、昭和二十五年度より蚕業技術員のうち優秀な者を県の嘱託普及員に任じ、これに対し嘱託手当を補助しているが、この体制の拡充強化により目的を達しうるものと思われる。 九、目下慎重に再検討中である。 十、優良桑苗確保施設の拡充強化による桑園の拡充には、昭和二十七年度より十年計画をもつて、約八万町歩の老朽桑園の改植を図るため、優良桑苗の確保対策を強力に推
蚕糸業振興に関する請願（第一〇二一号）	同	

積雪寒冷単作地帯農業振興事業に関する請願（第五六五号）	同	進することとしている。 稚蚕共同飼育施設については、小規模施設を二十七年度以降八カ年計画をもつて国庫補助により奨励することとし、大規模施設には農林漁業金融公庫より設備資金を融通し、その育成助長を図つている。稚蚕共同桑園の普及については、今後努力したい。
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に伴う国庫補助増額等の請願（第七五九号）	同	繭増産奨励については、二十八年度予算においても、前年度に引き続き、相当額を計上する等その対策に遺憾なきを期している。
中小企業金融対策に関する請願（第八八五号）	通商産業省	蚕糸に対する試験研究については、種々助成の途を講じているが今後なお、努力したい。蚕無技術指導所の増設については、二十八年度において全国に二八〇カ所設置しており、概ね養蚕の行われている郡に一カ所の割合で三七七カ所設置できるよう、その増設につき努力したい。 繭検定の経費に対する国庫補助金については、今後もその増額について努力したい。 水引問題については、その解決の一方策として、繭検定所の設備を一般製糸工場の繰糸型態の実態と即応するよう改設し、二十八年度以降三カ年計画で再試験することとし、目下試験実施中であり、その結果を資料として更にこの問題の解決に努めたい所存である。
同	同	一、振興法の改正については、各種事業の進捗状況等も勘案し今後とも研究したい。 二、土地改良補助対象面積の引下げ等については、今後ともあらゆる機会を利用し趣旨にそうよう努力したい。
同	同	右に同じ。
中小企業者に対する金融対策に関する請願（第九六三号）	同	中小企業の振興に必要な長期且つ安定した資金を国家資金をもつて供給するため、中小企業金融公庫の創設を準備中である。金融の受入態勢は今後も確立に努めたい。中小企業信用保険制度の改善及び信用保証協会の法制化については、それぞれ準備中である。 中小企業金融公庫の設置及び本年度税制改正等によつて請願の一部は実現を見る予定であるが、その他の点については検討努力したい。なお、日銀別枠融資の拡大は現状では困難である。又検査制度については、日本業者の技術が向上すれば規格の彼我融通が可能であると考える。
電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願（第五〇号）	同	電気工事業者及び電気工事人の取締の規定の立法化について検討中である。
島根県江津町元大阪陸軍造兵しよう石見製造所再開に関する請願（第八八六号）	同	株式会社日本製鐵所が、同所の転用を希望し、土地建物を原所有者（山陽パルプ工業株式会社）から借受の諒解を得た上、黄銅鑛滓の生産に活用すべく払下申請書を提出しているが、同社は過去において鑛滓生産の経験を有し、技術も相当優秀なので他に有力な競願者がない限り、同社に払下げてその活用を図らせることが適当と考えられるので、目下関係省と協議し払下の手続を進めている。 今後も更に一層請願の趣旨にそうよう努力したい。
小名浜港修築工事促進に関する請願（第八二三号）	運輸省	避難港整備工事として防波堤が着工出来るよう努力中である。 今後十分調査の上善処したい。
静岡県下田港の避難港工事促進に関する請願（第八二七号）	同	昭和二十八年度完成をみる予定である。
岡山県味野港改修工事施行に関する請願（第一〇二九号）	同	昭和二十七年十月従来の二千しよく光から一万二千しよく光に増大したが、目下のところこの程度で支障ないと考える。
青森港中央ふ頭臨港鉄道整備に関する請願（第六〇二号）	同	燈台を設置することは、昭和二十九年度予算要求に計上して実現すべく計画中であるが、無線方位信号所については、後年度に実施する所存である。
長崎県若宮島燈台しよく光増加に関する請願（第四二七号）	同	最近の実状について十分に検討のうえ復活の可否について研究することにしたい。
八丈島大越ケ鼻に燈台等設置の請願（第七〇一号）	同	
鉄道嘱託医の往診用パス復活に関する請願（第一〇四八号）	同	

帽子の鉄道運賃引下げに関する請願（二件）（第一六八、一二九四号）	同	昭和二十八年二月の貨物運賃等級改訂の際、十分検討したのであるが、かさ高品である関係上、割増率を変更することは、困難であつた。
レンガ等の鉄道貨物運賃改訂等に関する請願（第五八四号）	同	昭和二十八年二月の貨物運賃等級改訂において、レンガは従来五級であつたのを八級に、建材ブロックは従来五級であつたのを八級に、それぞれ引き下げた。
い製品の鉄道貨物運賃軽減に関する請願（第六二九号）	同	昭和二十八年二月の改訂において、四級に引上げられたが、小型二屯、中型三屯、大型六屯の減屯を適用したので、実質的には従来に比し引上げにならないよう措置した。なお、当分の間遠距離について運賃割引の措置を実施した。
麻綱の鉄道貨物等級改正に関する請願（第九二七号）	同	昭和二十八年二月の改訂において、麻綱は従来の三級を据置いたため、減屯を加味すると一七%の低下となつている。なお、綱は一部水産用に使用されるとしても、他にも多量に使用されるので、漁網と同様にすることは困難である。
綿漁網の鉄道貨物等級改正に関する請願（第九二八号）	同	昭和二十八年二月の改訂において、これを特別一級に編入し、従来に比し負担の増加を来さないよう措置した。
野菜の鉄道貨物運賃引上げ反対に関する請願（第一〇八二号）	同	昭和二十八年二月の改正に当つて、特に最低等級の特別三級に編入し、さらに減トンを適用することとし、従来に比し負担の増加を来さないよう措置した。
三陸沿岸縦貫鉄道完遂促進に関する請願（第九五三号）	同	今後も十分研究したい。
小本線鉄道延長工事施行に関する請願（第八八八号）	同	今後更に研究したい。
猪谷駅、神岡町間鉄道敷設促進に関する請願（第三五三号）	同	右に同じ。
大畑鉄道敷設促進に関する請願（第六〇〇号）	同	工事再開については今後更に研究したい。
遠信鉄道敷設に関する請願（第七三〇号）	同	今後更に研究をしたい。又飯田線の付替敷設は、静岡県側となり、工事着手の準備を進めている。
只見線鉄道敷設工事促進に関する請願（三件）（第七三一、七五二、七七四号）	同	今後更に研究したい。
野岩羽線鉄道敷設促進に関する請願（第七六二号）	同	右に同じ。
赤穂線鉄道敷設促進に関する請願（第八四〇号）	同	早急に全通するよう努力したい。
橋場線鉄道復活等に関する請願（第一一四五号）	同	雫石、橋場間は営業休止線であるが、建設未成線の生保線（橋場、生保内間）建設と密接な関係があるので、その復活については、生橋線の着工とあわせて研究したい。なお、新駅の設置についても同時に考えたい。
三陸鉄道石柳新線に関する請願（第一八〇号）	同	今後も十分研究したい。
直江津、越後湯沢両駅間鉄道敷設促進に関する請願（二件）（第四〇七、一〇六五号）	同	今後更に研究したい。
青森漁港臨港鉄道敷設に関する請願（第六〇一号）	同	なお今後も研究したい。
釧勝線鉄道敷設に関する請願（第一〇二八号）	同	今後なお研究したい。
国鉄新線敷設に関する請願（第三一二号）	同	国鉄の新線は、すべて鉄道敷設法第一条別表にかかげられたもののうちから建設するのであつて、現在は運輸大臣が鉄道建設審議会に諮問し、その答申に基いて国有鉄道総裁から建設許可の申請をし、運輸大臣の許可があつて始めて建設することになつている。なお路線の選定等については、審議会においてその路線に関係のある地方鉄道等の交通機関の状況等交通政策的観点から十分勘案して慎重審議の上答申されている。
越美北線鉄道敷設計画に関する請願（第一一三四号）	同	路線の選定に当つては、その路線に関係ある地方交通機関の状況等を十分勘案して慎重審

大宮、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願（第二一三号）	同	議されている。なお、補償については、今後も十分研究したい。
大間港国営修築工事促進に関する請願（第六〇三号）	同	目下調査研究中であつて、今後の資金その他をにらみ合わせてできるだけ早い機会に逐次実施したい。
秋田県に測候所設置の請願（第八八七号）	同	停泊地の造成を継続実施中であつて昭和二十九年度に完成の予定である。新航路の開設については、現在のところ計画はない。大畑、大間間の工事再開については更に研究したい。
東京都府中町の市外電話回線増設等に関する請願（第八一七号）	郵政省	早急に実施することは困難と考えられる。昭和二十七年度計画として市外線二回線を増設ずみでありなお二十八年度にも二回線増設するよう準備している。また、準即時通話方式については、早急実現は困難な状況である。
神奈川県秦野町電報電話局庁舎建築促進に関する請願（第一〇四一号）	同	できるだけ早い機会に実現を図るよう研究中である。
東京都砧に電話自動局設置促進の請願（第六〇八号）	同	改式合併については、早急実施は困難であるが、昭和二十七年度において電話局敷地は購入ずみで、二十八年度に局舎新築を完了し、二十九年度に開局する予定である。なお、現局舎において、二十七年度末に交換台一台を増設し、要望の一端にそうよう措置した。
東京都豊島区電話局整備拡充資金に関する請願（第一二一七号）	同	昭和二十八年十月に池袋電話局の新設開局をしたので、相当加入電話を収容しうる見込であるから逐次要望にそうよう努力する。
電話の整備拡充に関する請願（第一二一六号）	同	設備の拡充を強力に推進するため、種々努力を尽しているが、根本的には拡張資金の問題であつて、このためには資金の大幅な投入が必要である。折角このために努力している。
福島県荒海村簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願（第四七一号）	同	早急実現は困難と思われる。なお、無集配特定局に昇格しても電話交換事務を取扱うとは限らず、現在のところ交換台設置の予定はない。
高知県上分村に郵便局設置の請願（第七一七号）	同	早急実現は困難と思われる。なお、不便を救済するため昭和二十八年三月から簡易郵便局を設置した。
栃木県宇都宮郵便局庁舎建築に関する請願（第一〇六四号）	同	早急実現は困難と思われるが、他との均衡をみてなるべく早い機会に新築することとしたい。
植物種子の郵便料金改正に関する請願（第一一二一号）	同	将来の参考としてなお考究のこととする。
大分市に九州東回り無装荷ケーブル布設等の請願（第八三三号）	同	差し向き実施困難である。なお、総合局舎工事の実施等については、更に所要資金の見透しのつき次第可及的すみやかに計画のこととしたい。
神奈川県茅ケ崎電報電話局庁舎新築に関する請願（第一一六七号）	同	できうる限り早急に新築して、迷惑を解消したい所存である。
群馬県沼田電報電話局庁舎新築等に関する請願（第一二九六号）	同	局舎新築については、早急実現は困難である。同局にはまだ交換台増設の余裕があるので、昭和二十七年度に一台を増設し、なお、二十八年度にも交換台一台を増設するよう計画している。
技能者養成制度確立に関する請願（第一〇五五号）	労働省	一、技能者養成に対する経済的援助については昭和二十八年度より助成する予定である。 二、教材については、各技能種目毎に技能者養成指導員指導書を逐次刊行しつつあるが、習得者の用いる教科書についても、全国的に統一したものを整備するよう努力したい。 三、技能者養成の指導については、都道府県労働基準局並びに労働基準監督署の職員をして、事業場の技能者養成の実施に対する指導の任に当らしめ、特に積極的に専門的、技術的指導援助を与えるため、各局に専任又は兼任の地方技能養成指導官を配置しているが、今後とも更に充実に必要なる措置を講じたい。

けい肺特別法制定に関する請願（第九五六号）	同	単独法を制定することは各種の問題があるので、目下慎重に研究中である。
北海道美唄市に労災病院設置の請願（第四八二号）	同	充分検討したい。
福島県に労災病院設置の請願（第一四八号）	同	設置に努力したい。
名古屋市に労災病院設置の請願（二件）（第一四三、六七二号）	同	右に同じ。
広島県呉市に中国、四国労災病院設置の請願（第五八五号）	同	右に同じ。
失業対策日雇労務者の最低生活確保に関する請願（第七四九号）	同	一、失業対策事業従事者に年末手当の支給は不可能である。しかし昭和二十七年末においては、十二月に限り特に三日分の賃金を増給した。 二、昭和二十七年十二月においては、特に就労日数増加の予算措置を講じ、池田市の日雇労務者に対しては、平均二十八日を就労せしめた。 三、池田市における現行賃金は妥当なるものと考える。
失業対策日雇労務者の最低生活確保に関する請願（第七七五号）	同	一、長崎県における失業対策事業の現行賃金は妥当なものと考える。 二、失業対策事業の国庫補助については、目下増額すべく努力中である。 三、失業対策事業従事者に年末手当等の支給は不可能である。しかし、昭和二十七年末においては十二月に限り三日分の賃金増給の措置を講じ、更に二十八年夏においても三日分の就労日数の増加若しくは賃金増給の措置を講ずることにした。
災害土木工事の早期完成に関する請願（第五七四号）	建設省	公共土木施設に対する災害復旧事業は国家財政の現状から、その完成が数年度に亙つている状況であるが、復旧事業の促進強化及び国庫負担額の早期交付に関して、予算の増額等を始めとして種々努力を傾注し、その実現を期している。なお、災害復旧正常化については、請願の趣旨を尊重し、速かな実現に努めたいと考える。
災害復旧促進に関する請願（第二三八号）	同	災害復旧は、国家財政の現状から、その完成に数年度を要している状況であるが、復旧事業の促進強化については、予算の増額等を始めとして、種々努力している。なお、災害対策基本法の制定等に関しては、慎重に検討したい。

参議院会議録正誤

頁	段	行	誤	正
○第二十二号				
三五四	四	二九	次条第二項	次条第一項
○第二十三号				
三六七	一	一九	につては、	について、
○第二十四号				
四九一	五	終四	第十六号	第十五号
〃	〃	終三	第十七号	第十六号
○第二十六号				
五五八	一	一五	自転二輪車	自動二輪車
○第三十三号				
六四〇	一	五	第四十条	第四十九条
○第三十七号				
六八四	三	一四	適用する。	適用する。この場合においては、他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併町村は、新たに設置された合併町村とみなす。
○第三十九号				
七三〇	三	終二	「土地	「、土地
○第四十三号				
八五九	二	二〇	法律第六十一号	法律第六十一号
〃	五	三		
〃	〃	二四		
〃	〃	二五		
○第四十四号				
八六六	四			十七行目の次に左の一行を加えるの誤 附則第二項中「九　固定資産税」を「十　固定資産税」に改める。
九〇〇	三	二六	整理改善	整備改善
○第四十六号				
一〇〇六	四	六	旧政府契約	旧政府の契約
〃	〃	三		
○第五十一号				
一〇九一	一	七人		に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「又は地方公共団体の議会の議員」を「、地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員に、「前項各号」を「前項各号又は第四項本文」に、「同項」を「前項本文及び第四項本文」に改め、同項第四号中「地方公共団体の議会の議員」の下に「又は教育委員会の委員」を加え、同条第四項
○第五十二号				
一一七一				二十行目の次に左の一行を加えるの誤 第四十三条第六号中「第四項」を「第四項（同条第六項で準用する場合を含む。）」に改める。
○第六十二号				
一三三	五	三	監理	管理

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部　十五円（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）三一五五　振替東京一九〇〇　官報課